Digitized by the Internet Archive
in 2011 with funding from
University of Toronto

http://www.archive.org/details/manmzensh05mina

満蒙全書

第五巻

5510

DS
782
M35
v.5

LIBRARY
APR 1 1976
UNIVERSITY OF TORONTO

CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

第五巻

商業

目次

第三編　貿　易

凡例

一　滿蒙の交通は是を鐵道、水運、通信及道路交通の三編に分ちて其大體を解説したものである。

二　擔當者たる余の淺學短才なると、時日切迫の爲め調査研究充分ならざりしに依り、大方諸氏の期待に副ふべき良書を物し得なかつたことは私に遺憾とする所である、後日更に研究、刪改する所あるであらう。

三　本書は關係各地に就て實地調査せるものと、左の書籍を參考として、編纂したものである、茲に書目を記して原著者に謝する。

支那の鐵道（鐵道院運輸局）　支那鐵道關係條約集、滿蒙通覽（福昌公司）　滿鐵關係條約集（滿鐵調査課）　滿鐵十年史、滿鐵統計年報、同營業一般、四洮及吉長各鐵路公報（各鐵路管理局）　時局と東淸鐵道（滿鐵調査課）　東支鐵道南部線監理局月報（長春管區監理局）　吉長鐵道（曲尾辰二郎）　安東誌（安東商業會議所）　營口誌（營口商業會議所）　遼河水運（四鄭鐵路局）　第二松花江の水運（滿鐵調査課）　鴨綠江（大崎峯登）　道路誌（關東都督府陸軍部）　東部內蒙古誌（同上）　滿蒙交界資料（滿鐵調査課）

四　附圖は土井、越山の兩課員を煩した

大正十年八月　　擔當者　竹內虎治

交通

目次

第二編　水運……一

第三編　通信及道路交通……一

第一章　支那側の通信……一

凡例

一、本書は滿蒙に現存せる各種の通貨、金融機關及金融狀況に關し極めて概略の說明を試みたものである。

一、本書は短時日の間に忽々脫稿したものでもあり、且つは場所により信憑すへき資料に疎密かあつた爲め、考覈宜しきを得す、說明の足らさるもの決して尠くはあるまい、將來書中の誤謬或は不備の點を檢出した時は隨時删改すへきてあらう。

一、終りに臨んで此編纂か多くの人々に負ふた事を云はなけれはならない、就ては自分の參考又は引用した書類雜誌を左に揭け此際感謝を捧けるものてある。

漢文書籍及彙報類

金史、文獻通考、瀋陽縣志、吉林通志、民國財政史、中華銀行史、內國滙兌計算法、幣制彙論、東三省金融幣制論、財政月刊、銀行月刊、銀行週報、農商統計、政府公報、政治官報

邦文書籍及彙報類

支那幣制改革論（山本唯三郎編）滿洲に於ける通貨及金融（笠原博著）支那金融機關（東亞同文會編）滿洲に於ける

通貨及金融（正金銀行共編）支那政治地理誌（大村文學士著）蒙古地誌（柏原濱田著）奉天經濟十年志（奉天商業會議所編）長春事情、營口事情、南滿洲の商業（外務省編）大連商業會議所統計年報（同上）清朝全史（稻葉君山著）大正九年度北支那貿易年報（滿鐵調査課編）南滿洲經濟調査資料（滿鐵調査課編）支那東三省通貨一班（朝鮮銀行譯）中國主要銀行要覽（同上）關東廳財務課諸資料、西比利亞通貨一覽表（大藏省理財局）滿蒙實業彙報（大連商業會議所）通商公報（外務省）朝鮮銀行調査彙報、同銀行月報

大正十年八月

擔當者　高久肇

貨幣及金融

目次

第二編　金融機關……二五九

凡例

一、本書は滿蒙に於ける度量衡及地積の規矩か諸般調査の基礎たるに拘らす、未た其根據的數字を缺くを遺憾とし、聊か諸資料を集め、その斯くあるか儘を現はしたものてある。

二、本書に引用又は參考として書類は左の如くてある。

中外權度比較表（農商部編）　滿洲事情第二輯（外務省編）　蒙地（滿鐵調査課編）　一般民地（同上）　滿蒙の大勢（同上）

大正十年八月　　擔當者　高久肇

度量衡

目次

凡例

一　滿蒙に於ける保險事業は何等見るへきものなく民度低き土民には保險は未た餘り重要視されて居ない是は經濟組織の幼稚なるを示すもので只少かに滿洲に在住する本邦人及之と近接する少數の土着民間に限られてあるのみて契約會社も殆んとか本邦人の會社である、從つて滿蒙の保險事業と云ふ實は同地に於ける本邦人の保險業の狀態と云ふ形となる、土民獨特のものては鏢局なる保險制度あるも之も時勢の趨移と共に日に日に衰へてる。

一　此書編纂に當り左記の圖書より有益なる參考資料を得た。

大連商業會議所統計年報（大連商業會議所）　滿蒙經濟彙報（同上）　保險統計表（大連三井物產會社）　第十四統計書（關東廳）

大正十年八月

擔當者　平田五郎

同　程島芳一郎

保險

目次

商業

第一　國內營業

第一章　總說

滿蒙の地、東三省及三特別區域は其面積約六萬餘方里人口二千萬以上と稱せられ農產及畜產の饒かなると共に鑛產の豐かなる又極めて垂涎を禁じ得ぬ處である。

然れども其商業狀態を通觀すれば二三大都市は暫く例外とし他はビューヘル氏の所謂國民經濟の初期に屬するものにして交易信用狀態よりせば物品交換時代より漸く貨幣經濟時代に入りたるものでフリドリヒリストの即ち生產分業よりは牧農手工業期にあるものと考察される。

從つて其商業組織を見るに新舊混淆し判別に苦しむものがある、滿洲の一部及蒙古未開放地帶にては交通不便の爲め隊商の制度行はるゝあり、又滿蒙を通じて各地に市なるものあり一定の場所及時日を定め農工商貨物を陳列賣買するあり、其狀恰も種族貿易時代又は都市經濟時代

に髣髴として居る、然れども全體を通じて之を見るときは一定店舗を設け四方の賣買に從事するものにして歷然小賣、卸賣、仲買、問屋の區別あり問屋の如きは各省又は海外に支店又は取引所を有し營業盛大に信用亦深厚なるものがある。

商賈中注目すべき第一は仲買組合の行はるゝことである、凡百の手工業より仲買問屋に至る迄殆と之を組織せざるなく彼等は皆共同の危險を排除し共同の利益を增進せんとするので所謂歐洲中のギルトの本色を備へて居る、次に第二は專賣特權の稍行はるゝことである、茶當(質屋)、牙行(仲買)等の業務は政府より特權を附與せられたるものに非ればこを營むこと能はぬ。

以上により觀れば支那の經濟組織は未だ極めて幼稚なるもので之より漸く完全なる國民經濟に進まん道程にあるものである、然れども近時對日本其他との貿易は日に進み南大連より西營口より東安東又浦鹽より關門開かれ大戰以來大連は滿蒙の唯一の大吞吐港となり、輸出入の貿易額は駸々として停止する事を知らないといふ有樣であり、加ふるに大正四年五月日支條約によりて、日本臣民は南滿洲の各地に於て自由に居住來往し、各種の商業其他の業務に從事する事を得るに至つた爲め、從つて他の最惠國條約をなせる各國民も亦之と同等の權利を獲得する事を得、即奉天省及吉林省の南部は該條約によりて包括的に開放されたる次第であるから滿洲の

全部及蒙古の一部分は遠からずして全部自由主義に達すべきは疑ひない、今左に支那が條約其他によりて居住貿易の爲從來開放したる滿洲の都市を擧げ以て現在及將來の滿蒙商業は之等の各地を中心として振張さるべきであることを留意すべき參考とする。

滿蒙の開市場

省名	開市場	開放事由
奉天	牛莊	一八五八年六月英清間天津條約により一八六一年開放
	安東	一九〇三年米清條約により開放を約し一九〇七年三月より實行す
	大東溝	同上
	奉天	同上
	鳳凰城	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約により開放
	遼陽	同上
	新民	同上
	鐵嶺	同上
	通江口	同上
	法庫門	同上

吉林	一吉林	明治三十八年十二月日清滿洲善後協約により
	哈爾賓	同上
	長春	同上
	長春（寬城子）	同上
	寧古塔	同上
	三姓	同上
	綏芬河	一九〇八年清國自開放す
	龍井村	明治四十二年九月間島に關する協約により開放す
	局子街	同上
	頭道溝	同上
	百草溝	同上
黑龍江	齊々哈爾	明治三十八年日清滿洲善後協約により
	璦琿	同上
	海拉爾	同上

一滿洲里　同上

恰克圖（買賣城）　一七四〇年十月恰克圖界約及一七九二年恰克圖條約により露の爲に開放せらる

庫倫　一八八〇年愛琿城續約により露の爲に開放せらる

烏里雅蘇臺　一八八一年二月伊犂條約により露の爲に開放せらる

蒙古

科布多　同上

蒙古各盟　一八六二年中俄通商章程により開放の事を約す

赤峯　一九一三年支那政府自ら開放す

洮南　同上

第二章　商業組織

經營別

滿洲の支那商店は其組織雜多であるが大別して之を單獨經營及共同經營の二に區別さるゝ、然して共同經營は多けれども單獨經營は極めて少ない、前者の多きは支那人一般の通有性として官紳も勞働者も利慾觀念熾烈で加ふるに完全なる貯蓄機關缺乏せるが爲、余財あれば比較的安全なる利殖方法の商業に投資さるゝからである。其等の資本額は三四千萬元より四五千元で現在滿洲に於ける支那商店中比較的資本の充實して大取引をなすものは山東、廣東省人最も多く、之に次ぐは直隷、山西省人の經營に係るとのである、單獨經營所謂自家營業の場合は別に說述するの必要無けれども、共同經營即合名若くは組合組織にして且其出資の株式的なるものゝ一例を擧げて組織並經營の梗概を說明すれば左の如し

組織の內容

組織　資本主は之を財東(ツァイトン)又は東家(トンチャ)と稱し、營業支配人は之を掌櫃(チャンクイ)的と稱する、財東と掌櫃的とは普通其居住を異にし店內一切の業務は悉く掌櫃的の意のまゝに行はれ、從て店員は總て其管理監督に屬するものである、今大店舖の開設に要する組織の一例を擧ぐれば左の如し。

財東(又は東家)　普通商店內には居住しない

第一掌櫃的　總辦又は頭掌櫃的ともいふ

第二掌櫃的　副總辦又は二掌櫃的ともいふ

以上は支配人とも稱すべきもので我國の番頭以上の權力あるものである、以下三掌櫃四掌櫃と稱するも我國の何番々頭といふに同じ。

夥計二十三名

內　櫃　的（管　賬　的）—簿記計算

外　櫃　的（管跑街的）—外廻手代、庶務係

欄櫃上的（管賣化的）—販賣係

學賣買的（學生意的）—商業見習

大師傅的（厨　　子）—食事係

打　更　的（更　　夫）—夜番

使用人の數は營業の種類によりて同一でないが大商は百餘名小商は十數名を使用し我國の商店に比すれば頗店員の多きが普通である、

使用人の種別東家

一、東家　商店の資本主の謂にして、商店設立の如何によりて東家又は股東（クートン）、財東（ツアイトン）、領東（リントン）等の

稱呼がある、即股東とは株式會社に於ける株主又は合名及合資組織に於ける社員を意味し、財東とは所謂資本家の意味で單に資本を貸與するもの、領東とは自己の名義を以て他人の資本を使用して商賣するものをいふのである、更に其等の權限に就て言へば、東家は店務一切の事總て自己の權限の下に支配し、商店の開閉も亦其自由意志によりて決するものであるが、支配人なる掌櫃的に委任したる事項には干涉しない、股東は決算期に於て利益の配當を受け、店務大體の方針を議決するに與るも、日常に於ける營業上の事務は一切關係する、財東は領東を信用して營業せしむるものであるから、店內一切の事務は之を領東に一任して唯其利益分配に與ふるのみ、領東の職務權限は財東この關係を見れば自ら明で、唯東家の中でも公記協記によりて開始せる商業の場合は、自ら股東なると共に店內にありて東家の位置にあるものもある、之とて名は矢張り東家であつて營業上の事務は自己の意思によりて取計ふも、多少股東より掣肘さるゝは免れざる所である。

掌櫃的　二、掌櫃的　財東と掌櫃的との關係は普通の雇主と雇人の關係と異なり、財東は商業に對して資本を提供するも、營業横權は舉て掌的即總辦に一任し、特に重大な事件に對し掌櫃的より助言を求めらるゝ外は多くの場合干涉しない、故に掌櫃的の權力極めて重大なるもので一見自家

獨營の商業と異る處はない、故に掌櫃的の良否は財東の榮枯盛衰に影響する事なれば、其撰定の方法に關しては愼重の方法を採り其地方に於ける二三商店の保證を要し其推薦人の行爲に關し無限の責任を負擔するものである、故に財東は掌櫃的を雇ふにあらずして請致して其任に當らしむるものと言ふてよい。

此等の習慣は支那各省とも異なる所なく極めて秩序的に行はれ、其結果自身をして極度に責任を自覺せしむる故に最も良好なる制度である、此外財東と掌櫃的の關係は又種々なるものがある、純然たる財東と掌櫃的との關係にあるものもあれば掌櫃的も亦資本の幾部分を提供するものもある、掌櫃的は自家の生活費として一ヶ年二百元内外を月割にして支給さるゝに過ぎないのであるが外に利益の分配をも受くる其多寡は固より其人の手腕による、此利益分配の事を俗に吃分子（チーフエンツ）と稱へてある、次に二掌櫃的以下概頭掌櫃的の任命する處の技倆により夫々既記したるが如き階級的區分を附くるものである、掌櫃的の財東に對する營業の決算報告は三年每にするを普通とする、又副掌櫃的の頭掌櫃的を幇助する事我國に於ける支配人と副支配人との關係に異らない。

内櫃的

三、内櫃的（ネークイデ）　帳簿を司る事が本務であるが、大概庶務會計を兼ね、大商店にあつては金錢書信

若くば營業上の事項等により各特別の管賬的を置く。

外櫃的　**四、外櫃的**（ワイクイデ）　各店に少くも一二名多くは數十名を置き、常に市街を巡廻して探査し出入の貨物に注意し、總ての外交的事務に當るが、自らは賣買取引を決する權能は無い、唯有利の事業と見れば一々夫を掌櫃的に報告して其指揮に從つて行動するのである。

欄櫃上的　**五、欄櫃上的**（ランクイシャンデ）　店頭にあつて來客に接し掌櫃的の命により賣買に從事するものである。

學賣買的　**六、學賣買的**（シャヲマイマイデ）　我國に於ける丁稚小僧の如きもので、店内の雜役に從ひ傍ら取引の消息を見習ふものである、其業務に習熟すれば段々に陞進する。

掌櫃的以下の雇人は皆月給取りで少きは三四兩多きも十餘兩位之を稱して吃勞金（チーラヲチン）と言ふのである。

營業狀態　店内の掌櫃的、内櫃的、外櫃的、學賣買的等の分掌は前述の如くであるが商客の店頭には欄櫃（高サ四尺幅二尺許の臺にて我が帳場格子樣のもの、雜貨店等にては臺上に商品を陳列する）といふものがある、掌櫃的とかの名稱は之に由來したものである、由來商店は黃昏時の點燈と同時に店先を閉ぢ、夜間の賣買をなさゞる習慣なるが、近來多數邦人の入込みたる爲め、鐵道沿線の大市街にては夜間も尚開店するものがある、又大小各商店も一切女子を使

用しない、商家は陰歷十二月末日より全市戸を閉ぢ休業し、翌年正月五日に至る六日間は全然取引を停止し、六日より漸く開店するが、之とても十五日即元宵節までは僅に午前半日位にて十六日より始めて平常に復し營業する、尤も近來は十二月末日は尙營業するものあるを往々見受くる、休日以上の外五日五日の端陽節、八月十五日の中秋節の兩度は半日づゝ休業する、唯藥屋は四月二十八日の藥王祭日に戸を閉ぢて休業し、一日宴飲流遊し、染物屋は九月九日の重陽節には祭缸といふて終日宴飲し、燒鍋は三伏の暑中に至りて三四週間の休業をする。

出資及決算の方法

出資及決算　出資の方法に二ある、其の一は現金を拂込むもので股(クー)又は錢股(チエンクー)と稱し、他の一は身股(シエンクー)といふて使用人が勞力を提供するものである、股份の數は一定しないが股內外を普通とし、一般の金額は一萬吊文以內のものが多い、又身股は店員の資格により高低あつて同じでない、決算期は三年又は五年を以て一期とするが普通多くは三年である、其小資本のものは一年一回で陰歷十二月末日より正月六日までに之をなす、故に決算期は普通三年目なるが此淸單賬によりて最後の決算をなし、始めて利益配當をなすものである、此決算を指して算賬(ソアンチヤン)といふ。

利益分配法

利益分配は議單（定款の如きもの）によりてするもので、各商店により異なるが、多くは財

東（資本家）六分、雇傭人四分位の割合である、以上の如く商店の決算は三年一回なるも每年末には掌櫃的以下の店員に勞銀（ラチーン）と稱して我國の賞與金の如きものを給與す、資本の多少を利潤の大小によつて異なるが大商店の普通の給與としては大掌櫃的六百元、第二掌櫃的三百元、以下の店員は二百三四十元より二十元位であるが、然し小商店は每年末に決算するを以て、此勞銀なるものを給與しない、大商店の三年目の決算には業務に精勵したるものは、身分を昇進せしむる外に算賬を給與され、其金額は大概夥計百元より五十元位まで又學買的は二十元位である。

商業帳簿の種類

商業帳簿　商業帳簿は滿洲各地共頗整頓しあるも商店によりて種類を異し又は同種のものも名稱を異にするものもある、左に主なるものを記さん、

一、逐日行市　商業上の事項總てを記入するもので我日記帳の如きもの。

二、往復　元帳ともいふべきもので其記入は取引先各戶の口座を設け各貸借關係を明にするもの。

三、暫記　覺帳の如きもので委託販賣、貨物買付、委託貨物、積送商品其他當該商店に於ける營業上直接の損益を生せぬものを記入するもの、言はゞ補助帳とも見るべきもの。

四、總記　日々商取引の損益計算を其日の終りに明細に記入するもので、其の商店が各戶に對

する貸借勘定は勿論貨物の買入賣上より手數料、利子の支拂收入等に至るまで總て取引に關する事項を詳細に記入すると共に、營業進行上の損益勘定を並記するもので支那商人のために唯一の主要簿である。

五、總清 總清は每次管期の終に總記より其儘清寫したるもので全く總記と同樣のものである商人は總記は日々記入するもの故亂寫を免れぬ故に帳簿保存の必要上より斯の如く清寫するものである、以上は支那商店に於て使用する帳簿の種類で其記入法は總て單記式で、我國從來の商人が使用したるものと其組織畧同じてある、以上の外左の補助簿がある。

一、公　用　每日賄方の費用及營業費を記すもの。

二、銀錢帳　日々金錢の出納を記入するもの。

三、進貨帳　商品賣買帳で仕入賣上を記入するもの。

第三章 商店種類

滿洲に於ける日本人及支那によりて設立された商店及會社の種類別中中華民國農商部刊行の第五次農商統計(最新)に依り支那の法規の下に支那人の設立した會社の營業別は左の如し。

(單位元)

業種	組織	奉天省 會社數	奉天省 拂込資本	奉天省 積立金	吉林省 會社數	吉林省 拂込資本	吉林省 積立金	黑龍江省 會社數	黑龍江省 拂込資本	黑龍江省 積立金
農夫	株式	—	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	株式合資	九	七七七、〇〇〇	一五、〇〇〇	三	五九二、〇〇〇	二、五〇〇	二	一九四、四四〇	二、〇八六
	合資	—	—	—	一	七五、〇〇〇	—	—	—	—
	合資有限	三	六六、〇〇〇	四九〇〇	一	一〇五、〇〇〇	—	—	—	—
	合名	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	未詳	—	—	—	一	一五〇、〇〇〇	二、三七六	—	—	—
	計	一三	二、八四三、三四五	一九、九二〇	六	九二二、〇〇〇	四、八五七	二	一九四、四四〇	二、〇八六
	株式	一	二四〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	株式合資	四	二六六、四七五	四、八〇〇	一〇	一、二二三、八六六	二五、八〇〇	六	三九、〇〇〇	六、三六二
	合資	一	一〇、〇〇〇	—	一	五〇、〇〇〇	—	—	—	—

業種	種類									
工業	合資有限	二	四二、〇〇〇	—	三	一二三、〇〇〇	—	—	—	—
	合名	三	六四、六六七	—	三	一五〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一	一〇、〇〇〇	—
	両合	—	—	—	一	八三、三三三	三、七九一	—	—	—
	未詳	—	—	—	四	五一七、三三三	—	二	二五〇、〇〇〇	—
	計	二	六四二、一四三	四八八〇	三	二、一三六、五三三	五一、五九二	九	五八九、〇〇〇	六、三六二
商業	株式	一	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	株式合資	—	—	—	七	六七四、七〇〇	六三、六三二	二	八三二、五二七	五五八、五二七
	合資	—	—	—	七	—	—	—	—	—
	合資有限	一	五、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	合名	一	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	未詳	一	五〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	二	四六、〇〇〇	—	二	—	—
	計	四	一一五、〇〇〇	一四、〇〇〇	九	七二〇、七〇〇	六三、六三二	二	—	五五八、五二七
水陸運輸業	株式合資	五	二九一、二五〇	一七、〇〇五	一	八七、三六〇	—	—	—	—
	合資	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合資有限	一七	四三、五〇〇	三、八〇〇	—	—	—	—	—	—
	合名	四	九、〇〇〇	一、六五〇	—	—	—	—	—	—
	未詳	五	三、七〇〇	四〇〇	—	—	—	—	—	—
	計	三一	三四七、四五〇	二二、八五五	一	八七、三六〇	—	—	—	—

滿洲に於ける日本人の設立したる會社別及外國人の會社並に支店、滿洲會社一覽（大正九年五月滿鐵地方部勸業課調）次の如し

A　邦人會社及日支合辦會社

1　商　業

イ　銀　行　業（本店之部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所々在地
株式會社正隆銀行	大連	二〇、〇〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇	遼陽、營口、奉天、旅順、長春、開原、撫順、錦州、鄭家屯、四平街
株式會社大連銀行	同	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	鞍山、開原
株式會社大連商業銀行	同	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
株式會社龍口銀行	同	六、〇〇〇、〇〇〇	二、三六二、五〇〇	龍口、哈爾賓
株式會社遼東銀行	同	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	金州、普蘭店、瓦房店
株式會社滿洲銀行	同	五、〇〇〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	
株式會社旅順銀行	旅順	一、五〇〇、〇〇〇	四八七、五〇〇	大連
株式會社貔子窩銀行	貔子窩	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
株式會社東華銀行	瓦房店	三、〇〇〇、〇〇〇	八二五、〇〇〇	大連

（支店ノ部）

株式會社東華銀行	瓦房店	三,〇〇〇,〇〇〇	八二五,〇〇〇	大連
株式會社營口銀行	營口	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	
株式會社振興銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇	三三五,〇〇〇	
株式會社南滿銀行	鞍山	一五,〇〇〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇	
株式會社鞍山銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	大石橋、鞍山
株式會社商工銀行	遼陽	五〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
株式會社撫順銀行	撫順	三,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	
株式會社奉天銀行	奉天	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
株式會社鐵嶺商業銀行	鐵嶺	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
株式會社日華銀行	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
株式會社開原銀行	開原	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
株式會社四平街銀行	四平街	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
株式會社范家屯銀行	范家屯	一〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
株式會社長春實業銀行	長春	二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
株式會社滿洲商業銀行	同	一,四〇〇,〇〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	奉天
株式會社通商銀行	鐵嶺	二〇〇,〇〇〇	—	

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
株式會社朝鮮銀行	京城	八0,000,000	五0,000,000	旅順、營口、遼陽、奉天、安東、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、哈爾賓、大連
株式會社横濱正金銀行	横濱	一00,000,000	六,000,000	營口、奉天、開原、長春、哈爾賓、大連
株式會社教育貯金銀行	東京	五00,000	二00,000	

ロ 金融信託業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
商事信託株式會社	大連	三,000,000	七五0,000	
大連取引所信託株式會社	同	三,000,000	二,000,000	
大連取引所錢鈔信託株式會社	同	三,000,000	一,五00,000	
大連貯金株式會社	同	一,000,000	五00,000	
大連共信株式會社	同	五00,000	一二五,000	
大連質業株式會社	同	二00,000	一00,000	沙河口
大連市場商興株式會社	同	五00,000	一二五,000	
株式會社大連三八競賣所	同	一00,000	二五,000	
大連共融株式會社	同	二00,000	五0,000	

株式會社 大連ビルブローカー	大連	三,000,000	—	
株式會社大同公司	同	六00,000	一五,000	
中央商事株式會社	同	1,000,000	一五0,000	
東亞商事株式會社	同	二,000,000	五00,000	
南滿商務信託合資會社	同	100,000	—	
日華證券信託株式會社	同	二,000,000	五00,000	
蓬萊信託株式會社	同	五00,000	一二五,000	
滿洲證券信託株式會社	同	1,100,000	二七五,000	旅順
滿洲貯金信託株式會社	同	二,000,000	六五0,000	旅順
滿鮮證券信託株式會社	同	100,000	二五,000	
合資會社山田錢莊	同	100,000	100,000	
遼東證券信託株式會社	同	二,000,000	五00,000	
東洋商事株式會社	同	1,000,000	二五0,000	
泰東信託株式會社	同	三,000,000	—	
南滿洲金融信託株式會社	同	1,000,000	二五0,000	奉天
大連金融株式會社	同	二00,000	—	
宏濟證券株式會社	同	三,000,000	七五0,000	
大連華商金融株式會社	同	二,000,000	五00,000	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿洲起業株式會社	大連	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
大信合資會社	同	[illegible]	三六,〇〇〇	
星ヶ浦小松臺建物株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	—	
滿洲不動產信託株式會社	同	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
大連商榮株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
常盤商事株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
合資會社卍商會	同	一〇〇,〇〇〇	—	
合資會社福株式店	同	三五,〇〇〇	—	
合資會社永和商會	同	一〇〇,〇〇〇	—	
大連勸業合資會社	同	一〇〇,〇〇〇	—	
南滿興業株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	—	
大同商事株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	—	
華東信託株式會社	同	一,五〇〇,〇〇〇	—	
大信商事株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇	
滿洲不動產貯金株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
浪花商事株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	

株式會社大連株式信託會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
大連華興株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
共榮信託株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
株式會社大連證券交換所	同	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
合資會社大福泰號	同	二五〇、〇〇〇	—	
西崗信託株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
大連信託株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
株式會社工友社	沙河口	一五〇、〇〇〇	三七、〇〇〇	
共濟信託株式會社	同	七〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇	
南滿信託株式會社	瓦房店	五〇〇、〇〇〇	—	
營口證券信託株式會社	營口	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
大海信託株式會社	大石橋	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
遼鞍信託株式會社	遼陽	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	鞍山
東省實業株式會社	奉天	三、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	長春、哈爾賓
中日合辦　滿洲企業株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
奉天信託株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	八七、五〇〇	撫順
滿洲晝夜金融株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
株式會社協同公司	同	二〇〇、〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
奉天競賣株式會社	奉天	三〇、〇〇〇	一二、五〇〇	
合資會社柏野商店	同	二〇〇、〇〇〇	—	
奉天取引所信託株式會社	同	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	
株式會社梅三商會	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
奉天證券信託株式會社	同	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
合資會社鐵嶺信託會社	鐵嶺	一五、〇〇〇	三、〇〇〇	
鐵嶺共成合資會社	同	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
鐵嶺取引所信託株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
合資會社鐵嶺信託公司	同	一三、〇〇〇	—	
鐵嶺商事信託株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
開原取引所信託株式會社	開原	二、〇〇〇、〇〇〇	八七五、〇〇〇	
開原錢業株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
開原實業信託株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
株式會社大隆銀號	同	二〇〇、〇〇〇	—	
開原商事株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
南滿融通貯蓄株式會社	昌圖	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	公主嶺、四平街、開原、鐵嶺、立山撫順、鄭家屯

（支店ノ部）

滿蒙貯金株式會社	四平街	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
公主嶺取引所信託株式會社	公主嶺	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
長春取引所信託株式會社	長春	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
長春信託株式會社	同	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
長春錢鈔株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
長春共立貯金株式會社	同	—	—
長春貯金株式會社	同	—	—
撫順興業株式會社	撫順	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
撫順信託株式會社	同	五〇、〇〇〇	三七、五〇〇
安東商事信託株式會社	安東	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
安東興業株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—
安東信託株式會社	同	三〇、〇〇〇	七、五〇〇
滿洲錢鈔交換株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—
合資會社　安東晝夜金融會	同	五〇、〇〇〇	—
株式會社　安東證券商品信託公所	同	二、〇〇〇、〇〇〇	—
合資會社丸三商會	旅順	一五、〇〇〇	—
合資會社東泰號	哈爾賓	四八、〇〇〇	—

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連債券株式會社支店	大阪	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	大連
明治公債株式會社支店	東京	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	大連、奉天
東洋拓殖株式會社支店	東京	二〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	大連、奉天

八　倉庫業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
南滿洲倉庫建物株式會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇	—	
貔子窩倉庫株式會社	貔子窩	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
營口倉庫汽船株式會社	營口	五〇〇、〇〇〇	—	
南滿倉庫信託株式會社	奉天	五〇〇、〇〇〇	—	
起業倉庫合資會社	同	五〇、〇〇〇	—	
株式會社撫順倉庫	撫順	五〇〇、〇〇〇	—	
吉林倉庫金融株式會社	吉林	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	長春
株式會社哈爾賓倉庫	哈爾賓	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
北滿倉庫株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

二　運輸業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社安部商會	大連	五〇、〇〇〇	—	
乾合名會社	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
河内合名會社	同	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
關東汽船合資會社	同	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
共同汽船合資會社	同	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
澤山汽船合資會社	同	五〇、〇〇〇	—	
山東運輸株式會社	同	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
神棧汽船株式會社	同	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
スミス自働車株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五 〇〇〇	
大連汽船株式會社	同	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	安東
大正海運株式會社	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
合資會社大三商會	同	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	神戸
合資會社辰馬商會	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
ツバメ自働車株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
東和汽船株式會社	大連	二,000,000	二,000,000	
滿洲商船株式會社	同	1,000,000	二五0,000	
南滿洲鐵道株式會社	同	200,000,000	一八0,000,000	東京
合資會社宮崎商會	同	100,000	100,000	神戸
村井汽船合名會社	同	100,000	100,000	神戸
遼東汽船株式會社	同	三五0,000	一五0,000	
合資會社信隆洋行	同	三,000	—	
大正汽船株式會社	同	100,000	—	
合名會社金星洋行	同	10,000	—	
滿洲運輸株式會社	同	1,000,000	—	
山陰運輸貿易株式會社	同	三00,000	—	
大連運輸株式會社	同	1,000,000	—	
滿洲自働車株式會社	同	1,000,000	—	
日ノ出自働車株式會社	同	五00,000	一二五,000	
合資會社吉田運輸公司	同	五0,000	—	
株式會社朝日商會	同	九0,000	—	

岡崎汽船合資會社	大連	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
大正通運株式會社	同	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
大平自働車株式會社	同	七五〇、〇〇〇	一八七、五〇〇	
旅順運送合資會社	旅順	四〇、〇〇〇	—	
貔普自働車運輸株式會社	貔子窩	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	普蘭店
丸二鞍山運輸合資會社	鞍山	一〇、〇〇〇	—	
中日合辦瀋陽馬車鐵道股份有限公司	奉天	一九〇、〇〇〇元	一九〇、〇〇〇元	
奉天自働車株式會社	同	一五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	
奉天運輸倉庫株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
遼源運輸倉庫株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	
長春運輸株式會社	長春	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
溪城鐵路公所	本溪湖	五七〇、〇〇〇	五七〇、〇〇〇	
合資會社安東運輸公司	安東	三、五〇〇	—	
北華通關運送株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大阪商船株式會社支店	大阪	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇六二、五〇〇	大連

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂入額	滿洲に於ける支店出張所所在地
小栗合資會社出張所	神戸	五〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	大連
鴨綠江運輸株式會社出張所	新義州	一〇〇、〇〇〇	—	安東
田中商事株式會社出張所	大阪	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	大連
內國通運株式會社支店	東京	五、〇〇〇、〇〇〇	二、一八七、五〇〇	同
滿鮮運送株式會社出張所	新義州	五〇〇、〇〇〇	—	安東
日本郵船株式會社出張所	東京	二五、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	大連
山口運輸株式會社支店出張所	神戸	一、〇〇〇、〇〇〇	—	大連、奉天、營口、鐵嶺、開原、長春、四平街、公主嶺、鄭家屯、ハルビン

ホ 保險業（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
共同生命保險株式會社支部	京都	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	大連
帝國生命保險株式會社出張所	東京	一、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	同
共濟生命保險株式會社出張所	同	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	同
日本生命保險株式會社出張所	大阪	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	同
日本徵兵保險株式會社出張所	東京	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	同
日清生命保險株式會社支店	同	—	—	同

〈貿易業（本店ノ部）〉

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社岩城商會	大連	一二五,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
合資會社臼井洋行	同	二〇,〇〇〇	—	
株式會社進和商會	同	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
合資會社大連貿易商會	同	一〇〇,〇〇〇	—	
株式會社大信洋行	同	一,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	遼陽
合資會社泰茂洋行	同	一〇〇,〇〇〇	—	
合資會社中寶公司	同	五〇,〇〇〇	—	
日華特産株式會社	同	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
日清貿易合名會社	同	一〇,〇〇〇	—	
合資會社富來洋行	同	一,九〇〇,〇〇〇	—	
滿蒙興業株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	
渡邊商事株式會社	同	一二五,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
大連三共合資會社	同	七五,〇〇〇	—	
株式會社永昌源	同	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
合資會社田中東亞商會	同	四〇〇,〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
亞細亞貿易株式會社	大連	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
滿洲貿易株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
杉山合名會社	同	一〇〇,〇〇〇	―	
合資會社大正商會	同	三〇〇,〇〇〇	―	
合名會社福來號	營口	五〇〇,〇〇〇	―	大連、長春
合資會社三有公司	同	一〇〇,〇〇〇	―	
合資會社松榮洋行	奉天	一〇〇,〇〇〇	―	
松大貿易株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
合資會社金丸商會	哈爾賓	三五,〇〇〇留	―	
合名會社吉祥洋行	同	七〇,〇〇〇	―	
株式會社三信商會	同	―	―	
東亞商業株式會社	同	―	―	
株式會社福田組	同	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地

株式會社安部幸兵衛商店出張所	橫濱	五,000,000	三,000,000	大連
一柳物産株式會社支店	神戸	二,000,000	五00,000	大連、哈爾賓
株式會社乾卯商店支店	大阪	一,000,000	五00,000	大連
株式會社梅田商店支店	東京	五00,000	—	哈爾賓
合資會社加藤洋行支店	天津	四00,000	四00,000	大連、奉天、長春、營口
株式會社共益社出張所	京城	五00,000	—	哈爾賓、長春
株式會社協信洋行支店	神戸	一五0,000	—	哈爾賓
合名會社鈴木商店出張所	同	—	—	大連、開原、長春、安東、哈爾賓
合資會社高田商會出張所	東京	一,000,000	—	大連
田中合資會社支店	大連	一五0,000	一五0,000	哈爾賓
田中善株式會社支店	釜山	一,000,000	一,000,000	大連、奉天、哈爾賓
合資會社東亞貿易公司支店	東京	一00,000	—	大連、立山、長春、哈爾賓
友田合資會社支店	同	三八0,000	三八0,000	大連
內外興業株式會社支社支店	同	四,000,000	一,000,000	大連
日本棉花株式會社支店	大阪	一0,000,000	六,二五0,000	大連、營口、鐵嶺、長春、開原、哈爾賓
日露實業株式會社出張所	東京	二0,000,000	—	哈爾賓
合名會社原輸出店出張所	橫濱	二00,000	—	哈爾賓
古河商事株式會社出張所	東京	一0,000,000	五,000,000	大連

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
三井物産株式會社支店出張所	東京	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	大連、營口、奉天、鐵嶺、開原、四平街、公主嶺、長春、吉林、安東、ハルビン、鄭家屯
三菱商事株式會社出張所	同	一五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	大連、哈爾賓
湯淺貿易株式會社支店	神戸	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	大連
大倉商事株式會社支店	東京	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	大連

ト 雜商業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社秋元商店	大連	有限 三〇、〇〇〇	—	
合名會社木村屋	同	一〇〇、〇〇〇	—	
合資會社小林商店	同	五〇〇、〇〇〇	—	
合資會社榮商會	同	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	
合資會社三盛商會	同	一〇、〇〇〇	—	
島喜合名會社	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
合資會社島田材木商會	同	一〇、〇〇〇	—	
合資會社鹽久呉服店	同	一六、五〇〇	一六、五〇〇	
合資會社柴田商會	同	二〇、〇〇〇	—	立山

大連購買株式會社	大連	五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	
滿洲藥品株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
合資會社泰東實業公司	同	五〇、〇〇〇	—	
合資會社武内洋行	同	八、〇〇〇	八、〇〇〇	
合名會社原田組	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	奉天
合資會社馬場商會	同	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
合資會社濱谷材木店	同	—	—	
合資會社福株式店	同	三五、〇〇〇	—	
滿洲特産株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
合資會社増井洋行	同	二〇、〇〇〇	—	
合資會社松田楠陽堂	同	四〇、五〇〇	四〇、五〇〇	
株式會社三星洋行	同	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
合名會社三津屋商會	同	三〇、〇〇〇	—	
合資會社水田浩氣堂	同	一〇、〇〇〇	—	
合資會社森松商會	同	三〇、〇〇〇	—	
株式會社ヤマト商會	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
合資會社山本商會	同	二五、〇〇〇	—	
合資會社友和洋行	同	八、〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連被服株式會社	大連	五00,000	—	
太田合資會社	同	五0,000	—	
合資會社三盛商會	同	10,000	—	
合資會社島松商店	同	五0,000	—	
合資會社內外物產商會	同	100,000	—	
合資會社正呂洋行	同	100,000	—	
大連屑物整理株式會社	同	[illegible]00,000	—	
株式會社調辨所	同	五五,000	—	
合資會社野口商會	同	一六,000	一六,000	
旭商事株式會社	同	1,000,000	二五0,000	
株式會社大連株式商品取引所	同	10,000,000	二,五00,000	
合資會社三吉商店	同	五00,000	—	
合資會社ヘ大商店	同	10,000	—	
株式會社食料品加工所	同	五00,000	—	
東亞圖書株式會社	同	五00,000	一三五,000	
陶榮合資會社	同	100,000	—	

合名會社小野木商會	旅順	四〇、〇〇〇	—	大連
旅順冷藏合資會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
山下合資會社	瓦房店	一〇、〇〇〇	—	
熊岳城殖產株式會社	熊岳城	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	
合資會社北原商店	營口	一〇、〇〇〇	—	
株式會社滿洲產公司	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
鞍山商事株式會社	鞍山	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
合資會社鞍山交輪舍	同	二〇、〇〇〇	—	
合資會社寶海洋行	同	一七、〇〇〇	—	
合資會社東省商會	立山	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
合資會社∧三調進舍	同	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
合資會社杉山商會	同	八〇、〇〇〇	—	
共榮商事株式會社	遼陽	一〇〇、〇〇〇	—	
齊藤忠合名會社	奉天	五〇、〇〇〇	—	
合資會社蓬萊石油洋行	同	五〇、〇〇〇	—	
株式會社滿洲共益社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	安東、開原、長春、哈爾賓
合名會社滿蒙商會	同	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
奉天商事株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
宮崎商事合資會社	奉天	三〇〇、〇〇〇	—	
滿洲寶玉商事株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	
合資會社滿洲實業公司	同	三〇、〇〇〇	—	
株式會社三井公司	同	二〇〇、〇〇〇	—	
合資會社怡信洋行	鐵嶺	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
株式會社鐵嶺商品陳列館	同	五〇〇、〇〇〇	—	洮南
合資會社大東棧	開原	六〇、〇〇〇	六、〇〇〇	
開原中和株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
東亞實業株式會社	同	三〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
富士合名會社	四平街	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
合資會社長春實業糧棧	長春	八〇、〇〇〇	—	
合資會社長春松茂洋行	同	六〇、〇〇〇	—	哈爾賓、雙城堡
株式會社長春共和公司	同	一〇〇、〇〇〇	—	
合名會社西幡洋行	安東	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
合名會社藤井兄弟商會	同	五、〇〇〇	五、〇〇〇	
合資會社村木洋行	同	一〇〇、〇〇〇	—	

本溪湖米穀株式會社	本溪湖	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
合資會社橋頭公司	橋頭	三、〇〇〇	—
撫順商事株式會社	撫順	一〇〇、〇〇〇	—
合名會社泰山洋行	吉林	一五、〇〇〇	—

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合名會社伊佐奈商會出張所	大阪	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	大連
株式會社岡田商店出張所	東京	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	同
嘉納合名會社支店	兵庫縣	五〇〇、〇〇〇	—	同
合名會社肥塚商店支店	堺	二五〇、〇〇〇	—	同
合名會社島久出張所	東京	八〇、〇〇〇	—	同
柴谷合名會社出張所	堺	二〇〇、〇〇〇	—	同
株式會社角田市郎兵衛商店支店	愛知縣	一〇〇、〇〇〇	—	同
東京電氣株式會社出張所	東京	六、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	同
中熊合名會社支店	和歌山	五〇〇、〇〇〇	—	同
株式會社日本蓄音機商會出張所	横濱	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	同
日本賣藥株式會社支店	東京	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	同
宅合名會社支店	堺	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	同
宮下木材株式會社出張所	神戸	一、〇〇〇、〇〇〇	—	大連、安東

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社睦商會出張所	京城	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	大連、哈爾賓
富士合資會社支店	大阪	二〇〇、〇〇〇	—	大連

2 工業

イ 化學工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
化學工業合資會社	大連	一〇、〇〇〇円	一円	
滿洲加留謨工業合資會社	同	八四、五〇〇	八四、五〇〇	金州、鐵嶺、立山、公主嶺、瀋陽、長春
滿洲バリユーム工業株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

ロ 油房業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連製油株式會社	大連	三〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円	
株式會社日華油房	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
株式會社三泰油房	營口	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
合資會社安部油房	安東	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	大連

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
日清製油株式會社支店	東京	三,〇〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	大連、開原、長春、ハルビン

八　釀造業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿洲釀造合資會社	沙河口	四五,〇〇〇	—	
滿洲清酒株式會社	大連	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
滿洲麥酒株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	旅順
合資會社日之出商會	同	一〇,〇〇〇		
合資會社瑞泰泉	立山	三〇,〇〇〇		
合資會社鞍山醬園	鞍山	七〇,〇〇〇		
滿蒙釀造株式會社	奉天	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
本溪湖製酎株式會社	本溪湖	五〇,〇〇〇	一二,五〇〇	
合資會社煙臺泉盛號燒鍋	煙臺	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
日本醬油株式會社出張所	仁川	一五〇、〇〇〇	—	奉天

二　商業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
旭煉瓦合資會社	大連	一九、五〇〇円	—	
合資會社協和昌煉瓦製造工場	同	四〇、〇〇〇	—	
三合窯場合資會社	同	三〇、〇〇〇	—	
仁發煉瓦製造合資會社	同	一〇、〇〇〇	—	
大連硝子合資會社	同	五、七〇〇	—	
合資會社日華窯業公司	同	七〇、〇〇〇	—	
合資會社復州粘土窯業公司	同	三〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	普蘭店
撫順工業株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	撫順
滿洲製陶株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
東亞煉瓦株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
大連石灰株式會社	同	三〇〇、〇〇〇	—	

大連硝子工業合資會社	大連	一四〇、〇〇〇	—	
株式會社裕昌公司	同	二〇〇、〇〇〇	—	
株式會社中日窯業公司	同	二〇〇、〇〇〇	—	
滿洲坩堝株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
旅順窯業合名會社	旅順	三、〇〇〇	—	
營口硝子製造株式會社	營口	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
合資會社營口煉瓦製造所	同	—	—	大連、臭水子
營口興業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
鞍山窯業株式會社	鞍山	二五〇、〇〇〇	六二、五〇〇	
遼陽窯業株式會社	遼陽	三〇〇、〇〇〇	—	
大陸窯業株式會社	奉天	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
奉天窯業株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
朝日組煉瓦製造合資會社	開原	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	立山
開原窯業株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
亞細亞窯業株式會社	公主嶺	五〇〇、〇〇〇	—	
吉長窯業株式會社	長春	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
撫順窯業株式會社	撫順	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
安東窯業株式會社	安東	二〇〇、五〇〇	八七、五〇〇	

名稱	所在地	公稱資本金	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
安東煉瓦株式會社	安東	五〇、〇〇〇	—	
合資會社安東硝子製造所	同	一八、〇〇〇	—	
安東硝子製造株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

ホ　油脂工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
ソーライト製造株式會社	大連	一〇、〇〇〇	二、五〇〇	
テレピン製油合資會社	同	五〇、〇〇〇	—	
滿洲ペイント株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
南滿洲物產株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
滿洲塗料工業合資會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	
滿洲石鹼株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
大連油脂工業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	

ヘ　皮革工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿蒙殖產株式會社	大連	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	奉天
合資會社五信公司	奉天	一〇〇、〇〇〇	—	

ト 纖維工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連カタン製糸合資會社	大連	六一、〇〇〇円	六一、〇〇〇円	
大連織物株式會社	同	五、〇〇〇	—	
滿洲製麻株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
日華製糸株式會社	老虎灘	三〇〇、〇〇〇	—	
南滿絹紬織合資會社	大連	四五、〇〇〇	—	
滿洲整布商事株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
旅順機業株式會社	旅順	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
勝榮石綿工業株式會社	奉天	一五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	
滿蒙纖維工業株式會社	同	三、〇〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	
滿蒙毛織株式會社	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	東京
株式會社泰山洋行	鐵嶺	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	ハルビン、長春、四平街、遼陽、鄭家屯、公主嶺、開原、奉天
株式會社興東公司	安東	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	

チ 製粉業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社大星公司	大連	一六〇,〇〇〇円	一三五,〇〇〇円	
大連澱粉株式會社	同	六〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	
株式會社中日粉千公司	同	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	
大陸製粉株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	—	
滿洲澱粉株式會社	旅順	三〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
滿洲製粉株式會社	鐵嶺	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	大連、營口、奉天、安東、長春、ハルビン、双城堡
日支合辦亞細亞製粉株式會社	開原	三,〇〇〇,〇〇〇	—	

リ 製粉業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
南滿洲製糖株式會社	奉天	一〇,〇〇〇,〇〇〇円	二,五〇〇,〇〇〇円	東京、大連、開原

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大日本製糖株式會社派出所	東京	二〇、五〇〇、〇〇〇円	一六、八〇〇、〇〇〇円	大連

ヌ　煙草製造業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社月澤葭製造所	大連	一〇、〇〇〇円	四、〇〇〇円	
滿洲煙草株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
極東葉煙草株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一	
株式會社中華煙公司	奉天	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	
株式會社東華煙草公司	長春	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
東亞煙草株式會社 製造所 販賣所 出張所	東京	七、〇〇〇、〇〇〇円	二、五〇〇、〇〇〇円	營口 大連、奉天、ハルピン 遼陽、安東、鐵嶺、四平街

ル　木材工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連木材株式會社	大連	二、五〇〇、〇〇〇円	七二五、〇〇〇円	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿洲製紙株式會社	大連	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	夏家河子
關東木材株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	—	
遼東木材株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	
鞍山木材合資會社	立山	五〇,〇〇〇	一二,〇〇〇	
鞍山家具製造合資會社	同	一〇,〇〇〇	—	
奉天製材株式會社	奉天	五〇,〇〇〇	一二,五〇〇	
東亞興産株式會社	長春	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	
滿洲木材株式會社	同	五〇〇,〇〇	一二五 〇〇〇	吉林、ハルビン
長春木材株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	—	
合資會社面高製材所	同	八〇,〇〇〇	—	
日支合辦華森製材公司	吉林	二,〇〇〇,〇〇〇	—	
撫順製材株式會社	撫順	三〇〇,〇〇〇	—	
安東木材合名會社	安東	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	
合名會社安東木摺製材所	同	一四,〇〇〇	一四,〇〇〇	
鴨綠江製材無限公司	同	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	奉天、吉林
合名會社南滿洲製材公司	同	二〇〇,〇〇〇	—	

東亞木材株式會社	安東	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
鴨綠江製材株式會社	同	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
大正木材株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	
東亞木材興業株式會社	同	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
安東挽材株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
合資會社守永製材所	同	五三、〇〇〇	—	
鴨綠江木材造船株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
滿洲木炭株式會社	通遠堡	一五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	橋頭

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社 秋田商會支店	下關	三〇〇、〇〇〇円	—円	大連、旅順
日本燐寸製造株式會社 製軸所	神戸	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	安東

ヲ、石材工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
東洋石材工業株式會社	大連	三〇〇、〇〇〇円	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連モルタル株式會社	大連	一五〇、〇〇〇	六二、五〇〇	
東洋スレート工業株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
大石橋菱苦土工業合資會社	大石橋	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
滿洲タルク合資會社	營口	三〇〇、〇〇〇	—	
奉天石灰セメント株式會社	奉天	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	本溪湖

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
小野田セメント株式會社支店	山口縣	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	大連

ワ、燐寸工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
吉林燐寸株式會社	吉林	一八〇、〇〇〇円	八一、〇〇〇円	長春
大連燐寸株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿洲燐寸株式會社	大連	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	滿洲に於ける支店出張所所在地

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
東亞燐寸株式會社支店	天津	二五〇,〇〇〇円	—円	奉天
東洋燐寸株式會社出張所	神戸	四,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	安東

カ、製鐵及鐵工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
關東州製鐵合資株式會社	大連	四五,〇〇〇円	—円	
合資會社鈴村鐵工所	同	三三,〇〇〇	—	
株式會社大連機械製作所	同	二,〇〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	奉天
大連鑄鐵株式會社	同	二〇〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
大連製鐵株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	一七五,〇〇〇	
大連鑄造合資會社	同	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	
滿洲機械工業株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社大連鑄工所	大連	五〇、〇〇〇	—	
東亞板金工業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
株式會社旅順鐵工所	旅順	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
滿洲鑄鐵株式會社	鞍山	二〇〇、〇〇〇	—	
商辨本溪湖煤鐵有限公司	本溪湖	七、〇〇〇、〇〇〇元	五、一二五、〇〇〇元	南坟、廟兒溝
株式會社滿鮮鐵工所	安東	一〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
安東鐵工株式會社	同	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

ヨ、電氣工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社大華電氣冶金公司	大連	七〇、〇〇〇	—	
東亞電氣工業株式會社	同	三五〇、〇〇〇	八七、五〇〇	
滿洲電氣合資會社	同	一〇〇、〇〇〇	—	鞍山
中華電氣工業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
瓦房店電燈株式會社	瓦房店	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	

大石橋電燈株式會社	大石橋	五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	
遼陽電燈公司	遼陽	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
鐵嶺電燈局	鐵嶺	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
滿洲電氣株式會社	開原	一五〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	
四平街電燈株式會社	四平街	五〇、〇〇〇	一三、五〇〇	
公主嶺電燈株式會社	公主嶺	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
營口水道電氣株式會社	營口	二、〇〇〇、〇〇〇	―	鞍山
北滿電氣株式會社	哈爾賓	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
電氣化學工業株式會社工場	東京	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇円	撫順

タ、雜工業（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
山東興業株式會社	大連	一、〇〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	青島

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連工業株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
大連建材株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
合資會社大華公司	同	三〇〇、〇〇〇	三〇、一〇〇	
合資會社濱本商會	同	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	
米麵製造合資會社	同	四〇、〇〇〇	—	
滿洲産業株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
滿洲肥料株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
滿洲家具製造株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
東洋染料製造合資會社	同	六〇〇、〇〇〇	—	
合名會社大連疊製造所	同	五〇、〇〇〇	—	
合資會社電機製作所	同	五〇、〇〇〇	—	
南滿精米株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
滿洲精米株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
大連精糧株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
東洋染料製造合資會社	同	六三〇、〇〇〇	—	
月星合資會社	同	六、一〇〇	六、一〇〇	

大連製氷株式會社	大連	五〇〇、〇〇〇	一二五 〇〇〇	
大連大正米製造會社	沙河口	四〇〇、〇〇〇	―	
合資會社旅順染料公司	旅順	一五、〇〇〇	―	
滿洲帽子合資會社龍頭公司	同	三〇〇、〇〇〇	―	大連
鞍山印刷株式會社	鞍山	五〇、〇〇〇	―	
遼鞍印刷株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
鞍山商事株式會社	同	五〇、〇〇〇	―	
滿洲製氷株式會社	同	一五〇、〇〇〇	―	
遼陽印刷株式會社	遼陽	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	鞍山
株式會社實信洋行	奉天	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
株式會社三國公司曹達工場	同	一、〇〇〇、〇〇〇	―	四平街、長春、鄭家屯
蒙古曹達工業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	―	
滿洲製氷株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	―	
滿洲柳行李製造株式會社	鐵嶺	一〇〇、〇〇〇	―	
鐵嶺興業合資會社	同	一二、〇〇〇	―	
長春製氷株式會社	長春	五〇、〇〇〇	―	
滿蒙製肥株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	―	
滿洲刷子工業株式會社	撫順	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
撫順製錬株式會社	撫順	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
鴨綠江造船株式會社	安東	四〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	
滿洲鑛山藥株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
滿洲建材株式會社	同	三〇〇、〇〇〇	—	
株式會社安東印刷所	同	二〇〇、〇〇〇	—	
營口印刷株式會社	營口	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	鞍山
東亞洋蠟合資會社	哈爾賓	—	—	
哈爾賓製麵株式會社	同	一五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	
奉天建材株式會社	奉天	三〇〇、〇〇〇	—	

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大阪亞鉛鑛業株式會社工場	大阪	七、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	撫順
株式會社北川崎造船所出張所	神戶	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一七、五〇〇、〇〇〇	大連
東亞印刷株式會社支店	東京	一、〇〇〇、〇〇〇	二九〇、五〇〇	同
日本樂器製造株式會社支店	濱松	一、二〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	大連、奉天

3 農業

(本店ノ部)

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
興安産業合資會社	大連	五〇、〇〇〇円	—円	鄭家屯
南滿農園合資會社	同	一三、〇〇〇	—	
合資會社孤山農園社	旅順	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
株式會社瑞祥號	奉天	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	

(支店ノ部)

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
株式會社平安政王國出張所	平壤	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	奉天

4 畜産業

(本店ノ部)

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大連牛乳株式會社	大連	七〇〇,〇〇〇円	一七五,〇〇〇円	
大連牛乳合名會社	同	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
合資會社大正牧場	同	三七,〇〇〇	―	
合資會社桃井舍	同	五六,〇〇〇	―	
南滿綿羊株式會社	同	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	
營口畜產株式會社	營口	五〇〇,〇〇〇	―	
合資會社安達牧場	奉天	五,〇〇〇	―	
遼東畜產合資會社	旅順	五〇,〇〇〇	―	
滿洲畜產株式會社	鐵嶺	一〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	

5 林業

（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
滿洲林業株式會社	奉天	一〇〇,〇〇〇円	二五,〇〇〇円	
滿鮮抗木株式會社	同	三,〇〇〇,〇〇〇	―	

日支合辦 豊材股份有限公司	長春	五、〇〇〇、〇〇〇	—	
柳樹屯殖林合資會社	柳樹屯	一、四〇四	一、四〇四	
本溪湖抗木株式會社	本溪湖	三〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
株式會社石崎商店	安東	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
鴨緑江採木公司	同	三、〇〇〇、〇〇〇 銀円	三、〇〇〇、〇〇〇	

6 鑛業

（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	満洲に於ける支店出張所所在地
南満鑛業株式會社	大連	三、〇〇〇、〇〇〇円	七五〇、〇〇〇円	東京、大石橋、長春
中日合辦 振興鐵鑛無限公司	奉天	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	鞍山
合資會社日升公司	同	三〇、〇〇〇	—	
満洲採炭株式會社		一、〇〇〇、〇〇〇	—	奉天

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
大倉鑛業株式會社出張所	東京	二〇、〇〇〇、〇〇〇円	一円	奉天、安東、本溪湖
東洋炭鑛株式會社支店	同	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	撫順、奉天
株式會社南昌洋行支店	同	五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	大連、撫順、吉林、長春
南滿洲大興合名會社支店	同	五〇〇、〇〇〇	一	奉天

7 水產業

（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
黃海渤海裕民漁業株式會社	大連	八七、五〇〇円	八七、五〇〇円	旅順
合資會社大連漁業公司	同	四七、〇〇〇	一	
大正漁業合資會社	同	五、〇〇〇	一	
滿洲水產株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	三八五、〇〇〇	旅順

（支店ノ部）

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	同拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地

大日本鹽業株式會社出張所	東京	四、〇〇〇、〇〇〇円	三、八〇二、三七五円	大連、双島灣、普蘭店、貔子窩

8 雜業

（本店ノ部）

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社飯塚工程局	大連	二〇〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	立山、營口、鄭家屯
佐藤電氣株式會社	同	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
沙河口起業合資會社	同	一三〇、〇〇〇	—	
沙河口建物合名會社	沙河口	一〇〇、〇〇〇	—	
沙石合名會社	大連	四〇、〇〇〇	—	
南滿建物株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
臭水子土地建物株式會社	同	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
大連土木建築株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	
株式會社大連車夫合宿所	同	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
合資會社大連クリーニング商會	同	三、〇〇〇	—	
大連蒸汽洗濯株式會社	同	一〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	
東亞產業株式會社	同	九八〇、〇〇〇	二四五、〇〇〇	遼陽、奉天、撫順

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
合資會社東郷商會	大連	五〇、〇〇〇	—	
合資會社日華公司	同	三〇、〇〇〇	—	
同　野田看板店	同	—	—	
星ケ浦土地建物株式會社	同	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
滿洲興業株式會社	同	五、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	鞍山、奉天
滿洲殖産株式會社	同	五四〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	旅順
鞍山葬儀株式會社	同	一〇、〇〇〇	—	鞍山
東海起業株式會社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
合資會社兩蓮社	同	七、五〇〇	—	
沙河口土木建築株式會社	沙河口	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	
株式會社大連經濟日報社	大連	五〇〇、〇〇〇	—	
株式會社遼東新報社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
株式會社滿洲日日新聞社	同	五〇〇、〇〇〇	—	
日華興業株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
株式會社大連新聞社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	—	
大連禮裝株式會社	同	五〇、〇〇〇	一七、五〇〇	

株式會社九百八十番	大連	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
株式會社花月館	同	三三、〇〇〇	一六、五〇〇	
株式會社金城檢番	同	四〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
株式會社高砂檢番	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
合資會社花屋ホテル	同	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
東亞土木企業株式會社	同	五、〇〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
合資會社川見建築事務所	同	一一〇、〇〇〇	—	
合資會社竹中組	同	二〇〇、〇〇〇	—	
滿洲建材株式會社	同	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	
大連工材株式會社	同	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	
大連郊外土地建物株式會社	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	
滿蒙土地建物株式會社	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	東京
海城居斋株式會社	海城	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
湯崗子溫泉株式會社	湯崗子	二、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	大連
合資會社興隆公司	立山	五〇、〇〇〇	—	
合資會社鞍山起業組合	同	三〇、〇〇〇	—	
合資會社東華公司	同	一八、〇〇〇	—	
鞍山建物合資會社	鞍山	五〇、〇〇〇	—	

名稱	所在地	公稱資本額	拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
瀋陽建物株式會社	奉天	六六、000	六六、000	
中和興業株式會社	同	七五0、000	七五0、000	
奉天土地建物株式會社	同	100、000	七五、000	
滿洲市場株式會社	同	四00、000	100、000	
合資會社永昌公司	同	三二、000	—	
山東殖産株式會社	同	二、000、000	—	
株式會社鐵嶺檢番	鐵嶺	三五、000	—	
開原市場株式會社	開原	100、000	—	
株式會社開原檢番	同	300、000	七五、000	
株式會社共和公司	長春	100、000	二五、000	
長春市場株式會社	同	五0、000	二五、000	
株式會社長春座	同	二00、000	五0、000	
株式會社長春檢番	同	五0、000	二0、000	
撫順市場株式會社	撫順	100、000	二五、000	
株式會社安東劇場	安東	100、000	五0、000	
株式會社安東檢番	同	五0、000	—	

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
株式會社旅順検番	旅順	三五,〇〇〇	三五,五〇〇	
營口土地建物株式會社	營口	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	

(支店ノ部)

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
株式會社大倉土木組詰所	東京	三,〇〇〇,〇〇〇円	三,〇〇〇,〇〇〇円	立山、大連、本溪湖
合名會社大矢組支店	大阪	一〇〇,〇〇〇	—	大連、旅順、海城、遼陽、鐵嶺、公主嶺、長春、ハルピン
合資會社清水組出張所	東京	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
合資會社間組出張所	下關	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	立山

B 支那人會社

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	本店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
東三省官銀號	奉天	六〇〇、〇〇〇[illegible]	—	營口、遼陽、鐵嶺、開原、長春、安東、吉林、哈爾賓
奉天興業總銀行	同	一、三〇〇、〇〇〇元	—	遼陽、鐵嶺、開原
吉林官銀錢號	吉林	三〇、〇〇〇兩 一、〇五〇、〇〇〇吊	—	長春、開原、哈爾賓
中國銀行	北京	六〇、〇〇〇、〇〇〇元	—	大連、奉天、營口、遼陽、長春、開原、鐵嶺、吉林、鄭家屯、公主嶺、四平街、哈爾賓
交通銀行	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇兩	—	大連、營口、奉天、長春、開原、鐵嶺、四平街、公主嶺、哈爾賓
奉天商業銀行	奉天	一〇〇、〇〇〇兩	—	遼陽、開原、鐵嶺、長春
殖邊銀行	北京	二、〇〇〇、〇〇〇元	—	奉天、營口、遼陽、鐵嶺、開原、長春、吉林、鄭家屯、哈爾賓
華富殖產銀行	奉天	六、〇〇〇、〇〇〇元	—	營口
營口商業銀行	營口	五〇〇、〇〇〇元	—	
黑龍江官銀號	齊々哈爾	四〇〇、〇〇〇兩	—	奉天、長春、哈爾賓
益通銀行	長春	一、〇〇〇、〇〇〇元 二五〇、〇〇〇	—	
鐵嶺地方銀行	鐵嶺	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
江省廣信公司	齊々哈爾	五〇〇、〇〇〇兩	—	哈爾賓
浙江興業銀行	上海	一、〇〇〇、〇〇〇元	—	同

濱江農産銀行	哈爾賓	二、四〇〇、〇〇〇元	—	
濱江農商銀行	同	二、〇〇〇、〇〇〇留	—	
濱江儲蓄銀行	同	二〇〇、〇〇〇元	—	
哈爾賓輔商銀行	同	二、〇〇〇、〇〇〇留	—	
股份儲蓄公司	大連	一〇〇、〇〇〇円	—	營口、奉天
厚生儲蓄公會	撫順	三六〇、〇〇〇円	—	奉天
地方儲蓄公會	鐵嶺	四〇〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	
農商儲蓄會	同	三六〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	
地方儲蓄公會	撫順	五〇、〇〇〇元	—	
奉天儲蓄公會	奉天	三六〇、〇〇〇円	—	鐵嶺
華商輕便鐵路公會	鐵嶺	四〇、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円	
永衡吉林電燈廠	吉林	大洋二〇〇、〇〇〇元	—	
恒茂火磨公司	同	大洋二〇〇、〇〇〇元	—	
松江林業公司	同	小洋一、〇〇〇、〇〇〇円	—	長春、大連

C 外國人會社

名稱	本店所在地	本店公稱資本額	支店拂込額	滿洲に於ける支店出張所所在地
亞細亞石油會社	倫敦	—	—	遼陽、四平街
株式會社英美煙公司	同	二,〇〇〇,〇〇〇円	—	大連、奉天、吉林
バーデンス商會	英國	一,〇〇〇,〇〇〇磅	一三五,〇〇〇磅	大連
ホーン商會	米國	—	—	大連
太古洋行	倫敦	—	—	大連
プラナーモンド商會	英國	二〇,〇〇〇,〇〇〇磅	—	大連
株式會社ヒーリング商會	倫敦	一,〇〇〇,〇〇〇円	—	大連
美孚洋行（スタンダード石油會社）	紐育	一,八〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	—	大連、奉天、長春、安東、ハルピン
シンガー裁縫機械會社	米國	五,〇〇〇,〇〇〇弗	五,〇〇〇,〇〇〇弗	大連、旅順、鐵嶺、營口、奉天、安東、長春
露亞銀行	ペトログラード	七九,〇〇〇,〇〇〇留	五五,〇〇〇,〇〇〇留	大連、長春、營口

第四章　商慣習

第一節　穀物取引

穀物取引　穀物の取引には二種あつて現物、先物の取引は其である現物の取引は賣買の契約成立と同時に現品を引渡し又先物取引は一月又は二月三月後の先物を契約し期限に至つて受渡をなすものである滿洲でも先物、現物の取引は各糧市とも日々旺盛を極めてをる先づ現物取引の狀態から項を追ふて先物、取引、糧市制度等に付き説て見度い

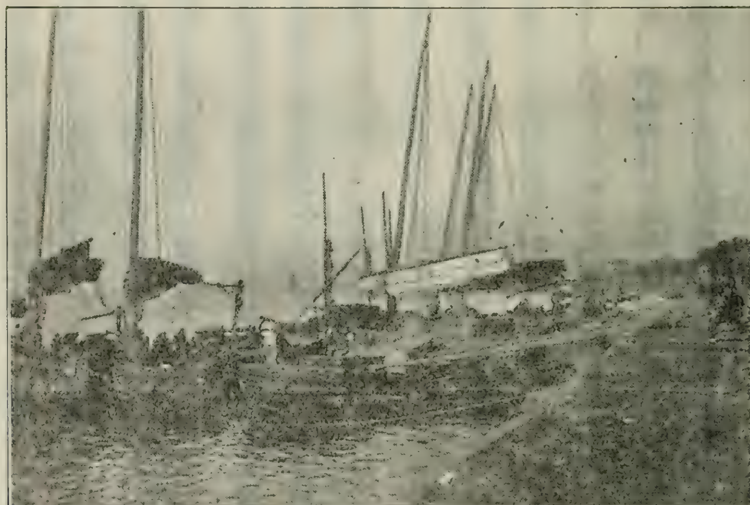
通用貨幣別　穀物取引に使用する貨幣は小銀貨、過爐銀、銀票、官帖、露貨、鈔票日本銀行兌換券等で大連は鈔票、兌換券、小銀貨等通用され營口は過爐銀、銀票、小銀貨等を併用す右營口以外南遼陽方面より北昌圖地方に至る奉天省管内は總て銀票で小銀貨、日本貨幣も亦使用せらる、而して公主嶺、長春及吉林方面は官帖本位で之に小貨銀、日本貨幣もある又哈爾賓は羌帖か第一で小銀貨官帖の補助流通に依るものゝ樣である其他安奉線一帶は奉天と同じく銀票本位なるも單に安東縣に於ては朝鮮銀行發行の兌換券多く行はれある右貨幣中紙幣は奉天の官銀號、交通銀行、

中國銀行等の銀票又官帖は吉林永衡官帖局發行のものと齊々哈爾廣信公司發行のものと二種ある其の他日本銀行兌換券、正金銀行の鈔票及金票等である南滿洲に於ては我貨幣は最も信用がある北滿洲には從來露貨の勢力極めて大きい近時暴落のため多少影響したる觀あるも其の根抵淺くない殊に外國貿易漸く開け取引愈頻繁なるに際し今後日露兩國の貨幣の行はるゝ區域は益々擴大さるゝ事は想像し得らる事である

建値

穀物取引の建値は鈔票（日銀）吊文、小銀貨等で大連は取引所設立以前にありては小銀貨建であつたが今日は鈔票建とし當分圓銀建に許可し來つたものである是も大正十年四月關東廳令を以て十月限り許可を取消す事になつてる營口河俤豆、火車豆、共に過爐銀建で其他鐵道沿線の各重要地では銀票建、吊文建で又哈爾賓は羌帖建である然して相場の標準は石建、斗建、斤建等あるが大連を除くの外は多く前者に屬し哈爾賓は一布度建である以上の如く區々相異する所あるも將來外國貿易の發展に伴ひ斤量を一定する必要より今日の如き各地各樣なる不正確の度量衡による取引の慣習を打破する機會は早晩到來すべきものと思はる取引は現品と見本とに依りて契約する慣習となつてるが大取引は概して見本契約によつて行はる殊に歐洲行大豆の如きは悉く見本に依りて賣買せられ元來見本と現品に差異ある場合は相互割引協定の契約あるに係

はらず大正七年の如きは品質劣等のものと雖も殆ど無事に取引を完了せられたるは是れ全く歐洲に於ける需要の夥多なるに由る爲めである。歐洲及日本の特産市場では滿洲の豆を鐵嶺豆と哈爾賓豆との二種に區別し即ち南滿産は鐵嶺豆、北滿産は哈爾賓豆と稱へてをる、鐵嶺豆は哈爾賓豆より一割内外の高價に



遼河を上下する戎克（營口支那稅關）其二

取引さるゝと云ふ事である、然し滿洲内地に於ては大豆の取引は品質に依り多小の等差を付けあるも産地に依り價格高低の標準はない、要するに現今は南滿洲産も北滿豆も品質如何を前提にして取引するものゝ樣である、但し河俤豆は集市豆又大車豆に比して從來格下さるゝ慣習がある。

河俤豆

河俤、河俤とは水運によりて來集する貨物の稱

て、大豆は之を河俯豆と云ふは、滊車による火俯豆に對して云ふのである、河俯豆の取引最も盛なるは營口で、安東縣、鐵嶺、通江口、三江口等之に亞ぐ、今營口に於ける河俯豆の發達した起源を調査するに、元來營口に輸入する雜貨其他の貨物は多く水運により遼河河岸の各地に輸送分配さるゝ習慣ありて、其の復航として低廉なる賃銀を以て大豆其他雜糧を積載し、又遼河上流沿岸各地よりは大豆雜糧運搬の復航として雜貨其他の貨物を載せ歸り、之を各地に分配し、年々歳々之を繰返して經續數十年の今日に至り、其の根抵も甚だ深い。然るに一朝南滿鐵道敷設され新に大連市場開かれてから、遼河を上下したる萬數千の槽船は今は五千隻に減じ、尙逐次減少する趨勢がある、是は實に河運業に對し注目すべき現象であるまいか。悠長なる取引に慣れたる支那人も漸く醒めて、運賃安きも數ヶ月を要する河船よりも多少の犧牲を拂ふも迅速に運搬し得らるゝ汽車による取引の方が資金の回收速き爲と取引の度數を多からしめ得る爲とに遙に得策なる事を覺り、加ふるに南滿鐵道は海港發着の特定運賃を設けて極度に割引し漸次支人を誘導したのである、然し營口は遼河沿岸の各都市との商取引關係は一朝一夕のものでない、其に海龍城より鐵嶺を經て馬蜂溝に達する鐵道の敷設さるゝ曉には相當衰運を挽回するやも計られない。

河伻豆の欠點

河伻豆は概して多量の水分を含み品質稍劣る、是れ一は長き船運中に雨に打たれて自然水分を含むにも由り、又船中に於て數量を增加するため故意に撒水する惡手段に出づるにもよる、從つて其の價格も他の大豆に比し幾分か低廉である、其の撒水によりて增加する分量は平均五十石に一石の割合との事である、此の撒水の外尙一の弊害は賣買契約成立後船中にて見本と現品とを窃に變換し劣等品を以て供給することゝある、其の他需給の關係、價格の高低等に依り、種々口實を設て、賣買成立後に於て賣買兩者間に受渡を拒絶することも往々ある、要するに營口の如きは商業發達したると同時に弊害も亦相伴ふて多い。

項を終るに臨み河伻豆を運送する船店營業の概略を述ぶれば、船店を開業せんとするときは、遼河沿岸に於ては（所管官廳奉天將軍衙門）に出願し店票（鑑札）を受ける、店票に二種ある、一は店票下附の料金として銀一千二百兩を納付し（票面に官秤一桿を領すの字がある）其賣買する處の貨物は總て自店に於て該官秤を以て計量し、其後秤量を官に報告して納稅の手續をなす特權を有するもの、一は店票下附の料銀八百兩を納附し、賣買の貨物は一切其の土地の官秤を以て計量するもので、前者の如く自ら之を計量する事出來ない（計量の際は斗秤局に屆出で局員の立會するものである）。開店後は客の依賴に應じて船舶の雇入貨物の輸送、揚卸、及賣買の

紹介、納稅手續其他一切の事項を代辦し、貨物の紛失損害等あるときは船店は荷主に對し之が辦償の責に任ずるものであるが、船店は復々之を船主に向て遞次負擔せしむる故に、船主か船店に雇はるゝ場合には、普通遼河の解氷期に至れば船主は船店に通報し、確實なる保證人を立て、然る後其契約を爲す慣習となつてる。船店は概して雜穀問屋又は輸出入貨物の卸賣或は依託販賣を兼業する、是は賣買雙方の紹介上大に便益あるからである、船舶には糧行の所有に屬するものと、自己が所有して運送に從事するものと、又唯船舶を所有して他に賃貸するものとの三種類あるが、何れも船店の手を經て營業せざるものはない、今穀物輸出に付き船店の收入及荷主船主の支出費は概して左の如し。

荷主ノ支出額

項目	錢額	圓銀換𥳽
學堂費	十吊〇〇八	銀一圓八十錢
計損錢	二十五吊二百文	三圓五十錢
辛力錢	五十吊四百文	七圓
團錢	五十吊四百文	七圓

船主ノ支出額

項目	錢額	圓銀換𥳽
公稅	四十吊文	五圓五十錢
五囙稅	五百八文	七錢
小費稅	九吊文	一圓七十五錢
辛力稅	五十吊四百文	七圓

發給船戸米	二斗	約二圓
公税	二十一吊六百文	三圓
合計		二十三圓九十錢
一隻船頭錢	五吊九百文	一圓十錢
同地舗錢	一吊八五文	二十六錢
合計		十五圓十八錢

總合計銀三十九圓〇八錢

右表中船店の收入に屬するものは、囘錢及辛力錢(荷主船主共)て、又斗損錢三圓五十錢の內五十錢の內五十錢は船店の小番頭等の所得に充つるものである。

集市儎

集市儎、集市儎とは冬春結氷の時期に於て車馬の便に依り運搬し來りたる穀物に對し市場を開き賣買するものを云ふのである、滿洲到處穀物賣買で最も盛なるは即ち此の集市儎である、毎年十一月より翌年三月迄が其賣買の最全盛期間である、鐵嶺、開原に於ては附屬地城北藥王廟の前庭、新民府は市街の東端、營口は東北門外、錦州は東關、西關(東門外西門外)二個所に於て毎朝未明又は午後に開市する、新民府にては嘗て糧行及糧車店等の取引に從事する者協議して、各自資金の大小に應じ年額一千二百吊文を支出し、一の家屋を賃貸し、屋內に卓子橙子(椅子テーグル)を備へ、二三の使用人を置き取引所樣の設備をなし、一時取引を爲したる

ことあるも、今日は全く廢止した、其他の市場は多くは廟內又は路傍に於て之を行ふに過ぎない、此市場即ち糧市に付ては、各地各樣の規定を設て取引をなすか、糧市の存在する市邑にありては、穀物の賣買は全く市にて行ふ習慣にて、糧市以外に密に賣買する事は出來た、之を違ふ者には往々制裁を加へる地方もある、左記營口市場規約の如きは一の市場取締法に過ぎないが其の一般を知るに便なれば參考に資したのである

營口市場規約

一、購買者ハ界石ヲ以テ標準トシテ之ヲ超ユヘカラス、若シ界ヲ超ヘテ糧ヲ買受ケ數字ヲ變更シタルモノハ罰錢一百吊ヲ徵收ス、界ヲ超ヘテ薪材ヲ買ヒタル者ハ罰錢三十吊ヲ徵ス。

一、穀物薪材ヲ買フモノハ車ヲ待ヲ之ヲ買フヘシ、漫リニ界ヲ超ヘ自ラ卸スコトヲ許サス、違フ者ハ罰錢三十吊ヲ徵ス。

一、穀物薪材ヲ賣買スルニ車上ニテ數字ヲ變更シ轉賣スルコトヲ許サス、違フ者罰錢十四吊ヲ徵ス。

一、穀物薪材ヲ買受ケタルモノハ其ノ價ヲ增シテ其ノ馬車ニテ運搬セシムヘカラス、是レ大衆ノ義氣ヲ失フヲ恐ルレハナリ、各自之ヲ體シテ遵守スヘシ、若シ奸猾ニシテ車ニ付キ私利ヲ營ミ規約ニ遵ハサル者ハ罰錢三十吊ヲ徵シ假借スルコトナシ

宣統元年九月　　　東西營口衆商人決議

集市們の賣買方法は、馬車を以て直に糧市に運搬し來る穀物の現品を見て賣買を爲す土地と、馬車を以て運搬し來る穀物を一旦糧車店又は經紀(仲買人)の手を經て見本を糧市に提供し賣買を爲す土地とある、所謂直取引とは依託賣買との區別である。前者は營口、安東縣等に行

は行はるゝ慣習で、要するに滿洲全體に涉りては買主卽ち糧行は後の方に屬する賣買方法最も多い、前者の場合に於ては賣買成立したるときは買主卽ち糧行は自己の屋號を印せる證票に賣買價格を記し、之を賣主卽ち馬車屋に交付すれば、賣主は直に馬車を驅りて糧行に至りて計量して現物と引換に代價を受取るものである、後者の糧車店と稱するものは元來馬車宿なれども、單に人馬宿泊せしむるを營業とするばかりでなく、客に代りて馬主の雇入れ又は各地より運搬し來る穀物の代理賣買をなすものである、糧車店の發達した起源は車戶（車戶とは馬車にて穀物を運搬し來る貨主の車）か遠隔の地より穀物を運搬し來り自ら買主を求めて取引を爲すは事實に於て甚困難なるを以て自己が宿泊し居る馬車宿へ依託して販賣したるより起つたもので遂に今日に至つては此の集市脚は必ず糧車店に託する一定の常習慣となつたものである、糧車店は車戶の運搬し來る見本を携帶して糧市に行き買手を求めて賣買契約を爲し、又經紀なるものありて日々糧行及糧車店を訪問して穀物の賣買を周施する、但し車戶は任意に直接經紀に賣買を依賴することを得ざる習慣がある、而して旣に賣買の契約成立すれば車戶の現品を買手の許に運搬し代價と引換に現品を交附する、經記の口錢は一斗に付一成錢である、該口錢は糧車店より依賴したるときは同店の負擔とし車戶は全然關係しない、

車戸が糧車店に宿泊する其の宿料は一日銀五十錢、馬糧は車戸が任意に購買するものである、糧車店の口錢は土地により若干相違かあるが概ね粗糧（元豆、黒豆、高粱、大麥等）一斗に付三成、細糧（硬米、稗、綠豆、小麥等）一斗に付六成、油糧（芝麻、荏子、蘇子等）一斗に付八成とし其他橫用（運搬人足賃）一斗に付き二成乃至三成を車戸より支拂ふものがある（一成は一吊文の百分の一で例の二成は銅錢三枚、三成五枚に當る）。

集市價の公定相場は糧行、糧車店油房等の穀物取引に關係ある商店が每日店員を糧市に派し、其地に集りたる穀物の多寡、見本の品質等を調査鑑定し、何等の形式をも用ゐない談笑の間に賣買相場を定むるのである、之を糧市行市と云ふ。旣に糧市行市定まると各糧車は穀物を運搬し來た車戸に對し當日の糧市行市を報告する、車戸は其日の相場にて可いと認むれば之を賣拂ふ、否らされば翌日の相場を俟つ、是れは新民府、鐵嶺、開原、其他沿線附近の重なる市邑に行はるる習慣である、營口に於ては糧行及油房等の糧店で各賣主と直接協商して相場を定むる方法なる故各區々の相場を建つるもの丶樣であるが、其の實際は決して然らず、各糧行、油坊等が各賣主と協商して自然當日の出來値なるものが現出する、即夫れか當日の公定相場として商務總會に報告さる丶ものである。

囤　儎

囤儎（トンツアイ）囤儎とは囤中（囤とは高粱稈にて造つた席子を以て帶の如く段々上に圍ひたる中に穀物を堆積するものを云ひ其大なるものは優に七八百石に收容し得る）積藏したる穀物を云ふのである、即ち集市儎又は河儎を買入れ囤中に收容したるものである、囤儎の賣買は冬春の時期盛に行はれ、之を集市河載に比すれば遙に大口の取引がある、是れ元來囤儎は多く糧行又は油房の貯藏する所に屬するが故に其取引も亦糧行油坊間に行はるゝに起因する。

囤儎の賣買方法は集市儎及河儎の如く現物取引即ち直取引なるものは甚だ尠く、多くは先物取引に屬するのである。

先物取引

○先物取引

先物取引には批賣買即青田買及賣買なるものあるが、賣買は多く投機的に行はるゝ架空的の取引で、經濟界を擾亂すること甚しきを以て現今之を禁せられて居るが裏面には尙之を行ふものもある。批賣買とは我國にて謂ゆる青田買にて東淸沿線の東南方各縣には多く行はるゝ、即ち穀物買入商が今秋の收穫を豫想し又相場の見當をつけ、六七月頃農家資金を要する際に農家と穀物受渡の期を定めて契約するもので、定銀即ち手附金として契約價格の七八割を提供し、保證人連署の契約書を作製せしめ期日に至りて殘金を支拂ひ該證書を引渡して穀物を受取るもので

價格は冬季現物を買入れるより廉價で利益多きも、其の方法は穀物の收穫を豫想して青田を買ふを以て其の年の豐凶農家の實情を知ること緊要なる爲め糧棧の手を介して行はるゝ年が多い。今農家に於ける糧棧の取引規定を示せば左の如し

糧棧の取引規定

一、客ノタメニ穀物ヲ買付ケシ際ニハ價格毎吊ニ對シテ十文ヲ手數料トシテ申受ク

二、客ノ爲メ粳米、芝麻、瓜子ヲ買付ケシ際ニハ毎吊ニ付三十文ヲ申受ク

三、各村落何レヨリ來集スル穀物タルヲ問ハス急ニ賣リ渡シセスシテ庫入セシモノニ對シテハ毎斗ニツキ落地トシテ三十文ヲ申受ク、早晚賣却スル際賣價ノ百分ノ三ヲ申受ク

四、前年ヨリ庫入穀物ニシテ保管スルモノハ翌年ノ舊曆二月十五日マテハ庫敷料ヲ要セス同日以後ハ毎百石ニツキ四十吊ヲ申受ク、第二期八月十五日ニ至ツテ尙取引セサルモノニ對シテハ再ヒ百石ニ對シテ四十吊ヲ申受ク

五、客ノタメニ粳米、芝蔴、小米、元米（モチアハ）小麥、蕎麥、大麥、包米ヲ買ヒ翌年ノ舊曆五月一日に至ルモ引キ取ラサル時ハ桝減リ三分迄ハ責ヲ負ハス

六、客ノタメニ穀物ヲ買ヒ翌年舊五月一日ニ至ルモ庫出セサル時ハ桝減リ二分迄ハ責ヲ負ハス

七、客ノ穀物ヲ翌年舊正月迄庫入シ他ニ賣渡ノ際ニハ其穀物引出人ヨリ倉敷料ヲ申受ク

八、客ノ在庫タル豆油、蔴油、蘇油ノ翌年舊二月十五日ニ至ルモ倉出セサル時ハ倉敷料トシテ毎百斤ニツキ一吊ヲ申受ク、第二期舊八月十五日ニ至ルモ尙倉出セサルトキハ更ニ百斤ニツキ一吊文ヲ申受ク、舊五月一日マテニ倉出シセサルモノニ對シテハ斤減リ三分マテハ責任ヲ負ハス

九、客ノタメニ油類ヲ發送スルニハ毎百斤ニツキ二百文ヲ申受ク

十、運搬人ノ酒ヲ要スル時ハ該運搬人ノ勘定ニテナスヘシ

十一、以上ノ各節ハ何レモ當局ノ許可ヲ經シモノニシテ若シ之ニ背ク者アレハ規則ニ照シ倘罰金錢二百吊ヲ徵シテ組合ノ費用トス

今賣主買主ノ穀物賣買ノ際ニ要スル費用ヲ概算セバ

○賣主負擔ノ分

糧棧ニ支拂フ手數料　賣價毎吊ニ對シ十文（但シ粳米、芝蔴、瓜子兒ニ對シテハ賣價毎吊ニ三十文）

税捐局ニ納付スル鋪場税　賣買價格ノ百分ノ二

商務會ニテ掌ル營業税　賣買價格ノ百分ノ一

裕國貨牙糧石公司ニ納付ノ貨牙税　賣價ノ百分ノ三

○買主負擔ノ分

糧棧ニ支拂ノ手數料　賣價毎吊ニ對シ十文（但シ粳米、芝蔴、瓜子兒ニ對シテハ賣價毎吊三十文）

税捐局ニ納付スル斗税　高粱、包米、大麥、蕎麥、谷子ハ毎斗ニ十三文
小米、元米、ハ毎斗ニ二十五文
硬米ハ毎斗ニ三十五文
小麥ハ毎斗ニ四百二十文
小豆ハ毎斗ニ二百六十文

東清沿線に於ける外商の取引

東清線各線には外商の出張して買付をなすものあるも沿線外の地方では支那人間の取引て糧棧も殆どなく、沿線各驛糧棧は地方に店員を派して買付に赴かしめてる、然して東清沿線に於ける外商の先物契約に於ける狀況を述ぶれば左の如し

現今外商の先物取引狀況を見るに多くは各地方の信用ある糧棧を介して七月頃より本年の農作豫想並に相場を豫想し當時農家の資金缺乏の際に糧棧との間に引渡期日及其他の條項を定めて契約をし、大低價格の八割乃至九割を前渡して總ての責任を糧棧に負はしめて契約をなす。

糧棧は此の契約に對して人を地方に派して常に農家の信用並に資力等を考察し居るを以て、是と契約して外商買付の仲介者となる、故に昨年の如き不作に際しては農家又穀物なく、糧棧は之れが爲倒產せし者少くない、而して糧棧は此間にありて口錢を得るのである、但し外商にて糧棧を介せず直接人を村落に派して農家との間に取引を契約するものもあるが、是れ糧棧との間に於てなす事に比して其農家の資力信用程度を確實に精查すること困難なるを以て、直接彼等と契約するは取引價格に於ては少く利する所あるが、是に伴ふ不便は糧棧との間にて契約するに比へて一層甚しきを以て、本地方に於ける外商は總て前者の方法を執るものが多い。

外商か糧棧との間に取引するときは是に保證人は主てない又受授は「車上交付」である而して契約數量は常に貨車を單位とし（一、〇〇〇布度）別に貨車積込料、看貫料、麻袋の口縫ひ絲代等の費用として三留を一車に付支拂ふ受渡の際看貫をなし一袋を五、五布度となし百九十四袋を以て普通とする。

小寺洋行にては一袋を風袋込五、七布度として百九十四袋を以て一車とし、風袋込一車の重量は一、〇〇三布度五八又一袋の正味は五、二五布度で一車の正味重量は九九一布度八二五と定め居る。

本地方外國商の取扱穀物は大豆、小麥で其他の穀物は取扱ふもの極めて小量て云ふに足らない、而して大豆其他の穀物は其受渡の時には唯看貫を爲すに止るも、小麥に至ては看貫の外其の品質をも各一袋に付檢して一車の平均品質を見るのである、是れ北滿地方に於ける一習慣で最初契約の際にはプリカーなる計量器を用ふる、同器は一定容積の小麥を以て其重量を度り、同容積て重量の大なるものは品質良好なるものとしてある、現在取引契約の際には一定容積の重量を一二〇ゾロトニック（一「ゾロトニック」は我一匁一分三厘五毛）として取引契約をなし、現物受授の際一ゾロトニックの增減にあつて布度に付一哥の增減を行ふ。本地方にては單に通稱ゾロと云ひ一二五ゾロ又一二七ゾロ等と呼びて品質の上下標準語に用ふ、故に初の契約に於て一二〇ゾロトニックと定むるが慣習で、現物取引の際一二五ゾロトニックなる時は一布度に付五哥一車に付五十留の割增金をなさねばならぬか、小麥作良好の際には何れも東清沿線にて一二五ゾロトニック以上の成積を示しある故農人に支拂割增金も少くない、本邦內地ては未だ是の鑑定法なき故にゾロの多少は本地方如く認められてない。

支那糧棧と農家との間に成立する契約も同しく右の方法を以て爲され保證人の如きは普通二三人立つるも時には立てない事もある、又小麥に就てはゾロの方法を取る事前に述べたと同じ

である。

第二節　畜產物取引

畜產取引

畜產取引業者には牛馬店、皮商(皮毛卸商)、跑馬街(牛馬子と稱し家畜取引の仲立人)等がある。

家畜取引、今洮南市場に於けるものと、黑龍江省昂々溪等に於けるものを略述すれば、取引仲介者なるものには每年蒙古內地へ出撥子とて數班の行商人を派遣して盛に蒙古人と交易する、家畜の所有者以外に每年出撥する跑馬街がある年々時期により其の一部を市場に出す、牛馬の格付は(一)牛の格付は重に肉量の多少を以てする、本地方に於て何百斤牛と呼ぶは牛の全體量でなく單に肉量を指せるもので、肉量の稱呼にも奇數字を呼ばない、又十以下の端數をも付けない慣習がある、即ち二百二十斤、二百四十斤と云ふも二百三十斤又は二百四十五斤とは云はない、又牛の價格は牛肉一斤の市中小賣相場を基準として見積るもので其の相場は常に小洋十四五錢乃至二十錢餘である、而して洮南附近に來集する牛の肉量は前記の如くして骨量は其約一割二分、皮は一割五分に當り、生皮乾燥せば原量の約三分の一に減量するとの事である、(二)馬の格付は姿勢、骨格、毛質其他種々の點を檢するも先づ齒を見て年齡を數へ之を格付の基

礎としてある、而して年齢稱呼も我國と異り二三歳乃至四五歳の差あるも皆同一の稱呼をする、次に家畜取引中當業者は價格等につき決して其數額を口にしない皆袖裡に相手の指を握りて之を表はす慣習がある今其符牒を示せば左の如くである。

畜産取引に於ける特殊の符牒

一、―栂指を握る　二、―食、中二指を握る　三、―食、中、無名三指を握る　四、―栂指の外の四指を握る　五、五指共に握る　六、―栂指外の四指を曲けて相手の四指を引き搔く如くに配す　七、―栂、食、中の三指を共に握る

八、栂食の二指を相手の栂食二指の間に割入れて開く　九、食指を曲けて相手食指に掛く十百、千、萬の各數位は以上の例に準ずるものである

代金支拂方法の

（三）代金支拂、本地方にて牛馬取引は（家畜引渡場所は洮南市場附近）現金取引にて、手附金制度即ち半金若しくは三分の一のものと然らざるものとあつて其比二と八との割合である、而して延取引の制度は只黑龍江省方面に於て稀れに之を見る事ある、（四）相場建、牛は銀兩若くは小洋錢（黑龍江省地方は一布度（約二十八斤餘）に付露貨建）馬其の他は小洋錢建である（蒙古内地は銀兩建が多い）（五）口錢家畜取引の口錢は店用と稱して洮南市場にては前年來小洋錢に改定した即ち左の如くである。

牛、馬、騾、(一頭に付) 賣買兩主 各小洋四十錢宛
羊 (一頭に付) 同 同 五 錢宛
驢 (一頭に付) 同 同 二十錢宛

黑龍江省昂々溪にては牛、馬、騾、の取引口錢各一頭に付露貨五十錢羊は同二十錢である、(六)稅金家畜の取引行はれたるときは賣買兩主に於て納稅の義務ありて其の稅率は洮南(奉天省)は從價五分五厘昂々溪(黑龍江省)にては五分一厘、長嶺縣(吉林省)は三分である。

皮毛取引

○○○皮毛取引、皮毛類取扱商は概ね毎年蒙古內地に行商班を派遣し、蒙古人と交易して携行し來れる皮毛若くは遠隔の蒙古人の來市時は之と交易(蒙古人は銀兩にて評價す)せるものを卸賣するも時に近村より來集するものを大口に仕入るゝこと往々ある、比際は都て現金(悉く小洋建)にて買入るゝは皮窩子と同じ、又洮南市場に於ける皮毛需要者の主なる者即毡帽舖(毛敷物、毛靴下、毛帽等を作る)鞍韂舖(馬具製造)熿皮舖(牛皮鞣)等は主として皮毛卸商又は皮窩子より仕入るゝもので、現今取引の外半月乃至一箇月の延取引行はれ、皮窩子の前記卸商より仕入る時亦同じである、稅金洮南市場にて移出向と見做さるゝ品に加工せんとして毛皮を買入るゝ際は、出產稅(正稅從價一分五厘と副捐一厘五毛)と銷場稅(正稅二分副捐稅一厘)

即ち三分七厘五毛の税捐を納付せねばならぬ、加工せずに移出の爲め買入るゝ際單に出産税のみを納付すれば可いのである又加工しても移出向と認められざる品とせる時若くは移出の目的なくして買入れたる際は課税を免れる。皮販子洮南市場にて皮類の取引仲立を營む者を皮販子と呼んで其の數約五十餘人ある。彼等は賣手たる蒙古人若くは支那人と買手たる支那商賈との間に立つて取引の鞘取を爲すもので、愚昧なる蒙古人を飜弄して不當の暴利を貪るもの少くない、洮南に於ける各皮窩子は何れも奉天市場に取引店を有し、之れに委託して皮毛を販賣するもので該地に於ける其取引店の重なるものは公合店、慶祥店の二舖である、而して皮窩子は時に店員を派して取引店内に寓居せしめ取引の監督に任ずるもので、委託販賣の口錢即ち店用は二分である、又賣上代金は偶々奉天より爲替にて受入るゝものあるが多くは雜貨等の仕入を行ふものである。

第三節　柞蠶の取引

柞蠶の取引

柞蠶は主として南滿洲殊に南滿鐵道幹線の東側面一帶即ち蓋平、海城、遼陽、岫巖、大孤山莊河附近と安奉線の全體に亘る山丘を利用して産出さるゝもので、南滿洲の一年の平作七十億

粒日本貨の約三千五百萬圓で、省別にすれば奉天省が大部分で全面積一三、九八九方里の內耕作地積の三〇〇〇、〇〇〇町步に比し蠶場の地積二二〇、六七〇町步の數である、滿洲の重要なる產物の一で年々輸出さるゝ分にても左の數字を示してる。

年度	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
繭	(海關兩) 二、四八八、六五九	一、五五八、六八五	二、〇七〇、一六七	三、〇八八、九九四	三、七〇五、五八四
柞蠶絲	四、四〇八、一二九	二、六一八、九八二	四、五九六、七九九	五、七三九、六二二	六、六九七、二九四

柞蠶取引の方法

從來滿洲產出の大部分が對岸芝罘に輸出され、此處にて加工し再び輸入さるゝものと直に外國に輸出さるゝものとあつたが、近來は殆ど滿洲にて加工さるゝ樣になつたのである、取引は材落の製絲家は買手の來るのを待たずに直に滿洲唯一の市場たる安東又は蓋平に送つて賣却する事もあり、又需要者自分生產地に赴きて購むるのもある、又安東に付市場ありて日々相場によりて取引さるゝのもある。

繭の買付は右市場取引の外左の方法がある。

一、芝罘又は南淸の製絲家或は問屋が人を派して買付する場合

二、地方の問屋又は製絲家が人を派して或は小商人の手を經て買付をなす場合

三、生産地方の小商人の其の附近の産繭を買付する場合、右の（一）の場合には買手は從來取引關係ある問屋に來つて宿泊し、其の店員を作つて生産地に行き直接生産者又は生産地の問屋と商談を試み（其の場合の食料及馬車賃は買手持）、商談調へば繭の個數を點檢する、大取引所には煩雜の手數を避くるため普通一萬個七十斤乃至八十斤を標準として坪量するもので、此の場合の數讀料金は賣主の負擔となるのである。

（二）地方問屋及製絲工場より直接店員を派遣する場合も前の場合と同じく、生産地方に店員を派し滯留せしめて附近の繭の買付を爲さしむるも、地方の小問屋の手を經る場合は普通二分の口錢を支拂ふものである、問屋が繭の買付を爲すは現金にて授受するの習慣なるも、問屋の發行する手形にて一應の取引を了し後日現金に引替ふる例もある。

（三）地方小問屋は普通日用品、雜貨店の兼業なる爲め、此等小問屋は平常小農民に日用雜貨を貸し、其代價として秋季繭を買入れ現金を支拂ふのである。

右の外秋季繭を買ふ爲八月頃内金二三割を入れて既成と同時に精算する方法もある、是は聞秋と云はれてある。

繭行、絲棧

繭行、絲棧　是は繭及絲の取扱店で賣買雙方の委託によつて取引を辨する處で我か問屋業と

も云ふべきものである、絲の如きは該棧の手を經されば賣買を爲し得ない狀態で、各問屋には外櫃（外廻り番頭）あつて常に問屋間を奔走して在荷の多少氣配の如何を探査し、賣買仲介の便を計るものである。

問屋の手數料は賣買雙方より取引高の二分（百分の二）を收むるが例である、繭行、絲棧の多くは雜貨、織物屋等の兼業で專業者は十中の二三に過ぎない、資本は大約三四十萬兩の間にあるとの事である、其内問屋業に投資せる額が約半分と見て好いのである。

繭の取引は複雜多岐に亘るもので、邦人が此の間に處して支那人と對抗して繭の買出を爲さんとするときは決して容易の事でない、安東縣にて多年斯業に經驗ある邦人營業者の言ふ處に依れば、產地よりの買出は頗る困難で交通不便なる爲め時期を失する事多く却つて問屋に依託する方が便利である云々と、然して是等取引の單位は。

繭取引の單位

一、繭、千粒を以て單位とす（一籠三萬五千粒）

春繭	千粒	重量	六乃至八斤、	脫蛹即正味の重量	一斤
秋繭	千粒	同	十乃至十二斤	右に同	二斤

蛹は右の三分二以上の重量である。

繭の種類

繭の絲量大小異なるも平均一粒より五百米突、其の重量〇、四三瓦内外

繭の種類　鼠色繭　大、小

灰色繭　大、小

褐色繭

絲取引の單位

二、絲は百斤を以て單位とす

製絲方法

製絲の方法は洋式（溫湯式）と支那式土法とあるが

支那式による製絲が大部分を占め從つて左の欠點がある

(一)石灰及膠質多量に絲中に附着殘存して手觸り甚硬直なる事

(二)水分多量の爲め收縮し易く隨つて精巧なる織物原料としては不適當なる事

(三)絹摺の音を發せざる事

(四)特異の不快臭氣ある事

(五)紡績困難にして撚りを掛くるも程よく結合せぬ事

(六)高熱に逢ふ時毛羽立易し

(七)色純白ならぬ爲染色に困難なる事

第四節　山貨の取引（竹、木、細工品）

山貨の取引

山貨の取引は山貨店にて爲さるゝものもあるが、山貨店は概ね小店にて多くは糧棧の手を經るものである山貨の産出額は少なく糧棧中でも山貨を取扱ふものは二三に過ぎない、山貨は貨主自身問屋に寄寓して販賣するものもあるが單に貨物のみを問屋に送り委託販賣するもの尠くない、問屋の手數料左の如し

賣買手數料	從價百分の三	賣買兩主負擔
車　底	一車六吊	買主負擔

第五節　布疋及雜貨の取引

滿鐵沿線鐵嶺附近の取引

南滿鐵道沿線に於ける布疋雜貨の主なる集散地は鐵嶺及奉天で貨物の性質上殆ど日本品なる爲是か取扱店も多く日本人商賈若くは該商賈の手介する支那問屋で時には支商自ら店員を大阪に派し仕入品を安東又は大連より輸送する事もあるが何れも比較的資本の豊かなるもので是等支商間の取引は信用の程度により多少支拂期の長短はあるが鐵嶺附近にては現品渡濟後一月

拂を恒例としてあるが永年の取引關係ある商人間には舊暦の端午、中秋、臘月三季拂か普通である概して滿鐵沿線一帶邦人との取引慣習上漸次期間の矩きに傾きつゝある事は明である資本薄き小商人に對しては現今取引で此際は九九拂又は九八拂即ち一二割の割引を爲すのである

卯色（利子に似たるもの）

又輸入元の異なる營口よりする場合該地支那人問屋と永年の取引あるものは年四回陰暦三月一日六月一日九月一日十二月一日の三ヶ月毎に帳簿の締切をなし帳尻の決濟には現銀を用ふる事になつてるが銀爐に信用を有するもので銀爐と淡合の上三月、六月、九月の三卯期は現銀決濟を爲さずに卯色を支拂て繰越し十二月即ち臘期にのみ現銀の決算を爲すもので現在殆ど是によるものが多い

滿鐵沿線附近の取引

西豊縣陶鹿附近に於ける大雜貨舗は凡て鐵道沿線と直接取引し小雜貨舗及村落の雜貨舗は問屋の手を經るものである又布疋、雜貨の取引は凡て現金取引で偶々延勘定あるか十日を過ぐるものは稀である、其の問屋の手數料及諸掛は左の如し

賣買手數料（公定相場なし）　從價百分の二乃至三　賠買兩主負擔

車　底　一車　三角　買主負擔

倉數料　　一件(百二十斤)一角

東清鐵道沿線に於ける取引狀況

次に東清鐵道沿線に於ける布疋及雜貨の取引を記せば、本地方に於ては主として營口大連より仕向けらるゝもので仲次地として長春を以てする、而して近來東清沿線各地發達せる故に本邦輸入商の各地に出張を設くるに至り、是等と直接取引をするも未だ其の多くは長春又は營口其他吉林、哈爾賓に聯號（支店）を有するものは聯號の手を介し又店員を是等の地に派遣して取引を爲すものが多い、而して本地方の如く金融機關の完備しない地に於ては爲替取引は困難で決裁には現金輸送又は其他過爐銀の方法によらねばならぬ、然れば概ね現金輸送によるも時に便法として甲地のA乙地のBとの間に於てAかBに債權を有する場合、A又乙地Cに債務を負ふ場合にはBとCとの間に決裁されてAとBとの間の清算を完了する如き過爐銀の方法をさる、又取引に於て延取引の場合にては概ね五月節、八月節七過節(十二月節)(以上何れも舊曆による)に於て清算し決算するが普通である、又使用貨幣は本地方商人間に於ては吉林官帖を以て建てとするも本省以外の營口大連等との商人間との取引は小洋を以てし、又外商との直接取引に於ては主として露貨を以て取引の建としてある。

第五章　釐　金

第一節　總　論

意義及起原

釐金は字箋即ち百分の一の意にて、當初は一局にて従價百分の一を國內輸送の貨物に賦課する一種の通過税である、素本税の創設は極めて近年の事で道光三十年(一八五〇年)より同治五年(一八六六年)に亘り起れる長髮賊反亂の際國務の窮乏を救はんが爲め、揚州にて雷以誠なるもの一時的に之を設け一八五三年始めて賦課したが、一八六一年長髮賊の亂と前後し回々教徒の反亂起るに及び鎭壓費益多額に上りたるを以て、更に此の制を全國に普及されたのである。其後各省にて漸次其率を加重し各實相符合せざる事に輕きは従價一分より重きは従價九分に至つて居る、何れも其收入の一割を以て釐金局の經費に充つる規定になつてをる、其の税率は各省皆釐金規則あつて之を一定してあるが、其徴收が官吏又は商人の請負になつてる故に各局に於て隨意に其率を定めて徴收し法定の税率は一の空文に過ぎない、加ふるに其納税は一回のみに止らず各地の分局子卡を通過する毎に課せられ然も其間連絡もなければ統一もなく之を徴

収せらるゝ故に、貨物の遠隔の地に至るものは其の税額驚くべき多額に達する事がある、又若し一部分宛を賣却して納付する事とせば未だ目的地に達せん前已に賣盡さねばならぬ事となる且釐金局にて徴收する税金は單純なる釐金の一種のみに止まらず、正捐の外幾多の附加税がある、支那人は凡て之を捐と云ふてる、然し捐と税とは支那にても判然たる區別がなく、捐も亦租税の一種に違ひない、日清通商條約では貨物の內地通過の際常關及釐金局にて徴收さるゝ税課の種類を擧げて、各種の税金賦課金、手數料、釐金等としてある、以て如何に其種類の多きかゞ分る、今革命前に於ける附加税の一班を擧ぐれば兵餉（軍費）、塘工捐（提防費）、河工費浚湖費賑捐（窮民救助費）、善擧費（慈善費）、河防捐（河上警察費）、局費等種々ある（此外公然たる規定なく隨意に種々の名目を設け局員の强求する手數料あるなども記憶すべきことである）、浙江省の如きは革命前には茶に對しては正捐の三割乃至三割九分、砂糖に對しては同五割乃至五割八分、煙草に對して同二十割の附加税を課した事がある、革命後は各省概ね附坊税を撤廢したるが釐金が國税に歸してより、各省の收入著しく減少せる故貨物加税、公益捐、兵差費、地方捐等種々の名目を設けて釐金の附加税を徴收し、各省は行政費に充つるに至つたのである。

釐金は此の如く其の税率苛酷なるに、加ふるに幾多苛細の雜捐を加抽するを以て之が爲め産業貿易の發達を阻害すること少からざるは内外人の均しく認むる所で論議の餘地が無い、されば前淸時代に於ても北淸事件後之が改正の議漸く盛に各省相距て改正に著手するに至つた、是より前に江西省に於ては一九〇〇年主要貨物に對し始めて統捐制を行ひ好成績を得たるを以て、一九〇三年同省巡撫は更に百貨の釐金を總て統捐に改辨せんことを奏請したのである、依つて戸部は此機を以て全國の釐金制度を統一せんことを企圖し、各省將軍及督撫に對し鹽及阿片以外の大宗貨物は之を統捐に改辨する事通飭したのである、當時戸部の奏請に依れば産地の發運の時統捐を完納せしめ其後經過の局卡は一概に重徵しない、銷售の地に到るに及んで再び銷場税（落地税に同じ）を徵する事とせば釐金局數を減ずることを得、且局員の中飽（上前は收の謂）を免るゝことを得べしとしてある。其後湖廣總督張之洞も亦統捐制を全國に施行せられんことを上奏した、一九〇五年に直隸省、湖北省廣西省に於て先該制を施行し、遂に一九〇六年には甘肅省に、一九〇七年に江蘇省及奉天省に、一九〇九年に新疆省に、一九一一年に陝西省に何れも之が實施を見る事になつたのである。

統捐制

統捐制とは一局にて徵收すれば他の局卡にては唯貨物の檢査をなすのみで、再び徵税しない

制度である。而して該制に於ては附加稅は之を徵收せざることを原則としてあるが、落地稅(即ち銷場稅)は統捐の外とし省に依りて取る所と取らぬ所とある、即ち從來の制度は、或は一起一驗制と云ひ、或は兩起兩驗制と稱し、層々課稅し且幾多の附加稅を徵せしを一局一回の徵收となし、附加稅も之を正稅中に加算して徵收することゝなしたのである、故に統捐制は之を商人の側から見れば數回徵收の煩を免れ、且局卡を通過する每に强索せられ不法課稅を少からしむるの利益がある、然し統捐制は當時全國に普及するに至らなかつた、地方によりては今尙一起一驗又は兩起兩驗制を濫用し、甚しきに至りては各局を通適する每に課稅する地方もある、

一起一驗制

一起一驗制とは起運第一の局にて起釐を徵收し、第二の局にて驗釐を徵收し、他の局卡にては貨物の檢査をなすのみにて徵稅せざるの制を云ひ、兩起兩驗とは第一、第二の局にて徵稅する

兩起兩驗制

の外、更に第三の局にて起釐第四の局にて驗釐を徵收する制を云ふのである。

裁釐加稅問題

革命後は中部及南部諸省に於ては何れも釐金の弊に鑑み是が廢止を揚言し、中には之が廢止を告示せる處もあつたが多くは實行を見るに至らなかつた、只稅則を改正し或は稅率を底下し、概して舊來幾多の附加稅を廢止したるが故に、稅額は從前に比し著しく輕減した譯である、又實際廢止したる處も各種施政に要する經費及軍費は擴張は危財政の窮迫を來し、爲に復活する

の止むなきに至つたのである、革命後釐金規則を改正した各省の改正の要項は左の通りである。
釐金の徴收は從來一種の請負制度であつて各分局に對しては總局に於て豫定したる毎月收入額がある、萬一其の豫定を收納する事能はざる時は委員は自ら之を賠償せねばならぬ、必ず期を限り數の如く補納して然る後能く其の任に堪へたるものとされて居る、革命後も依然として前淸時代の請負制度を踏襲し、民國三年十月新に徴收釐税考成條例を發布し全國に施行したのである、其の條例に依れば各省の釐金統捐貨物税及釐金と性質を同うする各種捐税は三年毎に財政廳より巡按使を經由して財政部に咨陳し、毎月收入標準額並に毎年收入標準額を覈定し、會計年度開始後毎三ヶ月に一回毎會計年度終り時に一回考覈を行ひ、其年度末考覈に於て標準額より收入增加せるときは徴收官(局長)に對し其增加額に應じて勞積金を給與し、若又三ヶ月考覈に於て標準額より一割以上の減收あつたときは徴收官を退職させ、年度末考覈に於て一割以下なるとき退職一割以上なるときは降等に處し、二割以上なるときは官職を褫革するものとある、尙釐税各局の監督官廳たる財政廳に對しても年度末に於て考覈を行ひ若し該省の收入總額が總標準額より增加した場合には財政廳長に對し奬勵金を給與し、若又減收一割以上に及んだ時は減俸二割以上なる時は降等三割以上なる時は褫職に處する事としてある。

不合理なる誅求奬勵法

此の釐金考成條例と云ひ彼の常關考成條例と云ひ共に一種の誅求奬勵法とも見るべき實に奇怪極まる法律である、貨物の出入なるものは內外經濟界變動等の種々の原因によりて其の狀況異なるもである、從つて釐金及常關稅の收入も年に依り增減あるは固より當然の事で徵收官の左右し能はざる事である、然るに過去の收入額を基準として勝手に其標準額を定め、若し其實收額が之に不足する時は苛酷なる制裁を加ふると云ふに至つては其亂暴實に驚くの外はない、此の如く彼等は徵收官吏は減收の場合に於ける補足に備ふる爲め不法の課稅をなさゞるを得ない事になる、之は即ち立派な誅求奬勵法である、然し此の如き法律を必要としたのを見れば如何に從來徵稅官吏が中飽を是事とし、而して實收額と國家收入額との間に大なる懸隔あるかを知ることが出來る。

前記の考成條例には又徵收官が侵呑隱匿等の情弊ある場合並に稅率の外に不法の徵收をなし又は商人と通謀して稅率を輕減せし場合に於ける罰則を規定し、尙附則として釐金各局員の任用資格を一定してある。

釐金の徵收、認捐、散收方法

釐金の徵收方法に認捐と散收との別がある、認捐(包捐)とは一私人又は私人の團體に於て一又は其地域內に於ける徵稅の請負をなすを云ひ、散收とは認捐に依らずに各釐金局に於て貨主

より直接に徵收する制を云ふのである。

認捐は徵稅の請負であつて、之を詳言すれば一市の同業公所（組合）又商會（商業會議所）等に於て或一定の貨物の每年該市に輸入し、又は該市より輸出額を概算し釐金局總辦と交涉の上其の一ヶ年の稅額を協定して請負の契約をなし、之を徵收納附するのを云ふのである、而して公所商會等が認捐の許可を得たる時は認捐事務所を設立し、其の協定額に基き稅率を定めて之を徵收し每月釐金總局に其請負額を納付するのである。

釐金の請負をなすものは主として公所商會等同業者の團體であるが必ずしも是に限つたものでもない、中には一個人で之が請負をなし又甲商品取扱者で乙商品の釐金徵收を請負ふこともある、此等は純然たる營利の目的に出づるものである。

釐金の請負は商人にありては貨物通過の際一々釐局の檢查證明を受け之が爲め時日を空費し澁滯紛糾を生ずる等の事なく、單に之丈にても大なる利益なるに認捐額は常に釐局の實徵額以下に在るを以て稅金の負擔を輕減し得るのみならず、釐局員が種々の口實を設けて强求する額外の抽課をも免るゝ事を得るのである、又釐局の方をも請負を訂約せざれば商賈の脫稅を防止する事困難で收入を減殺する虞ある、認捐を訂約して定額の稅金を收納するの利がある、此方

法は請負者と釐局と双方の便利なるを以て請負を約するもの多く、各商賈は意外に納稅を減少し且煩苛なる手數を免るゝを得るのである、然し公所、商會等は其團體員各自の營業に屬する商品の課稅を輕減し團體員以外の商人に對しては偏重の課稅をなし以て貿易上の利益を壟斷するの弊がある、且釐金の請負者は其收入の增加を謀る爲め通過制度を喜ばない地方官と聯絡して該制度の利用を防害するの風あるとの事である。

滿蒙地方の釐金に付て少しく次項に說きたい。

第二節　奉天省

奉天省

奉天省に於ける釐金雜捐は元其の名目甚だ繁雜で斗秤捐、尺捐、豆餅捐、火車捐、及河川に於で徵收する門捐、糧貨捐、河防捐及陸路邊門にて徵收する門捐並に海港に於て抽課する糧船湊、掛旗署の雜稅、東邊一帶に於ける糧貨、山貨各捐營口に於ける八釐捐並に過路捐、落地捐等あつたが、一九〇七年一月より一切之を廢止し、新に出產銷場の二稅を設け、出產稅は穀類及麵粉は從價百分の一、其の他の貨物は同百分の一半とし、生產地附近の局所に於て之を徵收し、銷場稅は自省產及外來の各貨物に對し均しく從價百分の二を課し、販賣地にて之を徵收するこ

とゝし、而して一度出產稅を納付せるものは、省內にて販賣しない限りは之を何れの地方に運搬するも再び稅金を課しない、又外來貨物で單に該省を通過するのみにて省內で販賣せざるものは、何等の稅金をも徵しない、又穀物及麵粉は出產稅を課するのみで銷場稅を徵せざる事にしてある、但煙草、酒、家畜、木材、鹽、阿片及期粮並に遼河の船稅陸路の車稅に對しては別に稅率の規定がある。

第三節　吉林省

吉林省

吉林省の釐金は七四釐捐と賣錢捐との二種がある、之を總稱して貨捐と云ふのである、七四釐捐は七釐捐と四釐捐との二者に區別し、七釐捐は軍餉に充つる目的を以て、四釐捐は寶吉局(鑄錢局)の鑄錢費に充つる目的を以て、之を創設されたるが後來此の兩者を合せて七四釐捐と稱する樣になつたのである。

七四釐捐

七四釐捐は貨物輸入の際に課するものであつて、凡て省外より貨物を輸入する時は其到達の日に於て數量及價格を餉捐局に報告して檢査を受け七四釐捐納付せねばならぬ、其の稅率は從價一分一釐であつて即ち一吊文に付七文と四文合計十一文となる、但し鹽と石炭とは特別の稅

率ある鹽は百斤に付五百文石炭は從價の五分である。

賣錢捐

賣錢捐は別に九釐捐とも云ひ各種商品の賣上價格に對して課するもので其の徵收方法は各商店をして每月初に前月の賣上金額を申告せしめ之に對して課税するものである、其税率は一吊文に付九釐即ち從價九釐である、貨釐捐の徵收局を偷捐局と云ふて總局一箇所分局九箇所ある。

第四節 黑龍江省

黑龍江省

黑龍江省には釐金の名目はない、釐金と性質の類似せる百貨一成捐牲畜一成捐糧石一成捐の三種ありて税率は其名の如くに各從價一割である。

第五節 直隷省

直隷省

直隷省の釐金は天津釐金大名釐金鐵釐煤釐(石炭の釐金)の別ある、税率は大概從價一分二厘五毛である、天津釐金は百貨釐、茶釐、郵政包裹釐等があつて、天津釐捐局にて徵收する、大名釐捐は百貨釐及茶、砂糖、煙草、酒の正釐及附加税があつて、大名龍王廟釐金局にて徵收す又鐵釐は獲鹿縣にて煤釐は開平、臨城、灤州、井陘にて之を徵收し煤釐も税率は常關税と同額

即ち石炭一噸に付銀一錢二分五厘「コークス」同銀二錢五分で茶は正釐の外茶葉百斤に付き二錢茶末同銀一錢の附加税がある。

第六節　山東省

山東省

山東省の釐金は百貨釐金郵件(郵便物の釐金)及鹽釐の別がある、百貨釐金は舊來從價五分を標準としあるも物價騰貴の爲め實際は二分に及ばないとの事である而して沿海各の釐金は東海關(芝罘常關)監督の委員之を代徴し郵件釐金は膠州海關で代徴し鹽釐は籌款局にて徴收するのである。

第七節　鐵道釐金

鐵道釐金

鐵道釐金即ち火車捐は主として統捐制に依るもので、京奉鐵道の奉天省內を通過する區間は別に鐵道釐金の制度がない、一般釐金規則を適用するもので一度出產稅を納附したるものは鐵道にて別に課稅することなく、只各驛に下る時銷場稅を徴收し、各驛以外に至るものは其到着地で是を徴收するのである、又外省產若くは外國產が該省を通過して更に外省若くは外國に至

るものは總て無税とし、該省產の他省に到るものは單に出產税を納付すれば可いのである。

凡て鐵道釐金を外國輸入品で子口半税（即一八五八年通過税制度外國よりの輸入又は輸出するときは各輸出入税の半額を支拂へば內地輸送中凡ての釐金税を免るゝ事を得るもの）を完納せるものには課税せざるものとし、支那生產品又子口單を有せざる外國品にのみ之を課する事勿論である、但し奉天省、江蘇省の如きは銷場税は、子口半税を納付せるものでも之を免る事が出來ぬ、銷場税は通過税に非らざるを以て之を課するも條約違反にあらずとの解釋に由るものである。

第二編　商業機關

第一章　取引所

第一節　總論

滿洲の大豆、豆粕其の他の重要物産の大連に於て賣買取引さるゝ數量は、年額約百九十萬噸就中大豆は其過半で年々歳々益々增加せんとする趨勢を示してる、滿洲の經濟界は一に其の取引の消長如何に由り左右せらるゝと云ふも不可なき有樣なるに從來此等重要物產取引は唯單に當業者が其必要上雜然集合し隨意隨處に行はれたる故に、各樣の相場を生じ、需要者は其適從する所を知らない、且又契約の不履行に對しては何等制裁の途もない、殊に日支人間の商取引に付ては言語習俗の相違から往々其取引の履行に際して紛議を釀し、剩へ價格は常に亂調を極め且不正の投機到る處に行はれたので、關東都督府は滿洲產業の發達を助け並に經濟界の進步發展に資せん爲め、該市場をして秩序整然たる經濟機關となし、取引の確實を期せしむる必要を認め、公共的取引機關の設立を企圖し、明治四十二年より吏員を滿洲及南北支那に派して普

く商慣習の調査を爲すと同時に、屢々當業者と諮り同四十四年愈々設立の議を確定し、直に市場の設備に著手し又賣買取引に關する規則を公布し、先づ大連に取引所を創立して大正二年九月一日より事業を始め漸次開原、長春に迨び次で最近公主嶺、鐵嶺、四平街、奉天、營口、遼陽、安東と開設されたのである、此等の地たるや滿洲中尤も樞要なる生産地方なるを以て、之を大連等の大輸出港と相呼應じて價格の平準を期し、貨物の集散をして圓滑ならしむるの必要に出たると同時に、此等普通物産の取引の外に是が交易の媒介たる錢鈔の取引をも併置したのである。

錢鈔取引は普通物産取引と尤も密着な關係を有し兩々併置するの必要がある爲めで、從來の取引方法は極めて亂雜不規律なるもので、好く整理して以て確實なる經濟機關と爲すにあらざれば、到底滿洲經濟界の秩序的發達を期する事能はざる爲め特に之を開設したのである。是等の内官設取引所は關東都督之を管理し、滿洲に於ける重要物産の賣買取引の確實を期し、且其便宜を圖る事を目的とし所長書記長以下の職員を置き、常務を掌理せしめ又商議員會を設置して努めて當業者の利便と取引の安全且進展を資けんとしたのである、商議員は商工業に關し相當の經驗若くは學識ある者より關東都督が任命し、其職務は先物取引人の免許、賣買取引の方

法及其履行等に關し苟くも取引上重要と認むべき事項に付き之れが審議評決を爲さしめ取引の實情に適應せしむる方針を取つたのである、又取引所は其組織が官設なるが故に先物取引の擔保を爲すこと困難なる事情ある爲め擔保會社の隷屬を許可し、之に取引の擔保及取引に關する清算の業務を擔當させたのである。

取引所の職務

取引所は右の如く時勢の推移と其實情とに鑑みて之を設立したるものであるが、一般支那商人は概して舊慣を墨守し、從來極めて幼稚なる取引方法を慣行したる結果兎角取引所の業務を慣熟しない、又擔保會社の性質を充分に了得するものは少ない爲め、其創立の當時に於ては取引高極めて少額であつたが、漸次其の取引方法の安全で且便宜なる事を感知する樣になつてからは其の數額を增加し近時至る處に其盛況を見る樣になつたのである、現今是等取引所の氣配の高低及値段の一上一下が日本內地及南支那の樞要地に於ける大豆、豆粕及豆油等の各市場は勿論同品の世界的相場に影響する樣になつたのである、尤も安東は多少狀況を異にせるため民營とも取引項目にも米、木材、柞蠶等が加えらるゝ等である、今取引所の主たる職務を記せば左の如し。

一、公定相場に關する事項

二、取引所の免許取消及廢業に關する事項
三、市場の管理に關する事項
四、賣買契約及履行に關する事項
五、賣買證明に關する事項
六、仲裁判斷に關する事項
七、取引人組合及附屬地擔保會社の監督に關する事項

市場の監督及取締方法は日本內地の取引所方法と多少の差異あるも大體に於て殆ど同一である。

取引人—取引人は取引所長之を免許す一定の資格なきものは取引人たる事を得ず（開原に限り準現物取引人の制あり準現物取引人は現物馬車糧豆の取引を爲すことを得）取引人は代理人を置くことを得（其數別に定むる所による）

取引人の免許を受けたるときは左の免許料及入場料を納附するを要す之を納付するにあらざれば賣買取引を爲すことを得ず先物取引人の免許を受けたるものは物物取引を爲す事を得今二三箇所の例を示せば。

		大連	開原	長春
免許料	先物	一〇〇円	七〇円	七〇円
	現物	三〇円	二〇円	二〇円
入場料	本人及代理人 一人に付一年度	六円	五円	五円

取引人は一定の事由に依り其の免許効力を失ひ又は取引所長より入場若くは營業を停止せられ又は免許を取消さる。

取引及擔保の方法は各取引所とも概ね大同小異なるを以て例を大連、長春、開原二三に止め左に概述する事とせん。

大連取引所

第二章 大連取引所

特產取引

取引種別　現物取引（相對賣買の方法に依る）

取引物件　現物取引（競賣買及相對賣買の方法に依る）

先物取引｛競賣買の方法に依るもの　大豆、高粱、／相對賣買の方法に依るもの　豆油、豆粕、

建値　金建組當分の内圓銀建とす

（大正十年四月關東廳令にて今年十月限銀建廢止布達さる）

現物取引

物件の單位及呼値　現物取引は慣習による現今の慣は單位に就ては一定のものなく呼値の豆粕は一枚、其他の凡て一擔（百斤）なり。

先物取引

物件	單位	呼値
大豆、高粱	一車（四四、五〇〇斤）	一擔
豆油	百函（五、六〇〇斤）	一擔
豆粕	千枚（四六、〇〇〇斤）	一枚

契約期限及受渡期日

一、現物取引の受渡期間は左の如し

（一）大豆、高粱其他の雜穀　七日

（二）　豆油　　　　　　　　八日
（三）　豆粕　　　　　　　　三日
但し（一）のものに限り双方の合意にて物件の計畫を終りたる日より五日を越えざる期間之を延長することを得、期間は契約成立の日より起算し末日が休日なるときは其の翌日を以て滿了す。

先物取引

二、先物取引を分ちて短期取引及長期取引とす
（イ）　短期取引の契約期限は一ヶ月以内とし其の受渡期日は毎月十日二十日及月末とす但し十二月に限り月末の期日は取引所長に於て變更する事を得。
（ロ）　長期取引の契約期限は四ヶ月以内とし其受渡期日は毎月十五日とす。
但取引所長に於て必要と認むるときは契約期限を六ヶ月以内とし、受渡期日を毎月十五日及月末（十二月に限り二十五日）となす事を得。
受渡期日が休日に當るときは短期と之を繰下げ長期日之を繰上ぐ。

錢鈔の取引

現物取引の物件、賣買方法及受渡に關しては從前の慣習に依る外所長の定むる所によるの

である、現物取引の違約に關しては特産の場合のものを準用さるゝ事になつてる。（貸借及信用の部参照）

先物取引の物件、單位、呼値及建値は左の通りである

物件	單位	呼値	建値
鈔票	五千圓	百圓の價格	圓金建
假帖	五千留	百留の價格	圓銀建

先物取引の賣買は競賣の方法で、契約期限は三ヶ月以内とされ、其の受渡期日を每月十三日二十七日としてあるが若し受渡期日が休日に該當する場合は之を繰上ぐる事になつてる、其の他取扱上の手續等似寄りの點は特産の場合のものを錢鈔の取引に其儘準用さるゝ事も多い。

擔保規定

擔保方法先物取引人は大連取引所信託會社の定むる所に從ひ、同社に身元保證金を提供するを要す、之を提供するに非らざれば先物取引を爲す事を得ず、又指定期間内に之を提供せざるときは取引人の免許は失効とする。

先物取引人競賣買の方法に依りて先物取引をなしたるときは直に前記會社と其取引の履行に關し擔保契約を締結するを要し、且つ賣買證據金を提供せざるべからず、而して會社は擔保したる先物取引の違約より生ずる損害に付き倍償の責に任ずる。

先物取引人にして前記の擔保契約を締結せず、又は證據金に提供せざるときは取引所長は其取引人の賣買を差止め、其入場若くは營業を停止し其の免許を取消し、又は先物取消の全部若くは一部を停止することを得。

受渡違約現物取引を爲したる者期間内に受渡を爲さゞるときは、違約者に違約數量の賣買價格の百分の五に相當する金額並に約定價格と受渡期間滿了の日の次の立會日に於ける同種同等の物件の公定相場との差額(賣方違約の場合は公定相場の高きときに限る)を違約數量に乘じたる金額を交附しなければならぬ、而して若し此の公定相場なきときは取引所長之を定む、先物取引中相對賣買の方法に依るものゝ違約處分は前記現物取引の例に準して處分する、競賣買の方法に依る先物取引受渡は信託會社をして之を行はしめ其の違約處分も會社の定むる處に依りて之を爲す。

開原取引所

第三節　開原取引所

取引種別　現物取引(特に規定なき事項は慣習による)

先物取引(競賣買の方法に依る但取引所は或種の物件を限り相對賣買の方法に依らしむるこ

とを得)

取引物件　糧豆及錢鈔の二種とす而して糧豆は當分の內大豆、小麥、高粱及豆粕とし錢鈔は從前の習慣により金票、圓銀票、及羌帖(露國紙幣)とす

建値　糧豆の取引は金建とし當分の內小洋錢を以て取引をなす事を得錢鈔の先物取引は小洋錢(奉天票)建とす

但し圓銀票に限り金票を以て取引する事を得。

物件の單位及呼値　糧豆の先物取引

物件	單位	呼値
大豆、小麥、高粱	一車(四四、七九五斤)	三十一斤
豆粕	千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚

錢鈔の先物取引

物件	單位	呼値
金票、圓銀票	千圓	百圓
羌帖	千留	百留

契約期約期限及受渡期日　糧豆先物取引の契約期限は三ヶ月以內(但し取引所長に於て必要と

認むるときは六ヶ月以內と爲す事を得）とし受渡期日は毎月十五日とす。

錢鈔の先物取引の契約期限を長期及短期の二に分ち長期は三ヶ月以內とす而して受渡期日の長期にありては毎月十五日及月末（十二月に限る所長に於て月末の期日を變更することを得）短期は毎月十五日及二十五日とす受渡期日が休日に當る時は之を繰り下ぐ。

擔保方法受渡及違約　大連取引のものに同じ但現物取引及相對賣買方法に依る先物取引の違約に就ては別段の規定を存せず總て慣習による。

第四節　長春取引所

長春取引

取引種別及取引物件　開原に同じ但錢鈔取引物件に小洋錢（長春交通銀行劵及中國銀行劵を含む）を加ふ。

建値　糧豆の先物取引は金建とす但相場の呼値は官帖（吊文）を用ふるを妨げず官帖を以て契約したる取引價格は取引所の定むる換算率に依り之を換算して金の賣買契約をなす。

錢鈔の先物取引は吉林官帖建小洋錢建及羌帖建の三種とす。

物件の單位及呼値　糧豆の先物取引

物件	單位	呼値
一、大豆、小麥、高粱	一車(四四、七三〇斤)	三百五十斤
一、豆粕	千枚(四六、五〇〇斤)	一枚

錢鈔の先物取引

吉林官帖に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	一圓
一、羌帖	一千圓	一留
一、小洋錢(長春交通銀行券及中國銀行券を含む)	一千圓	一元

小洋錢に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	百圓
一、羌帖	一千留	百留

羌帖に依る取引

一、金票、銀票	一千圓	百圓

契約期限及受渡期日　糧豆の先物取引の契約期限は三ヶ月以內とし、其受渡期日を每月一日

とす但取引所長に於て必要と認めたるときは契約期限を六ヶ月以内とし、受渡期日を毎月一日及十五日と爲す事を得。

契約期限、官帖に依る取引に在りては羗帖は十五日其他は一ヶ月小洋錢及羗帖に依る取引に在りては一ヶ月とす。

受渡期日、官帖に依る取引に在りては羗帖



長春重要物産取引所

は毎月五日、十日、十五日、二十日、二十五日及月末とし、其他は毎月十五日及月末とす但十二月に限り月末の期日は取引所長に於て變更することを得、小洋錢及羗帖に依る取引に在りては毎月十三日及二十八日とす。擔保方法受渡及違、開原のものに同じ但糧豆の受渡は賣買總代金の十分の四は金を用ひ十分の

六は取引所の定むる換算率に依り官帖を代用する事を得。

取引高の制限　錢鈔先物取引人の取引高を三級に分ち其取引殘高は各契約期限毎に左の制限を超ゆる事を得ず但信託會社の定むる所に依り特別證據金を同社に差入れたるものは此限りに在らず。

級別	幣種	官帖に依る取引	小洋錢に依る取引	羌帖に依る取引
一級	金票	六萬圓	五萬圓	五萬圓
	銀票	八萬圓	五萬圓	五萬圓
	羌帖	十二萬留	五萬留	—
	小洋錢	六萬元	—	—
二級	金票	四萬圓	四萬圓	四萬圓
	銀票	六萬圓	四萬圓	四萬圓
	羌票	九萬留	四萬留	—
	小洋錢	四萬元	—	—
三級	金票	二萬圓	三萬圓	三萬圓
	銀票	四萬圓	三萬圓	三萬圓
	羌票	六萬留	三萬留	—
	小洋錢	二萬元	—	—

第五節　奉天遼陽及營口取引所規程

奉天、遼陽、營口規程

第一款　總　則

第一條　奉天取引所、遼陽取引所、營口取引所ハ關東廳取引所規則及本規程ニ依リ取引人ヲシテ重要物產及錢鈔ノ賣買ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス、但シ奉天取引所ニ在リテハ當分ノ內錢鈔ノ賣買取引ノミヲ爲サシムルモノトス

第二條　取引所ニ於ケル取引物件ノ種類ハ重要物產取引ハ大豆、豆粕、豆油、高粱、小麥、粟其ノ他ノ雜穀トシ錢鈔取引ハ金票、鈔票、小洋票及俄帖トス

前項ノ物件ハ地方ノ狀況ニ依リ所長之ヲ取捨スル事ヲ得

第二款　重要物產取引

第一項　現物取引

現物取引

第三條　現物取引ハ現物又ハ見本ニ依リ相對賣買ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第四條　現物取引ハ當事者雙方ヨリ取引物件ノ種類證券アルモノハ其ノ番號數量價格及受渡期日ヲ取引所ニ屆出テ場帳ニ登錄ヲ受ケタル時ニ於テ成立ス

第五條　現物取引ノ受渡期間ハ賣買取引成立ノ日ヨリ十日以內トス

前項ノ期間ハ賣買當事者ノ合意ニヨリ所長ノ許可ヲ經テ契約成立ノ日ヨリ三十日ヲ超エサル期間之ヲ延長スルコトヲ得、但シ買方ノ都合ニヨリ受渡ヲ延期シタル場合ニ於テハ延期間內ノ保管料ハ買方ノ負擔トス

第六條　現物取引ノ受渡ハ受渡物件ヲ代表スル證券ヲ以テ是ヲ爲ス但シ證券ナキ場合ニ於テハ現物ヲ交付スルモノトス

第七條　賣方カ前條ノ證券ヲ買方ニ交付セサル以前ニ於テ其ノ物件カ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ滅失又ハ毀損ハ賣方ノ負擔トス但シ其ノ滅失又ハ毀損カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リテ生シタルトキハ賣方ハ其賣買取引ヲ解除スル事ヲ得

第八條　賣方又ハ買方カ受渡期間内ニ受渡ヲ爲ササル時ハ違約者ハ被違約者ニ對シ左ノ違約金ヲ交附スヘシ

一、賣方違約ノ場合ハ受渡ヲ爲ササル數量ノ賣買價格ヲ受渡日ノ次ノ取引立會日ニ於ケル現物取引ノ同種同等ノ物件ノ公定相場ニ對比シ其公定相場カ賣買價格ヨリ高キトキハ其ノ差額ヲ受渡ヲ爲ササル數量ニ乘シタル金額

二、買方違約ノ場合ハ受渡ヲ爲ササル數量ノ賣買價格ヲ受渡日ノ次ノ取引立會日ニ於ケル現物取引ノ同種同等ノ物件ノ公定相場ニ比シ其公定相場カ賣買價格ヨリ低キトキハ其ノ差額ヲ受渡ヲ爲ササル數量ニ乘シタル金額

前項各項ノ公定相場ナキ時ハ所長ノ定ムル所ニ依ル

違約者ハ第一項ニ定ムル金額ノ外受渡ヲ爲ササル數量ノ賣買價格ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ被違約者ニ交付スルモノトス

第九條　現物取引ニ關シテハ本節ニ定ムルモノノ外從來ノ慣習ニ依リ慣習ナキモノハ所長ノ定ムル所ニ依ル

先物取引

第二項　先物取引

第十條　先物取引ハ標準品ニ依リ競賣買ノ方法ニ依リ之ヲ行フ

第十一條　先物取引ノ物件ノ賣買ノ單位及呼値ハ左ノ通リトス

物件	賣買單位	呼値
大豆、高粱、小麥 粟 其他ノ雜穀	一車(四四、八〇〇斤)	百斤ノ價格
豆油	百函(五、六五〇斤)	百斤ノ價格
豆粕	千枚(四六、〇〇〇斤)	一枚ノ價格

前項各號ノ數量ハ容器ヲ含マス

南滿洲鐵道株式會社ノ大豆混合保管品ヲ以テ受渡ニ提供スル場合ニ在リテハ容器ノ價格ハ呼値ニ含ムモノトス

地方ニ依リ第一項ノ單位及呼値ニ付特別ノ慣習アルモノハ當分ノ内其慣習ニ依ルコトヲ得

但シ南滿洲鐵道株式會社ノ大豆混合保管品ニ關シテハ此ノ限リニアラス

第十二條　先物取引ハ金票又ハ小洋票（奉天票）ヲ以テ之ヲ爲ス

但シ所長ニ於テ必要ト認ムルトキハ關東長官ノ認可ヲ經テ他ノ通貨ヲ以テスルコトヲ得

第十三條　先物取引ノ物件ノ格付表ニ依リ同種ノ物件ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

第十四條　標準品ハ取引所所在地ニ集散スル普通品トモ格付表ト共ニ取引人組合ノ意見ヲ徵シ毎年一回所長ハ之ヲ定ム但シ所長ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時之ヲ變更スル事ヲ得

前項ノ場合ニ於テ所長ハ必要アリト認ムルトキハ現ニ取組中ノ期限ノ分ニ對シテモ之ヲ適用スル事ヲ得

第一項ノ標準品ハ南滿洲鐵道會社ノ大豆混合保管品ヲ受渡ニ提供スル場合ニ在リテハ取引所所在地ニ在ル混合保管ノ普通品トス

第十五條　先物取引ノ契約期限ハ四ケ月以内トス但シ所長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ六ケ月以内ト爲スコトヲ得

第十六條　先物取引ノ受渡期日ハ關東長官ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム受渡期日カ休日ニ該當スル時ハ之ヲ繰上ク

第十七條　先物取引ハ當事者雙方ヨリ期限物件ノ種類數量及價格ヲ届出テ取引所ノ場帳ニ登錄ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十八條　所長ニ於テ賣買取引ヲ不穩當ト認メタルトキハ場帳ノ登錄ヲ爲サヽルコトヲ得

第十九條　當事者雙方ヨリ其取引立會終了後直ニ場帳ノ閲覽ヲ求メ又ハ登錄ノ訂正ヲ申請シタルトキハ所長ニ於テ必要ト認メタル場合ニ限リ之ヲ許可スルコトヲ得

第二十條　同期限同種類及同數量ノ物件ヲ賣買シ之ヲ兩建ト爲ス者ハ其ノ取引立會終了後一時間以内ニ期限物件ノ種類數

量及價格ヲ所長ニ屆出ツヘシ

第二十一條 先物取引ヲ爲シタル者ハ取引成立ト同時ニ取引所信託株式會社ノ定ムル所ニ從ヒ擔保契約ヲ締結シタルモノト看做ス

第二十二條 先物取引ノ擔保淸算受渡シ並ニ大豆混合保管品以外ノ檢査及計量ハ取引所信託株式會社ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十三條 先物取引ノ物件ノ合格不合格及格差ノ決定ハ標準品及格付表ニ依リ品質ヲ檢査シテ之ヲ爲ス

第二十四條 合格品ハ左ノ三種トス

一、標準品ト品質同等ト認ムルモノ及其ノ品質ニ優劣アルモ標準品ニ對シ格差ヲ附スルヲ要セスト認ムルモノ

二、標準品ヨリ品質優良ナルモ格付表ノ範圍內若ハ其ノ以上ニ在リト認ムルモノ

三、標準品ヨリ品質劣等ナルモ格付表ノ範圍內ニ在リト認ムルモノ

第二十五條 先物取引ノ受渡ハ受渡期日ニ取引所信託株式會社ノ定ムル所ニヨリ賣方ハ受渡物件ヲ代表スル證券ヲ買方ハ代金ヲ提供シテ之ヲ行フ

第二十六條 賣方カ前條ノ證券ヲ提供シタル後受渡物件ノ檢査ヲ終ハラサル以前ニ於テ其ノ物件カ買方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リテ滅失シタルトキ又ハ毀損シタル爲メ不合格ト爲リタルトキハ其ノ滅失又ハ毀損ハ賣方ノ負擔トス

南滿洲鐵道株式會社ノ大豆混合保管證券ヲ提供シタル場合ニ於テハ取引所信託株式會社ノ定ムル所ニ依リ抽籤ヲ終ラサル以前ニ於ケル受渡物件ノ滅失又ハ毀損ハ賣方ノ負擔トス

前二項ノ場合ニ於テ其ノ滅失又ハ毀損カ賣方ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リテ生シタルトキハ賣方ハ受渡物件ノ檢査ヲ終リタル旨ノ通知ヲ受ケ又ハ抽籤ヲ終リタル翌日迄ニ其ノ滅失又ハ毀損セル物件ノ賣買單位每

ニ之カ履行ヲ拒ムコトヲ得

第二十七條　先物取引ニ於テ取引人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ違約シタルモノトス

一、證據金其他ノ差入金ヲ取引所信託株式會社ニ差入レサルトキ

二、受渡ニ關スル規定ニ違背シタルトキ

第二十八條　期限又ハ物件ノ異ナル同一種別ノ先物取引二件以上ヲ爲シタル者其ノ一件ニ付違約シタルトキハ殘餘ノ取引ニ付テモ違約シタルモノト看做ス

第二十九條　取引所信託株式會社ハ關京廳取引所規則第二十九條第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ先物取引ノ立會ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ取引人ノ賣買差止若クハ賣買高ノ制限ヲ所長ニ申請スルコトヲ得

第三十條　左ノ場合ニ於テハ取引所信託株式會社又ハ賣買當事者ハ之ヲ所長ニ報告スヘシ

一、身元保證金賣買證據金手數料其ノ他ノ差入金ヲ會社ニ差入サル者アルトキ

二、受渡ノ規定ニ違背シ違約者ヲ生シタルトキ

三、受渡不能ニ歸シタルトキ

四、受渡ヲ結了シタルトキ

五、取引所信託株式會社ノ規定ニ違背シタル者アルトキ

第三款　錢鈔取引

錢鈔取引

第三十一條　現物取引ノ物件ノ賣買方法及受渡ニ關シテハ從來ノ慣習ニ依ル

第三十二條　先物取引ノ物件ノ賣買單位及呼値ハ左ノ通リトス

物件	單位	呼値
金票	一千圓	百圓ノ價格
鈔票	一千圓	百圓ノ價格
小洋票	一千元	百元ノ價格
俄帖	一千留	百留ノ價格

第三十三條 先物取引ハ金票銀票又ハ小洋票(奉天票)ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ノ賣買單位及呼値ニ付特別ノ慣習アルモノハ當分ノ内其慣習ニ依ルコトヲ得

第三十四條 先物取引ノ契約期限ハ三ヶ月以内トシ其受渡期日ハ關東長官ノ認可ヲ經テ所長之ヲ定ム受渡期日カ休日ニ當スルトキハ之ヲ繰上ク

第三十五條 先物取引ニ付テハ第十條第十七條乃至第二十二條及第二十七條乃至第三十條ノ規定ヲ準用ス

第四款 取引人

取引人

第三十六條 取引人ノ免許ヲ受ケタル者ハ所長ノ指定シタル期間内ニ免許料トシテ金百圓ヲ納付スヘシ

第三十七條 取引人代理人ヲ置カントスルトキハ所長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ代理人ノ代理權消滅シタルトキハ取引人ハ之ヲ所長ニ届出ヘシ

第三十八條 取引人及代理人ハ入場料トシテ一年度ニ付金六圓ヲ納付スヘシ

前節ノ入場料ハ一年度ニ滿タサル場合ニ於テモ金額ヲ徴集ス

第三十九條 取引人及代理人ハ取引所ヨリ交付シタル入場章ヲ携帶スルニ非サレハ市場ニ入ル事ヲ得ス入場章ヲ他人ニ

貸付又ハ讓渡シタルトキハ之ヲ無効トシ其入場章ヲ褫奪ス

第五款　雜則

第四十條　左ノ事項ハ之ヲ市場ニ公示スルモノトス

一、取引人ノ免許廢業及死亡
二、取引人ノ免許ノ取消
三、取引人ノ營業ノ停止及其ノ解除
四、代理人ノ許可及代理權ノ消滅
五、市場ノ開閉時間及休止
六、立會ノ停止及其ノ解除
七、其ノ他必要ト認ムル事項

第四十一條　本分ニ現定ナキ事項ニ付臨機ノ處置ヲ必要トスルトキハ所長之ヲ決ス

取引所信託株式會社

第六節　取引所信託株式會社

關東都督府は取引所の先物取引の履行を擔保し、及其清算事務を爲さしむる爲め滿洲重要物産同業組合の主唱により再三協議の結果株式組織の會社を設立する事に決定し、業務規定其他に就て都督府の許可又は認可を要する事としたのである、同社の業務は賣買取引の履行を擔保

し其清算事務を引受け又取引人に資金を融通して其發達を促進し取引所と相俟て重要物産取引機關の經濟的官能を完ふすることゝし各取引所成立と同時に各附設せしめたのである。

今大連の取引所信託會社に依りて一例を示せば、

身元保證金、手數料及證據金率

身元保證金

長期取引　銀三千圓　短期取引　銀二百圓

長期取引｛豆粕以外のもの（穀類は一車豆油は百函に付き）賣買双方より各銀八十五錢
　　　　｛豆粕（千枚に付き）賣買双方より銀六十五錢

短期取引（一車、千枚又は百函に付）同　銀三十五錢

證據金

本證據金

長期取引｛豆粕以外のもの（穀類は一車、豆油は百函に付）賣買双方より各銀百圓
　　　　｛豆　粕（千枚に付）　同　銀五十圓

短期取引　（一車、千枚又は百函に付）　同　銀二十五圓

但し同種類同期限同數量の賣買兩建に就ては之を要しない

追證據金

賣買當日の公定相場と其以後日々の公定相場とを對照し其差本證據金の十分の五以上に達したる毎に本證據金の十分の五に相當する金額を差入さす

增證據金

受渡の當該期限の取引に對し別に定むる期日に於て賣買双方より當日の公定相場の百分の十以内の額を差入さす又相場に著しき變動ありと認むる場合に當日の公定相場の百分の五十以內を差入さす

特別證據金

本證據金を差入れざる賣買總代價五萬圓を超えたる場合に其超過したる分に對し前日の公定相場に對する本證據金の半額を差入れさせ其他豫納の必要あると認めたるとき適宜の額を差入れさすことになつてる。

第七節　支那側に於ける取引所

支那側に於ける取引所

近來滿洲各地に於ける日本取引所の秩序あり然も確實なる取引方法が日に日に繁榮するに鑑み、先づ奉天に大正九年三月商務會の決議によりて取引所即ち交易保證所を作つたのである、同月總商會のは財政廳に對し公文書に交易保證所則例奉天交易章程、交易保證所總商會保證細則を添へて提出した、其の公文書に示されたる大意は取引所なる業務は決して賭博でない歐米各國は弊害なしに經營しつゝある、之を善用すれば經濟界の發達に資する所偉大なるものあり東隣日本が忽ち今日の如く發達したるは全く之を利用したる爲である、然して目下各所に於て利益あるを認めて競ふて設立を計畫しつゝある、吾等は最早坐するに忍びざるを以て先鞭をつけて機先を制せざるべからずと云ふのである、而して總商會規約に依れば交易保證所則例に依り隨所に設置し得るものである奉天交易保證所は其最初の試みであるが其の結果良好なる爲め鐵嶺是に倣ひ、漸次營口安東等にも及ふ事と思ふ今交易保證所の一般的規約なるものを示せば次の如し

交易保證所則例

交易保證所則例

第一條　錢糧ノ交易ニ關シテハ商業ノ繁盛ナル地方ニ交易保證所ヲ設立ス

第二條　交易保證所ハ各處總商會又ハ商會ヨリ確實ナル株ヲ募リテ之ヲ組織シ、且省城總商會ヨリ之ヲ保證シ並ニ財政廳ヨリ監督ヲ受クルモノトス其保證細則ハ省城總商會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第三條 交易保證所ノ營業區域ハ當分一縣ヲ以テ一區トナス但シ市場所在地點ハ商業繁盛ノ區域ヲ選ヒ縣署ノ所在地ニ限ラサルモノトス

第四條 交易保證所ノ資本金ハ少クモ十萬元以上トス但シ營業ノ狀況ニヨリ官憲ニ於テ之カ增資ヲ命スルモノトス

第五條 交易保證所設立ノ時ハ詳細ナル章程ヲ作リ財政廳ノ認可ヲ求メ又ハ縣知事ヲ經由シテ財政廳ニ願出テ認可ヲ求メ同時ニ資本金ノ百分ノ二十ヲ財政廳ニ保證金トシテ之ヲ納ムルモノトス

第六條 交易保證所ノ營業項目ハ現物交易定期交易ヲ限リトシ若シ空買ヲナシ又ハ法律ニ違反スル事實アルトキハ官憲ハ隨時營業ノ全部又ハ一部ヲ停止セシメ玆ニ其保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルモノトス

第七條 交易保證所カ賣買主ヨリ手數料ヲ取ルハ習慣上ノ最低額ヲ限度トス

第八條 凡ソ交易保證所ニ於テ賣買上損失ヲ來シタル時ハ保證所ニ於テ其責任ヲ負ヒ若シ保證所カ其ノ責任ヲ負ハサルトキハ其保證金ヲ以テ處辨ス

第九條 交易保證所ノ報酬金ハ收入ノ手數料金額ニ照シ該中ノ百分ノ十五(假令ハ百圓中ヨリ十五圓ヲ取リ上ク)之ヲ每月財政廳ニ送リ積ミ置クモノトス

第十條 交易保證所ハ財政廳ヨリ監視員一名ノ派遣ヲ請ヒ以テ營業ノ狀況ヲ監視シ若シ本則例ニ違反スル擧動アルトキハ隨時之ヲ報告シテ各之ヲ處分ス監視員ノ給料ハ保證所ヨリ之ヲ支給ス其ノ金額ヲ財政廳ニ願出テ別ニ之ヲ定ム前項ノ監視員ヲ除ク外官憲ハ隨時保證所ニ人ヲ派シテ帳簿ヲ檢査セシメ竝ニ營業ノ實況ヲ調査セシムルモノトス

第十一條 本則例ニ於テ盡サヽル事項ハ商人ノ通則及公司條例ノ規定ニ依リテ官憲處辨ス

第十二條 本則例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實行ス

第八節　奉天交易保證所章程

第一條　本所ヲ完全ナル商辦トシ奉天交易保證所ト定名ス

第二條　本所ハ各種貨幣證券及各種長行糧石ヲ擔保トシテ現規ノ賣買ヲ履行シ計ニ精算事務ノ代辦シ以テ手數料ヲ取ルヲ營業ノ目的トス

第三條　本所ハ株式有限公司トナシ株金ノ總額ハ小洋一百萬元トシ之ヲ一萬株ニ分チ一株ノ百元トス

第四條　本所ノ株金ハ先ニ四分ノ一ヲ納メ營業ヲ開始ス

第五條　本所ノ株券ハ總テ記名式トス

第六條　本所ノ存立期間ハ十年ト定メ滿期ノ際ハ株主會ノ決議ニヨリ官憲ノ認可ヲ經テ延期スル事ヲ得

第七條　本所ニハ別ニ總理ヲ置カス總商會ノ會長ヲ以テ總理トス

第八條　株主ノ常會ハ毎年結算後期日ヲ定メテ召集シ特別事項アリテ臨時會議ヲ開ク時ノ會議細則ハ別ニ之ヲ定ム

第九條　各株主ハ毎一株ニ付一議決權ヲ有シ株主ノ代理人ハ本所ノ株主ニ限ルモノトス

第十條　本所ノ株息ハ平年六厘ト定メ開業ノ日ヨリ記業シテ支拂フモノトス

第十一條　本所ハ財政廳ノ監察ヲ受ケ並ニ財政廳ヨリ常ニ監事一名ヲ派遣シ一切ノ業務ヲ監視セラルルモノトス

第十二條　本所ハ毎年末ニ於テ其財産目錄及貸借對照表營業報告書損益計算書等ヲ作リ總商會ヨリ之ヲ佈告スヘシ

第十三條　本所ノ株金實收數目中ヨリ百分ノ二十ヲ取リ之ヲ財政廳ニ送リテ保證金トナシ本所ノ營業期滿ノ際全數ヲ受領スルモノトス

第十四條　本所ニ收入シタル手數料金總額中ヨリ百分ノ十五ヲ取リ之ヲ財政廳ニ納メ以テ報効金トス

第十五條　本所ハ毎年末起決算期トナシ決算期ニハ報効株息及一切ノ經費ヲ除キタル外ノ純益ノ十分ノ一ヲ分積金トシ十分ノ六ヲ株主ノ利益トシ殘餘ノ三分ヲ以テ職員ノ給料及奬勵金ニ充ツ

第十六條　本章程ニ盡サヽル事項ハ商人ノ通則及公司條例ノ規定ニ依リ處理ス

第十七條　本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ實行ス

交易保證所總商會保證細則

一、各會に設立せる保證所が章程を作り官憲に呈請する場合は須らく本總會に於て之れが株式の核准を爲し以て却下を免るゝものとす

一、各會に設立の保證所に於ける株金の若干に付ては本總會より之が事務を檢査するものとす

一、各會に設立の保證所に於ける帳簿及內容は本總會より隨時人を派して檢査するものとす

一、各會に設立の保證所に於ける內部の辦事細則は之を本總會に報告し以て事故の起りたる際に於ける材料とすべし

一、各會に設立の保證所に於ける賣買相方の保證金は之を銀行に預金し以て本總會より人を派して檢査せしむるに便ずべし

一、各會に設立の保證所は決算純益金の內より百分の五を取り然して之を市政振興又は其他公

益上の用途とすべし右の規則によりて日本人の爲せる如く滿洲の主なる都市に實施せんと着々步武を進めあるが攝制と規律的訓練のなき民族には規則は同樣のものでも到底成効は難かしからんと思はれたのではあるが實施以來短期間ではあるが相當見るべき成績を擧げてある

第一款　奉天交易保證所の細則及び現況

奉天保證所細則

大正九年十二月上旬滿鐵地方事務所の調査による

一、定款及諸規程

二、營業開始大正九年一月十五日

三、現在一日の平均出來高約金二百萬圓

其の手數料收入一日約小洋四百元

四、現在立會時間

午前九時半より午後二時半迄

五、差損金徵收方法及額

追證據金の形式により日々大引相場に對し差損金全額を翌日開場前に納入するものとす

追徵金は差損金減少したる場合返戻す

六、差益金の計算方法
　差益金は受渡期日迄保留す
七、取引銀行奉天商業銀行
八、現在取引人　五十五人　內日本人七人
九、取引人身元保證金
　殘玉金拾萬圓迄小洋貳千圓、超過金拾萬圓每に小洋貳千圓
十、賣買手數料金百圓を賣又は買每に小洋一錢
十一、賣買本證據金、金五千圓を賣又は買每に小洋貳百五十元
十二、入場料なし
十三、取引單位
　金壹千圓なれども實際は最少額金五千圓なり
十四、呼　値
　金百圓に付小洋若干と呼ぶ
十五、建値、金百圓

十六、現在取引しある品種
　金票のみ曾つて地金及正金銀行發行鈔票の二種取引せられし事あるも現在なし
十七、最近一ヶ年間に於ける取引品種出來高表
　開始以來未だ一年に不滿統計を得る不能
　但し平均一日出來高凡金貳百萬圓にて本年六七月頃には一且出來高金七百萬圓に至れることあり
十八、總理を置かず奉天財政廳、奉天商業銀行及商務總會より各委員一名を派して事務を處理す
十九、支那官憲の保護の狀況
　財政廳及商總會にて賣買契約を保證す
二十、資本金、株式會社にして資本金百萬圓毎株百圓にて四分の拂込になつてる

第二章　倉庫業

滿州に於ける倉庫業は滿鐵の倉庫業が其の總てゞあると云ふて差支ない、支那人間には從來より糧機(豆問屋)なるものあつて其の院内に取引し居る商人の貨物を預り金融の道を講ずると同時に高率の倉敷料を取る例がある、現今でも滿鐵沿線の倉庫營業驛が入庫貨物充滿の爲め其寄託を拒まれた時は一時糧棧に委託するも、倉敷料の料率に於て倉庫の設備の點に於て發行證劵の信用の程度の點に於て倒底比較にならない

明治四十四年滿鐵が倉庫營業を開始してより、各地に此業の或は個人により、或は會社組織により起る樣になつたのである、年々貿易額の增進すると共に商業組織が益々複雜になり、到る處是業の勃興を促進する機運に達したのは、一は滿鐵が滿蒙開發の爲め陰に陽に是業の發達を助けたのは與つて力あると云はねばならぬ。

現今滿洲に於ける倉庫業者としては

所在地	名稱	公稱資本額	拂込額
大連	福昌公司倉庫部		

大連	南滿洲倉庫建物株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇	
貔子窩	貔子窩倉庫株式會社	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
營口	營口倉庫汽船株式會社	五〇〇、〇〇〇	
大連	起業倉庫		
奉天	南滿倉庫信託株式會社	五〇〇、〇〇〇	
奉天	起業倉庫合資會社	五〇、〇〇〇	
奉天	第二南滿倉庫信託株式會社	五〇〇、〇〇〇	
撫順	株式會社撫順倉庫	五〇〇、〇〇〇	
吉林	吉林倉庫金融株式會社	二〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
哈爾賓	株式會社哈爾賓倉庫	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
哈爾賓	北滿倉庫株式會社	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇
奉天	奉天運輸倉庫株式會社	一〇〇、〇〇〇	
奉天	遼源運輸倉庫株式會社	一〇〇、〇〇〇	

等があるが單純なる倉庫會社でなくて運輸又は金融を兼たるものが多い。

滿鐵の倉庫營業

滿鐵の倉庫業

滿鐵の創業當時は甲種保管乙種保管なる簡短なる保管證書を發行して貨物の引換に充てたる極めて單純なるものであつた、其後諸外國の制度を參酌し幾多の研究を重ねて漸く明治四十四

年に一般倉庫の普通寄託の外に運輸交通と關連したる一新機柚を開いたる營業方法を開始したるものである、最も之は東淸鐵道の貨物政策に對抗する政策を加味しある事は勿論であるが、今一切の議論を避けて現實の施設に付て詳述したい、今鐵道沿線に亘る倉庫營業驛所は左の如し。

倉庫營業驛所

大連、蓋平、松樹、三十里堡、普蘭店、千山、立山、瓦房店、煙臺、海城、遼陽、蘇家屯、奉天、新城子、新臺子、鐵嶺、開原、昌圖、雙廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、長春、旅順、營口、撫順、本溪湖、安東、

滿鐵倉庫營業の營業課目は左の如し。

一、普通貨物の受寄

二、會社の鐵道に依る運送貨物の受寄

三、受寄物の會社の鐵道に依る運送

四、倉庫の賃貸

五、受寄物の運送取扱賣買代金取立、通關手續、火災保險及海上保險、其他受寄物に關聯する事務

而して寄託の種別としては

寄託種別
普通預

一、普通預　是は一般倉庫會社のものと少しも變りない庫出入料及倉敷料は出庫の際割合によりて申受ける事になつてるが、會社が依頼を受けて船舶より陸揚したる普通貨物の庫出入料を取らない、又輸出の爲め船舶に積込んだ場合は庫出入料は勿論倉敷料も入庫の日より七日間丈無料にしてある。

二、發送預　他日會社の鐵道を利用せんとするもの即ち一時託送貨物が集積しあるため、即時運送致し難き場合に起るもので、證券は受寄と共に交附し發送さるゝ迄庫出入料、倉敷料共無料つまり發送と云ふ事を條件にしてある、發送を見合はして引取つた場合は受寄の最初に遡り普通預りたるものと看做して料金を計算す。

又初普通預として寄託したるものでも發送委託の場合は預書又は證券の書換又は引換は無料並に庫出入料も無料倉敷料は所定の五割を申受ける事になつてる。

到著預

三、到著預　會社の鐵道を利用したる貨物即ち會社の鐵道に依りて到著したる貨物著驛に入庫せば其旨通知し發驛にて發行せる倉荷證券又は貨物引換證は其儘著驛倉庫の證券となるもので之も庫入料は無料となり船舶に積込んだ場合又は更に再發送委託したる場合は普通

預の項に掲げたると同樣の恩典に浴するのである。

囤積保管

囤積　滿鐵は主として支那荷主の便宜の爲めに場所を限定し穀物中の大豆、粈に限り（粈に松樹驛にて）大正元年十月より囤積扱を開始したのであるが荷主は左の條件を守らねばならぬ。

一、囤の構築は會社の係員監督の下に寄託者自ら之を爲すべし

二、囤積は野積保管に限る

三、囤一個の寄託者は一人に限る

四、囤一個の大さは直線二十尺以内にして約六十噸及至約百噸の貨物を收容するものに限る

五、指定の貨物提供日より五日以內に全部の數量を入庫せざるときは寄託を謝絕することあるべし此場合損害を生ずる事あるも會社其の責に任せず

六、第一回の入庫數量は囤每に約三十噸を下る事を得ず

七、一部出庫の殘數の六十噸を下るときは會社の都合により出庫を請求する事あるべし、此の場合遲滯なく其の出庫を爲さゞるときは會社は適宜の方法により受寄物を處分することあるべし

八、囤積より生ずる自然の減量及損害は會社其の責に任せす

九、證券の分割は一部託送の場合に限り取扱ふ

混合保管

大豆　混合保管

豆粕　同

混合保管の制度は種類及品質の同等なる他人の貨物と混合して保管するもので、會社は他の寄託者の承認を要することなくして、各寄託者に對し總混合保管貨物中より其の持分を返還する事が出來る方法で。品種の統一と改良とによりて其の聲價を高めしむる事が目的とされてある。

豆粕混合保管

豆粕混合保管　大正二年十二月一日始めて大連埠頭に實施され其より漸次開原、鐵嶺、奉天と開始されてあるが、大連とは共通のものでなく、收藏も區別されてある、寄託者は左の條件の下に申込むものとされてある。

一、品質及重量に關する檢査に對しては本則に別段の定めあるものゝ外大正二年八月同社々告第三十號大豆、其の他の檢査規則による。

二、前項の檢査に合格したるものに非ざれば入庫を謝絶す。

三、入庫の際検査に付すべき數量は寄託枚數の一割以内とす、此の場合に於て積替其他に特に手數を要したるときは其の費用を申受く。

四、最初の檢査に合格せざりしものは其全數量に對し總看貫を爲し合格不合格を定む。

五、寄託申込は毎年十月一日より翌年五月三十一日迄とし更に十月以降新規入庫の分は在來の在庫品と其の收藏を區別す。

六、會社は混合保管に對しては庫内保管と同一の責に任じ、庫内保管の料金を申受く。

七、會社が責任を有せざる損害は發見せられたる當時の總混合保管貨物の寄託者、倉庫證券所持人又は倉荷證券所持人に於て其の持分に按分して之を負擔す。

現品を以て割當て難きときは適宜之を處分し其損害額を割當るものとす。

損害の調査完了せざる間に貨物の出庫を請求せられたる場合に於ては一應貨物の引渡を爲すことあるも調査完了次第會社の指示する所に依り損害分擔額を納入せしむべし、此の場合に於ては相當の擔保を提供せしむることあるべし。

八、第六項に依り割當てられたる被害貨物は其の出庫を催告すべし、但し普通の保管に差支なき場合に於ては請求により新規の普寄託として取扱料金及費用の計算は期間更新に準す

九、混合保管貨物に對しては出庫の際荷繰料として一枚に付き金參厘五毛を申受く。

十、總看貫料は左の割合を以て寄託申込者より申受く、總看貫料　豆粕一枚に付　金參厘

附　則

第一　混合保管の檢査に不合格と爲りたるものは不合格の符印を付し普通の庫内寄託として取扱ふ、但し會社の都合に依り野積寄託と爲すことあるべし。

第二　不合格品に對しては特別扱料として豆粕一枚に付金參厘を申受く。

大豆混合保管

大豆混合保管　大豆保の混合保管は實に滿鐵が倉庫營業開始當時よりの宿望であつたのである、豆油の混合保管、豆粕の混合保管は一面には大豆の混合保管に對する瀬踏であつたのである、滿洲の特産界によりては大問題である丈永い間研究されたるものである、加ふるに大正七年來の沿線の出貨非常に多きと戰亂の爲め東清線の不秩序になりし事及軍事輸送の爲め貨車の一部が割かれし事等混錯したる理由の下に沿線の停滯貨物は增加一方にて、荷捌一向捗々しくない、大正八年に至り更に一層甚しく供託より發送迄約半年もかゝる狀態に陷つたのである、滿鐵では時機至れりとして敢然として立つたのである、折しも特産物取扱當業者三團體より成る大豆混合保管連合委員會組織され、越て十月滿鐵沿線の特産物商聯合大會大連

に開催せられ滿鐵當事者と共鳴したる爲め事は意外に進捗し、愈同年十二月一日より萬難を排して斷行することになつたのである。

其と同時に諸般の準備に着手し諸達料率の改癈を行ひ以前發行せる大豆其他檢査規則を改訂し十一月十二日社告第九十八號を以て大豆混合條件を發表し受寄驛所として。

大連埠頭事務所　遼陽、煙臺、蘇家屯、奉天、新臺子、鐵嶺、開原、昌圖、雙廟子、四平街、郭家店、公主嶺、范家屯、長春、營口、撫順、

出庫線所として

大連埠頭事務所、營口とし

鐵道によりて到著せる混合保管大豆として大連及營口にて出庫するものに限り出庫の際一口(三百二十袋一車)に付き金十五圓の奬勵金を交附する事と、別扱手數料を設けて混合保管にせざるものとの間隔を大にして極力誘引策を取つたのである、以て大豆混合保すべき大豆の品質、麻袋の檢査及檢量に合格したる證印及料金を規定し、更に大豆混合保管料率を加へ、十二月一日より前記各驛所一齊に營業開始したのである。

該制度の特徴

此の制度の特徴は受寄驛所と、出庫驛所と異なる場合に於ても、預書又は證劵發行後十日を

經過すれば出庫を請求し得る事になつてる。

檢査格付によりて代替性を非常に擴大され之によりて現物の輸送を鐵道の繋關に順應せしむる事が出來る。

滿鐵沿線各所は倉庫の延長の一點で全線を包括した一の大倉庫で各驛所間の貨物は汽車にて荷係さるゝ形になつてる。

檢査法

檢査法　麻袋　口縫　品質及檢斤

一　麻袋の檢査は全體に付き行ふ、新品、一明、二明と標準を示し新舊混同の時は舊を新に交換するか然らざれば新を舊に下けるものとしある、若し險査に不合格の時は一口又は未滿毎に金一圓を徵收する事になつてる、又寄託者出庫受取の際初の提供せる當時の麻袋と品質の差により格差金を受授する事になつてる。

二、口縫糸　袋口を二つ折と爲し口縫糸を二重にし二十針以上縫込ある事を要す絲は撚數の完全なるもの。

三、滿鐵が大正八年度産大豆に付き撰定せし標準新特等品、普通品、格下品以上等あり之一口中より少くも三十袋引拔き口繩糸を解き回轉差を用ひて各袋より一定の分量を容器に集

摘して其等級を決定するのである。

四、檢斤　大豆一袋の斤量風袋共百四十二斤以上とす。

標　識

大豆品質	檢印形狀	麻袋 新品	麻袋 舊一等	麻袋 舊二等
特等品	○			
普通品	□	赤	青	黑
格下品	⬡			

不合格品に對して黑色×印は以上各袋に毛利にて捺着けさるゝものである。

然るに右實施の結果四平街以南奉天以北主として開原地方と長春地方は品質に於て大なる差がある、品質良好なるものが、格下されて漸く合格したる品質劣等なるものと同等級に陷る事を避けて姿を隱し、漸々惡貨が良貨を驅逐するグレシャムの法則に支配された形となつた良質のものは十五圓の奬勵金と別級手數料一車六十圓計七十五圓の利益を放棄しても倚混合保管たるよりも有利なる地位に立つの奇現象が出來たのである。

其他非難と目すべきもの左の如し。

一、舊二等の麻袋の標準高きに過ぐる事。
二、檢査嚴重に過ぎる事。
三、不合格の場合檢査料を徴收する事は妥當ならざる事。
四、野積場狹隘なると證券交付遲延なる事（之は主に長春にて）等あるが時期の關係上急速を要し從つて準備の全からざると用意整はざる感もあり、漸次是等の障害が取除かれつゝある樣である。

保管方法

保管方法

庫內

庫內保管　倉庫寄託の貨物は原則として庫內保管する事になつてゐるが、其の物の性質上又は適せざるか或は場所の都合上荷主の希望等により野積にする事もある、庫內保管は雨漏、竊盜及紛失に對してのみ損害の責任を有す。

野積

野積保管　野天に保管する方法で倉敷料は庫內保管の半額である、但し雨露、霜雪其他野積より生ずる一切の損害は責任を有せん事になつてるが、混合保管等の貨物は野積であつても會社は庫內のものと全く同樣の責任を負ふのである。

木材保管

安東驛江岸貯水池に於ける木材保管

安東驛江岸及貯水池に於ける木材保管は大正三年十月一日より左の條件の下に取扱つてる。

（條文は文語）

第一條　保管方法左ノ二種トス

一、野積保管

一、水中保管

第二條　保管料金左ノ如シ

	角材	大招荒	丸材
一、野積保管料（一連一ヶ月若ハ其ノ未滿毎ニ）	金一錢	金六厘	金四厘
二、水中保管料　同上	金一錢五厘	金一錢	金六厘

第三條　發送預及到着預ハ當分ノ內之ヲ取扱ハズ

第四條　水中保管ノ一部出庫ハ一筏ヲ以テ單位トス

第五條　編筏不完全、乾裂、蔦傷、釘傷、擦傷、腐朽等ニ基因スル損害ニ對シテモ亦會社ハ其ノ責ニ任セズ

第六條　作業料又ハ入渠料ハ左記ノ通リトシ入出庫料ハ申受ケズ作業料ハ其都度申受入渠料ハ出渠又ハ水切ノ際之ヲ申受ク

一、作業料（一連ニ付キ）

角材	一付ノ断面	一千平方寸未滿	一千五百平方寸未滿	二千五百平方寸未滿	二千五百平方寸以上

水切若ハ河卸	貳錢五厘	三錢六厘	四錢五厘	五錢四厘
水切集積	四錢三厘	六錢三厘	七錢二厘	九錢九厘
集積	一錢八厘	二錢七厘	三錢三厘	四錢五厘

丸材

	末口五寸以上	末口尺以下	末口尺以上
水切若ハ河卸	一錢	二錢二厘	四錢五厘
水切集積	一錢三厘	三錢五厘	六錢八厘
集積	六厘	一錢五厘	二錢七厘

二、入渠料　筏一臺ニ付キ　金二圓

第七條　單ニ繫留ヲ目的トスル貯水池ノ使用ニ付テハ左記各號ニヨル

一、貯水池内ニ入渠シ筏ヲ繫留セントスルトキハ豫メ會社ノ承諾ヲ受クルモノトス

二、前號ノ承諾ヲ受ケタルトキハ會社ノ指定シタル場所ニ繫留スルモノトス

三、會社ノ都合ニヨリ入渠繫留中ノ筏ニ對シ出渠ヲ請求スルコトアルベシ此ノ場合入渠者ハ之ヲ拒ムコトヲ得

四、前項ノ出渠ヲ請求セラレ之ニ應セザルトキハ會社ハ筏ノ陸上ゲ其他適宜ノ處置ヲ爲シ費用ハ入渠者ヨリ申受ケ之ガ爲ニ生ズル損害ハ會社其ノ責ニ任セズ

五、繫留料ハ筏一臺ニ付一ケ月若クハ其未滿毎ニ金二圓トシ入渠料ハ別ニ之ヲ申受ク

保溫倉庫保管

冬季凍結に因り損害を生ずる慮ある貨物收容の目的で大正六年二月以降大連に保溫倉庫を設け倉庫營業規程に據る寄託を取扱ふ事になつてる。

右に對しては庫內倉敷料の外別に左の特別料金を申受くる事になつてる。

保溫料　一噸若は未滿每に一日付き　金拾錢

倉庫の料金

第一　倉敷料、庫入料、庫出料、積替料

一、普通率（百斤に付）

等級＼料率	庫內倉敷料（一日に付）	庫入料・庫出料・積替料 各
一級品	金四厘八毛	金一錢一個の重量千斤を越ゆる時は五割增し
二級品	同三厘六毛	
三級品	同二厘四毛	
四級品	同一厘二毛	
簡數扱	臨時の約束による	

二、特定率

品名	單位	庫內倉敷料（一日に付）	庫入料庫出料積替料
豆粕	十枚若くは其未滿毎に	金二厘	金三錢
撒粕	百斤に付	金五厘 野積 同三厘	普通率
豆油	同	金一厘二毛	同
穀物餘及種子類（混合保管大豆を除く）	同	金八毛 野積 同五毛	同
麥粉	同	金一厘六毛	同
鹽（苦鹽を含む）	同	野積 金六毛	同
麻袋	同	金八毛	同
金屬原料品（二級品／三級品）	同	金二厘四毛（二級品） 金一厘六毛（三級品）	同

三、混合保管

大豆

日數	一口一日に付	一日に付（庫出料庫入料積替料）
入庫の日より三十日間	金十五錢	一円五〇〇

三十一日より六十日間	同三十錢	一、五〇〇
九十一日目より以降	同六十錢	一、五〇〇

四、大連危險品倉庫料率（百斤に付）

品名	庫內倉敷料（一日に付）	庫入料 庫出料 積替料 各
火藥類（花火を除く）	金七厘	金一錢五厘
花火爆竹	金一錢五厘	同三錢
石油	金一厘二毛	
揮發油	同三厘六毛	
強酸類	同四厘八毛	金一錢五厘
燐寸類	同三厘六毛	
油紙油布及其製品	同三厘六毛	

第二 預書及證券作成手數料

一、倉庫證券の書換、引換、分割又は再交附　一通に付　金二十錢

二、倉荷證券の書換、引換、分割又は再交附　同　金十五錢

三、貨物預書の書換、引換、又は再交附　同　金十錢

第三　代金取立手數料

一、受付驛（支拂驛）と取立驛と異りたる場合

取立代金　金百圓迄金十圓若くば其未滿毎に　金五錢

同　金百圓を越ゆる時　（其超過額金二十圓若くは其未滿を増す毎に）金五錢を加ふ

最低料金　金二十錢

二、受付驛（支拂驛）と同一なる場合、取立代金額の千分の一

第四　指圖手數料

一、取立代金額の減少代金取立委託の取消又は取立期限變更の指圖、受付驛（支拂驛）と取立驛と異りたる場合に限り一回に付金五十錢

二、發送驛預貨物の引取若くは普通預に預替　一件一回に付　金壹圓

三、到着驛又は荷受人の變更　一件一回に付　金壹圓

四、運賃其他の料金費用の著拂扱を普通扱に變更）
五、引換代金の減少又は廢止　｝一件一回に付　金五十錢

火災保險

第五　穀物庭積料

一、倉敷料　　一日一噸に付　　金二厘

二、庫入料又は庫出料　　一噸に付　　金五錢

貨物火災保險

滿鐵は大連埠頭に保管する倉庫貨物に對しては荷主の便宜の爲めに特に荷主に代りて火災保險を契約し、保險料は會社に於て負擔してある、元來保險料は倉敷料と別に徵收するか若くは倉敷料に包含して荷主に轉嫁させる事通例なるも、以前浦鹽港に對する政策上採つたもの故全然會社が負擔しある、但し大連以外の箇所は荷主自ら計算によつて契約するか又は滿鐵は仲介して取次くかの方法である。

要するに滿鐵の倉庫業の尤も大なる特長は料金の非常に低廉なる事、運輸と關係したる方法ある事である、始め滿洲に倉庫營業開始された時に對支那人關係に大なる努力を要したものである、或は文字を以て或は言語を以て沿線至る處に宣傳を試みたるも支那人は習慣上自己の署名倉荷證劵を絕對に利用しない、金融業者に擔保する事は資力あり信用ある商人の估劵にかゝるものと考へ苟も自己署名の證劵によりて銀行より金融の便得し事等は思

ひ寄らぬ事であつたのであるが、年と共に開化し現今にては轉々として貨幣の如く融通し之によりて大いに金融の潤ひに浴し從つて經濟力も頗る增大して古の愚を自ら嗤ふに至つたのである。

倉庫營業驛所及ひ其設備

營業驛所名	棟數	坪數	野積場
大連	六五	七六、三六五	二一五、四六三坪
普蘭店	一	四三	大連以外適宜構内を使用するものなるを以て其の坪數は表示し難し
三十里堡	一	三六	
瓦房店	一	二一	
松樹	―	―	
蓋平	二	二一六	
海城	一	八六	
鞍山店	―	―	
遼陽	三	七〇八	
煙臺	―	―	
蘇家屯	―	―	

奉天	七	二、一四四
奉天市內營業所	一	四〇〇
新城子	一	一一
新臺子	—	—
鐵嶺	六	一、二九三
開原	二	一、二八〇
昌圖	二	四一三
双廟子	三	四一八
四平街	一	六〇〇
郭家店	—	—
公主嶺	三	一、二九二
范家屯	一	四八〇
長春	六	三、六六八
旅順	一	一五二
營口	五	四、〇四〇
營口市內營業所	一	六〇五
撫順	二	四〇五
安東	八	二、四三〇
本溪湖	二	二一五

第三章　市　場

廣義の意味の市場は一定の時に百貨集聚し商人寔集して此處にて取引を爲す一定の場所の總稱である今滿洲の市場を類別して逐次略述すれば左の如し。

第一節　地方的市場

市場　地方的市場

一定の時一定の場所に貨物聚注し、商人が集り來りて旺盛なる取引の行はるゝ一地方を總括的に市場と云ふものにて、例ば鐵嶺、開原、安東の如く滿洲至る處に散在し此地方附近より貨物來集し貨幣、度量衡、賣買の契約、貨物の引渡、代金支拂の方法等一切の商習慣は其地に集積する商品及古來の慣習によりて各市場とも多少其軌を異にするのである、然して此等の市場には集注する特種貨物を取扱ふ問屋がある、或は大都會より支店仕入店又は店員を派遣して仕入に從はしむるもので、品種は多く原料品である、然して地方より出て來る生產者は自ら直接に賣捌くものあり或は商務に通曉せる經紀即仲買に委託するものがある、仲買人は前清の律例にては戶部の免許現在は財政部の許可を得て部帖と稱する免許狀を受くるもので其手數料は一般に賣上代金の二分としてある。

第二節　日用品の市場

日用品の市場

狹義の市場で即ち（Market Hall）を云ひ支那人は之を菜市と稱して居る、一般の食料を販賣する故である一定の建物内に小商人が肉類、果實、蔬菜等の食料品を擺列し需要者の來り購ふを待つのである、時には家常日用の物品を販賣するものもある、市民か開市時間中に至れば一日の食膳に供せらるべき材料は立どころに辦ずる事が出來る、朝間は殊に雜沓す此の種の市場は宏大なる建築物の設備を要し且其性質上人口稠密の地に設けらるべき機關なれば村落僻地には此の菜市なるものはない、支那には古來より此種の市場なるものなく滿洲に於ける此種の市場は關東廳或は會社組織によりて設けられ沿線の附屬地中樞要の都市は殆ご至らざるなき有樣である、若し市場内に營業せんとする者は其々其當局者に願出で期間及大さにより各使用料金を支拂ふ事になつてる始め市街設計に際し交通の錯亂を防ぎ之を整理する一端として中央集中方法を採つたのに始まり西に行き東に走るの煩を避け一箇所にて座ながらに凡てを備へ得る利便と公衆衛生の上より勿論商人相互の競爭による品質の精選は購買者に頗る利益で今や支那人も其の利益の大なるを觀て頻りに之に擬せんとする傾向がある。

滿洲に於て尤も完備せる市場は大連である、大連には第一、第二、小崗子の三商市場あり關東廳の管轄になつてる方形の建物の內に中庭を有し整然と店舖を區劃し日常の生活品備はらざるなく肩々相摩する盛況を呈しある鐵道沿線附屬地に於ける奉天市場の如きも設備に於て殆ど逕庭ない今奉天の市場會社の例を擧ぐれば

奉天滿州市場株式會社諸規定

滿洲市場株式會社小賣市場貸付規定ヲ左ノ通定ム

第一條　本會社小賣市場ノ販賣店ハ左ノ物品ヲ販賣スルモノトス

一、魚　類

二、蔬菜及果實類

三、鳥獸肉類

四、前項以外ノ日用食料品類

但本會社ニ於テ必要ト認メタル場合ニハ前項ノ種類以外ノ物品ヲ販賣セシムルコトヲ得

第二條　小賣市場貸付ハ販賣店及倉庫ノ二種トス

倉庫ハ販賣店ノ貸付ヲ受ケタルモノニ限リ之ヲ貸付ス

第三條　貸付ヲ受ケタルモノハ之ヲ轉賣又ハ轉貸スルコトヲ得ス

第四條　販賣店及倉庫借受人ハ既設ノ建物ヲ變更スルコトヲ得ス

但止ムヲ得ザル事由ニヨリテ改造施設ヲ要スル時ハ豫メ本會社ノ承認ヲ受クヘシ

第五條　販賣店ノ貸付ハ一人營業者一區劃トス
第六條　販賣店及倉庫ノ借受人ハ身元確實ナル者二名以上ヲ保證人トシ本會社ノ承認ヲ得貸付料金三ヶ月分ニ對スル金額ヲ擔保金トシテ本會社ニ提供スベシ
但シ保證人ハ借受人ト同一ノ義務アルモノトス
第七條　販賣店及倉庫ノ貸付料金ハ左ノ通リ定ム
販賣店　一區劃一ヶ月金拾參圓也
倉　庫　一區劃一ヶ月金
第八條　前條ノ貸付料金ハ其月分ヲ毎月五日限リ本會社ニ納付スルモノトス
第九條　左ノ場合ニハ貸付契約ヲ取消スモノトス
一、借受人カ退去處分ヲ命セラレタルトキ
二、營業ニ關スル規定ニ違背シタルトキ
三、二ヶ月以上貸付料金ヲ怠納シタルトキ
四、本規定又ハ本規定ニ基キテ定メタル事項若シクハ官廳ノ命令ニ違反シタルトキ
五、貸付承認後十日以内ニ開業セザルトキ又ハ休業二十日以上ニ涉リタルトキ
六、公益ヲ害スル行爲アリト認メタルトキ
七、本會社ノ業務上必要ト認メタルトキ
第十條　轉居又ハ貸付ヲ取消サレタル場合ニハ三日以内ニ現存セル貨物若シクハ建造物ヲ撤去シ原狀ニ復スベシ
前項ノ手續ヲ履行セザルトキハ本會社ニ於テ適宜ノ處分ヲ爲シ其費用ハ借受人ヨリ徵收ス

第十一條 本規定ニ違反シタル場合ハ擔保金ノ内ヨリ料金及費用ヲ扣除シ猶不足アルトキハ之ヲ追徵ス

第十二條 貸付料金ハ日割ヲ以テ計算ス

第十三條 左ニ記載スル物品ハ之レヲ店舗又ハ倉庫内ニ藏置スルコトヲ得ス

一、發火煙燒又ハ爆發ノ虞アルモノ

二、倉庫又ハ他ノ貨物ヲ汚損スベキ虞アルモノ

三、不潔又ハ惡臭甚敷キモノ

其他會社ニ於テ必要ト認メタル場合

第十四條 水道料ハ左ノ區劃ニ依リ借受人ニ於テ料金ヲ負擔スルモノトス

第一區	自一號	至五號	共用水道
第二區	自二十一號	至二十五號	同
第三區	自二十六號	至三十號	同
第四區	自三十一號	至三十五號	同
第五區	自三十六號	至四十號	同

番外自六號至二十號ハ各區別ニ料金ヲ負擔スルモノトス

第十五條 電燈料ハ外燈廊下ハ本會社ニ於テ負擔シ其他ハ各區別ニ料金ヲ負擔シ本會社ニ納付スルモノトス

第十六條 本規定ハ大正六年十二月五日ヨリ實施ス

第十七條 本規定中必要ト認メタル場合ニハ變更追加スルコトアルベシ

第十八條 販賣店借受ケヲナシタルモノハ市場組合員タルモノトス

大正六年十一月三十日制トス

滿洲市場株式會社取締規定

第一條　市場營業者ハ營業ニ關スル一般ノ規定及本會社ノ示達ヲ守ルモノトス

第二條　市場營業者ハ左ノ諸件ヲ守ルモノトス

一、販賣店所定ノ位置ニ其番號及營業者ノ氏名及商號ヲ記載シタル標札ヲ揭クルコト

二、店舖以外ノ場所ニ商品其他ノ物品ヲ陳列又ハ放置セサルコト

三、荷造ハ本會社指定ノ荷造場ニ於テスルコト

四、魚類、鳥獸肉類販賣者ハ煉瓦又ハ其他ノ不透視質ノ材料ヲ以テ店內ニ築造スルコト

五、常ニ店內ヲ清潔ニシ顧客ニ對シ購買ヲ强ヒ又ハ侮慢ノ行爲アルヘカラズ

第三條　販賣店及倉庫ノ借受人ハ其期間中小破損ノ修繕ヲナスノ義務アルモノトス

第四條　市場開業時間ハ日ノ出ヨリ日沒マデトス

但シ場合ニ依リテハ夜間十時迄營業ヲナス事ヲ得

第五條　市場營業者ハ左ノ規約ヲ定メ組合ヲ組織スルモノトス

一、名　　稱

二、目　　的

三、事務所位置（當分ノ內滿洲市場株式會社事務所內ニ置ク）

四、役員選擧任期及業務權限ニ關スル規定

五、會計ニ關スル規定
六、會議ニ關スル規定
七、過怠金處分ニ關スル規定
八、規約ノ變更ニ關スル規定
九、解散ニ關スル規定

第六條 市場組合役員ハ滿洲市場株式會社ノ承認ヲ受クルモノトス

第七條 市場組合ハ各組合員ニ關シ一般ノ取締ヲナスノ外左ノ事項ヲ履行スベシ
一、官廳ノ命令ヲ傳達スルコト
二、毎月三日市場營業ニ關スル狀況ヲ調査シ滿洲市場株式會社ニ報告スルモノトス
三、市場全般ニ關スル諸願屆ヲナスコト
四、市場營業上ニ關シ意見ヲ具申スルコト

第八條 本會社ハ必要ニ應シ本規約ヲ變更追加スルコトヲ得

第三節 特種商品の市場

特種商品市場

特種商品の市場と云ふは都市の一部分に於て各特種の商品を取引する設備をなせるもので、花兒市、肉市、菜市、瓜子市及牛馬市等あるも滿洲にては牛馬市の外見受けない、牛馬市は日

牛馬市

を期して都市の一部分に行はれ牛馬店と稱する牛馬を營業の目的とする行棧がある、柵を繞せる大なる構を有し其牛馬を賣却せんと欲する者は其附近村落より數類の馬を携へ來り此牛馬店に泊し飲食を供せられて買主の來るを待ち一方牛馬を購買せんとする者は此處に來り其牛馬店の番頭を分して之を購ふのである、已に所有の牛馬を賣却し終りたる者は牛馬匹につき幾分を報酬として店主に與へる事になつてる。

尙時に騾驢の賣買商も牛馬市と同樣に開かれる。

第四節　祭市

祭市

日本にありても神社佛閣の祭禮、緣日開帳の日には小商人、食料品、雜貨等を携へて其の地一帶に聚く各種の露店を出し、密接に連續して一の祭市を作る如く支那にありても寺廟の開廟には廟市と稱して此種の市場が出來るのである、此に露店を出す者を趕廟兒的と云ふて、滿鐵沿線殊に大石橋附近の娘々廟の如き開廟の際參詣者の絕ゆることなく肩摩轂擊譬ふるにものなく此の地一帶に無數の露店開設され各式各樣の物有らざるなく上下の市民擧て來りて何物かを購ふのである。

雜市

第五節　雜市

以上の外雜市とも云ふべき市場の範圍に包含せらるべきものある雜然たる露店の集合地で一定の建築物あるなく、然も廟殿の如く人の參詣遊覽する處にもあらざるに普通道路の兩側に小商人雜居し、商品を陳列して賣却するもので早朝より擔ひ來りて買手の來り購ふを待つてる彼等は往來の頻繁なる處に則せずして相聚まる者にて、相互の間に何の規約もなければ賣買の習慣もなく個々獨立せる露店の烏合に過ぎない、斯の如きは滿洲各地至る處に散在し殊に城門外村端等に其を見るのである。



四平街支那市場

第六節 領事

（國際關係外交機關參照）

第五章　商業會議所及商會

商業會議所及商會

滿洲に於ける日本人商業會議所として見るべきものは大連、奉天、安東、營口の四ヶ所と最近長春貿易協會なるもの商業會議に改められたる爲都合五ヶ所のみである。

大連商業會議所は明治三十九年以來商工業者の有志によりて組織され、相互の利益を增進し併せて滿蒙事情の研究調査を爲す事が目的であつたが、時勢の推移と共に遺憾の點多く大正四年六月組織を改めて、財團法人となし、大連商業會議所となつたのである。

安東商業會議所は明治四十年十一月領事館令第二十號によりて同四十一年七月設立。

奉天商業會議所は明治三十九年十二月奉天總領事館令第十二號に依り同四十年一月設立。

長春貿易協會は大正二年十二月組織され大正九年六月商業會議所に改めらる。

營口商業會議所は初め

營口實業會と稱し、明治四十二年一月設立され、大正二年組織を一變して會議所に改まつたのである。

其他大石橋に實業會、開原に商業組合、公主嶺に實業協會、遼陽に實業協會、鐵嶺に實業組合等あつて會議所と同樣の事業をなして居る。

其の他洋人會議所としては大連及營口にあるも會員も少く未た組織的のものでない。

商　會

支那の商會は、日本の商業會議所に該當するもので商人相互の福利を增進する事が目的であるが、時に官憲の税捐徵收を請負して、官に代りて各關門に人を派し、出入貨物に對し一々徵税し、月々其



奉天商業會議所

請負額を官憲に報告するのである、滿鐵沿線附屬地内に於ては其等の團體に對しては滿鐵會社に於て大正二年一月附屬地内商務會通則を定め、同二年長春頭道溝商務會を大正三年七月公主嶺商務會も之による商務會と認定し、大正三年九月雙廟子商務會の設立を認可したのである、然し是の通則によらざる商務會も多數ある尙附屬地外に於ける

商務會は民國になつてから條例の改正と共に商會と改稱されて居る。尙鐵道附屬地に於ける商會の法理上の性質及內容に付ては今論及を避くるも是に付ては滿蒙之文化第二年第九號大正十年（五月號）に寄せたる滿鐵地方課の內海氏の所論『滿鐵附屬地の商會に付て』を推奬す。

南滿洲鐵道株式會社は大正二年社則を以て同社附屬地に於ける商務會の通則を左の如く公表したのである。

南滿洲鐵道株式會社附屬地商務會通則（大正二、一一、一五社則第一六號）

第一條　商務會ヲ設立セントスル時ハ會員タルヘキ資格ヲ有スル者十人以上發起人トナリ章程ヲ作成シテ設立ノ認可ヲ總裁ニ申請スヘシ

第二條　會員ハ會社附屬地居住ノ商工業者ニシテ相當ノ資產アルモノタルコトヲ要ス

第三條　章程ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、名稱及所在地
二、會員ノ權利、義務ニ關スル規定
三、會ノ業務ニ關スル規定
四、役員ノ權限、選任及解任ニ關スル規定
五、會議ニ關スル規定
六、庶務ニ關スル規定
七、會計ニ關スル規定
八、違約ニ關スル制裁ニ關スル規定

第四條　商務會ハ會社附屬地商工業ノ發達ト商工業者ノ親和ヲ圖ルヲ以テ目的トシ其事務左ノ如シ
一、商工業ニ關スル事項ニ關シ會社ノ諮問ニ應シ又ハ商工業ノ利害ニ關スル意見ヲ表示スルコト
二、商工業ノ狀況及統計ヲ調査發表スルコト
三、當業者ノ委囑ニ因リ産業ニ關スル事項ヲ調査シ又ハ商品ノ産地價格等ヲ證明スルコト
四、關係者ノ希望ニ因リ商工業ニ關スル紛議ヲ仲裁スルコト
五、其他商工業ノ發達ヲ圖ルニ必要ナル施設ヲナスコト

第五條　總裁ハ商工業ニ關スル事項ノ調査ヲ商務會ニ命スルコトヲ得

第六條　商務會ニ總理一名、協理一名若ハ二名、議事員若干名ヲ置ク

第七條　總理　協理及議事員ハ會員中ヨリ候補者ヲ互撰シ總理及協理ハ總裁之ヲ命シ議事員ハ經理係主任ノ承任ヲ受クベシ總裁ハ候補者不適當ナリト認ムルトキハ更ニ改選ヲ命スルコトヲ得

第八條　總理、協理ノ任期ハ二箇年、議事員ノ任期ハ一箇年トス但シ再任ヲ妨ケス

第九條　總理ハ商務會ヲ代表シ會議ノ議長ト爲リ一切ノ業務ヲ統轄ス
協理ハ總理ヲ補佐シ總理事故アルトキハ之ヲ代理ス、議事員ハ總務ノ諮問ニ應シ併テ會務施行ノ狀況ヲ監査ス

第十條　商務會ニ座辦一名ヲ置ク座辦ハ經理係主任ノ承認ヲ受ケタル日本人ヲ以テ之ニ充ルモノトス座辦ハ總理ニ隷屬シ事務員以下ヲ指揮シテ會務ヲ處理ス
其他ノ事務員ハ總理之ヲ任免ス

第十一條　會議ハ總員會議事員會ノ二種トス
總員會ハ會員全體ヲ以テ組織シ議事員會ハ議事員ヲ以テ組織ス

第十二條　商務ノ經費ハ會員ノ負擔トス

第十三條　商務會ハ毎月一回事業ノ成績及收支ノ決算ヲ毎年一回收支ノ決算及財産ノ狀態ヲ經理係主任ニ報告スヘシ
總裁ハ前項ノ外監督ニ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得

第十四條　章程ヲ變更セントスルトキハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得總裁ノ認可ヲ受クヘシ

第十五條　商務會ノ決議行爲又ハ役員ノ行爲ニシテ本通則若ハ章程ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ總裁ハ役員ヲ解任シ商務會ノ決議若ハ行爲ノ取消又ハ商務會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第十六條　經理係キ任ハ總理ノ認可ヲ受ケ本通則ニ對シ特例ヲ設ケ其他監督ニ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附　則

第十七條　本則施行以前ヨリ存續スル商務會、公議會等ハ大正二年九月三十日迄ニ本則ニ依ル商務會ニ改ムヘシ

附屬地商務會及總理氏名

商務會名稱	總理氏名
長春頭道溝商務會	季煥章
公主嶺商務會	張釆芹
四平街商務會	張冠英
雙廟子商務會	王子千
開原華商公議會	王執中
奉天商務會	祖憲庭

滿蒙に於ける支那人側の商會　（民國農商統計六年）

省名	商會數	會董數	會員數	一ヶ年收入	一ヶ年支出	會議數	議事件數
奉天省	六六	一、二一九	五、五四七	三四三、二七五元	三四七、八一八	二、三六	三、五〇八
吉林省	三五	六三一	四、五八〇	一七三、一五八	一七八、九八二	一、四四一	二、五〇八
黑龍江省	二七	四一四	二、三四八	八〇、一九一	七八、五〇三	九七一	一、三九七

熱河	六三	一、三二四	四、三五六	九三、九九五	一〇二、八一〇	一、二七六	二、三二四
綏遠	二	三七五	四、五〇五	一六九、六〇五	一八六、〇二五	五八六	二、四八二
察哈爾	二八	二七三	二、三三五	一〇四、三三五	一三三、二五八	九九八	九九三

右省々の内中重なるもの擧ぐれば次の如し

奉天

名稱	設立年月	會長名	會董數	會員數	會議次數	議事件數	一年間經費狀況 收入總額	支出總額
安東總商會	光三二、六		五〇	—		一七	九、四七五	九、四七五
營口總商會	同三二、六		二〇	—		三五	一〇、七二九	一〇、一三九
奉天商務總會	同三二、二		一六	五〇		一八九	二七、九三五	三三、四六七
昌圖商會	同三〇、二		三〇	四		三八	二、三三七	二、三三七
莊河青堆子商會	同三二、三		一五	三四		二	二、二五〇	二、四三四
海城牛莊商會	同三二、一二		二九	一七五		五五	七、九八九	八、二九九
海城商會	同三二、一		一八	二六		一	二、〇六〇	二、〇六〇
鳳城商會	同三二、一		一五	—		四七	二、〇八〇	一、九八四

名稱	設立年月	會董數	會員數	議事件數	收入	支出
遼源商會	光三二、八	一五	二六	四八	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇

名稱	設立年月	會董數	會員數	議事件數	收入	支出
奉						
錦縣商會	光三三、三	一四	四七	一二九	六、四七	一九、〇〇
復縣商會	同三三、四	一三	一〇三	三三	二、四五〇	二、四二〇
蓋平商會	同三三、四	二六	三五〇	五〇	二、九三九	二、四二〇
法庫商會	同三三、四	二〇	二九六	一三	八、七三九	八、九四[illegible]
鐵嶺商會	同三三、四	一六	三二〇	一五四	一五、八五[illegible]	一八、四九[illegible]
海龍山城子商會	同三三、五	一五	三一一	五六	一八、三九〇	一七、四九九
莊河大孤山商會	同三三、三	一四	一五八	八〇	一〇、一〇〇	一七、四九九
海龍朝陽鎮商會	同三三、六	一五	五六	一二〇	一一、五一〇	一二、[illegible]
洮南商會	宣一、一二	一八	一七五	三五	八、四三五	八、四三五
西豊商務分會	光三三、一〇	一五	二三七	五六	一三、九七六	一四、五[illegible]
吉						
吉林總商會	光三三、一〇	一八	五〇	五〇	一四、四二[illegible]	一四、五〇[illegible]
長春總商會	同三三、八	三一	七七六	八六	二五、五二五	二七、五[illegible]七
哈爾賓總商會	同三四、一二	三七	八七	九九	一三、三六七	一〇、八二三
農安商會	同三三、一〇	一二	一二〇	一二〇	一〇、五〇〇	一四、四六[illegible]
雙城商會	同三四、一〇	一六	一六三	一四〇	八、七四八	八、七四八

濱江商會	同三四、一	一二	七八〇	一四	六、五七五	四、九二〇
琿春商會	同三四、八	二〇	三五	二六	二、八四五	二、九一〇
黑龍江省						
黑龍江總商會	光三四、四	三〇	七六〇	三一三	八、九四四	八、九〇二
慶城商會	同三四、八	二	一〇	九	五、八一六	八、九〇二
大賚商會	民四、四	一四	一一八	七六	六、八八五	三、二四〇
綏化商會	同四、四	八	三三	二〇	一〇、四〇〇	一〇、二〇〇
呼馬商會	同四、二	一三	五四	五三	六、八五四	七、〇三二
璦琿黑河商會	同五、四	二四	三八〇	七六	二、〇九〇	二、〇五六
熱						
熱河總商會	光三三、六	四一	六〇	六〇	一、四九八	一、八六〇
赤峰縣商會	同三四、六	二六	二六七	二〇	一、八〇八	一、八〇八
經棚縣商會	同三四、八	一五	一七	二七	五、〇〇〇	五、〇〇〇
平泉縣商會	同三四、八	三〇	一五〇	五三	二、四〇〇	二、四〇〇
凌源縣商會	同三四、一二	三〇	三八〇	二四	一、三〇〇	一、三〇〇
綏東縣商會	宣一、二	一〇	三〇	一九	?	?
開魯縣商會	同二、四	一〇	二二	二〇	一、二〇〇	一、二〇〇

河

名稱	設立年月	會董數	會員數	議事件數	收入	支出
建平縣商會	宣二、四	三	三〇	五九	四八〇	四八〇
圍場縣商會	同二、一	四五	五五	二六	六五〇	六五〇
阜新縣商會	同二、一	四	二〇	八	一、五〇〇	一、五〇〇
林西縣商會	同三、八	四	?	六	?	?
豐寧縣商會	同三、一	一〇	三七	五三	—	三三
隆化縣商會	民四、一〇	一六	五五	四〇	三四〇	三四〇
朝陽縣商會	同四、一二	三六	四〇	一三	二、八〇〇	二、八〇〇
灤平縣商會	同四、一三	一五	三〇	三	?	?
圍場縣、天寶山商會	同五、一	二〇	五〇	六〇	七〇〇	六八〇

綏

名稱	設立年月	會董數	會員數	議事件數	收入	支出
綏遠總商會	民一、八	一三	四六	一五〇	一五、三三六	一五、三三六
薩拉齊縣商會	光三〇、二	四	二五	一九三	三〇、五〇〇	三〇、五〇〇
同縣巴頭鎮商會	民一、八	三五	七四六	一〇五	三、三〇八	三、三〇八
托克托縣河口鎮商會	同一、八	二四	六〇	七六	一、五四〇	一、五四〇
同縣商會	同二、九	一八	八	三〇	二、一〇〇	二、一〇〇
武川縣商會	同三、九	四	二四	一五	?	一、二八〇

遠	清水河縣商會	同三、九	四	二〇	六九	?	一五、一一一
	五原縣商會	同四、四	一〇	六	?	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	和林格爾縣商會	同四、一	?	三	一	一	一
察哈爾	多倫縣商會	光三四、七	三	一六	三八	一五、六八九	二、六二二
	豐鎮縣商會	宣二、一	三三	三六一	七八	九五〇	九五〇
	興和縣商會	民一、三	四	一六	四九	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
	涼城縣商會	同一、一	一〇	八	三六	二〇〇	二〇〇
	陶林縣商會	同一、一	八	四	三	?	七〇〇

商品陳列館

第六章　商品陳列館

古來支那には商品陳列館なるものはない、明治三十七年（一九〇四年）袁世凱が北洋大臣として産業保護の必要を認め陳列所を設立せんとする計畫あつたが、其運に至らなかつた偶々日本人藤井某鹽田某兩氏顧問として天津に招聘せらるゝに及んで主として其局に當り工藝局の管理の下に始めて出來たもので、唯一の陳列館たる今の考工廠が其である、滿洲にも無論其はなかつた産業幼稚で而も人智低き滿蒙には望むべくも出來ない事である、日露戰後日本が南滿鐵道を經營するに當て極力善鄰支那の爲め滿蒙文化の開發に努力し産業促進の文明的施設の一として明治三十九年始めて鐵嶺に商品陳列館を設立し、各種の商品見本を蒐集し商品の性質、價格用途を知らしめ、商工業者の見聞を廣め其の觀念を刺激して商品製作の指導改良、商取引の紹介併せて日本商品の販路擴張の資に供したのである、滿鐵會社は長春に陳列館を作り安東も滿鮮貿易の進展を助長せしむる目的の下に亦小規模ながら開設し商業會議所か經營してある越えて大正八年哈爾賓に農商務省の援助の下に日露協會が商品陳列館を作り、歐洲大戰による外國品の輸入艱難に際し盛に日本商品の宣傳と販路擴張並に日露貿易の仲介に努力し日露の經濟的接

近を企畫しつゝあるのである、關東廳も亦思ふ處あり數年來滿蒙の主要物產の紹介及當業者の研究に便せんため地を旅順にトして滿蒙物產陳列館を開設したのであるが創業日未だ淺きと當局者が場所の撰定を誤れる爲か一向世に識られない、僻陬なる關東州の一角に徒らに腐朽せしむるは惜しむべき事である、滿洲に於ける陳列館經營の積年の辛苦が今や漸く收獲を見るに至つたのである、滿蒙の如何なる僻村に至るも各々其の經濟力に應じたる日本商品を見ざるなき狀態に至り、加ふるに滿蒙耕地の增加に伴ふ土人の富力の充實は最近の銀の高値と共に一層生活の向上を來し從つて商品の購買力も異常なる膨脹を來しつゝあるのである。

今左に二三商品陳列館の內容を略述すれば左の如し。

第一節　鐵嶺商品陳列館

鐵嶺商品陳列館

日露戰役終へた明治三十九年初て滿洲に設立された最も古い陳列館で初め官設であつたが、大正の初年頃より組織を改め株式會社となし、只に陳列館たるのみならず出品人の依賴により商品の委託販賣又は特產等の購買委囑等漸次業務を擴張し、現今は更に左の事業を加へ資本金四拾萬圓に增資して獨立經營する事になつたのである。事業の種目として

一、內外商品の見本陳列（商品の委託販賣）
二、滿蒙に於ける輸出入貿易
三、金融倉庫業
四、代辦業
五、其他の企業

本店を鐵嶺に支店を鄭家屯及洮南に設け四洮線の延長と共に大に囑望されつゝある。

鐵嶺商品陳列館規定摘要

同館規定摘要

一、本館ハ粗製濫造又ハ治安ニ妨害アル物品其他信用失墜ノ嫌アルモノハ其ノ取扱ヲ爲サズ
二、商品見本幷ニ委託ニ係



鐵嶺商品陳列館

ル貨物輸送請賣ハ總テ委托者ノ自辨トス
三、見本品幷ニ委托賣買商品ニ係ル價格變動ノ場合ニ於テハ速ニ訂正ノ通知ヲ要ス
四、本館ハ委托販賣委托購買等凡テ商取引ノ周旋ヲナス
五、前條ノ委托販賣品目錄ニハ委托者ニ於テ其手取價格ヲ記載シ置キ當館ハ一般商況金銀相場等ヲ斟酌シ手數料ヲ加ヘテ賣價ヲ附ス
六、委托販賣ニ係ル賣上代金ハ左ノ方法ニヨリ委托者ニ送金ス
一、總額金百圓以上ニ達シタルトキハ即時送金
二、總額金百圓未滿ハ月末精算ノ上送金
但シ五圓未滿ノ金額ニ對シテハ數月分取纏メ送金スル事アルベシ

七、商品購買ヲ委托セントスルモノハ別紙第四號書式ニヨリ購買豫定額ヲ定メ總金高十分ノ二以上ノ證據金ヲ添ヘ申込ヲ爲スベシ

但シ貨物ヲ以テ證據金ニ代用スルヲ得ベシト雖モ種類數量等ニ付キ豫メ承認ヲ受クルヲ要ス

八、本館ハ委托購買品ノ取揃後證據金ヲ控除シタル殘金並ニ手數料其他ノ諸費ヲ合算シ仕切書ニ依リ請求ス

九、前項請求ニ對シ代金支拂ヲ爲サザル場合ニハ更ニ期日ヲ定メテ催告シ當支拂ナキトキハ委托購買契約ヲ解除シタルモノト見做シ現品ヲ處分シ其價格ヲ加フルニ證據金ヲ以テスルモ尙不足ヲ生スル時ハ之ヲ追徵ス

但シ剩餘金アル場合ニハ之ヲ返却ス

十、委托購買ニ對シテハ價格百分ノ五以下ノ手數料ヲ徵收ス

但シ時機ト物品及金高ノ多少ニヨリ増減スルコトアルベシ

最近に於ける委託商品の賣上高及人種別（輸入日本品）滿洲特產物輸出取扱高等左の如し。

大正八年度賣上統計表

月別	輸入品販賣高			輸出品取扱高	合計
	支那人ヘ	日本人ヘ	計		
大正八年四月	九九、二一六〇〇〇	六、三五六七〇五	一〇五、五七二七〇五	一三二、一四六〇九〇	二三七、七一八七九五
同　五月	八〇、七六九六五〇	一八、六二九四二五	九九、三九九〇七五	一三〇、〇三五七三〇	二二九、四三四八〇五
同　六月	九九、一三〇一四〇	八、一七四二五五	一〇七、三〇四三九五	六七、八五九七五〇	一七五、一六四一四五

大正八年七月	一〇七、〇七一	〇七〇	七、四六四	五七〇	一一四、五三五	六四〇	三六六、一七二	一六〇	四七五、七〇六	八〇〇
同 八月	二六一、五四五	九一〇	七、八一八	〇一〇	二六九、三六三	九二〇	三五九、九六四	五六〇	四〇九、五三八	四八〇
同 九月	二三七、六一二	四八五	七、五五七	二九五	二四五、一六九	七八〇	一六九、三三九	五一〇	四一四、三九六	三九〇
上半期總計	八八五、三四五	二五五	五六、〇〇〇	二六〇	九四一、三四五	五一五	一、〇九〇、四〇六	八〇〇	二、〇三一、七五三	三一五
前年度上半期比較	四七三、二七四	三〇五	三九、九六三	四〇五	五一三、二三七	七一〇	二二三、四九四	〇〇〇	七三六、七三二	九二〇
本期增減額	○四一二、〇七〇	九五〇	○一六、〇三六	八五五	○四二八、一〇七	八〇五	○八七六、九三三	六〇〇	○一、三〇五、〇二〇	四〇五
大正八年十月	三五三、九七七	〇七〇	九、三一八	八九五	三六三、二九五	九六五	二八、八四〇	三七〇	三九二、一三六	三三五
同 十一月	一五一、九五二	五九〇	一一、三三一	一三〇	一六三、二八三	七二〇	二三九、八〇七	〇八〇	二九三、〇九〇	八〇〇
同 十二月	二八六、八八二	三八五	一八、七三一	一一〇	三〇五、六一三	四九五	二二六、六四八	九九〇	五三三、二六三	四八五
大正九年一月	一六九、一一六	九〇〇	一〇、五一三	七一〇	一七九、六三九	六一〇	一〇六、五八五	〇九〇	二八六、二二四	七〇〇
同 二月	一八一、三三七	四〇〇	九、七三二	九四〇	三九一、〇七〇	三四〇	五五二、六三六	四九〇	八四三、七〇六	八三〇
同 三月	一七七、六四五	九五〇	二九、三一五	二七〇	二〇六、九六二	二二〇	二四四、七八二	四九〇	四五一、七四三	七二〇
下半期總計	一、四二〇、九一二	二九五	八八、九四二	〇五五	一、五〇九、八五四	三五〇	一、二七九、二九九	五一〇	二、七六九、一五三	八六〇
前年度下半期比較	七八三、九五二	九九五	八七、五五二	〇一六	八七一、五〇五	〇一一	七一四、六七六	六〇〇	一、五八六、一八一	六一二
本期增減額	○六三六、九五九	三〇〇	○一、三九〇	〇三九	○六三八、三四九	三三九	○五六四、六二三	九一〇	○一、二〇三、九七三	二四九
本年度總計	二、三〇六、二五七	五五〇	一四四、九四二	三一五	二、四五一、一九九	八六五	二、三六九、七〇六	三一〇	四、八二〇、九〇六	一七五
前年度比較	一、二五七、二三七	三〇〇	一三七、五一五	四二一	一、三八四、七四二	七二二	九二八、一七〇	八〇〇	二、三一三、九一三	五二二
本年度增減額	○一、〇四九、〇三〇	二五〇	○一七、四二六	八九四	一、〇六六、四五七	一四四	○一、四四一、五三五	五一〇	○二、五〇七、九六三	六五四

備考 一、表中○印は增額を示す
　　二、本表は本社の會計年度により計上す

哈爾賓商品陳列館

第二節　哈爾賓商品陳列館

大正七年に農商務省援助の下に日露協會が全額補助の方法で創設に着手したるが、露國の國情混沌たるもので哈爾賓に避難民殺到し爲めに家屋を得る事、人員の拂底、物品輸送の困難、支那關稅の故障等幾多の障害に相遇し漸く八年十二月開館の運びに至つたのである。

出品種類　七九〇
出品點數　五、五〇〇
出品人員　一〇八

出品內譯

品名	種類	出品點數	出品人員
製作工業品	八〇	四七〇	一四
化學工業品	一二三	一、二九〇	一七
機械器具	五三	七一九	八

染織工業品	一六七	九三五	一九
鑛產物及製品	二五	一〇五	四
教育及學藝品	一〇八	九四九	九
農業及園藝品	二九	一一〇	六
美術工藝品	二〇五	一、四六二	三一
計	七九〇	五、五〇〇	一〇八

出品方法

出品方法、本館の出品法は獨特の方法を採つてる、即内地に於て東京、横濱、名古屋と地方別によりて出品人の團體を組織せしめ、外國品との競爭品質の良否、並調達の成否等團員全體をして連帶責任を以て之に當らしめ、苟も無責任なる粗製濫造を避ける事を努めてる、獨逸が貿易の發達を期する爲めに諸列國特に露國に是の方法を以て成効を終しめたのを擬へたのである、各地の團體も是の主意を了解し熱心に事に當りつゝあるとの事である、右團體外の出品希望者は其の最寄の團體に入會したる上ならでは出品させぬ爲成績頗る良好である。

組合數及人員其他

組合名	員數	出品數	一ヶ年會費	所在地	代表者

東京出品同盟會	六〇	一、二〇〇	六〇	東京商業會議所內
横濱出品同盟會	一七	九〇	一二	横濱同
名古屋組合	一八	五〇	ナシ	名古屋同
大阪出品組合	三七	二六〇	二四	大阪同
京都組合	八	四〇	ナシ	京都同
神戸出品人組合	九	五〇	ナシ	神戸同

參觀人員と取引要件來館者

年度	參觀人員		要件來館者人員	
八年度（自八年十二月 至九年三月）	四、一六〇	露 三五〇〇 支 一五〇 日 五一〇	五、七五二	露 一、九八四 支 九〇 日 三、六七八
九年度（自四月 至七月）	七、五一四	露 四、二五〇 支 五四四 日 二、七二〇	六、八六八	露 三、四一六 支 一六二 日 三、二九〇

館の事業

年度	貿易に關する取引及仲介			土地、山林、鑛山、諸工場に關する取引招介			主なる調査事項
	成立	不成立	交渉中	成立	不成立	交渉中	
大正七年度	二〇	一一	|	二二	|	|	三七
同八年度	一五	七	九	一〇	'	四四	七〇
同九年度	一〇	二	二八	一三	一	九六	六八
合計	四五	二〇	三七	一三	一	九六	一七五

二、露西亞時報　政治、商業及經濟の適確なる記事を掲ぐ

三、露人使用及露國特產物の陳列

露人參觀者の多數なるに鑑み特に別室を設けて露特有品を陳列し、併せて露西亞研究者の資に供したのである。

哈爾賓商品陳列館規程の摘要

同陳列館規程

第一　本館ハ日露兩國並北滿地方ニ於ケル貿易ノ發展及有益ナル諸事業ノ勃興ヲ期スル爲左ノ事業ヲナス

一、日露兩國並北滿地方ノ商品及參考品ノ展示並說明

二、一般商取引ノ仲介商工業者ノ招介

三、露國及北滿地方向商品ノ改良ノ指導

四、巡回販賣ノ指導

五、館報及陳列品目錄ノ發行圖書ノ供覽

六、商工業ニ關スル內外ノ諸機關ト本館トノ間ニ於ケル通信、印刷物ノ交換並陳列品ノ貸借及讓渡

七、貿易又企業ニ關スル招介及其應需

八、一般企業ニ關スル招介及仲介

九、其他貿易及企業促進ニ資スベキ施設

第二　陳列品ハ現ニ重要輸出入品タルモノ又ハ將來輸出入ノ見込アルモノ並貿易其他ノ事業ニ參考トナスニ足ルヘキモノトス

出品規則ハ別ニ之ヲ定ム

第三　陳列品ハ左ノ十三部ニ區分陳列ス

第一部　製作工業品

第二部　化學工業製品

第三部　機械器具

第四部　染織工業品

第五部　鑛產物

第六部　敎育及學藝品

第七部　農業及園藝品
第八部　美術工藝品
第九部　林産物
第十部　水産物
第十一部　寫眞及印刷用品
第十二部　特許發明品
第十三部　參考品

第四　爆烈若クハ發火性ノ物又ハ有害ノ虞アリト認ムル物ハ其模型又ハ包裝ヲ陳列セシム
第五　本館ノ仲介ニ依リ取引セラルル商品ニハ本館ノ標章ヲ附ス
第六　本館ハ第一項ニ示シタル招又ハ仲介ニ依ル取引ニ關シテハ一切其責ニ任セス
第七　第一項ノ調査報告招介又ハ仲介ニ要スル實費ハ依頼者ヨリ之ヲ徵收スル事アルヘシ
第八　館報及陳列品目錄ハ隨時之ヲ發行シ出品人及一般希望者ニ頒布ス

其他出品人のために出品規則が作られてある。

第三節　長春商品陳列館

長春商品陳列館は日露支文化の潮流接觸地たる此地に立てられたもので、最初は極めて小規模であつたが、時勢と人力とにより日に發展し、次第に館の狹隘を感ずるに至つた爲め、大正

十年一月十五日盛大なる移轉式と同時に現今の新館に移り設備整頓し面目全く一新したのである。

一、業務概要

一、陳　列

1　商品見本ノ陳列

2　參考品ノ陳列

二、經濟調査ニ關スル事務

1　相場表、輸出入表、商工人名錄、營業報告、新聞雜誌等ノ蒐集保存

2　經濟資料ノ蒐集整理保存

3　商工業並ニ商品ノ調査



長春商品陳列館

4　風俗習慣ニ關スル調査

三、貿易實務ノ幇助事務

1　取引ノ仲介及照會（文章電報）

2　註文ニ關スル通辯

3　商品見本ノ貸與

4　委託販賣及代理店連結ノ交渉仲介

5　取引ニ關スル代理交渉及代金ノ取立

6　外國文ノ翻譯及作成

7　商品ノ紹介（文章又ハ廣告文）

8　貿易ニ關スル質問應答

9　信用調査

10　運賃ノ關税ニ關スル調査

11　一般經濟調査

12 商況通信（文章又ハ電話）

四、商品及參考品出張陳列

五、談話會講演會及研究會（臨機貿易其他商業ニ關ル事項）

六、諸陳列會

七、陳列所報刊行

八、試[illegible]ノ分拆ニ關スル仲介交渉

外に出品規則がある。

第四節 安東商品陳列館

安東商品陳列館は滿鮮の境上にある安東在留邦人が　聖上陛下御登極の御大典擧行さるゝに際し盛典を奉祝紀念する爲めに籌劃建設されたもので主要土產品及日本製產品を陳列して一般觀覧に供し兼ねて我日本と滿鮮間の貿易を進展助長せもむる目的に成れるもので經營を商業會議所に委託されたのであるが規模は未た小さい、業務の大要を擧くれば次の如し。



長春商品陳列館內部

一、內外重要商品見本の

陳列紹介

二、商工業上諸般の調査報告應答

三、重要商品の委托販賣等とす

而して尙商品陳列館へ參考品を出陳せんとする者には左の特典を付與せらる

一、輸送賃　滿鐵會社は全線無賃（朝鮮鐵道、院線及商船會社は五割引）

（出品人前記の特典を得んとするときは當商品陳列館へ請求せらるべし當所は割引又は無賃輸送請求書を送付すべし）

二、稅金　當陳列館へ參考品として出陳せらるゝものは在安東帝國領事館より是れが證明書を發給せらる其場合は安東海關に於て輸入稅免除の特典あり

更に當館が主眼とする滿鮮貿易の發展を期する上に於て最も適切緊要なりと認むる事項に就ては不斷十分の注意を加へ出品者の希望ある場合は附屬賣品部に於て之れが試賣を爲すことあるべし（試賣請求品は前記運賃稅金を負擔せるものに限る）是の場合には當館所定の手數料（當分價格の五分）を徵收して代賣するものとす。

如上の方法に依り當館に出品を爲すときは安東の地が旣に滿鮮の境上にありて鮮支雙方の顧

客に之を紹介するを得るのみならず遠く日本內地より座らにして自己の商品に對する狀況を知悉するを得べし。

安東商品陳列館規則の概要

第一 本館ハ滿洲ノ產業ヲ開發シ貿易ヲ增進スルノ目的ヲ以テ汎ク參考品ヲ蒐集陳列シ一般公衆ノ縱覽ニ供ス

第二 陳列品ハ左記ノ如シ

一、農產品及園藝品
一、林產品
一、木工品
一、水產品
一、鑛產品
一、化學工業品
一、製作工業品
一、飲食品
一、參考品

第三 何人ト雖モ本館ニ出品又ハ寄贈スルコトヲ得但出品規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四 左記ノ各項ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ出品又ハ寄贈スルコトヲ得ス

一、危險又ハ腐敗シ易キモノ若クハ他ノ出品ニ損害ヲ及ホス虞アリト認ムルモノ

一、風俗若ハ秩序ヲ亂シ又ハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與フルト認ムルモノ
一、容積過大ナルモノ其他本館ニ於テ出品ノ價値ナシト認ムルモノ
第五　本館ノ出品ニ對シテハ場所料ヲ徴收セス
第六　陳列品ノ市價運賃關税其他取引上ニ關シ必要ナル事項ハ當業者ノ爲メニ調査報導ス但之ニ對スル實費ヲ徴收スルコトアルヘシ
第七　新製品ノ取引ニツキ試賣ノ紹介ヲ求ムルモノアルトキハ本館ニ於テ其勞ヲ採リ場合ニヨリ所要ノ經費ハ請求者ニ負擔セシムルコトアルヘシ
第八　本館ノ陳列品中出品人ノ申出ニヨリ模寫ヲ禁スルコトアルヘシ
第九　本館ニ左ノ職員ヲ置ク

館長　一名
評議員　名
主事　一名
書記　名
看守下　名

第十　館長ハ安東商業會議所會頭之ニ擔任ス
館長ハ本館ニ關スル一切ノ事務ヲ管理ス

別に出品規則が設られてある。

第三編　貿易

第一章　貿易統計

南滿洲の貿易

南滿洲四港即ち大連、營口、安東及大東溝港は、南北滿洲物資の呑吐港で、是の輸出入は従て全滿洲の貿易の大要を物語るものと見て不可なからんと思ふ、今此等四港による過去五ヶ年間の貿易額を擧ぐれば左の如し。

南滿洲四港（大連、營口、安東及大東溝）輸移出入品價額累年比較

年度	輸移入額	輸移出及再輸移出額	合計
大正四年度	海關兩 八六、三〇七、〇〇五	海關兩 九七、七七一、二九〇	海關兩 一八四、〇七八、二九五
大正五年度	九七、九六九、八一四	八四、五〇七、九一六	一八二、四七七、七三〇
大正六年度	一三九、〇〇三、〇四七	一〇五、三四二、一二七	二四四、三四五、一七四
大正七年度	一五二、一六〇、八六〇	一四〇、二九六、一七七	二九二、四五七、〇三七
大正八年度	一九九、一〇八、四六二	一七七、九四一、六八七	三七七、〇五〇、一四九

大正八年南滿洲四港輸移入品價額仕出國別

國別	價格	百萬兩以上のもの
日本	九二、〇五八、一六三兩	綿織物、綿絲、鐵及鋼、雜品、砂糖、木材、酒及飲料品、衣服及附屬品、麻袋及其他袋物、機械類、紙類、金物類
朝鮮	五、三三八、五六八	煙草、米、綿織物、水産物、木材を重なるものとす
支那	七二、一五三、一〇八	綿織物、綿絲、米、煙草、麥粉、油脂、紙類、茶、加琲、穀物、種子類、食料品
香港	三、二三三、二四〇	砂糖
歐羅巴	二、五五〇、八二〇	以下機械類
亞米利加	一九、九一二、三一四	機械、器具、鐵及鋼、石油、衣服及附屬品
其他	三、八六二、二四九	砂糖、麻袋及袋物類
計	一九九、一〇八、四六二	

大正八年南滿洲四港輸移出品價額及仕向國別

國名	價格	百萬兩以上のもの
日本	九六、七九二、七四三兩	豆粕、大豆、金屬品、豆油、柞蠶絲、其他豆類、小麥、内豆粕は輸出額の約五割弱
朝鮮	一八、二六五、六九二	粟、石炭及コークス、豆粕

支那	三〇、一三〇、三九〇	豆粕、大豆、豆油、繭、柞蠶、木材
香港	九八二、六四八	以下(石炭、コークス)大豆
歐羅巴	一一、三八九、一八六	大豆、豆油
亞米利加	一〇、四一三、五六四	豆油
其他	九、九六七、四六四	大豆、豆油
計	一七七、九四一、六八七	

右の表によれば、大正四年に一、四六四、二八五兩の輸出超過を示す外、漸次入超になつてるは、滿洲の生産業が農業の主體たる事を示すもので、工業用品は悉く外國に仰がねばならぬと、大戰による漸次銀價の上騰は、銀本位國たる農民の購買力を増大した事等が理由をなしてる。

四港の最近貿易狀況も各港各々特長があり、從つて各年消長を免れぬが、何れも貿易額の著しく増大し來れる事は事實の證する處である、而も將來は財界の變動、並に滿洲特産物の増減に依て、多少の波亂曲折は免れぬとしても、滿洲の將來は大に進歩すべき事は疑はない、從て貿易額も益々増進する事は當然である、右四港中五ヶ年間に尤も激増したのは大連で安東之に次ぐ而も安東に於ては陸路貿易の著しき激増關稅の三分の一減と、朝鮮對滿洲の經濟的關係が、

最近一層密接になつた結果である、營口は河川による貿易衰へたとは云へ未だ侮るべからざる底力あるも運送に要する時日の長きは、資金廻轉速かならん事を希ふ商人には、可なり苦痛である、港の設備不完全で且つ冬季結氷の爲め船舶の出入全く不可能となり、加ふるに大連の港灣設備が着々として改良さるゝ結果、到底大連の進展に競ふ事は不可能である。

大東溝は、港不完全であり、背面は少く單に安東の補助港に過ぎないのである、以上是等の事情より大觀せば大連は尤も膨張力に富み、安東、營口之に次ぎ大東溝は最も餘力の少ない譯である、別表大正八年度に於ける南滿洲四港の輸入品の價格及仕出國別に於ては、日本を最高として支那、亞米利加之に次ぎ總額一九九、一〇八、四六二兩で、輸出に於ては、仕出國別に於て日本、支那、朝鮮及米國の順序で總額一七七、九四一、六八七兩、結局二一、一六六、七七五兩の入超になつてる。

南滿洲四港出入船舶別

南滿洲四港出入船舶國別

南滿洲四港の貿易品、運搬船舶噸數の各國別は、年に依て消長あるが、最近五ヶ年間では、常に日本を第一とし、英國、支那之に次ぎ從て積載貿易品も、大體船舶噸數順になつてる、今最近五ヶ年間に於ける日本船舶登簿噸數並に積載貿易額と總貿易額を示せば左の如し。

（A）船舶總噸數

年　項	日本船舶噸數	各國船舶總噸數
大正四年	四、五一一、七一六	六、一一六、三七三
大正五年	三、七〇二、六〇六	四、九七七、九四〇
大正六年	三、四二〇、七三二	四、五三四、四一七
大正七年	三、九〇八、六二〇	四、七七〇、九〇七
大正八年	四、八九五、三〇三	六、四三三、二九六

（B）日本船積載額並に各國總積載額

年　項	日本船積載貨額	各國船積載貨總額
大正四年	一一〇、三六二、一〇七両	一六三、〇七二、八五五両
大正五年	一二四、一四五、四〇八	一六五、六二五、三三八
大正六年	一八五、四一三、一五四	二二七、三七二、〇九二
大正七年	二二八、一一九、五八三	二六九、六九八、三二三
大正八年	二九五、五五三、五六六	三五九、五四四、六三〇

（C）大正八年度各國船舶別及貿易額

國名	船舶噸數	貿易額
日本	四、八九五、三〇三	二九五、五五三、五六六
支那	七〇八、五八九	二九、〇八一、七四四
英國	五五九、九〇〇	二四、六七一、四五〇
米國	七六、〇八二	二、九五四、八六七
丁抹	五七、二六四	二、四三四、五八一
露西亞	五二、七五二	一、七八四、四二五
瑞典	二九、五七八	一、四六七、二六七
和蘭	二七、四三四	一、三二三、一七〇
諸威	六、三九四	二七三、一九二
獨逸	—	三六八
計	六、四一三、二九六	三五九、五四四、六三〇

以上の大勢より見れば、滿洲と貿易關係に於て尤も密接なる關係を有するは、日本で貿易額に於ても、貿易品の積載額に於ても各國より遙に進出し居り、從つて南滿洲に於ける國際經濟

上の關係に於ても、日本が特殊の地位を有する事實を裏書するものと云はねばならぬ、英國は古くより對支貿易に從事し居るが、南支那一帶に於ける英國の商權と對比せば、北支那に於て商權の稍劣れるは北支那と日本とは特殊の關係を有すると、英國の活動が南支那よりは時機遲れしが爲である、尙大正四五年に於ては北支那に於ける英國船舶の積載貨額が第二位にあつたが六、七、八年には支那に一籌を輸して第三位に下れるも這は歐洲戰爭の結果、英國の東洋貿易が稍減退せるが爲めなれば、今後は英國は必ずや大いに北支那貿易に於ても活動するものと思はる、更に四、五年には絕無に近かりし米國は六年に至りて船舶噸數一二一、七二二噸、三八二、四四七兩の船舶積載額を顯はし、七年には一躍して二、四六九、四六六兩に更に八年には船舶噸數七六、〇八三噸二、九五四、八六七兩に激增したるは、滿洲特產物中特に豆油の使途開拓され、戰時用品として又は食料品及化學工業原料品としての價値認められたるによるものと考察せらる、又一方米國の對支貿易政策の確立せるに基けるもので今後更に發展するものと斷じ得らるゝのである、而して右米國向輸出の大部分は豆油で四、五年度迄は何等見るべきものなきに突如として六年に至り異狀なる數字を示してる。

年次	數量	價格
大正六年	一、四六九、二七二	一四、〇八五、九一一圓
大正七年	二、〇〇三、六七九	二二、〇八〇、五四〇
大正八年	六四六、二三九	五、六三五、四六六

八年度に於て激減せるは戰爭の終熄により戰時用品としての需要なきと一は日本を經由して輸出されしものが多かつた、是は米國と船鐵交換の關係上船腹の都合によるもの多きと、金價の變動による爲替相場の相違は日貨を通じて購ふ事の有利なる場合に日本より輸入する爲である。

大正八年度北滿貿易

愛琿、三姓、滿洲里、哈爾賓及綏芬河は北滿洲に於ける主要貿易地である、且つ位置皆露領に接壤しある故に、其貿易も對露領陸上貿易である、別表に示した如く、過去五ヶ年間の貿易額は甚しき不同で輸移出入額共年によつて大なる增減を示し居るは西伯利亞に於ける情勢の全く不安なる結果であつて、從て將來に於ける趨勢も全く豫想し難く、此茲數年間は依然動搖狀態を持續するものと解さるゝ、尙北滿州の經濟狀態が未だ幼稚で粗放なる農業時代にある事も

貿易不同の一原因である、此の點に於ては南滿の漸く初期の工業時代に入れるとは大に趣を異にしてる、即西伯利亞の政治及經濟界が安定を示すに至らざる限り、其發達は遽に所期する事が出來ない所以と斷じ得るのである。

要するに、北支那の經濟界並に貿易は日、米、英其他各國の競爭場たる丈將來大ひに開發の見込もあり、且又增進の望も尠くないが第一の條件が支那に於ける政治狀態の改善及經濟界に對する制度の改善に俟たねばならぬ事である。

而して之れにより我對滿貿易の方策を更進させることそ來るべき時代に於ける要諦であらう。

支那海關兩對外國貨幣平均相場表

年次		對日貨	英貨	米貨	佛貨	獨貨	印度貨	露貨	墨貨
		円	志片	弗	法	麻克	留比	留	弗
大正八年	1919	2.72	6.4	1.39	10.12	—	3.54	—	1.68
大正七年	1918	2.37	5.3 7/16	1.26	7.11	—	3.55	—	1.61
大正六年	1917	1.98	4.3 13/16	1.03	5.94	4.78	3.11	5.08	1.63
大正五年	1916	1.54	3.3 13/16	0.79	4.63	3.68	2.46	5.52	1.54
大正四年	1915	1.25	2.7 1/8	0.62	3.39	2.67	1.95	1.63	1.41
大正三年	1914	1.34	2.8 3/4	0,67	3.45	2.79	2.04	1.36	1.47

大正二年 1913	1.47	3.0¼	0.73	3.81	3.08	2.25	1.44	1.51
大正元年 1912	1.49	3.0⅝	0.74	3.85	3.12	2.27	1.45	1.52

第一節　銀と支那貿易の關係

銀と支那貿易の關係

銀本位である支那は銀價の騰落によりて其經濟界が支配せられ、而も銀價の騰落が頻繁且激なる程夫れ丈け不安定の狀態にあるのである、今銀貨國たる支那が、銀價の騰落によりて經濟上如何なる影響を受くるかは複雜なる經濟界の現象を單純に考察する事困難なるも『他の條件にして同一なるとき』單に銀價の騰落のみか支那經濟界に及ぼす影響に付て田中忠夫氏が斯く述べてる。

金融上に及ぼす影響

一、金融上に及ぼす影響

銀價上騰するときは、支那の輸入貿易盛んで銀の流出增加し、外國の資本投下衰へて銀の流入減少するを以て、支那の金融界は梗塞するも、銀價下落するときは、支那輸出貿易が盛んになり銀の流出減少し、外國の資本投下盛になり銀の流入增加するを以て、支那の金融界は緩漫となる、銀貨上騰する時は、爲替相場は下落するも、銀價下落するときは、爲替相場上騰す、

故に銀價上騰するときは輸出爲替は不利で、輸入爲替が有利となる、銀價下落すれば、輸出爲替が有利で、輸入爲替が不利となる、銀の騰落激しい時は、商人等に商品賣買以外に爲替其ものゝ賣買が盛んである。

銀價上騰するときは支那の通貨は購買力を增進するも、下落するときは之と反對に減退す、銀貨と同一の價値を有する支那銅貨の購買力は、銀貨上騰するときは、增進するを以て、金貨國より銅を輸入して銅貨を鑄發すれば有利で、銀の下落するときは銅貨を買收して金貨國へ銅を輸出すれば有利である、故に銀價上騰すれば銅貨は增加し、銀價下落すれば、減少する傾向がある。

二、商業上に及ぼす影響

商業上に及ぼす影響

A外國貿易に及ぼす影響　銀價上騰するときは、支那輸出品の金價格は上騰する故に、支那の輸出貿易は減退し、外國輸入品の銀價格は下落するを以て、支那の輸入貿易は增進し、銀價下落するときは、支那輸出品の金價格は下落するを以て、支那の輸出貿易は增進し、外國輸入の銀價格は上騰するを以て、支那の輸入貿易は減退するのである。

然し銀價の上騰が繼續する時は、支那の購買力は漸次減退して輸入貿易は減退するし、銀の下落が繼續するときは、支那の購買力は、漸次增進して輸入貿易は增進する傾向を有す。

銀價の騰落急激なるときは、商人間の商約破談を見る事多く取引簡便敏活を缺き、輸出入貿易ともに減退す。

B內地商業上に及ぼす影響　銀價上騰するときは、輸入取引盛んになり、輸出取引衰へる、銀價下落するときは、輸入衰へ輸出盛んになる、契約後に銀價上騰せば、輸入商は損し、輸出商は益するが、銀價下落せば之と反對になる。錢鈔取引所に於ては銀價の騰落急激なるときは、立會を中止し、暴騰の場合には賣方より、暴落の場合には買方より、夫々證據金を追徵し其調達不能なるときは、倒產者續出するのである。

當舖（質屋）に於ては、銀價上騰するときは質入金製品の價格下落の爲め損失を受け、手元緊縮し、下級支那人は迷惑するも銀價下落のときは質入金製品の價格上騰の爲め利益を受け、手元緩慢となりて下級支那人喜ぶ。

支那の物價（金にての）は、銀價の騰落と正比例的に騰落す、即ち銀價上騰するときは、上騰し、銀價下落の時は、下落するのである、然し、銀價上騰するときは銀の流出增加するを以て、支那の物價は、幾分上騰を緩和され、銀價下落のときは、銀の流入增加するを以て、支那の物價幾分下落を緩和さるゝである。

大連港主要貿易品

貿易額累年比較

第二章　主要貿易品（各地方別海港及國境地點に止め重複を避く）

第一節　大連港輸移出入主要貿易品

大連港輸移出入品價格累年比較

年度別	輸移入額	輸移出額	合計
大正四年度	四二、五三二、九三七両	五八、四七三、〇一八両	一〇一、〇〇五、九五五両
大正五年度	五三、八九二、〇七九	五四、七六七、〇四六	一〇八、六五九、一二五
大正六年度	八三、三九六、三四四	七六、六二三、七〇二	一六〇、〇二〇、〇四六
大正七年度	九七、四三五、六二一	一〇八、一五二、四九七	二〇五、五八八、一一八
大正八年度	一三〇、一六八、〇一七	一二九、〇七二、二六八	二五九、二四〇、二八五

大連港輸移入品價格仕出國別

南滿洲に於ける總貿易額の大半は大連港の貿易の額で今大連の大正八年度輸入品の價格及仕出國を分別すれば左の如し。

大正八年大連港輸移入品價格仕出國別

國別	價格	百萬兩以上の重なる輸入品
日本	六一、四六九、六九二兩	綿織物、鐵及鋼、麻袋及其他袋類、綿絲、衣服及附屬品、砂糖、酒類其他飲料品、藥品及藥材、マッチ、金屬品、機械類、セメント、木材、電氣材料、紙類
朝鮮	一、三一〇、六六八	
支那	四〇、六〇一、四九八	綿織物、綿絲、米、煙草、油脂、野菜及果物、雜織物、絹及絹織物
香港	一、六四五、〇一一	
歐羅巴	二、三七八、一二二	
亞米利加	一九、〇六七、一六八	器具機械、鐵、鋼、石油、衣服及附屬品
其他	三、六九五、八五八	砂糖、麻袋及袋物類

大連港輸移出品價格仕向國別

同 輸移出品價額仕向國別

國別	價格	品名
日本	七八、三四七、九七二兩	豆粕、大豆、金屬及金物、豆油其他豆類、小麥、種子類、雜品
朝鮮	五、八一八、七二七	粟、(以下豆粕、石炭、コークス)
支那	一三、四七一、五一八	繭、豆油、大豆、(繭及柞絲 二、三四八、九二四)(右加工品 一、〇六四、七一六)
香港	六四八、六四四	
歐羅巴	一一、三八八、九四三	大豆、豆油

亞米利加	一〇、三四六、二〇六	豆油(五、六三五、四六六)
其他	九、〇五〇、二五八	豆油

輸入品として、滿蒙一帶の土人衣類原料たる綿絲及綿織物は、主として日本及南支那より入つて消費され、麻袋は滿洲特產物たる大豆、高粱、雜穀の容器として、年々產額の增加に伴ふて增加し、輸出の繭及柞蠶絲は、(二、三四八、九二四兩)芝罘及上海に行き、加工の上再び輸入し來るもの多く、(一、〇七四、七一六兩)日本向けのものは、日本にて加工の上米國に輸出するもの多いのである、亞米利加への輸出は、豆油は大部分で豆油を原料とする工業旺んで内洋蠟となりて再び輸入し來るものも少くない。

第二節　營口

營口は滿洲の商港としては、尤も古い歷史を有し、日露戰後大連は港灣としての設備遺憾なき程度迄發達し、滿鐵は呑吐港として全力を注ぎ、運賃政策其他の方法にて大連の發達に助成してより營口は衰頽一方に傾いてるが、對支貿易に對しては、侮るべからざる潛勢力をもつてる、綿織物輸入は、遙に大連を凌ぎ、輸入品悉く支那よりするも主位を占め、輸出に於ては日

支伯仲するの觀がある。

營口の貿易額累年比較

1　營口の輸出入貿易額

年度	輸入	輸出	合計
大正四年	二七、二三四、〇一四兩	二四、七二九、六一九兩	五一、九六三、六三三兩
大正五年	二三、〇四七、一八一	一七、七九五、二〇九	四〇、八四二、三九〇
大正六年	二五、〇七三、八四九	一五、五〇〇、三四九	四〇、五七四、一九八
大正七年	二九、四三八、七〇八	一五、七一八、七〇四	四五、一五七、四一二
大正八年	三一、九六六、五四一	二二、三八六、〇三一	五四、三五二、五七二

營口貿易對手國別による輸出入額

2　大正八年度輸移出入品の價格仕向仕出國別

仕出仕向國別	輸移入	輸移出
日本	三、四四八、〇三三兩	八、九六一、四〇八兩
朝鮮	三、〇三六	二二二、二一〇
支那	二五、八七九、五八六	一一、八八四、四四二
香港	一、五八八、二二九	三三四、〇〇四

歐羅巴	一七二、六九八	二四三
亞米利加	八四五、一四六	六七、三五八
其他	二九、八一三	九一六、三六六
計	三一、九六六、五四〇	二二、三八六、〇三一

3 營口八年度輸出入主要貿易品及貿易國

輸入 商品名	價格 (兩)	主なる仕出國別	(兩)	輸出 商品名	價格 (兩)	仕向國	(兩)
綿織物	九、五九〇、〇五七	支那 日本	八、一七二、一六二 一、二七七、三〇三	大豆	三、六四四、六二七	支那 日本 香港	二、二八〇、七八三 一、二九六、二三〇 六七、六一四
綿絲	三、二四四、二八一	支那 日本	二、六六五、二七七 五〇二、一八七	豆粕	七、五六七、八〇〇	日本 支那	四、六四二、五四六 二、九二五、四五四
砂糖	一、〇四八、七〇二	香港 日本	八八二、七九九 一四四、五九六	豆油	二、四八二、三九九	支那 日本	一、四六五、六六二 一、〇一六、七三七
其他食料品	一、五八四、五九八	支那 香港	一、五五一、〇九三 二四、一五四	其他食料品	九三二、七九七		
茶及珈琲	一、八七二、五三七	支那 日本	一、八六六、七〇七 五、八二〇	玉蜀黍	五二〇、六四四	日本	三八四、六八六

煙草	一、九四一、四三二	支那 日本	一、七八一、三一五 一四九、五四四
石油	一、七五七、九七〇	支那 アメリカ	一、〇〇四、五二五 七五三、四四五
紙類	二、二五九、五五二	支那 日本 香港	二、一八五、三〇〇 六八、三九七 五、八五五
絹及交織物	八三二、六五一	支那	八三二、六五一
麦粉	六五六、一一九	支那	六五六、一〇五
棉花	五六三、二二九	支那 日本	五五〇、四七五 一二、七七二
薬品及薬材	六二三、九五八	支那 香港 日本	四三六、七一八 一一五、七五〇 六一、二〇五
小麦	五五九、五一七	日本	五五九、一一三
柞蠶絲	八四四、八八二	支那	八四四、八八二
薬品及薬材	五二七、七〇七	支那 香港 日本	三九七、四一七 七五、〇二八 五五、〇〇二
石炭コークス	三六五、一六三	支那 日本 朝鮮	二一三、六七六 一〇七、三六五 四一、〇八六
人蔘	三八四、四五五	支那 香港	二八二、四五六 一〇一、九九九
皮革	三七五、五一九	支那 米國	二九七、八二五 六六、八九一
高粱酒	三五二、四一七	支那	三五一、四一八

第三節　安東

安東貿易額累年比較

1　安東港輸移出入品價額累年比較

年度	船舶貿易 輸移入額	船舶貿易 輸移出額	船舶貿易 合計	陸路貿易 輸入額	陸路貿易 輸出額及再輸出額	陸路貿易 合計
大正四年度	一六、五〇三、七五八兩	一二、五二六、三五九兩	二九、〇三〇、一一七兩	一二、二〇四、六六五兩	二、九四九、一七八兩	一五、一五三、八四三兩
大正五年度	二一、〇一九、一三〇	一一、九二三、六八三	三二、九四二、四一三	一七、三〇六、三八八	四、二三四、九五四	二一、五四一、三四二
大正六年度	三〇、五二五、一一九	一三、一六二、五六三	四三、六八七、六八二	二七、八二一、三四〇	八、九五二、八七六	三六、七七四、二一六
大正七年度	二五、二七一、一三三	一六、三六三、七一〇	四一、六三四、八四三	二一、〇六三、九三九	一一、五六三、〇四〇	三二、六二六、九七九
大正八年度	三六、九四三、九一八	二六、四四四、一六四	六三、三八八、〇八二	三〇、五〇四、六四五	一七、八三二、六七八	四八、三三七、三二三

2　大正八年安東港輸移出入品價格仕出仕向國別

國別	輸移入額	國別	輸移出額
日本	二七、一二九、八八八兩	日本	九、四五七、一二九兩
朝鮮	四、〇二三、六四六	朝鮮	一二、二二〇、九九四
支那	五、六五三、八〇六	支那	四、七六五、二〇一
香港	—	香港	—
歐羅巴	—	歐羅巴	—

亞米利加	—	亞米利加	—
其他	一三六、五七八	其他	八四〇

主要貿易品

3　大正八年安東港主要輸出入貿易品

輸入主要品			輸出主要品		
商品名	價格（兩）	仕出國別（兩）	商品名	價格（兩）	仕向國別（兩）
綿織物	一七、三八一、一〇一	日本 一五、五三五、三三一 支那 一、三八二、九九〇 朝鮮 四六二、七八〇	粟	五、三九九、六九五	朝鮮 五、三二一、五二三 日本 七八、〇八九
綿絲	三、四六五、〇〇六	日本 三、一七九、二四七 支那 一八九、六〇八 朝鮮 九六、一五一	豆粕	三、七一六、六一四	日本 三、〇四六、一一四 朝鮮 六二九、一三二
衣服及附屬品	一、四〇三、九五三	日本 一、三三七、三〇六 朝鮮 五二、六三二 支那 一四、〇一五	柞蠶絲	五、〇九八、九四八	日本 四、三八三、四六七 支那 七一〇、八六二
麥粉	一、一一六、六〇七	支那 一、一一六、一六五 朝鮮 四四二	木材	二、八一一、九九五	支那 二、〇五六、〇一六 朝鮮 七三六、〇〇〇
紙類	九五四、七三五	日本 五五〇、一二七 支那 三二四、〇九〇	石炭コークス	一、六五七、九三二	朝鮮 一、六二八、四四二 支那 二六、六四五
其他金物	八六四、九一二	日本 五四一、〇五六 朝鮮 三一七、一三一	大豆	一、〇九九、六三一	日本 四八八、一〇三 朝鮮 四一三、六九七

麻袋及袋類	六二九、九三五	日本	五二八、〇六一
		朝鮮	七七、三六六
機械類	五三五、三四〇	日本	四四一、八四三
		朝鮮	八五、二九七
水産物	五四〇、四七〇	朝鮮	三九三、六二七
		日本	一二九、四一三
煙草	七五七、五八五	朝鮮	三七五、〇四二
		支那	三八二、三五二
繭	九五一、七七四	支那	九三七、九一九
		朝鮮	一三、二五九
其他蠶業品	七八二、三七五	日本	二九一、九五二
		朝鮮	一四〇、二一〇
		支那	三五〇、二一三
麥粉	五九三、八一六	朝鮮	五九三、二一七
其他豆類	五三五、六二七	日本	三〇六、二九〇
		朝鮮	二二九、三二五

安東の輸入品中、尤も大なるものは、綿絲及綿布で直接安東及其附近にて消化さるゝものと、經由して奉天、鐵嶺、長春に送らるゝものが多い、輸出の大宗である柞蠶絲及繭が、日本で加工して絹織物の交織材料として、其の用途頗る廣汎に亘り、又米國に再輸出さるゝものと朝鮮で消費さるゝもの等である、鴨綠江より流下し來る木材は安東が集散地で凡て取引は安東で行はるゝのである、粟は朝鮮人の食料として、朝鮮官憲では、極力之が鮮內輸入を奬勵して居る。

第四節　大東溝

大東溝貿易額累年比較

1、大正八年大東溝港輸移出入品價額累年比較

大東溝は安東を去る邦里約十里にして安東の補助港である爲め、年々貿易額も亂調子である。

年度	輸移入額	輸移出額	合計
大正四年	三六、二九六両	四二、二九四両	七八、五九〇両
大正五年	一一、三二三	二一、九七八	三三、三〇一
大正六年	七、七三五	五五、五一三	六三、二四八
大正七年	一五、三九九	六一、二六六	七六、六六五
大正八年	二九、九八六	三九、二二四	六九、二一〇

2、大正八年大東溝港輸移出入品價額貿易國別

輸入		輸出	
仕出國別	價額	仕向國別	價額
日本	一〇、五五〇両	日本	二六、二三四両
朝鮮	一、二一八	朝鮮	三、七六一
支那	一八、二一八	支那	九、二二九

3、大正八年大東溝港主要貿易品

輸移入				輸移出			
商品名	價格	仕出國別	價格	商品名	價格	仕向國別	價格
石油	二八、一〇〇兩	日本	一〇、五〇〇兩	大豆	一三、三六六兩	日本	六、八三〇兩
		支那	一七、六〇〇			支那	六、四一六
水産物	六二二	朝鮮	六二三	其他豆類	一〇、一六〇	日本	八、四九二
						支那	一、五七六
雑品	五六五	朝鮮	四九六	玉蜀黍	一、七三〇	朝鮮	大部分
		支那	六九	粟	一、一九七	朝鮮	大部分
				豆粕	一〇、九一二	日本	全部

第五節　愛琿

愛琿は一葦帶水黑龍江を隔てゝ、西伯利亞ブラゴエチエンスクと對岸し、陸路齊々哈爾及海倫を經て哈爾賓に、黑龍江によりてハバロフスク、ニコライエフスクに、又松花江による哈爾賓、鐵路ウスリー線の迂回による交通もある、支那最北端對露の商業地であるが、大戰以來露國の

國情混沌たる狀態に陷りて以來、貿易も思はしく發達せぬ。

愛琿貿易額累年比較

大正四年以來年度別による貿易額累年比較せば左の如し。

1、大正八年愛琿輸移出入品價格累年比較（括弧内數字は内對露領貿易を示す）

年度別	輸入額	輸出額	合計
大正四年	兩 三、〇三一、九三八（一四六、二九五）	兩 二、〇四六、九二九（四九三、五三六）	兩 五、〇七八、八六七
大正五年	二、四九二、一五四（一三〇、一八九）	一、七四四、四七一（三七二、〇七九）	四、二三六、六二五
大正六年	四、五一二、三九一（四八、一六一）	二、八八七、八一七（一、六五一、〇七七）	七、四〇〇、二〇八
大正七年	七、四四六、四三八（一一四、三九〇）	四、〇五八、四八八（二、七六五、四四七）	一一、五〇四、九二六
大正八年	七、一五一、六八二（二五、二〇七）	三、三九〇、五三二（一、四二〇、二四七）	一〇、五四二、二一四

主要貿易品

2、大正八年愛琿對露領主要貿易品

輸入 商品名	價格
水産物	七、四二四兩
藥品及藥材	一、二〇〇
鐵及鋼	一、五四一
其他金屬	一、六八〇
機械器具	四、四八六
電氣材料	一、五〇〇
硝子及硝子器	一、七〇九
其他雜品	五、六六七
計	二五、二〇七

輸出 商品名	價格
其他豆類	一二、〇三八兩
高粱	三〇、八六五
野菜及果物	一八、八一九
麥粉	一四五、九七〇
鷄卵	二三、六七四
煙草	二一、五〇七
其他飲食料品	一〇六、五三一
豆油	四二、四五八
家畜及家禽	一四二、五一七
薪及木炭	二九、三二二
其他雜品	二〇四、二一一
外國品再輸出	六四二、三三五
計	一、四二〇、二四七

三姓

第六節　三姓

黒龍江より分れて支流、松花に沿ひ、河船貿易の衝路に當るも、戰後の露國の擾亂絶え間なき爲め貿易は思はしくない。

三姓貿易額累年比較

三姓輸出入品價格累年比較（括弧内數字は内對露領貿易を示す）

年度	輸入額	輸出額	合計
大正四年	六〇七、〇八〇両 （三六、三九四）	二、一七一、五一四両 （一、九四九、四二八）	二、七七八、五九四両
大正五年	五一四、六六九 （三、六七五）	六〇〇、七五二 （四七一、二〇八）	一、一一五、四二一
大正六年	六五一、六三六 （一二、六一〇）	一、五二一、二七六 （九二一、八三七）	二、一七二、九一二
大正七年	六八一、六七五 （二一、二〇〇）	八八八、一七一 （二〇四、八九三）	一、五六九、八四六
大正八年	三七四、一五三 （一六、九六八）	一、八六六、二八〇 （一、六六一、五六五）	二、二四〇、四三三

主要貿易品

大正八年三姓對露輸出入主要貿易品價格

輸入		輸出		備考
商品名	價格	商品名	價格	
鐵及鋼	一一、七二〇両	小麥	八八三、〇八二両	輸入に於て昨年度より少きは動搖狀態繼續の爲なり
機械器具	一、二九六	大豆	六五八、二九〇	
皮革、牛骨、角、牙類	九七九	麥[illegible]	四五、七一七	
麻袋及袋物類	二、四〇七	豆粕	二四、二七〇	
		家畜及家禽	一一、二四一	
其他	五六六	其他	三八、九六五	
計	一六、九六八	計	一、六六一、五六五	

第七節　滿洲里

北滿洲の東淸鐵道の最西端に位置して、西伯利亞に接讓し、對蒙古及露領貿易の衝路にあたり、皮革の唯一の集散地である、內亂の動搖は、貿易の上にも免れ難い、大正四年以來の貿易額を比較して見ても亂調子である。

満洲里貿易額累年比較

1、満洲里輸移出入品價格累年比較（括弧内數字は内對露領貿易を示す）

年度	輸入額	輸出額	合計
大正四年	六、九一一、一六七両 （六、七一〇、四〇一）	四、二〇一、九五〇両 （三、五七八、九七九）	一一、一一三、一一七両
大正五年	七、六三九、一五一 （六、五九〇、二二四）	二〇、四六〇、九五六 （一九、七三七、八二四）	二八、一〇〇、一〇七
大正六年	三、四四七、四七八 （二、八六九、三三八）	二〇、四三一、八七五 （二〇、二九一、五八七）	二三、八七九、三五三
大正七年	一、六七二、七四六 （一、三五六、八一二）	四六、一一四、三八六 （三、〇五〇、七一五）	四七、七八七、一三二
大正八年	一、六九八、五〇七 （一、五七二、八三六）	一三、二三六、二二七 （一三、一九七、四九〇）	一四、九三四、七三四

主要貿易品

2、大正八年満洲里對露領主要貿易品

輸入 商品名	輸入 價額	輸出 商品名	輸出 價額
皮革、毛、骨、角類	四一八、三〇八両	其他雑品	一、九二〇、九六八両
石炭及コークス	三〇二、五六八	其他食料品	一、二四二、二二一

薪及木炭	二五二、一二〇
鐵及鋼	一六九、七一三
棉花	七九、九三一
其他食料品	五五、一四二
其他	二九五、〇五四
合計	一、五七二、八三六
麥粉	五九四、二六一
煙草	五六一、三四〇
皮革	二九六、六七三
小麥	一九五、二六九
其他	四四四、六二一
外國品再輸出	七、九四二、二四六
合計	一三、一九七、四九〇

第八節 哈爾賓

1、哈爾賓輸出入品價格累年比較（江關）（括弧内數字は内對露領貿易を示す）

年度	輸入額	輸出額	合計
大正四年	四、〇九〇、三五六兩 （二七〇、七九〇）	八、六〇七、二三〇兩	一二、六九七、五八六兩
大正五年	三、四九〇、六九六 （八二、二一九）	七、五四八、八三四	一一、〇三九、五三〇
大正六年	三、八五二、四八三 （九三、四二二）	九、四八七、一八八	一三、三三九、六七一

大正七年	九、三五〇、八九八 （一二九、一三八）	七、四七六、二五〇	一六、八二七、一四八
大正八年	八、六二一、七五六 （五三、一〇六）	六、八一二、五五五	一五、四三五、三一一

主要貿易品

2、大正八年哈爾賓對露領主要貿易品

輸入		輸出	
商品名	價格	商品名	價格
木材	一〇、三〇一両	麥粉	三八六、三二五両
金物	八、九七四	大豆	六三、〇一三
水産物	六、三七〇	其他飲食料品	四八、五〇九
機械類	四、七三二	粟	二一、一三五
其他	二二、七二九	其他	一三一、三八一
		外國品再輸出	六八六、三六一
合計	五三、一〇六	合計	一、三三六、七二二

哈爾賓の數字は松花江による貿易のみであるから、之を以て全般を推し難い。

綏芬河（ポクラニーチナヤ）貿易額累年比較

第九節　綏芬河

1、綏芬河輸移出入品價格累年比較（括孤內數字は內對露領貿易を示す）

年度	輸入額	輸出額	合計
大正四年	六、三九五、四七四両 （六、三九三、四一七）	一六、九一二、四七五両 （右ニ同ジ）	二三、三〇七、九四九両
大正五年	一六、四八八、八〇三 （右ニ同ジ）	一五、二二二、五一六 （右ニ同ジ）	三一、七一一、三一九
大正六年	五、八一四、〇二二 （右ニ同ジ）	二〇、一四七、六三五 （右ニ同ジ）	二五、九六一、六五七
大正七年	三、七三八、一九三 （右ニ同ジ）	九、一七五、八九四 （右ニ同ジ）	一二、九一四、〇八七
大正八年	一一、三九一、五四七 （右ニ同ジ）	七、一六七、一五三 （右ニ同ジ）	一八、五五八、七〇〇

主要貿易品

2、大正八年綏芬河對露領主要貿易品

輸入

商品名	價格
機械類	五、七五八、八四一圓
其他食料品	一、四六六、八二六
鐵及鋼	一、三六九、四九一
茶及珈琲	四九三、八八二
石炭及コークス	二三八、一七七
綿織物	二二三、三六九
衣服及附屬品	一九一、五七五
其他	一、六四九、三八六
合計	一一、三九一、五四七

輸出

商品名	價格
小麥	二、四三七、一八四圓
其他食料品	一、二九八、二七三
大豆	八三〇、九一五
麥粉	五七〇、七一一
豆粕	三二九、一三三
家畜及家禽	二八七、一七一
皮革	一〇九、二六〇
其他	六二九、六九一
外國品再輸出	六七四、八一五
合計	七、一六七、一五三

第三章　稅關(海關及常關)

第一節　海　關

海關(又ハ新關)

起　原

支那で海關制度の設置を見たのは、西暦一六八九年(清朝康熙二十八年)で、其頃より漸く歐洲との通商關係を開くに至り、初て寧波、福州、上海、廣東の四海關を設け、外洋よりの來貨物に對し課稅をなす事となしたるか、當時の此等海關吏員は、皆支那人て一種の請負商なるが爲め、自然課稅の方法も宜敷を得す、從て弊竇百端其煩苛極りなく、遂に海關は外商等の怨府と化したのてある、稅率の如きも恣に種々なる名議を設け、稅種目七、八にして尙足らさる程なる故に、其頃より對支に最も重大なる關係のある英國政府は續々抗議を試み、其改善を從求したるか、常に効を奏しなかつた、然し年と共に進展し來る貿易は兩者の交涉をして刻々滋からしめ、遂に一八四一年に軋轢愈々其極點に達し不幸にも彼の鴉片戰爭を生むに至つたのてある。

然も清軍到る處利なく南京も亦危機に迫つた、遂に一八四二年(道光二十二年)八月二十九日兩國講和使は英艦クロンウオーリス艦上に兩國講和條約の調印を終へたのてある、是れか支那

の事物に一新紀元を與へ、殊に海關制度の面目を一新せしめたる所謂南京條約である。

南京條約

本條約によりて、前記四箇所及厦門を以て開港場と定められ、尙關税收入を以て償金二千百萬兩の擔保とせる結果、英國官吏より税關事務の監督を受くる事となり、又支那政府が各港に於て徴收すべき公平で、且正確なる輸出入税率を公示すべき義務を約した事である（南京條約第二條及第十一條）。之が爲め新に海關を設置する必要を生し、外人等が從來の希望は、兎に角茲に形式に於て實現さるゝ事となつた、而して在來の海關を舊關と稱へ、新設の海關を新關又は洋關と名付け、之を區別する事になつた、爾來外商の輸出入品に對する税金は各々自國領事に於て徴税せられ、領事は之を支那政府に納付する事となつた故、外商は極めて好都合なりしも各國とも多少自國に私するの弊あるを免れなかつた故、支那政府は列國に懇願し、幸に一八五一年自ら收税を爲すことにはなつたが、經驗なき支那官吏の到底其任に適せざるのみならず種々弊害を生し、遂には、從前の海關と同一の弊を見る樣になり、其通商を阻礙する事甚しく列國は再び其非を責め再度の革制を要求するに至つたのである、阿片戰爭以來頻次の戰敗により、外信を失ひたる中央政府は内に權威衰へ、號令四域に行れはず、漸く勢ひ陵夷ならんとした、玆に於て滿人に怨恨深き漢人不平の徒は頻りに機を窺ひ、巨頭洪秀全を中心とせる是所謂太平賊亂の如き、其一

大反影であつた、亂起てより中部以南の地は、全く其跳梁に委し、一八五三年上海の稅關は、其手に畧奪せられ、一時徵稅機關の中止を見るに至つたか、各國領事は德義を重んし、其輸出入品に對して商人より後日、收稅機關の整理を待ちて關稅を支拂ふとの誓約書を徵し、內英、米二國領事は其商人より輸入貨物に對し、五分の稅金を現金又は手形にて供託させた、而して上海道臺は單に其の提出額を受取るに過きなかつたけれども、斯る變則な狀態の永續すへき理なく、一八五四年六月二十九日支那政府と交涉の結果、當時居留地に避難せる上海道臺と英、米、佛領事等と協議の上、各一人の監督官を任命し、其管理の下に、一八五四年七月十二日開關する事になつた。

是れ支那海關に外人吏員を任用した濫觴である、彼の有名なるトーマス、ウヱード氏は此時英國の選任に係はる人なるも在職一年で北京公使となれる故、時の通譯官ホレーテス、ネルソンレー氏は其後を襲ひ、稅關事務の開發に頗る努力せる爲め、中外の信用を博しつゝあつたが後、天津條約調印されてより、支那最初の總稅務司たる榮職に付き、右條約の活用に依り、各重要開港場、海關に外人吏員を赴任させることにし、一八五九年彼のロバートハート氏は、廣東海關副稅務司に任命されたのである。

才氣煥發のレー氏は大に畫策縱橫に其の辣腕を振ひたる後を受けて、一八六三年ロバートハー

ト氏の就任となつた、同氏の獨裁的なる施設と熱心は一方海關事務を益々秩序的に官等事務の膨張に成功し、支那開發に大に裨益したと同時に英國の威力を高め、支那に於ける地歩を益々鞏固ならしめたのである、支那政府の彼に對する信用は、實に想像外にあつて優遇のあらん限りを受け、王者の四海を統ふるの概があつた、海關數の如きも彼か就職の始めは、僅か十四に過ぎなかつたが、今日に於ては四十六に達し、且一九〇一年以來、其監督下に移りし舊關は十九箇所の多きに及んだのである、一九一一年彼の歸國死亡後、英のアグレン氏後を襲ひ今日に至つたのである。

近時支那一部人士間には、稅務の外人に委するを喜ばす論議盛なるも、從來馴致したる稅關事務は、外國貿易上の實權で從來の條約により猶外人の掌中にある間は、到底之を支那官憲の恣にすることは出來ないのである。

第一款　新海關及所在地

新海關及所在地

支那各省に亘り各開港地に新關を設置し、貿易事務の繁閑によりて、人員及分課其の他の施設に大小の差が免れないか、重なるものは稅務司を關長とし、小なるものは副稅務司又は以下の吏員を關長に任して居る、今現在四十七箇所で、新海關の分布は南北二千哩、東西一千哩の擴大なる盤面に亘つてるのである。

所在地名	同省名	開設年月	開港に關する條約調印の年	開港地人口
愛琿	黑龍江	一、九〇九	一、九〇五(日本)	九、〇〇〇
三姓	吉林	一、九一〇	一、九〇五(日本)	九、五〇〇
滿洲里	黑龍江	一、九〇七	一、九〇五(日本)	五、〇〇〇
哈爾賓	吉林	一、九〇七	一、九〇五(日本)	三〇、〇〇〇
綏芬河	吉林	一、九〇八	一、八九五(日本)	二、〇〇〇
琿春	吉林	一、九〇九	一、九一〇(日本)	二〇、〇〇〇
龍井村	吉林	一、九一〇	一、九〇五(日本)	
安東	盛京	一、九〇七	一、九〇三(米國)	一四三、〇〇〇
大東溝	盛京	一、九〇七	一、九〇三(日本)	三、〇〇〇
大連	(盛京)關東州	一、九〇七	一、九〇七(日本)	一七〇、〇〇〇
營口	盛京	一、八六四	一、八五八(英)	六四、〇〇〇
秦王島	直隸	一、九〇二	一、八九八(自國)	五、〇〇〇
天津	直隸	一、八六一	一、八六〇(英)	八〇〇、〇〇〇
龍口		一、九一五		三、九〇〇
芝罘		一、八六三	一、八五八(英)	五四、〇〇〇
青島		一、八九九	一、八九九(獨)	五三、〇〇〇

重慶		一、八九〇	一、八九〇(英)	四九五、〇〇〇
萬縣		一、九一七		八〇、〇〇〇
宜昌	湖北	一、八七七	一、八七六(英)	五五、〇〇〇
沙市	湖北	一、八九六	一、八九五(日本)	一〇五、〇〇〇
長沙	湖南	一、九〇四	一、九〇三(日本)	五三五、八〇〇
岳州	湖南	一、八九八	一、八九八(自國)	四、五〇〇
漢口	湖北	一、八六二	一、八五八(英)	一、四五九、五〇〇
九江	江西	一、八六一	一、八五八(英)	三六、〇〇〇
蕪湖	安徽	一、八七七	一、八七六(英)	九九、九〇〇
南京	江蘇	一、八九九	一、八九七(英)	三九二、一〇〇
鎮江	江蘇	一、八六一	一、八六一(英)	一〇一、九〇〇
上海	江蘇	一、八五四	一、八四二(英)	一、〇〇〇、〇〇〇
蘇州	江蘇	一、八九六	一、八九五(日本)	五〇〇、〇〇〇
杭州	浙江	一、八九六	一、八九五(日本)	六八九、二〇〇
寧波	浙江	一、八六一	一、八四二(英)	六七四、〇〇〇
溫州	浙江	一、八七七	一、八五八(英)	二一〇、三〇〇
三都澳	福建	一、八九九	一、八九八(自國)	八、〇〇〇
福州	福建	一、八六一	一、八四二(英)	六二四、〇〇〇

厦門	福建	一、八六二	一、八四二(英)	一一四、〇〇〇
汕頭	廣東	一、八六〇	一、八五八(英)	八五、〇〇〇
廣東	廣東	一、八五九	一、八四二(英)	九〇〇、〇〇〇
江門	廣東	一、九〇四	一、九〇二(英)	七五、〇〇〇
三水	廣東	一、八九七	一、八九七(英)	六、〇〇〇
瓊州	廣東	一、八七六	一、八五八(英)	五九、三〇〇
北海	廣東	一、八七七	一、八七六(英)	二〇、〇〇〇
梧州	廣西	一、八九七	一、八九七(英)	四〇、〇〇〇
南寧	廣西	一、九〇七	一、八九七(英)	五〇、〇〇〇
龍州	廣西	一、八八九	一、八八六(佛)	一三、〇〇〇
蒙自	雲南	一、八八九	一、八八六(佛)	一〇、〇〇〇
思茅	雲南	一、八九六	一、八九五(佛)	二〇、〇〇〇
騰越	雲南	一、九〇〇	一、八九七(英)	一〇、〇〇〇

滿州に於ける大連關及安東關に對しては、日本との間に特殊の協定がされてある、今其の全文を擧ぐれば、

第二款　滿州大連關及安東關に對する特殊協定（一九〇七年 明治四十年）

一、大連海關設置竝內汽船航行に關する協定

大連海關設置竝內汽船航行に關する協定

帝國政府は大連に淸國海關設置することゝ同意し、淸國駐劄特命全權公使林權助と、同國總稅務司サーロバートハートとの間に左の協約を締結せしめ、同海關は來る七月一日より開關するに決定せり。

日本國及淸國政府は大連に淸國海關を設置する事を協定したるを以て、下名は各本國政府より相當の委任を受け、玆に同海關の一般指導の爲豫備及暫定の處置として、本書に添附する左記の文書に開陳せる細項取極を承認することを約す。

（甲） 大連海關設置に關する協定

（乙） 內水汽船航行に關する協定

本取極は一期間試に之を實施したる上、明春に至り更に善く土地の狀況及必要に應せしむる爲め再考を加へ、玆に承認する文書に代ふるに修正取極及命令を以てすへきことを約す、該修正取極は日本國公使と總稅務司とに於て之を作成し、命令は租借地の日本國官憲に於て大連海關長と協議し之を作成すへきものとす、又日本國官憲は租借地より淸國への密輸入を防遏する

處置を採り、且清國官憲が清國より租借地に密輸入を防く爲に採る所の處置に就き之を援助すへく、又大連の鐵道終點及境界地停車場(瓦房店又は其他)に於ける鐵道運輸を處理する爲め手相當續を定め、並海關の徵稅の爲假規則を設くへきものとす。

一九〇七年五月三十日北京に於て署名調印す

日本國特命全權公使　林　權　助

清國總稅務司　サーロバートハート

（甲）大連海關設置に關する協定

一、大連海關長は日本の國籍を有する者たるへし、該海關長新任の場合には總務司は在北京日本國公使館と協商を遂くへし

二、大連海關の職員は通則として日本の國籍を有するものたるへし、但し俄に缺員を生するか、若は臨時必要ある場合には假に他の國籍に屬する職員を大連に派遣する事を得

三、大連海關長の更迭は據め總稅務司より關東都督に通告すへし

四、大連海關と日本國官憲及日本國商人との往復は總て日本文を以てすへし、但し大連に來住する他の國籍所屬の商人は英文若は清國文を以て通信するも妨けなし

五、海路大連に輸入する商品には、輸入税を課せす、日本國租借地境界を越え清國内地に至る各種の商品及産物は海關に於て現行約に從ひ輸入税を課すへし、日本國官憲は海關の許可證又は通關證を有せさる商品の日本國租借地境界通過を防遏するに就き、成るへく援助を與ふる爲適當の處置を接るへきことを承諾す

六、清國内地より日本國租借地に來りたる清國商品及産物にして、大連より他所に船積せらるゝ時は、現行條約に依り輸出税を納むへし、日本國租借地の産物及該産物より製造せる商品、若は海路同租借地へ輸入せる産物及該産物より製造せる商品(註英文には『若は海路同租借地へ輸入せる 商品、』とあり)輸出税を納むるを要せす、日本國租借地に於て清國内地より來る原料を以て製造したる物品に對して納むへき税は、膠州灣に於ける獨逸國租借地に於て同一事情の物品に對し現に納むるものと同一たるへし

七、清國の條約港より大連へ來る清國商品、若は産物は日本租借地内に在る限り、納税を要せすと雖も右商品若くは産物にして日本國租借地境界を越え清國内地に入る場合には、現行條約に從ひ納税すへし

八、大連より船積せられ隨て輸出税を納めたる清國商品には領收證を下附し、清國條約港に於

て陸揚の際、右領收證を差出し、現行條約に從ひ沿岸貿易稅を納むへし

九、日本國及其他清國以外の商品にして清國の條約港より大連へ船積せらるゝ場合には、該條約港に於て納めたる輸入稅は條約の規定に從ひ拂戾を受くへし、右商品は大連に輸入せらるゝも日本國租借地の境界を越え清國內地に入らさる限り、何等の納稅を要せす、又右商品にして大連より清國以外の地に再輸出せらるゝ時は輸出稅を納むるを要せす

十、清國の商品又は產物にして清國條約港より大連に船積せられ、同所より更に清國以外の場所へ船積せらるゝに際して右條約港に於ける輸出稅納入濟の證據書類を提出する時は、輸出稅を納むるを要せす

十一、大連海關は噸稅燈臺及港稅の徵收者は管理に干與せさるものとす

十二、清國條約港に於ける現行關稅率は大連海關に於ても均しく之を適用すへし

十三、日本政府は大連に於て該海關の爲其事務所及職員宿舍建築用に供する充分の地所(適當の庭園廐並に僕舍用共)を備へ置くへきに同意す、右地所貸渡若は貸渡しの金額は同地に於て雙方合意を以て定むへきものとす

十四、稅關長及職員は陪審人若は陪席判事たり、又は其他何等體役に從事するの責任なきもの

とす

十五、前記大連海關は又大連より清國内地に輸入する商品に對し通過免狀の發給を專掌し、且同海關は清國の條約港に於て所謂清國海關道に屬する一切の職務權利又は資格を有するものとす

十六、第十五條に記載の通過免狀に對しては現行條約に依る稅率即ち輸出稅若は輸入稅の半額を大連海關に於て徵收すへし

十七、海關規則に對し商人の行ひたる詐僞又は犯則の場合に於ける處分手續は今後別約を以て之を定むへしと雖も大體の主義に於て總て司法上の手續は日本國法衙に屬すへきものとす

十八、日本租借地に於ける商業の發達に伴ひ現に豫知すへからさる必要の生することあるへきを慮り、本協定は暫定に屬するものとし當事者雙方は本協定實行上に生することあるへき不便を除くか爲必要上ある每に速かに修正を提議すへきことを約す

(乙) 内水汽船航行に關する協定

一、清國海關は正式に大連に於て其職務を執行することを認可せられたるを以て内水航行免狀

を發給することを得內水航行免許を受けたる汽船は、一般に一八九八年七月並同年九月の規則及一九〇三年十月の追加規則に依るへきものなりて雖も、尙特に左記の規定に遵すへきものとす

二、內水を往復せんとする汽船は內外國何れに屬するを問はす、其船籍證書を海關に寄託し、願書を出して引換に內水航行免狀を受くへし、該免狀は一ヶ年間效力を有するものにして其初度發給し手數料を十兩とし爾後年々書換の都度二兩を納め、噸稅は四ヶ月每に納入すへきものとす

三、右免狀を得たる汽船は規定に從ひ大連より內地の一ヶ所若は數ヶ所に往復することを得、是等の汽船は地方の海關若は收稅所に成規の報告を爲し、地方の關稅及諸稅を納むる時は總て航行中に通過する認可貿易場に於て積荷若は乘客を陸揚し、又は搭載することを、得但し特別の許可なくして專ら內地の各所間のみを往復することを得ず內地航行中他の條約港に寄港するときは成規に從ひ同地海關に報告し、一般及同地の港則は總て之を遵守すへきものとす

四、免許を得たる汽船は大連發著の都度大連海關に出港手續又は入港の報告を爲し出入積荷目錄を交付し寄港したる場所又は寄港すへき場所を報告し、規定の關稅を納むへきものとす、阿片及禁制品は之を輸入し又は輸出すへからず若し之を輸入し又は輸出したる時は該物品を沒

收し並該汽船に對し五百弗の罰金を課す再犯するものは、水航行免狀及其特權を撤消すへし

五、日本國官憲は大連海關を援助し密輸入殊に阿片及禁制品の密輸入を禁止すへし

六、大連及內地諸港間に於ける淸國閉囊郵便物遞送は無料たるへし、日本國租借地以外に於ける淸國郵便局發著の淸國閉囊郵便局にして同租借地を經由するものゝ遞送に關しては郵政廳に於て適當の方法を協定すへし

七、內水汽船航行に關する協定は日本國租借地以外の內水に往復する汽船に限り適用せらるへきものとす

二、安東經由鐵道貨物の減稅特典に關する取極(一九一三年調印實施)

第一條　滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及新義州以遠よりの各地より鐵道に依り滿洲に仕向けらるゝ有稅貨物に對しては、各海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅を課す。

第二條　新義州より更に鴨綠江水路に依り、他に輸送せんか爲鐵道に依り滿洲より輸出せられ、又該水路により新義州に到着して、更に鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ貨物は、前記減稅の特典を受くることを得す、從て滿洲より鐵道により新義州に輸出せらるゝ一切の有稅貨物に

は、關稅金額を課するも左記の貨物に限り其三分の一の拂戻すものとす。
（イ）新義州に於て地方的に消費に供せらるゝもの。
（ロ）滿洲輸出の日より二年以内に更に鐵道により新義州以遠に輸送せらるゝもの。

前記（イ）貨物に關しては新義州稅關發給の輸入免狀（輸入稅支拂濟を證せるもの）（ロ）の貨物に關しては安東稅關をして原輸出貨物たるゝことを識別せしめ得るに必要なる細目を記載せる新義州稅關發給の運送免狀を以て、當該貨物か關稅三分の一拂戻を受くるに必要なる條件を具備するの證憑と認むへし。

本條第一項に記載するものを除く外、新義州より鐵道に依り滿洲に輸入せらるゝ有稅貨物は、船便により到着したるものにあらさることを明記せる新義州稅關發給の輸出免狀又は運送免狀を添附するに於ては海關稅率三分の二輸入稅を課せらるべし。

朝鮮稅關手續に何等變更ありたる場合には、本條記載の貨物に關する支那海關手續も亦改正を要することあるへし。

第三條　三分の一減稅の特典を受けて滿洲の內地に仕向けらるゝ貨物に對し、抵代稅は海關稅率の三分の一即既納三分の二輸入稅の半額とす。

第四條　三分の一減稅の特典を受けて安東に輸入せられ次て鐵道により滿洲以外の條約港若は支那本部各省の內地に仕向けられ、又は海路滿洲若は支那本部に仕向けらるゝ貨物は、支那海關に右既減額を納入するに非らざれば、條約の規定に基き外國輸入品に適用せらるべき普通の稅關取扱を受くることを得ざるものとす。

第五條　申告者は英文及支那文の申告書の外左の事項を記載せる鐵道運送狀の副狀を提出することを要す、出荷者の氏名及成るべくは荷受主の氏名、發荷地（停車場名）、仕向地（停車場名）品名、容量、重量、包裝、符號、記號、番號等なるべくは其價格竝鐵道係員の署名。

第六條　朝鮮稅關及支那海關は各其の所屬國の收入を害すべき詐僞行爲を防過する爲め其助するの主義を承認す。

第三款　新海關の管掌事務及組織

新海關の管掌事務は左の如くてある。

一、外國輸出入品の課稅

一、西洋型船舶による沿岸貿易稅

一、船舶噸稅

一、通過稅（子口半稅又は抵代稅）及鴉片に關する釐金

一、戻稅に關する事項特殊の稅（碼頭稅及黃浦江保修稅の如き）

一、其他手數料の徵收、保稅倉庫、一般倉庫及稅關附屬倉庫に關する事項

一、船舶及貨物の檢査取締、稅關規定其他の反則者の處分に關する事項

一、港灣水路、航路標識、沿岸燈臺、海關員養成、統計に關する事項

其他上海にては水上警察の事務をも取扱ふ

組織

右列記した事務を左の三大部門より組織したる各部にて管掌する。

一、徵稅部 (Revenue Department)

二、海務部 (Marine Department)

三、敎育部 (Educational Department)

右之中稅關組織の本質とも見るへきは、只徵稅部で他は之に附隨したものに過きない故に、新海關と謂ふ意は徵稅部を指すものと見て好い。

一、徵稅部は（一）內班　（二）外班　（三）海班の三つに分つ

一、內班

總稅務司、副稅務司、稅關長、副稅關長

幇辦(一、二、三、四等)備書記等の外雜員、以上外人、外に支那書記及雇員

二、外班

總巡―首席總巡、一、二、三等總巡

檢査官、檢査官補、檢査官試補、監視等外の雜員以上外人、外に支那檢査官補、其他雜役

三、海班

船長、運轉士、機關士、砲術士、以上外人、支那雇員、小蒸汽、其他の運轉手、機關手

二、海務部

機械局員

港務局―沿岸部長、副沿岸部長、港務長、副港務長、水上警視、燈臺局員、以上外人、外に支那檢査官補、其他雜役

第四款　新海關の分課及其職掌

各地事務繁閑によりて一樣でない、最も組織的である上海海關の例を取れば分課を大別して。

海班房　主に船舶出入に對し港則を實施し、其他一般港務を掌る。
外班房　貨物の檢査並に税關、警察、港灣、水路の事務を掌る。
內班房　普通に公事房と稱へて左の課に分る。

一、大笶招　公事房全般を總括する處て主席幇辦か事務を處理し、各分課に於て事務上の事故發生する時は、凡て此課にて處決する、若し此課て判決されない時は副税務司へ或は税務司へ尙決せさる時は北京の總税務司に上申して解決する規定になつてる
二、追々貨處　輸入申告書、輸入明細書、入港船舶申告書及轉送申告書等を受付くる所で外洋追々處は外國諸港よりの輸入貨物に關する事務、普通追々處は內國各開港場よりの輸入貨物に關する事務を處理するのてある
三、結關處　船舶の出港に關する事務を取扱ふ
四、領存票處　戻税支拂に關する事務を掌る
五、派司處「パス」(關税納仕簿證)に關する事務を取扱ふ
六、碼頭捐抬　碼頭税に關する事務を取扱ふ
七、管驗單處　此課は最も重要なる一課で、申告書に依り其輸出入貨物の檢査を爲すへ

きや否やを定め、稅率を適用して稅額を定め、又船舶に對する噸稅證書を交付する事務を掌る

八、管內地單處　開港地、不開港地間の通過貨物に關する事務を掌る

九、出口貨處　輸出に關する事務を掌り輸出申告、再輸出申告を受理し、輸出免狀を交付する處

十、管洋藥暨關棧處　鴉片の輸入及再輸出に關する事務、並に保管貨物に關する事務を取扱ふ

十一、發存票處　戾稅證書の發行に關する事務を掌る

十二、錯單處　各種申告書の不完全なるものは、勿論關の內外に於ける誤謬失錯を指示訂正する處である、而して諸會社及商店の登記事項稅金納付の督促、延滯課金又は各課積殘り貨物に關する事務を取扱ふ

猶此外に海關總署造冊處なるものあつて統計に關する事務を取扱ひ又コースト、インスペクター、オツフエス（Coast Inspector Office）は沿海の燈臺、港灣、水路に關する事務を取扱ふ。

第五款　新海關の徵收する諸稅金

支那海關の徵收する稅金種目。

一、噸稅　二、輸入稅　三、輸出稅　四、沿岸貿易稅　五、通過稅（子口半稅又は抵代稅）

六、鴉片釐金稅　七、特殊の稅（即ち上海稅關にて課する碼頭稅、黃浦江保修稅の如きもの）

第一項　噸　稅（Tonnage Dues）

船舶入港の際は入港後四十八時間内に其登簿噸數に應して噸稅を納付すへきものである。

百五十噸及以下　一噸に付　一錢（一兩の十分の一）海關兩

百五十噸以上　同　四錢（一兩の十分の四）海關兩

（噸以下の端數は四捨五入の法て計算す）

新に噸稅を支拂ふには、領事館より得たる領事館報告を稅關噸係に提出し、噸稅納付書を得之に記載した金額を稅關銀行に支拂ひ、領收書を得た後係員に之を呈出する時は、噸稅證書を交付せらる、此證書は船舶出港手續結了の日より起算し、滿四ヶ月間有効なる故、支那何れの開港場に致るも其期間内は別に噸稅を支拂ふ事を要しない故に四ヶ月以内に既に他の開港稅關に噸稅を支拂ひたる噸稅證書かあれは更に支拂に及はさる事は勿論てある。

又左の場合は全く噸税を要しない。

一、入港の時より四十八時間以内に底荷(Ballast)の儘出港する時

二、海難の爲め入港した旨領事より報告あつて且貨物の積卸を爲さゝる時

三、各國政府の御用船舶たる資格にて入港した時

四、遊覽船、水先案內船、軍艦等に課税しない事は勿論である

五、二十未滿の旅客又は手荷物、糧食等の無税品のみを運送する船舶には噸税を課しない、荷船も同樣である

噸税證書の有効期限は前述の通り四ヶ月なるか左の場合には更に有効期限を延長せらるもの。

一、支那開港場に於て、汽船の修理を爲したる時は、其修理の爲め費したる日數

二、帆船修理の場合には十四日を超過した日數の半數

修理の爲に二十六日を要したとせは其より十四を差引いた十二日の半數六日即二十日となる計算である。

三、一時各國政府の御用船となりたる時は其被傭日數

等である。噸税の脱税を計つたものは税額の二倍に相當する罰金を課し、又脱税を企たるものも同様の罰金に處せらるゝ。

第二項　輸入税

支那では凡て有税品の輸入に對しては、原則として從價五分を標準とする協定税率による輸入税を課す事になつてゐる。

輸入税　本税は初め一八四二年南京條約第十條に於て從價五分を標準として課す事を約した、然るに一八五八年六月英清天津條約締結の際、同條約第二十六條、第二十七條に於て從前の税則を改正すべき事を規定せる結果、同年十一月八日税率調査委員會に於て「新定税則」を發布した。該新税則は、又凡て從價五分を標準として定められたが、猶之による時は無税品の範圍が頗る多くなり且有税品も其後銀價下落、原價騰貴の爲め輸入品は自然其價格が高くなり、從つて其税率は事實上平均四分強の低税率となつた爲、一九〇一年(光緒二十七年)十一月十日より北清事變最終議定書第六條に基て現實の五分税に引上ぐると同時に米、雜穀、麥粉、地金銀、貨幣等を除くの外總て有税品となし、其賦課法は一八九七、八、九の三ヶ年間の各商品陸揚當時の平均價格、換言すれば市價より輸入税及雜費を控除したものを基礎として、成るべく速に從量税

に改定さるへきものと約定したのてある、而して支那は上海を從量稅協定の場所と定め各國も之に同意し、一九〇二年關係各國の議員會合の上關稅率換算の事に當り我國よりは日置、小田切、山岡の諸氏か此協定に加はつて居る、其結果淸國委員と日、英、米、獨、白、西、墺、蘭の委員との間に現今用ひられてる改正輸入稅率なるものを協定調印された、其は一九〇二年八月二十九日てあつた、是も大部分は從價五分を標準としたもので、從量稅法に從ひ從價稅法によつたものは貨物細目二百四十種に過きない、該改正輸入稅率中には後、露、佛、伊の三國が特に支那と稅率換算の協定をなしたる結果多少變更されたものもある。

第三項　輸出稅

輸出稅は各國多く之を廢してるか支那ては今日に於ても猶一般に有稅品の輸出に對し從價五分を標準とする稅率によりて課してる。

現今の稅率は天津條約締結に際し、南京條約當時のものを改正した新定稅則を適用してる、是によれは所定の貨物百數十種に過きない、又規定のなきものは輸入稅率により猶之に規定なけれは從價五分を課すのてあるか、之も主として從量稅法により夫々從價稅法によるものは僅々二十種を超えない。

第四項　沿岸貿易稅

土産貨物に賦する課稅

沿岸貿易稅は國內關稅の一種て內地の一港より他の一港に西洋型船舶を以て輸送する內國產貨物に對してのみ其輸入地に於て課する所の輸出稅の附加稅を云ふのてある、（ジャンクは舊關の管掌）是は一八六一年十一月に制定された沿岸貿易規則の定むる所て、其稅率は通過稅と等しく有稅品に對しては輸出稅の二分の一、無稅品に對しては從價二分半てある、玆に注意すへき事は支那內地の貨物て海關を經て沿岸の或一港に輸出さるゝ場合は外國に輸出さるゝ場合と同一視せらるゝ事て、之等の貨物は普通の輸出稅と其外に到着地て更に沿岸貿易稅として輸出稅の半稅を徵せられるのてある。

嘗て沿岸貿易稅は輸出港て輸出稅と同時に徵收したか一八九九年より改正して前記の如く仕向地て徵收する事となり、金額の割出方は輸出稅を標準としてあるて其形式は輸入稅の如くなつて居るのてある。

第五項　通過稅（子口半稅、抵代稅）

抵代稅

通過稅は子口半稅とも稱へ、日淸通商條約に於ける抵代稅は即ち之てある、原と之れ舊關稅、釐金稅、其他雜徵に代はるの稅を意味するのてある、元來支那內地の各所には舊關及釐金局な

るものあつて貨物の輸出入には新關の外、此等舊關、釐局にて其都度税章雑徴を抽課せられ頗雑且不便たりし故に、英國率先して此不利益を排除せん爲め、一八五八年天津條約の締結に際し、其第二十八條及同月制定の通商規定第七條に規定して爾來有税品に對しては輸出入こても從價從量を問はず本税の二分の一、無税品に對しては從價二分半に相當する税金を內地貨物は途上通過の最初の釐金局に、外洋貨物なる時は開港場に於て支拂ふ時は他の內地各税局即ち舊關は勿論諸所の釐金局に於ても何等納税の義務なき事こしたのである、是か抵代税こ云ひ、又は通過税こ稱へらる所以て支那人の子口半税こ云ふのは半税なるか故てある、而して新訂日清通商條約第十一條、第十二條は一層は此の意義を明瞭にして居る、但し鴉片には例外てある。

抵代税を拂ふ事によりて其他一切の通過税を免る

日清通商條約第十一條

日本國臣民にして輸入物品を清國內地の市に運搬せんこ欲するものは、其物品の有税品なる時は輸入税の二分の一、無税品なる時は從價の二分半に當る抵代税を拂ひ、以て其物品に對する一切の通過税の免除を受くる事其勝手たるへし、而して右抵代税を拂ひたる時は該物品に對し一切の內地税を免除する爲め證書を發付すへきものこす、但し本條は輸入鴉片には適用せる事こ知るへし。

同第十二條

清國に在る日本臣民か清國開港地外の地に於て買入れたる一切の清國生産物及物品にして輸出せられんとするものは前條に記載したる税率に依り、輸入税の代りに輸出税を基礎として算出したる抵代税を拂ひたる上其輸出に際し單に輸出税を拂ふ外は清國各地に於て各種の税金賦課金、手數料、釐金等を免せらるへし、但し右は前記の生産物及物品にして通過税支拂の日より十二ヶ月の期限内に現に外國に輸出せられたる場合に限る。

日本國民か清國の開港地に於て買入たる一切の清國生産物及物品にして海外輸出を禁せられさるものは輸出の際單に輸出税を納むる外は一切の地税賦課金、手數料、釐金等を免除せらるへし但し、日本國臣民か清國各地に於て輸出の爲め買ひ入れたる一切の物品も亦現行章程に從ひ各港間に運搬する事を得るものとす。

落地税

而して其輸入の際納むるもの進口通過税、輸出の際のものは出口通過と云ふのである、斯く子口半税を納付する時は輸出入貨物に對する一切の內地税を免るゝ事を得るか少くても外國よりの輸入品は條約の規定により前述の如く五分の輸入税と二分五厘の通過税、即ち合計七分五厘を支拂へは支那の如何なる處にても其上課税さるゝ事なく運送せられ消費せられ得る筈なる

支那人か可酷なる課税の誅求に甘んする理由

に別に「落地稅」の如き新稅（條約には一切の通過稅を免除する旨明示あるに拘はらす落地稅は消費稅の一種なれは條約に背かすとの曲解を以て）を濫賦して自國商民に課し、益々誅求を逞ふするに至つたとの事である。加ふるに內地貿易の現狀は殆と支那商人か掌り外人も一度貨物を賣渡せは以後支那人の蒙る迫害等に關して、自ら冷淡となり又之等支那商人も强て抗爭もなさす其儘納稅して居る。

尤も釐金を納付する時は貨物の通過も速かて阻滯なきも通過稅制度を利用する時は、各稅局は名を檢査に托して故意に時日を遷延する爲め、却て意外の損失を招く事かある、又不利益なる條件多い故寧ろ誅求に甘んするを得策なる場合多いとの事である。

第六項　鴉片釐金稅

鴉片釐金稅は一八八五年に調印された芝罘條約附加條項第二項の規定に依るもので、毎担八十兩を新關にて取立てるものである。

第七項　特種稅

稅關にて以上の本稅を徵收する上に特に其土地の狀況又は其他の事情より、特種の追加稅を課する事かあり左の如きは其一例である。

一、碼頭稅即ち棧橋稅又は市工部稅

上海て一般輸出入貨物に對し、本稅の外に是の碼頭稅を課すのてある。此の收入は共同租界地工部局に之を收納し、碼頭其他の改築費用に充當され此の稅率は一般的に有稅貨物は其本稅の二分、無稅貨物は價格の千分の一を其他特種の貨物に對して別に定むる稅率を課してある。

一、黃浦江保修稅

吳淞より上海に溯る水路即ち黃浦港の改修費に充つる爲め、一九一二年より上海へ輸入する一般貨物に對し課するもので、其稅率は輸入有稅貨物に對しては本稅の三分又無稅品に對しては價格の千分の一、五を課する。

第二節　支那舊關

舊關の稱呼は新關設置以來區別上生じたもの

舊關とは支那固有の稅關て普通稅關、新關と稱するに對し此名稱かある中央政府の直轄に屬するもので舊關稅は國庫の一稅源てある。稅關制度なるものゝ起源に付ては種々說をなすものあるか舊關なる呼稱は一八四二年南京條約の結果新關の設置したるに初まり單に新との區別上其名稱を生ずるに至つたのてある、其徵收する稅金は一種の通過稅て只一般に前述の通過稅とは多少性質を異にし、現今に於ては內國貨並に支那民船ジャンク及之に依る貨物に對し徵稅す

るもので、其税率たるや一般に公示せさる故に之を輕重加減すれは一に關吏の手中にあるのてある。本税は分ちて正税定額及應徵盈餘と爲して居る。正税定額とは中央政府に於て豫め一年の收入金額を定めて各關に令し之を中央政府に納めしむるものである、然も中央政府は時に國帑の不足を生する爲め海關に對し定額以外の增徵を爲すこともある、又應徵盈餘とは各關の經費正税定額補缺及臨時の增徵に備ふる爲め徵收する税金なるを以て自然一定の率はない、然して各關と中央政府の關係も亦支那一流の請負て其不足額に對しては、主任者絕對に責任賠償を爲す事となり居る爲め、一方之に伴ふ弊害は少くない、商民の爲めにも甚しき惡制度てある。

正税定額
應徵盈餘

昔日の舊關の弊害は右の如きも、今は舊關にして新關監督の下にあるもの多く天津、牛莊、上海、厦門、寧波の如きは全く新關税務司の管理する處て其税則は多く戶部税則を用ひ、或は新關税則及戶部税則折衷のものを用ひてる處もあるか、要するに一度外人の管理に移れは其支は一に北京總税務司の指揮命令を遵守せねはならぬ、故に決して從來の如く曖昧なる事が出來ぬ、殊に開港場に於ける舊關は勿論其を中心として五〇支里以内にある舊關は悉く新關税務司の監督を受くるものなるか故に今後舊關の改革さるゝに至らは其收入を增加する事は尤も明なる事てある。

附錄

大連重要品物價表（卸値段）（大正九年十二月ニ於ケル朝鮮銀行調査部調）

生産品ノ部

品目	單位	價格
大豆 黄	百斤	銀 三・五八円
大豆 青	同	〃 三・二〇
大豆 白眉	同	〃 三・七〇
小豆 紅	同	〃 三・七〇
小豆 白	同	〃 三・六〇
豆粕	一枚	〃 一・四〇
豆油	百斤	〃 八・三〇
高粱	同	〃 二・八〇
粟	同	〃 四・三〇
包米	同	〃 二・九〇

輸入品ノ部

品名	單位	價格
精米（仁川）上	一石	金 三五・〇〇円
精米（仁川）中	同	〃 三二・〇〇
精米（仁川）下	同	〃 三〇・〇〇
綿絲 扇面九六手㊛	一梱	〃 二二〇・〇〇
綿絲 麒麟十六手㊅	同	〃 —
粗布（龍C）	一反	〃 七・八〇
生金巾（軍人）	同	〃 一三・二〇
大尺布（品A）	同	〃 三・二〇
綾木綿（鷺鳥）	同	〃 七・六〇
綿（繰綿）	一擔	—

大麻子	同	〃	三・四〇
小麻子	同	〃	三・〇〇
大麥	同		
小麥	同	〃	四・七〇
小麥粉（紅龍二等粉）	一袋	金	三・三〇
鹽	一俵（八十斤）	〃	二・四〇
木材（北滿紅松柚角）	尺〆	〃	一七・五〇
木材（鴨綠江紅松柚角）	同	〃	一五・〇〇
牛皮　大皮	百斤	〃	五八・〇〇
牛皮　中皮	同	〃	五二・〇〇
牛皮　小皮	同	〃	五三・〇〇
石炭　撫順塊炭	一噸	〃	二二・七〇
石炭　同切込	同	〃	一九・二〇
石炭　同粉	同	〃	一七・二〇
麻袋（青）	百枚	金	三[illegible]・〇〇
麻袋（鐵）	同	〃	二八・〇〇
麥粉（[illegible]麟二等粉）	一袋	銀	二・九〇
精糖　J四温二五	百斤	金	二三・七〇
精糖　SH三温八五	同	〃	二一・七〇
石油　美孚印	一函	銀	六・六〇
石油　亞細亞印	同	〃	六・二〇
燐寸（月琴一度摺（小））	一噸	金	四〇・〇〇
醬油（龜甲萬）	一樽	〃	二八・〇〇
清酒　白鶴	同	〃	六〇・〇〇
清酒　金露	同	〃	五三・〇〇
亞鉛引浪板（三十番七尺）	一枚	〃	二・二[illegible]
洋釘	一擔	〃	一七・〇〇
洋紙　連史紙仙鶴	一俵	〃	三三・〇〇
洋紙　ザラ紙百合	一連	〃	八・七〇

管內各地小賣物價調査表

（大正九年十二月十五日現在）

關東廳民政部殖產課

品目類別	白米 仁川特等研米	白米 仁川一等	白米 鎭南浦特等研米	白米 鎭南浦一等	白米 日本產糯米	麥 日本押麥	麥 同挽割麥	大豆 北海道	大豆 滿洲	小豆 北海道	小豆 滿洲	高粱、粟 滿洲	高粱、粟 同	（上海福壽
單位	三斗入一叺	同	同	同	同	一升	同	一斤	同	一升	同	一斤	同	百匁
旅順	円 三・五〇〇	三・二〇〇	三・三五〇	三・一〇〇	四・七〇〇	二五〇	二七〇	—	〇六〇	四〇〇	二六〇	〇五〇	〇六〇	〇六五
大連	円 三・八六〇	三・四〇〇	三・七三三	三・三三三	四・七〇〇	二八〇	二八〇	二〇〇	〇六〇	四五〇	二五〇	〇七〇	〇八〇	—
金州	円 —	三・二〇〇	—	—	四・五〇〇	二六〇	—	—	〇六〇	四七〇	二〇〇	〇六〇	〇七〇	〇八〇
普蘭店	円 四・〇〇〇	三・九〇〇	—	—	五・三〇〇	三二〇	三一〇	—	〇六〇	—	三〇〇	一〇〇	三〇〇	—
貔子窩	円 —	四・〇〇〇	—	四・〇〇〇	六・〇〇〇	—	—	一一五	〇四〇	五五〇	三三〇	〇四〇	〇七〇	〇六五
營口	円 四・二〇〇	三・八〇〇	—	—	五・五〇〇	三七〇	—	—	〇三〇	五五〇	三三〇	〇三〇	〇五〇	—
遼陽	円 四・〇〇〇	二・九〇〇	—	—	五・五〇〇	三二〇	三三〇	—	二八〇	五五〇	三〇〇	〇七〇	〇八〇	—
奉天	円 三・六〇〇	三・五〇〇	三・四〇〇	三・〇〇〇	四・〇〇〇	四〇〇	四〇〇	一〇〇	〇八〇	五〇〇	四〇〇	〇八〇	[illegible]	[illegible]
鐵嶺	円 三・三〇〇	三・〇〇〇	二・八〇〇	二・六〇〇	四・五〇〇	三〇〇	[illegible]	—	〇八〇	六五〇	三五〇	〇四〇	[illegible]	—
長春	円 四・三三〇	四・〇〇〇	三・六六〇	三・五〇〇	五・二〇〇	二七〇	三三〇	—	〇六〇	七二〇	三三〇	〇八〇	[illegible]	—
安東	円 —	—	池 二、七〇〇	池 二、六〇〇	—	三三〇	三八〇	—	〇五〇	—	三二〇	〇五〇	〇六五	一〇〇
本溪湖	円 二・九〇〇	二・八〇〇	—	—	三・九〇〇	三五〇	—	—	〇八〇	四五〇	四〇〇	〇七〇	一〇〇	—
撫順	円 —	—	—	—	五・〇〇〇	—	—	—	一三〇	—	三〇〇	—	—	—
大石橋	円 —	—	—	—	—	—	—	—	〇八〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
瓦房店	円 —	—	—	—	—	三八〇	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鞍山	円 三・〇〇〇	三・五〇〇	三・〇〇〇	二・五〇〇	五・〇〇〇	三五〇	三八〇	一〇〇	〇五〇	五五〇	五〇〇	[illegible]	〇五〇	[illegible]
開原	円 —	—	—	—	六・五〇〇	[illegible]	三五〇	六〇〇	〇六〇	六〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
公主嶺	円 —	四・〇〇〇	—	—	七・〇〇〇	三〇〇	三五〇	—	〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四平街	円 —	三・三〇〇	—	四・八〇〇	三〇〇	三〇〇	—	[illegible]	—	六〇〇	[illegible]	〇四〇	[illegible]	—

品目類別		單位	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	營口	遼陽	奉天	鐵嶺	長春	安東	本溪湖	海城	大石橋	瓦房店	鞍山	開原	公主嶺	四平街
小麥粉	同 三馬	同	—	—	—	—	〇六五	—	—	一〇〇	—	—	—	—	—	—	一二〇	一〇〇	—	—	—
	同 [illegible]丹	同	—	—	—	—	〇六五	—	—	一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	一〇〇	—	一二〇	—
	滿洲地球	同	—	—	〇八〇	—	〇六五	〇七〇	〇八〇	一〇〇	〇八〇	—	一〇〇	一〇〇	一二〇	一二〇	—	〇九〇	—	—	—
	同 象	同	〇六〇	—	—	—	〇六五	〇七〇	〇八〇	一〇〇	〇八〇	—	一〇〇	—	—	—	—	〇九〇	一二〇	—	〇八〇
砂糖	B印氷砂糖	一斤	—	三五〇	四〇〇	[illegible]	四六〇	四〇〇	五五〇	三五〇	四〇〇	四五〇	四〇〇	—	—	四二〇	四八〇	六〇〇	四〇〇	—	—
	三温八五	同	三〇〇	三〇〇	三〇〇	[illegible]	三〇〇	—	三四〇	三五〇	三五〇	—	三二〇	二八〇	三九〇	二八〇	—	三五〇	二五〇	[illegible]	[illegible]
	四温二五	同	二八〇	二九〇	三〇〇	三二〇	三六〇	—	三五〇	二九〇	三六〇	三七〇	三二〇	—	四〇〇	二九〇	四〇〇	二六〇	二九〇	二八〇	三五〇
味噌	上白	百匁	〇九五	一三〇	一〇〇	一一〇	—	—	〇九〇	一三〇	一〇〇	一二〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一二〇	一二〇	〇九〇	一一〇	一二〇	一二〇
	上赤	同	〇九五	一五〇	一〇〇	一五〇	—	—	〇九〇	一三〇	一〇〇	一二〇	〇九〇	〇八〇	一〇〇	一二〇	一二〇	〇九〇	一一〇	一二〇	[illegible]
醬油	龜甲萬	一升	九〇〇	一・〇〇〇	—	一・一〇〇	一・〇〇〇	一・一〇〇	一・〇〇〇	一・一五〇	一・一〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	—	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇
	龜甲[illegible]	同	八〇〇	一・〇五〇	—	—	—	—	—	九五〇	一・〇〇〇	一・一〇〇	一・〇〇〇	九〇〇	—	—	—	九〇〇	一・〇〇〇	—	—
	龜甲[illegible]	同	七五〇	八五〇	—	九〇〇	九五〇	—	—	九〇〇	九〇〇	一・一〇〇	—	—	七五〇	—	八〇〇	八〇〇	一・〇〇〇	—	—
ソース	神戸日ノ出印	小壜一本	二三〇	二三〇	二四〇	二五〇	二五〇	—	二五〇	五五〇	二六〇	三五〇	三〇〇	二・八〇〇	三五〇	二四〇	二五〇	二八〇	—	二五〇	[illegible]
酢	尾張㊉印	一合	〇六〇	〇六〇	〇五〇	—	〇五〇	〇六〇	〇五〇	〇七〇	〇六〇	〇七〇	〇七〇	—	〇七〇	〇五〇	—	〇六〇	〇六〇	[illegible]	[illegible]
	同 三〇印	同	〇六〇	〇六〇	—	〇七〇	—	〇七〇	〇五〇	〇七〇	〇六〇	〇七〇	〇七〇	〇七〇	〇七〇	〇五〇	〇七〇	〇六〇	〇六〇	—	〇七〇
漬物	梅干大阪	百匁	二三〇	二九〇	一三〇	—	二五〇	二五〇	二〇〇	二八〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	二五〇	三五〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	二五〇	[illegible]
	澤庵東京	同	一一〇	一五〇	—	—	一六〇	一三〇	一五〇	一六〇	一三〇	一八〇	—	一五〇	—	—	一二〇	一五〇	一二〇	一七〇	—

類別	品名	單位																			
乾物	奈良漬大阪	同	四五〇	四五〇	—	—	五〇〇	六五〇	五〇〇	五五〇	五五〇	五五〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇〇	七〇〇	六〇〇
乾物	干瓢野州	百匁	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	五〇〇	一・二〇〇	七五〇	一・二〇〇	九五〇	五五〇	一・五〇〇	六〇〇	七〇〇		六〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	七〇〇	九五〇
乾物	椎茸込	同	二・〇〇〇	二・二〇〇	二・二〇〇	二・五〇〇	二・五〇〇	二・二〇〇	二・八〇〇	三・〇〇〇	二・七〇〇	三・五〇〇	二・五〇〇	三・〇〇〇	二・五〇〇	二・七〇〇	三・〇〇〇	二・五〇〇	一・六〇〇	三・五〇〇	二・五〇〇
乾物	寒天大和	十本	四〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	四五〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	四〇〇	四五〇	〇九〇	四〇〇
乾物	昆布北海道	百匁	三〇〇	二五〇	三二〇	三八〇	六〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三五〇	三〇〇	五〇〇	三五〇	四五〇	四〇〇	四五〇	五九〇	三五〇
鰹節	土佐節	百匁	一・八〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・九〇〇	二・二〇〇	二・三〇〇	二・四〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・七〇〇	—	一・八〇〇	一八〇	二・〇〇〇	二・五〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇
鰹節	薩摩節	同	一・七〇〇	一・七〇〇	—	—	—	一・七〇〇	一・八〇〇	二・一〇〇	一・七〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	—	一・八〇〇	一・五〇〇	—	一・八〇〇	一・五五〇	二・二〇〇	一・八〇〇
干鰯	五島剣光	百匁	一・一〇〇	二・〇〇〇	—	—	七五〇	二・二〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一・八〇〇	二・一〇〇	一・五〇〇	二・三〇〇	—	—	—	二・五〇〇	二・五〇〇	二・五〇〇	一・七〇〇
干鰯	島根二番	同	五〇〇	八〇〇	—	—	—	一・〇〇〇	—	八〇〇	五五〇	一・二〇〇	五〇〇	—	一・〇〇〇	一・四〇〇	—	一・八〇〇	九〇〇	—	—
菓子	英國製ビスケット(マーケ印)	一封度	一・〇〇〇	一・七〇〇	—	—	—	一・五四〇	—	一・四五〇	—	—	二・二〇〇	—	—	—	—	一・二〇〇	—	一・三〇〇	—
菓子	日本製ビスケット(ゼム印)	同	四五〇	五〇〇	—	—	六〇〇	六〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	九〇〇	六〇〇	六五〇	七〇〇	五五〇	—	六〇〇		八四〇	—
菓子	英國製ドロップ	同	八〇〇	一・〇〇〇	—	—	—	一・〇〇〇	—	一・一五〇	—	—	二・〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
食鹽	赤穂焼鹽	一小壜	一七〇	二三〇	一〇〇	—	二五〇	二〇〇	一五〇	二三〇	二五〇	三五〇	二〇〇	—	—	五〇〇	二五〇	一〇〇	—	一五〇	二八〇
食鹽	滿洲再製鹽	百匁	〇二五	〇三〇	〇二五	〇三〇	〇三〇	一四〇	〇六〇	〇六〇	〇六〇	〇七〇	一五〇	〇五〇	〇七〇	〇八〇	〇六〇	〇六〇	〇七〇	〇七〇	〇七〇
	外國製バター	一封度	一・五〇〇	一・三〇〇	—	—	—	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・六〇〇	六五〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	—	一・四〇〇	—	一・〇〇〇	一・八〇〇	一・〇〇〇	一・三〇〇	一・〇〇〇
鑵詰類	日本製苺ジャム	一鑵	六〇〇	六〇〇	六八〇	—	—	六五〇	六五〇	八〇〇	六〇〇	七〇〇	—	—	—	—	—	六〇〇	—	—	—
鑵詰類	鷲印コンデンスミルク	一	六五〇	六〇〇	—	七〇〇	七二〇	七〇〇	六五〇	七〇〇	六五〇	七〇〇	六五〇	七〇〇	八〇〇	七五〇	六五〇	六五〇	七五〇	七〇〇	八〇〇
鑵詰類	人形印ミルク	一	六〇〇	五五〇	—	六二〇	—	六五〇	—	六〇〇	六〇〇	七〇〇	四五〇	—	—	—	—	六〇〇	七〇〇	六五〇	七〇〇
鑵詰類	サアデン	一	三五〇	五五〇	五二〇	—	四〇〇	—	—	五〇〇	—	二五〇	五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—

品目類別	筍	肉類						魚菜			茶		珈琲、コヽア		ビール		
	筍	青島牛肉上	同中	同下	豚肉	鷄肉	鎌倉ハム	生鯛	鹽鮭	生豆腐	宇治正喜撰	同川柳	瓜哇産	英國製	朝日	カブト	エビス
單位	一罐	百匁	同	同	同	同	同	百目	同	一丁	一斤	同	一斤	一封度	一本	同	同
旅順	五〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	四〇〇	八〇〇	—	四五〇	二〇〇	〇七〇	一・二〇〇	六〇〇	九〇〇	一・九〇〇	四三〇	四三〇	四五〇
大連	六〇〇	七〇〇	五〇〇	三〇〇	四五〇	九〇〇	一・七〇〇	一・四〇〇	三〇〇	〇六〇	一・二〇〇	六〇〇	八〇〇	二・四〇〇	四八〇	四八〇	四八〇
金州	—	—	—	二四〇	—	—	—	—	二七〇	〇五〇	一・一〇〇	五〇〇	—	—	—	—	—
普蘭店	五〇〇	—	—	—	一六〇	—	—	—	—	〇六〇	一・一五〇	六〇〇	—	—	—	—	五五〇
貔子窩	五五〇	一三〇	一一〇	—	一八〇	—	—	—	三六〇	〇六〇	一・一〇〇	五六〇	一・三五〇	二・〇〇〇	—	—	—
營口	五〇〇	—	—	—	二二〇	六〇〇	一・〇〇〇	六〇〇	二五〇	〇六〇	一・三〇〇	六〇〇	一・五〇〇	二・二〇〇	六〇〇	四五〇	—
遼陽	六〇〇	二五〇	二三〇	二〇〇	二五〇	三五〇	—	八〇〇	三八〇	〇六〇	一・二〇〇	四八〇	一・〇〇〇	—	—	—	—
奉天	六〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	七〇〇	五〇〇	一・二〇〇	五五〇	二八〇	〇八〇	一・二〇〇	七〇〇	二・〇〇〇	二・八五〇	六〇〇	六〇〇	六〇〇
鐵嶺	六〇〇	八〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	八〇〇	—	六五〇	三〇〇	〇六〇	一・三〇〇	四〇〇	五八〇	一・〇〇〇	五〇〇	—	—
長春	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	一・六〇〇	六五〇	三五〇	一〇〇	一・四〇〇	六〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	五五〇	五五〇	五五〇
安東	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	六〇〇	[illegible]	〇四〇	一・二〇〇	七〇〇	一・一五〇	—	五五〇	五五〇	五五〇
本溪湖	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	六〇〇	二五〇	〇八〇	一・二〇〇	二〇〇	—	六〇〇	—	—	—
撫順	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	一〇〇	一・二〇〇	八〇〇	—	六五〇	—	—	—
大石橋	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	五五〇	—	—
瓦房店	[illegible]	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—
鞍山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・〇五〇	一・一〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
開原	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公主嶺	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—
四平街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]

品名		單位																			
	サッポロ	同	四三〇	四八〇	—	—	—	—	五五〇	六〇〇	五〇〇	五五〇	五五〇	五五〇	五五〇	—	五五〇	五五〇	五〇〇	六〇〇	五〇〇
	キリン	同	四六〇	五〇〇	—	—	—	五〇〇	—	六〇〇	五五〇	六〇〇	五五〇	五〇〇	—	—	—	五七〇	五五〇	—	六〇〇
	サクラ	同	四〇〇	四八〇	—	—	—	五〇〇	—	六〇〇	五〇〇	五五〇	五〇〇	四五〇	五五〇	—	四五〇	五〇〇	—	—	—
葡萄酒	近藤製蜂印	一罎	一•二〇〇	一•三〇〇	一•二〇〇	一•三〇〇	—	一•四〇〇	一•二五〇	一•五〇〇	一•四〇〇	一•三〇〇	一•二〇〇	一•三〇〇	一•五〇〇	一•四〇〇	一•四五〇	一•三〇〇	一•四〇〇	一•三〇〇	一•四〇〇
葡萄酒	佛國メドツク赤	同	二•〇〇〇	三•〇〇〇	—	—	—	—	—	二•五〇〇	—	二•五〇〇	二•七〇〇	—	—	—	—	二•〇〇〇	—	—	二•〇〇〇
ウヰスキー	英國製黒白	一罎	四•一〇〇	四•〇〇〇	—	—	—	三•二〇〇	—	五•〇〇〇	—	四•五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	五•八〇〇	—
ウヰスキー	同マンロー	同	四•〇〇〇	三•五〇〇	—	—	—	三•六〇〇	四•三〇〇	四•〇〇〇	—	五•五〇〇	四•五〇〇	四•五〇〇	—	—	—	—	五•〇〇〇	五•〇〇〇	—
ウヰスキー	同ワットマン	同	三•八〇〇	四•〇〇〇	—	—	—	—	—	五•〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五•八〇〇	—
ブランデー	佛國製房五印	一罎	三•八〇〇	四•五〇〇	—	—	—	四•六〇〇	—	五•五〇〇	—	四•五〇〇	五•〇〇〇	四•五〇〇	—	—	—	—	—	—	—
ブランデー	同ローヤル	同	二•〇〇〇	五•〇〇〇	—	—	—	—	—	一•八〇〇	—	三•五〇〇	—	三•五〇〇	—	—	—	—	三•六〇〇	—	—
清酒	都菊	一升	—	一•八〇〇	—	—	—	—	—	一•八〇〇	二•〇〇〇	一•八〇〇	—	—	—	二•三〇〇	—	一•六〇〇	—	—	—
清酒	長寿	同	—	一•六〇〇	—	—	—	—	—	一•八〇〇	二•〇〇〇	一•八〇〇	一•八〇〇	—	—	—	—	一•七〇〇	一•九〇〇	—	—
清酒	菊正宗	同	—	二•〇〇〇	—	—	—	一•九〇〇	一•八〇〇	一•八〇〇	二•〇〇〇	一•九〇〇	一•八〇〇	—	一•七〇〇	二•三〇〇	—	一•七〇〇	二•〇〇〇	—	二•〇〇〇
清酒	的正宗	同	—	一•七〇〇	—	—	—	—	—	一•八〇〇	一•八〇〇	一•六〇〇	—	—	一•七〇〇	—	—	一•七〇〇	一•九〇〇	—	—
清酒	富士東洋一	同	—	一•七〇〇	—	—	—	—	—	一•七〇〇	一•六〇〇	一•七〇〇	—	—	—	—		一•七〇〇	一•九〇〇	—	—
清酒	白鶴	同	一•五〇〇	一•八〇〇	一•五〇〇	二•三〇〇	—	一•七〇〇	一•七〇〇	一•七〇〇	一•九〇〇	一•九〇〇	一•八〇〇	二•〇〇〇	一•九〇〇	—	一•七〇〇	一•八〇〇	二•〇〇〇	一•八〇〇	二•〇〇〇
清酒	櫻正宗	同	一•五〇〇	二•二〇〇	一•五〇〇	—	—	一•八〇〇	一•七〇〇	一•七〇〇	一•八〇〇	一•九〇〇	—	一•八〇〇	一•七〇〇	—	—	一•七〇〇	一•九〇〇	一•八〇〇	一•八〇〇
清酒	白鹿	同	一•五〇〇	一•八〇〇	一•五〇〇	—	—	—	一•五〇〇	一•七〇〇	一•六〇〇	二•〇〇〇	一•五〇〇	—	—	—	一•五五〇	一•七〇〇	二•〇〇〇	—	—
清酒	白菊盛	同	一•四〇〇	一•七〇〇	—	—	—	—	—	一•七〇〇	一•六〇〇	一•七〇〇	—	—	—	—	—	一•六〇〇	一•九〇〇	—	—

品目類別		金露	澤亀	紙 土佐美濃紙	紙 土佐半紙	紙 筑後塵紙	紙 洋紙(模造紙)	鶏卵 金州物	鶏卵 上海物	清涼飲料水 三矢サイダー	清涼飲料水 シトロン	清涼飲料水 平野水	煙草 敷島	煙草 朝日	煙草 スター	煙草 MCC	煙草 パイレート	アルコール
單位		一升	同	四八枚一帖	二十枚一帖	一締	一封度	十箇	同	一壜	同	同	二十本入一包	同	十本入一包	百匁	十本入一包	一封度
旅順		一・六〇〇	一・三〇〇	四〇〇	〇八〇	三・九〇〇	三〇〇	四〇〇	—	二五〇	三三〇	二四〇	一五〇	一三〇	〇五〇	—	—	三八〇
大連		一・五〇〇	一・七〇〇	四〇〇	〇七〇	三・五〇〇	二三〇	三五〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	二九〇	一五〇	一三〇	〇五〇	三・〇〇〇	〇六〇	五〇〇
金州		—	—	三八〇	〇九〇	—	—	三五〇	—	—	—	—	一五〇	一一〇	〇五〇	—	一〇〇	四〇〇
普蘭店		—	—	四五〇	〇九〇	—	—	三三〇	—	—	二七〇	—	—	一三〇	〇五〇	—	一〇〇	—
貔子窩		—	—	三五〇	〇七〇	五・三〇〇	二六〇	三〇〇	—	—	—	—	—	一三〇	〇五〇	三・〇〇〇	〇七〇	五五〇
營口		—	—	—	—	—	—	[illegible]	—	三〇〇	三〇〇	二六〇	一五〇	一三〇	〇五〇	—	—	五〇〇
遼陽		一・三〇〇	一・五〇〇	三八〇	〇九〇	四・〇〇〇	五〇〇	三〇〇	—	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一五〇	一三〇	〇六〇	三・五〇〇	一〇〇	五五〇
奉天		一・六〇〇	一・六〇〇	[illegible]	〇八〇	四・六九〇	一三〇	二五〇	二五〇	三五〇	三五〇	三五〇	一五〇	一三〇	〇五〇	二・九〇〇	一〇〇	四五〇
鐵嶺		一・六〇〇	一・六〇〇	[illegible]	一〇〇	三・[illegible]	—	三〇〇	—	三〇〇	三〇〇	—	一五〇	一三〇	—	二・八〇〇	—	六〇〇
長春		一・七〇〇	一・七〇〇	[illegible]	〇八〇	四・[illegible]	—	三五〇	—	三〇〇	三三〇	三〇〇	一五〇	一三〇	〇六〇	三・九〇〇	一〇〇	五〇〇
安東		一・八〇〇	—	[illegible]	〇八〇	四・[illegible]	四五〇	四二〇	—	三〇〇	三〇〇	三二〇	一五〇	一三〇	—	二・[illegible]	〇九〇	四五〇
本溪湖		一・八〇〇	—	[illegible]	〇八〇	四・[illegible]	—	三五〇	—	—	三三〇	—	一五〇	一三〇	〇六〇	二・[illegible]	一〇〇	六〇〇
撫順		—	一・七〇〇	[illegible]	〇九〇	三・[illegible]	—	三〇〇	—	三五〇	三五〇	三〇〇	—	一三〇	〇七〇	二・[illegible]	—	七〇〇
大石橋		一・九〇〇	—	四八〇	一〇〇	—	—	二五〇	—	—	—	—	一五〇	一三〇	—	—	〇九〇	六〇〇
瓦房店		—	—	—	一〇〇	四・五〇〇	—	三〇〇	—	—	三〇〇	—	一八〇	一三〇	〇七〇	—	〇六〇	五〇〇
鞍山		一・五〇〇	一・五〇〇	四八〇	一〇〇	四・[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	三〇〇	[illegible]	[illegible]	一五〇	[illegible]	[illegible]	二・〇〇〇	[illegible]	五〇〇
[illegible]		[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四・[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	二・[illegible]	—	[illegible]
[illegible]		[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	一・八[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]		—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]

二六二

部類	品名	單位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
藥品	グリセリン	同	七〇〇	八〇〇	—	—	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	八〇〇	一・三〇〇	一・〇〇〇	九〇〇	一・三〇〇	五〇〇	一・〇〇〇	一・一〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇
	石炭酸	同	七〇〇	九〇〇	—	—	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・五〇〇	一・七〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・三〇〇	二・〇〇〇
	ナフタリン	同	二二〇	三〇〇	三五〇	五〇〇	四五〇	三〇〇	五〇〇	四〇〇	六〇〇	五〇〇	三八〇	四五〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	四〇〇	二五〇	三五〇	四五〇
	苛性曹達	同	一五〇	三〇〇	—	三五〇	四五〇	三〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	五〇〇	二〇〇	六五〇	—	五〇〇	二五〇	四五〇	八五〇
塗料	光明丹A印	一二八封度罐	九・一〇〇	七・五〇〇	—	—	—	一一・五〇〇	—	一一・三〇〇	一三・四〇〇	一一・五五〇	一〇・四〇〇	一三・五〇〇	—	—	—	一三・〇〇〇	—	—	一一・二〇〇
	白ペイント	同	八・六〇〇	九・〇〇〇	—	—	八・九〇〇	八・五〇〇	—	八・七〇〇	八・四五〇	八・六〇〇	九・三五〇	一一・〇〇〇	—	—	—	八・五〇〇	—	—	八・二〇〇
	ソーライト	一四メ五百目罐	七・〇〇〇	六・〇〇〇	—	—	九・五〇〇	八・〇〇〇	—	八・九八〇	一〇・〇〇〇	八・五〇〇	一〇・〇〇〇	九・五〇〇	—	—	—	一〇・〇〇〇	—	—	—
綿絲	福島紡績扇面印	一玉	五・五〇〇	五・五〇〇	—	—	九・四〇〇	九・三〇〇	—	八・七五〇	七・三〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九・五〇〇	—	六〇〇
	東洋紡績桃印	同	—	五・二五〇	—	—	八・六〇〇	八・三二〇	—	八・七五〇	七・四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	九・五〇〇	—	—
綿布	粗布瀧C	一疋	—	七・六〇〇	—	—	八・二〇〇	一一・四〇〇	—	八・五〇〇	一〇・五〇〇	七・二八〇	一一・五〇〇	—	—	—	一一・〇〇〇	一四・五〇〇	一四・〇〇〇	—	—
	鷺鳥綾	同	—	七・七〇〇	—	—	—	—	—	九・〇〇〇	一一・〇〇〇	七・八四〇	一三・五〇〇	—	—	—	一四・〇〇〇	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	—	—
	大尺布三輪A印	同	—	二・七九〇	—	—	二・八五〇	四・二〇〇	—	三・五〇〇	四・二〇〇	八・四〇〇	五・〇〇〇	—	—	—	四・五〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	—	三・八〇〇
綿花	蒲團綿	一貫	六・〇〇〇	四・〇〇〇	五・〇〇〇	—	五・九〇〇	六・〇〇〇	四・二〇〇	六・〇〇〇	五・〇〇〇	五・五〇〇	五・九〇〇	五・〇〇〇	六・三〇〇	—	五・五〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	六・〇〇〇	五・五〇〇
	小紬綿	百匁	八五〇	七〇〇	九六〇	八〇〇	一・一七〇	八七〇	八〇〇	七九〇	一・〇〇〇	七五〇	八八〇	四〇〇	一・〇〇〇	—	八・〇〇〇	七〇〇	一・五〇〇	七〇〇	一・〇〇〇
	眞綿	同	五・八〇〇	七・〇〇〇	—	—	六・〇〇〇	四・九〇〇	六・三〇〇	五・八〇〇	七・〇〇〇	六・五〇〇	五・〇〇〇	七・〇〇〇	—	—	七・〇〇〇	七・〇〇〇	五・〇〇〇	五・五〇〇	—
呉服類	色甲斐銘	一尺	五〇〇	四五〇	—	—	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	六〇〇	七二〇	五〇〇	五五〇	五〇〇	—	四〇〇	三〇〇	三八〇	四五〇	四五〇
	銘仙縞並	同	五五〇	四五〇	—	—	—	六五〇	六〇〇	四五〇	六〇〇	五〇〇	五五〇	五〇〇	六〇〇	—	七〇〇	三〇〇	八〇〇	一・三〇〇	五〇〇
	金巾裏地並	同	〇八〇	〇八五	—	—	—	一二〇	一〇〇	一一〇	一五〇	〇八〇	〇八五	四〇〇	一〇〇	—	一一〇	一二〇	一〇〇	二・〇〇〇	〇九〇
	晒木綿並	同	〇九〇	〇四五	〇五〇	〇七〇	〇八〇	〇七〇	〇五〇	〇四五	〇七〇	〇三五	〇六〇	〇六〇	〇七〇	〇八〇	〇七〇	[illegible]	〇八〇	[illegible]	〇六〇

品目類別		單位	旅順	大連	金州	普蘭店	貔子窩	營口	遼陽	奉天
羅紗	無地モスリン並	一大尺幅	六〇〇	五〇〇	五五〇	—	九〇〇	六〇〇	[illegible]	[illegible]
	縞フランネル並	同	三〇〇	二四〇	二五〇	—	—	二八〇	二五〇	二七〇
	黒メルトン(50)	一ヤール	七•〇〇〇	八•〇〇〇	—	—	—	九•八〇〇	[illegible]	六•[illegible]
	メルトン竪縞(20)	同	四•五〇〇	九•五〇〇	—	—	—	五•二〇〇	五•[illegible]	[illegible]
	大毛一等純毛	同	—	一三•〇〇〇	—	—	—	一二•四〇〇	—	七•五〇〇
	紺セル	同	八•五〇〇	一〇•〇〇〇	—	—	—	九•六〇〇	[illegible]	[illegible]
	舶來セル	同	一五•〇〇〇	一二•〇〇〇	—	—	—	一四•〇〇〇	—	[illegible]
	和製セル	同	一一•〇〇〇	七•〇〇〇	—	—	—	七•〇〇〇	七•五〇〇	四•九〇〇
薪	樫尺三寸(八代産)	一貫	—	四四〇	—	—	—	—	—	二〇〇
	雑木(各地)	同	一六〇	一二〇	—	—	一一五	一九〇	二〇〇	[illegible]
木炭	八代上(大丸印)	六貫俵	—	四•九〇〇	—	—	—	—	—	一•八〇〇
	滿洲上(小丸印)	八貫俵	二•七〇〇	三•三〇〇	一•五〇〇	—	二•三〇〇	二•八〇〇	[illegible]	一•五五〇
	佐倉炭	四貫俵	—	六•〇〇〇	—	—	—	—	—	[illegible]
燐寸	大阪製雑牌	一包	—	〇八〇	〇八〇	—	〇六〇	一二〇	〇九〇	一〇〇
	廣島製筆印	同	〇八〇	一〇〇	一一〇	一〇〇	一〇〇	一二〇	〇九〇	一〇〇
石炭	撫順塊	一噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二二•五〇〇	二七•〇〇〇	二〇•七〇〇	二一•五〇〇	[illegible]
	本溪湖塊	同	[illegible]	[illegible]	—	—	二七•〇〇〇	一九•五七〇	—	[illegible]

品目類別		單位	鐵嶺	長春	安東	本溪湖	撫順	大石橋	瓦房店	鞍山	開原	公主嶺	四平街
羅紗	無地モスリン並	一大尺幅	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	縞フランネル並	同	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	黒メルトン(50)	一ヤール	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—
	メルトン竪縞(20)	同	[illegible]	六•[illegible]	七•[illegible]	六•[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	大毛一等純毛	同	一四•〇〇〇	—	—	—	—	—	—	一〇•〇〇〇	[illegible]	[illegible]	—
	紺セル	同	[illegible]	[illegible]	八•〇〇〇	[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]
	舶來セル	同	[illegible]	[illegible]	一〇•〇〇〇	六•[illegible]	—	—	—	[illegible]	—	[illegible]	—
	和製セル	同	八•[illegible]	九•〇〇〇	五•〇〇〇	[illegible]	—	—	—	六•[illegible]	—	[illegible]	—
薪	樫尺三寸(八代産)	一貫	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	雑木(各地)	同	[illegible]	[illegible]	〇九〇	八[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
木炭	八代上(大丸印)	六貫俵	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	滿洲上(小丸印)	八貫俵	一•八〇〇	三•〇〇〇	二•[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
	佐倉炭	四貫俵	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—
燐寸	大阪製雑牌	一包	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	廣島製筆印	同	[illegible]	—	〇九〇	[illegible]	—	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]
石炭	撫順塊	一噸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	九•〇〇〇	[illegible]	[illegible]•〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]•〇〇〇	[illegible]
	本溪湖塊	同	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一八•〇〇〇	—	—	[illegible]•〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]•〇〇〇	[illegible]

	コークス	同	四〇.〇〇〇	二九.九〇〇	—	—	四〇.〇〇〇	四三.〇〇〇	—	三〇.〇〇〇	[illegible]	四五.〇〇〇	四五.〇〇〇	三五.〇〇〇	三〇.〇〇〇	三七.〇〇〇	—	三五.〇〇〇	—	—	—
石油	米國產美孚印	一升	四〇〇	三八五	五五〇	五〇〇	五〇〇	四二〇	四五〇	四五〇	八〇〇	四〇〇	四〇〇	四五〇	—	六五〇	三二〇	—	五〇〇	—	四〇〇
石油	同 鷹印	同	三七〇	三六〇	五五〇	—	五〇〇	三八〇	四四〇	四二〇	七八〇	四〇〇	三七〇	—	—	六〇〇	三二〇	—	—	—	四〇〇
石油	英國產僧帽印	同	二七〇	三八五	—	—	—	二〇〇	四〇〇	四三〇	七八〇	四〇〇	三八〇	—	—	六〇〇	三二〇	—	—	—	—
石油	日本產福壽印	同	—	二五〇	—	—	—	三七〇	—	四八〇	七六〇	四〇〇	—	—	—	五五〇	三二〇	—	—	—	—
油	ボイル油犬印	四ガロン入	一六.〇〇〇	一四.五〇〇	—	—	一五.〇〇〇	—	一八.〇〇〇	一七.〇〇〇	—	一八.〇〇〇	二三.〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
油	マシン油青蝶印	同	五.五〇〇	四.〇〇〇	—	—	—	—	九.〇〇〇	七.〇〇〇	七.五〇〇	一〇.〇〇〇	九.八〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—
油	豆油滿洲	一升	一六〇	一三〇	一二〇	一五〇	一四〇	一八〇	二〇〇	四〇〇	四.四〇〇	二五〇	一三〇	二二〇	—	二五〇	一二〇	三〇〇	一七〇	一七〇	一三〇
	ゴマ油	一升	一.二〇〇	一.二〇〇	一.六〇〇	一.七〇〇	一.二五〇	一.七五〇	一.二〇〇	一.四〇〇	一.二〇〇	七〇〇	一.五〇〇	二.〇〇〇	—	一.〇〇〇	一.五〇〇	五〇〇	五五〇	一.一〇〇	九五〇
硝子板	普通等（二六×一四吋）	一枚	九二〇	八二〇	—	—	七〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	八八〇	七五〇	八五〇	七〇〇	六〇〇	一.二八〇	—	九〇〇	一.〇〇〇	—	—	—
硝子板	同（二四×二六吋）	同	一.五二〇	一.四五〇	—	—	一.五〇〇	二.〇〇〇	一.七〇〇	一.四五〇	一.二〇〇	一.六〇〇	八〇〇	一.五〇〇	一.六八〇	—	—	一.五〇〇	—	—	—
硝子板	磨板（五×六尺）	同	—	七〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	八〇.〇〇〇	四三.〇〇〇	一〇.〇〇〇	六八.〇〇〇	—	—	—	—	八〇.〇〇〇	—	—	—
硝子板	同（四×五尺）	同	—	一三〇.〇〇〇	—	—	—	—	—	一五〇.〇〇〇	六五.〇〇〇	一五一.〇〇〇	八七.〇〇〇	—	—	—	—	一〇〇.〇〇〇	—	—	—
木材	鴨綠江白松柚角	三連物一才	一五〇	一〇〇	—	—	一七〇	一二〇	二四〇	一一〇	一五〇	—	〇八〇	一二〇	一〇〇	—	—	二〇〇	一五〇	—	—
木材	吉林產白松挽角	四連物一才	一七五	一四〇	—	—	—	一三〇	二五〇	一三〇	二〇〇	〇九〇	—	一三〇	一二〇	—	—	二〇〇	一八〇	—	一一四
木材	同 紅松挽角	同	一七七	一八〇	—	—	—	一七〇	二八〇	一六〇	二九〇	一四〇	—	二〇〇	一五〇	—	—	二五〇	二二〇	—	—
木材	豆滿江白松小角	二間物	一九〇	—	—	—	—	—	五〇〇	一三〇	一八〇	—	—	一六〇	一五〇	—	—	二五〇	一六〇	—	—
木材	同 小割	同	一九〇	—	—	—	—	—	六〇〇	一八〇	二〇〇	—	—	—	一一〇	—	—	二〇〇	二〇〇	—	—
木材	同節無疵八分板	一坪	八.〇〇〇	八.〇〇〇	—	—	—	九.六〇〇	八.四〇〇	四.四五〇	五.八〇〇	—	—	六.三〇〇	—	—	—	八.〇〇〇	六.〇〇〇	八.〇〇〇	三.八〇〇

品目類別	同竝四分板	セメント 小野田	セメント 淺野	煉瓦石 燒過一等	煉瓦石 竝一等	煉瓦石 竝二等	瓦 日本製磨物	瓦 同竝物	金屬類 二六番亞鉛引平	金屬類 板三〇番同	金屬類 鉛塊	金屬類 銅塊	金屬類 洋釘一吋	金屬類 同二吋	疊表 備後引通	疊表 七島表	肥料 豆粕
單位	同	一升	同	一〇〇本	同	同	一坪	同	一枚	同	百匁	同	同	同	一枚	同	一枚
旅順	四・七〇〇	二〇〇	二〇〇	二・二〇〇	二・一〇〇	一・九〇〇	八・〇〇〇	七・〇〇〇	二・五〇〇	—	二〇〇	四〇〇	一・六〇〇	一四〇	一・六〇〇	一・二〇〇	一・七〇〇
大連	四・五〇〇	二〇〇	二〇〇	一・九〇〇	[illegible]・九〇〇	一・八〇〇	六・八〇〇	五・二〇〇	二・四〇〇	一・八〇〇	二五〇	九〇〇	一八〇	一五〇	一・七〇〇	九五〇	一・三五〇
金州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[illegible]	二〇〇	—	—	一・五〇〇
普蘭店	—	—	—	—	一・[illegible]	一・二〇〇	—	—	—	—	—	—	一八〇	一五〇	—	—	一・[illegible]九〇
貔子窩	—	三〇〇	—	一・〇〇〇	一・八五〇	一・三三〇	—	—	五・五〇〇	二・五〇〇	二七〇	三四〇	二七〇	二七〇	—	—	一・三五〇
營口	五・[illegible]	—	—	二・五〇〇	二・五〇〇	二・四〇〇	—	—	一・六〇〇	三・[illegible]	—	—	[illegible]	二〇〇	一・九〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇
遼陽	四・[illegible]	—	二三〇	一・八[illegible]	一・[illegible]	一・四〇九	—	—	[illegible]	[illegible]・八〇〇	—	—	[illegible]	二〇〇	[illegible]・〇〇〇	[illegible]・〇〇〇	一・六〇〇
奉天	[illegible]	二〇〇	二〇〇	[illegible]	一・九[illegible]	一・八〇〇	六・[illegible]	六・五[illegible]	[illegible]・八[illegible]	[illegible]	四〇〇	五八〇	[illegible]	一九〇	一・七〇〇	一・四〇〇	[illegible]・〇〇〇
鐵嶺	[illegible]・八[illegible]	二五〇	二五〇	[illegible]	[illegible]	二・二五〇	六・[illegible]	七・[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	五〇〇	[illegible]	二三〇	[illegible]	一・五[illegible]	[illegible]
長春	—	三〇〇	三〇〇	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	一三〇	三七〇	[illegible]	一五〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安東	—	二〇〇	二〇〇	[illegible]	[illegible]	二・〇〇〇	[illegible]	三・[illegible]	[illegible]	[illegible]	一八〇	四五〇	[illegible]	一七〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
本溪湖	[illegible]	二〇〇	一八〇	[illegible]	[illegible]	二・〇〇〇	八・[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	六〇〇	—	[illegible]	二三〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]
撫順	[illegible]	—	三〇〇	[illegible]	[illegible]	一・九〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	二三〇	—	—	—
大石橋	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	二八〇	—	—	[illegible]
瓦房店	—	—	—	—	[illegible]	一・六〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一・[illegible]
鞍山	六・〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・[illegible]	六・[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	二三〇	[illegible]	一・[illegible]	一・[illegible]
開原	四・〇〇〇	[illegible]	三・五〇〇	[illegible]	[illegible]・一〇〇	一・九〇〇	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・[illegible]	一・[illegible]	—
公主嶺	五・〇〇〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	—	—	[illegible]	—	—	—	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一・[illegible]
四平街	[illegible]・一〇	[illegible]	[illegible]	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]	[illegible]	—	—	一・八

表中「地」トアルハ地物ヲ示ス

交通

第一編　鐵道

第一章　既設鐵道

第一節　總說

滿洲に於ける鐵道

東三省に敷設せられたる鐵道總哩は約二、五〇〇哩にあつて其主なるものは南滿洲鐵道、京奉鐵道、東支鐵道の三とする、其他四洮鐵道、吉長鐵道等の支那國有鐵道又は溪城鐵道、齊昂鐵道、通裕鐵道等の輕便鐵道あれども共に以上三鐵道の支線の觀かある。

南滿洲鐵道

南滿洲鐵道は滿洲の咽喉大連に起り南滿洲の中腹を貫きて東北走し、長春に於て東支鐵道南部線と連絡する、別に奉天より南走して安東に至り、朝鮮鐵道に合し、遠く日本鐵道と連絡する安奉線あり、又旅順線、撫順線、營口線等の各支線を合すれは延長約六九〇哩に及ふ。

京奉鐵道

京奉線は北京、奉天間の鐵道にして、奉天に於て南滿洲鐵道に、天津に於て津浦鐵道に北京

に於て京漢鐵道と連絡し、營口線、通州線を合して延長約五七〇哩支那本部と滿洲を連絡する陸上唯一の交通機關である。

東支鐵道

東支鐵道は北滿洲を横貫し、東はポクラニチャーナヤに於て烏蘇里線と連絡し、浦鹽に至るへく、北は滿洲里に於て後貝加爾線に合し、遠く歐露及歐洲諸國に連絡する、南は南部線に依り南滿洲鐵道と連絡すること上述の如く、其延長約一、、七〇哩あり。以上三鐵道は相依り相助けて滿蒙鐵道の幹線を爲し、一は歐亞兩大陸を連結して世界交通上重要の役を勉め、一は滿蒙に於ける一大動脈として地方開發に貢獻する所甚大である。

四洮鐵道　吉長鐵道

四洮鐵道は現在、四平街、鄭家屯間五〇餘哩に過きされとも一は西方白音他來に延長すへく工事中に屬し、一は洮南に延長して共に南滿洲鐵道と相俟ち東蒙開發に資すへく、吉長鐵道は現在僅かに七九哩、吉林省城と東支鐵道及南滿洲鐵道に連絡するに過きないか、吉會鐵道敷設せられて朝鮮の清會鐵道に連絡する時に於ては其全機能を發揮して吉林省を開發するに大なる役目をなすてあろう。其他溪減、齊昂、通祐の輕便鐵道あれとも其地方特別の便利の爲め敷設せられたるものてあつて滿蒙大局より見て多く論するに足らない。

鐵道哩と面積の比例

今滿蒙鐵道の總哩を其面積に比較して觀れは約二五方里に一哩の割合にして、日本の三方里

に一哩の割合に比すれは遠く及はすと云ふへく、鐵道と文明は平行して進むものとせは滿蒙を眞に開發して現在日本の如くならしむる爲め尚ほ一萬七千餘哩の鐵道を要することとなる。

地方別	面積	人口	鐵道哩數	面積に對する鐵道哩の比例
日本內地	二四、七九四方里	五六、六六七、〇〇〇人	八、二一三哩	三方里ニ一哩
朝鮮	一四、一二三	一六、六一七、〇〇〇	一、三一三	一〇方里ニ一哩
臺灣	二、三三二	三、三九五、〇〇〇	六九二	三・三方里ニ一哩
東三省	六四、二五三	二〇、一一〇、〇〇〇	二、五一五	二五方里ニ一哩

備考、日本、朝鮮、臺灣の統計は大正十年度の時事年鑑に東三省の統計は滿蒙の大勢に據る。

滿蒙既成鐵道一覽表

(一)

鐵道名	管理機關名	同所在地	性質	起工年月
南滿洲鐵道本支線	南滿洲鐵道株式會社	大連	外國承辦(日本經營)	明治四十年五月
同安奉線	同	同	同	明治四十二年八月
四洮鐵道	四洮鐵路工程局	四平街	借款官辦	大正五年四月
吉長鐵道	吉長鐵路管理局	長春	借款官辦	明治四十二年
東支鐵道	東支鐵道會社	哈爾賓	露支合辦	明治三十年
京奉鐵道	京奉鐵路管理局	天津	借款官辦	明治十三年

京綏鐵道	京綏鐵路管理局	北京	官款	官營	明治二十八年
齊昂輕便鐵道	齊昂鐵路公司	齊々哈爾	官款	商營	明治四十年
溪城輕便鐵道	溪城鐵路公所	本溪湖	商款	商營	大正二年八月
通裕運炭輕便鐵道	通裕鐵路公司	天津	商款	商辦	不明

（二）

鐵道名	竣工年月	軌間	區間	哩數 本線	哩數 支線	哩數 計	備考
南滿洲鐵道	明治四十一年五月	四呎八吋半	長春、大連	四三七・〇	八七・〇	｜	開業哩全線
同安奉線	明治四十四年十一月	同	奉天、安東	一六二・〇	｜	一六五・〇	同
四洮鐵道	大正六年十二月	同	四平街、洮南	[illegible]	｜	｜	開業哩、四平街、鄭家屯間五三哩
吉長鐵道	民國元年　月	同	吉林、長春	七九・〇	｜	七九・〇	開業哩全線
東支鐵道	明治三十四年一月	五呎	滿洲里、ポグラニーチナヤ、哈爾賓、寬城子	九三〇・〇	一四七・〇	一、〇七七・〇	同
京奉鐵道	明治四十年	四呎八吋半	北京、奉天	五二二・〇	四九・〇	五七一・〇	同
京綏鐵道	大正十年五月	同	北京、綏遠	四二一・〇	二六・〇	四四七・〇	同
齊昂輕便鐵道	明治四十年	同	齊々哈爾、昂々溪	一八・〇	｜	一八・〇	同
溪城輕便鐵道	大正三年二月	二呎六吋	本溪湖、城廠	六二・〇	六二・〇	六二・〇	開業哩、本溪湖、牛心臺間九、三哩、支線五哩
通裕輕便鐵道	大正五年五月	四呎八吋半	楊圈子、砂爾屯	一八・〇	｜	一八・〇	開業哩全線



北京
天津



滿蒙既成未成鐵道一覽圖
縮尺六百萬分之一
凡例
南滿洲鐵道
吉長鐵道
四鄭鐵道
京奉鐵道
京綏鐵道
東支鐵道
輕便鐵道
其他鐵道
未成鐵道
滿洲里
斉斉哈爾
昂昂溪
哈爾賓
呼蘭
綏化
海倫
江嫩
瑷琿
黒河
ブラゴヴエシチエンスク
ハバロフスク
スレーチエンスク
ポクラニーチナヤ
(綏芬河)
ニコリスクウスリースキー
浦潮斯徳
南洮
寛城子
長春
吉林
上三峯
會寧
清津
四平街
鄭家屯
白音他來
海龍
開原
奉天
撫順
蘇家屯
本溪湖
牛心台
城廠
安東
新義州
平壌
鎭南浦
營口
大石橋
大連
旅順
楊崗子
砂崗屯
山海關
熱河
北京
天津
塘沽
張家口
哈克圖
庫倫
綏遠
大同

第二節　南滿洲鐵道

第一款　會社の組織

一、沿革

露國の極東政策と東支鐵道

露國の極東政策着々として進捗して一八九六年のカシニー條約及同年八月二十七日の清國政府と露淸銀行との間に締結せられたる東淸鐵道設立に關する條約に依り、露國は其の西比利亞鐵道の一端より清國領土を貫きて浦鹽に至る鐵道の敷設權を獲得し、次て一八九八年獨乙政府か膠州灣租借の權利を得るや、露國も亦二十五箇年間遼東半島租借の權を得ると共に東淸鐵道の一端より更に遼東半島に至る鐵道の敷設權を獲得した、玆に於て哈爾賓を三線の交叉點となし敷設工事に着手し、一九〇二年一月(明治三十五年)には全線の開通を見るに至つた。

日露戰爭と南滿洲鐵道

間もなく日露戰爭起り、戰爭の結果日本の勝利となるや、日本は露國より右鐵道中長春より大連に至る本支線及之に附屬する鑛山其他の財産を引繼くこととなり、又該戰爭中我軍は軍事輸送の爲め安東、奉天間に輕便鐵道を敷設した。

右南鐵道及鑛山等を經營する目的を以て設立せられたるは即ち南滿洲鐵道株式會社てある。

南滿洲鐵道株式會社の設立

南滿洲鐵道株式會社は明治三十三年九月發布の法律第八七號（帝國臣民にして外國に於て鐵道を敷設し、運輸業を營む爲めに帝國內に於て設立する會社に就ては勅令を以て特別の規定を設くるを得る件）に準據し、明治三十九年六月七日の勅令を以て創立せられ、同年七月十三日設立委員八〇名の任命あり、兒玉陸軍大將委員長として創立事務を鞅掌して居たが、幾何もなく薨去するに及び寺內陸軍大臣其後を襲ひ、委員と共に前記勅令及政府命令に遵ひ、會社設立に關する事務を處理し、同年八月十八日定款の認可を受け、九月十日より十月五日迄に資本金二億圓（一億圓は右鐵道及其他財產の價額を見積り政府の出資となす）中一億圓の第一回株式募集を終り、十一月一日に至り遞



（大正五年）（南滿洲鐵道株式會社）

信大臣より會社設立の認可を得、同十二月七日設立登記を了し、政府より鐵道及其他財産の引繼を受け、本社を東京に支社を大連に置き、明治四十年四月一日より營業を開始するに至つた、(其後現在の如く本社を大連に支社を東京に置くこととなる)。

二、組織

定款に依れは本會社の重役は社長一人、副社長一人、理事四人以上、監事三人乃至五人(原と總裁一人、副總裁一人を置いたか大正六、七、二八、勅令第八九號にて理事長一人に改め、大正八、四、一二更に勅令第一〇四號にて現在に改む)てあつて、社長は會社を代表し其業務を經理し、副總裁は社長事故あるとき其の職務を代理し、社長缺員のとき其職務を行ひ社長及副社長事故あるときは政府は理事の一人をして社長の職務を代理せしむる、次に副社長及理事は社長を補助し會社の業務を分掌し、監事は又會社の業務を監査すへき夫々の任務を有して居る今大正十年七月一日現在の重役及業務組織一覽を掲くれは左の如くてある。

南滿洲鐵道株式會社組織（一）

（大正十年七月一日）

重役

社長	早川千吉郎
副社長	松本烝治
理事	島安次郎
同	久保要藏
同	片山義勝
同	中川健藏
同	杉浦倹一
同	松岡洋右
監事	河上謹一
同	馬越恭平
同	大橋新太郎
同	小山健三

- 社長室
  - 人事課
    - 見習學校
  - 秘書役室
- 總務部
  - 文書課
    - 速記生養成所
  - 外事課
  - 監查課
  - 調查課
- 撫順炭礦
  - 庶務部
    - 庶務課
    - 會計課
    - 用度課
    - 運炭課
  - 鑛務部
    - 鑛務課
    - 各採炭所

九

- 工作部
  - 機械課
  - 工業課
  - 土木課
- 鞍山製鐵所
  - 庶務課
  - 經理課
  - 製造課
  - 工務課
- 地質調査所
- 各公所　奉天、哈爾賓、北京、鄭家屯、吉林
- 東亞經濟調査局（東京）
  - 資料課
  - 編輯課
- 運輸部
  - 庶務課
  - 營業課
  - 運轉課

- 本社
  - 各運輸事務所
    - 庶務
    - 營業
    - 運輸
      - 各驛
      - 各機關區
      - 各列車區
  - 哈爾賓運輸營業所
  - 京城管理局
    - 秘書室
    - 經理課
    - 運輸課
      - 各驛
      - 各機關區
      - 各列車區
      - 各旅館
    - 工務課
    - 工場
      - 分場平壤、草梁

- 清津出張所
- 各工務事務所
- 京城鐵道學校
- 埠頭事務所
  - 庶務課
  - 陸運課
  - 海運課
  - 車務課
  - 上海支所

商事部
- 旅館事務所 ― 各ヤマトホテル
- 運輸從事員養成所
- 販賣課
  - 各出張所
  - 各貯炭場
  - 各事務所
- 購買課
- 倉庫課
- 大阪出張所

庶務課
- 教育研究所
- 奉天中學校
- 南滿中學堂
- 奉天高等女學校
- 南滿洲工業學校

- 地方部
  - 學務課
    - 長春商業學校
    - 營口商業學校
    - 撫順簡易鑛山學校
    - 各小學校
    - 各幼兒運動場
    - 各實科女學校
    - 各實業補習學校
    - 各公學堂
    - 各日語學堂
  - 勸業課
  - 衛生課
    - 各醫院

- 各地方事務所
- 南滿醫學堂（奉天）—奉天醫院、城內分院
- 圖書館（大連）
  - 奉天圖書館
  - 各簡易圖書館
- 電氣作業所——各電燈營業所
- 瓦斯作業所——各瓦斯營業所
- 中央試驗所
  - 試驗課
  - 研究課

…窯業試驗工場

…農事試驗場（公主嶺）…熊岳城分場

技術部
- 庶務課
- 線路課
- 土木課
- 建築課
- 機械課
- …各工務事務所（工事係 保線區 通信區）

- 大連建築事務所
- 大連築港事務所
- 沙河口工場
  - 庶務課
  - 設計課
  - 第一作業課
  - 第二作業課
  - 會計課
- 遼陽工場
- 大連電氣修繕場
- 蘇家屯木材防腐場

- 經理部
  - 主計課
  - 會計課
- 東京支社
  - 庶務課
  - 會計課

事務分掌の制度に就いては創業の當時は本社を五部に分ちて理事は各部を統轄し、各自其の部に屬する課務を處理する所謂部制度であつたのである。其の後斯くては理事は日常の事務に忙殺されて深く大局を考察するの暇なしとの理由を以て明治四十一年十二月、所謂合議制度に改め部を廢し、各課長をして其の課務を主宰せしめ理事は之を指揮監督すると共に常に眼を大局に注ぎ內外の形勢を察し社務全體に鞅掌することとした。然るに大正三年五月更に之を改正して從來の合議制度を廢し、各課所の上に部局を置き各重役は各部の事務を分擔し且重要事項に就いては合議するの制度と爲し爾來數次に亙つて部局課所の廢合を行ひ以て現在に及んだものである。

三、資　本

従來會社の資本金は二億圓であつて之を株式二百萬株（一株百圓）に分ち内壹億圓は政府の出資と爲し、滿洲に於ける既成鐵道及之に附屬する一切の財產並に撫順、煙臺の炭坑を以て之に充て、殘額一億圓は之を日支兩國人より募集することゝした、然るに世運の進展と社務の膨脹とは従來の資金を以て足れりとせす、大正九年增資して資本金を四億四千萬圓とし、内二億二千萬圓を政府出資となし、殘額二億二千萬圓を一般より公募することとした。大正十年三月末現在に於ける會社資本の狀態を示せは左の如くである。

資本金總額		四四〇、〇〇〇、〇〇〇円	（株數四百四十萬株一株金百圓）
日本政府持株	增資前	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數百萬株）
	增資後增加額	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數百二十萬株）
	計	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數二百二十萬株）
一般募集額		二二〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數二百二十萬株）
募集済株金	第一回	二〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數二十萬株）
	第二回	四〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數四十萬株）
	第三回	二〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數二十萬株）
	第四回	八〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數八十萬株）

	一　計	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數百六十萬株）
募集未濟株金		六〇、〇〇〇、〇〇〇	（株數六十萬株）
拂込濟株金	日本政府持株　財産出資	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	
	日本政府持株　引受株式	一一七、一五六、〇〇〇	
	第一回募集	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
	第二回募集	四〇、〇〇〇、〇〇〇	
	第三回募集	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
	第四回募集	一二、〇〇〇、〇〇〇	
	計	三〇九、一五六、〇〇〇	
拂込未濟株金	日本政府引受株式	二、八四四、〇〇〇	
	第四回募集株式	六八、〇〇〇、〇〇〇	
	計	七〇、八四四、〇〇〇	

四、社　債

會社は當初鐵道の改築及其他施設の資金として社債に依る方針を立て創業時代より大正十年三月末現在に至る迄前後十四回に亙りて内外社債を發行した、其發行額は外債英金一千四百萬磅、内債日金一億四千五百萬圓に達して居る。

該社債に對しては日本帝國政府より其利子支拂の保證を受け、仍ほ必要あらは元金支拂を保

證さるゝ事あり、而して斯く保證を受くへき社債の總額は、拂込株金額の二倍以内てあつて、資本金總額を超過せない範圍とする、又社債は起債の年より廿五箇年以内に償還するものとする。

今大正十年三月末現在に於ける社債の狀態を示せは左の如くてある

イ、外國債（一）

種別	募集の日	募集地	發行總額	發行價格	年利率
第一次	明治四〇年七月十九日	英國倫敦	四、〇〇〇、〇〇〇磅	英貨百磅ニ付九十七磅	五朱
第二次	同四一年六月一日	同	二、〇〇〇、〇〇〇	同 九十八磅	五朱
第三次	同四一年十二月十六日	同	二、〇〇〇、〇〇〇	同 九十七磅半	五朱
第四次	同四四年一月三日	同	六、〇〇〇、〇〇〇	同 九十八磅	四朱五厘

外國債（二）

種別	利息付拂期日	償還期限	券面種類
第一次	毎年二月五日 八月五日	二十五ヶ年（内据置十ヶ年）	二十磅、百磅、二百磅
第二次	毎年六月一日 十二月一日	三ヶ年（明治四十四年六月一日償還濟）	千磅
第三次	毎年二月五日 八月五日	大正二十一年七月廿三日（内据置八年七ヶ月）	二十磅、百磅、二百磅
第四次	毎年一月一日 七月一日	大正二十五年一月一日（内据置拾ヶ年）	二十磅、百磅、二百磅

外國債（三）

種別	發行總額（日貨換算九七六・三〇〇）	發行差額	差引實収額
第一次	三九、〇五二、〇〇〇・〇〇〇圓	二、九二八、九〇〇・〇〇〇圓	三六、一二三、一〇〇・〇〇〇圓
第二次	一九、五二六、〇〇〇・〇〇〇	六八三、四一〇・〇〇〇	一八、八四二、五九〇・〇〇〇
第三次	一九、五二六、〇〇〇・〇〇〇	一、四六九、三六六・三二一	一八、〇五六、六三三・六七九
第四次	五八、五七八、〇〇〇・〇〇〇	四、一一七、四九二・四八〇	五四、四六〇、五〇七・五二〇
計	一三六、六八二、〇〇〇・〇〇〇	九、一九九、一六八・八〇一	一二七、四八二、八三一・一九九

備考｛右の二百萬磅は既に償還し、殘額千二百萬磅（日貨換算額一億千七百十五萬六千圓）は大正九年八月三日法律第三四號に基き同年十二月一日日本帝國政府に於て其元利支拂義務を承繼せられたり。

ロ、內國債（一）

種別	募集の日	募集地	發行總額	發行價格	年利率
第五次	大正六年八月一日	東京	五、七〇〇、〇〇〇圓	百圓ニ付百圓	六朱
第六次	同　六年十月二十二日	同	四、五〇〇、〇〇〇	同九拾壹圓五十錢	五朱
第七次	同　七年五月十五日	同	九、八〇〇、〇〇〇	同九拾六圓五拾錢	六朱
第八次	同　八年七月二十一日	同	二〇、〇〇〇、〇〇〇	同九拾參圓五拾錢	六朱
第九次	同　八年十二月五日	同	三〇、〇〇〇、〇〇〇	同｛現金募集九七圓五〇錢 英貨乘換九七圓二五錢	六朱
第十次	同　九年三月一日	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同　九拾七圓	六朱

第十一次	大正九年八月二十日	同	一五、〇〇〇、〇〇〇	百圓ニ付九十五圓	七朱
第十二次	同　九月三十日	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同　九十五圓	七朱
第十三次	同　十一月十日	同	一五、〇〇〇、〇〇〇	同　九十五圓	七朱
第十四次	大正十年二月二十日	同	二五、〇〇〇、〇〇〇	同　九十六圓	七朱

內國債（二）

種別	利息仕拂期日	償還期限	券面種類
第五次	毎年三月一日 九月一日	大正二十一年七月三十一日（内据置五ヶ年、爾後十ヶ年間内ニ隨時抽籤償還）	百圓、五百圓、千圓、五千圓
第六次	毎年四月二十一日 十月二十一日	大正二十六年十月二十一日（内据置十ヶ年、爾後二十ヶ年内ニ毎年利息仕拂期日ニ金拾壹萬二千五百圓宛償還、但シ期限内臨時償還スルコトアルヘシ）	五百圓、千圓、壹萬圓、拾萬圓
第七次	毎年三月一日 九月一日	大正二十二年五月十四日（内据置五ヶ年、爾後十ヶ年内ニ隨時抽籤償還）	五百圓、千圓、五千圓
第八次	毎年六月一日 十二月一日	大正二十三年七月二十日（内据置五ヶ年、爾後十年内ニ毎年参拾萬圓以上隨時償還、但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓
第九次	毎年六月一日 十二月一日	大正十一年十二月一日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ隨時償還、但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓
第十次	毎年六月一日 十二月一日	大正十二年八月廿一日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ隨時償還、但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓
第十一次	毎年二月二十日 八月二十日	大正十二年八月二十日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ隨時償還、但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓

第十二次	每年三月一日／九月一日	大正十二年九月一日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ随時償還但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓
第十三次	每年六月一日／十二月一日	大正十三年十一月十日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ随時償還但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓
第十四次	每年二月二十日／八月二十日	大正十五年二月二十日（内据置一ヶ年、爾後期限内ニ随時償還但シ一部償還ハ抽籤ニ依ル）	百圓、五百圓、千圓、五千圓、壹萬圓

內國債（三）

種別	發行總額	發行差額	差引實收額
第五次	円 五、七〇〇、〇〇〇・〇〇〇	円 一〇一、七〇八・〇〇〇	円 五、五九八、二九二・〇〇〇
第六次	四、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇	三八二、七二六・〇〇〇	四、一一七、二七四・〇〇〇
第七次	九、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇	五一八、〇九三・九四〇	九、二八一、九〇六・〇六〇
第八次	二〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、六五八、五三三・五〇〇	一八、三四一、四六六・五〇〇
第九次	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、二五四、五四一・九五〇	二八、七四五、四五八・〇五〇
第十次	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	六〇二、五一七・二三〇	九、三九七、四八二・七七〇
第十一次	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、一二八、〇五二・五四〇	一三、八七一、九四七・四六〇
第十二次	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七五二、七六〇・九〇〇	九、二四七、二三九・一〇〇
第十三次	一五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、一二九、二六七・五〇〇	一三、八七〇、七三二・五〇〇
第十四次	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	一、六三一、三〇四・〇〇〇	二三、三六八、六九六・〇〇〇
計	一四五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	九、一五九、五〇五・五六〇	一三五、八四〇、四九四・四四〇

備考　以上の發行差額とは額面と發行價格との差額其他手數料及社債に要せし諸費を合算したものである。

五、興業費

會社の事業は鐵道業を以て其主たるものとすれとも、尙其他工場、船舶、港灣、鑛山、製鐵所、工業、電氣瓦斯、旅館、地方經營等頗る廣汎に亙つて居る、而して之等事業に投下せる資金は會社設立より大正八年度(大正九年三月末)に至る迄に累計三億六千九百三十五萬六千餘圓に達して居る、會社の性質上鐵道に投下せる資金最も多く全額の三割五分八厘に達し、鑛山(二割一分三厘)、製鐵所、(一割二厘)之に次く、今各事業について其興業費を示せは左の如くである。

事業別	大正八年度迄累計	百分比例
鐵道	一三二、〇五八、四一四円	三五・八
工場	九、〇〇五、五九三	二・四
船舶	二、三七八、四〇六	〇・六
港灣	三〇、二四八、四八九	八・二
鑛山	七八、六〇二、五八九	二一・三
製鐵所	三七、六九〇、六六一	一〇・二
工業	九、五三三、〇〇一	二・六
電氣	七、七三六、四五一	二・一
瓦斯	二、三三〇、四〇〇	〇・六

旅館	二、二三〇、六八五	〇・六
地方營造物	九、五六五、八五七	二・六
土地	二〇、七二七、三四二	五・六
諸建物	二七、二四八、三〇六	七・四
計	三六九、三五六、一九四	[illegible]

六、營業收支

會社の營業狀態を見るに明治四十年創業時代にありては純益二百壹萬六千餘圓に過ぎざるもの、大正八年度に至つては二千四百三十七萬四千餘圓に達し、約十二倍の增加を見るに至る。

(イ)　營業收支累年比較表

年別	收入	支出	損益	收入百に付支出
明治四〇年度	一三、五四三、一一五・三六円	一〇、五三六、五三〇・五三円	三、〇〇六、五八五・八三円	八四
同　四一年度	一七、六三五、六六八・七〇[illegible]	一五、五〇一、[illegible]	[illegible]、五八一・五八九	八八
同　四二年度	二三、一一三、九一三・一五五	一七、二四一、三二四・二七	五、七七一、六九八・八八四	七五
同　四三年度	二四、七七七、六六四・五〇五	二一、〇六九、六六八・二四〇	三、七〇八、三二六・三五五	八五
同　四四年度	二八、一五五、〇八〇・一九二	二四、四八七、六五二・四八四	三、六六七、四二七・七〇八	八七
大正元年度	三三、五四六、四七七・三九〇	二八、六二〇、四二二・六八[illegible]	四、九二六、〇四四・七〇九	八五
同　二年度	四三、四四七、一三三・四二七	三五、二四八、八四四・四二[illegible]	七、一六七、二九八・〇〇四	八[illegible]

同三年度	四四、六七〇、六六六、三五五	三七、一三六、五三四、九九三	七、五四一、〇九一、三六三	八五
大正四年度	四三、七八六、〇四四、七六九	三五、七〇五、五五五、七七一	八、〇八〇、四八八、九九七	八三
同五年度	五一、四〇三、四〇八、四四七	四一、一九四、八〇〇、六七四	一〇、二〇八、六〇七、七七三	八一
同六年度	六九、四三九、三五二、四四八	五四、五〇三、六〇九、五五〇	一四、九三五、七四二、八九八	七九
同七年度	九六、三五七、八七七、六〇七	七四、〇六四、七〇六、一九一	二二、二九三、一七一、四一六	七七
同八年度	一五三、一三三、三六七、〇八〇	一一八、七七八、四一二、八四六	三四、三五四、九五四、二三四	—

七、利益配當

會社利益金の處分方法は積立金、株主配當、役員賞與及交際費等に當て殘餘は次年度に繰越すことゝなつて居る、而して株主配當金は六月一日現在の株主名簿に依り之を拂渡し、每營業年度に於ける利益配當か一般株主の拂込金に對し年六分の割合に達せさる時は設立登記の日より十五箇年間日本政府より補給せらるることになつて居る、但し其補給額は如何なる場合と雖も株主拂込金に對し年六分の割合を超過せない。

株主配當

會社は前項の補給を受くる期間內每營業年度經過前一回を限り政府以外の株主に對し每年十二月一日現在の株主名簿に依り其拂込金額の年三分に當る金額を分配する、但し爾後株主の異動に拘らす六月一日現在の株主名簿に依る利益配當金は本項の金額を控除したる殘額とする。

中間配當

利益金か一般株主に對し年六分の配當を爲し且つ社債利子を支拂へ尙ほ殘餘あるときは該殘

政府配當　額は總株式の各拂込高に對し配當割合均一に至る迄之を政府持株に配當する、但し株主の拂込金に對し年六分の割合を超過せさるときは政府持株に對し配當する必要はない。

第二配當　政府持株に對する利益配當か年四分三厘の割合に達したるときは一般株主の拂込金に對し年四分の割合を超ゐさる範圍內に於て第二配當を爲すことを得る、創業以來大正八年度に至る迄の利益配當表を示せは左の如くてある。

年度	配當								
	法定積立金	政府配當金	政府以外株主配當金	同上第二配當金	特別積立金	役員賞與及交際費	退職役員慰勞金	翌年度繰越金	債務償還積立金
營業開始前	三三、七〇五円	—円	六% 四七、六七[illegible]円	—円	—円	—円	—円	六八、[illegible]円	—
明治四十年度	一〇〇、八二九	—	同 二〇、〇〇〇	—	四〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	—	[illegible]	—
同四十一年度	一〇五、六七九	—	同 一二〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	一六七、〇〇〇	—	[illegible]	—
同四十二年度	二六八、五八四	二、五〇〇、〇〇〇	同 一三〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	—	[illegible]	—
同四十三年度	一六五、四一五	一、五〇〇、〇〇〇	同 一三〇、〇〇〇	—	一、五〇〇、〇〇〇	二五四、〇〇〇	—	二、四六五、[illegible]	—
同四十四年度	一八三、三七一	一、八〇〇、〇〇〇	同 一二〇、〇〇〇	—	二、五〇〇、〇〇〇	二六八、〇〇〇	—	二、三二二、四六五	—
大正元年度	二四六、三〇三	三、〇〇〇、〇〇〇	同 五四〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	[illegible]	—
同二年度	三五八、[illegible]	三、五〇〇、〇〇〇	同 一、〇六八、四[illegible]	一% 一六六、四〇四	三、〇〇〇、〇〇〇	[illegible]	[illegible]	三、六六五、[illegible]	—

同三年度	三七、〇五四	二、五〇〇、〇〇〇	同 一、四三〇、〇〇〇	二% 四七三、三三三	二、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	三、五六〇、九九九	—
同四年度	四四、〇五四	二、五〇〇、〇〇〇	同 一、五六〇、〇〇〇	同 五三〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	三、八五七、四四三	—
同五年度	五五、三八〇	二、五〇〇、〇〇〇	同 一、八〇〇、〇〇〇	同 六〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	—	四、七五九、七〇〇	—
同六年度	七四六、六八一	二、五〇〇、〇〇〇	同 二、三八〇、〇〇〇	同 七三三、三三三	五、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七、九〇五、七三七	—
同七年度	一、二〇九、六五六	三、五〇〇、〇〇〇	同 三、三三〇、〇〇〇	四% 三、〇八〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	七、八二九、三四〇	七、〇〇〇、〇〇〇
同八年度	一、三六八、七四八	三、五〇〇、〇〇〇	同 三、九七〇、〇〇〇	同 三、六四六、六六六	五、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	八、二四八、九七〇	七、〇〇〇、〇〇〇

八、土地及建物

會社は其性質上廣大なる土地と建物を所有して居る、大正九年三月末現在に於ける土地面積及建物は左の如くである。

種別	土地面積	建物 棟數	建物 坪數
鐵道附屬地	七三、四二七、九五一坪	一二、四〇四	四九七、四八〇
其の他	一一二、九〇〇	六八	五、八四五
計	七三、五四〇、八五一	一二、四七二	五〇三、三二五

備考 土地面積中關東州内に在るもの六・七五〇・八八二坪
其他とは哈爾賓、吉林、鄭家屯、天津、上海及東京の各地とする

九、貸借對照表（大正九年三月末現在）

資	産
興業費	三六九、三五六、一九四円
生産物	一〇、六七五、六一五
貯藏品	四六、九五九、三七三
有價證券	七、二一〇、九七一
現金	九六八、五四二
外國貨幣	六九、〇一六
切手印紙	六五、九八九
預金	四、〇五二、四一二
貸金	二〇、〇八二、五五八
證券貸借	九六一、五三〇
未收金	一二、四八三、五〇九
假拂金	二二、三七六、四〇四
工事未完了高	一、二五六、八七九
工場未成品	一三、二八二、〇七一
社債差額	二、七八三、六八五
合計	五一二、五八四、七四七

負	債
株金	一八〇、〇〇〇、〇〇〇円
法定積立金	四、六三三、六五三
特別積立金	二八、四〇〇、〇〇〇
社債償還積立金	七、〇〇〇、〇〇〇
社債	一九七、一五六、〇〇〇
假受金	八、三八一
用品資金	七二一、五一三
保證金	一、一七三、二一九
他店貸借	一八、八五五
社員貯金	二、三九一、二四九
社員身元保證金	六、二五二、六四〇
社員共濟金	七一九、三二〇
共濟組合積立金	二、一五九
未拂金	四五、二六四、五五四
假拂金	六、六四八、九九八
前年度繰越金	七、八一九、二四一
本年度繰越金	二四、三七四、九六四
合計	五一二、五八四、七四七

一〇、社員表（大正九年三月末現在）

所屬			人員
重役			一四
社長室			一九一
總務部	各課		一一一
	東亞經濟調查局		一五
運輸部	各課		九六
	大連管理局	各課	二七四
		各驛	一、九三五
		各車輛係	一、二六二
		各ホテル	六二
	埠頭事務所		六四三
興業部	各課		一七
	各公所		三二
	撫順炭鑛		七三三八
	鞍山製鐵所		三一六
	地質研究所		二三
	電氣作業所		二三七
	瓦斯作業所		三一
商事部	各課		二五〇
	大阪出張所		七
地方部	各課		一九〇
	各地方事務所		二六九
	中央試驗所		一三〇
	各農事試驗場		五九
	各醫院		三三五
	南滿醫學堂		一一三
	各學校		四九〇
	圖書館		五三
技術部	各課		三二六
	各工務事務所		三六一
	建築事務所		二六
	築港事務所		七三
	各工場		三四二
經理部	各課		一三一
東京支社			三〇
計			九、一八三
外傭員			三五、六〇〇

備考
（一）大正九年六月社員淘汰により約二割減少
（二）其後職制變更あり右表多少の差異生す、
（三）右表の外京城管理局所屬職雇員三、〇二九名、傭員九、〇七三名、吉長鐵路局へ派遣員五一名、四鄭鐵路局へ派遣員一五名及豫備員五十名あり。

第二款 會社の事業

第一、鐵道業

一、營業哩

會社所有の鐵道は大連、長春間四三八、五哩（寛城子驛連絡線を含む）、支線、八五・九哩、安奉線（蘇家屯、安東間）一六一、四哩合計六八六哩の延長あり、右の中大連鐵嶺間二九一・六哩は複線である、今驛名及起點よりの哩數を示せは左の如くてある。

本線

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
大連	〇・〇	臭水子	五・五	南關嶺	九・六

大房身	一七・二	太平山	一四一・九	奉天	二四六・四
金州	二〇・一	大石橋	一四八・八	文官屯	二五四・五
二十里堡	二八・七	分水	一五三・五	虎石臺	二五九・二
三十里堡	三四・七	他山	一五八・五	新城子	二六六・七
石河	四一・〇	海城	一六八・七	新臺子	二七四・二
普蘭店	四七・九	南臺	一七四・四	亂石山	二七八・九
田家	五八・五	湯崗子	一八一・九	得勝臺	二八四・九
瓦房店	六五・二	千山	一八七・七	鐵嶺	二九〇・八
王家	七〇・〇	鞍山	一九一・〇	平頂堡	二九七・四
得利寺	七七・一	立山	一九四・二	中固	三〇四・一
松樹	八一・二	首山	一九九・九	開原	三一一・六
萬家嶺	九〇・九	遼陽	二〇六・四	金溝子	三一八・三
許家屯	九九・七	張臺子	二一四・五	馬仲河	三二四・六
九寨	一〇四・四	煙臺	二二〇・三	昌圖	三三〇・九
熊岳城	一一〇・七	十里河	二二五・五	滿井	三三五・五
蘆家屯	一一六・九	沙河	二三〇・九	泉頭	三三九・九
沙崗	一二三・六	蘇家屯	二三六・七	雙廟子	三四六・五
蓋平	一三〇・二	渾河	二四一・〇	恒勾子	三五二・一

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
虹牛嘴	三五六・一	蔡家	三八七・一	范家屯	四一七・一
四平街	三六四・〇	大楡樹	三九二・四	大屯	四二三・五
楊木林	三六八・一	公主嶺	三九七・三	孟家屯	四三〇・四
十家堡	三七三・七	劉房子	四〇四・〇	長春	四三五・八
郭家店	三八〇・四	陶家屯	四一〇・七		

安奉線

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
蘇家屯	〇・〇	橋頭	四八・三	秋木莊	一〇三・一
吳家屯	五・七	南坟	五七・六	鷄冠山	一一一・九
陳相屯	一一・〇	下馬塘	六四・〇	四臺子	一一八・七
姚千戶	一八・五	連山關	六九・四	鳳凰城	一二四・五
石橋子	二六・七	祁家堡	七五・一	高麗門	一三三・六
火連寨	三五・〇	草河口	八一・八	湯山城	一四一・〇
本溪湖	三八・六	通遠堡	八九・三	五龍背	一四六・七
福金	四一・九	劉家河	九九・一	蛤蟆塘	一五五・八

沙河鎭	一五九・七	安東	一六一・七

旅順線

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
臭水子	〇・〇	營城子	一四・一	旅順	三一・六
夏家河子	七・六	龍頭	二四・五		

營口線

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
大石橋	—	營口	一三・九		

撫順線

驛名	哩數	驛名	哩數	驛名	哩數
渾河	〇・〇	孤家子	六・四	李石寨	二〇・一
楡樹臺	二・五	深井子	一五・六	撫順	二七・九

右の外寛城子聯絡線、埠頭、大連間等を合すれば約六八六哩あり。

二、鐵道建設費

大連、長春間の本支線は東支鐵道時代五呎の軌間を有して居たが我軍の占領すると共に三呎六吋に改め、其儘會社に繼承したものである。會社は營業開始後直に修築工事に着手し軌間を四呎八吋半に改め、明治四十一年五月に竣工した。又戰爭中我軍の敷設した安奉線は二呎六吋の輕便鐵道てあつたか、同四十二年八月より改築工事に着手し同四十四年十一月廣軌に改めた。爾來鐵道の修築設備の整頓、車輛の整備等に用ふる費用少からす、大正八年度迄累計一億三千二百萬餘圓の資金を投して居る、今其内譯を示せは次の如くてある。



（奉　天　驛）

鐵道建築費內譯

科目			大正八年度鐵道建設費	同年度末迄ノ累計
本線	線路費	土工費	七七三、四八七・九〇六円	八、九五二、五四八・〇七一円
		橋梁費	九三四、五二二・九三〇	一五、四四九、一五九・三五三
		伏樋費	二、八八四・〇七〇	五七、九二一・四二四
		隧道費	—	—
		建物費	五六、六七一・七八九	五五六、七五八・五一二
		軌道費	五、五七五、五三五・〇一五	二七、〇三三、八一五・五九〇
		機器費	減 四九〇、五二二・五五二	—
		計	六、八五二、五七九・一五八	五二、〇五〇、二〇二・九五〇
	停車場費	建物費	一、四四六、九四〇・八四六	六、四一〇、四六九・七八四
		設備費	四八三、五四九・九二八	三、二〇八、七四八・二八四
		機器費	一四三、〇四〇・四二五	二八二、〇六九・八三六
		計	二、〇七三、五三一・一九九	九、九〇一、二八七・九〇四
	通信機費		四一、九三一・六八七	一六四、二五六・六八六

		科目	大正八年度鐵道建設費	同年度末迄ノ累計
本線	通信費	信號機費	円 八九、三六九・六九五	円 三四一、八四一・七六七
		電線路費	一〇二、四七五・六〇三	一、一八四、九三九・〇〇二
		建物費	二三、一七七・六六八	八四、八八一・二四三
		器具費	五、七八五・一一九	一八、〇七二・八四六
		計	二五一、一六九・五三四	一、七九三、九九一・五四四
	車輛費	機關車費	九、五〇九、九二一・九一一	二〇、二〇四、一七七・三八八
		客車費	七八九、〇八六・六五七	四、八三一、六六一・二〇三
		貨車費	三、七六一、六一六・七〇一	一四、三六八、五〇九・一五八
		車掌車費	一一〇、一一二・七〇五	五三七、四四一・〇四六
		機器費	二五、九五三・六七九	一一八、六五四・〇四三
		覆布費	三〇〇、五一七・九四四	四〇八、一三三・四八〇
		計	一四、四九七、二〇九・五九七	四〇、四六八、五七六・三一八
	工場	建物費	二六七、六三八・〇九三	四、一二〇、六九六・九一三
		機器費	六〇〇、三六三・二三三	四、三一五、七六〇・四六五
		土工費	—	一一〇、六七〇・七五二

費	溝渠費	六、二八四・二五九円	四八、〇四六・三八五円
	給水費	二九、六一四・五七三	四一〇、四一八・七一五
	計	九〇三、九〇〇・一五八	九、〇〇五、五九二・二三〇
計		二四、五七八、三八九・六四六	一一三、二一九、六五一・九四六
安奉線 線路費	土工費	一三五、〇一九・四六四	五、四九五、五六一・三四八
	橋梁費	二九四、一九六・五三四	六、九三九、七七二・三二二
	伏樋費	七七七・七〇一	一五六、七九一・三七八
	隧道費	―	三、七八九、九四八・七〇三
	建物費	三一、七三三・三一七	二三九、八〇三・二五三
	軌道費	六七七、六四四・〇六七	五、四四五、四九三・三八九
	機器費	二九、二七八・三七七	―
	計	一、一一〇、〇九二・七〇六	二二、〇六七、三七〇・三九三
安奉線 停車場費	建物費	二五三、三四二・七八七	一、〇四六、四二一・五六三
	設備費	四五、五八六・一八六	六三五、四二九・一九六
	機器費	三、一七九・六七一	一〇、三九五・七九一
	計	三〇二、〇四六・六四四	一、六九二、二四六・五五〇

科目			大正八年度鐵道建設費	同年度末迄ノ累計
安奉線	通信信號機費	通信器費	円 一・八〇一	円 一一、四五三・六八二
		信號機費	五一、一八一・三五五	九〇、四三一・七〇二
		電線路費	二六、八六〇・九三五	三三二、四九四・九八九
		建物費	一〇、六二九・四七四	二〇、七〇五・〇六〇
		器具費	—	五・三一〇
		計	八八、六七三・五六五	四五五、〇九一・七四三
	車輛費	機關車費	三、〇七五・九一三	九〇〇、六〇八・二八七
		客車費	一九九・六三七	九四九、九〇九・四一九
		貨車費	六五三、八七〇・八八七	一、六三〇、〇七九・二六二
		車掌車費	—	一七、三八〇・一七六
		機器費	五六二・八二七	一五、七八九・六七九
		覆布費	六〇、四五七・六五五	一一五、八八〇・五五二
		計	七一八、一六六・九一九	三、六二九、六四七・三七五
	計		二、二一八、九七九・八三四	二七、八四四、三五六・〇六一
合計			二六、七九七、三六九・四八〇	一四一、〇六四、〇〇八・〇〇七



鴨綠江鐵橋（中央に見ゆるは開閉橋）

車輛現在數（大正八年度末）

（一）機關車數（營業線路十哩に付四輛六八の割合）

種類		輛數
アメリカン、タイプ	（A）	四
プレーリ・スヰッチャー	（D）	三五
ダブル・エンダ・タンク	（E）	六九
テン・ホイーラー	（F.1）	二三
	（F.2）	五
パシフィック	（G）	七
	（G.1）	三
	（G.2）	六
コンソリデーション	（H.1）	四六
	（H.2）	二〇



（京奉線營口河北驛）

	(H$_{.3}$)	四〇
	(H$_{.4}$)	一二
ミカド	(M)	二五
デカポット	(P)	二六
インスペクション・ロコモチーブ	(I)	二
インスペクション・モーターカー	(I$_{1}$)	二
クレーン・ロコモチーブ	(K)	三
合計		三三八

（二）客車類（營業線路十哩に付平均四輛三〇の割合）

種類	輛數
特別車	二
一等寢臺車	九
二等寢臺車	七

二等寢臺手荷物合造車	七
食堂車	一五
一等食堂合造車	三
一等客車	一三
一二等合造客車	一四
二等客車	一九
二三等合造客車	一三
三等客車	一二一
三等手荷物合造車	四一
手荷物郵便合造車	二九
手荷物車	四
監査車	一
計	二九八

(三)貨車類（營業線路十哩ニ付平均六九輛五三の割合）

種類	輛數
有蓋貨車	一、九一八
貨物車掌車	一八
無蓋貨車	一、九二二
無側貨車	二八一
石炭車	一九五
鑛石車	二八
土運車	二三〇
水漕車	一〇
油漕車	八
冷藏車	五
車掌車	一八三
計	四、七九八

線路施設

線別	年度	實哩數（哩鎖）	軌條延長 幹線（哩鎖）	軌條延長 側線（哩鎖）	轉轍器及撤叉（組）	枕木（本）	道床（立坪）	橋梁 箇所數	橋梁 延長（呎）
本線	大正四年	五二五·三三	七六四·二二	二七五·五七	一、七九二	二、四三五、〇五〇	二七四、五[illegible]	九四四	五七、四六五
	同 五年	五二五·三三	七六四·二四	二八二·一一	一、八〇六	二、四五〇、八七三	二七六、[illegible]	八七五	五七、七〇六
	同 六年	五二五·三三	七六四·二〇	二八六·七九	一、九二二	二、四六一、五七六	二七七、五[illegible]	八九九	五七、八五五
	同 七年	五二五·三三	七七一·二二	三〇五·四五	一、九八二	二、五五一、六四七	二六五、六[illegible]	九一七	五八、〇二五
	同 八年	五二七·〇一	九[illegible]·〇八	[illegible]八一·六八	二、三七八	二、九[illegible]七	[illegible]〇九、一七五	九三六	六一、〇四[illegible]
安奉線	大正四年	一六五·三三	一六五·三三	五五·〇七	三〇一	四九五、一七三	五八、二〇七	一四四	二四、五[illegible]
	同 五年	一六五·三三	一六五·三三	五五·五五	三一四	四九六、〇一〇	五八、三[illegible]	一四五	二四、六四七
	同 六年	一六五·三三	一六五·三三	五六·[illegible]	三二九	四九八、[illegible]	五八、五四八	二五二	二四、七一[illegible]
	同 七年	一六五·三三	一六五·三三	五五·六八	三三〇	四九七、九九[illegible]	五八、五[illegible]四	二六一	二四、七八[illegible]
	同 八年	一六三·二〇	一六三·二〇	六〇·四三	三七四	五八六、九五一	五九、五三四	二七三	二五、〇六七
計	大正四年	六九〇·六六	九二九·五五	三三〇·六四	二、〇九三	二、九三〇、二二三	三三二、七五六	一、〇八八	八一、九八七
	同 五年	六九〇·六六	九二九·五七	三三七·六六	二、一二〇	二、九四六、八八三	三三四、六一五	一、一二〇	八二、三五三
	同 六年	六九〇·六六	九二九·五三	三四三·二〇	二、二五一	二、九五九、七七八	三三六、〇六七	一、一五一	八二、五六八

線別	年度	溝橋	伏樋	電線路延長	停車場內・設備							
					停車場數	信號所數	機關庫數	客車庫	乘降場	貨物積卸場棟	貨物倉庫及上家 數	貨物倉庫及上家 坪數
本線	大正四年	箇所 三五五	箇所 三六	哩鎖 七、四〇二、四四	七六	三	九	三	一六七	六六	五〇	一〇、八一七
	同 五年	三六三	二九	七、三八〇、七八	七九	三	九	三	一七〇	六六	五三	一〇、五七七
	同 六年	三七一	六八	七、七六六、三三	八〇	四	九	三	一七一	六八	五一	一〇、九四七
	同 七年	三七七	三三	八、五六五、七八	八二	五	九	三	一七七	六八	五三	一一、七三七
	同 八年	四四四	五〇	八、七八一、〇二	八六	九	九	六	一八〇	七七	六四	一七、七七〇
安奉線	大正四年	二三	三〇	二、四四五、七七	二四	—	三	—	五二	一〇	五	一〇七
	同 五年	二六	二九	二、四五三、五八	二四	—	三	—	五二	一〇	八	一五四
	同 六年	二六	三二	二、四六八、五七	二四	—	三	—	五二	一二	九	三二二
	同 七年	二九	三三	二、七四二、三三	二四	—	三	—	五二	一三	九	三二二
	同 八年	三六	[illegible]	二、七六八、三三	二六	—	[illegible]	—	五五	一〇	一〇	四[illegible]

同 七年	六九〇・六六	九二六・五四	三六一・三三	二、三三一	三、〇四九、六四〇	三四四、一四四	一、一七八	八二、七九五
同 八年	六八九・二二	九三五・二八	四四五・四〇	二、七五二	三、五七九、三二八	三六八、六九九	一、二〇八	八七、一〇九

線別				停車場内設備						
年度	溝橋	伏樋	電線延長	停車場數	信號所數	機關庫數	客車庫	乘降場	貨物積卸場棟數	貨物倉庫及上家坪數
計										
大正四年	五七八	二四六	九、八四七、四一	一〇三	二	三	二	三〇	七六	五五	一〇、九二三
同　五年	五七八	二四八	九、八三四、五七	一〇三	二	三	三	三一	七六	六二	一〇、七三二
同　六年	五七八	二五〇	一〇、三三五、〇〇	一〇四	四	三	三	三三	八〇	六〇	一一、三四〇
同　七年	五九六	二五五	一一、三〇八、一三	一〇五	五	三	三	三八	八一	六三	一三、一三〇
同　八年	六七五	二七九	一一、五〇七、二四	一一三	九	三	三	三五	八七	七四	一八、一八三

三、鐵道營業收支

會社に於ける主なる事業は云ふ迄もなく鐵道業てあつて亦重要なる財源の一てある例へは大正八年に於ける會社總收入一億五千三百萬圓中鐵道收入は六千七百萬圓てあつて全收入の約四割、三分を占めて居る。

今創業時代より大正八年度に至る迄の鐵道收支累年比較表を掲くれは左の如くてある。

鐵道營業收支

種別		收入	支出	損益	收入百ニ付支出
鐵道本線	明治四十年度	九、四八〇、七七五・九二三円	五、三七八、五四六・六四八円	四、一〇二、二二九・二七五円	五七
	同四十一年度	一二、一二五、八四一・二三〇	四、五九四、九〇一・五一六	七、五三〇、九三九・七一四	三八
	同四十二年度	一四、四五八、九九七・五六〇	五、二〇七、九六三・二五二	九、二五一、〇三四・三〇八	三六
	同四十三年度	一四、七五八、八六七・二九〇	五、六五二、九三五・三九〇	九、一〇五、九三一・九〇〇	三八
	同四十四年度	一六、五〇一、四一四・八七〇	六、〇三七、六三七・〇一〇	一〇、四六三、七七七・八六〇	三七
	大正元年度	一八、六二三、〇一八・六一〇	六、六四七、六三七・一〇〇	一一、九七五、三八一・五一〇	三六
	同二年度	二〇、四七九、四四五・四七〇	六、七二五、〇二九・四五〇	一三、七五四、四一六・〇二〇	三三
	同三年度	二一、四九八、七三四・六〇〇	七、一三三、九〇四・六三〇	一四、三六四、八二九・九七〇	三三
	同四年度	二一、九〇四、三三一・一四〇	六、九一四、三七四・九〇〇	一四、九八九、九五六・二四〇	三二
	同五年度	二五、四〇二、三一七・〇一〇	七、一八二、〇六七・五〇〇	一八、二二〇、二四九・五一〇	二八
	同六年度	三二、一九八、四一八・六一〇	九、一七二、六六八・六一〇	二三、〇二五、七五〇・〇〇〇	二八
	同七年度	四〇、二五三、八〇一・〇七〇	一四、四五九、九六二・九五〇	二五、七九三、八三八・一二〇	三六
	同八年度	五九、六一五、六七八・六一〇	二六、三四一、四三八・三七〇	三三、二七四、二四〇・二四〇	

種別		收入	支出	損益	收入百ニ付支出
鐵道 安奉線	明治四十年度	円 二八八、二二二・一九〇	円 七二三、一六八・三二八	円 損四三四、九七?・〇三八	二五一
	同四十一年度	四二一、二八一・二〇〇	五七六、五八六・〇四四	損一五五、三〇四・八四四	一三八
	同四十二年度	五五七、二〇〇・五二〇	六二〇、三六九・八四六	損六三、一六九・三三六	一一〇
	同四十三年度	九一三、七七一・五五〇	八八九、七〇四・一三〇	二四、〇三三・四二〇	九七
	同四十四年度	一、〇二四、八七三・九九〇	八七〇、七二三・七七〇	一五四、一五〇・二二〇	八五
	大正元年度	一、二四八、四三七・六七〇	一、一五九、二八五・七五〇	八九、一五一・九二〇	九三
	同二年度	一、七七五、六六六・五七〇	一、一六八、八九八・九二〇	六〇六、七六七・六五〇	六六
	同三年度	一、七七七、九八六・九二〇	一、二二一、三八一・五八〇	五五六、六〇五・三四〇	六九
	同四年度	一、九八九、八七二・六五〇	一、二六一、一四五・四九〇	七二八、七二七・一六〇	六三
	同五年度	二、四一三、〇三一・五三〇	一、二五三、八七一・七七〇	一、一五九、一五九・七六〇	五二
	同六年度	三、二五三、五〇四・二一〇	一、六六六、〇六五・七七〇	一、五八七、四三八・四四〇	五一
	同七年度	四、七四〇、〇七〇・六〇〇	二、五七八、二一三・八八〇	二、一六一、八五六・七二〇	五四
	同八年度	七、四四五、〇四一・四一〇	四、一八七、四九九・一九〇	三、二五七、五四二・四七〇	

計

明治四十年度	九、七六八、八八七・一一三	六、一〇一、六一六・八六六	三、六六七、二七〇・二四七	六三
同四十一年度	一二、五三七、一四二・四二〇	五、一六一、四〇七・五五〇	七、三七五、七三四・八七〇	四一
同四十二年度	一五、〇一六、一九八・〇八〇	五、八一八、三三三・〇九八	九、一九七、八六四・九八二	三九
同四十三年度	一五、六七一、六〇四・八四〇	六、五四二、六三九・五一〇	九、一三八、九六五・三三〇	四二
同四十四年度	一七、六〇六、二八七・八六〇	六、九八八、三五三・七八〇	一〇、六一七、九三四・〇八〇	三九
大正元年度	一九、九〇七、四五六・二八〇	七、八四六、九二三・八五〇	一二、〇六〇、五三三・四三〇	三九
同二年度	二二、二七五、一三二・〇四〇	七、九一三、九四八・三七〇	一四、三六一、一八三・六七〇	三六
同三年度	二三、二一六、七二一・五二〇	八、三四五、二八六・二一〇	一四、八七一、四三五・三一〇	三六
同四年度	二三、八九四、二〇三・七九〇	八、一七四、五二〇・三九〇	一五、七一九、六八三・四〇〇	三四
同五年度	二七、八一五、三四八・五四〇	八、四三五、九三九・二七〇	一九、三七九、四〇九・二七〇	三〇
同六年度	三四、四五七、九二三・七二〇	一〇、八五八、七三四・〇三〇	二三、五九九、一八八・六九〇	三二
同七年度	四四、九九二、八七一・六七〇	一七、〇三八、一五六・八四〇	二七、九五四、七一四・八三〇	三八
同八年度	六七、〇六〇、七二〇・〇三〇	三〇、五二八、九三七・五六〇	三六、五三一、七八二・四七〇	四六

四、運輸

鐵道收入の大なること前述の如く實に一年約七千萬圓の巨額に達して居る、而して之を一日一哩平均收入として見れば二百六十六圓七拾五錢の收入あり、其收入の大部分は旅客收入及貨

物收入であつて殊に貨物は旅客收入の約三倍餘に達して居る、之れ滿鐵の日本鐵道と異なる點である、大正八年度に於ける旅客人員は九百二十七萬四千一百十四人其收入千四百二十四萬三千餘圓にして貨物輸送量は一千萬噸其收入四千六百三十萬餘圓の盛況を呈して居る、而して其貨物の主なるものは大豆若くは豆粕等の滿洲特產物である、斯



（長春出廻特產物の野積）

の如く滿鐵の財源は鐵道、鐵道收入の主なるものは貨物、貨物收入の主なるものは大豆であつて之を極論すれは滿鐵は大豆によつて立つて居ると云ふことが出來る、滿鐵と滿洲特產物の關係の重要なること之に依つて其一般を知り得らる、今最近五ヶ年間の運輸成績及主要貨物取扱噸數の表を掲くれは左の如くである。

運輸成績一覽表

線別	年度	年度末營業哩	平均營業哩	營業延日數	乘車人員	客車收入	貨物噸數
本線	大正四年	五[illegible]・八哩	五[illegible]・九哩	一九一、〇三三・[illegible]哩	[illegible]・五七	四、三八四、〇五七・六九円	五、四〇四・五五七
	同 五年	五[illegible]・八	五[illegible]・八	一九〇、四五七・[illegible]	[illegible]、八[illegible]・一一五	五、四一九、六〇一・五七	五、六[illegible]・〇五[illegible]
	同 六年	五[illegible]・八	五[illegible]・八	[illegible]〇、四五七・〇	五、〇七〇・四五九	七、[illegible]四、四八九・四八	六、五四八・九六四
	同 七年	五[illegible]・八	五[illegible]・八	一九〇、四五七・[illegible]	六、四七五・一三〇	九、五八〇、六三七・三四	七、五八四・五六五
	同 八年	五[illegible]四・六	五[illegible]・七	一九一、三三〇・四	八、〇四四・七[illegible]	[illegible]、四五[illegible]、四〇四・七[illegible]	九、[illegible]・[illegible]
安奉線	大正四年	一七〇・八	一七〇・八	六[illegible]、[illegible]・[illegible]	五六七・九七七	四五八、[illegible]八〇・[illegible]	一、二四一・七三〇
	同 五年	一七〇・八	一七〇・八	六[illegible]、[illegible]・〇	八九[illegible]・[illegible]	六[illegible]〇、八五[illegible]・六九	一、四二[illegible]・三六八
	同 六年	一七〇・八	一六八・八	六[illegible]、三四[illegible]・[illegible]	九七六・九五[illegible]	九[illegible]、[illegible]七・六[illegible]	一、六[illegible]・六五四
	同 七年	一七[illegible]・八	一七〇・八	六[illegible]、[illegible]・[illegible]	一、[illegible]・八六五	一、[illegible]〇、五四四・七四	一、九七八・八四[illegible]
	同 八年	一七[illegible]・四	一七[illegible]・[illegible]	六[illegible]、五七六・四	一、四六四・[illegible]五八	一、七[illegible]、[illegible]八五・[illegible]	二、[illegible]三九・〇〇〇
計	大正四年	六六七・二	六六七・三	二五一、五六九・六	三、七〇八・一六五	四、八四二、三三八・〇三	五、八六〇・七一[illegible]
	同 五年	六六七・二	六六七・二	二五〇、八二八・〇	四、四一〇・八一六	六、〇四〇、四五三・二六	五、三三九・七五[illegible]
	同 六年	六六七・二	六六七・二	二五〇、八二八・〇	五、八四四・九三九	八、一三六、七〇七・一〇	七、二七四・一七[illegible]
	同 七年	六六七・二	六六七・二	二五〇、八二八・〇	七、四九一・九四六	一〇、九二一、三八三・〇八	八、三三四・〇八四
	同 八年	六六六・三	六六六・九	二五一、三九五・八	九、二七四・一一四	一四、二四三、七八九・九一	一〇、〇九六・六七[illegible]

線別	年度	貨車收入	倉庫收入	雜收入 發着手數料	雜收入 其他	計	一日平均	一哩平均	一日一哩平均
本線	大正四年	円 一五、八六四、三七七・四六	円 二四五、四七七・一七	円 五七八、二六七・八六	円 四七六、三九八・〇二	円 二一、五四九、五九八・一九	円 五八、八七八・六八	円 四一、二九〇・六七	円 一一二・八二
	同 五年	一八、五五一、八八七・一三	三三三、六八五・二八	六七五、九八三・四〇	七三一、一五九・六四	二五、四〇二、三一七・〇一	六九、五九五・三九	四八、六八二・〇九	一三三・三八
	同 六年	二一、六九七、四六九・七三	五一〇、五〇三・〇〇	八一四、〇六一・六八	九五一、八九四・七二	三一、一九八、四一八・六二	八五、四七五・一二	五九、七八九・九九	一六三・八二
	同 七年	二七、二五二、九九三・二〇	一、〇一三、一一七・六七	九七三、七五二・〇五	一、四三二、〇八〇・八一	四〇、二五二、八〇一・〇七	一一〇、二八一・六五	七七、一四三・二〇	二一一・三五
	同 八年	四一、三二一、五二七・一四	一、五六三、一〇七・四五	二、二四二、九六七・五九	二、〇四六、六七一・六四	五九、六一五、六七八・六一	一六二、八八四・三七	一一四、〇五三・二四	三一一・六〇
安奉線	大正四年	一、三五六、二七七・六五	二、二八九・七一	七五、七四四・八二	四九、九三七・八八	一、九八二、五一九・四〇	五、四一六・七二	一一、六六七・一六	三一・八七
	同 五年	一、三三〇、五八八・六四	一、五〇三・八五	九五、四一六・七三	六四、六七〇・六三	二、四一三、〇三一・五三	六、六一一・〇五	一四、一二七・八一	三八・七一
	同 六年	二、〇九五、五八六・三一	一二、七四五・三六	一三一、四八五・二八	一一八、四六九・六一	三、二五九、五〇四・一一	八、九三〇・一四	一九、〇八二・七五	五二・二八
	同 七年	三、一二四、六八八・七〇	六、八九六・七四	一五九、三四七・七三	一一八、五六二・七〇	四、七四〇、〇七〇・六〇	一二、九八六・四九	二七、七五二・一七	七六・〇三
	同 八年	四、九八四、二三一・八八	一五、六三四・九九	三二五、八四九・七七	三一六、九三九・六四	七、四四五、〇四一・四二	二〇、三四一・六四	四三、五四八・一五	一一八・九八
計	大正四年	一七、二二〇、六五五・一一	二四七、七六六・八八	六五四、〇一二・六八	五二六、三三五・九〇	二三、五三二、一一七・五九	六四、二九五・四〇	三四、二三八・四九	九三・五四
	同 五年	一九、八八二、四七五・七七	三三五、一八九・一三	七七一、四〇〇・一三	七九五、八三〇・二七	二七、八一五、三四八・五四	七六、二〇六・四三	四〇、四七六・三五	一一〇・八九
	同 六年	二三、七九三、〇五六・〇四	五二三、二四八・三六	九四五、五四六・九六	一、〇七〇、三六四・三三	三四、四五七、九二二・七三	九四、四〇五・二七	五〇、一四一・五〇	一三七・三八
	同 七年	三〇、三七七、六八一・九〇	一、〇二〇、〇一四・四一	一、一三三、〇九九・七八	一、五五〇、六四三・五一	四四、九九二、八七一・六七	一二三、二六八・一四	六五、四七三・七五	一七九・三八
	同 八年	四六、三〇五、七五九・〇二	一、五七八、七四二・四四	二、五六八、八一七・三六	二、三六三、六一一・二八	六七、〇六〇、七二〇・〇三	一八三、二二六・〇一	九七、六六八・〇七	二六六・七五

主要貨物取扱噸數

線別	年度	大豆	豆粕	高粱	米	麥	小麥	小豆	粟
本線	大正四年	九六八,九九四	二一一,二七七	一四四,六九四	一四,七二一	五,六七一	二〇,二五六	二五,九〇二	二七,一二一
	同　五年	一,〇三八,九八六	一三一,〇六一	二四二,〇三三	一五,一八四	五,〇七九	四〇,五四一	三三,九四五	一七,八五四
	同　六年	一,一三七,五七三	一一九,七六五	三四七,一三七	二一,三三八	五,二〇六	二一,七一九	三六,五二〇	五五,〇四四
	同　七年	一,二九五,二八五	一八四,八八六	二一九,五三一	二五,四二九	一九,八四三	五二,八六〇	四〇,四四八	一〇四,〇八〇
	同　八年	一,七九八,七〇七	三二六,〇〇五	二三一,八六八	二六,四九九	一六,九六五	一三八,八四四	二八,九二二	一五二,五二一
安奉線	大正四年	二三,六五三	五,九八二	一,八七四	二二,〇八二	一六三	一五七	二,一二三	三,九八六
	同　五年	二三,一八三	四五,九一四	一,四〇七	二五,三四二	二九〇	一三	七,〇〇三	二,六四四
	同　六年	三九,四六二	六四,六八五	七,四〇八	二一,二四九	三,三八一	一,二三八	七,一二三	三,三一一
	同　七年	四一,〇一三	六八,五〇二	六,四六九	一二,〇四七	四三〇	四一七	九,一〇四	一九,八二三
	同　八年	三九,八〇〇	四四,六四七	一一,〇五三	一一,八五七	三三九	一三〇	三,九三六	二八,三二〇
計	大正四年	九九二,六四七	二一七,二五九	一四六,五六八	三六,八〇三	五,八三四	二〇,四一三	二八,〇二五	三一,一〇七
	同　五年	一,〇六二,一六九	一七六,九七五	二四三,四四〇	四〇,五二六	五,三六九	四〇,五五四	四〇,九四八	二〇,四九八
	同　六年	一,一七七,〇三五	一八四,四五〇	三五四,五四五	四二,五八七	八,五八七	二二,九五七	四三,六四三	五八,三五五
	同　七年	一,三三六,二九八	二五三,三八八	二二六,〇〇〇	三七,四七六	二〇,二七三	五三,二七七	四九,五五二	一二三,九〇三
	同　八年	一,八三八,五〇七	三七〇,六五二	二四二,九二一	三八,三五六	一七,三〇四	一三八,九七四	三二,八五八	一八〇,八四一

線別	年度	包米	雜穀及種子	麥粉	鹽	砂糖	味噌醬油	野菜果物	鮮魚介藻
本線	大正四年	二六、八三	三三、八四四	四六、三一三	三一、七六四	一七、六八二	二、九七七	四〇、九六四	五、九二六
	同五年	二七、四一一	五五、四一三	七〇、三一八	一二六、三三三	二三、三五四	三、一四四	四三、三三三	八、〇〇九
	同六年	九六、六二五	六三、三七一	九一、三七五	一〇三、三二四	四〇、四四七	三、九六一	五二、一〇五	八、一一一
	同七年	一五四、四四六	八〇、七六九	八八、四一五	一五六、〇一八	七四、三八一	四、六三三	七一、五五一	七、八二六
	同八年	八四、二六七	一五七、八六六	一三七、一七七	一七七、〇六四	三四、八四三	三、九三七	五八、六四八	八、五八四
安奉線	大正四年	一、五二二	一、七七	四、〇八六	四、一四二	七九	五五五	二、三〇九	七〇
	同五年	二、一三六	三一八	四、一五一	四、一六六	一、五九七	六六二	八、一六二	一、一三
	同六年	九、一四〇	一、一六八	四、〇九七	二、六一一	二、五七八	二九九	六、七八〇	一、九九七
	同七年	八、一六四	三、五五四	七、六一九	一、四二三	二、八四九	一、一六八	六、九七二	一、五七一
	同八年	六、一二一	七、四七七	一、一六五	一、三三〇	一、八八七	一、一一一	六、一六六	一、一六七
計	大正四年	三〇、三四一	三四、六一四	五〇、三九九	三四、九〇六	一八、一八〇	三、五三三	四三、二七三	六、六三八
	同五年	二九、六四六	五五、六四一	七四、四六九	一三〇、四〇九	二四、八六一	三、八〇五	五〇、四九四	九、〇三〇
	同六年	一〇五、七一五	六四、六五九	九五、四七二	二〇五、九二五	四三、〇二七	四、二六〇	五八、八八五	九、七〇七
	同七年	一六三、五一〇	九一、五四三	九六、三三四	一五八、四四一	七七、二三〇	五、九一三	七八、五三三	九、三九〇
	同八年	九〇、三六九	一六五、〇一三	一三九、三六二	一七九、三九四	三六、七五〇	四、九四八	六四、九一四	九、七五一

線別	年度	鹽干魚	乾物	罐詰	海草	豆油	茶	日本酒	麥酒
本線	大正四年	七、〇三六	[illegible]	八[illegible]	一、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、一六五
	同　五年	七、八四[illegible]	[illegible]	一、[illegible]七	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同　六年	九、一二四	一四一三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、八[illegible]	一、四[illegible]
	同　七年	二一、九一八	[illegible]	一、[illegible]四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	同　八年	[illegible]	一、[illegible]九	一、[illegible]	[illegible]	四七[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安奉線	大正四年	一、[illegible]	[illegible]	五四	[illegible]	四一五	四[illegible]	九五六	一[illegible]
	同　五年	一[illegible]	一一九	九四	七一	七〇[illegible]	五七	一、[illegible]	[illegible]
	同　六年	五、五四[illegible]	一一七	一九〇	四七五	五、[illegible]	[illegible]	二、一七[illegible]	七[illegible]
	同　七年	[illegible]	一七[illegible]	[illegible]	[illegible]	六、一〇一	九[illegible]	[illegible]	一、[illegible]
	同　八年	四、八[illegible]七	[illegible]八四	[illegible]	[illegible]	七、八[illegible]	一一四	[illegible]	[illegible]
計	大正四年	八、六三九	一、三六三	八七三	一、三七一	一〇、九八五	二、九六一	三、〇五九	一、二九八
	同　五年	九、七六三	一、五一八	一、一〇一	二、六三三	一四、九七一	三、六七六	三、四二九	一、八七三
	同　六年	一四、六七七	一、五四九	一、一一一	三、九一〇	四三、三四三	四、〇〇〇	四、〇一一	二、二五六
	同　七年	一四、六七四	一、八一一	一、四六〇	三、〇四三	三六、九〇七	八、〇八六	六、三〇七	三、六〇三
	同　八年	二〇、一三七	二、〇三三	一、六八七	五、三一三	三五、五九八	四、六四六	五、九二五	四、五五七

線別	年度	支那酒	葉煙草	卷煙草	瓜子及落花生	雜食料品	繭	生絲	絹
本線	大正四年	六、八九[illegible]	一〇、八五三	六、一〇八	一三、四五二	七、一三八	五、〇〇[illegible]	一、五八六	[illegible]
	同　五年	七、七六四	[illegible]、五一〇	七、六〇五	一八、九〇五	八、九[illegible]八	四、一一[illegible]	九〇[illegible]	[illegible]
	同　六年	九、二二七	一六、九[illegible]	九、[illegible]	一一、[illegible]	一[illegible]、[illegible]	一[illegible]、[illegible]	一、一六[illegible]	七八[illegible]
	同　七年	[illegible]、[illegible]	一四、四五[illegible]	一三、八一五	一七、八〇四	一〇、四八八	一〇、〇八六	一、〇九[illegible]	[illegible]
	同　八年	一一、七八九	[illegible]〇、〇五〇	一三、九〇七	[illegible]四、一一〇	一四、五一九	八、七四一	一、四[illegible]	[illegible]八[illegible]
安奉線	大正四年	一、[illegible]七	[illegible]〇五	[illegible]七[illegible]	一四[illegible]	五四一	四、〇〇六	[illegible]四	四八
	同　五年	一、三五二	[illegible]八〇	六九五	一八[illegible]	六[illegible]	六[illegible]	四[illegible]	[illegible]
	同　六年	一、[illegible]八四	七[illegible]	五[illegible]七	二[illegible]	一、三[illegible]	[illegible]、九八四	七九一	四[illegible]
	同　七年	一、四六六	七[illegible]	[illegible]	[illegible]四	[illegible]、[illegible]七	四、[illegible]	[illegible]八	一四
	同　八年	一、四六五	七[illegible]	[illegible]八	[illegible]	[illegible]、[illegible]七一	六、[illegible]	六[illegible]	一[illegible]一
計	大正四年	八、二二七	二一、一五八	六、四七八	一三、五九三	七、六七九	九、〇〇九	二、四九〇	三〇五
	同　五年	九、一一五	二三、八九〇	八、三〇〇	一九、〇九四	九、五九一	四、七四六	一、三九五	四二二
	同　六年	一〇、六〇一	一七、七〇五	九、七八七	一一、五三三	一四、九〇五	一七、六八四	一、九五[illegible]	一、二三三
	同　七年	一一、九九六	一五、一八一	一五、一四一	一八、〇一八	一二、七六五	一四、六[illegible]九	一、八六〇	七三五
	同　八年	一三、二五四	二〇、七五二	一四、八九五	二四、三六三	一七、五九〇	一五、〇[illegible]六	二、〇六八	一、一一三

線別	年度	綿	綿絲	綿織物	石炭及コークス	薪炭	石油	燐寸	紙
本線	大正四年	六、三五六	三、九三一	二九、一五四	二九、一三九	二、三五〇	二九、九三一	四、五五五	一四、〇七二
	同　五年	六、一九四	四、四一四	三〇、三〇三	一四、九五五	一、〇〇一	三七、九七九	五、六三三	一五、一〇九
	同　六年	四、二六一	七、二九〇	三六、五二一	三八、七六三	二、一一九	三七、四[illegible]	二、八〇八	一六、二六八
	同　七年	五、七四〇	七、七六四	四七、〇六八	一五、四〇四	四、四三一	二七、〇三五	五、八四七	一八、五三三
	同　八年	六、一四八	一二、九五三	四七、七七七	六〇、一〇二	四、九五一	五三、〇二七	八、一四〇	二二、一〇八
安奉線	大正四年	二〇八	三、七四二	一五、六九〇	一五四、四九二	三四、四七五	八五一	一三五	一、〇六六
	同　五年	八〇八	五、六六五	一七、一四八	一七八、六一八	三三、七二九	九五七	一八一	一、六四八
	同　六年	三一二	六、〇七四	二〇、七四七	一九六、六〇八	三八、六四五	一、二四九	二一七	二、一〇七
	同　七年	三五八	三、四六二	一六、二六四	二二二、八八五	四〇、九〇〇	一、四三一	五九〇	三、一五六
	同　八年	六六六	三、四四二	二〇、七三八	一四五、〇九四	四六、九三六	二、〇四六	六三八	四、四三二
計	大正四年	六、五六四	七、六七三	四四、八四四	一八三、六三一	三六、八二五	三〇、七八二	四、六九〇	一五、一三八
	同　五年	七、〇〇二	一〇、〇七九	四七、四五一	一九三、五七三	三四、七三〇	三八、九三六	五、八一四	一六、七五七
	同　六年	四、五七三	一三、三六四	五七、二六八	二三五、三七一	四〇、七六四	三八、六三二	三、〇二五	一八、三七五
	同　七年	六、〇九八	一一、二二六	六三、三三三	二三八、二八九	四五、三三一	二八、四六六	六、四三七	二一、六八九
	同　八年	六、八一四	一六、三九五	六八、五一五	二〇五、一九六	五一、八八七	五五、〇七三	八、七七八	二六、五四〇

線別	年度	木材類	石材及砂利	煉瓦	セメント及石灰	金属原料	金属製品	塗料染料	薬品類
本線	大正四年	二七、一七七	二二、六六一	三、三六四	八、五〇〇	二、七三三	一〇、六〇〇	三、五七八	四、七六七
	同　五年	五七、〇〇七	四四、八〇〇	一一、八四六	三五、六六六	一一、六六六	八、七〇四	六、三三九	六、[illegible]
	同　六年	八、四一一	七〇、一五四	一九、六六七	六、七一八	八、七一七	七、八七七	七、六六四	七、[illegible]
	同　七年	一一五、七一〇	七六、八六〇	五三、七一〇	八六、五〇〇	四、四四九	四、五六八	六、八一一	八、四四六
	同　八年	二四、一六六	八、〇五五	一〇、九四四	五三、七八七	五四、八六七	四四、七五五	七、七五七	一一、〇〇七
安奉線	大正四年	四一、九一〇	六、四六〇	一、三六〇	九、八〇六	六、[illegible]	一、二[illegible]	一、四九七	三六九
	同　五年	七四、三〇八	三、三三三	八、三三七	九、〇〇七	六六、六四四	一、九五四	一、九九九	九[illegible]
	同　六年	二〇六、四四〇	一、六六九	四、六六二	六、六九九	四、八一一	一、六八〇	四、一七八	一、四[illegible]
	同　七年	一九、六六六	六、六四四	七、四四六	一一、五〇〇	五七、六六六	三、六五[illegible]	二、一〇八	七七〇
	同　八年	七七、一七七	四、五〇[illegible]	六、八六六	二九、五六七	一〇〇、七六七	二三、七六八	二、七五七	一、[illegible]七
計	大正四年	六八、〇九六	二八、八二二	四、五三四	四八、三七三	五一、〇三四	一一、八九三	五、〇七五	五、五三三
	同　五年	一三一、〇〇五	五七、三三三	一九、一四三	三五、〇五八	六九、九二二	二〇、二〇八	八、二九〇	七、三三九
	同　六年	一八八、六〇三	三〇、五八三	二四、三八一	四五、二七一	六〇、九四八	四〇、〇六〇	一一、五四〇	八、〇四二
	同　七年	二三五、六八六	一〇三、〇三一	六〇、九四六	六〇、〇一三	九一、三三八	三六、八三三	八、九一六	九、一八六
	同　八年	三一一、三六三	一一七、八四一	二七、八四三	九三、三七四	一五五、一五四	三八、五三三	一〇、五一四	一三、三三四

線別	年度	陶磁器	硝子及其製品	安下類	皮革	獸骨	麻袋	雜品	計
本線	大正四年	七、[illegible]	[illegible]	一一、六七八	三、七二七	六、一四八	一八、二五五	二一九、一二六	二、一二三、一八一
	同　五年	九、四八〇	一、八七四	一〇、四二九	六、〇四七	五、〇六八	三四、五五九	二六三、三二八	二、四八四、二九六
	同　六年	一一、三三九	二、一〇五	一三、二五四	六、六三九	七、四五七	四一、〇六九	二六一、四四四	三、一〇九、二四一
	同　七年	一四、三三〇	三、七七七	一五、二五六	五、六七六	七、五八五	四四、三八一	[illegible]	[illegible]
	同　八年	一四、六六五	五、一六八	一五、七一四	五、五八九	[illegible]	五一、[illegible]	[illegible]、七一七	四、五[illegible]九、[illegible]
安奉線	大正四年	一、一一五	七	五六八	六六[illegible]	八〇七	九七七	九一、八〇三	四九一、六六[illegible]
	同　五年	一、一五[illegible]	一五四	五八[illegible]	一、六八[illegible]	[illegible]	九[illegible]	一二二、六四八	六九一、八六[illegible]
	同　六年	一、九一七	四四	六四四	一、四四九	三、六五五	一、七四四	一一七、六〇〇	八[illegible]
	同　七年	二、七五九	五三三	七六〇	七六六	一、七五五	一、四一七	一七八、七五五	八二三、[illegible]
	同　八年	一、一六八	四九[illegible]	九七六	[illegible]	七六六	二、三五五	[illegible]、〇〇三	一、〇[illegible]
計	大正四年	八、五三二	一、四五五	一一、二四六	四、三九八	六、三三五	三〇、二一〇	二一九、九三六	二、六三五、六四〇
	同　五年	一〇、五三三	二、〇二八	一〇、九二三	七、三三九	六、〇七一	三五、四五三	二九五、九七六	三、一七五、二五七
	同　六年	一三、二五六	三、五一九	一三、八九八	七、九八八	二一、一一六	四三、二四三	二八七、七四四	三、九二〇、六六三
	同　七年	一七、〇七九	四、三二九	一六、〇一六	六、四七二	九、三三七	四五、八〇八	四〇一、九九五	四、三五三、四二六
	同　八年	一七、三三三	五、五七一	一六、六九八	六、六九八	三、一四九	三三、七五五	四六三、七一九	五、五四一、五三八

線別	年度	祗用品扱 石炭及コークス	木材類	石材及砂利	其他	計	合計	銀貨(價額)	牛(頭數)
本線	大正四年	二、二二二、六六六	一四、六〇二	二七八、三六七	三九、五六三	二、七一二、〇八九	四、六六六、三一七	二七五、四一七	一、六七
	同　五年	三、一四八、七五六	四一、八〇三	一八一、八〇七	一五六、八四四	三、六六五、八七九	五、三六九、〇七六	三四、七五七六	四三
	同　六年	三、四四七、〇六八	七七、八六六	二七四、三二八	二二二、八三九	三、九七〇、五六一	六、〇八一、三三三	八〇、四一八	五一
	同　七年	三、七五三、六六六	一〇五、五五九	一六一、三六七	一六七、八六六	三、五七七、六八〇	六、一八一、八六六	一九、七五七五	一、二四
	同　八年	三、七五二、〇六七	一一二、〇一八	五六三、七五六	一六六、八六三	四、〇一四、六六三	八、五五四、一六四	六六、九五五、六九	一、七三
安奉線	大正四年	二三六、八四〇	一六〇、八二二	一二、一五五	七〇、九九	四六六、一一三	九八、四七	五、一六八、九四六	七
	同　五年	二四三、七五五	二四、六六〇	九、一七二	九、六六三	三四八、四四七	一、二〇九、一一八	一、八六、一一四	〃
	同　六年	二二九、八一一	一五、一二一	三三、六六六	三六、六七	二五五、一六一	一、一六六、五八四	八六一、四五	三五
	同　七年	二三九、四二一	二九、五五三	九、〇六六	一六、五五五	四〇六、五九九	一、一一八、九一六	九五、九五	〃
	同　八年	二九八、一九七	一五七、六六八	七、一一〇	六六、九七七	四四三、九〇六	一、四五六、〇四三	二、四六八、三四六	一〇四

線別	年度	豚及羊(頭數)							
本線	大正四年	二三、六二〇	—	—	—	—	—	—	—
	同　五年	三六、九七六	—	—	—	—	—	—	—
	同　六年	二一、〇一一	—	—	—	—	—	—	—

線	大正七年	四〇、六三〇	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 八年	四三、八三八	—	—	—	—	—	—	—	—
安奉線	大正四年	四六六	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 五年	一、〇五六	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 六年	七三〇	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 七年	九八四	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 八年	一、九三〇	—	—	—	—	—	—	—	—
計	大正四年	二四、一一五	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 五年	二八、〇三三	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 六年	三二、七三〇	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 七年	四一、六一四	—	—	—	—	—	—	—	—
	同 八年	四四、七五八	—	—	—	—	—	—	—	—

五、聯絡運輸

満鐵は東支、京奉、朝鮮の各鐵道及日本郵船、大阪商船、其他の汽船會社と聯絡運輸の協定を爲し、旅客、貨物の運送に便して居る。今其聯絡線名及取扱事項を示せば左の如くである。

聯絡線名	取扱事項
鐵道省線（朝鮮線又は大阪商船航路經由）	旅客、手小荷物、貨物
日鮮滿巡遊	旅客、手荷物
大阪商船航路	旅客、手小荷物、貨物（小荷物は當分休止）
日本郵船航路	貴重品、貨物
朝鮮郵船、阿波國共同汽船聯合航路	貨物、
澤山汽船航路	貨物、
大連汽船航路	貨物、
日清汽船航路（大連汽船上海航路經由）	貨物、
山東鐵道（大連汽船航路經由）	旅客、手小荷物、貨物
吉長鐵道線	旅客、手小荷物、貨物
四洮鐵道線	旅客、手小荷物、貨物

国際聯絡運輸

日　支
旅客、手小荷物

日支週遊
旅客、手荷物

日支巡遊
旅客、手荷物

鮮滿支週遊
旅客、手荷物

京奉、東支
旅客、手荷物（當分中止）

南滿、東支
旅客、手小荷物



長春驛構內（東支線側）

貨物（旅客、手小荷物は東支發送に限り當分中止）

日滿（大阪商船又は朝鮮線經由）
旅客、手小荷物、貨物、（同　上）

哈爾賓苦力（團體貨車輸送）（旅客手荷物は當分中止）

山東苦力船車聯絡運輸（貨車輸送）

芝罘（大連經由）　旅客、

龍口（大連又は營口經由）　旅客、

威海衛（大連經由）　旅客、

社線內直通運輸

鮮滿直通　旅客、手小荷物、貨物

上海航路（青島寄港）　旅客、手小荷物、貨物

（上海航路大正十年四月より大連汽船の所管に移る）

六、倉庫

（イ）倉庫營業驛所及其設備

驛所名	取扱開始	倉庫 棟數	倉庫 坪數
大連埠頭	明治四四年十月十日	五四	六一、三二八
三十里堡	大正三年二月十日	一	三六
普蘭店	同五年九月一日	一	四三
瓦房店	同三年十二月二十日	一	二一

松樹	同三年十一月二十日	—	—
蓋平	同二年三月十日	一	一九二
海城	大正二年十一月二十日	二	一二六
千山	同二年十一月二十日	—	—
遼陽	明治四四年九月十日	二	二五八
煙臺	大正二年十一月二十日	—	—
蘇家屯	同〃二年十二月十六日	—	—
奉天	明治四四年九月十日	七	二、七七一
奉天市內營業所	大正二年七月十五日	一	四〇〇
新臺子	明治四四年九月十日	—	—
鐵嶺	明治四四年九月十日	三	九二三
開原	同	二	二八〇
昌圖	同	一	二〇八
雙廟子	同	二	四〇八
四平街	同	一	六〇〇
郭家店	同	一	六五〇
公主嶺	同	二	一、〇〇〇
范家屯	同	一	四八〇

長春	明治四四年九月十日	六	二、一五四
旅順	同	一	一五二
營口	同	五	四、四四三
營口市内營業所	大正二年九月一日	一	六五六
撫順	明治四四年九月十日	一	二〇八
本溪湖	大正三年九月一日	二	一六五
安東	明治四五年五月十日	一〇	二、三八九
計		一〇七	八〇、八九一

(ロ) 倉庫貨物受拂累年比較

年別	受入噸數 越高	受入噸數 受高	受入噸數 計	拂出噸數	殘高噸數	預延日噸數	平均一日在庫噸數
大正三年	噸 一三七、八二四・〇	噸 二、〇三四、七三五・〇	噸 二、一七二、五五九・〇	噸 一、八四七、六八九・〇	噸 三二四、八七〇・〇	噸 四三、一七六、八七九・〇	噸 一一八、二九三・〇
同四年	三二四、八七〇・〇	一、九五三、一八八・〇	二、二七八、〇五八・〇	二、〇〇九、五〇〇・〇	二六八、五五八・〇	五六、六五四、四三三・〇	一五四、七九四・〇
同五年	二六八、五五八・〇	二、三九六、〇六三・〇	二、六六四、六二一・〇	二、三四三、二〇三・〇	三二一、四一八・〇	七一、一〇五、四四九・〇	一九四、八〇九・〇
同六年	三二一、四一八・〇	三、三四二、九六七・〇	三、六六四、三八五・〇	三、一五七、〇八〇・〇	五〇七、三〇五・〇	一〇六、一〇四、三六六・〇	二九〇、六九七・〇
同七年	五〇七、三〇五・〇	三、七五二、七七四・八	四、二六〇、〇七九・八	三、七六六、二二二・七	四九三、八五七・一	一五三、五〇三、四〇一・〇	四二〇、五五四・五

次に大正八年度に於ける倉庫貨物受拂の種類別表を左に示す。

種別	受入噸數 越高	受入噸數 受高	受入噸數 計	拂出噸數	殘高噸數	預延日噸數	平均一日在庫噸數
大豆混合保管	噸 —	噸 九六一、〇八〇・〇	噸 九六一、〇八〇・〇	噸 七五六、三三〇・〇	噸 二〇四、七五〇・〇	噸 二一、五六二、六九〇・〇	噸 九四、七七六・一
普通預	一四五、六四二・七	一、四九八、一六五・八	一、六四三、八〇八・五	一、三四八、六六九・〇	二九五、一三九・五	六九、九四六、六三七・〇	一九一、一一一・〇
發送預	二二六、七一六・三	九一二、七七一・七	一、一三九、四八八・〇	九七五、九三〇・一	一六三、五五七・九	三八、九二一、九九〇・〇	一〇六、三一六・[illegible]
到着預	一二一、四九八・一	二、三〇二、五二一・一	二、四二四、〇一九・二	二、二五三、七五六・九	一七〇、二六二・三	七五、四四四、九一三・〇	二〇六、一三三・八
計	四九三、八五七・一	五、六七四、五三八・六	六、一六八、三九五・七	五、三三四、六八六・〇	八三三、七〇九・七	一九五、八六六、二二九・〇	五三五、一五三・六

右二表の受入及拂出は各驛發行の入出庫報告に據り整理したるものなるを以て同一貨物にして預種別の二種以上に涉るものは各預種別毎に重複するものである大豆混合保管は大正八年十二月一日より取扱開始す、同年度中受入噸數の寄託人種別內譯、倉荷證劵の發行數及其價格を示せは左の如くてある。

	受入高數	證券發行數	同上價格	一券平均價額
日本人	二,八[illegible],九[illegible].六	五七,九[illegible]	二四四,二六八,二[illegible]	四,二[illegible]八
支那人	二,七四[illegible],[illegible]四五.[illegible]	六一,五一九	二〇四,八五[illegible],七五七	三,三三〇
外國人	四〇,六[illegible]	九六七	五,七六一,〇八四	五,九七八
計	五,六七四,五[illegible]八.六	一二〇,四[illegible]六	四五四,九[illegible],〇七[illegible]	三,七七八
百分比例 日本人	五一	四八	五四	—
百分比例 支那人	四八	五一	四五	—
百分比例 外國人	一	一	一	—

七、運轉

(イ) 機關車運轉成績

線別	年度	機關車走行哩	石炭消費高 數量	石炭消費高 價額	其他消耗品價額	價額計	機關車走行一哩平均 石炭 數量	機關車走行一哩平均 石炭 價額	機關車走行一哩平均 其他價額	機關車走行一哩平均 價額計
本線	大正四年	哩 四,[illegible]七[illegible],[illegible]	噸 一[illegible]四,[illegible]七	圓 三[illegible]六,四二八	圓 四七,二四[illegible]	圓 六八[illegible],[illegible]五[illegible]	斤 七一.四	厘 二[illegible]四	厘 一	厘 二五
	同五年	四,八[illegible]四,[illegible]七四	三[illegible],[illegible]四四	一,一七〇,四七八	六六,[illegible]六[illegible]	一,二三六,八四六	七六.六	二[illegible]	一四	[illegible]四
	同六年	四,二五二,六〇三	[illegible],五九九	一,三三八,一五[illegible]	一[illegible]四,四[illegible]	一,四[illegible],六四[illegible]	八[illegible].[illegible]	三[illegible]	六	三七
	同七年	六,〇八二,一三七	[illegible]六,五[illegible]一	二,三二九,九[illegible]九	一五六,一四[illegible]	二,[illegible]六,〇五[illegible]	八七.[illegible]	[illegible]	二五	[illegible]
	同八年	七,一七四,八六五	[illegible]六一,八[illegible]	五,〇七六,〇五四	三二四,[illegible]六[illegible]	五,[illegible]〇,[illegible]七	八[illegible].[illegible]	七[illegible]七	四四	七五[illegible]

安奉線	大正四年	七八〇、九七七	三〇、一一九	一四五、〇三七	七、五三九	一五二、五六六	六四・八	一八六	一〇	一九五
	同 五年	八三五、一三七	三三、一一五	一五八、八〇二	九、九五一	一六八、七五二	六六・六	一九〇	一三	二〇三
	同 六年	一、〇三二、六三一	四四、七五八	二三七、六〇〇	一六、九〇三	二五四、五〇三	七〇・〇	二五三	一七	二四
	同 七年	一、二五九、九五六	六五、二〇四	四七〇、八九八	三三、四二五	五〇三、六四四	八七・〇	三七四	二六	三三六
	同 八年	一、三三三、四四四	七七、八三八	一、〇二五、六〇五	五七、二三六	一、〇八二、八三一	九八・〇	七六九	四三	八一三
計	大正四年	五、三三一、八七七	二三四、四四七	一、〇八二、四五五	五四、六七二	一、一三六、一二六	七〇・五	二〇二	一〇	二二三
	同 五年	五、六八五、一一一	二五四、三六七	一、二三九、二七九	七六、三二九	一、三〇五、五九八	七五・二	二一六	一三	二三〇
	同 六年	六、二七四、五三四	三〇五、三一七	一、五五五、七五三	二一、三九二	一、六七七、一四五	八〇・〇	二五〇	一八	二六九
	同 七年	七、三四三、〇九三	三九一、七二五	二、六八〇、七六八	一八八、五六八	二、八六九、三三七	八七・〇	三六五	二六	三九一
	同 八年	八、五〇八、三三三	四九九、七〇一	六、一〇一、六五九	三七一、六〇九	六、四七三、二六八	九〇・〇	七一七	四四	七六一

噸以下四捨五入セシヲ以テ計ニ符合セサルモノアリ

（ロ） 列車運轉成績

線別	年別	列車走行哩				車輛走行哩				平均連絡車數		
		旅客	貨物	混合	計	客車	貨車	其他	計	旅客列車	貨物列車	混合列車
本	大正四年	八九九、一八六	二、七〇八、八六八	二四九、七二〇	三、八五七、七七四	七、七二八、四五八	六三、四四六、七二九	六、四一六、三六九	七六、二〇六、八四三	輛 八・二	輛 二三・八	一二・二
	同 五年	八九二、三五八	二、九三九、一八四	三五九、二二八	四、一九〇、七七〇	八、〇〇二、二三七	六八、七七二、三三八	六、八五六、五四九	八二、一九一、五〇八	八・二	二四・〇	一二・五

線別	年別	列車走行哩 旅客	列車走行哩 貨物	列車走行哩 混合	列車走行哩 計	車輛走行哩 客車	車輛走行哩 貨車	車輛走行哩 其他	車輛走行哩 計	平均連絡車數 旅客列車	平均連絡車數 貨物列車	平均連絡車數 混合列車
線	大正六年	八八七、三二四	三、五九三、八七七	七六、〇七三	四、五五六、二六〇	八、七〇三、三四〇	七七、八七七、三六九	七、一〇一、二〇六	九三、一五五、四七〇	八・〇	二四・四	一〇・八
	同　七年	八七七、七六六	三、六五八、三八四	三八二、五一〇	四、九一九、六六〇	九、八二一、七〇五	九六、四九九、四一四	七、三九一、〇九〇	一一三、六五七、二二三	九・五	二四・九	九・九
	同　八年	一、一六八、〇二九	四、二五七、一五三	四二六、〇五六	五、八五一、二三八	一二、二九九、四二〇	一〇五、七三二、八二五	八、五八四、一九〇	一二六、八四七、三三一	九・〇	二五・六	九・八
安奉線	大正四年	一四三、一五九	三五五、七一七	二四八、八八四	七四七、七六〇	一、四七三、四四五	六、四三六、五三〇	一、四六三、六一七	八、八八五、九〇四	五・九	一五・一	一〇・七
	同　五年	一四二、三三六	三九七、九二三	二四八、四八八	七八八、七四七	一、五四一、八五六	七、一二三、六七七	一、五八四、一七一	九、六七九、五四五	六・二	一五・五	一〇・七
	同　六年	二四五、五九六	五五四、四七〇	一四六、〇三八	九四六、一〇四	一、七六四、三一八	九、一〇一、三四八	一、六二一、八二〇	一二、八六七、五八四	六・五	一五・九	一〇・一
	同　七年	二二七、五〇〇	七〇八、六八四	一三九、六二三	一、〇七五、八〇七	二、一三三、五七三	一〇、五六六、五六一	一、六〇三、七三八	一三、七七三、一四〇	七・五	一五・二	九・四
	同　八年	二四八、五九二	七五三、三五五	一二四、六一二	一、一二六、五五九	二、二三四、六六九	一二、四四八、二七六	一、六七二、五四〇	一五、七五五、二三三	八・〇	一六・八	九・一
計	大正四年	一、〇四三、三四五	三、〇六四、五八五	五九八、六〇四	四、七〇五、五三四	九、二〇〇、九〇三	六九、八八三、二四九	七、八七九、〇〇六	八五、〇九二、七四七	七・九	二三・八	一一・六
	同　五年	一、〇三四、六六四	三、三三七、一一七	六〇七、七一六	四、九七九、五一七	九、五四四、〇九三	七五、九〇六、〇〇〇	八、四〇四、七〇〇	九一、八七一、〇三三	七・九	二三・〇	一一・四
	同　六年	一、一三三、八一〇	三、八四七、二四三	五〇三、二一一	五、四八二、二六四	一〇、四六六、六四八	八六、九九八、六一八	八、六六一、九五六	一〇四、〇〇三、〇〇四	八・四	二四・三	一〇・六
	同　七年	一、一二六、二九七	四、三六七、〇六六	五二二、一三二	五、九九五、四九七	一三、〇三五、二七七	九七、〇二一、九七五	八、九九四、八六八	一一九、〇五一、八九八	九・一	二三・一	九・八
	同　八年	一、四一七、六二三	五、〇〇九、五〇八	五五〇、六六八	六、九七七、七八七	一三、三三四、〇八九	一一八、一八〇、一〇一	一〇、三九六、六三〇	一四二、九一〇、一四五	八・八	二四・三	九・六

八、貨　率

（イ）旅客賃率（大正八年十一月十五改正）

一等　一哩に付　七錢

二等　同　四、五錢

三等　同　二、五錢

（ロ）手荷物無賃制限斤量

一等　一〇〇斤

二等　七〇斤

三等　五〇斤

（ハ）通常小荷物運賃（手荷物運賃は無賃制限外は本表に依る）

（大正十年一月十一日改正）

哩數＼斤量	二斤迄	四斤迄	七斤迄	一〇斤迄	一五斤迄	二〇斤迄	以上一〇斤迄を増す毎に
五〇哩迄	一五錢	二〇錢	二三錢	三〇錢	五五錢	四〇錢	一〇錢
一五〇哩迄	一五	二〇	二五	三五	四五	五五	二〇
二〇〇哩迄	一五	二五	二五	四五	六〇	七五	三〇
五〇〇哩迄	一五	二五	四〇	五五	七五	九五	四〇
以上三〇〇哩迄を増す毎に	五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	一〇

（ニ） 特殊小荷物運賃

特殊小荷物運賃は易損品、嵩高品、貴重品等其他の品種に依り通常小荷物運賃の二倍乃至三倍とする。

（ホ） 普通貨物、運賃

一斤＝一六〇匁、 一噸＝一、五一二斤＝二、〇〇〇封度

小口扱（百斤一哩に付）

哩別＼等級數	一級品	二級品	三級品	四級品
自一哩 至一〇〇哩	厘 六・二五	厘 五・〇〇	厘 三・七五	厘 二・五〇
自一〇一哩 至二〇〇哩	六・〇〇	四・八〇	三・六〇	二・四〇
自二〇一哩 至四〇〇哩	五・七五	四・六〇	三・四五	二・三〇
四〇一哩以上	五・五〇	四・四〇	三・三〇	二・二〇

一車扱（一噸一哩に付）

哩數＼等級別	二級品	三級品	四級品
自一哩 至一〇〇哩	錢 五・〇〇	錢 三・七五	錢 二・五〇
自一〇一哩 至二〇〇哩	四・八〇	三・六〇	二・四〇
自二〇一哩 至四〇〇哩	四・六〇	三・四五	二・三〇
四〇一哩以上	四・四〇	三・三〇	二・二〇

（累加法に依る）

因に大豆、豆粕は三級品、綿絲布は二級品てある。

（へ）特種貨物

特種貨物は危險品、箇數扱、生獸の三種に分ち各品種に依り其の貨率は普通貨物貨率二級品一噸分の三割增乃至十倍とする。

（ト）大連、安東發着特定運賃率

大連及安東發着の普通貨物及危險品（石油類、燐寸、生石灰、カーバイト）に限り特に其貨率を低減し（約三割）且つ奉天以北各驛に在りては大連、安東の孰れを問はす大體均等の貨率を適用する。

(チ)　大豆一噸の運賃

長春營口間(普通賃率)　一〇・八三四円

長春大連間(特定賃率)　一二・六一〇

(リ)　社會政策的の特定運賃率

生活上の必要品即ち米、味噌、醤油、食鹽、(卓鹽及再製鹽に限る)、野菜鮮魚、鹽干魚、薪、木炭等は普通運賃率又は大連、安東發着特定運賃率の三割引とし建築用品即ち木材(四級品に限る)石材(四級品に限る)セメント、火山灰、石灰、煉瓦(貼煉瓦を除く)、瓦類、疊及疊表、建具等は同しく三割五分引とする。

(ヌ)　發着手數料

種別	一車扱(一噸に付)	小口扱(百斤に付)
會社か積卸を爲すとき	五〇・〇錢	五・〇錢
貨主か積卸を爲すとき	二〇・〇	二・五

危險品、個數扱、生獸類の如き特種貨物には夫々特種の料金率を加へる。

(ル)　其他の料金率

代金引換手數料、指圖手數料、貨車留置料、保管料、檢斤手數料等あり。

九、委任經營鐵道

當會社は滿鮮鐵道運輸統一に起し、大正六年七月三十一日より國有鐵道朝鮮線を、又大正六年八月二十五日の吉長鐵路借欵細目契約に據り同七年一月一日より支那國有鐵道吉長線を、各委任經營することとなつた、今該委任經營鐵道の營業狀態を見るに次の如くてある。

（一）朝鮮國有鐵道の分

（イ）營業收支

朝鮮鐵道線本年度（自大正八年四月一日至大正九年三月三十一日）内に於ける營業日數は三六六日、平均營業哩數は一、一一六哩八分てあつて其營業收支の狀況は次の如くてある。

種別	收入	支出	損益	前年度損益
鐵道	二三、〇七六、六三七・五二〇円	一九、九七三、九六三・二五三円	三、一〇二、六七四・二六七円	三、六七一、三二六・四一五円
旅館	五六八、一三二・六二六	六〇八、一三三・九七三	損 四〇、〇〇一・三四七	損 四六、二五二・一三六
雜益	一八九、七五〇・五九九	—	一八九、七五〇・五九九	二三、三五六・八八〇
雜損	—	三八〇、四〇三・六一三	損 三八〇、四〇三・六一三	一四、三六七・三〇四
收入利息	一三一、八七七・一八〇	—	一三一、八七七・一八〇	一三七、五二五・九五〇
支拂利息	—	一〇六、六〇三・三二〇	損 一〇六、六〇三・三二〇	損 五〇、一六八・一四〇

種別	收入	支出	損益	前年度損益
總督府納付金	—	四、一七、九六三、四二	損 四、一七、九六三、四二	損 三、四三三、二四三・六八
計	二三、九六六、三八七・九二五	二四、七四三、六九七・五七九	損 七七七、三〇九・六五四	二六七、〇一七・六八五

（ロ）鐵道收入及營業費

科目		金額	一日平均	一哩平均	一日一哩平均
收入	客車收入	円 二、五一七、五九五・六一七	円 三二、四六八・八六	円 一〇、三三三・三一	円 二八・三一
	貨車收入	一〇、一二九、八八四・一三三	二六、五八二・九七	九、〇七〇・三八	二四・七八
	雜收入	一、四二九、一三七・七八〇	四、〇三六・八四	一、二七九・七六	三・五〇
	計	二四、〇七六、六一七・五三〇	六五、一一四・六七	二〇、六七三・三五	五六・四九
	前年度	一七、五二六、二七〇・五八九	四八、〇五六・六八	一五、九一五・六三	四三・六一
	比較増	五、五五〇、三四六・九三一	一七、〇五七・九九	四、七五七・七一	一三・八八
營業費	事務費	一、九五四、〇二九・八二二	五、五一三・六三	一、七四九・六七	四・七八
	運轉費	八、三七一、七九九・四八六	二三、六二三・四六	七、四六六・二四	二〇・四八
	車輛修繕費	二、二一九、六七〇・〇九一	六、二三四・九六	一、九七八・五七	五・四一
	運輸費	二、五六七、三六九・八五三	七、二四四・二七	二、二六八・八六	六・二八

業費 保存費	四、一八五、六八一・二三七	二一、八一〇・六一	三、七四七・九三	一〇・二四
業費 補充費	六八四、四二三・七五五	一、〇三一・一九	六一二・八四	一・六七
計	一九、九七二、九六三・二五三	五六、三五七・一三	一七、八八四・一〇	四八・八七
前年度	一三、八五四、九五四・一七四	三七、九九〇・〇一	一二、五八一・六六	三四・四七
比較増減	六、一一八、〇〇九・〇七九	一八、三六七・一二	五、三〇二・四四	一四・四〇

(ハ) 旅客運輸

	八年度	前年度	比較増減
平均営業哩	哩分 一、一二五・七	一、〇〇〇・一	一二五・六
営業日延哩	哩分 四〇八、三三八・〇	四〇一、五二二・六	六、八一六・四
乗車人員	一三、一四五、四五三	九、三六七、〇一四	三、七七八、四三九
乗車延人員	人哩 四六二、八二六、八一九	四一〇、〇五二、五四七	五二、七七四、二七二
一日一哩平均 人員	人 一、一二三	一、〇一一	一一二
一日一哩平均 収入	円 二八・三二	二三・二六	五・〇六
一列車一哩 人員	人 二四四・六	二四六・八	減二・二
一列車一哩 賃金	円 五・三九	四・八〇	〇・五九
一車一哩 人員	人 二八・二	二八・九	減〇・七
一車一哩 賃金	厘 六二一	五六二	五九
平均一人乗車 哩数	哩 三八・一	四三・八	一五・七
平均一人乗車 賃金	錢 八四	八五	減一
平均一人乗車 一哩賃金	錢 一五七	一五	七

(ニ) 貨物運輸

	八年度	前年度	比較増減
平均営業哩	哩分 一、一二六・八	一、一一一・二	一五・六
営業日延哩	哩分 四〇八、七四四・六	四〇一、九二七・一	六、八一七・五
貨物噸数	米噸 四、一二一、八六三	三、〇一二、四八〇	一、一〇九、三八三
貨物延噸哩	六三七、三二三、三三六	五一六、六三六、〇五一	一二〇、六七七、四八五
一日一哩平均 噸数	一、五五九	一、二八五	二七四
一日一哩平均 収入	円 二四・四五	一九・三二	五・一三
一列車一哩 噸数	噸 一八五・五	一六四・五	二一・〇
一列車一哩 収入	円 二・九一	二・四七	〇・四四
一車一哩 輸送噸数	噸 一四・八	一三・六	一・二
一車一哩 収入	厘 二三二	二〇五	二七
一噸平均 輸送哩	哩 一五五・〇	一七六・八	減二一・八
一噸平均 収入	円 二・四三	二・六六	減〇・二三
一噸平均 一哩収入	一五七	一五	七

（ホ）倉　庫

八年度末に於ける各倉庫保管貨物に對する保險契約金額は七百九萬圓であつて尙同年度內倉庫營業の取扱を爲す南大門外六六箇所に於ける貨物の受拂狀況は左の如くである。

	受入噸數 前年度ヨリ越高	受入噸數 八年度	受入噸數 計	拂出噸數	殘高噸數	預延日噸數	平均一日在庫噸數
八年度	米噸 四七、〇九五	米噸 三五八、〇五一	米噸 四〇五、一四六	米噸 三五三、九七八	米噸 五一、一六八	米噸 一三、七七〇、〇四三	米噸 三七、六二三・[illegible]
前年度	二〇、二九二	二一七、七七三	二三八、〇六五	一九〇、九七〇	四七、〇九五	九、〇五七、九一六	二四、八一六・[illegible]
比較增減	二六、八〇三	一四〇、二七八	一六七、〇八一	一六三、〇〇八	四、〇七三	四、七一二、一[illegible]	一二、八〇六・八

（ヘ）旅　館

八年度內に於ける朝鮮ホテル外五ヶ所に於ける營業狀況は左の如くである。

	宿泊旅客延人數	食事客數	宴會 回數	宴會 人員	收入	一日平均
八年度	人 一五、四五五	人 一三九、五九二	五七二	人 一八、九七九	圓 五六八、一二二・六三	圓 一、五五六・二五
前年度	一四、五二二	一一一、七五九	四六二	一三、四三八	三四一、四五一・一二	九三五・四八
比較增減	九三三	二七、八三三	一一〇	五、五四一	二二六、六七一・五一	六二〇・七七

(二) 支那國有吉長鐵路局の分

吉長鐵路局の八年度內營業日數は一月一日より同年十二月三十一日に至る三六五日、營業哩數は七九哩三分であつて、營業收入の狀況は次の如くである。

	營業收入	一日平均收入	一日一哩平均收入
八年度	元 一、八八七、二三三・七七	元 五、一七〇・五一	元 六四・六三
前年度	一、七七六、一四四・〇九	四、八六六・一四	六〇・八二
比較增	一一一、〇八九・六八	三〇四・三七	三・八一

旅客運輸　八年度內旅客取扱數は三八三、六七〇人であつて客車收入は大洋五七三、八六九元である。之を前年度に比較すれは旅客數は二三三人、收入は大洋二八、三五〇元增加した。

貨物運輸　八年度內輸送貨物の取扱高は六五五、二八八噸（米噸）であつて貨車收入は大洋一、三〇五、二一七元である。之を前年度に比較すれは取扱高に於て一六〇、八五七噸、收入に於て、大洋八八、八一六元增した。

今同鐵道の大正七年七月一日より大正八年六月三十日に至る一ケ年間損益計算を擧ぐれは次の如くである。

總益金　一銀百九拾八萬五千貳百九拾貳圓拾四錢

一銀七拾參萬八千百八拾八圓五拾貳錢　總損金

差引銀貳拾四萬七千百參圓六拾貳錢　利益金

内

銀拾九萬七千六百八拾貳圓九拾錢　支那國政府納付金

銀四萬九千四百貳拾圓七拾貳錢

右換算金拾壹萬七千六百貳拾壹圓參拾貳錢　當會社收得金

右當會社收得金は同年當會社雜益金中に計上してある。

第二　其他の事業

一、工　場（工業の部參照）

二、海　運（水運の部參照）

三、灣　裏（同　上）

四、鑛　業（鑛山の部參照）

五、工　業（工業の部參照）

六、製鐵所（同　上）

七、電　氣（同　上）
八、瓦　斯（同　上）
九、旅　館（都市の部參照）
一〇、地方經營（同　上）

第三節　四洮鐵道

凡　例

最近支那の鐵道は一律公里、公斤、公升等の度量衡を採用するに至る、然れども他の鐵道との比較對照上一般用ゐらるる度量衡に換算するの便宜を思ひ左の比率を以て大體換算することとした。

一　公里		〇、六二一三七哩
一〇〇公斤	一公噸	一、一〇二三米噸
一　公升		〇、五五四三五二升

第一款　沿　革

四鄭線敷設の淵源

四平街鄭家屯間鐵道布設の議は十數年前錦愛鐵道問題世上の論議を釀した時、已に胚胎した所であるか民國二年十月日支交渉の結果所謂滿蒙五鐵道の一たる四平街洮南間鐵道として敷設

借款の大綱定まり、同四年十二月十七日民國政府は日本横濱正金銀行と四鄭鐵路借款契約調印を爲し、玆に當鐵路は滿蒙五鐵道の魁として呱々の聲を上ぐるに至つたるものである。

幹部の任命

如上民國四年十二月鐵路借款契約成立と共に當時吉長鐵路局局長であつた虞恩を四鄭鐵路工程局局長とし（虞局長は五年十月迄吉長鐵路局長を兼任せり）著々創辦の事に當り五年三月同局創設せられ續て局長就任し、同年五月當時滿鐵會社員であつた藤根壽吉を技師長に、同六月當時正金銀行員であつた戒田秀澄を合計主任に聘傭し、玆に實行機關の基礎確立するに至つたのである、而して局長技師長相携へて北京を出發四平街に向ひしは實に五年六月下旬とする。

玆に於て七月より本局工事事務を開始し、爾來豫定線の實測及其他工事計畫に數ヶ月を費し、愈々本路建設に著手したるは民國六年四月とす、爾後月を閲すること僅八ヶ月即同年十一月を以て全線開通、七年一月十日より假開業を開始し、同八月に至りて本營業をなすに至つた。

施工期間中、數十年來稀有の大洪水及其他幾多の障害に遭遇したるに拘らす、豫期以上の好成績を以て短日月間に全線の開通を見たるは、他の鐵路に於て多く其例を見ない所である。

四鄭線の價値及使命

抑々遼西曠漠の地は僅に遼河水運の天惠ありて從來稍顯著の開發を爲つゝあつたか物資集散隨一の好季である初冬十一月より陽春四月に亘る半歳は堅氷此惠澤を奪取して無限の寶庫も尙

未た充分の活力を示すに至らさる狀態にあつた而して此缺陷を補へ之か撤底的開拓の使命を負ふものは實に四鄭鐵路及其延長、鄭洮、鄭白の鐵路てあらねはならない、この意味に於て四鄭鐵路の將來は地方開發上は勿論、鐵路自體の營利關係より考察するも亦頗る有利多望なりと云はさるを得ない。

第二款　組織



（四洮鐵路局）

本鐵道を管理經營する機關は四洮鐵路工程局と稱し四平街に在り左の各處各課に分ち鐵道事務を分掌し居る、而して該鐵道は交通部直轄の支那國有鐵道てあつて局長以下職員等は支那政府に於て任命する所てあるか借款契約の規定に據り、車務、工務、會計の三主任は日本人之に當ることゝなつて居る、今其組織概要を示せは左の通りてある。

組織（九年七月十四日ヨリ）

- 局長—副局長
  - 總務處
    - 文書課
    - 考工課
    - 用度課
    - 編査課
    - 警務課
    - 庶務課
  - 工務處
    - 文牘課
    - 建設課
    - 保線課
    - 庶務課
    - 材料課
  - 會計處
    - 文牘課
    - 綜核課
    - 出納課
    - 檢查課

車務處
文牘課
營業課
轉運課
機務課
計核課
庶務課

第三款　資本及其收支

本鐵道（四平街鄭家屯間）の資本は前述の如く日本橫濱正金銀行の借款による、而して其借款額は金五百萬圓であつたか不幸歐洲戰亂の影響を受けて銀價の暴騰及一般物價の騰貴等に遭遇し、資金の不足を告けた爲め、七年二月七日更に二百六十萬圓の短期借款契約の成立を見、合計七百六十萬圓を以て起工したものである、今其資本收支概數表を示せは次の通てある、（民國六年十二月末日假決算）（一）資本收入（全部）

正金銀行借款	五、〇〇〇、〇〇〇円
正金銀行短期借款	二、六〇〇、〇〇〇

減　　去

借款手取差金　九五〇、〇〇〇円
總計實收數　六、六五〇、〇〇〇

（二）資本支出（六年十二月末即全線開通假營業開始迄の假決算）

建築支出　三、三一三、二八六
建築外支出借款利息　三七五、〇〇〇
同　兌換虧損（銀價騰貴に依る金銀兌換損）　四八、六三九

減去

建築帳收入（建築列車便乘扱收入）　六九、八八七
銀行利息收入　二一六、四三五
總計支出　三、四五〇、六〇三

（三）餘存費額（自七年一月至八年六月間用途及收入ハ内譯ノ如クテアル）

建築支出概算額（殘工事及未成工事）　二、二四〇、二九四
建築外支出長期短期借款利息約數　五〇一、〇〇〇
同　兌換虧損約數（鋼軌代價兌換損）　五〇、〇〇〇

減去

建築帳收入（原豫算參照）　二四、七七三

銀行利息收入約數　一七、一二五

總計　三、一九九、三九七

尚大正九年再び借款契約を締結し、鄭家屯、白音他來間支線の敷設をなすことゝなつた、該借款契約は未發表の儘である。

第四款　鐵道建築費（民國六年十二月迄の分）

種別	金額（日金圓）	種別	金額（日金圓）
總務費	三二六、五〇五	電報及電話	三四、九九一
籌備費	四〇、九九二	軌道	一、七九二、三五八
購地	二二一、五六四	信號及軌閘	七一、八一一
路基築造	二三七、六〇四	車站及房屋	三二七、六二一
橋工	二一二、九四八	機件	二六、二〇〇
路綫保衞	八、九七二	維持費	一一、七一九
合計	三、三一三、二八六		

第五款　運轉狀態

一、線路及停車場設備（大正八年末現在）

一、軌道は八五封度重軌條を用ひ枕木は楊、松、枕木とし道床は凡て砂を使用す、但し施行基面と軌條面との差は二呎とす。

其他は凡て滿鐵軌道標準に據るものとす。

一、曲線及勾配、曲線半經は最小二十五鎖とし、勾配は最急を百三十二分の一とす。

一、橋梁は二、三小橋に對し石造若くは混凝、土工をなすの外其他は全部木造とし全長四、三二九五呎とす。

而して重なる橋梁は三江口遼河及曲家店川とす（三江口遼河延長、二、二八四呎　曲家店川　同　四五〇呎）

一、停車場設備は此際勗めて簡約を旨とし將來の發達に伴ひ漸次其必要に應し適當の施設を爲すものとし其數左記七ヶ所とす。

四平街、泉溝、八面城、曲家屯、傅家屯、三江口、鄭家屯

但し四平街に於ける滿鐵との連絡設備は全部滿鐵會社の施設に依る。

一、全線建造物の強度は滿鐵の夫れに準じ假想荷重E四十五に依る、而して現時滿鐵線に運用し得べき如何なる列車も故障なく當鐵路に於て運轉し得るものとす。

一、本路實基米突其他左の通りとす。

營業距離　八七、九基米突（五四、六哩）

軌道延長　一〇三、八（六四、四哩）

貨物積卸場數　一〇箇所

倉庫及上家數　二箇所

機關庫數　一箇所

（但し四平街に於ける機關庫は滿鐵の分を使用す）

二、車輛現在數（大正八年末現在）

機關車　五輛

一二等合造車　三輛 ┐
三等客車　三輛 ┘ 六輛

有蓋貨車　一五輛 ┐
無蓋貨車　三輛 │ 二二輛
車掌車　四輛 ┘

上記の車輛は滿鐵會社より借用して本路內のみの輸送に使用し連絡貨物に對しては滿鐵會社の貨車を直通輸送せしむる。此の外工事用として臨時に無蓋車を借用すること滿鐵と契約して居る。

三、列車及車輛運轉成績（大正八年度）

平均營業里		八七、九公里	（五四六哩）
列車運轉回數		二、〇二五回	
平均每日運轉回數		六回	
列車走行里	貨物列車	四六、三四二・〇公里	（二八、七三二・〇哩）
	混合列車	一二八、二九一・〇同	（七九、五四〇・〇同）
	計	一七四、六三三・〇同	（一〇八、二七二・〇同）
機關車走行里	牽引	一七四、六三三・〇同	（一〇八、二七二・〇同）
	入換	九、三五二・〇同	（五、七九八・〇同）
	單行	二〇一・〇同	（一二五・〇同）
	計	一八四、五三九・〇同	（一一五、三二〇・〇同）

客車走行里　三九三、六〇七・〇同　（二四四、〇三六・〇同）
貨車走行里　四一〇、六二一・〇同　（二五四、五八五・〇同）

四、運轉消耗品費用

項別	石炭消費量	石炭同價格	油脂類	油脂類價格	消耗品費計
消耗品總數	四、一五五、三〇〇・〇〇公斤 (四五、七〇八・〇〇米噸)	六九、四〇三・三九元	六、七五三・〇〇元	三、四四八・九三元	三一、八五一・三一元
機關車輛	一、〇三八、八三五・〇〇 (一一、四一七・〇〇)	三、三五〇・六〇	一、六八八・〇〇	六三三・三一	七、九六三・八一
機關車一公里平均	一三・五五 (〇・一五)	〇・〇六	〇・〇〇七	〇・〇一三	〇・〇七
列車一公里平均	一三・七九 (〇・一六)	〇・一六七	〇・〇一九	〇・〇〇四	〇・一八
一日一公里平均	一一九・三三 (一・四三)	〇・九三四	〇・三三〇	〇・〇七七	一・〇二

第六款　運輸狀態

一、營業里程表　（大正八年末現在）

開業里程　四平街—鄭家屯間　八七・九公里……………五四・六哩
豫定線　鄭家屯—白音他來間　一一六・〇公里…………七二・〇哩
同　鄭家屯—洮南間　二二八・〇公里………一四一・四哩

開業線路驛間里程表

驛名	驛間里程	延長公里
	公里	公里
四平街		
八面城	二八・一 ×一七・四	二八・一 ×一七・四
曲家店	一〇・八 ×六・七	三八・九 ×二四・一
傅家店	一二・六 ×七・八	五一・五 ×三一・九
三江口	一二・八 ×八・一	六四・三 ×四〇・〇
鄭家屯	二三・六 ×一四・六	八七・九 ×五四・六

備考 ×印は一公里を〇・六二一三七哩として換算せる哩數



（鄭家屯驛）

二、營業收入一覽表（大洋銀元建）

年別		營業日數	平均營業里	營業延日數	收入總計	一日平均	一公里平均	一日一公里平均	備考 一哩平均	備考 一日一哩平均
大正七年	自一月至六月	一七一	八七・[illegible]里	一五、〇三三・[illegible]	一九八、三七七・一三元	一、一六五・六六元	二、二六五・六六元	一三・[illegible]元	三、六六五・〇七元	二一・二〇元
	自七月至十二月	一八四	八七・[illegible]	一六、一七三・六	一九三、一八一・八〇	一、〇四四・四七	二、一八三・八八	一一・八七	三、四四四・二一	一九・〇〇
	計	三五五	八七・九	三一、二〇六・六	三九一、五六〇・七三	一、一〇五・三一	四、四四九・五四	一二・五六	七、一一九・二八	二〇・〇三
同八年	自一月至六月	一八一	八七・九	一四、九九九・[illegible]	[illegible]、〇八〇・六八	一、九四四・八九	四、〇〇〇・九七	二二・一三	六、四〇八・一三	三五・三五
	自七月至十二月	一八四	八七・九	一六、一七三・六	三〇八、四三四・六六	一、〇六〇・六八	三、五〇八・八二	一二・〇六	五、六四八・七九	二〇・〇五
	計	三六五	八七・九	三二、〇八三・五	六六〇、四四二・〇〇	一、八〇九・四三	七、五〇九・七八	二〇・五六	一三、〇五六・九〇	三二・八七

三、旅客運輸成績

年別		旅客 人數	旅客 收入	其他 斤數	其他 收入
大正七年	自一月至六月	六九、五九二	九一、一九八・五四元	一一五、八九九	二、四八三・六〇元
	自七月至十二月	六七、四四五	八五、六七一・七五	一五四、〇〇四	三、一五八・七四
	計	一三七、〇三七	一七六、八七〇・二九	二六九、九〇三	五、六四二・三四

年別		旅客 人數	旅客 收入	其他 斤數	其他 收入
大正八年	自一月至六月	八二、〇二〇	一〇三、八二九・〇一元	一七六、五九四	三、五七〇・五九元
	自七月至十二月	七九、一九七	九八、一九〇・五五	一七九、七三九	三、八九四・九九
	計	一六一、二一七	二〇二、〇一九・五六	三五六、三三三	七四、六五五・五十

備考　其他とは手荷物、郵運業等のこと

等別表（大正八年度）

等別	人數	延人里	賃金
一等	五四七	四二、九〇〇	一、九三三・六七元
二等	七、七一八	四八八、三二四	一四、五五一・七二
三等	一五二、九五二	九、三〇四、七六九	一八五、五三四・一七
計	一六一、二一七	九、八三五、九九三	二〇二、〇一九・五六

備考　一人の平均行程　六一公里　一人の平均賃金　一・二五元

四、貨物運輸成績

年別		貨物		其他
		噸數	運賃收入	
大正七年	自一月至六月	一一四、一七三	九五、三一〇・三七元	一〇、二八八・三八
	自七月至十二月	八八、四三一	九〇、六八一・六七	一二、五五四・〇三
	計	二〇二、六〇四	一八五、九九二・〇四	二二、八四二・四一
同八年	自一月至六月	一四四、三九六	二〇九、七七〇・四五	三四、六一四・五〇
	自七月至十二月	一〇七、一四一	一八〇、六三七・七九	二五、四五七・九七
	計	二五一、五三七	三九六、一四八・三五	六〇、〇七二・四七

備考　右表其他とは調車費、積卸費、延期費等に對する收入

等別表（大正八年度）

種別	噸數	延噸里	運賃
普通貨物	一六七、九二一	一二、三四五・〇五八	三五九、〇七一・七七元
特別貨物	一三、八八六	八〇七・四八一	七、一七二・七四
局用材料	六九、七三〇	四、二一五・三一二	二四、一六三・七三
計	二五一、五三七	一七、三六七・八五一	三九〇、四〇八・二四

備考　一噸の平均輸送量　六九公里　　一噸の平均運賃　一・五五元

五、主要貨物噸數（大正八年度）

品名	噸數	記事	品名	噸數	記事
大豆	四八、一四二		木材	一七、九一〇	木材中ニハ滿鐵社用ヲ含ム
高粱	七、二七八		石炭	一六、八六二	
粟	一四、六三六		鹽	九、五一五	
麻子	五、八五七		綿絲布	二、四八一	
瓜子	五、二〇〇		砂糖酒及食料品	一、七三八	
其他雜穀	二五、五八〇		麻袋	一、七一二	
豆粕	三、四〇二		野菜果實	一、三〇四	
甘草	八二四		石油	一、一四〇	
獸骨毛皮類	九五五		紙	六〇九	

第七款　驛勢一班（八年度）

驛名	旅客	貨物	平均	記事
四平街	四五	三六	三九	四平街、八面城間ニ泉溝驛アルモ未ダ營業ノ取扱ヲ爲サズ
八面城	一一	六	九	
曲家店	｜	｜	｜	曲家店ハ十月ヨリ開始
傳家屯	三	二	二	
三江口	三	二	二	

鄭家屯	三八	五四	四八

收入な基礎としての驛勢は上記數字の示す割合にて即ち八面城を控ゆる四平街が旅客收入に於て優越し雜穀其他移出貨物の豊富なる奥地を抱容する鄭家屯に於て貨物收入の拔群なを示す

第八款　賃　率（民國十年一月一日改正）

一、旅客及手小荷物賃金表

甲、旅客及手小荷物運賃料金計算規則

第一條　本路ノ運送ニ關シテハ總テ萬國權度ヲ使用ス

萬國權度及日支英度量衡比較表

區別	單位	支那營造尺庫平トノ比較	日本度量衡トノ比較	英國度量衡トノ比較	備考
度	尺 里	三・一二五尺 一・七三六里	三・三〇〇尺 九・一六七町	三・二八一呎 〇・六二一哩	一メートルニ同シ 一里一千尺即一キロメートルニ同シ
量	立方寸 立方尺	三〇・五一八立方寸 三〇・五一八立方尺	三五・九三七立方寸 三五・九三七立方尺	六一・〇二四立方吋 三五・三一五立方呎	一立方尺ハ一千立方寸ニ同シ
衡	斤 噸	一・六七六斤 一六七五・五五八斤	〇・二六七貫 二六六・六六七貫	二・二〇五封度 〇・九八四英噸 一・一〇二米噸	一キログラムニ同シ 一噸ハ一千キログラムニ同シ

第二條　本路運賃料金ノ收入ハ總テ大洋銀ヲ以テス、但シ他種ノ貨幣ハ確實ナルモノヲ擇ヒ其種類ヲ限定シ、本路所定ノ換算率ニ依リ換算收入スルコトヲ得

第三條　五立方寸ノ重量一斤ニ滿タザルトキハ五立方寸ヲ以テ一斤ノ割合トシテ其ノ運賃及料金(割増ノ場合共)ヲ計算ス　容積ハ其ノ長サ厚サ及幅ノ最大部分ヲ測リ其ノ相乘積ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　里、斤ノ端數ハ夫レ夫レ之ヲ一里、一斤ニ繰上ケ、五錢未滿ノ端數ハ五錢ニ、五錢ヲ超ユルモノハ十錢未滿ト雖十錢ニ繰上ク

第五條　四才以下ノ小兒ハ無賃トシ、四才ヲ超ユルモ十二才以下ノ小兒ハ半額トシ、十二才ヲ超ユルモノハ全額トス

第六條　小荷物運賃ハ一箇毎ニ之ヲ計算ス

乙、旅客賃金

各驛間乘車賃金ハ左ノ通トス

單位 圓

驛名	等級	四平街	泉溝	八面城	曲家店	傳家屯	三江口	一棵樹
泉溝	1	.55						
	2	.35						
	3	.25						
八面城	1	1.45	.90					
	2	.85	.55					
	3	.60	.35					
曲家店	1	1.95	1.40	.55				
	2	1.15	.85	.35				
	3	.80	.55	.20				
傳家屯	1	2.60	2.05	1.20	.60			
	2	1.55	1.25	.70	.40			
	3	1.25	.80	.50	.25			
三江口	1	3.25	2.70	1.80	1.25	.65		
	2	1.95	1.60	1.10	.75	.40		
	3	1.30	1.10	.70	.50	.25		
一棵樹	1							
	2							
	3							
鄭家屯	1	4.40	3.85	3.00	2.45	1.80	1.20	
	2	2.65	2.30	1.80	1.45	1.10	.70	
	3	1.75	1.55	1.20	1.00	.70	.50	

旅客乘車賃金ヲ里程ニ依リ計算スル場合ハ左ノ通トス

一等　一人一里ニツキ　五錢

二等　同　三錢

三等　同　二錢

丙、入場料

一人一回ニツキ　五錢

定期入場料（一箇月間有效）　一圓

丁、手荷物運賃

一里ニツキ二十斤若ハ其未滿毎ニ　二厘

但シ左ノ場合ニアリテハ無賃トス

託送手荷物カ左ノ制限ニ達スルマテ

一等旅客	一人	八十斤
二等旅客	同	六十斤
三等旅客	同	四十斤

半賃金ノ小兒ニ對シテハ前揭ノ半額トス

手荷物ノ超過斤量ハ二十斤ヲ單位トシテ計算シ二十斤ニ滿タサル場合ハ二十斤ニ繰上ク

戊、小荷物運賃

一、普通小荷物

一斤ニツキ　五十里若ハ其未滿毎ニ　二十五錢

最低運賃　二十五錢

二、特殊小荷物

イ、新聞雜誌類

距離ノ遠近ニ拘ハラス一斤ニツキ　一　錢

ロ、生獸類

類別	一頭一里ニツキ	一頭ノ最低運賃	摘要
生獸類（中味ノ重量ニ堪ヘ得ル堅固且運搬ニ便ナル包裝アルモノ）			普通小荷物賃率及條件ニ依ル
野獸			臨時ノ約束ニ依ル
禽鳥家兎及狩獵ノ獲物（活）（中味ノ重量ニ堪ヘ得ル堅固且運搬ニ便ナル包裝アルモノ）			普通小荷物賃率及條件ニ依ル
馬	五　錢	五　圓	
小馬、騾	四　錢	四　圓	
驢	二　錢	二　圓	
犬	一　錢	一　圓	

生獸類ヲ特別構造ノ馬積車ニ依リ運送スルトキハ其運賃ハ上掲賃率ノ五割增トス

ハ、箇數扱

類別	一個ニ付キ一里	一箇ノ最低運賃	摘要
自働車	三十錢	自動車積載車一車最低五十圓	但シ二輛以上ヲ一車ニ積載シタル場合ハ一輛一里二十錢
二輪馬車	八錢	十圓	
四輪馬車	十錢	十五圓	
自轉車	二錢	五十錢	
三輪自轉車	三錢	七十五錢	
人力車	四錢	二圓	
小兒車	二錢	一圓	
轎輿	八錢	十二圓	
自働自轉車	八錢	三圓	
死體	一等乘車賃金ノ二倍	五圓	
棺槨	一等乘車賃金ノ一倍半	三圓	

二、貴重品

（甲）銀行券（流通セルモノ又ハ發行準備ヲ終ヘタルモノ）、債券、株券其他ノ有價證券、金銀塊又ハ金銀貨幣、金箔、郵券及印紙ハ價格千圓若ハ其未滿毎ニ左ノ運賃ヲ申受ク

百五十里以下ノモノ　一圓
百五十里ヲ超ユルモ三百里以下ノモノ　一圓八十錢
三百里ヲ超ユルモ四百五十里以下ノモノ　二圓十錢
四百五十里ヲ超ユルモ六百里以下ノモノ　二圓四十錢
六百里ヲ超ユルモ七百五十里以下ノモノ　二圓六十錢
七百五十里ヲ超ユルモ九百里以下ノモノ　二圓七十五錢
九百里ヲ超ユルモノハ百五十里若ハ其未滿每ニ　十錢

（乙）紋銀及銀塊ノ運賃計算ニ當リ銀一兩ハ之ヲ一圓四十錢ト見做ス
金箔及金塊ノ場合ニハ金一兩ヲ五十圓ト見做ス

（丙）銀行券ニシテ流通セルモノ、發行準備ヲ終ヘタルモノ、其他之ト同視スヘキモノハ其券面額ニ依リ計算ス

（丁）流通ヲ禁止セラレタル銀行券、債券其他ノ有價證券ハ鐵路係員ノ監査ヲ經テ之ヲ普通小荷物トシテ運送スルコトヲ得未タ發行條件ヲ具備セサル新銀行券亦同シ

（戊）端書類ハ普通小荷物トシテ之ヲ運送スルコトヲ得

己、保險料

（一）手荷物
百圓若ハ其未滿每ニ　二十五錢　最低料金　一圓

（二）小荷物
一箇ノ價格二百圓ヲ限度トシ百圓ニツキ百五十里若ハ其未滿每ニ　二十五錢

最低料金 一圓

庚、代金引換手數料

百圓マテ十圓若ハ其未滿每ニ 五錢

百圓ヲ超ユルトキハ其超過額十圓若ハ其未滿每ニ 三錢

最低料金 三十錢

辛、保管料

（一）手荷物

一箇ニツキ一日若ハ其未滿每ニ 十錢

（二）手荷物一時預

一箇ニツキ一日若ハ其未滿每ニ 十錢

（三）小荷物

到著ノ日ヨリ七日間ハ之ヲ無料トシ以後一日若ハ其未滿每ニ 十錢

壬、特別運賃率

一、鮮魚、鮮肉、牛乳、生果、野菜、氷ハ左ノ賃率ニ依ル

一斤ニツキ 五十里迄 一錢五厘

五十一里以上 二錢

最低運賃 十錢

二、貨物賃金表

甲、運賃及料金計算規則

第一條　貨物ノ運送ニ關シテハ旅客及手小荷物運賃料金計算規則第一條乃至第三條ヲ適用ス

第二條　里、斤、噸ノ端數ハ夫レ夫レ之ヲ一里、一斤、一噸ニ繰上ケ五錢未滿ハ五錢ニ五錢ヲ超ユルモノハ十錢未滿ト雖十錢ニ繰上ク但シ他線ト聯絡扱ノ場合ニ於ケル噸ハ百斤マテ計算シ百斤未滿ハ百斤ニ繰上ク

第三條　運送距離カ二十里ニ滿タサルトキハ二十里分ノ運賃ヲ申受ケ運賃カ十錢ニ滿タサルトキハ十錢ヲ申受ク

第四條　小口扱ノ貨物ニシテ其重量百斤ニ滿タサルトキハ百斤分ノ運賃及料金ヲ申受ケ百斤以上ハ十斤毎ニ計算シ其未滿ハ十斤ニ繰上ク

第五條　一託送ノ貨物ハ五品種以下トシ且一車ヲ使用シテ積載シ得ル種類及數量ヲ以テ限度トス但シ二車以上ヲ聯結シテ使用スル場合ハ之ニ積載シ得ル數量ヲ以テ限度トス

第六條　運賃及料金ハ其率ヲ異ニスル毎ニ各別ニ之ヲ計算ス

第七條　貨物ニ對シテハ本表所定ノ發著手數料ヲ申受ク但シ本路ノ承認ヲ得テ貨主カ積卸或ハ積又ハ卸ヲ爲シタルトキハ表中之ニ相當スル料金ヲ申受ケス

第八條　貨物ノ積卸ハ總テ本路ノ直當トス但シ左ノ場合ニアリテハ貨主ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

一、本路カ指定シタル貨物專用線ニ於テ扱フ一車扱貨物ノ積卸ヲ爲ストキ

二、本表中一車扱貨物箇數扱貨物生獸類ニシテ本路カ貨主積卸ヲ爲サシメ差支ナシト認メタルトキ

第九條　附添人カ購求所持スヘキ乘車券ハ左ノ通トス

一、客車ニ乘車スル者　　相當等級乘車券

二、車掌車　　二等乗車券
三、其他　　三等乗車券

第十條　一車扱貨物ノ運賃率及料金率(保管料ヲ除ク)ハ特定ノ貨物ニ限リ之ヲ適用シ其重量カ所定ノ積載最低重量ニ達セサル場合ニ於テモ該重量ニ對スル運賃及料金ヲ申受ク本等級表中積載最低重量ノ定メナキモノニシテ特ニ貨主ニ於テ一車ノ取扱ヲ希望スルモノアリタルトキハ車務處長ノ承認ヲ得テ之ヲ爲スコトヲ得

第十一條　貨主積卸時間ノ計算ニハ日沒後日出迄ノ時間ハ之ヲ算入セス

乙、運賃率

第一　普通貨物

扱別	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品	六級品
小口扱(百斤一里ニ付)	七厘五毫	六厘五毫	五厘五毫	四厘五毫	四厘	三厘五毫
一車扱(一噸一里ニ付)	六錢五厘	五錢五厘	四錢五厘	三錢五厘	三錢	二錢五厘

一個重量二噸ヲ超ユル貨物ハ左ノ割合ニ依リ副增運賃ヲ申受ク

二噸以上ノモノ　二割增
三噸以上ノモノ　三割增
六噸以上ノモノ　五割增
十噸以上ノモノ　八割增
十五噸以上ノモノ　臨時ノ約束ニ依ル

長サ又ハ容積ノ關係上有蓋貨車ニ積載シ得サル爲特ニ無蓋貨車ヲ要スル小口扱貨物ハ之ヲ全部又ハ一部トスル一口重量一萬斤ニ滿タサルトキハ一萬斤分ノ運賃發著手數料ヲ申受ク但シ等級ヲ異ニスル貨物ヲ一口トナシタル場合ハ其未滿重量ニ對シテハ低率ノ等級ヲ適用ス

長サ十尺ヲ超エ廿七・三噸積無蓋貨車一車ニ積載シ得サルモノハ臨時ノ約束ニ依ル

第二　特種貨物

危險品、箇數扱貨物及生獸類ニ關スル賃率ハ等級表ニ就テ見ルヘシ

丙、料金率

第一　發著手數料

（一）普通貨物

扱別	積込料	取卸料	驛費	合計
小口扱（百斤ニ付）				五錢
一車扱（一噸ニ付）	十錢	十錢	十錢	三十錢

一箇ノ重量カ二噸ヲ超ユル貨物ハ左ノ割合ニ依ル但シ其率ノ異ナルモノハ各別ニ計算ス

區別	積込料	取卸料	驛費	合計
二噸以上ノモノ（一噸若ハ其未滿毎ニ）	二十錢	二十錢	二十錢	六十錢
三噸以上ノモノ同	四十錢	四十錢	三十錢	一圓十錢

六噸以上ノモノ同	六十錢	六十錢	四十錢	一圓六十錢
十噸以上ノモノ同	一圓	一圓	五十錢	二圓五十錢
十五噸以上ノモノ	臨時ノ約束ニ依ル			

（二）特種貨物

イ、危險品

	一級品以上	二級品	三級品以下
小口扱（百斤ニ付）	十二錢	十錢	八錢
一車扱（一噸ニ付）	六十錢	五十錢	四十錢

（ロ）生獸類

野獸　臨時ノ約束ニ依ル

二級品ノモノ　普通貨物發著手數料ニ依ル

區別		積込料	取卸料	驛費	合計
一頭一里ニ付賃率二錢以上ノモノ	一頭ニ付	十錢	十錢	十錢	三十錢
同　二錢未滿ノモノ	同	五錢	五錢	五錢	十五錢

ハ、箇數扱

スチームローラー　臨時ノ約束ニ依ル

級品ヲ定メタルモノ　普通貨物發著手數料ニ依ル

區別		積込料	取卸料	驛費	合計
死體	一體ニ付	二十錢	二十錢	二十錢	六十錢
一箇一里ニ付賃率十五錢ノモノ	一箇ニ付	二十錢	二十錢	二十錢	六十錢
同　四錢乃至六錢ノモノ	同	十錢	十錢	十錢	三拾錢
同　四錢未滿ノモノ	同	五錢	五錢	五錢	十五錢

第二　指圖手數料

貨物運送附則ニ依ル指圖一回ニ付　一圓

第三　貨車留置料

二十四時間若ハ其未滿毎ニ貨車積載重量一噸ニ付　五十錢

第四　保管料

（一）普通貨物

貨物到著通知後二十四時間内ニ引取ナキトキハ本路ハ貨主ノ危險ニ於テ之ヲ保管シ二十四時間又ハ其ノ未滿毎ニ

區別	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品	六級品
小口扱（百斤ニ付）	六錢	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢
一車扱（一噸ニ付）	三十五錢	三十錢	二十五錢	二十錢	十五錢	十錢

（二）特種貨物

イ、危險品

區別	一級品以上	二級品	三級品以下
小口扱（百斤ニ付）	十錢	八錢	五錢
一車扱（一噸ニ付）	六十錢	五十錢	三十錢

ロ、生獸類

野獸　臨時ノ約束ニ依ル

二級品扱　普通貨物保管料ニ依ル

一頭一里ニ付賃率二錢以上ノモノ　一頭ニ付　二十錢

同　二錢未滿ノモノ　同　十錢

ハ、箇數扱

スチームローラー　臨時ノ約束ニ依ル

級品ヲ定メタルモノ		普通貨物保管料ニ依ル
死體	一體ニ付	五十錢
一箇一里ニ付賃率十五錢ノモノ	一箇ニ付	三十錢
同　四錢乃至六錢ノモノ	一箇ニ付	二十錢
同　四錢未滿ノモノ	一箇ニ付	十錢

第五　檢査手數料

小口扱（百斤ニ付）	二錢
一車扱（一噸ニ付）	十五錢

第六　保證狀料金

一通ニ付	十錢

第四節　吉長鐵道

吉長鐵道は南滿洲鐵道長春驛より吉林に至る七九哩一四鎖間の鐵道であつて、支那交通部直轄の國有鐵道である、吉林省城に於て松花江の水運（黑龍江との分岐點より吉林に至る迄て松花江の汽船航路六百哩と稱す）と聯絡するものであつて經濟上頗る重要なる鐵道とする。

吉長鐵道敷設の議は前清光緒二十年（明治二十七年）前後吉林將軍長順か本鐵道急設の密奏を濫觴とし同二十四年（明治三十一年）夏露の東省鐵路公司と支那か東清鐵道南部線（現在の滿鐵線）敷設契約を訂結するや吉長線も亦同計畫中にあつた、光緒三十一年（明治三十八年）時の吉林將軍達貴は之か敷設を上奏し、度支部より八〇萬兩、吉林銀元廠より七八萬兩餘の資金支出の約束にて起工せんとしたか、時會々日露和議成るあり、且つ媾和條約に伴ふて日支間に締結せる新奉及吉長鐵道に關する協約（明治四十一年四月十五日）に基つて、清國か吉林長春間の鐵道を自辦するに當りては之か所要資金の半額を滿鐵より二十五年清還期限として借入るへき旨（同協約第三及第四條）を約するに至つた。之れ實に同鐵道か對日本關係を生した第一步である。次て同三十四年（明治四十一年）十月之か續約に依り我國より日幣二百五十萬圓を借入れ（第三欵參照）技師長及會計主任に日本人を聘用すへきことゝし、尙借欵の細目契約は更に明治四十二年八月十八日滿鐵野々村理事と郵傳部盧祖華との間に締結された。

然るに之より前、借欵契約成るに先ち吉林省民の一部は利權外溢を名として之に反對し吉林鐵路公司及公民保路會を組設し、集資自辦を請願する處あつたか、條約變更の容易ならさるより遂に成すなくして了つた。

斯くて宣統二年（明治四十三年）工事に著手し、線路の內長春より飲馬河に至る三一哩は宣統三年九月

二十九日早くも開通したか、其後總辦李方年其他に不正の行爲ありし爲め荏苒進捗せす、民國元年（大正元年）十月漸く全線に客貨車の全通を見るに至つた。

次て民國四年（大正四年）五月日支新協約第五條により吉長鐵道借款契約の改訂の約成り兩國委員間に三十回以上の會議を繰返した上、同六年（大正五年）十月新契約成り、其結果金額日幣六百五十萬元、年利五分三十年期限の借款は玆に成立を見た、而して同七年一月一日より新契約は實行され次項に述ふるか如く滿鐵は支那政府に代りて本鐵道の經理を鞅掌することゝなつたのである。

第二款　組　織

該鐵道は支那國有鐵道であつて其管理權は支那政府に屬するものであるか大正六年十月十六日の借款契約改訂に據り、借款期限内（即ち同年より向ふ三十箇年間）は南滿洲鐵道會社、支那政府に代りて本鐵道を指揮經營することゝなつて居る、而して局長は支那人を以て選任し、工務、運輸、會計の三主任は南滿洲鐵道會社に於て任命し、其内一人は南滿洲鐵道會社代表者として契約の權利義務を遂行せしめ、重要事項に至つては代表者又は主任より豫め局長と協議することゝなつて居る、（別項吉長鐵道借款契約參照）、今其組織系統を左に示す。

- 吉長鐵路管理局（在長春）
  - 局長室
    - 文書課
    - 調査課
    - 監査課
    - 稽核課
    - 警務課
  - 滿鐵代表室
    - 運輸處
      - 營業課
      - 運轉課
    - 工務處
      - 工程課
      - 養路課
    - 會計處
      - 計理課
      - 材料課

第三款　資本及社債

吉長鐵道は既述の如く最初五百三十萬（内二百十五萬圓は滿鐵より借款）の資金を以て建設されたが局長其他の不正行爲により財産狀態頗る亂脈に陷りし以て大正六年再び日貨六百五十萬圓の借款を起し、經營を滿鐵に委任して漸く之を收拾し得た、故に同鐵道は前後一千一百八

十萬圓の投資によつて成れるものなることを知る、今前後二回の借款契約要綱を掲ぐれは左の如くである。

○吉長鐵道借款

名　　稱　吉長鐵路借款

調印者及調印日　光緒三十三年三月一日（明治四十年四月十五日）那桐、瞿鴻機、唐紹儀協約を訂結す。

光緒三十四年十月十九日（明治四十一年十一月十二日）梁士詒契約を訂結す

宣統元年七月三日（明治四十二年八月十八日）盧祖華細目契約を訂結せり、

債　權　者　日本南滿洲鐵道株式會社

借款用途　吉林省城より長春府に至る間の鐵道建設に要する資本の半額

起債總額　日金二百十五萬圓

年　　利　五分

手　　取　九十三

手　取　額　日金百九十九萬九千五百圓

擔保品 本鐵道財產及收入
年限 二十五箇年
償還方法 第六年より起り二十箇年を凡そ四十期に分ち償還す
償還始期 民國四年三月十四日
償還終期 民國二十三年九月十五日
既償還額 日金十六萬一千二百五十圓
未償還額 日金百八十三萬八千二百五十圓

○借欵契約改訂

大正四年五月南滿洲及東內蒙古に關する條約第七條中に規定せる「支那國政府は從來支那國と各外國資本家との間に締結したる鐵道借欵契約規定事項を標準と爲し速かに吉長鐵道に關する諸協約並契約の根本的改訂を行ふ可きことを約す」に基き契約を改訂し大正六年十月十二日調印發表せられた、從來諸弊積出し工事は杜選を極め、會計は亂脈に陷り滿洲開發上一大障碍てあつた本鐵道も之に由りて大規模の改築を行ひ營業方針を一新することゝなつた。
改訂契約要綱左の如くてある

改訂吉長鐵道借款契約要綱

一、借款契約　金六百五十萬圓
但し內前契約中未償還元利合計共金百九十八萬餘圓を差引殘額金四百五十萬圓を交付す
一、利率　年五分
一、手取　額面百圓に付九十一圓五十錢
一、期限　三十箇年
一、擔保　吉長鐵道財產及營業收入
一、管理權　支那政府に屬す
但し借款期限內は南滿洲鐵道會社支那政府に代りて本鐵道の指揮經理營業を引受け、之に對し南滿洲鐵道會社は純益の二割を受領す、
一、職員及其の權限　局長は支那人を以て選任す工務、運輸、會計の三主任は南滿洲鐵道會社に於て之を選任し其の內一人は南滿洲鐵道會社代表者として契約の權利義務を行はしむ、
但し重要事項は代表者又は主任より豫め局長に協議するを要す、
一、南滿洲鐵道との聯絡其他　吉長鐵道と南滿洲鐵道との聯絡運輸、長春停車場の共同使用及

同鐵道の改良工事完成の事に關しては別に其協定をなすこと。

第四款 營業狀態

本線の營業狀態を見るに創業以來年々缺損を重ね大正四年に於ては十三萬圓、大正五年に於ては約二萬五千圓の缺損を生したか大正六年よりは營業狀態著しく好況を呈するに至つた、之れ東支鐵道貨車拂底を告け哈爾賓及露西亞行貨物か多く長春に停滯し又西比利より南下する木材の少きに反し、本線に依り吉林より輸出する木材は未曾有の激增を呈し來りたるのみならす長春より吉林へ向ふ貨物も大に增加し貨物列車は從前概ね不定期にして貨物ある時にのみ發車したるに反し往復共貨物滿載の景況を呈し定期列車運行の狀態を見るに至りし爲めと滿鐵の委任經營其宜しきを得たる結果に外ならない。

試に支那側經營當時の民國三、四年度頃と滿鐵委任經營後の民國六、七年度の收支表を掲けて參考とする。

年度	收入	支出	剩餘
民國三年	六七三、八二三・七一元	六六四、二一三・六〇元	九、六一〇・一一元
同 四年	九一一、一〇二・〇八	七六三、五三七・五二	一四七、五六四・一六
同 五年	九三三、五一一・六七	七五六、三八〇・三〇	一七七、一三一・三七

同　六　年	一、〇八一、一七〇・二六	七五四、二七三・六七	三二六、八九六・五九
同　七　年	一、七七六、一四四・〇九	一、〇三八、六六九・七〇	七三七、四七四・三九

又最近三箇年の鐵道營業收入狀態を示せは左の如くてある

年　別	收　入	一日平均收入	一日一哩平均收入
民國六年	一、〇八〇、一七〇・二六 元	二、九五九・六四 元	三六・八二 元
同　七年	一、七七六、一四四・〇九	四、八六六・一四	六〇・八二
同　八年	一、八八七、二三三・七七	五、一七〇・五一	六四・六三

尙民國七年七月一日より同八年六月三十日に至る一箇年間の損益計算を擧くれは左の如くてある。

總益金	一銀	一、九八五、二九二・一四 元
總損金	一銀	一、七三八、一八八・五二
利益金	差引銀	二四七、一〇三・六二
內		
支那國政府納付金	銀	一九七、六八二・九〇 元
滿鐵會社收得金	銀	四九、四二〇・七二

（右換算金一一七、六二一・三一 円）

第五款　運輸狀態

一、營業里程表

驛名	距離	驛名	距離	驛名	距離
吉林	公里 —	土們嶺	公里 五四・九	卡倫	公里 一〇二・八
九站	一三・三	吳家海龍	六四・七	興隆山	一一二・二
孤店子	二三・五	營城子	六八・六	長春	一二三・二
樺皮廠	三四・七	下九臺	七五・七	頭道溝	一二七・七
河灣子	四二・二	飲馬河	八四・六	換算	九七・三哩
趙家店	四九・七	龍家堡	九二・九		

備考　◎一公里は〇、六二一三七哩
◎民國九年九月一日改正

二、貨客運輸累年比較表

年度	旅客 員數	旅客 收入	貨物 噸數	貨物 收入	備考
民國六年	三六五、三三九	元 三七七、九四六	公噸 三三六、五五六	元 六六二、八五五	一公噸ハ千瓩
同　七年	三六五、四四一	四四五、五一九	四六五、四六〇	一、一三六、四一〇	即〇、九八四二
同　八年	三六七、三七七	五七三、八六八	五九四、三四六	一、三七五、三三三	英噸

三、取扱主要貨物

品名	民國八年（公噸）	七年（公噸）	六年（公噸）
元豆	二七六、三〇六·六	一八七、九九一·〇	一〇三、〇七六·〇
麥子	一三、一八四·二	—	—
菸葉（煙草葉）	七、一九八·〇	八、一六二·〇	八、一一九·〇
麻袋	四、九三七·二	二、八三一·〇	—
鮮貨（果實）	三、七四八·三	二、四三二·〇	一、九四七·〇
布疋	三、五一七·一	—	三、四四三·〇
麵粉	二、八三七·〇	二、二二〇·〇	三、四三三·〇
雜粮	二、三七四·二	六、八四七·〇	一、三四一·〇
艸菰	九一九、八	七八七·〇	六八〇·〇
棉花	八四九·一	一、一一七·〇	—
茶條	八四三·七	—	三〇三·〇
藥材	五五七·七	七八九·〇	—
其他	三、四四三·〇	二〇、五三〇·〇	—
獸皮	三四一·二	—	—
獸骨	三三六·三	—	—
魚	二九一·二	三四一·〇	四五九·〇

其他	三三二・六	九七五・〇	—
煤	一七、一三六・〇	一八、二二四・〇	六、三九〇・〇
鹽	一三、四七三・九	一二、〇五二・〇	七、三八二・〇
洋油	三、一九三・三	三、〇〇七・〇	五、八六八・〇
石片	一、六二七・七	—	—
鐵塊	一、〇七〇・七	二二三・〇	三二四・〇
磚瓦	六八〇・四	—	—
其他	一、八九六・五	四、六〇六・〇	—
方木	四二、二九二・三	三二、一五九・〇	四、〇一二・〇
木板	三三、二九〇・七	二二、一二三・〇	一八、四八二・〇
木柴	一二、四〇三・三	五、〇六四・〇	五、六四五・〇
元木	一〇、五六四・五	一八、二二四・〇	—
板皮	一〇、三三六・五	一一、八五〇・〇	二、四三七・〇
洋火木	三、五五一・三	—	—
木料	一、九七七・一	六、五六〇・〇	七、二〇〇・〇
木炭	一、〇二九・八	—	五二五・〇
坑木	七九八・〇	—	—
席子	六八二・七	—	—

疙疽頭	五六一・三	—	—
木椿	二一三・〇	二、四七七・〇	五八三・〇
其他	三、三四二・三	二五、五二八・〇	—
紙	二、二〇六・一	八九八・〇	三三七・〇
木器	一、五一四・九	二八〇・〇	—
糖	一、三九五・六	三、〇六〇・〇	—
鐵器	一、一九六・四	—	—
酒	九〇八・二	八二八・〇	—
磁器	五七〇・二	—	—
農具	五六六・一	七〇〇・〇	八五四・〇
其他	三、四三二・五	五、六三八・〇	—
軍用品	二、二一四・七	三、三八一・〇	—
枕木	二三、一三九・〇	二〇、一二七・〇	一一、一六八・〇
局用品	七五、〇六四・二	三四、六四二・〇	—
其他	—	—	二六、八一六・〇
合計	五九四、三四六・三	四四八、四四九・〇	—

第六款　吉長滿鐵兩鐵道聯絡貨物輸送

吉長鐵道と滿鐵との聯絡貨物輸送は大正七年八月十六日より實施せられたか兩社協定に成る其

の取扱假規則及假手續は左の如くである。

聯絡貨物輸送假規則

第一條　連絡貨物取扱驛左ノ如シ

滿洲線　各驛(現行貨物取扱ヲ爲ササル驛ヲ除ク)

吉長線　下九臺、樺皮廠、九站、吉林

第二條　左記ノ貨物ハ特ニ承認シタル場合ノ外其取扱ヲ爲サス

一、生石炭其他發火シ易キ貨物

一、屍　　體

一、武器彈藥爆物及其他製造材料

一、食鹽、阿片

一、鮮魚、鮮肉、野菜等腐敗シ易キモノ又ハ價格低廉ニシテ著線ノ運賃及料金其他費用ノ保障タルニ充分ナラサルモノ

第三條　連絡貨物ノ運賃及發著手數料ハ左記ニ依リ計算ス

一、滿洲線内運賃及發着手數料ハ同線所定ノ手荷物及荷物賃金表ニ依ル

一、吉長線内運賃及發着手數料ハ同線所定ノ運賃表ニ依ル

第四條　運賃及發著手數料徴收方法ハ左ノ通トス

一、兩線共發線ニ屬スルモノハ現拂トシ著線ニ屬スルモノハ著拂トス但シ特ニ承認シタル場合ニ兩線ヲ通シテ現拂トナスコトヲ得

二、各線内ニ於テ後拂ノ特約ヲ爲ス者ニ對シテハ各自線内運賃ヲ後拂トシテ受託スルコトヲ得

第五條　連絡貨物ノ接續驛ハ滿洲線長春驛トス
第六條　連絡貨物運送上ノ條件其他ニ付テハ各線施行規則ニ依リ運送中ニ生シタル損害ニ付テモ各線各別ニ其責ニ任ス

聯絡貨物輸送假手續

第一條　貨物運送及料金ハ各線所定ノモノヲ各別ニ算出收入スルモノトス但シ發著手數料又ハ積卸料金ハ鐵道カ接續驛ニ於ケル卸及積ヲ爲スモノトシテ計算ス前項ニ依リ計算シタル賃金ハ運送通知書ニ各線別ニ記載スルモノトス
第二條　兩線ヲ通シテ現拂扱トナス場合ノ著線賃金處理方左記ノ通トス
一、滿洲線ニ於テ吉長線賃金ヲ收入スル場合
吉長線賃金ハ同線ヨリ指定セル換算率ニ依リ金建ニ換算シタルモノヲ收入シ其ノ金額ヲ吉長線賃金トシテ運送關係書類ニ記載スルモノトス
二、吉長線ニ於テ滿洲線賃金ヲ收入スル場合
滿洲線賃金ヲ金銀何レニテ收入スルモ運送關係書類ニハ常ニ金建ニ依ル滿洲線賃金ヲ記載スルモノトス
第三條　長春驛ニ於ケル聯絡貨物引繼方法左記ノ通トス
貨物ノ引繼ハ兩鐵道係員立會現品ト運送關係書類トヲ對照シテ之ヲ行ヒ此ノ際引渡鐵道係員ハ引繼ノ證トシテ引繼證書ヲ作成シ引受鐵道係員ハ相當欄ニ受領ノ署名ヲ爲スモノトス
引繼證書ハ同時ニ同一番號ヲ以テ四通ヲ作成シ二通ハ現品ト共ニ引受ケ鐵道係員ニ交附シ一通ハ自驛ニ留メ一通ハ營業課ニ提出スルモノトス引繼ノ際箇數不足其ノ他ノ事故アリタルトキハ引繼證書面ニ其旨記載シ兩鐵道係員之ニ捺印證明シ通知書ニモ同樣ノ記載ヲ爲スヘシ
第四條　聯絡貨物ニ對シテハ聯絡貨物運送原簿ヲ使用シ聯絡貨物中繼票（乙）ニ「中繼原票（乙）」トアルヲ「到著原票」ト訂正シ聯

絡貨物運送通知書寫（通過線用）ニ「通知書（通過線用）」トアルヲ受託書ト訂正ノ上荷送人ニ交付ス

荷主ノ請求アルトキハ聯絡貨物引換證ヲ發行スルモノトス

第五條　聯絡貨物引渡ノ際ハ受託書交付ノモノニ對シテハ到着原票ニ荷受人ノ證印ヲ押捺セシメ引換證發行ノモノニ對シテハ同證ト引換ニ貨物ノ引渡ヲ爲スモノトス

第七款　賃　率　（民國十年一月一日改正）

一、旅客賃金表

甲　運賃及料金計算規則

（一）運賃及料金計算ニ際シ五分未滿ノ端數ハ五分ニ、五分以上一角未滿ノ端數ハ之ヲ一角ニ切上ケ計算ス

（二）旅客賃金最低銀一角トス

乙、運　賃　率

第一　普通運賃率

一等	一公里一人ニ付	銀四分六厘
二等	一公里一人ニ付	銀三分二厘
三等	一公里一人ニ付	銀一分八厘

第二　特種運賃率

（一）定期乘車券運賃率　（旅客運輸規則第一附錄參照）

（二）回數乘車券運賃率　（旅客運輸規則第二附錄參照）

十回券　普通運賃率ノ五分引

二十回券　普通乘車券ノ一割引

(三) 團體旅客運賃率（旅客運輸規則第十節參照）

1. 一般團體

	片道	往復
二十人	普通運賃率ノ一割引	普通運賃率ノ二割引
二十人以上四十九人マテ	同　一割五分引	同　三割引
五十人以上九十九人マテ	同　二割引	同　四割引
百人以上	同　二割五分引	同　五割引

2. 學生團體（引率教員ヲ含ム）

十人以上	同　二割五分引	同　五割引

3. 演劇、音樂、曲馬等ノ競技團々體

六人以上	同　二割引	同　四割引

(四) 貸切客車、專用臨時列車及專用貸切客車運賃率

（旅客運輸規則第四十條第六十條第六十一條第六十二條參照）

二、手荷物及小荷物賃金表

甲　運賃及料金計算規則

第一　手荷物（旅客運輸規則第八節參照）

(一) 託送手荷物無賃重量

一等旅客　一人ニ付　八十公斤（百三十四斤）

二等旅客　　一人ニ付　　六十公斤（百〇半斤）
三等旅客　　一人ニ付　　四十公斤（六十七斤）
半賃ノ小兒ニ對シテハ右重量ノ二分ノ一トス
演劇、曲馬、及各種音樂隊等ノ團體ニ對シテハ右重量ノ二倍トス

（二）無賃制限超過重量ニ對スル運賃ハ二十公斤毎ニ計算シ二十公斤未滿ノ端數ハ二十公斤ニ切上ク

（三）公里、公斤、立方公寸ノ端數ハ別ニ定メタルモノヲ除クノ外各其單位マテ切上ケ計算ス

（四）手荷物ノ最低賃金銀一角トス

第二　小　荷　物（旅客運輸規則第十一節參照）

（一）小荷物ハ一個ノ重量六十公斤、容積三百立方公寸ヲ以テ限度トス

（二）三十立方公寸ニ滿タサル小荷物ハ三十立方公寸ヲ六公斤ノ割合トシテ其運賃及料金ヲ計算ス

（三）公里、公斤、立方公寸ノ端數ハ別ニ定メタルモノヲ除クノ外各其單位マテ切上ケ計算ス

（四）運送距離ハ五十公里毎ニ計算シ五十公里未滿ノ端數ハ五十公里ニ切上ク

乙　運　賃　率

第一　託送手荷物（旅客運輸規則第四十九條參照）

一公里二十公斤ニ付　　銀　二　厘

演劇團、曲馬團及各種音樂隊等ノ團體ノ託送無賃制限超過重量ニ對スル運賃
客車便ニヨル場合　　普通賃金ノ半減
貨車便ニヨル場合　　普通賃金ノ四分ノ一

第二 小荷物

(一) 普通小荷物（旅客運輸規則第七十五條參照）

一公斤　五十公里ニ付　銀二角五分

最低運賃　自路内　銀二角五分

聯絡　銀一元

(二) 特種小荷物

1. 易損品草花死家禽狩獵獲物タル小禽獸（旅客運輸規則第十二節參照）
2. 危險品、厭惡品及禁制品（旅客運輸規則第十三節參照）
3. 牲畜（旅客運輸規則第十五節參照）
4. 重量嵩高品（取扱不便貨物）（旅客運輸規則第十六節參照）
5. 貴重品（旅客運輸規則第十七第十八節參照）
6. 鮮魚及野菜類

鮮魚、鮮肉、生果、野菜、氷蒸魚及燒魚ヲ小荷物トシテ運送スルトキハ左記運賃率ニ依ル

六十公里迄　一公斤ニ付　銀一分

六十一公里以上　仝　銀一分五厘

最低運賃　銀一角

7. 新聞雜誌類

距離ノ遠近ニ拘ラス一公斤ニ付　銀一分

最低運賃　銀 一 角

三、貨物賃金表

甲 運賃及料金計算規則（貨物運輸規則第三節參照）

（一）運賃ハ特別ナル規定アルモノヲ除クノ外總テ一公里五十公斤（八三斤七七八）ニ付又ハ一公里一公噸（噸又ハ車）ニ付幾何ノ割合ニヨリ計算ス

（二）運賃計算ニ計シ重量及容積ノ比較左ノ如シ

五九公斤六八＝一坦

一〇〇〇公斤＝一公噸

二五〇立方公寸＝五十公斤（公斤扱ノ場合）

二立方公尺五＝一公噸（車扱ノ場合）

（三）運送距離ノ最低二十公里分トシ各扱別計算方及最低賃金左ノ如シ

一、公斤扱　五十公斤未滿ハ五十公斤ニ切上ケ五十公斤以上ハ二十五公斤毎ニ計算シ二十五公斤未滿ノ端數ハ二十五公斤ニ切上ク

最低運賃　銀 五 角

二、公噸扱　最低四分ノ一公噸トシ四分ノ一公噸以上ハ四分ノ一公噸毎ニ計算シ四分ノ一公噸未滿ノ端數ハ四分ノ一公噸ニ切上ク

最低運賃　銀 一 元

三、車 扱　貨車積載重量ニヨリ計算ス

最低運賃貨車積載重量一公噸ニ對シ　銀五角

四、輕重品ニシテ二五〇立方公寸ノ重量五十公斤ニ滿タサル貨物ハ二五〇立方公寸ヲ五十公斤トシテ計算ス但シ此ノ種貨物ヲ車扱トスル場合ニハ貨車積載重量ノ如何ニ拘ラス總テ實際重量又ハ容積ニヨリ計算ス此場合最低運賃貨車積載重量ノ三分ノ二トス

五、公里公斤公噸及立方公寸ノ端數ハ別ニ定メタルモノヲ除クノ外總テ其ノ單位マテ切上ケ計算ス

六、大量貨物及長尺木材ハ特別ナル運賃及取扱ニヨル（貨物運輸規則第二十六、第二十七條參照）

（附記）

本路ニ於テハ當分噸扱ヲ爲サス

乙　運賃率

第一　普通貨物

	一級品	二級品	三級品	四級品	五級品	六級品
公斤扱一百公斤ニ付一公里	七厘	六厘	五厘	四厘	三厘	二厘
車扱一公噸ニ付一公里	六分	五分	四分	三分	二分	一分五厘

一個ノ重量二公噸ヲ超ユルモノハ左ノ割合ニ依リ割增運賃ヲ申受ク

但シ割增率ノ異ナルモノ每ニ各別ニ計算ス

一個ノ重量二公噸ヲ超ユルモノ　二割增

仝　三公噸ヲ超ユルモノ　三割增

一個ノ重量五公噸ヲ超ユルモノ又ハ巾一公尺半、長二公尺、厚サ一公尺半以上ノ嵩高品又ハ長サ十公尺ヲ超ヘ三十公噸貨

車ニ積載シ得サルモノハ臨時ノ約束ニヨル

第二　特種貨物

（一）危險貨物　（等級表第二、第三、第四、第五、附錄參照）

（二）家畜類　（等級表第六附錄參照）

（三）個數扱貨物　（等級表第七附錄參照）

（四）貴重品類　（等級表第一、第八附錄參照）

（五）返送空容器　當該品貨率ノ半減（等級表第十附錄參照）

（六）自廻轉車輛類　（等級表第九附錄參照）

丙　料金率

第一　保險料

（一）託送手荷物保險料　（旅客運輸規則第四十八條參照）

價格百元ニ付　百五十公里若ハ其未滿毎ニ　銀二角五分

最低料金　銀一元

（二）小荷物保險料　（旅客運輸規則第七十六條參照）

最高價格　一個　銀二百元

價格百元ニ付百五十公里若ハ其未滿毎ニ　銀二角五分

最低料金　銀一元

第二　發着手數料

イ、鐵路カ積卸ヲナストキ

(一) 普通貨物

公斤扱	百公斤ニ付	銀五分
車扱　木材類	一公噸ニ付	銀四角
車扱　其他	一公噸ニ付	銀三角

一個ノ重量一公噸ヲ超ユルモノハ左ノ割合ニヨル但シ其ノ率ノ異ナルモノ毎ニ各別ニ計算ス

一公噸ヲ超ユルモノ	一公噸若クハ其ノ未滿毎ニ	銀六角
三公噸〃仝	仝	銀一元
六公噸　仝	仝	銀一元四角
十公噸　仝	仝	銀一元八角
十五公噸　仝	仝	銀二元六角
二十公噸　仝	仝	臨時ノ約束ニヨル

(二) 特種貨物

	公斤扱百公斤ニ付	車扱一公噸ニ付
1. 危險貨物		
等級表第三、第五附錄ニ記載シタルモノ	銀六分	銀四角
仝第二、第四附錄ニ記載シタルモノ	銀八分	

2. 家畜類	一頭ニ付
駱駝	銀三角

牛、馬、騾、驢、駒、犢、	銀三角
山羊、綿羊、豚、犬	銀一角
野獸類	臨時ノ約束ニヨル
生鷄、鴨、家野兎、獵獲生禽獸	普通公斤扱ノ率ニヨル

3. 個數扱貨物　一輛又ハ一個ニ付

自働車	銀五角
靈柩	銀四角
乘用馬車、荷馬車、各種轎、空棺	銀三角
人力車、小車	銀一角五分
小兒車、自轉車	銀五分
スチームローラー	臨時ノ約束ニヨル

ロ、貨主カ積卸ヲ爲ストキ

(一) 公斤扱貨物、家畜類及個數扱貨物

鐵路カ積卸ヲ爲ストキノ半額　但シ一個ノ重量一公噸ヲ超ユル場合ト雖モ常ニ超ヘサルモノノ率ニヨル

(二) 車扱貨物

木材類	一公噸ニ付	銀一角五分
其ノ他	一公噸ニ付	銀一角

ハ、貨主カ積又ハ卸シノ一方ヲ爲ストキ

各種貨物共鐵路カ積卸ヲ爲ストキノ發着手數料ノ半額及貨主カ積卸ヲ爲ストキノ發着手數料半額ノ扣

第三、貨車留置料

二十四時間若クハ其未滿每ニ貨車積載重量一公噸ニ付　銀五角

第四、保管料率

二十四時間若クハ其未滿每ニ

(一) 託送手荷物及普通小荷物　一個ニ付　銀一角

（旅客運輸規則第五十二條及第七十九條參照）

(二) 貴重品　價格銀百元若クハ其未滿每ニ　銀二角

(三) 普通貨物

公斤扱　百公斤ニ付　銀二分

車扱　一公噸ニ付　銀一角五分

(四) 特種貨物

1. 危險貨物

公斤扱　百公斤ニ付　銀二角

車扱　一公噸ニ付　銀七角五分

2. 家畜類

駱駝、牛、馬、騾、驢、駒、犢　一頭ニ付　銀一角五分

山羊、綿羊、豚、犬　仝　銀一角

3. 個數扱貨物

自働車、靈柩	一輛又ハ一個ニ付	銀五角
乘用馬車、荷馬車、各種轎、空棺、人力車、小車		銀一角五分
小兒車、自轉車		銀五分

丁 貨物等級表 （貨物運輸規則貨物分等表參照）

等級適用規則

一、貨物ヲ特別ナル運賃率ノ制定アルモノヲ除クノ外六等級ニ區分ス（貨物運輸規則第十九條參照）

二、本表ニ記載ナキモノハ類似ノ品ニ依リ孰レニモ依リ難キモノハ二級品ノ率ニ依ル但シ運輸主任ノ特ニ指定シタルモノハ此ノ限リニ非ス（貨物運輸規則第二十條參照）

三、等級異ナル二種以上ノ貨物ヲ混裝セルモノニ對シテハ其ノ全重量ニ對シ混裝品中最高級ノ貨物ノ率ニ依ル（貨物運輸規則第二十一條參照）

四、混作品ハ高率ナル材料ノ等級ニ依ル

第八款 本鐵道の將來

改めて說くまでもなく本鐵道は將來北朝鮮の淸會鐵道（朝鮮會寧より咸鏡北道を横斷して日本海々岸淸津港に達するもの）と連絡すへき吉會鐵道の一部線として北滿開發の動脈たるへき使命を帶ふるものである、蓋し吉會鐵道の貫通すへき地方は松花、牡丹、豆滿の三江の支流か山岳地を縫ふて流水肥沃なる平野と稱すへき緩漫なる波狀地か多い故開通の曉には是等沃野は滿

洲の穀倉として開發せらるへく從つて本鐵道の將來は最も有望視せさるを得ないのである。

第五節 東支鐵道

第一款 沿革

駐清露國公使カシニーさ李鴻章

日清戰爭後北京に於ける露國の勢力漸く加はり、且つ其の巧妙なる外交は遂に李鴻章の歡心を買ひ一八九六年（明治二九年）露國皇帝の戴冠式を莫斯科に擧くるや、李は駐清露國公使カシニーの慫慂に依り、清國を代表して之に參列し、此の機會を以て露國外務大臣ロバノフと會見し所謂カシニー條約を結ひ、一八九六年九月二十八日北京に於て該條約の批准を了した。而して本條約竝同年八月二十七日清國政府と露清銀行（露亞道勝銀行）との間に締結せられた東清鐵道設立に關する條約に依り、露國は其西比利鐵道の一端（後貝加爾鐵道）より清國領土を貫きて浦鹽斯德に至り烏蘇里鐵道に聯絡すへき鐵道の敷設權を獲得するに至る。是れ抑も東清鐵道創始の發端てあつて、會社は同年十二月四日の東清鐵道條例に依て成立し、大清東省榰查鐵路進款公司と稱した。

工事着手さ遼東半島租借

茲に於て露國は彼の有名なるケルベッツ技師を副總裁に擧けて一切の業務を委ね、大規模の

施工團體を東方に派し、先づ敷線の地を相せしめた、偶々一八九八年（明治三一年）獨逸政府が膠州灣租借の權利を得るや、露國も亦同年三月十五日に成つた露清間の密約（所謂ロバノフ條約）に依り二十五年間遼東半島租借の權を得、多年の宿題である不凍港獲得の目的を達し且つ東清鐵道の一端を更に遼東方面にも延長する權利を得た、茲に於て哈爾賓を以て三路交叉の地と爲し、該所を中心として著々各方面に工事を急施し、一九〇二年（明治三五年）一月には早くも滿洲里より哈爾賓に至り、更に南に分岐して大連、旅順に及ひ、哈爾賓以東も亦露支國境ポクラニーチナヤ（五站）に至り牛莊支線を合して、全線の延長約一、六〇〇哩の假開業を見るに至つた。

日露役後　爾來主として沿線軍事上の要害其他市街の建造等に汲々たるものあつたが、一九〇四年（明治三七年）日露戰爭に際會し、翌五年ポーツマウス條約の結果、其寬城子（長春）以南の線路を日本に讓渡し、現に東支鐵道會社の保有する所は其以北一、〇七〇哩に止まるも、爾來日露の親交恢復と共に聯絡交通の便備はり、兩者相俟つて歐亞一系の主要通路たるに至つた。

第二款　資　金（財政狀態）

一八九六年十二月の條例及一八九九年二月の追加約款に據れば東淸鐵道は露淸兩國合辦の株

式會社で、其事業は前記指定地間の鐵道竝其地域內に於ける鑛業其他の附帶商工業及水路航運等を兼營するの特權を有して居る。此の尨大な事業に對する資金即ち株式總額は之を條例面について見るに僅々五百萬留に過きす、其他は總て債劵（露政府の擔保あり）の發行に依るものにして露亞銀行は實に其の金融機關てある。而して財源の伸縮は一に露國革命前迄は露國大臣の手中に收められて居つた、故に表面の名稱こそ露支合辨の私立會社の如くなれとも實は露國政府の直營に等しき觀かあり、敷設當時國庫の支出に係る資金は既に六億六千九百五十萬留を超へたと稱せられて居る。

元來東支鐵道は歐洲戰前迄相當の利益を擧け從て財政狀態も良好てあつたか戰後殊に露國革命後は經濟上の大打擊を蒙り運輸澁滯に據る運賃收入の減少を來したると、各國の西比利亞出兵軍事輸送費の未收及留紙幣の下落等により約二千萬圓の負債を得るに到る、而して此の負債は殆と全部鐵道材料及石炭その他需品を供給したる債務てあつて這は全然皆濟の見込立たさるものてある、尙外に一年間の收支不足額四百萬圓及線路車輛、工場、停車場修繕その他の工事費六百萬圓を合算すれは約三千萬圓の資金を必要とする、（大正十年六月現在に於て）右金額は焦眉の急に迫れるもののみてあつて之か出資の途は現在の所全くなく、露國又は支那の現狀に

於て支出し得へしとも思はれす、結局他國の借款に俟つより外無いてあろう。

尙ほ參考の爲め各國未拂の軍事輸送費を擧くれは左の如くてある（單位弗）

日本	八二八、四五九
支那	一八二、一七七
英國	四八、五六五
伊國	一〇、一一四
米國	九一、四五一
米赤十字社	三九三、五八二
米國基督教青年會	六〇、一五八
米領事館	一五、一九七
米新聞局	四三八
佛國	四五二、六八九
チェック	三、四七七、六四九
波蘭	九八、二三六

セルビヤ	二〇、九四二
羅馬尼	八八、九二七
ラトヴィヤ	一三、四九二
瑞典領事館	一、七三三
瑞典赤十字社	二、〇五九
獨乙赤十字社	二、七三七
瑞西赤十字社	八二
丁抹領事館	八〇八
國際赤十字社	一三、二二七
墺太利	六五

第三款　業務機關の組織

露國革命前の組織
革命後

露清條約の條項に依れは會社の主腦は總裁（督辦とも稱し清國政府之を任命す）、副總裁（九名の理事中より互選せらる）及理事八名（毎年二名宛選任）より成り、北京及露都に本社を置き、總裁（北京に駐まり主として會社の對清關係を督す）、副總裁（露都を本據とし一切の業務

を統裁す）各之を主宰することになつて居る。而して當初清國側から擧けられた許景澄總裁の職にあつた間は右の如く實行されて居たが氏の拳匪の變に殉難して後は長く總裁を缺き會社の主腦は露人の手に歸し、本社を露都に支社を哈爾賓に置き北京には單に本社の支部を駐むるのみとなる、而して哈爾賓支社には鐵道長官（或は單に長官代理の稱あり即ち事實上の副總裁）を置き專ら支社の業務を董督せしめて來た。

然るに一九一七年（大正六年）露都に革命勃發し露帝國崩壞するや其波亂東清鐵道にも及び東清鐵道は政治上、經濟上未曾有の難局に遭過するに至るや、此亂脈に乘し、支那は有ゆる手段を講して該鐵道の回收に力め、先づ多年缺員の儘補充せなかつた總裁（督辦）の位置に郭宗熙（後吉林督軍鮑貴卿となり現在宋小濂之に代る）を任命し、或は新例を開いて支那側の理事を入れ（一九一八年四月北京に開かれた株主總會に於て顏世淸理事に就任）、或は又一九二〇年三月の從事員同盟罷業に乘じて沿線の警備及附屬地の警察權を掌握し、同年九月二十三日在支露公使領事の待遇停止を斷行し、十月九日には東支鐵道管理の大總統令を宣布して名實共に支那の管理に歸するに至つた、今大正九年十二月現在に於ける東支鐵道の役員及業務機關組織の概要を擧くれは次の如くてある。

東支鐵道會社職員表（大正九年十二月十五日調）

督辦公所
- 督辦 宋小濂
- 参贊 范其光

本社
- 總裁 宋小濂
- 副總裁 ラチノフ
- 理事 ダニレフスキ
- 同 デスニーツキー
- 同 プミカリオフ
- 同 リヒテル
- 同 顏世清
- 同 董士恩
- 同 王景春
- 同 何守仁

支社
- 鐵道長官心得 カザケーウ井チ

- 顧問 クレンム
- 官房長中將 ロコポフ
- 技術課長技師 ダニレフスキ（兼務）
- 經理課長 ザーリニ
- 法律課長 ガルトウング（兼任）
- 商業部長（部長以下交迭中）

附屬機關
- 商業部長 チスチエコフ
- 收入審査課長 ソーホレフ
- 法律課長 ガルトウング
- 庶務課長 ウーイチ
- 會計課長 アスタホフ
- 恩給課長 センテヤーニン

- 線路課長技師 アレクサンドロフ
  - 西部線路事務所長技師 プリユンベルグ
  - 東部線路事務所長技師 ミチユーツキ

營業機關
- 鐵道部臨時副長官 技師 オツフエンベルグ

- 營業課長技師 オブロシエフスキ
  - 次長（運輸課）技師 ウオイ
  - 西部運輸事務所長技師 サハロフ
  - 東部運輸事務所長技師 ノーソフ
- 電信課長技師 サテプリンスキ
- 車輛運輸課長技師 プジユーエフ
  - 西部車輛事務所長技師 エウドキモフ
  - 東部車輛事務所長技師 ガン
  - 哈俳貨工所長技師 オシンスキー
- 用度課長 ザツドースキ
- 河船課長 ウエーベル

行政司法
- 民政部副長官中將

- 民政部長中將 アフアナフエフ
- 警察課長少將 ミトロアフ

（三月武装解除）

監査局
委員長　陳紱
委員　俞人鳳
同　コノワロフ
同　ミロツセ
同　ブラツセル

監査局ハ支那側ハ北京政府ニ直屬ナリト稱シレリ

本社監査課長　アルフエリエフ

此關係明瞭ナラズ

支社監査課長　メシチエルスキー

機關　アフアナシエフ

地方部長　ゴンダツチ
衛生課長　ヤセンスキー
獸醫課長　オニシメンコ
對支交涉局長　ウエセロウゾーロフ（露支ノ會審裁判所ニシテ十月一日閉鎖）
教育課長　ボルヅノ
測候係長　パウロフ
内部守備隊長中將ウオロツチエンコ（大正九年九月新設ニシテ近ク解散ヲナストノ噂アリ）
遼東報主筆　スピツイン

備考
一、露國守備隊ハ大正九年三月武裝解除セラル
二、領事及裁判所ハ同九月閉鎖セラル
三、同十月東支株主總會ニテ職員ニ大ナル變更ヲ加ヘタリ
四、哈爾賓露國線區司令部ハ東支鐵道長官ニ隸シ營業課長ノ監督ヲ受ク

東支鐵道職員は大正九年十月北京に於ける東支鐵道株主總會及續て新理事會を經て其の編成及首腦部を本表の如く變更した、其主なるものは左の如くである

一、督辦は本來の職權以外に東支理事廳總裁となり投票權及決定權を有す
二、露國側理事より政治色彩者を徹底的に驅逐し改選す
三、監査局を新設す
四、鐵道長官心得及副長官以下の改任

第四款　列國管理委員會

歐戰終變轉協商側はチエックスラワキヤ援助の目的を以て西比利に出兵する樣になつたが、東支鐵道及西比利鐵道の運輸澁滯し初期の目的を達するに不都合の點多かりしを以て、大正八年三月十五日關係諸國即ち日、露、英、米、佛、伊、支の七ヶ國相圖り聯合軍の撤兵する迄聯合國委員會を組織して該鐵道を共同管理することとなつた。該委員會は浦鹽に之を置き更に其の下に技術部と軍事輸送部を設けて前者は聯合軍策動地帶の鐵道一切の技術的竝に經濟的經營の改善、後者は軍事輸送の圓滑調節を圖る目的を以て各其職掌を分ち目的遂行に資した。今當時の聯合國委員會及技術部の人員及組織を擧ぐれば次の如くである。

聯合國特別委員會

委員長	ウストロゴフ（露）
委員	松平恒雄（日）
同	スミス（米）
同	エリオツト（英）
同	ゴルジヱア（佛）
同	ガゴス（伊）
同	劉鏡人（支）

技術部

部長　スチーブンス（米）
部員　長尾半平（日）
同　ダニレウスキ大佐（露）
同　シヤツク大佐（英）
同　デブールヴ（佛）
同　ガルバルヂー（伊）
同　詹天祐（支）

軍事輸送部

部長　武内徹中將（日）
部員　ツラシミロフ少將（露）
同　ガリジア大佐（米）
同　テシール大佐（佛）
同　サアロリー大尉（伊）

更に技術部は該鐵道を各管區に分ち總監理官又は監理長官を分遣して實務に當らしめた、

技術部長

- 總管理官（エマーフン大佐）
  - 管理長官（ジョン大佐）
  - 機械部總管理官（ホーキン大佐）
    - 東支本線區　浦鹽—滿洲里間　一、一六〇哩
      ニコリスク—エフゲンエフカ
- 總管理官（エマーフン大佐）
  - 管理長官（ランノリー大佐）—後貝加爾區　一、一二〇哩
  - 管理長官（タワー大佐）—トムスク區　一、二〇〇哩
  - 管理長官（ヂョンオス大佐）—オムスク區　一、四四〇哩
  - 管理長官—東支南線區（大村卓一）　エフゲンエフカ—ハバロフスク　一四九哩
  - 管理長官心得—アムール區　ハバロフスク—クエンガ間　一、八〇〇哩

又各管區の組織及執行事務は左の如くてある。

監理長官

- 監理副長官　監理長官ヲ補佐シ其ノ不在ノ場合之ヲ代理ス
- 營業監理官
  - 一、旅客及手荷物運送ニ關スル事項
  - 二、貨物運送ニ關スル事項貨車配給事務ヲ含ム
  - 三、倉庫營業
- 機車監理官
  - 一、機關車ノ運用及車輛ノ保存修理竝檢査
  - 二、機關車ノ乘務員ニ關スル事項
  - 三、工場ニ關スル事項
- 列車運行監理官
  - 一、列車運轉竝驛構內作業ニ關スル事項
  - 二、列車乘務員ニ關スル事項
- 線路監理官
  - 一、線路及建造物ノ改良補充竝保存
  - 二、鐵道用地ニ關スル事項
- 通信監理官（電氣通信及信號設備ノ改良保存並其取扱ニ關スル事項）
- 用度監理官
  - 一、鐵道材料被服其他鐵道用品ノ調度
  - 二、鐵道會計ニ關スル事項
  - 三、事務局內ノ豫算決算及出納竝給與、人事ノ取扱、文書ノ往復整理及保管ニ關スル事務竝他ノ主管ニ屬セサル事項

（備考、右の外監理官助手書記通譯官等の職員ありて事務を補佐す）

特に玆に注意すへきは右列國の管理は全く鐵道當局者に代りて管理經營するの意味てはなく之を助けて鐵道の技術上若くは經濟上の點に關し訓示補導して該鐵道の不幸なる狀態より之を救出せんとするにある事之てある

第五款　運輸狀況

一、營業里數　（單位露里一九一六年現在）

幹線　（滿洲里ーポクラニーチナヤ間）

驛名	驛間里	滿洲里ヨリ延長里
滿洲里	露里 —	露里 —
札賚諾爾	二八	二八
嵯崗	二九	五七
赫勤皇德	二九	八六
完工	三〇	一一六
庫庫諾爾	二〇	一四六
海拉爾	三〇	一七六
哈克	二六	二〇二
熱勤木的	二六	二二八
牙克石	二五	二五三
們都河	三〇	二八三
烏諾爾	二九	三一二
伊勤克的	二八	三四〇
興安	九	三四九
布哈多	二三	三七二
雅爾	二八	四〇〇
巴里木	二九	四二九
巴拉士	三〇	四五九
扎蘭屯	二八	四八七
成吉斯汗	三二	五一九
碾子山	二六	五四五
杜爾齊哈	二九	五七四
庫爾庫爾	二九	六〇三
富拉爾吉	—	—
齊々哈爾	二〇	六二三
烟筒屯	二八	六五一
小河子	二七	六七八
喇嘛尖子	三〇	七〇八
薩勒圖	二〇	七二八
安達	三〇	七五八
宋	三〇	七八八
滿溝	三〇	八一八
對青山	二九	八四七

哈爾賓(ハルビン)	二九	八七六
舊哈爾賓(スタールイハルビン)	九	八八五
阿什河(アシヘ)	三〇	九一五
二層店子(イルツインジヤンズイ)	一九	九三四
小嶺(シヤオリン)	一六	九五〇
帽兒山(マオエルシヤン)	二〇	九七〇
烏吉密(ウチミイ)	三〇	一、〇〇〇
一面坡(イミヤンポ)	二八	一、〇二八
朱蕭河(ペーシヤヘ)	二八	一、〇五六
石頭河子(シトヘイズイ)	二九	一、〇八五
高嶺子(ガオリンズイ)	ー	ー
横道河子(ハンダヘズイ)	四六	一、一三一
山西(シヤンシ)	三〇	一、一六一
海林(ハイリン)	二八	一、一八九
牡丹江(ムダンジヤン)	一九	一、二〇八
磨刀石(モダオシ)	二二	一、二三〇
帯馬溝(ダイマゴー)	二四	一、二五四
穆稜(ムーリン)	二四	一、二七八
馬家河(マツヤオーヘ)	三一	一、三〇九
太平嶺(タイピンリン)	二一	一、三三〇
石嶺河(シリンヘイ)	一五	一、三四五
小綏嶺(シヤオスイフイン)	二一	一、三六六
ポクラニーチナヤ	二二	一、三八八

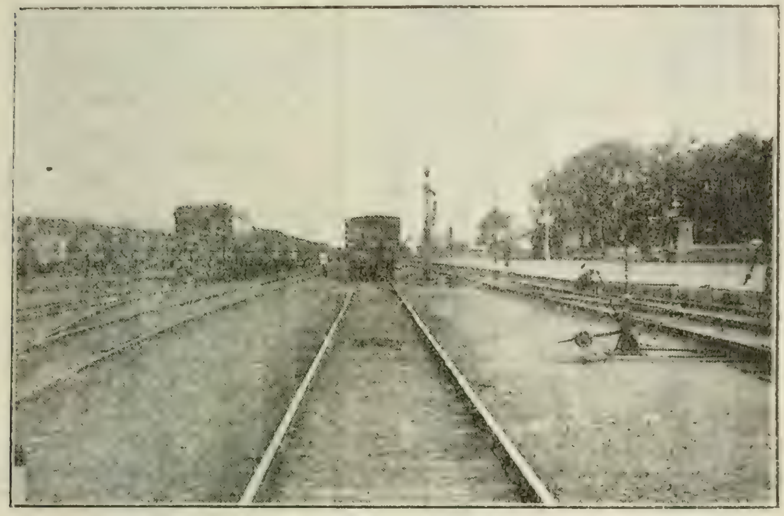
南部線（哈爾賓—寬城子間）

驛名	驛間里	哈爾賓ヨリ延長里
哈爾賓(ハルビン)	ー	ー
雙城堡(シユワンチインブ)	四八	四八
蔡家溝(ツヤイチヤゴー)	三一	七九
三叉河(サンチヤヘイ)	一七	九六
陶賴昭(タオライジヨ)	一九	一一五
窰門(ヤオメン)	三七	一五二
卜海(ブハイ)	一七	一六九
米沙子(メイシヤズイ)	二八	一九七
寬城子(クワンチインズイ)	二五	二二二

備考　驛名振假名ハ露語發音

二、東支鐵道車輛

歐洲戰前若くは革命以前に於ける東支鐵道は露國官有鐵道に準し車輛は總て交通省に於て統一せらるゝ結果完全に整理せる臺帳を有したれど戰後殊に革命勃發に因り本國との交通杜絶以來漸次紊亂し昨今にては他鐵道に貸與せる機關車の行先不明となり返還せらるべき見込もなく單に臺帳に籍を有するに過ぎない者少



寛城子（東支線）

くない、又修繕補綴充分ならされは破損休車中のもの多く殊に貨車に於ては殆ど整理し得さる程度に混亂し居るものの如く從て車輛數の如き到底正確なる調査を期し難い。

（イ）機關車現在數

一九一一年の調査に依れは東支鐵道の機車數は合計四百八十八輛にして之を鐵道延長一六一三露里（一〇六五哩）に割り當てる時は其數に於て甚豊

富なれとも現今に於ては烏蘇里線其他に貸與せる數少なからさると一方各機共老朽さなり破損休車の率多き爲め機關車運用に甚たしく困窮し僅かに最近組立てつゝある「デカポッド」型機の一部を配置して辛して運轉を繼續す、今東支鐵道に籍を有する機關車種類及員數を示せは左の如くてある。

種別				軸數	番號
用途別	ホワイト式分類	呼稱	記號略		
入換用	0—3—0	六輪聯結	ЬО	一二	1～12
同	0—3—1	同	ЬЛ	二五	13～24 51～65除58 61
同	0—3—0	同	ЬК	一〇	25～34
貨物用	1—4—0	コンソリデーション	Ц	一一一	101～150 151～561 除不明
同		同	Щ	一〇〇	301～550 401～450
同		同	Х	一一七	150～200 200～271 {除171. 182 183. 245
同	0—4—0	八輪聯結	О	三二	701～710 除702 712 724
旅客用	2—3—0		Т	八三	601～640. 651～698
合計				四九〇	

尚ほ大正八年末現在の機關車狀態を示せは左の如くてある

一九一九年十二月末全線大機關庫に於ける機關車現在數

機關庫名 / 機型	入換 h	貨物III及II	同 O	同 E	旅客 T	合計
滿洲里	三	—	一八（六）	—	—	
海拉爾	六（六）	三二（一九）	二（二）	三一（一二）	一〇（三）	
齊々哈爾	一（一）	二五（九）	七（七）	—	二〇（六）	
ブヘート	二	三二（九）	—	二一（五）	八（一）	
哈爾賓	一六（五）	九〇（五〇）	—	一八（一）	二一（六）	
オハンダヘボ	二（一）	七一（二五）	—	—	九（二）	
ホクッニチナヤ	三（一）	四一（一六）	—	—	二二（五）	
計	三二（一四）	二七一（一二八）	二七（一五）	七〇（一八）	八〇（二二）	四八〇（一九七）

備考 ｛括弧内の數は當時修繕休車中
　　　｛「デカポッド」型續Eは引續き組立中なり故に竣工の曉に增加の豫定（一呼當・四五・七輛）

（ロ）客車現在數

（大正九年七月十一日調）

種別＼車數＼員數	四軸	三軸	二軸	計
一等客車	二九	一五	一五	五九
一、二等合造車	一二	三	一八	三三
二等車	三七	六	五八	一〇二
二、三等合造車	六	一	―	七
三等車	六二	八	一五二	二二二
四等車	二	―	九八	一〇〇
勤務車	八	八	五六	七二
食堂車	一二	―	―	一二
衛生車	―	―	二九	二九
郵便車	一八	―	―	一八
手荷物車（發電車）	一五	一	二二	三八
四人車	一	―	九	一〇
合計	二〇二	四二	四五八	七〇二

一哩當〇・六五九軸

（八）貨車現在數

（大正九年七月十一日調）

車種	總數	運轉中ノモノ
有蓋車	六、四一二	四、四九一

低側板車	二、九〇二	二、四三五
無蓋車	二、五六五	一、二九三
冷藏車	一八三	一五六
作業車	五三	三五
水槽車	一九八	一八四
合計	一二、三一三	八、五九四

（一哩當八・〇七輛弱）

三、收支狀態

東支鐵道收支狀態の數字的統計は次表に示すか如く年々利益遞增の狀態にあれとも本表は單に收支留數に就てのみ比較せるものに止まる、露國革命以來留の價格變動甚しく受入時に比し拂出時に於ては著しく時價下落するを常とするの結果事實上に於ける鐵道の經濟狀態は該表の示すか如く有利なるものでない、從て實際に於ける收支關係を知らんとせは此等收支の狀態を比較的變動少き金貨建に換算せねはならぬか留の價格か日一日と暴落せる結果此等の換算は頗る煩雜にして東支鐵道自身に於ても尙此間の消息を明かにせない狀態である、今革命以來今日に至る間の留價格表を持たない、然し以前百留か我百圓若くは百圓以上の價格を保持せるものか

漸落又は激落して我百圓か、二千留三千留となり終に全く相場立たさる慘況に陷つた、之に依つて見るも最近東支鐵道の經濟狀態か數字の示すか如きものでないのみならす頗る悲況に陷つたこと首肯し得らる、一九二〇年（大正九年）に至り、金留建となれるを以て此後其經營宜しきを得は恢復すること或は難事てあるまい。

東支鐵道收支對照一覽表　（營業露里一九一八里）

種別＼年度	一九一五年	一九一六年	一九一七年	一九一八年	一九一九年
總收入	留 三九、三八二、八六八	留 五〇、三四〇、七三三	留 七二、七七一、八六七	留 一三〇、五一七、八三〇	運賃ノ改正、留換算率ノ變動等劇甚ナリシ爲未タ鐵道廳ニ於テ收支決算チ終了スルニ至ラサルモ概ネ毎月約壹百萬圓ノ缺損アルモノノ如シ
一露里平均	四、三六八	[illegible]	四四、[illegible]九八	八、六四[illegible]	
百列車露里	四六[illegible]	五[illegible]	九一七	[illegible]、四三七	
一萬車軸露里	七四五	九三五	一、一六八	五、[illegible]	
營業貨物百萬布度露里	[illegible]	九[illegible]	五五[illegible]	[illegible]九八	
總支出	二五、九九二、四〇三	三一、二九九、六〇〇	四九、七二〇、九八七	九七、四四四、〇〇〇	
一露里平均	一六、〇六四	一九、三四四	[illegible]、七六八	六[illegible]〇	
百列車露里	[illegible]五	[illegible]	六三五	一、八三[illegible]	
一萬車軸露里	四六[illegible]	五六九	一、二三五	四、〇[illegible]	
營業貨物百萬布度露里	[illegible]	一八[illegible]	三八[illegible]	[illegible]	
收入總額ニ對スル割合	六六	六[illegible]	六九	七四	
差引益	一三、三九〇、四六五	一九、〇四一、一三三	二三、〇五〇、八八〇	三三、〇七三、八三〇	

備考
一、一九一八年は豫算に依る。
二、一九一八年鐵道守備費收入は土地課河川課の收入を含む一九一八年には多數の土地拂下をなしたり。
三、支出中には鐵道守備費を含む

四、露國革命以來の貨物輸送成績

革命と運輸狀態

一九一七年舊露帝國崩壞以來極東の亂脈は世間周知の事に屬し、今茲に贅するの必要はないか就中運輸交通機關の荒廢の如きは尤も哀れむへき狀態に陷つた。

東支鐵道は露國の經營する所であつたか支那領土内にある爲め露國内各鐵道か直接時局の影響を受けた程甚大てはなかつたか 一、鐵道諸材料の欠乏 二、軍事輸送の頻發 三、從事員間に於ける思想の惡化 四、留紙幣暴落に伴ふ財政難等の諸原因により輸送機能を低下せしたことは頗る大てあつて東支鐵道沿線各驛に於ける貨物の停滯は一九一七年以來益遞加の形勢を以て進み一九一九年十二月に於て其頂上に達し一時滯貨五三、〇〇〇車實に八十萬噸を稱するに至る。

滯貨一掃

然るに一九二〇年の初頭烏蘇里線入込貨車の回收と軍事輸送の減少と列國技術部の活動と相俟つて普通貨物輸送上聊か曙光を認むるに至り越へて七月に入るや滿鐵の引受增加に伴ひ輸送

は未曾有の活況を呈し同月中東支全線に於ける普通貨物の一日平均輸送量四八一貨車を算し内南線に依り南下するもの一日平均三三〇餘貨車に達した。

右の如き輸送の好況は延いて舊滯貨の激減となり八月中旬に至り全く滯貨を一掃するに至つた。

今最近一ヶ年に於る滯貨及輸送成績を示せは左の如くてある。（單位車）

驛名	滯貨 大正八年八月三十一日現在 穀類	其他	計	託送申込數 自大正八年九月至大正九年八月 穀類	其他	計	合計 穀類	其他	計	發送數 自大正八年九月至大正九年八月	託送取消數	合計	殘貨 大正九年八月三十一日現在 穀類	其他	計
安達	七、六八九	四	七、六九三	九、一三九	一四八	九、五七七	一七、一六八	三五二	一七、五二〇	八、三七二	九、一四八	一七、五二〇	—	—	—
蒙吉	一、八〇〇	七八	一、八七八	二、七六六	四四一	三、二〇七	四、六六四	六一九	五、二八三	二、四七五	二、六七九	五、一五四	六	—	六九
對青山	一、六六一	—	一、六六一	七七	四八	七五九	一、七三八	四八	一、八二六	八二一	九二五	一、七四六	六	—	六
ペレワルカ	二、五七四	—	二、五七四	四、八九四	二三	四、九一七	七、四六八	二九	七、四九七	八、七五四	一、七四三	七、四九七	—	—	—
哈爾賓	九〇七	七四八	一、六五五	五、五八七	七、二〇〇	一二、六七七	六、四九四	七、八三八	一四、三三二	九、八七三	四、四五九	一四、三三二	—	—	—
八區	一三、九二二	一、四二八	一五、三五〇	一七、八二二	一二、一六九	三〇、〇〇三	三一、七四三	一三、六九七	四四、四三九	二六、〇〇八	一八、三三一	四四、三四九	八	—	八
埠頭	六一八	八四八	一、四六六	一、一九二	四、一七三	六、三六五	二、八一一	五、〇二一	七、八三二	四、九三三	二、八八六	七、八二一	四	一七	二一

驛名	滞貨 大正八年八月三十一日現在 穀類	其他	計	託送申込數 自大正八年九月至大正九年八月 穀類	其他	計	合計 穀類	其他	計	發送數 自大正八年九月至大正九年八月	託送取消數	合計	殘貨 大正九年八月三十一日現在 穀類	其他	計
舊哈爾賓	二七七	一、六六八	一、九四五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四、九一七	[illegible]	[illegible]	四、九一七	—	—	—
阿什河	一一六	三三六	四五二	[illegible]	[illegible]	一、六二四	八七七	一、一九八	二、〇七五	八四九	一、二二六	二、〇七五	—	—	—
烏吉密河	一、一五七	四二七	一、五八四	[illegible]	一、〇〇八	[illegible]	[illegible]	一、四三五	二、八六七	一、五四五	一、三二二	二、八六七	—	—	—
一面坡	二三	四七	七〇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四四四	一、五七七	二、〇二一	一、一二五	八九六	二、〇二一	—	—	—
海林	二二七	[illegible]	[illegible]	一、七二五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四、〇五九	一、二七六	二、七六九	四、〇四五	—	一四	一四
雙城堡	三、二一六	二六六	三、四八二	[illegible]	[illegible]	一、七八九	[illegible]	[illegible]	五、二六八	一、九九〇	三、二六九	五、二六八	—	—	—
蔡家溝	七七	一	七八	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、〇〇四	一一四	一、一一八	[illegible]	八七五	一、一一八	—	—	—
三夾河	四八八	—	四八八	三三四	七一	四〇五	八二二	七一	八九三	二五六	六三七	八九三	—	—	—
陶賴昭	一六八	一	一六九	四一二	五	四一七	五八〇	六	五八六	一六八	四一八	五八六	—	—	—
老少溝	一五〇	—	一五〇	一八四	八	一九二	三三四	八	三四二	二八七	五五	三四二	—	—	—
窰門	二一七	—	二一七	三一三	九二	四〇五	五三〇	九二	六二二	二〇〇	四二一	六二一	—	一	一
寬城子	—	七四四	七四四	一五	一七、三〇八	一七、三二三	一五	一八、〇五二	一八、〇六七	一七、九九三	五二	一八、〇四五	—	二二	二二
其他各驛	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八、八〇二	[illegible]	五、二五八	[illegible]	一七、三三二	一〇、一九三	六、五七七	一六、七七〇	一一	五五一	五六二
計	三七、六五五	九、五三五	四七、一九〇	五三、〇二八	六八、五三八	一二一、五六六	九〇、六八三	七八、〇七三	一六八、七五六	九六、九三二	七〇、九九七	一六七、九二八	二二三	六〇五	八二八

備考 アメリカ製三千布度貨車は普通車三車に換算す。

自大正八年九月
至大正九年八月 一年間に於ける 安達浚芬河 哈爾賓寛城子 間各驛發送貨物數量表

驛名	滿洲里方面へ 穀類	滿洲里方面へ 其他	哈爾賓方面へ 穀類	哈爾賓方面へ 其他	寛城子方面へ 穀類	寛城子方面へ 其他	浚芬河方面へ 穀類	浚芬河方面へ 其他	烏蘇里線へ 穀類	烏蘇里線へ 其他	計 穀類	計 其他	合計	備考
安達	一、五四	九七	一八九	四八	四、七六七	一二六	一九	一一	一、九八七	七二	八、〇[illegible]	三五三	八、三七二	(單位車)
蒙古	六二	七	一一	三八五	九七七	七七	三三	三	七六四	三三	一、八九六	五八九	二、四八五	アメリカ
對青山	一四	五	六	一三	五四三	一七	六四	—	一七〇	—	七九七	三四	八三一	製三、〇
ベレツルカ	一六	—	—	一	五、一八〇	六	—	一	五九	一	五、二五五	—	—	〇〇布度
哈爾賓	一一	一、一二六	四	四三	三、九八三	三、三〇六	一三	六六六	五九	六五〇	四、〇六五	五、八一四	九、八七三	貨車普通
八區	一四	一、一五九	五	三八	一五、六三二	七、三八九	一七	三〇三	八四一	五四三	一六、五九六	九、四三二	二六、〇二八	貨車三車
埠頭	二九	八九一	—	二二	一、三三六	一、八五三	一	三〇一	八八	四〇四	一、五四三	三、三八〇	四、九二三	ニ換算ス
舊哈爾賓	—	一三六	—	一	二八八	一、九〇六	—	三〇	—	一三九	二八八	二、二〇四	二、四九二	
阿什河	一	六三	一九	一三八	二九七	一〇七	八七	七六	二四	四八	四二八	四三二	八五九	
烏吉密河	—	三六	—	四九一	四五四	一〇	一三	一	五一〇	—	九七七	五三八	一、五一五	
一面坡	—	二	七	七二	一八八	五八	六六	一五一	四三	九	三五四	九五一	一、三〇五	

驛名	滿洲里方面へ 穀類	滿洲里方面へ 其他	哈爾賓方面へ 穀類	哈爾賓方面へ 其他	寬城子方面へ 穀類	寬城子方面へ 其他	綏芬河方面へ 穀類	綏芬河方面へ 其他	烏蘇里線へ 穀類	烏蘇里線へ 其他	計 穀類	計 其他	合計	備考
海林	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一〇六	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	六	五七	七六九	一、二〇六	
雙城堡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一四	一、一四	五六	八	七	六九	九	一、一七	六三	一、九九〇	
蔡家溝	—	—	—	三三	一八六	九	四	—	—	—	一九四	四一	二三五	
三夾河	—	[illegible]	[illegible]	六	[illegible]	三	[illegible]	[illegible]	—	[illegible]	[illegible]	四八	二四八	
陶頼昭	—	—	—	四	一〇三	一	—	—	—	—	一〇三	五	一六八	
老少河	—	—	—	七	七七	—	—	—	—	[illegible]	七七	八	二六七	
窰門	—	三	—	四三	一三	一	—	一	—	二九	一三	七七	二〇〇	
其他各驛	一	七一	七	五、八	七七五	一、八四	五	三三	六	三九	一、六六	八、五八七	一〇、一九三	
小計	一、六六	四八	四一〇	七、八五	六、九九	七、三七	八	一、七七	六、六	七、四七	四五、四	三、八九七	六八、三三九	
寬城子	—	四	—	一六、六	九	六	—	五	—	四	五	七、九七	一七、九九二	
合計	一、六六	四、八二一	四一〇	二、四八	三六、六四	七、三九	三八	二、六八	六、二九	二、六〇一	四五、〇五七	五一、八七四	九六、九三二	

五、運輸一覽表

類別	年別	大正六年（一九一七年）	同七年（一九一八年）	同八年（一九一九年）
旅客數	一般旅客	二、二五八、〇七一	一、八五三、三五四	二、六七〇、二一〇
	社用及軍用旅客	三五六、二六四	二三六、四〇三	一八六、八七五
貨物（單位布度）	普通貨物	一三〇、六三九、六四八	八一、七八五、九二五	八四、二四六、四〇三
	社用及軍用貨物	七五、一八五、四八三	五八、〇〇一、三七〇	七三、二六六、三〇二
客貨收入	一般旅客收入	一二、四一一、三〇八・二四	—	—
	普通貨物收入	四二、〇九〇、三三九・八一	—	—

六、貨物移動狀態

（單位布度）

各線別	年別	大正六年（一九一七年）	大正七年（一九一八年）	大正八年（一九一九年）
東支線內輸送貨物數量		三二、三〇五、四七七	二六、四八〇、六一六	二四、四七九、一〇六
輸出（發送）	ウスリー線へ	三三、一二九、七四七	一一、二三六、六六三	一二、三〇二、四四三
	ザバイカル線へ	六、二二六、九八六	六五五、九八二	二、九三四、六四一
	南滿線へ	一七、七一三、七五一	二七、六二六、八四二	二一、四六一、一二〇

		大正六年(一九一七年)	大正七年(一九一八年)	大正八年(一九一九年)
輸入(到着)	ウスリー線ヨリ	三、七六三、四五〇	二、一七四、一九二	二、六七三、〇九六
	ザバイカル線ヨリ	七六七、九四〇	七四、六三五	五七一、一一一
	南滿線ヨリ	一一、〇二〇、六一三	八、八六八、二三七	九、二五八、七一四
通過	自烏線至後線	一七、一二八、三五五	五四五、五六二	四、二二五、一九〇
	自後線至烏線	一、三三四、四七五	一〇〇、三八九	四四九、一五八
合計		一二三、三九〇、七八四	七七、七六三、一一八	七八、三五五、〇六九

七、取扱主要貨物數量

種別	大正六年(一九一七年)	大正七年(一九一八年)	大正八年(一九一九年)
裸麥	三、五三八	一〇一	一
小麥	八、八四六、六五五	七、一六四、〇一五	一〇、六八一、一三一
燕麥	四四五、一九七	二九二、九六一	三三八、七七三
稗及粟	二、五七五、九一六	七九一、七三一	一、〇七三、三四七
高粱	一、八七・、六一五	一、二六八、六四七	三一六、〇三七
大麥	一、五四一、六六一	四一四、〇六九	一二六、八九八
蕎麥	一四四、八八一	一〇一、九一二	二一六、一三三
玉蜀黍	八七四、九二五	五三三、二〇七	一九八、六二九
豌豆	三二、二七四	二、六九一	八、六〇三

挽割小麥	—	—	—
大豆	三一、三八四、四八九	二四、七三二、一七六	一三、一三〇、〇一〇
小麥粉	五、〇六二、三〇三	四、五九八、三六六	六、三九九、八三六
粿麥粉	—	—	—
同上（パン用以外）	一、五二五	二四八	一、〇〇四
蕎麥粉	六九九	五、〇六九	二、四三五
大豆、豌豆、玉蜀黍粉	一八、三二六	一二、三六一	二、〇四五
蕎麥挽割	三四九、六八四	一二八、八九九	二〇六、四四五
麥芽	七、二一四	二、八六三	一〇、一三六
掃寄雜穀	二、〇二七	一、七五七	一〇
粟	二一〇、二〇〇	二二三、三九九	一九三、〇二一
玉蜀黍（皮剝）	一八、四六四	二〇、五七二	二〇、五二五
小麥皺	九三五、五三二	六〇三、九六一	四二一、三八五
蕎麥其他ノ皺	一二五	五三六	二四三
種油糟	七、七〇二、七三一	四、五八七、五一七	六、一六三、一一二
大麻、亞麻、日向草種子	一、〇八九、七八二	二七八、三二八	一五五、五二一
唐辛大根種子	九、九五八	八、三九二	三五、五六六
小豌豆	九八四	四	—
小計	六二、一三〇、七〇四	四六、一三三、七八二	三九、七〇〇、八九四
其他ノ貨物	六一、二六〇、〇八〇	三一、六二九、三三六	三八、六五四、一七五
合計	一二三、三九〇、七八四	七七、七六三、一一八	七八、三五五、〇六九

第六款　タリフ問題

（一）露國革命と留の下落

露國革命以來露貨（紙幣）下落し、之を受入れつゝある東支鐵道の財政狀態從て不況に陷る、爲めに東支鐵道は之か救濟策として數次運賃の値上を行ひ、一九一八年（大正七年）六月一日以降基本賃率（一九一四年制定運賃率）の十倍（旅客賃金）乃至十五倍（貨物運賃）の値上を斷行した、然れとも爾來尚ほ露紙幣の下落愈ます殊に西比利札（オムスク政府發行）の暴落益々甚しく、其結果グレシャムの法則に依り凡ての紙幣を同一價格を以て受入れつゝある、東支鐵道には市場相場の最も下落せる露貨即ち西比利札のみ多く集り、會社の經營困難を感するに至る、而して一方西比利札によつて給料の支拂を受くる從事員は生活の困難に因り、大正八年八月遂に同盟罷工を敢行し、給料の增額及西比利札にて給料を支給せさることの二點を要求したか、東支鐵道は其要求を容るゝの止むなきに至つた。斯くの如くにして受入れ紙幣として西比利札のみ多く、支拂紙幣として其使用の制限を受くる破目に陷り、財政狀態は益々困難を感するに至つた。されは例へ運賃の增額をなすも下落の趨勢止まさる紙幣（殊に西比利札）にて徵收する以上時日の經過と共に缺損の伴ふは數に於て免かれない所であつて根本的運賃改正の必要は既

に醞釀して居たのである。

(二) 運賃改正とオムスク政府

東支鐵道に於ては始め外國紙幣を以て運賃を徴收せんとしたかオムスク政府の容るゝ所とならす、爾後運賃改正に關して同政府と交渉を重ねる所あり遂に同年十月十六日運賃改正の達令發せられ十一月一日より之を實施することゝした。

運賃改正の要點

該改正の要點は、一九一四年制定の運賃率即ち基本賃率を復活して金貨留を以て徴するか又は東支鐵道に於て時價に應し公表すへき換算率に依りロマノフ紙幣、及東支鐵道と露亞銀行とか共同責任を以て發行せる流通劵(通稱ホルワト紙幣)並米國に於て新に印刷せる五十哥小札に限り換算徴收することにある、然れともケレンスキー札の如きは世界的に流通され其受入れ拒絶に依り損失を受くるもの多く又は西比利札流通區域民等の受くる苦痛大なりとして各方面の反對多く、技術部列國委員會の警告となり、極東總督ロザノフ中將如きは最後通牒的色彩を帶ふる反對通牒發するに至つた爲めロマノフ紙幣を標準とし他の紙幣も亦會社所定の換算率に據つて納付し得ることとしたか技術部の抗議に會ひ「ケレンスキ」紙幣を標準とし在哈爾賓各銀行代表者協定に依る換算率を以て納付ことゝなり、第一回の換算率は左の如く定められた。

金貨一留に付「ケレンスキー」紙幣五〇留。

西比利札一〇〇留、「ロマノフ」紙幣、ホルワト紙幣等は一〇〇留。

（三）　第二回の改正

右規定に依れは大小「ロマノフ」紙幣、ホルワト紙幣及五十哥札は共に同價格なれとも爾來公定換算率を維持するものは「ロマノフ」小札のみにして其大札は約七割の下落をなし『ホルワト』札及五十哥小札も漸落して五割乃至七割の低落をなし、西比利札、『ケレンスキー』札に至りては其割合甚たしく公定換算率を距ること遠く、旅客及荷主は其時々の相場に依り尤も低廉なる紙幣を選ひて支拂をなすを以て結果に於て會社の收入依然として低減するのみてあつた、玆に於て十二月二十五日再ひ運賃の改正をなし旅客運賃は基本賃率の二十倍、而して其使用紙幣を『ロマノフ』小札若くは『ホルワト』小札に制限し、貨物運賃は基本賃率の毎留を六十留に計算して其中少くとも二十留以上は『ロマノフ』小札若くは『ホルツト』小札を以て支拂はしめ、二十留以下は『スベリスキー』札を以て、殘り二十留は『ケレンスキー』又は二十五留以上の『ロマノフ』札若くは百留以上の『ホルワト』札を以て各支拂はしむることとした。

改正の要點

此改正案の要點は時々刻々變遷する各紙幣相場の公定換算率設定を避け、基本賃率の何十倍

とし、別に『スベリスキー』『ケレンスキー』又は『ロマノフ』大札若くは『ホルソト』大札の使用を制限して同紙幣の激落に依りて生ずる會社不利益を少なからしめ、一方市場の恐慌を案して絶體に之等紙幣の使用を禁止せさるにある、然れとも之れ畢竟姑熄の改正であつて此等紙幣の使用を認むる以上、會社の財政は常に脅威さるへく、硬貨又は確實なる保證を有する外國紙幣を以てするにあらされは根本的に運賃問題を解決することは不可能である。

(四) 支那大洋建問題と一九二〇年五月九日の運賃改正、

其後露國紙幣の低落益々甚たしく一九二〇年四月末に至りてロマノフ一留は我か國の五錢、『ケレンスキー』は壹錢七厘弱に相當し、西比利札の如きは其十分の一即ち二厘にも値せさるに至り、此後尚之等紙幣の受入れを繼續する時は東支鐵道の財政は根底より覆滅する外なき狀態となつた。玆に於て露勢力の積弱に乘し漸く勢力を東支鐵道に得つゝある支那は同鐵道の救濟を口實として運賃を支那大洋建となさんとし、壓迫勸説の結果鐵道當局の同意を得て之か實現を見んとするに至つた。各國技術部はこの狀態を見て抗議を提出し、結局五月五日附の達電を以て東支鐵道の運賃は露國金貨及銀貨により徴收することとなし、其五割以上は基本賃率の一留を金及銀貨の二留として計算し、又荷主の希望により基本賃率の一留は一弗十仙の割合によ

り支那大洋銀によりて徵收し得らるることとし殘る半分は『ロマノフ』、『ケレンスキー』、『ホルワト』札により銀行と協定の上各種紙幣に對し設定する換算率に依り徵收することとなり西比利札の支拂を絕體に中止することとした。

（五） 運賃問題の徹底的解決

其後六月十五日（大正九年）には輸出貨物全部に對し硬貨（金貨留又は大洋銀）にて徵收することとし、而て八月十五日には輸入貨物にも之を摘用し、又十二月四日には地方的貨物の運賃料金に留紙幣の受入を拒絕し、次で大正十年一月一日より旅客賃金も亦硬貨にて徵收することとなる、玆に始めて運賃問題の徹底的解決を爲し、東支鐵道の財源を鞏固にするを得た。

之れより先數次の運賃改正により東支鐵道の運賃は異常の高率を辿れるを以て大正十年三月二十一日より地方的貨物と各聯絡貨物とを問はず一齊に二割五分の値下を斷行した、斯くの如くにして運賃の基礎固まり、而して又東支東部線及浦鹽の秩序恢復するや從來滿鐵に出廻まれる北滿貨物は漸く東行するに至る。

玆に於て滿鐵は北滿の貨物を從來通り吸收せんか爲め五月十一日より陶賴昭以北の各驛より發送する貨物に對し三割四分二厘の運賃割引を斷行した。之れに依るも哈爾賓を中心として浦鹽行貨物（大豆）は大連行より一噸につき二圓四十七錢だけ低廉となる譯である。

第七款　從業員一覽表

（一九二〇年五月一日現在　野戰交通部哈爾賓支部調查）

所屬別＼人員區分	露人 定員	露人 臨時	露人 日傭	露人 小計	支人 定員	支人 臨時	支人 日傭	支人 小計	總計
本社庶務課	三九	三	—	四二	—	一	—	一	四三
印刷所	一四三	—	一	一四四	九〇	—	九	九九	二四三
法律部	一六	—	—	一六	—	—	—	—	一六
商業部	二三六	九〇	四	三三〇	二	二二	三	二七	三五七
審査課	一一八	三六	—	一五四	三	七	—	一〇	一六四
會計課	一四八	二八	—	一七六	—	—	—	—	一七六
勤員部	五	三	—	八	—	—	—	—	八
恩給部	三九	一五	—	五四	一	—	—	一	五五
保線課	一,五三一	一七二	九九	一,八〇二	一,五九九	八〇一	二,二二三	四,六二三	六,四二五
營業課 運輸電信	三,三〇六 / 六五八	八四五 / 一二	— / 一六	三,八七七	三九九 / 三	— / 一四	— / 二三	四八九	四,三六六
車輛課	一,六〇七	二六九	一,六一九	三,四九五	三四三	四七六	四,二二八	五,〇三七	八,五三二
用度課	六四六	八	一	六五五	一二五	一四五	四〇	三一〇	九六五
船舶部	八二	一二六	四九	二五七	二	二	六九	七三	三三〇
民政部	二〇	八	—	二八	—	二	—	二	三〇
警察部	一,四二七	—	—	一,四二七	二九一	—	—	二九一	一,七一八
寺院部	五四	一四	—	六八	—	一二	—	一二	八〇
土地部	一二八	二	—	一三〇	四	五	—	九	一三九

交渉局	二	一二〇	—	一四一	八二	九六	—	一七	三八
醫院部	三三	一八	—	三七一	四一	九	—	五〇	四三
獸醫部	五七	三	一	六一	七	—	—	七	六八
教育部	八四	五	—	九九	—	二	—	二	二
商業學校	九	—	—	九	—	—	—	—	九
測候所	一六	—	—	一六	三	一	—	四	三
遠東報社	七	—	—	七	八	三	—	二	一八
合計	七九、七六〇	一、七六七	一、七九〇	三、三一七	二、九二三	一、七六六	六、五七九	二、二三四	二四、五二一

備考　一、本表には廳内勤務に四名（定員千六百、臨時四百）を含む
二、五月以降大淘汰を斷行し現在車輛課五、七六二名、營業課三、三二〇名にして目下東支從業員の總數は二〇、一七四名である（大正九年十二月四日）

第六節　京奉鐵道

第一款　沿　革

京奉鐵道とは北京、奉天間及支線共に六一九哩の鐵道であつて軌間四呎八吋半、開業哩全線、北支那鐵道の先驅唐山炭礦鐵道は實に本線の前身である、今其沿革を述へて支那鐵道發達の一斑を知らふ。

唐山北塘間

上海附近に於て英國人等が鐵道を發起するや、當時の江蘇總督李鴻章は極力之に反對したか後直隷總督に轉任するに及ひ、方針を一變して唐山炭礦より北塘河口の北塘に到る迄の鐵道敷

設を主唱し煤礦公司を創立して英人キンダー(C. W. Kinder)を技師として之か建設に努めた、然れとも當時の頑迷固陋の衆論に妨けられ、遂に馬力を動力とする條件を以て政府の許可を得た。

敷設工事に當りて第一に問題を喚起したるは軌間てあつて或は四呎八吋半の標準軌間に據らすして二呎半の軌間を用ひんとの議論あつたかキンダーは曾て日本の鐵道敷設に干與して深く日本の三呎六吋の狹軌に嫌焉たるものあり、清國政府に向て極力其不可なるを詳述、四呎八吋半の軌間を採用することを慫慂せる結果、遂に當局の容るる所となり（爾來支那の鐵道は殆と全部四呎八吋半となる）一八八〇年(明治十三年)工事竣成したか偶キンダーが機關車、車輛等の準備を爲したこと政府の知る所と爲り、一時中止を命せられしたか、李の斡旋宜しきを得て一八八一年其開通式を擧くるに到つた、之れ即ち京奉鐵道の起源てある。

北塘天津間

其後李鴻章は軍事上の見地から本鐵道を天津迄延長せんとし意見書を奉りて朝廷の許可を得、中國鐵路公司を設立し、一八八七年四月一億兩を株式に分ちて募集せんことを發表したか應募者少くして豫定の資金を得す、後諸外國の援助に依り兎も角も起工の運となり、一八八八年(明治二十一年)天津迄開通した（一哩建設費平均三千磅以内の小額を以て優等の線路を敷設し得た所以は一には地形の然らしむる所と雖亦キンダーの計畫宜しきを得たると歐米諸國商人の市場に於

ける競爭甚しかつた爲めてある)。

唐山山海關

北京朝廷は更に軍機處の意見を納れ、軍事上の理由に基き鐵道を長城の內壁にして北方の大軍營たる山海關に延長せんとし、一八九一年(明治二十四年)李鴻章は本線の建設を政府の事業と爲し、鐵路局を設立してキンダーを其總辦となし一八九三年其完成を見た。

山海關牛莊間

山海關線の建設に伴ひ李總督は滿洲開發の爲に其持論たる鐵道敷設を實行せんとし、其旨をキンダーに傳へた、蓋し李の腹案を察するに鐵道を山海關より錦州を經て新民屯に延長し遼河を渡りて奉天に至り東北寧古塔を過きて露支疆上の渾春に達せしめ、更に奉天より支線を以て滿洲の要港牛莊に聯ねんとするに在つた、玆に於て總督はキンダーを技師長として滿洲を視察せしめた。

錦州線

當時露國の極東政策着々として進み、更に滿洲を窺はんとする時てあつて李の計畫に對し妨害する所あつたに拘らす、鋭意劃策の結果一八九三年春資金材料を歐洲に募集して錦州迄の線路を敷設し、又錦州、營口間の工事に着手したか、時恰も日清戰爭に際會し、工事一時中止の姿となり平和恢復後一九〇四年(明治三十七年)全線開通す、又之れより嘗一九〇一年(明治三十四年)には通州支線の竣工をも見た。

新民屯奉天間（新奉線）

京奉鐵道の遼河以東線即ち新民、奉天間は日露戰役中日本軍の敷設した狹軌鐵道であつたが、明治四十年（一九〇七年）四月十五日即ち光緒三十三年三月三日北京に於て林公使と外務部と締約したる協約に因り、日本政府は日本貨幣百六十萬圓を以て之を淸國政府に讓渡し（明治四十年六月一日）淸國は受領と共に改修工事に着手し、關內外鐵道と同式廣軌と爲し北京、奉天を聯絡し以て京奉鐵道と改稱し今日に至つたものである。

第二款　組　織

（一）、京奉鐵路管理局編制（五年十月二十日公布）

- 總務處
  - 文書課
  - 材料課
  - 通譯課
  - 營業課
  - 編查課
  - 電務課
  - 警務課
  - 庶務課
  - 新河材料廠

- 京奉鐵路管理局
  - 事務處
    - 文牘課
    - 運輸課
    - 計核課
    - 車務總段車務分段
    - 站(停車場)
  - 工務處
    - 文牘課
    - 工程課
    - 工務總段工務分段
    - 山海關鐵工廠
  - 機務處
    - 文牘課
    - 工事課
    - 唐山製造廠
    - 溝幇子製造分廠
    - 機務總段機務分段
  - 會計處
    - 文牘課
    - 綜核課
    - 出納課
    - 檢查課

（二）京奉鐵路管理局職員名及定數

職別	額數	職別	額數
局長	一人	副局長	一人
處長	五人ヲ逾ユルヲ得ス	廠長	四人
主任員	十九人ヲ逾ユルヲ得ス	事務員	百人ヲ逾ユルヲ得ス
段長	每總段一人	分段長	每分段一人
站長	每站一人	副站長	六十人ヲ逾ユルヲ得ス
車隊長	七十人ヲ逾ユルヲ得ス	總工程司	一人
工程司	九人ヲ逾ユルヲ得ス	工務員	十六人ヲ逾ユルヲ得ス

第三款　資本

京奉鐵道の資本は其帳簿義和團事變の爲全部焼失したるを以て詳細の數額を知るに由ない、其後同鐵道に於て京漢、津浦鐵道等を比較して同鐵道全線の實價を評價し、始めて同鐵道の資産資金は實際五千八百九十一萬一千六百三十七元なることを確め得た。

右資金は株式及借欵に成つたものであつて光緒十三年發行株式數額は内國株式の一欵なるへ

く又光緒十七年の政府出資額及同二十年公衆株式買收額は不明である。而して借款金額は中英公司の英金二百三十萬磅と南滿洲鐵道株式會社の日金三十二萬圓の二とする、左掲三の中英公司短期借款規銀二百十萬兩は本鐵道の用に供せるものでないから資本勘定に算入することは出來ない。

京奉鐵道借款 （支那の鐵道に據る）

（一） 京奉鐵路借款

借款名稱　關內外鐵路借款

調印者及調印日　光緒二十四年八月二十五日（一八九八年十月十日）胡燏棻契約訂結、光緒二十八年三月二十二日（一九〇二年四月二十九日）袁世凱、胡燏棻と英國公使と關內外鐵道還付以後の章程を商議す、光緒三十四年二月二十三日（一九〇八年三月二十五日）梁士詒訂結す。

債權者　英國中英公司

借款用途　（イ）　津榆、津盧兩路の各外國銀行借款、返還塡充
（ロ）　天津、山海關各線工程車輛の增設
（ハ）　中後所、新民屯線及營口線の建設費

起債總額　英金二百三十萬磅
年　　利　五　分
手　　取　九十　英貨二百〇七萬磅
擔保品　北京、山海關、豐臺、正陽門及北京、通州各鐵道財產及收入
借款年限　四十五箇年
償還方法　第六年目(一九〇五年)より四十年間を凡そ四十期に分つて償還す
償還始期　清國光緒三十一年八月一日
償還終期　民國三十三年八月一日
償還手數料　百分之二厘五即ち毎百磅に五志を給す
既濟額　六十九萬磅
殘　　額　一百六十一萬磅(民國五年末現在)

(二)　新奉鐵路借欵

借欵名稱　新奉鐵路遼河以東線借欵
調印者及調印日　光緒三十三年三月一日(明治四十年四月十五日)那桐、瞿鴻機、唐紹儀、協約を訂立す、光

緒三十四年十月九日（同 四十一年十一月十二日）梁士詒續約を訂立す
宣統元年七月三日（明治四十二年八月十八日）盧祖華細目契約を訂結す

債權者　南滿洲鐵道株式會社
借款用途　新民屯、奉天線遼河以東の改造所要資金の半數
起債總額　日金三十二萬圓
手取額　九十三日金二十九萬七千六百圓
擔保品　本路遼河以東一段財產及收入
借款年限　十八箇年
償還方法　借款の日より十八年内に三十六期に分つて償還す
償還始期　宣統二年陽曆三月十四日
償還終期　民國十六年九月十四日
償濟額　十一萬五千五百五十五圓五十三錢
殘額　二十萬四千四百四十四圓四十七錢（民國五年末現在）

（三）中華公司短期借款

借款名稱　中英公司短期借款
調印者及調印日　民國四年（一九一五年）十二月四日梁敦彦訂結
債權者　英國中英公司
借款用途　華中鐵路有限公司の津浦、浦信兩路の前貸金利息及中英公司の寧湘鐵路墊欵利息の支拂（民國四年十月末結算分）並京奉鐵路預算内各項費用に充つ
起債總額　規銀二百十萬兩
年利　七分
實收總額　規銀二百十萬兩
擔保品　京奉鐵路の餘力を以て京奉鐵路滬杭甬及滬楓鐵道の元利支拂の擔保に供せられ居る分を除去せる剩餘
年限　四箇年
償還方法　民國六年より三年間を六期に分ちて償還す
償還始期　民國六年六月八日
同終期　民國八年六月八日

第四款　運輸狀況

一　營業里程表

(イ) 北京奉天間

驛名	哩程	驛名	哩程	驛名	哩程
北京正陽門	哩 —	北塘	哩 一二二	北戴河	哩 二四一
永定門	六	漢沽	一三五	秦皇島	二五〇
豐臺	一二	蘆臺	一四〇	山海關	二六三
黃村	二三	塘坊	一五四	前所	二七四
安定	三三	胥各莊	一六二	前衛	二八七
萬莊	四〇	唐山	一六八	荒地	二九五
廊坊	四六	開平	一七四	綏中	三〇三
落垈	五六	窪里	一七八	東新莊	三〇九
張莊	六二	古冶	一八三	沙後所	三一九
楊村	六九	雷莊	一九二	寧遠州	三三二
北倉	七八	灤州	二〇二	連山	三四五
天津	八三	石門	二〇七	高橋	三五七
軍糧城	一〇二	安山	二一四	女兒河	三六八
新河	一一二	昌黎	二二四	錦州	三七六
塘沽	一一四	留守營	二三四	雙羊店	三八四

驛名	哩程	驛名	哩程	驛名	哩程
大陵河	三九一	大虎山	四四二	興隆店	五〇[illegible]
石山站	四〇一	勵家窩舖	四五六	馬三家	五一一
洋圈子	四〇七	饒陽河	四六三	皇姑屯	五二〇
溝帮子	四一六	白旗堡	四七二	南滿驛	五二二
青堆子	四二六	新民	四八六	瀋陽城	五二三
高山子	四三六	巨流河	四九三		

(ロ) 通州支線

驛名	哩程	驛名	哩程	備考
北京正陽門	哩 —	雙橋	哩 一〇	北京通州間運轉ノ方法ハ通州ヨリ寶通寺及雙橋ヲ經テ通州叉道ニ至リ市内ニ進入シテ起點正陽門ニ至リ一旦通州叉道迄戻リテ永定門ヲ經テ豐臺ニ至ルモノ及其復路トス一日往復三回ノ運轉ナリ
通州叉道	二	寶通寺	一四	
永定門	六	通州	一六	
豐臺	一二			

(ハ) 營口支線

驛名	哩數	驛名	哩數
溝帮子	哩 —	大窪	三四
胡家窩舖	一一	田莊臺	四五
雙臺子	二〇	營口	五七

(二)其他の支線

- 豊臺─盧溝橋支線（三・五哩）
- 湯河─秦皇島支線（六・〇哩）
- 唐山─開平炭坑支線（七・〇哩）
- 連山─胡蘆島線（七・〇哩）

二　車輛數（民國四年六月現在）

種別		輛數
機關車		一四二
客車	一等車	四一
	二等車	六三
	三等車	一一三
	其他	一一五
	計	三三二
貨車	有蓋車	三六九
	無蓋車	二、七七七
	專用車	五七
	計	三、二〇五

三　附屬設備（民國元年末現在）

工場名稱	所在地	動力 蒸汽 機數	動力 蒸汽 馬力	動力 發電機 機數	動力 發電機 馬力	動力 其他 馬力	動力 其他 機數	一箇年石炭消費額	工役總數 職工	工役總數 雑役	工役總數 計	一箇年就業日數	一日就業時間	職工一人一日賃金 最高	職工一人一日賃金 最低
唐山製造廠	唐山鎮	二	七八	四	四六〇	─	─	一四、五〇一噸	一、八四七	五七五	二、四二二	三〇〇	九時間半	一・八〇元	〇・三三元
溝帮子機器廠	溝帮子	一	五	─	─	─	─	一、五六六	一九九	一五〇	三四九	三〇〇	十時間	一・六〇	〇・三三
山海關造橋廠	山海關	一	七	─	─	一	六	一、四五八	四六八	一七	四八五	三二九	九時間	一・二〇	〇・二二

四 營業收支（京奉）一、二五六公里

年度	營業收入	支出	損益	備考
大正五年	一五、一九〇、〇〇〇元	七、〇五〇、〇〇〇元	八、一六〇、〇〇〇元	大正八年ノ統計ハ尙作製中ニ屬シ從テ知ル能ハサレトモミラド、レヴュー紙所載ノ數字ヲ以テ暫ラク之ニ代フヘシ
大正六年	一七、六一〇、〇〇〇	七、二九〇、〇〇〇	一〇、三二〇、〇〇〇	
大正七年	二三、五〇〇、〇〇〇	七、五〇〇、〇〇〇	一五、九八〇、〇〇〇	
大正八年	一九、四一〇、〇〇〇	七、五二〇、〇〇〇	一一、八九〇、〇〇〇	一公里ハ一基米即〇・六二一三七哩

備考　民國七年度に於て未曾有の增收を得たるは（一）前年度天津地方か水害の影響を受けて糧食缺乏せる爲め滿洲各地より穀物を輸入せること夥しく此等の穀物は本鐵道の全線路を運搬せられたるに因り運賃收入の大增加を來たし（二）本鐵道沿線各地方に於て採掘する石炭其他鑛物の運搬增加したること（三）軍事輸送の殷盛なりしこと等であつて此等特別の原因は例年に見ない所である。

營業收入細別表

（一）旅客及其他

種別	民國六年	同七年
旅客	六、八一六、三八八・〇二元	八、三六八、八四五・九七元
其他	四三七、四九三・〇八	五二六、八一四・〇九

(二) 貨物及其他

種別	民國六年	同七年
貨物	九、二九九、二八五・一八元	一一、四六三、六七八・五六元
其他	一九一、九四五・一〇	二六八、四二七・二二
渡船事務	一、六三三・八〇	一、八六八・二五
電報	一九、五六五・二七	二九、九九〇・二九
總機廠純利	五、七四四・九八	一八五・七〇
租金	一四一、五三四・七四	一四六、〇〇一・四〇
雜收入	四二、六一六・五〇	三九、七三八・一八
附屬營業	六、九六三・五二	一、五一一・〇〇
互用車輛	三三、四七一・九〇	六、四七一・六〇
總計	一六、九九六、六二四・〇九	二〇、八五三、五三二・二六

備考　該表の民國六年及同七年度に於ける收入總計は營業收支表と正確に一致せざるも大體に於て大差がない、前者は支那研究彙錄の數字に據り、後者は通商公報第六四〇號に據つたものである。

右表に據つて見る時は京奉鐵道は旅客收入より貨物收入の方稍々多きを知ることか出來る、是れ滿鐵か貨物收入に於て旅客收入の約四倍以上に達すると大に異る所てあつて該鐵道か其大半海岸に沿ふて走れか爲めてある。

五　聯絡運輸

京奉鐵道は津浦、京漢、京張、滬寗の四國有鐵道と共に旅客、手荷物等の聯絡運輸をなし、又滿鐵、朝鮮線及日本鐵道との間に旅客及手小荷物の日支連絡運輸の便がある

第五款　運賃

（イ）手荷物無賃運送制限重量

一等一人	一二〇斤	（一六〇封度）
二等一人	九〇斤	（一二〇封度）
三等一人	六〇斤	（八〇封度）

超過量に對しては百斤を一擔とし、一擔一哩には銀一分を徴す、但し最低五〇斤を單位とし、五〇斤未滿は五〇斤とし、五〇斤以上は百斤として計算す。

（ロ）小荷物運賃率

五〇哩以內	一斤に付	洋一分
五一哩—一〇〇哩迄	同	洋一分五厘
一〇一哩—一五〇哩迄	同	洋二分

一五一哩―二〇〇哩迄	同	洋二分五厘
二〇一哩―二五〇哩迄	同	洋三分
二五一哩―三〇〇哩迄	同	洋三分五厘
三〇一哩―三五〇哩迄	同	洋三分七厘五
三五一哩―四〇〇哩迄	同	洋四分
四〇一哩―四五〇哩迄	同	洋四分二厘五
四五一哩―五〇〇哩迄	同	洋四分五厘
五〇一哩―五五〇哩迄	同	洋四分七厘五

五五〇哩以上は別に定むる聯絡運送の規則による。

小荷物は一〇斤を以て單位とし、一〇斤以内は一〇斤とし、一〇斤以上は一斤毎に運賃を計算す。

（八） 普通貨物運賃

品名	一噸一哩運賃	一擔一哩運賃	摘要
危險品	七分五厘	五分	危險品、爆發藥類
一級品	五分	五厘	金、銀、銅、鐵、錫及其製品、軍器機械、雜品、食品、文具
二級品	三分五厘	三厘三毛三	鐵、木、瓦、土器類、野菜、瓜菓、魚肉、五穀、雜糧、雜貨
三級品	一分七厘五	二厘五	磚瓦、石材、灰土類

貨物一擔は百斤とし、一噸は一六擔八〇斤とす。
噸に依る計算は貨車扱に限り少くとも一〇噸を單位とす

（二） 旅客運賃率

普通列車	一等	每一哩	六仙
同	二等	同	三仙八厘
同	三等	同	二仙
急行列車	一等	二元を加ふ	
同	二等	一元を加ふ	

第七節　京綏鐵道

第一款　沿革

京綏鐵道とは北京、綏遠間の本線四二一哩、北京、門頭溝間の支線一六哩、合計四三七哩の鐵道を云ふ、嘗て露國か極東に其魔手を延はした時伯都訥附近より北京に直通する滿洲線の敷設を要求し、その容れさるやイルクーック附近より恰克圖、庫倫張家口を經て北京に達する鐵道の敷設を要求した、この計畫は亦英國の抗議に遭つて挫折したが支那は外交上此鐵道を等閑に附す可からさるを知り、英國の後援を得、自力に依りて該方面の鐵道敷設に當らんとし、第一着として光緒三十一年(明治三十八年)北京、張家口一二四哩の鐵道を敷設することに決定し、陳昭常を總辦に、詹天祐を技師長となし同年陰暦八月より工事に着手した、光緒三十二年八月十四日(明治三十九年十月一日)には豐臺(起點)、南口間三五哩を落成し、宣統元年十月二日(明治四十二年)を以て全線の竣工を見た、工費七百二十九萬一千兩、及追加工費百十六萬六千七百六十二兩八錢一分は京奉鐵道純益中より支辦したれは、資本、技術共に獨力を以て建設したる理想的官辦鐵道てある。

京張鐵道

張綏鐵道

右京張線を更に延長して遠く庫倫に達する蒙古貫通の大鐵道を敷設する事は京張線敷設の動

悍てある、而して該鐵道の竣工近つくや支那政府は更に同鐵道局に命し、該方面を詳細調査する所あらしめ、該局は左の報告をした。

張家口より直接北方庫倫に向ふときは沿道貨物少きを以て先つ長城に沿ひて西南に向ひ天鎮を經て大同府に出て其れより直に北上して長城を横切り城外の一市豊鎮を通過し、再ひ西方に延ひて綏遠城、歸化城に達し、陰山山脈を越ひて蒙古沙漠に下り北行直に庫倫に延長するを以て利便なりと、之を以て光緒三十四年（明治四十一年）十一月兪人鳳に命し、該線路を測量せしめ愈々具體的の計畫を爲すに至る。

斯くの如くにして宣統元年（明治四十二年九月）には張家口より五四哩迄土工を竣へ同二年春より軌條を敷設し、同年六月には天鎮（張家口より五九哩六六鎖）に達した、當時偶々唐紹儀郵傳部尚書の職にあつたか、其職を去り盛宣懐代りて後を襲ふや、再ひ工事の繼續を命し、宣統三年（明治四十四年十月）には天鎮、大同間の測量を經へ翌四年（明治四十五年七月）より土工に着手し、同年十一月には陽高縣迄開通した、然るに間もなく革命亂の爲再ひ工事中止の已むなきに至り、一年四ヶ月を經過したる後工事に着手し、民國三年一月始めて大同府迄開通した、次て同地に於ける玉河橋梁も同年六月頃竣工、同年八月一日豊鎮迄開通した。

豐鎮、綏遠城間の線路は其後工事に着手して居たか民國十年五月一日始めて告成し、六月一日盛大なる開通式を擧くるを得て、玆に北京、綏遠城間四二一哩全線の開通を見るに至つたのである。

綏遠、包頭鎮間

尚該鐵道を更に延長して包頭鎮に至らしめんとする計畫あり、該路當局の言に依れは今正に測量中に屬し、遠からすして起工すへしと、完成後は西北部邊の發展期圖すへく、尚能く更に延長して庫倫に達し、西比利亞鐵道に接續し得は世界交通上になる利便殊に少からす、京綏鐵道の前途は洋々、實に現在支那重要鐵道の一たるに恥ちない。

京門支線

北京附近の西山に石炭の產地甚た多く殊に周口店、門頭溝の二箇所は以前より石炭廠の林立せる所である、嚮に周口店より琉璃河の間に房山鐵道を敷設し、京漢鐵道に聯絡したるを以て西山山南の石炭は南は保定、正定に達し、北は天津、北京に達し、販路日に擴まつたか門頭溝は鐵道の聯絡を缺きたる爲め、販路澁滯、炭商相踵て業を失ふ有樣なるを以て、商人等は之を概し、商部に向て資金を集めて鐵道支線を敷設し、併て運販公司を設立して利源の振興せんことを請願した。商部は鐵道支線敷設の必要を認むるも、此の地は民營鐵道敷設の弊害あらんことを恐れ、國家の經營に歸するに若かすとなし、之を總督に謀り、京綏鐵道の支線として經營すること

に決し、裁可を經たものである、其延長約十六哩西直門を發し、三家店を經て門頭溝に達する、其資金六十三萬一千餘兩を要し、既に開通し、每日往復各三回の運轉をなして居る。

第二款　鐵路管理機關

京綏鐵道の管理機關は民國五年十月二十日公布の京綏鐵路管理局編制專章に依る京綏鐵路管理局に依つて管理されて居たか民國八年十二月十六日京漢鐵路と合併して京漢、京綏管理局となり、民國九年七月二十七日に至り、再ひ民國五年十月二十日公布の編制專章を復活し、同十一月に至り之を實行した、之に依る管理局の組織は左の如くてある。

- 一、總務處
  - 文書課
  - 材料課
  - 地畝課
  - 編譯課
  - 警務課
  - 庶務課
  - 警務分段、警務分段

京綏鐵路管理局

- 醫院
- 材料總廠、材料分廠
- 天津轉運所
- 鷄鳴山煤礦事務所
- 大同收煤事務所

- 二、車務處
  - 文牘課
  - 運輸課
  - 電務課
  - 計核課
  - 車務總段
  - 站（停車場）
- 三、工務處
  - 文牘課
  - 工程課
  - 工務總段

- 四、機務處
  - 文牘課
  - 工事課
  - 機廠
  - 機務總段
- 五、會計處
  - 文牘課
  - 綜核課
  - 出納課
  - 檢查課

第三款 資金

支那の多くの鐵道は殆んど全部外國借款に依つて建設されて居るが、京綏鐵道は支那自身の出資によりて建設されたる唯一の鐵道である。而して民國四年六月末迄に出資せる總額は二千二百四十九萬三千五百七十三元にして其後の詳細なる出資額は知れざれども新に豐鎮、綏遠城間の鐵道を敷設せると其他を合し約七千萬元餘なりと稱せられて居る。

第四款 運輸狀態

一、營業成績及出貨狀況

本鐵道は首都北京と蒙古貿易市場たる張家口とを連接し、進んで大同府を經、綏遠城に達するものであつて、支那政府は更に之を包頭鎭及庫倫迄延長せんとする計畫を有して居る。元來本鐵道は政治上乃至軍事上の必要に基き敷設せられ、其目的は之に依り蒙古控御の實を擧くると共に露國に對せんとするに在つて其營業の如きは寧ろ第二義に屬して居た、然るに其第二義と爲したる營業は張綏線の延長に連れ、着々好成績を擧けつつあり、今最近五ヶ年間の營業成績を擧くれは左の如くである。

年度	收入	支出	損益	備考
民國四年	元 三、六〇〇・〇〇〇	元 三、〇五〇・〇〇〇	元 五五〇・〇〇〇	該表は交通部國有鐵道會計統計總報告に據る。民國八年度分はミラド、レヴユー所載に據る。
同　五年	三、八三〇・〇〇〇	二、五五〇・〇〇〇	一、二八〇・〇〇〇	
同　六年	三、七七〇・〇〇〇	二、九四〇・〇〇〇	八三〇・〇〇〇	
同　七年	四、五三〇・〇〇〇	三、一一〇・〇〇〇	一、四二〇・〇〇〇	
同　八年	四、八一〇・〇〇〇	三、一六〇・〇〇〇	一、六五〇・〇〇〇	

右表に依り京綏鐵道の運輸收入か年々良好に赴けるを知るへく、該鐵道敷設の結果長城外各地の經濟狀態に變革を與へ、各種家畜製品並農産物就中亞麻仁及菜種の輸出を刺戟したるに由

るものにして、又張家口より大同府に至る長城內壁一帶の地方は古來著名なる農產地として知られ、其過剰の穀物即ち薏米（燕麥）、大麥、小麥、高粱、大豆、粱種、亞麻仁及麻子等は常に張家口、北京、天津等に販運せられて居たか鐵道開通後は凡て之に依り運送せられ、從來一寒村に過きさりし柴溝堡、陽高縣の如きは現今重要なる農產物の集散地となつて居る。

而して玆に特記せさるへからさるは亞麻仁の輸出であつて張綏沿線附近は地質最も其栽培に適し、相當の產額あつたか單に搾油して割烹及燈火用として地方に消費せらるる外何等の價値を有せなかつた。一九一一年（明治四十四年）秋我三井物產及義成洋行は之か輸出を試み、人を派して其の買付に從事せしめた、當時他に競爭者なかりしを以て相當の利益を得へき價格を以て契約を結ひ且手附金を交附したか偶々革命亂の勃發に遭ひ爲に多大の損失を蒙りて契約を取消ささるへからさるに至つた、革命亂鎮定後は天津に於ける外國商人は亞麻仁輸出の利益なるを見、時を移さすして人を張家口に派し、其買付を爲さしめた、是を以て一九一二年（大正元年）中天津に於ける輸出額は前年の僅々一三、六九四擔に對し四四二、一三五擔を示し、殆んと比較すへからさる躍進的增加を現はし、一九一三年には下りて二〇、四四八九擔と爲つたか前々年度に比すれは猶著しき增加と云はなけれはならぬ、次に菜種も亦同しく一九一〇年一、一六二擔一

九一一年一二〇、一八九擔、一九一二年度二三九、五六七擔、一九一三年度二三二一、五八四擔の數字を示して居る。

今最近の統計を有せさるも一九一三年中天津北方より鐵道にて天津に到着せし重なる貨物の數量を左に掲ぐる、勿論此内には京奉線の一部たる北京天津間各驛より發着せられたるものあるへきも其貨物の性質上殆んと全部京綏線より輸出せられたるものと看て大差なかろう。

獸骨	四五、八三二擔	山羊毛	一七、八六〇擔
棉花	六四、五四八	綿羊毛	二一七、八八五
亞麻仁	一八八、九七〇	山羊毛	一、三六六、五一二
菜種	二二三、七四六	綿羊皮	四三、〇二三
瓜子	一九、八六〇	綿羊皮（褥）	三七八、六〇一
駱駝毛	二六、一〇六		

之を要するに本鐵道は政治上より觀るときは蒙古經營上至大の關係を有し又商業上より論するときは張家口、大同府、歸化城等を連絡し、近くは大同陽高方面の石炭、雜穀、遠きは庫倫地方の皮毛、獸畜の集散を便にし、蒙古富源開發に與りて力あることてある。

二、營業哩、及賃金

驛名	哩程	一等賃金	驛名	哩程	一等賃金
豐臺（京本線との連絡驛）	哩 —	弗 .○○	張家口	哩 一二五.○	弗 八.七○
廣安門	四.五	○.三○	孔家莊	一三五.五	九.六○
西直門	九.○	○.六○	郭磊莊	一四六.一	一○.二○
清華門	一二.五	一.二○	柴溝堡	一五四.六	一○.八○
清河	一六.一	一.四○	西灣堡	一六四.六	一一.四○
沙河	二二.五	一.八○	永嘉堡	一七四.九	一二.○○
南口	三四.一	二.四○	天鎭	一八四.七	一二.九○
青龍橋	四五.三	三.三○	羅文皂	一九五.五	一三.五○
康莊	五二.七	三.六○	陽高縣	二○二.九	一四.四○
懷來	六○.一	四.二○	王官人屯	二一二.一	一五.○○
沙城	七四.一	五.四○	聚樂堡	二二○.一	一五.六○
新保安	七九.四	五.七○	大同府	二三八.一	一六.八○
下花園	八九.三	六.三○	豐鎭	二六五.九	一八.六○
宣化府	一○四.九	七.五○	綏遠	四二一.○	未明
沙嶺子	一一三.九	八.一○			

西直門、門項溝

西直門（京門支線分岐點）	粁 ―	弗 ・〇〇	門頭溝	粁 一六・〇	弗 一・二〇
三家店	一四・三	一・二〇			

備考 三等賃金は一等の三分の一、二等は三分の二

三、貨物運賃

（イ）手荷物無賃運送制限重量

一等 一人 一二〇斤 即 一六〇封度

二等 同 九〇斤 同 一二〇封度

三等 同 六〇斤 同 八〇封度

右に超過するものは別に手荷物證書を發行し、過超重量毎五〇斤、每支里一厘二毛を徵收し五〇斤未滿は五〇斤に切上げて計算する。

（ロ）小荷物運賃率

一百支里以内 一斤に對し 洋 五厘

一百一―二百支里迄 同 同 七厘五毛

二百—三百支里迄	同	同 一分
三百—四百支里迄	同	同 一分二厘五毛
四百—五百支里迄	同	同 一分五厘
五百—六百支里迄	同	同 一分七厘五毛
六百—七百支里迄	同	同 二分
七百—八百支里迄	同	同 二分二厘五毛
八百—九百支里迄	同	同 二分五厘
九百—一千支里迄	同	同 二分七厘五毛

（八） 一般貨物運賃率

等級	一擔一支里ニ付	一噸一支里ニ付
一級品	二厘	二分
二級品	一厘六毛	一分六厘
三級品	一厘二毛	一分一厘
四級品	八毛	七厘
危險品（有害品）	一分五厘	二分五厘

四、車輛（民國四年六月末現在）

種別		數
機關車		五九
客車	一等車	三
	二等車	一三
	三等車	二六
	其他	二六
	計	六八
貨車	有蓋車	八八
	無蓋車	七七九
	專用車	—
	計	八六七

第八節　輕便鐵道

第一款　通裕鐵道

一　概況

通裕鐵道とは京奉鐵道女兒河驛より楊圈子を過ぎ大窰溝即ち砂鍋屯に至る十八哩の廣軌鐵道（四呎八吋半）であつて、通裕煤礦公司の敷設に係り、大正五年五月營業を開始した。

本鐵道の終點たる砂鍋屯地方には三佛廟、暖池塘、紅螺硯等の炭坑あり、本線は通裕煤礦公司に於て採掘せる石炭の運搬に供する爲敷設したものであつて專ら運炭用に使用するものなれ

ども旅客の請求あるときは其便乘を許す、現に機關車二輛を使用し混合列車を運轉し一日一回兩地間を往復して居る、所要時間片道一時三十分間、賃金は小洋銀四毛（開業當時）を要する、原と通裕煤礦公司は光緒三十一年資本二十萬元を以て創立され、次て民國四年三百萬元に增加したものであるか、爾後多大の損失を招き金融窘迫せし爲め、六年十月邦商安川敬一郞より二十萬圓を借款し、負債を整理した次第であるから、本鐵道も一時は朝陽迄延長さるへしと傳へられたか目下の所、さることなく單なる運炭鐵道に過きない。

二　沿線概況

本鐵道の經過地は京奉線の女兒河驛羊心屯を起點とし五垣耕地を西南走し楊圏子に至る、此處に通裕公司事務所及材料置場あり、側線及給水塔を設け、且短き跳込線を敷く、更に平垣地、大窪屯、金廠堡等の村落を左右に望見し西進、小馬廠と白廟子との中央を經て北湯河子に至り湯河子川（經間十四呎二四）を渡る（此の橋梁は假木造てあつて現在、本橋を架設すへく線路中心を移動した）、拉嘛屯を過き金拉山山麓を開鑿し金家拉子、孟家拉子を過き、起點より十哩にして邵集屯驛に達し小荒地を過き荒地山の山麓を穿鑿し女兒河に沿ひ西進して姚家屯に出て谷川を渡り郭家屯を經て二道河に至り、小河子川の北岸に沿ひて溯り、片石山の山麓を切開き

柴家屯に出て、黄家屯を過ぎ東山山脈を開鑿し又谷川を渡り、夏廟子に至り、夏廟子山山麓を經由して匣々谷川を渡り偏西北進して大窰溝に出て十八哩砂鍋屯驛に達するものである。

三、技術要項

軌條は一碼六十封度（米國カーネギー製）、枕木は長さ三十呎レールに對し十三挺の割合てあつて、砂利は碎石又は川砂利を使用すれとも全く赤裸體の部分もあり哩標、勾配標、踏切標等の諸標を設置し、橋梁の如きは橋臺を石造恒久工として橋脚の如きはコンクリート製、又は木造のものとあり橋桁は盡く木桁とし、溝橋は桁を木造とし其他は石造又はコンクリートとせり、アーチも亦尠からす。通信には電話を使用し、架線一條あるのみ、用地境界線は石材を用ひ、昇降場は擁壁を石造としコンビングをコンクリートとし、高さは軌條面約二呎六吋幅十五呎程ある、全線中停車場としては約中央に部集屯驛あるのみ、停車場は何れも煉瓦建なり、終端驛砂鍋屯には煉瓦造亞鉛葺機關庫奥行百呎間口三十六呎程のものを有し、庫内ピットを設けたる機關車四臺を入るるに足るへきものと、給水塔の設備あり、線路は側線四條踏込線二條、機關庫線二條其他鑛山行支線延長四十鎖餘ある、全線線路保修の模様充分ならすライニング良好ならす、線路河岸に瀕し、高さ二三十呎の片切取となり、一方河岸に土砂を搬出したる部分なと亂

脈に取散らされたる部分あり、要するに線路の選定は支那人の技師としては感服する節あるも橋梁木造にして構造に付ては首肯し能はさる點もあり、而も列車の重量餘り重からす機關車の如きも四十噸とのことなれは憂ふるに足らない、公司の所有に係る車輛は機關車一臺、一二等合造客車一輛、三等、客車一輛、車掌車一輛に過きす、貨車は凡て京奉線より借用して居る。尤も現今運炭貨車として重量十噸積のものを十輛製作中てある。

第二款　溪城輕便鐵道

一　概　況

溪城鐵道とは本溪湖より城廠に至る七八哩の輕便鐵道てあつて現在は牛心臺迄九哩餘通するのみ。

抑も該鐵道は大正二年八月本溪湖縣議事會々長支那人金品三なるもの本鐵道の敷設權を得、輝南縣人杜恩波、趙尊五及日本人權太親吉(在鐵嶺)、菱川末吉(在本溪湖)等と内密契約をなし、本溪湖支那町に鐵路公司事務所を開設して實側をなし、線路敷設工事に着手したるも奉天巡按使は本鐵路の内部に日本人の關係あり、利權外國人の手に歸するを恐れ、俄に所在官憲をして頻りに妨害を試みさせ關係支那人を投獄する等迫害を加るに至り公司事務所は終に閉鎖せられた。

之と相前後して大倉組亦本鐵道の敷設權を求むる爲め太子河上流沿線の利源調査をなし諸種の運動をしたことかある。

其後支那人金品三の名義にて敷設許可を得たる發起人の一人權太親吉は滿鐵會社に請願をなし資金及工事材料の供給技術員の派遣を乞ひ工事を續行し、大正二年十二月太子河より牛心臺に至る本線九哩三鎖及牛心臺より紅臉溝並に牛心臺より王官溝に至る支線の敷設を終り、大正三年二月一日假營業を開始し、輕鐵列車の運轉を見るに至つた。

滿鐵會社は大正三年四月庶務課員增尾鉞三郎を本溪湖に派遣し、同鐵道の監督及調査をなさしめ又一方發起人等の請願を認容し、同年五月三十一日本鐵道現狀の儘、權太親吉より事業一切の引繼を受け、同年六月牛心臺城廠間未設線の踏査をなし同七月牛心臺より大、小、南溝に至る支線の增設を爲した、金品三に下附せる鐵道敷設權に關する諸種の紛議に關しては大正三年九月二十五日奉天巡按使及滿鐵會社、本溪湖煤鐵公司代表者を出し協議の結果、滿鐵及公司の合辦となすことに決定し、覺書を交換した。

大正五年四月十八日前項覺書に基き日支合辦にて經營する爲め溪城鐵路公所章程を定めたか大正三年七月歐洲戰爭勃發以來勞銀及工事材料漸次暴騰を來し、且つ豫定線路は極めて難工事

の箇處多く是れか爲め延長工事は一時中止し今日に至つた。

二　鐵路公所の組織

監督	煤鐵公司支那側總辦	談國楫
理事	滿鐵運轉課長	貝瀬謹吾
主事		増尾鉞三郎
事務員（役員）		一二人
傭人（日本人）		九人
同（支那人）		五八人

三　資本金

資本金五拾七萬圓

滿鐵會社　七分　煤鐵公司　三分の出資

四　營業哩程（大正八年三月末現在）

本線	自太子河至牛心臺間	九・三哩
支線	紅臉溝支線（分岐點牛心臺驛）	一・六哩
	王宮溝支線（同）	一・六哩

大南溝支線（　同　）　一・五哩
小南溝支線（分岐點大南溝支線中心臺驛ヨリ一哩ノ地點）　〇・三哩
合計　一四・三哩

五　車輛現在數（大正八年三月末）

輕鐵機關車　一七噸　六輛
同　上　一三噸　二輛
輕鐵客車　二噸　九輛
同貨車　同　三〇五輛
同緩急車　同　六輛

六　營業收支一覽表（單位圓）

年別	收入	支出	損益
大正五年	四五、〇七四・五二五円	三七、五七八・九三〇円	七、四九五・五九五円
同六年	六六、四五三・五八〇	四六、二三四・五二四	一五、二一九・〇五六
同七年	五〇、七六六・一八〇	六二、〇〇四・四五〇	△一六、二三八・二七〇
同八年	九五、三六四・七八〇	八四、一九六・六五〇	一一、一六八・一三〇

備考　一、△印は缺損を表はす　二、大正七年度に水害復舊に多大の費用を要し損缺を招く

七　運輸成績一覽表　（單位圓）

種別		大正五年	同六年	同七年	同八年
乘客收入		三、七四八・九二五円	六、一五四・八一〇円	八、三三三・一三〇円	一五、八七四・九二〇円
貨物收入	小口扱賃金	一五八・一三五	一八六・一七〇	二四六・九六〇	四一三・七八〇
	車扱賃金	三一、八九一・〇五〇	四三、二五八・六三〇	二九、七八一・四七〇	六七、一二四・八三〇
電話料金		四六・七四〇	九九・六五〇	一〇八・〇〇〇	二四〇・〇〇〇
雜收入		八六五・二五五	二、一六八・九五〇	二、二三三・六八〇	二、八三一・一六〇
計		三六、七一〇・一〇五	五一、八六八・二一〇	四〇、七〇三・二四〇	八六、四八四・六九〇

第三款　齊昂輕便鐵道

一　企業概要

齊昂輕便鐵道は淸國官款商辦鐵道の一てあつて前署理將軍程德全（現總理吉祥）か總辨敷設した輕便鐵道てあるか、累年の欠損の爲株主間に紛糾を來し遂に目下龍江縣の經營に委し縣知事監督の下に事業を經營しつゝある、其線路は東淸鐵道齊々哈爾停車場（昂々溪）と齊々哈爾省城（卜魁）との間十八哩て、明治四十年天津の獨乙商泰來洋行之を請負ひ、明治四十二年九月二十七日落成引渡の上即日開通した、昂々溪停車場は東淸鐵道齊々哈爾停車場の東方にあり兩者は

未た充分なる連絡が取れて居ない、蓋し事茲に至つた原因は最初清國か齊昂鐵道敷設の計畫を建つるや露國技師ポチヤンロフなるもの前記獨商泰來洋行の提出條件よりも一層清國の爲有利な條件を提出して頻りに請負運動を試み、且當時露軍は尙齊々哈爾城内にも駐屯し北滿洲は全く露國の權力内にあつたにも拘らす、清國は何故か露商を排して之を獨商に請負はしめしを以て露國の意嚮を害すること甚たしく、清國か齊昂鐵道と東淸鐵道との連絡を圖らんとするに對し、露國は東淸鐵道停車場内は勿論其租借地域内にさへ入ること許さなかつた爲めてある。

其敷設方法は極めて粗雜であつて此邊一帶は甚しき濕地なる爲め水害を受くること多く爲に線路の一部を改築せんとの議かある。

其敷設費は材料及土地購買費を加へて三十二萬兩とし、五十兩(整股)及五兩(零股)二種の株式合計六千四百株を作り省城官兵各旗に分擔せしめ且官款三萬兩を併せて三十五萬兩とした、利益金は修繕費を除き其他は地方公益の用に備ふ、將來線路を延長する場合は此六千四百株を優先株と爲すこととし建設中は政府に請ふて之に要する材料の輸入税を免せしめた。

二 運輸狀況

（一）旅客運賃

（イ）運賃

（民國八年十一月十五日改正）

距離	一等	二等	三等
齊々哈爾―五站馬間	小洋 一・二	小洋 〇・八	小洋 〇・六
昂々溪―五站馬間	同 一・一	同 〇・八	同 〇・四
齊々哈爾―梅家屯間	同 一・二	同 〇・八	同 〇・三
昂々溪―梅家屯間	同 一・二	同 〇・八	同 〇・七
全線	同 二・三	同 一・六	同 一・〇

備考　十歳以下は右表賃金の半額

借切賃金表

距離	種別	臨時列車	普通列車
全線	特別車一輛	小洋 一〇〇元	小洋 六〇元
同	一等車一輛	同 八〇	同 四〇
同	二等車一輛	同 七〇	同 三五
同	三等車一輛	同 六〇	同 三〇

（二）貨物運賃

普通貨物	上等品	一封度	小洋	八錢
同	中等品	同	同	七錢
同	下等品	同	同	六錢
大麥、燕麥	一袋			二角六分
雜穀	同			三角三分
鹽	同		小洋	三角三分

借切賃金

全線	有蓋貨車一輛	臨時列車八七輛以上	一四元
同	無蓋貨車一輛	同	一三

因に貨物運賃は支那馬車より高價にして且手續面到なる爲依賴者絶無の姿であり、從つて鐵道は常に損失を爲すと傳へられる。

ロ　運轉

本鐵道は交通上便利少くないものの前述の如く東支鐵道齊々哈爾驛と本鐵道昂々渓驛とは何等連絡なければ貨物の運搬旅客の不便甚しいものがある、加ふるに沿線は空漠たる曠野にして地質は黄砂土なるに線路の地均し充分ならざるを以て車體の動搖甚しく又雨季出水に際し浸水せらるゝことがある。

第二章　滿蒙未成鐵道

第一節　總　說

滿蒙開發と鐵道

東三省に於ける既設鐵道延長は約二、五〇〇哩に達し、其中東支、南滿洲鐵道の如く歐亞一系の交通路を爲すもの又は京奉鐵道の如く滿洲及支那本部を連絡するもの等其交通上重要なる位置を占むるものあれども、尚未た充分に地方開發に資するに足るたけの鐵道ありと云ふこと難く、又面積の割合より考察して其比率日本の夫れに達する迄には尚ほ一萬七千餘哩の鐵道を必要とすること既に第一章第一節に於て述へた通りである、以上は唯單に東三省に付つてのみ述へたるか、之を內蒙古、及外蒙古の滿蒙全體の面積より觀れは尚ほ大なる鐵道を要すること數字を俟たすして明かな所てある。

豫定線

之に對する滿蒙未成鐵道として現在計畫され居るものに、甘河運炭鐵道（甘河炭鑛、畢爾根間）、蘭海鐵道（哈爾賓、呼蘭、海倫間）、對黑鐵道（對青山、黑河間）、法庫門鐵道（奉天若くは新民より法庫門に至る鐵道）、錦愛鐵道（錦州、黑河間）、錦洮鐵道（錦州、洮南間）、齊洮鐵道（齊々哈爾、洮南間）、滿蒙四鐵道（吉開線、長洮線、洮熱線、臨海線）、海吉鐵道（海林、吉林間）、吉會

鐵道（吉林、會寧間）天圖輕便鐵道（天寶山、圖們江間）、延琿鐵道（延吉、琿春間）、京熱鐵道（北京、熱河間）、濱黑鐵道（哈爾賓、黑河間及墨爾根、齊々哈爾間）、蒙古縱斷鐵道（張家口若くは歸化城より恰克圖に至る鐵道）、蒙古横斷鐵道（海拉爾、科布特間）、等あれとも之等未成鐵道の中には經過地相重復し又は到底遽かに實現せられさるもの等あり、而して結局吾人研究の對照として殘されたるものに滿蒙四鐵道、吉會鐵道、京熱鐵道、齊洮鐵道、濱黑鐵道、天圖輕便鐵道、蒙古縱斷鐵道等あり、其延長四千哩に足らす、假令其全部完成せらるることあるとするも未た吾人の理想を距ること遠く況や右豫定線こ雖近き將來に實現せらるへきものの寥々たるを思ふ時、滿蒙開發の將來は尙ほ遐遠なるを思はさるを得ない。

滿蒙未成鐵道一覽表

鐵道名	性質	締約年月	締約國	距離	起點經點
吉開鐵道	借款官辦	民國七年九月廿八日	日本	二三二哩	吉林—海龍—開原
長洮鐵道	同	同	同	一八〇	長春—洮南
洮熱鐵道	同	同	同	四七〇	洮南—赤峰—熱河
臨海鐵道	同	同	同	—	洮熱線の一地點より港に達する、鐵道
京熱鐵道	官款官辦	—	—	一四〇	北京—熱河

齊洮鐵道	借款官辦	一	露國	一六〇	齊々哈爾—洮南
吉會鐵道	同	民國七年六月十八日	日本	二七〇	吉林—會寧
濱黑鐵道	同	民國五年三月廿七日	露國	六五八	哈爾賓—墨爾根—黑河墨爾根—齊々哈爾
天圖輕便鐵道	日支合辦	民國七年三月十六日	|	七五	天寶山—圖們江
蒙古縱斷鐵道				一、〇一七	哈克圖—歸化城
計				三、二〇三	

第二節　滿蒙四鐵道

第一款　滿蒙五鐵道

滿蒙五鐵道とは左の五鐵道を指し大正二年十月五日、日本帝國政府か支那政府と協定して將來日支兩國合辦に依り之を敷設すへきことを約したものてある。

開海鐵道（開原、海龍城間）一三三哩

吉海鐵道（吉林、海龍城間）一一〇哩

四洮鐵道（四平街、洮南間）二三〇哩

長洮鐵道（長春、洮南間）一八〇哩

洮熱鐵道（洮南、熱河間）四七〇哩

計　　一千百十三哩

以上五鐵道の中四洮鐵道は大正四年十二月十七日民國政府と日本横濱正金銀行との間に四鄭鐵道借款契約調印せられ先つ其一部四平街、鄭家屯間即四鄭鐵道は大正六年十一月三十一日既に開通を見るに至つた、而して支線鄭白線（鄭家屯、白音他來間）は九年工事に着手し十年秋頃には全通すへく、鄭洮線は前者の開通を竢つて起工すへき筈なれは兩三年中には完成さるるであろう。

備考　嚴格なる意味より云はゝ別項滿蒙鐵道敷設に關する大正二年の取極に示す通り、實際は日本の借款鐵道たるへきものは四洮鐵道、開海鐵道、長洮鐵道の三てあつて吉海鐵道及洮熱鐵道は支那政府に於て自ら敷設し能はす外國資金を要する場合に日本か之か投資に優先權を有するに過きす前後兩者自ら其性質を異にすること知り得らるる。

滿蒙鐵道敷設に關する大正二年の取極

（一）、中華民國政府は日本國資本家の資金を借入れ自ら左記各鐵道を布設することを承諾す

（甲）　四平街より起り鄭家屯を經て洮南に至る線

（乙）　開原より起り海龍城に至る線

（丙）長春に於ける吉長鐵道停車場より起り南滿鐵道を貫越し洮南府に至る線

以上の各鐵道は南滿鐵道及京奉鐵道と聯絡すへく其辦法は別に協定を行ふへし

（二）、前記借欵辦法細目は須らく浦信鐵道借欵合同定本を以て標準となし本に綱議定後中國政府は速に日本資本家と協定すへし

（三）、中國政府は將來若し洮南府城承德府城間及海龍府吉林省城間兩鐵道を布設せんとする場合に外國資金の借用を要する時は眞先に日本資本家に商議すへし

第二款　滿蒙四鐵道

大正七年九月二十八日に至り日本特種銀行團（日本興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行）と支那政府との間に滿蒙四鐵道借欵豫備契約か調印せられた、其四鐵道とは。

吉開鐵道（吉林より海龍城を經て開原に至るもの）

長洮鐵道（長春、洮南間）

洮熱鐵道（洮南、熱河間）

洮熱鐵道の一地點より海港に達する鐵道

てあつて滿蒙五鐵道中四洮鐵道を除いた四線に新たに洮熱鐵道の一地點より海港に達する鐵

道の一線を加へたものである、(但し蒲蒙五鐵道の吉海、開海の兩線を一線として吉開鐵道となしたるを以て都合四鐵道となる譯である)。而して豫備契約締結と共に前貸金二千萬圓の讀渡を了し、四箇月以內に本契約を締結する筈になつて居たか吉會鐵道と同しく未た其締結を見るに至らない。然れとも該鐵道は滿蒙開發上缺くへからさる鐵道なれは日支當局の誠意ある折衝に依り可及的早く其實現を企圖せねはならぬ。

備考　右四鐵道の中、洮熱鐵道及臨海鐵道(洮熱線の一地點より海港に出つる鐵道)の二鐵道は大正九年十月十五日組育に於て成立せる新借欵團(對支四國借欵團)に其投資權を提供した。新借欵團は日、英、米、佛四ヶ國の銀行團協議の上成立せるものであつて支那の交通借欵に對して各國從來の競爭的政治的態度を改めて同借欵團に於て一手に引受けをなし、支那に於ける各國の勢力範圍を撤廢し、眞に支那の開發を助成するを目的とするものである。勿論該借欵團は支那自身か未た承認せす、又各國の單獨借欵に對して幾何の制限又は強制の權能を有すや知れないが、只玆にかくの如き借欵團ありて右二鐵道が日本の投資權を離れて該團の權利に篇入されたことを記すのみに止めて置く。

滿蒙四鐵道借欵豫備契約

中華民國政府(以下政府と稱す)は熱河より洮南に至る鐵道、長春より洮南に至る鐵道、吉林より海龍を經て開原に至る鐵道、熱洮鐵道の一地點より海港に達する鐵道(以下滿蒙四鐵道と稱す)を建設するため株式會社日本興業銀行を代表者とする株式會社日本興業銀行、株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の參行(以下銀行と稱す)との間に借欵契約の締結を目的として左の豫備契約を作成す。

第一條　政府ハ熱河洮南間、長春洮南間、吉林開原間及熱洮鐵道ノ一地點ヨリ海港ニ達スル鐵道建設ニ要スル一切ノ資金ヲ中華民國政府熱洮鐵道金貨公債、長洮鐵道金貨公債、吉開鐵道金貨公債、某々鐵道金貨公債（以下滿蒙四鐵道金貨公債ト稱ス）ニ依リ銀行ニテ調達スルコトヲ認准ス

但洮熱鐵道ノ一地點ヨリ海港ニ達スル鐵道ノ線路ハ政府ト銀行ノ協議ニ依リ決定スヘシ

第二條　政府ハ速ニ滿蒙四鐵道ノ建設費其他一切ノ必要ナル費用ヲ定メ銀行ノ同意ヲ求ムヘシ

第三條　滿蒙四鐵道金貨公債ノ期限ハ四拾個年トシ元金ノ償還ハ公債發行ノ日ヨリ起算シ第拾壹年目ヨリ之ヲ開始シ年賦償還ノ方法ニヨルモノトス

第四條　政府ハ滿蒙四鐵道借款本契約締結ト共ニ工事進行ノ計畫ヲ銀行ト協定シ其協定ニ依リテ鐵道建設ニ著手シ速成ヲ圖ルモノトス

第五條　政府ハ滿蒙四鐵道金貨公債ノ元利金支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通銀行ニ提供スルモノトス

現在及將來ニ於テ滿蒙四鐵道ニ屬スル財産一切竝ニ其收入政府ハ銀行ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ前項ノ財産又ハ收入ヲ擔保トシテ又保證物トシテ他人ニ提供スルコトヲ得サルモノトス

第六條　滿蒙四鐵道金貨公債ノ發行價格及公債利率、政府手取金額ハ發行當時ノ狀況ニ仍リ可成政府ニ有利ナル主義ヲ以テ協定スルモノトス

第七條　前各條ニ規定ナキ條件ニ就テハ光緒參拾參年拾貳月拾壹日締結セラレタル津浦鐵道借款契約ニ準シ政府ハ銀行ト協議決定スルモノトス

第八條　滿蒙四鐵道借款本契約ハ本豫備契約ヲ基礎トシ其成立ノ時ヨリ四ケ月以內ニ之ヲ締結スルモノトス

第九條　銀行ハ豫備契約成立ト同時ニ政府ニ對シ日本金貳千萬圓ヲ前貸スルモノトス

第十條　本前貸金ノ利子ハ年八分即チ日本金壹百圓ニ付日本金八圓ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス

第十一條　本前貸金ハ政府ノ發行スル國庫證券ノ割引ノ方法ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

第十二條　前條國庫證券ハ滿六ケ月每ニ切換ヘ發行シ其都度滿六ケ月分ノ利子ニ相當スル金額ヲ銀行ニ支拂フモノトス

第十三條　政府ハ滿蒙四鐵道借款本契約成立ノ後本公債ノ募集ニヨリ得タル資ヲ以テ優先遲滯ナク本前貸金ノ交付返濟並

ニ利子ノ支拂ヘ其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之チナスモノトス

本豫備契約書は日華兩文を以て各貳通を作製調印し政府銀行互に壹通を保有するものとす若し本豫備契約に關し解釋上疑義を生したる時は日本文契約書により解釋するものとす。

日本帝國大正七年九月二十八日

中華民國七年九月二十八日

株式會社日本興業銀行 副總裁 小野英二郎

中華民國特命全權公使 章宗祥

第三款 吉開鐵道

本鐵道は南滿洲鐵道の一驛たる開原に起り掏鹿（西豐）、大疙瘩（西安）、大肚川（東豐）の各地を經て海龍城に至り更に朝陽鎭、磐石縣、双陽縣、馬家屯等を經て吉林省城に達する約二三三哩の鐵道である。

而して開原、海龍間は滿蒙五鐵道の所謂開海鐵道に相當し、沿道物資に富み掏鹿（西豐）は大豆の産出を以て著はれ又海龍城方面一帶の地は地味殊に肥沃にして穀物の産額巨額に上る沿線の市場としては尚ほ西豐、西安、東豐等の各縣あり、何れも人口五、〇〇〇乃至一五、〇〇〇を有し年々開原に送る大豆のみにても三、四十萬噸を算し逐年增加の傾向を有す、開原は人口二

萬餘吉林街道の要路に當り特産の集散巨額に達する。

本鐵道の計畫せらるるや支那政府は本鐵道の敷設は結局南滿洲鐵道の營養線たるに終り日本を利益するのみなりとの見地より之に拮抗して別に鐵嶺海龍城間の鐵道敷設を計畫した、蓋し掏鹿、海龍城方面の物資を鐵嶺に吸收し遼河の水運を介して京奉線の營養に資し併せて近來商業沈衰の姿にある鐵嶺を復興せしめんとするに在つた、又曾て奉天の官民は奉天、海龍城間の鐵道敷設を計畫し此方面の富力を奉天に吸收し以て京奉鐵道の營養線たらしめんと勉めたが日支締約の今日此二種の計畫は消滅に歸したものと見なければならない。

又海龍城、吉林間も其沿道に朝陽鎮、磐石縣、双陽縣、馬家屯等の大驛市場を有し、馬鞍山、錫窪嶺等の小嶺あれども一帶克く開拓せられ、殊に本鐵道は吉林に於て吉長、吉會兩鐵道と相接續し更に海龍縣を經て南滿洲鐵道に聯絡する點に於て重要なる意味を有して居る。

何れにせよ該鐵道は滿蒙四鐵道に魁して敷設すべき鐵道である

第四款　長洮鐵道

本鐵道は南滿洲鐵道の終點たる長春を起點とし懷德縣を經郭爾羅斯旗を横斷して洮南に達する延長一八〇哩の鐵道を云ふ、本鐵道の沿線一帶は懷德縣下を除くの外未開放地多く、地味亦

曹達質を多量に含有して良好ならず、鄭洮線か其沿道に於て良好なる土地を有せざると同し、然れども鄭洮線は洮南以北に於ける肥沃なる耕地を有する事に於て意義を有するに反し本鐵道は鄭洮線即四洮線ある以上少くとも營業上大なる價値を求むる事困難であらう、但しこは比較的の議論であつて鐵道か如何なる土地に架設せらるるとも人文上有益たる事論を俟たない、只本鐵道は吉長、吉會鐵道と共に東支鐵道と平行線をなすを以て、軍事上の意義、は少くあるまい。

第五款　洮熱鐵道

本鐵道は四洮鐵道及長洮鐵道の西部終點なる洮南に起り開魯縣、敖漢王府を過きて赤峰に出て喀喇沁王府を經て承德府即ち熱河に達する延長四七〇哩の鐵道を云ふ。

本鐵道は東部蒙古の中腹を貫き他日京奉線又は北京に聯絡すへき運命を有するものであつて日本の對滿蒙政策上深甚の意味を有して居る。本鐵道は露國の齊洮鐵道（洮南、齊々哈爾間、白耳義の歸成鐵道（歸化城、成都間）と相俟つて支那全土を東西に貫通する交通上の大系統をなすものである。又本鐵道は臨海鐵道と相俟つて經濟的機能を發輝し得へく、單獨にては其價値甚た大なりと云ふことは出來ない。

第六款　臨海鐵道

本鐵道は滿蒙四鐵道借欵豫備契約の第四に擧けられたる洮熱線の一地點より海港に達する鐵道であつて便宜上之を名けて臨海鐵道と云ふ。本鐵道の起點、經過地及終點は今日に於て尚不明なれとも洮熱鐵道及其他蒙古鐵道に依りて搬出せらるへき東蒙の物資を運搬し海港に接續せしむるものであつて此處に本鐵道の價値か存在する。

第三節　其他の未成鐵道

第一款　吉會鐵道

吉會鐵道とは吉林より朝鮮會寧に至るへき約二七〇哩の鐵道を云ふ。

間島に關する日清協約

多年日清兩國の懸案たりし間島の領土權問題は明治四十二年九月四日に締結せられたる間島に關する日清協約に依りて解決せられ我國は間島に於ける清國の領土權を確認し行政、警察、司法の三權は擧けて清國約府の管理に歸するに至り之と同時に我政府は其代償として百草溝、局子街、龍井村、頭道溝の四箇所を開放せしめ、吉會鐵道の敷設に對する投資權を留保した、該協約第六條に曰く「清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡すへく一切の辦法は吉長鐵道と一律たるへし開辦の時間は清國政府に於て情形を酌量し日本

政府と商議の上之を定む」と、是に依りて之を觀れは吉會鐵道の敷設に對し日本政府は其敷設權を獲得せしものにあらすして單に吉長鐵道協約に參照し、其敷設經費の半額に對し投資權を得た許りであつて英、米、獨、佛の諸國か粤漢川鐵道に於けるものと何等異る所はない、而して尙上の如く其敷設の時間は淸國政府に於て情況を酌量し日本政府と相商議して決定するものなれは何時實施せらるへきか斷定し得られなかつたか該協約締結せられて十ヶ年經過せる大正七年六月十八日に至り漸く日本特殊銀行團（朝鮮銀行、臺灣銀行、日本興業銀行）の代表者日本興業銀行と支那政府交通部との間に該鐵道借款に關する豫備契約の調印を見、前貸金一千萬圓の讓渡を了して豫備契約締結の日より半ヶ年以內に本契約を締結し直ちに起工することとなつた。（別項吉會鐵道借款豫備契約參照）

吉會鐵道借款豫備契約締結

然るに爾來三星霜を經るも未た其實現を見さるは地方開發上より頗る慨すへきことであつて日支當局は其利益の爲め之か敷設の促進に努力すへきである、殊に大正九年十月琿春に起れる虐殺事件は該地方交通の不便に淵源する所大なるに於て益々速に敷設するの必要を認むる。

本契約締結の必要

本鐵道沿線は世人の云ふ如く全部肥沃なる耕地でない、一般に山岳丘陵起伏して耕地は其間を點々するに過きない、然れとも其耕地は膏腴にして將來開拓せは產業地として望少からす薪

沿線概況

材、煙草、麻、人參、毛皮、粟、大豆、高粱、大麥、燕麥、玉蜀黍、阿片等の農産物あり、家畜には豚尤も多く牛之に次ぎ又老頭溝附近には石炭を産し布爾哈通河、海蘭河よりは砂金の産出多く年額三百萬圓に達すと云ふ、殊に有名なるは天寶山の銀銅礦である又沿道各地の森林より杉松等の木材を産する。

吉會鐵道借欵豫備契約

中華民國政府（以下甲と稱す）は中華民國吉林省吉林より延吉南境を經、圖們江に至り會寧に連絡する鐵道を建設する爲、大日本帝國株式會社日本興業銀行株式會社臺灣銀行及朝鮮銀行の三行（以下乙と稱す）との間に借欵契約の締結を目的とし左の豫備契約を作成す

第一條　甲ハ速ニ本鐵道ノ建設費其他一切ノ必要ナル費用ヲ定メ乙ノ同意ヲ求ムヘシ

乙ハ前項ニヨリ確定シタル金額ニ相當スル五分利付中華民國政府金貨公債ヲ甲ノ爲ニ發行スルモノトス

第二條　本公債ノ期限ハ四十ケ年トシ元金ノ償還ハ公債發行ノ日ヨリ起算シ第十一年目ヨリ之ヲ開始シ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス

第三條　甲ハ吉會鐵道借欵本契約成立ト共ニ必ス直ニ本鐵道ノ建設ニ着手シ速成ヲ圖ルモノトス

第四條　甲ハ大日本帝國朝鮮總督府鐵道局ト共同シ圖們江ノ鐵橋ヲ建設シ該建設費ノ半額ヲ負擔スルモノトス

本鐵道ト朝鮮鐵道トノ運輸連絡ニ就テハ兩鐵道運輸發達ト圓滿ナル連絡ヲ期スルノ趣旨ヲ體シ別ニ之ヲ商定スルモノトス

第五條　甲ハ本公債ノ元利支拂ニ對スル擔保トシテ左ノ通リ乙ニ提供スルモノトス

現在及將來ニ於テ本鐵道ニ屬スル財産一切並其收入

甲ハ乙ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ前項ノ財産又ハ收入ヲ擔保トシテ他ニ提供スルコトヲ得サルモノトス

第六條　本公債ノ手取金ハ中華民國四年十二月十七日甲ト横濱正金銀行トノ間ニ締結シタル四鄭鐵借款契約規定ニ準シ可成甲ノ有利ニ定ムルモノトス

本公債ノ發行價格ハ發行當時ノ狀況ニ依リ別ニ商定スルモノトス

第七條　前各條ニ規定ナキ條件ニ就テハ光緒三十三年十二月十日締結セラレタル津浦鐵道借款契約ニ準シ甲ハ乙ト協議決定スルモノトス

第八條　吉會鐵道借款本契約ハ本豫備契約ヲ基礎トシ其成立ノ日ヨリ六ケ月以内ニ之ヲ締結スルモノトス

第九條　乙ハ豫備契約成立ト同時ニ甲ニ對シ日本金一千萬圓ヲ前貸スルモノトス

但本前貸金ハ無手數料ニテ交付スルモノトス

第十條　本前貸金ノ利子ハ年七分五厘即日本金一百圓ニ付日本金七圓五十錢ノ割合ヲ以テ支拂フモノトス

第十一條　本前貸金ハ甲ノ發行スル國庫證券割引ノ方法ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

第十二條　前條國庫證券ハ滿六ケ月毎ニ切替發行シ其都度滿六ケ月分ノ利子ニ相當スル金額ヲ乙ニ支拂フモノトス

第十三條　甲ハ吉會鐵道借款本契約成立ノ上該本公債募集ニ依リ得タル資金ヲ以テ優先且遲滯ナク本前貸金ヲ返濟スルモノトス

第十四條　本前貸金ノ交付、返濟及利子ノ支拂其他總テ受渡ハ日本東京ニ於テ之ヲ爲スモノトス

本豫備契約書ハ日華兩文ヲ以テ各貳通ヲ作成調印シ甲乙互ニ各一通ヲ保有スルモノトス若シ本豫備契約ニ關シ解釋上疑議ヲ生シタルトキハ日本文契約ニヨリ解釋スルモノトス

大日本帝國大正七年六月十八日
中華民國七年六月十八日
中華民國政府交通總長　曹汝霖（印）
中華民國政府財政總長　曹汝霖（印）
日本帝國株式會社日本興業銀行
總裁土方久徵代理　吉川孝秀（印）

第二款　天圖輕便鐵道

本線は大興公司合名會社の計畫に係り、天寶山（銀銅鑛）圖們江間を結び付くる本支線の延長七五哩の輕便鐵道を云ふ。

天圖輕鐵計畫の由來

抑該輕鐵は天寶山銀銅鐵擴張に伴ふ運輸機關の改善と間島北鮮間の交通運輸の便を謀らんか爲め計畫せられたものであつて大正五年十一月十日龍井村在住の邦人有力者間島輕鐵敷設に關して會合し、間島輕鐵期成會を組織し委員を擧けて之か達成を約した時に淵源して居る。而して適々同月二十五日天寶山鑛山の經營者濱名寛祐は同輕鐵を天寶山鑛山の附屬事業として經營し度き旨、申出たるに依り再ひ委員會を開き其申出を納ることとなり十二月一日同委員及濱名等日本總領事館に參集し鈴木領事立會の下に兩者意見を開陳したる結果同鐵道の事業は擧けて天

寶山鑛山經營者に委任することに決定し爾來同氏は中央政府及支那當局と折衝の結果大正七年三月十六日日支合辦によりて經營するの許可を得るに至つた。

其經過地は天寶山より起り老頭溝（此間二十哩）銅佛寺、龍井村を經て圖們江に至り朝鮮淸會鐵道の終點會寧に達するものでありて既に側量を終る。而して當時の工事要項は即ち左の如きものである。

天圖輕便鐵道工事要項

一、各種工事の設計

工事所要材料の調査或は材料供給其他の準備を整へ、八年三月解氷を待ち直に全線工事に着手し、九年九月に至りて完成せしむる豫定なり。

軌條敷設は、八年九月より土工其他の進捗に伴ひ漸次會寧方面より着手し、九年四月會寧、龍井村、局子街間の運轉を開始し同年九月に至り天寶山迄開通せしむ。

一、設計要點

線路の設計は、凡て諸外國に於ける普通輕便鐵道の規定に則り、機關車は地方の狀況に鑑み炭水を含み十三噸のものを使用し、軌條は一碼重量二十封度、軌間は二呎六吋とす。

一、家屋橋梁等は總て木造とす
一、停車場は七哩毎とす
一、線路用地幅三十呎
一、勾配の限度四十分の一
一、收支豫算
一、支出工事費金貳百萬圓
一、初年度收入四十六萬六千四百七十圓
一、支出豫算金二十四萬二千七百二十圓
一、差引純益金二十二萬三千七百五十圓（年一割一分强）

以　上

右輕鐵は吉會鐵道開通迄交通の缺陷を補ひ、更に同鐵道工事開始の曉には、工事用諸材料運搬に便し、同鐵道開通後は支那政府に買收せられて重複を省くものとする、

斯くの如くにして計畫され大正八年三月より着手せらるべき天圖輕便鐵道は種々の故障に遭ひ未た起工の運に至らないか早晩實現さるるであらう。

附、圖們江輕便鐵道開通

今回天圖輕便鐵道と朝鮮會寧とを連結せしむる爲圖們江朝鮮測沿岸に輕便鐵道を敷設すへく南滿大興合名會社に於て圖們江輕便鐵道會社を設立し、昨年六月より起工して居たか此程工事完成を告け其筋の認可を得一般旅客其の他貨物運輸を開始する事となつた。右は天圖輕便鐵道の聯絡線であつて其開通は間島に至大の關係を有する。

今工事行程等の概要を掲くれは。

工事開始	大正八年六月二十日
工事竣成	大正八年十二月二十日
營業開始	大正九年一月五日
汽鑵車	十三噸
軌條	二十五封度
軌條幅員	二呎六吋
起點	朝鮮咸鏡北道會寧面會寧
終點	同 鍾城郡南山面上三峰

列車運轉時刻旅客及手荷物運賃表

○旅客及手荷物運賃表 (單位圓)

(一)旅客運賃

新會寧	○、三○	○、五五	○、八五	一、二五
	高嶺鎭	○、三○	○、六○	一、○○
		鶴浦	○、三○	○、七五
			新田	○、四五
				上三峰

(二)通常小荷物運賃表

哩程	二斤迄	四斤迄	七斤迄	十斤迄	十五斤	以上五斤迄を增す毎に
遠近に拘らす	○、一○	○、一二	○、一四	○、二二	○、二五	○、○七

○列車運轉時刻表 (大正九年一月現行)

上三峯行(列車番號混一)	時 分	新會寧行(同混二)	時 分
新會寧發 午前	八、三○	上三峯發 午後	二、○○

高崗鎮	發	時分 九、二六	新田	發	時分 三、二二
鶴浦	發	一〇、二〇	鶴浦	發	四、二六
新田	發	一一、二二	高崗鎮	發	五、一九
上三峰	着	一二、三〇	新會寧	着	六、〇〇

第三款　京熱鐵道、齊洮鐵道

京熱鐵道

京熱鐵道とは北京より熱河に至り洮熱線と合すへき一四〇哩の鐵道である。一九〇六年、時の熱河都統奏請して本線の敷設を變更し別に熱河より張家口に至る一七三哩の鐵道を敷設し以て北京と熱河とを聯絡することに改め爾來殆と放拋されたる狀態にあつたか、第一革命後蒙國の煽動を受け蒙匪か南下する形勢ありしを以て北京政府は再び本鐵道敷設の要を認め、交通部は一九一三年技師を派遣して該線路を實測せしめ其線路工事費隧道に關する設計を交通部に提出せしめた、其敷設費は一、二六九、九〇〇磅と豫算したか財政困難なる北京政府に於ては到底自力を以て敷設し得られさるは火を見るよりも明かなことである、此眞想を窺知せる列國は競ふて北京政府に敷設權獲得の運動を為したるか如きも新借款團成立後は支那自ら敷設し能はさる上は該團の出資に竢つより外ないてあろう。

何れにもせよ本鐵道は北京集中主義よりする政治鐵道たると共に洮熱鐵道と相俟つて內蒙古

開拓の經濟鐵道たる點に於て意義を認め得る。

齊洮鐵道

齊洮鐵道は齊々哈爾より鎭東洮安を經て洮南に至る延長一六〇哩の鐵道を云ふ、我國か滿蒙五鐵道に關する權利を得るや露國は其機に乘し得たるものであつて今日に至つては前途の望みなく經濟的價値としては將來洮南以南の各鐵道完成後に於ける東支鐵道との聯絡線たる、點にありと云ふへく、洮南以南の鐵道敷設すら未た見さる今日、本鐵道の前途尙ほ遠きの感かある。

第四款　濱黑鐵道

本鐵道は一九一六年（民國五年）三月二十七日支那政府と露國との間に締結せられた借款鐵道であつて該鐵道督辦畢桂芳か測量せしめた處に依れは全長六五八哩、哈爾賓（支那人は哈爾濱と書し從つて濱黑鐵道と稱す）を起點とし呼蘭、綏化、海倫、嫩江、愛琿等を經て黑河に到るもの及嫩江（墨爾根）より岐れて齊々哈に至る鐵道を云ふ。

今其借款契約の要綱を揭くれは左の如くである。

濱黑鐵道借款

名　稱　一九一六年中華民國政府濱黑鐵路五厘息金借款

調印者及調印　日民國五年(一九一六年)三月二十七日周學熙、梁敦彦
債　權　者　露國露亞銀行
借款用途　(一)東支鐵道哈爾賓附近の一地點より墨爾根を經て黑龍江沿岸なる卜拉克維城斯克の對岸たる黑河に至る線路及墨爾根より齊々哈爾に至る線路の建設
(二)齊々哈爾城より東支鐵道に至る既成線路を支線となす爲の買收
(三)建設中に於ける本借款利息並營業費の支拂
起債總額　露貨五千萬留
年　　利　五分
發 行 額　全額未發行
割　　合　發行價格に按し額面九四
擔 保 品　本鐵道財産及收入
期　　限　四十六ヶ年
元利支拂手數料　百分の二厘五
前 借 金　露貨一百萬留なりしも現在は規元五十萬兩を借る

前借金交付期日　　民國五年四月八日

前借金年利　　七分

前借擔保品　　將來發行の百五十萬留を銀行に預入す

前借金償還方法　　民國七年四月八日元金償還、同六年四月八日及七年四月八日に利息支拂、若し該期限前に於て第一期公債發行の場合には募集金収入より元利償還す。

露國革命後の濱黑鐵道

露國政府は本線の急設方を北京政府に通告し遲くも民國六年末迄に起工する豫定てあつたか露國革命勃發するに及んで茲に一頓坐を來し爾來三星霜其音を聞かなかつた濱黑鐵道問題も民國八年末より民國九年に亘りて再ひ世上の噂を惹起するに至つた。

即ち其後該鐵道の督辦となつた鮑貴卿は積極的に該鐵道計畫の進行を策し、多數の踏査員を各地に派遣して實地調査なさしめ、鐵道籌備處に於て之か整理を爲さしめた、而して又一方に於ては出資能力を失へたる露國に代て該鐵道の借款を引受けんとして各國(殊に日米)競爭し一時日本の出資を噂されたることあるも、交渉行悩み民國九年六月五日黑龍江省議會に於て外資拒絕の決議を滿場一致を以て可決した、然れとも支那自力に依つて敷設し得らるへき筈なく、其後哈爾賓に於て或計畫成り北京政府の同意を得たりと傳へらる、其內容は先つ鐵道工事着手前

表面露支合辦の形式に依り恰も東支鐵道に於ける露亞銀行の如き關係の下に資本金一億萬弗の一大興業銀行を設立し第一回の拂込みとして露西亞側より五百萬弗、支那側より五百萬弗を拂込み差當り一千萬弗を以て該鐵道敷設費に充てんとするものの如きも、現下の經濟狀態に於て露支兩國共斯の如き大出資の余裕なき事は寧ろ周知の事實とも云ふべく、一度裏面の事情を窺ふ時は東支鐵道列國管理技術部長スチーブンス（米）等の暗中飛躍奏功し此結果を見るに至れる事察するに難からざるものあり、從て表面のみは支那商法下の露支合辦營利會社の觀あるも其實權は米國資本團の手に歸せると同樣にして更に同銀行は鐵道敷設工事着手後に於て必要に應して第二回第三回等の拂込を爲すと同時に北滿に於ける各種工業に投資するは勿論此手を西比利に迄延長せんとするの計畫なりと噂さる。

果して右計畫定まり其緒に就き又は進行すつゝあるか、否は未た知ることと出來ないか確かなる推定は濱黑鐵道問題は未た宙に迷へる狀態にあるのてなからうか。

第五款　蒙古縱斷鐵道

鐵道敷設に對する三者の角逐

蒙古縱斷鐵道とは露領西比利バイカル湖の南、露支國境恰克圖又は曾買城より外蒙古を縱斷して北京に至る鐵道を云ふ、

該鐵道敷設に對して露國、支那及白耳義シンヂケート三者各野心あり、露國は恰克圖、張家口間に鐵道用地の幅三哩を得て自ら敷設せんとし、支那は之を拒絶し自ら京綏鐵道を延長して歸化城より恰克圖に達せしめんとし、（其間一、〇一七哩）一九一〇年頃京綏鐵道副技師長兪人鳳をして一度踏査せしめたることあり、又白耳義シンヂケートは歸成鐵道（歸化城、成都間、白耳義シンヂケート其投資權を有す）を延長せんとするものゝ樣てあるか未た何れにも確定して居ない。

注鐵道の價値

抑も該豫定鐵道の沿道は恰克圖より土謝圖汗の大庫倫を經て内蒙古西二盟を貫き張家口若くは歸化城に通するものてあつて庫倫には喇嘛敎の大東山あり、法王哲布尊丹呼圖克圖此の地にありて勢力獨り宗敎界のみならす實に政治に及ふ、現在恰克圖より張家口迄車馬の行路一ヶ月を要し、又張家口、庫倫間には自働車の往復あり一週間にて達することか出來る。

斯くの如く本鐵道は政治上大なる意義あるのみならす、經濟上未開の外蒙寶庫を開發すへく尚ほ現在歐亞一系の通路たる東支南滿兩鐵道に大なる影響を與ふることは疑を容れない、又露國側には後貝加爾鐵道と恰克圖との鐵道を敷設する議かある。

第六款　其他の未成鐵道

以上列記せるものゝ外更に他の未成鐵道について左に畧述表示する。

名稱	距離	起點、經過、終點地	備考
甘河運炭鐵道	四一哩	甘河、墨爾根	黑龍江省甘河産の石炭運搬の爲め敷設する輕便鐵道。
對黑鐵道	三五〇哩	對青山、黑河	大體に於て濱黑鐵道と同一線上に在り
法庫門鐵道	—	—	法庫門は長柵に穿たれたる通路にして滿洲蒙古通商の衝路てある、法庫門鐵道とは滿鐵若くは京奉線の一驛より法庫門に至る鐵道を云ふ。
錦愛鐵道		錦州、法庫門、伯都納齊齊哈爾、墨爾根、愛琿	米清シンヂケート代表者ストレート及英國の會林公司等の計畫せるもの滿鐵東支線に對抗の地位にあり。
錦洮鐵道	五六三哩	錦州、朝陽、阜新、小庫倫、洮南、	錦愛鐵道の議、日本及露國の反對に遭ふや該鐵道を計畫して其鋒先を轉す
海吉鐵道	七〇〇支里	海林、寧古塔、吉林	露國軍事上の目的に出づ。
延琿鐵道	—	延吉、琿春、	在浦鹽の山東人等の計畫せる輕便鐵道
巴連鐵道	一五〇哩	連山、錦州、朝陽、赤峯、巴林	熊希齡、周自齊等の發起。
赤綏鐵道	四一〇哩	赤峰、綏遠、	
北滿洲橫斷鐵道	—	齊齊哈爾、墨爾根、黑河哈爾賓、海倫、墨爾根	濱黑鐵道と同一、大正五年三月二十八日露支間に借欵調印せらる。
蒙古橫斷鐵道	一、九五〇哩	海拉爾、烏里鴉蘇臺科布多、	露帝國の外蒙に勢力張りたる時の計畫

第二編　水　運

第一章　海　運

第一節　概　說

水運（海運、河運）

滿蒙の水運は是を海運と河運とに分つことを得る、前者は滿蒙と支那、朝鮮、日本、南洋及び歐米諸國とを結び付くる要路と爲り、後者は鐵道と相俟つて滿蒙內地に於ける交通系統を形成する。

滿洲の海港

滿蒙の海岸線は地勢の示すが如く面積の割合に其延長甚だ短かく、從て海港と目すべきもの少く、大連、安東、營口の滿洲に於ける三大港として既に世人に知らるる外一つの良港なく、旅順は歷史的其名古きも同港は商港としてよりも軍事要港として價値あり、從て茲に述へんとする交通上の海港として意義少く又大東溝あるも、一年出入する船舶噸數僅かに二千噸內外に

して其貿易額七萬兩內外に過ぎない、其他港灣あれども近海航行の戎克を入るる不開港にして元より重きをなすに足らない。

大連港

右三大港中大連港は其白眉にして其位置より見るも港灣としての價値より論ずるも將又貿易額より察するも他の追隨を許さない、以下項を分ちて各港の得失を詳說する所あるも、今單に貿易額のみより論すれは滿洲四港（以上三大港に大東溝の一港を加へて四港とす）の輸出入貿易額は別表の示すが如く大正八年度に於て三億七千七百萬兩の中、大連港は二億五千九百萬兩即ち總貿易額の七割を占め、安東港六千三百萬兩、營口港（牛莊港）の五千四百萬兩に比し遙かに大にして大連は滿蒙の咽喉なりとの稱は敢て過言にあらさることを知り得らるる。

滿洲三港の比較

然れども大連現在の地位は古きより然るにあらすして、僅々二十年前は遼東半島の一漁村に過ぎなかつたが、露國が極東に其羽翼を伸はし哈爾賓より南下して此地に據りしに其基を發し、嗣で日本の租借に歸するや滿蒙開發の根源地となり爾來益々發展して今日の盛況を見るに至つたものであつて夫れ以前は滿洲に於ける唯一の海港は實に營口であつたのである。營口は

營口

南滿線敷設以前は南滿に於ける唯一の交通路たる遼河の河口に位し、同河に依りて輸送されたる貨物は營口を通過させるへからさる狀態にあり、從て市況殷盛を極めて居たか滿鐵の敷設さ

安東 大連の出現は次第に其殷盛を奪ひ遂に今日見るか如き兩者轉到の狀態を生むに至つた、安東は滿鮮の境界、鴨綠江の下流に位し日露戰後開放地として自由に貿易を開始されてより漸次發展し大正八年度に至つては其貿易額營口を壓するに至つた、然れとも港深淺く港灣としての價値は營口に及はす而も尙貿易額增進するは營口に比し位置の良好なる爲めである、何れにせよ、

連山灣 營口の衰態と大連の隆盛は支那人の見て快しとせさる所であつて近時連山灣(葫蘆島)を築港して大連を抵制せんとする企畫あるは亦故なしとしない。

今各港について述ふるに先たち最近五年間に於ける滿洲四港の貿易額累年比較表を示せは左の如くてある。

滿洲四港貿易額累計比較表

營口貿易額累年比較

年別	輸入額（海關兩）	輸出額（海關兩）	合計（海關兩）	備考
大正四年	一七、[illegible]四、[illegible]四	一四、七[illegible]、六八[illegible]	三[illegible]、[illegible]六[illegible]、[illegible]	
同　五年	二三、〇四七、一八一	一七、七九五、二〇九	四〇、八四二、三九〇	

年別	輸入額	輸出額	合計	備考
同　六年	二五、一七三、八四〇	一五、五〇〇、三四〇	四〇、五七四、一九六	
同　七年	二九、四三八、七〇八	一五、七〇八、七〇四	四五、一四七、四一二	
同　八年	二二、一六六、五四一	二二、一六六、一二一	[illegible]	

安東貿易額累年比較

年別	輸入額	輸出額	合計	備考
大正四年	一六、五二一、七八六	一二、五八六、三三九	[illegible]	
同　五年	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
同　六年	[illegible]	[illegible]	四[illegible]	
同　七年	一五、七[illegible]	二六、一六三、七一〇	四一、六三四、八四三	
同　八年	三六、九四三、一二六	二六、四四四、一六四	六三、三六八、〇八三	

大東溝貿易額累年比較

年別	輸入額	輸出額	合計	備考
大正四年	[illegible]	四三、三二四	七八、五七〇	
同　五年	二一、三二三	一二、七七八	[illegible]	
同　六年	七、七三五	五五、五一三	六三、二四八	
同　七年	一五、三二九	六一、三三六	七六、六六五	
同　八年	三六、八六六	二三、三五四	六〇、二二〇	

大連貿易額累年比較

年別	輸入額	輸出額	合計	備考
大正四年	四二、五三二、八八七	五八、四七三、〇六八	一〇一、〇〇五、九五五	
同五年	五三、八九一、六七七	六四、七七七、四四八	一一八、六六九、一二五	
同六年	八三、三七六、三四四	七六、六七〇、七〇二	一六〇、〇四七、〇四六	
同七年	一二七、四五〇、六二一	一一八、一一五、四四七	二四五、五六六、〇六八	
同八年	一三〇、一六八、〇一七	一三九、〇七二、一六六	二六九、二四〇、一八三	

滿洲四港貿易額累年比較

年別	輸入額	輸出額	合計	備考
大正四年	八六、三〇七、〇〇五	九五、七七一、一九〇	一八二、〇七八、一九五	
同五年	九七、九六九、八一四	八四、五〇七、九八六	一八二、四七七、八〇〇	
同六年	一三九、〇〇三、〇四七	一〇五、三四二、一二七	二四四、三四五、一七四	
同七年	一五一、一八六、一八〇	一四〇、一九六、一七七	二九一、三八二、三五七	
同八年	一九九、二〇八、四六二	一七七、八四一、六八七	三七七、〇五〇、一四九	

第二節　大連港

一、地理

位置

大連港は東經一二一度三九分一〇秒、北緯三八度五五分五〇秒に在つて關東州大連灣の西半部に位し、灣の西口角たる黃白嘴の外端より和尚島の東端東嘴子に至る一線以西に灣入せる水域二十九平方浬四の港灣を云ふ。

地勢

南北及西の三面に陸を繞らし東方は則ち大連灣の東半部に接し、和尚島の海岸東に延びて大孤山半島に連り其南端は灣の東口角として南西六浬を距つる黃白嘴と相對し以て灣口を成す、灣口正面外方には南及北三山の二島並峙し黃海に向て大連灣の咽喉を扼して居る。

港區及面積

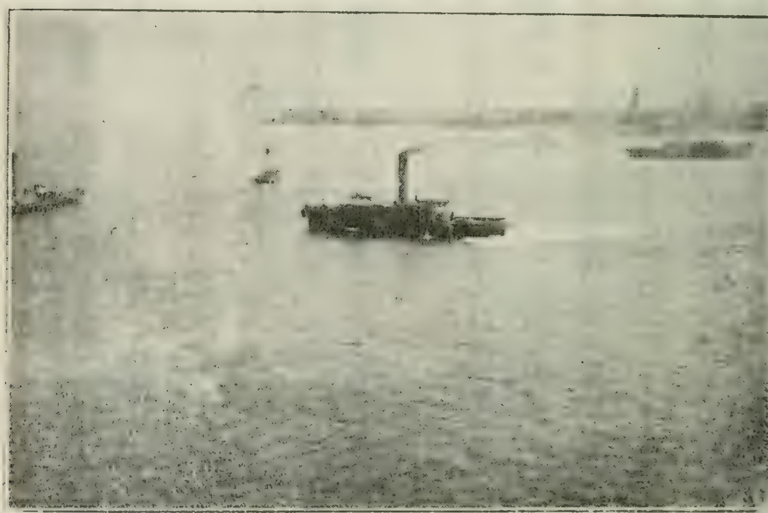
港內を分ちて放泊區（一一・八平方浬）、柳樹屯區（七・二平方浬）大連區（九・四平方浬）の三に分ち、本港の首腦部たる內港は港の南岸に據り大連區の中にあつて北東に面し、對岸柳樹屯を距ること六浬、後に大連市を負ひ前方三面は防波堤によりて抱擁せられ面積九十九萬二千坪の海面を劃して居る。

水深

海岸附近の水深は一〇尺乃至一二尺、北防波堤に於て二四尺、而して西方濱町より香爐礁に至る一帶は頗る淺く其大半は二尋以下に止まり三尋を出つるは僅かに西防波堤の外方約九百間に至る區域內に過ぎない、又東方寺兒溝埋立地より檢疫棧橋に至る沿海は一尋以内なれども浚渫に適し、以東一帶の海は二〇尺乃至三〇尺の水深を有する。

干滿潮位 干滿潮位の差は平均七尺であつて平均最高一〇尺四寸、最低三尺四寸、而して潮位觀側以來のレユードは最高大正四年七月二十九日の一五尺九寸、最低は明治四十二年十一月三十日の基準面以下二尺二寸であつて其差實に一八尺一寸を示す然れども是れ異常の事柄に屬する。

氣溫 氣溫即ち結氷如何は



大連港

港灣と重要なる關係を有すれども別項滿洲氣象に讓り玆に再び贅言せない。

二、沿革

露國の極東政策駸々乎として進捗し、カシニー及ハワロフ條約に依り東支鐵道敷設權を得、更に哈爾賓より分岐して遼河半島に延長すると共に、旅順に軍事的施設を施し、一方又大連灣を築港して一

築港の經營

大商港を建設せんとし、先柳樹屯の地を相して施設工事に着手する所かあつたか南風常に泥沙を送りて港內の水深を減し船舶の著離意の如くならなかつた爲め遂に東支鐵道技師ケルベッチの獻策に基き一八八九年ダルニー築港及市街建設を計畫し、之を東支鐵道會社に經營せしむるに至つた。

工事着手と設備

而して、土地買收費として一千萬留を投し、第一期工事費として同しく一千萬留を豫算して工事に着手し、一九〇三年末に至り一五呎乃至一八呎の水深を有する埠頭延長六三「サーゼン」及水深一八呎を有する埠頭延長一五〇サーセン及四〇〇平方「サーゼン」の倉庫を建設して一般繫船用に供した。

當時の輸出入

今試に一九〇二年に於ける輸出入の狀況を擧くれは同年寄港船舶は汽船七一七隻、戎克一、四一八隻てあつて其輸入貨物は一、一七〇、〇一七個と四、三二三、一一五布度、乘客五四、一三四人、輸出貨物は六、一五七個と二六、一九五布度を算する。

當時の航路

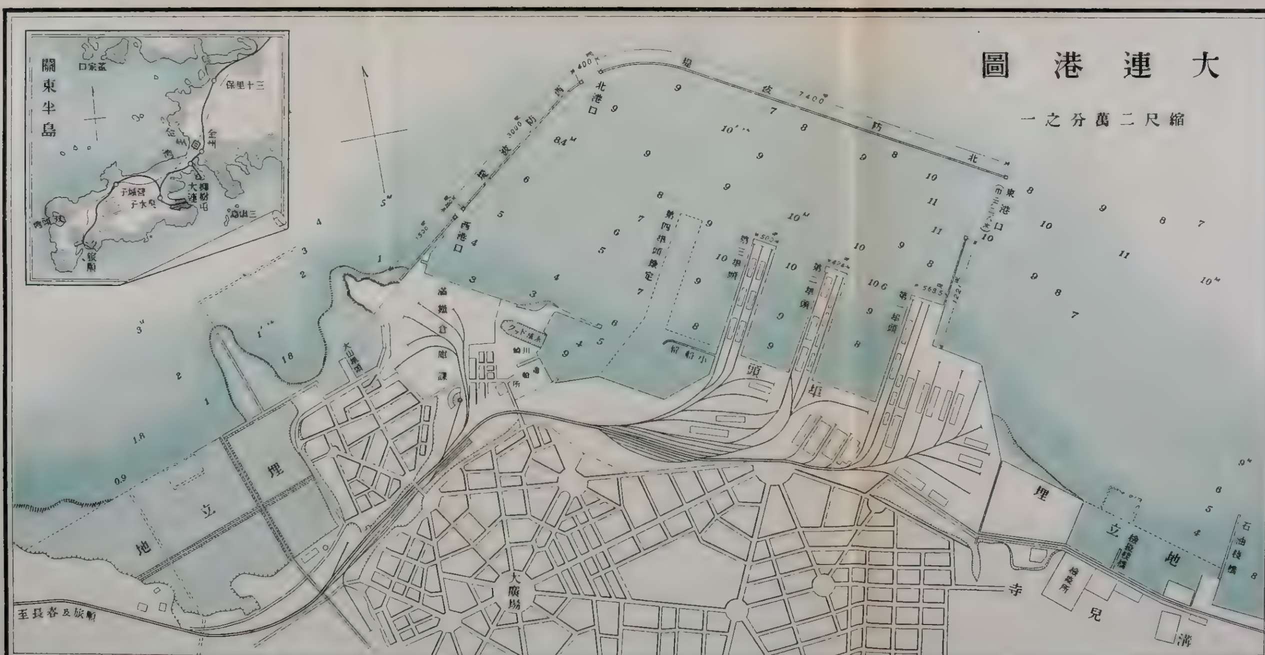
爾來本港よりの定期航路として大砲公司順發棧又は東支鐵道汽船部の所有汽船一、二隻を以て一週十回旅順、芝罘間の航行に從事せしめ降て一九〇三年三月よりモンゴリヤ及マンチユリヤの二汽船を以て上海及長崎航路に從事せしめ又義勇艦隊所屬汽船は常に本港及日本、朝鮮、


1.8
0.9
埋
立
地
至長春及旅順



ダルニー港圖

日露戰役當時



大連港圖

縮尺二萬分之一

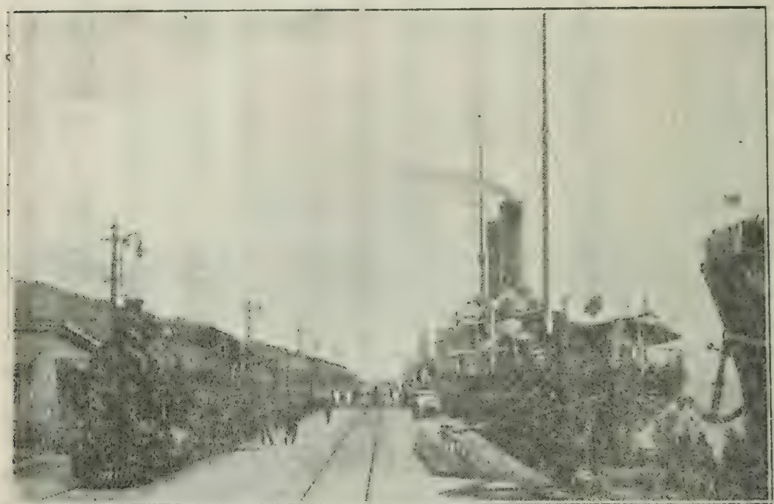
滿鐵繼承當時

滿鐵の經營

埠頭能力

浦鹽竝歐洲各港の不定期航路に從事した。

一九〇四年築港工事の爲め更に三千萬留を投し第二期工事に着手せんとするの折柄日露戰役こ爲り遂に滿鐵會社の經營する所となつた、繼承當時は僅か第二埠頭及甲埠頭の落成せるのみてあつて第一埠頭南部の岸壁竣成せるも北部は半成に止まり防波堤も亦西北防波



大連港埠頭船車聯絡

堤の東半部稍見るへきものあつたか西半部は全く著手するに至らなかつた。

玆に於て會社は大體に於て露國の計畫を踏襲すると共に深く想を將來に馳せ既成部分の改善修築竝未成工事に對する適應の進捗を計り或は新規の方途を案し着々其工程を進め今や大半其工を竣へ現に延長一二、五〇〇尺の

西北防波堤と一、二二二尺の東防波堤とを以て抱擁する内港（總面積九四〇、〇〇〇坪、干潮面下水深二三乃至三五尺、岩壁總延長一三、三九五尺、繋船地區二四箇所埠頭構内面積六〇萬坪、倉庫棟數五三棟（面積七〇、六六五坪）中一千噸級乃至三千噸級の船舶十三隻、四千噸乃至八千噸級のもの一一隻、一萬噸級のもの五隻、二萬五千噸級のもの一隻、合計三〇隻（十四萬噸）を同時に繋留し、年額五百萬噸の貨物を呑吐する能力を具備するに至る。

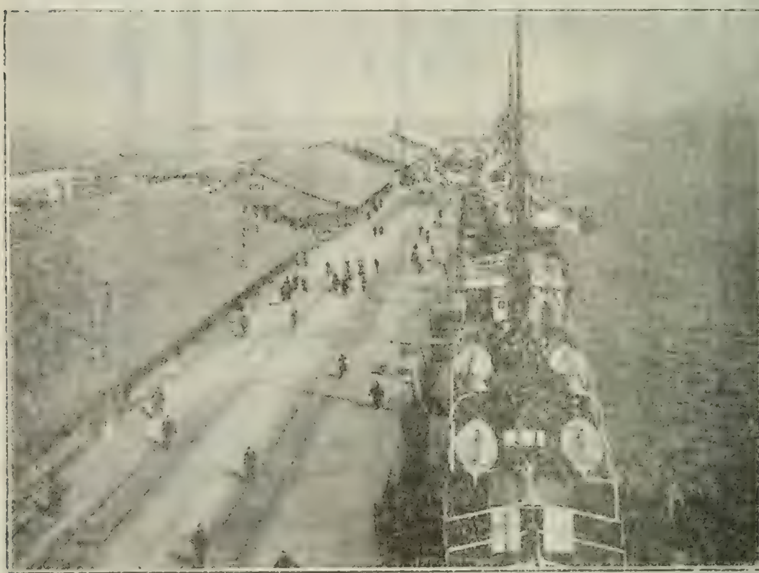
戎克埠頭　而して沿岸航行戎克船の停泊に便する爲め築造せる大山埠頭は延長二千三百尺の荷揚場を有し同時に三百石乃至五百石の戎克船約百隻を繋留する能力を有して居る。顧みれば過去二十餘年前荒涼たる灣頭漁家點在し長汀曲浦空しく波浪の進退に委し荻蘆徒らに風に嘯ける僻地も今や邦家南北進展の要衝と化するに至つたのである。

三、埠頭主要設備

大正八年度末に於ける埠頭主要設備の概況を擧ぐれば左の如くである。

繋船護岸延長尺		一三、二五四
棧橋	箇所數	二
	延長尺	一、五五五

船舶數	小蒸汽船	一三
	殺鼠船	二
	給水船	三
	傳馬船	二七
倉庫及上家	棟數	※六五
	坪數	※七六、三六五
荷役用揚貨機	海上クレーン(五十噸)	二基
	同(五噸)	五基
	ポータープルロコモチーヴクレーン(二十五噸)	一基
	同(五噸)	五基
	ハーフポーターブルクレーン(三噸)	三基
	同(一噸半)	一基
	フイクスドエレクトリツクコンベア(三噸)	四基
	エレベーター(同)	七基
	計	二八基



大連港第二埠頭

荷繰自動車　三基

貨物野積場　七八、六一三坪

備考 ※印の内一棟二百七十八坪は豆油「タンク」一五基總容量六百噸の上家である

四、發着汽船及航路（附關東廳命令航路）

大連港一年間に發着する汽船隻數は二、九六九隻（大正八年度）に達する。今最近五箇年の統計を示せは左の如くてある。

着離埠船舶

年度	着埠汽船 隻數	着埠汽船 噸數	戎克 隻數	離埠汽船 隻數	離埠汽船 噸數
大正四年	二、〇一一	三、三六七、二五[illegible]	四九	二、〇一[illegible]	三、三七六、九一八
同　五年	一、[illegible]五	三、[illegible]七[illegible]、[illegible]七四	六三	一、[illegible]五	三、〇六九、三三[illegible]
同　六年	二、〇七三	三、一五四、五八一	一八	二、[illegible]七[illegible]	三、一六六、六[illegible]三
同　七年	二、七[illegible]	三、六四[illegible]、[illegible]三[illegible]	三五	二、七四	三、六八八、六五
同　八年	二、九六九	四、五〇〇、四三四	七三	二、[illegible]六	四、五〇二、三三八

之等船舶は主に大連港と滿洲、北支那、朝鮮、南支那及日本諸港とを連結往來するものてあ

つて、最近日本郵船、大阪商船、東洋汽船等の歐米航路の船舶亦寄港することとなり、今や大連港は世界的海港たるに至つた、但し現今に於ては之等歐米航路の船舶は單に燃料(石炭)の積込の爲め寄港するに過ぎないが將來は滿洲の特產物を積載して遠く歐米市場に至るは疑を容れない所である。左に大連港に發着する主なる汽船を掲く。

船名	總噸數	就航路名	寄港地	航海度數	船舶所有者
長平丸	一、七三七		安東、大連、天津	定期毎月三回	大連汽船會社
天潮丸	一、二六一		同	同	同
濟通丸	一、〇三七		青島、大連、青島	同　五回	同
龍平丸	七二四		大連、旅順、龍口	同　六回	同
博進丸	一、四八二		大連を中心として安東、天津、上海の範圍を往復す	近海不定期 毎月三、四回	同
一進丸	一、四四〇		同	同	同
益進丸	九九三		大連、青島、上海	毎月　四回半	同
長順丸	二、二四五		大連、上海、香港、マニラ	不　定	同
興順丸	二、一八〇		同	同	同
滿洲丸	五、二六六		遠洋航路、不定	同	同
辨天丸	一九七		大連、貔子窩	毎月　八　回	同
海洲丸	一七二		大連、青島、海洲	毎月 五回乃至六回	同
第十六共同丸	一、四七七		大連、芝罘、青島	毎　月　五　回	共同汽船合資會社

船名	總噸數	就航路名	寄港地	航海度數	船舶所有者
第廿一共同丸	一、三八一		大連、芝罘、仁川	毎月五回	阿波共同汽船會社
第廿二共同丸	九五一		大連、安東、天津	不定期約三回	同
第廿三共同丸	五八八		大連、鎭南浦、大連、天津	同	同
第廿六共同丸	二、〇一二		大連、青島、浦鹽	廿日一回	同
高砂丸	一、六七六	横濱北支那線	横濱、名古屋、四日市、長崎、仁川、	毎月三回	日本郵船會社
濟洲丸	二、〇七二	同	大連、天津、(太沽、塘沽)牛莊、(秦皇島)	同	同
花咲丸	一、四五六	同	大連、長崎、横濱	同	同
山東丸	一、九五八	大阪、牛莊線	大阪、神戸、門司、大連、牛莊、大連、	毎月三回	同
相模丸	一、八三三	同	門司、大阪	同	同
りすぼん丸	七、〇三八	歐洲航路ハンブルグ線	横濱、神戸、門司、長崎、大連	不定	同
りま丸	七、二五〇	同	上海、香港、ジヤバ、シンガポール、コ	同	同
水戸丸	七、〇六一	同	ロンボスイズ、ポートサイド、倫敦、ロ	同	同
松江丸	—	同	アイドム、漢堡	同	同
松本丸	—	同	同	同	同
榊丸	三、四〇〇	同	大連、青島、上海	一週一回	南滿洲鐵道株式會社
神戸丸	二、九二三	同	同	同	同
臺南丸	三、一七六	神戸、大連線	大阪、神戸、門司、大連	毎月二回	大阪商船會社
嘉義丸	二、三四七	同	(毎月一回往復航宇品へ寄港)	同	同
臺中丸	三、二一二	同		同	同
はるびん丸	五、一六九	同		同	同

基隆丸	一、五六九	高雄天津線	高雄、基隆、福州、上海、天津、大連、(青島)	毎月一回	大阪商船會社
湖北丸	二、六一〇	同		同	同
福建丸	二、五六八	同		同	同
臺東丸	一、九〇五	横濱、天津線	横横、大阪、神戸、門司、大連、天津(仁川、四日市)	同	同
潮洲丸	一、六二六	同		同	同
まにら丸	九、五一八	北米航路ピース線	香港、上海、大連、神戸、(四日市、清水)横濱、ビクトリヤ、シヤトル、タコマ	年三回	同
はわい丸	九、四六七	同		同	同
あふりか丸	九、四九九	同		同	同
あらびや丸	九、四九九	同		同	同
ありぞな丸	九、六九五	同		同	同
あらばま丸	九、六九五	同		同	同
あらすか丸	七、七七〇	北米紐育航路線	ジヤバ、シンガポール、香港、上海、大連、神戸、四日市、横濱、桑港、パナマ、紐育	同三回	同
あるたい丸	七、七七二	同		同	同
あまぞん丸	七、七七〇	同	同	同	同
すまさら丸	五、八六二	同	同	同	同
へいぐ丸	五、八一二	同	同	同	同
あむうる丸	七、七七〇	同	同	同	同
はんぶるぐ丸	五、二一九	北米航路ニウオルレンス線	横濱、桑港、パナマ、(キユーバ)、ニウオルレンス	同三回	同
せれべす丸	五、八六三	同		同	同
ぼるねお丸	五、八六三	同		同	同
あさらす丸	七、三四七	同		同	同
春光丸	六、七七六	歐洲航路	神戸、横濱、大連、上海、香港	同	同

船名	總噸數	就航路名	寄港地	航海度數	船舶所有
ごるま丸	四、五八五	歐洲航路	シンガポール、コロンボ、スイズ、ポートサード、マルセイユ、倫敦、アントワープ、ロッテルダム、漢堡	年二回	大阪商船會社
しやむ丸	四、五八三	同		同	同
はばな丸	五、八二三	同		同	同
あるぶん丸	七、七七二	同		同	同
ひまらや丸	五、二二八	同		同	同
はーぶる丸	八、五二一	同		同	同
公利號	五四八	沿海航路	營口、龍口	不定期 每週二回	政記公司
增利號	九六六	同	大連、上海	每月三回	同
新利號	一、一九七	同	大連、香港	每月二回	同
得利號	六一二	同	安東、龍口	每週二回	同
有利號	四九三	同	大連、龍口、安東	每週二回	同
寶利號	三二	同	艀にして現在安東三道浪頭を往復		同
安利號	七七一	同	安東、芝罘	每週二回	同
成利號	一、二〇〇	同	安東、天津	每週一回	同
勝利號	九二四	同	同	同	同
廣利號	一、〇三三	同	天津、塘沽、芝罘	每週一回	同
同利號	一、四〇八	同	天津、芝罘	每月三回	同
永利號	六二八	同	芝罘、大連	每週二回	同
生利號	六三一	同	芝罘、龍口、大連	同	同
福利號	一、三七六	同	福州、天津	每月二回	同

純利號	一、一二一	大連、上海	毎週一回	政記公司
泰利號	一、八二九	芝罘、香港	毎月一回半	同

備考 一、右の外私有船又は他の船舶の不定期に出入するもの多けれども茲に略す

二、右不定期の航海船舶は荷物の有無に依つて出入するもの、從て航海度數は正確なる數字にあらず。

三、政記公司の船舶にして滿洲諸港に寄港せざるが如く記載せるものも貨物の都合に依つて出入することあり。

四、政記公司には右所有船舶の外取扱ひ船舶二十五隻あり、之等の船舶は貨物の都合に依り滿洲諸港に寄港することあれども殆んど稀なり。

尚右表と重複すれども關東廳命令航路に付いて少しく述ぶる所あるであらう。

關東廳命令航路

大正七年度に於ける大連港を基點とする北支那諸港に對する關東廳の命令航路は左の如くであつて受命會社は大連汽船株式會社及阿波共同汽船會社の二社である、之に對する關東廳の補助金は年額大連汽船四萬五千七百圓阿波共同一萬八百萬圓である。

（一）、大連汽船株式會社

第一 航路

（一） 航路寄港地

（イ）甲線 大連、安東、大連、天津、大連 八一四哩
（ロ）乙線 大連、秦皇島、大連 二八〇哩
白河及鴨綠江の開河中は甲線に由り白河鴨綠江の結氷中は乙線に由る

（二）航海度數
（イ）甲線 每月四回
（ロ）乙線 每月三回

（三）使用船舶
天潮丸、濟通丸

第二航路

（一）航路及寄港地
大連、旅順、登州、龍口、石虎嘴、龍口、登州、旅順、大連 三一七哩

（二）航海度數
大正七年四月以降八ヶ月間 每月四回
大正七年十二月以降四ヶ月間 每月三回

（三） 使用船　利済丸

第三航路

（一） 航路及寄港地

甲線　大連、貔子窩、大連　一〇〇哩

乙線 （Ａ） 大連、廣鹿島、獐子島、海洋島、小長山島、大長山島、貔子窩、大連

乙線 （Ｂ） 大連、貔子窩、大長山島、小長山島、海洋島、獐子島、廣鹿島、大連　一八六哩

甲乙兩線とも大正七年四月乃至十二月及八年三月ノ十ヶ月間航路

（二） 航海度數

（イ） 甲線　毎月四回

（ロ） 乙線　（Ａ）（Ｂ）各號毎月二回　但し兩號交替就航のこと

（三） 使用船舶　辨天丸

第四航路

（一） 航路　大連、柳樹屯、大連　一二哩五

（二） 航行度數　毎日二回

（三）使用船舶　鶴丸

（二）、阿波共同命令航路

第一　航路

（一）航路及寄港地　大連、芝罘、仁川、芝罘、大連　二七八哩

芝罘寄港は臨時其一を省略することを得但し豫め海務局及通信管理局に其旨を届出つるを要す

（二）航海度數　每月三回

（三）使用船舶　二十一共同丸

第二　航路

（一）航路及寄港地

大連、芝罘、青島、芝罘、大連　六四二哩

芝罘の寄港は臨時其一を省略することを得



大連埠頭荷役

但し豫め海務局及通信管理局に共旨を屆出つるを要す。

（二）航海度數　每月四回

（三）使用船舶　十六共同丸

大正八年に至り大連汽船の第一、第二航路の補助金を廢し第三、第四航路の二航路を命令航路とし年七千八百圓の補助金を與へ、又阿波共同會社には新に左の一航路を命じ第一、第二航路と共に年々一萬五千八百圓の補助金を與ふることにした。

阿波共同汽船第三航路

（一）航　路　大連、秦皇島、大連

（二）航路度數　每月三回

（三）使　用　船　第二十三共同丸



大連埠頭構內特產物堆積（其二）

大正十年度に至り、大連汽船の全部、阿波共同の第三航路の補助を停止し、結局命令航路は阿波共同の二航路のみとなつた。

因に、上述大連汽船の第一第二航路は補助金停止後も開通して居るが第三、第四航路は廢航とするであらう。

五、荷役作業

埠頭構內貨物に對する作業及埠頭に繫留せる船舶內に於ける荷役は一定の料金を徵し、滿鐵會社に於て取扱ひ之に要する人夫は會社の使用人又は特に會社の認許したる者に限る。一ヶ年に於ける貨物取扱數量は一億三千五百萬噸（大正八年度）就業延人員二千八百七十萬人に達し其荷役收入は四百六十萬圓に近かい、今最近五ヶ年間に於ける荷役作業の統計を示せば左の如くである。

年度	取扱貨物總噸數	荷役收入	就業延人員	支拂賃金	平均一日 取扱貨物	平均一日 荷役收入	平均一日 就業人員	平均一日 支拂賃金	平均一日一人 取扱貨物	平均一日一人 賃金
大正四年	六、八八一、一七九噸	一、五五九、〇五九圓	一、七六七、九四六	六五二、〇五六圓	一八、八〇二噸	四、三六九圓	四、八三〇	一、七八六圓	三・八噸	三七錢
同　五年	八、〇四〇、六六六	一、八六五、一八八	一、八〇五、〇〇五	八六三、一二二	二二、〇三一	五、一一〇	四、九四五	二、三六三	四・四五	四八
同　六年	一〇、〇〇七、七五三	二、五五五、五四〇	二、一一六、一三七	一、四三六、五六四	二七、五八三	七、〇〇一	五、八五五	三、九三六	四・七三	六六

大正七年	一一,九三三,八三八	三,四一三,五三六	二,三二九,八九四	二,三一四,八八八	三三,六〇四	九,三五三	六,〇八三	六,三四三	五・三八	一〇四
同 八年	一三,五六〇,三二二	四,五八五,〇一七	二,八六八,九一三	三,六七五,八八九	三七,〇五〇	一二,五二七	七,八四一	一〇,〇四三	四・七三	一二八

六、輸出入重要貨物噸數

(イ) 輸出

年度	大豆	豆粕	石炭	其他	計
大正四年	一七五,二四五	六八一,九九〇	六二〇,二六五	三六〇,九六二	一,八三八,四六二
同 五年	一九七,八八六	六九八,二六〇	七九九,一八六	四二九,七一八	二,一二四,〇五〇
同 六年	一八八,四六六	八七〇,四二五	七四〇,〇九六	六三〇,一六八	二,四二九,一五五
同 七年	三八七,二〇三	一,〇五六,七〇三	七一七,九七三	六九五,五六〇	二,八五七,四三九
同 八年	六二四,一六六	一,〇九六,八九三	四四二,七八三	九六一,九七一	三,一二五,八一三

(ロ) 輸入

年度	穀類	酒類	綿絲布	薪炭	木竹材	セメント及石灰類	金物類	社用品	其他	計
大正四年	九七,九四六	九,一六〇	一八,四二五	九,三九四	三四,五四五	九,三一三	二八,四七六	三四,八五五	三二四,三〇四	五六六,四一八
同 五年	五〇,〇一五	一〇,三九一	一九,五二三	五,八三五	二〇,四四一	一〇,一三四	四六,二三五	四三,一七一	四〇四,一〇一	六〇九,八四六
同 六年	九九,九八七	一一,六五五	二七,五六七	四,五〇七	三三,七八一	一九,一八六	七三,六九〇	七五,三五三	五四七,四三六	八九三,〇四二
同 七年	五七,〇九八	一四,二四六	四八,四三五	三,九八四	三一,七三六	三七,二〇七	八一,一七〇	六四,七六六	七〇一,二〇八	一,〇四〇,〇二六
同 八年	一〇三,六八三	一九,三五〇	五〇,六七一	二,一五七	八三,五一九	六一,七七八	一一〇,九五三	八九,八七九	九八七,七三八	一,五〇九,九一六

（八）大連港輸移入品數量及價額累年比較　（價格單位海關兩）

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
綿織物	—	五、七四六、八一三	—	八、七三四、四一七	—	一三、六八五、七一六	—	二七、〇六六、五三五
毛及毛綿交織物	—	六〇八、九一五	—	一、三六〇、八八四	—	一、三三四、四三三	—	一、四六五、六〇三
絹及絹綿交織物	—	一、三九五、八五一	—	二、一〇二、八九三	—	一、四九三、四四七	—	一、五五一、一七一
其他雜織物	—	五八三、二九三	—	一、五一七、二一七	—	一、六〇九、四〇八	—	二、七七一、六八四
綿絲	—	一、二三一、五六六	—	一、五〇五、四一八	—	二、六五〇、四二一	—	七、四九四、一一七
棉花	七、〇三三	一五七、八三三	四、七八五	九五、六七五	二〇、九三三	二四〇、五三九	—	四二三、三六八
蠶絲及繭	一、四四三	六三、七八六	三六二	一二四、二六六	三、〇九五	一、〇三〇、六三七	—	七〇九、六一四
其他絲縷及材料	—	七三二、八二四	—	八九九、〇五三	—	五四一、一八〇	—	四三五、九七三
衣服及附屬品	—	一、四八九、九三八	—	三、四九四、二三三	—	四、三三八、三三九	—	四、四六七、六四一
米	三五四、七三二	一、五五六、九一六	四〇三、九〇三	一、五五六、八〇三	五三〇、六三三	二、六八〇、二七八	—	六、一一六、八〇一
其他穀物及種子	四四四、一一七	一、二六二、三〇五	一、〇八〇、九五二	二、七七三、九四二	四七九、八二六	一、二七六、三八〇	—	一、九八〇、八三五
麥粉	二六五、四六八	一、一〇五、一〇三	四六七、九七九	一、八六三、七七三	五〇三、二七四	二、一二三、九一五	—	二、二〇五、〇九九
野菜及果物	三六八、五四八	五一〇、〇五三	二〇〇、二八八	五八〇、九六九	二六〇、七六〇	六六八、〇三九	—	七八三、八二二
砂糖	二二〇、二三七	一、三六五、一八〇	五四六、四四五	三、五六〇、〇五〇	八八五、〇三〇	六、〇六〇、六〇九	—	三、六六六、八一七
味噌及醤油	二〇、七八三	一〇〇、一三三	三三、〇三三	一〇四、八八三	二〇、九〇八	一一〇、一二三	—	九七、三三五
水産物	九〇、〇八二	四六七、八七五	七七、五九六	五三〇、八六五	一三一、六四八	六五六、五七一	—	八八八、一一一
其他食料品	—	七五三、三三三	—	一、〇六六、一四九	—	一、一四一、五六四	—	九五八、四一八

茶及珈琲	一九、二二八	七五八、三三二	一四二、八三八	三、一五七、三八五	九四、九五[illegible]	二、一七九、九八六	—	一、〇二〇、二七六
酒類及其他飲料	—	八三八、九七九	—	八六五、七二五	—	九七一、三四[illegible]	—	一、五七六、八三五
煙草	—	四、三八〇、四七六	—	五、四九五、二四八	—	五、一四五、三三[illegible]	—	四、五五三、八七六
卷煙草製造材料	—	一三六、八三七	—	一三三、六八	—	二三三、一七五	—	二四四、一二一
家具	—	三三一、〇五三	—	三六八、九五四	—	五三三、六八一	—	八八三、二
藥品及藥材	—	二、二九一、八四一	—	二、五五九、〇〇一	—	一、四七七、六三〇	—	一、七七一、三三六
染料及塗料	—	四六六、七六三	—	一、〇六一、三五七	—	四八〇、四八二	—	六三三、五八
石油	六、八七〇、三二五	一、七七四、二〇三	二、六六八、一九〇	三、三八三、七七五	五、一〇〇、九四〇	一、三五九、六〇五	—	三、一一八、三〇二
機械油	八三五、九七三	三一五、四〇〇	九五二、七一一	三五七、六四八	一、九三〇、六〇一	七五八、九三三	—	五三四、七一八
其他油脂	—	三、六四三、八七四	—	二、九〇四、一五四	—	五、六三三、三五三	—	三、八六六、五七八
蠟燭	一七、一五八	六八五、〇九一	一〇、六二七	二〇〇、七六六	八、四四七	一六七、〇三七	—	一〇四、四四〇
蠟燭製造材料	—	七二九、七五一	—	八五三、五七七	—	九、五五〇	—	三九七、三八四
石鹼	—	二一八、九三八	—	三三五、四四一	—	二四三、一七八	—	三二〇、五四一
燐寸	二、五一四、五〇一	八四八、二二三	一、四七六、九三四	四六〇、五九五	—	三九三、八〇〇	—	一、二八七、八八七
燐寸製造材料	—	一〇、三二六	—	三二、二八四	一、三七三、三三一	二四七、四二五	—	三一、八三[illegible]
薪及木炭	一五一、二六九	八六六、〇六六	二一九、二三六	六四、五一八	—	八八、六四	—	八六、三五五
石炭及コークス	四、二八四	三一、一八三	八、九〇一	七〇、八六六	一三〇、八五六	五一六、五八八	—	一、八三三、一二三
鐵及鋼	六五四、〇三五	三、八六八、二二五	一、〇四七、一二八	六、八七〇、九〇五	九〇、四一三	一〇、九八八、三三四	—	九、八四〇、六六四
其他金屬	一七九、六一七	九六四、一〇九	一三四、五〇七	一、三九七、九五九	一、一五七、〇四六	一、五六三、二三七	—	三、三〇三、一〇八
金物	—	五五八、四四八	—	一、三七三、一八三	一八四、六一五	一、三三三、九四〇	—	一、〇三六、七六
機械器具	—	一、二四八、四三一	—	二、四四〇、三三三	—	四、八一七、五四六	—	一〇、一三〇、八一三
セメント	三三八、七七九	三三六、一三六	三三二、八四一	二六四、〇〇四	四五六、六〇四	四八一、二三八	—	一、〇〇三、一一[illegible]

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
木材	—	八五五,八一〇	—	一,四一四,八四四	—	二,〇四一,八一三	—	二,三七八,二七一
建築材料	—	一三〇,五三四	—	一八三,〇三一	—	三三九,三六六	—	六四六,七一九
鐵道材料	—	五一,七三七	—	一〇,八五六	—	二八六,八六八	—	一〇一,八四
電氣材料	—	八四七,六一四	—	一,三三一,二九六	—	一,七三七,三四四	—	三,〇三三,七四三
美術及化粧用品	—	三六,五四七	—	三三三,七〇三	—	三四一,八八〇	—	四八六,三三一
皮革毛骨角牙類	—	一,七四一,七〇五	—	三,五四〇,一四六	—	一,七六六,四一四	—	一,一[illegible]
紙	—	一,五〇一,一〇五	—	一,六三二,三一三	—	一,六三五,八一六	—	三,四〇八,六九九
圖書及文具	—	六四九,六六〇	—	六五三,三七六	—	七三三,九〇六	—	七九〇,三五五
硝子板及硝子器	—	二〇〇,五九九	—	二九九,六一四	—	五五二,五九五	—	七八三,八五四
陶磁器類	—	三一〇,四七七	—	四二一,七七三	—	五五一,七〇六	—	[illegible]
麻袋及其他袋類	二,三六四,七九〇	一,五四〇,五八一	二三,三八七,一五三	三,五六八,三四三	一六,〇六一,三三三	二,一〇四,一七四	—	四,八二三,[illegible]
其他雜品	—	二,五五八,三三九	—	三,〇〇五,一七八	—	四,五三一,三四一	—	四,八五五,四四四
小包郵便物	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	五三,八九二,〇〇九	—	八三,三六六,三四四	—	九七,四三五,二三一	—	一三〇,一六八,〇一七

（二）大連港輸移出品數量及價額累年比較

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價同	大正八年 數量	大正八年 價額
大豆	二,三六九,九三三	九,四四四,八三三	二,八〇四,三六四	六,六九〇,六六四	四,九四一,〇五三	二二,四五六,八六五	八,八二一,一六四	三四,七五〇,二七七

其他豆類	四一三、三六五	一、〇四三、八五三	五三八、三六〇	一、三六五、六九〇	七六一、〇七三	一、七七三、五一七	一、〇三三、九一七	二、六四一、四三六
玉蜀黍	二三五、〇九四	三三七、六四一	六四六、三一七	一、二七七、二四一	六六六、〇六六	一、二八〇、五一八	五三一、三五五	八八六、七五三
高粱	九三三、八〇三	一、三八五、七〇六	二、八二四、三三八	四、一八〇、〇二〇	二、二九〇、八三三	四、三二五、二三六	八七一、三七三	一、三三八、二二一
粟	一六、四八〇	四一、二二六	一二五、四八八	二四一、〇五六	一六二、二一五	二四、六一四	六四六、六四七	一、七一一、四八
小麥	八五、五四一	二一三、八五三	一八〇、九三五	四一七、三四五	四三八、一〇二	一、三三六、六八六	七四四、四七三	二、四七一、三二二
其他穀物	九、七三五	三〇、六七三	二四、七六八	六一、一七〇	七〇、五八四	一六五、五二一	一六九、六一五	五三七、[illegible]
胡麻	七四、二五一	三七一、二一五	三三、三九七	一〇〇、六〇七	七、六三〇	三七、三八七	六八、三三六	六七、四三
瓜子	三〇、九七七	一五四、八八五	三三、八四七	三三八、〇一三	三二、二三五	一六四、〇七一	一七、三八〇	一七五、四〇一
落花生	二三、六〇〇	八一、六一六	六六、三六一	六一、三一四	一六、二二八	六六、六六八	六、四一六	二四八、四四四
其他種子	二七三、七四七	七七一、八〇三	六九、三二八	八四四、二九九	一八八、一七三	六〇八、五五六	四八三、五五[illegible]	一、七三〇、八七七
野菜及果物	二、三二四	二八、五七〇	三、三五五	二三、〇五五	四、四一〇	二〇、〇六六	四、三三一	一三五、一二五
麥粉	四一、五四三	一六〇、六五九	一二七、一五五	五三二、五五六	五三、八三三	一三五、五五八	三三、五五四	一四三、一七六
素麵	一、六五三	一六、五三〇	四六四	三、八四五	一、〇七二	八、〇八六	九七三	六、四七六
鷄卵	六七	三九	一三	一四〇	六三	四五八	五	六六
水產物	二七、六四四	一二五、七三〇	一九、七八〇	一三九、八一五	二〇、九二三	一五七、六六四	一三、八〇一	八九、五一七
支那酒	三、二九六	三三、〇七一	一四、八一九	一〇三、七三三	一六、七八五	一二四、三七七	一五、四三二	二三四、七六六
煙草	—	五四〇、二六八	—	五三七、二五三	—	三七六、五一七	—	一七二、七三七
其他飲食料品	—	六二九、五四七	—	五五〇、六七八	—	九〇四、一五四	—	五六八、〇五六
豆粕	二、〇一九、三〇三	一六、二三一、〇六四	三三、七八一、五六八	二一、一四九、一二七	一五、九四三、〇三四	二九、四七〇、九七一	一六、六三三、六六六	三六、八九一、六四四
豆油	一、一七九、二二八	八、三五四、五三六	一、七一〇、四一三	一六、三三七、七三二	二、一〇一、五五五	三一、一五八、八〇五	一、九九一、三一三	一七、三六六、六五八
落花生油	—	—	一八	一八〇	三、一八〇	三三、三九〇	一一、九七七	一〇二、四一四
桐油	九五	九五〇	二	一二七	五四	六四八	一七一	二、二〇五

二七

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
蓖麻子油	四、一一九	六二、七八九	一七、五三六	一三六、五九[illegible]	一一、〇[illegible]五	[illegible]	九、[illegible]六四	八[illegible]、[illegible]四
其他油脂	一六、八三一	一〇九、四〇五	五、四一九	六三三、六二四	二七、六七四	[illegible]八、六〇〇	三[illegible]、九九七	一八八、六四[illegible]
苧麻	一、五三四	九、九〇〇	七、四六六	四六、四九八	二、四三〇	一七、八四八	八、四[illegible]	六〇、六[illegible]
棉花	三四六	六、九三〇	一五一	三、〇三〇	九六	二、三二四	七二[illegible]	[illegible]、[illegible]四
麥稈眞田	—	—	—	—	—	—	—	—
繭	三一、五六六	六三八、六五八	八三、一三八	一、〇五四、七三八	九四、九六[illegible]	一、六一九、[illegible]	一〇五、一一八	一、六七一、八〇四
柞蠶絲	六、三四三	一、三六八、四〇〇	九、七一三	三、六五二、五〇〇	八、六〇五	三、〇[illegible]、[illegible]五	四、[illegible]九[illegible]	七五三、四六四
生絲	一二	一、二〇〇	一	三〇〇	二	四、六七五	—	—
其他蠶業品	—	三三九、八六六	—	二三七、〇七[illegible]	—	四九六、〇三六	—	[illegible]、四八
豚毛	一、六八三	一三八、七二一	一、六八七	一四七、三二七	六八四	四六、〇五八	八六五	五[illegible]、[illegible]七
羊毛及其他毛	二、三七八	三四九、五一六	三、三〇八	七〇六、五三二	一六、一〇一	[illegible]	二〇、六六五	九[illegible]、九六八
皮革	—	三五五、三三七	—	二六五、〇八[illegible]	—	六四一、[illegible]	—	七四[illegible]、六[illegible]
角牙	九七	四八五	八九	六三[illegible]	五三八	四、三〇四	五五[illegible]	一、七六[illegible]
獸骨	七八、二七[illegible]	九一、八八五	三八、九三九	四五、六六一	四〇、二二七	四四、[illegible]	一五六、一二七	一九[illegible]、六一
家畜及家禽	頭 二、九一九 羽 六四、六三二	一九、五六三	頭 一、六三四 羽 七三、四六[illegible]	一七、五四一	頭 一、八六〇 羽 六八、六[illegible]	一三、八三二	頭 [illegible]、五五四 羽 九[illegible]、[illegible]〇二	[illegible]五、[illegible]
獸脂	三六八	六、二五六	五	五四	一、〇五七	一四、七一八	一、一一七	一三、九一七
木材	—	三三、五六三	—	八〇、一八七	—	九七、〇四七	—	五[illegible]、[illegible]
薪及木材	八六八	八六八	八、五三[illegible]	七、六七[illegible]	五、三六八	七、[illegible]	六、一五一	八、一四

石炭及コークス	八三三、六八二	三、三三五、三二四	七三二、二九六	二、九三七、三六三	六一七、五三七	三、四〇〇、八〇三	三一四、二一三	一、七三一、二四
其他鑛産品	—	一九、三三一	—	一六、四三四	—	一〇三、四一一	—	一四〇、三七五
藥品及藥材	—	一〇五、九一六	—	三〇八、六一三	—	一七三、三六	—	一五八、二一一
染料及塗料	—	二、八三九	—	四、八三五	—	一・七一	—	一七、八一五
人參	一四、九七八	一五、七一〇	四一、四一六	五四、五一四	五八、六三四	六三、五五一	八六、三五六	一〇八、一五五
金屬及金物	—	二、六六一、〇三八	—	二、五〇四、一八二	—	三、三三一、四八四	—	四、七五一、一八
其他雜品	—	八四四、七〇九	—	一、一三六、〇五六	—	一、四三六、八八一	—	一、一四六、一一七
小包郵便物	—	—	—	—	—	—	—	五四三、六一
輸移出計	—	四七、一六七、七九七	—	六七、〇〇三、九五一	—	九二、一四九、七三三	—	一〇六、六六九、七三四
再輸移出 支那品	—	二、六三七、九四五	—	四、六二六、九一七	—	八、七一六、四三一	—	一一、七三一、一八〇
再輸移出 外國品	—	四、九六一、三〇四	—	五、〇〇三、八四六	—	七、三八六、三三六	—	一〇、三六七、四四〇
計	—	七、五九九、二四九	—	九、六一九、七五七	—	一六、〇〇三、七六七	—	二三、一〇六、五三一
合計	—	五四、七六七、〇四六	—	七六、六二三、七〇八	—	一〇八、一五二、四四〇	—	一二九、〇七二、〇〇〇

七、大連港出入旅客數

年別	入港			出港		
	支那人	其他	計	支那人	其他	計
大正四年	九五、九〇一	三五、五八六	一三一、四八七	五三、一一五	二六、三三八	七九、四五三
同五年	一一五、九八二	三五、〇四四	一五一、〇二六	九五、五八三	二五、一八一	一二〇、七六四
同六年	一九五、七六九	四二、九九四	二三八、七六三	九一、五二〇	二七、二九四	一一八、九一四

年別	入港 支那人	入港 其他	入港 計	出港 支那人	出港 其他	出港 計
大正七年	一二一、八二九	四八、〇九九	一六九、九二八	六〇、〇三一	二三、二二五	八三、二五六
同　八年	一九三、八六五	五三、四〇二	二四七、二六七	九三、二一一	三六、五七一	一二九、七八二

大連港出入旅客地方別累年比較

(一) 入港旅客數

地方別	大正五年 支那人	大正五年 其他	大正五年 計	大正六年 支那人	大正六年 其他	大正六年 計	大正七年 支那人	大正七年 其他	大正七年 計	大正八年 支那人	大正八年 其他	大正八年 計
自日本	六六三	二四、七六七	二五、四三〇	八四八	三二、九五二	三三、八〇〇	一、二七五	三七、七五八	三九、〇三三	九〇九	四三、四二七	四四、三三六
同朝鮮	四〇三	一、三九一	一、七九四	五三一	一、一二七	一、六五八	二、一五二	一、〇八八	三、二四〇	五、一四八	一、一七九	六、三二七
同浦潮斯徳	六一	六	六七	四〇五	—	四〇五	—	—	—	—	—	—
同關東州諸港	四五八	九五	五五三	二九八	二三二	五三〇	二四四	六二	三〇六	—	—	—
同安東	六、四四二	三二一	六、七六三	三、九〇九	二四九	四、一五八	四、三八九	一五七	四、五四六	二、三二六	一七二	二、四九八
同牛莊	一四五	一	一四六	一二六	一二	一三八	三三	三	三六	—	—	—
同秦皇島	—	—	—	—	—	—	五九	五五	一一四	二六八	六二	三三〇
同天津	六、九五三	一、七二〇	八、六七三	六、四三六	一、五九五	八、〇三一	四、九八三	一、三七六	六、三五九	六、五九九	一、三八三	七、九八二
同龍口	四三、二一四	九〇五	四四、一一九	二四、二〇〇	一〇九	二四、三〇九	一三、五〇一	一〇三	一三、六〇四	三七、一一四	二一〇	三七、三二四
同登州府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一三一	—	一三一

同芝罘	一五、七二四	五〇六	一六、二三〇	六三、六四四	一、二三一	六四、八七五	四四、九九八	五八〇	四五、五七八	九一、七八二	七〇五	九二、四八七
同威海衛	—	—	—	四五	—	四五	—	—	—	—	—	—
同青島	三八、七〇八	三、一九七	四一、九〇五	九〇、二六四	三、四三五	九三、七〇九	四五、三四〇	三、九九五	四九、三三五	四九、九三六	三、五二八	五三、四六四
同上海	二、一四六	二、一三五	五、〇七一	三、〇四三	三、〇六一	六、一〇四	四、八七四	二、九一三	七、七八七	三、〇二三	二、七五八	五、七八一
同福州	—	—	—	—	—	—	—	一	一	—	—	—
同厦門	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	二六八	七	二七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一二五、九八二	三五、〇四四	一五一、〇二六	一九三、七六九	四一、九九四	二三五、七六三	二二一、八二九	四八、〇九九	二六九、九二八	一九三、八六五	五三、四二三	二四七、二八八

(二) 出港旅客數

地方別	大正五年			大正六年			大正七年			大正八年		
	支那人	其他	計	支那人	其他	支那人	支那人	其他	計	支那人	其他	計
至日本	三〇七	一六、二四三	一六、五五〇	七六四	一七、八三九	一八、六〇三	二四三	一五、六〇八	一五、八五一	四八四	二七、八五〇	二八、三三四
同朝鮮	三三八	七八七	一、一二五	一〇八	七三九	八四七	九八七	三五七	一、三四四	一、五〇一	四九五	一、九九六
同浦潮斯德	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同關東州	五一八	一五五	六七三	三四五	一三四	四七九	三三〇	六九	三九九	—	—	—
同安東	四、八二五	二三四	五、〇五九	一、〇一八	二二六	一、二四四	八三八	一七九	一、〇一七	一、一七〇	一二六	一、二九六
同牛莊	五	五	一〇	一三	二六	三九	三	七	一〇	—	—	—
同秦皇島	—	—	—	—	—	—	三六	一六	五二	七六	三九	一一五
同天津	四、八二〇	一、二四二	六、〇六二	三、一一〇	一、三九四	四、五〇四	二、七八八	一、二四一	四、〇二九	三、五一二	一、二八五	四、七九七

地方別	大正五年 支那人	大正五年 其他	大正五年 計	大正六年 支那人	大正六年 其他	大正六年 計	大正七年 支那人	大正七年 其他	大正七年 計	大正八年 支那人	大正八年 其他	大正八年 計
同龍口	四〇、五七六	一、二三〇	四一、八〇六	一六、〇九〇	八八	一六、一七八	七、五〇四	一二〇	七、六二四	二、九[illegible]	八[illegible]	三、〇[illegible]
同登州府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二五	一	一二六
同芝罘	一七、二三五	一二一	一七、三五六	三二、四八一	一、一三三	三三、六一四	二六、六五四	七五三	二七、四〇七	三七、〇九七	六七八	三七、七七五
同威海衛	八四	一	八五	三〇一	三	三〇四	六四	—	六四	二〇	—	二〇
同青島	三三、一四六	四、一二七	三七、二七三	二二、九九〇	三、五四五	二六、五三五	一六、五五八	二、九二二	一九、四八〇	二三、三五四	三、三二三	二六、七[illegible]
同上海	三、三〇二	一、〇四一	四、三四三	一四、二二九	二、三六八	一六、五九七	四、〇二六	一、九六七	五、九九三	三、八八七	二、四七三	六、[illegible]
同福州	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二	二
同厦門	—	—	—	—	—	—	七	—	七	三	一	四
同其他	四〇六	一五	四二一	—	—	—	—	—	—	—	八	八
計	九五、五三八	二五、一八二	一二〇、七六四	九一、五二〇	二七、三九四	一一八、九一四	六〇、〇三一	二三、二二五	八三、二五六	九三、三二二	三六、五七〇	一三〇、[illegible]八一

八、埠頭諸拂金

大連港埠頭は滿鐵の所管に屬し、埠頭構内及埠頭に繋留せる船舶内に於ける荷役は滿鐵に於て之を爲し、賃金を申受く。

第一、船內荷役賃

（イ）普通貨物　一噸　〇、二〇〇円

（ロ）特別貨物

品名	單位	賃率
駱駝、牛、馬、騾、驢（容器ニ入レサルモノ）	一頭	〇、三〇〇
羊、山羊、豚（同　）	同	〇、一〇〇
小船類	一隻	〇、六〇〇
死體	一箇	一、〇〇〇
危險品	一噸	〇、三〇〇
貴重品（價格一千圓迄		〇、一〇〇
（一千圓以上ハ一千圓又ハ其未滿毎ニ		〇、〇二〇を加ふ

備考 一、普通貨物にして一箇一噸又は一噸を超ゆるものは別に定む
二、特別作業は其都度協定するものとする
三、戎克揚積の場合は船內人夫賃を申受けない

第二、陸揚賃及船積賃

（イ）普通貨物	一噸	〇、五五〇円
（ロ）特種貨物		

三四

品名	單位	陸揚賃 船積賃（各）
駱駝、牛、馬、騾、驢（容器ニ入レサルモノ）	一頭	一、五〇〇円
羊、山羊、豚（同）	同	〇、三〇〇
小船類	一隻	三、〇〇〇
死體	一箇	二、〇〇〇
危險品（燐寸）	一噸	〇、六〇〇
危險品（其他）	一噸	一、二〇〇
貴重品（價格金壹千圓迄）		〇、四〇〇
貴重品（價格金壹千圓以上ハ金壹千圓若クハ其未滿毎ニ）		〇、〇八〇を加ふ

（ハ）特定船積賃　（每一噸に付）

品名	賃率
豆類	〇、三〇〇
豆粕	〃
穀類及び種子類	〃
食鹽	〃

豆油類　○、四○○

第三、假置料

船舶より陸揚げせられたる貨物は四日以内に又船舶に依らすして埠頭構内に送致せられたる貨物は七日以内に引取らさるへからす、若し引取らさる時は左の假置料及び殘荷取扱料を申受く。

（イ）普通貨物　（毎一日一噸に付）　○、○三五

（ロ）特産貨物　（毎一日に付）

品名	單位	賃率
小船類	一隻	○、一五○
死體	一箇	○、一○○
危險品	一噸	○、一○○
貴重品（價格金壹千圓若クハ其未滿毎ニ）		○、○二○
木材類（工を加へさるもの）	一噸	○、○一五

第四、殘荷取扱料

品名	單位	賃率
普通貨物	一噸	〇、二〇〇
小船類	一隻	一、〇〇〇
死體	一箇	一、〇〇〇
貴重品（價格金壹千圓若クハ其未滿每ニ）		〇、一〇〇

時間の作業

船舶又は貨主の請求に依り時間外作業を爲したる時は其料金に對して左の割增金を申受く

一、所定の終業時より午後十二時迄若くは其以內　五割增

一、午前零時より所定就業時迄若くは其以內　十割增

手荷物取扱料

（イ）船客用手荷物陸揚積込料は別に定むる所に依る

（ロ）構內運搬料

旅行用手荷物	每一箇	金五錢
其他手荷物	每一箇（五才若クハ五十斤未滿）	金拾錢
	（五才若クハ五十斤以上ハ一才若クハ十斤及其未滿每ニ）	金貳錢
貴重品	每一箇（價格金千圓未滿）	金五拾錢

（上記の區別は埠頭事務所の認定に依る）

一壹千圓以上ハ千圓若クハ其未滿毎ニ　金拾錢

(ハ) 市内配達料　毎一箇
- 五才若クハ五十斤未滿　金拾錢
- 五才若クハ五十斤以上ハ一才若クハ十斤及ヒ其未滿毎ニ　金貳錢

(ニ) 保管料　毎一箇一日に付　金五錢

埠頭繫船料

第一、埠頭發著手數料

總噸數	發著手數料(一回發著に付)
百噸未滿	金參圓
二百噸未滿	金五圓
五百噸未滿	金拾五圓
一千噸未滿	金參拾圓

總噸數一千噸以上は千噸若くは其未滿毎に貳拾圓を加ふ

第二、埠頭轉繫手數料

總噸數	轉繫手數料(一回轉繫に付)

百噸未滿	金壹圓
二百噸未滿	金貳圓
五百噸未滿	金五圓
一千噸未滿	金拾五圓

總噸數一千噸以上は千噸若くは其未滿毎に金拾圓を加ふ

備考 一、焚料炭又は淡水のみ搭載の爲め埠頭に發着若くは轉繫する場合には規定料金の半額

二、夜間に發着又は轉繫する場合には規定料金の二割增

三、天候不良の時は特別の割增料金を受申くことあり

四、曳船のみに依る發着若くは轉繫の場合には五割增

五、危險物棧橋に繫留せる船舶にして埠頭に轉繫する時は埠頭發着手數料を申受く

第三、危險物棧橋繫船料

一、隻一回繫留三日以内に付埠頭發著手數料の五割增を申受く

二、船舶の棧橋繫留期間三日以上に亘る時は四日目より一日若くは其未滿毎に左の料金を申受く

總噸數	繫船料

五千噸未滿　金參拾圓
五千噸以上　金五拾圓
備考　一、棧橋繋留中の船舶にして一時棧橋を離れ沖合假泊の後再び棧橋に繋留する場合には其の都度埠頭發着手數料と同額の料金を申受く
二、棧橋繋留中の船舶にして棧橋に於て轉繋する場合には埠頭轉繋手數料と同額の料金を申受く

九、船渠

港灣には船渠は附物である、船渠が船舶を新造すると云ふ任務以外既造船舶が航海の途中或は港灣の附近に於て破損したる場合之を修繕する機關なければ航海を續行することが出來ない。只これだけの爲め許りでも船舶を出入せしむる港灣には船渠の必要がある。

滿蒙港灣に於ける唯一の船渠は大連濱町にある川崎船渠である。同船渠は露國時代の築造に係るものであつて滿鐵が明治四十年他の財產と共に當時之を管理せる旅順海軍工作部大連支部工作事務所より引繼を受け、尙職員十七名、傭人七一名の從事員を繼承し、大連工場附屬工場として艦船修繕竝船舶用品の製作及修繕に從事して居た。當時の船渠は長三八一呎、底幅四三呎、深二五呎、渠口は兩開戶扉式であつて外に未成船渠一箇所、機械職場一棟、材料倉庫大小

八棟を附屬した。

越て明治四十年七月に至り滿鐵は之を神戸川崎造船所に二十三箇年間貸與し（契約調印の日より滿三ヶ年間無償、三ヶ年經過後は滿三箇年毎に使用料を協定する約であつたが、其後大正二年末迄無償延期大正三年分は八、〇六五圓一四錢を納附し、大正四年は免除し、大正五年より純益總額の十分の六を徴收することとした）其經營をなさしむることとした。茲に於て川崎造船所は契約に從ひ必要なる設備を爲し、船舶諸機械の製造に從事し、旣に一二小型汽船の新造をした。然るに該船渠は僅かに三千噸の船舶を入渠せしめ得るに過ぎざるを以て、會社は時代の要求に應じ、渠口部の幅員を擴張し、頭部三十尺を延長し、五千噸級迄の船舶を入渠せしむる計畫にて、表面切石積裏は混凝土とし、渠口部にて上端干潮面上一五尺七寸四分、渠底同面下七尺六寸五分に位し、底部最狹幅員五七尺、渠內は高さ盤木面上二〇尺三寸、有効延長四三〇尺とし、扉式を戸船式に改め、頭部に電氣キャプスタン、渠口方面左右にハンドキャプスタンを据付くるの構造で、大正二年三月著手し大正三年三月竣成した。之と同時に機械工場、鑄物工場其他陸上諸設備も漸次擴張增設し、益々業務の發展を期した。

歐洲大戰後海運界は異常の盛況を呈し、同船渠もその影響を受けて多忙を極め、戰爭終了後

と雖も其餘燼醒めず、入渠船舶多數に上り、遭難船又は歐米航路等で臨時入渠する場合は豫定上に大なる番狂せをなす程であつたが、大正九年財界の恐慌襲來と共に該船渠も亦若干閑散の體に見受けられる。

一〇、海運業者（大連商工錄に依る）

商號	店主又は代表者	賣上又は收入金額	營業税額	營業所
大連海運株式會社	取締役 稻次隆	五、五〇〇円	一六五・〇〇錢	敷島町三九
遼東汽船株式會社	社長 長谷川作次	三二、七二〇	三三九・二〇	山縣通一二六（三井内）
關東汽船合資會社	代表者 中村彦一郎	八、九六〇	九二・六〇	寺内通一
東洋汽船株式會社	大連汽船 塚本貞次郎	—	—	
共同汽船株式會社	代表者 黑田兵次郎	二、三八〇	三二・八〇	監部通二七五
大連汽船株式會社	塚本貞次郎	二八、〇六〇	三五五・六〇	
大阪商船大連支店	中野正一	—	—	
大連東和汽船株式會社	後藤長七	八、三〇〇	八九・〇〇	
澤山汽船合資會社	澤山猪八郎	—	—	
大正汽船株式會社	宮崎侯太郎	五、九三〇	六二・三〇	
日本郵船株式會社	長谷川作次	九、八〇〇	一〇一・〇〇	
政記公司	張本政	三二、七二〇	三三六・一〇	
岩崎回漕店	岩崎文五郎	一一、〇〇〇	一二二・〇〇	

商號	店主又は代表者	賣上又は收入金額	營業税額	營業所
二宮商店	山野耕三	四、〇〇〇	四九・〇〇	
河内合資會社	代表者河邊勝	四、〇〇〇	一二〇・〇〇	
村井汽船合名會社	代表者松波俊雄	九、〇七六	九三・七六	
田中商事株式會社	丘讓二	三、〇〇〇	九〇・〇〇	
山口運輸株式會社大連支店	支店長中藤菊藏	一、五〇〇	一八・〇〇	
合資會社三丸組	後藤長七	四八、八〇〇	五三三・〇〇	
丸一商會	佐志雅雄	二、八〇〇	三一・〇	
合資會社大三商會	三村元介	六、〇〇〇	一八〇・〇〇	
神戸汽船株式會社	潮崎喜八郎	七、〇〇〇	二一〇・〇〇	
合資會社富來洋行	森上卯平	七、四〇〇	七七・〇〇	
滿洲商船株式會社	森上卯平	二、一七〇	二四・七〇	
太古洋行	バターフィルドエンドスワイヤー	八、〇〇〇	八六・〇〇	
和記洋行	エフラーキンス	二、〇〇〇	六〇・〇〇	
合資會社岸本商會	德重富造	六、五〇〇	六八・〇〇	
德隆公司	田平堂太郎	四、八〇〇	一四四・〇〇	

二、關東州置籍船舶

（一）置籍船舶數累年比較表

年別	汽船 隻數	汽船 總噸數	帆船 隻數	帆船 總噸數	計 隻數	計 總噸數
大正元年末	二四	四二、六三〇	一二	三〇八	四六	四二、九三八
同二年末	八〇	一九一、四二一	一三	三五三	九三	一九一、七七四
同三年末	一〇三	二五七、〇七八	一四	三九八	一一七	二五七、四七六
同四年末	一〇五	二四八、八七〇	七	二三二	一一二	二四九、一〇二
同五年末	九三	二〇〇、三五二	六	一九八	九九	二〇〇、五五〇
同六年末	八〇	一五五、四七六	七	六五七	八七	一五六、一二三
同七年末	七一	一二九、一六八	二	九九	七三	一二九、二六七
同八年末	六八	一二一、七一一	三	一五四	七一	一二一、八六五
同九年末	六七	一二〇、五七七	三	一五四	七〇	一二〇、七三一
同十年三月	六八	一二三、五六七	三	一五四	七一	一二三、七二二

備考 噸以下は省略す但し計に於て一以上になれるものは一に計上せり

(二) 置籍船舶名 (大正十年三月末現在)

(イ) 遠洋航路

船名	種類	總噸數	所有者	所有者所在地
東洋丸	汽船鋼	三、〇一九・九四噸	澤山汽船合資會社	大連市
第八乾坤丸	同	四、六六八・八二	關東汽船合資會社	同

船名	種類	總噸數	所有者	所有者所在地
天城山丸	汽船鋼	三、六六二・〇〇	遼東汽船株式會社	大連市
吾妻山丸	同	四、三五九・四五	同	同
榛名山丸	同	二、九八一・七五	同	同
太陽丸	同	三、六一〇・一一	河内合資會社	同
泰平丸	同	三、二九九・七五	合資會社野口商會	同
安宅丸	同	三、八八一・七七	合資會社辰馬商會	同
明天丸	同	四、三二三・五九	大正海運株式會社	同
愛宕山丸	同	三、九四九、七二	遼東汽船株式會社	同
第十二乾坤丸	同	三、三九〇・四六	乾合名會社	同
泰昌丸	同	二、五七九・二七	大連佐藤國汽船會社	同
泰陽丸	同	二、六五七・六五	濱口汽船合資會社	同
東和丸	同	二、九〇〇・八五	大連東和汽船株式會社	同
隆昌丸	同	二、五一九、二一	大連佐藤國汽船株式會社	同
安陽丸	同	二、一四七・三四	乾合名會社	同
萬國丸	同	五、九五三、八一	大正汽船株式會社	同
北海丸	同	四、四四八・六四	大正海運株式會社	同
金剛山丸	同	五、一七七・四一	遼東汽船株式會社	同
第二英丸	同	二、六三七・〇五	村尾汽船合資會社	同
博進丸	同	一、四八二・三〇	大連汽船會社	同
一道丸	同	一、四四〇・七四	同	同

播磨丸	同	四・七二〇・四九	神戸汽船株式會社	同
慶津丸	同	四、二八五・九六	合資會社辰馬商會	同
東慶丸	同	二、七七一・六一	大連東和汽船株式會社	同
南開丸	同	一、七一七・五三	合資會社三丸組	同
興順丸	同	二、一八〇・四三	大連汽船會社	同
長順丸	同	二、二四五・九〇	同	同
明宇丸	同	八、二三〇・〇九	大正海運式株會社	同
明元丸	同	五、四六七・四〇	同	同
滿洲丸	同	五、二六六・五二	大連汽船會社	同

(ロ) 近海航路

濟通丸	汽船鋼	一、二六一・八一	大連汽船會社	大連市
天潮丸	同	一、二六一・八一	同	同
龍平丸	同	七二四・一〇	同	同
第十六共同丸	同	一、四七七・一九	阿波共同汽船合資會社	同
益進丸	同	四九三・一三	大連汽船會社	同
長平丸	同	一、七三七・五四	同	同

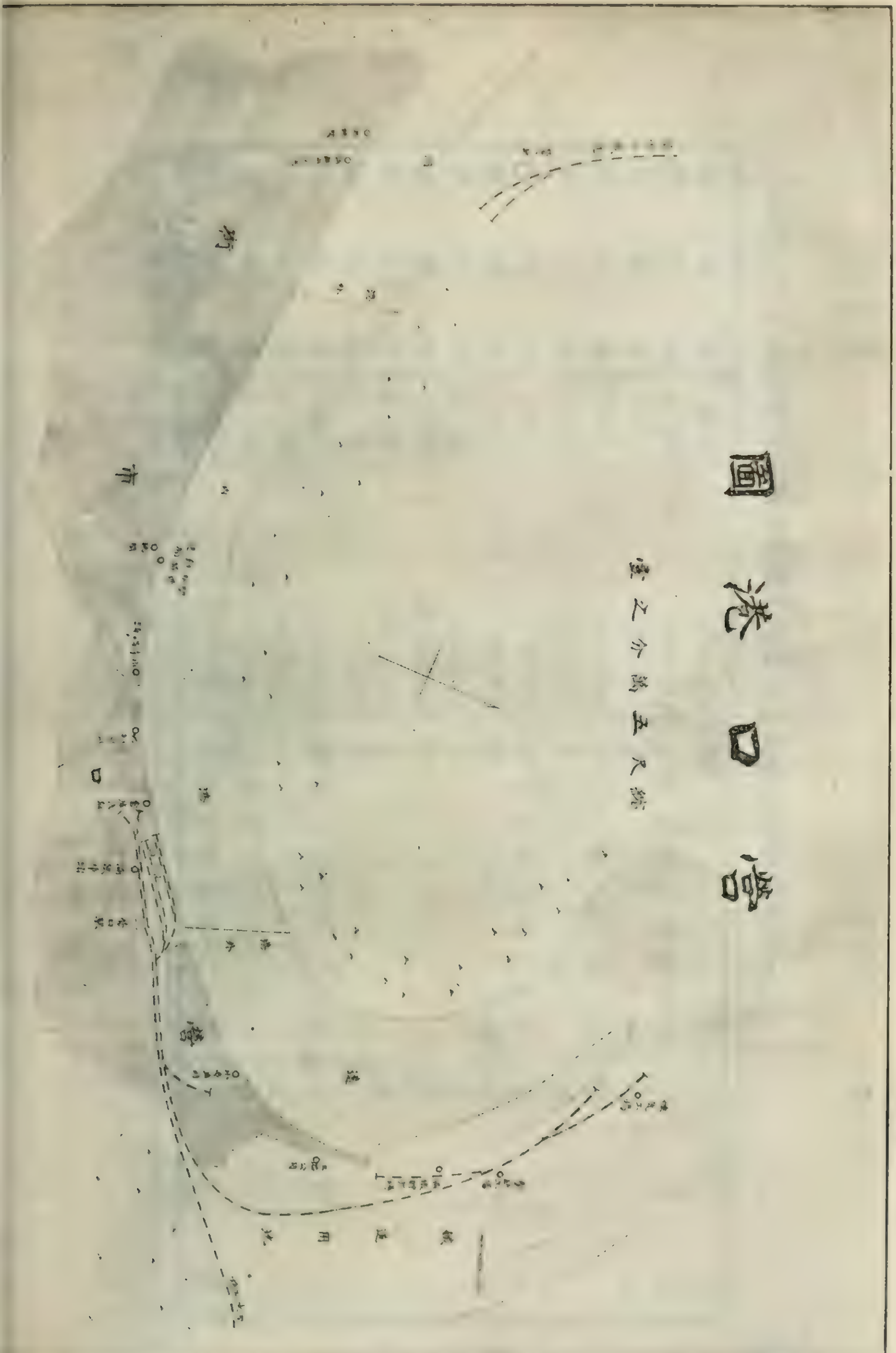
（八） 沿海航路

遼海丸	汽船 鋼	一一三・七七	關東廳	旅順
圓嶋丸	同	二二三・六八	南滿洲鐵道株式會社	大連市
帽嶋丸	同	二二四・六六	同	同
宗谷丸	同 木	一〇七・〇三	同	同
三山丸	同 鋼	四一六・八一	同	同
龍山丸	同	四一六・八一	同	同
海洋丸	同	六九・一一	同	同
妙法丸	同 木	四二・〇八	同	同
鐵島丸	同 鋼	一〇二・二八	同	同
長嶋丸	同	六一・三九	同	同
營城丸	同 木	三一・九五	關東廳	旅順
新島丸	同 鋼	七三・五五	南滿洲鐵道株式會社	大連市
辦天丸	同	一九七・四八	大連汽船會社	同
青嶋丸	同	七六・〇七	南滿洲鐵道株式會社	同
提風丸	同 木・鋼	七一・五二	關東廳	旅順
海州丸	同 木	一五七・二三	大連汽船會社	大連市

（二）平水航路

船名	種別	噸數	所有者	船籍港
南山丸	汽船鋼	四六二・四一	南滿洲鐵道株式會社	大連市
明治丸	同木	二一・三九	同	同
北島丸	同鋼	五七・三九	同	同
平島丸	同	五六九・九一	同	同
戊申丸	同木	三一・九〇	同	同
南島丸	同鋼	一五二・三九	同	同
臺山丸	同	四一九・〇六	同	同
常盤丸	同木	三六・五六	同	同
廟島丸	同	二四・四九	關東廳	旅順
瑞穂丸	同	二四・一七	南滿洲鐵道株式會社	大連市
榮丸	同	二〇・〇七	同	同
鶴丸	同	三六・五五	大連汽船會社	同
小高丸	同	四六・二三	關東廳	旅順
欽嶋丸	同鋼	七五・七一	南滿洲鐵道株式會社	大連市
北山丸	同	一〇九・四四	同	同

尚ほ右の外に置籍帆船三隻（噸數一五四噸）及不登簿船八隻あり。



營口港圖

營口港及河口圖

縮尺八萬分之一



第三節　牛莊港（營口）

一、地　　理

（イ）概　　況

位置　營口は遼河の南岸に沿ふて延長し、河口を距る十三浬の處に在り、外人は之を牛莊と呼ふ。

牛莊港の名　牛莊港の開放せられしは西暦一八五八年天津條約に基けるものなるか、所謂牛莊城は其位置遼河々口より約六〇一支里の上流にあり、河身淺くして舟航便ならす、貿易港として將來發展の見込なきを以て、最初に赴任した英國領事 T. T. Meadows 氏は牛莊城より下流五〇支里の現營口に駐紮、自ら稱して、Newchwang. 牛莊と呼んた。是れ營口か牛莊として外人に知らるる所以てある。

日清戰爭は一時同地の發達に多大の打擊を與へたか、戰役後東清、關外（京奉線の一部）兩鐵道の起工あり工事一切外人の設計監督に係り、勞銀高くして山東省、直隸省方面よりの移民を誘致し從て人口の增加となり、次て日本に對する大豆、豆粕、雜穀の輸出港となりて、玆に始めて南滿洲に於ける貿易港として、一般世人の注目を惹くに至つた。其後北清事變及日露の大

戰を經て市況益振ひ遂に今日の發展を見るに至つたものである。

然れども其後大連の發展は同港の繁榮を殺き且つ四鄭鐵道の開通は曾て遼河に依り輸送されし貨物を奪ひ今後將來發展の歩度を以て進み得るや頗る疑問である、營口の將來に對し悲觀説の多きは以て同港の價値如何を察知すへき好材料たるを失はない。



營口港

五〇

（ロ）營口港の區域

汽船の碇泊する區域は西、老爺閣より正北に遼河を横斷したる線より東、青[illegible]子河口より正北に遼河を横斷したる線に至る間の範圍を云ふ。其延長一七、〇〇〇呎、河幅平均二、五〇〇尺あり、又海關の許可を得れは港外にも碇泊し貨物の積卸を爲すことか出來る。海運帆船は汽船碇泊區域

の下流、即ち西稅關の河面に碇泊するを常とし、碼頭（埠頭）に繫留するもの殆んど稀である。汽船は東稅關、戎克は西稅關の管掌する所にして、船舶出入時間は日出前より日沒前迄とし、夜間はバーの關係上危險なるを以て出入を禁す。

（ハ）　水深潮流及ひ護岸

河床の傾斜頗る緩慢なるを以て干滿の差は一六呎に及ひ、速力一時間二哩乃至四哩、港內の水深頗る深く、河北驛附近は干潮時に於て平均四〇呎、其最も深き所は七十五呎に達する。上流三井洋行碼頭（新市街）附近は更らに五〇呎乃至六〇呎あり、上流三家子亞細亞石油タンク前に至るも尙二十五呎より三十呎を保つ、然れ共元來地質は土六分砂四分の堆積層にして礫は絕無なるを以て、牛家屯の大灣曲より西稅關に亙る一帶の南岸は水勢のために年々崩壞せられ陸地の浸蝕甚しい。是等の護岸工事に就いては、尠からさる犧牲を拂ひ巨額の費用を投しつゝあり。牛家屯の如きは露治時代に於て多量の捨石を投したるも、一夜にして地中に沈沒して跡方もなく又我軍政時代に於ても多額の費用を投して是れか護岸に努めた。

（ニ）　河口及門洲（バア）

牛莊港は叙上の如き水深あるを以て如何なる大船と雖碇泊し得るも河口に門洲あるか爲め、

大に港灣としての價値を減殺する。門洲は第一浮標より第三浮標に至る四岬の間にあり、干潮時には十呎以上の汽船を通し難く、滿潮時に於ても十八呎の船舶を通することは困難である。

　門洲に對する設備としては遼河々口燈臺船あり、晝間は黒球を上げ、夜間は回轉式赤色燈火を設くる、水先案



營口港滿鐵埠頭

內船はスループ型帆船であつて、黄藍二色の水先案內旗を揭ぐる。

　浮標は燈臺船から二哩毎に河口迄三ヶ所あり、航路標識は大小七個あつて、標識中港內から第四番目附近に門洲、水深の信號柱あり、高さ高潮面より一二〇呎、信號所は同じく九五呎の所に在り、漲潮の節は信號柱の上に一個の黒球を揭げ、落潮

に至りて降下さる。但し是等は結氷期前から解氷期迄は撤回するものとす。

（ホ）水先案内

當港には水先案内人の團體あり New-Chuwang Pilot Company. と稱し、代理店を J. Edgar. と云ふ。定員十人豫備一人より成る、當港の水先案内は強制々度でないか、円洲の通過困難なるを以て、汽船の多くは之を使用す、本邦社外船中當航路を熟識せる船長の乗船する時は使用せざる事あり、今其案内料を示せは、

1 入港

外浮標の南方より吃水一呎につき汽船	銀四兩	帆船	五兩
曳船せる帆船	三兩		
外浮標内側より吃水一呎に付	銀三兩	帆船	四兩
曳船せさる帆船	二兩		

2 出港

港内外浮標の外迄吃水一呎に付	銀四兩	帆船	五兩
曳船せさる帆船	三兩		

但し登簿噸數千五百噸以上の汽船は前記案内料の外超過噸數に對して毎噸二分宛を徵收する。

設　備

二、碼　頭（埠頭）

棧橋の設備は頗る簡單であつて、唯河岸に護岸工事を施したる上に陸上に繫留柱を立て、前方に浮標箱を繫留し、之を仲繼として本船との間に跳板を以て交通するものである。當地棧橋の完全なるものは滿鐵埠頭の棧橋、海關の東側にある京奉鐵路棧橋、河北驛停車場棧橋等に過ぎない。當地にある浮標箱は全部約三十餘個あり、其内鐵製は三分の一、他の三分の二は木製であつて、重さは京奉鐵路棧橋の二五〇噸を最大とし、他は五噸乃至七噸のものである。

港内に於ける各碼頭の河岸延長は左の如くである。

所有者	河岸延長	所有者	河岸延長
營口倉庫汽船會社	六五間	小寺船舶倉庫部	一四五
太古洋行（東、西）	一二五	東海關	八三
黑龍江吉林省採鹽局	九五	遠來洋行	八七
日本郵船會社	六〇	怡和洋行	一八〇
東和公司	四六	亞細亞石油公司	三二
招商局	五一	旗昌洋行	二七
肇興公司	三二	開平鑛物局	五一
太古洋行	一一六	卜內公司	八八
滿鐵埠頭	一六四	合計	一、四四八

（註）右の内卜內公司碼頭及太古洋行西碼頭は目下使用されて居ない。

三、貨物置場並に荷役法

各船舶代理業者の碼頭には煉瓦造及トタン張の倉庫あり、其設備稍完全し且つ何れも廣き構內を有し積卸貨物に對し不便を感することはない、尙是等倉庫の多くは稅關に對して保證書を差入れ、其倉庫に荷揚けせし貨物を積載し來りし船舶は其貨物の通關手續未了の儘出港し得るの許可を得つゝあり。左に倉庫の所有者及其面積を揭くる。

碼頭名	構內坪數	煉瓦積		トタン張	
		棟數	坪數	棟數	坪數
營口倉庫汽船會社碼頭	五、九〇〇	二	五〇六	二	四八八
太古東碼頭	四、八〇〇	一	三五一	―	―
太古西碼頭	二、六四〇	四	四五〇	―	―
吉黑採鹽局	八四〇	―	―	三	七六九
日本郵船碼頭	二、五〇〇	二	二五六	―	―
東和碼頭	二、六八八	一	二九六	一	四九
小寺碼頭	三、八六〇	―	―	三	二四二
遠來碼頭	一、二〇〇	一	九七	―	―
怡和碼頭	六、五〇〇	二	一八八	五	六
旗昌碼頭	八〇〇	一	二二	―	―
招商局碼頭	六一二	―	―	二	二四
肇興碼頭	三〇七	―	―	二	八一

太古碼頭	四二〇	三	四六二	一一	一四三
卜內門碼頭	一三七	一	八八	｜	｜
合計	三三、一〇四	一八	二、七九六	一ト	二、四九六

滿鐵埠頭　倉庫及上永　六棟　坪數　四、五四五坪

四、出入船舶

牛莊港に出入する船舶は一年間（大正八年度）約七百隻内外（約五十萬噸）にして、大連港の三千隻内外（四百五十萬噸）に比すれは、隻數に於て約四分の一に足らす、噸數に於て九分の一に過きない。而して之等出入船舶は叙上比率に於て見るも、大連港に比して遠洋航路の大型船少なく、概ね滿洲、南北支那、朝鮮、日本等沿岸貿易船なることを知ることが出來る。（其出入汽船名及航路は、第二節大連港四、出入船舶及航路の項を參照されたし）

出入戎克

營口港に出入する戎克は殆んと南北支那沿岸海港より來るものであつて、今主なる航路及戎克の種類を擧くれは左の如くてある。

（イ）上　海

上海、海州、贛楡等の江蘇省の海港より來るものは沙船又は南船と稱し、載量三百石より二

千石に至る。大なるもの長さ百呎內外、幅二十呎內外、滿載吃水船首十六七呎、船尾二十呎內外あり、積載品は入港には大尺布（沙船に積載するを以て沙布とも稱す）陶器、皮鞄、紅茶皮蛋（泥卯）雜貨等にして、出港には大豆、豆油、藥材其他一切の貨物とする。

（ロ）寧　波

寧波、鎮海、鄞縣等浙江省各港より來るものを寧船又は寧波船と稱し、船體平均して沙船より大きい（一千石乃至二千四百石積）船型は黑珠及大甲の二種あり、黑珠とは船體を黑色に塗れるものであつて、大甲とは船首に角の如く二本の支柱突出せるものを云ふ。積載貨物は入港に於ては紙、土器、陶器、紹興酒、明礬、煙管桿、紅綠茶、藥材、蓆、竹、竹器其他の雜貨にして、出港には沙船と同しく豆油を主とする。

（ハ）福　州

福州、廈門、泉州、興化等の福建省各港より來るものを鵬船又は烏船と稱す。船型烏に似たるを以てかく名つく、小なるもの四百石、大なるもの二千石、積載貨物は入港に於ては一、二等紙、雜海紙、線香紙、土器、竹、丸太、紅綠茶、硬木、其他の雜貨にして、出港には豆油、大豆等とする。

（ニ）山　東

山東省は開國古く、且つ氣候の關係上人口の繁殖大なるを以て年々民食の缺乏を訴へ、滿洲より之か接濟を仰くを常とする。故に每年山東各港（武定、青州、萊州、龍口、登州、芝罘、威海衛、青島等）より來航する戎克は頗る多い。入港には苦力、小麥、米等積載する外、空船は少くないか、出港には何れも高粱、大豆、粟、玉蜀黍、豆粕、豆油等を積載する。

（ホ）直　隸

直隸省との交通も亦穀物輸出を主要なるものとする、各地に特種の船舶あり。

天津　一般に改巧船と稱せられ又、南阿船、衛船等の別名あり、四五百石乃至七八百石、稀に一千石に達するものもある。

盧臺、北塘、北河　北河船又は衛船と稱し、大さ改巧船と相同し。

臨楡、樂亭、撫寧、灤州、洋河　北島船又は洋河牛と稱し、百五十石乃至三百石積。

右積載貨物は入港に於て、蛤粉、衛醋、小麥、西瓜、鐵鍋、靴鞋、口袋、肚兜子、頭繩、錢褡子、滷餅、柳條、海蜇、海米、滷蝦、香料、梨其他の果實等にして、出港には粟、玉蜀黍及下等山貨等を主とする。

今最近五ヶ年間、營口に出入せる船舶及貿易額の累年比較表を掲ぐれは左の如くである。

牛莊港出入船舶及貿易額累年比較表

年次	入港船舶 外國貿易 登簿噸數	入港船舶 外國貿易 貿易額	入港船舶 沿岸貿易 登簿噸數	入港船舶 沿岸貿易 貿易額	出港船舶 外國貿易 登簿噸數	出港船舶 外國貿易 貿易額	出港船舶 沿岸貿易 登簿噸數	出港船舶 沿岸貿易 貿易額	計 登簿噸數	計 貿易額
大正四年	一七四、〇四三	五、四〇五、六五一	五〇一、[illegible]	一四、九六〇、一九八	一四六、五五九	六、一四六、一六七	五六八、八二八	一四、九四〇、一一四	一、三三〇、七三九	四一、〇四一、三三〇
大正五年	一三四、六九八	五、五六三、三三五	三七九、〇五二	一三、〇七八、〇五三	一五〇、三七七	四、九七七、〇八八	二六六、七七七	九、四〇〇、一三三	八二六、七〇〇	三二、五五八、五五八
大正六年	四四、〇六五	五、〇八八、五四三	二四三、八四四	一三、一四二、九五三	一六、七九八	三、八五一、三六六	二七一、五五一	八、三三五、三六三	五七五、八一八	二六、三六一、二〇三
大正七年	四八、八六六	四、三四一、七三三	三三三、四五九	一五、八三三、三七七	四二、一〇九	四、六八四、三三七	二一三、三五九	五、五九七、四九九	五〇六、三三三	三〇、三三九、七三三
大正八年	二一一、四三六	六、〇六六、五五五	三三五、六六八	一七、三六七、八八二	一二七、六九一	[illegible]、五一一、五八八	三七〇、一二五	八、五八三、八六一	九五五、四八四	[illegible]一、五六〇、一六八

五、輸出入貨物

（イ）牛莊港輸移入品數量及價額累年比較（價格單位海關兩）

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
綿織物	—	七、五九七、一四五	—	八、九三二、〇〇九	—	[illegible]、四七二、一八〇	—	九、五九〇、〇九七
毛及毛綿交織物	—	五四、一一八	—	五四、〇〇四	—	五〇、二一四	—	六七、八七六

品名	大正五年 数量	大正五年 價額	大正六年 数量	大正六年 價額	大正七年 数量	大正七年 價額	大正八年 数量	大正八年 價額
絹及絹綿交織物	—	五六六、五〇七	—	五四五、八四	—	五六〇、九．	—	八二三、一六
其他雑織物	—	二六八、九四三	—	四三一、八二二	—	八〇、五七一	—	一九〇、八七一
綿絲	—	一、七七四、四九八	—	二、四六一、四七二	—	三、四九五、七一九	—	三、三四四、二八一
棉花	二九、六六	六八三、九六五	二〇、九七	五六一、四三二	二三、九六九	六六六、一七三	二〇、八三三	五六三、一一七
蠶絲及繭	二六	五二、六六四	．	六九、	二三	四、六六六	一六	一六六、三一
其他絲纏及材料	—	一九、六五五	—	四九、五七八	—	六三、八四五	—	二〇五、一六一
衣服及附屬品	—	六二、八二一	—	七三、〇七五	—	六四、一六四	—	七六、二三九
米	五八、一九九	三〇〇、一九九	四二、四八八	一七六、〇七六	五四、一九五	二五八、六六九	二四、二六七	一四八、一五一
其他穀物及種子	八、九一〇	一三、〇三一	五、六五〇	一七、九一一	四七、三七五	一五八、一三三	九〇、四〇一	二五五、二二六
麥粉	二四、七四六	六六八、八四一	六五、〇三四	二六五、五五一	一二七、〇五	五三六、八七六	一五二、五五六	六六六、一二
野菜及果物	三九、一九五	二〇五、一八〇	二四、六二四	二二五、三九三	四〇、五三三	一七一、一一四	四六、一一〇	一七一、一四一
砂糖	二四五、四八九	一、四七八、七六七	一九六、九四八	一、二六二、九八九	二〇七、九七五	一、三四八、一一五	一七六、一四七	一、〇四八、七〇〇
味噌及醤油	一、二〇九	六〇、一一一	一、五六一	七七、八七七	二、四〇八	一四〇、四三三	一、〇七七	一六一、五四三
水産物	四七、四一一	二二一、四五一	四九、六一一	二七五、八二五	五六、四一八	三六一、六四四	五三、六七一	一八一、六九九
其他食料品	—	六七三、四三三	—	五九三、一八九	—	三四八、八四一	—	一、五八四、五九八
茶及珈琲	三五、五八〇	一、四二二、四七一	三八、五五	一、六〇九、五七九	六四、六一四	二、四七〇、〇〇七	四六、一七四	二、八七二、五一七
酒類及其他飲料	—	一〇〇、二六八	—	二三一、〇五五	—	一八三、八〇八	—	一三八、八九一
煙草	—	五四八、四三二	—	五三三、五七七	—	六二五、六〇四	—	一、九四一、四三二
卷煙草製造材料	—	四三一、五九四	—	三〇、六〇七	—	一四一、六四一	—	六一一、一七六

家具	—	九、六〇六	—	一四、三一四	—	五二、六八三	—	七一、八六[illegible]
薬品及薬材	—	五五〇、七八[illegible]	—	五三[illegible]、四八八	—	五四〇、一七六	—	六[illegible]、[illegible]五[illegible]
染料及塗料	—	三八〇、五〇六	—	九六九、一八九	—	四三三、九一[illegible]	—	[illegible]八八、八〇[illegible]
石油	四、四二一、三六九	五六〇、〇二六	三、六九〇、四八七	七六〇、四一六	三、〇四七、六八一	九一四、七七七	八、四〇八、五八七	一、七九七、一七〇
機械油	三、二五三	九五〇	—	六九、五一一	三、四二六	三、二一七	六、八〇三	七八、四四一
其他油脂	—	二八、九六三	—	五四、五一五	—	四二、九一四	—	[illegible]四、二[illegible]
蠟燭	五、六〇〇	九三、〇六六	九、六一九	一七八、一一一	三、一〇八	五九、五五[illegible]	四、二五九	八六、〇八[illegible]
蠟燭製造材料	—	五七、二七二	—	三八一、〇一三	—	三五、七四三	—	四二、八七四
石鹸	—	四三、一九〇	—	七五、七七五	—	八五、〇一七	—	六六、二一三
燐寸	二九〇、四四八	八四、四〇三	六六、三七二	一九、二二二	二二八、七八九	三二一、一九八	九三、〇四五	二一、〇[illegible]八
燐寸製造材料	—	四五、三四三	—	二〇、八二[illegible]	—	五五、五八九	—	三四、八一七
薪及木炭	三八三	一五三	六七七	三〇九	—	—	六四〇	二五三
石炭及コークス	二、三七三	一三、八四三	八五二	四、〇二九	一、八六九	一二、〇七四	四一、六七三	一八七、二八[illegible]
鐵及鋼	一七、六九八	九六、六九九	一二、五五四	七九、五八九	九、三〇九	八七、二九三	三九、八〇六	一四[illegible]、九八[illegible]
其他金屬	一五、八七一	一七四、九[illegible]	一三、六八四	一六五、二二一	八、二七八	一二九、三三九	一七、七七七	[illegible]
金物	—	五八八、一三一	—	四七〇、二八[illegible]	—	五一一、八一〇	—	四四八、[illegible]九[illegible]
機械器具	—	二九、五八〇	—	二三、一八七	—	一七、五[illegible]	—	五八、五六三
セメント	一、五二一	一、二九七	二〇七	二二八	二二〇	一五四	一七〇	二四
木材	—	一九四、二三七	—	八七、六五三	—	九九、二七九	—	[illegible]五四、八[illegible]
建築材料	—	一、五〇五	—	七五三	—	九	—	八七六
鐵道材料	—	—	—	—	—	—	—	—
電氣材料	—	一、七七三	—	四、九六七	—	五〇、一八八	—	九、八四

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
美術及化粧用品	—	五一、六一三	—	六三、九三四	—	一〇〇、五四三	—	[illegible]
皮革毛骨角牙類	—	三三六、二四三	—	二八四、三六九	—	六四八、四〇六	—	五八一、八八六
紙類	—	一、五八八、〇三九	—	一、七五九、五九五	—	二、一七〇、〇三四	—	二、三五九、五五五
圖書及文具	—	七四、三八七	—	七三、三三七	—	八七、五一四	—	一九三、六六[illegible]
硝子板及硝子器	—	四、九〇九	—	一六、九七九	—	二一、三三〇	—	一六、九四三
陶磁器及土器	—	四九〇、四六八	—	五〇三、七九一	—	五九一、四四一	—	四五[illegible]、[illegible]六九
麻袋及其他袋類	二、〇五五、九八八	一、九八八、八七五	一、三五九、六四七	一、九九五、一七〇	二、一五六、三三五	一、六六七、〇三三	一、三八三、六六一	二五〇、〇九八
其他雜品	—	五九七、九四九	—	四一五、四八九	—	三三五、〇〇五	—	六〇[illegible]、[illegible]八
小包郵便物	—	三三、七三〇	—	六一、五三〇	—	八四、〇〇六	—	七一、三三三
合計	—	三三、〇四七、一八一	—	三五、〇七三、八四九	—	二九、四三八、七〇八	—	三一、六六六、五四一

（ロ）牛莊港輸移出品數量及價額累年比較

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
大豆	一、六六一、一三六	三、九三八、九九八	七七四、三七一	[illegible]、三六、七七四	六七九、五八七	一、八〇一、六九八	[illegible]	[illegible]
其他豆類	四六、三二一	一三三、二四〇	四八、三三五	一七七、〇三[illegible]	五四、三三五	一五九、八八五	五四、四[illegible]	一六五、五六七
玉蜀黍	五六、一七八	[illegible]	六四、六三八	一六五、七一三	八六、八四三	一七[illegible]、[illegible]	[illegible]	五二〇、六四四
高粱	一三五、一五七	四[illegible]、一五〇	七八三、五二〇	一、四四[illegible]、六六七	七二一、八二[illegible]	一、四五[illegible]、六六四	[illegible]	[illegible]

粟	小麥	其他穀物	胡麻	瓜子	落花生	其他種子	野菜及果物	麥粉	素麺	鶏卵	水産物	支那酒	煙草	其他飲食料品	豆粕	豆油	落花生油	桐油	蓖麻子油	其他油脂	苧麻
一九、六五〇	四八、〇五七	七、五六六	三五、六二七	五〇、二七九	—	五	三、六五一	一五三	五六	—	二三、〇六六	二八、〇八六	—	—	三、三一九、三五一	二〇七、三三三	—	五	二一、七六〇	一五、四九四	五、九〇〇
五八、一五〇	一四三、四六三	二六、五一五	一七三、六八八	三八、〇三一	—	一七五	四、二二七	五一六	四二四	—	一八七、八七五	二四八、五六六	二〇七、一八四	四二四、五六六	五、一八〇、五八四	一、九六九、一三五	—	四七	一三三、一七九	一一七、三八三	七、三七八
六八、八五一	三、七〇一	一、九三一	八、四八七	二四、三四五	—	八、八〇七	二、八六〇	四、八二六	—	—	一八、〇〇七	二四、六二五	—	—	三、六七五、六二七	一三二、四一九	—	二六	二六、九五五	三、八一七	四、四三七
一九八、〇三九	二一、六二七	一〇、四六四	六三、九五九	二三、八三三	—	二六、四三二	一四、一二八	一六、一八四	—	—	一二三、五四六	三七、〇四四	一七三、三二一	七〇、六四五	五、一七三、一〇四	一、四六六、四五五	—	二三	二八一、三九七	二三、〇四八	二四、二二八
七八、五〇一	四七、六四〇	一四、九九九	一、九八五	一五、八〇七	—	五、三七三	六、三七〇	一、二七六	一七	—	二三、五七六	四三、六九八	—	—	二、三五三、三三一	一七四、八七五	—	九	一五、六一〇	四、二二一	五、一四九
二三九、二七〇	二三七、三三三	八三、一八〇	一六、三二三	一六三、三四六	—	一四、六二二	二〇、〇一四	五、八六五	三三	—	五八、五一八	四七、一四四	一五四、四一二	八、三二四	四、五三五、七〇四	一、一四〇、九五四	—	二三	一四三、二八三	一九、三四一	四八、四四五
九八、〇五一	二〇四、一二三	四三、〇四七	三一、〇八三	四三、八七一	—	二七、一七〇	二、七〇五	五四四	—	二三	一一、六八四	四〇、〇三五	—	—	三、五六六、五一二	二八、〇三六	—	二二	四一、九四四	九、一八一	二三、四一七
二六八、五三六	五五三、五〇七	七八、二二五	一八、五七四	三八、七七二	—	八四、七八八	一五、二二四	一、四四七	—	二三	七二、六八〇	三五、〇四七	九七、二三九	九三、一七七	七、五六七、八〇一	二、四八二、三九九	—	一六	四一一、七〇一	六一、〇〇九	九八、八一一

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
棉花	九	一五九	一、〇〇六	一六、三三九	五	一五八	[illegible]	五
麥稈眞田	—	—	—	—	—	—	—	—
繭	二、〇五一	一四九、七八四	一、一七四	一二四、一四五	三九一	二三、五四七	一、一七九	六一、九八一
柞蠶絲	三、〇六六	六六一、九六六	二、二六三	五一五、二二一	一、六六六	七一二、七四六	二、一一六	八四四、八六一
生絲	—	—	—	—	—	—	—	—
其他蠶業品	—	九一、九九九	—	六〇、二七四	—	一六六、一九九	—	[illegible]
豚毛	二、二四一	一六七、七六〇	三、五九一	一四七、六六六	二、五〇〇	一八六、五六八	一、五八一	二二、九八一
羊毛及其他毛	四、〇五八	一〇〇、六六六	一、六一四	四〇、一七一	三、六七五	八九、五六六	五、七一九	一七、[illegible]
皮革	—	一六〇、三二二	—	二二三、四四八	—	二〇七、四〇〇	—	二七五、五
角牙	一七	九九	一二	一六	二六八	一三、七一四	—	—
獸骨	三、六一六	三、九八八	六、二六三	七、〇八三	八、二二七	六、六四〇	一七、一七一	一一、一五
家畜及家禽	七七	六、七九二	一、〇二三	八、二九〇	一、八五二	一六、三六六	一、七四一	六、二二六
獸骨	四	八五	—	—	七	[illegible]	[illegible]	八
木材	—	三〇、一三〇	—	一、八二〇	—	二二、三三〇	—	三一、八八
薪及木炭	八	三	—	—	—	—	七	[illegible]
石炭及コークス	八三、四五八	四四六、七八一	三七、一二四	二一七、八六六	六二、三四二	三四九、〇六一	五六、四八一	三六五、一六六
其他鑛產品	—	三九、一一一	—	三三、二一四	—	六六、一七七	—	七六、一七
藥品及藥材	—	四八、六七七	—	四六五、七七五	—	六八一、八三三	—	五七、七一
染料及塗料	—	二、五八八	—	七、一一五	—	二、六六八	—	[illegible]

人參	三七、六三八	四六一、七一四	四一一、八五一	四四四、七一四	一七九、四三五	三〇一、九八三	一四八、四九二	八六四、四五五
金屬及金物	—	八〇五、六〇〇	—	三三六、六四[illegible]	—	九六〇、二〇五	—	一六七、〇八五
其他雜品	—	一三八、[illegible]	—	一七一、七四四	—	二二一、八六六	—	三三〇、二七七
小包郵便物	—	一五、[illegible]	—	一一、一二一	—	二四、四四四	—	一二、三〇[illegible]
輸移出計	—	一七、三五三、四九八	—	一五、二六〇、四二七	—	一五、四一七、八二四	—	三一、〇三一、〇三〇
再輸移出 支那品	—	一六、四一七	—	五九、[illegible]五	—	一四、六〇六	—	一六、一一七
再輸移出 外國品	—	二六三、三一四	—	一五七、[illegible]	—	一八六、二三四	—	二三三、八〇四
計	—	二三七、七二一	—	二三五、八一三	—	二〇〇、八四〇	—	二五九、三〇一
合計	—	一七、七一五、二〇九	—	一五、五〇〇、二四[illegible]	—	一五、七一八、七一四	—	三一、二九〇、三三一

六、牛莊港出入旅客累年比較表

年度	入港 支那人	入港 其他	入港 計	出港 支那人	出港 其他	出港 計
大正四年	一〇一、三一七	二一五	一〇一、五三二	六三、七〇九	八一	六三、七九〇
大正五年	八六、一四[illegible]	一五六	八六、三二〇	五一、五七[illegible]	六[illegible]	五一、六三六
大正六年	八五、八六[illegible]	一六五	八六、〇二八	五三、二[illegible]	一七三	五三、三九[illegible]
大正七年	七〇、八[illegible]	二五三	七一、〇[illegible]	四三、九六六	七九	四四、〇四五
大正八年	七六、七四二	二五六	七六、九九八	四七、六四七	一六四	四七、八一一

七、營口（牛莊）港諸掛り

（A）水先案內料を除いた當港諸掛りは次の如くである。

(一)稅關諸掛り(海關兩とす)

1. 當港より支那未開放地に輸出せらるる支那產貨の特別稅率(正稅以外)

各種穀類(主として米、小麥)	一担	兩 ○・○四○
粟、高粱、玉蜀黍	同	○・○一○
小豆、大豆	同	○・○三○
豆粕	同	○・○二○
豆油	同	○・一五○
陶器(精製)	同	○・四五○
同(粗製)	同	○・二二五
土器	同	○・○二五
紙(一等紙)	百塊	○・三五○
同(二等紙)	同	○・二○○
茶	一担	○・六二五
各種の支那布	同	○・五○○

撫順炭		一噸	〇・一〇〇

2.荷役時間外に荷役せんとするものの特別許可料

普通日	自午後六時	至午後十二時	一〇兩
同	同	至翌朝六時	二〇兩
日曜、祭日	自午前六時	至午後六時	二〇兩
同	自午後六時	至午後十二時	二〇兩
同	同	至翌午前六時	四〇兩

但し公定休日に就業せんとする時は前日の開閉時間内に普通夜荷役をせんとする時は其日の午後四時迄に共に請願し置く事。

3.噸税　但し四ヶ月毎に納む

百五十噸未滿	一噸に付	〇・一〇兩
百五十噸以上	同	〇・四〇

(二)棧橋料

棧橋料は各船取扱業者によりて異り別項貨物取扱所に於ける滿鐵の棧橋料を揭けたるも金建

なるか故に全般の標準とならす、左に小寺船舶倉庫部に於ける棧橋料は銀建てあつて、他の取扱業者との關係上標準に近きを以て左に示す。

三百噸以下	銀元	二五兩
四百噸以下	同	三〇兩
五百噸以下	同	四〇兩
六百噸以下	同	五　兩

（註）右は陸揚貨物に於ける場合である。

（三）領事館手數料

入港證明手數料

登簿噸數	二〇噸以上に對し	金	〇・五〇円
同	一〇〇噸同	同	一・〇〇
同	二〇〇噸同	同	一・五〇
同	五〇〇噸同	同	二・五〇
同	一、〇〇〇噸同	同	四・〇〇

(四)外國船にして支那沿岸に

資格變更の場合		同	一・五〇円
船員補缺公認		同	一・五〇
航海奬勵施行細則第四十二條に依る		同	三・〇〇
船舶發着公認	千噸未滿	同	一・五〇
同	千噸以上	同	三・〇〇
船員健康證明		同	三・〇〇

(B)保　險

海上保險については各船舶代理業者に於て各自代理するものにして其保險料の如きも一定せさるを以て明示するに困難なれ共左に海上保險の最近普通貨物に對する保險料を示せは(金建)

仕向地	特擔分損不擔保	特擔分損擔保	仕向地	特擔分損不擔保	特擔分損擔保
長崎、門司	〇、一五	〇、二五	大阪直行(阪神艀の時)	〇、三〇	〇、四五
鹿兒島	〇、二〇	〇、三〇	横濱直行、四日市	〇、二五	〇、三五
瀬戸內海、神戸	〇、二〇	〇、三〇	東京、名古屋	〇、三五	〇、五〇
大阪直行	〇、二〇	〇、三〇	大連、芝罘、天津	〇、一〇	〇、二〇

香港	〇、二五	〇、四〇	上海 〇、一五	〇、三〇
横濱積換ある時	〇、三〇	〇、四〇		

貨物價格百圓に付き(金建)

甲板積はＦＰＡに限り割合五倍とす

右の割合は製造後二十五ヶ年未滿の鋼鐵船に限る、二十五年以上の汽船は五割增とす。

次に支那に於ける海上保險料は(銀建)

仕向地		特擔分擔不擔保		特擔分擔擔保
天津、塘沽	千兩に付	一兩	千兩に付	一兩五
烟臺	同	一兩	同	一兩五
龍口	同	一兩	同	一兩五
上海	同	一兩四	同	二兩一
香港、厦門、福州、汕頭	同	二兩	同	三兩

(Ｃ)倉庫料

右の如く各船舶取扱業者は何れも自己の倉庫を有するを以て陸揚けせられたる貨物に對しては倉庫料を要せさるも他船の貨物に對しては一定の倉庫料を收めつつあり、其倉庫料は一定して居ないか左に小寺船舶部の倉庫料を示せは。

品種	單量	一ケ月料金(銀建)
米豆及雜穀	一擔	三、〇
豆粕	一枚	〇、六
麥粉五十磅	一袋	二、〇
棉花(支那產)百八十斤内外	一俵	一六、〇
同(同中)百二十七斤同	同	一二、〇
同(同小)六十斤同	同	八、〇
同(米國又は孟買產壓迫梱包)	一立方尺	三、〇
綿糸(孟買、支那、日本)四〇〇磅	一俵	二〇、〇
綿布	一立方尺	二、〇
絹織、毛織、麻織、衣服類	同	三、〇
清酒四斗樽	一樽	八、〇
同二斗樽	同	三、〇
洋酒類樽入	同	一六、〇
同四打入	一箱	五、〇
醬油酢類四斗樽	一樽	五、〇
同二斗樽	同	三、〇
砂糖百五十磅	一袋	三、〇

品名	單量	一ケ月料金(銀建)
昆布大束	一束	四、〇
刻昆布	一箱	二、〇
海參、干鮑、鱶鰭、明骨	一擔	六、〇
魚類、野菜、漬物四斗樽	一樽	五、〇
同二斗樽	同	三、〇
×アンペラ二十五枚	一卷	三、〇
麻袋二〇〇枚	一梱	八、〇
マッチ(安全)	一箱	一六、〇
マッチ(硫黄)	一箱	二〇、〇
マッチ二ッ合小箱	一合セ	一〇、〇
×石油	一箱	四、〇
紙卷煙草大	同	一〇、〇
同小	同	六、〇
×石炭五百噸以上	一噸	一〇、〇
×同五百噸以下	同	一二、〇
×獸骨、獸角、獸蹄	一擔	三、〇
×罐詰瓶詰類	一立方尺	二、〇

硝子製品拔硝子	一立尺	二、〇	×トタン（波形）	一束	五、〇
陶磁器類	同	三、〇	×鐵管、鐵板、古鐵類	一擔	二、〇
×木炭八貫目	一俵	一、〇	鐵葉百二十磅	一箱	二、〇
紙類	一立方尺	三、〇	釘小桶	一桶	四、〇
セメント大樽	一樽	八、〇	同大桶	同	一〇、〇
銅及亞鉛	一擔	五、〇	銑十本入	一箱	二〇、〇
鉛板	一卷又は一桶	二〇、〇	板二坪合セ	十束	二、〇
×トタン板（波形）	一框	一〇、〇			

但し輸入手續未濟品の保管料は本表率の倍額を申受け陸上け後十日間は保管料を要せす、十五日未滿の保管料は半ヶ月分を申受く高價品の保管料は每一ヶ月從價の十分の五とする、此表に規定なく高價品の保管料は每一ヶ月從價の十分の五とする、此表に規定なき物品の保管料は其才尺重量價格に基き之を定む（×印は野積とす）外國人支那人側も目下之を標準とす、荷役方法は豆及豆粕は艀積を問はす大低手取のみにて其他は積卸し共に「ウキンチ」捲きによる。

八、水運業者

水運業者と稱せらるるもの支那側に船店五あり多く遼河若くは近海の帆船の貨客取扱をなし、又日本人以外の外人側には太古洋行、和記洋行の二、日本側には左の五あり。

三井洋行
小寺洋行
東和公司
福來號
滿鐵貨物取扱所

九、遼河の改修問

遼河は每年上流蒙古地方より流下する泥沙の爲め河床を高くし、且つ多年何等治水の法を講せざりしを以て所々淺瀨を生じて舟楫の便を阻害すること頗る多い、殊に河口、營口附近に於ては潮流(干滿の差は大潮時十二呎、速力一時間七浬內外)の關係も加はりて泥沙此處　沖積し益々水深を淺くする、加之明治四十四年の大洪水の爲め河口約二哩に亘りて水深七尺の円洲を生じ、大正四年には新民府地方氾濫の爲め右の円洲は九呎に變じて大潮時に於ても吃水十七呎以上の船舶を通するに困難を感ずるに至る、且つ水路は幅員一八〇呎內外なるを以て航行路は滿潮を待ちて出入せねばならぬ。一方河北驛の北方鴨島に接せる地峽は年々流水に浸蝕せられ、之を自然の儘に放任せんか幾年かの後には地峽を缺壞して水流一直線に營口市街に殺倒し來り、

營口市街は之か爲め全滅の悲境に陷るやも計られない。

浚渫計畫

茲に於て遼河改修の問題は必然的結果として起つた、而して其第一着手として表はれたるものは明治三十九年遼陽の紳商金氏か遼河行運保商輪船無限公司を設立して河底を浚渫せんとする計畫である。該計畫は不幸にして當を得すとして北京政府の認可せさる所となつた。

嗣て明治四十一年時の東三省總督徐世昌氏は遼河改修を官營となす事に決し、其傭聘技師ヒユース氏をして實地踏査をなさしめたか、其結果通江口より營口に至る改修個所一六二箇所其費用約五十萬兩と見積つたと云ふ、就中雙臺河の合流點なる冷家口は遼河口岸より低きか爲め遼河の水は之に向て流るるもの次第に多く水流の五十五%は同河口に向ふとの事てあつたから總督は營口道尹に命し、遼河改修を立案せしめ、道尹は駐營各國領事と協議の結果次の三件を立案した。

（一）河口浚渫

（二）鴨島護岸の築設

（三）鴨島より通江口に至る上流の浚渫

而して第一、第二案は各國領事之に關與し、第三案は支那政府自ら之を遂行し、下流と同時に

起工する事に決した。而して下流部工事實行機關として遼河河口改修工程局を設け右記の改修工事の指揮監督を掌り、該工事の竣工を告け且つ關係借款の償還を完了する迄存續するものとした、其組織は左の如くてある。

督辦、牛莊海關道　會辦兼秘書役　牛莊稅務司　委員　在牛莊各國領事　牛莊各國商業會議所代表者一名　牛莊日本實業會代表者一名　牛莊支那商務總會代表者一名

斯くの如く普通所謂遼河浚渫問題とは別項協定により遼河河口附近に就き起りし外交的諸種案件及技術的見解等を言ふものてあつて第三案の遼河全流の改修工事を云ふものてない。別項協定の下に實施せらるへき工事の概要は、

一、鴨島護岸

護岸と地峽間の水流を中斷し侵蝕を防く。

二、西水道閉塞

兩岸と同高の築堤約一哩。

三、東水道の閉塞

本工事の目的は舊砲臺窩前より河口に向つて延長約五哩に亘り高さ干潮面八呎の導水堤

を築き以て河底幅員二百呎深さ二十六呎を門洲に於て保たしめんとするもの。

其改修工事見積概算は

(一) 導水堤築造費	銀	二六四、〇〇〇元
(二) 鴨島護岸工事費	同	三一、〇〇〇元
(三) 西水道閉塞工事費	同	二五、〇〇〇元
(四) 東水道閉塞工事費	同	七五、〇〇〇元
(五) 鴨島水流灣曲中斷工事費	同	五〇、〇〇〇元
(六) 豫備費　五%	同	二二、一九六元
(七) 經營費　一〇%	同	四四、三九二元
(八) 河口門洲浚渫費(必要場合)	同	八九、四九〇元
計	同	六〇〇、〇〇〇元

其後の經過　右の實施に關しては大正三年に至りて漸く之か解決を見、一時借欵によりて其經費を支辦し其償還は輸出入貨物及船舶に對し、浚渫附加税を徵收する事に定め、同年八月二十三日より實施した、今其浚渫附加税率を示せは左の如くてある。

一、輸入外國品　輸入稅の百分の二
一、現行稅率表に依る輸入土貨　輸入全稅の百分の四若は沿岸貿易稅百分の八
一、從價稅率に依る輸入土貨　輸入全稅の百分の四若くは沿岸貿易稅の百分の四
一、現行稅率表に依る輸出土貨　輸出稅の百分の二
一、無稅輸入品　價格の千分の一
一、外洋及沿岸航行船舶　入港每に一噸に付二分五厘
一、內水航行規則により入港する船舶　入港每に一噸一分
一、免稅單に依る輸入品　免稅發給地に於て課せられたる輸入稅の百分の二
一、免稅品　銀金官鹽、支那政府の軍需品救恤用穀類、官有未貢品、護照を有する支那官有物

前述の豫算により工事を實施せんとするに當り領事團其他の委員同意の下に工事全部を滿鐵に引受せしむることとし、滿鐵も亦其引受を承諾したるに技師長ヒユーズ氏のみ大河の浚渫は吸揚式浚渫船に非らされは其効乏しく滿鐵には其設備なしとて之に反對し、ポンペイ、英本國等に行きて之を求めしに得す、已むなく歸營して曰く大家の意見は浚渫を不可とし導水堤を可

とする意見に一致せりとて前説を取消し、其導水堤築設説を新に提出し其豫算は前述のものを其儘踏襲し浚渫、導水堤築設共に行ふ事にし、大正五年春季解氷期より着手せられ、鴨島と地峡間の水流中斷工事及築堤工事並に西水道閉塞工事は既に完成した、東水道閉塞工事は、左岸導水堤により自然に閉塞さる可きものなるを以て左岸築堤工事より先に着手し今其の半を終つた、右岸は未た堤を形成するに至らない。

工事の効果及消費額

其効果は第一項の鴨島は完成し水流を中斷して地面の浸蝕を防止し得たか第二第三項は築堤第一の目的たる門洲は毫も流下したる模樣なく堤其物か沈下しつつあるを發見した、而して大正七年迄に消費せし費用は四二四、四三五兩九錢五にして工程未た半にも達せさるに其支出は全經費の七割に當れる額を消費した。

第二期工事の計畫

初期の工程局の目的たる工事は前に完了せるを以て本工程局は更に範圍を擴張し、北京政府と交渉の結果上流、下流の第二期工事を實行する事となり、八年六月該委員會の決議により上流工事は日本技師下流工事（河口）は英國技師を以て管掌することとなし地位及待遇契約等同樣たる可き事其費用は上流に於て百三十五萬兩、下流は四十五萬兩（工事費の見積てない）を概算し、實行方法として芝罘防波堤に於けると同樣借款によりて之に當て、上流借款の返還は

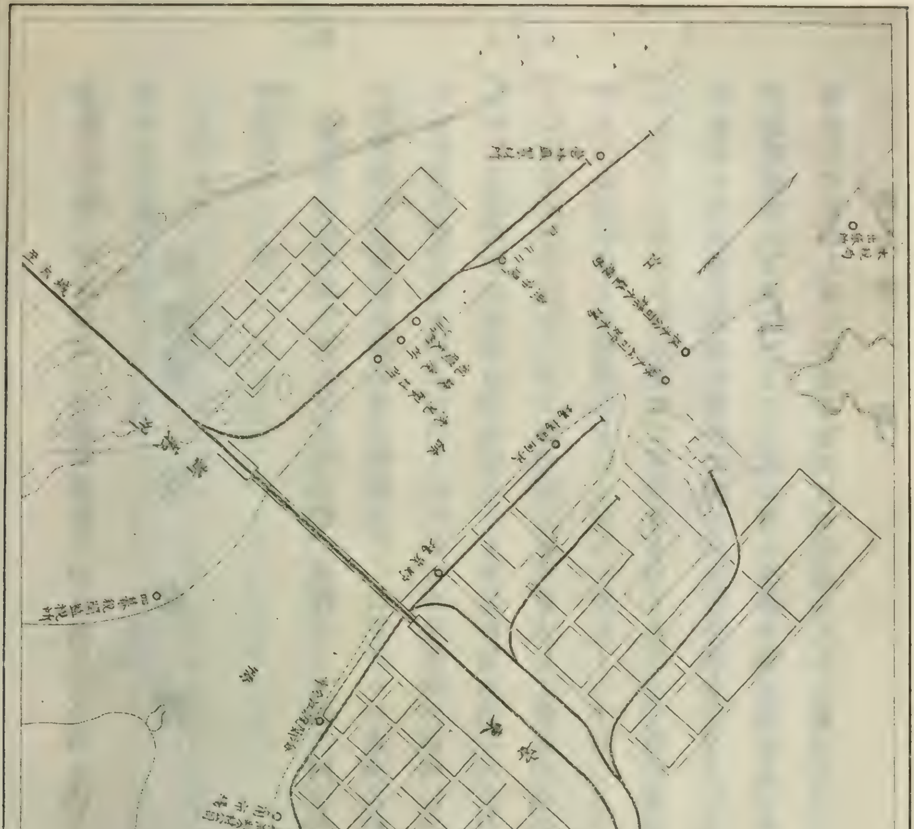
上流附加税、下流借款は下流附加税を以て返還する事に決し、目下其の準備に忙殺されて居る。

第四節　安東港

一、地　理

位置　安東港は北緯四十度六分五十二秒、東經百二十四度四十秒に位し、江流蜿蜒二百里、滿鮮の分界を劃して西南黄海に沿ぐ鴨綠江の江口を距る一六浬の地點に在り、同市街は其右岸に蟠居して歐亞を貫通する陸上鐵道と相竢つて交通運輸の樞機に居る。

港界　而して其港灣の區域は隨時變化して來たか明治四十年三月二十一日安東海關布告第一號の規定により船舶を碇繫し釐金税の賦課を受けすして貨物の積卸及登錄艀卅の荷役を爲し得る港界は上流小沙河口より鴨綠江を横りたる一直線より下流日本居留地の西南界を限れる鐵道線路を延長した一直線に至る極めて狹隘なものであつて、殊に下流の境界は現時の鐵橋を以て分劃せられ居るも其後六道溝の發展と共に多大の不便を感するに至りしを以て安東商業會議所は港界を三道浪頭（下流約三里）迄延長せん事を申請し我官憲との間に折衝の上、安東の內港を二道浪頭迄の延長し更に外港を鴨綠江口迄延長するに至つた。


安東港圖
縮尺三萬分之一

水深及潮位

然れども安東より江口に至る鴨綠江（港內區域）の水深と濡筋とは上流より流下する泥沙の爲め常に變化して航運上甚た不便多く、且つ安東附近に於ても干滿の差は平時七、八呎を出て江水の暴漲する時は更に其差を大にする、今鐵橋附近の水深及潮位の狀況を見るに左の如くである。

干潮時	深き時	二十一呎	平均水量	十二呎
滿潮時	同	三十四呎	同	二十三呎
最少水量時	同	二十一呎	同	十二呎
最高水量時	同	三十八呎	同	二十七呎

流水速度一時に付

最急時　一六、〇〇〇呎　最緩時　殆ど停流　平均速度　六、〇〇〇呎

結氷

更に港灣として安東港の價値を減殺するものは冬期約四箇月に亘る江水の結氷及流水である。

結氷期間は寒暖により毎年同一てないか累年の統計によつて見れは凡そ左の如きものである。

項目	結氷期			解氷期			結氷期間
	最早	最晩	平均	最早	最晩	平均	
	十一月十四日	一月二十三日	十二月六日	三月二日	三月三十一日	三月十二日	九十七日

而して結氷の厚さ最厚三尺五寸に至り又結氷、解氷の前後兩期約一箇月は流水多く船舶の航行を妨げ其大なるものは長二百間幅百間に達するものがある。

淺瀬

安東より江口に至る鴨綠江の水深と澪筋とは上流より流下する泥砂の爲め常に變化することは前述の如くなるが殊に三道浪頭の上流約一里五道溝の流域に方り淺瀨一箇所、其下に一箇所の難哨あり干潮時に在りは僅に水深二、三尺を有するに過ぎないが故に一千噸内外の汽船は安東迄迴航する能はす、三道浪頭に碇泊し、深吃水の船舶に至ては江外門白又は多獅島に投錨せねばならない、而して之等錨地と安東との間は艀卅、戎克又は小汽船等によつて連絡を取つて居る。

安東、江口間水路

今試に安東より江口に至る水路を示せは左の如くてある、

一、安東を下航すること十六浬にして新岩浦に達し更に右方に灣曲して南下數浬大東溝口に到るもの（一帶泥灘多く航運不便僅かに一道の水路によりて通す、之れより遼東半島沿岸及山東、直隸の各地に達す）

二、龍岩浦の左方を進み獅子島、多獅島、薪島に至るもの（之れより西南朝鮮沿岸及日本各地に到る）

（尙安東より上流滿鮮各地に至る水路航運あれども水勢急にして河床淺く僅かに戎克又は高

瀨舟を通するに過きない此項に關しては鴨綠江水運を參照され度し）

安東港の價値

之を要するに安東港は港灣として前記の不便を伴ひ通商貿易上缺陷少からす地方有志並に滿鐵會社に於ても江底浚渫の必要を認め明治四十三、四年の交、滿鐵會社は浚渫船を以て淺瀨の浚渫に力めたるも一度江水の氾濫を見る時は直に舊態に復し功果甚た大ならさるを以て之を中止し、別に多獅島錨地を築港として京義線の一驛と連絡すへき支線を布設せは安義兩地は四時を通して航運の便を有すへしとし、屢々調査研究を經たるも未た之か實施を見るに至らない、此の如き狀態なるを以て現在に於ては、安東に入埠する汽船は滿潮時に於ても七、八百噸を限度とすへく、三道浪頭にありては一千二、三百噸、更に大なるものは門白若くは多獅島に碇泊するより外はないのである。

各地に至る浬程

安東港より各連絡地に至る浬程を擧くれは左の如くである、

神戶	八八〇	宇品	七五四	關門	六三五
釜山	五六一	巨文島	四四六	仁川	二八一
鎭南浦	一三五	龍岩浦	一五	大孤山	七三
大連	一四五	營口	四三五	芝罘	二一八

元山	八五八	多度津	八〇〇	天津	三七五
上海	五九九	青島	三四三		

安東港の艀船

安東港は水深淺く且つ外海より港内に至る江身淺瀨多きを以て大船巨舶を入るるに足らす、三道浪頭又は多獅子島、薪島等江口に近き所に大型汽船碇泊すること上述の如くである、されは安東と本船を連絡すへき艀船の必要は尤も安東港に於て見る。大正九年に於ける安東港内にある艀船數は凡て三一隻、其積載噸數二、三八〇噸、尙ほ造船中に屬するもの十隻積載噸數九五〇噸)あり、此外に每年大連、鎭南浦方面より來航する艀船二五・六隻積載噸數(一、七八五噸)ありて隨時各所に供給せられて本船との連絡を爲す。(艀船賃は別項記載の通りなれは之について見られたし)

二、出入船舶

安東港一年間(大正八年度)に出入する船舶數は隻數約八百隻内外、噸數約二十萬噸内外にして之を營口の出入船舶(隻數七百隻內外、)(噸數五十萬噸內外)、に比すれは隻數に於て多きも噸數に於て遙かに少なるを見る之れに依つて觀れは安東港に出入する船舶は營口港に出入

する船舶より更に小型の船舶にして従て水深淺く港灣としての價値、營口港より劣れること知り得らるゝ。

今安東港に出入する船舶隻數の最近五箇年間に於ける累年比較表を掲くれは左の如くてある。

安東港出入船舶隻數累年比較表

（イ）、普通海關規則に依るもの

年別＼種別	入港 汽船 隻數	入港 汽船 噸數	入港 帆船 隻數	入港 帆船 噸數	入港 計 隻數	入港 計 噸數	出港 汽船 隻數	出港 汽船 噸數	出港 帆船 隻數	出港 帆船 噸數	出港 計 隻數	出港 計 噸數
大正三年	一九一	一三三、八〇五	三六九	一〇、六〇三	五六〇	一四四、四〇八	一九一	一三三、八〇五	三六九	一〇、六〇三	五六〇	一四四、四〇八
同四年	二二三	一五六、五〇九	一八四	五、六〇六	四〇七	一六二、一一五	二二三	一五六、五〇九	一八四	五、六〇六	四〇七	一六二、一一五
同五年	二六四	一五一、三七七	三一二	一〇、二五四	五七六	一六一、六三一	二六四	一五一、三七七	三一二	一〇、二五四	五七六	一六一、六三一
同六年	二二六	九四、九七三	三七三	一一、四八〇	五九九	一〇六、四五三	二二六	九四、九七三	三七三	一一、四八〇	五九九	一〇六、四五三
同七年	二七五	一一六、六九六	二四二	八、三四四	五一七	一二五、〇四〇	二七五	一一六、六九六	二四二	八、三四四	五一七	一二五、〇四〇
同八年	二七四	一六五、八二四	三六六	一〇、二五六	六四〇	一七六、〇八〇	二七四	一六五、八二四	三六六	一〇、二五六	六四〇	一七六、〇八〇

（ロ）、內河航行規則に依るもの

年別＼種別	入港 隻數	入港 噸數	出港 隻數	出港 噸數	入出合計 隻數	入出合計 噸數
大正三年	二三〇	七一、二四九	二三〇	七一、二四九	四六〇	一四二、四九八
同四年	二六〇	六三、六三九	二六〇	六三、六三九	五二〇	一二七、二七八
同五年	一八一	三二、一五四	一八一	三二、一五四	三六二	六四、三〇八
同六年	一九四	三六、九九八	一九四	三六、九九八	三八八	七三、九九六
同七年	二一六	四〇、八二四	二一六	四〇、八二四	四三二	八一、六四八
同八年	一六一	三六、三七〇	一六一	三六、三七〇	三二二	七二、七四〇

三、輸出入主要貨物

（イ）、安東港輸移入品數量及價額累年比較

價額單位（海關兩）

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
綿織物	―	八、六二九、四九三	―	一二、八三五、七六三	―	一二、三六〇、〇八〇	―	一七、三六一、一〇一
毛及毛綿交織物	―	五五、七五一	―	一、三六一、九〇[illegible]	―	五五〇、九九八	―	六四一、[illegible]
絹及絹綿交織物	―	九一、七六五	―	二五八、九三六	―	二〇四、三六五	―	六七七、五七五
其他雜織物	―	六七、六二二	―	九一、二〇七	―	七四、四〇八	―	一四八、七六六
絹絲	―	三、〇七六、八六五	―	三、六四一、七〇三	―	三、七四三、九六三	―	三、四六五、〇〇六
棉花	九、一〇九	二二〇、七六六	五、四六八	一六六、六四〇	九、三五九	三二一、六九七	二、八[illegible]	[illegible]八七、五一[illegible]

蠶絲及繭	[illegible]	[illegible]	一、〇[illegible]五	四一、七八六	八[illegible]	三六、四七一	一、九七一	三四三、七九七
其他絲縷及材料	—	一七三、〇五四	—	一四五、五一三	—	一〇三、七四四	—	一四三、三三〇
衣服及附屬品	—	二、二〇一、三三一	—	三、四六〇、五八九	—	一、一八七、一一一	—	一、四〇二、九五三
米	二三七、八八〇	一、〇一六、三三六	一九三、四五六	八二三、五六九	一五五、一四三	七二二、六六三	—	—
其他穀物及種子	九、[illegible]五〇	二一、六九五	一〇一、三二一	二〇七、五五四	二、四九九	八〇、一一〇	一二五、六二三	五四七、八六九
麥粉	一三五、六五一	四九九、七六[illegible]	七四、九四四	一四二、〇四九	一九三、一三六	八八八、八五〇	二五八、三五七	一、一二六、六〇七
野菜及果物	四一、七六六	一三五、六八三	六八、四七[illegible]	三一一、五〇一	五四、三三三	一七三、五五七	六一、八一六	三〇五、五八六
砂糖	二八、五一四	一九八、七一六	四九、九六[illegible]	三〇九、六〇二	三三、一四〇	二〇九、七九[illegible]	二九、九四八	三一五、三三七
味噌及醬油	三、八一四	一九、七七七	六、二四[illegible]	二九、九〇五	五、六八	三六八、六五四	七、三七八	三五、八[illegible]
水産物	二六、六一〇	一七八、五八一	五四、六六七	三〇六、五九一	五三、一三六	三九七、七四〇	一〇六、七八五	五四〇、四七[illegible]
其他食料品	—	七三、六〇三	—	一三一、五一四	—	一二四、五三一	—	二四三、三一八
茶及珈琲	一、四五三	四三、一三七	三、七一四	八七、七七〇	六、七六八	六八、三九六	三、三三七	六[illegible]
酒類及其他飲料	—	一五六、三七五	—	二八二、七七九	—	二九六、四四五	—	五[illegible]六、[illegible]四六
煙草	—	三六七、一〇〇	—	二六二、五八一	—	四六七、八七一	—	七九七、五八五
卷煙草製造材料	—	五七、〇六三	—	八一、七八一	—	六三三、四五三	—	一九〇、八五[illegible]
家具	—	一三三、三〇六	—	二五九、八五七	—	一二七、三三一	—	一四、六三七
藥品及藥材	—	二五三、四七七	—	二八三、八〇五	—	二五三、一四〇	—	三三、四[illegible]
染料及塗料	—	一六〇、八一七	—	三一八、五三九	—	二一四、六六八	—	六[illegible]、[illegible]四
石油	一、〇四三、一六〇	三七、〇九七	九五三、三六六	二六四、五一三	二八六、五一五	七八、七六六	一、三三七、六五五	[illegible]七[illegible]、[illegible]四[illegible]
機械油	二四、五[illegible]	五、九〇[illegible]	六二、四〇八	七、三七八	三六、八七[illegible]	一五、七〇六	五、[illegible]七	六、八[illegible]
其他油脂	—	三四、七四一	—	三五、五一三	—	[illegible]、六八五	—	六、四六
蠟燭	一、七[illegible]	二八、三六六	三、[illegible]	六六、一七六	一一、五[illegible]	[illegible]、四八[illegible]	三、三五[illegible]	六、八六

八七

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
蠟燭製造材料	—	一六八、四六六	—	一〇三、四四四	—	七一、一一七	—	二一、一四五
石鹸	—	八八、一七六	—	三三、三八五	—	一六八、七三九	—	[illegible]
燐寸	一六四、一九一	六三、三三三	一六八、一一二	一七、三三三	一一、七七七	一七、五五五	三三、一六一	六六、七七七
燐寸製造材料	—	—	—	八、三六四	—	—	—	一三、一一九
薪及木炭	一七、三三三	四、六九五	三一、七六六	八、〇一四	三〇、九一六	八、三一一	一四、七七八	一一、一七一
石炭及コークス	三三三	三三、〇二八	三七〇	一〇、八九四	一一、一四一	三三、一六三	一一、一七一	九、六六六
鐵及鋼	二一、三五八	八三、九二五	一八、六八〇	一三三、三六八	一五、九六五	一四四、四六六	八〇、七一五	三三六、九五五
其他金屬	四六、六二〇	一四七、五六〇	四七一、六六八	一四一、六三三	三七四、八五七	一六一、一三五	五一一、一七一	六四四、[illegible]
金物	—	七三、五七四	—	三一七、九八一	—	一三六、八五六	—	一〇、一五一
機械器具	—	一二六、六八六	—	二〇四、三〇五	—	三四〇、〇一三	—	五五、一一四
セメント	一一、七〇〇	一〇、九〇六	一七、六六七	三四、〇一〇	五七、三三四	六三、九三三	七、七七四	一一、六八八
木材	—	一七五、二七八	—	一五一、七五三	—	三三七、七七七	—	三七、四一一
建築材料	—	五、六八六	—	二九、六一七	—	一八、〇〇三	—	一四、六四三
鐵道材料	—	一〇一	—	三、一三四	—	一三、六七一	—	一一、一一八
電氣材料	—	六七、八三四	—	一六七、〇四五	—	六四、五四二	—	七一、一六六
美術及化粧用品	—	一〇一、二三五	—	九四、四一三	—	一〇三、三九三	—	一一六、八六六
皮革毛骨角牙類	—	九七七、二六九	—	一、八六一、八六六	—	八三三、〇〇八	—	五五、一六六
紙類	—	四三四、八六七	—	五六四、一五九	—	四九七、六六四	—	六六四、七三五
圖書及文具	—	一〇〇、七〇[illegible]	—	一三三、九一四	—	一三三、六八八	—	一〇八、七四〇

硝子板及硝子器	—	二二、四八〇	—	二六、八二一	—	四一、一二四	—	六四、五一五
陶磁器及土器	—	二七、三一四	—	五〇、一八一	—	二三、二四六	—	一二六、八二五
麻袋及其他袋類	四、一八六、〇四四	六八五、〇五七	五、一二一、一四九	三九五、一六〇	四、八八一、〇八一	四六八、七〇四	六、六六二、三六六	六一八、九〇九
其他雜品	—	五一八、四三三	—	二六九、〇四三	—	七三三、四八二	—	一、一九四、三二五
小包郵便物	—	六一、四六四	—	一二六、〇一一	—	一六九、〇六六	—	一九六、三六八
合計	—	三、〇一九、一三一	—	三〇、五五五、二一九	—	二五、三四一、一三一	—	三六、九四四、九一八

(ロ)、安東港輸移出品數量及價額累年比較

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
大豆	四九九、七一七	一、〇一三、一八九	四六七、〇一三	一、一〇六、八五六	三五一、八〇七	九〇〇、四六五	三五七、五〇六	一、〇九九、六三二
其他豆類	一〇五、七九一	二七三、二二四	一二三、一八五	一九八、〇六六	一八一、一三六	四五五、一二一	一七八、八一五	五三五、六一七
玉蜀黍	一二五、〇三一	二二九、五四七	九〇、五一五	一二五、七七三	一二三、七一一	一九九、〇一四	九一、九一五	一八三、八三一
高粱	一五、一七四	三六、六六四	三、四一一	四、九八〇	三〇、六六八	五三、五七五	一七八、五〇〇	三五七、〇四〇
粟	一八、四四七	五一、八三一	三二一、〇六九	八一一、四七一	五一三、八七三	一、五九九、〇〇四	一、七四一、八七七	五、三九九、六九五
小麥	三六、一六三	一三、三一六	一、四五一	四、五六七	六、五一四	六、八七九	四三、四七七	二六、二六六
其他穀物	三、一一一	八、七六六	九、〇七七	二四、二二三	一一、一一五	三三、三三一	九三、一六六	二四四、四九九
胡麻	四、四二一	二、五二一	二、八一三	二〇、一六〇	四、一五三	一九、〇〇三	二〇、五一三	一五五、四七三
瓜子	一	四三	三	三三	一七	六〇	二	一〇六
落花生	二一三	五五三	六七三	二、〇六三	一六三	六七四	五二一	一、八三四
其他種子	九、四六四	四六、二一四	六二、六六五	一七七、五八四	四〇、六八〇	七七、六六五	三、八六六	一三、一二二

品名	大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
野菜及果物	八[illegible]	[illegible]、九五三	一、三〇三	四、[illegible]五[illegible]	一、九九六	九、[illegible]五八	[illegible]、[illegible]五	[illegible]
麥粉	三、[illegible]八[illegible]	一三[illegible]、一三七	四一、一一八	一四五、二[illegible]五	八八、七六六	四六七、九四五	一九一、一四[illegible]	五[illegible]、八一六
素麺	三一七	三、[illegible]六五	三四九	[illegible]、五五六	四一四	四、[illegible]八五	七八五	九、〇三八
鷄卵	一[illegible]	八二	六	五[illegible]	一〇	一二	[illegible]六	[illegible]
水産物	一、七七[illegible]	一五、八六〇	一、一三三	八、二七〇	三六四	四、七九[illegible]	六一六	七、六四[illegible]
支那酒	[illegible]、八五[illegible]	三九、二七[illegible]	二、〇二四	一七、[illegible]二六	一、八〇[illegible]	一六、八〇四	四、[illegible]八	[illegible]四、五四四
煙草	—	一五、六四六	—	九、一九九	—	五、[illegible]六	—	八〇、四八八
其他飲食料品	—	二二、三四六	—	三[illegible]、[illegible]	—	三三、三八[illegible]	—	一九、四七八
豆粕	九三、二〇二	一、五三五、[illegible]二	一、六九七、五二二	二、九七〇、六六[illegible]	一、四五五、七五七	二、四七四、七八七	一、八五八、三〇七	[illegible]、七六六、[illegible]四
豆油	三六、四九八	四五六、九三八	四六、七二五	四九七、九[illegible]五	三二、四六八	三二三、〇一八	三六、〇一六	三六[illegible]、[illegible]六
落花生油	一	一四	二[illegible]	[illegible]六	—	—	一	一
桐油	一四四	三八五	一八	[illegible]四[illegible]	一七	三六[illegible]	一五	[illegible]四
蓖麻子油	—	—	—	—	—	—	—	—
其他油脂	一[illegible]	三六	二[illegible]	八[illegible]	八	八九	三三	七六[illegible]
苧麻	八五六	二、三五〇	五、八五八	四三、三七八	一、九[illegible]五	一七、八四八	六四九	[illegible]、七四八
棉花	三六	六六四	二〇[illegible]	四、[illegible]六[illegible]	七〇八	一九、三六四	一、〇七五	八、[illegible]七
麥稈眞田	—	—	一	三[illegible]	四	八六	—	—
繭	四〇、七六五	七六九、[illegible]四二	四六、八〇五	九一一、[illegible]八四	九六、六〇[illegible]	一、四五一、三五六	四六、六六五	[illegible]、七七四
柞蠶絲	四、三一四	六五八、六四五	五、[illegible]八	一、四[illegible]、〇七八	九、〇五七	二、三四四、六六[illegible]	一七、四七七	五[illegible]六、四八

生絲	二、二七〇	五六六、四二三	—	—	—	—	—	一、四一一
其他蠶業品	—	三〇〇、三七八	—	一四五、四三三	—	二五四、四六四	四	七八二、三七五
豚毛	四	七〇四	三七	三、四四五	三	三七五	八四	五、一八七
羊毛及其他毛	四、三三〇	一七六、七五四	四、三六八	一三八、一一七	二、六九七	九七、九七〇	二、四九三	一〇九、七三六
皮革	—	二〇、二二〇	—	三〇、二六六	—	一二三、〇五五	—	二九四、九一五
角牙	—	—	一、五五六	六、七八一	九三六	四、五五三	—	—
獸骨	三、九〇五	四、七四三	七四、一〇九	九五、三六三	七八、五九一	七四、六一二	四、五六九	四、七四〇
家畜及家禽　大	六六七	七、〇九六	四五一	五、五六四	四三八	六、九三七	一、〇四五	一三、三八二
羽	六一	—	一五九	—	六五	—	—	—
獸脂	九六	一、一六二	六四	七二三	五七五	六、三二九	一〇九	一、四〇五
木材	—	三、六七二、七三五	—	一、四三七、五一一	—	二、〇七〇、〇七一	—	二、八二一、九九九
薪及木炭	三、四二三	二、二七三	九、三八六	五、九九八	四、二一七	二、七三三	三、八八〇	一、九七五
石炭及コークス	二〇七、六六一	一、四七六、二七八	三一九、八二八	一、四四八、六六一	三七、一八三	一、七四四、二三三	二九五、一三一	一、六五七、一三三
其他鑛産品	—	—	—	—	—	一四、二七六	—	一三、一七六
藥品及藥材	—	四三、〇四〇	—	四五、四八九	—	四五、〇三三	—	六四、一四三
染料及塗料	—	一、八三三	—	四、六六五	—	一、九三六	—	七、七一一
人蔘	六、一八一	六、九一三	一八、七七九	一九、三七九	一七、九三七	二三、六八一	二六、二六〇	三五、四六八
金屬及金物	—	七四、二二七	—	一〇一、一三三	—	二六一、四九六	—	九五、七一六
其他雜品	—	六六、三三六	—	一五七、三三〇	—	二六三、五六八	—	三〇九、一四五
小包郵便物	—	八、一五四	—	一三、一四〇	—	二一、三二九	—	一三、三二〇
輸移出計	—	二、七七七、二七四	—	三、七五二、三八〇	—	一五、六二五、八五八	—	二五、四三六、四六二

品名		大正五年 數量	大正五年 價額	大正六年 數量	大正六年 價額	大正七年 數量	大正七年 價額	大正八年 數量	大正八年 價額
再輸移出	支那品	—	一三、〇二四	—	一七、七四二	—	五七、四[illegible]	—	[illegible]
	外國品	—	一九三、三八五	—	三九二、四四一	—	六八〇、四〇九	—	七七、[illegible]
計		—	二〇六、四〇九	—	四一〇、一八三	—	七三七、八[illegible]	—	一[illegible]、七七[illegible]
合計		—	二、九三三、六八三	—	一三、一六二、五六三	—	一六、三三三、七一〇	—	二六、四四四、一[illegible]

四、安東港出入旅客累年比較

年度	入港 支那人	入港 其他	入港 計	出港 支那人	出港 其他	出港 計
大正四年	四四・六七七	三三六	四五・〇一三	一四・三[illegible]八	一九〇	一四・五六八
同五年	四九・三二〇	三[illegible]	四九・六八五	二九・五[illegible]	[illegible]	二九・[illegible]
同六年	五六・一一六	三五三	五六・四六九	二一・七九[illegible]	一六八	二一・九六[illegible]
同七年	六三・四[illegible]	三八[illegible]	六[illegible]・八三一	三一・三[illegible]	一四[illegible]	三一・四六〇
同八年	六[illegible]・八[illegible]	三[illegible]	六[illegible]・一五[illegible]	三[illegible]・六[illegible]	[illegible]	三〇・八四八

五、諸料金

安東港埠頭の作業賃、艀賃及諸船運賃は各運送業者競爭の立場から一定して居ない、左に滿鐵埠頭の作業賃表、艀賃豫定表及雜穀海陸運賃比較表等を揭げて其一般を窺ふことゝする。

（作業賃表中收入とあるは滿鐵が荷主から貨物の船積に至る迄て一切の作業を引受け其代償として得る料金へあつて支拂とあるは其作業に使用する苦力に對する賃金て其差額が即ち滿鐵の收益となる譯てある又水集とは水切、集積。水運とは水切・運搬の作業を意味する）

安東港滿鐵埠頭作業賃

（一）木材作業賃 （單位厘）

種別	作業別	水切、河卸 收入	水切、河卸 支拂	水集、水運 收入	水集、水運 支拂	運搬、集積 收入	運搬、集積 支拂
角材	一、〇〇〇寸以下	二八	三〇・二	一五〇	五三・九	五六	二一・五
	一、五〇〇寸同	二〇	四二・六	一二〇	七四・五	八四	三三・八
	二、五〇〇寸同	三八	五三・九	一三〇	八六・二	一〇二	三九・二
	三、〇〇〇寸同	一六六	六四・七	一七四	一二八・六	一三九	五四・四
	三、〇〇〇寸以上	[illegible]	七八・四	三八〇	一四九・〇	一八〇	七〇・五
丸太	五寸以下	一二	二一・七	三九	一五・一	一九	七・三
	尺同	六六	三六・四	一〇七	四一・六	四六	一七・六
	尺五同	三八	五三・九	一八	八一・二	八四	三三・八
	尺五以上	八〇	七〇・五	三〇〇	一三一・五	一三〇	五〇・九

保管別	木材別	角材 收入	角材 支拂	太招筏 收入	太招筏 支拂	丸太 收入	丸太 支拂
陸上一連一ヶ月		一五	—	[illegible]	—	六	—
水中一連一ヶ月		一三	—	一五	—	[illegible]	—

備考　筏入池料は一台に付一ヶ月金參圓、同繫留料は二十四時間又は其未滿毎に金壹圓、集積及運搬は一五間以内とし一五間以上は一五間毎に倍加料金を申受く。

(二) 船舶作業賃 （單位錢） （一噸に付）

種別		戎克積卸賃	汽船積卸賃 汽船積賃	汽船積卸賃 汽船卸賃	荷繰賃
雜品	收入	四五・〇	六四・〇	七四・〇	三九・〇
	支拂	一五・六	二二・〇	二五・四	一三・二
豆粕	收入	四二・〇	四六・〇	—	三九・〇
	支拂	一四・二	一五・六	—	一三・二
木材	收入	五八・〇	五八・〇	—	—
	支拂	二〇・〇	二〇・〇	—	—
穀物	收入	四二・〇	四六・〇	五八・〇	三九・〇
	支拂	一四・二	一五・六	二〇・〇	一三・二
鹽（一籠に付）	收入	四二・〇	四六・〇	五八・〇	三九・〇
	支拂	一四・二	一五・六	二〇・〇	一三・二
蠶絲	收入	四二・〇	四六・〇	六六・〇	三九・〇
	支拂	一四・二	一五・六	二二・五	一三・二

薪炭 收入	薪炭 支拂	麦粉 收入	麦粉 支拂	セメント 收入	セメント 支拂	牛骨 收入	牛骨 支拂	蛹 收入	蛹 支拂	鑛石 收入	鑛石 支拂
四六・〇	一五・六	四六・〇	一五・〇	五〇・〇	一七・一	八七・〇	二九・九	八七・〇	二九・九	四八・〇	一六・六
五八・〇	二〇・〇	五八・〇	二〇・〇	五八・〇	二〇・〇	—	—	—	—	—	—
六二・〇	二一・〇	六八・〇	二三・五	六八・〇	二三・五	—	—	—	—	—	—
三九・〇	一三・二	三九・〇	一三・二	三九・〇	一三・二	三九・〇	一三・二	—	—	—	—

仲仕賃

	收入	支拂
沖積	三五・〇	一七・一
棧橋積	二〇・〇	九・八

（三）石炭作業賃　（單位錢）（一噸に付）

作業別	料金 收入	料金 支拂
貨車賃	三五・〇	七・八
同卸	三五・〇	七・八
同積替	二二・〇	六・六
艀直下	三九・〇	一一・五
戎克貯炭直下	三九・〇	一六・五
汽船貯炭直下	四五・〇	一一・六
港內艀賃	一三・〇	三三・〇
三道浪頭艀賃（荷物料）	一七五・〇	五九・八
	二二四・〇	六六・〇

作業別	料金 收入	料金 支拂	備考
港內沖積（荷物料）	五八・〇	七・八	貯炭場荷繰は二〇間以上は二〇間毎に金貳錢を加ふ。
	六八・〇	一一・一	
三道浪頭沖積（荷物料）	六八・〇	三〇・五	
	一三三・〇	三九・六	
看貫料	五・〇	一・〇	
構內運搬	九七・〇	三〇・七	
構外運搬	一三三・〇	三五・六	
貯炭場荷繰	一七・〇	五・三	

六、解賃

イ、安東新義州起點木船接續解賃率豫算表（大正九年二月十日調）

品種	單位	多獅島 新島 大東溝	龍岩浦及其附近	三道浪頭	港內
大小豆（五斗叺）	叺	円 .二五〇	円 .二三〇	円 .一五〇	円 .〇六六
豆油箱	箱	.一五〇	.一二〇	.〇八〇	.〇四〇
豆粕	枚	.一〇〇	.〇八〇	.〇六〇	.〇二五
雜貨類	噸	三.〇〇〇	二.五〇〇	二.〇〇四	.八〇〇
製函材	尺〆	.八〇〇	.七〇〇	.四〇〇	.一五〇
木材（原材）	同	一.一〇〇	一.〇〇〇	—	—
製材	同	.九〇〇	.七五〇	.四五〇	.一八〇

備考　他の輸出入貨物は大約雜貨と同じ割合である

總商會、安東、三道浪頭間解賃

棉花一袋　小洋　貳角五分

豆粕千枚　同　二拾五元

綿布一梱　同　二円五分

野菜一籠　同　一角四分

豆油　同七分

ロ、輸出入貨物艀船賃率表（大正九年七月十八日鴨綠江艀船組合）

品目	數量	自安東縣至三道浪頭	自安東縣至龍岩浦	自安東縣至新島	摘要
セメント	壹樽	円 .三五〇	円 .四三〇	円 .五〇〇	
麥粉	壹噸	一.四〇〇	一.七〇〇	二.〇〇〇	四十袋ヲ以テ壹噸トス
大豆粕	壹枚	.〇四二	.〇五〇	.〇六〇	
雜穀	壹石	.二六〇	.三二〇	.三七〇	六石ヲ以テ壹噸トス
パルプ	壹梱	.三一五	.三八五	.四五〇	
豆油	壹箱	.〇九〇	.一〇五	.一二〇	
牛骨	壹噸	二.〇九〇	三.一〇五	三.一二〇	四十才ヲ以テ壹噸トス
蛹	壹噸	二.六〇〇	二.〇五〇	三.五〇〇	
煉瓦	壹噸	一.七五〇	二.一三〇	二.五〇〇	三百三十枚ヲ以テ壹噸トス
鑛石	壹噸	一.四〇〇	一.七〇〇	二.〇〇〇	一千五百斤ヲ以テ壹噸トス
雜貨	壹噸	一.五四〇	一.八七〇	二.二〇〇	四十才ヲ以テ壹噸トス
製材	壹噸	一.五四〇	一.八七〇	二.二〇〇	同
原木	壹噸	二.一〇〇	二.五五〇	三.〇〇〇	同
柳丸太	壹噸	二.八〇〇	三.四〇〇	四.〇〇〇	同
重量品	壹噸	一.四〇〇	一.七〇〇	二.〇〇〇	二十貫以下
同	半噸以上壹噸半以下	二.一〇〇	二.五五〇	三.〇〇〇	

以上

備考　重量品として一噸半以上五噸以下及長物は取扱の難易により其都度協定すること

七、運賃

（イ）雜穀　一噸に付

安東大連間		金四圓
安東天津間		金六圓
安東青島間		金七圓五拾錢
安東芝罘間	（山繭一籠）	一兩二匁、
	（雜穀一表一五〇斤）	二十錢（兩）
安東龍口	同上	二十五錢（兩）
安東天津	同上	三十二錢（兩）

（ロ）木材

安東大連間	一、〇〇〇才ニ付（二噸）	四兩五匁
安東芝罘間		四兩

安東 青島間 四兩五匁

(八) 豆粕海陸運賃比較表 (一噸單位)

(一)

汽船積	金額	汽車積	金額	備考
安東、門司間、運賃	円 五・〇二〇	安東、釜山間、汽車賃	円 一〇・四三〇	豆粕三三枚ヲ以テ一噸トス
本船迄艀賃	一・九八〇	積込費	・二五〇	本船ハ三道浪頭ニアルモノトシテ安東ヨリノ艀賃
艀積込埠頭扱賃	・四二〇	接續費	・五〇〇	船積ハ關門間運賃同一トス
稅金ノ差	・四〇〇	釜山門司運賃	四・三三五	海上保險ハ陸上割安ナリ
門司艀賃及水切	一・四八五			
ホーム迄馬車賃	・六二〇			
貨車積賃	・五二〇			
合計	一〇・四四五	合計	一五・五一五	

雜穀海陸運賃比較表 (二)

汽船積	金額	汽車積	金額	備考
安東、阪神間、運賃	円 七・八〇〇			神戸港ハ海陸連絡ノ利便ナルガ故ニ接續費輕減
本船迄艀賃	五・三二〇			關門ヨリ割安
艀積込埠頭扱費	・九二〇			
	・九八〇			
	・四二〇			

費目	金額
稅金ノ差	.七二〇 .四〇〇
神戸艀賃	一.五三〇 ×一.三二〇
水切賃	.四八〇 .三三〇
倉入又ハ貨車積	.九〇〇 .六〇〇
合計	一三.七七〇 ×一〇.三七〇
安東、釜山間、運賃	一〇.四三〇
積込費	.二五〇
接續費	.五〇〇
關釜間運賃	四.五〇〇 ×三.八二五
下關神戸間運賃	四.四〇〇 ×三.七四〇
合計	二〇.〇八〇 ×一八.七四五

尙汽船積ハ本表外ニ倉敷料又ハ金利等有利ノ點アリ
又艀積込ノ場合上濟(稅關前)ニテ荷役スレハ埠頭積(滿鐵)ニ比シ運搬賃及積込手數料ニ於テ豆粕一枚ニ付約二錢餘安ク積出ノ利アリ
海陸諸掛ノ差 六圓三拾一錢
×八圓三拾七錢五厘

八、海運業者

安東に於ける海運業者は別項の如く、大連汽船出張所、政記輪船公司支店及人和航業公司の三店であつて其他は臨時出入汽船代理取扱又は艀船取扱店てある。

名稱	本店支店關係	資本	一年取引高	從事員數	備考
大連汽船安東出張所	本店大連	二、〇〇〇、〇〇〇円	六四〇、〇〇〇円	日人 八 支人 二七	大正四年三月出張所開設
政記輪船股份有限公司支店	本店芝罘	大洋一〇、〇〇〇、〇〇〇弗 內二分ノ一拂込	五〇、〇〇〇兩	支人 四〇	同九年壹月株式組織ニ變更
人和航業股份有限公司	本店安東	小洋一、五〇〇、〇〇〇弗 內四分ノ一拂込	六〇、〇〇〇兩	支人 三五	同九年三月設立開業
三省洋行	—	—	—	—	大阪商船代理店
鴨江商會	—	—	—	—	艀船取扱

松原商店	――――	朝鮮郵船會社代理店
共益商會	――――	艀船取扱
門田商會	――――	同

第五節　葫蘆島築港

一、概説

葫蘆島築港問題は大正八年末より大正九年にかけて一時世間の耳目を聳動した、同問題は前淸時代連山灣築港問題として時の東三省總督徐世昌に依りて主唱され一時世間の問題となつたか支那第一革命の內紛に因つて立消えとなつた所のものである。

連山灣築港と云ひ葫蘆島築港と椽す、所詮京奉線の一驛連山より南に分岐せる支線の終點葫蘆島の築港を意味するものにして連山灣と云ふは卽ち廣義の名椽と見てよい。蓋し葫蘆島の築港は第一節に於て述へたるか如く大連の出現に因りて營口の繁榮を奪はれたものを之に因て抵制回收せん爲めに計畫されたものであつて其實現の動悸か此處にある以上刮目して見るへきものであろう、吾人は其前提として先つ葫蘆島の價値について硏究せねはならない。

二、地勢

位置 葫蘆島は奉天省遼瀋道錦縣の南端に位し連山灣（一名錦州澳と稱す）の南を劃して突出する細狹なる海角の謂にして北は連山灣を包繞して北角の西海口と相對し灣外の小島大筆架山を望み南は海を隔てゝ遙に軍港の候補地興城縣屬菊花島（一名大海山 舊名覺華山）と相對して居る。

地勢 京奉鐵道の連山驛より此地に到る七・一哩其間南方に稍高峻なる茨兒山を望む外其他は概ね平坦なる耕地である、望海寺附近より半島を成して俄に山岳聳立し西門山に至り地勢頓に蹙迫して幅員約一町の地峽となり再び山岳峥嶸し大孤山、後頭山、斷頭山、葫蘆山等を起し約三哩にして渤海灣に盡く。其間陸地斷たんとして復續き諸山縈繆すること恰も葫蘆に似たり是れ葫蘆島の名を得た所以である、

築港區域 葫蘆島附近は望海寺に狹小なる平地を有する外其他概ね山岳を以て包まれ而も岩石磊磊として樹木を見ない、半島の北面は俗に之を北海と稱し連山灣を包みて波浪穏かであるか海淺く冬季氷結して船舶の碇泊に適せない、又半島の南面は之を南海と稱し渤海灣の激浪を受け海岸は侵蝕せられて斷崖屹立、三〇〇呎に及ふものかある然れとも海深く結氷の憂なきか故に適當の工事を施さは海港となすに難くはない、葫蘆島の築港なるものは即ち此海深と不凍とを利用して人工的船舶碇泊地を築造し北海の淺水を利用して市街地を埋築せんとするに在る。

水深　或る筋の調査に依れは南海の波浪南風に際して其高さ十餘尺に及ふことあり。干潮面下の水深は西門山（地帳の西方）附近に於て一八呎內外、海岸を距る約四、〇〇〇呎の處に於て二十四呎乃至二十七、八呎あり、北海は干潮時全部露出するを以て廣大なる埋築地を作るに足る、風向は冬季約

潮位　北風七南風三の割合であつて夏季は南風若くは西南風多く潮水最大干潮の差は約十九尺、氣温

氣温　は營口と略類似する。北海は氷發生すると共に浮氷漂着場たる觀あるも南海は葫蘆島に依て北

（結氷の有無）　風に際し流氷を遮開せらるるを以て結氷せない、假令結氷するも極めて薄弱である、又防波堤を築造するときは港內の凍結を却て助長せんことを憂ふる者あれとも大連港の經驗に依て徵するに結氷の恐るへきは流氷の重層凍結するに在つて自然凍結は恐るるに足らすと云ふ、

三、價値

葫蘆島は港灣夫れ自身としては遼西地方の背景餘りに狹く左程の價値を認められないか鐵道其他の交通機關と適當なる聯絡を保つ時は熱河管內、蒙古及北滿貨物の呑吐港として價値の存するものである、現在は只支線に依りて京奉線に連絡し、海に依りて南滿及北支の諸港に對して居るのみであるか今築港及豫定線路敷設されたるとして試に葫蘆島より各地に至る距離を示せは左の如くである（哩は貨物輸送計算哩　浬は圖上略測に據る）

連山驛（鐵道）	七、一哩	錦州（鐵道）	三九、〇哩
營口（鐵道）	一三五、〇	營口（海路）	六三、〇浬
奉天（鐵道）	一八五、〇	大連（海路）	一八五、〇
天津（鐵道）	二六六、〇	天津（海路）	二四六、〇
秦皇島（鐵道）	一〇二、〇	秦皇島（海路）	九八、〇
北京（鐵道）	三五二、〇	芝罘（海路）	一九八、〇
新邱（豫定鐵道）	一一五、五	朝陽（豫定鐵道）	九九、〇哩
開魯（同　）	二六七、〇	赤峰（同　）	二三二、〇
洮南（同　）			
齊々哈爾（同　）			

然れとも其地山多くして平地に乏しきか爲め堅牢なる防波堤を築造して渤海灣の激浪を防き、淺海を埋立てて市街地を築造するにあらされは之を海港として使用すへからす故に築港工事を施さす鐵道を敷設せさる現狀の儘にては單に自然の地形を利用して交通する民船の碇泊地としても不適當な位である。

四、築港問題の經過

上述の如く葫蘆島築港問題の動悸は滿洲の利權日に外國に移るを憂へ、大連港に匹敵する不凍港を開き以て日本の滿蒙經營に對抗し旣失の利權を恢復せんか爲め時の東三省總督徐世昌に依りて提唱せられたるものであつて先つ光緒三十四年(明治四十一年)奉天勸業道黃開文を以て總辦とし天津より英國人技師ヒユーズを聘して技師長と爲し同年七月より九月に亘り遼西地方海岸一帶を視察せしめたる結果、連山灣の一角葫蘆島を以て最も適當なる商港地と認め、左記設計に基き其工事に着手せんとした。

築港の計

奉天より葫蘆島に至る距離は大連に比して約六〇哩近く秦皇島に比して九二哩近きか故に之を以て東三省の門戶と爲すに足るとし先つ鐵道を敷設して京奉線の一驛に接續せしめ、又築港工事に關しては半島の南端より埠頭兼用の防波堤長さ一萬六千呎(最初五千四百呎)幅百呎のものを築造し、水深は最大部分に於て吃水三十呎、一萬噸級三隻、を同時に繋留し得へく港內に一四隻を碇泊し得へき設計を立て港口は干潮面下三十呎の水深を保たしめ且之を廣くして冬季氷の港外に流出するに便し、北海を埋築して市街地と爲し其北方に民船の碇泊地を設け倉庫は防波堤上及防波堤に近き地點に設け軌條を以て各倉庫を連絡すへく、船渠は南海灣內に築造し並

に附屬する各般の設備を施さんとするものであつて其經費は約英貨八十萬磅、完成年月を約六年と豫算した、

既施工事

斯の如くにして明治四十三年十月工事に着手したか僅に其一部分を築造せるのみにして翌四十四年十月革命の爲め工事を中止するの止むなきに至り、民國二年再ひ起工したるも幾何ならすして資金缺乏の爲め之を中止した。而して右工事に費したる既出額は約百萬元と言ひ三百萬元と稱するも明確なる數字を得難く其出途は奉天省よりせるものである。

連峰鐵路商埠有限公司の計畫

民國五年十月通裕鐵路煤鑛公司總辦陳應南より連峯鐵路商埠有限公司設立方を奉天省長に申請した、其計畫は錦州、赤峯間の鐵道敷設及葫蘆島築港にあり、民國六年一月に至り、奉天省長は其趣旨に賛成するも葫蘆島は大連、天津等と爭ふこと能はさるか故に比較的有望ならさる築港及鐵道に資金を投するよりは先つ沿線地方の鑛山に著目するを得策とすへく且該公司の計畫は將來日露兩國との國際的紛擾を惹起するの懼あり、加ふるに埠頭事業を民營とするは對外關係上遽かに之を許可し難きを以て先つ鑛山の試堀を行ひ銀行を開辨し基礎定つて後着手すへしとの理由を以て不許可となり、築港工事は中止の儘荏苒日を送るの已むなきに至つた。

最近の建築問題

然るに民國八年より九年に亘りて葫蘆島築港問題は再ひ世上に喧傳せられた。該計畫は同島

築港事業を奉天省及交通部との合辦事業となし資本金を一千萬元として兩者各其一半を支出することとし、交通部は京奉鐵路局の純益より五百萬元を支出し之に依りて先つ工事に着手し奉天側よりの出資は數回に分ちて出すこととし周肇祥（前湖南省長）を開埠督辦に任命し一方奉天省より省公署顧問許藻章を北京に派遣して辦法及諸問題を商議せしめた、其辦法は、

一、督辦一員を設け、交通部及主管部奉天省より大總統に申請任命し、以後若し變動あれは奉天省と協議すへく、督辦以下の各員及ひ内部組織の詳細章程は督辦より草案を起稿し、交通部及奉天省の認可を經て之を決定す、

二、地方行政權は完全に奉天省に屬するも、工事期間中及將來開港に際し、其關係する事項にして地方行政に屬するものは均しく督辦より奉天省の賛意を得て施行し、當各關係主管部に報告して、認可を得へし

三、工事事務に關して交通部及奉天省は均しく調査することを得、但し該島の工事に就て以前已に奉天省の工事に着手せる地上の建築物、水上の提基及其他の物件に關し、消費せる總ての資金は何れも記録を有し、調査し得へきを以て該局（葫蘆島商埠局）は之等の經費を評價して、引繼を受け奉天省は其價格を出資額の一部となす、

四、經費は交通部と奉天省と各一半を分擔す其交通部より支出すへき一半の經費は同港を擔保として外欵を借用せさる事及將來如何なる方面に論なく該港を擔保として第三者と別種の條件を結はさることを聲明す。

五、交通部より支出すへき經費は時期に從て支出すへし、如何なる困難に論なく資金缺乏の口實を以て其支出を停止することを得す、將來交通部の支出每に奉天省も同額の經費を支出す、若し該局の引繼を受けたる工事費の原價を未た奉天省に交附せさる時は奉天省は其價格を以て經費の支出額と見做すことを得。

然れとも財政困難なる支那政府及奉天省として果して該計畫を實現し得るや否やは未た遽かに逆睹し難い。

第二章　河運

第一節　概説

遼河

滿蒙に於ける河運として見るへき河流は遼河、鴨綠江、松花江、黑龍江の四とする、遼河は元南滿洲の交通路として重要なる地位を占めて居たか上流より流下する土砂の爲め年々河床を埋むること之に殆んと平行して敷設せられたる南滿洲鐵道とは昔日の繁盛を奪へて今や當年の面影を存せない。

鴨綠江

松花江 黑龍江

鴨綠江は滿鮮の境を流れ洋々黃海に注ぐ大江にして附近に之と競爭すへき交通路なきも流域多く山嶽地帶に屬し且つ淺瀨難硝多くして其交運を妨くること頗る大、從つて河運としての價値多からす之に反して北滿の松花江、及ひ黑龍江は尙ほ幾多の難所あるも大體に於て江水深く汽船の航行を見今日依然として交通上重要の地位を占め流域一帶の開發に資する所甚た大きい、但し兩江は共に經濟的南滿洲の港灣に流入せすして荒涼たる北地に向へるは同江の交通路たる價値を減すること夥しい。

滿蒙河流の通弊

滿蒙の河流を通して尤も其水運を阻害するものは冬季約半ヶ年の結氷であつて船舶の航行全

く杜絶する、然れとも此期間は道路交通の全盛期にして橋梁なき滿蒙の河流は自然の橋梁となり、又は河身に沿ふて橇の運行を見ることありて僅かに其缺陷を補ふて居る、

流域及航行區域

以下各項を分ちて各河流につき說明する但し黑龍江は近く出版さるへき西比利亞年鑑に讓り此處には遼河、鴨綠江、松花江の三河につき記述する所あるてあらう。

第二節　遼　河

一、概　況（遼河の地理的考察に就ては本全書地理篇參照）

遼河の使命

遼河は源を內蒙古に發し東流して通遼縣を經、遼源縣に入り三江口の上流一〇支里の地點に於て東遼河を合せ南流して昌圖、康平、法庫各縣の境界を過ぎ鐵嶺縣に入り、馬蜂溝より西南に折れ新民、遼中二縣の管內を貫き海城縣管內三叉河に於て太子河、渾河の支流を合せ田莊臺を經て營口に至り始めて海に注ぐ、其舟楫の便あるは本流に在りては鄭家屯、營口間一、五二一支里、支流にありては太子河は韓家店子三叉河間四〇〇支里、渾河は長灘三叉河間四一〇支里とする。

遼河は南滿洲の平野を貫流するを以て其流域に於ける生産物の輸送に多大の便利を與へ鄭家屯、通江口、昌圖、開原、鐵嶺、遼河、法庫門、新民、田莊臺等の都邑に聚集する生産物は其地に消費するものと鐵道輸送を除く外直接又は間接に此水運を利用し年々營口に向け輸出し同時に營口に輸入する內外產の貨物は此等の市場を經て其他に分布せらる而して此輸出入の關門

たる營口の生命は實に遼河水運と運命を共にするものと謂はなければならない。

使命と障害

然れとも從來滿洲の發達に重大なる使命を有して居た遼河は年々上流より土砂を流下して河底を游塞し各處に淺瀨を作り航行を阻害すると共に重要物資の輸送期である冬季四ヶ月間は河水氷結し交通杜絶する缺點ありされは年々鐵道に壓倒されて露治時代に於て一萬餘隻の輸送船を有した遼河は我南滿鐵道の輸送事業を開始してより頓に貨物の吸集を奪はれ今や三千五百隻內外の少數に減するに至つた。

貨物輸送量

然れとも爾來年々輸送する貨物數量一定し、大體に於て下航貨物に在りては、穀物百三、四十萬石（內大豆百萬石內外）、上航貨物に在りては雜貨商三十萬件內外あり、而して其穀物の仕出地及雜貨の分布範圍は道路或は相場の關係に因り時々多少の變化あるも前に述へたる市邑の外、河東にありては流河と鐵道との中間線內にして河西は京奉、四鄭兩鐵道沿線を除く所謂遼西一帶の地である前者は地味一般に肥沃なれとも後者は之に及はす且つ年々水害を蒙ることあつて地の利に於ては遠く我南滿鐵道に及はないか運賃の低廉と從來の慣習とは今尚は遼河の生命を保存する所以てある。

鄭白間の水運

備考　（從來鄭家屯の上流遼河迴航は達爾漢王府より嚴禁されて居たか、今回天津人劉雲卿なるもの關係王府及支那官廳の諒解を得且つ奉天省長の許容を得て遼河河運公司を組織し資本金一萬元を以て鄭家屯、通遼間の貨物水運の方法を立て目下民船三隻を以て試航中てある航路は鄭家屯より二百支里を迴航し大罕に至りて清河に入り更に一七〇支里を迴航し通遼縣の南方一五支里の地點なるハイショウリーに至るものてあつて將來は吃水一尺五寸、五石積の新造船拾隻を以て之に充つる筈）

二、遼河本流埠頭

遼河の碼頭（埠頭）は多くは河水灣曲せる深處を擇ひ出貨地との地理的關係上便利の爲に設けらた自然的埠頭であつて護岸工事を施ささるも牛槽船の碇泊及貨物の積卸には不便を見ることはない、遼河本流に於ける最上流の埠頭は鄭家屯の東方四支里なる劉家溝（明治四十三年開放せらる）であつて之より以下大小合せて五十餘あり、其内



（鄭家屯遼河埠頭）

貨物積卸の繁多なるは三江口、通江口、英守屯、馬蜂溝、抑柏松、三面船、門家灣、田莊臺、營口で、其他の埠頭は皆秋季新大豆出廻時に於て船戸若くは穀物商か直仕入に赴く處なるを以て、船店棧房等の設備なく唯附近の村落より官許を得たる經紀（仲介人）の出張所として設けられた高粱稈建の假小屋あるのみ、結氷中は陸上けされた船隻の看守人以外居住

各埠頭の距離

者を見ない處か多い。左に上流鄭家屯、下流營口間の重要埠頭沿岸村落及水路里程を掲ぐ。

地名	位置	營口よりの水路里程 支里	鄭家屯よりの水路里程 支里	馬蜂溝よりの水路里程 支里	船捐局、經紀房、檢票所
鄭家屯	右岸	一、五二八	—	六六〇	船店五
三江口	右岸	一、四四八	八〇	五八〇	船店三
通江口	左岸	一、〇三八	四九〇	一七〇	船店一代理店七
英守屯	左岸	九一八	六一〇	五〇	船店二
馬蜂溝	左岸	八六八	六六〇	—	船捐局、驗票所
柳柏松	右岸	七八〇	—	八八	經紀房五
石佛寺	左岸	七〇〇	—	一六八	驗票所、經紀房三
三面船法庫埠頭	右岸	六八五	—	一八三	船捐局、船店二、驗票所
遼兵塔	右岸	五九五	—	二七三	經紀房四
門家灣新民埠頭	右岸	五二一	—	三四七	經紀房二
老達房	右岸	四〇〇	—	四六八	船捐局、經紀房
卡力馬	左岸	三四五	—	五二三	
達蓮堡子	右岸	二九三	—	五七五	經紀房八
三叉河	左岸	一七三	—	六九五	
田莊臺	右岸	六〇	—	八〇八	
營口	左岸	—	—	八六八	

鄭家屯、馬蜂溝間六六〇支里　馬蜂溝、營口間八六八支里　鄭家屯、營口間一、五二八支里

航行日數及往復回數

營口及其他各埠頭間の航行日數並往復回數は水量の增減、風の順逆、積載貨物の多寡に因り一定し難い、左に前課員上田賢家氏の遼河水運に依る統計を掲くる、但し往復回數は上下航行日數の外貨物の積卸及荷物待受に費す日數を加算し每年約七ヶ月間に航行し得る回數を示すものである。

地名	下航日數	上航日數	往復回數
鄭家屯	十五日	十九日	四回
三江口	十四日	十八日	四回
通江口	十日	十三日	八回
英守屯	九日	十二日	九回
馬蜂溝	八日	十一日	八回
三面船	六日	九日	十回
門家灣	五日	七日	十回
平家堡	五日	六日	十一回
老達房	四日	五日	十二回
卡力馬	三日	四日	十三回

擱座

下航は順風に遭へは一日二百二、三十支里を航行し得へく鄭家屯、三江口間は一日の航行に

七、八回、三江口、通江口間は四、五回、通江口、鐵嶺間は三、四回鐵嶺下流三叉河迄は二回乃至三回擱座することあり、又三叉河下流は潮の張落に因り航行を中止せさるへからさることあれと、上航には積載貨物少量なるを以てそれらのことかない。

航行中船夫の勞働時間は黎明より薄暮に至り一日の平均航程は下航百十支里上航八十五支里位てある。

三、輸送機關

（一）、船舶の種類及隻數

舢板　遼河を上下する船舶は舢板、牛船（牛子）槽船（槽子）及撥船の四種にして、其中舢板は重に營口附近にて渡船又は艀として用ひられ、長方形の小形槽船にして帆力槽力を用ひ乘客十人内外を乘す。

撥船　撥船は形狀大きくして吃水深く大小二本の檣を立て、二百石積にして增水期には三叉河迄遡航し得れ共、平水期は營口田莊臺間を往來し大貨物を積載し汽船との連絡用の沖荷役船となる、然り而して遼河の最も主要なる船舶は即ち牛船及槽船とす。

牛槽船の隻數　牛槽船の隻數につきては統計の據るへきものなけれとも一般の槪例によれは日露戰前に約一萬數千隻に達したるも戰後に於ては激減して今日に於ては一千四五百隻に足らすと云ふ、而し

て牛船、槽船の隻數步合は牛船三分の二、槽船三分の一位と見て大差はあるまい。

（二、船舶の構造及積載量

槽船の積載量は五〇石（一〇噸）乃至一五〇石（三十噸）にして八、九十石積（一六噸より一八噸內外）のもの最も多い。牛船の構造は槽船と大體に於て同しく前者に比して粗造にして船齡短きの欠點あれとも船費低廉にして操縱自在、輕快なる點に於て優る、積載量は三十石（六噸）乃至九〇石（十八噸）にして六七十石積（一二噸より一四噸）のもの尤も多い。

造船　造船は從來通江口、馬蜂溝、田莊臺、營口等にて成されたか水運衰退の結果近年は田莊臺、營口等に於て山海關、天津、山東等より出稼船大工を招徠して新造し、修繕も同樣冬季陸上け期に於て夫等の手によりて行はれる、新造の船價は牛船四十石積小洋四〇〇元槽船六十石積同上六五〇元位てある。

（三、水運業者及同業組合

船戶　遼河航行の牛槽船所有者は天津人最も多く全數の約五分の三を占め次に沿岸土人山東人とする、船主は一隻乃至一〇隻を有するものあり彼等は船店又は商賈の依賴を受け貨物を輸送し運賃を得るを目的とすれとも中には各地の相場を對照し上流より農作物を仕入れ營口に輸送賣却

し或は大民船等に積換へ天津、芝罘地方に移出取引するものあり殊に秋季新穀出廻期に於て自己計算の下に營業するものか多い、之を船戸と云ふ。

同業組合

此等水運業者は前述の如く天津、山東及沿岸の土民なるか彼等は水難等の相互救難をなす爲め主として同郷の船戸を網羅して同業組合を設く之を船會と稱する。現存の船會は營口に一八個あり、其事務所は多く取引せる大棧房又は船店に置く。

（四）、船　問　屋

船店の業務

前記船店とは船問屋の意である、船店は貨主と水運業者との中間に立ちて船舶の雇入れ貨物輸送の取次き、納稅手續其輸送上一般の周旋をなすものであつて多くは棧房（又糧棧とも稱し穀物問屋にして雜貨をも取扱ふ）を兼業するを以て其組織は普通棧房と同しく客商に代りて穀物の賣買をなし又囤を設けて客荷の保管をなし一定の手數料を得るものなるか故に荷主か貨物の輸送をなさんとする時は直接に水運業者に託せす必す船店の手に委託するものとする、船店は又自店の營業として船舶を有し相場如何により貨物を他地方に輸送し之を賣却する事もある。

かくの如き業務を營むを以て船店は皆廣濶なる庭（院子）、大家屋を有し別に客室を設けて取

引客、船主、把頭（把頭は一隻或は一班船舶の總支配人とも云ふへく船主を代理し、船主に對し一切の責に任し、船頭船夫の任免より船舶の航行、碇泊、荷物の吸集等を掌り、利益の有無大小は一つに其手腕に係る）を寄寓せしめる、而して客商の取引は必す其寄寓する船店の手に委託するを習慣とする、此等の關係により船店は荷主と水運業者の間に確實なる地位を占め貨物の濕潤、損失等に對する保證として送狀を發行するを以て水運業者に對し支拂ふへき運賃も積込みの際半額乃至七八割を先渡し殘額は目的地到着の上損失の有無を確めたる上荷主より之を支拂はしむることとなつて居る。

經紀房

又經紀房なるものかある、經紀房は船店を有せさる碼頭（船舶寄港地）に於て船店の營業と等しく穀類其他雜貨の賣買、仲介及水運一切の周旋をなすものにして開河後附近の村落より碼頭に來りて營業を始め封河後自家に歸り其間何等大仕掛の設備を有せすして高粱桿等にて造りたる一時的掘立小屋を立て、營業をなすに過きぬ。

大屋子

大屋子と稱するものあり即ち雜貨問屋にして貨物賣買の仲介を業とし、一定の手數料を得るを目的とし恰も船店と同性質のものである、營口には約一五〇家內外の大屋子ありと云ふ。

鏢局

この外從來運送中掠奪特に馬賊の襲擊を避くる爲め豫め馬賊を買收して其被害なからしむる

爲め荷主より豫め一定の保險料を徴收して之を保證する鏢局なるもの甚た多かつたか遼河水上警察の完備と共に漸く其數を減し今や其名を留むるに過きない。

四、貨　物

遼河に依りて輸送する貨物は之を大別して上航貨物と下航貨物とに分けることか出來る。上航貨物は日本、南支那及諸外國より輸入し營口を起點とし各碼頭に分布するものにして綿絲布、砂糖、石油、燐寸、陶磁器、紙類、茶、鐵類、葦蓆等の雜貨及鹽石炭を其主なるものとし、下航貨物は滿洲の特產物なる大豆、高粱を筆頭とし其他の雜穀、瓜子、豆粕、豆油、燒酒、土堿（天然曹達を粗製したるもの）、面堿（土堿を精製したるもの）、獸皮、獸毛、獸骨、甘草、葉烟（葉烟草）等て、其一部分は通江口、鐵嶺等に荷卸するも大部分は營口に向つて輸送する。

貨物の數量は精確に知るを得す殊に上航貨物につきては船店大屋子等の言に聞いても區區として知り難く、各方面の言を綜合すれは雜貨十七萬件、鹽一千五百萬斤石炭四百萬斤內外と推定される。

下航貨物については營口に於ける最近五ヶ年間三井洋行の調査したる大豆、豆粕の水運に依りて集る數量を左に掲けて參考に資する。

品名	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年
	噸	噸	噸	噸	噸
豆粕	二五、九三五	二七、三五一	一六、〇三六	一三、一三三	二七、〇九九
大豆	一三六、二〇七	一一四、七七八	一四七、六二〇	八〇、四四一	七〇、六九〇
計	一六二、一四二	一四二、一二九	一六三、六五六	九三、五七四	九七、七四八

五、運　賃

運賃は水量の増減、舶船及貨物の多寡其他貨物託送の方法により昂落ありて一定し難く、一般に春季解氷の時は船舶少く貨物多くして運賃高を呼ひ、夏季増水期は貨物少く船舶多くして運賃低く晩秋は減水して航行困難なり且新穀出廻り盛なれは再ひ運賃高となる、而して上航貨物は船店大屋子に依頼し又は直接船を雇入れて輸送するを以て運賃一様ならす、下航貨物は各地習慣を異にすと雖船店合議の上決定するを以て普通とす。

上航貨物は普通一件を單位とし小洋錢建とする、一件は一二〇斤にして一斤は日本の一四五匁に當るを以て約一〇八斤強即ち十七貫四百匁に相當す、然れとも貨物の種類に依り重量及容積に差異あるを以て船店、把頭間に於ては左の如く決定して居る。

綿絲一梱　二件半　　大尺布一梱　二件　　卷烟草一箱　二件

花旗布	一梱	二件	打運布	一梱	一件半
海紙	五梱	一件	火油(石油)	五箱	二件
洋火(燐寸)	四箱	一件	糖	一包	一件
葦蓆	二十枚	一件	洋蠟	四箱	一件
靛油	一桶	一件	洋釘	一桶	一件
茶	一箱	一件	干魚	一包	二件
罐頭(罐詰)	十五個	一件	對口鍋	三個	一件

下航貨物は農產物全部を占むると云ふも不可なく、之れ以外は鄭家屯より曹達、獸皮、獸毛等僅小あるのみ、農產物は之を二種に分ち、小麥、綠豆、吉豆、粟等は細粮と稱し一石(營口料)三百四十斤乃至三百五十斤あり又大豆、高粱、包米(玉蜀黍)、蕎麥等は之を粗粮と云ひ一石三百斤內外である。

今數年前調查課の統計し得たる、遼河舟運送賃表を左に揭くる。

地名	自營口哩程	下航大豆一石（積込地ノ斗）ニ付運賃 一石ハ約〇・一六二五噸 最高	最低	一英噸哩當 最高	最低	平均	上航雜貨一件ニ付運賃 一件ハ約〇・〇六四七噸 最高	最低	一英噸哩當 最高	最低	平均
鄭家屯	哩 五六六	元 三・二〇	元 二・三〇	元 〇・〇三七	元 〇・〇二六	元 〇・〇三二	元 一・五〇	元 〇・九〇	元 〇・〇四[illegible]	元 〇・〇二六	元 〇・〇三四
三江口	五〇八	三・〇〇	二・〇〇	〇・〇三六	〇・〇二四	〇・〇三〇	一・三〇	〇・八〇	〇・〇三九	〇・〇二四	〇・〇三三
通江口	三六四	二・三〇	一・五〇	〇・〇三九	〇・〇二九	〇・〇三三	〇・[illegible]〇	〇・六〇	〇・〇三八	〇・〇二九	〇・〇三[illegible]
英守屯	三一三	二・〇〇	一・一〇	〇・〇三九	〇・〇二二	〇・〇三〇	〇・八〇	〇・五〇	〇・〇三八	〇・〇二四	〇・〇三二
鐵嶺	二〇四	一・六〇	一・一〇	〇・〇三九	〇・〇二三	〇・〇三二	〇・八〇	〇・五〇	〇・〇四[illegible]	〇・〇二五	〇・〇三三
柳柏松	一七三	一・五〇	一・〇〇	〇・〇三四	〇・〇二五	〇・〇二八	〇・七〇	〇・五〇	〇・〇三[illegible]	〇・〇二八	〇・〇三三
石佛寺	一四六	一・三〇	〇・八〇	〇・〇三三	〇・〇二二	〇・〇二八	〇・六〇	〇・四〇	〇・〇二七	〇・〇二五	〇・〇三一
三面船	一四〇	一・二〇	〇・九〇	〇・〇[illegible]	〇・〇二三	〇・〇二六	〇・六〇	〇・四〇	〇・〇二七	〇・〇二五	〇・〇三二
門家濤	一八四	〇・六〇	〇・七〇	〇・〇三一	〇・〇一三	〇・〇二七	〇・五〇	〇・三〇	〇・〇四二	〇・〇二九	〇・〇三[illegible]
營口鐵嶺間平均						〇・〇二八					〇・〇三[illegible]
鐵嶺鄭家屯間平均						〇・〇三二					〇・〇三三

備考 本表哩程ハ二支里八六ヲ以テ一哩トシ換算セルモノ

六、諸掛

河運に依り水運業者に課せらる可き税金及諸掛は大様左の如きものである。

一、船捐 船捐は河防税即水上警察税である空船の外、船隻航行毎に税局に納税するものに

して左記四ヶ所に稅局を設く而して脫稅を防く爲め隨時停船を命して檢票することあり鐵嶺より上流には稅局なきを以て鐵嶺に來りて之を納付することゝなつて居る。

徵稅地　馬蜂溝　柳柏松　三面船　田莊臺

營口各埠頭間の船捐（銀元建）

鄭家屯、三江口	一元五角
通江口	一元二角
英守屯、馬蜂溝	一元一角
三面船	九角
門家灣	七角五分
平安堡（老馬廠）	七角五分
老達房	六角
三叉河	五角
遼陽	七角
小北河	六角
長灘	七角

二、厘捐　天津山東方面より來りたる大民船及遼河を往來する牛槽船か穀物其他の貨物を積載して營口に入港する場合、其都度容積に按し百石積に對し四吊文の割合にて船戶より徵稅する但し遼河往來の船舶に對しては田庄臺稅捐局に於て四厘捐票を發給して納稅せしめる。

三、修河捐　遼河水流の水量少きは雙臺子河に其水量を奪はるる結果なれは之を防く爲め雙臺子河堰止の工事を爲し其費用を借款し以て其經費に充當せしかは之を償還すへく營口に於て上流より來着する牛槽船一隻に付小洋一元を徵收する、該稅は全く糧店經紀房にて代收し十日每に商務會に之を納付することとなつて居る。

四、地皮租　三江口は博王旗下の管轄地なれは全碼頭に碇泊する貨物積載船は停泊料として一隻每に二吊文（小洋三角）を同地双益地局に納附すへきものとする。

五、河底錢（下錨錢）　鄭家屯碼頭に貨物積載船の到着したる時は河底錢として一隻每に小洋三角を達賴罕親王旗下溫都魯郡王に納附するを要する。之れ三江口に於ける溥王の地皮錢と同し性質のものである。

六、警捐　三江口碼頭より上流は遼源縣下に屬するを以て同縣衙門は巡警費として管內に到着する船一隻に對し二吊文（小洋三角）を船戶より徵收する。

第三節　鴨綠江

一、概　況

鴨綠江の語源

鴨綠江は古浿水と稱し我國に於ては昔よりアリナレの名に依りて知られたか今其起源を審にせない、鴨綠江の名は日淸、日露の兩役及木材を以て廣く世人の腦裏に印象せらるるに至つたか其語原は昔時水源地方に野鴨の繁殖夥しく漸次流に從つて下淤に泛ひ來れるか故なりと云ひ又其水色鴨頭に似たるを以てなりとも云ふ。

延　長

源を長白山頂の龍王潭に發し南下して次第に西に屈折し各道溝及普臺、吾是、靈川、長津の諸江水を合せて漸く大に、聽て帽兒山附近に至れは急に西々南の方向に轉下し行々、慈城、東來、雲海、忠滿及渾江等の各支流を會して水量水勢愈々加はり義州附近に於て九里、於赤、黜同、蘭子、威化諸島の爲に數條に分流し靉河を入れて一に會し安東に至り始めて下流の性質を呈し、新義州、三道浪頭を經、道樑江を合し龍岩浦より江口斗龍浦に至つて西朝鮮海に注く全長凡そ二百五里あり。

水運と障害

而して其半程は現に戎船を通し其四分の三程は舟筏を下すに足るも急灘淺瀨所々に散在して

水利良好なると云ふこと能はす加ふるに冬は殆んと四箇月に亘る結氷期間あり、夏は七八兩月に跨る洪水、秋に入れは減水の憂ありて一年の半は水運の用をなさない。

然れとも同江上流地方は山嶽重疊して石徑山道を辿り一日に五里又は十里人脚或は牛馬驢騾の脊に依りて貨物商品を運搬するに過きす下流地方の平地は右の如き困難なしとするも水運に比し勞力運賃の點に於て大に劣れるを以て勢河水に依るの便なるに如かない、故に鴨綠江は水利上幾多の障碍あるにも拘らす滿鮮交界地方に於ける唯一の交通運輸の動派として生命を有する所以てあつて、將來水路の整理、河床の改修及近世科學の應用に依りて航行を自由安全ならしめんこと該地方開發上一日も忽諸に附すへからさるものてある。

二、航　路

鴨綠江西岸の地勢は著しく窘蹙し山勢江に迫り、斷崖相臨み岩礁に當つて奔湍するか故に水路の難は山道の險に讓らす其江畔遠く開けて水流悠々たるは下流僅々十數邦里に過きない是れを以て鴨綠江は性質上中流と稱すへき區域なく義州以上を以て上流とし以西を以て下流することか寧ろ穩當てある、其航路も之を以上二大別することを自然なれとも便宜上左の四航路に分ちて說明する。

(一)二十四道溝—帽兒山(臨江)間、　(二)帽兒山、洞溝(輯安)間。　(三)洞溝、龍岩浦間、
(四)龍岩浦、江口間。

一、二十四道溝、帽兒山間

此間河幅二五〇米突乃至八〇〇米突、最狹部五〇米突の處もある、二十四道溝より上流は所謂混々たる泉流であつて未た川の體をなさす從て舟筏の便もない、而して水流此處に至るや支那側より二十四箇の道溝、朝鮮側より普臺江、五溪水、靈川江、長津江等の各支流を合するを以て幅と深さとを增し水量從つて加はり河床傾斜の度稍緩に、水底概ね石礫なるを以て一二難所を除くの外危險の度少なく初めて流筏の便かある又三道溝よりは小型戎船を通す、普通此區間を更に新加乙坡鎭にて二分し、新加乙坡鎭以東即ち第一區は鴨綠江第一の難所たる門坎子哨かある（羅暖堡の上流二邦里十五道溝口に位す、哨とは流の彎曲して凸字形を成せる地點を云ふ）第二區は第一區に於ける筏の大さを二倍し尙ほ舟揖の便か多い且つ屈曲する所ありと雖も其半經漸次大となり流勢も從て幾分緩になつて居るか、次第に沖積力を增加するを以て所々に沙磧を生し減水の場合通航の困難を感することあり、此區間の難所は蛤蟆子哨、大鬼石哨、馬石哨、黑傻子哨等てある。

二、帽兒山、洞溝間

此間河幅二〇〇米突あり、地勢次第に低く勾配漸く減して流勢緩く水量を增し始めて河の狀を呈す、流筏力は前第二區に於けるよりも二倍の大さとなり約三十五擔積戎克を溯航することを得、水利水運の便漸く見ることか出來る、然れとも尙ほ大馬硝、白馬浪溝（帽兒山を下ること約一二五里の所にあり、門坎子哨に亞く第二の難所）、二馬駒、將軍石、上套哨、小老虎哨、林士哨、小長川哨等の難所あつて未た水路の險惡區間たるを脫せない。

三、洞溝、龍岩浦間

峽間漸く開け河床の勾配次第に減するに從ひ河幅、水深、流勢其他の狀態に於て始めて江と稱するに足り、從て舟揖の往來も甚た便てある、義州下流に至りては兩岸漏斗狀に開けて江畔の沃野遠く相連り白帆風を孕んて左右に開き江を上下するもの蘆葦の間に隱現し輪船（汽船）煙を吐て濁浪を蹴り安東沖合に至りて投描する。陸上には汽車走り人馬絡繹百貨輻輳、海陸聯絡の便始めて見るへく水運の人に利すること至大なるの感を抱かさしむる。

更に靉江の水量を合し爲めに一大江となり隨て水運の便著しく增加すれとも河盂の廣大なるに從ひ水流徒に放漫に失し爲に却て淺瀨を生し水勢は一岸より他岸に横奔して灘となり舟筏の

流下に不便を與ふるに至る此區間に於て滿鮮人の稱して難所とするもの十一ヶ所ありと雖大江滿哨、樣脖子哨、大淸哨を除く外特に危險と稱すへきものかない。

四、龍岩浦、江口間

江口と云へは其區域甚た漠然たるの感なきに非らすと雖も茲には便宜上斗龍浦を以て其地點とする、此區間は漾々たる江流海に連り滔々たる濁浪天を浸し漁舟朝に歸り蓬帆夕に掛け遠く青螺の水に泛へるを望み、近かく山陵の起伏するを見ない、然れとも海水の垂直的運動及河流潮汐の複雜なる交番的運動は沙泥を所々に堆積せしめ河床に不斷の變動を與て船舶の航行に多大の支障を生せしむることあり現に斗龍浦附近には干潮時水深僅かに二尋乃至三尋の沙堆あつて吃水十二呎以下の汽船は半潮時以上てなけれは能く江を溯て龍岩浦頭に達することを得ない。

三、船舶

鴨綠江を往來し若くは江上交通運搬に使用せらるる支鮮人の船舶は鹽船、艚子、獨木舟及舢板の四種とする。

一、鹽船

鹽船とは遼東半島各地より胡鹽を積んて來るに依り斯く稱せられものてあつて普通戎克ても

此中に數ふるに至つた、其構造により之を丁油、小高頭、木紅頭、颶樓及燕兒飛の五種に分つ。

（イ） 丁油は七、八百擔の大より小は三、四百擔内外の積載量を有し遠きは上海、寧波近くは山東省、煙臺其他各港、遼東半島各地より麥粉、金巾、紡績糸、其他雜貨を搭載し來り歸航には豆、豆粕、豆油、高粱、粟、柞蠶、材木等を積みて去り又安東より上流に溯らない。

（ロ） 小高頭 は約六〇擔内外の漁船にあつて鹽漁等を搭載し、芝罘、安東及遼東の各仲繼港を往復する。

（ハ） 大紅頭 は二、三百擔より四、五百擔迄の戎克であつて丁油と同しく芝罘、營口、天津、遼東を往復。

（ニ） 颶樓 は比較的積載量少なく約七、八十擔内外なるも丁油、大紅頭と同しく芝罘地方と安東間を往復する。

（ホ） 燕兒飛 は其形乙鳥に似て一度風潮に乘して布帆を挂けは其速かなること飛燕の風に飜へるか如きを以て此稱かある、通常七、八十擔より二百擔内外の積載量を有し丁油と略同樣の物資を搭載して往來する。

二、艚 子

艚子は主に安東より溯つて上流に到るものであつて江外に下ること極めて少ない通常四十擔より百二、三十擔迄の積載量を有し、下りは水量の如何により之より稍多くの貨物を積載することを得るが上りには風力及漕力に依賴し水力に逆つて溯るを以て非常の困難を感ずることがある、平水順風の場合と雖も多くの時日を要する普通六、七十擔積のもの最も多い。

艚子の航行區域は帽兒山の上流三道溝に達することあるが普通臨江縣帽兒山に至る約九九五支里の間であつて渾江は通化の上流四道江を其終點とする。

三、舢　板

舢板は主に安東、新義州、義州、龍岩浦、大東溝及多獅島錨地間を往來する通船であつて貨物の積載に使用せらるる場合は甚だ少ない。

四、獨　木　舟

獨木舟は其名の如く木を刳りて造つたもので鮮人が兩岸の往來若くは近距離の交通に使せん爲め用ふる小舟である、是亦貨物の積載に使用されない。

之を要するに交通運輸上、舊來の船舟にして注目に値する者は鹽船と艚子との二者であつて其年々安東に往來するもの八、〇〇〇隻乃至一二、〇〇〇隻の多きに達し、之より江を遡りて上

鹽船と艚子（戎克）

流地方に向ふもの三〇隻以上に達する。戎船の持主及水夫は多く支那人であつて山東省及遼東半島各港より來り鮮人所有のもの極めて少く其十分の一に過ぎない、毎歳解氷後三月下旬より來り結氷前十一月中旬に去るか故に霜枯の候、山瘠せ水落ちて雹雪交々臻るに迨んて江畔亦隻影を留めす、次て堅氷積雪の到るを見る、六月より九月に至る四ヶ月間は往來尤も頻繁な時期てあつて紅旗白帆參差として蘆葦の間に隱現し河岸亦檣頭林立の趣あり戎克貿易の盛大を極む。

戎克は縱帆の展開自在、好く六點以上に開くことを得るを以て風力利用上極めて便てある而して其構造堅牢を主とし能く風浪に堪ゆるを以て外見甚だ粗惡なるに拘らす實用上頗る有利に且つ支人の之を操縱すること極めて巧妙である、然れとも元來天候の順惡と水流狀態の如何に關係すること大なるか故に普通通溝、洞溝に溯航するに少くとも二旬以上を費し時として四五十日を要することあり然れとも下航に際し流勢風力合せ用ゆる場合は僅かに數日にして足りることあり。

五、日本人側の船舶

戰後邦人の渡來するもの多きを加ふに從つて日本人の手になる貿易增進して安東に汽船航行するに至り下流地方の水運玆に面目一新し一方上流地方は營林廠及採木公司の事業漸く其緖に

就くと共に交通運輸の狀態も一新するに至つた。

（イ）營林廠の高瀨舟　鴨綠江上流の水流狀態に鑑み我國富士川其他急流に使用しつゝある所謂高瀨舟の適せるを發見し之を新造して其航行に使用したかよく惠山鎭上流四里迄溯航し得る實驗を得た。

（ロ）採木公司の汽艇　明治四十二年木材廠に於て淺吃水汽艇の遡航を試驗した、其汽艇は山本式淺吃水と稱する特種の構造を備へ船體輕快であつて一見水雷艇の如き型のもの二隻を聯ね其甲板上に船室を設くる、故に縱面より窺へは船體の下部兩側に分れて中間に水面を望むことか出來る、艇は各船尾に一箇宛と別に中間に一個都合三個の進水機を具へ、吃水僅かに一尺二寸に過きす、速力凡十節、同年の經驗によれは義州水鞍面水口鎭迄は何等故障なく遡航することを得、其時間安東よりの距離七里の間を僅々三時間にして達した。

四、運賃及運程表

水運業者　鴨綠江運輸株式會社

鴨綠江に於ける水運業者は多く個人經營に係り會社組織の見るへきものは殆んとない、新義州にある鴨綠江運輸株式會社は其唯一代表的水運機關である、同社は資本拾萬圓、大正三年三月一日朝鮮總督府より鴨綠江命令航路を受命し、現在高瀨舟及艜子約一五〇艘を所有して營業

に從事して居る、其主なる營業科目は (一)鴨綠江及其支流に於ける運輸業、艀業、倉庫業及代理業 (二)鴨綠江上流商品委託賣買(大豆、雜穀、米、食鹽、礦石、食料雜貨)、鴨綠江上流產業調査及紹介、(三)朝鮮滿洲各地より上流行貨物連絡取扱(朝鮮運輸聯合會加盟) 郵便遞送等である。

運賃

鴨綠江の一般貨客運賃は一樣ならざれども今前記鴨綠江運輸株式會社の運賃表に據つて其一般標準運賃を知らん。

運賃及浬程表(安東、新義州起算)

	浬數	乘客一人賃金	貨物百斤賃金	到著豫定日數
義州 九龍浦	一一	七二	二二	二日
淸城鎭	二九	一九二	五九	三日
昌城 *(永同河口)	四五	二九三	九〇	五日
碧潼	七九	五一七	一五九	七日
楚山 新場 *(渝洞島林子)	一一七	七五八	二三三	九日
*渭原、舊邑	一二八	八二九	二五五	十一日
*(輯安) 江界江口	一三五	八八一	二七一	十二日
江界	一八五	一四六一	四五〇	二十三日

高山鎮	一四四	九三六	二八八	十三日目
滿浦鎮	一五六	一〇一八	三一三	十五日目
慈城江口	一九四	一二六五	三八九	十九日目
＊中江鎮 ＊(帽兒山)	二二九	一四八九	四五八	二十三日目

備考　＊印は支那側埠頭
中江鎮以東新乫坡鎮方面へも年數回航行す

航行期間

尙ほ航行期間は例年平均四月より十一月に至る八ヶ月間にして此期間に於ける航行回數は左表の如く、又前記會社の取扱貨客累年比較表及運程表、並運賃を掲げて參考に供する。

航行區間一ヶ年間(解氷期間)航行回數調書

鴨綠江運輸株式會社　(大正八年度)

種別區間	高瀬舟航行回數	艜子航行回數	計	備考
新義州、私倉里間	—	二〇	二〇	高瀬舟ハ二隻結束航行
同　碧潼間	—	一四	一四	艜子ハ四隻結束航行
同　楚山間	二八	四〇	六八	
同　舊邑間	—	二〇	二〇	
同　高山鎮間	一四	—	一四	

同	滿浦鎭間	—	一五	一五
同	慈城江口間	—	四	四
同	中江鎭間	一四	四	一八
同	江界間	七	—	七
計		六三	一一七	一八〇

貨物輸送數量調書（新義州、安東）

種別／年別	高瀨舟 六年	高瀨舟 七年	高瀨舟 八年	艜子 六年	艜子 七年	艜子 八年	計 六年	計 七年	計 八年
輸移出	四三一・四三噸	七〇六・〇八噸	九〇四・五四噸	一、五六五・八〇噸	二、一三七・七七噸	六八六・六三噸	一、九九七・二三噸	二、八四三・八五噸	一、五九三・一七噸
輸移入	二六一・七六	二〇八・三三	一六一・四一	八、六〇〇・四[illegible]	一〇、一二九・一〇	八、七七七・一二	八、八〇〇・六八	一〇、三三八・四三	八、九六八・五三
計	六〇一・一八	九一三・四一	一、〇六五・九五	一〇、一六六・[illegible]	一三、二四七・〇七	九、四八四・七四	一〇、七九七・四〇	一三、一五九・四八	一〇、五八〇・六九

乘客人員調査（同）

種別	六年	七年	八年
高瀨舟	二一九	四六七	八七五
艜子	一七八	一四五	四五
計	四九七	六一二	九二〇

朝鮮總督府鴨綠江命令航路　（大正九年四月改正）

高瀬船乘客貨物上航運賃表　（鴨綠江運輸株式會社）

駅名	運賃
新義州 北下洞 安東縣	[illegible]
九龍浦（義州）	[illegible]
淸城鎭 長甸河口	[illegible]
九寧浦（朔州）	[illegible]
安哥浦	[illegible]
甲岩里	[illegible]
昌城	[illegible]
私倉里 蒲石河口	[illegible]
大吉里	[illegible]
鳳谷里 碧團	[illegible]
碧潼	[illegible]
忠滿江口	[illegible]

船客運賃備考

一、本表（朱書）ハ船客運賃トス

一、本表運賃ニハ食費ヲ含マズ

一、十二歳未滿ハ半額トシ四歳未滿ハ一人ニ限リ無賃、一人以上ハ一人毎ニ四分ノ一ヲ申受ク

一、乘客手荷物ハ一人ニ付三十斤迄無賃トス

一、團體旅客及ビ貸切運賃割引ハ其ノ都度御相談ニ應ス

一、下航運賃ハ上航運賃ノ八割トス

貨物運賃備考

一、本表（黑書）ハ百斤建貨物運賃トス

一、貨物ハ一立方尺五十斤ニ滿タサルモノハ五十斤分運賃ヲ申受ク

一、斤量二十五斤未滿ノモノハ二十五斤ノ運賃ヲ申受ク

一、貴重品、危險物及生獸類等ノ特殊貨物ハ二割乃至五割增ノ運賃ヲ申受ク

一、數量纏リタル貨物ハ特ニ運賃割引ノ御相談ニ應ス

一、本表運賃ハ平水運賃ニシテ增水減水、結氷期前等航行困難ナル場合ハ御協議ノ上割增運賃ヲ申受クルコトアル可シ

一、下航運賃ハ上航運賃ノ八割トス

一、本表ハ江岸受渡運賃率トス

	外察溝	新島場（楚山）	東川里 楡樹林子	直洞	舊邑（渭原）	江界江口	高山鎭	伐登鎭 通溝	滿浦鎭	文岳里	舊城洞口	慈城江口	土城里	繹江鎭
新島場（楚山）	二〇 / 六													
東川里 楡樹林子	三三 / 一〇	一三 / 四												
直洞	五三 / 一八	三三 / 一二	二〇 / 八											
舊邑（渭原）	九二 / 二八	七二 / 二二	五九 / 一八	三三 / 一〇										
江界江口	一、四三 / 四四	一、二四 / 三八	一、一一 / 三四	八五 / 二六	五三 / 一六									
高山鎭	一、九九 / 六二	一、七九 / 五六	一、六六 / 五二	一、四〇 / 四四	一、〇八 / 三三	五六 / 一七								
伐登鎭 通溝	二、四四 / 七九	二、二五 / 七二	二、一三 / 六五	一、八六 / 五七	一、五三 / 四七	一、〇二 / 三二	四六 / 一四							
滿浦鎭	二、八〇 / 八六	二、六〇 / 八一	二、四七 / 七六	二、二一 / 六六	一、八九 / 五八	一、三七 / 四二	八一 / 二五	三五 / 一一						
文岳里	二、九六 / 九二	二、七七 / 八九	二、六四 / 八二	二、三六 / 七三	二、〇五 / 六三	一、五三 / 四七	九八 / 三〇	五二 / 一六	一七 / 五					
舊城洞口	四、一六 / 一、三一	四、〇二 / 一、二五	三、九四 / 一、二二	三、六八 / 一、一三	三、三五 / [illegible]	二、八五 / 八七	二、二八 / 七〇	一、八二 / 五六	一、四七 / 四五	一、三〇 / 四〇				
慈城江口	五、二七 / 一、六〇	五、〇七 / 一、五六	四、[illegible] / 一、五六	四、六八 / 一、四四	[illegible] / [illegible]	三、八〇 / 一、一八	三、二[illegible] / 一、〇[illegible]	二、八二 / 八七	二、四七 / 七六	二、三三 / 七一	一、〇一 / 三三			
土城里	六、一一 / 一、八八	五、九二 / 一、八一	五、七九 / 一、七[illegible]	五、五三 / 一、七[illegible]	五、二〇 / 一、六[illegible]	四、六八 / 一、四四	四、一三 / 一、二七	三、六[illegible] / 一、一[illegible]	三、三三 / 一、〇三	三、一六 / 九七	一、八六 / 五七	八五 / 二六		
繹江鎭	七、五一 / 二、三[illegible]	七、三二 / 二、二五	七、一[illegible] / 二、[illegible]	六、九[illegible] / 二、[illegible]	[illegible] / [illegible]	六、〇八 / 一、八七	五、五三 / 一、七[illegible]	五、一〇 / 一、五[illegible]	四、七[illegible] / 一、四[illegible]	四、五五 / 一、四〇	三、二五 / 一、〇[illegible]	二、二五 / 六八	一、四〇 / 四三	
帽兒山	七、五八 / [illegible]	七、三八 / 二、二七	七、二五 / [illegible]	六、九九 / 二、一五	六、[illegible]七 / [illegible]	六、一五 / 一、八[illegible]	五、五九 / 一、七[illegible]	五、一四 / 一、五八	四、七八 / 一、四七	四、六[illegible] / 一、四[illegible]	三、三[illegible] / 一、[illegible]	二、三三 / 七[illegible]	一、四七 / 四五	七 / 二

	新義州 北下洞 安東縣	江界江口	時川場
江界江口	八、八[illegible] / 二、七[illegible]		
時川場	[illegible]、四四 / 三、八[illegible]	三、六五 / 一、一[illegible]	
江界	[illegible]四、六二 / 四、五[illegible]	五、八〇 / 一、七[illegible]	七 / 二

鴨綠江里程表及航行區域

	新義州	安東縣	長甸河口	九灣浦	安哥浦	甲岩里	昌城	私倉里	蒲石河口	大吉里	碧潼	忠滿江口	外察溝	新島場（楚山）	東川里	直洞	渭原舊邑	江界江口	高山鎮	伐登鎮	滿浦鎮	文岳里	舊坪洞口	慈城江口	土城里	中江鎮
安東縣	一、二																									
長甸河口	二九、五	二八、五																								
九灣浦	三八、一	三七、一	八、五																							
安哥浦	四一、五	四〇、五	一二、	三、五																						
甲岩里	四三、五	四二、五	一四、	五、五	二、一																					
昌城	四五、一	四四、一	一五、五	七、	三、五	一、五																				
私倉里	五七、五	四六、五	[illegible]	一九、五	一六、	一四、	一三、五																			
蒲石河口	五八、一	四七、	[illegible]	[illegible]	一六、五	一四、三	[illegible]	[illegible]																		
大吉里	六五、一	五四、	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	七、五	七、〇																	
碧潼	七九、五	六七、五	五一、一	四一、五	三八、〇	三六、	三四、五	二三、	二一、五	一四、五																
忠滿江口	[illegible]	八七、五	六一、	六〇、五	五七、一	五五、	[illegible]	四一、一	四〇、五	[illegible]	一九、															
外察溝	一二三、五	[illegible]	八四、	七九、五	七三、	七〇、	六八、五	五六、	五五、五	四八、五	三四、	一五、														
新島場（楚山）	一二六、五	一〇五、五	八二、〇	七八、五	七九、	七三、一	七一、五	五九、	五八、五	五一、五	二七、	一八、〇	三、〇													
東川里	一二八、五	一〇七、五	八九、	八一、五	七七、	七九、	七三、五	六一、	六〇、五	五三、五	[illegible]	[illegible]	五、一	二、												
直洞	[illegible]	一二一、五	[illegible]	八四、五	八一、	七九、	七七、五	六九、	六四、五	五七、五	四三、〇	一四、〇	九、	六、	四、											
渭原舊邑	[illegible]	一二六、	九八、	八九、	八六、	八四、	八〇、	七三、	六九、五	六〇、五	四八、	[illegible]	一四、〇	一一、	九、二	五、										
江界江口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	九七、	九四、	九一、	[illegible]	七八、	七七、	七一、	五六、	[illegible]	[illegible]	一九、	一七、	一三、	八、一									
高山鎮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八六、五	八六、	七一、	六四、五	四五、五	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一六、五	八、五								
伐登鎮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一五、五	七、							
滿浦鎮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						
文岳里	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八、	[illegible]					
舊坪洞口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	八、	[illegible]	三、				
慈城江口	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			
土城里	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
中江鎮	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
帽兒山	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、

	新義州
北下關	一、

	新義州 北下關 安東縣	江界江口	時川場
江界江口	二三五、五		
時川場			
江界	[illegible]八、五	四九、五	

第四節　松花江

一、總説

語原　松花江は古の宋瓦江であつて、現名は明の宣德の時に始まる、其之をスンガリ（The Sungari River.）と稱するは蓋し滿洲語、松阿里烏拉（天河の意）より出でたものであらう。

延長　源を長白に發し北流して二道江、輝發、穆窈、拉法等の諸河を合せ吉林市の南東を洗ひ、法特哈邊門附近より折れて西北に向ひ、東支鐵道老哨溝驛の西に於て飲馬、伊通の兩河を容れ溶々新城に至る、之より再び北流すること十八露里にして嫩江を會し、轉して東北を指し拉林、呼蘭、螞蜒、牡丹、倭肯等大小の支流數十を呑み、吉林黑龍江兩省の省境なしつゝ拉哈蘇々の北約六露里の地點に於て黑龍江と合し、所謂混同江となりて遂に海に入る發源より合流點（黑龍江との合流點を指す）に至る。江長實に一、六九八露里内一、二五四露里は大小の汽船を浮ふへく兩江口（頭道江、二道江の合流點）上流約九十露里の間を除けは殆んと全流域に亘りて帆船の通航を見る。

流域地方　松花江は安圖、撫松、濛江、樺甸、額穆、吉林、舒蘭、楡樹、德惠、扶餘、農安、長嶺、肇州、雙城、濱江、呼蘭、賓、巴彥、木蘭、方正、依蘭、湯原、富錦、樺川及同江等吉黑兩

省に分属する二十六縣管内並に未た開放設治せられさる蒙古郭爾羅斯王旗の領邑を貫流し、其沿江兩岸には寛街、吉林、烏拉街、五棵樹、孤楡樹、新城、肇州、長春嶺、哈爾賓、呼蘭、巴彦蘇々、索羅章口子、三姓、富克錦、拉哈蘇々等北滿洲に於て何れも一地方の經濟的中心をなせる幾多の主要市場を抱擁すと雖、比較的能く開發せられしは吉林、舒蘭、楡樹、德惠、農安、扶餘、雙城、濱江、呼蘭、賓、巴彦の一一縣に過きすして、流域の一半にたも及はす、其他は概ね蓊々たる森林地帶に非されは則ち無人未墾の曠野に係り、支那政府の極力實邊に努むると雖、之か開發は地勢上決して容易の業てはない。唯哈爾賓より下流三姓に至る沿岸一圓の地は、所謂北滿の穀倉と稱せらるる沃野であつて、地肥え民豐に農産物其他の産物に乏しからす、現在已に東支鐵道會社及松花江各汽船會社の寶庫たるを失はさるか故に、若し同江流の方正、依蘭、富錦、樺川、同江の五縣並に之か對岸黑龍江省に屬する地方の墾植にして、豫期の成果を收むるを得は、其貨物集散の增大は蓋し想像の外に在るへき筈である。今姑らく當業者の言に

農産額

據るに、現時松花江流域に生産せらるる農産物は年額約二億萬布度、即ち三百六十一萬二千噸内外であつて、(高粱七千萬布度百二十六萬四千噸、大豆五千萬布度九十萬二千噸、小麥二千萬布度三十六萬一千噸、大麥一千五百萬布度二十七萬一千噸、粟同上、其他三千萬布度五十四萬二千噸)内哈爾賓其他の市場より露領其他の外國に輸出せらるるは、大豆約四〇萬噸、小麥約一八萬噸、雜穀

約七萬二千噸、合計六十五萬二千噸内外であると云ふ。

汽船 現在松花を航行しつゝある汽船は上下流を通し約六十隻内外であつて、之に附帶する貨船(Barge)を加ふるも其數百隻を越えさるへく、一九一五年度の稅關報告に據れは、其哈爾賓埠頭の出入數一、八九五隻、三姓埠頭の出入數一九三六隻(拉哈蘇々埠頭ヲ含ム)に過きない、而して此等の汽船は大體に於て、(一)吉林、哈爾賓間を航行するものと、(二)哈爾賓、富錦間を往復するものと、(三)哈爾賓より遠く黑龍江に入り、ハバロフスク、ブラゴエシチンスク、ニコラエウスク等の露國港灣に出入するものとの別かある。

航路 而して上述の航路中貨客の最も輻湊して航運の殷賑を極むるは、哈爾賓を樞軸して黑龍江合流點に至る一圓の航路てあつて、之に比すれは他の諸航路は殆んと注意するに足らない。即ち一九一四年露國汽船に依りて輸送せられたる哈爾賓埠頭の貨物三一二、四〇八噸(即ち一七、三〇七、三八七布度)乘客一二三、一三八人なるに第二松花江を上下したる汽船貨物は約一四五噸(吉林官輪局汽船は一九一五年度に依る)乘客約六、五〇〇人(同上)に過きすして其最も旺盛を極めた一九一一年度と雖貨物一、二〇〇餘噸、乘客一五、〇〇〇人内外の輸送額あつたに止まる如き好箇の實例てあつて、假令前掲の數字以外に帆船の輸送貨物約七八萬噸を加算するも、水運上に於ける兩航路の價値は一目瞭然た

るものである。蓋し哈爾賓下流の松花江に在つては同流域に未た鐵道の敷設なき爲め、水運の便に富める同江は自ら夏季に於ける交通機關として最も優良なる地歩を占め、沿江一帶の通邑大都より哈爾賓又は露領各地に出入する百般の貨物を獨占轉運し得るに反し、第二松花江其他の航路は獨り南滿、東支、吉長、諸鐵道の有力恐るへき競爭者間に介在し、自ら貨客の爭奪を防止し得さるに依る。亦兩航路を通して結氷閉河てふ自然的障害の爲めに、恰も同期間内に出廻はるへき貨物の多數を輸送し得さるは水運上一大缺點と云はねはならぬ。

二、航　路

現在の松花江航路は大別して三航路に分ち得ることは上述せる所の如くである。然れとも今便宜の爲め本江を（一）發源、吉林間（二）吉林、陶頼昭（對岸は老嘯溝）（三）陶頼昭、新城間（四）新城、哈爾賓間（五）哈爾賓、河江間の五區に分ち、其外（六）哈爾賓、呼蘭間（七）哈爾賓、嫩江間の航路に就て述ふることとする。

（一）上流吉林間

吉林より上流の河道は山岳重疊の間を流るるを以て屈曲頗る多く、且つ水勢急にして大小の淺瀬隨所に散在し、輝發河、拉法河合流地點以下と雖水深一定せす、時として筏の流下すら困

難を覺ゆることあり、されは汽船の航行は勿論帆船と雖吃水淺き對子、威呼型船にあらされは不可能である。

（二） 吉林、陶頼昭間

此間一八七露里（約一二〇哩）水深二呎七乃至九呎、江幅二百『サーゼン』乃至一露里、水流急速てあつて、帆船の難破を見ること珍しくはない。平水時に於て吃水二呎半の汽船を通するを得るも、下航には擱坐する虞あるを以て夜間の運轉を休止せねはならない。本航路中尤も難路の箇所として知らるるは富爾河套（フルホータオ）（烏拉街の上流四哩富爾河の合流地點）韓家大哨（ハヌチヤタシヤオ）（烏拉街の下流約三哩）の兩地點であつて、減水期に河水深二呎に滿たない。淺灘約數十間の間に横はり上下游の航行に些の困難を感せない。船舶も此に至れは少くも一二回の擱坐を免かれない。汽船の如きは豫め貨客の移乘に供する帆船を伴ふて、纔かに之を通過するを例として居る。此外尼什哈（ニシハ）、酷哥通（タコートン）、鰉魚圈（ホワンエイユエツン）、三道溝（サンタオコウ）、楊家灣（ヤンチヤワヌ）、風口（フオンロウ）等大小四十餘處の哨（シヤオ）（淺瀨の意）ないてもないか中に三、四呎の水深を保つ箇所あるを以て、航行の際注意を拂へは通過は敢て困難てない。

吉林烏拉街間には左岸に山脈の起伏するものあるか、之を過くれは唯五棵樹（ウーユーシウ）、老哨溝（ラオシヤオコウ）、附近に於て高さ數丈の丘陵斷續して所々に懸崖を成せる外、兩岸は一般に平衍なる沃野てあつて、

旗民の村落迎接に遑なく。地方の開發せられて居ること殆と他の航路に類似を見ない所てある。河床は舒蘭河近傍迄拳大の石礫を混し、江岸に廣漠たる磧を現出する箇所あるか、下流に赴くに從ひ漸次砂土質と變し、江流亦數股に分岐して幾んと其本支流を辨せない所かある。

（三）陶賴昭、新城間

航區距離一五二露里（約一〇一里）、幅四百『サーゼン』乃至一露里半、水深二呎乃至八呎、北岸は楡樹、扶餘兩縣管内てあつて、耕地開け人家點綴するも南岸は德惠、農安、兩縣管内を除く外、悉く南郭爾羅斯旗に屬する未開放地てあつて、人烟稀に江中亦楊柳蘆葦の類を茂生する沙洲（俗に通（トオン）と稱す）多く本支流を辨し難きこと遙かに第二航路の上にあり、唯五家站附近より沙丘蜿蜒として遠く新城に連亙すると、波狀形をなせる左岸の草原に蒙古人の放牧せる幾多の牛馬羊を目にするとは本航路の特色てあつて旅情を慰むるに足る、而も八里營子附近より頓に江幅を膨大して江流の分岐多きに過くる結果は、著しく其水量を減し八鼻山、喀拉木、七家子、八大灣、鴨蛋紅等に至りては水深僅に二呎に滿たない難航箇所頗る多く、汽船は勿論帆船と雖も少しく貨物を積載する時は通過の困難一方ならす、流筏の如きも喀拉木、新城間の流下には殆と吉林五家站間に要するさ同一の日數を要し、其苦心甚たしきものかある。是れ伊通河、飲馬河の兩支流より流出

航區距離
江幅
航區狀況
難關
航路と物產

する多量の輕沙土か逐年其合流點下游の江床を埋めて、此水深減小の直接原因となれるのみならす、其堆沙は流水に隨て轉轢其位置を換ふる結果、頻繁に淵瀨を變化せしむるに因るのてあつて、利國輪船公司汽船の如きは往航と復航と同一航路を採る能はす、舷頭に立ちて撈測(模水と云ふ)する水深の報告を耳にしつゝ隨時舵機を動かす外良策なきに苦しみつゝあるの狀態て、其艱險なる一端を察することか出來る。

本航路は八里營子、新城間に橫はる無數の淺瀨の爲め一九〇六年『ガラニーン』氏及『ショーシフ』技師等か拮据航路の觀測に從事したるに拘らす、僅に一呎吃水の汽航の通するを認めたるのみてあつた、故に今日に至る迄汽船航路としての價値を認められす、僅に增水期に限り四十噸內外の小汽船哈爾賓より廻航し、新城地方の貨客運搬に從事するに過きなかつたか、大正四年秋に至り利國輪船公司及露國人『イソン』氏は其所有に係る汽船各一隻を每月數回宛吉林に溯航せしめ、以て吉林新城間の聯絡を圖るに至つた。

(四) 新城、哈爾賓間

此間二六〇露里(約一七二哩)呎幅三百『サーゼン』乃至二露里の江幅あり、水深は四呎五乃至八、九呎てあつて、水運漸く緩漫となり航行亦從て容易となる、殊に新城の下流十八露里の地點にて

嫩江を合せてより後は俄かに水量を增加し復た沙灘其他の難關なく、夜間と雖も汽船の航行自在である。唯新城を距る約二露里の三家子と八露里の溪浪河合流點との二ヶ所には減水期に於て水深三呎内外、延長約一露里の淺瀨あるを以て、現に三呎半の吃水を有する東淸鐵道會社汽船は增水期に非らされは新城埠頭迄溯航し難く、下流十八露里なる袁家窩堡の對岸に停泊せさるへからさる不便かある。尙ほ本航路の左岸は大部分蒙古郭爾羅斯旗の領地であつて近來開放招墾せられた土地少からすと雖、之を新城上流に比すれは人煙稀に乾草、樹枝、生牛等の產物以外注目すへき物資なく航運に寄與する所極めて少い。

（五）　哈爾賓、河口間

此間六五五露里（四三四哩）江幅三百『サーゼン』乃至二露里の江幅と四呎半乃至九呎の水深とを有し、大江溶々として北滿の野を貫き、木蘭（哈爾賓の下流一五八露里）依蘭（一名三姓といふ牡丹江の合流點）兩縣間約一六〇露里の右岸、及三姓より下流約五十露里間の左岸に於ける山脈地帶を除けは其他は皆茫漠たる平野であつて地墾け產物饒かである、加之陸上には番號を記せる航路標識の高札と旗標並に水深指示標等の設備あるを以て、航行容易なること上流と同日の談でない、（右は支那政府の監理に屬し、哈爾賓、三姓、喇哈蘇々の三箇處に標識監視員を置き、專用小蒸汽船に由り時々巡視せし

め其標識として安全の航路を示させる）唯左記箇所には礁石より成る幾多の難航箇所あり、毎年鉅費を投して之か破壞、浚渫に努むと雖も未た其工を竣るに至らす、秋季減水期には汽船の航行を阻礙すること少からさるの欠點あり。

一、哈爾賓の下流二〇三露里に位するボズ灘難所

二、ボズ灘の下流三一露里に位するソズ灘難所

三、ソズ灘の下流五一露里に位する大浪龍（タランロン）難所

四、牡丹江合流點附近三姓難所

五、三姓難所より一六二露里下流の克活瑪（クホーマ）難所

六、克活瑪難所の下流五〇露里に位する富克錦（フクチン）難所

七、富克錦難所の下流一五露里に位する沙爾巴臺（シャルパタイ）難所

就中三姓難所は支那人の所謂三塊石及滿天星と稱する難航箇所であつて、延長實に三五露里（約一七哩）の間に及ひ江底悉く岩礁より成るを以て航行最も危險てある（三姓の税關にては毎日水深を掲示して居る）東淸鐵

道會社の定期船の如きも減水期には常に三姓を以て終點とし、下流富克錦への航行を停止すると云ふ。（吉林河口間距離　一、二五四　露里、八三一哩）

（六）　哈爾賓、呼蘭間

此間僅に四十五露里、傳家甸（哈爾賓の支那街）より下流松花江を下ること二十三露里にして、呼蘭河に入り、同河を溯ること二十二露里にして呼蘭に達する。此航路は江域耕地内を經過して變化なく從て航路難の個所少ない。

（七）、松花江、嫩江間

齊齊哈爾より正北に向ひ嫩江を溯ること二八〇餘露里にして甘河を併せ甘河を溯ること五〇餘露里にして甘河炭坑に達する、甘河炭は其質佳良其質豐富なるを以て之を運送する爲め甘河に沿ひ輕便鐵道を布設し嫩江（墨爾根）より齊々哈爾に航運し尚進んで嫩江を下り運炭を兼ねて江岸の發達を計らん爲め松花江に至らんとするの計畫を以て支那官憲は前清時代齊々哈爾附近嫩江に小汽船二隻を浮へた。齊々哈爾より松花江に至る三〇〇餘露里間の嫩江は水深くして二呎

以上の汽船交通に便なるのみならす、江域廣漠たる原野てあつて開墾の歩武進み農産物従て多きを加ふを以て汽船運航の必要を感し、今や、松黒兩江郵船總局の江鷗、江凫の二船、哈爾賓を起點として大賚に運航し增水時には齊々哈爾迄て溯航するに至つた。

三、埠　頭

松花江の帆船航行區域は上流頭道江、二道江の合流點からてあつて、汽船の航行區域は吉林省城からてある。埠頭は何れも附近出貨地との地理的關係に基きて專ら船舶の寄航、停舶に便利な地點を擇ひて設けたる自然的埠頭に過きさるを以て護岸工事、突堤叉は棧橋等の陸上設備は殆んとなく概ね江流灣曲して水勢緩漫となれる深處に位置し乘客の送迎には短艇を用ひ貨物の積卸には跳板（チヤオパン）（横棧を打てる木板）を渡し以て僅かに之か乘降に便しつゝある實狀てある、今沿岸船舶寄港地を擧くれは左の如きものてある。

一、吉林を中心として　（單位支那里）

地名	位置	各地間ノ距離	吉林ヨリノ距離(支里)
老頭河		—	七四〇
大崴子		二〇	七二〇
蕃沙口		四〇	六八〇
奇穆河	右岸	二八〇	四〇〇
樺樹林子	右岸	三〇	三七〇
五虎口		四〇	三三〇
漂河口	右岸	二五	三〇五
拉法河	右岸	四五	二六〇
三家子		三五	一二五
大凰門		八〇	四五
阿什哈打	右岸	一五	三〇
吉林	左岸	三〇	—
九站	左岸	六〇	六〇
烏拉街	右岸	六〇	一二〇
舒蘭河	右岸	一一〇	二三〇
秀水甸子	右岸	九〇	三二〇
五棵樹	右岸	一〇〇	四二〇
老哨溝	左岸	四五	四六五
陶賴昭	右岸	一五	四七〇
五家站	右岸	—	—
八里營	左岸	—	—
喀拉木	左岸	—	—
扶餘(新城)	右岸	三九〇	八六〇

二、哈爾賓を中心として

地名	位置	各地間ノ距離	吉林ヨリノ距離
肇州	左岸	—	六九〇
大胡	右岸	—	—
岱吉	右岸	—	—
滂州	右岸	—	—
哈爾賓	右岸	—	—
滴打咀子	左岸	一五〇	一五〇
烏河	右岸	二〇	一七〇
石頭河	左岸	五六	二二六
新甸	右岸	五四	二八〇
木蘭縣	右岸	三〇	三一〇

地名	位置	各地間ノ距離	哈爾賓ヨリノ距離
樺渡河		三〇	三四〇
東掛拉	左岸	四〇	三八〇
南天門	右岸	五〇	四三〇
岔林河	左岸	一〇	四四〇
伊漢通	右岸	四〇	四八〇
徳木立	右岸	二〇	五〇〇
沙北河		一〇〇	六〇〇
三姓	右岸	五〇	六五〇
湯旺河	左岸	八〇	七三〇
佳木斷	右岸	一二〇	八五〇
蘇々悦來鎭	右岸	七〇	九二〇
萬里河通	左岸	六〇	九八〇
蛤蟆河	右岸	八〇	一〇六〇
富錦縣	右岸	一二〇	一一八〇
都乍吉		一二〇	一三〇〇
拉哈蘇々	右岸	四〇	一三四〇
三江口	右岸	一〇	一三五〇
ハバロフスク		五〇八	一八五八
ニコリスク	左岸	一五五六	三四一四
ブラゴベチエンスク(黑河)	左岸	三二二〇	二四八六

四、航行期間

普通結氷期は十一月二十日前後、解氷は四月上旬にして此間約八ヶ月か開河即ち船舶の航行し得へき期間である、然れとも結氷解氷には早くも數日遲きは一ヶ月餘の日子を要し其前後には必す流氷の危險を伴ひ一時船舶の來往を杜絶するの例なるを以て左表開河期間中より更に流氷期間一ヶ月以上を扣除せねはならぬ、然らは結局航行期間は七ヶ月乃至六ヶ月となる。左に吉

林に於ける最近五ヶ年間の結氷解氷期を掲ぐる。（吉林總領事館觀側）

年別	解氷 期日	解氷 當日最低溫度	結氷 期日	結氷 當日最低溫度
大正四年	四月四日	二度	十一月十九日	零下七度
同五年	四月十日	二度六分	十一月十八日	同十六度
同六年	四月二日	八度	十一月二十一日	同十三度
同七年	三月二十六日	五度	十一月二十六日	同九度三分
同八年	四月九日	一度	十一月二十七日	同二十七度

哈爾賓以北の結氷解氷統計表は今手に入らさるも、吉林方面より結氷に於て早く解氷に於て遲かるへく、大體に於て大差なきものと見て可からう。

五、船舶及船舶會社

松花江上に浮へる船舶は之を大別して汽船と帆船の二に分つことを得、帆船の種類は大體遼河に浮へるものと大差なく、茲に再ひ贅言せない。其數に至つては統計の據るへきものなく數字を舉けて說明し得さるを遺憾とする。汽船に關しては吉林、扶餘間と哈爾賓を中心として上下流するものとの二に分ちて說明する所あるてあらう。

一、吉林扶餘間

汽船を以て松花江を吉林迄溯航したるは一八九五年露國探險隊の一小汽船てあつて露國か一八五八年愛琿條約に據り松花江の航行權を得るや夙に吉林省松花江上流の富源に著目し種々苦心の末同航路を開き得たものてある。玆に於て東支鐵道會社は種々考究を重ねたる結果河川用小汽船に貨客乘用の曳船を回航したか恰も當時は未た吉長鐵道開通せられす兩地の交通頗る不便なると水陸の運賃に差したる相違なかりし等に因り本航路を利用するもの意外に多く該會社は爲めに豫想外の好成績を擧くることか出來た。

目前に此好況を見たる吉林官民は利權外溢の不快に、多少右會社獲利の羨望も交はり俄かに躍起運動を起し、所謂利權回收に名を籍り時の東三省總督徐世昌を說き、吉林官憲の事業として吉林官輪局を設立し大に露國汽船會社對抗の氣勢を揭けたか、就中大正三年春より同五年初秋に亘る約二ヶ年間は激甚を極めた、然れとも元來本航路の航行可能期間は四月下旬より十月下旬に至る僅々六ヶ月餘に過きす且つ淺瀨多く航行に頗る危險を伴ひ意外の失費を重ねること多く兩虎共に傷付くの狀態に陷りて、東支鐵道會社の汽船は露國革命に伴へる會社中の紛擾も加はりて同航路より撤退し、吉林官輪局も亦同しく經營困難になり大正九年三月遂に官營より民間に拂下けせらるに至つた。斯くて同局は名を松江輪船局と改め官督の下に張春芳(山東人)魏

崇宙(山東人)等專ら經理の任に當り居れるか、同年も亦夏季減水の爲め航行自由ならす、同局所有汽船吉濟號一回、吉淸號十四、五回、吉林新城(扶餘)間を往復したるに過きない、因に松江輪船局の拂下を受けたる汽船は吉濟、吉淸、の二隻てあつて其代價合計現銀一萬五千元なりと云ふ。

尚ほ右對抗汽船會社として利國輪船公司なるものかある。同公司は新城即ち伯都納(扶餘)の支那有志發起の下に同縣知事の後援を得て成立せるものに係り、資本金四百萬元(吉林小洋)の株式組織てあつて新城、吉林及新城、哈爾賓間の航業に從事し一時相當の利益を收めて居たか前述の如き理由に依り昨今全く吉林埠頭に其船影を認めない。

之を要するに吉林、扶餘間(扶餘、哈爾賓間も含む)の汽船航業は現在の所殆んと論するに足らない狀態にある。

吉林松江輪船局の汽船

船名	船長	船幅	吃水	噸數	馬力	製造年月	乘客定員	備考
吉濟	六二呎	一二呎	一・三呎	一〇〇噸	四二	光緒三四年八月	二五〇人	元、吉抗、新濟と稱したり
吉淸	六一	一二	〇・九	五三	五〇	同	一五〇	元獨乙商瑞記洋行の買込みたるもの

本局は元來乘客本位なりしか露帝國崩壞及東支南線の運輸澁滯に因り貨物の積載も漸く增加するに至つた。

（二）哈爾賓を中心として

元來松花江の露國船舶の航行を公然なし得たるは一八五六年の愛琿條約以後なりとする、蓋し露國か極東經營に汲々として曩に一八四六年ガウーリロフ氏をして軍艦コンスタンチン號を黑龍江に溯江せしめ、黑龍江の水運を開くと共に、松花江の航行權をも獲得して北滿の寶庫を開かんとし、當時建設せられんとする東支鐵道の建築材料運搬てふ名義の下に叙上愛琿條約を締結し、支那領域の黑龍江航行を支那に許すことを交換條件として松花江の航行を露國に許すこととなつたものである、爾來哈爾賓ハバロフスク、ブラゴベチエンスクを中心として汽船を航行せしめ殆んと獨專獨歩の狀況を見たか露國帝國の崩壞と共に支那の乘する所なり、今や松花江上に於ける露國の勢力は昔日の偲を減するに至つた、現在松花江を中心として黑龍江に出入する汽船は約二三〇隻、ライター二六〇隻に達すると云ふ。

松花江は前述せるか如く所々淺瀨又は難碕あるを以て吃水深き汽船を通す能はす、吃水淺き所謂川蒸氣を通するに過きない、而して普通汽船の吃水は空船にて一呎乃至三呎半、滿船にて三

呎半乃至六呎半位にて夫れ以上の吃水を有する汽船は到底運航し得ない、今在哈爾賓極東運輸組合の調査に據る汽船數及貨客積載量を示せは左の如きものである。

種類	隻數	旅客搭載力	貨物積載力	曳引力
汽船	二三〇隻	一九、六〇〇	一九、九〇〇噸	一四八、〇〇〇噸
ライター	二六〇	—	一〇〇、七〇〇	—

主なる汽船會社

黑龍江郵船會社（露）

所有船　九四隻　旅客搭載力　三、四〇九人

貨物積載力　二五、七〇〇噸

東支鐵道船舶部

所有船　四〇隻　貨物積載力　一五、〇〇〇噸

東西比利亞會社

所有船　四一隻　旅客搭載力　三、六二〇人

貨物積載力　一三、〇〇〇噸

成通公司（支那）

所有船　六二隻　　貨物積載力　一五、五〇〇噸

旅客　三、五八〇人

一、支那汽船

(a) 成通公司所有船

イ、汽船

船名	船體	噸數
海城	鋼	一、三〇七
銅山	同	四四六
江寧	同	四二〇
抗州	同	四〇二
嘉定	同	三六二
陽湖	同	三五七
圖昌	同	三一三
常州	同	三二一
江津	同	二一二

船名	船體	噸數
三水	同	一九九
名山	同	一三一
武進	鐵	三二五
吾興	同	五五〇
南翔	同	五二八
萊州	同	二八一
申江	同	—
廣州	木	三六四
蘇州	同	五三〇

池州	木	五一六
金山	同	五〇五
大興	同	四〇五
紹興	同	一、〇八〇
上海	同	一、〇三六
宜興	同	九四四
豐陽	木	六〇五
瀋陽	同	三五二
鋼鐵船	一六隻	六、二五四
木船	一〇隻	六、三三七
合計		一二、五九一

ロ、舵船

如來	鋼	三九五
文珠	同	二八三
舍利	同	二二九
大明	同	一九四
妙音	同	一九〇
梵音	同	八八
名關	鐵	二七一
日生	同	二五九
寶相	同	二二一
觀音	同	二〇三
名光	鐵	一九二
華蓋	同	一七九
大光	同	一七九
寶華	同	一四九
普賢	同	一二四
網明	同	一〇二
達摩	木	二五八
無量	同	一二二
計	一八隻	三、六三八
積載重量		一二、八〇一

(ハ)　其他會社の所有船

船名	所有者	船名	所有者	船名	所有者
慶瀾	支那兩江郵船公司	先祐	先登輪船公司	廣利	廣信公司
公濟	同	太平	同	廣信	同
江堯	同	先登	同	廣濟	同
江鷗	同	鏡波	鏡波輪船森林公司	龍口	振興航業公司
新原	通原森林公司	伏波	同	龍祐	西濱公司
立原	同	吉威	吉林軍務局	天利	天利採木公司
通源	同	吉宏	同	南洋	南洋兄弟烟草公司

(c) 其他個人の所有船

華泰、三江、芝陽、順風、慶遠、福安、興源、蘭久、隆祐、松江

二、露國汽船

(a) 東西伯利亞輪船公司

船名	種別	構造	狀態	馬力	吃水 (呎)(空)	吃水 (呎)(滿)	旅客額	貨物積載 (布度)	曳引力 (布度)	速力
西比利	曳船兼貨	鋼	横兩輪	四〇〇	二、七三	五	三四〇	一五、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一八
世立克	同	同	同	六〇〇	二、五〇	五	三六〇	一五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一七
烏斯德	客貨船	木	後輪	一八〇	三、〇〇	六	二四〇	—	—	一四
養虫亞	曳船兼貨	同	同	六四〇	二、五〇	五	三三〇	一四、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一五

船名	種別	構造	狀態	馬力	吃水		旅客額	貨物積載	曳引力	速力
朔[illegible]兒	客貨船	同	同	二五	一、五〇	四、五	二〇	—	—	一六
スラバ	貨船	鐵	同	—	—	—	—	一五、〇〇〇	—	—
エネルギイ	同	木	同	—	—	—	—	七、〇〇〇	—	—

アムール商船貨與船舶

船名	種別	構造	狀態	馬力	吃水		旅客額	貨物積載	曳引力	速力
ワシーリアレクセーフ	貨客船	鋼	横兩輪	五五〇	二、一呎(空)	五、六呎(滿)	二五〇	一五、〇〇〇布度	—布度	一〇
ムコモール	曳兼貨客船	同	推進器	二二〇	二、四	五、六	六〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五
ボリザノ	同	木	後一輪	二五五	二、八	六、〇	一〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一四
イルトハシ	同	同	同	一四〇	二、六	五、〇	一四〇	一五、〇〇〇	二五、〇〇〇	一四
アタマン	同	同	同	一四〇	二、六	五、六	一八〇	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一四
リルツプチヤトニツク	同	同	横兩輪	九〇	二、三	三、四	六〇	六、〇〇〇	一八、〇〇〇	一五
ホロノフ	曳船	鋼	同	六〇〇	三、六	—	—	—	一四〇、〇〇〇	九
アムグン	同	同	同	五〇〇	四、〇	—	—	—	一〇、〇〇〇	一〇
ガツクルスコベリツイニ	同	同	同	五〇〇	三、六	—	—	—	一〇、〇〇〇	九
リネウイソチ	曳船	鋼	横兩輪	五〇〇	三、六	—	—	—	一〇、〇〇〇	九
ウスリー	同	鐵	同	一五〇	三、〇	—	—	—	一五、〇〇〇	六
ソボリ	同	同	同	六〇	三、六	—	—	—	六、〇〇〇	一〇

船名	種別	構造	貨物積載	船名	種別	構造	貨物積載
タエン	来多	鋼	六〇、〇〇〇布度	ベルクート	來多	鋼	二五、〇〇〇
ドレヨン	同	同	五〇、〇〇〇	グリフ	同	同	二五、〇〇〇
ケルビー	同	同	四〇、〇〇〇	四號	扁平船	鐵	一六、〇〇〇
ツアプリア	同	同	二五、〇〇〇	五號	同	同	一六、〇〇〇
ナリム	同	同	三〇、〇〇〇	六號	同	同	一六、〇〇〇
ミリギレ	同	同	五五、〇〇〇	エリカ	來多	鋼	六〇、〇〇〇
ジヨセフ	同	同	五〇、〇〇〇	一號	扁平船	鐵	一六、〇〇〇
グラジダレカ	同	同	三五、〇〇〇	二號	同	同	一六、〇〇〇
チエクレダ	同	同	二〇、〇〇〇	三號	同	同	一六、〇〇〇
プイーヤ	同	同	二五、〇〇〇	七號	同	同	一六、〇〇〇
アイスト	同	同	三五、〇〇〇	八號	同	同	一六、〇〇〇
カリアン	同	同	二五、〇〇〇	九號	同	同	一六、〇〇〇

東西伯利亞汽船會社と「アムール」商船會社との關係

大正七年十月廿二日東汽ハ「アレキセーフ」父子商會トノ契約ニ基キ金二百萬圓ヨリ手附金二十萬圓ヲ除ク殘額金百八十萬圓ヲ「アレキセーフ」父子商會ニ支拂ヒ「ア」商會ト黑龍汽船トノ傭船契約ヲ繼承ス。

黑龍汽船ト「ア」商會トノ契約內容、(契約締結地武市)

一、船舶棧橋ノ授受數

汽船 一二 貨船 一五 臺船 九 浮棧橋 一 普通棧橋 二

二、契約期限 自一九一七年 十一月二十二日 至一九二〇年 十一月二十二日

三、傭船料、及其受授期日

傭船料 一ヶ月 三十萬留 十一月二十五日 七月一日 十月三十一日 各十萬留宛支拂

四、黒龍汽船ハ傭船期限滿了（一九二〇、十一、二二）一ヶ年前ニ船舶所有者ニ期限滿了ノ上船舶其他ヲ返還スルカ又ハ之ヲ買收シ左記株式ヲ渡スカノ選擇權ヲ有ス

株式數五萬株ノ内 六分ノ一 八、三三三株

株式 六萬株ノ内 六分ノ一 一〇、〇〇〇株

(b) アムール商船の持船

1 コツケリール
2 パロンコルフ
3 ニークマケフ
4 アレクセーフ
5 スラーヴ
6 ウォドキンスキー
7 ソルモーツオ
8 マカーロフ
9 イグナチエーフ
10 プチヤーチン
11 ヅナイ
12 ププーノフ
13 サクリスキー
14 ドホーフスキー
15 アムルースキー
16 アグドツロフ
17 チハチエーフ
18 レウヰスキー
19 ウヰツケ
20 ノヴゴロード
21 ネロノフ
22 スコベリツイン
23 リネヰチ
24 アムグーン
25 トルプジン
26 カザケイチ
27 コルサコーフ
28 ボロジノ
29 ヷルプチヤトニツク
30 ウスリー（船リヤス）
31 イルツイシ
32 アタマン
33 アドミナルビシエト
34 フシリヤンゼリ
35 ウタロイ
36 エマメエル

37 ムコモール　39 スラーヲ　41 アムールチツク
38 シラチカチヨール　40 リホール　挖船 71 隻

同埠頭所在地

1、スレチエンスク　2、コクイスカヤ　3、ジヤヲレダ　4、チエルニヤエフ
5、ブラゴベ井チエンスク　6、ハバロフスク　7、ニコラエフスク　8、ハルビン

(c) 東支鐵道會社

汽　船　一三隻　積載重量　九六、〇〇〇噸
舵　船　二九隻　同　九三、〇〇〇噸

(b) 東亞合資會社（日本資本）

汽　船　二　隻　同　一八、〇〇〇噸

(e) 大東公司

ポビエダ　（曳船）　三〇、〇〇〇噸
スラバエネルギー（貨船）二隻　積載重量　二五、〇〇〇噸

(f) チチコフ

汽船　二隻　―

舵船　八隻　―

(g) 其他個人所有船

所有者	汽船名	曳引力	積載重量
アランデル	ルークダ(汽船)	―	―
バーク	ヒンガン(同)	二二、〇〇〇	八、[illegible]
プロスタコフ	マルス(同)	―	一五〇
アムール商會	アーキシチヤン(同)	―	七、〇〇〇
松花江輪船公司	ルスラン(同)	―	―
コニミークツシ	ウオリヤ(貨物船)	―	一〇、〇〇〇
ブシーブキン	フコペツツ(汽船)	一五、〇〇〇	八、〇〇〇

(六) 運　賃

汽船の貨客運賃は各汽船會社競爭の狀態であつて一定せない、從て左表、戊通航業公司及東西伯利亞汽船會社の運賃表は實際使用の場合は時により上下變動あるを免れないが、松花江上に於ける汽船運賃の標準をなすを以て掲載大方諸子の參照とする。

	吉林	烏拉	四家子	舒蘭河	白旗屯	朱山	秀水甸子	五棵樹	老哨溝	小城子	五家站	八里營	喀喇木
烏拉	二、二〇 一、六〇 一、〇〇												
四家子	三〇〇 二二〇 一四〇	八〇 六〇 四〇											
舒蘭河	三六〇 三〇〇 一八〇	一二〇 一〇〇 六〇	八〇 六〇 四〇										
白旗屯	四五〇 三六〇 二二〇	二〇〇 一四〇 一二〇	一二〇 一〇〇 八〇	八〇 六〇 四〇									
朱山	五四〇 四二〇 二六〇	三八〇 二四〇 一六〇	二〇〇 一四〇 一〇〇	一、四〇 一、〇〇 六〇	八〇 六〇 四〇								
秀水甸子	六、〇〇 四、八〇 三、〇〇	三、六〇 三、二〇 二、〇〇	三、二〇 二、四〇 一、八〇	二、〇〇 一、四〇 一、〇〇	一、四〇 一、〇〇 八〇	八〇 六〇 四〇							
五棵樹	七、〇〇 六、〇〇 四、〇〇	四、六〇 四、二〇 二、七〇	四、〇〇 三、〇〇 二、三〇	三、二〇 二、六〇 一、八〇	二、四〇 二、〇〇 一、四〇	一、四〇 一、二〇 一、〇〇	一、〇〇 八〇 六〇						
老哨溝	八、六〇 六、六〇 四、六〇	五、八〇 五、〇〇 三、八〇	五、〇〇 四、〇〇 二、八〇	四、二〇 三、四〇 二、五〇	三、四〇 二、八〇 二、二〇	二、二〇 二、〇〇 一、四〇	二、二〇 一、八〇 一、四〇	一、〇〇 八〇 六〇					
小城子	八、六〇 七、四〇 五、〇〇	六、八〇 六、〇〇 四、〇〇	五、六〇 四、四〇 三、二〇	五、二〇 四、〇〇 二、八〇	四、二〇 三、四〇 二、五〇	[illegible] 二、六〇 二、二〇	二、八〇 二、二〇 一、八〇	一、八〇 一、四〇 一、〇〇	八〇 六〇 四〇				
五家站	一〇、四〇 八、八〇 六、二〇	八、六〇 七、八〇 五、二〇	八、〇〇 六、二〇 四、四〇	七、二〇 五、六〇 四、〇〇	六、二〇 五、二〇 三、六〇	五、八〇 四、六〇 三、四〇	五、〇〇 四、二〇 三、二〇	四、〇〇 三、〇〇 二、二〇	二、八〇 二、二〇 一、六〇	二、〇〇 一、六〇 一、二〇			
八里營	一二、〇〇 一〇、〇〇 七、四〇	一〇、〇〇 八、六〇 六、四〇	九、二〇 七、六〇 五、四〇	八、六〇 七、〇〇 五、二〇	八、〇〇 六、四〇 四、八〇	七、二〇 五、八〇 四、四〇	六、四〇 五、四〇 四、〇〇	五、四〇 四、五〇 三、四〇	四、四〇 三、六〇 二、六〇	三、八〇 三、〇〇 二、二〇	一、六〇 一、四〇 一、〇〇		
喀喇木	一三、〇〇 一一、〇〇 八、〇〇	一一、〇〇 九、四〇 六、八〇	[illegible] 八、二〇 六、〇〇	九、六〇 七、八〇 五、六〇	九、〇〇 七、〇〇 五、四〇	八、〇〇 六、六〇 四、六〇	七、四〇 六、〇〇 四、六〇	六、四〇 五、二〇 四、〇〇	五、二〇 四、四〇 三、二〇	四、六〇 三、八〇 二、八〇	二、四〇 二、〇〇 一、六〇	一、〇〇 八〇 六〇	
扶餘	一五、〇〇 一二、〇〇 九、〇〇	一三、〇〇 一二、〇〇 八、四〇	一二、六〇 一〇、〇〇 七、六〇	一二、〇〇 一〇、〇〇 七、四〇	一一、四〇 九、〇〇 六、八〇	一一、〇〇 九、〇〇 六、八〇	一〇、〇〇 八、六〇 六、四〇	八、八〇 七、六〇 五、六〇	七、八〇 六、六〇 四、八〇	七、〇〇 六、二〇 四、四〇	五、〇〇 四、五〇 三、二〇	三、四〇 三、〇〇 二、〇〇	二、六〇 二、二〇 一、二〇

凡例

一、五歲以下無賃
一、十二歲迄半額
一、手荷物無賃限度
一等 六十斤
二等 四十斤
三等 二十斤

戊通航業公司貨客運貨表

凡例

一、一段ハ客、二段ハ貨、三段ハ手荷物(行李)ノ運賃トス
二、旅客運賃ハ三等ノモノトス
一等ハ三等ノ二倍
二等ハ……一倍
特三ハ……半倍
三、手荷物ハ各等ニ論ナク二布度(六十斤)ヲ限度トス之ヲ越ユル時ハ一布度ニツキ下表ノ賃金ヲ徴ス
一等ハ四等ノ一倍
二等ハ三分ノ一倍
三等ハ四分ノ一倍
四、貨物運賃ハ四等ノモノトス
五、以上ノ各表ハ大洋計算但シ各貨幣ニテ支拂フ場合ハ本公司ノ換算率ニ依リテ收ム

	大賚	伯都訥(新城)	肇州	達戸	長春嶺	北湧州
伯都訥(新城)	二角五分 一分五厘 五分					
肇州	一元 五分六厘 一角七分	七角五分 四分一厘 一角二分				
達戸	一元二角 六分七厘 二角一分	九角五分 五分二厘 一角六分	二角 一分一厘 四分			
長春嶺	一元四角 七分七厘 二角四分	一元一角五分 六分二厘 一角九分	四角 二分一厘 七分	二角 一分 三分		
北湧州	二元一角五分 一角一分八厘 二角六分	一元九角 一角三厘 三角一分	一角一元五分 六分二厘 一角九分	九角五分 五分一厘 一角五分	七角五分 四分一厘 一角二分	
哈爾賓	二元六角五分 一角四分五厘 四角四分	二元四角 一角三分 三角九分	一元六角五分 八分九厘 二角七分	一元四角五分 七分八厘 二角三分	一元二角五分 六分八厘 二角	五角 二分七厘 八分

東西伯利亞輪船公司貨物運費表（九年八月）

	哈爾賓	滴打嘴子	烏河	石頭河	新甸	木蘭	東瓜楼	岔林河	伊漢通	德墨里	三姓	湯王河	佳木斯	蘇蘇
滴打嘴子	・〇四													
烏河	・〇五	・〇二												
石頭河	・〇六	・〇三	・〇二											
新甸	・〇七	・〇四	・〇三	・〇二										
木蘭	・〇八	・〇五	・〇四	・〇三	・〇二									
東瓜楼	・一〇	・〇六	・〇五	・〇四	・〇三	・〇二								
岔林河	・一一	・〇七	・〇六	・〇五	・〇四	・〇三	・〇一							
伊漢通	・一一	・〇八	・〇七	・〇六	・〇五	・〇四	・〇三	・〇二						
德墨里	・一三	・〇九	・〇八	・〇七	・〇五	・〇五	・〇三	・〇二	・〇一					
三姓	・一二	・一一	・一〇	・〇八	・〇八	・〇六	・〇五	・〇三	・〇二	・〇二				
湯王河	・一三	・一二	・一一	・一〇	・〇九	・〇九	・〇七	・〇六	・〇五	・〇四	・〇二			
佳木斯	・一四	・一三	・一二	・一一	・一〇	・一〇	・〇九	・〇八	・〇七	・〇六	・〇五	・〇三		
蘇蘇	・一五	・一四	・一三	・一二	・一一	・一一	・一〇	・一〇	・〇九	・〇九	・〇七	・〇五	・〇五	
富錦	・一六	・一六	・一四	・一三	・一二	・一二	・一一	・一一	・〇九	[illegible]	・〇九	[illegible]	・〇六	・〇五

凡例

一、以上ノ表ハ四等運賃價格ナリ
二、三等運賃ハ四等ニ四分ノ一ヲ加ヘタルモノ
三、二等運賃ハ四等ニ三分ノ一ヲ加ヘタルモノ
四、一等運賃ハ四等ノ一倍ナリトス
五、本表運賃ハ大洋計算ナリ

戊通公司並東西北利亞輪船公司乘客運賃表（九年八月）

着＼發	哈爾賓	滿打嘴子	烏河	石頭河	新甸	木蘭	東瓜樓	岔林河	伊漢通	德墨里	三姓	湯王河	佳木斯	蘇蘇
滿打嘴子	[illegible]													
烏河	[illegible]	[illegible]												
石頭河	[illegible]	[illegible]	[illegible]											
新甸	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]										
木蘭	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]									
東瓜樓	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]								
岔林河	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]							
伊漢通	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]						
德墨里	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]					
三姓	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]				
湯王河	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]			
佳木斯	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		
蘇蘇	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	
富錦	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

凡例

一、以上ハ三等運賃トス
二、特別二等ハ三等ノ半倍
三、二等ハ三等一倍
四、乘客ハ手荷物二度布ノ携帶ヲ許ス但シ額ヲ逾スレハ料金ヲ徴收ス
五、運賃ハ大洋計算
六、若シ大洋ナキ時ハ他ノ紙幣ヲ割引シテ徴收ス

七、稅捐其他の諸掛

(イ)松花江に依り輸送せらる穀類は一封度に付左の稅捐及費用を要する。

一、積込費	〇、〇〇八元
二、荷卸賃	〇、〇〇八元
三、輸出稅	〇、〇二六元
四、三姓江捐稅	〇、〇〇四元—〇、〇〇三元
五、其他輸出地の地方稅(不定)	〇、〇一〇元
六、哈爾賓東支埠頭布度稅	〇、〇一〇留 (金留建)

(ロ)又東支鐵道埠頭繫船料(大正九年度制定)及其他埠頭の繫船料は左の如くである。

	東支鐵道埠頭	東支埠頭外及右岸
汽船	九、〇〇金留	四、五〇元
拕船	四、五〇	二、二五
ジヤンク(帆船)	三、〇〇	一、五〇

(ハ)松花江上稅關

松花江に於ける支那の稅關は哈爾賓、三姓及拉哈蘇々の三個處にあつて、日曜及休息日（陰曆五月五日及八月十五日等）の外每日朝六時から晚六時まで執務し、此時間外の荷積み及荷卸しには俗に買關と云ふ手數料を徵收する。

通常日	
自晚六時至晚十二時	關平銀五兩
自晚六時至次晨六時	同　十　兩
日曜及休息日	
自朝六時至晚六時	同　十五兩
自晚六時至晚十二時	同　十五兩
自晚六時至次晨六時	同　二十兩

貨物乘客運輸に對しては唯關平銀一兩を納むるのみである。

八、松花江の航行權

沿革

松花江に對する露國の航行權は愛琿條約（咸豐八年四月二十一日 露曆一八五八年五月十六日）に源を發し、其後北京條約（咸豐十年十月二日 露曆一八六〇年十一月十四日）及露都條約（光緒七年西曆一八八一年二月十二日又伊犂事件に關する條約並に議定書と稱せらる）に依りて確認せられた

ものとは一般に稱せらるる所なるゝ、愛琿條約の松花江とは今日一般に稱せらるる松花江にあらすして、松花江か黑龍江と合する合流點より海に至る黑龍江の一部分なること、當時の文獻に徵して明かな所て、實際條約上露國か松花江の航行權を獲得したるは、一九一〇年露支兩國間に議定せられた松花江航行條約締結の結果てある。

ムラヴィヨーフの松花江經略

露國か極東政策に汲々として是れか任に當れるムラヴィヨーフは、早くも現在の松花江航行に著目し、支那か合流點より上流をも松花江と稱せるを利用し、愛琿條約の松花江航行權を合流點上流の松花江に迄て及はさんとしたるも、支那側の反對に遭ひ條約上何等得る所なかつた。茲に於て條約上の片言に拘泥せす、實際上之か航行をなさんとし、ムラヴィヨーフ自ら汽船アムール號に搭乘し合流點より上流二十露里の地點迄溯り、更に二人の商人に命し小舟に乘して三姓に溯航せしを始めとし、其後盛に松花江を溯航した。今其著しきものを擧くれは左の如くてある。

一八五九年小舟にて三姓に溯航せし露人一名支那人に慘殺せられ、マキシモフは支那の反抗に遇ひ空しく歸航した。

一八六四年汽船ウスリー號は遠征隊を搭乘して吉林迄溯航したるも、上陸するを得すして

歸航せり。

一八六六年汽船ウスリー號は再び新城に溯航せしも、支那官憲は居民の之と貿易するを禁した。

一八六九年露國商人か貿易の目的を以て汽船テレグラッフ號に搭乘し、呼蘭に溯航せるも其目的を達することを出來なかつた。

一八七二年黑龍江汽船會社は商業遠征隊を新城、齊々哈爾、呼蘭等に派遣せしも、好果を齎すことを出來なかつた。

一八九五年ハバロフスク在住の露商人より組織せられた商業遠征隊は汽船テレグラッフ號に搭し松花江を溯り、新城の上流三〇露里の地點に達し、又呼蘭にて多少の妨害を受けたか家畜、穀物、獸毛、煙草其他の貿易を營んで歸來した。

一八九五年露國の地理學會より派遣した遠征隊は汽船アレキセエイフ號に搭して、新城、齊々哈爾、呼蘭等を歷訪した。

一八九六年三隻の露國汽船は各一隻宛三姓、新城、巴彥、蘇々に達した。

事實上航行權の獲得

斯くの如くにして露國は條約上何等の特權を有せす、又支那側の妨害ありたるに拘らす、松

花江航行の冒險的行動を經續して居たか、遇々一九〇〇年（光緒二十六年明治三十三年）義和團の亂起るや清國の他を顧みる遑なきに乘し、東淸鐵道の鐵道材料及工夫の食料等の輸送を口實として、同船舶部の汽船をしてハバロフスク、哈爾賓間に定期航路を開始せしめた。是れ露國か松花江に於て組織的航行を行ふた濫觴である。

支那側の對抗

　これより松花江を往來する露國船舶日に增加し、東淸鐵道修築なるも撤退せさるのみらす、支那船舶を壓倒して殆んと獨占的地位に進むに至つた。茲に於て時の東三省總督徐世昌は抗議の効なきを知り實力を以て對抗し、之か抵制をなさんとし、吉林巡撫朱家寶の言に聽いて松花江官輪總局（後吉林官輪局、松黑兩江郵船總局の二に分る）なるものを創設し、露國汽船に對抗、航行權の挽回に勉めたか、之れ遇々從來拒絕し來れる露國の內河航行權を默許し、延いて愛琿條約に對する露國の主張を是認したると同一結果に終つた。

稅關設置と規則

　露國に對し正式の抗議を試むること能はす、暗々裡に抵制の防禦手段を講する外なかつた支那政府は一九〇九年哈爾賓、三姓、拉哈蘇々の三地に稅關を新設するの議を決し、同時に六月二十六日松花江通商假規則及哈爾賓稅關、三姓分關、拉哈蘇蘇稅關監視所假規則なるものを制定して七月一日より實施すへき旨を公布した、是れ從來露國の獨專に歸した松花江の航行權を

各國の船舶に均霑せしめ、依て以て之か航行權を根本より破壞し去らんと企てたものてあつて支那側より云へは是れ單にポーツマス條約第三條末項の『露國政府は清國政府の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れさる何等領土上の利益又は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せさることを聲明す』との露國聲明を現實化せるに過ぎないか、兎に角露國の實際的施措に對する一種の報復手段と看做して妨けないてあろう。

稅關規則の反對と條約上航行の權得

果然露國は前揭規則を以て愛琿條約の規定を無視し、露國の協議を經すして單獨に決定したる違法のものなりとて嚴重なる抗議を提出し、且つ露清兩國の當業者も從來航行自由てあつた船舶も輸出入共無稅なりし貨物も一般海關規則の下に課稅せられ、陸路通商上の特權をも奪はるる虞ありしを以て、一致して其實施に反抗した。其結果兩國當局者は相會同して松花江通商及稅關問題調查員會を組織し累次協議を重ねたか意見の一致を見す、遂に一九一〇年五月十二日北京に於ける兩國全權委員間の折衝に移され、約三ヶ月の日子を費して同年八月八日、一八八一年の露都條約第十八條に準據した松花江航行に關する北京議定書（別項參照）の締結を見、嗣いて同月二十三日現行の松花江航行船舶及輸出入貨物檢查假規則並に哈爾賓稅關、三姓分關拉哈蘇々稅關監視所假規則等を分布し、同月二十九日愈々其實施を見るに至る。而して前述假

規則は何れも愛琿條約の精神を敷衍して露支兩國の船舶に限りて松花江の航行及貿易權を認め他國船舶の均霑を許ささる規定なるを以て、一九〇七年以來支那政府の籌畫したる幾多の抵制策は結局露國の松花江航行權を實際に承認せさるへからさる結果を惹起したるものと云ふへく、反對に露國は條約上の不安固なる航行權を清國政府の歩調整はさる抵制策の裏を掻いて、確實に掌握することとなつたのである。

露國革命以來の松花江航行權

運命は廻る小車の如く、右の如く露國は長年月と幾多の努力とに依りて占めたる松花江上の勢力も、一九一七年露帝國崩壞して過激派益々猖獗を極むるや、露國船舶所有者は財產の難保を恐れ、汽船を支那人等に賣却せんとするもの續出し、法律に依り船舶を外人に賣却することを許さぬ露國當局も時局の變遷により適宜の處置を執らさるへからさるに至り、船舶の賣却を許し、且つ之に要する證明及鑑札をも下附することとなり、支那人は正式に露船を購入し得ることとなつた、支那は此時に乘し戊通航業公司等の大會社を設立し、盛に露國汽船を買收して事實上松花江上の航行を獨占し、進んでは黑龍江上にも覇を爭はんとする一方、一九一〇年の條約を取消して、松花江の露國航行權を根本より覆さんとするものの如くである。現に民國九年(一九二〇年)吉林に於て二隻の露國汽船を抑留し、言を左右にして其抗議を峻拒し、未た其解決を見な

い狀態である。蓋し支那は東支鐵道を恢復し、徐ろに其魔手を松花江の航行權に及ほし、其第一歩として少くも哈爾賓より上流の松花江航行を拒絶せん爲め此擧に出でたるものにあらさるか、要するに松花江航行權問題は未解決問題として將來北滿の天地に殘された懸案である。

松花江航行に關する議定書　（宣統二年七月五日一九一〇年八月八日）

北京駐箚露國公使と淸國外務部とは一千八百八十一年二月十二日の露都條約第十八條に基きて松花江航行條約を議定すること下の如し。

一、今回淸露兩國代表者か議定したる松花江航行船舶及稅關檢査假規則は漢文、露文、英文の三通を調製し、疑義を生したる場合には英文に依る、兩國代表者は此約文に議定署名すへし。

註　約文内ニアル淸露境界五十露里（百淸里）ナル文字ハ專ラ淸露兩國ノ國境ヲ指シテ言ヘルモノナリ。

二、第一條に指明せる規則は本條約調印の日より三週間以内に哈爾賓稅務司より通告して實施すへし。

三、該規則の變改したるもの又は松花江に實施せんとする特別規則は必す淸露兩國の認諾を經たる上實施すへし。

四、清國稅關は哈爾賓東清鐵道附屬地內に於て開設執務することに定む。但將來各種の問題に之を引證することを得す

五、松花江に由り輸送する東清鐵道の建設及修繕用材料に對して稅關に徵收すへき一切の稅捐及內地稅を課せす、鐵道の保護に要すへきもの亦同し。

六、哈爾賓の東清鐵道會社及哈爾賓稅務司は一九一〇年內に於て直接穀物輸送規程を議定すへし、即ち松花江より袋積又は散積として哈爾賓に到着後船舶より汽車に積替へ又は一時取卸して積置かるる穀物は鐵道會社又は稅關より檢査を行ひ、後日同貨物の鐵道に由り滿洲里又は綏芬河を通過して輸出せらるる場合には輸出稅を再徵せさるも、倉庫に積置かすして松花江より直接發送するものに對しては、滿洲里又は綏芬河にて其輸出稅を徵すへきものとす、哈爾賓の倉庫に積置きたる貨物にして鐵道會社又は稅關の檢査を受けたるもの又は哈爾賓積出の際納稅すへし。

滿洲里又は綏芬河を通過して直接輸出せらるる松花江發送の貨物か哈爾賓埠頭に積置かるるか、若は其輸出を見合せたるときは其輸出稅の拂戾を行ふ、其輸出稅拂戾規則に付ては鐵道會社と稅務司とに於て協定すへく目下未た前記の如き貨物なきを以て本約文內に之を

掲けす。

七、清國税關は一八八一年の露都條約に附屬する陸路通商章程（光緒七年、一八八一年二月十二日締結）第十四條に指定したる貨物に對しては滿洲里及綏芬河税關を無税にて通過せしむへし。

八、本年終航前には暫時從來の噸税を施行す、今回定むる所の布度區間捐に付ては哈爾賓税務司と東清鐵道會社船舶部長との間に於て之を協定すへし、但し布度區間捐の總額は之を本年度の航行期間内に收入したる噸税に比して四分一以上增課せしめさるを要す。

九、松花江に由りて輸送せらるる穀物は規則實施期間内に於ては現行法に依り取扱はるへきものに内地通過の場合に於ける如き保證金及保證書の提供を要せす。

十、清國税關か一九一〇年四月二十九日開設後に徵收したる税金は之を正當の收入とす、其規則に違背したる過分の收入は本規則實施期より三週間内に本人の申告に基きて税關より全部拂戾すへし、但し其申告期間は本年十二月十五日まて納税領收證の提出期間は一九一一年六月十八日まてとす、本年四月二十九日以後の收金にして露清銀行に供託せるものは新規則の實施後之を清國税關に交付すへし。

十一、松花江の清國税關は露國船舶の提出する露文の積荷目錄類の受付を拒むを得す、但し

該株式は税關所定のものと同一なることを要す。

本條約は清暦七月二十七日露暦八月八日北京に於て之を議定し、漢文露文各二通及對照文、印證文を調製す。

清國外務部尚書　鄒　嘉　來

在北京露國特命全權公使代理　シ　ケ　キ　ン

第三編　通信及道路交通

第一章　支那側の通信

第一節　郵　便

一、概　説

從來支那に於ける郵便事務は驛站、文報局及民局等の機關に依りて掌られて居たが時勢の進步と共に漸次西洋式郵制を模倣し、現在施行せらるゝか如き郵制に迄に發達するに至つた。而して其發達を促進し、舊式郵制より今日の郵制を採用するに到らしめたるは實に總稅務司ロバート、ハートの功である、其經路は海關附屬の郵政部より發達したるものであつて、今吾人か支那の舊式郵制を述ふると共に其發達經路に就いても一言せねはならぬ。

二、支那從來の郵制

一、郵驛、(驛站)

郵驛(驛站)の語は大淸律兵律に出てたものであつて律の註に步遞を郵と日ひ馬遞を驛と曰ふ

とある、而して步遞とは步役に依りて官文書を遞するものであつて馬遞とは馬匹に依つて官文書又は官物の遞送を爲し兼ねて公差公役の往來を護送する事を掌るものを云ふ。郵驛は之を全國に配置し其事務は從來兵部の所管に歸し、車駕淸吏司を以て之を督理せしめ各省の驛站は各該地方官をして之を掌らしめた。

郵驛の制は古く周禮に出てたる所より見れは周代既にこの制度かあつたものと見てよい。大淸律輯註に歷朝郵制の沿革を載せて曰く「按するに秦に廐ありて乘傳、副車、食厨を置けり、漢初は秦を承けて改めす、後漢はたゝ驛置を設けて廐律を除けり其後は考なし、唐律は皆各條に散見す明に至り類して一となして郵驛と曰ふ國朝(淸朝)は之に依れり」と記せるより考ふれは支那歷朝の官公文書はこの制に依つて遞送されて居たものである。

二、文報局

文報局とは地方官廳の公文を遞送せしむるか爲めに設置せられたものであつて其性質上郵驛制の一種の變例に外ならない、國法上之に關して何等規定なきを以て其内容を詳にせないか其創設は略信局(民局)と同しく特に汽船交通以後の事に屬すりより見れは郵驛の緩漫にして且其費用却て大なるを以て地方官局は時勢の進運に伴ひ一時の便法として其文書を汽船に託送するに

至つたものと想像し得らるる、而してこれ國法上何等規定なき所以である。

文報局は各省大都及開港場等官局の事務繁多なる地方に設けられ其經費は皆地方の財政より支辦す而して郵政局の設立以後は信局（民局）と共に郵政局に登錄せるもの多く且單に公文の送達を爲すに止まらす、往々私信を取扱ふものありと云ふ要するに郵便制度の不備なるより生した一種の便法であつて始めより永續性を有するものでない。

三、信局（民局）

信局は一般に民局と稱へ南方にては批館と呼ふ、私人の經營に係り一定の料金を得て一般信書の送達を爲す一種の私設郵便局である、蓋し淸國に於ける郵驛の制は專ら官文書の送達を目的とし民間の信書を接收せさるか故に私設郵便の制は社會自然の必要に出てたものと云はなければならぬ、而して從來は唯幸便に依るか又は特使を發して信書を遞送する外何等一般通信の設備かなかつたのである信局の起源は甚た明でない、支那經濟全書の記する所に依れは同治年間に於て瀕海瀕江の各首府に始まり、漸次內地に傳播せられた樣である、滙兌莊が山西人特殊の營業なるか如く信局か寧波人の獨占に屬する事は信局の沿革を稽ふる上に於て特に注意すへき現象であつて又寧波人が上海居住者の大半を占むる事實より推測するに信局は寧波人に依り

て上海に創設せられ其獲利の大なるより所謂寧波信局なるもの各地に開かれ漸を逐ふて其勢力を擴張したものであろう但し寧波信局の勢力は東三省及漢口以西に及はなかつたことは記憶すへきことである。

信局に二種の別あり一を内地專行信局と云ひ主として飛脚又は民船に依りて内地間の信書又は物品を逓達し、一は輪船信局と云ひ汽船を利用して瀕江、沿海の各港間に於ける信書又は物品を逓達する事を營る而して其業務は一々信用に依りて行はるゝか故に若し能く公衆の信用を博し、業務の繁昌を希はんとせは勢巨額の資本を投せなければならない、されは信局は其何れの種類たるを問はす大概數人の共同事業として經營せられた樣である、然れども唯信書又は物品の逓達を爲すのみにては實際收支相償はさるを以て同時に新聞取次業、運搬業、銀行業等の業務を兼營した。

三、郵　政　局

一、海關郵政部

郵政局創設以前の支那郵便か驛站文報局及民局の三者により行はれて居たことは前述の如くである、而して是等の設備に依りて取扱はれたる郵便かすへて所謂支那郵便であつて外國分子

を加味せないものであること勿論なりとする。

然れども光緒二十二年以後即ち郵政局創設以後は現在の如く西洋式郵便制度の實施を見るに至つたか茲に吾人の注意すへきことは郵政局創設以前に已に海關郵政部の存在せることである海關郵政局は外國人によりて行はれ且外國郵便をも取扱ひたるものであつて其發達は軈て郵政局迄に至つたものであるから此際海關郵政部について略述する必要かある。

海關郵政部の起源

抑海關郵政部の起源は咸豐十年（一八六〇年）英佛聯合軍北京を陥れ、列國の使臣北京に駐紮するや公使館及海關の差立物は各期結氷期間は陸路郵送を爲さゝるへからさりしを以て總理衙門（外務官衙）の仲介に依り政府の遞送機關たる驛站に託して北京 上海間を往復したか種々の不便起りしを以て同治五年（一八六六年）總税務司と總理衙門との間に書信遞送に關する契約訂結せられたことに端を發して居る其要領は總税務司署に於て各國北京公使館の信書を取纒め期日を定めて總理衙門に託送せしむるにある、但し此規約は白河結氷期間に於てのみ行はるゝものであつて開河後總税務司署に於て自ら天津に差立て同地より上海に轉送した、茲に於て海關は之等の事務の取扱を便せん爲、光緒元年北京の總税務司署及上海鎭江の海關内に郵便事務取扱部即ち郵政部（Postal Department）を設置し、更に開河中沿岸航行汽船に依る郵便物を取扱ふ爲め天津其他の

沿岸地の海關にも取扱所即ち準郵政部（Quasi Postal Department）を設置することゝなつた。

其後各處の海關に郵政部を設置することゝなりまた從來公信の取扱ひのみに限局せられた海關郵政部の業務を擴張し、海關自身の郵便物を取扱ふ傍ら國家郵政の試辦として一般公衆の郵便物を取扱ふことゝなり同時に海關郵便切手を發行し且つ大沽天津間、天津北京間の陸上遞送並に天津牛莊間、天津芝罘間、天津鎭江間の冬期陸上遞送線を開始することゝなつた。これ實に光緒四年（一八七八年）にして此に到て海關郵政部は最早海關の專用てはなく事實上一般的性質を有する國家的郵便局の性質を帶ふるに至つたものと云をなければならぬ。

大清郵政の沿革

一方支那政府に於ても自國官民の信書遞送に新制を適用する計畫をなし光緒二年ロバート、ハートの建議に端を發し、同年閏五月總理衙門は通商港及附近地方に送信官局を設立し總稅務司をして之を管理せしめ又同年芝罘會議の開かるゝや大淸郵便組織の制定を允許する旨及直に郵便設備に著手することを條約中の一條款となすことを承諾する旨を通知した、該條款は不幸にして默過され芝罘條約正文中に挿入せられす計畫は無期延期となつたか同四年北京、天津、芝罘、牛莊、上海の五個處に泰西の制度を模倣した送信官局を設け同年九月、九江、鎭江の兩海關道も通商貿易港に郵局を設くる等大勢は易々として郵制の確立に向つて進みつゝあつたので

ある。斯くの如くにして芝罘會議より二十年の後一八九六年三月二十日(光緒二十二年二月七日)に到り、遂に全支那に國家直營の郵政を創設し、其典型を歐米の制に則らしめんとする郵制の上諭を見るに到る。

公衆の爲めにも國家歳入の爲めにも極めて利益ある郵政局の創設が何故に久しき間躊躇せられしやにつきては世人或は之れを怪むてあろう、然れとも支那には古來驛站及信局の二種の郵便機關あり多數人夫に糊口の途を與ふると共に國民多數の需要に應し來りしを以て一朝にして之を改廢することの出來ない一部の理由存して居たのた。從て上述の上諭は單に新しき大計畫に對し最後の允許を與へたものてあつて之れに依りて何物をも廢止すると云ふ譯けに行かない、現在尚蒙古等邊疆一部の地に舊式郵制の存せるは之か爲めてある。但し漸次郵政局の發達に該つて之等舊式郵制も次第に消滅すへき運命を持つへきことは勿論てある。

二、郵政局

海關郵政部は右の上諭により大淸郵政局として認められ、從來海關の一部をなし、其附屬事業てあつた郵政事務を海關より獨立せる大淸帝國の國家事業となすことに定めた、故に先つ其管轄を海關より分離して總理衙(一九〇〇年外務部と改稱)の管理に移し、次て光緒三十二年(一九〇六年)外務部戶

部の系統より成れる新設の税務處の管理する處となり、更に同年官制改革により從來交通部か郵傳部と普稱せらるゝと同時に郵政部は郵傳部の管轄に歸することゝなり宣統二年現實に郵傳部管轄となつた。

大清郵政の組織

大清郵政の全權は總税務司であつたロバート、ハートに委任されたものであつてハートは先つ郵政開辦章程を規定し、郵政境界を劃し、職制を定めた。郵政を司る官廳は本部を北京に置き總郵政司署（Head Quarters or Inspectorate General of Posts）と稱する長官を總郵政司（Inspector General of Posts）と云ひ次官を郵政總辦（Postal Secretary）とする。郵政の實務は郵政總辦の司る所にして一切の事務は郵政總辦より總郵政司に申請し、其指示によりて行ふ、また政府の命令も直上官廳より總郵政司に傳へ、更に郵政總辦に轉飭して遵照せしむるものである。

總郵政司署に直屬して各地方に郵政司署（District Head Quarters）を置く、其管轄區域を郵界（Postal District）或は副郵界（Sub-postal District）と云ふ、但し副郵界にはまた郵政司署なく、郵政總局を以て管轄するものあり、長官は郵政司（Postal Commissioner）を普通とすれとも時として副郵政司或は郵政長(District Postmaster）副郵務長或は巡察司事（District Inspector）なることあり、而して副郵界郵政司署は主たる郵界郵政司署の命令に從ふ。

郵政司署の下に郵政總局（Districts Head Offices）或は郵政副總局（Districts Sub-Offices）あり、現業局てある、郵政總局は多く郵政司署之れを兼ね該署長官は同時に總局長であるか郵界によりて司署なくして總局のみある處かある、副總局の設置は光緒二十九年以後に係る。また副總局に總局の命令に從ふ。郵政總局（及副總局）に隷屬して郵政分局（Branch-Offices）郵政支局（Sub-Offices）（光緒二十三年以來）郵政代辦局（Postal Agencies）（光緒二十七年以來）及ひ信櫃（Box Offices）等かある。

總郵政司署—郵政司署—郵政總局
　　　　　　　　　　　郵便副總局
　　　　　　　　　　　　├郵政分局
　　　　　　　　　　　　├郵政支局
　　　　　　　　　　　　├郵政代辦局
　　　　　　　　　　　　└信櫃

郵政管轄區域

郵政管轄區域即ち郵界は郵政局が海關郵政部より發達したる關係上初めは海關區域を以て其區域とした、即ち開港地を中心として郵線網を漸次内地に擴けたか郵便事務漸く頻繁となるや其管理區域が行政區域と同しからさる爲め不便を齊すこと多く從て民國二年十一月郵界を省界と一致せしむる改革案を立て省城に郵務管理局を置きて界内の郵政を總攬せしめ三年一月一日

より實行することゝした、其結果全國二十二省のうち東三省を一郵界とし別に上海に一郵界を設け都合二十一郵界となる。

四、滿蒙に於ける郵務

從來東三省に於ける郵務は唯一の海港たる牛莊を中心として所謂牛莊郵界内に包括されて居たが民國二年東三省郵界となり、奉天に其總局(管理局)を移し、牛莊、哈爾賓、長春、安東、吉林、錦州には副總局(一等郵局)を置き其他各地に郵政分局、郵政支局(二、三等郵局)又は代辦所、信櫃等を設置して郵務の遂行を分掌して居る。特別區域は直隷郵界に入り、外蒙古は一郵界とし庫倫に郵政副總局(一等郵局)を置く計畫なれども未た實施の運に到らす今尙驛站の制に依つて居る、今滿蒙に於ける郵務機關を擧くれは左の如くてある。

滿蒙に於ける郵務機關

◎郵務管理局

奉天省　　奉天

(一)一等郵局

奉天省　　安東、營口

吉林省　長春、吉林、哈爾賓

◎二等郵局

奉天省

復州、蓋平、大石橋、牛莊、田莊臺、盤山、海城、溝幇子、北鎮、遼陽、沙嶺、小北河、遼中、黑山、新民、鐵嶺、孫家臺、開原、梨樹、四平街、郭家店、懷德、洮南、西安、東豐、海龍、朝陽鎮、輝南、西豐、北山城子、柳河、撫順、千金、興京、通化、臨江、輯安、懷仁、太平哨、寬甸、本溪湖、鳳凰城、大東溝、大孤山、岫巖、莊河、長白、甯遠、連山、義州、前衞、綏中、彰武、高橋、錦州、廣寧、鎭安、新立屯、法庫、通江口、昌圖、八面城、遼源、公主嶺、通遼

吉林省

農安、張家灣、石頭城子、伊通、盤石、樺甸、敦化、延吉、六道溝、汪清、琿春、額穆、楡樹、五常、新城、雙城、阿什河、賓州、一面坡、寧安、穆稜、綏芬河、三姓、富錦、綏遠、東寧

黑龍江省

呼蘭、巴彥、綏北、海倫、肇州、大賚、昂口溪、齊々哈爾、訥河、嫩江、黑河、海拉爾、滿洲里

熱河特別區域

熱河(承德)、平泉、朝陽、赤峯

察哈爾特別區域

張家口、什巴爾吉、多倫諾爾

綏遠特別區域

隆盛莊、豐鎮、歸化、綏遠、包頭鎮

其他蒙古

庫倫、哈克圖

◎三等郵局

奉天省

熊岳城、龍王廟、三道浪頭、中前所、沙後所、天橋廠、錦西、大凌河、石山站車站、石山站

清河門、打虎山、厲家窩堡、饒陽河、老達房身、八角臺、大民屯、騰鰲堡、劉二堡、哈爾套

街、巨流河、康平、金家屯、鴜鷺樹、大窪、楡樹臺、平崗鎭、樣子哨、孤山子、撫松、安圖

八道江、沙尖子、外岔溝、小蒲石河、長甸河口、永陵、橋頭、雙山

吉林省

赫爾蘇、范家屯、長嶺、德惠、雙陽、濛江、舒蘭、陶賴昭、五家站、山河屯、帽爾山站、長

壽、方正、横道河子、海林、樺川、臨江、饒河、頭道溝、和龍

黑龍江省

對靑山、甘草崗、安達、泰來、蘭西、扎蘭屯、博克圖、瑷琿、觀音山

熱河特別區域

豐寧、建昌、圍場、隆化、林西、開魯、經棚、綏東

其他蒙古

薩拉齊

其他、村鎭には郵寄代辦所、信櫃等を設けて、郵務運用の補助をなして居る

五、郵　路

郵路には郵差、民船、汽船、鐵道の種類あり、郵差とは以上三路以外の郵路であつて人足に

て郵便物を運搬する郵路を云ふ、而して滿蒙に於ける郵路の二大幹線は。

一、安東、綏芬河及滿洲里を起點として北京に達する線。

東支鐵道、南滿洲鐵道、京奉鐵道

二、北京を起點として哈克圖に達する線。

京張鐵道、張家口、庫倫、哈克圖郵差線。

又區域若くは數區域の樞軸たるべき郵路は、

イ、齊々哈爾、黑河線

黑龍江省城より露領ブラゴヴエシチエンスク對岸黑河に至る郵差路。齊昂輕鐵により東支鐵道に聯絡

ロ、哈爾賓、海倫線

哈爾賓、呼蘭汽船郵路。呼蘭、綏化、海倫郵差路。東支鐵道に聯絡

ハ、哈爾賓、三姓線

哈爾賓より松花江沿岸各地を經て三姓に達する汽船郵路。東支鐵路に聯絡

ニ、吉林、琿春線

吉林、延吉、琿春郵差路。吉長線を通して、東支　滿鐵の二鐵道に聯絡

ホ、四平街、洮南線

四鄭鐵道郵路。鄭家屯、洮南郵差路。滿鐵に聯絡

ヘ、孫家臺、朝陽鎭線

孫家臺（開原驛）、西豐、西安、東平、海龍、朝陽鎭郵差路、滿鐵に聯絡

ト、奉天、通化線

奉天、興京、通化郵差路。京奉線及滿鐵に聯絡

チ、新民、法庫線

新民にて京奉線に聯絡

リ、北京、寧夏線

京綏鐵道郵路。豐鎭、歸化城、包頭鎭間山西郵差路。包頭鎭、磴口、寧夏間甘肅郵差路

（時期により黃河民船郵路を利用することあり）

ヌ、北京より東部蒙古に通ずる線

a. 北京熱河郵差路。熱河、朝陽郵差路

b. 張家口、多倫諾爾、林西、赤峯郵差路

尙ほ其他の郵路は次表に就て見られよ

六、民國六年度に於ける東三省郵局取扱物件表

郵件	接受	四六、七一六、五四一
	發送	二五、四一四、六三六
	轉發	二三、五六六、一〇〇
	計	九五、六九七、二七七
民局包封信函		二〇〇
信函		二四八、九〇〇
他郵件		七〇、九〇〇
小包	數目	一、六七五、六〇〇
	基羅重量	六、四五九、五〇〇
爲替	受入	一、九八二、六〇〇
	發送	七一四、九〇〇

附錄、郵便規則

現行郵便規則即ち所謂郵政章程は民國六年四月一日の修正に係り二十九章二百七十一條より成る、本章程は日本の內國及外國郵便規則及內國郵便爲替規則に該當するものを合したるものであつて附するに內外國各種料金表を以てして居る今其梗概を摘記する。

郵政章程摘要（民國六年四月一日修正）

第一章　郵政總局及管理局

第一、二條

郵政總局	北京交通部內	直隷郵區	郵務管理局
山西同	太原	河南同	開封
陝西同	西安	甘肅同	蘭州
新疆同	迪化	東三省同	奉天
山東同	濟南	四川同	成都
湖北同	漢口	湖南同	長沙
江西同	南昌	江蘇同	南京
上海同	上海	安徽同	安慶
浙江同	杭州	福建同	福州
廣東同	廣州	廣西同	南寧
雲南同	雲南	貴州同	貴陽
西藏同	暫缺		

各局ニ郵務長ヲ置ク

第二章 郵政局所

第三條 各郵務區內ニ郵務管理局一處及各等郵局、郵寄代辨所ヲ置ク又繁要ノ地方ニ該地郵務支局、信櫃、信箱、信筒ヲ設ケ村落ニハ鄉間信櫃ヲ設クルモノ多シ

第三章 辨公時刻（略）

第四章 郵票ノ種類

第六條　郵局ノ發賣スル郵票（郵便切手）及明信片（郵便葉書）左ノ如シ

郵票

半分	一分	二分	三分	四分	五分	六分
七分	八分	一角	一角五分	一角六分	二角	三角
五角	一圓	二圓	五圓	十圓		

國內明信片

單（片葉書）一分

雙（往復葉書）二分

國外明信片

單　四分

雙　八分

（註）　一分ハ大洋元一元ノ百分ノ一、一角ハ十分ノ一ナリ

新疆省內ニテ發賣スル各種ノ郵票ニハ限新省貼用ノ五字明信片ニハ限新省寄發ノ五字ヲ加印ス

第五章　印花稅票

第十六條　各郵局及郵寄代辦所ニ於テ各種ノ印花稅票（收入印紙）ヲ發賣ス其種類左ノ如シ

一分　二分　一角　五角　一圓

第六章　禁寄ノ物

第十七條　郵件（書信）又ハ包裹（小包）中禁寄ノ物（郵便禁制品）左ノ如シ

一、性質上郵件ヲ濆汚シ又ハ損壞シ易キ物及郵政人員ヲ傷害スルモノ

二、爆裂引火及其他ノ危險各品ニ生蜜蜂其他一切ノ動物昆蟲（生死ヲ分タス）

三、税關禁制品及其使用ニ要スル器具竝ニ食鹽、銅貨一切ノ軍需品等

四、政府カ悖逆ノ性質ヲ含有スト指定セル出版物

五、淫猥ノ印刷品、圖冊、書籍等ノ類及内容若クハ封面ニ記セル言詞繪畫ノ汚穢ニ渉レルモノ

六、銀行[illegible]票（紙幣）但シ保險信（價格表記郵便）ハ此限ニ在ラス、通用錢幣、金銀條塊等ノ類ノ國内各處ニ寄遞スル者外國ニ發送スル信函ニハ銀行鈔票ヲ封入シ同上包裹ニハ金銀條塊ヲ封入スルヲ得但シ價格表記ト爲スニ非レハ價格表記ヲ取扱フ國ニ寄遞スルヲ得ス

禁寄ノ物ヲ發見スル時ハ沒收シ或ハ情狀ヲ酌量シテ辦理ス

海關ニ納税スヘキ物品及金銀、器具、珍珠又ハ各種寳石等ノ品類ハ郵件ニ裝入シテ附寄スルヲ得ス規定ニ依リ包裹トシテ寄遞スヘシ

第七章　信函類

第二十條　各項ノ郵件中ニ姓名住所ノ封面ト異ナレル信書ヲ封入スルヲ得ス

第二十一條　信函（封書）ノ重サハ五キロ（英十一磅）ヲ超ユルヲ得ス寸方ハ[illegible]袋（郵便行囊）ニ裝シ得ルヲ限リトス

第二十六條　掛號郵件（封筒郵便）ハ郵費（郵便料金）以外ニ重量寸方ノ如何ヲ論セス毎件左記ノ掛號資費（書留料）ヲ徵ス

一、國内郵件（蒙古、新疆ニ往來スルモノヲ除ク）　五分

二、國内郵件中蒙古、新疆ニ往來スルモノ　一角

三、國外郵件（日本ニ寄信スルモノヲ除ク）　二角

四、日本ニ寄信スル郵件

第二十七條　掛號郵件ニシテ收件人（受信人）又ハ投遞局（配達局）ノ回執（受領證）ヲ得ント欲スル者（即チ雙掛號）ハ掛號等ノ料金以外ニ毎件左記ノ回執費スヘシ

一、二、三ハ前條同斷、四ハ三分ト規定セリ

第八章　明信片類

第二十八條　明信片ヲ國内國外ノ二種ニ分チ其各ヲ單及雙ノ二種ニ分ツ

第三十一條　明信片ノ寸方ハ長サ十四サンチ（五吋半）幅九サンチ（三吋半）以上ナルヲ得ス又長サ十サンチ（四吋）幅七サンチ（二吋四分ノ三）以下ナルヲ得ス

第九章　新聞紙類

第四十四條　販賣ノ目的ヲ以テ刊行スル新聞紙及按期（定期）出版物ニシテ毎回ノ間隔一箇月以下ナルノモハ支那文タルト外國文タルトニ論ナク其發行地ノ郵務管理局ニ掛號（登記）シ新聞紙類トシテ郵寄スルヲ得

第四十五條　新聞紙ヲ外國（香港、澳門、青島、威海衛ヲモ含ム）ニ寄往スル者ハ日本、朝鮮及關東州日本租借地ヲ除キタル郵會（郵便聯合）加入各國ナル時ハ刷印物（印刷物）ニ按シテ郵税ヲ徴シ未加入國ナル時ハ重量五十グラム毎ニ五分ヲ徴ス

第四十八條　平常及立券（約束郵便）新聞紙ノ毎包ノ重量ハ二キロ（英四磅）ヲ超ユルヲ得ス長、幅、厚ハ何レモ四十五サンチ（十八吋）ヲ超ユルヲ得ス捆束及ビ捲立テタルモノハ徑十サンチ（四吋）長サ七十五サンチ（三十吋）ヲ超ユルヲ得ス

第五十一條　新聞紙ヲ平常新聞紙、立券新聞紙、總包新聞紙ノ三種ニ分ツ

一、平常（第一類）新聞紙

日本ノ第三種郵便物ニ該當スルモノニシテ諸種ノ規定彼此大差ナシ

平常新聞紙類タル認可ヲ受ケシ刊行物ニ付中華郵政特准掛號認爲新聞紙類ノ字樣ヲ印刷スルヲ要ス
掛號及條件變更ニハ手數料ヲ要セサルカ如シ

二、立劵（第二類）新聞紙

イ、毎十日一回以上發行スル定期出版物ハ登記ヲ經テ立劵新聞紙ノ取扱ヲ受クルヲ得、立劵ノ登錄ヲ爲シタルモノハ手續ヲ省略シテ迅速ニ遞送配達ヲ爲ス

ロ、立劵ノ登記ヲ受ケタル郵便物ニハ中華郵政特准掛號立劵之報紙ナル字樣ヲ印刷ス

ハ、郵費ハ毎回差出シタル郵便物ノ封袋込重量ヲ以テ計算シ市内配達ハ百グラム毎ニ五里（大洋元一元ノ千分ノ五）外埠（他地方）ニ發送スルモノハ五十グラム毎ニ五厘ヲ徴收シ一個月間ノ郵費合計ノ二割ヲ減ス

其他ハ日本ノ約束郵便ノ規定ト大差ナシ（日本ノ約束郵便ハ原則トシテハ手數料ナシ唯第三種郵便物ニアラサルモノヲ約束郵便トスル時特ニ認可ヲ受ケ且ツ手數料ヲ納ムルヲ要スルノミ）

三、總包（第三類）新聞紙

イ、支那文ノ新聞紙ニシテ毎日又ハ隔日出版スル者ハ郵局登錄シテ總包新聞紙トシ支那國內鐵道又ハ汽船ノ通スル郵政所在地ノ新聞取扱店ニ發送スルヲ得

ロ、總包ノ利益ヲ享受セント欲スル者ハ郵務長ニ宛テ左記各項ヲ記載セル願書ヲ差出スヘシ

A　毎期ニ鐵道又ハ汽船ノ通スル郵政局所在地ニ發送スル部數

B　各地取扱人ノ姓名

C　毎部ノ平均重量

ハ、此種ノ新聞紙ハ已在中華郵政掛號按照總包特別益寄送之報紙ナル字樣ヲ印刷シ五十部以上ヲ一梱トシテ差出スヘ

…シ

二、郵費ハ百グラム以下一匣、百グラムヲ加フル毎ニ一匣ヲ増ス

第十章　印刷物類

第五十八條　印刷物ヲ郵會未加入ノ各國ニ發送スル者ハ五十グラム又ハ其以下ノ端數毎ニ郵費五分ヲ徵ス

第六十條　梱束シテ寄送スル印刷物ハ毎包ノ重量二キロ（英四磅）長、幅、厚各四十五サンチ（十八吋）ヲ超ユルヲ得ス捲立テタルモノハ徑十サンチ（四吋）長七十五サンチ（三十吋）ヲ超ユルヲ得ス

第十一章　貿易契類

第六十五條　貿易契（商用書類）トハ或ハ半書半印ノモノ或ハ全部書寫セル書類ニシテ個人ノ私事ヲ敍述セス且印刷物類ニ列入スル能ハサルモノヲ指ス本條ニ其種類ヲ列擧セルカ之ニ據レハ各種ノ取引ニ使用スル書類ノ外訴訟書類、原稿、續譜、舊書信、學生ノ課本等ヲモ含有セリ即チ日本郵便ノ所謂業務用書類ニ該當ス

第六十六條　貿易契ハ毎包ノ重量二キロ（四磅）長、幅、厚四十五サンチ（十八吋）ヲ超ユルヲ得ス捲立テタルモノハ徑十サンチ（四吋）長七十五サンチ（三十吋）ヲ超ユルヲ得ス

第六十八條　郵會未加入ノ各國ニ發送スルモノハ五十グラム又ハ其端數毎ニ五分ヲ徵シ最低料金ヲ一角トス

第十二章　各類傳單

第七十條　傳單（廣告郵便）ノ本地遞送（郵便區內配達）郵費ハ百枚又ハ其端數毎ニ一回一角ヲ徵ス

第七十二條　傳單ヲ差出局ヨリ他局ニ遞送スル時ハ其間ノ料金トシテ印刷物ノ規定ヲ適用徵收ス

第七十四條　貨色價目册（商品價格目錄）ニシテ其重量三十グラム以下ノモノハ傳單トシテ取扱フヲ得

第十三章　貨樣類

第八十條　貨樣(商品見本及雛形)ノ重量ハ毎件三百五十グラム、長三十サンチ、幅二十サンチ、厚十サンチヲ超ユルヲ得ス捲立テタルモノハ長三十サンチ、徑十五サンチヲ超ユルヲ得ス

第十四章　掛號郵件

第八十二條　合式ノ信函、明信片、印刷物、貨樣、貿易契等ハ凡テ掛號(書留)スルヲ得

第八十四條　郵件掛號ノ法ヲ單號及雙掛號ノ二種ニ分ツ單掛號ハ局員ヨリ差出人ニ受領證ヲ交付ス雙掛號(普通書留郵便)ハ差出人カ寄託ノ際局員ノ受領證ノ外受信人ノ受領證ヲ得ン事(配達證明)ヲ希望スル時ニ用ヰラル

料金ハ第七章第二十六、七條ニ記セリ

第九十六條　掛號郵件カ意外又ハ其他ノ原因ニ由リ遺失セラレタル時ハ引受局ヨリ差出人ニ通知ス

第九十七條　掛號郵件ハ之ヲ收件人ヲ交付シ領收證ヲ收受シタル後郵便局ノ責任ハ完了スルモノトス存局候領ノ件(留置郵便)ナル場合ハ受取人ガ局ニ出頭シ其姓名カ封面ノ記載ト同一ナル事ヲ證明セラルル時ハ郵便局ハ該郵便ヲ交付シテ責任ヲ完了スルモノトス

第十五章　保險信函

第九十八條　左記各局間ニ保險信函(價格表記通常郵便)ヲ取扱フ

厦門、廣州、煙臺、鎭江府、佛山、福州府、福州城、杭州府、漢口、哈爾賓、河口、宜昌府、開封府、張家口、膠州城、吉林府、九江府、長春府(寬城子)、蒙古、奉天府、南昌府、南京、牛莊、寧波府、北京、上海、沙市、蘇州府、汕頭、太原府、天津府、濟南府、武昌府、蕪湖、雲南府

第九十九條　保險信函ノ式樣及其價格左ノ如シ

長十一吋幅六吋　毎件三分　長八吋幅五吋二分　長九吋幅吋　毎件二分　長五吋半幅三吋五半

第百條　保險費ハ十圓又ハ其端數每ニ一分ヲ增シ最低料金ヲ一角トス

第百一條　回執(配達證明ノ意)ヲ要スル者ハ郵税及掛號費(手數料)ノ外五分ヲ徵收ス

第百二條　保險價格ハ千圓ヲ限リトス價格ヲ詐稱スル者ハ賠償ヲ受クルノ權利ヲ喪失シ且法律ニ照シテ處分セラル

第百四條　保險價格ノ記載ハ銀圓ヲ單位トス

第百八條　保險信函ヲ遺失損毀シ又ハ封入品ヲ竊取セラレタル時ハ人力ノ及ヒサル事故ニ因ルニ非サル限リハ遺失損毀又ハ竊取セラレタル價格ヲ差出人又ハ差出人ノ指定ニ依リテ受信人ニ賠償ス賠償ノ額ハ該件保險ノ額ヲ超メルヲ得ス但シ此場合ハ郵税ヲ返還スルモ保險費ハ返還セス

第百十條　保險信函賠償ノ請求ハ寄託後六箇月以內ニ限ル

第百十一條　左記ノ物品ハ保險信函ニ封入スルヲ得ス

一、硬貨

二、海關税ヲ課スヘキ物品

三、金、銀、寶石、珍珠及其他ノ珍貴ナル物品

四、本章第十七條所載中銀行鈔票ヲ除クル凡テノ物品

第十六章　包裹類

第百十七條　國內ノ包裹(普通小包郵便)ハ凡テノ支那郵務局所ニ於テ之ヲ取扱フ

第百二十條　支那ヨリ直接ノ方法ニ據リ米國及フイリツピン群島ニ發送スル包裹ハ保險(價格表記)ヲ附セス

第百二十一條　國內ニ發送スル包裹中香港、東京ヲ經由シテ雲南ニ宛ツルモノハ報税清單(納税明細書)ニ、葉其他ハ一葉ヲ貼付シ國外ニ發送スルモノハ當該國ノ規定ニ依リテ添附スヘシ明細書ニ虛僞アル時ハ海關ニテ之ヲ沒收シ差出人ハ處罰セラ

ルヘシ

第百二十二條　外國行小包郵便物ニ對スル關税ハ差出人ヨリ海關ニ納付スヘキモ郵政局ハ海關ト訂結セル特別辨法ニ依リ差出人ニ代リテ納税スル事ヲ得此場合ハ手數料トシテ銀一角ヲ徴ス

第百二十六條　國内小包郵便ニシテ其中ニ各種ノ金、銀、器物、珠寶、玉器及其他ノ物品價格三十圓以上ノモノヲ封入セル時ハ保險（價格表記）ヲ附スルヲ要ス金、銀、器物、時計、珠寶、玉器等ヲ封入セル國外包裹ニシテ保險ヲ取扱フ各國ニ發送スルモノモ亦同シ

第百二十九條　包裹ノ重量ハ國内ニ於テ汽船、汽車ノ通スル地方ニ發着スル者ハ十キロ（二十二磅）トシ郵差ニ由ル地方ハ五キロヲ限リトス

第百三十條　包裹ノ容積ハ汽船、汽車アル地方ハ長、幅、厚共一米突（三呎半）又ハ周圍一米突八十サンチ（六呎）ヲ限リトシ、郵差ニ由ル地方ハ長、幅、厚、共三十サンチ（一呎）ヲ限リトス包裹ノ容積ハ七サンチ半（三吋）幅厚各五サンチ（二吋）以下ナルヲ得ス

第百三十一條　國内包裹ノ長、幅又ハ厚サノ一面カ一米突ヲ超ユルモノハ郵政局ニ於テ斟酌受理ス此場合ハ笨大（大容積）包裹トシテ郵便ノ半額ヲ增ス

第百三十四條　國内包裹ノ差出人カ該包裹ヲ受信人ノ住所ニ配達スル事ヲ希望スル時ハ毎包料金一角ヲ增徴ス

第百三十七條　差出人ヨシテ受信人又ハ到着局ノ回執ヲ要スルトキハ國内ハ五分國外ハ五角（新疆ハ一角、日本ハ三分）ノ回執費ヲ徴ス

第百四十二、三、四條　不能配達包裹ノ處分方法ヲ規定セリ、受取人ナク又ハ受信人カ受領ヲ拒絶セル包裹ハ郵便局ヨリ差出人ニ宛テ其處分方法ヲ照會ス此場合受取人ハ還附、轉送、郵局ヨリ今一應領包招帖（該小包ヲ受取ルベキ旨ノ告知）ヲ發スル事及

該包裹ヲ競賣ニ附スル事ノ四項ニ就キ其希望スル一項ヲ郵政局ニ申請スル事ヲ得國內包裹ニシテ到着ヨリ差出人ニ照會ヲ發シタル後二箇月ヲ經過スルモ回答ナキ時ハ引受局ニ還送ス國外包裹ノ期限ハ六箇月ヲ原則トス

差出人ガ取戻ヲ希望セサル不能配達包裹ハ郵政局ニテ競賣ニ附シ賣却代金ヲ官ノ收入トス

第十七章　包裹保險

第百四十七、八、九條　國內包裹ニシテ價格三十圓以上ノ物品ヲ封入セルモノハ必ス保險（價格表記）ヲ附スルヲ要ス但一件ノ保險價格ハ二百圓ヲ超ユルヲ得ス保險包裹ヲ取扱フ各國宛包裹ニシテ貨幣金銀器、時計、珠寶等ヲ封入セルモノモ亦同シ保險價格ハ一件五百圓ヲ限トス

第百六十二條　國內包裹ノ保險費ハ內容ト遠近トヲ問ハス保險金額ノ百分ノ一ヲ徵シ最低料金ヲ一角トス但シ四川省各局ニ往來スルモノハ保險費百分ノ四ヲ徵シ保險金額ハ重慶又ハ萬縣ヨリ下流ニ發送スルモノハ二百圓其他ノ各局ハ五十圓ヲ限リトス

第百九十七條　保險包裹ハ受信人ノ住所ニ配達セス包裹ガ遺失損壞ノ爲保險金額ヲ賠償スル場合ニハ郵稅ヲモ併セテ差出人ニ返還ス但シ關稅釐金及其他ノ料金ハ此限ニ在ラス

第十八章　代貨主收價

第百六十條　代貨主收價（代金引換小包）ノ價格ハ一件二百圓ヲ超ユルヲ得ス封入物品ニシテ保險ヲ要シ又ハ其價格三十圓以上ナル時ハ必ス保險（價格表記）ヲ附スルヲ要ス

第百六十二條　代貨主收價ノ料金ハ百分ノ二トシ之ヲ前納セシム包裹ヲ交付スル能ハサル時ハ料金ノ半額ヲ返還ス

第百六十五條　郵局ガ領包招帖（到着通知書）ヲ發シタル後廿日ヲ超ユルモ受信人ガ引取ラサル時ハ不能配達包裹トシテ取扱フ

第十九章　郵　票

第百六十八條　各郵局管理局、一等郵局及多數ノ二等局ハ滙兌(爲替)ヲ取扱フ(局名略)

滙兌局ヲ甲乙二種ニ分ツ

一、甲種滙兌局

大抵汽船、汽車ノ通スル地方ニ在リ其相互間ニ受拂スル滙票(爲替證書)一枚百圓ヲ超ユルヲ得ス此滙票ノ振出ハ一人一日三枚即計三百圓ヲ限リトス但シ甲種局ト乙種局トノ間ノ滙票ハ一枚五十圓ヲ限リトス

一、乙種滙兌局

大抵汽車、汽船ノ通セサル地方ニ在リ滙票一枚ノ金額ハ乙局相互間又ハ甲乙兩局間ニ論ナク五十圓ヲ限リトス此滙票ノ振出ハ一人一日二枚即チ計百圓ヲ限リトス

第百七十四條　滙款人(振出人)カ發銀回帖(拂渡證明)ヲ要スル時ハ滙票一枚ニ付五分ヲ徴收ス

第百七十六條　滙票ノ受取期限ハ發出(振出)ノ日ヨリ六箇月トス此期限ヲ經過シテ受取ラサル時ハ振出人ハ次ノ六箇月以內ニ振出局ヨリ證書金額及料金半額ノ拂戻ヲ得此期限ヲ經過シテ拂戻ヲ請求セサルモノハ無效トス

甲、國　　內

第百七十七條　保險信函、包裹及民局包封(民局ヨリ包封シテ郵政局ニ託送スルモノ)ハ快遞郵件(速達郵便)トシテ取扱ハス

第百七十八條　快遞郵件ハ普通郵税ノ外快遞資費トシテ一角ヲ徴ス

第百八十條　快遞郵件ノ差出人ハ五分ノ料金ヲ納付シテ受信人ノ回執ヲ受クルヲ得

第百八十一條　快遞郵件ニ遺失又遲延ノ事故アリタル時ハ差出人ハ六箇月以內ニ郵局ノ受領證ヲ提示シテ取調ヲ請求スルヲ得

乙、國　　外

第百八十三條　外國行快遞信件ノ料金ハ一角二分トス

第二十一章　郵政ノ責成及賠抵

第百八十六條　郵局ノ受理セル各種ノ信件ヲ遺失シ又ハ誤配、不能配達ノ爲ニ損失不便ヲ蒙ラシメタル場合及書留郵便ニシテ損害ヲ受ケタルモ包封ノ存在スル場合ハ郵局ハ金錢ノ責成（責任）ヲ負ハス但シ力メテ捜査ヲナスヘシ保險信件ニ關シテ負フヘキ郵局ノ責任及賠抵（賠償）ハ本章程第百八條等ニ規定セリ

第百八十七條　掛號郵件（書留郵便）ヲ遺失シタル時ハ國內郵件ハ一件十圓以下國外郵件ハ五十フラン以下ヲ郵局ヨリ賠償ス但不可抗力ニ因リ差出人ノ過失違法ニ因ルモノハ此限ニ在ラス

第百九十條　書留ニアラサル包裹ヲ郵局カ遺失、汚瀆、損壞シタル時ハ其實際ノ程度ニ應シテ賠償ヲ爲ス但シ外國郵件ハ二十五フラン內國郵件ハ五圓ヲ超エルヲ得ス但シ不可抗力ニ因リ又ハ差出人ノ過失、違法及物品ノ性質ニ依ルモノハ此限ニ在ラス

保險包裹ノ遺失損害ニ對スル責任ハ第十七章ニ規定セリ

第百九十七條　郵件又ハ包裹ノ査詢（取調ノ請求）ハ國內ニ發著スルモノハ差出後六箇月以內國外ニ發送スルモノハ十二箇月以內ニ郵局ニ申出ツヘシ掛號セサル普通郵件及掛號郵件又ハ包裹ニシテ差出ノ際受信人ノ回執ヲ貴索（配達明證ノ手續ヲナスノ意）セサリシモノハ國內ナラハ査詢費（取調手數料）五分、國外及新疆、蒙古ハ一角ヲ納付スヘシ

第二百四條　賠償事件ハ郵政總局總辦ノ裁斷ヲ以テ最後確定ノ解決トス

第二十二章　投遞信件（郵便物ノ配達）

第二百九條　受信人カ郵局ノ設置ナキ地方ニ住居スル時ハ該郵件ヲ民局ニ託シテ轉送ス但シ事故ヲ生シ又ハ費用ヲ要スル時ハ受信人ノ負擔トス

第二百十二條　包裹ノ外重大ナルモノ、保險ヲ附セルモノ又ハ代貨主收價ナルモノハ凡テ配達ヲ行ハス受信人ハ通知ニ應シテ局ニ出頭シ受領スヘキモノトス

第二百二十條　郵局ノ信差（配達夫）ハ直接又ハ間接ニ酒資禮物等ヲ索取シ或ハ婚喪壽慶等ノ招待狀ヲ配達シテ依託者ヨリ金品ヲ受クルヲ許サス

第二十三章　存局候領

第二百二十五及三十條　存局候領（留置郵便）ノ法ハ特ニ旅客ノ爲ニ設ケシモノニシテ一定住所ヲ有スル人ハ此規定ニ依ルヲ得ス留置期間ハ國外ノ來信ハ二箇月國内ハ一箇月ヲ限リトシ沿岸各局ニ於テ入港船舶ノ搭乘者ニ宛テタルモノハ三箇月ヲ限リトシ期限ヲ過クルモ受取人ナキトキハ原局ニ送還ス

第二十四章　無法投遞ノ郵件

第二百三十一條　無法投遞（配達不能）ノ各種郵件ハ左ノ方法ニ依リ處分ス

一、封面ニ差出人ノ姓名、住所ヲ明細記載セルモノハ國内ニ在リテハ直チニ差出人ニ返還シ國外ノ來信ハ發送局ニ返還ス

二、封面ニ差出人ノ姓名、住所ヲ明細ニ記載セサルモノハ郵政局ヨリ最寄リ天津、上海又ハ廣州ノ無著郵件公署（不明郵便物取扱局）ニ送付シテ開封シ若シ差出人ノ姓名、住所ヲ査出セル時ハ封ヲ施シテ返還ス

三、無法投遞ノ包裹ニ關シテハ第百四十一條等

第二十五章　改寄他處ノ郵件

本章ハ郵便物ノ改寄他處即チ日本ノ所謂轉送ニ關スル手續ヲ規定セリ即チ

第二百三十九條　郵稅ヲ完納セル郵件ヲ截留改寄（一定期間ニ留置キ宛先ノ決定スルヲ待チテ轉送ノ手續ヲナス其場合留置ヲ截留ト曰フナリ）スルニハ別ニ料金ヲ要

セス

但シ郵税ヲ異ニスル地方ニ轉送スル場合例ヘハ市内配達郵便ヲ他地方ニ轉送スルトキ、外國ニ轉送スルトキ及小包ヲ遠距離ニ轉送スル時ハ增加郵税ヲ追徵ス（第二四三、四、八條）

第二百四十一條　郵件ノ截留ハ三箇月ヲ超エルヲ得ス

第二十六章　撤回郵件

第二百五十一條　撤回（取戻シ）ヲ請求セル郵件カ發寄（差立）以前ナル時ハ料金ヲ徵セス差立ニシテ郵便ニ依ルモノハ二角、電報ニ依ルモノハ右ノ外電報料ヲ徵ス若シ包裹ナル時ハ前項ノ費用ノ外ニ還送小包料金ヲ徵ス

第二十七章　缺資郵件

日本ノ所謂料金未納又ハ不足郵便ニ關スル規定ニシテ配達ノ際受信人ヨリ未納又ハ不足分ノ倍額ヲ徵收ス（二五二條）

第二十八章　注意事項

發信人ノ注意スヘキ事項ヲ詳細列擧セリ第二百五十五條ニ郵政當局ハ支那地名ノローマ綴ヲ統一センカ爲漢歐合璧ノ郵便局名簿ヲ作リ而シテ此綴字ハ郵便電信及各鐵道ノ公用スルモノナル事ヲ說ケリ此名簿ハ郵便章程ト合綴シテト名ケ最近刊行ノ一九一六年版ハ無慮五千五百ノ地名ヲ收錄シ尙每日補足ヲ行ヒツヽアリ其漢歐兩綴ヲ比照スルニ便ナルカ爲ニ中外ノ支那研究者間ニ珍重セラル價格ハ一部大洋五角ナリ

第二十九章　探詢呈訴ノ件

本章ニハ郵政局ニ疏忽過誤アリタル時又ハ郵政ニ關シテ建議セントスル者アル時ハ人民ヨリ夫々當局ニ探詢　呈訴又ハ建議シ得ル事ヲ規定セリ

各種郵便料金表

類・別 等級	國內 第一種（市內）	國內 第二種（各局間）	國外 第三種（聯合各國）	國外 第四種（日本及屬領）	國外 第五種（香港、青島、澳門、威海衛）
封書 二〇瓦	一分	三分	最低一角六分ヲ遞加ス		四分
封書 一五瓦				三分	四分（澳門）
葉書 普通	一分	一分	四分	一分半	一分
葉書 往復	二分	二分	八分	三分	二分
新聞紙	一〇〇瓦毎ニ半分	五〇瓦毎ニ半分	同上二分	七五瓦毎ニ半分但一、一二〇瓦ヲ限トス	五〇瓦毎ニ二分
印刷物 一〇〇瓦	半分	一分	但事務用書類ハ二五〇瓦マデ一角	一一二瓦毎ニ二分但一一二〇瓦ヲ限トス	五〇瓦毎ニ二分但二五〇瓦マデ一角
印刷物 一〇〇―二〇〇瓦	一分	二分半			
事務用書類 二五〇―五〇〇瓦	二分	五分			
事務用書類 五〇〇―一、〇〇〇瓦	四分	七分半	五〇瓦毎ニ二分		
事務用書類 一、〇〇〇―二、〇〇〇瓦	七分半	一角五分			
廣告郵便 百枚又ハ其端數	一角	一角（但別ニ印刷物トシテノ郵税ヲ徴ス）			
商品見本 一〇〇瓦	一分	二分	一〇〇瓦迄四分	一一二瓦毎ニ二分但三七五瓦ヲ限トス	五〇瓦毎ニ二分但一〇〇瓦迄四分
商品見本 一〇〇―瓦二五〇瓦	二分	五分	五〇瓦毎ニ二分		
商品見本 二五〇―三五〇瓦	四分	一角			

書留	普通書留	五分	五分	一角	七分	一分
	配達證明書留	一角	一角	二角	一角	二角
速達	普通郵税以外ニ	一角	一角	一角二分	一角二分	
價格表記	普通郵税及書留料以外ニ	一圓毎ニ二分但十圓迄一角	同上			
爲替	壹圓毎ニ	料金不同ナルヲ以テ郵局ニ就キ照合スルヲ要ス		外國爲替ニ當分取扱ハス		
小包	五、〇〇〇瓦	一角		各國不同		
	六、〇〇〇—一〇、〇〇〇瓦	一角	一角但一、〇〇〇瓦迄二角		支那國内小包料ノ外ニ	
	一、〇〇〇瓦毎三、七五〇瓦				三角	
	七五〇—一、五〇〇瓦				三角五分	
	一、五〇〇—二、二五〇瓦				四角	
	二、二五〇—三、三七五瓦				五角	
	三、三七五—四、五〇〇瓦				六角	
	四、五〇〇—五、六二五瓦				角	
附參照表	四、九五〇瓦					一件一角（香港、青島、威海衛）
	一、三五〇瓦					三角（澳門）
	一、一五〇—三、一五〇瓦					五角八分（澳門）
	三、一五〇—四、九五〇瓦					八角五分（澳門）

右説明

第一節　支那國内

第一種　寄託セル各種ノ郵件及小包ニシテ各局ノ投逹界内（配達區域）ニ配達スルモノハ第一種ノ郵便料金ヲ徴ス

第二種　蒙古新彊及西藏ヲ除ケル支那國内各局相互間ニ發著スル各種ノ郵件及小包ハ第二種郵便料金ヲ徴ス

一、蒙古　蒙古ニ往來シ又ハ蒙古境内ヲ往來スル郵件ノ料金左ノ如シ

イ、蒙古境内（庫倫恰克圖）ヲ往來スル郵件ハ第二種料金ノ倍額ヲ徴ス普通書留料金ハ五分配達證明書留ハ一角トス

ロ、蒙古ニ往來スル郵件ハ封書及端數ニ限リ張家口ヨリ轉遞ス此種ノ封書ハ一件ノ重量二十グラム迄ハ第二種ノ三倍トシ其以上ハ二十グラムヲ増ス毎ニ第二種ノ二倍ヲ加徴ス端數ハ第二種ノ三倍トシ普通書留ハ一角配達證明書留ハ二角トス

ハ、西比利亞ヨリ轉遞シテ蒙古ニ往來スル各種ノ郵件ハ第三種ノ料金ヲ徴ス

二、新彊　新彊ニ往來シ及ヒ該省内ヲ往來スル郵件ノ料金次ノ如シ

イ、蒙古（イ）ノ例ニ同シ

ロ、新彊ト各省ト往來スル信函ニシテ甘肅ヨリ轉遞スル者ハ二十グラム毎ニ第三種料金ノ三倍ヲ徴シ二十グラムヲ増ス毎ニ第二種ノ二倍ヲ徴ス

ハ、新彊ト各省ト往來スル信函以外ノ各種郵件ニシテ甘肅ヨリ轉遞スルモノハ第二種ノ三倍ヲ徴シ普通書留ハ一角、配達證明書留ハ二角ヲ徴ス

ニ、新彊ト各省ト往來スル各種ノ郵件ニシテ西比利亞ヨリ轉遞スル者ハ第三種料金ヲ徴ス

三、西藏　普通及書留各種郵件ノ西藏各地ニ往來スルモノハ第三種料金ヲ徴ス

四、料金未納及不足ノ郵件（第二五二條參照）

五、內地ノ配達　郵局設ケナキ內地ヘノ配達ニシテ民局ノ手ヲ經ヘキ者ハ其花費（手數料）及責任ハ受信人又ハ發信人之ヲ負フ

六、各種廣告郵便　第七〇（七四條參照）

七、速達　國內速達郵便料金內ニハ普通書留料金ヲ含ム但別ニ普通郵稅ヲ要ス

八、價格表記郵便　該郵便ハ表記料金ノ外書留料及普通郵稅ヲ納付スルヲ要ス

九、爲替（第二六八條參照）

十、小包　支那國內ヲ往來スル小包郵便ハ左ノ規定ニ依リ一單純費（單位料金）二單純費（單位ノ二倍以下倣之）三單純費又ハ四單純費ヲ徵ス

甲、甘肅　陝西、四川、雲南、貴州、新疆各省內ノ郵便局ニ發著スルモノヲ除キ小包料金ヲ左ノ如ク定ム

イ、汽機ノ交通アル地方及汽機ヲ以テ運送スルモノハ單位料金

ロ、省內又ハ隣接省ニ發送スルモノハ汽機ニ由ルト否トヲ問ハス單位料金

ハ、隣接セサル省ニ發送スルモノハ汽機由ルト否トヲ問ハス倍額

乙、甘肅　陝西、四川、雲南（佛領安南經由ヲ除ク）貴州、新疆各省內ノ郵便局ニ發著スル小包料金ヲ左ノ如ク定ム

イ、四川省內ノ汽機交通ヲ有スル地方ニ向ケ全線汽機ヲ以テ運送シ得ベキ場合ハ何省ヨリスルニ論ナク倍額

ロ、四川省內ノ汽機交通ヲ有スル地方ヨリ全線汽機ヲ以テ運送シ得ベキ地方ニ向フモノハ何省ニ論ナク單位料金

ハ、四川、甘肅、陝西、貴州各省ニ於テ省內ヲ往來スルモノハ單位料金

ニ、四川省內ノ汽機交通ヲ有セサル地方又ハ甘肅、陝西、雲南（安南經由ヲ除ク）貴州ノ各省ト隣接セル各省トノ間ヲ

往來スルモノハ倍額

ホ、四川省内ノ汽機交通ヲ有セサル地方又ハ甘肅、陝西、(雲南安南經由ヲ除ク)貴州ノ各省ト隣接セサル各省トノ間ヲ往來スルモノハ三倍

ヘ、新疆省内ヲ往來スルモノハ倍額

ト、新疆省ト其他ノ各省トヲ往來スルモノ(安南經由雲南行ヲ除ク)ハ四倍

丙、英領香港及佛領安南ヲ經テ雲南省ト往來スル小包郵便料金ヲ左ノ如ク定ム

イ、雲南省内ノ汽機交通ヲ有スル地方ト他省ノ汽機交通ヲ有スル地方(四川ヲ除ク)トヲ往來スルモノ及四川省内ノ汽機交通ヲ有スル地方ヨリ雲南省内ノ汽機交通ヲ有スル地方ニ發送スルモノノ料金左ノ如シ

一、〇〇〇瓦マデ	七　角	一、〇〇〇—二、〇〇〇瓦	八角五分
二、〇〇〇—三、〇〇〇瓦	一圓〇五分	三、〇〇〇—五、〇〇〇瓦	一圓二角
五、〇〇〇—七、〇〇〇瓦	一圓七角	七、〇〇〇—一〇、〇〇〇瓦	一圓九角

ロ、雲南省内ノ汽機交通ヲ有スル地方ヨリ四川省内ノ同樣地方ニ發送シ及雲南省内ノ汽機交通ヲ有セサル地方ト四川、甘肅、陝西、貴州以外ノ各省ノ同樣地方ト往來スルモノハ第一項規定ノ特費ノ外ニ國内單位料金ヲ加徴ス

ハ、雲南省内ノ汽機交通ヲ有セサル地方ト四川、甘肅、陝西、貴州各省内ノ同樣地方トヲ往來スルモノハ第一項規定ノ特費ノ外ニ國内單位料金ノ倍額ヲ加徴ス

ニ、雲南省ト新疆省トヲ往來スルモノハ第一項規定ノ特費ノ外ニ國内單位料金ノ三倍ヲ加徴ス

丁、香港ヲ經由シテ國内ヲ往來スル小包郵便ハ丙ニ規定セルモノノ外重量五百グラムニ付二分ヲ加徴ス

（附註）五分ノ手數料ヲ支拂フ時ハ配達證明ヲ受クルヲ得

十一、價格表記小包（一四七、一、五二條參照）

十二、代金引換小包（第一六二條參照）

第二節　外　國

一、第三種　郵便聯合加入國ト往來スル郵便ハ第三種ノ郵税ヲ徴ス

二、第四種　日本　朝鮮及關東州ト往來スル郵件ハ第四種ノ郵税ヲ徴ス

三、第五種　香港、澳門、青島及劉公島（威海衛）ト往來スル郵件ハ第五種ノ郵税ヲ徴ス

但廣州、佛山、陳村、黄埔等ヨリ香港ニ發送スル信函ハ十五グラム毎ニ二分ヲ徴ス

四、郵税未納又ハ不足ノ郵件（略ス）

五、速達郵便　發送シ得ル國ノ名稱ハ郵局ニ就キテ承合スヘシ

六、小包　國際小包郵便取扱ノ爲各省ノ要地ニ聯郵包裹寄互局ノ設アリ國際小包ハ必ス此等ノ局ヲ經由スヘキモノニシテ國内ニ在住セル發信人又ハ受信人ハ國内小包郵便ノ規定ニ照シテ該局ト差立地又受ハ取地トノ間ノ料金ヲ支拂フヘキモノトス

外國行小包ハ日本及其屬領ハ三分其他ハ一角ノ手數料ヲ支拂ヒテ配達證明ヲ受クル事ヲ得

第三節　郵便料金納付貨幣

略

第四節　禁制品

第一表

國內小包料金表

小包里量	單位	二倍	三倍	四倍
一、〇〇〇瓦	二角	四角	六角	八角
一、〇〇〇—二、〇〇〇瓦	三角	六角	九角	一元二角
二、〇〇〇—三、〇〇〇瓦	四角	八角	一元二角	一元六角
三、〇〇〇—四、〇〇〇瓦	五角	一元	一元五角	二元
四、〇〇〇—五、〇〇〇瓦	六角	一元二角	一元八角	二元四角
五、〇〇〇—六、〇〇〇瓦	七角	一元四角	—	—
六、〇〇〇—七、〇〇〇瓦	八角	一元六角	—	—
七、〇〇〇—八、〇〇〇瓦	九角	一元八角	—	—
八、〇〇〇—九、〇〇〇瓦	一元	二元	—	—
九、〇〇〇—一〇、〇〇〇瓦	一元一角	二元二角	—	—

（附註） 汽機交通ヲ有スル地方ハ一件一萬グラムヲ有セサル地方ハ五千グラムヲ限リトス

第二表

著局	發 直隸 甲	直隸 乙	山西 甲	山西 乙	河南 甲	河南 乙	東三省 甲	東三省 乙	山東 甲	山東 乙	湖北 甲	湖北 乙	湖南 甲	湖南 乙	江西 甲	江西 乙	江蘇 甲	江蘇 乙	上海 甲	上海 乙	安徽 甲	安徽 乙
直隸 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
直隸 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山西 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山西 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
河南 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
河南 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東三省 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
東三省 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山東 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山東 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖北 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖北 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖南 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖南 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
江西 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
江西 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
江蘇 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
江蘇 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
上海 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
上海 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安徽 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安徽 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
浙江 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
浙江 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福建 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
福建 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣東 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣東 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣西 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
廣西 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四川 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四川 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雲南 甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
雲南 乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
陝西	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
甘肅	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
貴州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新疆	四	四	四	四	四	八	八	四	八	四	八	八	四	四	四	八	四	八	八	四	四	四

局																																						
浙江甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
浙江乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
福建甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
福建乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
廣東甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
廣東乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	三	四
廣西甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	二	四
廣西乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	二	四
四川甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	二	二	四
四川乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	二	二	四
雲南甲	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	二	四
雲南乙	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	三	三	二	四
陝西	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]		五	三	四
甘肅	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	一	三	四
貴州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	二	三		四
新疆	四	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	二

(附註)

一、表中甲ハ汽機交通ヲ有スル地方、乙ハ有セサル地方ヲ示ス

二、數字ハ單位料金ノ倍數ヲ示ス

三、安南ヲ經由シテ雲南省ト往來スルモノハ例外トス(第二節第十項丙參照)

郵政附錄 補遺

第百七十一條 爲替ヲ取組マントスルモノハ請求書ニ額面通リニ通用スル銀貨又ハコレト同等ノ貨幣ヲ添ヘテ郵局ニ拂込ミ且郵局ノ指定スル爲替料金及交換步合ヲ納付スヘシ(爲替料金及交換步合共定額ナク隨時郵局ノ規定スル處ニ據ル)

第二節　電　政

一、沿革

一八六五年（同治四年）の頃、露國は總理衙門（今の外交部）に勸めて天津と恰克圖との間に電線を架設せしめんとしたが、土地を破壞すること、墳墓地を經過することの二事は固陋なる支那人をして鐵道の敷設を嫌厭せしめたるが、同しく電線の架設に際しても墳墓に落つる柱線の影は祖先の靈を亂すものなりとして大に其架設を妨害したるを以て遂に之を果し得なかつた。

然れとも政府當局者中具眼の士は夙に此至便なる交通機關の設備を必要とし、光緒六年の冬、天津に駐在せる直隷總督兼北洋通商大臣李鴻章は河東の軍機製造局及ひ紫竹林の招商局等（在天津）を經て白河の要塞たる太沽の兵營に達する電線を架設するに至つた、之れ支那に於ける電線の嚆矢である、次て同七年福建省福州より鼓山を經て南臺及馬尾に達する電線を架設し、外交に、軍務に、將た貿易に至大の便益を與へたるを以て支那政府は李鴻章を電信事務總裁に任し、同年六月八日丁抹の大北電信會社と電線架設の特約を結ひ、爾後二十年間支那陸地電信の大北電信會社の海底線に連絡すへきものは擧けて該會社に一任し、他會社は支那人たると歐米

人たることを問はず獨立して此事業を營むことを許さすとし、該會社技師を聘して、各地重要都市を連結する電線の架設をなさしめた。

光緒十年に於ける淸佛戰爭は益々電線架設の必要を感せしめ、各地の架設を促進し、現在に於ては(民國六年度末現在)延長八一、二七四哩の電線を架設するに至る。斯くの如く僅々の歲月に於て能く廣大なる版圖をして都鄙遠近を連絡せしめ得たるは外人の督勵與つて力ありと云ふと雖も、抑も亦、李鴻章、盛宣懷及當局の刻苦勵精の功と云はねばならぬ。

二、電報符號及料金

支那電報の符號

支那に於ける電報は電報局に於て發行發賣しつゝある電報新編により、一字毎に數字の符號を以て上より下に記載する、例へは仁の字は〇〇八とし、義の字は五〇三〇とするか如し、又電報中に句點を用ひんとするときは、其句點は〇〇二七を以て記し、此符號は亦一字として計算さる。民國元年六月一日より電報書一收費價目の制定あり、之に據つて徵收することとなつたか、其料金は左の如きものである。

電報料金

一、同省內往來の華文電報は　一字　洋錢六　分

二、各省往來の華文電報は　同　洋錢一角二分

三、華文暗號數字及ひ洋文電報は五割増

四、政府の官報は暗號たると否とを問はす普通料金の半額

五、新聞電報は全省を通して華文、洋文（ローマ字十五字以内一語）共に半額

六、上海、福州、厦門、香港の四埠往來電報は大東北公司に於て價を同しくして徴收する。

電信局及電信線（地圖入）

三、電政機關

民國二年行政區域に據り線路の便利に就きて支那全土に十三處の電政管理局を設けて當該電報局を管理せしめた、而して滿蒙に於ける管理局及電報局は左の如くである。

(一) 奉吉黑管理局

一等電報局　奉天、營口、吉林、哈爾賓、齊々哈爾

二等電報局　錦州、安東、長春、三姓、昌圖、洮南、延吉、鐵嶺、通化、大孤山、寧古塔海蘭泡、琿春

三等電報局　新民、大東溝、遼源、雙城、呼蘭、楡樹、賓州、新甸拉、哈蘇蘇、綏化、伯都、訥海倫、阿什河、撫順、遼陽、莊河、義州、岫巖、德爾利、佳木斯、富克錦、訥河海城、肇州、興京、通江、開原、臨江、鳳凰城、法庫門、公主嶺、長白、輯安、興化、懷仁、伊通、方正、雙陽、農安、嫩江、大賚、龍王、廟額、木索、愛琿、通北、林甸、拜泉、青岡、

(二) 蒙疆管理局

一等電報局　張家口、庫倫

二等電報局　恰克圖、歸化、烏得、叨林、滂江、承德、經棚、多倫諾爾、包頭

三等電報局　赤峰、建昌、大同、什巴、爾臺、閃電河、林西、烏丹、開魯、綏東、阜新、
　橋東、朝陽、平泉、圍場、建平、豊鎮、懐來、宣化

然るに民國五年八月右制度改正せられて東三省は奉天電報局を以て當該區域の電報局監督を兼攝せしめ、蒙疆は北京電報局を以て管理せしむることとなつた。

四、電線延長

支那全國電線の延長は最近の統計に依るに總計九萬餘支里あり、其中東三省電線延長は一萬二百八十八支里に達して居る。

第三節　電　話

滿蒙各都市の電話は都市の部參照。


滿蒙通信圖
縮尺 四百萬分一
記號
郵務管理局

第二章　日本側の通信

一、通信行政

關東州内及其他滿蒙に於ける我か郵局局所在地は別項記載の通りにして關東廳遞信局の所管に屬す、其管理組織は、

遞信局長	一人	奏任
通信事務官	四人	奏任
通信事務官補	六人	同
通信技師	二人	
郵便局長		
電信局長		
通信書記		判任
通信技手		
通信書記補		

郵便所長　　判任

遞信局は郵便、郵便爲替、郵便貯金及電信電話の事務を管理し並に電信電話の建築及私設電信電話の監督事務を掌り、郵便局及郵便所は郵便、郵便爲替、郵便貯金事務の外、電信電話事業を兼掌する（但し特に指定したる郵便所に於ては郵便爲替及郵便貯金の事務を掌らざることを得）又電信局は電信事務の外電話事務を兼掌して居



關東州遞信局

る。

二、日支郵便規則

明治四十三年三月遞信省令第十一號を以つて日支郵便規則を公布し、次て同四十三年省令第七四、一一一號、四十四年二三、三四、四一號、四十五年二八、四〇號、大正二年九一、一〇五號、大正三年四六號、大正四年三一號五八號、大正五年二二號を以て改正されたるか、其内容左の如くである。

（イ）日支郵便物禁制品は內國郵便禁制品關稅其他に關する法令に依り輸出入を禁する物品にして、支那に於て輸出入を許ささる物品は輸出入の爲め、郵便物として之を差出すことを得す。郵便物にして關稅又は內國稅を課すへきものは小包郵便に依るに非れは之を差出すことを得す。

（ロ）在支那帝國郵便官署區內及關東租借地を除ける關東廳管內間發着、在支那帝國郵便官署區內相互間發着、在支那帝國郵便官署區內發者の通常郵便物の料金は左に掲くるものを除くの外內國郵便の規定に依るものとせり。

第三種郵便物	（十三匁又は其の端數每に）	金五厘
第四種郵便物中商品見本及雛形	二十六匁迄	金二錢
	六十六匁迄	金五錢
	百匁迄	金十錢

大郵便葉書は在支那帝國郵便官署區內又は關東州租借地を除く關東廳管內に於て差出す場合に限り、郵便規則に定むる條件を具備せさるも、帝國郵便條例に定むる條件を具備するときは之を第三種郵便物として取扱ふ。

（ハ）小包郵便は價格表記の取扱をなすもの丶外、書留郵便物として之を取扱ふ、小包郵便物の料金は左の如くてある。

（一）帝國及在支那帝國郵便官署區內又は關東廳管內間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄
三十錢	四十錢	四十五錢	五十錢	五十五錢
一貫二百匁迄		一貫四百匁迄		一貫六百匁迄
六十錢		六十五錢		七十錢

（二）在支那帝國郵便官署區內及關東州租借地間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫匁迄
十二錢	十八錢	二十四錢	三十錢	三十六錢
一貫二百匁迄		一貫四百匁迄		一貫六百匁迄
四十二錢		四十八錢		五十四錢

（三）在支那帝國郵便官署區內及關東廳管內（關東州租借地を除く）間竝在支那帝國郵便官署區內相互間

百二十匁迄	二百四十匁迄	四百八十匁迄
十五錢	二十錢	三十錢

七百二十匁迄	一貫三百二十匁迄	一貫六百匁迄
四十錢	五十錢	八十錢

（四）在支那帝國郵便官署區內

四百八十匁迄	一貫三百匁迄	一貫六百匁迄
十錢	二十錢	三十錢

但し在支那帝國郵便官署區內と雖當該官署所在地と之に隣接せさる地との間に發着する小包郵便物に就ては前項第三號の料金を徵收さるゝなり。

（ニ）小包郵便物の差出人は金四錢を納付して該郵便物の輸入に關し關稅及內國稅の通知を請求することを得るも、關東州租借地宛小包郵便物の輸入に付ては此限りにあらず。稅金通知小包郵便に關しては、有稅のものに在りては、其稅金額を、又無稅のものにありては其旨を郵便官署より差出人を通知す、稅金に異動を生したる場合も亦同し。

（ホ）在支那帝國郵便官署區內にして郵便官署所在地に隣接せさる地又は關東廳管內に宛てたる郵便物は別配達になすことを得す。別配達小包郵便物にして關稅又は內國稅を課したるものに付ては其の到着通知書の別配達をなす。

(ヘ)　小包郵便物の價格表記料左の如し。

通　　貨　　表記金額十圓迄毎に　　金十錢
其他の物品　表記金額十圓迄毎に　　金五錢

(ト)　關稅又は內國稅を課したる代金引換小包郵便物の留置期間は關稅又は內國稅の納付期間に依るものとす。

(チ)　郵便物の取戻若くは名宛變更代金引換の取消若くは金額變更又は集金郵便の取消の電信に依る請求に關する料金は左の如くである。

郵便物ノ發著區間	郵便物ノ取戻又ハ代金引換若クハ集金郵便ノ取消	郵便物ノ名宛變更又ハ代金引換ノ金額變更	備考
帝國(朝鮮ヲ除ク)關東廳管內又ハ芝罘、牛莊、天津及北京ノ各郵便局(ソノ出張所ヲ含ム)區間トノ間	五十錢	八十錢	牛莊ト天津及北京ノ各郵便局(ソノ出張所ヲ含ム)區間トノ間ハ郵便ニヨリ接續ス
朝鮮ト關東廳管內トノ間、朝鮮又ハ關東廳管內ト芝罘、牛莊、天津、北京ノ各郵便局區內トノ間並ニ芝罘、牛莊ノ各郵便局區內相互間	四十錢	七十錢	牛莊ト天津及北京ノ各郵便局(ソノ出張所ヲ含ム)區內トノ間ハ郵便ニヨリ接續ス
帝國又ハ關東廳管內ト在支那帝國郵便官署(芝罘及牛莊ノ各郵便局ヲ除ク)區內トノ間及在支那帝國郵便官署區內相互間(芝罘、牛莊ノ各郵便局區內相互間ヲ除ク)	郵便物ノ名宛地宛歐文私報ニ要スル料金實費額	郵便物ノ名宛地宛歐文私報ニ要スル料金實費額	

（リ）　在支那帝國郵便官署區内又は關東廳管内發、帝國宛の小包郵便物にして内國税を課したるものは之を郵便官署に留置き、到着通知書を受取人に交付す。受取人は通知書の日附より三十日内に郵便官署に税金を納付して其の郵便物を受取ることを得。但し居宅代金引換小包郵便物の受取人は居宅に於て税金と引換に之を受取ることを妨けす。

（ヌ）　帝國發在支那帝國郵便官署區内又は關東州租借地を除く關東廳管内宛の小包郵便物にして、支那税關に於て關税を課したるものに關しては（リ）の場合と同し。

（ル）　關税を納付して在支那帝國郵便官署區内又は關東州租借地を除く關東廳管内に輸入したる小包郵便物を一般の貨物に關して日支間の條約に定むる期間内に郵便により差出地に宛て再輸入する場合に於て、既納税金の拂戻を受けんとする者は、其の事由を記載したる請求書を郵便官署に差出すへし。

（ヲ）　關税を納付して在支那帝國郵便官署區内又は關東廳管内より輸出したる小包郵便物を郵便に依り差出地に再輸出する場合に於て、既納税金の拂戻を受けんとする者は其事由を記載したる請求書を郵便官署に差出すへし。

三、滿蒙内郵便規則

明治四十三年四月一日府令第五號を以て滿洲內郵便規則發表され、明治四十三年府令第四四號、明治四十四年府令第二五號、大正元年府令第一號、大正五年府令第四號を以て改正されたか、今其內容を見るに左の如くてある。

(イ)　關東都督府(現在關東廳と稱す)管內相互間に發着する郵便物は本規則に別段の規定ある場合を除くの外、明治三十九年九月遞信省令第四十二號郵便規則其他遞信省に於て定めたる內國郵便に關する規則を準用す。

(ロ)　關稅其他に關する法令に依り輸出入を禁する物品は之を郵便禁制品とし、支那に於て輸出入を許さゝる物品は之を租借地外へ又は租借地外より租借地內へ宛、差出すことを得す。若し郵便物にして關稅を課せらるへきものは、小包郵便物に依るに非されは之を差出すことを得さるなり。

(ハ)　租借地外相互間に發着する通常郵便局の料金は左に揭くるものを除くの外、內國郵便に關する規定に依る。

第三種郵便物　十三匁又ハ其ノ端數每ニ　金五厘

第四種郵便物中 商品見本及ビ雛形 二十六匁迄 金二錢
六十六匁迄 金五錢
百匁迄 金十錢

（二） 小包郵便物は價格表記の取扱を爲すものの外、書留小包郵便として之を取扱ふ、其の小包郵便物の料金は左の如くである。

（一） 租借地內と租借地外間及ひ租借地內相互間

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	八百匁迄	一貫迄
十二錢	十八錢	二十四錢	三十錢	三十六錢
一貫二百匁迄		一貫四百匁迄		一貫六百匁迄
四十二錢		四十八錢		五十四錢

（二） 租借地外相互間

二百六十六匁迄	五百三十三匁迄	八百匁迄
二十錢	三十錢	四十錢
一貫六十六匁迄	一貫三百三十三匁迄	一貫六百匁迄
五十錢	六十錢	七十錢

（三） 租借地內の同一郵便官署區內

八　錢

（四）租借地外の同一郵便官署區内

一貫三十三匁迄	一貫六百匁迄
十　錢	二　十　錢

（ホ）小包郵便物の價格表記料は左の如し。

通　貨	表記金額十圓迄毎に	金　十　錢
其の他の物品	表記金額十圓迄毎に	金　五　錢

四、郵便線路里數（大正七年度末日現在）

地方	通常道路	鐵道	水路
州内	一一・三一・四〇（里丁間）	八五・〇（哩）	八一・〇（浬）
州外	一三二・〇三・〇〇	九五四・九	一、〇四二・〇
計	一四三・三四・四〇	一、〇三九・九	一、一二三・〇
大正六年度	一四四・〇六・四〇	八九一・六	五八〇・〇
同　五年度	四三・一六・四〇	六九〇・七	五八〇・〇
同　四年度	二一・二二・四〇	六九〇・七	五八〇・〇
同　三年度	二一・二二・四〇	六九一・〇	六九八・〇

同　二年度	二二・一四・〇〇	六九一・〇	五八〇・〇

備考　表中州外とあるは關東州以外の南滿洲各地にして鐵道附屬地及領事館管內を包含する。

五、電信線路（大正七年度末現在）

地方	架空 裸線	架空 ケーブル	地下ケーブル	河底
	里　丁　間	里　丁　間	丁　間	哩
州內	五九・一五・〇六	—	—	—
州外	一七九・〇七・五三	一〇・三二	〇・一六	一・一七二
（大正七年度）計	二三八・二二・五九	一〇・三二	〇・一六	一・一七二
大正六年	二三八・〇三・三六	二・〇六	〇・一六	一・一七二
同　五年	二三七・二八・五二	—	—	一・一七二
同　四年	二三八・〇一・〇四	一・〇四	〇・一七	一・一七二
同　三年	二三七・〇〇・〇五	?	?	一・一七二
同　二年	二三六・二八・五四	?	?	一・一七二

六、海底電信

滿蒙から日本若くは支那沿革各都市に直接通する海底電信は、我邦所有權に係る（一）大連―佐世保線及（二）旅順―芝罘―威海衛線等に過きない、但し右地より更に各地に通する海底電線ありて間接に滿蒙と結ひ附けられてあることは勿論である。參考の爲め左に支那沿岸に於け

る海底電線を掲くる。

大東電報公司（英國人經營）
- 呉淞—福州—香港線
- 香港—ボルネヲ—新嘉坡—歐洲線
- 新嘉坡—濠州線
- 香港—西貢—新嘉坡線
- 香港—海防線

大北電報公司（丁抹人經營）
- 呉淞—グラフ（舟山列島中の一島）—長崎線
- 呉淞—馬鞍島—長崎線
- 呉淞—厦門—香港線
- 厦門—タルラン—海防線
- タルラン—西貢線
- 長崎—浦港線

大德和電報公司（獨、和蘭人經營）
- 芝罘—青島線
- 芝罘—呉淞線
- 呉淞—ヤップ島線
- ヤップ島—グアム線
- グアム—メナド線

太平洋商務電報公司（米人經營）
- 呉松—マニラ線
- 香港—マニラ—グアム—桑港線
- グアム—小笠原線

我邦所有權
- 大連—佐世保線
- 旅順—芝罘—威海衛線
- 呉松—長崎線
- 福州—淡水線

七、日支無線電報規則

明治四十三年十一月一日遞信省令第一〇二號を以て日支無線電報規則發布され、次て同四十四年遞信省令第四四號、大正二年第一〇五號を以て改正せられたか其内容は左の如くてある。

（イ） 日支無線電信と稱するは關東都督府（現關東廳）無線電信局を除きたる帝國無線電信局及ひ關東都督府（現關東廳）無線電信局の雙方若くは一方の媒介に依り、帝國船舶局（關東都督府船舶局を除く）と滿洲若しくは支那芝罘との間に發着するもの、帝國無線電信局及ひ場合に依り關東都督府（現關東廳）無線電信局の媒介に依り關東都督府（現關東廳）船舶局相互間又は關東都督府（現關東廳）船舶局と滿洲との間に發着するもの、關東都督府（現關東

廳）無線電信局及ひ場合により帝國無線電信局の媒介に依り帝國船舶の相互間又は帝國船舶局と帝國との間に發着するもの、帝國無線電信局及ひ關東都督府（現關東廳）無線電信局の雙方若くは一方の媒介により、又は其の媒介なく帝國船舶局と關東都督府（現關東廳）船舶局との間に發着するものなり。但し線上傳送に付ては帝國電信系によるものに限る。

（ロ）日支無線電報は特に規定する場合を除くの外、內國無線電報及び日支電報に關する規定を準用す。

（ハ）關東都督府（現關東廳）海務局の媒介に依り滿洲に發着する日支無線電報の普通電報料は左の如し。

（A）官私報

和文	十五字以內	二十錢
	以上五字を增す每に	五錢
歐文	五語以內	二十五錢
	以上一語を增す每に	五錢

（B）新聞電報

五十字以内毎に　二十錢

次に無線電信局の局名符號を擧ぐれば左の如くある。

大連灣無線電信局　J. d. a.

榊丸無線電信局　J. h. i.

八、電話線路

地方		架空 裸線	架空 ケーブル	地下ケーブル
州内	市内	四九・一九・一三（里町間）	四・一二・二七（里町間）	一・〇八・二九（里町間）
州内	市外	五九・一二・三四	—	六・〇九
州外	市内	六一・三二・一四	九・二七・〇四	〇・一九
州外	市外	一九三・三〇・四八	二・三三	〇・一八
計		三六四・二二・四九	一四・〇六・〇〇	一・一五・一五
大正六年		三五七・一六・二一	一二・三三・二五	一・一〇・五九
同五年		三三六・三一・〇二	一一・一五・二〇	一・〇七・三四
同四年		三三二・二三・五九	一〇・二六・〇七	一・〇九・〇九

九、滿洲に於ける關東廳通信管理局下の通信局所數表

地方別	局別	郵便局	郵便局出張所	郵信所	電信局	電信取扱所	郵便取扱所	電話取扱所	總計	自働電話所	郵便切手賣捌所	郵便函	私書函
關東州內	大連	一	—	九	—	二	—	一	一三	二七	六九	八三	四八
	旅順	一	一	一	—	二	—	—	五	七	三五	四三	一〇
	柳樹屯	一	—	—	—	—	—	—	一	一	二	七	—
	金州	一	—	—	—	一	—	—	二	—	八	九	—
	普蘭店	一	—	—	—	—	—	—	一	—	二	四	—
	貔子窩	一	—	—	—	—	—	—	一	—	四	六	一〇
	上記以外ノ各地	—	—	—	—	四	九	—	一四	一	—	—	—
	計	六	一	一〇	—	九	九	一	三七	三六	一二〇	一五二	六八
關	瓦房店	一	—	—	—	一	—	—	二	—	五	六	—
	熊岳城	一	—	—	—	一	—	一	三	—	五	四	—
	蓋平	一	—	—	—	—	—	—	一	—	一	四	—
	大石橋	一	—	—	—	一	—	—	二	一	五	七	—
	營口	—	—	—	一	二	—	—	三	—	六	—	—
	海城	一	—	—	—	—	—	—	一	—	四	七	—
	鞍山	一	—	—	—	一	—	—	二	—	一	三	—
	立山	一	—	—	—	一	—	—	二	—	三	一	—
	遼陽	一	一	—	—	二	—	—	四	二	一四	一六	一〇

	東									州								外		
	煙臺	蘇家屯	撫順	奉天	鐵嶺	開原	昌圖	四平街	公主嶺	范家屯	長春	新民	本溪湖	橋頭	連山關	鳳凰城	鷄冠山	安東	大東溝	上記以外各地	計
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二八
	|	|	|	三	一	一	一	|	|	|	二	|	|	|	|	|	|	一	|	八	一九
	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	-
	|	一	一	二	二	一	一	一	一	一	二	|	|	一	一	一	一	二	|	三七	六五
	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	六四	六四
	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	|	四	五
	二	二	二	六	四	三	三	二	二	二	五	一	一	二	二	二	二	四	一	一一四	一八二
	|	|	二	五	二	三	|	|	|	|	三	|	二	|	|	|	|	三	|	二	二三
	二	一	一二	二九	一五	八	二	五	五	|	一六	二	一二	二	三	二	三	一五	|	五	一八一
	五	二	一三	三六	二〇	一一	五	八	九	|	一八	二	一六	四	五	三	三	二一	|	七	二三六
	|	|	一〇	三五	一〇	一二	一	|	|	|	一〇	|	|	|	|	|	|	九	|	|	九七

船中	合計
—	三四
—	二〇
—	一〇
二	四
—	七四
—	七三
—	六
二	二二一
—	五九
—	二九一
—	二八八
—	一六五

一〇、滿洲に於ける我通信局所表

（大正七年末現在）

名稱	所在地	取扱事務	事務開始年月	關係告示
大連郵便局	大連監部通	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	明治三九年一二月一一日	明治三九年三九號、五四號、同四〇號七四號、七九號
同西廣場郵便所	同伊勢町	郵便、爲替、貯金、電話通話、	明治四三年五月一日	明明四三年九三號、大正二年四三號、四四號
同兒玉町郵便所	同兒玉町	郵便、爲替、貯金、電信	同	明治四〇年九三號
同吾妻橋郵便所	同寺内通	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治四三年九三號、同四四年五二號
同埠頭郵便所	同埠頭	同	同	同
同信濃町郵便所	同信濃町	同	同	同
同浪速町郵便所	同浪速町	同	同	同
同若狹町郵便所	同若狹町	同	同	明治四三年九三號、大正二年四三號、四四號
小崗子郵便所	小崗子西崗横道	同	同	明治四三年九三號

沙河口郵便所	北沙河口	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	明治四三年一一月一日	明治四三年一五二號
旅順郵便局	旅順舊市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年一一七號 七九號
同　新市街出張所	同　新市街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四一年三號
同　鮫島町郵便所	同　舊市街	同	明治四三年五月一日	明治四三年九三號
柳樹屯郵便局		郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年一一七號 七九號
金州郵便局	金州城內	同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 九〇號、同四一年百六號
普蘭店郵便局		郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四三年一三七號
貔子窩郵便局		同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四三年八二號
瓦房店郵便局	瓦房店東大街	同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四一年四九號
熊岳城郵便局		同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四四年四六號
蓋平郵便局	蓋平海山寨	同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四二年一一五號
大石橋郵便局	石橋大街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	同	明治三九年三號、同四〇年七九號 八三號、同四一年、一一六號
營口				
同　舊市街				
海城郵便局	海城臨江街	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年七九號 同四二年一一五號
遼陽郵便局		郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	同	同　同 同四一年一二號

六三

名稱	所在地	取扱事務	事務開始年月	關係告示
遼陽城内出張所		郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四〇年三月一六日	明治四〇年一五號、七九號、九〇號
同日本電信取扱所	遼陽城内	電信	明治四二年三月一六日	明治四二年一六號
煙臺郵便局		郵便、爲替、貯金、電信	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年九九號
同煙臺炭坑出張所		郵便、爲替、貯金	明治四五年四月一日	明治四五年二九號
蘇家屯郵便局		郵便、爲替、貯金、電信	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年七九號
撫順郵便局	千金寨	郵便、爲替、貯金、電信、電話通話、電話交換	同	明治三九年三號、同四〇年七九號、九號、同四一年八〇號、八九號、一二號
奉天郵便局	新市街	同	同	明治三九年三號、同四〇年七九號、九〇號、同四一年十二號
同大北門出張所		郵便、爲替、貯金、電話通話	同	明治三九年三號、同四〇年七九號、八六號、九〇號
同大西關出張所		同	明治四一年八月一日	明治四一年七三號
同奉天出張所		郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治四四年六月一一日	明治四四年四一號
奉天城日本電信取扱所		電信	明治四二年三月一六日	明治四二年一六號、一七號
鐵嶺郵便局		郵便、爲替、貯金、電信、電話通話	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年一七號、七九號、九〇號、同四一年一二號
同西門出張所		郵便、爲替、貯金、電話通話	同	明治三九年三號、四三號、四七號、同四〇年七九號、九〇號、九七號
鐵嶺城日本電信取扱所		電信	明治四二年三月一六日	明治四二年一六號

開原郵便局	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年九號同四二年六號、同四四年八三號
同城内出張所	郵便、爲替、貯金	同	明治三九年三號、四三號、四七號同四〇年七九號
昌圖郵便局	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	同	明治三九年、同四〇年七九號同四三年一六一號
同城内出張所	郵便、爲替、貯金	同	明治三九年三號、四三號、四七號同四〇年七九號
四平街郵便局	郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	同	明治三九年三號、同四〇年七九號同四四年一〇號、大正元年四九號
公主嶺郵便局	同	同	明治三九年三號、同四〇年一七號七九號、同四二年六號
長春郵便局	同	同	明治三九年三號、一二五號、同四〇年七〇號、七九號、同四一年八八號、一一三號。同四二年六號
同城内出張所	郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四〇年一月一日	明治三九年四九號。同四〇年七〇號七九號
同東出張所	郵便、爲替、貯金、電信電話通話	明治四三年九月一日	明治四三年一二〇號
長春城日本電信取扱所	電信	明治四二年三月三〇日	明治四二年二六號
吉林			
哈爾賓			
齊々哈爾			
新民郵便局	郵便、爲替、貯金、電話通話、電話交換	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年二五號七九號九〇號
本溪湖郵便局	同	同	明治三九年三號、同四〇年四〇號七九號同四四年四六號、大正三年六九號
橋頭郵便局	郵便、爲替、貯金、電信	明治四二年一二月二一日	明治四二年一〇五號、同四四年一〇二號

名稱	所在地	取扱事務	事務開始年月	關係告示
連山關郵便局		郵便、爲替、貯金、電信	大正三年七月一六日	大正三年七七號
鳳凰城郵便局		同	明治三九年九月一日	明治三九年三號、同四〇年七九號
鷄冠山郵便局		同	明治四三年一二月二一日	明治四二年一〇五號、同四四年一〇二號
安東郵便局		郵便、爲替、貯金、電信電話通話、電話交換	明治三九年九月一日	明治三九年三號、五四號、同四〇年七號、七九號
同　舊市街出張所		郵便、爲替、貯金、電話通話	明治四〇年二月二五日	明治四〇年一三號、七九號
同　舊市街日本電信取扱所		電信	明治四二年三月三一日	明治四二年二八號
大東溝郵便局		郵便、爲替、貯金	明治三九年九月一日	明治三九年三號、四七號、同四〇年七九號
大連灣無線電信局	關東州大孤山會沙砣子	無線電信	明治四四年一一月一九日	明治四四年九五號
神戸丸無信電信局		同	明治四四年一一月一五日	明治四四年九一號
榊丸無線電信局		同	大正二年八月一四日	大正二年一〇三號
滿鐵本社構內電信取扱所		電信	明治四二年八月一日	明治四二年六四號
大連電信取扱所	大連驛	同	同	同
旅順電信取扱所	旅順驛	同	同	同
瓦房店電信取扱所	瓦房店驛	同	同	同

大石橋電信取扱所	大石橋驛	同	同	同
湯崗子電信取扱所	湯崗子驛	同	同	同
遼陽電信取扱所	遼陽驛	同	同	同
奉天電信取扱所	奉天驛	同	同	同
鐵嶺電信取扱所	鐵嶺驛	同	同	同
昌圖電信取扱所	昌圖驛	同	同	同
公主嶺電信取扱所	公主嶺驛	同	同	同
長春電信取扱所	長春驛	同	同	同
沙河鎮電信取扱所	沙河鎮驛	同	同	同
雙廟子電信取扱所	雙廟子驛	同	明治四二年一二月一日	明治四十二年九九號
郭家店電信取扱所	郭家店驛	同	同	同
范家屯電信取扱所	范家屯驛	同	同	同
石橋子電信取扱所	石橋子驛	同	明治四二年一二月一五日	明治四二年一一二號
草河口電信取扱所	草河口驛	同	明治四三年四月一一日	明治四三年八五號
臭水子電信取扱所		同	明治四三年一〇月二一日	明治四三年一四八號
萬家嶺電信取扱所		同	同	同

名稱	所在地	取扱事務	事務開始年月	關係告示
新臺子電信取扱所		電信	明治四三年一〇月二一日	明治四三年一四八號
撫順電信取扱所		同	同	明治四三年一四八號、大正二年一〇五號
福金電信取扱所		同	同	明治四三年一四八號、同四四年六六號
下馬塘電信取扱所		同	同	明治四三年一四八號
連山關電信取扱所		同	同	明治四三年一四八號、大正三年七八號
秋木莊電信取扱所		同	同	同
鷄冠山電信取扱所		同	明治四五年一月二一日	明治四五年一號
鳳凰城電信取扱所		同	同	同
五龍背電信取扱所		同	同	同
開原電信取扱所		同	同	同
金州電信取扱所		同	明治四四年九月一日	明治四四年六五號
得利寺電信取扱所		同	同	同
鞍山站電信取扱所		同	同	同
虎石臺電信取扱所		同	同	同

四平街電信取扱所	同	同	同
安東電信取扱所	同	同	同
營口電信取扱所	同	大正二年一月一一日	大正元年六七號
橋頭電信取扱所	同	同	同
南坎電信取扱所	同	同	同
通遠堡電信取扱所	同	同	同
三十里堡電信取扱所	同	大正三年四月一一日	大正三年二一號
撫安電信取扱所	同	同	同
劉家河電信取扱所	同	同	同
老虎灘電話取扱所	電話通話	明治四五年四月二一日	明治四五年四三號
熊岳城温泉場電話取扱所	同	大正元年九月一日	大正元年一五號
湯崗子温泉電信取扱所	同	同	同
郭家店電信取扱所	同	大正三年二月二一日	大正三年七號
南關嶺電信取扱所	電信	大正四年三月一日	大正四年九號
松樹電信取扱所	同	同	同
太平山電信取扱所	同	同	同
張臺子電信取扱所	同	同	同
窰房子電信取扱所	同	同	同

名稱	所在地	取扱事務	事務開始年月	關係告示
大屯電信取扱所		電信	大正四年三月一日	大正四年九號
陳相屯電信取扱所		同	同	同
高麗門電信取扱所		同	同	同
湯山城電信取扱所		同	同	同
新城子電信取扱所		同	大正四年一二月二六日	大正四年一三五號
沙河電信取扱所		同	大正五年八月二五日	大正五年一四〇號
蘇家屯電信取扱所		同	同	同
亂石山電信取扱所		同	同	同
孟家屯電信取扱所		同	同	同
郭家堡電信取扱所		同	同	同
分水電信取扱所		同	大正五年十一月二十一日	大正五年一八一號
范家屯電話取扱所		電話通話	大正四年三月一日	大正四年一三號
新臺子電信取扱所		同	大正五年一一月一日	大正五年一六八號
雙廟子電信取扱所		同	同	同

第三章　道路交通

第一節　概　說

路道の分布

滿洲の道路は其數極めて多く概ね車輛を通すと雖一般に極めて粗惡である、而して中央平原地は道路數最も多く山地に近つくに從ひ殆と道路と稱するものなく僅に少數の駄獸路を通するに過きない。

道路と季節

冬　期

滿洲の道路は季節に由りて著しく變化あり、一年中十一月より翌年三月に至る約五箇月間は全地面凍結し、江河は至る所自然の橋梁となり道路に泥濘なく、道路外の地又悉く赤裸々の空地なるか故に地盤凍結して隨意に進徑の方向を定め得へき便宜あるを以て一箇年の交通運搬は悉く此季節に於て行はれる、而も降雪量極めて少く平地に於ては四五寸を出つる事稀に偶山地に於て尺餘の積雪を見るも交通上殆んと障害とならさるのみならす、却て橇の運行に便する。如斯滿洲の冬季は一箇年の交通期なるか故に大小道路共に頗る交通頻繁であつて貨物滿載の大車を見さる地はない位である、之か爲め各要路の沿線には大小旅宿を開設し各地の市場は此半ヶ年を以て一箇年の生計を立つる狀態である。

夏期　之に反し三月に至り解氷期に至れは泥濘膝を沒するに至り道路忽ち破懐され、殊に六、七、八の三ヶ月は雨季てあつて一年中交通最も不便な時期てある、九月に入り乾燥期となれは漸次往來容易となる。

道路は降雨後著しく破壞して殆と舊態を止めす、其起點及終點は以前の狀態を存すれとも其中間道路の新に開通せらるることあり、故に時として其一部或は方向を改變し、今年往復盛なるものも次年は野道となることあり、又往々夏季と冬季とは車道を異にする所あるを以て特に注意を要する、冬季は概して土地の性質上夏季に於て深く轍痕を印せられた川凸の道路も漸次土塊を破碎して自ら平坦なる良道に化するに至る故に此の間に於て他季節中通過し得さる地方も運動容易となるに至る。

官道　重要なる地點間には舊驛站の官道あるも他道路と同しく粗惡てある、蓋し道路の修繕をなさないからてある。滿蒙の道路は橋梁を有するもの稀なるも官道上には往々石橋を有するものあり是等は多年修繕を加へさるを以て通行不便に土人は却て他の地點を往來する傾向かある。

道路上の河川と渡航場　道路上に横はる河流は水深き所は渡船により淺き所は徒渉による、然れとも河流の深淺も一定せす從て渡河點屢變更し又江河の岸邊に沿ふ道路は其方向をも變更することかある。

雨期に於ては河川は悉く氾濫し各渡場は水深幅員二つなから増加し尋常の方法にては渡河することか出來ない、充分に河流の性質を確めされは往々危險に陷ることかある。

東蒙の道路

(一)開拓地方の道路

東部蒙古は人口稀薄なるにも拘はらす各部落を連絡する大小幾多の道路ありて大抵皆車輛を通する、唯た卓索圖盟各旗並に熱河都統管轄地方は山間の嶮路であつて車輛



(大車の渡河)

を通し難く主として馱馬に由り各都市を連絡し又沙地帶地方は牛馬又は駱駝を用ひて居る。

更に之を開拓地方の道路と游牧地方の道路とに大別して見れは、開拓地方の道路は滿洲の各地道路と同しく皆深き車輛の跡を痕し凹凸甚しく通行頗る困難である殊に滿洲に接する所謂奉天蒙古地方は

大車の通行烈しく加ふるに土質概して軟弱且つ稍粘土を混交するを以て降雨に際して所々沼澤をなし泥濘車轍を沒するに至る而して乾燥の時と雖車轍の痕跡は大抵五六寸より七八寸の深さを有し自然の軌道をなす、又直隷蒙古の山間地方に在りては地盤稍堅固なれども溪谷小流一雨毎に道を洗ひ川と道との區分なく石礫充溢して殆と車輛の通過を許さす、通行最も困難を感する故に此地方に於ける貨物の運搬には車輛の便に由る能はすして前述の如く多く駄馬を用ふる譯けてある。

（二）游牧地方の道路

游牧地方は開拓地方に比し道路一般に良好てある、其主因は道路を破壞する大車の通行なきと土地一般に乾燥せる草地なるか爲めてある、故に此等の地方も開拓と共に自然惡道と化するてあらう、唯沙地帶地方は地表沙粒の深七八寸乃至一尺餘に達し恰も我海岸の砂濱を通行すると同しく頗る人畜を疲勞せしむる。

第二節　道路交通の機關

一、概　況

滿蒙に於ける道路交通機關の重要なる位置を占むるものは實に大車及小車又は馬背とする、

南支那は河運開け小河と雖も舟揖の便あらざるなき狀態なれども滿蒙の河川は其少數を除くの外河床高く、降雨の際一時河川の體をなすに過ぎざるもの多く河運を利用すること甚た少い、又舟揖の便ある河川と雖冬季六箇月間結氷するの弊がある、されは南支那か河運の發達著しく運輸交通は鐵道に依る外殆と河川に求むるに反し滿蒙の運輸交通は實に道路上のある機關に俟たざるへからざる狀態にあり、南船北馬の語は支那南北交通の差異を表はす最も好箇の標語たるを知る。

二、大　車

大車とは普通の荷馬車てあつて支那人之を呼んて大車（タアチャウ）と云ふ、二輪車にして車軸は樫、楡等にて作り、車輪と固着して共に廻轉する、車體は凡て楡を製て作せられ、四、五頭又は七、八頭の馬に依りて曳かれる、其積載量は季節に由りて異なれども冬季結氷期には一頭に付五百斤內外てあつて運行困難なる夏季に於ては三、四割を減する。

大車店

馬車屋は多く秋冬貨物の出廻時期に於て各地市場の大車店（貨馬車問屋）に到り荷主を求めて運送に從事するを常とす、偶大車店自ら大車を備へ馬夫を雇傭して運送を爲す者かある。荷主と馬車屋との輸送契約は單に口約に由るもの多けれども貴重品に對しては大車店主又は其の他

の保證人を、求めて契約し雨濡れ、不足、破損等の責任を負はしめる、但し馬賊其他の不可抗力と看做すへき損害に對しては其責に任せない、運賃の支拂は一半又は其一部を前渡し殘額は輸送先に於て支拂ふを普通とする。

三　小　車

小車とは乘客用の支那馬車であつて其日覆恰も蒲鉾型を爲すを以て邦人は蒲鉾馬車又は幌馬車と云ひ、北京に於ては轎車と稱する、南支那に於て小車と稱するは一輪車なれとも滿洲に於ては此二輪車を小車と稱呼す。普通一頭乃至三頭曳であつて乘客二、三人を限度とする、其積載量は一、五〇〇斤（二五〇貫）以内とし（道路の良否により一定せぬ）、其速力は輕快にして道路堅實ならは一日約十二時間に一〇〇支里を走り得る。

小車店　滿洲各地の市鎭には小車店なるものあり、各店數輛の小車を備へ御者を雇傭して客を待つ、御者は店主の命する所に從ひ客を運搬し店主の費用にて馬料及自己の食費を支辨する、客なきときは店内に住し一箇月若干の報酬を受く、運賃は各地一定せされとも大體一日一小車小洋四、五元の割合てある。

四、其他車輛

其他交通機關として馬背又は橇の如きものあり、馬背は多く乘客用であつて貨物の運搬は前述の大車に依る、馬は小車を用ゐさる時に之を用ゐ殊に夏季道路粗惡にして小車の通行に不便なる時に於てす、橇は冬季降雪の場合に限られ、北滿の一部を除く外之を見ない、沙漠地帶は駱駝に依る。其の他推車、牛車等あり、推車とは一輪車にして南方て所謂小車と稱するもの、遼西一帶に之を見る。牛車は純蒙古地帶に多く之を用ゐ、其の車體は凡て木を以て造り牛力を以て牽引する。

五、旅客設備

店　滿蒙兩地の道路交通設備としての旅館は頗る不完全にして汚穢なる陋屋に合宿する日本の所謂木賃宿てある、通常之を店と稱する。何れも廣大なる庭を有し、大車、小車又は馬を繋く設備あり、稍々大なる市鎭には棧店と稱するものあり亦旅客を宿泊せしめる。

棧店　元來棧店の業務は賣買兩者の間に介在して其取引を周旋し口錢を收得する所謂問屋てあつて其業務は大約左の如きものである。

（イ）賣買の周旋

（ロ）委託販賣

（ハ）貨物を擔保とし賣方に對し金融を圖る事
（ニ）委託買付
（ホ）庫入倒積預り
（ヘ）貨物の積卸及荷造改裝
（ト）貨物の運搬其周旋及保險
（チ）稅損の代納
（リ）兩替及爲替
（ヌ）賣付荷主、買付人、其他の宿泊

而して營業種類の複雜なる、一家にして二三乃至數種の業を兼ね右の如き純然たる棧店のみを業とするもの少い、例へは穀物賣買周旋に關しては糧行即ち糧石棧（自家の計算にて穀物の取引をするもの）を、雜貨賣買の周旋に關しては雜貨舖を或は大車店、油房等を兼ねて居る。

糧棧　冬季特産物の出廻り期となれは之等棧店は沿線各都市より穀物買出しに來る客及ひ穀物賣付けの農家等にて充滿し、之に仲賣人及仲介人等入りて遙かに取引市場と化す。

宿泊の種類　之等旅館には寢具の設備なく各自携帶するを要す宿泊の種類に店鋪、尖鋪、干房等あり、

3.2.1. 店錢 尖錢 干房

店錢とは夜食して一泊するものを云ひ、尖錢とは單に晝食するものを稱し、干房とは單に宿泊のみして食事を宿屋に仰かす自ら炊するものを云ふ。

第三節　通路分布

第一款　安東を基點とする道路（括弧內は日本里數・町數）

一　安東―延吉間

安東―（一五・〇〇）―長甸河口―（五〇・〇〇）―夾溝門（二七・〇〇）―輯安―（未詳）―通化―（一一・二五）―八道江―（二五・一七）―臨江―（五〇・〇〇）―惠山鎭―（五・〇〇）―長白―（七・三〇）―三池淵―（三二・〇九）―茂山―（未詳）―延吉、

二　安東―吉林

第一路　自安東經鳳凰、海龍、盤石到吉林

安東―（一四・〇〇）―鳳凰―（二〇・一三）―賽馬集―（二二・一一）―城廠―（五・二七）―葦子峪―（二二・〇四）―興京―（八・二一）―旺淸邊門―（八・二七）―魚亮子―（一二・三二）―柳河―（八・二八）―（一六・〇九）―八家子―（九・〇〇）―英額門―（一六・〇〇）―北山城子―（一七・一二）―海龍―（五・〇〇）―朝陽鎭―（一一・一〇）―黑石鎭―（六・一

七）—樺甸—（九・〇〇）—盤石—（一四・一四）—煙筒山—（八・二八）—双河鎮—（二五・三五）—吉林

第二路　自安東經鳳凰、寛甸、恒仁、通化、濛江、樺甸到吉林、

安東—（一四・〇〇）—鳳凰—（二六・〇〇）—寛甸—（二八・一九）—恒仁—（三一・二六）—通化—
（不　明）—樣子哨—（八・一八　）—朝陽鎮—（一七・二七）—
（一一・二五）—八道江—（三七・二一）—濛　江—（三〇・一九）—樺甸—（一二・〇〇）—横道河—（九・
一四）—大三家子—（一二・一四）—吉林

第二款　大連を基點とする道路（同　上）

一　自大連到安東　（八四・〇二）

大連—（八・〇〇）—金州—（一七・〇五）—貔子窩—（一八・〇六）—莊河—（三一・〇〇）—青堆子—（五
・〇〇）—大孤山—（六・〇〇）—龍王廟—（一一・〇二）—大東溝—（一五・二五）—安東

二　自莊河經岫巖到鳳凰城　（六七・二八）

莊河—（八・一六）—大營子—（二・二〇）—双塔嶺—（二・二〇）—寶聚店—（一・二〇）—徐家隈子—（二・
二五）—新店—（二〇・〇三）—蜜蜂嶺—（五・〇〇）—岫巖—（五・一一）—紅旗營子—（四・二三）—（大
營子—（九・〇五）—紅旗堡子—（五・二九）—鳳凰城

三　自岫巖到海城　（二二・〇七）

岫巖―(一二・一八)―小孤山―(四・〇〇)―析木城―(五・二五)―海城

四　自岫巖到蓋平　(二〇・一〇)

岫巖―(二・一〇)―湯池河―(一三・〇〇)―高家屯―(五・〇〇)―蓋平

第三款　營口を基點とする道路　(同上)

一　自營口到奉天　(四一・〇四)

營口―(三・二三)―大高刋―(一・一八)―滾子泡―(一・一八)―曾家屯―(二・〇〇)―籃旗堡―(一・〇〇)―牛莊―(三・二〇)―耿家庄子―(三・一四)―古家子―(〇・〇九)―湯崗子―(一・一八)―鞍山站―(一・一〇)―四方臺―(二・二〇)―沙河鎭―(〇・三〇)―頭臺子―(一・一八)―首山堡―(一・一八)―遼陽―(〇・二五)―迎水寺―(四・二八)―烟臺―(二・〇〇)―十里河子―(二・一九)―沙河堡―(三・二〇)―渾河堡―(一・二〇)―奉天

二　自營口到海城　(一一・一二)

營口―(三・二三)―大高刋―(三・一八)―紅瓦寨―(三・〇〇)―八里河―(一・　七)―海城

三　自營口到錦州　(四四・一九)

營口―(六・二四)―田庄臺(一二・一二)―双臺子―(一一・一七)―大羊圏子―(三・一五)―石三山驛

—(四・二〇)—大凌河—(二・二八)—双陽店—(三・一一)—錦州

四　自營口到新民　(四一・〇四)

營口—(八・一六)—牛莊—(一・〇五)—燒鍋廟—(四・二二)—高城子—(一・一五)—高刀房—(二・〇五)—黄沙蛇—(二・〇五)—斗溝子—(一・一五)—薩拉—(二・一四)—田家蛇子—(〇・二五)—大間房—(二・〇〇)—遼中—(九・〇六)—大民屯—(五・二〇)—新民

第四款　奉天を基點とする道路　(同上)

一　自奉天到長春

(イ)　自奉天經法庫、懐德到長春　(一〇三・〇五)

奉天—(九・二三)—救兵臺—(七・〇〇)—舊門—(一一・〇〇)—法庫門—(五・三一)—公主屯—(〇・二〇)—小塔子—(五・〇〇)—金家屯—(五・一二)—寶力屯—(五・〇〇)—嘎轄—(五・〇〇)—大窪—(六・〇〇)—八面城—(六・〇六)—喇嘛甸子—(七・〇七)—楡樹臺—(九・二七)—小城子—(八・一〇)

懐德—(四・二四)—大嶺—(六・二五)—長春

(ロ)　自奉天經開原、四平街到長春　(七八・三二邦里)

奉天—(三一・三〇)—開原—(五・二九)—昌圖—(六・二三)—鴜鷺樹—(五・一四)—四平街—(五・一

〇）―奉化―（一〇・〇〇）―朝陽坡―（四・一四）―黒林子―（一・一八）―五家子―（四・二〇）―靠山屯―（〇・一八）―二十里堡―（三・〇〇）―長春

二　自奉天到新民　（二〇・三〇）

奉天―（二・三三）―東丁番地―（二・三四）―籃家屯―（一・〇三）―大房身―（二・〇三）―老邊―（一，一二）―興隆店―（七・二二）―巨流河鎭―（二・三二）―新民

三　自奉天到興京　（四八・二〇）（未詳）

四　自開原至海龍城　（四八・三〇）

（イ）　自開原經掏鹿、大吐川至海龍

開原―（五・〇〇）―馬石堡―（二・〇〇）―威遠堡門―（七・三〇）―東大青秧―（二・一八）―西豊（掏鹿）―（三・一八）―双橋子―（三・一八）―大梨樹溝―（四・二〇）―西安（大疙疸）―（一二・三〇）―東豊（大吐川）―……（二・〇五）―大平……（八・二〇）（直通）……

溝―（二・三〇）―葉家溝子―（一・〇〇）―小濟龍溝―（一・〇五）―海龍

（ロ）　自開原經北山城子至海龍　（五五・二五）

開原―（四〇・〇〇）―北山城子―（一五・二五）―海龍

五　自公主嶺至吉林

公主嶺―(一三・二三)―伊通―(三・一八)―伊巴丹―(七・〇〇)―双陽―(四・二〇)―長嶺子―(一・一八)―伊勒門站―(二・一八)―岔路河―(三・二〇)―一拉溪―(二・二〇)―蒐登站―(二・〇〇)―大水河―(六・〇〇)―吉林

第五款　吉林を基點とする道路（同上）

一　自吉林經寧古塔到蜜山（一七一・〇五）

吉林―(二・〇〇)―荒山咀子―(三・一八)―江蜜蜂―(四・〇二)―双岔河―(一・一〇)―額黑木站―(二・二四)―八道河子―(四・〇〇)―大孤家子―(一・〇〇)―新站(拉發站)―(四・二〇)―額勒赫―(二・一八)―窩瓜站―(三・一八)―胡家站―(二・〇〇)―意氣松―(四・一八)―額穆―(五・一八)―都陵河―(四・二〇)―塔拉站―(三・二〇)―朱墩―(四・一〇)―二站―(四・一〇)―石頭甸子―(三・二〇)―沙拉站―(三・一八)―八里店―(九・〇〇)―寧古塔―(八・二〇)―掖河―(八・二〇)―磨力石―(六・一　)―穆稜河停車場―(三・〇〇)―穆稜河―(〇・三五)―八人班―(一・一五)―後河溝―(二・〇五)―下城子―(九・一〇)―劉磨子店―(五・〇〇)―請茶館―(二・〇五)―双河泡―(三・〇〇)―亮子河―(二・〇五)―胡家店―(〇・二五)―四站―(二・〇五)―扞子河―(二・二〇)―南大門―(二・二〇)―清溝

嶺―(五・〇五)―石頭河子―(五・二五)―黄泥河子―(二・〇五)―下亮子―(二・〇五)―陳家燒才―(二・〇五)―水巨流河―(三・〇〇)―半截河子―(二・〇五)―小卓木塔子―(二・〇五)―大卓木塔子―(六・一五)―三所路通―(二・二〇)―羅家營―(〇・一〇)―公營―(三・〇〇)―蜜山

二　自吉林經楡樹到巴彦　(七二・一六)

吉林―(四・一〇)―舊站―(五・〇五)―烏拉街―(五・〇八)―舒蘭站―(二・〇八)―白旗屯―(三・二八)―法特哈門―(二・〇四)―大坡―(一・二五)―秀水甸子―(五・二九)―楡樹―(二・〇九)―卡倫路―(三・二〇)―大嶺―(四・一二)―牛頭山―(四・〇〇)―拉林―(八・〇〇)―二道河子―(〇・二五)―白城―(〇・二五)―阿什河―(八・二一)―匪克圖―(七・〇二)―滿井―(三・一〇)―巴彦

二ノ(イ)　自楡樹到双城堡　(二六・三〇)

楡樹―(八・一四)―弓棚子―(三・一四)―八號―(九・〇九)―双城堡

二ノ(ロ)　自秀水甸子經五常到拉林　(三五・三一)

秀水甸子―(一〇・〇〇)―大新梨屯―(八・二〇)―向陽泡―(七・〇五)―五常―(一・六)―拉林

二ノ(ハ)　自楡樹到石頭城子　(一四・三一)

楡樹―(七・二二)―新立屯―(一・三〇)―前土窰子―(二・三〇)―小五號―(二・二〇)―石頭城子

三　自吉林經舒蘭到山河屯　（六二・〇八）

吉林—（一・二八）—米哈站—（二・〇〇）—拉々街—（一・二〇）—大官屯—（一・二〇）—四間房—（五・一八）—誇子屯—（一・〇〇）—紅窰—（一二・〇五）—舒蘭—（六・〇〇）—四方頂子（[illegible]・〇[illegible]）—梨樹溝—（一・二八）—羅家橋—（二・一八）—金興窩堡—（七・二五）—七道河子—（五・三〇）—豐德棧站街—（一〇・〇〇）—山河屯

四　自吉林到方正　（二〇九・〇九）

吉林—（九・一九）—烏拉街—（一一・二〇）—黑林子—（五・〇〇）—牛子窩棚—（四・三〇）—土橋子—（六・二〇）—山河屯—（八・二三）—蘭彩橋—（一・一四）—小山子—（二・二二）—龍王廟—（八・二〇）—一面坡—（一四・三〇）—灰棗頂子—（一一・二五）—同賓—（二四・一二）—方正

四ノ　附　自同賓到巴彥　（三三・一九）

同賓—（一〇・一八）—九千五—（九・二四）—廟嶺—（一三・一三）—巴彥

五　自賓州到巴彥　（一三・三〇）

六　自賓州到哈爾賓　（一五・一八）

七　自阿城到哈爾賓　（七・〇〇）

八　自吉林到新城　（四四・二一）

秀水甸子—(一・一五)—卡路河子—(三・一〇)—蒙古站—(一・三四)—五棵樹—(八・二〇)—陶賚昭—(九・一九)—五家站—(二・二〇)—萬發屯—(二・〇〇)—新站—(一・二五)—茶棚—(四・一二)—社里站—(四・一八)—中官地—(一・一〇)—十家子—(三・一八)—新城(扶餘)

第六款　長春を基點とする道路（同上）

一　自長春至哈爾賓　(七四・三二)

長春—(二・二〇)—金錢堡—(〇・三〇)—太平山—(三・〇〇)—天巨店—(一・一九)—米沙子驛—(二・〇〇)—河南營子—(一・一四)—張家窩棚—(四・〇〇)—双山子—(一・一七)—窰門(張家灣)—(四・一七)—大家溝—(一〇・一三)—陶賚昭—(三・一〇)—三家子—(二・〇〇)—小四號—(一・〇〇)—小五號—(一〇・〇)—新安鎮—(一・〇〇)—石頭城子—(一〇・〇〇)—双城堡—(七・〇八)—鑲紅旗屯—(七・二八)—哈爾賓

二　自長春到肇州(七八・〇二)

長春—(五・〇〇)—小城子—(四・一三)—萬寶山—(二・二八)—永德號—(二・三三)—八旗溝—(五・一〇)—郭家店—(七・〇五)—崔家堡—(六・二二)—馬家城子—(六・〇〇)—葉屯—(五・三〇)—青山口—(二・〇〇)—五家站—(七・一八)—集廠—(九・二三)—長春嶺—(一二・〇〇)—肇州

三　自長春至鄭家屯　(五三・〇〇)

長春—(一六・〇〇)—懐徳—(一五・〇〇)—十屋—(二二・〇〇)—鄭家屯—(一一・〇〇)—口代—(二三・〇〇)—達官店—(一四・〇〇)—邊昭—(八・〇〇)—金城堡(哈拉勿蘇)—(一五・〇〇)—叉杆打拉—(五・一〇)—洮南

四　自長春經新城到齊々哈爾(一二八・二八)

長春—(三・〇七)—小城子—(三・二五)—燒鍋嶺—(三・一〇)—新開河—(〇・二五)—双楡樹—(七・一〇)—農安—(三・〇〇)—棒柴崗—(一・一五)—劉家店—(二・二四)—高家店—(五・一九)—哈明屯—(二・一〇)—南郭爾羅斯王府—(四・三〇)—鄭妻堡—(一・一五)—七家子—(五・一八)—伯都訥—(一五・〇〇)—茂興站—(八・〇〇)—新站—(七・〇〇)—古魯站—(七・〇〇)—他爾哈站—(一〇・〇〇)—杜爾伯特王府—(九・〇〇)—武興—(一〇・〇〇)—温托昏站—(九・〇〇)—特木得里站—(九・〇〇)—齊々爾哈

第七款　鄭家屯を基點とする道路　(括弧内は日本里及其小數を示す)

一　自鄭家屯經洮南到東烏珠穆沁(一七二・〇)

鄭家屯—(一一・〇)—口代—(一三・〇)—達官店—(一四・〇)—邊昭—(八・〇)—開通—(一五・〇)

—叉杆打拉—(五・三)—洮南—(二八・五)—突泉—(五・〇)—圖什業圖王府—(一二・四)—『バインホソ』—(一二・一)—『チャガントクト』—(一八・一)—『ラフトンヱラ』—(一〇・九)—『ホーテンコウ』—(一八・七)—東烏珠穆沁貝勒府

二　自鄭家屯經白音他來到開魯(四八・〇)

鄭家屯—(二・七)—白市—(一〇・四)—大窐—(四・〇)—大林營子—(六・五)—錢家店—(四・三)—白音他來—(二〇・一)—開魯

附　白音他來—達爾罕王府

三　自鄭家屯經法庫到新民(五七・一)

鄭家屯—(一〇・三)—小威子—(七・九)—太平街—(七・三)—康平—(八・〇)—法庫門—(一三・六)—新民

四　自鄭家屯經博王府到彰武(六三・五)

鄭家屯—(五・七)—『ブトンハラガ』—(一三・三)—博王府—(九・〇)—『ソキギノヱラ』—(二一・二)—賓圖王府—(二・八)—後新秋—(一一・五)—彰武

第八款　哈爾賓を基點とする道路（括孤内は日本里數町數）

一　自哈爾賓到依蘭(三姓)

(イ)　賓州、方正を經るもの

哈爾賓―(二九・三五)―賓州―(八・〇〇)―柳板店―(三・〇〇)―高力帽子―(三・二〇)―擺渡河―(四・一〇)―南天門―(三・一四)―方正―(七・一八)―通河(舊大通)―(七・五〇)―香順山―(二・〇五)―漂河―(五・〇五)―二站―(八・〇七)―依蘭(三姓)

(ロ)　呼蘭、巴彥を經るもの

哈爾賓―(八・〇八)―呼蘭―(五・一九)―小石頭河―(一二・二二)―木蘭―(二・〇〇)―佛思亨站―(六・〇〇)―富拉琿站―(五・〇〇)―崇爾庫站―(五・〇〇)―鄂爾圖木索站―(一一・〇〇)―妙噶山站―(八・〇〇)―三姓

二　自哈爾賓經海倫到黑河

(イ)哈爾賓―(八・〇八)―呼蘭―(二五・一八)―綏化―(七・二六)―双家鎮―(一〇・〇〇)―綏楞―(一二・二四)―海倫

(ロ)哈爾賓―(三三・二六)―綏化―(六・〇八)―劉九溝―(八・一五)―慶城―(六・一二)―宮王屯―(三・一八)―綏楞―(一二・二四)―海倫

自海倫到愛琿、

三　自哈爾賓到齊々哈爾(六四・〇九)

哈爾賓—(八・〇八)—呼蘭—(一一・三四)—双廟子—(二・三〇)—太平山—(二・三〇)—萬里山—(五・〇〇)—柞樹岡—(七・〇五)—大林家店—(八・〇〇)—大奶家店—(一一・〇五)—大智店—(七・〇五)—齊々哈爾、

第九款　依蘭(三姓)を基點とする道路（同上）

一　自三姓到同江、(一〇二・〇〇)

三姓—(二・〇〇)—郎麻吽—(一一・二四)—老高家—(四・一五)—老賈家—(一五・〇八)—葡萄勾—(三・〇四)—球寶山—(三・三四)—佳木斯—(一・一四)—蒙古力—(三・〇〇)—推峯—(六・〇〇)—蘇々屯—(〇・二五)—富錦—(六・〇〇)—萬里河通—(一四・〇〇)—哈哈馬—(一五・〇〇)—夫亭崗—(二・二五)—富克錦—(八・〇〇)—圖斯科—(四・二五)—同江(臨江)

二、自同江到蘿北（興東）

同江—(五・〇〇)…新立屯—(一七・〇〇)—蟻螞—(一四・〇〇)—二站—(四・〇〇)—頭卡—(四・〇〇)—蘿北

三、自三姓到羅北（六三・〇九）

三姓—（一六・一八）—湯原—（六・〇〇）—祆尺—（五・〇〇）—佳木斯—（一五・〇〇）—萬里河通—（一一・二五）—都魯河—（四・〇〇）—頭卡—（四・〇〇）—羅北

四、自三姓到蜜山（八一・二一）

三姓—（八・一八）—田家屯—（五・〇〇）—蔵子—（九・〇五）—勾心集—（五・三五）—大糧戸—（一六・二九）—瓦別拉河—（六・一五）—大石頭哨—（二〇・二七）—五道崗—（約六・〇〇）—牛拉城子—（三・〇〇）—蜜山

五、自三姓到寧古塔（四六・一三）

三姓—（六・二〇）—太平莊店—（六・〇〇）—小巴蘇站—（四・〇〇）—蓮花泡—（六・一〇）—三通河站—（四・二〇）—細鱗河站—（四・一〇）—沙河子站—（三・一五）—鰟頭砑站—（一一・一〇）—寧古塔

第十款　齊々哈爾を中心とする道路

一、自齊々哈爾到海拉爾（一一六・〇二）（同上）

齊々哈爾—（三五・〇二）—札蘭屯—（八一・〇〇）—海拉爾

二、自海拉爾到室葦（吉拉林）（八二・〇九）

海拉爾—(一〇・〇〇)—墨爾根河岸—(一三・〇〇)—寡婦店—(五・〇〇)—庫克多博卡倫—(九・三〇)—粗魯海圖屯—(四・〇〇)—擇圖糧屯—(一四・一〇)—布林土根—(五・〇〇)—玻璃金子—(五・〇〇)—布特雷屯—(一一・〇〇)—敖樂氣屯

三、自齊々哈爾到黑河（一三四・〇四）

齊々哈爾—(九・〇〇)—塔哈爾站—(一二・〇四)—寧年站—(一四・〇〇)—拉哈站—(一〇・〇〇)—博爾多站—(二三・〇〇)—墨爾根—(五五・〇〇)—愛琿—(一一・〇〇)—黑河

四、自齊々哈爾到洮南

第十一款　延吉(局子街)を基點とする道路（同上）

一、自局子街到吉林

局子街—(七・〇五)—銅佛寺—(一三・〇〇)—甕聲道子—(二三・二〇)—大橋—(四・一〇)—敦化—(二一・二九)—額穆—(三六・二〇)—吉林

二、自局子街到寧古塔

局子街—(一一・〇〇)—百草溝—(三・〇〇)—汪清—(一三・〇〇)—駱駝拉子—(二・〇〇)—王巴盒子—(一六・一六)—新開地站—(六・一〇)—乾溝子—(五・〇〇)—寧古塔

三、自局子街經琿春、東寧到穆稜河

局子街—(三・一八)—一兩溝—(六・一八)—嘎呀河—(六・一八)—涼水泉子—(二・一〇)—米古(美古)—(六・一八)—琿春—(五・〇〇)—頭道溝—(四・〇〇)—三道溝—(四・〇五)—四道溝—(三・〇〇)—大六道溝—(三・〇五)—土門子—(二・〇〇)—樺樹嘴子—(二・〇〇)—蘭家撞子—(四〇〇)—老嶺—(七・〇〇)—三叉河—(七・〇〇)—亮樹泉子—(五・〇〇)—小烏蛇溝—(二・〇〇)—大烏蛇溝—(二・〇〇)—高麗屯—(一・〇〇)—東寧—(一八・〇〇)—ポクラニーチナヤ—(四・〇〇)—小綏芬河—(三・〇〇)—細鱗河—(二・〇〇)—太平嶺—(八・〇〇)—下城子站—(五・〇〇)—穆稜驛

第十二款　錦州を基點とする道路　(括孤内は日本里數及其小數)

一、自錦州至赤峰　(七六・五)

錦州—(八・三)—鍋大屯—(一〇・八)—巴土營子—(四・四)—虻牛營子—(四・〇)—朝陽—(一一・五)—小廟上(三・五)—猪家窩棚—(一一・〇)—建平—(九〇)—黑水—(一四・〇)—赤峰

二、自錦州至新民　(五三・〇〇)　(括孤内は日本里數町數)

新民—(一〇・三四)—石山站—(四・一九)—閭陽驛—(一〇・三二)—中安堡—四・二一)—黑山—(九・三五)—牛拉門—(一二・〇三)—新民

三、自錦州經小庫倫、鄭家屯到哈爾賓（二五八・〇）（邦里及其小數）

錦州―（一八・九）―義州―（五・〇）―清河門―（三・〇）―馬家凹子―（七・〇）―小衙門―（一〇・三）―舊廟（一三・五）―小庫倫―（三五・〇）―「ホボエラ」―（二五・〇）―「ボルタ」―（二九・五〇）―鄭家屯―（七・五）―臥虎屯―（一一・八）―新集廠―（八・二）―長嶺子―（二三・六）―谷家子―（一〇・七）―伯都訥―（一六・五）―長春嶺―（一四・五）―團山子―（一八・〇）―哈爾賓

四、自錦州經奈曼府、達爾罕王府到齊々哈爾（二五六・〇）

錦州―（二七・五）―朝陽―（八・五）―興隆溝―（一七・二）―寶國吐―（九・五）―下窪―（七・一）―奈曼府―（二五・八）―「チャクタラ」―（二一・三）―「ハタエラ」―（一二・二）―「ハスハノエラ」―（一二・八）―達爾罕王府―（二七・一）―「チエルカンソム」―（二二・二）―洮南―（四・五）―哈拉河齊―（一〇・〇）―遍照―（一五・〇）―叭杜爾吉―（六・八）―他拉吉（塔子城）―（九・〇）―「パオショ ンヱラ」―（五・〇）―「ハラルチコー」―（一四・五）―齊々哈爾

五、自奈曼府到赤峰（五〇・〇邦里、三〇〇支里）（括弧内は支里）

奈曼府―（五五）―「ターモフエン」―（四五）―兩棵樹―（三〇）―十二谷子―（一〇）―辛家營子―（二〇）―七井營子―（三〇）―庫爾盤河―（一五）―忙牛營子―（二〇）―老哈河―（一〇）―三道溝

—(三〇)—拉道溝—(二〇)—赤峰

六、自朝陽至彰武臺邊門（六五・〇）（邦里及其小數）

朝陽—(四・〇)—忙牛營子—(九・八)—劉黃臺—(三・四)—三土河子(三・三)—義州—(五・〇)—清河門—(一二・五)—新邱—(九・五)—荒山子—(三・五)—新立屯—(六・三)—大荒地—(七・七)—彰武臺門

七、自錦州到山海關（四九・二二）（邦里・町）

錦州—(一〇・一九)—高橋—(四・二二)—連山—(六・〇五)—興城—(五・一二)—沙後所—(七・〇〇)—綏中—(六・一〇)—前衛—(四・一四)—前所—(五・一二)—山海關

第十三款　熱河を中心とする道路

一、自熱河到北京（邦里及其小數）

熱河—(六・七)—灤平—(一一・一)—三道溝—(一三・〇)—古北口—(一・四)—新開嶺—(一・九)—石匣—(八・五)—穆家玉—(三・六)—密雲—(四・二)—小羅山—(三・二)—牛蘭山街—(六・一)—孫河—(五・三)—北京

二、自熱河到朝陽

熱河—(七・四〇)—窪子—(七・八)—六溝山嘴—(三・八)—東六溝—(三・二)—三道河子—(七・八)—

平泉—（五・五）—小廟子—（六・一）—五道梁—（四・七）—四道溝—（七・二）—孫家莊子—（七・三）—建昌—（五・五）—發華店—（五・六）—夜不收街—（五・〇）—官營子—（六・七）—博羅尺—（一三・七）—尹家營子—（六・三）—朝陽

三、自熱河經赤峰、開魯到洮南

熱河—（四二・〇）—公爺府—（二二・二）—赤峰

四、自赤峰到林西

五、自熱河經烏丹城、阿爾科爾沁到齊々哈爾（二九一・九）

熱河—（六四・二）—赤峰—（一三・〇）—干旬子—（一三・〇）—烏丹城—（二・八）—東翁牛特府—（一七・六）—「ヘリジノエラ」—（二六・四）—阿爾科爾沁府—（四〇・〇）—東札魯特府—（七六・〇）—札賚特王府—（一四・三）—白廟子—（七・七）—杜魯哈屯—（八・一）—庫勒—（八・八）—齊々哈爾

六、烏丹城到西烏珠穆沁王府

烏丹城—（二〇・〇）—西廟（バロンスム）—（一・五）—大坂上—（三・五）—西巴林府—（一一・〇）—「チヨチンソム」—（九・〇）—「ハラウムロ吉」—（二一・〇）—「ハラウムロ吉」—（・九〇）—西烏珠穆沁府

第十四款　張家口を基點とする道路

一、張家口より庫倫に至る道路（邦里及其小數）

第一路、官道（三九八・〇邦里）

張家口—(六・〇)—察漢托羅(頭臺)—(六・六)—布爾嘎素(二臺)—(一四・八)—哈柳圖(三臺)—(六・〇)—鄂拉呼都克(四臺)—(八・六)—奎素圖(五臺)—(六・〇)—札噶素(六臺)—(六・〇)—明垓(七臺)—(八・五)—察々爾圖(八臺)(未詳)—沁岱(九臺)—(未詳)—烏蘭哈達(十臺)—(一〇・三)—布母哈圖(十一臺)—(八・九)—錫拉哈達(十二臺)—(八・三)—布魯圖(十三臺)—(六・八)—烏蘭呼都克(十四臺)—(一〇・三)—察哈呼都克(十五臺)—(六・〇)—錫拉木鄂(十六臺)—(一二・九)—鄂蘭呼都克(十七臺)—(八・五)—吉思供呼爾(十八臺)—(六・九)—奇拉伊穆呼爾(十九臺)—(一一・一)—布籠(二十臺)—(八・六)—蘇吉布拉克(二十一臺)—(六・九)—托里布拉克(二十二臺)—(一〇・三)—圖克里克(二十三臺)—(一一・一)—莫霍爾哈順(二十四臺)—(一二・九)—霍尼治(二十五臺)—(一〇・二)—那林愛勒底台(二十六臺)—(一一・三)—阿爾班奈瑪(二十七臺)—(八・六)—匣拉圖(二十八臺)—(八・五)—租格布爾(二十九臺)—(六・九)—巴洛波(三十臺)—(未詳)—庫圖勒(三十一臺)—(未詳)—賽爾烏蘇(三十二臺)—(六・〇)—搜吉(三十三臺)—(六・八)—蘇魯海(三十四臺)—(五・四)—巴彥單拉噶庫(三十五臺)—(一〇・二)—巴彥和碩(三十六臺)—(八・六)—博羅達噶(三十七臺)—(八・六)—套里木(三十八臺)—(八・六)—莫敦(三十九臺)—(一〇・二)—那藍(四十臺)—(八・六)—他拉布拉克(四十一臺)—(一〇・三)—溫都爾多布(四十二臺)—(九・四)—吉爾噶郎(四十三臺)—(一〇・三)—布哈(四十四臺)—(八・六)—布庫克(四十五臺)—(七・二)—「ソノソコラント」(四十六臺)—(三・七)—庫倫

第二路、隊商道（三四四・五）

張家口—（二・〇）—石家窩—（三・〇）—土井子—（二・六）—大紅溝—（二・四）—王頁琵—（五・〇）—白城子—（五・〇）—「ダーマチアル」—（三・二）—「トニカ」—（一・八）—「ボトロフ」—（三・六）—「シニウソ」—（二・六）—（匝梅音烏蘇?（チヨソムウソ））—（五・〇）—（瀨々得列蘇（ククテンソ））—（一・九）—（魁屯（ホイトン））—（一・九）—「アバウソ」—（一・八）—「タレモアル」—（二・五）—「ノサバ」—（二・五）—沙巴爾臺—（二・五）—「ツアルンクチ」—（四・〇）—「クイルシウシルン?」—（三・八）—（哈沙圖?（フンシヤアト））—（三・八）—（リアブチアル シアルシル?）—（五・〇）—（蘇泊?（ソオネー））—（四・六）—（阿屋呼都克（ボトグト））—（六・六）—（ハチルト ホツチエ?）—（六・三）—「バタトー」—（六・二）—（明安?（ミンガ））—（未詳）—（博羅里治?（ボローチン））—（七・五）—「シソーホトン」—（七・五）—（伊林霍権斯?（アルリア））—（八・八）—（胡圖爾?（クテアル））—（六・〇）—（楚倫圖哩克?（ツアラトーグレ））—（九・〇）—「ヘエソウソ」—（八・七）—（海黒蘇?（アホエリウソ））—（一〇・〇）—「ツラトン」—（八・八）—「クーチユン」—（五・〇）—「ツアハトーノソ」—（一〇・〇）—「タリオチン」—（五・〇）—「モーブロン」—（一一・二）—「ツアロカシカル」—（一〇・〇）—「クユシヤタ」—（一一・三）—「ヅオハ」—（三・七）—（ツアブチヤル ホブツアル?）—（一一・三）—「フオツハ」—（七・五）—「モシヤタ」—（三・七）—（沙羅圖（シヤリト））—（五・〇）—「モホロン」—（七・五）—「ポイラ」—（一・三）—「アルチヤツ」—（一・五）—「クチヤバラ」—（三・七）—（巴彥呼都克?（ペエヤブラ））—（七・九）—（奔巴圖?（アンバートー））—（六・三）—「モクト」—（六・二）—「クオガイー」—（一〇・〇）—「ク、ニートラ」—（一〇・〇）—「ポロ、チン」—（一一・三）—「ロロホトン」—

(一〇・〇)—「ツゴタバ」—(一一・二)—「アルシヤタ」—(七・八)—庫倫

二、自張家口經多倫諾爾到海拉爾（四一一・五）

第一區　自張家口到多倫諾爾（六四・〇）

張家口—(三一・〇)—榮山—(四・〇)—營城子—(三・〇)—黃花平—(六・〇)—西巴爾臺—(六・〇)—白廟子臺—(五・〇)—拜商塔—(六・〇)—燈籠村—(五・〇)—張麻子井—(一五・〇)—三岔河子—(一一・〇)—多倫諾爾

第二區　自多倫諾爾經阿覇垓到西烏珠穆沁（一二六・〇）

多倫諾爾—(三三・五)—察哈爾副都統府—(二八・三)—阿覇垓王府—(六四・二)—西烏珠穆沁王府

附、西烏珠穆沁王府—(五〇邦里)—東烏珠穆沁王府

第三區　自西烏珠穆沁王府至車臣汗喀爾喀旗（一四六・〇）

西烏珠穆沁王府—(二九・一)—東浩濟特王府—(一〇・九)—「タブスノール」—(九・一)—「ラマクレソム」—(四八・九)—「チヤヘンソム」—(二五・八)—「バインコロ」の渡河點—(二二・二)—哈拉哈王府

第四區　自哈拉哈王府至海拉爾（七五・五）

哈拉哈王府—(四三・〇)—「チイシカタ」—(一九・六)—「パインホショ」廟—(一二・九)—海拉爾

貨幣及金融

第一編　通貨

第一章　民國の幣制

規矩あるか如くにして規矩なく、準繩あるか如くにして準繩なきは實に今日の支那である。政治法律經濟は固より、其他凡百の制度は凡て雜然紛然として實に不統一を極めて居る、其紊亂せる諸制度の中で最も不統一にして、而も支那自身の爲には素より、本邦首め諸外國の利益の爲めにも最も改革の緊切にして且つ其最も至難なるへきものゝ一は、正に支那の幣制其ものてあらう。

紊亂せる幣制

其流通するところの貨幣は內外公私相混し、或は銅を本位とし、或は銀を本位とし、又或は金を本位となし、其形式に於ても紙幣あり、鑄造貨あり、或は地金あり等、千差萬別であり、其計算に於ても、日本ては一錢銅貨十枚は十錢銀貨一枚の値に匹敵し、十銀銀貨十枚は一圓の

値を有することは勿論てあるか、支那にては一錢銅貨十二、三枚もなければ十錢銀貨一枚を得られず、一元銀貨一枚を得んか爲めには十錢銀貨十一枚餘を要する、彼の H. B. Morse 氏は支那に百七十種の相異る貨幣の流通せることを記載し（同氏著 "The trade and administration of the Chinese Empire Land." 1908）、又幣制節略（民國七年八月幣制局發表）には其一種である銀兩にさへ四十八地方の差別かあり、秤に六十五種の別かあることを述へてある有樣て、頗る複雜を極め其詳細を說き盡すことは容易の事てはない。

支那の名目貨幣

支那の補助貨は名目貨幣たる事勿論にして、法律も亦之を承認して居る。元來名目貨幣の根本的要素は政府に於て其表記價格（フェースバリュー）を以て流通することを保證するに在るや明かてあつて、該保證たるや政府銀行其他の機關に於て、何時にても一定の交換價値あるものとして之を收受することを意味する。

然るに名目貨幣の基礎的要件を爲すへき此點は支那政府によつて全く閑却せられ、彼等は名目貨幣を恰も夫れ自身に於て保護力を有する實價貨幣なるかの如くに心得て居る。蓋し支那の貨幣を發行するや其目的貿易其他の必要を充さんとするに非すして、專ら鑄造利益を獲得せんか爲めに行はれ、貨幣を市場に出すや恰も商品を市場に出すか如く何等の保護手段保證の途を

講するに非ずして、貨幣をして其實質の差異に從ひ、且つ需要供給の狀態如何によつて各其價格を決定すへく放任されて居るのみならす、貨幣の價値は供給か需要を大に超過することにより何れも激落を來して居る。

上述の如き幣制の紊亂は、學理及實際から考へて支那自國の不利益であり、各方面の救治策は貨幣制度の確立なくして之を達成せんことは困難であると共に、支那と通商關係を有する諸外國の不利不便堪え難きところである、

通商條約と幣制統一

從て貨幣制度劃一の問題は屢々唱道せられ、特に其關係最も密接なる日英米の三國は率先して、先年支那との通商條約中に其改革統一を誓約せしめた。

註 一、英清條約（一九〇二、九、五調印）

第二條 清國政府ハ全國劃一ノ國幣制度ヲ創定スルコトヲ約ス、右國幣ハ清國內ニ於テ清英兩國民均シク租稅其他ノ賦課及一切ノ仕拂ニ使用スルモノトス

註 二、日清通商航海條約（明治三六、一〇、八調印）

第六條 清國政府ハ自ラ進ンテ全國劃一ノ貨幣制度ヲ創定スルコトヲ約ス、右國幣ハ清國內ニ於テ日清兩民均シク租稅其他ノ賦課及一切ノ仕拂ニ使用スルモノトス、但シ關稅ノ納付ハ舊來ノ例ニ依リ海關兩ヲ以テ計算ス

註 三、米清條約（一九〇三、一〇、八調印）

第十三條　清國政府ハ全國劃一ノ國幣制度ヲ創定スルコトヲ約ス、右國幣ハ清國內ニ於テ米清兩國民均シク租稅其他ノ賦課及一切ノ仕拂ニ使用スルモノトス、但シ關稅ノ納付ハ舊例ニ依リ海關兩ヲ以テ計算ス

爾來支那政府は右條約を履行するの義務を生したる一方には幣制紊亂の自國經濟界一般に及ぼす弊害の大なるを自覺し、尙銀塊相場の下落に基き對外償金仕拂の爲莫大なる損害を蒙り、適切に其實弊を認めたるを以て（當時三年間にて千餘萬兩の損失を見、止むなく償還補充外債一百萬磅の借入をなした）、銀兩本位制度、圓銀本位制度、金兌本位制度、又は小圓銀制度等或は法令によりて發布せられ、或は草案として附議せられ、或は又財政顧問を聘して幣制の整理に當らしむるに至つたものゝ、幣制劃一には未た一手をも染むることなくして、英清條約か支那政府に幣制改革の責務を負はせて、以來、茲に十九年、遂に今日に及んだ。故に先づ本位制度論として從來現はれたる法令草案及改革意見を紹介し、最後に滿蒙に於ける幣制の趨勢及現況に就き略述せんとする。

一、**銀兩本位制度**

銀兩本位制度

前淸時代に於て張之洞、袁世凱及那桐の主張に係り、大銀貨の重量を庫平一兩（テール）と定め、並に庫平五錢の銀貨を鑄造し共に本位貨として通用せしめんとするにある。其要旨は支那の租稅及賦課金は皆兩錢分厘を以て計算するのみならず、賠款も關稅も又庫平の重量を以て計算し、外

國商館も亦概ね兩を用ふるが故に、銀兩銀貨は概ね内外國民の慣習に從ひて流通し易い、然るに兩を以て元に改むるは其換算實に困難なりとの理由て、本制度は遂に政府の採用するところとなり、光緒三十四年九月六日幣制統一の上諭出て、玆に新式法定貨幣法の基礎か始めて確立するに至つた。

然し當時其任に在る度支部大官は由來銀圓本位論者なりしか故に其實施意の如くならす、翌年二月澤公の兩(テール)銀の論難出つる等攻撃相次て起り又偶兩宮の崩御に會し、爲めに既に制定發布せられた新幣制は遂に實施の機なくして葬らるゝに至つた。

二、圓銀本位制度

圓銀本位制度

載澤公初め度支部大官の主張に係り、庫平七錢二分を以て一圓銀貨を鑄造し、重量及品位を墨弗銀圓と同しからしめ、以て全國に流通せしめんとするにある。曩きに發布されたる銀兩本位制度を覆して圓銀制度を採用せんとした理由は充分てはないが、只支那古制の圜法は圓の謂にして圓法は九府復古のものたり、又兩銀の虧折あるに對し此は十進法確立の便かある（度支部上奏文及御史趙炳麟奏文）と云ふに存する。

遂に宣統二年四月十六日貨幣制度に關する新上諭出て、本制の重量七錢二分、銀成分、九割

の一圓銀貨を本位となすに決した、然るに不幸にして翌年十月清朝覆轍して中華民國の新政となり本上諭も暫行を見ずして終つた。

金爲替本位制度

三、金爲替本位制度

民國政府財政顧問 Dr. G. Vissering（前和蘭瓜哇銀行頭取）の案にして（一）金爲替本位を採用すること、（二）金單位は新銀貨によりて代表せしむへきこと、（三）金準備額は爲替資金國際貸借均衡を決濟するを以て限度とすること（四）名目貨幣の實價と公稱價格との割合は贋造熔解を防くに足るものなることを主張し、財政部にても右意見に基き新幣制法草案を決定した。之か實行としては先つ現在流通せる各種銀貨並に銅貨を漸次驅逐し、價格確定せる名目貨幣に代へさるへからすと主張し、更に新名目貨幣として三分の一庫平兩を新單位とし、該單位を標準銀一オンス二十八片の際純金〇、三六四四グラム（博士案出の新單位貨の總重量八グラム五三にして、金に對する比價〇四七三七純銀量七グラム六〇四二五四を二十一とせる等價の金量）に當するものとせは、初めより一般に承認せられ、以て金銀比價を制定し流通支障なしと説明した。

博士所論の如く金爲替本位制度は銀價變動の危險を防止し外國貿易を促進し外資の輸入容易となり、內地産業の發達と共に多數の國民は新なる職業を得るの利あるも、該制度實行上には

（一）金銀比價を定むること、（二）名目貨幣の價格を維持することとの二大困難に遭過すべく、加之支那財政の疲弊及充實せさる國家權力にては、如何にして之を實行すへきや疑無きを得ぬ、從つて本案は支那の現狀に適せさるの故を以て遂に廢案となつた。

小銀貨本位制度

四、**小銀貨本位制度**

熊希齡國務總理の任に就き施政方針を述ぶに當り、幣制改革に付き一時銀本位制度を採用すへきを宣明して以來、財政部幣制委員徐恩元は銀幣劃一案を立案し遂に財政部の銀貨劃一法草案として發表さるゝに至つたものである。

該法案に依れは、庫平五錢五分若くは二十グラムの總重量を有する九割の圓銀を以て本位貨となし、十進法によりて補助貨六種を鑄造し、最低の一厘は現在通用の制錢を以てせんとするにある。右の要旨によれは支那貨幣中制錢なるものは一般に通用せられ貨幣史上に重大關係あり、現在七錢二分の圓銀は約銅元百三十枚即ち制錢一千三百文に相當するを以て、比價を以てせは庫平五錢五分若くは二十グラムの圓は制錢一千文に適合する、如斯せは十進法により制錢の標準を失はす、又單位過大なるか爲め人民の生計をして無形に增大ならしむる憂なく、現在の生活程度と最も符合するものとなした。

然れども支那に輸入せられたる西班牙銀、墨銀、其他各國の銀貨は既に九億五千萬弗以上に達すと傳へられ、且つそれか圓滑に流通しつゝある今日、新に五錢五分の小銀貨を以て代位せんとすることの如何に困難なるかは想像の外に在る、苟も利便ならは慣習打破は敢て困難ならさるへきも此小銀貨の發行は寧ろ現在通貨に更に新貨幣を添加し、却つて幣制の紊亂を來さゝる無きやの疑問出て是亦廢案となつた。

金銀復本位制度

五、金銀復本位制度

墺國の Dr Hermann Schwarzwald か獨乙 Frankfurter Zeitung 誌上に發表せる意見にして、自由無制限にして實質と額面價格と同一なる銀貨を鑄造ことするを要とし（今此目的の爲め庫一兩銀貨と推す）又支那政府か年々金貨支拂の義務ある爲め海關税を金納せしめ更に海關所在地に金市場を設置し、尚進んて庫平兩の重量を有する金貨を鑄造發行し以て兩銀貨と等しく併用し漸次其流通區域の擴張を圖るべしと云ふにある。

然れども銀兩制度は寧ろ永續せざる運命下にあり、又海關通過貨物は價格は悉く金價を有するものに非るを以て一見巧好に似て果して支那の現狀に適すへきや否やの疑問かあり、更に金爲替本位か支那現幣制に適應せぬ點は又等しく復本位制度にも適應せさるへき所以を考ふへき

てあらうと評される。

圓銀本位制法復活

六、圓銀本位制法復活

即ち民國三年二月七日教令第十九號を以て公布せる國幣條例及同施行細則にして、其大要は宣統二年四月十六日發布の新決定國幣則例の復活に過ぎざるの觀がある、其條例の梗概を掲くれば左の如くである。

一、貨幣ノ製造及發行權ハ政府ニ專屬ス

二、貨幣ノ本位ヲ銀ト定メ、庫平純銀六錢四分八厘ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス

三、貨幣ノ計算ハ總テ十進ヲ以テシ、一圓ノ十分ノ一ヲ角百分ノ一ヲ分、千分ノ一ヲ厘ト稱シ、公私ノ兌換ハ總テ此率ニ據ル

四、貨幣ノ種類ハ銀貨、白銅貨及銅貨ノ三種トシ銀貨ハ一圓幣、半圓、二角、一角ノ四種白銅貨幣ハ五分銅貨幣ハ二分、一分、五厘、二厘、一厘ノ五種トス

五、貨幣ノ量目ハ一圓銀貨七錢二分、五分白銅貨二錢八分ヲ始メトシ以下各定率アリ

六、貨幣ノ品位ハ本位銀貨九百位補助銀貨七百位其他白銅貨幣及銅貨幣皆定制アリ

七、一圓銀貨ハ之ヲ法貨トシ其額ニ制限ナク通用シ、五角銀貨ハ二十圓、二角及一角銀貨ハ五圓、白銅貨及銅貨ハ一圓ヲ以テ一回ノ通用限度トス

八、本位貨幣ハ一枚ニ付庫平六厘ノ鑄造費ヲ徵シ、政府ニ於テ一般ノ請求ニ應シ其鑄造ヲ爲ス

右の外本條例は貨幣の造幣公差、通用最輕量目磨損貨幣の引換等に關する規定を掲け、貨幣

制度として間然する處かない。

尚要之、本條例を前清時代の改定國幣則例に比すれは、鑄造權の歸屬を明にし、本位貨幣の純分を定め佛國衡數二十三グラム九七七九五〇となし、鑄造料を受取り人民の依賴に應して自由鑄造を爲し以て本位貨の充實を圖り、又地方補助貨の重量並に純分を著しく減少し以て改革資金の節約を行ひ、舊貨處分に就ては實際に近き市價を以て回收し以て人民の損失を少くする事など具體的法規にして實施易からしむるもの丶如く、殊に國幣法の施行區域及期日は漸を以て各地に施行せんとするの順序は機宜に適したものである。

七、金券條例制度

金券條例制度

民國七年八月當時の財政總長曹汝霖か發表せる意見にして、民國三年頒布の國幣條例を勵行して錢貨を統一し、金券を發行し、金券推行の貿易機關を組織せんことを請ひ、並に幣制局を特設して以て責成せしめんとし、同總長より馮大總統に向ひ之に關する幣制整理意見書を呈出した（民國七年八月十日政府公報）。

支那の新に採用すへき幣制か金單本位制てあるへきは支那幣制に就て考慮する人の殆と一致する處てある、從つて北京政府の發表せる金券條例か其成立の事情や金券の發行方法に就ては

種々の批難かあるにせよ金本位制樹立の爲めに第一礎を据へたものて機宜を得た良策てある。
金貨條例は金正貨を伴はさる金紙幣の發行を目的として居る、之れ目下列國か金の輸出を禁止して居るか故に金貨を發行し得ぬ爲めの一時の便法て、此金券は借款に由りて金を調達し其大部分を在外正貨となし、單に在外兌換（即ち爲替兌換建）を行ふに止め在内には不換紙幣てある。此點は其流通力に多少の疑惑も生するか、政府の各部局か租税、鐵道等に金券を收納し、又通用の澁滯する地方に對しては發券銀行で低率の料金にて爲替送金を行ふと云ふに於ては不換紙幣とても通用難はあるまい、而して新に金通貨を制定發行するも之と同時に從來の銀及銅通貨は其儘となし、暫くは法定比價に據らす時々の比價に據つて流通せしむるにある、即ち精確に幾許の金銀比價を以て金單位を決定せねはならぬと云ふてはない、唯在内經濟上より見て一定の限界か存する丈けてある。支那は金券の基礎標準を〇、七五二三一八グラムに置く、此は丁度米國金單位の半分てあるか何故に斯く定められたかの理由は判然せぬものの、此點たけは在内經濟及對外經濟の兩方面より見て純分〇、五七グラムとなすを適當と思はれる。
要之、此金券條例は支那の幣制改革策の方面より言へは今の支那としては斯くする外はあるまい、斯かる發端より始めて漸次に本位銀貨を回收し之を處分して金準備となし、又は或程度

までは銀を從たる準備に充つへく、斯くて增發する金劵は稅制の整理及資源の開發に用ゐて金通貨を普及せしむると同時に財政の改善及產業の進步を遂けることか出來る。

如上各種に亘り支那幣制意見に就て述へたか、其何れもか其儘立消えとなり、殊に民國七年八月の金劵條例か實行され各省の貨幣亦之に依て整理統一の實を擧くるを得は支那經濟界の慶時之より大なるものなかつたか、諸方面の反對に遇ひて行惱に陷り、斯くして支那幣制統一の時期は今尙渺として知ることか出來ぬ狀態に在る。

滿蒙と大洋本位制度

翻つて滿蒙に於て見るに、民國六年、奉天省に於て大洋本位制度を實現せんとし銳意之か流通を企畫し、同年七年日支金融調節委員に於て小洋票の整理と共に大洋本位制度の實施を協定するに至つたか大洋錢は主として公課、印紙稅、電信料等官廳關係の收支並に小部分の取引に使用せらるゝも未た事實上一般商取引の決濟のみならす日常の仕拂にも殆と用ひられぬ、然れとも輓近東三省銀行の設立か三省紙幣の統一を其一使命とするものであり、從來各種銀行、官錢局より發行したる小洋票又は錢帖等は均しく東三省銀行發行の新大洋票を以て回收し、若し再ひ紙幣を發行せんとするときは同行の大洋票に倣ふことゝし、以て幣制の劃一を標榜しつゝあることは、實行は兎も角として滿洲以外の各省に比し聊か特異とすへき點てある。

第二章　滿蒙に於ける通貨

第一節　滿蒙の古代幣制考

滿洲に於ける壹千年以來の貨幣史を按ずるに、其發行紙幣の性質に從つて、之を二大時期に區分するを得る、即ち前清の咸豐二年（一八五二年 弘化五年）までは之を政府紙幣流通の時代とし、咸豐二年各省に諭令して銀號を設立せる以後は之を銀行券流通の見做すことか出來やう。本書は政府紙幣流通の時代を以て古代幣制と見做し、銀行券の流通せる以後の時代を以て現代幣制と見做す約束の下に立たうと思ふ。後者に就ては第二節以下に詳述する處である。

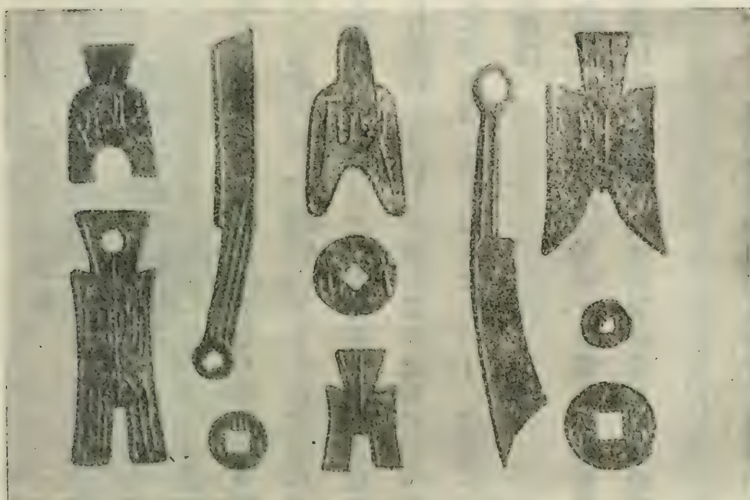
一、金代に於ける貨幣行政機關

金の太宗の天會十一年（一一三三年 長承二年）八月、始めて錢帛司を黃龍府に置き、次で同十三年に更に肇州に置いた。是れ東三省に於て貨幣行政機關を設立した始めてある。

二、金代に於ける爲替制度

大定十三年（一一七三年 承安三年）三月、金の世宗の東巡に當り、運錢費の爲めに會法を行つた。當時

市駕東巡するや費用百出、而も遼より以東は錢貨甚だ少なかつた。即ち會計司は輦運して以て調度を支へんとしたが、時の戸部尚書たりし張亨は、上京は都を四千里も距る爲めに若し車運すれば之を舉ゐて僅に其一を致すのみである、之れ反つて國用を空費し民力を勞やすこと甚しい、故に會法を行ひ、旅行に便利に攜帶に便ならしめ以て國家轉運の勞なからしむるに如くはないと主張し、此言に從つた、是れ實に滿州に於ける爲替制度の濫觴である。



支那の古代通貨

三、金代に於ける通貨概況

金代の通貨には硬貨と紙幣との二種があり、硬貨を銅錢と云ひ、紙幣を交鈔と稱し、二者各其系統を有してゐつた。

（甲）銅錢　金初に於ては、遼宋の舊錢を用ゐ

てあつたが、太宗の天會末年に至つては、大齋の劉裕の阜昌元寶、阜昌重寶等も亦同様に通用された。次て宣宗の興定元年（一二一七年 我建保五年）二月初に至つて貞元通寶を使用し、其一貫を以て貞祐寶券の千貫に當らしめた。而も當時は制錢の民用に足らさるの故を以て、禁輸の律は頗る森嚴てあつた。章宗の承安三年（一一九八年 我建久九年）正月有司は制錢の越境は其鎖燬と何等異るなきを以て錢を外方人に使用せしむるか若くは錢を以て之と交易するものは、三ヶ年の徒刑に處し、其金額三斤以上なるものは死刑に處すへきを規定した。

（乙）交　鈔　金の海陵王貞元年間（一一五三—一一五五年）に、始めて交鈔庫を設立した、鈔に大小の二種があり、即ち左の如くてある。

一、大　鈔　一貫　二貫　三貫　五貫　十貫の五種

二、小　鈔　一百　二百　三百　五百　七百の五種

鈔の外國には花紋を畫き、中央に貫と書し、令吏の署名あることと略現在の株式に同してある。金の泰和六年（一二〇六年 我建永元年）十一月、戸部は之等の小鈔を印刷して之を路に發給し、現錢と同樣に使用せしめ、遼東は上京の咸平府庫に於て錢と交換せしめた。更に同七年七月、民間に命して凡そ一貫以上の交易及曲貨には交鈔を用ゐ、東部屯方にては六分の一は鈔を用ゐしめた、次

て同八年八月、咸平、東京兩路に於ては一貫以上は交鈔を用ゐることなからしめ、爾來、交鈔の流通益々多く、制錢は單に其補助幣に過ぎざるに至り、之、明の時代を通して此制度行はれたが、前清に及んでも尚ほ之を襲用してあつた。

四、滿洲朝に於ける通貨

清朝の各實錄には貨幣鑄造のことの記載がないが、當時明人の著錄に天命通錢を使用せる旨を記し後代又著錄中に其泉貨を收めてある、但しその何程を鑄造したかは詳かでない。

第二節　滿蒙の現代通貨

支那幣制の根本政策が前節の如く定まらざる以上滿蒙の夫れも同一運命に在り、各種固有の硬貨に更に各種の紙幣流通し、搗てゝ加へて各國の外來通貨の流通するあり、其市場には金本位、銀本位、銅本位並に鑄造地金各種各樣の通貨紛糾し、其種類の多くして其系統の複雜なる想像の外にある。

滿蒙通貨の一般的分類

現今滿蒙に於ける通貨は先づ之を固有の通貨と外來の通貨とに區別することを得べく、更に硬貨の外紙幣の存するあり、即ち一般的に分類表示すれば左の如くである。

一、固有通貨｛硬貨――銀錠、銀元（大洋錢 小洋錢）、銅元、制錢
　　　　　　　紙幣――洋錢票、官帖、帖子（毛帖、飛子 條子を含む）

二、外來通貨｛硬貨――日本圓銀、日本補助貨、露國補助貨、香港銀、墨銀
　　　　　　　紙幣――日本金券（日本銀行券、朝鮮銀行券、正金銀行券）正金銀行鈔券、露國紙幣

右の通貨中、國家の發行するもの（銀錠以外の硬貨 官帖、洋錢票）、私人の鑄造發行するもの（銀錠 帖子）の別かあり、或は又本國若くは領土に於ける現行通貨（日本補助貨、日本銀行券、正金銀行券、露國紙幣及補助貨）と、滿洲其他に流通する爲め特に發行せるもの（圓銀及正金銀行銀券）の二種かある。

又之を其本位上より見るときは、事實上銅本位あり、銀本位あり、金本位あり、現今世界各國の採用せる貨幣本位は各一定して其外を出てすと雖も滿蒙に於ける通貨は各本位を異にせるもの相並ひて行はれる。

如斯は支那政府の始めより特に制度として採用したるものにあらすして、多年の紊亂に伴ひ自然に發生したる事實に過きぬか、此事實より云ふときは滿蒙の幣制は所謂平行本位に屬すと見るへく、殊に支那通貨の如きは同本位貨相互間にも地價の定まれるものなく、其實價と需給との關係によりて絶へす交換率に變動あり、故に滿蒙には全く本位貨なしと云ひ得ると共に金

801

貨幣か總て本位貨幣なりと云ふを得るものにて、從つて實質價格の流通に外ならぬ、換言すれは實質以上の交換價格を有する補助貨なるものは滿蒙に其存立を許さぬものである。

滿蒙に於ける通貨の種類

滿蒙の固有通貨は以上の如く一定の統御を欠き各實質價格を以て流通し居るの外、之に混するに外國通貨を以てするか故に滿洲に於て現に取引の際使用せらるゝ價格の單位は一定せさること勿論にして其種類少くとも十種を下らす、且つ各通貨は其發行の沿革を異にし、各起源の事情を同しくせぬ爲め場所に依り人に依り、又取引の目的物に依りて其流通の範圍を異にする、此等は追て記述することゝし茲に學理的分類法に依つて其種類を分ては大凡左の如くである。

第一表 滿蒙に於ける通貨の種類

滿蒙に於ける通貨
- 一、性質の區別
  - 一、紙幣
    - 甲、兌換券
    - 乙、不兌換券
  - 二、信用證券
    - 甲、債券
    - 乙、匯兌券
- 二、發行機關上の區別
  - 甲、銀行券
  - 乙、政府紙幣
  - 丙、私帖
- 三、國籍上の區別
  - 甲、內國通貨
  - 乙、外國通貨
    - 國內に於ける外國銀行券
    - 外國通貨
      - 圓銀硬貨
      - 銀行券
      - 政府紙幣

の種類

四、本位上の區別
- 一、銅本位
  - 甲、制錢
  - 乙、銅元
  - 丙、官帖
- 二、銀本位
  - 甲、銀錠
  - 乙、過爐銀
  - 丙、大洋錢
  - 丁、大洋票
  - 戊、小洋錢
  - 巳、小洋票
  - 帖子
- 三、金本位
  - 甲、日幣
  - 乙、露幣

滿蒙通貨の所屬及實質

尚、更に本位上の區別を細看して所屬、實質等を示せは左の如くてある。

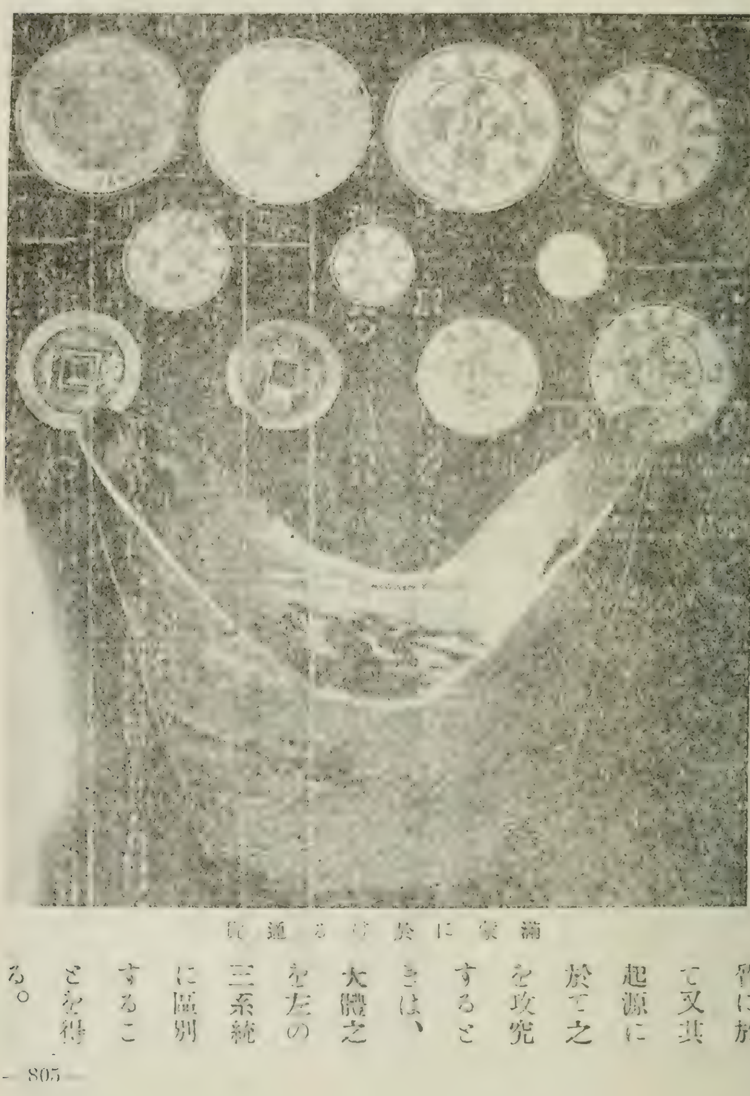
第二表　滿蒙通貨の所屬及實質

大別	本位	種類	單位名稱	摘要
固有	銅本位	制錢	吊	奉天省制錢百六十箇五百文を以て一吊とす
		銅元	分	品位を九五〇とし當制錢十箇及二十箇の二種あり
		官帖	吊	吉林省及黑龍江省内に於て流通す、初は制錢を基礎としたる兌換劵なりしか現今は不換紙幣なり
	銀	銀錠	兩	各地内容と異にす例へは營口の兩は品位九九二位の銀の營平兩銀純銀五五二、〇六七八四グレインなるか如し
		過爐銀	兩	營口に行はるゝものにして營兩を基礎とする振替勘定てある

通貨	本位	大洋錢	元	純銀六錢四分八厘即三七四・四グレインを一元とす
		大洋票	元	大洋錢を基礎とする銀行券である
		小洋錢	角	純銀五分九毛〇四即三三九・九六四一二八グレインを一角とす
		小洋票	角	小洋錢を基礎とする銀行券である
		帖子	角	小洋錢を基礎とする私帖である
外來通貨	銀本位	圓銀	圓	舊日本一圓銀貨にして純銀六匁四分八厘即三七三・一三一三六グレイン
		正金銀行銀券	圓	圓銀を基礎とする兌換券である
		二十七八年軍票	圓	日清戰役當時日本の發行せるものであるか殆んと現存せぬ
		墨銀	兩	純銀三七四 九七グレイン
	金本位	日本銀行券	圓	純金二分即一一五七四グレインを一圓とし之を基礎とする換券である
		朝鮮銀行券	圓	日本銀行券を基礎とせる兌換券
		日本補助貨	錢	日本金貨に對する補助貨てある
		露國紙幣	留	純金一七四二一四「ドーリ」即二一・九四八一「グレイン」を一留とし之に對する兌換券なるか露國革命以來不換紙幣となつた
		露國補助貨	哥	露國金貨に對する補助貨

更に滿蒙に於ける各種通貨の中外國より流入するものは其發行地に於て一定の制度の下にあるものなるも、其滿蒙固有の通貨に至つては其貨幣たると紙幣たるとに論なく之に關する嚴

然たる制度の確立せるものなきか故に所謂合法貨幣(Law money)を以て之を稱すへきや疑問とすへきてあるか、其本



滿蒙に於ける通貨

質に於て又其起源に於て之を攻究するときは、大體之を左の三系統に區別することを得る。

一、**銀錠系統**――銀錠、爐銀

二、**洋錢系統**――小洋錢、大洋錢、大洋錢票、小洋錢票、帖子

三、**制錢系統**――制錢、銅貨、銅元票、官帖

以上述ふる處に依り滿蒙に於ける通貨か頗る複雜なる狀態にあることを知り得へく、更に現況に於て小異を捨て大同を論すれは、南滿洲は小洋錢本位にして北滿洲地方は制錢本位、熱河以西の特別區域は大洋錢本位なりと云ふを得る、即ち南滿洲は小洋錢を準備として各銀行の發行せる票子を以て本位とし、北滿洲は制錢を準備とし官憲に於て發行せる官帖を以て本位とし つゝある、然れとも近年其何れもか硬貨全く驅逐せられて小洋、大洋又は制錢を本位とする不換紙幣のみ流通するに依り、銀紙の差甚しく混亂せる制度は彌か上にも亂脈を見つゝある。

第三章　各國有通貨の本質及流通狀況

第一節　銀錠系の通貨

第一款　銀　錠

銀錠の種類

一、種　類

銀錠には元寶銀(ユンパヲイン)、中錠(チヨンテン)(一塊十兩內外)、小粿(シヤヲホー)(八兩內外)、面錁錠(ミインチンテン)(五兩內外)、寶牌子(パヲパイツ)(三兩內外)、片銀(ピーンイン)等の諸種あるも、就中最も主要なるは元寶銀にして、其他は流通の便宜上元寶銀を小形に鑄造したもの、又は之を小片に分斷したものに過ぎぬ、依て玆には代表的銀錠たる元寶銀に就てのみ略說せんとする。

元寶銀

元寶銀とは邦人間に馬蹄銀として哈知せらるゝ一種の銀塊で、外人は之を Shoe Silver 又は Sycee と呼稱する、全く民間の任意鑄造するもので其價格を表はすに特殊の稱呼なく、其計算は全く其重量に依るものである、量目の單位は之を兩 (Jale) と稱し錢 (Chien)、分 (Fen)、厘 (Lin) に分つ、共に十進制である。然れども支那の度量衡制度は其貨幣制度と同しく頗る紊亂

し金國整一の秤器なく、官用のものにありても庫平（租税用）、關平（海關税納用）等各其重量を異にし、民間には曹平（民間の標準平）なるもそれすら市平（民間に通用せらるゝ各種雜多なる平の總稱）に壓せられ、各地各様にて殆んど據る處を知らぬ。加之其鑄造は器械と技術の不完全なる民間營業者の私營に委せらるゝを以て其成色（純分）を相同しくせぬ、然れは銀錠の實質は一定せるものにあらず、各地各個の銀兩につき其重量及成色を檢し或一定の標準銀に對して評價し、更に之を欲する處の各種の通貨に換算するのである。故に今節を追ふて其平、其色を概說し其煩雜極りなき一班を示さんとする。

平の總說

二、平の總說

平の一般は度量衡の篇に於て之を記するを以て、茲には銀兩量に用ふる秤のみにつき概說する。

一體各地には各異れる平を有し、同一の名の平も亦實際に之を測れは衡器製造の精巧ならさる爲皆多少の差かある、故に一地方の平の標準は何れに在るや何人も之を云ふ能はす、唯比較的に中を得たりとする者を標準となすに止まる。

其通用の範圍比較的廣きものを擧くれは

庫平　歷世官府所要の平名にして全國に通用する者なれとも、官府によりて差異あり（藩庫平、道庫平、鹽庫平の如し）、中央戸部か用ゐたるを特部平又は部庫平と名くる

關平　税關か用ふる平にして各關により亦異る（海關兩の部參照）、唯海關平のみは海關か其統一を行へる者にして全國海關の間に行はれる。

漕平　漕米を徵收し之を中央政府に送りし時用ゐしより其名か出つる、一般民間の標準平てある

市平　民間に通用せらるゝ各種複雜なる平の總稱にして、京市平（北京市平）瀋平（奉天市平）の如く或は地名を附し六厘京平等の如く或は性質を以て之を名つく

公砝平　公砝平の意にして官定と云へる物てある、北京及天津一帶に行はれる、前清時代に全國爲替に於て名ありし票莊は此平を用ゐ爲替相場の計算をなした

以上は其主要なるもののみなれとも、斯く各地各様に異なる平かあり又一地方に於ても其用途營業の種類等により貨幣秤量に用ふる平種を異にし錯雜其煩に比へさるか如きも、之等は

（一）、一の標準平に對し一定の比を有し若し其比を知らば容易に之を算出し得へきこと

（二）、一地方と他地方との標準平を明にせば直に兩地間各種の平量を發見し得へきこと

の二方法によりて之を知り得る、而して支那の慣習に從へは平の差は大小を以て示し、例へは奉天瀋平百兩は營平より二錢大なりと云ふか如くてある。

今中國銀行の「內國匯兌計算法」により滿蒙各地に於ける各地の秤を列擧すれは左の如く甚

しきものがある。

滿蒙各地に於ける秤

第三表 滿蒙各地に於ける秤

省別	地別	平砝名稱 通用スルモノ	平砝名稱 通用多カラサルモノ	本數	他平砝トノ比較數
奉天	營口	營平		一、〇〇〇	京公砝平 一、〇〇〇、五〇
		庫平		一、〇〇〇	營平 一、〇三五、〇〇
		爐平		一錠	奉天 七五元―八一元
	奉天	瀋平		一、〇〇〇	京公砝平 九九九、五二
		庫平		一、〇〇〇	瀋平 一、〇四〇、〇〇
	安東	鎮平		一、〇〇〇	京公砝平 一、〇一一、五〇
		關平		一、〇〇〇	鎮平 一、〇八五、〇〇
	開原	瀋平		一、〇〇〇	營平 九九八、〇〇
吉林	吉林	吉市平		一、〇〇〇	京公砝平 九九五、五〇
	長春	寛平		一、〇〇〇	京公砝平 九九四、一三
黑龍江	齊齊哈爾	江市市		一、〇〇〇	京公砝平 一、〇〇四、〇〇
			三二庫平	一、〇〇〇	江市平 一、〇三〇、〇〇

特別區域	張家口	口錢市	一、〇〇〇	京公砝平	一、〇四一、六六
		庫茶平	一、〇〇〇	口錢平	九七五、〇〇
	豐鎭	豐市平	一、〇〇〇	京公砝平	一、〇三三、〇〇

備考　京公砝平は北京の通用秤で其一兩は三六庫平の九六五・二五に相當する。

即ち寶銀は東三省のみに就て言ふも三省各地の衡制即ち「平」に依つて以上の如く別つて數種となすべきである、而して其最も重要なる「平」は、營平、瀋平、鎭平、寛平、吉平市、江市平の六種である、故に自ら營銀、瀋銀、鎭銀、寛銀、吉銀、江銀の別を生ずるに至つた（以下長春中國銀行調査に據る）。

營平銀

（甲）營平銀　營口に於て使用さるゝ市平を以て標準とした銀兩にして、固と爐銀より轉化し來つたものである。

營口の錪銀は錦寶銀（チンパオイン）と稱し一錠の重量營平五十三兩五匁とする、普通現銀と呼ひ外國人は過爐銀の兩に對し牛莊兩（ニウチヨワンテール）と稱する。一八五八年營口開埠當時は本位貨幣として使用されたか、流通貨幣としての形體大に過くると品位の鑑定秤量の不便等の爲め一八八三年過爐銀制度案出されて諸般の取引皆之に依る事となるや、僅に過爐銀帳尻の決濟に使用さるゝに過ぎさるに至

り漸次市場に影を潜め、後銀元鑄造の盛んなるに至りて新に鑄造さるゝ事なく天津、芝罘等より往時鑄造のもの輸入さるゝ事ありて僅に海關關係の收支に用ひらるゝ外現今全く其跡を市場に絕つに至つた。

營平は上海曹平の千分の九百八十二にして錦寶銀品位は九九二と稱する、普通の計算にては其百兩は上海規銀百〇五兩にあり海關規定にては海關兩一〇〇兩は錦寶銀百〇八兩五匁とする普通支那人間計算にては過爐銀加色（即ち錦寶銀五十三兩五匁に對する過爐銀の打銀）に依るものなれども大正六年五六月以來現銀拂底の爲め手合全くない。

然し營口は前清時代に外省との貿易の中心要埠たりし關係上、現在營平銀の東三省金融界に於ける地位及勢力は、上海九八規元の國內各商場に於ける夫れに比して寧ろ優位の地位に在る。左に營平銀と東三省各地流通現銀との各換算率を揭くる。

第四表　營平銀と東三省各地流通現銀との各換算率

營　銀　一、〇〇〇、〇〇〇兩	＝瀋（奉天省城）平銀	一、〇〇二・〇〇兩
	＝鎮（安東）平銀	九八九・〇九兩
	＝遼陽平銀	九八〇・四〇兩
	＝通江子（寬平縣）平銀	九九三・四〇兩

法庫門平銀	一、〇三三・〇〇兩
開原平銀	九九三・〇〇兩
鐵嶺平銀	九九一・〇〇兩
新民屯平銀	九九〇・四〇兩
錦（錦縣）平銀	九八〇・四〇兩
蓋平平銀	九九四・四〇兩
山海關平銀	九六七・三〇兩
吉（吉林省城）平銀	一、〇〇九・〇〇兩
寬（長春）平銀	一、〇〇五・六〇兩

（乙）瀋平銀　瀋陽即ち奉天の平を以て標準とせる寶銀にして、奉天省全省に亙つて通用する。前清の末年以來東三省の現銀は年を逐ふて省外へ輸出せられ、市場に現銀の影を見ること至つて稀となつた。玆に於てか瀋銀は抹銀の一種となり、現銀を採らむとすれは之に對して別に打歩を附せねはならなくなつた、瀋平銀一千兩と東三省各地に流通せる現銀との各換算率は左の如くてある。

第五表　瀋銀對東三省各地流通現銀との各換算率

瀋銀	一、〇〇〇・〇〇兩	營平銀	九九八・〇〇兩

＝鎮平銀	九八七・一六兩
＝錦平銀	九八九・一二兩
＝寛平銀	一、〇〇四・九〇兩
＝吉平銀	一、〇〇二・九〇兩
＝江平銀	九九四・五三兩

鎮平銀

（丙）鎮平銀　安東縣に流通せる平を以て標準となせる銀兩にして、普通に鎮銀と稱せられる。蓋し安東は原と沙河口の一小鎮なりしが、前清時代未だ開埠に至らぬ以前は一般人民は皆安東を以て沙河鎮と呼稱したのである。此種の鎮銀は何れも同地の爐房に於て鑄造せらるゝものであるか、一錠の重量五十三兩五錢、而も品位は甚だ低い、同地は海陸の二關に於て共に現銀を使用するを以て、市場の取引に於ても亦其流通は極めて盛んである、鎮平銀一千兩と東三省各地流通の現銀との各換算率は左の如くである。

第六表　鎮銀對東三省各地流通現銀との各換算率

鎮銀　一、〇〇〇・〇〇兩	＝瀋平銀	一、〇一三・〇〇兩
	＝營平銀	一、〇一一・〇〇兩
	＝寛平銀	一、〇一七・九〇兩

寛平銀

（丁）寛平銀　長春にて通用する平を以て標準とする銀兩を指稱する、長春は舊名を寛城子

と呼ふを以て即ち寛平銀と稱する、其大翅寶一錠は重量五十三兩五錢、品位は原と九九二と定めたが分析の結果に依れは九八〇位に過きぬ如くてある。寛平銀一千兩と東三省各地流通現銀との各換算率左の如くてある

第七表　寛平銀對東三省各地流通現銀との各換算率

寛平銀　一、〇〇〇・〇〇兩	＝營平銀	九九四・四〇兩
	＝鐵嶺平銀	九八五・四〇兩
	＝遼陽平銀	九七六・四〇兩
	＝瀋平銀	九九六・四〇兩
	＝錦平銀	九七四・八〇兩
	＝新民屯平銀	九八五・四〇兩
	＝江平銀	九八九・七〇兩
	＝吉平銀	九九七・六〇兩
	＝鎭平銀	九八二・四〇兩

吉平銀

（戊）吉平銀　吉林省城内に通用せる平を以て標準となせる銀兩を指す吉林省城は舊と船廠と呼ばれしを以て又一名廠平銀とも稱する。其大翅寶銀一錠は重量五十三兩五錢、品位は九九五である。以前は其流通額可なり多かりしも、近時は現貨甚た少い、吉平銀一千兩と東三省各

地銀との換算率も左の如くてある。

第八表　吉平銀對東三省各地流通現銀との換算率

吉平銀	一、〇〇〇・〇〇兩	＝寬平銀	一、〇〇二・〇〇兩
		＝瀋江銀	九九七・〇〇兩
		＝營平銀	九九五・〇〇兩
		＝江平銀	九九一・六六兩

江平銀

（癸）江平銀　黑龍江省城に通用する平を以て標準と爲せる銀兩を指す、其大翅寶一錠は重量五十三兩五五、品位は銀業公所の公議に依つて九九二と定めたれども、實際に分析すれば或は其以下てあらう。此種の翅寶は當地に於て其流通頗る多い、江平銀一千兩と東三省各地流通現銀との各換算率は左の如くてある。

第九表　江平銀對東三省各地流通現銀との換算率

江平銀	一、〇〇〇・〇〇兩	＝吉平銀	九九一・六六兩
		＝呼（呼蘭）平銀	九九九・〇〇兩
		＝林（綏化）平銀	一、〇〇二・五〇兩
		＝寬平銀	一、〇一〇・四〇兩
		＝瀋平銀	一、〇〇五・五〇兩

三、成色の總説

成色の總説

銀錁の交換に於て其平同しとも、其成分異なれは其價格を異にするは明かにして、英國に於ける銀相場の標準成分か二百四十分の二百二十二即ち九二五位にして、米國に於ける標準成分か九九八位なるか如く、支那人も古來其知る處の成分に基き標準を立つる。

支那各地方平の種類の多きか如く其成分標準も各地異り、北京政府か永く全國の政權を掌握し地方貢賦を測るに用ゐし庫平兩は一〇〇〇位を準とすと定めしも、各省各官府は必しも常に之と同一の者を用ゆるなく、適宜損失なきを程度として民に徵し中央に送る。又各地にて銀を鑄造する業者に扣銀爐かあり、其重量五分を測定するに公估局かあり、公估局の存在せさる處にては銀爐自ら造り秤定して之を流通せしむる。

銀爐公估局

銀爐、公估局は私營のものなれは其秤定は各地間同一の標準を取り得さるは理の當然である、故に甲地にて九九〇位を鑑定せられし銀も乙地に送られては之と同一の鑑定を得るを期し得ぬ。一般に云へは他地方より輸入する銀を比較的に低く鑑定して銀爐等か其間に利を求むるを肯定すへく、而して一市場にては他地方鑄造の銀を必す改鑄せされは用ゐないことを例とする。

然し之を一地方に付て見るときは略一定の制かあり、其鑄造者たる銀爐は一個の市民に過ぎざれども古來其位用最も厚く自己の鑄造せし元寶銀に對しては各個其名と號目を刻し、其品位に付絶對の責任を負ふの慣習なるを以て流通上故障を生することは殆と無い、而して營口は早くより滿洲の物資集散地たりし關係上其元寶銀は最も聞えて居る。

平の名か同しとも標準か同しからさる如く、標準成分の名か同しとも銀は亦同し云ふ譯にならぬ、又標準成分に照らし品位の高き銀には流通價格に割増をなし、之に反する時には割引をなす、此割引を申水又は加水と云ひ割引を耗水又は去水と云ふ、申水耗水は五十兩重量に就き之を示すを例とする。

現時滿蒙各市場の銀錁は銀元鑄造と、外國流出と、上海、大連、天津等の外商の手に集中せるとの三因より著しく存在を減し、殆と其跡を絶たんとして居る。

海關兩

四、海　關　兩

海關とは沿海通商地に設けられた稅關の名てあり（海關の詳細に關しては商業篇參照）、海關兩とは外人か支那海關を管理し其稅銀の標準を定むる爲めに設けしもので、全國開市場を通し稅率を劃一し稅銀を歸一せしむるの意に出てた。故に一八五八年英清條約に此事を規定せしより各港に普く行ひ

今や海關總稅務司の管下に在る五十餘海關の稅銀は海關兩の名によりて徵收せられる。海關兩の標準は一兩＝五八一・四七グレーンとし其品位を足銀一〇〇〇位と定める、海關兩と各地銀との比較は始めより可成的精確を期すと雖も、各地の平色不定より遂に理想の如くなる能はす、前記二例の如く或は適宜に改鑄費等を計算し且つ其平差兩地間鋼差等は大體に誤しと假定せるものに從ふ、而して實際納稅には必しも銀鋼を以てせす各地に行はるゝ銀元等を用ふるを得る故に其間の關係は更に復雜となる、何となれは一地方にて兩相場と銀元相場等とは日々變更するか故てある。

今關平銀百兩と滿蒙海關所在地の各地庫平兩との比較すれは左の如くてある（銀行月刊所載）

第十表　關平銀と各地庫平兩との比較

關名	關平百兩と庫平銀との比率	備考	關名	關平百兩と庫平銀との比率	備考
東海關	一〇一、六四〇		安東關	一〇五、五七〇	內除銀號經費外餘一〇四、七九一
哈爾賓關	一〇一、六四〇		琿春關	一〇一、六四三	

次に海關兩は對外國關係なけれども支那貿易は之により統計を發表するか故に、金銀相場に對する比較を看過する譯にならぬ、海關は每月一回銀相場の平均を取り比價を發表する。

備考　該比價は第九節第二款統計を參照されたい

銀錠の流通狀況

五、銀錠の流通狀況

要するに銀錠は銅錢と相並ひ多年滿蒙の通貨として勢力を保持したか、貨幣秤量制時代の遺物にして今は一種の銀地金たるに過ぎぬ。營口、奉天、安東、長春、吉林、錦州等の大都會に在りては今尙多少の存在を見るも其數極めて少く、僅に爲替貨幣として多年の惰性により餘喘を保つに止る、即ち曾ては錦州元寶銀として著名なりし錦州に於てすら、今は之か受授は錢舖、錢莊を通し、抹兌の方法を以て行はれるのみである、而して毎月十日及二十五日を決算期とし利息を定め其貸借尻を決算し、利子は金融狀態の如何により勿論一定せぬか概ね毎千兩に付七兩以内である。當初現銀か豊富に存在せし當時は現銀を抹兌銀に振替ひ之か加色を付したか第一革命以來現銀外溢し地方資産家は預金を引出し貯へし爲め現銀の流通杜絶し、今や全く手にすることか出來ぬ。各地とも事情斯の如くなるを以て個數制度を以て鑄造せる小洋錢か普及せる今日、銀錠は滿蒙の通貨として最早重きを置くに足らぬ現狀である。

錦州元寶銀

第二款　爐　銀

爐銀

一、意　義

過爐銀の意義

爐銀とは營口に於ける銀爐の專管する處て、一定の帳簿上に於ける振替記入方法に依る對人若くは對物的信用制度にして、其決濟には三箇月の期限を附する。

三井物產會社牛莊出張所の調査にも爐銀を定義して「營口銀爐により三ケ月の期限を附し對人又は對物的に給付さるゝ信用てある」とあるか如く之を貨幣と云ふは聊か妥當を缺くと雖も、玆には研究の便宜上暫く慣習に從つて之を貨幣制度の一種と見做さう。

爐銀を外人は「Transfer Money」と譯し支那人は又瑪子(マーツ)とも稱する。

斯る振替の方法は獨り支那のみならず十六七世紀の頃伊太利、和蘭、獨逸諸國の貨幣制度紊亂し、貨幣の品位重量共に復雜せる時代に此制度は大なる發達を爲し、ゼノア銀行、アムステルダム銀行、ハンブルク銀行等之を專業とする銀行創立せられ、其預金勘定は取引の媒介となり價格の標準をなすことと貨幣と其効果を同ふするを以て世人之を Bankmoney と稱したのと其軌を同ふするものてある。滿蒙に於ても營口特有のものに非すして錦縣、長春、吉林、蓋平等の地方に於ても過碼(コーマー)、抹錢(モーチエン)其他の名稱にて行はれるか(後節抹錢の項參照)、營口は多年滿洲唯一の物資呑吐口たり、各地との商業關係密接にして南北爲替の中心地として重きを爲せしため爐銀制度の顯著なる發達と見たのてある。

然れども一度其對內記帳方式を見れは、各銀爐は通常二種の帳簿を備ひ、其一を流水帳と稱して爐銀收頭額を記載し、其二を萬福帳と稱して口座加入の商舗名を記載し、毎夜流水帳より萬福帳に轉記するに止り、以て營口に於ける大口取引は、悉く此相互間の信用制度に依つて其債權債務の關係を決濟するものてある。從つて一度事變に遭遇すれは忽ち恐慌を惹起するを免れさるは以下詳述する處により明かてあらう。

二、沿　革

爐銀の沿革

營口は前述の如く前清時代には東三省、南方諸省並に外洋との貿易の一要港てあつた、而して通商開始の當時は各種の取引に悉く制錢を用ゐてあつたか、同治初年に至り貿易漸く繁く、茲に初めて營銀（九九二の營平現貨）を用ゐた、蓋し當時營口の商人は其平日授受する處の零碎の銀塊を以てしては、之を外埠に運んて以て貨物を購入するに便利てない、又外埠より輸入し來る現銀は其品位量目不同にして、之を營口に流通せしむるに不便なりし等の事情かあつた爲め、其零碎の若くは外來の銀塊を携ひて、元寶を鑄造する銀爐に至つて之か改鑄を請ひ、之を名けて營銀と稱した。而して其後改鑄を請ふもの日々に益々多く、爲めに銀爐に於ては相當の時日を經るに非れは之か改鑄に應する能はさるに至り、且つ商人側にても一々銀塊を携ひ行き

て元寶と交換することの頗る不便なるを感するに至つたから、旁々銀爐にては商家の便利の爲めに銀塊を收領して之を秤量し其中より多少の打歩と手數料とを控除して以て營寶の重量となし、之に對して商家に一種の手形を交附し、現寶に代ひて市場にて之を流通せしむることゝなした。されは此種の手形は言はゝ現寶に對する一種の受領證とも見るへきものにして、改鑄を請求せる者にして始めて之を使用するを得へきてある。其後に至り商務益々繁多となり、商家は銀爐手形の簡捷なると、現銀授受の不便なることを益痛感するに至つたから、玆に於てか各銀爐間に更に振替口座を設け、銀を持參すれは則ち之を銀爐に預置き、銀無きも亦信用に依つて口座に加入して以て其債權關係を明にすることゝした。玆に於てか各銀爐は金融上に於て重要の地位を占むるに至り、凡そ取引若くは現銀の貸借あれは、當事者は單に口頭を以て之を銀爐に通知し、銀爐は口座の振替に依り、其取引若くは貸借關係を決濟せしむることゝした、而して現寶遣鑄の手數料は現銀を持參して手形と交換する者より之を徴收し、又一方が色(成分)の名を以て手形を持參して現銀と交換する者に對して之を轉嫁することゝした。是れ即ち吾人の所謂爐銀なるものにして、是れを本制度發達の起源とする。

如斯爐銀は當初は單に振替制度に過きなかつたか、漸次當座貸越又は信用貸附を爲す事とな

公議會

るや準備金の不足を來し、寄託者か現銀の必要に際しても幾日かの猶豫を與ふるか又は若干の打歩を支拂はされは現銀を得る能はさるに至つた。此打歩は初め當事者間の授受なりしか後公然之を請求し金融の緊忙なるに從ひ漸次擴大し惡弊を釀成せんとするに至つた、茲に於て銀爐油房の重なるもの相謀り公議會なるものを創設し過爐銀授受なる制度を案出した、即ち商賈は各自所有の現銀を銀爐に供託し銀爐は帳簿を供へ各供託主の口座を設けて記入し、供托金の殘高に對して隨時引出に應せさるへからさる義務を負ふも供託主は通常現金の拂戻を請求する事なく賣買取引若くは貸借を生した都度當者事雙方より一々口頭を以て其旨を銀爐に通知し、銀爐の帳簿上に於て各自の口座に振替をなさしめて其取引を決濟し、年四回（舊三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日）の三箇月毎に帳簿を締切り其帳尻の決濟にのみ鋪銀を用ふる事とした、之れ光緒九年（一八八三年）の事である。

爾後十年間爐銀は營口唯一の代用貨幣として圓滿に流通したか、光緒廿一年（一八九四年）日清戰爭の開始さるゝや、營口の金融非常に逼迫し、卯期に至るも尙は卯を開くこと能はなかつた。次て同二十六年拳匪の亂に遭ひ、又々悲境に陷つた、當時牛莊の市場は道勝銀行及正金銀行の各支店に於て、共同的に之を維持しつゝあつたか、正金銀行は露國民政廳を强要して各

銀爐をして其決算を勵行せしめた。

光緒三十年に至り日露戰爭勃發するや、營口の金融界は一時甚た紊亂の狀を呈した爲めに、我軍か營口占領以後一面軍用手形を發行し、一面には各銀爐に迫つて、卯期の決算をなさしめたのである。次て光緒三十二年陽曆十一月十五日我軍は再ひ各銀爐に嚴諭して、陰曆十二月一日以後三箇月に於て當時元寶銀は市場より影を沒し事實其授受を不可能とする爲め每錠に付小洋八十元の相場に依て淸算し、以て其整理を計らんとしたか、各銀爐は此短期間に照辨すへき術なき爲め、我軍に之が延期を請求した。我軍は已むを得す之を承諾し、更に翌年六月一日に至つて淸算せしめた、依つて東盛和事件等其他銀爐の破產するものありて、爐銀の信用は地に墜つるに至り、玆に爐銀は全く鈔銀と絕緣したのである。

爐銀は鈔銀と絕緣す

第一革命起るや、引續き金融界の不安と奸商の人爲的商賣の爲め一昂一低捕捉すへからさる相場を顯出し決算か容易に用かれなかつた爲め、一九一二年營口道尹は過爐銀整理の爲め爐銀公社を設立し、永惠興、謝裕昆を社長とし爐銀價格の恢復に銳意盡力すると同時に、一般商民は其下落か貿易に及ぼす障碍の大なるものあるを自覺し、從來の口頭通知による振替方法を改めて小切手に依る等漸次整理の實を擧け其信用稍鞏固となつた。民國四年山海關稅務司は山海

爐銀公社

關監督を通し財政部に對し法を設けて爐銀の價格を一定し、商人をして任意に之か騰落を操縱することを得さらしめ以て金融の紊亂を防止せんことを奏請したか、當時財政部は此旨を奉天省巡按使に通牒し、營口道尹に命して之か整理の任に當らしめた。營口道尹は鋭意之か整理に努力したから爐銀の價格漸く原狀に復し、民國五六年以來、其信用尚ほ顯著なることを得たか、越えて民國七年冬、(一)西義順銀爐の破産に瀕するや官民の共同合資によりて僅に之を維持し、爐銀債票五百萬元を發行してより營口金融界は爲めに危機に瀕するを免れなかつた。即ち多額の債券か一時に市場に充溢するに至つたから、爐銀價格の下落して一錠の價格小洋三十七、八元内外となつた。

註一、大正八年一月義字號は同業者たる發字號の過爐銀關係拒絶に會し、負債八百五十萬兩資産總額六百五十萬兩を殘して破産するに至つたから、之か匡救法として義字號より債權者に對し債額に照し、七割信用證券及三厘普通證券の二種の債券を發行せしめ、前者は利附にて市場に一樣に流通せしめ、後者は通用を許さす、別に有力なる商賈をして集資し公益銀號なるものを組織し、義號の信用擔保財産の處分營業の監視に當らしめ、以て義號發行債券の利子支拂ひ其回收等に便にし並に銀號内に義號債務整理處を設け其事務を其扱はしめ漸く市面の平靜をなした。

爐銀歸卯章程

茲に於てか營口道尹は左の二種の爐銀歸卯章程を公布した。

營口ノ爐銀ハ關係スル所全省ノ商務ニ及フ、即チ要ハ速ニ歸卯ヲ實行スルニ在リ、斯クスレハ始メテ其信用ヲ維持スルニ足ルヘシ、本署ハ曩ニ成案慣例ヲ按照シテ、爐銀歸卯條規ヲ確訂シ、且ツ歸卯處ヲ設立シ以テ歸卯ニ關スル一切ノ事務ヲ

辨理スルノ機關トナセリ、而シテ呈准公布ヲ經テ已ニ昨年十二月一卯ヲ實行シタリ、而シテ爾來此例ニ依ッテ辨理ヲ繼續シ來リシカ、茲ニ又本年十二月ニ於テ當ニ一卯期ニ達ス、即チ此一箇年間ノ決算期ニ於テ當ニ一切ノ歸卯事務ヲ章程ニ照シテ誠實ニ辨理スヘシ、已ニ歸卯處ヲ設置シ努メテ之カ進行ヲ圖リ居レルモ、各商民ノ未タ之ヲ周知セサルモノアルヘキヲ思ヒ、此ニ特ニ通告ス

第一、營口爐銀歸卯條規

一、爐銀ノ決算ハ一箇年ヲ四卯ニ分チ舊暦三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日ヲ以テ卯期トナス卯期ニ至レハ定價ニ照シ爐銀一錠ニ付キ大洋六十七元五角即小洋八十一元ノ割合ヲ以テ一律ニ決算ス

二、卯期ニ到レハ地方長官ハ商會、銀爐會社ト協力シテ臨時ニ爐銀歸卯處ヲ組織シ歸卯ノ事務ヲ轉理セシム

三、卯期ノ決算期日及其數額ハ歸卯處ヨリ之ヲ酌定シ地方長官ノ認可ヲ得テ卯期ノ十日以前ニ之ヲ公布ス

四、各銀爐ノ所有スル存碼ハ卯期後三日以內ニ於テ其明細書ヲ作製シ押捺ノ上之ヲ歸卯處ニ送附シテ登記ス一方歸卯處ハ員ヲ派シテ之ヲ監察ス

五、銀爐以外ノ各商號ノ有スル存碼ハ同シク前條規定ノ期間ニ於テ其明細書ヲ作製シ之ヲ歸卯處ニ送附スヘシ但事情ニ依リ期限ヲ五日間延期スルコトヲ得

右二箇條ノ規定ニ依ル存碼明細書ハ若シ之ヲ歸卯處ニ送附スルコトヲ欲セサルトキハ直ニ之ヲ道尹公署ニ送附スルモ可ナリ

六、各債權者及債務者ハ決算期日ニ於テ自ラ決意ヲ爲スヘシ之ニ對シテハ歸卯處ハ員ヲ派シテ之ヲ監察シ各受取人ハ決算後ニ受領書ヲ作製シ押捺ノ上之ヲ歸卯處ニ送附スヘシ

七、各銀爐及各商號カ存碼明細書ニ虛僞ノ數額ヲ記載スルカ若クハ決算期日ニ決算ヲ實行セサルトキハ查明ノ上歸卯處ヨ

リ之ヲ地方官廳ニ告發シ各別ニ之ヲ懲辦ス

八、本規定ハ十二月ノ卯期ヨリ之ヲ實行シ並ニ省長ニ呈報シテ案ニ備フ、若シ不備ノ點アラハ隨時之ヲ修正スヘシ

第二、營口爐銀歸卯處組織章程

一、本處ヲ營口爐銀歸卯處ト名ケ爐銀歸卯條例ニ按照シテ之ヲ辦理ス

二、本處ハ暫ク西總商會內ニ設置ス

三、本處ハ左ノ人員ヲ以テ之ヲ組織ス

(イ)處長一名(ロ)副處長一名(ハ)辦事員四名乃至六名(商會、銀爐公社ヨリ各半數宛ヲ公選ス)(ニ)監察員三名(道署、警署、縣署ヨリ各一名宛ヲ派シテ之ニ充ツ)(ホ)文牘、計算、登記ノ事務ニハ專員ヲ置カス商會、銀爐公社ノ人員ヲ以テ之ヲ兼任セシム(ヘ)夫役ハ商會ノ夫役ヲ以テ之ヲ兼ネシム

四、前記各人員ノ職務左ノ如シ

(イ)處長ハ內ニ對シテハ本處一切ノ事務ヲ管理シ、外ニ對シテハ各商人ヲシテ歸卯ヲ實行セシムルノ責任ヲ負フ

(ロ)副處長ハ處長ヲ補佐シ職務ノ執行ニ對シテハ共同ノ責任ヲ負フ

(ハ)辦事員ハ歸卯督促ニ關スル一切ノ事務ヲ行フ

(ニ)監察官ハ專ラ各商號ノ帳簿ヲ調査シ並ニ歸卯實行ノ事務ヲ監察ス

(ホ)本處ノ職員ハ皆其義務ヲ盡スヘシ

(ヘ)本處ノ經費ハ商會ヨリ一時之ヲ立替ヘ、事後ニ於テ精算書ヲ作製シテ地方長官ニ呈出シ、同長官ヨリ償還ヲ受ク

(ト)本處ハ臨時的機關ニシテ各歸卯ノ半箇月以前ニ之ヲ設置シ歸卯ノ事務終了後ニ於テ解散ス

(チ)地方長官ハ本處ニ對シテ「營口爐銀歸卯處」ト印刻セル鈐記ヲ下附シ以テ其信守ヲ明ニス事務終了後ニ於テハ之

ヲ返納シ設置毎ニ更ニ之ヲ下附ス

（リ）本章程ハ本年十二月ヨリ之ヲ實行シ並ニ省長ニ報告シテ案ニ備フ

（ヌ）本章程ニ不備ノ點アラハ隨時之ヲ修正スヘシ

金融維持會章程

民國八年九月に至り、史道尹は、營口爐銀の信用漸を逐ふて薄弱となり、全埠の金融殆んど梗塞の姿を呈せるを以て、各商號を召集して金融維持會を組織せしめ、以て爐銀の價格維持を圖れり。該金融維持會の章程左の如し。

一、本會ハ營口各商ノ共同組織トナシ營口金融維持會ト名ク

二、本會ハ之ヲ營口總商會ニ附屬セシメ各當業者ノ聯絡ヲ圖リ銀ヲ整頓シ以テ爐銀ノ價格ヲ維持スルコトヲ以テ目的トナス

三、本會ノ辨公處ハ當分商會ノ事務所内ニ設置ス

四、本會ニハ會長一名、副會長一名、幹事員六名、評事員十名、會員十二名ヲ置ク總商會ノ會長及副會長ハ本會ノ名譽會員トナリ庶務員一名ハ常ニ本會内ニ在リテ本會一切ノ事務ヲ辨理ス

五、本會會長及副會長ノ任期ハ二箇年トシ任期滿了後ト雖モ市場ニ緊要ノ問題アル場合ニハ更ニ一箇年間延期スルコトヲ得、若シ任期滿了以前ニ於テ事故ニ因リ會議ニ出席スルヲ得サルカ若クハ辭任ノ必要生シタル場合ニ於テハ會長ノ場合ハ副會長之ヲ代理シ副會長ノ場合ハ幹事員之ヲ代理ス

六、本會ノ會長及副會長ハ本會事務ノ進捗ヲ圖リ爐銀ノ信用ヲ維持シ且ツ商會ト協力シテ市場ノ維持ニ努メ並ニ當地ニ於ケル各當業者ノ規約違反ヲ監察スルヲ以テ其職務トナス

七、本會ノ會長及副會長ハ本會ノ事務ヲ採決並ニ執行シ規約違反事件ヲ取締ル、幹事員ハ本埠銀錢業者ノ出入金額ヲ稽査シ及銀法ノ破壞者ヲ檢擧スルノ權能ヲ有シ評事員ハ參議發言ノ權能ヲ有シ事件發生セハ總商會ト相協力シテ之ヲ處理ス

八、本會ハ毎月一日及十五日ニ常會ヲ開キ會員集合ノ上各般ノ事務ヲ公議ス、若シ緊急事件發生セハ隨時ニ會長及副會長ヨリ各會員ニ通告ヲ發シテ臨時會議ヲ開ク、議事ノ際ハ會長及副會長主席トナリテ議案ヲ討議シ決議ノ經過ハ之ヲ議事錄ニ記入ス、若シ公告ヲ要スルモノアラハ則チ之ヲ公告シ隱匿スルヲ許サス又秘密ヲ要スルモノハ之ヲ漏洩スルコトヲ得ス、違反者ハ之ヲ懲罰ス

九、本會ノ經費ハ總商會ヨリ之ヲ支拂ヒ、同時ニ其數額ヲ明示シテ以テ彙報ニ便ス

十、個人的交涉若クハ公布ニ關スル事件ニハ本會ノ名義ヲ假ルコトヲ許サス、銀業者カ銀錢ノコトニ關シ紛擾ヲ生シ原被兩造ニ於テ本會ノ裁斷ヲ希望セハ商會ト會同シテ之ヲ本會ニ提訴スルコトヲ得、若シ提訴カ一方ノミニ止ルトキハ必ス其眞相、情實等ヲ審訊ノ上之ヲ一般會員ニ通告シ五人以上ノ承認ヲ得テ始メテ審議ヲ開始スヘシ、若シ又原被兩造ニ於テ本會ノ裁斷ニ從フコトヲセサルトキハ本會ハ其裁斷ヲ取消シ各自ノ自由處置ニ任スヘシ

十一、本埠ノ爐銀ハ金融上ノ緊急機關タルモ此緊急機關ノ運用ヲ妨クルモノハ期洋錢及留紙幣ノ賣買ヲ以テ其最トナス査スルニ空賣買ハ已ニ之ヲ嚴禁セルモ定期取引ノ弊害亦之ト相讓ラス、若シ今ニシテ之カ取締ヲ嚴ニセスンハ銀法ノ前途想像ニ堪ヘサルモノアリ、玆ニ議ス、若シ本埠ノ各號ニシテ大局ヲ顧ハス定期賣買ニ依ツテ利ヲ圖リタルモノアラハ一ニ之ヲ査明シ賣手買手共ニ前條ノ懲罰方法ニ依ツテ之ヲ處分シ、且ツ其賣買額ヲ沒收ス、又犯罪ノ告發者ニ對シテハ賞與トシテ沒收額ノ四割ヲ給與シ又若シ匿名ノ投函ヲ以テ告發シタルモノニ對シテハ新聞紙ノ欄外ニ於テ其賞意ヲ表ス

十二、本會成立後ニ於テ往復文書、貸出明細書、聯票及其他ノ各證書類ニ對シ其表面ニ營口金融維持會ノ印ヲ押捺シ以テ其信用ヲ明ニス

十三、本會ノ章程ハ本會ノ公議ニ依ツテ議決シ巡閲使ニ呈請シテ案ニ備フ
十四、本會ノ章程ニシテ不備ノ點アラハ隨時之ヲ改訂ス
十五、本會ハ各銀爐間ノ取引、交渉事件等事務頗ル繁多ナルカ其等ノ規則ハ悉ク舊章ニ依ル

民國九年四月に至つて、營口道尹公署は更に爐銀整理に關する新條例を公布せるか、其條項左の如し。

爐銀整理に關する新條例

一、金融維持會ハ銀爐現在ノ資本額及銀碼數額ヲ各別ニ調査シ之ヲ道尹公署ニ報告スヘシ
二、各銀爐ノ信用程度ハ其上ナルモノハ一家ニ付キ資本金遼銀十萬兩、保證金五十萬兩ヲ要シ（其金額ハ不動産及有價貨物ノ見積額ヲ指シ若クハ聯號ノ財産見積額ニテモ亦可ナリ）新設銀爐ニ至ツテハ資本金　銀二十萬兩以上、保證金爐銀百萬兩ヲ要スルモノトス
三、銀爐ハ他ノ業務ヲ兼營スルコトヲ得ス、各銀在爐現ノ兼業ハ特許ヲ以テ現狀ノ儘トスルモ更ニ增加スルコトヲ得ス、新設ノ銀爐モ亦本條ノ規定ニ從ツテ辨理ス
四、銀爐ハ規定ニ照シテ呈請登記ノ上道署ノ許可證ヲ受領シ以テ營業ノ證トナスヘシ、現在ノ各銀爐ハ此施行手續ニ依リ金融維持會ヲ經テ道署ニ呈請シ一律ニ許可證ノ補給ヲ受クヘク新設銀爐ハ金融維持會ノ査明ヲ經テ合格シタル後道署ヨリ許可證ノ下附ヲ受ケ始メテ營業ヲ開始スルコトヲ得、若シ内密ニ開始スルモノアラハ其店舗ヲ封鎖シ且ツ重キニ從ツテ之ヲ懲罰スヘシ
五、現在各銀爐發行ノ支拂手形ハ道署ヨリ期ヲ定メテ之カ廢止ヲ宣布シ改メテ一種ノ營平ノ爐銀通用憑證ヲ使用セシム、該憑證ノ樣式、實行期日及通用方法等ハ別ニ之ヲ定ム支拂手形ノ廢止ヲ宣布シテヨリ憑證ヲ改用スルマテノ間ハ各銀爐

ヲシテ責任ヲ以テ一律ニ支拂手形ノ發行ヲ取消サシメ之ヲ發行セルモノニ對シテハ營業停止ヲ命ス

六、金融維持會ハ各銀爐ノ營業ヲ監察シ必要ノ場合ニ於テハ道署ニ稟請ノ上帳簿ヲ檢査シ且ツ放碼ノ數額ヲ制限スルコトヲ得

七、若シ各銀爐ノ營業上ニ法令違反ノ箇處アラハ道署ヨリ之ヲ査明若クハ檢擧シテ該銀爐ヲ懲罰シ、並ニ金融維持會ノ責任ヲ問フ

八、官辨銀爐ト商辨銀爐トハ其性質相同シキヲ以テ一律ニ上記ノ辨法ヲ遵守スヘシ

九、各銀爐及商號ハ金融維持會ノ設立セル市場ニ於テ規則ニ遵照シテ取引ヲ開始スヘシ、若シ規則ニ違反シテ私ニ取引ヲ開始スルモノアラハ金融維持會ハ道署ニ呈報シテ初犯ハ重キニ從ツテ罰辨シ、再犯ハ罰辨ノ上其營業ヲ停止ス

十、凡ソ右ノ市場ニテ取引ヲナスモノハ定期及空賣買ヲ爲シテ情弊ヲ釀スコトヲ得ス、若シ之ニ違反スルモノアラハ金融維持會ハ道署ニ呈報シテ嚴ニ從ツテ之ヲ懲罰シ並ニ其營業ヲ停止ス

十一、各銀號並ニ商號ニシテ若シ銀法ヲ破壞シ私利ヲ圖ルモノアラハ金融維持會ハ隨時之ヲ査明檢擧シ、道署ニ罰請シテ嚴ニ從ツテ之ヲ懲辨シ並ニ其營業ヲ停止ス

十二、各商店ノ營業ハ金融維持會ニ於テ之ヲ査明シ道署ニ呈報シテ辨理ス

十三、銀爐ノ決算ハ一箇年ヲ四卯ニ分チ陰暦三月一日、六月一日、九月一日、十二月一日ヲ以テ卯期トナス

十四、卯期ノ銀價ハ今年ノ三月、六月、九月ノ三卯期ハ道署ニ於テ市場ノ情況ヲ察シテ適當ニ之ヲ規定シ、十二月ノ卯期ハ舊例ニ依リ一錠ニ付奉票大洋六十八元五角（即チ小洋八十一元）ヲ以テ法定價格トナス

十五、三月、六月、九月ノ三卯期ハ舊例ニ照シ卯期ノ二十日以前ニ於テ雙方協議ノ上卯色（打歩）ヲ加フ、若シ債權者カ加色ヲ欲セサルトキハ歸卯規定ニ照シテ現銀決算ヲ實行スルモノトス、右加色ノ金額ハ道署ヨリ之ヲ規定公布ス

十六、十二月ノ卯期ハ一箇年ノ總決算ナルヲ以テ必ス一律ニ現銀決算ヲ行ヒ加色ヲ許サス、若シ違反スルモノアラハ金融維持會ハ道署ニ呈報ノ上之ヲ懲罰シ且ツ現銀決算ヲ强制實行セシム

十七、各卯期每ニ歸卯處組織章程ニ依テ歸卯處ヲ設立スヘシ

十八、各卯期每ニ銀爐ハ卯期後三日以內ニ各自ニ貸借對照表二通ヲ作製シ、一通ヲ歸卯處ニ送附シ、一通ヲ金融維持會ニ送附スヘシ（金融維持會ハ之ヲ道署ニ轉送シテ審查ニ備エシム）、若シ抗違シテ之ヲ送附セサルカ若クハ送附スルモ事實ト相違セルトキハ歸卯處及金融維持會ハ相會同シテ其帳簿ヲ調查シ、且ツ道署ニ呈請シテ重キニ從ツテ之ヲ懲罰シ、再犯者ニ對シテハ其營業ヲ停止ス

十九、金融維持會ハ登記所ヲ設立シ卯期後三日以內ニ各銀爐各商號ノ預金銀碼明細書ヲ作製シテ之ヲ登記所ニ送附シ並ニ其謄本ヲ道署ニ送附スヘシ

二〇、各卯期每ニ債務者カ決算ヲ行ハントセハ卯期後十日以內ニ於テ一律ニ決算ヲ行フヘク、其際若シ數額ニ相違アルカ若クハ故ナクシテ遲延スルモノニ對シテハ債權者ヨリ道署ニ告訴シ、道署ハ本人ヲ召喚ノ上追徵ヲ命シ且ツ之ヲ懲罰ス

二一、各卯期每ニ各債權者及債務者カ現銀決算ヲ行フカ、若クハ三月、六月、九月ノ三卯期ニ卯色ヲ加エントスルモノハ、市場ノ狀況ニ從ヒ十日ノ期限滿了後五日以內ニ雙方各明細書ヲ作製シ、之ヲ金融維持會ニ送致シ道署ヘ轉送シテ案ニ備エシム

二二、本辦法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二三、本辦法ニ不備ノ點アラハ隨時呈請シテ之ヲ修正增定スヘシ

而して民國九年に於ける厚發合、英發合、志發號の（一）發字號破產し、殘る銀爐は僅に數軒に過きす、營口商況の不振は久しいものであり、又將來とも之か恢復は困難てあらうと思はれ

る。

註一、大正九年十一月、曩に義字號倒れて以來營口商業界を把握せる發字號は其投機的賣買の缺損と他銀爐の排他的排擠により信用の根底を動かされ、負債三百五十萬兩貸付百萬兩內外不動產百三十萬兩見當にて差引百二十萬兩の缺損を殘して破綻した。西義順事件の時は七割內外の債權回收をなし得たるに對し此は其回收し得るもの僅か五割內外に過ぎず從つて營口乃至南滿洲經濟界の恐慌は甚大なるものであつた。

三、種　類

爐銀の種類

爐銀は其性質により之を三種に區別する。

（甲）過爐銀　前項に詳述せるもの

（乙）過爐現銀　卯期に至るも現銀の授受を以て決濟することなく、之を次期の卯期まで繰越さしむもので、本卯に對しては所謂卯色（打歩）を加算し、現寶銀と同一價格のものとして帳簿に記入する制度である。例へは卯期に到れる爐銀を十錠即ち五五三兩とし、其外色を二兩とすれは都合五五五兩として、之を次期の卯期に繰越さしむるのである。畢竟過爐銀と言ふも、此現銀なるものは、單に帳簿上の現銀と云ふ意味にして、將來之を以て現寶と交換する際には相當の打步を要するは勿論である。

（丙）過卯銀　又は卯銀と稱せられ、其性質過爐銀と全く相反し、卯期到來以前に於て使用さ

る丶所のものである、即ち商人か爐銀を使用する際手中に爐銀を有さぬ場合に、巳むを得す次期に新に發行せらるへき過爐銀に對し相當の打歩を附することを約して、此過卯銀を發行し、一種の爐銀として流通せしめ、卯期到來すれは即ち通常の爐銀と同一のものたらしむるのてある。從つて此過卯銀を使用するの際には、之に對して二重の打歩を附するを必要とする、即ち過爐銀の現寶に對するの打歩を二兩とすれは此二兩の外に卯期は更に過爐銀に對して二兩內外の打歩を附せなけれはならぬ。然れとも實際上は銀爐に供托銀を有するものは、其頂卯銀を賣りて過卯銀を買ひ、又銀爐に對して貸越を有するものは、其過卯銀を賣りて頂卯銀を買ふに過きない、又打歩は卯期の遠近と需給の程度に從つて時に高低あるは勿論である。

爐銀の Teehinic-al Term

尙爐銀の Techinical Term を略述すれは次の如くてある。

一、卯期　前述の舊三月、六月、九月、十二月の一日を卯日、其間を卯期と稱する、當初は卯日毎に帳簿を締切り殘高を元寶銀にて受拂したが後十二月丈け現銀決濟とし他は卯日殘高に三ヶ月の利息を加算し次期繰越しとした。

二、卯色　右の利息を卯色と稱し、此通例卯日の前月十日即ち卯日の二十日前より卯日の後三四日間相場立つものにして其間に取極め得へく、斯く卯日の前後に於て過爐銀の價格の高低を生し、前者を頂卯銀、後者を過卯銀と稱して兩者を區別する、即ち卯日の前一ヶ月は揚糸布雜貨等の相場も頂卯銀何兩、過卯銀何兩何匁と二樣に立つ。

三、加色　元來或る錁銀に對し品位劣れる他の錁銀に對する打歩の意味である、當初過爐錁銀が錁銀を基本とした間は

加色は卯色と同樣利子の性質を有したが過爐銀が鍋銀を離れて以來其固有の意味に歸つた、現今にては鍋銀殆んど市場に存在せざるを以て大正六年五/六月以來加色相場立たぬ。

四、滙水　爲替相場は會水又は滙水と云ふ、十數年前迄は營口は上海の外吉林、寛城子、奉天、錦州、煙臺等に對し相場立ちたるも現今にては上海會水のみ隔日に立會ひつゝある、上海會水二百五十兩とは上海兩一千兩に對し過爐銀の打步二百五十兩即ち過爐銀一千二百五十兩を送れは上海にて上海規銀一千兩を得らるゝの謂である。古來營口上海は頗る密接の關係を有し厦門、汕頭、廣東方面の取引は全部上海を以て爲替決濟地とし過爐銀にて同樣爲替を賣買して貸借を相殺しつゝある、隔日に於ける手合高少くも三四萬多き時は廿五萬兩に及ふ。

四　流通狀態

爐銀の流通狀態

營口全市に於て實際上果して幾何の爐銀を需要すへきやに就ては之を推定すること困難てある。日露戰爭の際我軍の營口占領當時に於ては營口の貿易額は年額四千萬兩内外に達したか、制錢、銅元、現銀の市場流通額は僅に二十萬兩内外に過きなかつた。我軍政署は光緒三十一年四月二十八日(明治三十八年)に於て、營口に於ける銀爐二十六戸に就て、一々之か精密の調査を爲したか、其結果に依れは全市の銀爐に就て見るに、貸方は合計一〇、六〇二、八六七兩、借方は合計二一、四二一、八六八兩てあつた。次て光緒三十三年の際に至つては其日々の爐銀需要額は約三十

萬兩より四十萬兩に上つたが、近年は爐銀の信用屢々失墜し、市場益凋落を現はすに至り、從つて其實際の需要額は豆粕、豆油の取引に於て日々僅に數萬兩に過ぎない有樣であると云はれる。

空碼子

次に爐銀は既述の如く從來は比較的信用の基礎を有するを以て貸出自由にして營口に於ける取引の媒介物として代表的中心を占め、硬貨の不足を補助するのみならず取扱上極めて便利なる交換の要具（設令日本金貨を以て洋錢の兌換を求めんには五/六萬圓を得るにも少からさる困難ありと雖過爐銀を介して求むれば十萬二十萬は容易なること）をなし其他各地間の爲替殆と總て過爐銀を以て取組まるゝ等其運用妙域に達し、其安全に流通するは營口か必す爐銀に對する需要の存する爲めにして而かも供給無限なる自由財貨か其價値を有せさるか如く、此過爐銀發行に對し何等制限なき法の不備を利用し自己の利益のみを目的として盛に空碼子（コンマーツ）（空手形）を發行するときは不換紙幣と同しく將來又自由財貨と等しく其價値を失墜すへきは疑を容れぬ。故に當初銀爐は互に信用を重し濫なる行動を愼むの習慣なり又從て其發行高も各自の資歸信用の許す限度とし而かも一年四回の決算を行ひ殊に臘月決算は特別の事情なき限り引換決濟することゝして以て信用の維持に努めた。

爐銀は一定の加色を仕拂ふときは現銀を得、且日々の相場により各種硬貨と交換し得るのみにして其價値を維持する能はす、之を以て上海爲替を賣買するを主なる業務とする。上海爲替

は一種の通貨たるか如く決算賣買の仕拂要具に供せらるること稀ならす、實に或一面より見るこきは上海銀は殆と爐銀の基礎貨幣たるの觀あり、此意味に於て爐銀は上海兩爲替本位の制度と目するを得る。

銀爐沒落の原因

以上の如く爐銀は滿洲貿易の發達に多大の効驗のあつたことは嘆賞すへきてはあるか、元來銀爐に對し借方に立つものと貸方に立つものと相平均する間は、其發行額如何に大なるも何等の弊害を生せされとも、發行には何等の法規制限なく、且つ銀爐は商舖を聯號（資本家を同ふするの謂）とするを以て其內幕は容易に外間より窺知する能はさる所なるを以て動もすれは借方に立つもののみ多く、而も銀爐は其資力微弱なるを以て之を最近十四年間の活きたる經過より見れは、爐銀の萎微振はさること年は一年より甚たしく各年一流銀爐の倒産するもの簇出し其都度金融界に大打擊を與へて居る、曾つては發行高の最も大なりし際は三十萬兩と稱せられし銀爐か沒落し爐銀か頽廢せる所以は勿論有力なる後援者たりし山西幇の資金回收に起因するも他に之を求むれは（一）支那銀行營業方針の過誤、（二）確實なる通貨の不足と貸出及發行方法の拙劣、（三）銀爐の財産的信用不足と一方的貸出、（四）銀爐の兼業、（五）文明經濟組織と不合理なる營口取引慣習との衝突、（六）銀爐營業の監督方法を欠くこと、（七）逐年營口か輸入超過なること、

（八）外國貨幣殊に我金券の勢力増大せること等あるを忘るゝことか出來ぬ。

爐銀の將來

爐銀か支那幣制の統一實行と共に消滅すへきものにして、現今の狀態の下に健全なる商業の發達は望むことの出來ぬものの、幣制統一の實現如何は問題外としても要するに今日の處爐銀に代るへき如何なる放資をも求め得ない狀態てあると共に、爐銀は上海兩と離るへからさる關係を有する事實よりして、新融通機關の出現か又は上海兩か消滅せさる限り存續すへきものと見るへきてあらふ。

五、相　　場

爐銀の相場

爐銀の相場は之を分つて次の二種とする、即ち、A現銀に對する相場と、B他種貨幣に對する相場と是れてある。

A　現銀に對する爐銀の相場、

現銀に對する爐銀の相場は更に之を分つて（甲）營口現銀に對する相場即ち加色と（乙）他埠の銀兩に對する相場即ち滙水とに區分することか出來る。

（甲）　加色　同治の初年頃は加色は多くも二兩內外に過きなかつたか、其後現銀漸く不足を告くるに及ひ金融の緊弛に依つて時に高低を生し、同治五／六年頃は五兩に增加した。時に營口

の桂道臺は商民に諭して加色を嚴禁したが、數月ならずして暗々裡に增加し行くこと故の如く、光緒二十年の日淸戰爭の際には、最高三十二兩まで上騰した。戰後に於ては現銀屢々缺乏して卯期を開くこと能はざりしに依り、公議會の決議を經て過爐銀一千兩を以て現銀八五〇兩に換算し卽ち一錠の加色八兩を以て卯期の決算を行つた。次で二十五年九月一日には二兩に下落せるも翌二十六年には例の拳匪の亂に因つて一躍十六、七兩に上騰した。

玆に於てか道勝正金の二銀行は、爐銀一錠を小洋錢八十一元五角として決算すべきことを提議したが、事實上は之が實行を見ること困難であつた。次で日露戰爭開始さるゝや此年の十二月一日には加色二十五兩なりしを、光緒三十一年一月十日に一躍三十六兩に上騰し、而も三月一日に又十三兩に下落した。同三十三年には東盛和號破產のことありしより小洋錢に對する爐銀の相場は一錠につき小銀元五十六元となりしかば、總商會及道署等は出てゝ之が維持を圖り、小洋錢六十六元を以て僅に卯期の決算を行つたが、是より以後爐銀と現銀とは漸次に其關係薄弱となるに至つた。第一次革命の時は、現銀に對する爐銀一錠の加色は十四兩に至り、小洋錢に對しては一錠を以て小洋錢四十七元に換算するまで下落した。民國元年銀爐分社の成立せる以後は爐銀の信用漸く恢復し、民國四年十月一日に至つては、現銀に對する過爐銀の加色は、

十兩〇三分となつた。民國八年西義順を維持するか爲めに、爐銀債券を發行してより、爐銀の市價一落千丈し、近來は現銀に對して殆んど無相場の姿を呈しつゝある。

(乙)二滙水　爐銀の外埠の銀兩に對する關係中其最も大なるものは、上海規元に對する滙水てある。上海規元一千兩に對する爐銀の相場は光緒三十年(明治三十七年)十二月三日には一、二二〇兩てあつたか翌三十一年一月三十日に至つては最高一、三〇五兩にまて上騰した、次て民國七年には一、二五〇兩なりしか、八年以後には滙水俄に暴騰し、最近九年五月五日には竟に一、六四五兩に上騰するに至つた。

B　他種貨幣に對する爐銀の相場

他種貨幣に對する爐銀の相場は左の如くてある。

第十一表　他種貨幣銀百元に對する爐銀の相場(單位元)

年次	最高	最低	年次	最高	最低
民國元年三月	一〇二・二〇	一一四・四〇	民國二年三月	九六・二〇	一一五・五〇
同　三年三月	九六・二〇	九四・八〇	同　四年三月	八六・八〇	八四・七〇

同　五年三月	八五・四〇	九七・三〇	同　六年三月	八五・一〇	八七・三〇
同　七年三月	九二・八〇	九四・七〇	同　八年三月	一三三・〇〇	一七五・二〇
同　九年五月	一一八・五〇				

備考　一、本表の銀圓とは正金銀行券を指す
　　　二、本表の年記は陽曆である

尙現在は爐銀と小洋錢との公定相場はないが、市中相場は爐銀對奉天票、小洋錢對奉天票の相場に準じて定まる、前者は營口交易保證所に於て相場立ち後者は主として奉天東三省銀號の相場に依る

因に營口交易保證所は民國九年舊一月十八日に開始し舊曆十二月三十日に至る出來高次の如くである

奉票	（爐票對營銀）	三百錠
羌帖	（爐銀對羌帖）	二萬兩
鈔票	（羌銀對鈔票）	三萬五千圓
金票	（爐銀對金票）	六千二十四萬七千圓
當期立會日數		三百三十六日

抹錢

第三款　抹　銀

抹銀と抹錢とは大體に於て其性質相同しく何れも現銀缺乏して需要に足らさるによりて發生せるものである。即ち當初は現銀の缺乏に因りて益々其價格を高め遂に其呼價は現銀の實價以上に出て、斯くて現銀の市價と呼値との間は漸次に相離隔するに至りて玆に過帳銀の市價を現出することゝなり、最後に一種の獨立的貨幣代用品と成すに至つた次第である。東三省に在つては此種の抹銀到處に使用さるゝも、唯其數額に餘り多からすして、其最も多きものは蓋平地方であるらしいか、奉天の濟銀の如きも事實上一種の抹兌銀を見るを得るてあらう

第二節　洋錢系通貨

第一款　銀　元

銀元の種類

一、種　類

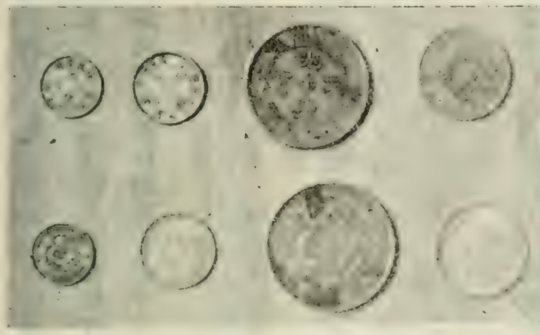
銀元は又洋錢（ヤンチエン）と稱し我銀貨幣に類似する、元を以て單位とし一元の十分の一を角若くは毛と稱する、其種類には一元、五角、二角、一角、五分の五種かあり、鑄造地に依つて區別すれは滿洲に於ては吉省銀元と奉省銀元との區別あり、重量及形勢に依つて區別すれは大洋錢（大銀元）

と小洋錢（小銀元）との區別がある。

二、沿　革

銀元の沿革

東三省に於ける銀元の鑄造は光緒十年（一、八四四年）吉林省將軍希元の奏請に基きて、銀錢を開鑄せるを以て嚆矢とする。



洋錢

註　光緒十年十一月廿四日原奏を按するに

略稱、吉省制錢久缺、市面益形二蕭條一、羈商再四、惟有下仿二照制錢式樣一、鑄二造銀錢一、以濟二現錢之缺一、以代中憑帖之用上。先由二係銀各項下一、提二銀五千兩、飭交機器局一、製二造、足色紋銀一錢三錢五錢七錢一兩等重銀錢一、一面鑄二刻監製年號一、一面鑄二刻輕重銀數吉林廠平、清漢字樣一、每遇應放二倖練各項一、即以二此銀錢一搭配、發二給各兵一、俾在二街面一行使、並剴切曉諭一商民人等一、按二照銀錢所鑄數目一、隨時易換、該舖商自不能二任意輕重一、較二之零星銀兩一、既不二十分瑣碎一、又免二折耗壓平之弊一、如此變通辦理、於商民自無二室礙一、於農民小敗似有二裨益一、果能二遠近通行一、再察二看市面情形一、應爲二鑄發、設或行使稍滯、自當別籌二疏通之法云々。

次て光緒二十七、九の兩年に於て、吉林、奉天の二省か相前後して造幣廠を開設せる以後、現銀元に小洋錢、及大洋錢の二種類を生し、次て三十年に奉天省か銀元を改用せる以後に至つて、一時小洋錢は盛んに行はれた。然れとも當時關內の貨幣は頗る不足したから、小洋錢の逐年關內へ輸出らせるゝものも頗る巨額てあつた。民國以後に至つては其輸出額益多く、從つて市場の現洋錢は漸少するを免れない情形にある。

銀元の成分

三、成　分

滿鐵中央試驗所分析に依る洋錢の成分を揭け、尙他省の洋錢及我銀貨成分を比較の便宜上併列すれは左の如くてある。

第十二表　洋錢及銀貨成分表

種類	鑄造年次	平均一箇ノ重量	一箇ニ含有スル銀	成色(一千分中)	備考	試驗年月
東三省宣統元寶	宣統	五・一七三瓦	四・〇六三瓦	七八五・八	有滿字二角六箇	大正三年四月
同　同	民國元年	五・一九八	四・一〇三	七九一・九	無滿字二角五箇	同
同　同	宣統三年	五・一八二	四・一一七	七九四・七	同　同十一箇	同
同　光緒元寶	光緒	五・一四六	四・一一三	八〇〇・八	有滿字二角五箇	同

奉天省　同	同	五・一〇六	四・一五一	八二三・二	二角六箇	同　六月
江蘇省　同	同	五・四四三	四・四六五	八二〇・四	同　三箇	同
浙江省　同	同	五・二四三	四・一六八	七九四・九	同　四箇	同
吉林省　同	同	五・一七九	四・一九六	八一〇・一	同　五箇	同
大清銀貨　同	宣統三年	二・六九二	二・一五八	八〇一・四	一角十箇	同
東三省宣統元寶	宣統	五・一五四	四・一四四	八〇四・〇	梅花印二角六箇	同　四年八月
中華民國圓銀貨	民國三年	二六・八七三	二三・七五一	八八三・八	一圓十箇	同　五年九月
同	同	二六・八五二	二三・五二五	八七六・〇	袁總統肖像入十個	同　六年五月
香港弗	自一八九九年至一九一一年	二六・八三三	二三・三七一	八七一・〇	站人十箇	同
墨銀	自一八六一年至一八九五年	二六・九五一	二三・四二六	八六九・二	老鷹十箇	同
北洋造光緒元寶	光緒二十四年同二十九年	二六・七九六	二三・二四三	八六八・五	庫平七錢二分十箇	同
造幣總廠　同	光緒年造	二六・七六八	二三・六九三	八八五・一	同　十箇	同
北洋機器局大清	光緒二十三年同二十四年	二六・八一二	二三・一七八	八六四・五	同　十箇	同
大清銀幣	宣統三年	二六・七九七	二三・三九九	八七三・二	同　十箇	同
日本壹圓銀貨	大正三年	二六・九四一	二三・七一八	八八〇・四	十箇	同
安徽省光緒元寶	光統二十四年	五・一六四	四・二三八	八一八・九	二角五箇	大正六年十月

尙參考の爲小、大洋元共支那各省に差異あり、又對外國銀貨に比し差別あることを左表に依つて知られたい。

第十三表　洋錢成分表

（銀行月刊より轉載）

地名	鑄造年代	種類	每千分 純銀	每千分 銅及雜貨	每枚重量 庫平	每枚含銀 庫平	每枚含銅 庫平	備考
廣東	光緒十六年	一圓	九〇二、七〇〇	九七、三〇〇	〇・七二四九	〇・六五四〇	〇・〇七〇五	含金極メテ微
		二角	八〇四、〇〇〇	一九六、〇〇〇	〇・一四三三	〇・一一五二	〇・〇二八一	
		一角	七七〇、八三五	二二九、一六五	〇・〇七一五	〇・〇七一五	〇・〇一六四	
湖北	光緒	一圓	九〇三、七〇三	九六、二九七	〇・七二二六	〇・六五三〇	〇・〇六九六	含金極微
	宣統	一圓	九〇一　六九七	九八、三〇三	〇・七二六一	〇・六五四七	〇・〇七一四	
	光緒	半圓	八六三、七二〇	一三六、二八〇	〇・三五三五	〇・三〇五三	〇・〇四五五	
		二角	八二〇、〇八〇	一七九、九二〇	〇・一四二五	〇・一一六〇	〇・〇二五五	
		一角	八二一、〇八五	一七八、九一五	〇・〇六八四	〇・〇五六一	〇・〇一二三	
江南	光緒二十四年	一圓	九〇二、三二七	九七、六七三	〇・七二四六	〇・六五三八	〇・〇七〇五	含金微
	光緒二十九年	一圓	九〇二、七〇〇	九七、三〇〇	〇・七〇七四	〇・六三八六	〇・〇六八八	
		二角	八二一、三〇四	一七八、六九六	〇・一四二八	〇・一一七二	〇・〇二五六	
		一角	八二四、三二三	一七五、六七七	〇・〇七〇六	〇・〇五八二	〇・〇一二四	

北洋機器局	光緒二十四年	一圓	八九〇、六六四	一〇九、三三六	〇・七二八九	〇・六四九二	〇・〇七九七	含金極微
北洋	光緒三十三年	一圓	八九〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	〇・七三九六	〇・六五八二	〇・〇八一四	同右
	米緒二十五年	半圓	八四一、八四五	一五九、一五五	〇・三六一五	〇・三〇四〇	〇・〇五七六	
	光緒三十三年	二角	八〇九、七二九	一九〇、二七一	〇・一四〇九	〇・一一四一	〇・〇二六八	
		一角	八一二、七四八	一八七、二五二	〇・〇七一五	〇・〇五八一	〇・〇一三四	
奉天機器局	光緒二十五年	一圓	八五六、八六二	一四三、四三八	〇・七二四七	〇・六二〇七	〇・一〇四〇	含金極微
奉天	光緒二十九年	一圓	八四四、二六六	一五五、四七四	〇・七〇五六	〇・五九九九	〇・一〇九七	同右
東三省	光緒三十三年	一圓	八九〇、〇六六	一〇九、九三四	〇・七一九九	〇・六四〇〇	〇・〇七九七	同右
		半圓	八九〇、〇六四	一〇九、九三六	〇・三六二五	〇・三二二六	〇・〇三九九	
		二角	八九〇、〇六四	一〇九、九三六	〇・一四六八	〇・一三〇七	〇・〇〇六一	
		一角	八九三、〇八八	一〇六、九一二	〇・〇六九三	〇・〇六一九	〇・〇〇七四	
吉林	光緒二十六年	一圓	八八四、〇五九	一一五、九四一	〇・六六八八	〇・六一七八	〇・〇八一〇	含金極微
	光緒三十一年	一圓	八九五、六七九	一〇四、三二一	〇・六九七七	〇・六二四九	〇・〇七二八	
		二角	八一〇、〇八一	一八九、九一九	〇・一四一四	〇・一二四五	〇・〇二六九	
		一角	八一七・七八一	一八二、二一九	〇・〇六九五	〇・〇五六八	〇・〇一二七	

四川	光緒	一圓	八九六、六八二	一〇三、三一八	〇・七一七九	—	〇・〇七四三	含金微
安徽	光緒二十四年	一圓	八九四、六七六	一〇五、三二四	〇・七二三九	〇・六四七七	〇・〇七六二	同右
總廠	光緒	一圓	九〇四、五二七	九五、四七三	〇・七〇二九	〇・六五二二	〇・〇六八八	同右
		二角	八二四、六七二	一七五、三二九	〇・一四三三	〇・一一八二	〇・〇二五一	
		一角	八二五、六七六	一七四、三二四	〇・七〇二五	〇・〇五九九	〇・〇一二六	

支那通用の各國銀元成分は左の如くである。

第十四表　支那通用外國銀元の成分

名稱	種類	毎千分 純銀	毎千分 銅及雜質	毎枚重量（平庫）	毎枚含銀（平庫）	毎枚含銅（平庫）	備考
墨西古銀	一元	九〇一、八二四	九八、一七六	〇・七二八四	〇・六五六九	〇・七一五	微含金
	一元	九〇〇、七〇六	九九、二七四	〇・七二三三	〇・六五三四	〇・六八八	
	一元	九〇一、六九七	九八、三〇三	〇・七二一五	〇・六五〇六	〇・〇七〇九	
站人銀	一元	八九九、三〇六	一〇〇、五九四	〇・七二三〇	〇・六四九四	〇・〇七二六	
	一元	八九四、四五〇	一〇五、五五〇	〇・七二四三	〇・六四七二	〇・〇九六四	
香港銀（英皇門・）	二十仙	七九五、九六〇	二〇四、〇四〇	〇・一四三三	〇・一一四一	〇・〇二九三	

	十仙	七九八、九七五	二〇一、〇二五	〇・七一五	〇・〇五七一	〇・〇一四[illegible]
日本銀　明治三七	一圓	八九七、四六五	一〇二、五三五	〇・〇二一三	〇・六四七三	〇・〇七三九
三一	五十錢	八〇三、一八〇	一九六、八二〇	〇・二六七八	〇・二六七八	〇・〇七〇五
三七	二十錢	七九六、九六五	二〇三、〇三五	〇・二一五六	〇・二一五六	〇・〇二九四
三二	十錢	七九六、九六五	二〇三、〇三五	〇・〇五一七	〇・〇五一七	〇・〇一四五

銀元の發行及流通額

四、發行及流通額

滿洲流通の洋錢中には固有のものと外省及外國より流入するものとかあつて、調査は甚た困難てある、造幣廠製造數及輸出入數を分別表示して參考に資する。

第十五表　洋錢製鑄額

幣別	奉天省製鑄數	吉林省製鑄數	銀元換算數
一元	一一、七〇九、二五九枚	四、七三四、七一七枚	一六、四四三、九七六枚
五角	—	一二、七一九、五五三	五、七八一、六一五
二角	二四九、二一九、九一二	二二、五〇八、五六一	四九、四〇四、九九五
一角	一、〇七八、四五〇	九五三、八七五	一八四、八四七

備考　一、奉天省の銀元は光緒三十一年鑄造開始、民國六年末停止
　　　二、吉林省の銀元は光緒二十七年鑄造開始、同三十三年停止

第十六表　銀元の輸出入額及境內流通額

（一）前清時代に於ける小銀元の輸出入額

年次	輸入額	輸出額
光緒二十八年	九四〇、七一〇元	一、五〇七、八五八元
光緒二十九年	一、一一〇、六一六	一、一九〇、〇一〇
光緒三十年	一、五八四、九一八	一八〇、三三〇

（二）民國成立以降に於ける小銀元の輸出入額

年次	輸出入額		輸出入超加額	備考
	輸入	輸出		
民國二年	二、五三八、一〇〇元	一二、五九三、七二五元		
民國三年	三、三八一、〇〇〇	五、四九七、〇〇〇	出二、一一五、〇〇〇元	
民國四年	一、四五二、〇〇〇	九〇三、〇〇〇	入、五四九、〇〇〇	
民國五年	二、三五四、〇〇〇	六、四六六、〇〇〇	出四、一一二、〇〇〇	
民國六年	三、八六〇、〇〇〇	六、五〇二、〇〇〇	出二、六四二、〇〇〇	

（三）鐵道運輸上に於ける銀貨の流通狀態（單位日金圓）

年次	南滿	安東	合計
民國二年	四五、八九九、四三一元	三、四五四、四六二元	四九、三五三、八九三元
民國三年	三一、〇五五、〇三五	四、一二八、〇八〇	三五、一八三、一一五

民國四年	二〇、四八七、〇八一	五、一〇八、一二六	二五、五九五、二〇七
民國五年	四六、一二六、三五七	二、四二七、四三〇	四八、五五三、七八七
民國六年	二三、七三九、六五一	一、〇〇三、六八一	二四、七四三、三三二
民國七年	二一、二三一、九〇六	八八六、四三八	二二、一一八、三四四

右表に依れば、南滿一帶に於ける現銀貨の流通額は、逐年減少の狀態に在る、

第一項　大洋錢（圓銀）

大洋錢の種類

一、種　類

一八八九年兩廣總督張之洞か我貿易銀に倣ひ廣東銀元局に命し鑄造せしめたるを嚆矢とし、其品位は九〇〇位四二〇グレーンてあつたか政府之を喜はす、翌一八九〇年上諭にて庫平七錢二即ち四一四五九グレーン九〇〇位と改定し、奉天、吉林、天津、南京、安慶、武昌、福州等に銀元局を設立し鑄造に從事せしめ、一九一〇年國幣則例及一九一四年國幣條例を以て之を本位貨と定めた。一九一〇年鑄造のものは龍章を刻するを以て支那人は之を龍洋（ロンヤン）と稱し九〇〇位と稱すれとも日本造幣局分拆の結果にては八八九位を有するに過きぬ、一九一四年の鑄造のものは時の大總統袁世凱の像を刻する、法定公差一枚に付千分の三、千枚につき一萬分の三を超ゆるを得すと規定すれとも、精錬法進歩せぬ故品位は一定し得ぬ。

大洋錢の流通狀態

二、流通狀態

大洋錢は滿洲に於ける通貨として殆と無勢力にして、日常の取引に之を使用すること稀てあるか、京奉鐵道の旅客賃銀及貨物運賃は大洋錢建にして、從て小洋錢の流通區域に於ける交通機關として不便少くない。

第二項　小洋錢

小洋錢の種類

一、種類

一八九〇年の上諭に依り各省銀元局にて鑄造せるものにして五角、二角、一角、五分の四種かある、其品位重量は

種類	重量	品位
五角	庫平　三錢六分	八六〇
二角	同　一錢四分四厘	八二〇
壹角	同　七分二厘	八二〇
五分	同　三分六厘	八二〇

右の如く小洋錢は大洋錢と均しく既述七省の銀元局にて鑄造せられたか、其省と年とを異に

するに從ひ實質相同しからす、一九一〇年迄は奉天吉林二省鑄造のものと廣東湖北等のものと均しく流通しつゝありしも、後廣東、湖北二省鑄造のものは稍法定の品位重量を有したか奉天省鑄造のものは品位劣等、重量も庫平と明記しあるも名のみにて其實は瀋平（瀋平百兩は營口平九九・兩八〇）の同量を有するに過きさりし爲め、漸次良貨を驅逐し、現在は一九一〇年以後八〇〇位なりとして鑄造せる二角銀貨のみ流通する。而して當初支那政府は一元貨を本位貨とし五角以下を補助貨とするの趣旨てあつたか年々品位の粗惡重量の輕減せるものを鑄造せる結果大洋錢と小洋錢とは各獨立の貨幣たるの地位に立ち、兩者双互か交換相場によりて眞實價を定むるに至つた。

二、流通狀態

小洋錢の流通狀態

小洋錢は之を舊來の通貨たる制錢若くは銀錠と比較するときは、其一定價格に對する容積及量目少くして携帶に便なるのみならす、其造幣の比較的精巧にして、量目品位一定し受授に際して一々之を檢定するの必要なきを以て市場の歡迎を受け、發行以來著々各地に普及し、連年其地歩を固め、今や奉天省に於ける諸取引は主として小洋錢を以て行はるゝに至つた。

吉林黑龍江兩省に於ても其主要通貨は制錢の兌換券たる吉林官帖又は黑龍江省官帖てはあるか、兩者共特に吉林官帖は多年濫發に次くに濫發を以てし、近時其兌換の行はれさる結果著し

く世の信用を失墜し、他の通貨に對する相場の騰落常ならす、之に反して小洋錢は中間其品位を低下して批難を招きたるも兎も角、一定の實貨を有する通貨なるを以て市場は其受授を歡迎し、又官帖の兌換は制錢の欠乏せる今日實際に於ては小洋錢に依るの外なき狀態にあるを以て、斯く觀し來れは吉林黑龍江省の主要通貨も亦小洋錢系に屬するものにして、小洋錢は東三省を通する主要通貨なりと云ふも誤りなからふ。

東三省の主要通貨

然れとも小洋錢硬貨は最近四五年間の銀高の爲め海外若くは南支那方面に流出し、市場の流通高日を追ふて著しく減退した傾向かある、大正六年末以來奉天省の各地稅關は銀貨、銀塊の海外輸出を禁止せしめたるも、大連に於ては油房業者の苦力賃銀は總て小洋錢硬貨を以て仕拂ふにより常に小銀貨を需要し、從て營口市場より絶えす大連に流出し(外國人も盛に小銀貨を大連の錢舖に對し輸送して利を圖りつゝある)、其額多きときは一日一萬元以上に達すと云はれる。尤も市場の流通高減少するに從ひ地方に散在せる小銀貨は漸次市場に顯はれ、若くは大連、天津等より滿洲に輸入され幾分之か補充をなして居るも、遼西方面其他奧地の小銀貨は年々拂底し、省外よりの逆輸入を除きては補充困難なるかの如くてある。

註　大連には小洋錢票は殆んと通用せす、又正金銀券は最近迄取引所に於ける投機の目的物たるに止りしの觀あり又金券を以てすることは、其製品を金國貨たる日本に輸出せさる支那油房業者か金銀相場の變動に依る危險を負擔すること

、なり又苦力側に於ても山東省方面に金の流入せざる關係上之が害はない。

小洋錢相場

小洋錢は右の如く事實上の法貨たるの性質を有し、取引の範圍頗る廣大なるを以て需給の關係により時に著しき變動あるを負かれぬ。特に秋季大豆、豆粕の出廻り時期には通貨は問屋の手を離れ廣く各地方に分布せらるゝを以て、奉天營口等市場の流通高は頗る減少し、從つて小洋錢の比價騰貴するを例とするも、春夏の候に至れは一旦地方に分布せられた貨幣は更に市場に集中し來るを以て、供給は需要を超え下落の趨勢を呈する、即ち大體に於ては小銀貨の價格は冬季に高く、夏季に低きを看取すへきてある。

但し近年迄の狀態殊に歐洲戰亂以前にありては、右需要供給の關係以外に左の理由に依り、圓銀殊に鈔票に對し比較的下落の傾向を有した。

一、小銀貨の受授携帶は鈔票の便なるに如かさること

一、小銀貨の需要程度を慮外し盛に鏑銀を以て小銀貨を濫造すること

一、事變每に外國銀行の兌換劵の信用確實なると、支那銀行票子の基礎薄弱なることを自覺せる結果、鈔票は年一年其需要を增加せる傾向あること

一、支那各省の財政窮乏は共に鑄造小銀貨の品質を下落せしめたること

即ち明治四十四/五年より小銀貨は異常の下落をなし、大正五年六月に於て平均百二十元臺の下落を見たるは他に特殊の原因ありたりとは云へ、幾分共前掲の消息を語るものに外ならぬ、而して同年冬に於ては、小銀貨の圓銀に對する打歩前年に比し著しく減少し、往年の狀態に接近せむとするに至つたるは、歐洲戰亂益發展して倫敦銀塊を騰貴せしめ、延て上海爲替は高値を呼ひ、大洋錢硬貨と共に小銀貨を著しく上海方面乃至は海外に流出せしめ、市場に於ける硬貨の拂底甚しくなりたると、他方、毎年此特產物出廻の期に支那銀行は盛に小洋票を增發するを例とするも、同年は春以來の相場下落し兌換の取付著しく支那銀行は非常の苦痛を嘗めたる結果、官憲に於て大洋本位制を勵行すると共に、各銀行は小洋票の回收を圖り、加ふるに貸出を極端に抑制し、小洋票の市場流通高を減し小銀貨の需要を喚起したる爲めにして、大正六年冬より八年初にかけて前年と反對に小銀貨の相場は却つて漸落の歩調を辿つたか、其主因は爾來銀價昂騰の狀態依然として繼續し、小銀貨の上海並海外への流出一層多きを加へ、滿洲市場に於ける拂底甚たしく、且之に伴ふ銀紙の開きの增大は益硬貨を市場より驅逐し、前記各種特產物の買入は最早硬貨を以てすること能はすして、殆と小銀貨紙幣を使用するに至つたに外ならぬ、如斯最近に於ける小銀貨の缺乏は滿洲の金融市場に一變調を來すこととなり、地方經濟並

に外國貿易に影響を及ほすことか少くない。

第二款 洋錢票

洋錢票

洋錢票は又銀元票と稱する。即ち洋錢の兌換券の謂てあり、從て洋錢票には大洋錢票と小洋錢票との二種かある。

原來紙幣は其流通の圓滑を計り價格の均等を保たしむる必要より、其發行を一銀行に限ることは當然の方法にして、世界の文明國に於ては、皆其國の紙幣發行を中央銀行に統一せしむるの方針を採りつゝあるは、衆知のことてある。支那政府も亦夙に紙幣統一の必要を認め、差當り其政府の設立に係る中國銀行發行の兌換券を以て全國紙幣の統一を計らむとするの抱負て、民國元年十二月各部及各省に對し大總統發の中國銀行券の通用に關する命令にも

中國銀行は全國の金融を操縦する所以にして、商業銀行と其性質迥に異れり、須く各國中央銀行の例に照し、寬に準備金を儲り嚴に一切の流弊を杜き、首として人民の信用を起し、以て全國の脈絡を通し市面の盈虛を劑すへし。目前主要なる紙幣未た齊備せす、此種の兌換券を以て先つ將來の法定紙幣に代用することは、金融を整理し統一を速謀するか爲めなり、有ゆる公私の出納は應に一律に通用することを許すへし。

と命してある。

然れとも右の紙幣統一は單に一箇の希望に過きすして、其目的に向つては未た何等の施設あ

ることを聞かぬ、之か實現を待つは倘百年河淸を待つの類ではあるまいか。

然れは、現在に於ては支那の各銀行は殆んと皆紙幣の發行を爲し、其洋錢票は要求次第其所持者に洋錢と交換の義務を負ふものにて、一定の保證準備を持つを要するの規定なるに拘らす、實際は多年濫發の弊に陷り、屢々取付に遭ひて內部の缺陷を曝露せる爲め、其信用は遙に硬貨に劣り（最近幣制の劃一を主旨として設立された東三省銀行の大洋紙幣すら一般使用者に於て濫發を虞るゝ結果早くも現銀との間に市價の開きを生しつゝある）、又兌換券相互間にも發行銀行の信用程度によつて少からさる價格の差かあり、其流通範圍も東三省官銀號票の如く廣區域（民國九年張作霖の直隷出兵と共に其票五十萬元を齎し京津方面に流通させた）に流通するあり、又は一地方に止まるありて一樣でない。

先つ滿蒙に於ける洋錢票の流通狀況を知る爲め其資料稍古きに失するか、參考としてあぐれは左の如くである。（民國六年十二月末）

省別	大洋錢票	小洋錢票	銀元票
奉天	五〇、〇二五、七〇八元	五、四八一、八三三元	四五九元
吉林		六、二二四	
黑龍江省	二、八六四、六九九	二一、〇〇〇	
熱河	五〇、〇〇〇	二五、四〇〇	

第一項　軟貨の發行及之に對する法制及事實上の制限

一八九四年日清戰爭、一九〇〇年團匪事件の兩役以後清國財政著しく窘迫し、加ふるに中央政府の權力は地方に及はす、各省官吏紙幣發行により利益を壟斷する等のことありて、各銀行何れも之か濫發を行ひたるか、革命後殊に甚たしく遂に今日に至りたるものである。

軟貨の法制上の制限

民國成立後、先つ中國銀行則例（民國二年四月）及交通銀行則例（民國三年四月）にて兌換券發行の準則を定められ、又革命後紙幣の濫發か特に甚しかつた各省官銀號に對し、一律に紙幣の增發を禁止し（民國二年十一月大總統令）、新に各省官銀號監理官章程（同上十二月）を公布し、監理官を任命して紙幣發行額及其準備狀況を檢査することゝし、更に民國四年十月財政部より大總統の台准を經たる取締紙幣條例にては、中國銀行を除く外總ての官商銀錢行號等しく本條例に照し辨理すへきことゝし、該條例施行以前に既に特別の條例に依り紙幣の發行を准されたる銀行に限り引續き紙幣發行を許され、而して發行數に對する五割を正貨準備とし、他の五割を保證準備となすへく、尚每日紙幣發行數目並に正貨及保證準備額を直接若くは管轄官廳を經て財政部に詳報すへく、且財政部は檢査をなす等の旨規定した。

右の如く法制上に紙幣發行に對する相當制限あるも、事實上政府は銀行に對し隨時發行を許

し、又十分なる檢査を行はさることあつた爲め、遂に破綻に陷り、中國交通兩行共民國五年兌換停止の運命を見るに至つた、要するに事實上に於ては何等紙幣に關する制限なしと云ふも不可はない。

輕貨の事實上の制限なし

第二項　紙幣濫發の原因

銀幣濫發の四原因

(1) 現銀の不足　一八九〇年支那か銀元の鑄造を開始して以來、今日迄の鑄造高十六億と稱せらるゝも、民國以前よりの外國債及賠償金元利の仕拂、每年の輸入超過、過去十年間銀塊下落に依る爲替差損、軍器買入金等の仕拂多額に上れる爲めに最近三四年間に十二三億の現銀は海外に流出して外國銀行の手に移つたのである。其不足は勢ひ紙幣の發行に依りて補はれさるへからさるは言を俟たぬ。

(2) 銀行資金吸收の困難　東三省地方か產業の十分なる發達を見さる爲め、預金吸集の如きは困難事に屬する、從て銀行の運轉資金は勢ひ兌換劵の發行により其缺乏を補はさるを得ぬ。

(3) 銀行監督の不行屆　銀行に對する監督取締規定は前述の如く完美せりと雖も、右規定は有名無實にして事實上全く勵行せられす、銀行當路者は自己の地位を利用して兌換劵を投機の目的に使用し私腹を肥すか如き例尠くない、又省の當局者は金融に關する知識を欠き漫然紙

幣の發行を允許して其監督權を行使せさるのみか却て之を惡用するあり、遂に兌換券の濫發を馴致した。

(4) 政治上軍事上の原因　是れ濫發の重大因にして、政治若くは軍事上の資金を求むる爲兌換券を流用せしものにして、中央政府は內亂討伐の資金の缺乏を濫發に依つて保持し、各督軍は其地位保有の爲め養兵を必要とし、省收入を軍費に使用ずるのみならす、絕對服從の關係に在る官銀號其他に命して兌換券を賣出し、以て市場の資金を吸收せること一再に止まらぬ。

即ち以上の四原因は相錯雜して紙幣濫發の因となせるものである。

備考、尙硬軟兩貨の比價變更の趨勢及經濟に及ほす影響に就ては之を後節に譲る

第三項　大洋錢票

一、種　類

大洋票の種類

滿蒙に流通さるゝ大洋錢票の種類を發行銀行別に掲くれは左の如くてある。

銀行名	種類	備考
東三省總銀行	十元、五元、一元	
東三省官銀號	十元、五元、一元	此外滙兌券十元、五元、一元を發行す

黑龍江官銀號	十元、五元、一元	以上の二種共其六年分は永衡書局の印刷に係る
吉林官銀號	一元、三元	財政部印刷局の印刷に係る
(所謂大執帖)	一元	
	十元	財政部印刷局より白紙を交付し永衡印書局にて印刷せるもの
交通銀行	十元、五元、一元	其他滙兌券の十元、五元、一元の三種あり
中國銀行	十元、五元、一元	同上
興業銀行		滙兌券及債券を發行す

二、沿革

大洋票の沿革

東三省にて大銀元を發行せるは前清時代に大清銀行が之を發行したに始まる、民國五年以來省内の小銀元は追ふて省外へ流出せしかば、東三省の兌換制度根本的に破壞され爲めに小銀元兌換券の信用全く地に墮ちた、奉天省方面にては我國人が此機に兌換請求の擧に出でむことを恐れ、六年八月に至り遂に議決して大銀元本位を採用した。

茲に於てか各銀行は何れも大銀元券を發行するに至り、民國七/八年以後は大銀元券は小銀元券に代つて東三省金融界に於ける最も有力なる貨幣となるに至つた。然れども當時奉天省に流通した所謂大銀元券なるものは　小銀元十二角を以て其一元に換算したりしも、其實は小銀元

の一種の變相に過きなかつた、且つ各銀行は兌換を避けんか爲め所謂滙兌劵、債劵を續々發行せしかは、遂に兌換劵の發行より一變して信用證劵の發行を見るに至つた。滙兌劵及債劵に關しては後述に讓る。

三、流通狀態

大洋票の流通狀態

右大洋錢票は前述の如く大洋錢に對する兌換劵て、從つて大洋錢の同額に流通すと書かれてあるか、實際は有名無實にして一種の不換紙幣たるに止り、何れも小洋錢票と百二十の公定相場を以て使用せられる。然し各地市場共大洋錢硬貨同樣流通範圍狹小にして、加ふるに官銀號の外は一般に收授を喜はす、殊に興業銀行劵及債劵は一步の割引を要する、而して大洋紙幣と他の硬貨との間には時々刻々相場の變動あり、殊に中國交通兩銀行發行の大洋紙幣にして紙面に天津、北京若くは直隸等の文字記入せられたるものは價格一定せすして支那政府の變動により漲落する。如斯價格不定の結果各種稅金、郵便電信料、訴訟費等は硬貨に非されは受理せられさる不便かある。

其流通狀態は熱河蒙古地方以西には東三省發行以外のものは喜んで一般に收授さるゝも、滿洲にては大洋錢の流通盛んならさる關係上官銀號及東三省總銀行發行劵の外は其通用至つて少

ない。

滿洲に於ける大洋錢票流通額を擧ぐれは

第十六表　滿洲の大洋錢票流通額

行別	原幣發行額	現銀元換算率	現銀元發行額
殖邊銀行	一〇〇、〇〇〇元	一	一〇〇、〇〇〇元
黑龍江官銀號	一七〇、〇〇〇	一四	一二一、四二八
吉林官銀號	四〇四二、七一二	二〇	二、〇二一、三五六
交通銀券	八、〇〇〇、〇〇〇	一四	五、七一四、二八六
中國銀行	八、〇〇〇、〇〇〇	一四	五、七一四、二八六

第四項　國幣及國幣券

一、種　類

國幣の種類

國幣及國幣券とは國幣條例及同施行細則（民國三、二、七敎令第一九號）に依つて辨理せるもので、其形式は大洋錢及大洋錢票と同しくてはあるか、其性質に至つては之と徑庭あるは贅述を要すまい。

二、沿　革

國幣の沿革

民國三年秋歐洲戰爭の開始と共に、露國帝國銀行は早速兌換を停止した、爾來露國の紙幣は

漸を追ふて下落し、北滿一帶は四年以來留紙幣の流通額は增加せるも、價格益々下落し、商民の損害は僅少てなかつた。蓋し北滿地方に於ける各種の商業取引は從來留を以て本位としたから、遽に之を他貨幣に變更するの容易てない關係ありて、商民は只管留紙幣の騰貴を翹望して止まなかつた。

然るに民國七年過激派の政權を掌握すると同時に、反過激派の各勢力も又西比利亞一帶の地方に在つて各自に政府を創立すと稱して紙幣を濫發せし爲め、商民の損害を被ることゝ益々大となり、殊に八年春に至つては留の市價僅に大洋の一分内外となり、其騰貴は全く絶望視さるゝに及ひ、茲に於てか支那商人も漸く覺醒し來り、遂には哈爾賓に於て初めて貨幣本位の改革か議せらるゝに至つた。

時偶々東支鐵道從業員は露貨の下落に依つて生活の困難を來し罷工を演したか、同時に支給は別種の貨幣を以てすへき旨を要求するに至つた。茲に於て支那官憲及中國交通の兩銀行は北滿地方に國幣券を流通せしむべき時機已に至れりとなし、即ち民國八年五月十三日濱江道尹より中國交通兩銀行、錢糧二信托公司及道裡、道外二商會を召集し、哈爾賓に於て金融整理會議を開催し、左の如く國幣流通辦法六ヶ條を議決した、

國幣流通辦法

一、中國交通兩銀行より國幣券を發行す

二、天津及上海向銀兩爲替取組に應するも當地にては兌換せす

三、補助貨を發行し十角を以て一元とす

四、適當に不動産抵當貸出をなす(專ら外國人の産業を買收するを以て限度となす)

五、錢糧兩信託は國幣券の賣買を引受く

六　鐵糧兩信託は國幣準備金を中國交通兩銀行に預置く

右辨法を議決せる以後、中國、交通兩銀行は陸續として國幣を發行し半箇年を出てすして其信用漸く著しかつた。民國九年一月に至つては北滿の各海關も均しく國幣を收受するに至つたか、官廳及各方面の商人等は哈爾賓に於て國幣券の兌換なきことを遺憾とした。玆に於てか中國、交通銀行は商民の便利を圖り、紙幣の信用を鞏固にするか爲めに、九年三月十日無制限兌換の方針を宣布したか、爾來國幣券の流通益々廣く、露支の商民は喜んて之を行使するに至り、最後に中國、交通兩銀行は東支鐵道に對し、國幣券を以て貸付をなせるか、該公司か其借款を償還するまては、其收受する大洋銀及國幣券の金額を、兩銀行に預金すへきことを約すると共に、東支鐵道會社は五月二十五日以降運賃及乘車賃は大洋幣若くは國幣券を以て收受すへき旨

を布告した。

哈爾賓方面は斯くして已に大銀元本位を採用するに至つたか、黒河方面に於ても亦民國九年一月二十六日、三十餘人の商民相會合し、縣公署及警察廳派員の臨場を請ひ、國幣券流通の件を協議し結局二十七日以後に於ては一切の取引及租税納付等には現銀を以て本位とすることを議決し、此旨を官廳に報告した。同時に一方に於ては商民側に於て粮服會なるものを組織し、露國に對して十四ヶ條の通商權利を要求して其承認を得たか、其第六條に據れは露國代表者は今後支那商民か貨物を露國に輸出する際には、實際に流通せる紙幣を以て規則に照して輸入税を納付することを承諾すへき旨明記してある。斯くして中國銀行は極力國幣券の流通に努めたから、露國方面に於ても中國銀行の信用は頗る鞏固にして、最近に至りては露國國庫の現金は悉く中國銀行の預金となし、以て國幣券を使用するの有樣となり、遂に國幣券は國境を超へて露國内に流入するに至つた。

三、流通狀態

國幣の流通狀態

中國、交通兩銀行の國幣發行額は、大正九年五月迄に已に約一百萬元の巨額に達した、其一年後なる現在に於ては更に其數倍を加へたと思はれる。加ふるに黑龍江沿邊一帶の地方に對し

ては戍通公司と相協力して其流通に努めて居る故、北滿地方に於ける國幣券の流通は前途頗る重視すべきものあり、實に今日の狀態にては將來に於ける東三省幣制の統一計畫は全く此貨幣に向つて其望を繋かさるを得ないのである。

第五項　小洋錢票

小洋券の種類

一、種　類

小洋錢票は小洋錢に對する兌換券にして其顏面小なるは半角より大なるは百角（十元）に至る各種かある、今銀行別に之か種類を揭くれは左の如くてある。

銀行名	種類	
東三省官銀號	半角、一角、二角、五角、十角、五十角、百角	
吉林官銀號（執帖と稱せらる）	一、民國七年永衡印書局の印刷せるもの	一角、二角
	二、民國六年　同　上	一元、三元
	三、民國七年財政部印刷局の印刷せるもの	一元、五元、十元
	四、財政部印刷局より白紙を出し永衡印書にて印書せるもの	十元、五元、
黑龍江官銀號	一、黑龍江省通用小洋錢票	一角、二角、五角
	二、東三省流用小洋錢票	十角、五十角、百角

廣信公司	官帖以外に小洋錢票を發行せるも其數多からず、種類亦詳かでない	
奉天興業銀行	五角、一元、五元、十元	
奉天商業銀行	半角、一角、二角、五角	
華商銀行	一元、二元	
殖邊銀行	一、東三省券	一角、二角、五角、一元、五元、十元
	二、吉黑券	一角、五元、十元
	三、長春券	一角、二角、五角、一元、五元、十元
交通銀行	一、東三省券	五角、一元、五元、十元
	二、長春券	一角、二角、五角、一元、五元、十元、五十元、百元
中國銀行	一、東三省券	一角、二角、五角、一元、五元、十元
	一、長春券	五角、一元、五元、十元

二、沿革

小洋錢票の沿革

東三省に於て小洋錢票を發行せしは前清光緒三十二年（一九〇六年明治三九年）に始まる、小銀元の流通額か市場の需要に足らなかつた爲めに、東三省官銀號は小洋錢票を發行して以て商民の便利を圖つた、其後各種の銀行相次て設立せられ何れも爭つて小洋錢票の發行を行ふあり、茲に小洋錢票は民國六／七年以後東三省金融界に於ける唯一の貨幣となつた。

小洋錢票流通狀態

三、流通狀態

小洋錢票は奉天省全部を通して租税公課の納付、雑穀雑貨の取引等に遍く使用され、奉天省の法貨とも認むへきてある。

右各票の内最も信用あるものは中交兩銀行券にして比較的圓滑に流通するも、其餘の各票に至ては充分なる準備金を欠き兌換の請求を受くるも一時に全額の兌換に應し得るものなく、爲めに票と現金との間に價格の開きを生することを珍しくなく、往々にして市場恐悦の因となすことかある。されは朝野共に其弊を認め其整理の必要と唱ふるもの多く、民國政府か二年十一月各省に對し紙幣增發禁止に關する命令を發したるか如き、全く其弊害を芟除せむとするの趣旨に出てたるものなれとも其整理は殆と絶望に屬する。

大正三年頃迄小洋錢票の市場流通高は多からす、五角以下の小額紙幣は一葉も見なかつた、從て一般商民は紙幣の眞僞を見出し能はさるのみならす硬貨との開き不定の爲め之か受授を好ます、又當時流通貨幣の本位は吊文にして一般取引は總て吊文建なりしを以て、本紙幣の流通は一層阻害せられた、然れとも一般硬貨は地金相場の變動に依り一時甚たしく外溢し、金融界紊亂の兆ありしを以て更に硬貨の輸送を禁止せられた、其結果貿易上輸入超加の場合或は逆爲

替の取組みを以て決濟せらるゝ方法あれとも、時には現金輸送を必要とする場合少からす、此場合硬貨の轉送は法令上之を許ささるを以て總ての現送は殆と紙幣に依るを常とした。斯くて硬貨の輸出制止は各地紙幣の需要を增加せしめた一因てある、又歐洲戰亂に依り銀塊相場の上騰は直に小洋銀貨の上騰にして、一般商人は銀貨を藏して成るべく紙幣に依り仕拂はんことを努むるを以て、紙幣の流通更に增加するに至つた、又大正六年四月末奉天省の一部にては通貨の本位を小洋紙幣に改正せられ、市場取引は小洋紙幣建と規定せられたるを以て、其後本紙幣の流通高は急激に增加したのを見る。

本紙幣は前記の如く流通貨幣の本位なるを以て價格に變動なきか如きも、通用區域の異る爲め信用に相違あり、即ち吉黑兩省のものは奉天省内にて或は流通せさるあり、又發行銀行により信用の原薄ある等の別あり（殖邊華商兩銀行券は信用を失墜し市場に融通せぬ）硬貨との開きは不定にして銀塊相場の漲落、兌換制限、特産物の出廻期節に依り左右せられる。

第六項　有價證券

一、種　類

有價證券の種類

有價證券は元來信用證券にして通貨にあらさるも、實際に於ては紙幣と同一に流通するを以

て軟貨と見做して述ふる。

有價證券には形式上、滙兌券及債券の二に分れ、性質上大洋錢建、小洋錢建の二に分類することか出來る、今發行機關を標準として之を分述すれは

東三省官銀號	滙兌券	大洋	一元、五元、十元
奉天興業銀行	滙兌券	同右	五元、十元、五十元
	債券	大洋	一元、五元、十元
奉天商業銀行	小滙兌券	小洋	十元、二十元
交通銀行	滙兌券	大洋	一元、五元、十元
中國銀行	滙兌券	同	一元、五元、十元

二、沿革

有價證券の沿革

滙兌券及債券は原來支那銀行に於て軟貨の暴落に伴ふ兌換上の苦痛を避けむか爲め案出せられたもので、滙兌券には北京及天津にて上海爲替の代り金として受入るへき旨を記載し（但し券面上には大洋票の如く硬貨と兌換すへき旨の明記かない）、債券には年利四分を附すと記載せるのみてある。即ち其形式は純然たる紙幣にあらさるも、實質に於ては全然不換紙幣と認めなけれはならぬ。

而して奉天に於ける兌換停止の條件（後節參照）として民國七年七月に日支兩國間に於ては「滙兌

券、債券の發行は一時的辨法なるを以て極力之か回收を圖るへし」と協定してあるから、八年二月の兌換停止後に於て之か回收を圖るへきてはあるか、支那側の現況に於ては其實行如何は甚た疑問とされつゝある。

第三節 制錢系の通貨

第一款 制錢

制錢の種類

一、制錢の種類

制錢とは政府制定錢の義て一に東錢(トンチエン)、葉錢(エーチエン)又は樣錢(ヤンチエン)とも稱し、我寛永通寶に似た銅錢てある。清朝各代の鑄造に係り其種類には天明、天總、順治、康熙、雍正、乾隆、嘉慶、道光、咸豐、光緒等の各通寶かある、順治十三年(一六六一年)以前のものには背面孔の左右に滿洲文字及漢字各一字を附し、雍正七年(一七二九年)以後の作は滿洲文字二字を用ふる。初めは官に於て鑄造し、一定の品位及重量(一個の重量約我一匁、品位銅六七割)を具へたりしも多年の間私鑄行はれた結果、質量共に甚しく劣惡となり、且區々一定せす、甚しきは一個我一分を出てす銅鉛相半し或は鐵又は砂を泥し通貨として認め難きものさへ生し、茲に制錢及私錢の別か生した。

制錢とは各省官錢局鑄出のものを云ひ、大錢（老錢）、中錢（京錢、津錢）、小錢（東錢）等の稱呼により計算を異にする。

私錢は民間の私鑄に係るものを云ひ、又毛錢と稱し品質前者に劣る、俗に鵝眼（ウエーエン）、魚眼（ユイエン）と呼ふは孔大なるを云ひ、多量の砂を混するを沙板兒（サーパール）、黃沙（ホワンサ）或は沙殼（サカカテ）と云ひ、肉甚た薄きものを風皮（フオンピー）と云ふ、蓋し其極惡なるを諷したものである。



制　錢

二、制錢の沿革

制錢の沿革

東三省は前清の初葉に在つては、皆外省若くは外國より、流入せる歷代の舊錢を用ゐ、中にも高麗錢及日本寬永錢の如きは其流入最も多かつた、然るに中葉以後は戸口の増加と共に制錢の缺乏を來したから咸豐二年（一八五二年）各省に諭令して錢法を整頓せしむるに至つたか、吉林、奉天の諸省は制錢久しく缺乏し銅塊亦之を得るに難きを以て、寶銀を鑄造し銀票を發行して之に代へたか、到底其不足を補充することか出來なかつた是よりして民間盛んに私帖を用ゐ、間々之に代ふるに過帳を以てするものあるに至つた。依りて地方長官は制錢缺乏の

窮狀を屢々上申した結果、政府は光緒十三年(一八八七年)各省に諭令して福建の錢樣を眞似て制錢を鑄造せしめ、一文の量目は一錢を以て標準と定めた、同年吉林に於ては寶吉局を設立し、量目八分の小錢を鑄造し以て私鑄を防いた、即ち局内に四爐を設置し、一爐一日の鑄造額九十吊、一箇年約八九萬吊てあつた。同十四年又請ふて軍事費中より一萬兩を割き、財政部より制錢を以て之を發行し吉林省に送つて其需要に充てしめた、又十五年には上海其他の各地方より銅を採購し、並に制錢十餘萬吊を輸入し來りて以て制錢の不足を補つたのてある、爾來吉林地方には制錢の流通稍多かつたものの、琿春地方は依然として布を以て交易の媒介となし、其他の各縣の多くは銀塊を以て交易の媒介となした、十六年には省城火災の爲二爐を中止し、十九年以後は僅に一爐を存するのみとなつた。次て光緒二十七年及二十九年に奉天、吉林二省か造幣廠を設置して銅元を鑄造するに至つてから、多額の取引には過帳銀に依るに非れは概ね銅元を用ふるに至り、後述する如く現在制錢の用途は日に狹まりつゝある。

三、制錢の計算及成分

制錢の計算

制錢の計算は文成、吊の稱呼を用ひ、十文を百成即ち一千文を一吊とする、元來は制錢一個を以て一文とし千個を以て一吊文とするを本則としたか、滿蒙にては東錢、中錢其他抹錢の必

要上各種の稱呼と計算法を用ゐる、今中央試驗所分析の結果による成分は左の如くてある。

第十七表　制錢の成分

鑄造所鑄造年	銅	錫	鉛	亞鉛	鐵	其他	試驗年月
不明、混合	六三・一六八%	二・二〇八%	五・五九一%	二五・二二七%	一・三三八%	%	大正四年七月
同	四五・七一〇	一・九九〇	四・四六〇	四〇・六六〇	二・六八〇		同
同（黄色）	五四・七三五	―	三・四〇一	三五・五五〇	一・三九八	アンチモン 一・七六六 蒼鉛、痕跡	大正五年三月
同（赤色）	五二・六〇三	―	二・八六七	三七・四一〇	一・七九二	アンチモン 〇・二三一 蒼鉛、痕跡	同

制錢の流通狀態

四、流通狀態

支那に於ては上下より既に銅錢を鑄造し、交易の媒介に供せしこと歷史の示すところにして、其使用は普く支那全土に及ほしたか故に、現時制錢の通用せぬ地方は殆んとこれなきも。

一、咸豐三年長髮賊亂以來殆と其鑄造を廢止せしこと

二、近代滿洲各省鑄造の制錢は量質共に劣惡のもの多く、加之私鑄の制錢行はれ優良なる制錢は市場より驅逐せられたること

三、殊に光緒二十八年以來、政府は實質の劣れる銅貨を鑄造して制錢に代用せしめ、以て制

錢の驅逐を促したること

四、近年銀塊相場の下落は、引て支那銀貨の金に對する相場を低落せしめたるも、其制錢に對する相場は割合に低落せさりしを以て、銅の市價騰貴するときは銀貨を以て制錢を購ひ、私に之を鎔解輸出するもの尠からさること

五、價格に比し重量多く、運搬保管受授等不便にして人々其受授を喜はす、從て取引市場より村落に驅逐せられたること。

等の理由に基き滿洲の主要市場には日常の取引に制錢を使用するもの殆と稀にして、通常十文以下の零碎なる仕拂にのみ使用することあるのみてある。

右の狀況に於て見るときは滿洲の通貨として制錢の地位たる、現時に於ては重きを置くに足らないと雖も、因襲の久しき爲め價格の尺度として制錢の呼稱を使用すること、換言すれは物價の制錢建尙廣く行はるゝの事實は之を看過し得まい。抑滿洲三省の內、吉林省に於ては本來制錢の兌換劵なりし官帖を發行し、公私の取引に之を使用せしむるを以て、同省に於て今尙物價に制錢を用ふるは怪むに足らぬか、小洋錢の主要流通地たる奉天省內にありても農產物の生產地相場か若干の例外ある外、悉く制錢建なること及鐵路沿線の部會(奉天、安東等)に於て現

銀及小洋錢の貨幣相場に今尚之を使用するの一事は特に注意に値する。

是れ制錢か各地の主要貨幣たりし時代の遺風に外ならぬか、其今尚行はるゝの結果は、實際取引上に不便少なくない、例へは現銀を以て表示せられた金額を小洋錢にて仕拂ふには、次の如き計算法を行ひ洋錢に換算するの必要かある。

$$\text{現銀}\triangle\text{兩} \times \frac{10350}{6170} = \text{小洋錢}\times\text{元}$$

右の換算は從來兩を以て定められた租税の納入、俸給の仕拂等に當り日々實行を見たる處にして、仕拂人は多年の慣習上敢て怪まぬか、制錢か滿洲に於て實際上殆と流通を見さる今日、制錢建値の使用は全く無用の業てはあるまいか、

第二款　抹(モー)錢(チエン)

抹錢の意義

一、意　義

現在東三省に流通する抹錢は硬貨にもあらす、又硬貨の代表貨幣にも非すして、全く貨幣の代用品に過きないものである。抹錢は咸豊、同治の交に創始されたものであるか、今に至つても尚盛んに行はれつゝある、現に奉天省の東錢の如き、若くは吉林、黒龍江二省の中錢（所謂吉錢及江錢）の如きは、何れも實際の制錢から離脱して自ら一種虚本位の錢制を形成し、市場に於て今尚一

部の勢力を占めつゝある。

此種の錢制の起源は、制錢の硬貨缺乏して市場交易の用に足らさるによりて、發生したものてある、即ち當時は現貨以外他に交易の媒介となすへき別途の貨幣なかりしを以て、人々爭つて硬貨を尊重し、其呼價は遂に其實價以上に出つるに至つた。而も時を經ること久しきに從つて、遂に知らす知らすの中に漸く貨幣より離脫して、以て自ら一種虛本位の錢制を形造るに至れるか、其後勢力偉大となり、其結果現錢の流通行使に於ても亦此虛本位錢を以て其標準となすに至つた、而も其因襲の久しき現錢を用ふるよりも却つて便利なりとせられ、玆に於てか現錢は遂に市場外に驅逐さるに至つた。爾來官廳は屢々抹錢の行使を嚴禁したものの其流通は依然と同してある、蓋し此に依るに非んは交換の媒介の上に少からさる不便か生するからてある。

二、種類

抹錢の種類

抹錢は其形式の異るに從つて過帳錢（コーチャンチエン）と憑帖（ピンテー）との別かある。又現錢に對して其本位の換算率を異にするに依つて東錢（トン）と中錢（チョン）との別かある。其本位を均しく吊（テャヲ）を稱し、吊の次位を陌（パイ）と稱し、陌の次位を成（チエル）と稱し、成の次位を文（ウエン）と稱する。

要するに東錢と云ひ中錢と云ひ現在斯かる稱呼を有する錢貨あるに非すして、只制錢の計算

法を異にするによりて生したる稱呼てある、換言すれは各當該地方に於ける無形の標準錢貨にして、其量目及品質より打算し、東錢一吊文は制錢百六十文に、又中錢一吊文は制錢五百文に當るとも說明し得る。

左に其各種類に就て詳述すれは

A、東　錢

東錢

奉天省内にて行はるゝ方法にして一百六十文（制錢百六十個乃至百六十四個）を一吊文と計算し、此計算法を東錢と稱する、即ち制錢一個は六文餘に當るの計算にして端數は四捨五入に依り處分する、百六十個一吊の例に依りて之を言へは制錢二個を十文（一成）、三個を二成、五個を三成、六個を四成、八個を五成とし、十六個を十成即ち百文に、三十二個を以て二十成に計算し、以上十六個毎に百文とするものてある。

今東錢と制錢との對照を示せは左の如くある。

第十八表　東錢と制錢との對照

東錢 單位名稱	東錢 十進名稱	換算さるへき制錢數	東錢 單位名稱	東錢 十進名稱	換算さるへき制錢數
一〇文	一成	二個	一〇〇	一陌（一〇成）	一六個

二〇文	二成	三個	二〇〇	二陌(二〇成)	三二個
三〇文	三成	五個	三〇〇	三陌(三〇成)	四八個
四〇文	四成	六個	四〇〇	四陌(四〇成)	六四個
五〇文	五成	八個	五〇〇	五陌(五〇成)	八〇個
六〇文	六成	一〇個	六〇〇	六陌(六〇成)	九六個
七〇文	七成	一一個	七〇〇	七陌(七〇成)	一一二個
八〇文	八成	一三個	八〇〇	八陌(八〇成)	一二八個
九〇文	九成	一四個	九〇〇	九陌(九〇成)	一四四個

束錢　一〇〇〇文—一〇〇成—一〇陌—一吊—制錢數一六〇個

B、中　錢

中錢

制錢五百個を一吊文とする方法にて此計算法を中錢と稱し吉黑兩省に行はる、即ち制錢一個を二文とするものにして、第一の計算方法に比すれは甚た簡明てある。尤も所により一吊毎に數個を減するの慣習あり、例へは長春にては五百個の內六個を引去り四百九十個を一吊文として授受するか如くてある。

C、必しも定數に從はさる計算

定數に從はざる計算

必しも定數に從はすして次の如き習慣に依るもので、專ら熱河蒙古地方に行はれる

單位		稱呼
九八〇文	を一吊とするもの	九八錢
九九〇文	同	九九錢

九七〇文	同	――	九七錢
五〇〇文	同	――	中錢
四八〇文	同	――	中錢の一種
一六〇文	同	――	小錢
一、〇〇〇文	同	――	滿錢

抹錢の流通狀態

三、流通狀態

今其流通額を見るに

（甲）東錢　奉天省內の流通する東錢憑帖（性質上紙幣なれとも便宜よりして本項に入る）は、東三省官銀號の發行せる一〇、九〇一吊（九年九月）及其以前に發行せる商民方面の私帖を以て其金額とする、今商民方面の流通額を財政廳の調査に依れは。

第十九表　奉天省內流通の東錢及私帖

錦縣	四九九、八〇〇吊	北鎭縣	三二二、八〇〇吊
錦西縣	二九〇、九〇〇	義縣	二三、五〇〇
興民縣	七八二、〇〇〇	新民縣	三、五三二、七〇〇
懷德縣	二八、九〇〇	計	五、四八〇、〇〇〇

備考　此外に各縣共多く銀行私帖を發行せるも詳細は後節に讓る。

（乙）中錢　吉黑二省に於ける中外の流通區域を見るに、敦化、額穆、五常、依蘭、楡樹各縣の如き其流通額多きは二／四十萬吊、少きも亦二／三十萬吊を下らさるへく、二省に於ける

私帖も其流通額五、六百萬元を下るまい。

四、相 場

東錢の相場

大銀元に對する東錢の相場は、民國九年四月二十二日の建相場に依れは、東錢九吊四百四十文を以て大銀元一元と交換せられた、即ち所謂東錢なるものは其價格僅に大銀元の一方に相當するに過きない譯てある、之を東錢一吊か現制錢百六十個に相當した昔日の相場に比較すれは、實に十五、六分の一の下落てある、次に中錢の相場即ち現在の吉帖、江帖の價格を見るに、最近民國九年五月の相場に依れは、吉帖、江帖の七十吊を以て現制元一元に換算し、中錢の一吊は僅に現銀元の一分四釐餘に當るに過きない、之を中錢一吊を以て現制錢五百個に換算し、中錢二吊を以て現銀元一元に換算せるの舊日に比較すれは實に三十五分の一の下落を見たる次第てある。

第三款 銅 元

一、銅元の種類

銅元の種類

銅元(銅字兒と稱する)は我銅貨と同しものてある。東三省に流通せる銅元の種類は、鑄造せる省に依つて之を區別すれは、奉天省銅元と吉林省銅元との二種あり、又銅質を以て區別すれは黃銅元

と紅銅元との二種あり、又制錢との比較を以て區別すれは、當二十文、當十文及當二文の三種あり、目下市場に流通せるものは專ら當二十文及當十文の二種のみとし、吉林省にて鑄造せる當二文は其流通額至つて稀少てある。尙一九一四年發布の國幣條令には銅元を一分、二分、五厘、二厘一厘の五種と改定されたか五厘、二厘、一厘の三種は吉林省の當二文を除く外は未た嘗つて鑄造せられたのを聞かぬ。

二、銅元の沿革

銅元の沿革

銅元の鑄造は前清の光緒二十七年（一九〇一年）に各省に諭令して之か鑄造をなし以て制錢の不足を補はしめたるを嚆矢とする。吉林省は同二十八年より、奉天省は三十一年より共に相前後して銅元の鑄造を開始した、而して其鑄造の當初は制錢に比すれは造幣も正確て授受にも便なる爲めに民間から多大の歡迎を受けたか、其後各省共銅元の鑄造に依つて利益を圖るに至つたから、其信用は漸く薄らき來つた、依つて光緒三十四年二月其鑄造を停止せしむることゝなり、吉林省造幣廠は即ち此年に於て停辦したか、奉天省は同年九月に至つて再ひ鑄造を開始したのてあつた、然れは民國成立以來三省の需要した銅元は何れも奉天省造幣廠の鑄造に係るものてある。

三、計算

銅元の計算

銅元は其形式より見るときは洋錢の補助貨なるか如きも此兩者間には何等制度上の連絡なく却つて制錢と其系統を同うするものである、然れども制錢か市場から影を沒したと同樣に銅元も經濟界の發達に伴ひ多額の取引に不便を感するに至りし故自ら其流通額を減縮し、現在に於ては一角又は一吊以下の端錢として用ゐらるゝに過きぬ。

四、流通狀態

銅元の流通狀態

銅元は既述の如く元來制錢の代用貨として發行せられたる貨幣なるを以て其流通の區域は制錢と同しく支那全國に亘るものにして滿洲一帶を通し其流通を見さるはない、銅貨は之を制錢に比するときは其造幣正確にして僞造少く且つ受授携帶に便なるを以て其發行の當時に在りては流通圓滑なりしのみならす、當時は奉天及吉林に銅元局あつて銅貨の供給に當つたから多額の銅元の滿洲に於て流通するを見たか、爾後一方には銅元局の閉鎖せらるゝあり、他方には經濟界の進歩するに從て銅貨も亦其形態量目大に失し、之を以て多額の取引を行



銅元

ふの不便は制錢を選はぬを以て市場に於ては漸次其使用を喜はさるに至り自ら其流通額を減縮した。尙銅貨流通額の減少は山東省勞働者の滿洲出稼に依り、其歸還に當り好んで之を携行するにも基くとも稱せられる。

東三省に於ける銅元の流通額は其確數を統計に求むることは容易でない、近來奉天、吉林二省の銅元にして前記の理由により關內地方に流入し來るもの固より多いか、關內の銅元にして東三省に流出しをるものも亦少くはないらしい、其流通額に代ふるに奉天、吉林二兩に於ける累年の銅元發行額を示せは左の如くてある。

第二十表　奉吉兩省累年銅元發行額

省別	幣別			銀元との換算率	銀元換算額
	當二十文	當十文	當二文		
奉天	五五、三六九、八七八	一五、八八四、五二八枚	—	—	—
吉林	一、七八四、七九〇	一三、七六三、九九〇	九七八、五〇〇	一、五〇〇文	一、一〇一、八一八元

備考　右表は民國二年十一月末財政部調査に係る。

吉林省か造幣分廠を裁撤したる以後、三省の銅元は悉く奉天造幣分廠の鑄造に歸した、奉天

省か民國六年末迄に鑄造した銅元の數額は左の如くである。

種類	鑄造額	銀元との換算率	銀元換算額
當二十文	五六、六三七、三七八枚	一、五〇〇文	七五五、〇〇〇元
當十文	一七七、〇六八、〇二八	一、五〇〇	一、一八〇、〇〇〇

五、銅元の相場

銅元の相場

前清時代の發行當時に於ては、銅元百枚を以て銀元一圓に換算したか、爾來銅元の流通額多過となるに從つて價格漸く下落せるも、光緒三十四年一時銅元の鑄造を停止するに因つて價格は亦騰貴した、當時天津の銅元は之と比し價格稍下位に在つた爲め、其結果、關內に於ける天津銅元は續々として關外に輸出せられた、之か爲め滿洲の銅元は市價頓に低落し、銅元十二枚を以て小洋錢一角と交換するに至つた、民國以來銅元の市價は累年甚たしき高低を見ない。

第二十一表　洋錢に對する銅元の市價

年度	洋錢一元に對する銅元枚數	備考
光緒三〇	一〇〇	
同　三四	一四〇	
民國　三	一五五	

	奉天	一四四	三月十日の相場
同四	吉林	一二八	三月二日相場
	黒龍江	一三二	三月十日相場
同八	長春	一五〇	

第四款 官帖

官帖とは省の機關銀行から發行する兌換劵の一種て、現在にては洋錢を以て實際上換算せらるゝも制錢の單位たる吊を以て其額面となすを以て本款中に之を説明する。滿蒙中現に官帖を發行するものは吉林省、及黒龍江省の二省てある。

第一項 吉林省官帖

吉帖の種類

一、種類

吉林省官帖は吉林省立の官銀號なる永衡官帖局の發行するもので制錢を以て單位とする、光緒二十六年(一九〇〇年)初めて官帖を發行したときは其種類一吊、二吊、三吊、五吊の四種てあつたか、次て三十四年に十吊、五十吊、百吊の三種を增發した、即ち現今流通せるものは以上の七種てある。右の中五十吊は百吊の二種は之を整帖と稱し、十吊以下は小帖と呼ふ。

二、沿革

官帖の沿革

各省官銀號の設立は咸豐二年(一八五二年)のことであるか、同四年戸部より官銀票四萬兩を發行し吉林省に令して割合に應して各種の支拂に使用せしめ以て紙幣の流通を促成するの助となした。然れとも當時に在つては商賈の多くは之を疑懼し、未た錢を以て票に換ふることを肯んしなかつた、茲に於て、時の將軍景淳于は同六年三月二十一日通濟官錢局を設立して銀票を發行し、人民の局に至り票を買り又は票を賣はんとするものに對しては、隨時に現金に應して割引又は打歩を附して之か授受を引受けた、是れ吉林省に於て官帖を發行せるの濫觴て、爾來官帖の信用漸く高まり毎年約三萬餘兩の官帖を流通せしむるに至つたのてある。然るに同治の初年に至つては官署の經費漸く多端となり、發行額の增加を招來するに連れ、現金は之か兌換に不足を告くるに至つた。茲に於て同治四年(一八六五年)將軍皁保は二割は現錢を以て交付し、殘額の八割は不兌換錢票を以て交付することゝ規定した、次て同治十年には全省に於ける一切の稅及釐課は一様に不兌換錢票を以て收受し、唯物に稅するの錢文のみは即ち二割八分の現錢を以て收受することゝした。次て光緒九年(一八八三年)將軍銘安は憑票十吊に就て現錢二割を取ることを規定し、又同十年、將軍希元は錢六百文の憑票は銀一錢八分に該當することを規定し、以て永久の標準價格と定めた。

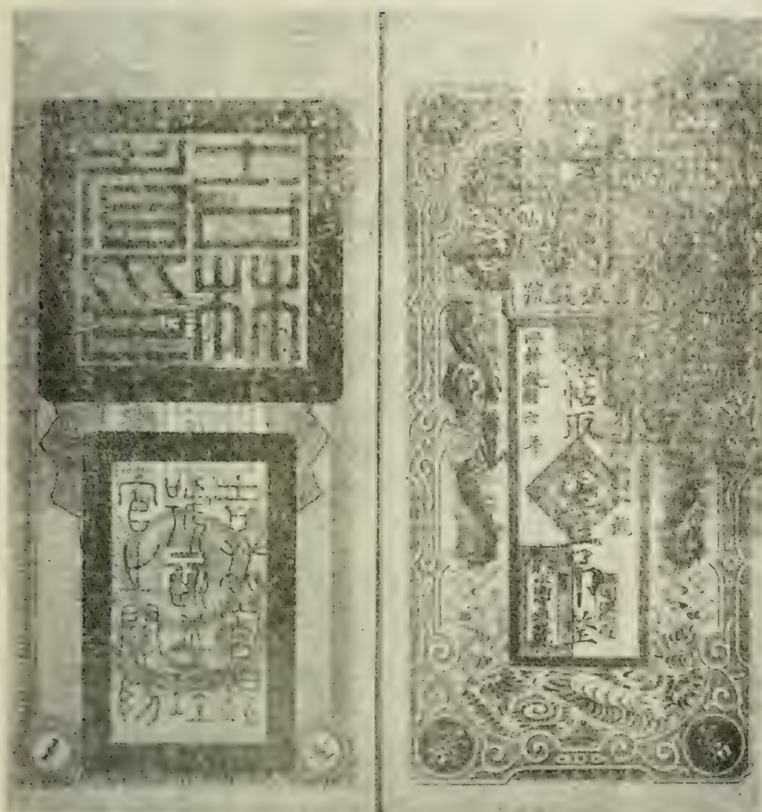
光緒二十四年(一八九八年)吉林將軍延茂は官帖局を設置して專ら木版の銀元官帖を發行し、以て現銀元の不足を補ひ小銀元帖一元を以て吉林錢二吊二百文に相當せしめた。二十六年更に現錢の官帖を改發し、三十四年には官帖局内に官錢局を附設して石印官帖を改發した、時に發行額の多過なるに因つて、現錢は兌換に足らす、其票面に二割たけは現金を以て交換する旨を證明した。

越て宣統元年(一九〇九年)八月同局を吉林永衡官錢號と改稱し、上海より現銀二百餘萬兩を輸送し來りたるを以て、帖價は一時大に騰貴した。三年省城の大火以後は官帖の發行額益增加し、民國三年末た官帖の回收を實行しなかつた當時は、尚ほ數百萬の現銀準備を有したか、四年以後には準備全く空虛となつた。但し當時に於ては官帖の發行に對しては、尚中央政府の許可を必要としたか、民國五年以後は軍費多端而も財源枯渇せるにより、益之か濫發を見るに至り、以て今日に及んた。

三、樣　式

吉林官帖は其形長方形にして、用紙は大小一定せぬか、印刷を施せる版面は、縱我曲尺六寸、横同三寸あり、表面に制錢の呼稱を以て額面を記し裏面に次の告示文を載する。

吉帖の樣式



吉林官帖表裏（一吊）

今設二官帖局一、開二使官帖一
以輔二銀元之不足一、凡各官
庫有二經徴一、錢款租税捐私
釐等項一、皆準以二官帖一交
納、原爲下疏二通錢法一通商
便民之計上、現因二開使既多
流通益廣一、間有二不肖奸
徒一造二控假一欺騙二農商一
等不レ比二痛恨一、以本局不レ
惜二工本一不レ厭二精詳一、另
換二縮版一用二帖目細紙一、各
分帖式背面另用二花色一別レ
之以杜二假冒一而昭二大信一
仰附遠近商民人等知悉務須
認細着認、俾レ負二以偽亂一、
眞切切

最初は二割兌換銀元の規定にして發行高の三分の一の準備金を有したか光緒廿六年以降造幣局にて銅元の鑄造を廢したるを以て官帖の發行高は愈多く納稅、官吏の俸給及市民の米鹽を購ふにも之を用ひ遂には濫發の弊に陥り二割の現錢共交附し得さるに至り事實上不換紙幣となつた。

從つて最初は銀一元に對し二吊五百文を法定相場とし、次て右の二割兌換の制度を定めたるも其後濫發に伴ひ市價の下落を來すに至つた爲め之を防止せんとし大正三年より同四年初に亘り市場相場以上の率（當時市價は小洋一元に對し八吊九百文内外なりしか兌換率は七吊であつた）を以て兌換に應した、其結果兌換準備金は愈不足を來した故右兌換を廢するの止むなきに至り更に其聲價は低落を告けた。

斯く官帖濫發の原因は主として從來省當局の私弊と省財政の困難とに起因し年々の不足額は濫發に依り補塡せらるゝものである、從て其發行額の増發は勢ひ官帖の下落を馴落し近年に至ては新舊帖の交換を行ふ場合にすらも民間にては増發を恐れ官帖相場の下落を見る有様である。

吉帖の流通狀態

四、流通狀態

其流通範圍を見るに吉林省を中心とし、省内にては官署一切の納金に使用し得るは勿論市場一般の取引にも使用し、尚黑龍江省の一部にし之か流通を見る等割合に廣汎てある、然し一度奉天省に入れは其流通力を失ひ其間に截然たる區別を存するか蓋し奉天省は小洋錢の勢力偉大

なるのみならず小洋錢は實價を有するに反し、官帖は省の命令を以て其流通力を賦與せらるゝに過ぎぬからである。

備考　其流高通に就ては正確なる統計を欠くも、今吉林官銀號發表に係るものを擧ぐれば左の如くである。

第二十二表　吉林官帖累年發行額、回收額及其流通額

年次	發行額	回收額	流通額
光緒二十四年至宣統元年八月	五三、六一五、五四八吊	—	五三、六一五、五四八吊
宣統元年八月至同年十二月	一〇、一四九、一〇〇	—	六三、七六四、八四八
宣統二年	七、九六二、八五〇	五、九〇〇、〇〇〇	六五、八二七、六八九
同三年	一五、〇〇四、三〇〇	一、八三七、六三四	七八、九五八、二六四
民國元年	二七、七四五、〇〇〇	三、六二五、六六六	一〇三、〇七八、六九八
同二年	三六、九三五、〇〇〇	三、〇〇〇、一二三	一三七、〇一三、五七五
同三年	二四、六一〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一五二、六二三、八九一
同四年	三年十二月官帖回收案出てしにより發行せす	二、〇〇〇、〇〇〇	一四九、六二一、八九一
同五年	九〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二三六、六二一、八九一
同六年	七〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三〇二、六二一、八九一
同七年	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	五六九、六二一、八九一
同八年十二月二十日	—	—	八三四、四〇五、八一〇

備考　然れども實際に於ては現在約二十四億吊以上の流通ありと稱せられる。

吉帖の相場

五、相　場

吉林官帖濫發の結果は年々其市價を低落せしめつゝあるは既述の如くであるか、前淸光緒三十三年頃は小銀元一圓に對する吉帖の市價は約二兩六百二十三文てあつたか、民國以來の市價は左の如く慘落を極めて居る。

第二十三表　銀一元に對する吉帖市價（長春）

年度	一月 最高	一月 最低	一月 平均	七月 最高	七月 最低	七月 平均
	吊　文	吊　文	吊　文	吊　文	吊　文	吊　文
民國元年	四、二六〇	四、六一三	四、四〇九	五、〇三〇	五、四七〇	五、一九三
同二年	六、五〇〇	八、二〇〇	七、二三一	七、二五〇	八、二〇〇	七、六五四
同三年	八、〇〇〇	八、九〇〇	八、三三一	一三、〇三〇	一六、八〇〇	一四、九六七
同四年	一一、三〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇一八	一四、〇〇〇	一五、九〇〇	一五、二五五
同五年	一三、〇五〇	一五、九〇〇	一四、四六〇	一四、九五〇	一六、〇〇〇	一五、二五五
同六年	一五、一二五	一八、一八〇	一七、〇七六	一六、五五〇	一八、〇〇〇	一七、二〇九
同七年	一八、〇〇〇	二〇、一五〇	一九、一一三	二〇、八〇〇	一八、〇〇〇	二三、五四五
同八年	三一、八〇〇	三四、三〇〇	三三、四三六	—	二四、〇〇一	—

備考　銀元の價格は正金銀行の銀紙帑を以て標準とした。

第二十四表　金對吉帖相場（金一圓に對する吉帖）

月別＼年別	大正七年	大正八年	大正九年
一月	吊 一三・二二	一八・五六	一八・二二
二月	一二・六四	一九・七五	二〇・三〇
三月	一二・一九	二三・八二	二六・五三
四月	一三・七五	二八・八四	三二・〇六
五月	一四・七三	三二・〇六	四〇・〇一
六月	一五・七七	三〇・七七	四八・四六
七月	一四・五八	三二・九九	四九・四〇
八月	一三・四四	二九・一四	三九・八七
九月	一一・九九	二三・八三	三八・四三
十月	一四・一八	二三・八三	三九・七七
十一月	一七・一二	一七・四六	四七・三六
十二月	一六・九九	一七・八五	六四・一四一

備考　本表は吉林總領事館報告に據り吉林に於ける各月共廿日の換算率を平均したものである、從つて第九節第二款の吉林官帖相場（長春建）と若干相違がある。

即ち右表に徵するに大正九年一、二月の交に於ては邦貨一圓に對し十七八吊乃至二十吊の間を上下し居たるに九月の最低は實に其半にも當らさる暴落を來し、從つて官帖か標準通貨なるを以て市場は如何に混亂しつゝあるかは何人と雖も容易に想像し得へきてある、官憲は之か換

回策として九年三月二日官帖一吊文を小洋票一角と公定し納税其他に使用せしめ、又資本金五千元以下の兩替業を停止し、或は紊亂せる市場救濟資金の準備成れりとの風說を流布する等百方手段を講ずるも、元來準備金皆無の上省財政の窮乏を糊塗せんか爲め數年來濫發を重ね信用益地に墜ちたる上の下策なれは却つて其下落を促進し、殊に本十年に入る銀塊の下落に連れ益前途を悲觀されつゝある（大正十年二月八日城内定期相場は百〇二吊文と瓦落場面となり金一圓に對し十吊内外なりしものか金一錢に對し一吊文の相場を示した）

第二項　黑龍江省官帖

江帖の種類

一、種　類

黑龍江省官帖は江省官帖、卜魁官帖又は江帖と稱し廣信公司の發行するものである、江帖の種類は靑帖の夫れと同一にて、即ち一吊、二吊、三吊、五吊、十吊、五十吊、百吊の七種に分ち、均しく大小の二種がある、

江帖の沿革

二、沿　革

黑龍江省は前淸時代は現銀及吉林官帖を用ゐたか、光緒三十年に至り達將軍及程都統は奏請して廣信公司（金融機關の部參照）を設立し始めて江帖を發行した。宣統三年以後に及んでは公司自ら印刷機械を購入して日夜專ら江帖の印刷に從事した、

當初は吉帖と同しく相當の準備金を有し、純然たる兌換性のものてあつたか、省の財政困難と共に漸く濫發の弊に陥り財界の前途を寒心させるものかある。

三、流通狀態

江帖の流通狀態

江帖の流通額も亦不明てあるか其發行額を見るに、前淸宣統の初年に於ては其發行額約三千餘萬吊てあつたか、民國三年秋前後を通して約一億四千餘萬吊の發行額を見るに至つた、次て四年の春には其中約八百餘萬吊を回收せるも、六年上半期に再ひ九千餘萬吊を發行し、次て七年春には又三千餘萬吊を發行し、更に同年冬に又々一億吊の續發を見るに至つた。左に民國七、八年の江帖の發行額を表示すれは。

民國七年	三七〇、三九五、八〇八吊
同　八年	五〇七、八一五、八〇八

右表に依つて見れは民國八年に於ては約一萬三千餘萬吊の增發を見た譯てある。

四、相場

江帖の相場

光緒三十年（一九〇四年）即ち官帖の發行當初に於ては市場の流通額未た多からす、其市價の如きも江帖三吊は江平銀一兩、其二吊二百文は小洋錢一元に相當し、信用甚た厚かつたか、光緒三十三年に至り其小洋錢の比價に於て二吊四百文より二吊八百文に下落し、宣統元年には三吊四百

文を以て小洋錢一元と交換さるゝに至つた、次て民國三年には小洋錢に對する市價益下落し、秋季には八吊、冬季には十六吊となり、五年には十五六吊にまて下落した。更に民國六七年には約二十二三吊、八年春は實に二十四吊の市價を見るに至つた、當時に在つては小洋錢の大洋錢に對する市價は實に二十一角程度なりしを以て江帖一吊の市價は大洋錢の二分に相當するに過きなかつた、而して昨民國九年五月上旬に至つては江帖六十九吊を以て大銀元一元と交換さるゝに至つたのてある。

第三項　奉天省官帖

奉天省官帖

奉天省官帖は華富官銀號の發行するものである。光緒三十一年總督趙爾巽の在任中に於て、華富官銀號を改組して東三省官銀號となし該號より東錢票(制來の部參照)五百餘萬吊を發した、次て又同號より小洋錢票を發行するに及んて一方該東錢票は陸續回收したか、聞く所に依れは、現在の官銀號は尚未回收の東錢票數萬吊を有すと稱せられる。

第五款　銅元票

第一項　黑龍江省銅元票

黑龍江銅元票

一、種類

種類

黒龍江省官銀號は銅元に對する兌換劵として銅元票を發行し同省内に流通せしめつゝある。其種類には銅元五枚、十枚、二十枚、三十枚、五十枚、百枚、二百枚、一千枚の八種を設け相併んで通用しつゝある。

沿革

二、沿　革

前清光緒の末年に奉天、吉林二省は何れも造幣廠を有し、臨時に銅元を鑄造し社會の需要に供して居る唯黒龍江省のみは造幣廠を有しなかつた故、僅に奉天吉林二省よりの間接的供給に依頼するの有様であつたか尚ほ市場の需要に足らさるへきを慮り、光緒三十二年に至り黒龍江省官銀號より、銅元票を發行し、以て銅元の不足を補つたのであつた。

流通狀態

三、流通狀態

發行額を以て之か流通額と見なせは、民國七、八二箇年間の發行額は左の如くてある

民國七年	一、二〇二、三二〇、〇〇〇枚
同　八年	一、九五三、八一七、一五五

相場

四、相　場

官帖に對する銅元票の相場は、發行當時は銅元票三十二枚を以て官帖一吊に換算したので、銀

一元に對する銅元票の相場は官帖の高低に隨つて騰落動搖を免れない。民國七年末に於て一切の銅元票を黑龍江省小洋錢票に換算すれば約百六十三萬元の發行額となり、又八年に此弊に鑑み銅元票百八十枚を以て大洋錢一元と交換するに至つたから八年末に於ける銅元票の發行額は大洋錢の約百餘萬元に相當する割合となる譯てある。

第二項　奉天省銅元票

奉天省票銅元票

奉天省銅元票は一に公濟平市官錢號か金融市場救濟の爲めに發行せるものてある。而して其種類には銅元十枚、五十枚の二種あるも發行額は詳かてない。

第三款　帖子

一、種類

錢帖、毛票

帖子(テーツ)は市帖又は街帖と稱し其發行には（一）商務會自ら發行するもの（二）商會保證下にて資本金の或割を發行するもの（三）商會に對し自家實力の認定を乞ふて發行するもの（四）單に自家の信用を利用して發行するもの等かある。

帖子には制錢を基準とせるものと、小洋錢を標準とせるものとの二種あり、前者は所謂錢帖(チェンテー)にして滿州地方に多く、後者は毛票(マチピヤヲ)と云ひ、熱河蒙古地方に多い、其樣式は、各地略形式を一に

し、表面には金額、發行商店名、番號、發行年月等を記入し、商務會の加印あるものと否とあり、而して制錢建となせるものは當額の吊文を記載し、大は三十五吊文、小は一吊文に至り、小洋錢建とせるものは大は五十角、小は一角に至り、兩者共各地同一なる能はす。

帖子の流通狀態

二、流通狀態

帖子の流通狀態は、



鄭家屯附近通用私帖（五十角表裏）

發行者の營業種別、商取引の繁簡に依り一定せぬ、帖子發行の職業は（錢舖、棧行、糧棧、燒鍋、雜貨舖、綢緞舖、當舖等）甚た多岐に亙り、其發行は各自營業に伴ふを普通とするか、概ね秋冬季穀物其他土産品の買入の爲め發行帖子を極度に流通せしめ、後之を市場に賣りて帖子を回收するを例とする、從て流通の範圍は發行地の商圏內に止まり遠く他地方に及はぬ、又帖子は元來其地方の通貨缺乏を補ふの趣旨を以て發行するものなるを以て他の通貨の普及せる地方に在ては殆と帖子の流用を見ることかない。

大正四年二月奉天巡按使は幣制統一を名とし地方的私發軟貨は一般商民に對し高利を貪るのみならす裁判事件を繁多ならしめ、而も國幣通融を阻害するを以て速に之か回收を行ふへし云々と飭令したか其整理は容易事てはない。

尚張家口一帶て吊文紙幣を發行せることは一特異とすへき點てある、吊文紙幣の額面は一吊、二吊、三吊の三種にして其他財政部發行の一吊文、五百文、二百文の三種かある、中國銀行、交通銀行の發行する外察哈爾興業銀行、北京財政部、殖邊銀行及大正八年八月財政部より個人紙幣發行の許可を得たる市中各錢舖の發行するものてある、其總流通額は八九十萬吊に達する。

附　票　銀

奉天に於ては原と過碼と稱し營口に於ける過爐銀と同樣の性質を有し、錢舖の帳簿上に於ける過帳即ち振替勘定に由りて通貨の受授を代用するもの行はれたか、近年之を嚴禁してから次の票銀を使用するに至つた。

票銀は過碼と異なり必しも錢舖の手を經るを要せす商家相互間に直接受授することを得るものにして受授に際しては飛子（約定手形に類似する）を發行する、飛子には紅飛子及期飛子の一種かあり、紅飛子は一覽拂のものにして期飛子は定期拂てある。此內今日存するは紅飛子のみにして期飛子は禁止されてある。

第四章　外來通貨の本質及流通狀態

外來通貨の種類

滿蒙に於ける外來通貨の種類は前述せし如く日露兩國貨幣を主とする、即ち日本銀行券、日本補助貨、正金銀行金銀券、朝鮮銀行券、露國紙幣、露國補助貨等であるか右以外に墨銀、香港銀等もあり、其種類甚だ多數に及ふ。然れとも其本質は固有通貨に比し何れも比較的單純にして、常に吾人か學問上に接觸しつゝある文明貨幣であるから其說明も亦多くを要すまい。

外來通貨流通の大勢

次に滿蒙に於ける外來通貨の流通の大勢を按するに、其流入は其正確なる年度を知り難きも、日露戰爭を一紀元として日露兩國か滿洲の南北より商勢を擴大し、其交通、經濟に密接なる關係を結ふに至り、兩國の金本位貨は滔々として流入し、爾來十有餘年間に我國の通貨は主として南滿一帶の地に普及し、露國の留貨紙幣は東清鐵道沿線を中心として北滿各地に散布せられて兩々相對立して滿洲の貨幣市場に二大分野を劃するの觀かあつた。

然るに歐洲戰局以來露國紙幣は不換紙幣となり、且つ濫發の爲著しく其價値を下落し、支那人間の信用を失墜した爲め、今や根據地たる北滿地方に於ても露貨の取引を憚はす、自然通貨の需要を增進するの趨勢を馴致した、以下各貨の流通狀況に就て略說せんに。

第一節　日本通貨

第一款　日本銀行券及補助貨

日本銀行券

日本銀行券は言ふ迄もなく我帝國の中央銀行たる日本銀行に於て兌換銀行條例に依り發行したる金の兌換券てある。唯日本銀行は其營業區域を日本內地に限り從て滿洲に於て自ら銀行券の發行となすことなきに拘はらす、滿洲市場に於て實際日本銀行券の相當流通するを見るは是れ全く日本內地より此地に流入するか爲めにして、其流入の徑路は種々あるへきも其主なるものは左の數種に外ならぬ。

日本銀行券輸入徑路

一、滿洲に於ける帝國金庫を通じて出てたるもの　大正二年正金銀行か金券の發行をなす以前は金庫事務を扱ひつゝありし正金は銀券のみなりし結果、金庫の支拂としての陸海軍省、外務省、關東都督府(今の關東廳)蔵出には日本行銀券を主とし支拂はれたる關係上從來撒布されたものてある。然し大正二年正金か金券を發行してより主として同行金券を以てし、大正五年朝鮮銀行か金庫事務を引繼て以來は朝鮮銀行金券を以てせらるゝ結果其後は別に云ふ程にもない。

二、內地旅客の携帶し來りたるもの　內地旅客が携帶し來りたるものを撒布したるものに

て、近年內地旅行者の激增に伴ひ此額も輕視し得ざる巨額に達する。

三、朝鮮、正金兩行の自行發行の兌換劵引替に用ふるもの　兩銀行か金劵の兌換請求を受けて拂出さるゝものにして、現在にては此額蓋し各項中の第一位を占むるてあらふ。

四、支那他地方殊に芝罘より流入するもの　近時芝罘の貿易系統か大連と密接なる關係を生した結果綿糸布其他の雜貨の貿易代金の一部として同地より大連に流入するもの亦尠くない。

以上の理由により一度滿洲に流入せられたる日本銀行劵は更に轉輾して市場以外に逸出するもの少からすと雖も、多くは正金朝鮮兩銀行の庫中に復歸し、然らさるものは再ひ旅客により日本內地若くは朝鮮方面に流出し、又は支那勞働者の懷中に蒐せられて他の支那內地地方に移動するを常態とする。

日本補助貨

次に日本補助貨の滿洲に流通するものには銀貨、白銅貨、青銅貨の各種に亘り又舊韓國政府發行の新補助貨の混入するものもある。日本補助貨の滿洲に存在するは、主として在滿日本帝國金庫の支拂に依るの外、朝鮮正金の兩銀行か金勘定の取引に基きて撒布したものてある、主として日本人間の端錢計算に用ひられ支那には流通すること極めて稀てある。

第二款　橫濱正金銀行金銀劵

正金銀行の紙幣發行權

正金銀行券は横濱正金銀行が特に滿洲に於て發行する兌換券にして、金を本位とするものと、銀を本位とするものとの二種ある、支那人間に於ては右金券を日本銀行券及朝鮮銀行券と共に老頭兒票と俗稱し一圓、五圓、十圓の三種あり、又銀券は之を銀票若くは鈔票と通稱し一圓、五圓、十圓、百圓の四種とする。



横濱正金銀行券百圓表

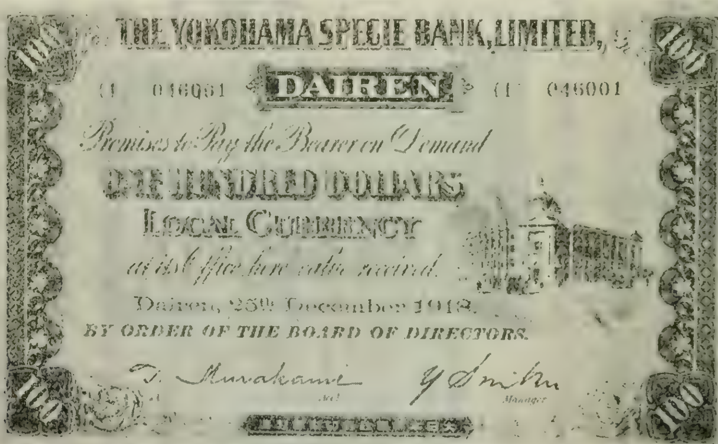
第一項　正金銀行銀券

一、沿　革

横濱正金銀行が海外に於て紙幣發行の計畫を立てたるは明治三十四年九月同行の定款改正（海外に於て營業上必要又は便益と認むるときは支店出張所をして請求次第持參人に仕拂ふへき手形を發行せしむ云々の一項添加）以來にして、明治三十五年一月天津支店にて始めて同手形を發行し、次て滿洲に在りては牛莊支店に於て之を發行した。而し

て日露戰爭と共に軍用手票の整理を引受け後明治三十九年九月勅令第二四七號を以て我政府より關東州及淸國に於て銀行券發行の特權を附與せられた。即ち正金銀券は此特權に基きて發行せられ我舊一圓銀貨を以て要求次第兌換せらるへきものである。

此一圓銀貨は明治四年四月十日の發布に係る我



橫濱正金銀行券百圓裏

新貨幣條例に依り制定せられたる銀貨にして明治三十年貨幣法の改正に至る迄我國の本位貨幣たる地位を維持し、明治三十一年四月共通用の禁止せらるゝ迄我市場に流通したものである、其造幣要目を揭くれは。

一、徑　曲尺一寸二分四厘

一、量目　七匁一分七厘六毛（四一六グレイン）

一、品位　銀九、銅一

次に最近の出來事さし

ては正金銀行か大洋銀券を發行することゝなつたことを述へねはならぬ、既述の如く正金銀行は勅令第二四七號を以て支那於に於ける銀行券の發行を制定せられて居たか、這般哈爾賓の正金銀行支店は銀口座開始に伴ひ今回更に大正十年四月二十六日附を以て大藏大臣及外務大臣の認可を得、同年五月十三日より哈爾賓支店に於て大洋銀行券を發行することゝなつた、因に該銀行券は一圓券、五圓券、十圓券の三種にして發行高は約五十萬圓の見込てあると稱せられる。



横濱正金銀行券

正金銀行銀券流通狀態

二、流通狀態

滿洲に於ける我銀兌換券は横濱正金銀行銀兌換券にして、本兌換券は銀を本位とするか故に、銀を以て主要通貨とする滿洲に於て其同化性に富むことは金を本位とする通貨の比に非ると

共に、其滿洲に發行を開始して以來既に十餘年の閲歷を有するを以て、支那人に知らるゝこと最も廣い、故に取引の間接媒介物として洋錢建取引若くは官帖建取引に使用し得るは勿論、圓建の取引の行はるゝも亦尠くない、大連特產物取引所に於ける取引の如きも創業當時建値を金本位と定めたるも僅か一ヶ月にして圓銀建を用ふる事に變更するの止むなきに至り、爾來尙原則を金建となしつゝ所謂當分の間の條件付にて銀建として取引を行ひつゝあつたのを見ても、其一般を知るへきてある、尤も大正十年四月十六日大連取引所に於ける賣買取引建値は金建とする旨を關東廳告示第三十三號を以て發表されたものの、滿洲に於ける我銀券の勢力は今尙否定すへからさるものかある。

如斯我銀券は多年支那人間に其勢力を扶殖し來り其市場流通高は百七十萬圓内外を算する狀況にあるも、翻て本邦人間の普通日常取引に在りては反對の現象を呈し却て其使用を減少するか如くてある、是れ近年朝鮮銀行券、正金銀行券の如き金兌換券の多額に流布を見るに至りたるか爲めのみならす、大正六年以來銀價の世界的暴騰を來すや銀紙の較差急激に顯はれ、終には支那銀行の兌換停止となり、銀資金の梗塞となりへ茲に活路を金資金に覓むるの狀態を呈したる爲め、銀券の流通は漸く減退し、金券之に代らむとするの情形を逼出し、延て特產取引を金

建制に改むるにさへ至つた。之を關東廳の調査に依る正金銀行の銀券流通高を見るに、大正九年末は十七萬一千餘圓にして、同三年末の二百九十萬圓に比し最近七年間に約九割四分の減少を來せるのみならす、之を大正五年末の四百六十五萬圓に比すれは殆んと四分の一に過きない狀態にある。

第二項　正金銀行金券

上述の如く正金銀行は圓銀兌換券を以て滿洲通貨統一の抱負を持し劃策するところ尠くなかつたか、一方には我邦人の滿洲に於ける經濟的勢力、年と共に發展し、金資金の需要增加の大勢に抗し難く、遂に大正二年七月勅令第二五〇號の發布を見、此に依りて同行は從來の圓銀兌換券の外、別に金貨又は日本銀行券を以て引換ふへき銀行券の發行を許され、同年十月始めて一圓金券の發行を見るに至つた。引續き五圓券、十圓券を發行して其普及を圖りたる結果同十月末の發行高約八萬より十一月末の五十萬圓、十二月末百十萬圓に達し、爾來益增進して同六年十二月末三百三十八萬餘圓を示すに至つたか、同月帝國政府の方針に依り正金銀行の金券發行權を朝鮮銀行に移すに至つた爲め、正金銀行の開拓せる流通區域は悉く朝鮮銀行券の勢力範圍に歸し茲に日本金券の統一を見るに至つた。

第三款　軍用手票

一、種　類

軍用手票には明治三十七八年戰役當時發行したものと、大正七年我西伯利出兵當時發行したものとの二種がある。前者は銀本位で支那語及英語を記載文字とし、十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓の六種があり、後者は金本位で露語を記載文字とし其種類には十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓の同しく六種がある。

二、流通狀態

前者は戰後帝國政府か正金銀行をして之か整理に當らしめてより漸次減少し、今日は五十錢以下の小額券のみか僅に殘留し、夫れも事實に於ては殆んと流通するものかない（流通高統計表參照）。後者は主として北滿地方に撒布したか目下朝鮮銀行券を以て回收しつゝある。

試に關東廳財務課調査による金銀券及軍用手票の市場流通高を見るに左の如くである。

第二十五表　正金銀行券及軍用手票流通高　（單位圓）

一三〇

月別	正金金券 總流通高	正金金券 金庫保管高	正金金券 市場流通高	正金銀券 總流通高	正金銀券 正金保管高	正金銀券 市場流通高	軍用手票 總流通高	軍用手票 金庫保管高	軍用手票 市場流通高
大正六年 三月	二、九五四、七二四	六〇七、〇三七	二、三四七、六七七	五、三三〇、七三三	一、六七一、六二六	三、六五九、一〇七	九八七、五五七・八五	二五七、六四二・七〇	七二九、九一五・一五
六月	四、五〇四、七八九	一、一四七、四八五	三、三五七、三六四	四、九二〇、九九八	一、六三一、六一二	三、二八九、三八六	九八七、五五七・八五	二六〇、二六一・一〇	七二七、二九六・七五
九月	五、〇七八、二八八	一、〇五一、三五五	三、九九六、九三三	三、四二〇、〇三一	一、六〇七、七八〇	一、八一二、二五一	九八七、五五七・八五	二六〇、六六五・〇〇	七二六、八九二・八五
十二月	—	—	—	二、五四三、八二〇	—	二、五四三、八二〇	九八七、五九七・八五	二六一、三四〇・四〇	七二六、二一七・四五
大正七年 三月	—	—	—	二、七〇四、五三三	—	二、七〇四、五三三	九八七、五五七・八五	二〇二、〇三〇・一〇	七二五、五二七・七五
六月	—	—	—	一、八三三、二三〇	—	一、八三三、二三〇	九八七、五五七・八五	二五七、九一二・二〇	七二九、六四五・六五
九月	—	—	—	一、九二三、二〇九	—	一、九二三、二〇九	九八七、五五七・八五	二五六、六四八・七〇	七三〇、九〇九・一五
十二月	—	—	—	一、八四三、一六〇	—	一、八四三、一六〇	九八七、五五七・八五	二五五、四八四・八〇	七三二、〇七三・〇五
大正八年 三月	—	—	—	一、五四四、四八八	—	一、五四四、四八八	九八七、五五七・八五	二五五、四八二・一五	七三二、八〇二・九九
六月	—	—	—	一、三一三、八〇七	—	一、三一三、八〇七	九八七、五五七・八五	二五六、八七一・八〇	七三〇、六八六・〇五
九月	—	—	—	一、三三三、三四九	—	一、三三三、三四九	九八七、五五七・八五	二五六、四七四・〇〇	七三一、〇八三・七五
十二月	—	—	—	二、九三八、五九〇	—	二、九三八、五九〇	九八七、五九七・八五	二五五、七八〇・九〇	七三一、七七六・九五
大正九年 三月	—	—	—	二、一八一、五五五	—	二、一八一、五五五	九八七、五五七・八五	二五五、八八一・三〇	七三一、六七六・五五
六月	—	—	—	八九五、四四九	—	八九五、四四九	九八七、五五七・八五	二五七、三六八・二〇	七三〇、一八七・六五
九月	—	—	—	七一五、一〇六	—	七一五、一〇六	九八七、五五七・八五	二五八、九一六・八〇	七二八、六四一・〇五
十一月	—	—	—	一七一、四八二	—	一七一、四八二	九八七、五五七・八五	二五九、三五一・一〇	七二八、二〇六・七五

第四款　朝鮮銀行券

朝鮮銀行券種類



朝鮮銀行券一圓表裏

一、種　類

朝鮮銀行券は朝鮮銀行か朝鮮銀行法に依りて發行し、我金貨又は日本銀行券を以て引換へらるゝ兌換券にして其額面に十錢、二十錢、五十錢、一圓、五圓、十圓及百圓の七種かある。

二、沿　革

朝鮮銀行紙幣發行權

朝鮮銀行券は始めは朝鮮各地及安東縣地方より漸次滿洲に流入したか大正二年下半期同行は支店を奉天、大連、長春等に設置し、次で四平街及開原に派出所を開き其發行銀行券を以て金資金の貸出を營んだ。次て滿洲に於ける日本金券

の流入の夥しき增加と共に金融機關の統一を必要とするの時機に達したるを以て、大正六年十一月二十八日勅令第三百十八號を以て、前記の如く正金金券を廢止すると共に勅令第十七號により「朝鮮銀行の發行する銀行券は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於て公私一切の取引に無制限に適用するものとす」の一項を加へ、朝鮮銀行の發行券に對し、其制限適用力を公認せられた結果同行は正金通行に代つて滿洲に於ける唯一の金本位銀行券發行發行として事實上同地方の中樞金融機關たるの任務に服したのである。而して同行の正貨準



朝鮮銀行紙幣各種表面

備は法律上金貨、金塊、日本銀行券の孰れを問はさるも、同行は目下は一部仕拂基金として日本銀行券を保有するも其大部分は金貨及金塊を以て準備となして居る。

三、流通狀態

朝鮮銀行兌換券流通狀態

前述の如く、明治四十二年朝鮮銀行か滿鮮の國境を越えて初めて安東縣に出張所を設け、次て大正二年以降奉天、大連其他の樞要地に支店を增設するや、同行券の流通は非常の速度を以て滿鐵沿線の各地方に普及し、昔年ならすして市場流通高百萬圓を超ゆるに至つた。爾後大正六年朝鮮銀行か正金銀行より金券の引繼きを爲し、事實上滿洲地方金券の統一並に其普及に努力するに及んて、同銀行券の流通益擴大するに至つた、偶大正七年春に銀の一時的暴落に會すると共に將來銀は漸安の步調にあるへきものとの一般的觀察より盛に銀を賣放つもの多く爲めに滿洲對上海銀爲替は逆鞘を見、滿洲に在る銀は盛に流出するに至り、此に滿洲財界に一大危期を來したるを以て橫濱正金銀行は各方面の批難を排し銀資金引縮めを斷行した、此結果金資金の借入れをなし金直接に洋錢官帖との爲替を組む即ち從來の變則的資金の流用か行はれ、更に金券流通を大ならしむる力と成り、同年末には終に發行高一億圓基を突破した。

斯く朝鮮銀行券の流通額は日滿及滿鮮商取引の發展により增大し、次て大正六年西伯利出兵

に依り我金建軍票の發行あり朝鮮銀行劵にて回收することゝなりて以來哈爾賓以北西伯利地方に對し流通して居る。而して今後我商勢の益扶殖せらるゝに隨ひ、同行劵の需要を增加すへき形勢なるに依り、日本金劵の地位に一段の進境を劃するも敢て遠くはあるまい。

同行劵の滿洲に於ける流通高か幾何に達するか未詳てあるか、試に關東廳財務課の調査に依り滿洲に於ける同銀行劵最近發行高及流通高を揭くれは左の如くてある。

第二十七表　朝鮮銀行在滿蒙各店銀行劵仕拂手形發行高　（單位圓）

	銀行劵 發行高	銀行劵 回收高	銀行劵 本週末殘高	仕拂手形 拂出高	仕拂手形 仕拂高	仕拂手形 本週末殘高	本支店合計發行高
大正七年 九月二十八日	三、一四七、八七九	二、四九八、五一〇	一六、一七〇、一七七	二二、四〇〇	一二、九〇〇	六二八、三〇〇	七九、九八六、六七五
十二月二十八日	七、六〇六、三五七	二、四七八、九一〇	二三、一六七、三八〇	四四、五〇〇	一三、〇〇〇	六四〇、七〇〇	一〇八、八二三、二六六
大正八年 三月二十九日	四、八八四、八一七	二、六四五、五六三	二〇、八八三、九〇二	三〇、八〇〇	一五、六〇〇	五七〇、一〇〇	九三、八七〇、一二一
六月二十八日	四、二二六、五〇六	二、九一六、八〇五	三〇、九六八、一〇一	三、一〇〇	六、四〇〇	七二四、一〇〇	一〇〇、四四九、四九四
九月二十七日	三、二三四、四七二	二、一七八、五七五	三六、三八四、七〇六	五八、二〇〇	一九、七〇〇	八八八、八五〇	一二六、三六九、四五四
十二月二十七日	八、一二六、一七四	四、二八〇、四六五	五九、五四〇、〇〇六	三五、三〇〇	一五、〇〇〇	九二二、七五〇	一五八、三四六、六〇一
三月二十七日	七、四六〇、六四〇	四、一八〇、六九四	八一、四三三、九七四	三六、二〇〇	四八、五〇〇	七二六、七六〇	一五二、三九〇、八七一
六月二十六日	五、四九六、八九二	二、三一三、一〇五	八六、五六三、〇九二	三六、八〇〇	四三、九〇〇	六九四、三六〇	一〇四、四七四、二一三

大正九年 九月二十五日	四、一三七、一九四	二、三六〇、三一三	九二、三九〇、七三二	三一、九〇〇	一八、六〇〇	五一九、一六〇	九五、〇四五、〇九八
大正九年 十二月二十五日	六、九〇九、四七七	一、五九九、九〇一	一〇二、一一三、三三九	五八、六〇〇	一八、四〇〇	五二四、六六〇	一〇六、九〇九、五七二
大正十年 三月二十六日	三、三五七、四四三	一、六六六、四〇一	一一〇、一三〇、八六〇	一九、八〇〇	一八、五〇〇	三九三、四〇〇	一〇〇、一三三、七九七

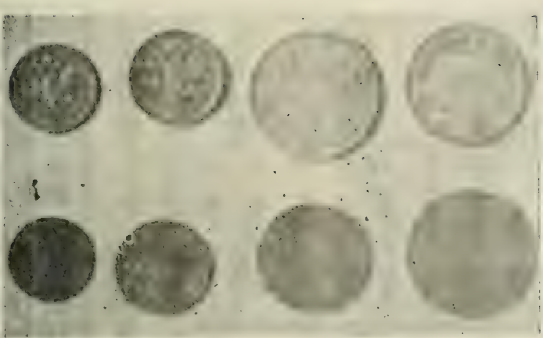
第二十八表　朝鮮銀行在滿蒙銀行業仕拂手形發行高並準備高　（單位圓）

年月	銀行券仕拂手形發行高	準備高 正貨	準備高 保證	合計
大正七年 九月二十八日	一六、一三九、一〇八	三、〇二五、〇〇〇	二、三六〇・〇〇〇	五、三八五・〇〇〇
大正七年 十二月二十八日	三三、八〇八、〇八〇	五、二〇一、五〇〇	一三、〇四三、一〇四・四七〇	一七、二四四、六〇四・四七〇
大正八年 三月二十九日	二一、四五四、〇〇〇	四、八二七、五〇〇	三九、二九四、二一九・四七〇	四四、一二一、七一九・四七〇
大正八年 六月二十八日	三一、六三二、〇〇〇	四、八四七、五〇〇	二八、九五八、九八二・八七〇	三三、八〇六、四八二・八七〇
大正八年 九月二十七日	三七、二七三、五五六	五、二二九、〇〇〇	三〇、六一二、五四五・四〇〇	三五、八四一、五四五・四〇〇
大正八年 十二月二十七日	六〇、四六二、七五六	六、六六四、〇三五	五三、八九五、三〇一・五三〇	六〇、五五九、三三六・五三〇
大正九年 三月二十七日	八二、一六六、五〇三	四、六〇一、八三三	六一、三〇一、三五九・七四九	六五、九六三、一五八・七四九
大正九年 六月二十六日	八七、二五七、四五三	三、七三四、五八三	四四、四〇〇、四二六・三三一	四八、一三五、〇〇九・三三一
大正九年 九月二十五日	九二、八一〇、四九一	三、七二七、四五四	四一、二一三、五三二・三〇八	四四、九四〇、九八六・三〇八
大正九年 十二月二十五日	一〇二、六三七、九八九	三、五二〇、〇〇〇	四二、九〇九、六六三・五九二	四六、四二九、六六三・五九二

備考　前二表は原と每週の調査に係るものゝあるから所要當該月最後の週間末日數高を記載したものである

第二節　露國貨幣

滿蒙に於ける露國貨幣の消長は露國の對蒙政策と形影相伴ふことは今更贅説を要すまい、曾つては東清鐵道の建設、日露戰爭の軍事費として其流通範圍は北滿は勿論南滿の一部にまて及ひ又勢力を有した露貨幣も、歐洲戰爭以來露幣濫發の結果其市價頓に暴落し、更にレーニン政府成立後は、紙幣の發行無制限にして之か爲め滿蒙は勿論世界金融市場に及ほせる影響の大なること意表の外にある。將來此露貨を如何に整理すへきは、實に貨幣制度上の一大問題てあつて、吾人の等閑視するを許さぬ處てはあるか、玆には滿蒙を基調として見たる點に就てのみ略述せんとする。



露國貨幣

第一款　革命以前に於ける露貨

一、種　類

革命以前に於ける露貨を分つて硬貨及紙幣の二種とする、

第二十九表　革命以前に於ける露貨

A　硬貨

(イ)　金貨四種　五留　七留　一〇留　一五留

(ロ)　銀貨六種　一〇哥　一五哥　二〇哥　二五哥　五〇哥　一留

(ハ)　銅貨六種　1/4哥　1/2哥　一哥　二哥　三哥　五哥

		量目(哥)	品位	公差(純分)	公差(量目哥)	直經(粍)	通用最輕量目
金貨	一五留（インペリアル）	一二、九〇三六〇〇〇	九〇〇	千分ノ一	千分ノ三	二四、四〇	一二、八四一六九八〇
	一〇留（インペリアル）	八、六〇二六〇〇〇	九〇〇	千分ノ一	千分ノ二	二二、六六	八五、五八一六九四
	七留半（インペリアル）	六、四五二〇〇〇〇	九〇〇	千分ノ一	千分ノ二	二一、三〇	六三、九八六三一三
	五留（インペリアル）	四、三〇一三〇〇〇	九〇〇	千分ノ一	千分ノ三	一八、二八八	四二、六五七四二四
銀貨	一留	二〇、〇〇〇	九〇〇	千分ノ二	―	三三、五	―
	五〇哥	一〇、〇〇〇	九〇〇	千分ノ三	―	二六、七	―
	二五哥	五、〇〇〇	九〇〇	千分ノ二	―	二二、六	―
	二〇哥	三、九九九	五〇〇	千分ノ五	―	二一、〇八	―
	一五哥	二、六九九	五〇〇	千分ノ五	―	一九、五	―
	一〇哥	一、七九九	五〇〇	千分ノ五	―	一七、三	―

		(克)				(粍)	
銅貨	五哥	一六、三八	銅一封度を以て五十留を鑄造す	—	—	三二、〇	—
	三哥	九、八三		—	—	二七、七	—
	二哥	六、五五		—	—	二三、九	—
	一哥	三、六〇		—	—	二一、三	—
	半哥	一、六四		—	—	一六、〇	—

B 紙幣

一留、三留、五留、一〇留、二五留、五〇留、一〇〇留、五〇〇留の八種がある

二、沿革

露貨の沿革

露國は一八七〇年以來金本位制採用の準備を初め、一八七六年一般に公布して徴税はすへて金幣を以てすへきことを規定し、同時に種々の方法を以て金幣の流通を助長し、又一方銀貨の自由鑄造を廢して銀本位より金本位に移る先驅となした。次て一八八七年以後に至りて金貨の蓄積を開始し、一八九七年には事實上金幣兌換を開始し其金貨準備金額は一八八九年には實に四億二千九百萬留の巨額に達した。爾來十箇年間は金銀兩本位を現出したか一八九七年八月二十九日即ち現行金本位兌換券發行法規を制定發布するに至つた。之れに依れは兌換券發行總額

を六億留以下とし て其半額は正貨準備を必要となし、又若し其發行額か六億留を超過する場合には其超過額には正貨準備を必要とした、之と同時に露支道勝銀行の組織成り、東支鐵道の起工費多額を要する折柄てあつたから、此機會を利用して東三省

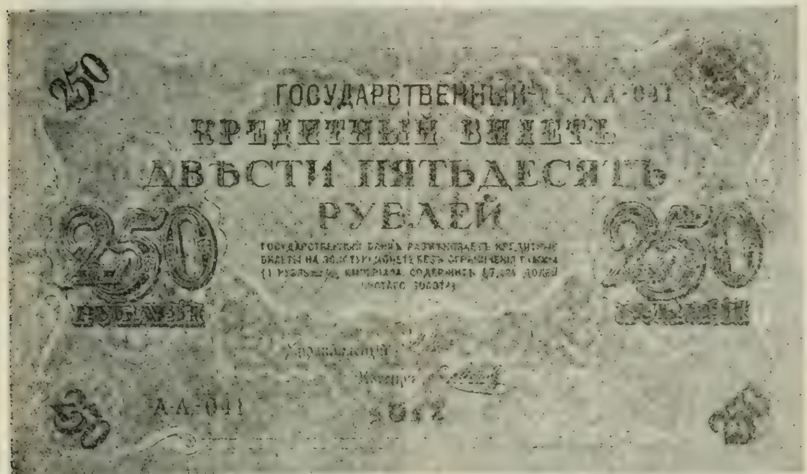


留紙幣（五留ロマノフ表裏）

内に留紙幣の流通を圖り、北清事變以後には留紙幣は南北滿洲に於ける最も有力な紙幣となつた。次て日露戰爭起り、軍費支出の爲め露帝國銀行の無準備發行額は三億留を超過し、爲めに一時兌換制度の岌々動搖を見たるも、幸に廣く補助貨を發行し

露國紙幣信用の失墜

て極度信用維持に努めた爲め事なきを得た。講和後に於ては帝國銀行は竭力正貨の回收に努めたから正貨は逐年増加して紙幣發行額を超過するの勢となり、一九一一年には其正貨準備額は實に紙幣發行額の十一割七分の割合を保ちの又一九一四年七月十六日即ち對獨宣戰以前に於ける紙幣發行總額は一六六四、○

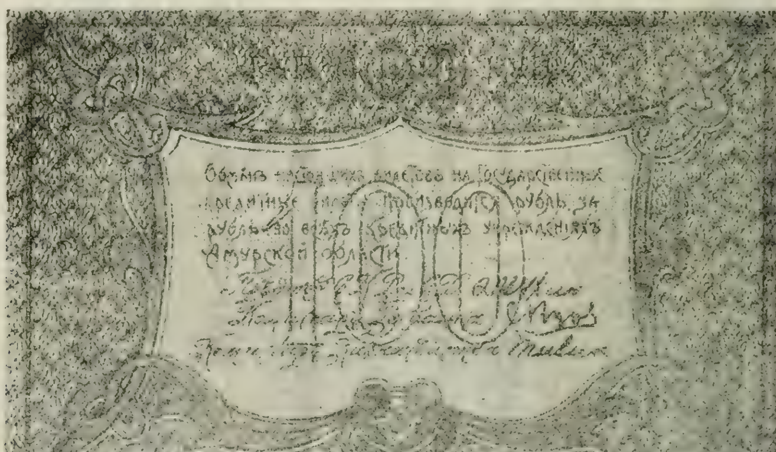


ケレンスキー政府發行紙幣二百五十留(表)

○○、○○○留にして其正貨準備は一、六九五、○○○、○○○留に達し、即ち正貨準備は兌換券總額に對しては優に十割一分八厘割合にの當るの鞏固さにあつた。

然るに歐洲戰亂開始と共に露國政府は俄然國內通貨に對して二種の政策を採用した、即ち(一)帝國銀行無準備發行額の擴張、(二)帝國銀行券の兌換停止の二方法である。

一九一四年七月二十七日帝國議會の協賛を經て法律を公布し、歐洲戰爭終了以前には所有兌換券は一變して不換紙幣となつた、是實に露國紙幣信用失墜の動機に外ならなかつた。而して革命前一九一七年三月一日に於ける紙幣發行額は、短期國庫債券中露國發行額一一、七七五百萬留、中立國收納額七、七八八



過激派發行黑龍州ムーヒン貨票百留(表)

百萬留に及び帝國銀行紙幣發行額は九、九五〇百萬留、正貨準備、在内一、四七七百萬留、在外二、一四一百萬兩の多きに達した、又無準備發行額增加額は一九一七年三月四日に一億留に對し增加額二〇、無準備發行制限額八五を示したのである。

當時露國の幣紙發行

額は右の如く漸を追ふて膨張し來つたが、補助貨の流通額は一時需用に足らすして頗る困難を感した。玆に於てか郵便切手を以て補助貨代用品にして、一哥、二哥、三哥、五哥、一〇哥、一五哥、二〇哥の七種の切手を以て國内及西比利亞一帶に流通せしむるに至つた。

第二款　革命以後に於ける露幣

革命以後の露幣

然るに大正六年ロマノフ家倒壞以來各種勢力の伸縮變遷と共に留紙幣の濫發甚たしく、現在北滿地方に流通するもののみにても左の多數に上り、各種紙幣間に常に信用を異にし、從て相場は一般に暴落し權力の變遷に依て流通を禁止さるるもの出つるの如く、紊亂の極に達し、將來の對策に就ては第三者の苦痛のみにあらす、露國經濟的基礎を危ふするの結果を見るの慎あるものである。

今北滿洲地方に流布されるる露國紙幣をあくれは左の如くてある

第三十表　革命後に於ける露幣　（大正八年十月大藏省理財局調）

名稱	額面種類	發行高	備考
ロマノフ紙幣	一留、三留 五留、一〇留 二五留、五〇留 一〇〇留、五〇〇留	一七、八五八、九〇二、〇〇〇留 （一九一七、一〇二一日現在、其後ノ分不明）	俗にロマノフ紙幣と稱するも、實は「政府信用證券」と稱する露國銀行券にして、大戰開始後兌換停止の爲不換紙幣となりたるか、一般に信用最も確實なれは、各人藏匿して市上に放出せさる爲流通額僅少てある。
ケレンスキー紙幣	二〇留 四〇留 二五〇留 一、〇〇〇留	一九一七年四月末より一日六千萬留の割合にて印刷し七、八月頃迄繼續した	本紙幣もロマノフ紙幣同樣政府信用證券と稱する露國々立銀行券にして、不換紙幣なるか之か代用券たる四〇留及二〇留の小札に對し二五〇留及一、〇〇〇留をケレンスキー大札券と稱し、從來ロマノフ紙幣同樣の價値を以て流通せられ居りしか最近兩紙幣間に相當の開を見るに至つた。
大藏證券	二〇留、二五留 五〇留、一〇〇留 五〇〇留、千留 五千留、壹萬留 二萬五千留、五萬留 十萬留、五十萬留 百萬留、	不明	一九一八年春頃過激派政府は其國際廢棄と相前後して短期大藏證券及び同利札を以て通貨と同樣市場に流通せしむべき旨を宣言せしも北滿地方に於ては未だ容易に行はれず 同年秋オムスク政府は命令を以てこれが流通を強制し、反くものを三千留又は三ヶ月以下の罰金禁

名稱	額面種類	發行高	備考
同上利札	五〇哥、一二五哥 一五〇哥、二　留 二五〇哥、五　留 一〇留、一五留 二七留、三〇〇留 七〇〇留	不明	銅に處することゝしてより同地方にも初めて流通を見るに至り、折柄小額貨幣拂底のことゝて市場は寧ろ非常の便宜を發見せり。 但し利札は一九一八年十月一日迄の期限附にして而かも同期限後十年を經過せざるものとす 又た國庫證券の種類は甚だ多くして一々枚擧に暇あらず上記は但だ額面によつて大體區別せんのみ
露亞銀行券（ホルワット）	五〇哥、一　留 三　留、一〇留 一〇〇留	二〇、〇〇〇、〇〇〇留	東支鐵道沿線に於ける小額留紙幣の缺乏を補はむか爲め一九一八年十二月以來發行したるものにして、露國紙幣を以て之を保證し居るを以て殆どロマノフ紙幣と同樣の價値を有す、當初哈爾賓地方にのみ流通せしも漸次鐵道沿線各地に通用するに至つた。
國庫錢票	一　留、三　留 五　留、一〇留 二〇留、二五留 五〇留	一九一九年六月十六日現在 八七、五三五、〇〇〇留	一九一八年九月十九日「オムスク」政府に於て小額紙幣の不足を補はらか爲め總額五千萬留を發行するに決したるか其後十月十一日の會議に於て一億留の追加を決議したるを始めとし頻りに增發の計畫をなしたるも、其紙質印刷等比較的良好にして從て之か發行に比較的出費多きにより多く發行せなかつたらしい、一名「シベリスキー」と稱するものである。

露國補助貨

浦鹽政府の新貨幣

亞米利加札		不明	額面二百留四分五厘利付一九一七年發行の內國公債にして附屬利札總計九十留とも通貨同樣に物品の小賣買賣に受授せらる、印刷鮮明、紙質シヒルスキーに比して遙に上等にして支那人は好んで之を受入る。
哈爾賓市發行支拂手形	一留、三留 五留	二〇〇、〇〇〇留	哈爾賓市役所は留小札券の缺乏に對する救濟策として露亞銀行に二十萬留の定期預金をなし、之を保證となし支拂手形を發行した、該手形の流通期限は一九二〇年六月間迄である。
支那商務總會小額券	五〇哥、一留 三留、五留 一〇留	發行豫定額 五、〇〇〇、〇〇〇留	在哈爾賓及傅家甸の支那商務總會に於て、小額券の不足を補ふ目的を以て露貨千留及二五〇留券を提供する者に對し之と交換に發行せるもので、傅家甸總會は一九一九年五月二十六日より、又哈爾賓總會は同五月二十九日より發行した。發行準備は提供せられたる一、〇〇〇留、二五〇留の露貨を以て充留し當時準備を了せしは總額三十萬留の一留券のみにして其後の發行狀況は不明である。
古倫貝爾政廳發行紙幣	五〇哥、一留 三留、五留 一〇留	不明	在海拉爾、古倫貝爾政廳は大正八年ケレンスキー小札の流通廢止せられた際商取引の便宜を計る爲と稱して財政彌縫の目的を以て發行しロマノフ建にて發行したものである、海拉爾、滿洲里に流通して居る。

名稱	額面種類	發行高	備考
滿洲里商務會發行紙幣	一留、三留、五留、一〇留		ケレンスキー大札を健値とし支那人間にのみ流通し補助貨として使用せらるゝ、近時之か回收を企てつゝありと傳ふ。

其他黑龍江沿岸地方の一部には通用禁止中の過激派紙幣クラスノシチヨコフ貨票(一〇留、二五留、五〇留)ムーヒン貨票(一、三、五、十、二十五、百留)等か流通されて居るか其額も少く殆ど特記するに足らぬ。

露國補助貨は銀貨及銅貨の二種あり、銅貨は五哥、三哥、二哥、一哥、半哥、銀貨には一留、半留、二十五哥、二十哥、十五哥、五哥等かあるか、流通は殆とない。

尚茲に附記すへきは大正九年六月浦鹽政府は新貨幣を制定したことてある。之に關し哈爾賓露國四銀行は嚢に預金者に對し同年六月二十九日迄にシヒルスキー札の預金の引出方を通知し若し同期日迄に引出ささるときは銀行に於て任意新貨幣に切換へ置くへき旨廣告したるに商民團體の抗議ありたる爲之を改正し、若し七月三日迄に預金の引出及新貨幣に交換の申出をなさゝるときは預入れたる貨幣を其儘保管預となす事としたるか、之に對し實行委員會は抗議し右四銀行の處置は本改正法律に違反し臨時政府の指令なくして決定する旨廣告する所かあつた、而して新貨幣改正も列國領事の抗議に會して其儘となり、哈爾賓商人の大多數も之を交換する

もの少く尙シビルスキー札を保管する狀態てある。

第三節　諸外國の通貨

墨銀

香港銀

以上の各外來通貨の外尙硬貨としては墨銀及香港銀等か滿蒙に行はれ、又哈爾賓附近に露亞銀行及インターナショナル銀行の銀券か流通する、前兩者何れも銀貨にして墨銀は一名鷹洋(インヤン)と稱せられ品位八九八、重量四一六・五グレーンを有する墨西古の弗銀てある、次に香港銀は通稱站人(チャンレン)と唱へられ品位九〇〇重量四一六グレーンを有する新舊二種あり、英國政府香港政廳の一八六六年よりの鑄造に係り、他は一八九五年以來印度造幣局か鑄造したものてある。

墨銀は熱河蒙古地方に僅に其流通を見、滿洲にては京奉線乘車貨及一部地方稅金殊に鹽稅の標準銀として用ひらる。香港銀は錢舖に非る普通支那人は一見墨銀と誤ることあるを以て、其授受を喜はす、從て墨銀に比し流通高か少ない。

露亞銀行券

花旗銀行券

次に哈爾賓市場に於ける露亞銀行及米國のインターナショナル銀行發行の銀券かある、由來露亞銀行は東支鐵道の機關銀行にして、歷史的に經濟的に東支鐵道とは尠らさる關係を有するものにして、株主は佛人系の資本家なるも今や殆と運轉資金に窮乏せる有樣なるか、嘗に東支

鐵道の諒解と妥協とに依りてのみ銀券の發行をなし得るものにして、發行紙幣種類は五十元、百元、五百元の大額紙幣に限られ小額紙幣は發行せぬ、之れ大洋紙幣は主として東支鐵道の運賃其他纏まれる商取引に用ひられ而して東支鐵道は直に預金として之を露亞銀行に預入するを以て兌換準備を要せない、更にインターナショナル銀行は大正十年四月七日より發行しつゝありて何れも東支鐵道の受入承諾を得たものである。

張巡閲使外國紙幣發行禁止

然るに、張巡閲使は大正十年三月末に之等銀行か一般通用の爲め紙幣發行の報告に接し、上海、漢口等に於て紙幣發行の權能ある外國銀行も哈爾賓に於ては其專管居留地にあらさるを以て紙幣發行を許さすと通告し、而して哈爾賓道尹に命し外國銀行紙幣の通用を禁止せしめたるか、同地領事團は之を條約違反として抗議すへく會議を開き、北京外交團に申請して支那政府に交渉すへく決議した。因に香上銀行及正金銀行等にも同樣大洋票發行に關し關係あるを以て此問題は駐哈外人間に相當の注意を拂はれて居る、然れと元來張巡閲か東三省銀行を設立した目的は前述の如く東三省に於ける幣制を此銀行券によりて統一せんとするにあるから此種外國銀行の紙幣發行に對しては强硬なる反對意見を有するてあらうし、旁々以て注目に値する問題である。

第五章　滿蒙幣制上の諸問題

第一節　奉天省に於ける幣制整理

第一款　奉天省城に於ける幣制整理

第一項　奉天兌換問題

奉天省に於ける紙幣の濫發

奉天省に於ては民國初年以來、銀行業の勃興につれて、東三省官銀號及黑龍江官銀號の外に、興業、商業、殖邊、華富等の諸銀行續出し何れも紙幣發行權を得て射利の機會となしたから、幾何もなくして右各銀行の紙幣は市場に充溢するに至つた。如斯惡貨か市中に頒布されて以來從來の良質は追日其影を潛め、市場に於ける現銀漸く缺乏を告くるに至るや期せすして銀紙の間に差額を生し、其差額多きに及んた。折しも歐洲戰亂の起るあり、六國借款團の借款交渉を中止したる等の原因より日支商人は所有銀券を以て銀行に迫り初めた、時大正三年の秋てある、當時支那銀行は極力兌換に應したるも日一日と其要求額增加し、遂に其要求に應し得さるに至り、先つ支那人の兌換要求を絶對に禁止し、邦人要求者に對しては哀訴嘆願して其要求の若干

割つゝの兌換に應するに過ぎさるに至つた。

如斯して兌換された小洋現銀は其大部分は大連に輸送された、其結果奉天市場に於ける現銀は漸次缺乏し來り、支那銀行は益々窮境に陷る爲め、大正五年夏我總領事に向つて邦人の兌換額に制限を設け且つ其兌換貨幣を小洋現銀の缺乏を理由として大洋現錢、正金圓銀及其銀券を以てすることを嘆願した（大正五、八、一八締法兌換契約）。

右契約締法後同年十一月奉天省長は興業銀行副行長劉鳴岐か各錢商と結托して邦人と共に恣に金融を擾亂せるを名とし共謀者三人と共に之を所刑し、一方邦人と左の兌換協定を締結した。

兌換協定

一、兌換額ハ毎日八萬元トス

二、兌換方法左ノ如シ

甲、公共兌換所ニ於テ兌換ス

乙、大洋銀ヲ以テ代換スルモ已ムヲ得サル場合ニハ正金銀行銀券ヲ以テ之ニ代フ、但其數額ハ多クモ兌換總額ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

丙、兌換ニ際シ百元ニ付輸送費四角ヲ附スル從來ノ規定ヲ廢止ス

丁、其他ノ手續ハ前契約ノ規定ニ依ツテ辨理ス

三、兌換制限期間ハ六箇月トス、該期了內ニ於テ各銀行業者カ若シ兌換ヲ實行スルコト能ハサル場合ハ本契約ヲ取消スコトヲ得

甲、交渉署ハ制限期了内毎月一回各銀行ノ紙幣發行額及準備金額ヲ調査シテ總領事館ニ報告スヘシ

乙、以下ハ未タ宣布セス

四、奉天各銀行ハ誠意ヲ以テ本契約ヲ實行スヘキ旨ヲ奉天省長ヲ經テ總領事館ニ聲明スヘシ、又地方銀行ク對シテハ省長之カ全省任ヲ負擔シ中央銀行派出所ニ對シテハ本店ニ於テ之カ監督ノ責ニ任スヘシ

備考　兌換制限細則ハ之ヲ省略ス

如斯して漸く其堵に安んした支那銀行は、從前無制限時代に於て極端に發行紙幣の緊縮をなし居たるも、此制限兌換の協定により此引締を緩ふし市面救濟の名の下に再濫發を敢てした、其證左は兌換要求額か増加したるにより知るへきてある。

超て大正六年八月十六日に至り再ひ日支兩國委員は協議し所謂金融調節契約八ケ條施行細則十二ケ條を左の如く締結した。

金融調節契約

第一、金融調節辨法

日支兩國ノ委員ハ奉天省長並ニ日本總領事ノ委任ニ依リ左記金融調節辨法ヲ締結ス

一、奉天小洋券ノ流通ハ幣制統一ヲ阻害スルニ因リ、省長ハ告示ヲ出シ商會ハ通告書ヲ發シテ、商民ヲシテ一律ニ大洋本位ヲ採用セシムヘシ

二、銀行公會ニ加入セル各銀行號ハ奉天大洋券ヲ以テ小洋券ヲ回收シ、其回收セル小洋券ハ直ニ之ヲ銷却スヘシ、但小取

引ニ便スル爲メ十角以下ノ小洋券ハ此限ニ在ラス

三、小洋券ト大洋券トノ換算率ハ省令ニ從ヒ、小洋十二角ヲ以テ大洋一元ト兌換スルモノトス

四、大洋券ノ兌換ハ各國ノ兌換通則ヲ按シテ無制限兌換トス

但本契約實施後一箇年半ノ間ハ中外ノ商民ニ對シ制限兌換ヲ行フヘシ

五、一箇年半後ニ至リ、若シ各銀行號中誠實ニ整理ヲ行ハスシテ無制限的兌換ニ應スル能ハサルモノアルトキハ、左記ノ辦法ニ從ツテ之ヲ處分ス

（イ）日支兩國ノ委員相協同シテ其準備金ヲ檢査ス

（ロ）委員會カ諮詢機關ヲ設置スルノ必要ヲ認メタルトキハ日支兩國ヨリ各一名宛ノ委員ヲ推擧シテ之ヲ組織ス

（ハ）委員會ニテ適當ノ辦法ヲ議定シ、該銀行ニ對シテ之カ實行ヲ要求ス

六、本契約ノ細則ハ別ニ之ヲ定ム

七、本契約ハ中華民國六年八月十六日ヨリ之ヲ實行ス、其以前ニ於テハ從來ノ辦法ニ從ツテ辦理ス

八、本契約ニ違反セル行爲ハ無效トス

第二、金融調節辦法施行細則

中日委員會ハ、曩ニ調印ヲ經タル金融調節辦法第六條ノ規定ニ依リ、奉天省長並ニ日本總領事ノ指揮ニ從ヒ、該辦法施行細則ヲ協定スルコト左ノ如シ

一、中國官憲及商務總會ハ商民ヲシテ一律ニ大洋本位ヲ實行セシメ、須ク之ニ必要ナル處置ヲ取ルヘシ

二、銀行公會ニ加入セル各銀行號カ大洋票ヲ以テ小洋票ト交換セントスルトキハ金融調節辦法第三條ノ規定ニ依ル換算率ヲ以テ之ヲ行フヘシ

三、銀行公會ニ加入セル各銀行號ハ休日以外ニハ毎日銀行公會ニ於テ奉天大洋票ヲ以テ小洋票ヲ回收シ、其回收額ヲ帳簿ニ記入スヘシ、省長公署、財政廳及總商會ハ毎月末各員ヲ派シテ中日委員會ト會同シ、適當ノ地點ニ於テ右帳簿ト照合シテ之ヲ銷却スヘシ、又各銀行號ノ本店ニテ回收セル小洋票ハ毎月末作表ノ上之ヲ銀行公會ニ送附シテ一律ニ銷却スヘシ、但十角以內ノ小洋票ハ多少ニ拘ラス當該各銀行ノ本店ニ至ツテ兌換ヲ求ムヘシ

四、小取引ニ必要ナル十角以下ノ小洋票ヲ除ク巳發行ノ小洋票ハ金融調節辦法施行後一箇年半以內ニ全部ノ回收ヲ行フヘシ

五、支那官憲ハ責任ヲ以テ銀行公會ニ加入セル各銀行號ノ大洋票發行額、準備額並ニ小洋票ノ回收額及其流通額(毎月二回即チ十五日、三十日現在額)ヲ總領事ニ通知シ、且ツ其銷却セル小洋票ノ數額ヲモ併セテ其都度通知スヘシ

六、銀行公會ニ加入セル各銀行號ハ速ニ十角以下ノ大洋補助幣ヲ發行シテ、金融調節第二條第一項ニ規定セル小取引ニ必要ナル十角以下ノ小洋幣ヲ可成的速ニ回收スヘシ

七、金融調節第四條第二項ニ規定セル制限兌換額ハ休業日ヲ除キ毎日六萬元以內トス、其中日本商民ニ對スル兌換額ハ多クモ四萬元ヲ超ユルヲ得ス

八、金融調節辦法第四條ニ規定セル兌換用ノ各貨幣ハ大銀元、袁總統新幣、造幣總廠鑄造貨幣、機器局鑄造貨幣、香港弗、日本銀貨、大清銀幣ノ七種トシ其他ノ銀元ハ品位、量目ノ之ト相等シキカ若クハ其以上ノモノニ限ル

九、金融調節辦法第四號第二項ニ規定セル制限兌換ハ日本商民ニ對シテハ特ニ左ノ方法ニ依ツテ辦理ス

甲、銀行公會ニ加入セル各銀行號ハ總商會內ニ設置セル公共兌換所ニ於テ專ラ驗票及兌換ノ事務ヲ辦理ス

乙、公共兌換所ノ檢票ハ毎週月曜日及木曜日ノ午前十時ヨリ正午マテニ之ヲ行ヒ、兌換ハ休業日ヲ除キ毎日午前十時ヨリ午後四時マテノ間ニ之ヲ行フ

丙、兌換請求者ハ小洋票ヲ檢票處ニ示シテ先ツ點檢ヲ請求スヘシ
丁、檢票處ハ檢票終了後兌換請求者ノ氏名及檢票額ノ列表ヲ當日午後三時マテニ奉天總領事館ニ送附スヘシ
戊、兌換請求額ト檢票額トノ間ニ五十元以上ノ差額アルモノ無效トス、即チ已ニ檢票ヲ經タルモノハ再ヒ兌換ヲ請求スルヲ得ス
己、日本總領事館ハ丁項規定ノ檢票一覽表ヲ參酌シテ夫々兌換額ヲ分配シ、毎週火曜日及土曜日ノ午前十時ニ各兌換請求者ニ對シテ證明書ヲ給付スヘシ
兌換請求者ハ自ラ領事館ニ赴イテ該證明書ヲ領取スヘク、若シ疑義アル場合ハ須ラク總領事館ノ質問ニ答辨スヘシ
庚、前項ノ兌換證明書ハ給付後二日間有效トス但銀行ノ休業日ハ加算セス
辛、銀行公會ニ加入セル各銀行號ハ臨時休業日ニ辨理スヘキ檢票及兌換事務ハ其翌日ニ至リテ之ヲ補辨スヘシ
一〇、各銀行號ノ休業日左ノ如シ
日曜日、陽暦正月一、二、三ノ三日間、南京政府成立紀念日一月一日、春節及陰暦年節六日、南北統一紀念日二月十二日、夏節一日、國會開會紀念日四月八日、秋節一日、國慶日十月十日、冬節一日、雲南倡義紀念日十二月二十五日
一一、小洋票ノ兌換ハ金融調節辨法施行ノ日ヨリ之ヲ停止ス
一二、本細則ハ民國六年八月十六日ヨリ施行ス
「備考」右ノ外ニ金融調節辨法施行細則第一條ニ規定セル「必要ノ處置」ニ關シ七ケ條ノ規定アルモ其詳細ハ第三項ニ讓ル

民國六年七月十六日、右契約締後、各銀行號は毎日四萬元宛の兌換に應することゝせるか、實際は之を維持すること困難にて、現に東三省官銀號の如きは、發行額最も多きの故を以て缺

損額愈々大なるものかあつた。且つ日本以外の他國も亦此例を援いて兌換請求を爲さんとすとの説ありしかは、支那官憲は、七年一月より同四月に亘り、日本總領事と種々交渉の結果、六年七月十六日締結の金融調節契約第四條中の「但本契約實施後一箇年半の間は中外商民に對し制限兌換を行ふへし」との規定を「但一箇年半の間は兌換せす」と改訂し、且つ別に三ヶ條の秘密契約を締結した。即ち左の如し。

秘密契約

一、銀行公會ニ加入セル六銀行ハ準備金ノ一部分即チ日金三百萬圓ヲ日本總領事ノ指定セル銀行（即チ朝鮮銀行）ニ預置クヘシ

二、其後ノ發行増加額ニ對シテハ發行額百萬圓ニ付キ二十萬圓宛ノ割合ニテ預金ヲ増加スヘシ但其ノ發行増加額ハ各銀行ノ報告ヲ根據トシ日本總領事ノ檢査ヲ要セサルモノトス

三、預金ノ利子ハ年利四分五厘トシ元金中ニ繰入ルヽモノトス但若シ之ヲ使用セントスルトキハ中日官廳ノ許可ヲ要ス

右預金三百萬圓ノ割當額左ノ如シ

一、東三省官銀號	一、五〇〇、〇〇〇圓
二、殖邊銀行	七五〇、〇〇〇圓
三、中國銀行	三〇〇、〇〇〇圓
四、興業銀行	二五〇、〇〇〇圓
五、黑龍江省官銀號	一五〇、〇〇〇圓
六、交通銀行	五〇、〇〇〇圓

右秘密契約締結後、民國七年五月十三日に至り、兌換停止を實行した、民國五年十一月十三日乃至同七年四月の兌換請求者數(日本人)及其兌換請求額の統計を左に掲くへし。

第三十一表　民國五/七年に於ける兌換請求者數及其兌換請求額

年	月	日	回數	兌換額	兌換請求者數
五	一一	一三	一	二七三、一一一円	三三人
	一一	二七	五	六一三、三〇五	五〇
	一二	一四	一〇	九一九、四七五	七二
六	一	四	一五	九〇九、七三八	六六
	一	一九	二〇	一、三五八、〇八四	八八
	二	一五	二五	一、一五八、五〇五	七二
	三	五	三〇	一、四〇三、六三五	七八
	三	二二	三五	一、六九六、六八一	六七
	四	九	四〇	一、七八九、一九二	六七
	四	一六	四五	二、七〇五、三一九	七〇
	五	一七	五〇	二、六〇九、〇七〇	六六
	六	四	五五	二、八四四、九八六	七五
	六	二一	六〇	二、八一六、一五〇	七二

	七	九	六五	三、七四四、九〇三	八〇
	七	二六	七〇	四、五五七、六五八	八二
	八	九	七四	五、五七五、〇七九	八〇
	八	一三	七五	五、三九四、六〇三	八二
	八	一六	七六	一、二七四、〇〇五	四二
	八	一九	七七	一、七八四、八一五	五四
	八	三〇	八〇	二、九七〇、九六二	五五
	九	一七	八五	一、七二七、七六一	四八
	一〇	四	九〇	二、九五二、一一六	五八
	一〇	二三	九五	三、二二三、〇七九	六一
	一一	一二	一〇〇	二、七五六、四一八	三二
	一一	二五	一〇五	三、四四一、三九〇	四九
	一二	一三	一一〇	三、二四〇、六六二	五一
七	一	七	一一五	三、五八五、七三三	五三
	一	二一	一二〇	三、二三九、二九一	四五
	二	七	一二五	三、四四六、九〇三	四九
	三	四	一三〇	三、三四七、四四七	五〇
	三	二一	一三五	四、三三五、七一九	五四

四	九	一四〇	四、六八四、四七四	四九
四	二五	一四五	四、一八三、〇一三	四八

大正七年五月の改訂契約、即ち六年八月十六日迄の兌換契約を改訂して一ヶ年半の兌換を見合せたる契約は八年二月を以て滿期となれるも、各銀行は依然として兌換能力を有せなかつたから二月七日及十三日に日支双方の委員相會合して種々の協議を重ね、同月十五日双方間に左記三條の辦法を協定した。

一、奉天省長は資力不十分の廉に依り殖邊銀行華商銀行の紙幣發行權を取消し且つ已發紙幣の回收に盡力す

二、奉天省局は紙幣の價格と硬貨の價格の七割以上ならしむることを保證すへし

三、日本商人は暫時兌換を行はさるへきを承認す

然るに大正九月一月に至るも銀行は依然として兌換開始を爲すこと能はなかつたから、一月下旬官銀號は更に日本總領事に向つて特別條件の取消を提議し、以て將來に於ける正式の兌換開始に備へんとした。之に對し日本總領事は在滿日本商人の同意を得るの必要ありとし、邦商を領事館に召集して種々協議の結果、兌換條件及特別契約を取消し且つ左記三ヶ條の辦法を設

定し之を交渉署に照會した。

一、各銀行は一律に兌換券を發行すへし

二、奉天當局は紙幣の價格を硬貨の價格の七割以上ならしむることを保證すへし

三、日本商人は暫時兌換を行はるへきことを承認す

茲に於て日支間に於ける積年の兌換交渉は始めて一段落を告くるに至つたのである。（銀行週報に據る）

第二項　奉天省局の各銀行紙幣整理

上述せる處の日商の兌換請求は奉天各銀行に對して空谷の跫音の概あらしめた、就中東三省銀行官銀號は其打擊最も多く、爲めに大に其信用を毀損し、從つて其流通は甚た困難てあつた、茲に於てか東三省官銀號督介辦、巡按使、監理官、財政廳及該號總辦等相談の上左記六ヶ條を議定した。

一、迅飭ニ各縣征收機關一、此數月內、專收ニ官銀號紙幣一、他行鈔票、一概不レ收

二、由ニ東三省中國銀行一、協濟ニ官銀號現款一百萬元

三、限下興業銀行每日收回ニ紙幣五十萬元一、以收至中流通額ニ百萬元上爲レ度

四、官銀號自八月一日起、須負ニ宗全兌現責任一

五、官銀號紙幣、除ニ現在流通額九百五十萬元一外、不レ得ニ再行增發一

六、根本辨法、應ニ另ニ的款一辦理

奉天省官銀號は以上の辦法に依り僅に其維持を保つことを得た。次て大正六年八月十日の日支合融調節契約施行細則第一條には「一律に大銀元本位を採用して之に對し夫々處置を採るへし云々」との規定がある、省長は八月四日各金融幣制會議を召集して大洋本位採用の辦法に就き協議したか、席上下記九ヶ條の議案を提出した。即ち（一）銀行の調査（二）舊幣の取締（三）私帖の取締（四）新幣の流通（五）正貨の準備（六）補助貨の制限（七）監査の實行（八）定期市場の改講（九）隨時公告等の諸項である。該會議に於ては當日大銀元制の附則七ヶ條を決議せるか即ち左の如くてある。

大洋本位採用の辦

一、嗣後期現買賣一切、（無論滙銀、東錢、爐銀、外幣糧石以及各項商品）向ニ以小洋計算者ニ、均改用ニ大洋ニ計算收付、不レ滿ニ一元一者、許ニ以舊有小洋券ニ、按ニ一二折合大洋一元一找付

二、從前債權債務交易一切、定約ニ以小洋券一交付者、嗣後均按ニ一二折合一元之率一、改付ニ本省發行之大洋券一

三、官署公所征收一切捐稅、嗣後均實收ニ本省發行之大洋券一、除下不レ滿ニ一元一之零數上外、不ニ再收受ニ小洋券一

四、軍民各署一切公款支出、亦概實發ニ大洋券一

五、凡持有ニ小洋券者、均可下自由向ニ各該銀行號一、按ニ一二折合一元定率一、兌換中本省大洋券上

六、本辦法實行之日起、一年半以內、大洋收鑄未レ多、各銀行號倘在ニ限制兌現期間一、一切收付、除ニ特別有レ約者甲不レ計外、一以本省大洋券爲ニ法幣一、不レ准ニ強令付現一

七　本辦法奉天省城以本年八月十六日爲實行之日、外縣商民交易、按道路遠近、由縣知事呈經批准、酌量度展緩實行、但最遠不得過一個月

右と同時に財政廳にては下記の如き金融整理の計畫を立てた即ち

(一)外縣との爲替取組を推廣し以て紙幣の輸送を免れしむること

(二)外縣に銀行號を設置し、且つ銀行號は相互に聯絡方法を協定すること

(三)私帖の取締を行ふこと

の三てある。次て同年十一月再ひ私帖取締専章を公布したか、其要點五期に分ち、大正七年八月末日迄に之を回收することとした、次て六月四日警察廳の職員を派し各銀行の帳簿及金庫の調査を行ひ、又六月七日殖邊銀行及資本額一千元以下の小錢舖の營業を停止したから省城の金融は殆んと停滯した。翌六月八日より更に公共滙兌所開始のことを督促せるか、銀行公會に於て左記九箇條の公共滙兌辦所法を決議した。

兌共滙兌辦所法

一、每日售大洋正鈔日金各一萬元、滙上海規元天津行化各一萬兩、除大洋因省長特別注意、應暫時減價售賣外、餘概依平市出售

二、各銀行號所攤成數、仍照原議、惟殖邊已停業、應按照八成五分攤派

三、滙兌時專收在所五家之票、其殖邊商業華富等票、概不收受

四、某銀行出款多而收進本券不及其成數時、每旬一小結、月終一大結、向票多之家、請換本券
五、第一次各按十日間應兌滙之現貨之銀兩、撥交公所、嗣後則由公所公籌、但銀行號如有現金銀兩、亦可照公所收進之價、售給公所
六、天津由官銀號支付滙款、上海則由中交二行支付、均每旬先撥存銀兩不代墊
七、公所所用人員、由中交行江號各派二人、興業官銀號合派九人或十人、此項人員常川駐所、聽主任指揮
八、地點擬設於西華門口德原長錢舖舊址
九、費用由五家平均分擔

右滙兌所は大正七年六月二十四日業務を開始したか其現銀の賣出は市價に比し低廉なりし爲め買入者殺倒したか、後當初の一人兌換者限度十元を低下せし爲め金融界は恐慌を惹起し、各銀行の紙幣は日を逐ふて下落し、從つて大局に於て寸毫も裨益かなかつたから、大正八年一月十三日遂に右辦法を取消すに至つた。

次て八年二月十六日日本側と更に改訂契約の結果、財政廳は更に左記一箇條の滙兌券改發辦法を提議した。

一、營口爐銀の變通辦法に倣ひて各銀行に於て上海規元の相場に依り紙幣の賣買を行ひ總商會之を監察す
二、營口爐銀の變通辦法に倣ひ總商會より市場を開設し、上海規元の相場により紙幣の賣買

を行ひ總商會之を監察す

斯くて東三省官銀號は、一時紛々として滙兌券を改發し、以て兌換を避けたりしも、大正七年二月十六日更に日本側との交渉の結果、紙幣價格をして硬貨價格の七割以上の割合を維持せしむるの辨法を得た。茲に於て同年三月二十日東三省官銀號、興業銀行及中國、交通兩銀行等は又々相議の上左記九箇條の各銀行紙幣整理辨法を左の如く決議した。

各銀行紙幣整理辨法

一、銀行號應將所發之紙幣、竭力收回、務使減少
二、銀行號均應催收到期貸款、但各埠市面、仍須兼顧、不得因之惹起恐慌
三、銀行號各種放款、一律停止、如有特別情形者、不在此限、但須公同審核後、始准辦理
四、中國銀行、交通銀行正副行長、東三省官銀號、興業銀行總會辦、彼此均得隨時調閲各種貸款暨買賣貨款及發行紙幣等項簿記、俾明眞象
五、銀行號對於收縮紙幣辦法、有不實力奉行者、呈請處分
六、本條件有效期間爲六個月、如仍須繼續時、得延長之
七、毎星期日檢閲一次、無論何時、不時懈弛

第三項　奉天對中央銀行問題

東三省内に於ては省立及私立の各銀行か紙幣を發行する外、中央銀行たる中國銀行も亦各省區内に分支店を設けて、小洋錢票を發行せるは叙上の如くてある。斯く中央銀行の勢力か地方

に膨張するは地方銀行の堪え難き處なるのみならす、地方官銀等を其勢力下に置て縱に操縱しつゝある地方官憲の好まさる點てあつて是非中央銀行の活動を制限しなければならなかつた、茲に於てか大正六年十一月奉天當局は通令を發して省內に於ける中國銀行小洋錢票の使用を禁止し同時に奉天省財政廳は中國銀行に宛て左の照會をなしたのである。

奉天當局の中央銀行活動の制限

查奉省改革幣制、爲實行大洋本位之基礎、所有各銀行號、前之通用小洋紙幣、業限一律停發、逐漸收回、分期銷燬在案、前因查有長春中交二行發行之舊有小洋票、上蓋有吉黑二字、推行奉省、爲數日多、若不早爲杜絕、於奉省統一幣制前途、大生障礙、當經通令各征收機關、遇有此項小洋票、不得收用去後、茲據開原縣章知事啓槐眞電、內稱奉令禁止行使中交兩行蓋有吉黑二字之小洋紙幣、風聲所播、市面震動、緣中行在孫家臺站內、均以此項紙幣出貸、各糧棧即以此項紙幣買糧、以致流入商農之手、爲數甚鉅、現有禁止行使之令、此項紙幣、又係吉黑二字幷列、究向何處兌付、商民羣起懷疑、市面遑遑恐慌、紛紛來署詢問、擬懇迅飭該行、迅、一速設法收回、明白宣布兌付辦法、以維市面、而安人心等情、據此查此項紙幣、若任其流通奉省、不唯官銀號一家獨受其害、且實以破壞金融、而有危大局、除呈請省長分咨財交二部、轉令長春中交兩行、將推行奉省之小洋紙幣、限期收回外、相應函請查照、所有長春發行之小洋票、在未經收回以前、能否代爲換收、望速見復云云。

右の公文に依つて觀れは、(一)中央銀行の紙幣は已に農民及商民間に相當の信用あること、(二)奉天省局か中央銀行券の行使を禁止せるは決して幣制統一の目的の爲めに非すして實は中央流行券の流通は官銀號と利害衝突するものなることの二點に存すること明瞭てあらう。而し

て當時中國、交通兩銀行にては右の照會に對し、隨時回收すへきを答へたるも越て大正七年一月二十一日に至り、奉天省局は再ひ通令を發して、右小洋錢票の行使を禁止し、且つ私に自ら行使して損失を被るとも官廳ては之か責任なき旨を聲明した。而して同年四月省長より中國、交通兩銀行に向つて左の五箇條の兩銀行銀元劵取締辦法及施行細則を提議した。

將中交兩銀行銀元劵取締辦法

一、兩行(指長春中、交二行言)已發行紙幣(指吉、黑、長春字劵)若干、庫存紙幣若干、基本金若干、須經本省派員分別査明
二、在本省流行吉、黑、長春字紙幣、須一律收回、不再發現
三、兩行已發行及庫存紙幣、須於幣面明顯、易於識別處、蓋用奉天省不通用戳記
四、在奉中、交兩行、對於吉、黑、長春字紙秤、自後永不收受、並不匯兌、須自行登報聲明
五、以後兩行在奉省發行某種紙幣、須得省政府同意。其額數并須有一定限制

又規定施行細則原文左の如くである。

第一條　奉省於電知財政部、交通部後、即先派員馳赴長春、實行辦理
第二、三條　得部復後、即日實行、惟未得部復時、兩行又協助者、應先着手籌備、至應蓋戳記、可將奉天省不通用字樣、改爲即於吉、黑兩省通用字樣、可由奉省代爲刊刻
第四條　停止收受匯兌期內、可由兩行先自擬定、送由本省協贊同意、其送到期間以七日爲定、(自五月二十一日起算)
第五條　紙幣限制額數、應俟奉省全盤核定、預先通知兩行

中國、交通兩銀行は右の提出條件に對し、是れ兩銀行をして全然奉天省局の監督下に立たしむることを要求するものにして、兩銀行の行制と相反するものなるを以て承認し難しとなし、

中交銀行券發行制限法

反對す處かあつたか、奉天省當局は之にも拘はらす、大正八年三月七日に至り三度訓令して、兩銀行券の行使を禁止し、一切の兩銀行券を以て兩銀行に向つて兌換すへきを命し、同時に左記八箇條の兩銀行券發行券制限法を宣布した。

一、奉天省城ノ中國、交通兩銀行ハ全省ノ各支行、分行ヲ管理ス

二、奉天發行ノ一、二大洋票ハ、奉天省城ノ中國、交通兩銀行ヨリ發行シ、其券面ニ奉天ノ市價ニ依リ上海規元ト提算スヘキ旨ヲ明記スヘシ、其發行額ハ各銀行各五百萬元トス

三、奉天ノ中國、交通兩銀行ハ、奉天省立銀行號ト一致ノ行動ヲ取ルヘシ

四、奉天ノ中國、交通兩銀行ハ、省立銀行號ト相協力シテ長春ニ分行ヲ設ケ以テ、吉、黑、長春券ノ流出入ヲ杜絶スヘシ

五、奉天ノ中國、交通兩銀行ハ、精密ナル辦法ヲ案出シテ、吉、黑、長春券ノ奉天流入ヲ杜絶スルノ責ニ任スヘシ

六、中國、交通兩銀行發行ノ五百萬元ノ銀行券ニハ其券面ニ監理官ノ押印ヲ要ス、其種類ハ別ニ之ヲ定ム

七、中國、交通兩銀行ノ吉、黑、長春小洋券ハ四月二十日限リ、其通用ヲ禁止シ、一律ニ之ヲ回收ハ

八、此協定後若シ他處ノ中國、交通兩銀行支店ニ於テ、右ト同樣ノ紙幣ヲ發行シタルトキハ紙幣贋造罪ヲ以テ之ヲ處分ス

以上の條件提出後、中國、交通の兩銀行より銀行券を回收せること約三千萬元と稱せられた、斯くて奉天當局は省立銀行を擁護する爲めに中央銀行の紙幣發行權を制限し、中央銀行の紙幣發行には當然省政府の許可を得ることゝなしたのてある。

第二節　吉、黑兩省に於ける金融整理

第一款　吉林省に於ける官帖回收

中央政府の濫發紙幣整理

大正二年（民國二年）中央政府に於ては東三省に於ける紙幣の紊亂狀態に顧み、官銀號の濫發紙幣を整理せんとの議があつたが、翌三年一月に至り、國務會議の議決を經て中國銀行劵を通せしめて官銀號の濫發紙幣を回收すると同時に、一面東三省中國銀行の正副行長をして東三省官銀號の督辦を兼ねしむることゝなし、次て同年四月、督會辦辦公處規則及辦公處辦事章程を左の如く公布した。

一、督會辦ハ辦公處ヲ設クルコトヲ得、其地點ハ督會辦ニ於テ之ヲ酌定シ財政部及幣制局ニ報告ス

二、督會辦辦公處ニハ總務課、會計課及檢察課ノ三課ヲ設ケテ各事務ヲ分掌ス、各課ニハ課長及課員ヲ置ク、其人員ハ財政部ノ許可ヲ得テ督會辦之ヲ酌定ス

三、督會辦辦公處ハ又傭員ヲ採用シテ筆寫、記錄等ノ事務ヲ辦理セシムルコトヲ得

四、督會辦ハ公務上ノ必要アル場合ニ於テハ、隨時ニ東三省官銀號及廣信公司ノ人員ヲ融通シ來リテ、事務ヲ幇助セシムルコトヲ得

五、督會辦ノ俸給ハ財政部ニ於テ之ヲ定ム、但兼任ニ對シテハ別ニ俸給ヲ支給セス、課長、課員及傭員ノ給料ハ督會辦ヨリ毎月財政部ニ呈請シテ之ヲ決定ス

六、督會辨ノ公務上ノ郵電費、旅費及ヒ一切ノ辨公費用ハ均シク其實費ヲ支給ス、督會辨ハ其收支ニ就キ財政部ニ對シ毎月詳細ノ報告ヲナスヘシ

七、前二條ニ規定セル各經費ハ東三省官銀錢號及廣信公司ニ於テ均等ニ之ヲ分擔シ、毎月督會辨辨公處ニ送附スヘシ

八、本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

又辨公處辨事處章程十二箇條の條項は左の如し。

一、凡ソ東三省官銀號錢號及廣信公司ニ於テ營業、用人及其他一切ノ事務ニ對シ改良、變更若クハ停止等ヲ爲ス場合ニ於テハ凡テ督辨ト會辨ト協議ノ上之ヲ酌定辨理ス

二、東三省官銀錢號及廣信公司ノ帳簿ニ對シテハ、督辨ト會辨トノ協議ノ上隨時自ラ出張シ、若クハ員ヲ派シテ之ヲ檢査清理ス

三、東三省官銀錢號及ヒ廣信公司ノ有スル債權ニ就テハ督辨ト會辨ト協議ノ上、隨時之ヲ監督シ若クハ之ヲ清査追收ス

四、東三省官銀錢號及ヒ廣信公司ノ債務ニ就テハ督辨ト會辨ト協議ノ上、隨時之ヲ盡督、清理シ並ニ其償還方法ヲ籌定ス

五、東三省官銀錢號及廣信公司カ當該各省ノ爲メニ立替ヘタル行政費及ヒ軍事費等ニ就テハ督辨ト會辨ト協議ノ上、其數額ヲ査明算定シ、當該各省行政長官ト會商シテ其償還方法ヲ酌定シ、之ヲ財政部ニ報告ス

六、東三省官銀錢號及廣信公司ノ有スル現金ハ督辨ト會辨ト協議ノ上市場ノ景氣並ニ金融狀態ヲ詳細調査シテ隨時ニ之ヲ酌量支出シ、以テ金融調節ノ資ニ充ツルコトヲ得

七、東三省官銀錢號及廣信公司ノ所有スル動產不動產ハ督辨ト會辨ト協議ノ上事情ヲ按シ適宜ノ方法ヲ以テ處分ス

八、東三省官銀號及廣信公司ノ官利、餘利、紅利及役員、使用人ニ對スル賞與金額ハ督辨ト會辨ト協議ノ上、別ニ之ヲ規定ス

九、東三省ノ幣制ヲ籌劃シ及之ヲ實行スルノ事務ハ督辦ト會辦ト協議ノ上、財政部ニ呈明シテ之ヲ處理ス、其當該各省行政長官ト會商スヘキモノハ則チ該行政長官ト會商ノ上之ヲ辦理ス

一〇、東三省ニ於ケル私立若クハ官商會辦ノ銀行、公司並ニ錢舖ニテ發行セル紙幣ニ對シテハ、督辦及會辦ハ當該各省行政長官財政司ト協同シテ嚴重ニ之カ取締ノ責ニ任スヘシ

一一、以上ノ各條項ハ督辦ト會辦ト協議ノ上隨時財政部ニ呈明シテ之ヲ辦理ス

一二、本章程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

督會辦辦公處は、右章程の公布以後、五月二十日に於て正式に成立した。

次て同年十一月二十日、吉林巡按使、財政廳、東三省官銀號督會辦及東三省中國銀行は、相互に官帖回收契約を訂締せるか其條項左の如し。

官帖回收契約

一、本契約ニ署名セル吉林巡按使、吉林財政廳、東三省官銀號督會辦、東三省中國銀行、吉林永衡官銀號ハ均シク本契約ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

二、本契約成立後巡按使ハ適當ノ人員ヲ選ンテ永衡官帖收換總處及分處ヲ組織セシメ、專ラ官帖回收ノ事務ヲ辦理セシム、該官帖收換處ハ財政廳ノ監督ヲ受ケ並ニ督會辦ノ檢査ヲ受クヘキモノトス

三、官帖回收ノ期限ハ本契約成立ノ日ヨリ向フ陽暦一箇年六箇月間トス、若シ此期限內ニ全部ノ回收ヲ爲スコト能ハサルトキハ宜シク事情ヲ酌量シテ期限ヲ延期スヘシ

四、巡按使及ヒ財政廳ハ本契約成立ノ日ニ於テ官帖七吊ヲ以テ小銀元券一元ト交換シ、納稅及取引ニ於テモ均シク此割合ヲ以テ計算シ、任意ニ更ヲ爲スコト能ハサルヘキ旨ヲ新聞紙上ニ公布シ各屬ニ通告スヘシ

五、官帖回收ノ資金トシテ小銀元一千萬元ヲ準備ス、即チ吉林省ハ先ツ現銀六百萬元ヲ支出シ之ヲ銀行ニ交附シ、更ニ又政府ノ六釐公債四百萬元ヲ抵當トシテ銀行ヨリ小銀元四百萬元ヲ借上ク、吉林省ハ如何ナル必要アリト雖モ之ヲ他ニ流用スルコトヲ得ス

六、銀號所有ノ現銀カ若シ小銀元六百萬元ニ足ラサルトキハ、巡按使、財政廳ハ本契約成立ノ日ヨリ四箇月以内ニ於テ其不足額ヲ調達シテ、之ヲ銀行ニ交附スヘシ

七、吉林省ノ銀行ニ交附スル現銀ハ何種ノ貨幣タルヲ問ハス、均シク東三省ニ流通セル小銀元ニ按照シテ其價値ヲ計算ス、若シ奉天造幣廠ニ向ツテ貨幣ノ改鑄ヲ求メント欲スルモノアラハ、銀行ニ託シテ之ヲ代辦セシムルコトヲ得、但シ改鑄費及運賃等ハ吉林省ニ於テ之ヲ負擔ス

八、官帖回收ニ際シ、準備金小銀元一千萬ニテ尙ホ不足ノ場合ニハ其不足額ハ荒蕪地ノ拂下並ニ銀號財産ノ處分ニ依リ得タル金額ヲ以テ之ヲ補充ス、但之ニ就イテハ巡按使及財政廳ハ責任ヲ以テ本契約成立ノ日ヨリ向陽曆一箇年以内ニ於テ其全額ノ調達ヲ爲サシメ遲延、推却ノコトアルヲ得サラシムヘシ

九、官帖回收ノ爲メニ處分シタル以外ノ銀號ノ債權、債務及動産不動産等ハ財政部ノ指定ニ依リテ省有ニ歸セシム、但巡按使及財政廳ハ督會辦ト商議ノ上、官銀號ノ債權中ヨリ公債償還ノ經費ヲ支辦スヘシ

十、吉林省カ政府ノ六釐公債ヲ擔保トシテ銀行ヨリ抵借セル金額ハ無利息トス、但公債ノ利子ハ銀行ノ所得ニ歸セシム

十一、銀行ハ各處ノ官帖收換處ニ對シ一、二名ノ行員ヲ派シテ專ラ帳簿檢査ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得、行員ノ給料ハ官帖收換處ヨリ支給ス、但一人ノ給料ハ一箇月多クモ大洋五十元ヲ超ユルコトヲ得ス

十二、官帖收換處ニテハ每日官帖ヲ收換シ、十日目每ニ決算ヲ行フ回收シタル官帖ハ其各票ヲ一律ニ截角シテ其一半ヲ官帖收換處ニ保存シ、其一半ヲ銀行ニ保存ス、而シテ官銷收換處ニ保存セル分ハ六箇月每ニ巡按使、財政廳及督會辦立

會ヒノ上之ヲ銷却シ、又銀行ニ保存セル分ハ先ツ之ヲ督會辦ニ送附シ、次テ之ヲ財收部ニ轉送シテ銷却ス
十三、本契約成立後銀行ハ吉林省ノ金庫事務ヲ接辦ス、其接辦條件ハ銀行ト財政廳ト協議ノ上別ニ之ヲ定ム
十四、本契約ハ漢約書六通ヲ作成シ、一通ヲ大統領ニ捧呈シ、一通ヲ財政部ニ送附シ、一通ヲ吉林行政公署ニ保存シ、一通ヲ財政廳ニ保存シ、一通ヲ督會辦辦公處ニ保存シ、一通ヲ中國銀行ニ保存ス、本契約ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ス

右契約の成立するや省城内に總兌換處一箇所を設けて毎日三萬元を限つて兌換し、又分處を長春、哈爾賓の兩埠に設けて、毎日一萬五千元を限つて兌換に應し、而して總分處共一日の兌換額は一人に付き千元を超ゆることを得さらしめた。民國三年十二月一日始めて兌換を開始せるか、當時の市場相場に依れは、小銀元一元は官帖十二吊に相當したるに而も右契約は小銀元一元を以て官帖七吊と交換すへき旨規定せるを以て、一時射利者流の此機會に乘して官帖を買占め、市場を惑亂すること夥しかりしか、一般商民側にては是れ一に當局か故意に其間を操縦するに因るものなるへしと解釋した。玆に於てか、翌年二月一日以降は、市價に依つて兌換に應したりしも、謠言仍ほ熾んであつた、而も此事終に中央政府の聞く所となり、即ち同年三十一日に至つて、官銀號督會辦を廢止し、官帖の回收も亦此日に於て停止を行つた、其後此事件に關し巡按使と官銀號會辦との間に訴訟事件を見るに至りしか、五年四月に至つて解決した。思ふに當時の官帖回收は、期間四箇月に亘り、公定價格に依つて回收すること二箇月、其間に

発出せる小銀元の總額五、三六三、七一五元九角四分五釐九毫七絲、其中官銀號方面よりの支出額は三、四〇三、七五〇元零九角一分五釐、中國銀行よりの立替額は小銀元二、〇一〇、三八五元一分七釐である。左に當時の回收總額を掲くへし。

第三十二表　民國三年度の吉林省官帖回收額

地點	公定價格に依る回收額	公定價格	市場價格に依る回收額	平均價格	合計
吉林省城	一八、四五六、四五一、六二〇文	七吊	一、九三二、四六二、三〇〇文	九九、四〇吊	二〇、三八八、九一三、九二〇文
長春	一一、一九七、二〇〇、〇〇〇	同	一、一一〇、四八五、〇〇〇	八九、五五	一二、三〇七、六八五、〇〇〇
哈爾賓	五、二七一、七〇〇、〇〇〇	同	三〇八、三九三、三一六	八一、四一	五、五八〇、〇九三、三一六
合計	三四、九二五、三五一、六二〇	同	三、三五一、三四一、三一六		三八、二七六、六九二、九三六

第二款　黒龍江省に於ける官帖回收の經過

民國二年五月、督辦處成立後、先つ黒龍江省の官帖狀況を調査したるか、同年八月に至り、督辦處及朱巡按使は協議の上、不取敢中國銀行に委託して廣信公司發行の官帖を回收せしむることゝした。即ち同月二十日、巡按使及中四國行は、相互に收帖契約十九條を訂結し、十一月には中國銀行内に收換處を設置し、同月二十一日より收換を開始したり。其收帖契約の條項左の如し。

江帖收回契約

一、黒龍江巡按使ハ中國銀行ニ委托シテ廣信公司發行ノ官帖ヲ陸續回收セシム、回收期限ハ三箇年トス

二、巡按使ハ本年陽曆七月末現在ノ公司ノ在庫ノ現金（在庫現銀ハ實銀五十三萬九千九百八十七兩五錢八分、龍元三萬三

千六百八十二元七角、吉元十萬零六千二百十一元三角、銅元百五十八萬五千零九十六枚、大洋十五萬元、銀元十萬零八千四百元、砂金二千二百三十兩一錢四分九釐）及中央政府ヨリノ補充額（留五十八萬三千五百十元零六分ナリ）ヲ全都中國銀行ヘ交附シテ以テ官帖回收ノ準備ニ充テシム

三、中國銀行ハ右現銀收受ノ後、中央政府ノ補充額ノ中ヨリ大洋五七萬元ヲ支出シ、市價ニ依ツテ小洋ト換算シ、之ヲ公司ニ交附シテ其營業資本トナサシムルコトヲ承認ス

四、中國銀行ハ右現銀中ノ銀兩ヲ奉天造幣分廠ニ輸送シテ之ヲ東三省通用ノ小洋若クハ銅元ニ改鑄ノ上、再ヒ之ヲ回送シ來リ、以テ官帖回收ノ資ニ充ツヘク、他ノ用途ニ流用スルヲ許サス、其小洋若クハ銅元ノ品位、量目及鑄造費等ニ就テハ中國銀行ニ於テ最モ公平ノ標準ニ依ツテ奉天造幣廠ト鑄造契約ヲ訂結シ、其荷造費及運賃ト共ニ之ヲ巡按使ニ報告スヘシ、若シ奉天造幣廠ニ依賴シテ小洋若クハ銅元ニ改鑄スルト、市場ニ於テ小洋若クハ銅元ヲ收買スルト其價格ニ於テ相違ナキトキハ、中國銀行ハ其便宜ニ從ヒ市場ニ於テ收買ニルモ亦妨ケス、但其場合ハ買收ヲ行ヘル各市場毎ニ其收買證書ヲ取具シ、之ヲ巡按使ニ報告シテ以テ後日ノ證トナスヘシ、又現金ノ留、砂金モ公平ノ市價ニ依ツテ小洋ニ換算スヘク、割引手數料ヲ求ムルコトヲ得ス

五、中國銀行ハ實際ノ收受額中ヨリソノ營業資本トシテ支出シタル金額ヲ控除シ、其殘額（小銀元若クハ銅元ニ改鑄シタル總額）ニ對シテ同行ノ小洋兌換券若クハ滙兌券ヲ發行シ、並ニ政府ノ六釐公債ヲ擔保トセル省借上金額ニ對シテ兌換券若クハ滙兌券ヲ發行シテ以テ官帖回收ノ資ニ充ツ、但此借上金ニ對シテハ黑龍江省ハ利子ヲ附セス、但債ノ利子ハ中國銀行ノ所得トス

六、中國銀行ハ前項ノ公債以外ノ公債ヲ市場ニ賣出サントスル時ハ巡按使ニ代ツテ之ヲ賣出スコトヲ得、但此場合ハ中國銀行ハ其賣上金ヲ以テ官帖回收ノ資ニ充ツヘシ

七、中國銀行ノ官帖回收ニハ金庫ヲ以テ關鍵トナス、但必要ノ場合ニ於テハ兌換券若クハ滙兌券ヲ以テ市場ヨリ之ヲ收買スルコトヲ得

八、中國銀行ノ官帖回收ニハ伸縮力ヲ具有セシメテ現銀ノ吸收ニ便ナラシムヘシ、但市價ニ影響スル場合ニ於テハ巡按使ハ隨時ニ之カ制限若クハ維持辨法ヲ商定スルコトヲ得

九、中國銀行ノ官帖回收ハ六箇月ヲ以テ一期トス、各期每ニ日々ノ官帖回收額及ヒ小洋若クハ銅元トノ換算額ニ關スル明細書ヲ作製シ、之ヲ巡按使ニ報告スヘシ

十、第一、第二兩期ノ官帖回收額ハ第四期ニ到ツテ中國銀行ヨリ包裝加印ノ上之ヲ巡按使ニ送附シ、同所ニ於テ點驗銷却スヘシ、又第三、第四兩期ノ官帖收額ハ第五期ニ到ツテ之ヲ銷却シ、殘餘ハ全部ノ回收ヲ俟ツテ之ヲ銷却スヘシ

十一、中國銀行ノ回收セル官帖ハ巡按使ニ送附スルマテ之ヲ金庫內ニ保存シ置クヘシ但官帖ノ市價騰貴シタル場合ニハ中國銀行ハ巡按使ト協議ノ上其官帖ヲ更ニ適宜ニ發行シテ現銀ヲ吸收シ以テ市價ノ平衡ヲ計ルコトヲ得、但之ニ依ツテ得タル利益ハ官帖回收ノ用ニ充ツヘシ

十二、市場ノ官帖流通額カ其發行額ノ三分ノ一ニ充タスシテ而モ黑龍江省ノ財力カ其流通額ノ全部ヲ回收スルニ十分ナルトキハ、巡按使ハ中國銀行ト協議ノ上期ヲ定メテ其全額ヲ回收スヘク、必スシモ第一條ノ規定ニ拘泥スルヲ須ヰス

十三、中國銀行ハ官帖回收ノ爲メニ現銀及兌換券若クハ滙兌券ノ全額ヲ支出シ盡シタルトキハ、巡按使ニ對シテ更ニ其繼續支出ヲ要求スルコトヲ得

十四、巡按使ハ廣信公司ノ其後ニ得タル利益ノ全額ヲ以テ官帖回收ノ準備トナスコトヲ承認ス但紅利ハ役員ノ賞與金ヲ控除シタル殘額ノ全部ヲ以テ官帖回收ノ用ニ充ツ

十五、若シ國庫ノ收支相一致セサルトキハ中國銀行ハ其資力ヲ計ツテ相當ノ立替ヲ爲スコトヲ承認ス、其ノ立替條件ハ別

ニ之ヲ定ム

十六、巡按使ハ契約成立後公司ニ命シテ其ノ財産狀態ヲ查明セシメ、金廠、質商、油房、糧莊、火酒製造等ノ各業ヲ除キ其餘ノ不用ナル財產ハ何レモ漸次ニ之ヲ處分セシメ、又一面ニ於テ巡按使ハ別ニ新税源ヲ案出シテ之ヲ中央政府ニ報告シ、以テ官帖回收ヲ繼續スルノ基金ニ充ツヘシ

十七、巡按使ハ中國銀行ノ官帖代收ニ對シテ每月大洋一百元ノ補助金ヲ附與シ、以テ中國銀行々員ノ俸給、筆墨費及郵便費等ノ費用ニ充テシム

十八、廣信公司ハ其現銀ヲ中國銀行ニ交附ス、後ニ至リ官帖兌換ノ爲メニ現銀ノ必要ヲ生シタル場合ニハ、中國銀行ハ相當ノ擔保品ヲ提供セシメテ貸付ノ責ニ任スヘキコトヲ承認ス

十九、本契約ハ契約書四通ヲ作製シ、一通ヲ大統領ニ捧呈シ、一通ヲ財政部ニ送附シ、一通ヲ巡按使ニ保存シ、一通ヲ中國銀行ニ保存ス、本契約ハ署名ノ日ヨリ其效力ヲ生ス

其後黑龍江官帖の市價漸次に騰貴し來りて一時之か回收に不便を感したると、且つ吉林省に於ける吉帖回收の影響を被むる事夥しかりしとを以て、四年八月九日に至り、黑龍江財政廳長唐宗愈氏は袁中國銀行長との間に一の改訂契約締結するに至りたるか其改訂契約の條項左の如し

改訂契約

一、中國銀行ハ官帖八百十五萬七千五百六十六吊百十文ヲ回收セルカ、曩ニ廣信公司カ中國銀行ニ交附セル金額中ヨリ右回收額ニ相當スル金額ヲ控除シ、其殘額ハ暫ク之ヲ中國銀行ニ預置キ、財政總長ハ必要ノ場合ニ於テ員ヲ派シテ中國銀行ト協同シ、市場ニ於テ官帖ヲ收買シ以テ官市價ノ平衡ヲ圖ルヘシ

右ノ官帖ハ各枚ヲ一律ニ截角シ、一半ヲ庫內ニ存留シ、一半ヲ財政廳ニ交付シ、監理官ノ監視ノ下ニ公衆ノ面前ニテ之ヲ燒燬ス

二、民國四年以降ニ於ケル廣信公司營業上ノ利益ハ擧ケテ之ヲ官帖回收ノ用ニ供スヘク、他ノ用途ニ流用スルコトヲ許サス

三、廣信公司カ年末ノ決算ニ於テ利益ヲ得レハ明細書二通ヲ作製シ、監理官ノ再審議、捺印ヲ請ヒ財政廳及中國銀行江號へ分送シテ保存セシム

四、官帖回收ノ辦法ハ金庫ヲ以テ關鍵トナス、即チ翌年一月以降ニ於ケル各徵收機關ヨリノ送金（現貨、留紙幣、官帖）ハ庫章ニ依リ當日ノ相場ヲ按シテ銀元ト換算シ以テ準備トナス、又一方破損セル官帖カ十以吊上ニ達スルトキハ各枚ニ付キ之ヲ截角シテ一半ヲ庫中ニ存置シ、一半ヲ廣信公司ニ送リ完全ナル官帖ト交換ス

五、中國銀行ハ毎年破損セル官帖ヲ檢出、截角ス但其數額ハ廣信公司ノ前年度ノ利益ヲ以テ限度トナス

六、廣信公司カ截角セル廢帖ヲ收受タルトキハ監理官ノ檢査ヲ經毎月十五日商會ニ送附シ、監理官ノ監視ノ下ニ公シ、衆ノ面前ニテ之ヲ銷却ス

七、本契約ハ調印後黑龍江財政廳ヨリ之ヲ財政部及黑龍江巡按使ニ詳報シ、東三省中國銀行ヨリ之ヲ中國銀行總管理處ニ報告シ、各其認可ヲ經テ力メテ效力ヲ生ス

八、本契約成立後ハ前ノ收帖契約ハ其效力ヲ失フ

九、本契約ハ契約書四通ヲ作製シ中國銀行及財政廳ニ各一通宛保存シ、其餘ノ二通ハ財政部及黑龍江巡按使ニ夫々分送シ、以テ後日ノ證トナス

一〇、本契約ニ不備ノ點アラハ財政廳ヨリ此旨を中國銀行ニ照會シ、双方協議ノ上財政部及巡按使ニ陳明シテ之ヲ修正增減ス

右契約成立後、唐財政廳長は、其年の十月十八日より十月二十九日までに約八二五萬餘元の官帖を回收し、公衆の面前に於て悉く之を銷却した。茲に於て黑龍江省の收帖案は始めて一段落を告げた。

第六章　滿蒙主要都市ど通貨

第一節　滿蒙に於ける金銀通貨

滿蒙に於ける通貨の流通額は素より明確な答を得るは至難てはあるか、大體此位かと思はるゝ數字を揭けて資料の一助とする。

其一、滿洲に於ける金銀通貨（大正十年五月 橫濱正金銀行調）

一、金勘定

日本銀行券	八〇、〇〇〇圓
朝鮮銀行券	三五、一〇〇、〇〇〇圓
合計	三五、一八〇、〇〇〇圓

一、銀勘定

鈔票	一、六六〇、〇〇〇圓
大洋票	一二、八九〇、〇〇〇元
小洋票	一三、七〇〇、〇〇〇元
銅元票	三、七〇〇、〇〇〇元
吉、黑官帖	一、五〇五、九〇〇、〇〇〇吊（大洋約一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇）
奉天省私帖子	四〇、〇〇〇、〇〇〇吊（四十萬元ならん）
大洋現銀	七、五〇〇、〇〇〇元
小洋現銀	三〇〇、〇〇〇元
銅元現銀	一五〇、〇〇〇元
元寶銀	八五〇、〇〇〇兩

計	五五、五一〇、〇〇〇元

備考　外に正金保管銀五百萬元あるも發行準備金なるを以て流通幣中に加算せぬ。

其二、南滿洲に於ける支那通貨(奉天正金支店調)

東三省官銀號票	三〇、〇〇〇、〇〇〇元	興業銀號票	二〇、〇〇〇、〇〇〇元
公濟平布錢號銅元票	九、〇〇〇、〇〇〇元	中國交通銀號票	一五、〇〇〇、〇〇〇元
現大洋	四、〇〇〇、〇〇〇元	現小洋	五〇〇、〇〇〇元
官帖	九、〇〇〇、〇〇〇元(約七千萬吊)	合計	八七、五〇〇、〇〇〇元

其三、滿洲內支那通貨(奉天省支那官憲より知り得たるもの)

奉天省	東三省官銀號票	二二、〇〇〇、〇〇〇元	興業銀行票	二二、〇〇〇、〇〇〇元
	中國銀行票	八、〇〇〇、〇〇〇元	交通銀行票	八、〇〇〇、〇〇〇元
	公濟平市錢號銅元票	一〇、〇〇〇、〇〇〇(銅元)		
	現大洋	五、〇〇〇、〇〇〇元	現小洋	二、〇〇〇、〇〇〇元
	銅銀	三、〇〇〇、〇〇〇(元兩)		
吉林省	官帖	十億吊文	小洋票	一〇、〇〇〇、〇〇〇元
	大洋票	九、〇〇〇、〇〇〇元	現大洋	二、〇〇〇、〇〇〇元
	現小洋	二、〇〇〇、〇〇〇元		

黑龍江省
- 官帖　三億吊文
- 小洋票　二、五〇〇、〇〇〇元
- 現（小）洋　一、八〇〇、〇〇〇元
- 大洋票　三、〇〇〇、〇〇〇元
- 現大洋　二、五〇〇、〇〇〇元
- 現大小洋票　一五、三〇〇、〇〇〇元
- 公濟平市錢票 銅元票　一〇、〇〇〇、〇〇〇元

計
- 大小洋票　七三、五〇〇、〇〇〇元
- 官帖　約一〇、〇〇〇、〇〇〇元（十三億吊文）
- 總計銀　一〇八、八〇〇、〇〇〇元

其四、滿洲に於ける銀勘定（大正九年九月末 大連商業會議所調查）

- 圓銀　二、五〇五、〇〇〇元
- 大洋銀　七、五一〇、〇〇〇元
- 墨銀　五、〇〇〇元
- 元寶銀　八五〇、〇〇〇兩
- 小洋票　一三、七〇〇、〇〇〇元
- 銅票　三、七〇〇、〇〇〇元
- 勸業銀行債券　四〇〇、〇〇〇元
- 小計　六八、九九五、〇〇〇元（當時相場にて換算）
- 銀券　一、六六五、〇〇〇元
- 大洋票　一二、八九〇、〇〇〇元
- 小計　二四、五七五、〇〇〇元
- 小洋銀　三〇〇、〇〇〇元
- 銅元　一五〇、〇〇〇元
- 官帖　一、五〇五、九〇〇、〇〇〇元
- 奉天省私帖　四〇〇、〇〇〇、〇〇〇元
- 總計　一二六、三二〇、〇〇〇元（當時相場にて換算）

其五、滿洲に於ける通貨發行額（長春中國銀行調）

甲、紙幣（民國八年末現在）

（イ）內國紙幣	大洋錢換算額（單位元）
一、制錢券類 吉帖	一二、八三七、〇一二元
江帖	七、三五九、六四九
二、銅元券類	一、〇八五、四五四
三、小洋票類	二八、九七六、六一一
四、大洋票類（國幣券を含む）	五二、七八八、四九六
五、各地の私帖及過賬銀錢類	一〇、〇〇〇、〇〇〇
計	一一三、〇四七、三〇二元
（ロ）外國紙幣	大洋錢換算額（單位同左）
六、日金券	四六、〇〇〇、〇〇〇元
日銀券	五、〇〇〇、〇〇〇
露幣	—
計	五一、〇〇〇、〇〇〇
總計	一六四、〇四七、三〇二元

乙、硬貨類（民國六年末現在）

（ハ）東三省固有硬貨	大洋錢換算額（單位同左）
七、東三省に於ける各造幣局鑄造の大銀元	一六、四四三、九七六
八、同 小洋錢	五一、六〇〇、三〇〇

九、同	銅元	三、一〇四、〇六〇
（二）東三省に於ける外來貨幣		
一〇、各省の硬貨及墨銀、香港銀等		未詳
總計		七一、一四八、三三六元
累計		二三五、一九五、六三八元

第二節　滿洲主要都市と通貨流通高

第一款　通貨流通高

滿蒙主要都市に於ける通貨の流通高は確數を得るは容易でないが、今大連商業會議所の調（大正九年十月調）を主とし之に二三其他地方の資料を加へて參考に資すれば左の如くである。

	通貨種類	流通高	通貨種類	流通高
大連	銀券	七一五、一〇〇圓	金券	一七、五五一、〇〇〇圓
	日本銀行兌換券	六三、八〇〇圓	小洋錢	七〇、〇〇〇元
	銅元	不明		
營口	銀券	一五〇、〇〇〇圓	金券	一、〇〇〇、〇〇〇圓
	奉天小洋票	三、二〇〇、〇〇〇元	奉天公濟平市錢號銅元票	五〇〇、〇〇〇元
	銅元	一〇〇、〇〇〇元	現大洋銀	一〇、〇〇〇元
	墨銀	五、〇〇〇元		

地名	種類	金額
奉天	現大洋銀	一、一〇〇、〇〇〇元
	橫濱正金銀行日本圓銀	二〇、〇〇〇銀圓
	首飾銀	一〇、〇〇〇兩
	東三省官銀號大洋票	三、〇〇〇、〇〇〇元
	交通銀行大洋票	一、〇〇〇、〇〇〇元
	金券	八〇〇、〇〇〇圓
	露貨	一〇、〇〇〇、〇〇〇留
	現小洋銀	五〇、〇〇〇元
	元寶銀	二、二六〇兩
	奉天興業銀行大洋票	二、〇〇〇、〇〇〇元
	中國銀行大洋票	一、〇〇〇、〇〇〇元
	公濟平市錢號元票	一、五〇〇、〇〇〇元
	橫濱正金銀行鈔票	二〇〇、〇〇〇圓
	東三省官銀號小洋票	五〇〇、〇〇〇元
開原	橫濱正金銀行鈔票	一〇〇、〇〇〇圓
	交通銀行大洋票	四〇〇、〇〇〇元
	興業銀行四厘債券	四〇〇、〇〇〇元
	金券	二〇〇、〇〇〇圓
	東三省官銀號大洋票	五〇〇、〇〇〇元
	公濟平市錢號銅元票	六〇〇、〇〇〇元
錦州	大洋錢	四五、〇〇〇元
	銅貨	五、〇〇〇元
	中國銀行票・交通銀行票	大洋一〇〇、〇〇〇元　小洋一五〇、〇〇〇元
	東三省官銀號票	大洋一八〇、〇〇〇元　小洋二二〇、〇〇〇元
	廣濟銀行票	一三五、〇〇〇元
	小洋錢	三〇、〇〇〇元
	制錢	二六〇、〇〇〇吊
	東三省老龍圓票	五、〇〇〇元
	其他雜票	一〇、〇〇〇元
	商帖	一、九〇〇、〇〇〇吊
安東	元寶銀	八〇〇、〇〇〇兩
	小洋票	五〇〇、〇〇〇元
	金券	五〇〇、〇〇〇圓
	小洋錢	一五〇、〇〇〇元

都市	種類	流通高	種類	流通高
	小洋銀	一〇〇、〇〇〇元	大洋銀	三〇〇、〇〇〇元
	銅貨	二〇、〇〇〇、〇〇〇枚	金券	二〇〇、〇〇〇圓
吉林	中國交通銀行券	一〇〇、〇〇〇元	永衡小洋票	一七、〇〇〇、〇〇〇元
	永衡大洋票	三、〇〇〇、〇〇〇元	露貨	三、〇〇〇、〇〇〇留
	永衡官帖	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇吊		
長春	北京大洋票	一〇、〇〇〇元	天津大洋票	一〇、〇〇〇元
	哈爾賓大洋票	二〇、〇〇〇元	中國銀行小洋票	二〇、〇〇〇元
	交通銀行大洋票	五〇、〇〇〇元	奉天大洋票	一五〇、〇〇〇元
	中國銀行大洋票	二〇、〇〇〇元	交通銀行小洋票	一五〇、〇〇〇元
	吉林大洋票	一、二三〇、〇〇〇元	吉林小洋票	七、三〇〇、〇〇〇元
	吉林官帖	一、五〇〇、九〇〇、〇〇〇吊	黑龍江省官帖	五、〇〇〇、〇〇〇吊文
	現大洋銀	二、三〇〇、〇〇〇元	横濱正金銀行鈔票	三〇〇、〇〇〇元
	金券	四〇〇、〇〇〇圓	露貨	三〇、〇〇〇、〇〇〇留
哈爾賓	金券	五、〇〇〇、〇〇〇圓	中國銀行大洋銀	四、〇〇〇、〇〇〇元
	中國銀行大洋票	一、〇〇〇、〇〇〇元	交通銀行大洋票	五〇〇、〇〇〇元
	吉林小洋票	一〇〇、〇〇〇元		

即ち滿洲全體に於ける通貨流通高概算は（蒙古を除く）

紙幣 金票	日本銀行兌換券	八四、〇〇〇圓
	正金、鮮銀金券	二、五六一、〇〇〇圓
銀票	銀券	一、四六五、〇〇〇元
	大洋票	一七、九四〇、〇〇〇元
	小洋票	三三、七八〇、〇〇〇元
	銅元票	二、六〇〇、〇〇〇元
帖子	吉林黒龍江官帖	三、〇〇五、九〇〇、〇〇〇吊
	奉天省私帖子	一、九一〇、〇〇〇元
	貨幣類似の興業銀行四厘債券	四〇〇、〇〇〇元
露貨		四三、〇〇〇、〇〇〇留
硬貨	現大洋銀	七、七五五、〇〇〇元
	現小洋銀	七五〇、〇〇〇元
	銅元	三一〇、〇〇〇元
	墨銀	五、〇〇〇元
	元寶銀	八五〇、〇〇〇元
	首飾銀	一二、〇〇〇兩
	正金銀行圓銀	二〇、〇〇〇圓

第二款 通貨流通現狀

次に其主要都市に於ける通貨流通の現狀を見るに、

大連（一）　○大連○　南滿洲に於ける金取引の中心市場にして金券流通高最も多く、各種商取引の決濟用

として日支人間に通用する通貨の種類は正金銀行鈔票、朝鮮銀行券を主とし日本銀行兌換券の流通は極めて僅少であり、支那人間にありては小洋銅元を日常小取引に流通する狀態にある。

而して正金銀行鈔票は輓近我通貨政策か金本位主義に變更さるゝと共に自然緊縮に傾いたものゝ尚特產貿易決濟資金並に海關收入等に用ゐられて居る。

營口

(二) 營口　金劵、銀劵、奉天小洋票、奉天公濟平市錢號發行銅元票、銅錢、現大洋錢、墨銀の外過銀爐制度あり、其銀爐を有する六戸よりの大正九年九月末發行總高約五百萬兩と稱せられ、硬貨の在高としては現大洋銀中國銀行內の保管高約二十萬元、市中に約一萬元、墨銀約五千弗銅錢約十萬元を有し、又ロマノフ及ケレンスキー紙幣約三百萬留を有すると雖も市場に於ける信用なく流通を見ぬ。

奉天

(三) 奉天　通貨には現大洋、現小洋、日本圓銀、元寶銀、首飾銀、大洋票、小洋票、金劵、鈔票、露貨あり、硬貨には銀兩、銀元、銅元の三種、紙幣に銀元票及銅元等の二種かある。古來奉天に於ては制錢を以て本位貨とし、諸般の取引を吊文建とし恰も我舊幕時代に於て何貫何百何十文と同し意味に使用さる(例大豆一斗は六吊百文、粟一斗十二吊三百文等)、然るに小洋錢の流通旺盛となるや先つ外國貨物の代價を小洋錢を以てし、次第に其範圍を擴大せられ日露戰爭後には小洋錢か事實

上の本位貨となつた。然れども人心銅錢に對する觀念深く因襲的　力により尙取引相場を吊文建とし、金錢の受持は之を換算して小洋錢を以てなすものかあつた。第一革命後幣制の紊亂に乘し各銀行は小洋票濫發の結果小洋錢と票との間に開きを生し、例の兌換問題を惹起し市中より小洋錢の姿を沒し、遂には諸般の相場小洋錢を以て建て小洋票か事實上の本位貨となるに至つた。大正六年日支金融調節委員協議し省長の認可を得て本位貨を大洋錢に改め今日に至つたものの、事實上に於ては小洋票即ち俗に票と稱するものか本位貨たるの觀かある。從つて小洋票は奉天省內貨幣中最も重要なるものにして一時東三省官銀號は一日五千元、中國、交通の銀行亦一日三千元を限り之を一人一日五元以下の兌換に應することゝせしか、事實硬貨欠乏の爲め大口取引は自然小洋票に依るの狀態にある。次に小洋錢及小洋票の補助貨として銅貨を本位として發行される銅元票正貨以上に旺盛を極め發行銀號たる公濟號は一日三千元を限り兌換に應しつゝある。外來貨幣としては朝鮮銀行券は流通貨幣中の覇たり、正金銀行鈔票は同地支那人間殊に銀行錢莊の標準貨幣として尊重せらるゝも屢々錢莊の思惑品として使用せられ一般日常の小取引に使用されぬ、羌帖は暴落後市場に影を潛め墨銀も品質良好の爲め跡を絶ち其他貨幣類似品たる北京實業彩票債券及奉天省公債あるも其額は僅少である。

（四）開原　鈔票、金票、中國、交通、東三省官銀號の大洋票、公濟市錢號銅元票、興業銀行四厘債券あるも、日常は日支人間に流通さるゝものは鈔票、金票、東三省官銀號大洋票にして支那人間にありては鈔票、銅元票、中國銀行大洋票か通用され硬貨は皆無の姿である。

（五）安東　通用貨は元寶銀、金券、小洋票、小洋錢にて元寶銀は一名鎭平銀と稱し當地の本位貨幣として各種貨幣中最も主要なる地位を占め、其一錠の重量は五十三兩五錢を普通とせられ大正七年度に於ては一時百八十萬兩の在高を見たるも、同年中銀相場の關係により甚しく流出せる結果、同年中途に四十五萬兩に減少するに至り、越えて八年同地稅務司は兩の減少は各種商取引に甚大なる障碍あるものと認め、新たに上海より百二十萬兩の銀塊を移入し、一面流出を嚴禁するところありたるも今尙依然として流出行はれ日に月に減少しつゝある。而して日常日支人間の取引に通用せるものは元寶銀若くは金券を主とし、支那人間には元寶銀、洋錢、洋票なるも近年洋票增加の結果、大口取引は總て洋票のみ流通する狀態に在る。

（六）錦州　舊來の商取引か吊文建なりし結果流通貨幣も自然制錢を本位貨とし、大、小洋錢及銅貨は事實上補助貨たるの地位に在りしか、銀元の漲落の爲め貿易上に少からさる影響を來したる爲め、大正五年六月行政公署は小洋銀貨一元に對し制錢六吊文以上七吊文以内にて流

通せしむへく官定相場を布告した。然れども奸商は暗に秘密相場を立て通貨の賣買を開始せし爲め、漸次一般に傳染し大正六年三、四月頃は小洋一元は五吊文、小洋紙幣一元は四吊八百文と稱ふるに至つた。茲に於て行政公署は各方面の情況を斟酌し、奉天及新民屯に於けると同小樣洋紙幣は制錢六吊文と定價したる上、市場流通貨の本位を小洋紙幣に改め、從來の補助貨幣となす旨を大正六年四月三十日布告した。然れとも一般商民は尙舊來の吊文取引を好み、小洋の授受を欲せなかつた爲め更に各商賈に對し從來用ひ來つた出納簿及總ての債權、債務にして吊文建に記入せるものに大正六年五月三日限り其數目を小洋紙幣に改むへしと强制し、本位貨幣授變更を斷行たし爲めに現在通貨の本位は小洋紙幣て制錢は事實上補助貨てある。

吉林

（七）吉林　現在吉林に於て通用しつゝある支那貨幣は硬貨にありては大洋銀（北洋銀、スペイン銀及墨西古銀）小洋銀、銅及銀塊の四種にして、軟貨には大洋票（中國銀行、交通銀行より發行したるものあるも主と通用しあるは永衡官銀錢號の發行に係るものにして廣く一圓、五圓、十圓、の三種）小洋票（中國、交通兩銀行及官銀號發行のものあり後者最も多い）及官帖の三種あり、外國貨幣としては日本貨紙幣及露國紙幣を有し、日本紙幣は逐年其信用及流通額を增しつゝあるか、露國紙幣は西比利亞動亂以來其價値を失ひ今日にては殆と流通不可能となり單に相場のみを立てつゝある。此外管內各縣の錢舖、當舖又は地方に依りては商務會に於て發行せる錢票の如きものにして、私帖又は屯

帖と稱するものあるか、徐省長着任以來該帖の弊害多きに鑑み、嚴に之か發行を禁止し期を定めて回收を行ふことゝなつて居る。

長春

（八）長春　北滿貨物の集散地として各種商取引殷賑なるを以て通貨も其種類多く、北京、天津、哈爾賓、奉天、吉林の大小洋票、吉林及黑龍江官帖、鈔票、金票、現大小洋銀、露貨等かある。就中官帖は一時公私一切の取引に使用されたか、多年濫發の結果現時は實質なき不換紙幣として他地方との貸借關係及外國商人との取引には使用を見ない。

哈爾賓

（九）哈爾賓　哈爾賓を中心とする北滿地方の通貨としては、從來ロマノフ紙幣、シヘリシスキー紙幣、ケレンスキー紙幣大藏證劵及同利札ホルワット紙幣等流通したか、大正九年五月以降東清鐵道か金留本位を實施せるより以降意外にも金貨の流通再現し、其在高不明なるも五萬留位は即座に、十萬留位なれば其の日の中に調達することを得るに至つた又ロマノフ紙幣も一定の相場により東支鐵道運賃支拂の一部として辛うして流通し居れるも市中には殆んど受授されぬ。其在高は現在各銀行の預金約壹億五千萬留、東支鐵道保有高七千萬留と稱せらるゝも市場より其影を沒し、各銀行に於ては預金拂出に勗むるも用途なき爲め之か引出しなく、市場は支那貨及我金票の躍進に忝して居る。

日本通貨の北滿地方普及躍進

（註）日本通貨の北滿地方普及經過

日本通貨の北滿地方に普及するに至つた時期に就ては、之を六階段に區分して說くか便利である。即ち其第一期は大正五年六月以前て、哈爾賓に於ては未た金勘定の行はれなく縱に露貨の跳梁に委した時代て、當時に於ける露貨の全盛は又以て露國政府の努力の如何に大なりしかを推するに足る。第二期は正金銀行の哈爾賓に於て初めて日貨の相場を立てるやうになつた時即ち大正五年六月からてある。第三期は大正六年九月朝鮮銀行の金勘定口座を開いた時に始まり同銀行の金券發行權を有するに至ると同時に大に其流通を促進した。第四期は大正七年七月我軍隊の西比利亞派遣に依り軍票を發行したか、其流通兎角圓滿ならさりし爲め正金及鮮銀の紙幣と引替へることにした時期て、當時から我商權の著しき伸張に伴ひ日本金券の流通も亦大に盛となつて來た。第五期はケレンスキー紙幣の廢止て大正八年四月オムスク政府か之か宣言した爲め一時大恐慌を來し、露貨は之か爲め愈大暴落を見るに至り、商取引は不能となつた、そこて標準確立の必要上日本貨を次第に重要とするに至り、從つて日本通貨か躍進の機運を與へられた。第六期は同年六月東支鐵道か其運賃を金の留建とした爲め大商店たるチューリンも同年末金貨相場に改むる等漸次之に傚ふもの續出して以て今日に及んて居る。

而して金票は大正八年二月鮮銀發行券一億八千萬圓に入りし當時約八百萬圓の在高を有するに至りしも、其後發行券の半減に連れ現下約三百萬圓の減少を來したと註せられる、次に支那通貨としては大洋銀には袁總統弗、北京弗あるも、墨銀及香港弗は殆と流通せす、中國銀行始め支那側銀行は大洋銀號通高を過大に計上し、或は八百萬元以上なりと稱するも、事實は之に反する大洋票は中國交通の兩銀行始めて大正八年九月同地にて發行し、昨九年三月之を大洋銀

支那側の通貨政策

に對する兌換券（券面「哈爾賓」の文字あり）なる旨聲明すると共に爾來多少を問はす兌換をなしつゝあり、現に東支鐵道の如き總ての運賃は大洋銀を以てする規定なるも現下大洋票を受入れ居るの狀態にて其後用極めて厚く東支鐵道沿線にて其流通を見る、今哈爾賓に於ける大洋票流通の經路を見るに、元來留市場なりし哈爾賓は露人の勢力衰ふに及ひ、殊に東支鐵道のストライキ毎に支那官憲は警察權を掌握し司法權を收め、ホルワットか職を休むるに及ひ次第に支那側重役は增加され總ての利權は殆と支那人の掌中に落ちた、亞て支那側は更に通貨政策に一歩を進むるに至り交通銀行中國銀行の外に新たに東三省銀行を設立して銀勢力の扶植に力を用ひ、東支鐵道の運賃建値の如きも亦金留を基準とした大洋銀を以てすることゝした。然るに銀貨の暴落により多大なる打擊を被つた即ち受入れは銀を以てするも物資の購入等の過半は日本の金を以てするか或は米國の弗を以てせさるへからさるに依り、其間の開きは莫大なるものにして昨一九二〇年の如きは收入に於て四千二三百萬圓支出に於て四千八百萬圓内外の對照を見たるも、收入に於ては列國の軍需品輸送及銀の激落によりて實收は非常なる減額を見、今や二千萬圓以上の缺損を生し、外債輸入問題は喧しく論議さるゝに至つた。小洋票は吉林永衡官號發行券てあるか、昨年來官憲の命令にて漸次回收された結果現今流通高頗に減少し其全部回收さるゝ日も遠

くはあるまい。官帖は吉林發行のもののみ流通し、主として支那人間の取引に限られ、外國人間には通用せぬ。其他近時東三省銀行發行に係る大小洋票約一千萬元を有し、其内約五百萬元の流通をなしつゝあるも僅に支那人間取引のみにて未た一般的に亘らぬ。

滿洲里

(二) 滿洲里　北滿の地は日露支三國の勢力交叉混淆し、此方面に於ける三國通貨流通の消長は偶々其經濟力を測定するの尺度である、此地に邦貨の顯はれたのは大正七年八月我第七師團司令部か軍票を發行したるに初り、大正八年一月より露貨相場漸次下落するに及ひ、露人間に同紙幣と收受するものあるに至つた、大正八年十月東支鐵道廳は運賃を改正して「ケレンスキー」「大札及「シビールスキー」の受入を拒絕し極東露領の紛糾に乘して支那は銀貨を流通せしめんとし種々畫策する處あつたか到底所期の目的を達し得なかつた、斯くて露貨のドカ落ちは遂に邦貨に乘越ふるの安全なるを知らしめ大正九年五月金「ヴァリユータ」(金貨爲替相場制)に轉換し、市設浴場及市營電燈料金を之に改めたる等圓は當地を征服し終らむとするの形勢てあつた。　日本貨　硬貨の流通高は極めて僅少、金貨は殆と見當らす少數の補助銀貨、白銅貨を合數百圓を越えぬ。然れとも紙幣に至つては朝鮮銀行券(通用高約三十萬圓、手持内譯概算露人十五萬圓、支那人五萬圓、日本人(軍隊共)十萬圓)軍用手票(目下之を發行せす回收しつゝあるか軍隊及支那人嚢中に貯ひらるゝもの尚二三千圓)日本銀行券(日本内地往復の日露人により携行せられたるもの約三、四千圓)の數種か通用し

て居たか、朝鮮銀行出張所及日本軍隊引上後幾分其流通額を減した。

露貨　硬貨か市場に顯れぬこと多年、補助貨の代用として郵便切手の通用せることも、世人の熟知せることである。然るに大正九年四月頃後、貝加爾鐵道從事員が金貨にて給料の仕拂を受け、一時其流通を見たか忽ち其形を穩し、現狀は露貨は擧けて全部之を紙幣のみなりと云ふも過りてない。其種類には「ロマノフカ」（流通高十萬留）「ケレンスキー」（流通高三十萬留）「シビールスキー」（總流通高三千萬留）亞米利加札（支那人は好んて之を受入る、流通高多額なり）かある。

支那貨　蒙古貿易に從事する商人は蒙古人か古來よりの慣習上銀貨にあらざれは之を收受せさる爲め當地には硬貨たる大洋銀貨を市中に散見し、其額少からぬは他地に見さる特種現象てある。其他紙幣には

滿洲里商務會發行紙幣

ケレンスキー大札を以て價値とし十留、五留、三留、一留の四種あれとも流流通高多からす、此紙幣は支那人間にのみ流通し補助貨として使用せらるゝに過ぎす、聞く處に依れは商務會は如何なる故か該紙幣を回收しつゝありと云ふ、或は東支鐵道の回收に策應して留本位の紙幣を廢して大洋本位紙幣發行の企圖を有するにあらさるか。

古倫貝爾政廳發行紙幣

在海拉爾古倫貝爾政廳は明年ケレンスキー小札の流通廢止せられたる際、商取引の便宜を計る爲と稱して財政彌縫

の目的を以て發行し、專ら海拉に於て流通せしか、何時しか同地と密接なる經濟關係を有する當地に流入した、該紙幣は初めロマノフ建にて發行せられたるものなりしか、當地に於ては目下滿洲里商務會發行の紙幣と同樣の相場を有する、十留、五留、三留、一留、五十哥の五種類あり、流通額餘り大ならす。

の二かある。

備考　大正九年四月十八日調前揭各通貨の對日貨（金百圓に付）相場左の如くである。

ロマノフカ小札（二十五留以下）	一、五〇〇留	ロマノフカ大札（五十留以上）	三、〇〇〇
ケレンスキー	五、〇〇〇	シビールスキー	三五、〇〇〇—四〇、〇〇〇
亞米利加札	三〇、〇〇〇—三五、〇〇〇	商務會紙幣 古倫貝爾紙幣	ケレンスキー紙幣相場と同じ

熱　河

（一二）　熱河。　熱河に於ける穀物の相場は熱河市吊建にして、雜貨藥材等は銀兩建なれども市中一般の小賣相場並に諸勘定は皆熱河市吊を以てする、即ち銀兩建とは銀塊を以て何兩何錢何分と計算するもので、市吊建とは制錢を以て何吊何百何十文と計算するのである、熱河市帖の一吊文は制錢三百三十三箇とし其三吊文を以て制錢の一吊文に相當せしむる、然れとも右は單に相場建の稱呼に過きすして實際に當りては一々銀塊を秤量し制錢を點取すること少く、多くは時價に依り同地通用の大洋銀、小洋銀、銅元或は紙幣に換算するを常とする。

硬貨は東三省地方と大差はないか、兌換券は其經濟系統を異にする關係上滿洲地方のものは

流通せぬ。其の兌換券には票と帖子の二かある、票は小洋銀に對して發行せるもの全部を占め大洋銀票も近く發行される、熱河興業銀行の角票最も多く、交通、中國兩銀行票之に次く、帖子は熱河市錢の呂文に對して銀號及錢舖より發行する、日本紙幣、留紙幣は全く通用せぬ。

赤峰

（一二）赤峰　當地に於ける通貨は支那各地と同樣元と銀錠を以て取引上の本位とし、後制錢を本位とせる帖子を發し其慣習となり、爾後大小現洋及銅貨を使用すと雖呂文を以て計算せられ、又毛票（商票と稱し小洋銀に對する不換券にして熱河興業銀行及市中錢舖の發行せるもの）を作り、或は角票に改めて現小洋を以て本位となし同時に呂文の稱呼を廢したるに拘はらす、依然として呂文の名稱を使用する、而して大正七年九月二十日當地の有志者團法（錢法の意）を制定し、從來の呂文建を廢し小洋銀建となせしか充分其効を奏せす、九年四月十五日更に之を改正して銅貨及制錢本位となした。

通貨には大洋銀（二十萬元）小洋銀（極少）銅貨（二萬元）制錢（十萬元）交通票（十五萬元）興業銀行票（三十五萬圓）錢舖發行票（十萬圓）等かある。

張家口

（一三）張家口　此地通貨は各地と同しく兩銀、銀元、中交銀行紙幣及銅元、呂文紙幣の流通かある。此等に對する日々の相場は每朝決定する、此地の鋪銀は鏡銀量と稱す、純分不明なるも天津化寶銀に換算する時は千兩に對し六兩の加色あるを常とする、而して此地も鋪銀不足し一

般取引は撥兌銀に依てなされる、鏡寶銀を動かさす弗銀を以て兩銀に換算受渡される、當地銀の一、〇〇〇兩は天津行平の一、〇三六、九兩を以て公定比價となす、紙幣は中國銀行（約二十五萬元）、交通銀行（約百萬元）興業銀行（四五萬元）殖邊銀行（二三萬元）ある外、吊文紙幣あり、中國銀行（六七萬吊）交通銀行（三四萬吊）及錢舖の發行するもの（二十萬吊）等かある。

第三節　滿洲各海關に於ける金銀銅貨の輸移出入

既述の如く滿蒙の通貨は種々雜多のものかあるか、其多くは兌換劵に係るを以て、金銀、銅貨等の硬貨は品位量目一定し授受に就ても容易なるのみならす、支那本土其他外國へ輸移出し、又之より輸移出入するに至便を感せしめる。故に支那本土又は外國への輸移出入は甚た多額に達して居る、今最近五ヶ年に於ける滿洲各海關を通過せる輸移出入額を示せは左の如くてある。即此數は海關統計に示されたるものなれは、此外外個人の攜帶、殊に山東省苦力の持去りたるものの如きを合すれは甚た巨額に達する有樣てある。之か爲め大正八年張督軍は銀貨の滿洲外輸出を禁止するに至つたものの其效果は疑はしい。

第三十三表　大連港輸移出入金銀及銅貨累年比較　（單位　海關兩）

種別	地方別	日本	朝鮮	計	支那大孤山	天津	龍口	芝罘	青島	其他山東省諸港	上海	計	合計	日本	朝鮮	計	支那大孤山
		輸					移				入			輸			
大正六年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九、六〇〇	三九、六〇〇	三九、六〇〇	—	—	—	—
	銀貨及地金	一五、一〇〇	—	一五、一〇〇	—	—	一〇〇、六九七	二〇六、七八七	四三、六一〇	—	二、九六一、八四九	三、三一二、九四三	三、三二八、〇四三	一八、三二八	四九八	一八、八二六	六四六、四〇〇
	銅貨	四、五二七	—	四、五二七	—	—	—	—	—	—	—	—	四、五二七	—	二六	二六	—
	計	一九、六二七	—	一九、六二七	—	—	一〇〇、六九七	二〇六、七八七	四三、六一〇	—	三、〇〇一、四四九	三、三五二、五四三	三、三七二、一七〇	一八、三二八	五二四	一八、八五二	六四六、四〇〇
大正七年	金貨及地金	四一、四〇〇	—	四一、四〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四一、四〇〇	—	—	—	—
	銀貨及地金	一、五八八	—	一、五八八	—	—	一一四、〇〇四	四〇二、九一三	七五、九五三	—	三二六、九七一	九一九、八四〇	九二一、四二八	一、八八四	—	一、八八四	—
	銅貨	一、九八三	—	一、九八三	—	—	—	—	—	—	—	—	一、九八三	一八	—	一八	—
	計	四四、九七一	—	四四、九七一	—	—	一一四、〇〇四	四〇二、九一三	七五、九五三	—	三二六、九七一	九一九、八四〇	九六四、八一一	一、九〇二	—	一、九〇二	—
大正八年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	—	—	—	—
	銀貨及地金	一、六三六	—	一、六三六	—	—	一二八、九七二	四七六、三八五	三〇九、七〇〇	—	六八七、八九六	一、六〇二、九五三	一、六〇四、五八九	三五、九一三	—	三五、九一三	—
	銅貨	二、二八一	—	二、二八一	—	—	—	—	—	—	—	七〇	二、三五一	—	—	—	—
	計	三、九一七	—	三、九一七	—	—	一二八、九七二	四七六、三八五	三〇九、七七〇	—	七〇七、八九六	一、六二三、〇二三	一、六二六、九四〇	三五、九一三	—	三五、九一三	—
大正九年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇	四、八八四、七八一	—	四、八八四、七八一	—
	銀貨及地金	五八、九七一	—	五八、九七一	—	三五〇、一四五	三〇五、二五五	五五三、八四八	五六、八一八	—	四、五七六、一一三	五、八四二、一七八	五、九〇一、一四九	二九、五〇六	—	二九、五〇六	—
	銅貨	四、六九六	—	四、六九六	—	—	—	—	—	—	—	四、六九六	—	七五	—	七五	—
	計	六三、六六七	—	六三、六六七	—	三五〇、一四五	三〇五、二五五	五五三、八四八	五六、八一八	—	四、六〇〇、一一三	五、八六六、一七八	五、九二九、八四五	四、九一四、三六二	—	四、九一四、三六二	—

第三十四表 安東港輸移出入金銀及銅貨累年比較（單位 海關兩）

年	種別	移出 天津	移出 龍口	移出 芝罘	移出 青島	移出 其他山東省諸港	移出 上海	移出 計	合計
大正六年	地金及金貨	—	—	—	—	—	一六〇、一四二	一六〇、一四二	[illegible]
	地金及銀貨	一七、五〇七	六三八、七四八	一六〇、九四五	—	—	四、九八〇、五三五	六、四四四、一三五	六、四六二、九六二
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	六六
	計	一七、五〇七	六三八、七四八	一六〇、九四五	—	—	五、一四〇、六七七	六、六〇四、二七七	六、六二三、一二九
大正七年	地金及金貨	—	—	—	—	—	三二三、一三六	三二三、一三六	三二三、一三六
	地金及銀貨	一一五、〇〇〇	—	四二一、二二〇	—	—	一、三〇五、七〇六	一、八四一、九二六	一、八四三、八一〇
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	一八
	計	一一五、〇〇〇	—	四二一、二二〇	—	—	一、六二八、八四二	二、一六五、〇六二	二、一五六、九六四
大正八年	地金及金貨	—	—	—	—	—	四六、二二七	四六、二二七	四六、二二七
	地金及銀貨	二六六、六六七	—	八二、四五〇	—	—	一三五、三五七	四八四、四七四	五二〇、三八六
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	二六六、六六七	—	八二、四五〇	—	—	一八一、五八四	五三〇、七〇一	五六六、六一三
大正九年	地金及金貨	—	—	—	—	—	二、〇五〇、三一二	二、〇五〇、三一二	六、九三五、〇九三
	地金及銀貨	五五、八五〇	—	四四一、七九五	—	—	八四六、五一八	一、三四四、一六三	一、三七三、六六九
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	七九
	計	五五、八五〇	—	四四一、七九五	—	—	二、八九六、八三〇	三、三九四、四七五	[illegible]

年	種別	日本	朝鮮
大正六年	地金及金貨	一、七六三	一、〇〇八
	地金及銀貨	九七七	九、六二五
	銅貨	—	—
	計	二、九六二	一〇、六三三
大正七年	地金及金貨	—	—
	地金及銀貨	—	—
	銅貨	—	—
	計	—	—
大正八年	地金及金貨	三九〇、〇〇〇	—
	地金及銀貨	—	—
	銅貨	—	三三
	計	三九〇、〇〇〇	三三
大正九年	地金及金貨	四五〇、〇〇〇	—
	地金及銀貨	—	—
	銅貨	—	—
	計	四五〇、〇〇〇	—

			移			輸				移			入		輸
其他	上海	芝罘	龍口	天津	計	朝鮮	日本	合計	計	其他	上海	芝罘	龍口	天津	計
				支那										支那	
—	—	—	—	—	一、〇六七、〇〇〇	二二六、五二一	八四〇、四七九	一二、七九〇	八、八〇〇	—	—	八、八〇〇	—	—	三、九九〇
四、七九三	—	—	一、二九〇	—	三二、五七七	三二、五七七	—	二五八、八九二	二四八、二九八	—	二八、〇〇〇	二二九、七九八	五〇〇	—	一〇、五九四
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四、七九三	—	—	一、二九〇	—	一、〇九九、五七七	二五九、〇九八	八四〇、四七九	二七一、六八二	二五七、〇九八	—	二八、〇〇〇	二三八、五九八	五〇〇	—	一四、五八四
—	五、〇〇〇	—	—	—	九、二七四	—	九、二七四	—	—	—	—	—	—	—	—
三、一二八	—	三、六七九	一、四〇八	—	—	—	—	五八六、七五〇	五八六、七五〇	一六、〇〇〇	—	五五八、二〇九	二、五四一	一〇、〇〇〇	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三、一二八	五、〇〇〇	三、六七九	一、四〇八	—	九、二七四	—	九、二七四	五八六、七五〇	五八六、七五〇	一六、〇〇〇	—	五五八、二〇九	二、五四一	一〇、〇〇〇	—
—	五、三〇〇	—	—	—	—	—	—	三九二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	—	—	—	三九〇、〇〇〇
四、三九九	一、〇二四	二九三	二、八一一	—	三、三六〇	三、三六〇	—	四五〇、一四八	四五〇、一四八	六、九〇八	三六四	三二七、〇三一	二、八四九	一一二、九九六	—
—	—	—	—	—	—	—	—	二二	—	—	—	—	—	—	二二
四、三九九	六、三二四	二九三	二、八一一	—	六、三六〇	三、三六〇	—	八四二、一七〇	四五二、一四八	七、九〇八	一、三六四	三二七、〇三一	二、八四九	一一二、九九六	三九〇、〇二二
—	二、八二一	—	—	—	八、五八九、三八〇	五、〇三五、八八〇	三、五五三、五〇〇	五四一、一〇〇	一、一〇〇	—	一、一〇〇	—	—	—	五四〇、〇〇〇
三、九〇一	二、八〇〇	—	一、〇一一	—	—	—	—	一、三六〇、三五三	一、三六〇、三五三	—	一、一三四、〇〇〇	一一三、二五三	—	一一三、一〇〇	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三、九〇一	二、八〇〇	—	一、〇一一	—	八、五八九、三八〇	八、〇三五、八八〇	三、五五三、五〇〇	一、九〇一、四五三	一、三六一、四五三	—	一、一三五、一〇〇	一一三、二五三	—	一一三、一〇〇	五四〇、〇〇〇

第三十五表　大東溝港輸移出入金銀及銅貨累年比較

年	種別／地方別	出 計	合計
大正六年	地金及金貨	—	一、〇六七、〇〇〇
	地金及銀貨	六、〇八三	一八、六八〇
	銅貨	—	[illegible]
	計	六、〇八三	一、一〇五、六六〇
大正八年	地金及金貨	五、〇〇〇	一四、七二四
	地金及銀貨	八、二一五	八、二一五
	銅貨	…	…
	計	一三、二一五	二三、四八九
大正九年	地金及金貨	五、三〇〇	五、三〇〇
	地金及銀貨	八、五二七	一一、八八七
	銅貨	—	—
	計	一三、八二七	一七、一八七
大正九年	地金及金貨	—	八、五八九、三八〇
	地金及銀貨	七、七[illegible]	七、七[illegible]
	銅貨	—	—
	計	七、七[illegible]	八、五九七、[illegible]

年	種別／地方別	移入 安東	移入 貔子窩	移入 大連	移入 牛莊	移入 其他	移入 計	移 安東	移 貔子窩	移 大連
大正六年	地金及金貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地金及銀貨	二	—	—	—	七五四	七五六	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	二	—	—	—	七五四	七五六	—	—	—
大正七年	地金及金貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地金及銀貨	—	—	—	六	一、〇三六	一、〇四二	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	六	一、〇三六	一、〇四二	—	—	—
大正八年	地金及金貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地金及銀貨	—	—	一	—	二、三九八	二、三九八	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	二、三九八	二、三九八	—	—	—
大正九年	地金及金貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地金及銀貨	—	—	—	—	—	—	—	二、五〇〇	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	二、五〇〇	—

種別		出		
年	地方別	牛莊	其他	計
大正六年	金貨及地金	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—
	銅貨	—	—	—
	計	—	—	—
大正七年	金貨及地金	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—
	銅貨	—	—	—
	計	—	—	—
大正八年	金貨及地金	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—
	銅貨	—	—	—
	計	—	—	—
大正九年	金貨及地金	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	二、五〇〇
	銅貨	—	—	—
	計	—	—	二、五〇〇

第三十六表　牛莊港輸移出入金銀及銅貨累年比較（單位　海關兩）

種別		移入						移出				
年	地方別	天津	龍口	登州府	芝罘	上海	計	龍口	登州府	芝罘	上海	計
大正六年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銀貨及地金	—	二六、七六七	—	—	二七三、三三三	三〇〇、一二〇	—	—	—	五二、一六四	五二、一六四
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	二六、七六七	—	—	二七三、三三三	三〇〇、一〇〇	—	—	—	五二、一六四	五二、一六四
大正七年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九、〇〇〇	三九、〇〇〇
	銀貨及地金	—	一六、〇七八	—	—	六六七	一六、七四五	—	—	一、八六〇	—	一、八六〇
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	一六、〇七八	—	—	六六七	一六、七四五	—	—	一、八六〇	三九、二〇〇	四〇、八六〇
大正八年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九、五九八	九、五九八
	銀貨及地金	三、三三三	五〇、〇一三	四四四	—	—	—	—	—	—	四、四八二	四、四八二
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	三、三三三	五〇、〇一三	四四四	—	二四、三三三	七八、一二三	—	—	—	一四、〇八〇	一四、〇八〇
大正九年	金貨及地金	—	—	—	—	一三、六八〇	一三、六八〇	—	—	—	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
	銀貨及地金	二五、四〇一	三六、六〇七	—	—	六六、六六七	一二八、六七五	—	—	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	二五、四〇一	三六、六〇七	—	—	八〇、三四七	一四二、三五五	—	—	—	三二〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇

第三十七表 愛琿輸移出入金銀及銅貨累年比較（單位 海關兩）

種別	地方別	大正六年 地金及金貨	大正六年 地金及銀貨	大正六年 銅貨	大正六年 計	大正七年 地金及金貨	大正七年 地金及銀貨	大正七年 銅貨	大正七年 計	大正八年 地金及金貨	大正八年 地金及銀貨	大正八年 銅貨	大正八年 計	大正九年 地金及金貨	大正九年 地金及銀貨	大正九年 銅貨	大正九年 計
移入	露西亞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇二一、一三〇	—	—	八、〇二一、一三〇
移入	支那哈爾賓	八七、三五三	—	—	八七、三五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移入	計	八七、三五三	—	—	八七、三五三	—	—	—	—	—	—	—	—	八、〇二一、一三〇	—	—	八、〇二一、一三〇
移出	露西亞	一七五、〇六九	—	—	一七五、〇六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移出	支那哈爾賓	三、〇四六、一三六	九八五	—	三、〇四七、一二一	四、〇七四、四〇四	—	—	四、〇七四、四〇四	二、五五三、九九八	—	—	二、五五三、九九八	—	—	—	—
移出	合計	[illegible]	九八五	—	[illegible]	四、〇七四、四〇四	—	—	四、〇七四、四〇四	二、五五三、九九八	—	—	二、五五三、九九八	—	—	—	—

第三十八表 三姓移出入金銀及銅貨累年比較（單位 海關兩）

種別	地方別	大正六年 地金及金貨	大正六年 地金及銀貨	大正六年 銅貨	大正六年 計	大正七年 地金及金貨	大正七年 地金及銀貨	大正七年 銅貨	大正七年 計	大正八年 地金及金貨	大正八年 地金及銀貨	大正八年 銅貨	大正八年 計	大正九年 地金及金貨	大正九年 地金及銀貨	大正九年 銅貨	大正九年 計
移入	哈爾賓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
移出	哈爾賓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三十九表　滿洲里輸移出入金銀貨及銅累年比較（單位　海關兩）

年	種別	輸移出 露西亞	輸移出 支那庫倫	輸移出 北京	輸移出 天津	輸移出 漢口	輸移出 上海	輸移出 新疆	輸移出 計	合計	輸移入 露西亞	輸移入 支那庫倫	輸移入 北京	輸移入 天津	輸移入 漢口
大正六年	金貨及地金	—	—	—	—	三、九一八	—	—	三、九一八	三、九一八	六五、三六二	—	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—	一〇〇、六四九	三、七七四	—	—	一〇四、四二三	一〇四、四二三	六五一、一二四	二四、二四〇	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	一〇〇、六四九	七、六九二	—	一	一〇八、三四一	一〇八、三四一	七一六、四八六	二四、二四〇	—	—	—
大正七年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正八年	金貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正九年	金貨及地金	三、四五〇、八三三	—	—	—	—	—	—	—	三、四五〇、八三三	—	—	—	—	—
	銀貨及地金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	銅貨	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	三、四五〇、八三三	—	—	—	—	—	—	—	三、四五〇、八三三	—	—	—	—	—

第四十表 哈爾賓輸移出入金銀及銅貨累年比較（單位 海關兩）

種別		地方別	上海	新疆	計	合計
			輸移入			
大正六年	金貨及地金		—	—	—	六五、三六二
	銀貨及地金		—	一〇四、四三三	一三八、六六三	七八九、七八七
	銅貨		—	—	—	—
	計		—	一〇四、四三三	一三八、六六三	八五五、一四九
大正七年	金貨及地金		—	—	—	—
	銀貨及地金		—	—	—	—
	銅貨		—	—	—	—
	計		—	—	—	—
大正八年	金貨及地金		—	—	—	—
	銀貨及地金		—	—	—	—
	銅貨		—	—	—	—
	計		—	—	—	—
大正九年	金貨及地金		—	—	—	—
	銀貨及地金		—	—	—	—
	銅貨		—	—	—	—
	計		—	—	—	—

種別		地方別	ハバロフスク	支那大黒河	富錦	梧桐河	三姓	新甸	呼蘭河
			輸移						
大正六年	金貨及地金		六六二	三、〇四六、一五六	—	七、〇七九	—	—	—
	銀貨及地金		—	九八五	—	—	—	—	三八、七六七
	銅貨		—	—	—	—	—	七六九	—
	計		六六二	三、〇四七、一四一	—	七、〇七九	—	七六九	三八、七六七
大正七年	金貨及地金		—	一、八九七、九四三	—	—	—	—	—
	銀貨及地金		—	一、四〇〇	—	—	—	—	五、三〇〇
	銅貨		—	—	—	—	—	—	—
	計		—	一、八九九、三四三	—	—	—	—	五、三〇〇
大正八年	金貨及地金		—	一、二二五、七八一	—	—	—	—	—
	銀貨及地金		—	—	—	—	—	—	—
	銅貨		—	—	—	—	—	—	—
	計		—	一、二二五、七八一	—	—	—	—	—
大正九年	金貨及地金		—	—	—	—	—	—	—
	銀貨及地金		—	—	—	—	—	—	—
	銅貨		—	—	—	—	—	—	—
	計		—	—	—	—	—	—	—

第四十一表　綏芬河輸移出入金銀及銅貨累年比較

輸移出 合計	輸移出 計	上海	天津	呼蘭河	新甸	三姓	梧桐河	錦富	支那大黒河	ハバロフスク	輸移入 合計	輸移入 計	上海	天津
七八、二五三	八七、二五三	—	—	—	—	—	—	—	八七、二五三	—	三、〇五三、八九六	三、〇五三、二三五	—	—
一二、七四七	一二、七四七	—	一二、七四七	—	—	—	—	—	—	—	三九、七五二	三九、七五二	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七六九	七六九	—	—
一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	—	一二、七四七	—	—	—	—	—	八七、二五三	—	三、〇九三、四一七	三、〇九三、七五六	—	—
一六、二九九	一六、二九九	一六、二九九	—	—	—	—	—	—	—	—	一、八九七、九四三	一、八九七、九四三	—	—
一、三七八	一、三七八	—	—	—	—	—	—	一、三七八	—	—	六、七〇〇	六、七〇〇	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七、六七六	一七、六七七	一六、二九九	—	—	—	—	—	一、三七八	—	—	一、九〇四、六四三	一、九〇四、六四三	—	—
二、二八一	二、二八一	八、二八一	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二一五、七八一	一、二一五、七八一	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八、二八一	八、二八一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一、二一五、七八一	一、二一五、七八一	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

種別		輸入 浦潮斯徳	輸出 浦潮斯徳
大正六年	金貨及金地金	—	—
	銀貨及銀地金	九〇八、七八四	—
	銅貨	—	—
	計	九〇八、七八四	—
大正七年	金貨及金地金	—	—
	銀貨及銀地金	—	—
	銅貨	—	—
	計	—	—
大正八年	金貨及金地金	—	—
	銀貨及銀地金	—	—
	銅貨	—	—
	計	—	—
大正九年	金貨及金地金	—	—
	銀貨及銀地金	—	—
	銅貨	—	—
	計	—	—

第七章　貨幣取引と其機關

第一節　貨幣取引の起源

滿洲に於ける通貨は前述の如く各貨幣か獨立して市場に存在し全然統一を缺き、複雜多樣にして各其起原、本位、單位を同ふせす、從て場所に依り商品に依り、取引當事者に依り、其使用する通貨を異にするの結果として、玆に通貨相互間に兩替の必要を生するもので、是か貨幣取引の起源となり、軈て其取引機關を必要とし又貨幣相場の發生を見るは蓋し自然の結果である。

凡そ品物の商賣は其仕入と賣却との間に相場の期日あるを普通とする、此場合に於て假りに其取引の建値を銀とし、金資金を以て其商賣を營むとせんか、若し賣却當時の銀相場と仕入當時の銀相場とか變化なきときは貨幣相場上の危險を生することなきも、事實に於ては貨幣相場は日々變動して一定せぬ故之が爲意外の利益を得ることあると共に、又利益を減殺され或は却つて損失を蒙ることなきを保せぬ、故に商業上の利益採算の基礎を求むる必要上、玆に又幣制先物取引の發達を促し、從つて貨幣取引として現物及先物の二方法が發生し、又之に伴ふ取引

機關の發達を助成したのてある。

第二節　貨幣の現物取引

貨幣の現物取引機關

現物取引機關は即兩替店にして、支那に於ては錢莊又は錢舖（第二編支那金融機關參照）を主とし、其他錢攤子、經紀等かある。錢莊、錢舖等の兩替店は何れも貨幣に關する智識に富み、各地貨幣市場と連絡を取り極めて機敏に貨幣の需要供給相場の高低を知得し、交換の請求あるときは巧みに算盤を運用して迅速に其換算率を算出する。兩替店の收入は交換手數料にあるは勿論なるも、別に手數料の形式に依らす換算率を高低して之を徵收するを普通とする、

經紀は又貨幣取引の仲買人にして日々錢莊と錢莊と間、若くは錢莊と問屋との間を往復し、一定の手數料を得て貨幣相場の媒介を營む者てある。日常小額の貨幣交換は直接錢莊に就て之を行ふも、少しく大口の交換は重に此經紀の媒介に依て行はれる。滿洲に於て貨幣現物取引の最も盛大なるは奉天、長春の兩地てあるか、尙大連には貨幣の現物取引所たる大連錢鈔取引所あり、同所は貨幣の定期取引市場たると同時に現物取引市場にして、同取引所員の貨幣現物取引機關てある。

第三節　貨幣の定期取引機關

滿洲に於て貨幣定期取引機關として官設の大連重要物產取引所錢鈔部、遼陽取引所、奉天取引所、營口取引所、長春取引所、開原取引所、鐵嶺取引所、公主嶺取引所、四平街取引所及株式組織の株式會社安東株式商品取引所、竝營口、奉天、長春、吉林、哈爾賓に支那側取引所あり内前者の官設取引所は我か關東廳の管理する處て、其他は何れも其地の支那商務會を中心として創立せられ、其組織は會員又は其代理人以外は仲買人を通する外、直接場に於て取引に從事し得ぬ規定てある。

今最も主要なる大連錢鈔市場の一般を記し以て參考とする。

第一款　大連錢鈔市場の設立

大連錢鈔市場

大連錢鈔取引所の前身たる大連錢業公所は實に大正三年二月指令第七十四號を以て許可されたる華商を主とする會員組織の團體てある。創設の當初は主として特產取引に伴ふ必要に出てたる取引なりしを以て取引は多く現物にして定期取引は頗る不振の狀態に置かれた。然るに大正三年七月歐洲戰亂の勃發さるゝや、銀塊は暴落し然かも同年末には暴騰を演し、以後は昂騰一

方にて相場の亂調子となれると共に取引高は著しく增嵩した。更に露幣は本位貨貨の量目純分よりして本來一留は金一圓三錢に算せらるへきものなるを以て、交換當時に於ける事情を參酌して一定の價値を算定するものにして價格の動搖率の如きは極めて微少なるを例とし、唯銀に對する動搖のみ常に大なる交換價格の變動ありたるか、同しく戰亂發生の爲め遂に兌換停止の已むなきに至り、爲替相場は正貨輸送點を超過して大暴落を演せる結果、之又取引激增を示した。而して銀及露貨は價格の動搖甚だしく大なると共に其需要も以前に比して著しく增加し、斯くて定期取引の旺盛なるに反し、現物取引の增加率は甚だ微弱なるに至つた。錢業公所取引時代に在りて其取引狀態は旣に特產取引上に對する銀價變動に伴ふカバー機關としての度を超え銀又は紙幣其物の豫知せられさる價格の變動を利用して利鞘を得んとする投機の主たる事を認められ、斯くして大連錢業公所は一箇所獨立の取引市場としての實質を具備するに至つた。

然るに關東都督府は大正五年二月八日府令第一號を以て、

第一條　關東州及南滿洲鐵道附屬地内ニ於テ必要ト認ムル地域ニ取引所ヲ設置ス、取引所ハ關東都督府ノ管理ニ屬ス

と定めた、而して關東都督府は遂に大連錢業公所を中心として官營の取引所として大連重要物產取引所の一市場と爲すに至つた、同時に擔保淸算機關としての大連取引所錢鈔信託株式會社

設立願書を受理し、茲に始めて官營に係る錢鈔市場の出現を見るに至つたのである。

其規程を抄錄すれは、

第四十條　現物取引ノ物件賣買及方法受渡ニ關シテハ從前ノ慣習ニ依ルノ外所長ノ定ル所ニ依ル（註　現在ハ鈔票對金票、鈔票對洋錢、金票對洋錢）

第四十一條　現在取引ノ違約ニ關シテハ第九條ノ規定ヲ準用ス

第四十二條　先物取引ノ物件單位呼値ハ左ノ通トス

物件	單位	呼値	建値
鈔票	五千圓	百圓ノ價格	圓金建
俄帖	五千留	百留ノ價格	圓銀建

第四十三條　先物取引ノ賣買ハ競賣買ノ方法ニ依ル

第四十四條　先物取引ノ契約期間ハ三個月以內トシ其受渡期日ヲ毎月十三日、二十七日トス、受渡期日カ休日ニ該當トスル時之ヲ繰上ク

第四十五條　第十六條乃至第二十條、第二十三條、第十六二條乃至第二十八條ノ規定ハ錢鈔先物取引ニ是ヲ準用ス

但シ大連取引所信託會社トアルハ大連取引所錢鈔信託

因に錢鈔市場に於ける現物取引高及先物取引高を表記すれは左の如し。

第四十二表　錢鈔現物取引高三箇年對照

種類＼年別	自大正六年六月至大正七年五月	自大正七年六月至大正八年五月	自大正八年六月至大正九年五月
鈔票對金	四〇、一二五・〇〇〇円	六二六、〇九七・〇〇〇円	九五七、一三六・〇〇〇円
鈔票對小洋錢	五、四〇九・〇〇〇	五、三八八・九〇〇	五、八八七・六〇〇

第四十三表 同 大正九年自一月至九月々別

月別＼種類	鈔票對金	鈔票對小洋錢
一月	三九、二二七・〇〇〇円	四三三・八〇〇円
二月	一七・三一七・〇〇〇	三五七・五〇〇
三月	四六、二二六・〇〇〇	四四七・六〇〇
四月	六一、七三三・〇〇〇	六四四・〇〇〇
五月	一〇一、六四二・〇〇〇	七四三・〇〇〇
六月	一二五、二六五・〇〇〇	七八三・九〇〇
七月	九一、六一六・〇〇〇	五五二・三〇〇
八月	九六、七九五・〇〇〇	四九〇・〇〇〇
九月	七七、〇二九・〇〇〇	八一五・〇〇〇

第四十四表　錢鈔先物取引出來高及受渡高三箇年對照

種別＼年	自大正六年六月至大正七年五月 出來高	受渡高	歩合	自大正七年六月至大正八年五月 出來高	受渡高	歩合	自大正八年六月至大正九年五月 出來高	受渡高	歩合
鈔票	七四二、六五六円	二八、四六〇	〇・〇三八	一、四五〇、九一六円	五二、五〇五	〇・〇三六	一、九三七、九三八円	六三、五〇〇	〇、〇三三
俄帖	三六九、四六五千留	三六、八四五	〇・一〇〇	六六五、四八〇千留	八三、一三〇	〇・一九六	一三二、四一五	四五、八九五	〇、三四七

第四十五表　同　大正九年自一月至九月月別

月別＼種類	鈔票 出來高	鈔票 受渡高	鈔票 歩合	俄帖 出來高	俄帖 受渡高	俄帖 歩合
一月	一三六、二三〇千円	五、六一〇	〇、〇四一	一、四一〇千留	一、一三〇千留	〇、八〇一
二月	三二、五二五	二、九五五	〇、〇九一	五、三〇五	二、二〇五	〇、五一〇
三月	一〇、九九三	三、二八〇	〇、〇二九	五、〇七五	二、七六〇	〇、六四九
四月	三三二、八〇〇	三、九一五	〇、〇一七	一、六九〇	一、三三〇	〇、八三四
五月	二四六、二八〇	四、六三〇	〇、〇一八	二四五	三四五	—
六月	二七四、四二五	五、五九〇	〇、〇二一	—	—	—

七　月	一五一、一九五	三、二五五	〇、〇二一	ー	ー	ー
八　月	一八三、〇一五	二、九八五	〇、〇一八	三〇〇	二〇〇	〇、六六七
九　月	一四八、二四五	二、二七〇	〇、〇一五	四七〇	五〇〇	ー

錢鈔信託の業務

第二款　錢鈔信託の業務

大連取引所信託錢鈔株式會社は大正六年四月六日附を以て設立認可の指令を受けたか其業務は(一)錢鈔先物取引の履行を擔保し其清算及受渡の業務を爲す事、(二)大連重要物產取引所の錢鈔先物取引人に資金の融通を爲す事等にある。資本金は當初百萬圓なりしも、大正九年二月現在の三百萬圓の增資新株四分の一拂込を爲した、尙同社は現物取引の受渡法の簡便を策として大正九年一月十日以降現物受渡をも取扱ふ事となつた。

錢鈔信託に對する命令條件

(一)　指令第三九一號　　大正六年四月二十五日

一、會社ハ營業開始前當府指定ノ銀行ニ營業保證金ヲ供託スヘシ
前項ノ營業保證金ハ當分ノ內金五十萬圓トス

二、會社ハ先物取引人ヨリ徵收スル手數料ノ二割ヲ一箇月每ニ取纏メ翌月十日迄ニ納付スヘシ

三、會社ハ左ノ各項ノ事項ヲ定メ當府ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セントスル時亦同シ
一、先物取引人ヨリ徴收スル手數料率
二、先物取引人ノ契約不履行ヨリ生シタル損害ヲ賠償スル方法
三、先物取引人ヲシテ提供セシムヘキ身元保證金及賣買證據金ノ率竝ニ其徴收ニ關スル事項
四、其他擔保清算、受渡及資金融通ニ關スル事項
五、會社ハ法定積立金ノ外決算期毎ニ純利益ノ一割以上ヲ積立ツヘシ
前項ノ積立金ヲ支出セントスルトキハ當府ノ許可ヲ受クヘシ
六、會社ハ決算期毎ニ財産目錄、貸借貸照表及事業報告書ヲ當府ニ提出スヘシ
七、會社ノ取締役監査役又ハ支配人ニシテ當府ノ命令若ハ會社ノ規程ニ違反シ、又ハ當府ニ於テ不適任ナリト認メタルトキハ之カ解任ヲ命スルコトアルヘシ
八、當府ハ必要ト認ムルトキハ所屬員ヲシテ會社ノ事務若ハ財産狀況ヲ檢査セシメ又ハ株主總會其他諸般ノ會議ニ於テ意見ヲ開陳セシムルコトアルヘシ
九、前各項ノ外當府ハ必要ト認メル場合ニ於テ新ニ命令ヲ發スルコトアルヘシ
九、會社ノ定款ヲ變更セシムル時ハ當府ノ許可ヲ受クヘシ
十、當府ニ提出スル書類ハ總テ大連重要物産取引所長ヲ經由スヘシ

(二) 指令第五四號　大正六年五月三十一日

第一 左記ノ事項ハ遲滯ナク當府ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタル時亦同シ
一、身元保證金又ハ賣買證據金ニ代用スル有價證券及貨幣ノ種類竝此等ノ代用價格

二、身元保證金ニ對シ仕拂フヘキ利率
三、本證據金及增證據金ノ率
四、本證據金追證據金及手數料差入ノ日時竝其他ノ計算金ノ差入レ又ハ仕拂ノ日時
五、揭示又ハ廣告シタル事項、但シ當府又ハ大連重要物產ノ認許ヲ經タル事項及同所ニ屆出ツヘキ事項ヲ除ク

第二、證據金又ハ特別證據金ヲ徵收セントスルトキハ大連重要物產取引所長ノ指揮ヲ受クヘシ

第三、大連重要物產取引所長ハ必要ト認ムルトキハ增證金其特別證據金ノ徵收又ハ返還ヲ命スルコトアルヘシ

備考　錢鈔市場ニ於ケル取引人保證金、賣買證據金手數料及計算其他受渡違約等ニ關シテハ特產物市場ト大差ナキヲ以テ茲ニ再ヒ記載スルヲ略シ、左ニ錢鈔信託會社清算擔保業務規程ヲ揭クヘシ

錢鈔信託會社清算擔保業務規程

大連取引所錢鈔信託株式會社清算擔保業務規程

第一章　先物取引人及身元保證金

第一條　先物取引人ノ身元保證金ハ當分ノ內銀四千圓トス

第二條　身元保證金ハ本會社ノ承認シタル有價證券又ハ銀行ノ預金證書ヲ以テ之ヲ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本會社之ヲ定ム

前項ノ證券又ハ證書ヲ現金ニ引換フヘキコト又ハ其ノ代用價格ヲ變更シタル爲身元保證金ニ不足ヲ生シタルコトヲ通知シタルトキハ本會社ノ指定スル期間內ニ現金又ハ代用シ得ル證券若ハ證書ヲ差入ルヘシ

第三條　證券又ハ證書カ記名式ナルトキハ本人名義ノモノニ限リ且何時ニテモ處分シ得ヘキ委任狀ヲ添付スル事ヲ要ス

第四條　現金ヲ以テ差入レタル身元保證金ニ對シテ本會社所定ノ利息ヲ支拂フ

代用證券ニ利札アルモノハ每支拂期ニ本人ノ請求ニ依リ之ヲ交付ス

第五條　先物取引人ハ會社ノ定款及規程其ノ他公示シタル事項ハ其ノ公示シタル時ヲ以テ之ヲ承認シタルモノト看做ス

第六條　先物取引人死亡シ、免許ヲ取消サレ又ハ免許ノ效力ヲ失ヒタル場合ニ賣買取引ノ關係アルトキハ本人又ハ其ノ相續人ハ本會社ノ指定スル期限ニ他ノ取引人ヲシテ轉賣買戻、受渡其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ結了スヘシ

本人又ハ其ノ相續人カ前項ノ手續ヲ爲ササルトキハ本會社ハ他ノ取引人ヲ指定シ本人又ハ其ノ相續人ノ計算ヲ以テ之ヲ結了セシム

第七條　先物取引人死亡シ、廢業シ又ハ免許ヲ取消サレ若ハ免許ノ効力ヲ失ヒタルトキハ本會社ハ其ノ一切ノ債權、債務ヲ相殺シ剩餘金ハ之ヲ返還シ不足金ハ之ヲ差入レシム

第八條　先物取引人其ノ營業ヲ停止セラレタル場合ニ於テハ必要ト認メタルトキハ大連重要物産取引所長ノ認可ヲ經テ前二條ノ規定ニ準シ其ノ取引人ノ賣買關係ヲ結了セシムルコトアルヘシ

第二章　賣買證據金

第九條　先物取引ノ賣買證據金、追證據金、增證據金及特別證據金トシテ左ノ區別ニ依ル

一、本證據金ハ賣買數量ノ價格ノ百分ノ三十以內ニ於テ豫メ之ヲ定メ賣買單位每ニ賣買雙方ヨリ差入レシム

二、追證據金ハ本證據金ノ半額トシ賣買當日ノ帳入値段ニ其ノ以後日日ノ帳入値段ニ對比シ其ノ差損額カ本證據金ノ半額ニ達スル每ニ損方ヨリ之ヲ差入レシム

三、增證據金ハ相場ニ著シキ變動若ハ受渡ニ支障アリト認ムル場合ニ於テ現存賣買又ハ新規賣買ニ對シ賣買價格ノ百分ノ五十以內ニ於テ定メ賣買單位每ニ之ヲ差入レシム

四、特別證據金ハ賣買ヲ爲スヲ危險ナリト認メタルトキ先物取引人ノ全部又ハ一部ヲシテ新規賣買ノ雙方又ハ一方ニ對シ本證據金ニ該當スル金額ヲ豫メ差入レシム

特別證據金ヲ差入ルヘキ者之ヲ差入レスシテ新規賣買ヲ爲シタルトキハ大連重要物産取引所長ノ認可ヲ經テ其ノ賣買ニ關シ擔保ノ責ニ任セサルコトアルヘシ

特別證據金ハ之ヲ差入レタル後ニ於テ爲シタル新規賣買ニ對スル本證據金ニ之ヲ充當ス

第十條　賣買證據金ハ金建ニ依ル賣買ハ金票、銀建ニ依ルモノハ横濱正金銀行大連支店發行ノ銀票ヲ以テ差入レシム但シ追證據金ヲ除クノ外本會社ノ承認シタル有價證券又ハ貨幣ヲ以テ代用スルコトヲ得其ノ代用價格ハ本會社之ヲ定ム

第二條第二項第三條ノ規定ハ前項但書ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　同種類、同期限、同數量ノ賣買兩建ニ對シテハ其ノ一方又ハ雙方ノ賣買證據金ヲ免除スルコトアルヘシ但シ兩建ノ屆出ヲ爲ササルモノハ此限ニ非ラス

第十二條　賣買證據金ハ左ノ場合ニ之ヲ返還ス

一、受渡ニ係ルモノハ第二十條ニ依リ清算ヲ終了シタルトキ

二、轉賣買戻ニ係ルモノハ第十七條ニ依リ清算ヲ終了シタルトキ

三、追證據金ハ第九條第一項第二號ノ規定ニ依ル損失額カ本證據金ノ半額ニ相當スル利益ト爲リタルトキ

四、増證據金又ハ特別證據金ハ本會社ニ於テ其ノ差入レタル事由ノ消滅シタリト認メタルトキ

第十三條　賣買證據金トシテ差入レタル現金ニ對シテハ利息ヲ支拂ハス

第三章　手數料

第十四條　本會社ハ先物取引ノ清算及擔保ノ報償トシテ賣買雙方ヨリ手數料ヲ申受ク手數料ノ額ハ關東都督ノ許可ヲ經テ之ヲ定ム

第十五條　手數料差入ノ日時ハ本會社之ヲ定ム

第四章　計　算

第十六條　先物取引人各自ノ賣買約定値段ニ當日ノ帳入値段ヲ對比シ約定値段高キトキハ買方ヨリ其ノ差額ヲ差入レシメ之ヲ賣方ニ支拂ヒ約定値段低キトキハ賣方ヨリ其ノ差額ヲ差入レシメ之ヲ買方ニ支拂フ帳入値段ハ當日前場引値ヲ標準トシ其ノ寄付値段ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第十七條　轉賣、買戻ヲ爲シタルトキ其ノ賣買當日ノ帳入値段ニ轉賣、買戻、當日ノ帳入値段ヲ對比シ損益ヲ計算シ損失アルトキハ之ヲ差入レシメ利益アルトキハ本會社之ヲ支拂フ

轉賣、買戻ノ約定値段ト當日ノ帳入値段トノ差金ハ前條ニ依リ別ニ計算ス

第一項及前條差額ノ差入レ又支拂ノ日時ニ關シテハ第十五條ノ規定ヲ準用ス

第五章　受　渡

第十八條　先物取引ノ受渡ハ受渡期日ニ買方ヨリハ受渡期日前三日間ノ帳入値段ヲ平均シタル受渡標準値段（錢位ニ止ム）ニ依リ計算シタル總代金ヲ賣方ヨリハ賣渡物件ヲ本會社ニ提供セシム但シ總代金及物件ノ提供時限ハ受渡期日ノ正午限リトス

受渡標準値段ト賣買當日ノ帳入値段トノ差額ハ前項ニ定メタル日時迄之ヲ差入レシメ又ハ支拂フモノトス買方賣買證據金ハ總代金ノ一部ニ之ヲ充當スルコトアルヘシ

本會社ハ先物取引ノ受渡ヲ在大連市ノ銀行ニ委囑シテ行フコトアルヘシ

第十九條　先物取引人合意ヲ以テ受渡ヲ爲サムトスルトキハ受渡期日ノ前日迄ニ買方及賣方連署ヲ以テ申出ツヘシ但シ同種類同期限ノ受渡中違約者アリタルトキハ其ノ合意受渡ハ之ヲ無效トス

第二十條　第十八條ノ手續ヲ終了シタルトキハ其ノ受取ルヘキ物件ヲ賣方ニハ其ノ受渡數量ニ對スル代金ヲ交付ス

本會社ハ第十八條ノ手續ヲ終ラサル前ニ於テ代金ノ一部ヲ便宜拂渡スコトアルヘシ

第二十一條　受渡ニ關シ違約者アリタルトキハ其ノ違約數量ハ之ヲ同種類ノ受渡總數量中違約數量ヲ除キタル殘數量ニ按分シテ受渡ヲ結了ス

第二十二條　受渡ニ關シ本章ニ規定ナキ事項ハ從前ノ慣習ニ依ルノ外大連重要物產取引所長ノ認可ヲ經テ臨機之ヲ處理ス

第六章　違約處分

第二十三條　先物取引人左ノ場合ニ該當シタルトキハ違約シタルモノト看做ス

一、賣買證據金ノ差入ヲ怠リタルトキ

二、第二條第二項ノ現金ニ代用スヘキ證券又ハ證書ノ差入ヲ怠リタルトキ

三、第十六條ノ差額金第十七條ノ差損金又ハ第十四條ノ手數料ノ差入ヲ怠リタルトキ

四、受渡ニ關スル規定ニ違反シタルトキ　（以下省略）

第八章　貨幣相場

第一節　貨幣相場變動の理由

前述せる如く滿洲の幣制は統一を缺き、各種貨幣は相互に聯絡なく全く相獨立して市場に存在するから相互に於ける價格の關係は全く商品の相場に外ならぬ、從つて其處に又對內爲替相場の起る原因て其關係は恰も相異れる貨幣制度を有する國際貨幣の夫れに相均しきものかある。

而して左の貨幣相場は正金銀行、南滿洲鐵道株式會社、關東都督府、支那海關等か各市場狀況と自己の立場とを斟酌して獨立の相場を立て之を以て各自計算の基礎と爲すものを除き滿蒙各地市場にては、多くは其地の錢業者か每日一所に集合し各種材料に基き之を建つるを常とする。

貨幣相場を左右する原因

今滿蒙に於ける各種貨幣の相場を左右する原因を見るに

一、貨幣の實質　各種貨幣か其本位を異にし又其本位を同しうするものにも其價格の單位を異にするを以て茲に相互間に其含有する實質に比例する一定の交換率を生ずる。

二、造幣資料の比價　滿蒙には銅、銀、金と三本位の各種貨幣相並んで行はるゝを以て各貨幣の相場は其本位資料なる地金相場の變動に影響さるゝは勿論てあるか就中銀塊相場は滿蒙貨幣市場に直接の影響を及ほすこと殊に大なるものかある。

三、貨幣の需要供給　滿蒙の各種貨幣は其通用する場所、當事者及目的を異にし（大豆及其加工品の取引、並に輸入の金建取引等商業の項參照）其結果として各需要供給の關係を等しふせす此相違に基く貨幣相場の變動は滿蒙殊に滿洲に於ける大豆及其加工品取引の場合常に見る處の現象てある。

四、信用の厚薄　硬貨に於ける純分の減少、品位の降下、紙幣に於ける濫發、兌換の準備缺乏及其停止等は直に貨幣の信用の厚薄を招致する、吉林官帖の如き其の適例てある。

五、例　外　以上の諸原因は單獨又は數個重りて滿洲の貨幣相場を決定するか、茲に奉天省の一部に於ける小洋錢對制錢の換算定率の一定せること、滿洲全般に於ける小洋錢對銅貨

（小洋錢一角に付十文銅貨十二枚）銅貨對制錢（銅貨十文に付制錢八個）の交換率の殆と變動なき等は之か例外とすへきてある。

第二節　貨幣相場統計

今滿洲に於ける大市場たる大連、奉天、營口、長春四ヶ所の錢鈔市場に就て各貨幣の最近二年間に於ける毎月の最高最低平均相場を示し既述せる處の參考とする。

備考　表第四七は大連商業會議所、第四八は奉天商業會議所、第四九は營口商業會議所、第五一以下は長春商業會議所の調査に係る

第四十六表 海關兩對外國貨幣平均相場表（支那全體）

種別 / 年次		日貨	英貨	米貨	佛貨	獨貨	印度貨	露貨	墨貨
		円	志片	弗	法	麻克	留比	留	弗
大正九年	一九二〇	二・三八	六・九½	一・二四	一七・八七	—	三・三四	—	一・五八
同 八年	一九一九	二・七三	六・四	一・三九	一〇・二三	—	三・五四	—	一・六八
同 七年	一九一八	二・三七	五・三 7/61	一・二六	七・一二	—	三・五五	—	一・六一
同 六年	一九一七	一・九八	四・三 13/61	一・〇三	五・九四	四・七八	三・一二	五・〇八	一・六三
同 五年	一九一六	一・五四	三・七 13/61	〇・七九	四・六三	三・六八	二・四六	二・五二	一・五四
同 四年	一九一五	一・二五	二・七 1/8	〇・六二	三・三九	二・六七	一・九五	一・六三	一・四一
同 三年	一九一四	一・三四	二・八 3/4	〇・六七	三・四五	二・七九	二・〇四	一・三六	一・四七
同 二年	一九一三	一・四七	三・〇 1/4	〇・七三	三・八一	三・〇八	二・三五	一・四五	一・五一
同 元年	一九一二	一・四九	四・〇 5/8	〇・七四	三・八五	三・一二	二・二七	一・四五	一・五二
明治四十四年	一九一一	一・二三	二・八 1/4	〇・六五	三・四〇	二・七七	二・〇〇	—	一・四八
同 四十三年	一九一〇	一・三二	二・八 5/8	〇・六六	三・四〇	二・七六	二・〇一	—	一・四九
同 四十二年	一九〇九	一・二七	二・七 9/61	〇・六三	三・二八	二・六六	一・九五	—	一・四八
同 四十一年	一九〇八	一・三二	二・八	〇・六五	三・三七	二・七四	二・〇三	—	一・四八
同 四十年	一九〇七	一・五八	三・三	〇・七九	四・〇九	三・三三	二・四[illegible]	—	一・五一

同三十九年	一九〇六	一・六〇	三・三 2/3	〇・八〇	四・一二	三・三六	二・四六	—	一・五四
同三十八年	一九〇五	一・四七	三・〇 1/10	〇・七三	三・七八	三・〇七	二・二五	—	一・五五
同三十七年	一九〇四	一・四〇	二・一〇 2/5	〇・六六	三・六〇	二・九二	二・一四	—	—
同三十六年	一九〇三	一・六八	二・七 2/3	〇・六四	三・三四	二・六八	一・九七	—	—
同三十五年	一九〇二	一・二七	二・七 1/5	〇・六三	三・二八	二・六五	一・九五	—	—
同三十四年	一九〇一	一・四五	二・二一 9/16	〇・七二	三・七三	二・〇三	二・二三	—	—
同三十三年	一九〇〇	一・五三	三・一 1/8	〇・七五	三・九〇	三・一六	二・三三	—	—
同三十二年	一八九九	一・四七	三・〇 1/8	〇・七三	三・七九	二・〇六	二・二五	—	—

備考　明治三十九年以降ハ支那海關年報ニ據リ以前ハ他ノ調査ニ據ル

第四十七表　銀百圓に對する金の相場（大連）

月次	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	一七四、一九〇円	一六八、六九〇円	一七〇、五五五円	二三七、九九五円	二三〇、七九〇円	二二八、五六六円
二月	一七〇、〇五〇	一五四、三一〇	一五八、四五四	二三八、九五〇	二三七、四〇五	二三三、五四六
三月	一五七、五〇〇	一四三、三三九	一五三、二九二	二三五、一八〇	二一三、四一〇	二二一、七三七
四月	一六五、二四〇	一五三、九〇〇	一五七、八七五	二一九、六四五	一七八、八六五	一九七、六四三

月次	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
五月	一七一、七六五	一六三、〇五〇	一六八、三四七	一七二、五二五	一五三、六四〇	一六三、六三四
六月	一七八、〇六五	一七一、二八〇	一七四、八〇六	一六一、四四五	一三〇、五六〇	一四四、〇三三
七月	一七八、一〇〇	一七〇、九一〇	一七五、一六一	一五四、六四〇	一四〇、二七五	一四三、七一九
八月	一八七、三九〇	一七八、三三〇	一八三、三〇六	一五九、五〇〇	一五一、四一五	一五四、九〇三
九月	一九一、六〇〇	一八二、〇〇〇	一八四、五八三	一五〇、八三五	一四七、四七〇	一四九、三四五
十月	二〇四、七八〇	一九一、三二五	一九九、〇〇九	一四七、七五〇	一三〇、〇八〇	一三六、〇三三
十一月	二五三、八一〇	一九九、九三〇	二二〇、五八三	一三六、四〇五	一二六、六九〇	一三八、六四〇
十二月	二五一、三九〇	二二六、三九〇	二三三、六九一	一一七、二五五	一〇六、〇〇〇	一一三、一一〇

第四十八表　金百圓にする小洋票の相場（奉天）

月別＼區別＼年別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	一〇五・八〇円	九四・八〇円	一〇〇・三〇円	六五・〇〇円	五四・〇〇円	五九・五〇円
二月	一一五・七〇	一〇三・二〇	一〇九・四五	六四・八〇	五八・二〇	六一・五〇
三月	一二五・〇〇	九八・一〇	一〇六・五〇	七六・八〇	六四・三〇	七〇・五五

四月	一〇六・八〇	九九・二〇	一〇三・〇〇	八九・〇〇	六九・一〇	七九・〇五
五月	一〇三・五五	九一・七〇	九七・六三	一〇六・〇〇	九〇・四〇	七八・二〇
六月	九七・三〇	九一・九五	九四・六三	一三三・五〇	一〇一・六〇	一一七・〇五
七月	九八・二〇	九四・六〇	九六・三五	一三八・五〇	一〇三・五〇	一一六・〇〇
八月	九六・二〇	九一・七〇	九三・九五	一一三・一〇	一〇五・六〇	一〇九・三五
九月	九七・一〇	九三・〇〇	九五・〇五	一一五・八〇	一〇六・〇〇	一一〇・八〇
十月	九六・四〇	八一・六〇	八九・〇〇	一三〇・六〇	一〇七・二〇	一一三・九〇
十一月	八二・九〇	六一・三〇	七二・一〇	一三七・五〇	一一五・八〇	一二六・六五
十二月	六八・五〇	六三・二五	六五・八八	一四六・七〇	一二六・〇〇	一三六・三五

第四十九表　銀百圓に對する過爐銀の相場（營口）

年別 / 區別 / 月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	西義順事件ニテ相場立タズ			一三〇、〇〇〇両	一二四、五〇〇両	一二七、〇八〇両
二月	一四二、〇〇〇両	一四一、〇〇〇両	一四一、〇五〇両	一三八、〇〇〇	一二四、二〇〇	一二七、二〇〇
三月	一八〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一四四、六〇〇	一二八、六〇〇	一二三、三〇〇	一二五、二五〇
四月	一七七、三〇〇	一六三・五〇〇	一六八、六〇〇	一三一、三〇〇	一二六、〇〇〇	一三一、一一〇

月別＼區別＼年別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
五月	一八二、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一七六、〇八〇	一三五、〇〇〇	一三三、五〇〇	一三四、〇〇〇
六月	二九〇、〇〇〇	一九四、〇〇〇	二六六、一〇〇	一三五、〇〇	一二九、五〇〇	一三一、[illegible]
七月	西義順閉店ニヨリ相場立タズ		—	一三〇、〇〇〇	一三三、四〇〇	一三六、[illegible]〇
八月	二二九、〇〇〇	一九八、一〇〇	二〇四、七五〇	一三四、一〇〇	一二九、七〇〇	一三〇、七六〇
九月	二三三、〇〇〇	二〇九、〇〇〇	二二七、〇〇〇	一三六、四〇〇	一三五、七〇〇	一三五、[illegible]
十月	二一九、〇〇〇	一九三、三〇〇	二一〇、一〇〇	一四〇、〇〇〇	一三〇、九〇〇	一三三、八〇〇
十一月	一五七、〇〇〇	一五三、〇〇〇	一五五、四五〇	一三七、〇〇〇	一三三、五〇〇	一三七、〇[illegible]
十二月	一四三、〇〇〇	一三七、三〇〇	一四一、二九〇	一三三、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一三一、[illegible]六

第五十表　金百圓に對する鎭平銀及小洋錢の相場（大正八年度安東）

月別＼區別＼年別	鎭平銀 最高	鎭平銀 最低	鎭平銀 平均	小洋錢 最高	小洋錢 最低	小洋錢 平均
一月	兩 四七・九二	兩 四七・九二	兩 四七・九二	元 七二・五九	元 七六・〇四	元 七四・[illegible]七
二月	四七・〇〇	四九・六〇	四八・二四	七二・五八	八一・三三	七六・五[illegible]
三月	四五・三〇	四八・一〇	四六・五〇	七五・三六	七九・八九	七八・〇〇

四月	四四・五〇	四六・〇五	四五・四〇	七二・四九	七六・一九	七四・九〇
五月	四〇・六〇	四五・〇〇	四三・三七	六五・五七	七三・八八	六九・九三
六月	三九・八〇	四一・六〇	四〇・五六	六三・八五	六六・三三	六四・九九
七月	四〇・〇〇	四三・〇〇	四〇・八九	六三・四五	六六・九九	六四・八一
八月	三八・八〇	四〇・二一	三九・五八	五九・四四	六三・四一	六一・二九
九月	三六・六九	三八・五六	三七・九三	五九・五六	六〇・九二	六〇・三二
十月	三七・一〇	三八・二〇	三七・一七	五五・二八	五九・七八	五九・一五
十一月	三〇・二〇	三七・九〇	三四・〇〇	四三・三九	五六・〇四	四九・一六
十二月	三〇・五〇	三六・九〇	三三・二四	四三・五八	五〇・九七	四九・一六

第五十一表 金壹圓に於ける吉林官帖相場（長春 單位吊）

年別	大正八年			大正九年		
月別 \ 區別	最高	最低	平均	最高	最低	平均
一月	三〇、三六〇吊	一七、四八〇吊	一八、七二八吊	一九、九〇〇吊	一六、四八〇吊	一八、二二五吊
二月	二〇、六三〇	一八、五五〇	一九、九一五	二一、九〇〇	一八、一〇〇	一九、七九二
三月	二六、三〇〇	二一、一四〇	二四、〇五七	三〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	二六、七三六
四月	三八、二三〇	二四、七〇〇	三〇、五七〇	三八、一〇〇	三六、〇〇〇	三二、四九七

月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
五月	三六、一〇〇	二八、六〇〇	三三、六八〇	四五、〇〇〇	三八、一〇〇	四一、三三三
六月	三二、九〇〇	二六、五〇〇	三〇、六三七	五六、九〇〇	三九、六〇〇	四八、九〇六
七月	三一、三五〇	三〇、五〇〇	三〇、八二五	五三、〇〇〇	四三、一〇〇	五〇、一二九
八月	二九、九〇〇	二五、九〇〇	一七、六一四	四二、六〇〇	三五、七〇〇	三九、二七五
九月	二六、九〇〇	二一、七〇〇	二三、九五〇	四〇、六〇〇	三六、六〇〇	三八、二四八
十月	二五、一〇〇	二二、九四〇	二三、八八七	四五、二〇〇	三六、七五〇	四一、〇四八
十一月	二三、五七〇	一五、五〇〇	一九、一五四	五七、七三五	四二、六〇〇	四七、八六九
十二月	一八、七〇〇	一七、一〇〇	一七、七八四	七五、六〇〇	五四、〇〇〇	六三、八三一

第五十二表 銀壹圓に對する吉林官帖相場 （長春 單位吊）

月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	三三、六五〇	三〇、四〇〇	三二、七二〇	四四、八〇〇	三七、八〇〇	四一、一九〇
二月	三二、二〇〇	三〇、〇〇〇	三一、五二〇	五一、八〇〇	四一、九〇〇	四六、九七五
三月	四一、三〇〇	三二、三〇〇	三六、八二〇	六八、〇〇〇	五一、〇〇〇	五七、六三三

四月	六〇、〇〇〇	三八、七五〇	四八、一二九	六八、七〇〇	六〇、〇〇〇	六三、九〇八
五月	六一、五〇〇	四八、六〇〇	五五、九七五	七二、七〇〇	六二、三〇〇	六六、六六二
六月	六五、〇〇〇	四九、一〇〇	五四、〇〇〇	七六、二〇〇	六四、六〇〇	六八、七二八
七月	五三、八〇〇	五一、〇〇〇	五二、二三三	七五、五〇〇	六五、五〇〇	六八、八一八
八月	五四、五〇〇	四七、三〇〇	四九、七四〇	六六、〇〇〇	五三、七〇〇	六〇、二七五
九月	四七、三〇〇	三九、二〇〇	四三、三七〇	五九、一〇〇	五三、六〇〇	五六、八七六
十月	四九、六〇〇	四四、五〇〇	四七、〇八五	五九、〇〇〇	五四、〇〇〇	五五、七六六
十一月	四五、〇〇〇	三七、三〇〇	四一、七二三	七〇、〇〇〇	五八、三〇〇	六一、二三八
十二月	四三、七〇〇	三九、五〇〇	四一、六四八	八三、八〇〇	六四、七〇〇	七一、五五七

第五十三表　露國紙幣壹圓に對する吉林官帖相場（長春 單位吊）

月別／區別／年別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	三、六五〇	三、一〇〇	三、四五八	五三〇	三二〇	四二三
二月	三、五八〇	三、〇五〇	三、五五二	一、〇〇〇	六〇〇	七五七
三月	三、五四〇	三、〇二〇	三、二四八	一、四〇〇	五〇〇	七六五
四月	三、〇四〇	二、二一〇	二、七一六	六五〇	三四〇	五六五

月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
五月	二、五〇〇	一、九七〇	二、一八四	八〇〇	三一〇	五[illegible]九
六月	二、五五〇	二、一五〇	二、三五〇	三六〇	三〇〇	三[illegible]
七月	二、一七〇	一、九八〇	二、〇六五	三〇〇	三〇〇	三[illegible]
八月	一、三〇〇	一、〇六〇	一、一八四	三〇〇	三〇〇	三[illegible]
九月	一、三〇〇	九〇〇	一、〇五〇	三〇〇	三〇〇	三〇[illegible]
十月	九一〇	四〇〇	六〇五	六〇〇	三〇〇	四〇[illegible]
十一月	四二〇	三〇〇	三八五	五〇〇	四〇〇	四七五
十二月	四〇〇	三三〇	三五五	五〇〇	三〇〇	三[illegible]

第五十四表　小洋票壹圓に對する吉林官帖相場　（長春　單位吊）

月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	一四、八五〇	一三、八一〇	一三、七八八	一〇、五〇〇	九、〇三〇	九、七[illegible]七
二月	一四、二〇〇	一三、二〇〇	一三、七〇三	一〇、〇〇〇	九、六〇〇	九、九〇〇
三月	一三、七〇〇	一三、二四〇	一三、五四〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

四月	一五、七〇〇	一三、八二〇	一四、七七八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
五月	一五、九四〇	一四、三四〇	一四、七二四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
六月	一四、五七〇	一三、七〇〇	一四、二〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
七月	一三、九〇〇	一三、七〇〇	一三、八〇一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
八月	一五、一〇〇	一四、二九〇	一四、七七四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
九月	一四、九〇〇	一三、七〇〇	一四、〇五〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
十月	一三、五〇〇	一三、三〇〇	一三、八六六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
十一月	一三、三〇〇	一〇、三〇〇	一一、五〇九	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
十二月	一〇、八〇〇	九、三〇〇	一〇、三四六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

第五十五表　銀錠壹兩に對する吉林官帖相場　（長春 單位吊）

年別 區別 月別	大正八年 最高	大正八年 最低	大正八年 平均	大正九年 最高	大正九年 最低	大正九年 平均
一月	五三、〇〇〇	四三、五〇〇	四九、三七〇	六七、〇〇〇	六〇、五〇〇	六三、七三〇
二月	五一、五〇〇	四五、五〇〇	四七、五三九	七二、五〇〇	六四、〇〇〇	六八、七八一
三月	五六、五〇〇	五〇、〇〇〇	五三、五一六	八七、〇〇〇	七〇、〇〇〇	八一、一三〇
四月	八一、〇〇〇	五五、〇〇〇	六四、九八二	九八、〇〇〇	八五、〇〇〇	八九、六四三

五月	八二、〇〇〇	七二、〇〇〇	七七、三八五	九八、〇〇〇	八三、〇〇〇	九一、[illegible]
六月	七九、〇〇〇	六五、〇〇〇	六六、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	九四、八[illegible]
七月	七四、〇〇〇	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	九一、〇〇〇	九七、九六[illegible]
八月	七三、〇〇〇	六七、〇〇〇	七〇、四〇〇	九一、〇〇〇	七八、〇〇〇	七四、八〇〇
九月	六九、〇〇〇	五三、〇〇〇	六〇、四七〇	九四、〇〇〇	七五、〇〇〇	八一、四八二
十月	六八、〇〇〇	六二、〇〇〇	六六、〇〇〇	八四、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七七、八八八
十一月	七〇、〇〇〇	六二、〇〇〇	六六、一八九	一〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	八五、九五[illegible]
十二月	六六、〇〇〇	六一、五〇〇	六三、九八二	一〇九、〇〇〇	九二、〇〇〇	九九、八[illegible]七

尙錢鈔取引所に於ける相場の外別に正金相場、滿鐵相場、關東廳相場、海關相場等かある。

正金相場　正金相場は横濱正金銀行の建相場にして、倫敦銀塊相場或は上海相場に依り各種の情形を加味して建つるものにして、滿洲一般の標準となり、變動に依り毎日建變へ一日兩三回に及ふこともある。

滿鐵相場　滿鐵相場は同社か收支に際し用ひる換算率にて、市中の外に之を立つるか、大體正金の相場を標準として多少の斟酌を加へたるものにて、元來か變動多きを避けたるものなれは左迄多くの變更かない。

關東廳相場　關東廳の相場も滿鐵と同一意味にて設けられたものにて、努めて變動を避け、一ヶ月兩三回建て直しを爲すに過きぬ、

海關相場　海關相場は關稅徵收の爲設けられ海關兩百兩に對する銀百五十六圓八十錢にして一定不變てある。

第九章　滿蒙經濟界と通貨との關係

第一節　輸出入品と通貨

上述せる處に依り概說せし如く滿洲の通貨は其系統上より論するときは何れも著しき差異ありて、相互の間に一貫せる統一的の比價なるものかない、故に地方により又取引の種類に依りては同し滿洲にありなから、屢々兩替をしなけれは其通用力を有しないと云ふか如き狀態にある、例へは吉林省とか黑龍江省方面の商取引には官帖を準備するの必要あるかと思へは、奉天省に入れは洋錢又は洋錢票の準備を必要とし、又他の貨物は銀元又は銀元票を以て取引を爲し得るも、綿絲布の取引には金劵を要すると云ふか如くに、所に依り貨物に依りて貨幣を異にする所から、一の取引を爲すにも貨物の賣買と共に貨幣の賣買をなすの必要かあると云ふ有樣てあつて、從つて貨幣も亦一種の商品の如くに看做され、貨幣の取引以外に貨幣の取引か盛んに行はれ、終には此目的に應せんとする諸種の機關さへ發達するに至つた。

輸出入品と通貨關係上必要なる爲替關係は之を後節に讓り、玆には邦商か取扱ふ商品か滿蒙市場に漸次增加するに從ひ貨幣上に來す變遷を其代表的輸出入品に就て略述する。

第一項　特產物取引

特產物取引

大連取引所の建値か銀てあつた時分は、滿洲に於ける正金銀行の銀劵は特產物取引上恰も支那本土に於ける錁銀と同樣に各地間の各地方固有通貨の連鎖となり、決濟用となり又は海外輸出に於ける金と各地方固有通貨の仲介となりて輸出貿易決濟の任に當り、兼て金銀相場の變動による危險を豫防する爲め利用せらるゝ場合か多かつた。

勿論之には大正七年秋より翌八年に亘るか如き正金の銀貨出引占めの場合に金劵を以て奧地市場に至り地方的固有通貨の買付をなしたのもあるから、絕對的とは云へぬか何れにしても從來は大連即ち輸出港の取引所建値か銀てあり、生產者より銀を以て取引する制度上奧地對大連及各地取引所賣買には、銀資金者は銀資にて又金資金者は錢鈔市場にて圓銀又は地方貨幣を買取るか或は正金銀行其他にて之か借入を行ひ、對外輸出には金貨國輸出なるを以て輸出後に輸出先きに於て代金として受取るへき金資を目當として錢鈔又は正金に於て銀爲替を通過して銀劵を受取るか、又は直接奧地固有貨幣を買入れ之によりて特產品を購入し大連支店又は營口を

經て輸出し金爲替の取組により決濟するかの必要上正金の銀券は殆と原則に近き迄滿洲特產品の建値となつて居つた。

然れは南滿に於ける大豆商は上述の如く小洋錢又は各地方固有通貨を以て買付け、金建に依て輸出する關係上、常に金、銀並小洋錢相場の變動に對し危險を負擔するの立場にありて、爲めに買付けたる大豆に於て利する處あるも、金銀相場の變動に依りて損失し或は貨幣相場に利するも大豆に於て損失する關係上大連の輸出相場に加ふるに豆粕、豆油の兩相場を以てし更に貨幣の變動を顧慮し此間に二重の思惑を爲さゝるを得さるか如き取引狀態てあつたか、今次金建に變更の結果此弊か除かるれは幸てある、彼の哈爾賓に於ては早くより大豆に金建制を採用せる爲め、商人の買付及輸出共に南滿に比し極めて平易てあり輸出相場に依て取引せらるゝの利便かあると稱せらる、故に金貨の供給潤澤となるに連れ全滿洲特產取引にも金建制を採用せんとする意見は漸く考慮せられんとしつゝある。

雜貨取引

第二項　雜貨取引

滿洲地方の雜貨は外國貿易によるものと、內地商業によるものとの二に分れるが前者には輸入商對支那問屋間は金貴とし、支那問屋對地方市場又は問屋間相互貴は正金銀券を通して地方

的固有貨幣を以て取引さるゝを原則とし、此場合第一の問屋は錢鈔市場にて先物取引に依り普通正金の銀券を通して金券を買付け奥地より賣掛代金の回收し來る迄の爲替變動の危險を防いて居る。

滿洲内地商業の場合は雜貨輸入經路の複雜する爲め一概に說明し難いか、雜貨取引の主要徑路たる外國貿易取引か總てに於て正金銀券を通すへき以上銀券は雜貨取引上の原則に幾いものてある。

第三項　綿絲布取引

綿糸布取引

金建取引の勢力は前二者には未た或る將來を有するに拘らす、綿絲布取引上には幾と金を以て統一されんとするの傾向にある、由來綿絲布取引は古い歷史に象られて相當に發達を示したか歐洲戰亂以來滿洲市場か日本の獨占市場となつてより、大阪市場相場激變の甚た多い爲め各種の繁雜を除かん爲めに且つ又輸入商人中特に金賣の爲めに努力したるものありたる結果特に金賣の伸長を來し第二問屋迄完全に金値を通し、金建と地方固有貨幣間に漸次接近し來つた事は偉とすへきてある。

然しなから第二の地方問屋より消費者には勿論地方固有通貨を以てする爲め支那問屋は、例

に依て錢鈔市場に繫き爲替相場の變動より生する危險を防止せねはならぬ現狀に於ては完全に金賣りを通し得るには尙相當の時日を要すへきてあらう。

第二節　銀價の騰落と經濟界の關係

銀貨國たる支那か、銀價の騰落に依つて左右せらるへきは勿論であり、之か爲め經濟界に齎らす其不安を脫すへく、金本位制を採用すへしとの意見は從來論議し盡されたことである、經濟界の現象たるや頗る複雜にして凡百の事情に依りて左右せられ、實際に於て單純に考察するは困難てはあるか、茲には「他の條件にして同一なるとき」の場合を前提として、單に銀價の騰落の經濟界に及ほす影響につき略述する（支那問題第五號に據る）

一、金融上に及ほす影響

銀の騰落と金融

	上騰	下落
一	支那の輸入貿易盛んにして、銀の流出增加し外國の資本投下衰へて銀の流入減少するを以て金融は梗塞する	支那の輸出貿易盛にして銀の流出減少し、外國の資本投下盛にして、銀の流入增加するを以て金融は緩漫となる
二	爲替相場下落し、輸入爲替は有利である	爲替相場は上騰し、輸出爲替に有利である
三	騰落多きときは、商人間に商品賣買以外に爲替其物の賣買盛てある	騰落少きときは、商品賣買以外に爲替其物の賣買は盛てない
四	支那の通貨は購買力を增し、外國より銅を輸入し銅貨を鑄造すれは有利である	通貨は購買力を減少し、銅貨を買收して外國に輸出すれは有利である

二、商業上に及ぼす影響

銀の騰落と商業

外國貿易に及ぼす影響	一 輸出品の金價格は上騰するを以て、支那の輸出貿易は減退し、外國輸入品の銀價格は下落するを以て、支那の輸入貿易は增進する	一 支那輸出品の金價格は下落するを以て、支那の輸出貿易は增進し、外國輸入の銀價格は上騰するを以て支那の輸入貿易は減退する
	二 上騰繼續するときは支那の購買力は漸次減退し輸入貿易は減退の傾向を示す	二 下落繼續するときは支那の購買力は漸次增進し、輸入貿易は增進の傾向を示す
	三 騰落急激なるとき商約の破談多く取引敏活を缺き輸出入貿易共に減退す	
內地商業上に及ぼす影響	一 輸入取引盛に、輸出取引衰へ、契約後にありては輸入商は損し、輸出商は益す	一 之に反す

三、農產上に及ぼす影響

銀の騰落と農業

一 輸出農產品は輸出を減少し農產品價格は下落し、其生產は減少し、從て農民の購買力は減退する	一 輸出增進し農產品價格は上騰し、生產は增加し農民の購買力は增進する

四、工業上に及ぼす影響

銀の騰落と工業

一 支那工業品は價格上騰し、外國工業品は下落するを以て支那工業品は壓迫され、支那の工業は衰退する	一 支那工業品は價格下落し、外國工業品は上騰するを以て外國工業品を壓迫し、支那の工業は發達する

第十章　滿洲に於ける金銀建値問題

滿洲に於ける諸取引の本位貨問題に就ては從來銀建の存續を必要とする者と、日本貨と同樣なる金本位に統一せんとするものの二に分れ、屢々論議さるゝ處にして、殊に最近の問題たる大連取引所金建値の變更は單に一取引所の建値に過ぎすと云ふも、滿洲に於ける本位貨問題上の有力なる一資料と云ふへく、其關係する處は頗る重大なるものかある、今之か是非に關しては論斷するを避け兩者の主張の梗概を揭くるに止める、然れとも如何に銀建を主張するものも我日本の國策よりして滿洲の通貨を金本位に統一するには反對するを得ない故、其銀建論も近き將來に於ては金建を實現せんとする所謂金建尙早論と稱するの甚た適當なるを信する。

第一節　金建促進の論據

金建促進論

日露戰役前露國の滿洲經營時代には鐵道の敷設、築港の設備其他事業の經營何れも露國人の企畫に係り、當時に於ける留紙幣の勢力は實に全滿洲を風靡し、殆と支那紙幣の代用視せられつゝあつた。然るに日露戰役後、露國留紙幣は爲替其他の方法に依り漸次哈爾賓方面に回收せ

られ、之に代りて日本軍票の流通を見るに至り、更に平和克復後秩序恢復と共に之を回收して他面正金銀行をして日本圓銀を基本とする銀劵を發行せしめ、金劵の流通に制限を加へしことあるも、滿洲邦人數の增加及對外貿易の膨脹するに從ひて金劵の流通高を增加した。即ち關東廳所在地たる旅順、邦人の企業地たる撫順及新開地たる四平街の如きは幾ど金を以て統一され、政治の中心たる奉天並に特産市場として樞要の地位を占むる開原、長春、遼陽各地方は特殊の取引を除き一般の取引に於て圓銀劵の流通は更に增加せす、反對に圓金本位の金劵か流通しつゝある。又支那商貨の呑吐港として、今尙銀取引の盛なる牛莊又は鐵嶺の如きすら、大正六年以降金銀其勢を異にして行はれ、大連に至りては曩に支那人の金劵に慣れさるの故を以て、姑らく圓銀建制を認め來りし特產物の取引を金建となしたるにより、一般商取引は殆と金建に一致せんとし、支那人も亦日本法律の安全なる保護を受け豐富なる金資金に賴りて商機を活用するの利益なるを感し、漸次金建制を歡迎せんとする模樣かある。

隨て金融機關の貸出方針も近時漸く一轉化を示し、從來銀資本を以て經營せるものも之を金資本に改め、主として金資の供給に膺らむとするに至りしのみならす、與地金融市場との間に金資金の聯絡を圖り、以て益此機運を促進するに至りたる結果、一面工業に對する我圓金の投資

巨額に達せるさ相俟て、金融界の情形全く一變した。大勢既に斯の如きものあるを以て特産物市場も亦漸次金建制に改まらんとする傾向かある、蓋し南滿洲に於ける大豆商は小洋錢を以て買付け、金建に依て輸出するか故に、常に金銀並に小洋錢三相場の變動に對し危險を負擔するの立場に在りて爲めに買付たる大豆に於て利するも、金銀相場の變動に依つて損失し、或は貨幣相場に於て利するも大豆に於て損失するの關係を顧慮し、此間二重の思惑をなさゝるを得ない、之れ普通の取引に非すして純然たる投機賣買てある、然るに哈爾賓は之に反して大豆相場に金建制を採用せるか爲め、商人の買付及輸出共に南滿の夫れに比して極めて平易てある、隨て北滿大豆は多く輸出相場に依て取引さるゝの利便あれとも、南滿大豆は大連の輸出相場に加ふるに豆油、豆粕の兩相場を以て、更に貨幣市場の變動を一考するの要あるを以て其關係甚た複雜に、市價亦北滿に比して高位に在るを常とする、斯かる狀況なるを以て今や金貨の供給潤澤となり、且つ日滿取引の進展を機として、特産取引に金建制を採用せんとするは當然の要求にして早晩實現せらるへきは疑ない處てある。

而して由來滿洲の支那通貨たる小洋錢票、官帖共平時に於て大體、半不換紙幣なれは一朝有事の際は全然不換紙幣てある、事態斯くの如きを以て我國民か如何程滿洲に於て商權の擴張を圖

り、將た勢力の扶植を策せんとするも十二分の活動をなし得さるは當然である、此意味に於ても邦商の多くか金建を希望するは素より當然にして、殊に近時支那人側の金劵使用額は著しく增加を示し、支那人の全部か銀に限れりとの從來の主張を幾分放擲せるの傾向あるは注目すへき現象なりと云はねはならぬ、何れにしても銀劵流通の時代は旣に去り金劵統一の時代に移りつゝあるものである云々。（本論は大正十年五月以前のものである）

第二節　金建尚早論の主張

金建尚早論

滿洲に於ける支那側の貨幣は近年硬貨全く驅逐せられ不換紙幣のみ流通するに至り、銀紙の差甚しきを以て、一般商民の是か救濟を企圖する向き多きと、金劵流通の增加は年々其比著しきとにより、事實上金劵を以てする滿洲通貨統一の必要を說くものあるも、必しも首肯するを得ない。

凡そ一國又は一地方の幣制は其統治權と離るへからさる關係を有し、殊に各種紙幣の整理統一は權力を以て强制するに非されは實行不可能である、支那側通貨の硬貨なりし頃は小洋錢漸次流通勢力を擴め、之を以て統一を期し得へき狀態なりしも、其經濟界の發展に伴ひ通貨の需

要増加せるに銀は漸次海外に流出して兌換準備の薄弱を來し且省の財政救濟の目的にて紙幣を濫發せるもの尠からす、行政權の主體を異にせる、奉天、吉林兩省か同しく小洋錢に對する紙幣を以てしても、互に排他的態度にあり、斯くして流通紙幣を異にせる現狀にては、金券若しくは銀券を以てするも兩者統治下の市場統一は期すへからさるものである。

若し他日支那官憲と交渉し相共に同一單位の硬貨を標準として幣制の統一を實行するも、滿洲商民は日本商民とは關係少きに拘らす山東南支那方面との經濟關係頗る密着し、且つ支那該地方との貿易額には多少の消長あるも、總額の三割乃至四割を算し、是等は殆と全部銀勘定に於て行はれ滿洲の地位今日の如くなる以上金を以てする統一の實現は期し難い、現今滿洲幣制の不便なるは其銀本位なるに非すして、銀本位ならさる官帖の混淆せる事、乃至硬貨缺乏して兌換し得さる等に胚胎する。勿論銀本位なるか故に金貨國との貿易上爲替相場の變動に依る不便あるに相違なきも、是か不便を除く爲には銀行に於て爲替相場等其對策ない譯ではない。即ち大連を初め沿線主要地には金銀比價の變動をカバーせしむへき錢鈔市場の設備かある。

若し如斯根本統一は之を他日に期し、唯た金券普及を圖り事實上の統一を期するも、金券の下落金貨引換の請求等の爲に、日本金融界の基礎なる日本銀行正貨準備に累を及ほす事なきや

は議論の存する處にして、是に就きては滿洲朝鮮等の産金を以て補給すれは可なりとの樂觀說を唱ふるものあれと、此點は十二分に研究を要する。

大連現時の地位は單に輸出入港たるに止らす、實に滿洲全土に對する自由貿易市場として、設備經營せられた、爲替の取極、貨幣の切換資金の融通の如きも確實容易に行ひ得るの狀態に在る。特産物取引も奧地か生産市場として自然小洋錢票にて取引せらるゝに對し、大體は之と同一系統にして對外貸借決濟の標準として便利なる圓銀建にて取引されて居る、然るに大連取引所の建値を金券建に變更する時には、南支那等への輸出を二回の切換を要し、生産地との聯絡は一々金銀の切換の上採算せなければならぬ、從て大連以外に一箇又は數箇の中心市場を現出し却つて大連の地位を不利に導く嫌あるのみならす、金銀相場の變動か常に取引所の取引に影響し事端を繁くすへく、加之、金銀切換も今日は輸出取引に對してのみ輸出者か爲替取組又は錢鈔取引にて安全確實に出合を求め居れるに反し、金建値採用の曉は賣手か切換を要し、轉賣買戾不便となり、且つ其切換は自然支那兩替商の手にて行はるゝに至り、安全に先物切換となし難く、其相場も世界的相場と關係なく兩替商か自由に上下し得ること、今日の露貨相場に等しきに至り、其跋扈の弊に苦むことゝならむと憂慮される云々。（本論は大正十年五月以前のものである）

第三節　大連取引所建値問題

（主として大正九年五月一日大連商業會議所調査に據る）

日露の和約と日支協約とに依りて、帝國が關東州の租借權と共に南滿鐵道並に其附屬利權を露國より繼承せる當年に於ては尙ほ戰後の整理に日も足らざる狀況にして、我實業家資本家の滿洲に進出して企業に着手するもの甚だ少なかりしが、南滿洲鐵道會社の創立と共に滿洲に着眼するもの漸く頻出し、從つて特產物の輸出及綿糸布の輸入其他雜貨の販賣を試みんとする者大連に來住し、支那國民の移住と相俟つて大連港の繁榮を實現せんとするの狀勢を呈した。

茲に於て、特產物輸出業者は同業組合を設置し取引上の利便を圖らんとした、明治四十一年五月二日偶々其組合例會に於て埠頭構內に滿洲重要物產取引商人集合所設立の案を樹て之を組合以外の同業者及支那商人に諮りしに何れも贊同せるを以て、滿鐵埠頭事務所に對し建築物の一部借受を懇請し、倉庫の一角約二十坪の建物を使用することとなり直ちに之を公開せしに、果然日々百人以上の集合を見忽ち狹隘を告ぐるに至りしかは、再ひ相生所長に適當なる場所の貸與を望みたるに會社重役とも協議の上倉庫名義にて一家屋を建築し明治四十二年一月四日よ

り取引市場として使用せしめた。然るに當時の取引は別に確定せる規約もなく法律的制裁もなく一種の不文律の下に取引したるに拘はらず、何等の故障もなく日々多數の取引を完成したるは寧ろ奇蹟と言ふべく、而して其建値は勿論銀票建てあつた。

越えて四十四年六月二十二日に至り、關東都督府は府令第十三號を以て大連重要物産取引市場規則を發布せしか、該規則中建値に關する條文なく只其第八條に於て賣買取引に關し本令又は本令に基きて發する規程に別段の定めなきときは凡て從來の商習慣に從ふ旨を掲け以て習慣を重するの趣旨を明にした。

然るに明治四十二年重要物産取引開市以來五年後、即ち大正二年二月十四日に至り勅令第六號を以て關東州及滿鐵附屬地内に設立する重要物産取引市場に於ける取引の方法擔保に關しては關東都督の定むる所に依る旨公布かあつた、茲に於て同年三月十五日關東都督府は府令第七號を以て始めて大連重要物産取引所規則か制定さるゝに至つた、然るに内地の取引所は凡て民營なるを以て取引所自身か直ちに賣買に對し擔保の責に任し得へきも、大連取引所は官營なれは取引所自ら擔保に任するは會計法に牴觸する所あるを以て、別に擔保に任すへき民營の會社を設立し、之を取引所に隷屬せしむるの要あり、當局と折衝の結果、同年六月十九日大連重要

物産取引所に於ける擔保精算事務を取扱ふべき大連取引所信託株式會社の設立を見るに至つた、大連重要物産取引所の開設に當り、其建値問題に關し金銀何れを本位とするかに就ては當業者及當局官憲の間に種々研究を重ねしも、未だ滿洲金融の眞情に通達せす唯我本位貨を使用するを最善の方法と考へ、單純なる見解の下に金を以て建値とすることに主義決定し、大正二年七月三十日關東都督府告示第九十九號を以て大連重要物産取引所に於て賣買取引に用する建値は金建とす、但し本年九月三十日迄は從前の圓銀建と爲す事を得る旨發布された、斯くて同年九月一日を以て大連重要物産取引所は始めて開市せられ、同時に大連取引所信託株式會社も開業したるも金建制なるを以て支那取引人の如き慣習上不便不利尠なからす、從て取引高極めて微々たるものにして九月中の大豆及豆粕取引高を見るに大豆三百四十一車豆粕百四十二車に過きす、斯くの如きは取引所設立の趣旨にも反する譯なれは、關東都督府は九月二十八日其告示第百二十二號を以て、去る七月告示第九十九號但書を契約履行の期間大正三年六月三十日迄のものは從前の圓銀建と爲すことを得と更めたるを以て、大連取引所信託株式會社は十月一日右告示の結果に依り前日後場終了後に於て現存する賣買殘玉全部を圓銀建に引直し、爾來銀建に依り取引を實施せしか、銀建期間漸く終了に近かんとするや取引又も絶無の狀況となりしを

以て、大正三年五月八日大連取引所信託株式會社は滿洲重要物産同業組合の意見を徴し贊同を得て關東都督府金建實施延期に關し請願書を提出した、其結果取引所に於ける取引の寂寥なるを實驗せる當局は右請願書を諒とし、五月十七日告示第五十一號を以て告示第九十九號但書を更に當分の内從前の圓銀建と爲すことを得と無期限延期に更め以て建値變更の時機を他日に期することゝした。

翌大正四年五月十八日大連取引所長より重要物産同業組合長に對し、建値は當分の内從前の圓銀建となれるも、一部には金建を主張する者ある趣なるが、賣買取引上に於ける實際の便否將來の利害及金建の必要を認むるならは其實行の期日等に付意見を徴せるに對し、同組合に於ては役員會の決議を以て金建に還元の時期は未た到來せさるを以て尙一ヶ年間現行の狀態を維持することを回答した。次て同年十二月一日附を以て關東都督府民政長官より大連商業會議所重要物産同業組合及油房聯合會に對し、大正五年十月を履行期限とする取引より之を金建と爲すの利害に付討議の上意見を開申すへき旨諮問あり、右に對し大連油房聯合會長よりは十二月廿一日附を以て委員會を開き決議の結果、大正五年十月以降の受渡先物取引を金建とする事は毫も異存なきも、同時に長春、開原の取引所も金建とし各其歩調を一にせられ度旨答申し、滿

洲重要物産同業組合長よりは、同月廿三日附を以て役員會審議の結果、本件に關しては何等異議なきも重要物産取引開始當時既に金建となし暫らく實行をなしたるも種々障害の爲め更に銀建に改めたる前例もあり、本建値問題は實に愼重の研究を要するは言を俟たす、現今に於ても當時の障害となりし素因全く除去せられたりと認むる能はす、從て飽迄之か實行を期せんには

一、長春、開原兩取引所の建値を一齊に金建とする事二、滿洲に於ける正金銀行銀票の流通を停止し金券のみとする事を實行したる後にあらされは其効果なきのみならす若し強て當地取引所のみを金建となす時は徒らに奥地の商賣を助長し大連は大に衰頽するなきを恐るゝ旨開申し、大連商業會議所よりは同廿八日附を以て同しく金建となすは適當と認むるも長春、開原兩取引所も同樣金建を實行せしむるを要すとの不可能の條件を附加し答申した、如斯して、金建問題は懸案の儘推移せしか大正六年四月三十日附を以て關西商業會議所聯合經濟調査會は大連商業會議所に對し、同會にては滿蒙に於ける邦人の經濟的發展を容易ならしむる方策に關し種々調査研究しありしか、其一手段として該地方に於ける商取引の建相場は金建を可とするや、銀建を利とするやの問題を講究中に付ては、

一、大正二年七月以降實際銀建を用ひ來れるは特に銀建を利とするの事情あるに由るか

二、滿蒙地方の輸出品取引に金建相場を用ふるの可否並其難易

三、金建相場を可とするときは之を實施普及するの方法如何

に付意見を徵し來れるを以て五月二十九日特別委員會にて審議の結果五月三十日附を以て

一、大連重要物產取引所か金建を本則とするに拘はらす當分の內銀建とせるは取引人の多數か支那人にして銀建を希望せるに因る

二、滿蒙地方よりする輸出品に對し日本人は金建を可とするも銀貨を本位とする支那商人との取引なるを以て其實行容易ならす

三、金建を實行普及せしむるには先つ帝國の支那に對する貨幣政策を一定すると同時に支那の幣制を根本的に改革統一せしむるを要する旨回答した

次て同年七月東京に開催せられたる全國商業會議所聯合會に對し大阪、京都、神戶、名古屋、和歌山、四日市の所謂關西六大商業會議所より金建普及に關し、左の建議を內閣總理、大藏、農商務各大臣宛提出すへく提案した。

滿蒙地方に於ける金建取引普及に關する建議

滿蒙地方に於ける日支貿易及同地方に於ける邦人經濟的活動をして安全有利ならしむるため吾人は取敢へす左の二項を實行せられんことを要望す。

一、大連其他に於ける物產取引をして我關東都督府及南滿洲鐵道會社の現行方針に適應し事情の許す限り取引上金建を採用せしむること

一、金劵發行銀行をして小額面金劵を發行せしむること

右本會決議に依り別紙理由書相添へ建議仕候也(理由省略)。

然るに、右問題は十三委員の內提出者側四名を除き、全部大連商業會議所の反對意見に贊成し、本案は次回迄宿題とすることに決した。全國商業會議所聯合會に於て宿題とするの意は否決を意味する慣例となり居るも、斯くては關西六大會議所に敬意を失するを以て、斯く一ヶ年の期限を附したるものに外ならぬ、次て大正六年十月二十五日より東京に於て全國商業會議所定期聯合會開催の通告ありしに方り、大連商業會議所は出席の餘日なきを以て乍遺憾欠席した、繼續議案中當地方に密接の關係を有する滿蒙地方に金建普及を圖る件に就ては、前回開陳の通りにて其後何等事情の變化なきを以て、金建實行は延期するの外なきものと認むる旨電報にて回答し、同聯合會に於ては前回に於て繼續議案とせる滿蒙地方に於ける金建取引普及に關する

建議を再び提案し、支那幣制改革案の可決に附帶し「大連其他に於ける物產取引をして關東都督府及南滿洲鐵道會社の現行方針に適應し事情の許す限り取引上金建を採用せしむること」の原案を可決したのである。

更に十二月七日附大連商業會議所より取引所建値に關し關東都督宛左の通り意見を開申した。

大連重要物產取引所に於ける建値は初め金建を施行せんとして幾多實行上の困難に逢着し止むを得す橫濱正金銀行の發行に係る銀票建となし以て今日に及へり然るに最近關東州に於て右銀票の強制通用力を廢されたる結果大連取引所に於ける建値も自然金票建に變更さるへしとの風說あり眞僞固より保證の限りにあらすと雖も大連取引所に於ける建値の變更は帝國の滿蒙經營に重大の關係を有するか故に之を變更せんとするに方りては所有方面より其利害得失を考慮するにあらされは却て我經濟力を逆轉せしむるの虞あり本會議所は右建値の變更を以て時期尙早なりと斷じ左記理由に依り當分現狀を維持せられんことを要望す。

右本會議所の決議に依り意見開申候也。

理　由　書

一、滿蒙に於ける特產物輸出は全然邦人の手によりて行はれ邦商は資金を供給し華商は農產

物を提供しつゝあり而して金銀爲替の決濟は資金供給者に俟たさるへからす故に若し大連重要物産取引所の建値を金建に改めんか華商は爲替決濟の途なきを以て取引を爲す能はさるに至らん現今大連に於ける爲替決濟機關として横濱正金銀行及錢鈔取引所の二あれとも華商は資力甚た薄弱にして到底之を利用するの餘裕を有せす從て爲替を決濟すること困難なり

二、華商は爲替決濟上必要なる資金を有せさるに拘はらす強て金建を實行せられたりとせんか爲替相場の變動より生する危險は自ら之を負擔するか若くは奥地に於ける委託者に歸せさるへからす從て之か爲め損失を蒙る事ありとせは奥地委託者は大連取引所に於て賣買することを避け奥地若くは營口に於て取引するに至るへし從て大連港は特産物中心市場たる權威を失ひ單に船積場所たるに止まり滿鐵の海港特定運賃政策の方針と背馳す

三、大連港より山東及南支方面に輸出する數量は必すしも多からすと雖も一朝歐米及日本内地の經濟界の不況に際しては最も重要視すへき販路なり然るに爲替決濟の資力なき華商は大連取引所に於て仕入を爲す能はさると同時に又其必要なきを以て自然營口より輸出するの結果を見るに至るへし

右に關し十二月八日附大連民政署長より大連商業會議所に對し朝鮮銀行劵の强制通用方を公認せられたるに付大連取引所の建値も直ちに金に變更せらるゝものと速斷せる向あるか如きも右金建問題は主義上の議論は格別實行上に就ては其時期方法に關し篤と考慮を要すへきを當局に於ても調査中にして急に之を實行するにあらさる旨其筋より通牒ありたるを以て誤解なき樣取計ふへき旨通牒かあつた。

降て大正八年十月四日大連に於て開催せられたる滿洲特産物商聯合會大會に於て左記提案かあつた。

取所引の建値に付大會の意見決定の件（長春）

滿洲特産物は金建取引を本意となす件（遼陽、安東）

大連取引所建値を金建となす事を希望する件（哈爾賓(ハルピン)、范家屯）

右諸案に對する會議の大勢は日本人中唯三名の金建主張者ありしのみにして、華商猛然と反對し、結局大會に就て決定すへき事項にあらすと決定した、爾來本建値問題は當局官憲間に於て取扱はるるの外、何等問題となることなく今日に至りしか、俄然本月十五日田中取引所長事務取扱は直接關係者小數を招集し、金建斷行の旨を發表し翌十六日告示第三十三號を以て大連取

引所に以て賣買取引に用ゆる建値は大正十年十月十四日以後受渡の取引より金建とすと公表したのである、是に於て大連に於ける當業者は奮然大反對の態度に出て大連商業會議所、華商公議會、大連取引所重要物產取引人組合、錢鈔取引人組合、滿洲重要物產同業組合、大連油房聯合會、大連株式商品取引所、株式取引人組合等は大連取引所銀建存續期成同盟會を組織し、金建反對、銀建存續を各方面に運動した、而して金建發表と同時に取引市場は一時混亂し豆信、錢鈔兩株共暴落し、市場は立會停止となり延つて一般財界にも影響し事態容易ならさる形勢を現出した。

如斯、建値問題は金建實施の法令後八月末に至るまて約五ヶ月間紛糾を續け、大連市場の相場は立たす、特產市場及財界の混亂は日支兩國商人及滿鐵にも損害を及ほすこと尠くなかつた。然るに大連重要物產取引所は俄然九月六日より改訂制度後の初めての先物取引を開始した、當日の先物出來高は大豆百四十二車、豆粕十四萬三千枚、豆油六十四函と註せられ、爾後の成績も大紛擾の後としては可成りの成績にて、市場又何等の不穩なく場內は活況を呈して居る、前途固より委く樂觀を許さすと觀察する向あるも、今日迄の形勢にてはさしもの大問題も經濟的に漸次解決に近つきつゝあるものと思考される。

第二編　金融機關

第一章　支那人側金融機關

第一節　舊式金融機關

滿洲に於ける支那側金融機關には、舊式金融機關と新式銀行との兩種かある、舊式金融機關としては票號、錢號、金店等あり、各地方に依然として重要なる地位を占め、輕視すへからさる勢力を有するも、滿洲は開發の時代古からす、經濟的發達の程度到底中支、南支の如くなる能はさる爲め是等機關も亦夫れに比し幼稚なるを免かれぬ、今其大要を述へんに。

一、票（ピヤチ）莊（チヨワン）（滙兌莊又は票號）

票莊

送金爲替業務に從事する店舗を云ひ、多くは錢舖を兼營する、支那本土に在るものは、其組織頗る大に、貸付又は官金の取扱をなす等官民の信用甚た深きものあるも、滿蒙に於ては多倫諾爾及張家口附近に山西票莊の有力なるものあるの外は其數甚た少く、全體としての勢力左迄

大なりとは云へぬ。

二、銀爐

銀爐は特に營口に於て著しき發達を見たるものて其常務は過爐銀發行、過爐銀貸付、兩替及爲替等一般銀行類似の業務を營むものてある。元來銀爐は初めは專ら元寶銀の鑄造及他地方の元寶銀と營口元寶銀との兩替等を營みつゝありしか、過爐銀制度（通貨の部參照）の案出されし以來金融の中心となり牢固として拔くへからさる勢力を扶殖した、過爐銀の衰運と共に其勢力昔日の如くならさるものなれとも、尙ほ營口の商賈を左右するの大勢力たるを失はぬ。

營口の銀爐は現在十戶にして資本金は五萬乃至十萬元に過きされとも、依然たる勢力を有する所以は、各銀爐共營口の大商賈たる油房又は大屋子（綿糸布雜貨同屋の謂）等の出資に係るか、又は銀爐にて油房大屋子を副業とするものゝを聯號となす等密接なる關係ありて、有無、過不及相通するを以てゝある。過爐銀の預金に對しては利子を附せす、貸付は各銀爐によりて同樣ならされとも期限二卯期（六ケ月）月利二分を普通とする、金、圓銀、洋錢等買付には過帳用と稱して手數料百圓に付十錢、仲間口錢として十錢を徵收する。

三、錢舖（錢莊又は錢局）

錢舖

滿蒙に於ける金融機關として最も多數に存在し、在來の支那金融機關中、商業銀行の性質を有し各都市殆と其設あらさるはなく、最も主要の位置を占めて居る。其本業務は兩替なるも其他左の各種業務を營む。

（イ）貸付　錢舖は各商人の資金融通上重要なる機關にして、其貸出は多く保證人に依る信用貸てある、貸付期間は最長一ヶ年とし半年又は三ヶ月を普通とする。

（ロ）兩替　賣買銀兩と稱し、一種の商品賣買てある、蓋し支那は幣制不完全なる爲め通貨を一種の商品視して賣買し、兩替相場は每朝各地の銀市に於て定められる。

（ハ）爲替及預金　滙兌銀子と稱するものてあるか、錢舖は爲替機關としては到底票號の大に及はす、又預金取扱者として無利息同樣の低利てあるから割合に利用されぬ。

（ニ）抹兌　商人相互間取引上帳簿貸借を取扱ふ一種の保證行爲てあつて、營口の過爐銀、奉天の過碼錢制度と大同小異の方法てある。

（ホ）錢舖相互取引　相互取引方法には各地とも「五天一打卯」（五日目に決算）又は「二八打卯」（二及八の日に決算）と稱する特種慣習あり、繰越には卯利と稱する利子を附する。

又東部內蒙古に於ける錢舖は二、三市場を除き何れも錢票即ち帖子を發行して其地方に於け

る硬貨の缺乏を補ひ、之を以て錢舖業務中唯一の主要業務となして居る。

附、銀　市

銀市　錢舖業者の基礎をなすものにして、各市場概ね之を具ひ、市の財神廟、老爺廟等に一日一回乃至三回集合し其市場に於ける各種通貨の交換相場を決定し、兼て自己錢舖に有する各種通貨の多寡に應して相互之を賣買する。

四、當（タン）舖（プウ）

當舖　當舖は我か質屋業の謂て、滿蒙を通して各市場共之なきはない、原と當舖は支那質屋業者中の上位を占め、官衙の特許を受け多類の納税を爲すへきもので、從つて地方屈指の富豪に非れは能さるものてある。

小資本に係るものは質（チー）、典（テイン）、押（ヤー）等の名稱あるも、滿蒙にては支那本土に於けるか如き整然たる區別かない、殊に近來邦人は小資本を擁して滿蒙所在に所謂當舖を開きつゝあるか、之等を當舖と稱するは妥當てはない。

當舖の入質期限は通例二十四箇月とし、其利息は毎月二分乃至三分を上らす、質物に對する當舖の責任は火災、盜難に際し幾分の賠償を爲すへき義務を有するも、蟲蝕、鼠咬等は其責を負は

さるを原則とし、質物は四季の衣類貴金屬品は論を俟たす、諸種の器具、米穀、雜貨其他商品什器等に及ひ、粮棧を兼業せるものは農家に限り抵當物權を要せす、收穫期に於ける買收を約し利息を定めて貸付け、又燒鍋の兼業者は釀造原料の買收を約し、共に期限に至りて收穫の豫定穀數を收むるを習慣とする、衣類の流質したるものは概して、自家か別所に營業する估衣舖（クウイプウ）（古着屋）をして店頭に競賣せしめ、又は遠隔の地に送致して時期を見て賣却する。

又前述の邦人營業の當舖は主として支那人を顧客とし期限は概ね三箇月と定め、利率は十元以下一割を算するを通例とする。

金店錢攤子印局子錢經紀

其他金融機關としては、地金銀の賣買を主業とする金店、路傍に在りて小額の兩替をなす錢攤子、印局子或は放銀子と稱し、所謂我國の日濟貸にして、高利を以て元金に加算し、日々約定の金員を徵收するもの、錢經紀（錢把子）とて金錢の周旋をするもの及搗把とて期限付金錢の空賣買をなすもの等ありて地方金融の衝に膺りつゝあるも、是等舊式機關は概して其後發達したる新式銀行の爲めに漸次業域を蠶養せられつゝあるか、兎も角も今尙地方的取引に於て相當の勢力を有するは看過すへからさる處である、滿蒙に於ける支那舊式金融機關を列擧すれは左の如くである。

滿蒙支那側舊式金融機關

（第六次農商統計に據る）

第一表　錢業

錢業

地方		錢業戸數 官錢局	銀號	錢莊	其他	計	資本金額	各月存款額	紙幣發行額	公積金額
							円	円	円	円
本	瀋陽	—	二	三	三	二六	二、五六二、〇〇〇	二、四四三、〇〇〇	一、三三七、〇〇〇	四七八、五〇〇
	鐵嶺	—	五	三	—	八	七〇九、九〇〇	三四一、〇〇〇	一九二、五〇〇	五七、四八〇
	開原	—	—	四	四	八	六六、八〇〇	六、七〇〇	六、八五〇	三、四五〇
	東豐	—	四	—	—	四	三四〇、〇〇〇	—	三三〇、〇〇〇	一〇、四〇〇
	營口	—	一	九	六	一六	五三八、五〇〇	三五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇
	遼陽	—	一	一	—	二	五、〇〇〇	—	—	—
	海城	—	—	二	—	二	一三、〇〇〇	八、四〇〇	—	一八、〇〇〇
	錦縣	—	—	四	四	八	一五五、〇〇〇	九六、〇〇〇	—	一八、八〇〇
	新民	—	一四	—	—	一四	三三五、四五五	—	二五二、九三八	七三、一三三
	盤山	一	—	—	—	一	?	—	—	—

天	北鎮	—	—	一三	—	一三	三六九、六九〇	六、五〇〇	六一、九五〇	五、九五[illegible]
	義縣	—	—	七	二	九	二二〇、九〇〇	一七八、〇〇〇	三三、七〇〇	—
	安東	—	一	六	—	七	四九、〇〇〇	—	—	一六、〇〇〇
	通化	一	—	—	—	一	?	—	—	—
	鳳城	—	一	—	—	一	一〇、〇〇〇	—	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
	撫松	—	一	一	—	一	一六、〇〇六	—	—	九七
	撫順	—	一	二	—	三	三五、〇〇〇	一七、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇
	海龍	—	—	三三	六	三九	八二、〇〇〇	—	一六九、〇〇〇	一、五〇〇
	洮南	—	—	一	—	一	三〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇	—
	遼源	—	—	四五	一	四六	六五一、〇〇〇	五、〇〇〇	二七二、六二七	四、〇〇〇
	昌圖	—	一	一	—	二	一五、〇〇〇	三、〇〇〇	三二、〇〇〇	—
	梨樹	—	—	一	—	一	七〇、〇〇〇	—	—	—
	懷德	—	—	—	一	一	二〇、〇〇〇	—	—	—
	法庫	—	—	一	—	一	一三、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四、〇〇〇	—
	計	一	三四	一五四	三七	二二五	六、三七七、二五一	三、一九九、六〇三	二、六三〇、七六五	七〇三、〇三三
吉林	吉林	—	一	一三	一	一四	一八六、五三一	二九、〇七〇	—	一八、七四五
	長春	—	—	一四	—	一四	七一〇、九五〇	—	—	—
	伊通	—	—	一	—	一	三、六〇〇	—	—	八、六八〇

地方		錢業戸數 官錢局	錢業戸數 銀號	錢業戸數 錢莊	錢業戸數 其他	錢業戸數 計	資本金額	各戸存款額	紙幣發行額	公積金額
吉林	長嶺	—	一	—	—	一	?円	—円	—円	—円
	濱江	—	—	一〇	—	一〇	四九?,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	—	—
	扶餘	—	一	—	—	一	?	?	—	—
	楡樹	—	—	一	—	一	二,〇〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇
	延吉	—	一	—	二	三	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	—
	寧安	一	—	—	—	一	三七,五〇〇	—	—	—
	額穆	—	—	一	—	一	三,〇五〇	六〇〇	三,〇〇〇	—
	依蘭	—	—	五	—	五	三一,五〇〇	六,一五〇	—	四,四〇〇
	樺川	—	—	二	—	二	五,〇〇〇	—	—	五一,七[illegible]
	計	一	四	一五	三	二三	五,四六七,〇八一	八一五,三三〇	三,〇〇〇,〇〇〇	八三一,八二五
黑龍江	龍江	一	一	九	—	一一	一,四六一,三六二	一,三三六,三三三	一八,八六一,五一一	[illegible]七,三六八
	呼蘭	—	—	二	—	二	一三,五〇〇	—	—	—
	海倫	—	—	五	—	五	三〇,〇〇〇	一一,一〇〇	—	—
	通河	—	—	一	—	一	二六,六六七	—	二一,〇七一	—
	龍鎮	—	—	二	—	二	二〇,五〇〇	—	—	三,[illegible]
	計	一	一	一九	—	二一	一,五五二,〇二九	一,三四七,四三三	一八,八八三,五八二	三八〇,五八六

第二表　錢業累年比較

熱河	承德	—	—	六	—	六	四八、七〇〇	三、九六〇	一六、二九五	—
	隆化	—	—	二	—	二	四五、〇〇〇	一七、八〇〇	三〇、〇〇〇	一、九〇〇
	豐寧	—	—	四	—	四	二〇、〇〇〇	三一、四〇〇	一一、〇〇〇	一、四〇〇
	凌源	—	—	三	—	三	八六、八八七	—	四〇、〇〇〇	一四、〇〇〇
	朝陽	—	—	一〇	—	一〇	一二五、〇〇〇、〇〇〇	—	四〇、〇〇〇、〇〇〇	—
	赤峯	—	—	六	—	六	一七三、〇〇〇	九、一五〇	七六、九四三	八、八〇五
	圍場	一	—	一	—	二	七〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇	—
	計	一	—	三二	—	三三	一二五、四四三、五八七	七一、三一〇	四〇、一六五、二三八	二六、一〇五
察哈爾	多倫	—	—	一〇	—	一〇	七〇、一五二	一、五〇〇	—	九、三五〇
	豐鎮	—	—	六	—	六	三一、九〇〇	八八、〇〇〇	四、八九〇	九、〇〇〇
	興和	—	—	四	—	四	二五、〇〇〇	一七、一〇〇	七、九〇〇	—
	計	—	—	二〇	—	二〇	一二三、〇五二	一〇六、六〇〇	一二、七九〇	一八、三五〇
綏遠	歸綏	—	—	一七	—	一七	二四四、〇〇〇	一四三、〇〇〇	—	—
	薩拉齊	—	—	三	—	三	一六四、八二六	—	四、五三〇	三、〇〇〇
	托克托	—	—	五	—	五	二九、五〇〇	—	—	—
	計	—	—	四四	—	四四	四三八、三二六	一四三、〇〇〇	四、五三〇	三、〇〇〇

錢業累年比較

地方	年次	錢業戶數					資本金額	各戶存款額	紙幣發行額	公積金額
		官錢局	銀號	錢莊	其他	計				
奉天	民國元年	一〇	一四一	—	二	一五三	六、四一〇、二〇〇	九、七四〇、二〇〇	一、二七二、五〇〇	五五五、二〇〇
	同 二年	—	一八八	—	一	一八九	三、六四三、一四三	七八九、九六三	一、〇六二、〇八一	五三二、一五七
	同 三年	—	三	一四九	二	一五四	三、六〇〇、二一〇	一、〇九六、七八二	八五二、四八〇	五三八、一六八
	同 四年	七	一〇	一五三	六	一七六	五、三三六、三二三	一、五〇〇、七九四	三、四一三、八七七	一、〇〇五、四九八
	同 五年	—	二四	一八二	一	二〇七	七、〇一八、八六〇	三、六一五、八二五	一、九二九、一四九	九三五、三九二
	同 六年	—	三四	一五四	二七	二一五	六、三七七、二五一	三、一九九、六〇一	三、六二〇、七六五	七〇二、〇〇三
吉林	民國元年	二	—	六二	—	六四	七五三、二七七	五七七、四三八	一四五、三二五	五九四、〇八九
	同 二年	三	二	五二	—	五七	一五、三二一、四三〇	五八七、五〇九	一四、八五三、七七三	一、九〇六、五六三
	同 三年	—	—	四七	—	四七	一、一六九、九二五	六一九、三九七	三三六、三七三	三三三、六七六
	同 四年	—	一	五四	—	五五	一、三七七、〇〇一	六六一、七六七	四七、〇〇〇	四四一、一三九
	同 五年	—	二	六三	一	六六	三、九〇四、〇三三	八四〇、九四〇	三九九、二〇〇	九七七、八四五
	同 六年	一	四	五五	三	六三	五、四六七、〇八一	八一五、三二〇	三、〇〇〇、〇〇〇	八三一、八二五
黑龍	民國元年	五	六	一二	一	二四	一、六一八、四三八	四、七三七、二四五	三〇、七七九四八	三四五、三七六
	同 二年	二	—	一六	二	二〇	一、五四七、七三八	六、六八三、五八二	四、五六七、二四八	五八三、七〇八
	同 三年	—	—	二七	—	二七	一、〇六三、九九〇	五八八、〇九八	三、三三七、二六六	一、〇八八、八三三

江	民國四年	|	一	二四	|	二五	一、六九九、一三六	一、三三四、五一〇	一三、三六九、五七九	七五五、六七三
	同　五年	|	一	二八	|	二九	一、六八六、〇四一	一、四〇四、二五三	二二、五三二、五一五	七八三、四六四
	同　六年	一	一	一九	|	二一	一、五五二、〇二九	一、三四七、四三一	一八、八一二、五八一	三六〇、五五八
熱河	民國元年	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	同　二年	三	三	四〇	|	四六	三、九〇六、三三八	二四九、四八九	二五九、九六一	一七、五五五
	同　三年	一	|	四一	|	四二	七九八、三三六	五一、一一一	二四九、八九四	四八、七一四
	同　四年	一	|	三五	|	三六	八五三、七三三	一〇三、五五〇	三四八、六九一	六〇、〇八六
	同　五年	二	|	三二	|	三四	二六、五七八、九〇八	九〇、五八〇	六〇、〇六一、七三九	九四、九一七
	同　六年	一	|	三二	|	三三	二五、四四三、五八七	七一、三一〇	四〇、一六五、三三八	二六、一〇五
察哈爾	民國元年	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	同　二年	|	|	五	|	五	五一、六六〇	|	三、〇五〇	|
	同　三年	|	|	一一	|	一一	九九、三六六	三〇、三二六	三一、三八八	七、〇五〇
	同　四年	|	|	一五	|	一五	一二一、四七〇	三六、八八〇	二〇、〇四〇	七、九七四
	同　五年	|	|	一八	|	一八	一三五、〇〇〇	六〇、五〇〇	三三、一八五	五、〇〇〇
	同　六年	|	|	二〇	|	二〇	一三三、〇五三	一〇六、六〇〇	一二、七九〇	一八、一五五
綏	民國元年	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	同　二年	|	|	|	|	|	|	|	|	|
	同　三年	|	|	|	|	|	|	|	|	|

地方	年次	錢業戶數 官錢局	錢業戶數 銀號	錢業戶數 錢莊	錢業戶數 其他	錢業戶數 計	資本金額	各戶存款額	紙幣發行額	公積金額
遼	民國四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	同　五年	—	—	四三	—	四三	四三一、〇四四	一三一、〇〇〇	一三、三〇〇	三、〇〇〇
	同　六年	—	—	四四	—	四四	四五八、三五六	一四三、〇〇〇	四、三五〇	三、〇〇〇

第二節　新式銀行

第一款　支那新式銀行の發達

支那新式銀行の發達

支那に於て最初戸部銀行、浙江興業銀行、交通銀行の組織せられた時は未た銀行法規の據るへきものなかりしか、其後光緒三十二年に至り立憲準備の計書を進むるに際し、銀行の設立整理亦急務なりとし、當時の當局より銀行條例制定の必要を上奏して裁可を得たか、其後光緒三十四年一月十六日に至り漸く銀行通行則例、大清銀行則例、殖產銀行則例、儲蓄銀行則例の四條例成り、上奏裁可を經て公布せられた。

滿洲に於ける支那側新式銀行は其創業幾と日露戰後の事にして純官立あり、半官半民あり、民間設立のものありて一樣ならさるも其多くは純幣發行權を有する、即ち奉天省に屬するもの

は小洋票の發行權を有し、又は現銀票若くは大洋票の發行權を併有するものあり、更に吉林省に屬するものに大洋票、小洋票及官帖の發行權を賦與し、又黑龍江省に在りても小洋票又は官帖の發行權を有するものあるも、其大部分は營業の基礎概ね薄弱にして、徒らに紙幣を濫發し、兌換準備なくして取付に遭ひ、僅に他の援助を藉りて一時を彌縫するの狀態にありて、原より文明國の夫れに比すへくもなく、就中政府銀行にして國庫金を取扱ふものに其弊甚たしきは遺憾とする所てある。

第二款　支那側銀行の業務

支那側銀行の業務

支那側銀行の營業科目は名義上一般銀行業務を取扱ふも、實際に於ては爲替及貸付業務を行ふのみにして、我國に於けるか如き手形割引制なく、手形交換の制度なきを以て、之等のことの行はるゝこと稀てある。又預金も其額の見るへきものなく、銀行營業資金は資本金中の流動資金の一部と之を信用の基礎として發行したる自行の銀行券を以てする、而して紙幣を濫發して單に大膽なる放資を敢てし、金融緩漫の時に入るも尙其回收を怠り、爲に時價暴落して銀紙の間に多大の差額を生し金融界を紊亂せしむる。加之ならす甚しきものは銀行內部の行員か銀行を喰物とし、種々なる不正行爲を爲し私腹を肥した例さへある、殊に從來は省立銀行ともあ

るへき各官銀號か、各省の財政逼迫に伴ひ、紙幣の濫發を行ひ甚しく經濟界を紊亂せしめた事例に乏しくない。今日支那政府も此幣を矯正する目的を以て、南支一帶の官銀號の紙幣發行權を奪つたか、東三省各官銀號は依然として紙幣發行權を把持せるは前述の如くてあるから、既述せる奉天に於ける濫發と之か兌換問題の如く、濫發に基く惡果の釀成は蓋し免れ得さるものてある。尚以下銀行業務の大要を概說する處あらむか。

第一　貸　付

支那銀行に於ては、爲替及貸付を以て主要なる業務とする。近來滿洲に於ける經濟界の發達に隨ひ、貸金及爲替資金の増加を要するに當り、流動資金の一部と之を信用の基礎として各銀行は相競ふて紙幣を濫發し、經濟界の變動、金融の緩急等に就きては更に顧慮する所なく、自行發行の紙幣を以て盛んに貸付を行ふものにして、其多くは舖保（商店保證）に依る信用貸付てある、中國、交通の如き國家銀行は地方の財政廳或は錢莊等に多くの貸付を有するも、一般商舖に對しては確實なる擔保に依るに非れは貸付をなさぬ。

貸付期限の如きは多くは六ヶ月を最長期限とする、不動產貸付を目的として設立せられたる殖邊銀行すら、不動產に對する貸付は之より長期に亘らさるを以て、實際に於ては其營業は一

般銀行と異なることとかない。各銀行の徵する利息の如きは各地によりて異なり一定せぬか、月一分五厘より三分を出てない、然れとも是は表面の利息にして、實際に於ては銀行行員並に保證人に對し、手數料を仕拂ふを要するの習慣てあるから、頗る高率なるものの如くてある、擔保には糧單或は飛子（信用證券）又は貨物を主とし、中國銀行は特に外國貨幣其他の有價證劵に對して貸付をなす。

第二　爲替

支那銀行に於ける爲替業務は貸付に次く主要なる業務にして、滿洲に於ける經濟界の發達に伴ひ、爲替資金も增加するに至つた、今其種類を見るに左の如くてある。

一、普通送金爲替（滙票）

支那全國に於て最も盛んに行はれ、從て其取引區域も亦廣大てある、開市場に存立せる銀行間の爲替取組の方法及手續は全く外國銀行に於けると同一なるも、支那內地間の送金爲替取組の手續は頗る簡單にして未た舊態を脫せす、一枚の滙票（爲替券）を買取り送付するものにして其取組依頼の際には他に手續するを要せす、單に口頭を以てすれは足るものてある。爲替の賣買には平素取引往來せる商人にして信用ある場合は帳簿に記入し、或は預金を有する場合は預金

中より振替ふる等全く銀行と依賴人との信用關係に依りて定まる。普通滙票の多くは爲替取組依賴人を以て其受取人とし、依賴人は更に之に裏書して取取人に送付するを以て、仕拂地に到りて受取人は名宛銀行に其證劵を呈示し仕拂を受くるものである。

支那銀行の取扱ふ爲替は多くは商家の資金廻送と各省賦稅の送金とにあるものの如く、爲替料は仕向地の遠近及銀平の差異により一定せす又商況の如何によりて變動し普通三日或は五日毎に相場を立てる。

二、電　信　爲　替(電滙)

電報局ある地方の支那商人は之を取組み得へしと雖も、實際に於ては外國人と關係深き上海、漢口及天津等を除きて之に依るものは稀である、滿洲に於ける各重要市場間に取組まるゝ電信爲替は多くは外國銀行の手を經由するものか多いものの樣である。

三、逆　爲　替(倒滙)

近年外國との通商關係密接となるに連れ、從來之を見なかつた逆爲替も其必要に應して行はるゝに至つた、其取組方法及手續も諸外國に於けると相同しきも、平素信用ある取引商人に限らるゝと經濟上の情況は未た必しも之を必要とせさるにより其取扱甚た少ない、殊に滿洲に於

てはヽ倒滙の名すら知らない有樣てあるヽ以て一般を察知すへきてある。

四、荷　爲　替（押滙）

外國銀行に於ては一般支那人の便宜を計り荷爲替の取扱をなし外人と取引する支那商人は外國銀行の手を通して取引をなすものあれとも、支那銀行に於ては未た商業取引の方法か發達せす、内地遠隔の地には交通運輸の便を缺き運輸に多くの日數を要し、而も危險多きを以て實際は押滙、代報滙信の名あるも荷爲替の法を行ひ難き事情かある、而も支那商人は今尚人的信用を基として取引する結果、交通運輸の便多き開港場に於てすら之に依るものは甚た稀てある。

五、爲替の賣買

爲替の賣買は其賣買を要する原因としては必す商品の賣買又は之と同一の結果を來す事情の伴はさるへからさるは自明の理てある、然れとも商品の賣買と關係なく全く思惑にて爲替の賣買を試みるものてある、殊に上海支那商人間に此種の方法行はるゝも是れ全く投機てある、支那に商品を輸入するものは商品の賣手たる地位に立つものにして賣價か銀建にて計算せらるゝ場合は爲替上の危險は賣手の危險を意味し、之に反し外國貨幣をして賣價を定められたる時は爲替は買手に於て裁定するを原則とする。商品の賣方か爲替危險を負擔する場合には代金に

相當する爲替の買付を爲すを要する、又支那より商品を輸出する場合其商品の仕向先に對し銀建を以て送附するときは爲替の危險は其商品仕向先に於て負擔する所なるも、之に反して其仕向先の貨幣を以て代價を定むる時は爲替上の危險は輸出入商人の負擔する所である。

第三　預　金

預金は銀行業の主要なる業務なるにも拘はらす支那銀行に於ては全く何等見るへきものかない。由來支那人は一般に銀行を信用せす、多くは金錢を地下に埋藏し或は確實なる商家に預入れ保管方を依賴するを以て普通人の銀行に預金するものは誠に少ない、尤も從來官吏と地方紳商の預金するもの多少なきに非れとも外國銀行又は特種銀行に限らるゝの有樣である。

預金は之を存錢或は存款と云ひ、分つて不定期(當座預金)及定期の二となす、各銀行其多少當座預金の取扱あり、預金者は多く商家を主とし、預金は現金を以てするあり或は貸付金の返濟金を振替ふることかある、當座預金は之を往來と稱し當座勘定を開始する時は預主に對し往來帖(通帳)及支票帖(小切手帖)を交附する、而して小切手振出の場合には即時拂と期日拂とに拘らす銀行に通知するを要する。

定期預金の期限は一定せないか年末引出の約束にて隨時預入をなすも比較的多い、利息は兩

者共に頗る低率にして年三分乃至五分であり或は全く利息を附せぬものもある。

第三款　支那側新式銀行

最近（大正九年末現在）の調査に基き滿蒙の支那新式銀行の分布及組織營業狀態を表示すれは左表の如くてある。

第三表　支那側官公立銀行表（大正九年末現在）

名稱	設立の沿革	性質	目的	本支店所在地	營業科目	組織	資本金
中國銀行	民國創建の際草卒の裡、前清時代の中央銀行たりし大清銀行を改稱して中國銀行となし、中央銀行の事を行はしめたか、新に中國銀行則令（民國二年四月十六日公布法律第六號）を制定した。	官民合辦の株式組織にして國庫事務を取扱ふ	國家の幣制を統管し、金融を整頓する。	（本店）北京 （支店代理店）各省主要地及稅關所在地等に置き全國其數九十六に及ふ。 東三省—奉天、營口、安東、大連、鐵嶺、錦縣、遼源、新民、洮南、莊河、西豐、溝帮子、法庫、遼陽、蓋平、開原、吉林、長春、哈爾賓、公主嶺、寧古塔、延吉、齊齊哈爾、黑河、綏化、呼蘭、海倫、璦琿、巴彥、興城、扶	一、國庫證券確實なる約束手形及為替手形の割引及買入 二、為替取組及約束手形の發行 三、地金銀及各國貨幣の賣買 四、預金及證券、證書其他貴重品類の保護預 五、取引銀行、會社商店及個人に對する代理取立 六、金銀貨及金銀を擔保とする貸付	總裁一 副總裁一（簡任） 董事九 監事五（株式より選任） 財政部特派管理官一	六千萬元と稱せしも實際は現金三百萬元、六分利付債券一千萬元（大正八年時價八百萬元）に過きす、民國四年民間より株式一千萬元を募集し政府も之に參加する豫定なりしも、政府よりは拂込なく民間よりは三、六四三、三〇〇元を集收し得たるのみ。

名稱	設立の沿革	性質	目的	本支店所在地	營業科目	組織	資本金
				餘、特別區域—歸綏、包頭鎭、察哈爾、豐鎭、張家口、西營子恰克圖	七、公債證書、又は政府發行證券又は政府保證の各種證券を抵當とする當座則定貸又は定期貸		大正九年度拂込一二、二七九、八〇〇元、積立五、九七八、四二五元と稱す。
交通銀行	光緒三十三年前清郵傳部の設立せし所にして、民國三年四月交通銀行則例（三年四月七日公布大總統令）公布せられ、官民合辦の株式會社とす	官民合辦の株式組織にして交通部に屬し、又爲替銀行たるの性質を有す鹽稅、地租、鐵道、電信、郵便、航業等に關する納稅は本行紙幣を以てすることを許さる。	交通の利便を圖る爲め水陸運輸及郵電の四政を幇助するにある	（本店）北京（支店及代理店）國內總數八十六に及ぶ。東三省—奉天、營口、長春、哈爾賓、大連、吉林、齊々哈爾、[illegible]河、孫家臺、四平街、錦縣、遼源、呼蘭、海拉爾 特別區域—熱河、歸化、張家口、多倫、赤峯、包頭鎭	一、內外爲替及荷爲替 二、各種預金及貯金 三、各種貸附金 四、國庫證券及商業手形割引 五、外國貨幣交換及地金銀賣買 六、各種手形取立及貴重品保管 七、其他爲替銀行及實業銀行の營業	經理一、協理一、督理一（株式より選任） 交通部特派稽査員一 董事五—二	資本千五百萬元（一千萬兩と稱す）前郵傳部購入の四萬株を政府持株として六萬株を民間より募集す大正九年拂込七、五〇〇、〇〇〇積立三、五九一、五二二元と稱す
殖邊銀行	徐紹楨、王揖唐、馮麟霈三氏の發起に係り、民國三年三月六日大總統令を以て許可、同年十月開業	株式組織にして拓殖銀行の性質を有するも普通銀行事業をも取扱ふ	政府を補助し邊疆金融の調和並邊疆の實業に放資す	（本店）北京（支店及出張所）滿蒙—奉天、長春、哈爾賓、遼陽、吉林、雙城、阿城、寧安、依蘭、多倫	一、動產、不動產の抵當貸付 二、預金 三、地金銀の賣買 四、爲替 五、各種手形の取扱 六、其他銀行業務の代理	經理一、協理一、董事七、監事五（株主より選出）	資本三千萬元（三百萬株）內六十萬株を無記名式とせるは外資輸入の目的ならんか

東三省官銀號	奉天興業銀行
原さ奉天官銀號さ稱し光緒三十一年（明治三十八年）の設立に係り、宣統元年（明治四十二年）徐世昌の東三省總督たりし時現名に改む	本行は民國三年資本金百萬圓を以て設立せられたる株式會社にして設立さ同時に農業銀行と稱する官設銀行を併合し其資本金三十萬元を合せた
省立にして省の金庫事務を取扱ふ特種銀行	官民合併の株式會社にして農工銀行の性質を有する特種銀行
日露戰後利權回收の一策さして正金銀行に對抗せんさせしに出て、三省の金融機關を活潑ならしめ金融市場を整頓するにある	實業を振興するを目的さす
（本店）奉天 （支店）大連、營口、遼陽、蓋平、安東、本溪湖、鐵嶺、開原、昌圖、四平街、長春、吉林、哈爾賓、錦州、庫倫、上海	（本店）奉天 （支店）營口、海城、遼陽、鐵嶺、四平街、山海關、庫倫、天津、保定、芝罘、上海、盤山、通化、東豊
一、短期の手形割引 二、地金銀及各國貨幣の賣買並に爲替取扱 三、貸付金 四、預金 五、本省鑄造の銀元銅元ノ發行 六、市場通用の銀錢票、銀元票の發行 七、地金の鎔解及兩銀の代理鑄造	一、農業上の預金及貸付金、土地建物及農產物を擔保さする長期短期の貸付及團體農民の預金 二、工業上の預金及貸付金、工場及附屬物、工業品を擔保さする長期短期の貸付及團體職工の預金 三、商業上の預金及貸出並に爲替定期及不定期の預金及貸金內國及外國爲替事務 四、小洋錢票を發行し其發行高約一千萬元さし、貸出亦三百萬元に上れりさ稱せらる
總辦　一 會辦　一 總持號總務商　一 同副商　二 總辦、會辦は奉天省長官選任 總商、副商は總辦會辦より任用を稟申す	總辦　一　官選 副總辦　民間株主より選任 總經理　副經理　株主の同意を得總辦之を選任す
資本十萬兩、全額拂込濟さす、大正八年中紙幣發行高左の如しさ稱せられる。 大洋票六、七二八、〇〇〇元 滙兌票一〇、〇〇〇、〇〇〇 小洋票四、〇七〇、一二四 兌換準備金三、一一三、〇〇〇	資本百三十萬元、全額拂込濟 內官株五十萬元、民株八十萬元さす 債券發行額一四〇、〇〇〇、〇〇〇さ稱せらる

名稱	設立の沿革	性質	目的	本支店所在地	營業科目	組織	資本金
奉天商業匯行	民國三年五月奉天商務總會の主唱に依り設立せらる	株式組織にして奉天商務會の監督を受く	商業の發達を補助するを目的とす	（本店）奉天 （支店出張所）東豐、遼陽、法庫、鐵嶺、開原	一、商業の保險貸出 二、信用ある商店發行の未滿期手形割引 三、商品擔保貸付 四、預金爲替事務 五、地金銀賣買 六、他銀行業務の代理 七、五十圓以下の小洋票發行	總理一 監理一 副監理一 （株主より選任） 檢查員八	資本二百萬元と稱するも一說には本行資金は始め百萬元の豫定なりしを十分の一に縮少十萬元を以て成立せりと預金約五十萬元、貸出三百五十萬元紙幣發行約百萬元と云ふ
公濟平市錢號	未詳	財政廳及民間の共同出資	金融調節を目的とす	奉天	一、金及貸出 二、錢票發行		資本三百萬元にて銅元票五百萬元を發行す
吉林永衡官銀號	光緒二十四年（一八九八年）吉林將軍延茂官帖局を創設したが、後三十四年官錢局をも開設した、宣統元年八月現今に改む。	省立にして省の金庫事務を取扱ふ特種銀行	省内の幣制を整理するを目的となすも實は官帖の發行を主眼とし却つて幣制を紊亂するの虞かある	（本店）吉林 （支店）長春、營口、哈爾賓	一、各種預金及貸出 二、爲替事務 三、官帖發行	總辨一 副總辨一 正經理一 副經理二	現銀參萬兩及官帖百五十萬吊を資本とす

東三省銀行	黑龍江官銀號	江省廣
民國九年十月二十九日設立開業	光緒三十四年（一九〇八年）八月當時の東三省總督、江省巡撫周樹模等の設立したるものにて宣統元年以來齊齊哈爾、巴彥兩地に當舖糧棧をも經營す	光緒三十一年當時の江省巡撫程德全
官民合辦	官立にして省の金庫事務を取扱ふ特種銀行	官民會同の有限責任會社
三省幣制の基礎を鞏固にし幣制を統一するにある	省内の幣制を統管し併せて省内金融を整頓す	全省の金融を圓滑にし商
（本店）哈爾賓 （支店）長春、奉天、天津、北京、上海、黑河、吉林	（本店）齊齊哈爾 （支店）營口、綏化、呼蘭、巴彥、哈爾賓、寬城子、海倫、奉天、天津、上海	（本店）齊齊哈爾 （支店）長春、奉
一、一般銀行業務 二、將來に於ける東三省幣制計畫の爲國幣券を發行す	一、各種預金及貸出金 二、爲替事務 三、小洋票發行 四、貨物賣買、穀物販運をも兼業す	一、一般銀行業務は取扱はす 二、穀物の運搬業 三、貨物の賣買 四、民國三年齊齊
督辦　一 正總理　一 副總理　一	總辦　一 總商　一 副商　一	總辦　一 副辦　二
資本大洋八百萬元とし官民切半の上左の如く出資すと稱せらる 官資　奉天省二百萬元　吉林省一百萬元　黑龍江省一百萬元 商資　巡閲使一百萬元　官銀號及興業銀行一百萬元　三省總商會二百萬元	初め資本三十萬兩とせしも後十萬四千九百九十八兩三錢を增資した。八年末紙幣發行高左の如し 奉天小券　八九三、七五〇元 黑龍江小券　一、三五五、七八〇 大洋券　一三三、四八	資本金五十萬圓にして二千株を官有とし、三千株を民間にて引受けたりと稱す。

名稱	設立の沿革	性質	目的	本支店所在地	營業科目	組織	資本金
信公司	の奏請により設立さる。		事の振興を圖る	天、營口、天津、北京、上海	哈爾に中國銀行支店開設さるるまで省の金庫事務を取扱ふ 五、官帖發行		八年末に於ける紙幣發行額左の如し 小券 一、一四五元
熱河興業銀行	原と熱河官銀號と稱せしが民國六年八月熱河公益錢局(官民會同)を併合し現名に改む	官民會同の有限責任會社	管内の幣制を統管し、金融を圓滑にす	(本店) 熱河 (支店) 赤峯、平泉、林西、錐子山	一、預金及貸付 二、爲替事務 三、熱河の金庫事務 四、小洋錢に據據せる兌換券發行	未詳	資本 [illegible]元 拂込 [illegible] 預金 [illegible] 赤峯分行紙幣發行 [illegible] と稱す
察哈爾興業銀行	民國八年十二月設立	察哈爾都統に屬する官民會同の會社	管内金融の圓滑及幣制統一	(本店) 張北 (支店) 沽源、多倫、涼城、興和	一、地金銀、各國貨幣賣買、爲替 二、預金及貸付 三、銀元紙幣百萬元銅錢紙幣五十萬吊迄の發行權	未詳	資本 [illegible]、〇〇〇、〇〇〇元 拂込 六〇〇、〇〇〇 預金 四[illegible]〇〇〇 紙幣發行 四[illegible]〇、〇〇〇 と稱す。

第四表　支那側民間銀行（大正九年末日現在）

名稱	設立の沿革	性質	本店及支店	營業科目	資本金	營業狀態 預金額	營業狀態 紙幣發行額	營業狀態 積立金	
廣濟銀行	民國二年十二月設立	有限株式會社	（本店）北鎮（支店）營口 錦縣	一、貸付及預金事務 二、地金銀賣買 三、爲替 四、他銀行業務代理 五、紙幣發行	二十萬元全額拂込濟	四五、000	[illegible]0、000	三0、00	
廣益銀行	同二年十二月設立	同右	（本店）北鎮	一、一般銀行業務	資本二十萬元、全額拂込濟	五0、000	[illegible]0、000	六、000	
晉升公銀行	同五年六月設立	同右	（本店）法庫	一、貸付	資本一萬五千元全額拂込額	四八、000	—	—	
慶余集號	張作霖の出貝により當初奉天に三余棧を設け次いで本號を聯號として設くることとし民國五年鄭家屯に本店を設置す	奉天慶余號總經理梁某の主宰有限株式組織	（本店）鄭家屯（支店出張所）八面城、通遼 洮南	一、主として鋪保による信用貸付 二、爲替事務 三、紙幣發行	二十元全額拂濟込	未詳	約[illegible]00、000	未詳	大正七年貸出高約四十萬元純益四十萬元と稱す

名稱	設立の沿革	性質	本店及支店	營業科目	資本金	營業狀態 預金額	營業狀態 紙幣發行額	營業狀態 積立金	
洮農銀號	民國七年吳俊陞及商務會合同設立同八年一月開業	有限株式組織	（本店）洮南	一、般銀行業務		―	―	―	
益通銀行	民國八年一月設立	同右	（本店）長春	同右	資本金一、000、000円 拂込二五0、000	―	―	―	支那側全資本銀行の嚆矢
長春昇華銀行	民國六年八月設立	同右	（本店）同右	同右	資本二五0、000元	―	―	―	大正九年度貸出約七萬元
濱江商業銀行	民國七年六月設立	同右	（本店）傅家甸	同右	資本二、五00、000元 拂込一、二六0、二五0	―	―	―	
濱江儲蓄銀行	民國十年六月設立	同右	（本店）同右	同右	資本二00、000元 拂込二00、000	―	―	―	
裕昌銀行	民國八年二月設立	同右	（本店）同右	同右	資本五00、000元	―	―	―	
三信銀行	民國八年四月設立	同右	（本店）同右	同右	資本五、000、000留 拂込二、五00、000	二0、000留	四、000、000	―	
濱江實業銀行	民國八年四月設立	同右	（本店）同右	同右	資本二、五00、000留 拂込一、000、000	二、000、000	二、000、000	―	

濱江貯蓄銀行	民國元年三月設立同四年組織を改む	民國四年株式會社とす	(本店)同　右	一、同　右 二、不動産擔保貸及信用貸	設立當時資本五萬元後五十萬圓に増資更に一百萬留とし全額の拂込をなせり	三三、〇〇〇	未　詳	三四、〇〇〇	
裕　通　銀　行	民國五年三月設立	株式組織	(本店)伊　通	一、商業貸付 二、市帖を發行す	資本四萬四千圓全額拂込濟	—	—	—	
郷豐長銀行	民國四年五月設立	同　右	(本店)五　常	一、爲替預金	資本十六萬元全額拂込濟	一四、六三二	—	—	
蔚豐商業銀行	民國五年五月設立	同　右	(本店)北　京 (支店)歸　綏 薩拉齊	同　右	資本三、〇〇〇、〇〇〇 拂込一、四〇〇、八〇〇	—	—	—	
晋勝銀行	民國二年一月設立	同　右	(本店)山西省陽　曲 (支店)薩拉齊	同　右	未　詳	—	—	—	

名稱	設立の沿革	性質	本店及支店	營業科目	資本金	營業狀態 預金額	營業狀態 紙幣發行額	營業狀態 積立金	
浙江興業銀行	本店は光緒三十一年の設立に係り民國六年八月哈爾賓支店を設く	同右	(本店)上海 (滿洲支店)哈爾賓	一、信用貸擔保貸 二、豫金 三、爲替殊に荷爲替事務 四、各種地金銀の賣買	資本百萬元	—	—	〇、〇〇〇	
中華銀行	民國七年一月設立同十年三月大連支店設置	同右	(本店)青島 (支店)濟南、天津、大連	同右	資本金二十萬元	—	—	—	民國七年度純益二一七、九七八元

第五表 近年閉店せるもの

名稱	本店所在地	設立年月	閉店年月	摘要
營口商業銀行	營口	民國六、一〇	民國七、九	原交通銀行支店長車乘春、同營業部長李佐堂が辭任後資本十萬元を以てせる合資組織なりしが營口信託公司が官憲より閉鎖を命ぜられたる爲本行も亦營業を停止す
哈爾賓興產銀行	傅家店	同 四、一二	同 九、三	
濱江農商銀行	同	同 七、一	同 九、五	
哈爾賓實輔商銀行	同	同 六、一〇	同 八、一二	

濟江農商銀行	同	同　七、一	未詳	
華富殖業銀行	（本）北京 （支）奉天	同　四、七 同　五、一（支）	同　六、一〇（支）	支店は六年十月營業不振の故を以て業務停止、目下清算中、支店の發行せる債券は名義の紙幣にて未回收二十萬圓に及ふ
中華滿蒙殖產銀行	（本）北京 （支）長春	同　五、五		民國九年に至るも營業を開始せす

第六表　儲蓄會の形式を採るもの

名稱	設立沿革	性質	本支店	營業科目	機關	資本金
鐵嶺地方儲蓄抵當公會	民國四年四月設立	官商合辨の株式組織、入會者は支那人に限る	（本店）鐵嶺	一、年四年とし每期三元を分納貯蓄 二、不動產擔保貸出 三、紙幣發行（約二十五萬元）	名譽會長一 正會長一 副會長一 評議員一五	小洋十八萬元（五千株）
鐵嶺第三儲蓄公會	民國二年設立	農商の合資	同右	一、年四期每期六元分納 二、不動產、有價證券擔保貸		小洋十二萬元（五千株）
農商儲蓄抵當公會	第二儲蓄公會と稱せられ民國五年一月設立	同右	同右	同右	名譽會長二 正會長一 副會長二	小洋十五萬元（五千株）
安東儲蓄會	民國三年設立	同右	（本店）安東	同右		
西豐縣儲蓄會	民國六年設立	同右	（本店）西豐	同右	會長一 副會長一 評議員一五	三十萬元（年利益七八千元）

即ち右表に據て觀るに、現在支那銀行中南滿に在るもの十三行、北滿に在るもの十五行、蒙古に在るもの二行にして其他滿蒙外に本店を有するもの中國、交通、殖邊、東萊、浙江興業、晋豐、晋勝の七行あり、其總數三十七行の多きに上れとも、多くは極めて最近の設立に係り未た業績の見るに足るものなく、其北滿にあるものは露貨暴落の影響を受け、南滿のものとても財界不況の爲め經營困難の狀況にあるもの少くない、而して是等各銀行の公稱資本金を見るに支那貨あり外國貨ありて一定せぬか（在哈爾賓銀行中にては從來の留資金を銀資本に切換ひたるものあり）之を勘定別とせは一〇、九〇〇、〇〇〇兩、九五、八二五、〇〇〇元、三、四五〇、〇〇〇兩にして、外に大正八年一月創立の長春益通銀行か日本金一百萬圓を資本金としたのは、是支那銀行にして圓金建を採用せるものの嚆矢である。

然し其何れにしても當事者の銀行業務に通曉せさるのみならす、動もすれは幣制の不統一に乘して紙幣を濫發し、それか爲め反つて其實勢の不振を致して居る。

支那銀行の發行紙幣に關しては全然信憑すへき精數なきを以て南北滿洲に流通する各種紙幣の狀態を明にする能はすと雖も今二三資料を掲けて參考とする。

第七表　支那側銀行發行紙幣流通高（奉天總領事館調査に據る）

發行機關	民國八年	大洋票流通高	小洋票流通高	小洋票回收高	現大洋準備高	其他準備金折合大洋數
東三省官銀號	一月	五、二四〇、〇〇〇元	四、一六八、七七七元	一、二八五元	一、三三〇、〇〇〇元	一、三五〇、〇〇〇元
	二月	五、二六〇、〇〇〇	四、一九一、三三三	七、五六五	一、三三五、〇〇〇	一、三四五、〇〇〇
	三月	五、三三〇、〇〇〇	四、一八一、四四七	九、七八五	一、三四〇、〇〇〇	一、三六六、〇〇〇
	四月	五、三五五、〇〇〇	四、一七三、五三三	八、八五五	一、三三〇、〇〇〇	一、三七五、〇〇〇
中國銀行奉天支店	一月	一四七、四三七元	一、三二一、三六六元	一、三三八元	一八一、三四七元	三〇四、九六九元
	二月	一四二、〇五三	一、三一〇、六八四	一、一三三	一七五、九六三	三〇四、〇三四
	三月	一三一、五一七	一、三〇八、九五四	一、三三〇	一六五、四三七	三〇三、〇〇九
	四月	一三四、二六〇	一、三〇七、四六六	一、四八八	一五八、一六六	三〇一、七六九
黑龍江省官銀號奉天支店	一月	一二〇、五〇〇	一〇六、四二七・四	一、五〇三	九六、五〇〇	一〇七、〇〇〇
	二月	一二〇、〇〇〇	一〇六、二三三・四	二五五	九五、〇〇〇	一〇六、〇〇〇
	三月	一一五、〇〇〇	一〇六、〇三三・四	二〇〇	九三、五〇〇	一〇四、五〇〇
	四月	八五、〇〇〇	一〇五、七三三・四	二〇〇	九一、五〇〇	一〇四、五〇〇

發行機關	民國八年	大洋票流通高	小洋票流通高	小洋票回收高	現大洋準備高	其他準備金折合大洋數
交通銀行奉天支店	一月	三、五四[illegible]	三七、二四五	[illegible]	三、七五[illegible]	一〇、[illegible]
	二月	三、五四〇	三六、九六〇	一六	三、八〇〇	一〇、七[illegible]
	三月	三、四六五	三八、七二五	一五四	三、七〇〇	一〇、七[illegible]
	四月	三、四〇八	[illegible]八、一九五	五[illegible]	三、五〇〇	一〇、七〇〇

備考　本表には東三省官銀號の滙兌券發行高及び興業銀行四分利附債券發行高を除計す

第二章　外國人側金融機關

滿蒙に於ける外國人側金融機關としては香上銀行及露亞銀行其他二三を除けは、日本側のもののみて、其大勢は本店二十六行、資本總額六千一百九十萬圓、拂込總額二千九百七十九萬一千四百圓餘にして、外に支店五十一箇所、派出所一箇所を有する、故に本章の外國人側金融機關とは事實に於て日本側銀行の發展狀況を說かむとするに外ならぬ。

之を最近の統計に徵するに、大正九年上半期に於ける日本側銀行の預金總額は金一億一千三百八十餘萬圓、銀七百七十餘萬圓、洋錢二百二十餘萬圓、貸付金は總額は金二億二千百七十餘萬圓銀八百八十餘萬圓、洋錢六十餘萬圓に達し、又同期の爲替受拂高は金十億九千三百餘萬圓、銀三億四千三百餘萬圓、洋錢十餘萬圓の巨額を示した、之を明治四十二年の一億六千百萬圓に比し、果又大正三年の二億五千四百萬圓に比すれは邦商の勢力の伸張及經濟力發展の速力偉大なるを認めすんはあらさる次第である。

以下滿蒙に於ける外國人經營銀行を列擧する。

第一節　日本側銀行

日本側銀行

日本側銀行は更に之を細別すれば純日本側（正金、朝鮮銀行の如き）及日支合辨銀行に分つことが出來るが、滿蒙に本店を有する銀行の多くは、支那側株を仰がぬなき關係上、之を一括して列擧する。

第八表 日本側銀行一覽（上半期）（無印大十年六月末現在 ×印同九年十二月末現在）

名稱	設立沿革	性質及目的	本支店所在地	營業科目	資本金	拂込金	積立金
正隆銀行	明治三十九年七月創立日露戰後滿洲に組織された日支合辨會社の嚆矢、初め銀十六萬圓の資本なりしが業務の發展と共に二十四萬元に增資、明治四十四年安田家の經營に移り銀三十萬圓、金七十萬圓とし 大正四年金二百萬圓を增し 同 五年現在資本に改む	株式組織	（本店）大連 （支店、出張所）旅順、營口 奉天、撫順 開原、四平街 長春、鄭家屯 錦州、芝罘	一、一般銀行業務 二、關東廳地方貸出納 三、金勘定の外圓銀小洋錢、官帖、大洋錢、兩等の諸勘定を開く	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓	九、五〇〇、〇〇〇圓	三、二五〇、〇〇〇圓
龍口銀行	大正二年五月山東省龍口に創立 同 六年九月本店を大連に移轉 同 九年五月松花銀行合併 同 九年十一月滿洲銀行と合併	同右	（本店）大連 （支店）公主嶺、哈爾賓 龍口、青島	一、一般銀行業務 二、金銀勘定	二、〇〇〇、〇〇〇	四八六、五〇〇	三〇、〇〇〇

遼東銀行	大正五年六月劉雨田の設立に係り同　七年五月東拓後援の下に一百萬圓に增資更に十年四、月二百萬圓に增資、同年六月十六日株式會社貔子窩銀行を合併し、現在に增資す	同　右	(本店)大連 (支店)金州、普蘭店 瓦房店、貔子窩 小崗子	一、同　右 二、金銀勘定	三、000、000	一、五五[illegible]000	[illegible]、五
大連銀行	大正元年十二月創立初め大連貯蓄銀行と稱し資本金十五萬圓を以てし 同　四年五月全額拂込後現名に改め 同　五年十月現資本に增資	同　右	(本店)大連 (支店)山縣通、沙河口 鞍山、奉天	一、同　右 二、金銀勘定 三、九年下半期成績	三、000、000	二、五五0、000	六三0、000
大連商業銀行	大正七年十一月創立	同　右	(本店)大連 (支店)小崗子	一、同　右 二、金銀勘定	二、000、000	一、[illegible]00、000	一0、八00
教育貯金銀行	明治三十三年九月東京に創立 大正五年六月大連支店開設 同　十年二月大連支店を本店とす	同　右	(本店)大連 (支店)東京	一、貯蓄銀行業並一般銀行業	五00、000	[illegible]00、000	一五、000
庶民銀行	大正八年十二月創立	同　右	(本店)大連	一、同　右 二、金勘定	二、100、000	[illegible]0、000	一五、[illegible]

名稱	設立沿革	性質及目的	本支店所在地	營業科目	資本金	拂込金	積立金
旅順銀行	大正七年五月創立	株式組織	(本店)旅順 (支店)大連	一、一般銀行業務 二、金勘定	一,五〇〇,〇〇〇	四八七,五〇〇	二二,一五〇
營口銀行	大正八年六月創立	同右	(本店)營口 (支店)舊市街	一、同右 二、小洋錢勘定	×三〇〇,〇〇〇	×三〇〇,〇〇〇	×二二,一〇〇
振興銀行	大正八年九月創立	同右	(本店)營口舊市街 (支店)同新市街	一、同右 二、金、洋錢勘定	×一,〇〇〇,〇〇〇	×二五〇,〇〇〇	×三,〇〇〇
東華銀行	大正七年八月創立	同右	(本店)瓦房店 (支店)松樹、大連	一、同右 二、金勘定	三,〇〇〇,〇〇〇	八二五,〇〇〇	六,六五〇

鞍山銀行	大正九年三月創立	同右	（本店）鞍山	一、同右 二、金勘定	×一,〇〇〇,〇〇〇	×二五〇,〇〇〇	×三,〇〇〇
南滿銀行	大正九年五月創立	同右	（支店）大連 （本店）鞍山	一、同右 二、金、洋錢勘定	一,五〇〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇	四,五〇〇
商工銀行	大正二年四月創立	同右	（本店）遼陽 （支店）鞍山、大石橋 海城	一、同右 二、金勘定	五〇〇,〇〇〇	二七三,六二五	八,八五〇
奉天銀行	大正七年十二月創立	同右	（本店）奉天	一、同右 二、金勘定	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	七,〇〇〇
滿洲殖產銀行	大正九年四月創立	同右	（本店）奉天	一、同右 二、金勘定	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	六,七〇〇

名稱	設立沿革	性質及目的	本支店所在地	營業科目	資本金	拂込金	積立金
鐵嶺商業銀行	明治四十一年創立	株式組織	(本店) 鐵嶺 (支店) 鐵嶺城外	一、一般銀行業務 二、金、洋錢勘定	×一,〇〇〇,〇〇〇	×二五〇,〇〇〇	×三,八〇〇
日華銀行	大正八年十二月創立	同右	(本店) 鐵嶺 (支店) 開原	一、同右 二、金、銀、洋錢勘定	×一,〇〇〇,〇〇〇	×一,〇〇〇,〇〇〇	×四六,〇〇〇
開原銀行	大正八年十一月創立	同右	(本店) 開原	一、同右 二、金、銀、洋錢勘定	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三一,〇〇〇
四平街銀行	滿蒙貯蓄會社を改稱、大正七年二月創立、同十年一月以來休業中なりしが十年八月二十日より營業開始	同右	(本店) 四平街		一,〇〇〇,〇〇〇	—	—
滿洲商業銀行	明治四十四年五月資本十萬圓を以て創立 大正七年十月在奉天、南滿銀行を合併 同 九年十一月安東銀行(明治四四、四設立)を合併	同右	(本店) 安東 (支店) 安東舊市街、奉天、同小西關、本溪湖、吉林、撫順、長春、范家屯、公主嶺、大連	一、同右 二、金勘定	二,三七五,〇〇〇	二,三七五,〇〇〇	一,五九八,五四六

范家屯銀行	大正六年七月創立	同右	（本店）范家屯	一、同右 二、金、銀、洋錢勘定	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六,二五〇
長春實業銀行	大正七年一月長春在留邦人の設立に係る貯金株式會社を改組す	同右	（本店）長春	一、同右 二、金、銀、洋錢勘定	一,〇〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇×	二六,五〇〇
吉林銀行	大正九年三月創立	同右	（本店）吉林		二五〇,〇〇〇	—	—
平和銀行	大正九年一月創立	同右	（本店）吉林 （支店）大連		一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五〇〇
協成銀行	大正九年五月創立	同右	（本店）安東		×一,〇〇〇,〇〇〇×	二五〇,〇〇〇×	二,九五〇
横濱正金銀行	明治十三年二月設立にして滿洲進出は 同　三十八年五月牛莊支店 同　三十九年三月大連支店開設を以て嚆矢とす	同右	（本店）横濱 （支店） 大連、牛莊 奉天、開原 長春、哈爾賓		一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇,〇〇〇	七七,〇〇〇,〇〇〇

名稱	朝鮮銀行
設立沿革	明治四十二年十月創立にして滿洲進出は大正二年七月奉天支店開設を嚆矢とす
性質及目的	株式組織
本支店所在地	(本店)京城 (支店、出張所) 大連、旅順 營口、遼陽 奉天、同新市街 安東、鐵嶺 四平街、鄭家屯 長春、哈爾賓 吉林、齊々哈爾 滿洲里、傅家店 龍井村
營業科目	
資本金	八〇、〇〇〇、〇〇〇
拂込金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	八、五四〇、〇〇

外國側銀行

第二節　外國側銀行

滿蒙に於ける外國銀行としては支那本部に勢力ある香港上港銀行及喳打銀行等の出張所を初めとし左記の如く散布されてあるか僅に哈爾賓を中心とする北滿業域を株守するの狀況で未た大なる發展を見ぬ。

第九表　外國側銀行

名稱	國別	性質	本支店及出張所	營業科目	公稱資本金	拂込資本金
露亞銀行	露國	初めは露清銀行と云ひ東清鐵道の機關銀行にして一九〇二年（明治三十六年）の創設て大露西亞時代には同國の東方經營に當りては金融機關としての任務は勿論政治的方面にも亦相當活動し露國東漸に對し各種の機關と相策應して努力したか後即ち一九一〇年北方銀行を併せて露亞銀行と稱す現時に於てはペテログラートの本店は革命以來其根底より破壞せられ現在は本店と何等の關係なきのみか西伯利に於ける支店間にも確實なる業務の連絡なく目下各支店は何れも上海同行支店の統轄を受けつゝありと稱するも其何の程度迄連繫を保ちつゝあるか今俄に斷し難い	（本店）ペテログラート（支店）大連、營口、長春、哈爾濱、海拉爾、上海、横濱、浦鹽、尼港其他　計八三ヶ所	一、預金、貸出、爲替等一般銀行業　二、兌換劵發行	六一、三六五、四〇〇留　内　支那政府出資　五、〇〇〇、〇〇〇留　其他は露人にて支那出資は既に償却濟　積立金　三七、九八〇、九一一留	庫平銀　三、五〇〇、〇〇〇兩
西伯利商業銀行	同	一九八二年　大正七年十月二十三日支店開設　主として英國の資本による	（本店）ペテログラート（支店）哈爾濱、武市、浦港、尼港、其他西比利各地　計六八個所	一、一般銀行業務	三〇、〇〇〇、〇〇〇留　積立金　三三、八〇〇、〇〇〇留	仝額
莫斯科國民銀行	露國		（本店）莫斯科（支店）哈爾濱	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇留	

名稱	國別	性質	本支店及出張所	營業科目	公稱資本金	拂込資本金
莫斯科庶民銀行（モスコーナードスイバンク）	露國	一九一二年（大正元年）の創設にして露國協同組合の金融機關、西伯利及極東に十一の支店を有す株主は殆んと全部協同組合にして株券は全部記名式を用ひ組合退行の同意あるにあらざれば他に讓與を許ざゞるを特長とす	（本店）莫斯科（支店）浦鹽 哈爾賓	同右	五〇、七七八、五〇〇留（一〇三、九五四株）	
第一借款銀行	同	第一借款銀行は一九〇八年、第二借款銀行は一九一〇年に創設に係る大正七年第二借款銀行も其行員の策動に依り加入し其の影響を受け爲め第一借款銀行は取行の爲め營業状態頗る好況なりしが露貨下落維持困難なるため兩行は共に閉店し第一借款銀行は建物と簿上の勘定を計算し露國百萬元と共に之を露亞銀行に引渡した			三、〇〇〇、〇〇〇留	
第二借款銀行	同	（同上）			一〇、八〇〇、〇〇〇留	
香港上海銀行（滙豐銀行）	英國	一八六四年の設立	（本店）香港（支店又は出張所）大連、營口、哈爾賓	同右	一五、〇〇〇、〇〇〇元	一五、〇〇〇、〇〇〇元 外ニ準備責任 一五、〇〇〇、〇〇〇元
麥加利銀行（渣打銀行）	同	一八五三年設立	（本店）倫敦（支店）營口	同右	一、二〇〇、〇〇〇磅	一、二〇〇、〇〇〇磅 準備責任 一、二〇〇、〇〇〇磅
インターナショナル銀行（花旗銀行）	米國	一九〇一年の設立	本店）紐育（支店）哈爾賓	同右	六五、〇〇〇、〇〇〇弗	三二、五〇〇、〇〇〇弗
中法實業銀行	佛國	一九一三年に設立して支那政府と合辦であるが大正十年七月一日本店の缺損の爲め支拂を停止し目下整理中	（本店）巴里（支店）奉天	同右	四五、〇〇〇、〇〇〇法	二二、五〇〇、〇〇〇法

以上外浦鹽に支店又は出張所を置き漸次北滿商埠内に入らむとするものに露國銀行には露國國立銀行、浦鹽市立銀行ある外國他にはローヤルバンク、オフカナダ、アメリカン、セティイバンク、等がある

第三章　滿洲に於ける日本側金融の趨勢

第一節　金融の大勢

日本側金融機關の趨勢

滿洲經濟界の發達は金融の上に反映し、金融界玆數年の發達は實に驚くへきものあり、即ち在滿日本側金融機關は大正五年末に於ては本支店合して僅々三十九行に過きさしもの、大正九年六月にては七十五行の多きに達し其中本店二十六行にして之を五年末の本店十行に比すれは其發達思半に過くへく、而して大正六年末に於て十三行となり、資本の如きも僅々百廿萬圓を增せし行に過きさりしを見る時は金融機關の發達か如何に最近に屬するかを知るを得へきてある、尚之を銀行の働きに見るに大正六年は前年に比し現金出高豫金貸出爲替受拂者二倍內外の增かに過きさりしもの八年に於ては六七倍甚たしきは貸出の如き八倍餘の增加を示した、今大正九年上半期の成績に基き各項に分つて觀察を試みんか。

一、現金出納高

現金出納高

大正五年に於ては在滿各行出納高合計は、金二十三億八千萬圓、銀二十六億元なりしもの、八年に於ては金勘定八倍に增加し銀勘定に於て約二倍となりて四十七億圓に增加し、九年に入りては更に增加して上半期に於てすら既に金百五十四億圓以上の出納高を見、上下兩期を通する時は優に三百萬億圓を超過すへく、斯くて五年に比して九倍餘に增加する譯てある、而して右計數中大連は其大半を占め、八年の如き百四十三億即ち全滿洲の六割を占めて居り、奉天の二十九億、安東の二十四億、營口の八億內外なとも出納高の大なるものてある、奉天は五年に於て僅々三億內外なりしもの一躍九倍半の激增を見、安東は八倍、營口は七倍、長春は四倍の增加率を見たるかこれらは各其都市發達の狀況を語るものと思惟せられさるに非さるところてある。

二、預金

預金

大正五年末金二千五百萬圓なりしもの、八年末には五倍餘に激增し一億二千七百萬圓の多きに達し、銀勘定に於ても四百五十萬圓に過きさりしもの三倍に增加して一千四百萬圓となつた然れとも九年上半期に於ては財界動搖の影響を受けて多少減少し、金一億一千四百萬圓、銀七百七十萬圓となつた、而して八年末大連の預金は金六千三百萬圓に上りて全滿の約半數を占め

五年末に比し約五倍半の增加を示し、又一般に九年に於て減少の趨勢にあつたとは云ひ、獨り大連に於ては增加を示して六千六百萬圓の多きに及ひ、全滿洲の五割七分を占むるに至り、九年上半期奉天は　千三百萬圓、安東は六百萬圓にして各次位を占むると雖前者は大連の五分の一後者は十分の一にも達せない、況んや長春の五百萬萬圓、營口の三百萬圓の如きは、殆と一顧の外にある、又各地につき五年末と九年上半期とを比較するに奉天は五倍半の增加なれとも長春、安東、營口の如きは僅に二、三倍の增加に過きぬ。

三、貸　出

八年末に於ては金二億三千萬圓の多きに達し、五年末に比して八倍の增加を來し銀に於ても尚一倍半の增加をなして二千二百萬圓となつたか、九年上半期に於ては減して、金二億二千萬圓、銀九百萬元に減少した、而して九年上半期大連は金一億二千萬圓にして半數以上を占め奉天の三千萬圓、安東の一千四百萬圓、營口長春の一千萬圓之に次くと雖第二位にある奉天すら猶大連の四分の一に過きす、他は十分の一にも足らぬ有樣である。

四、爲替受拂高

八年には金は四十二億六千萬圓の多額に達し、五年の七億圓に比し六倍に增加し、銀は十一億四千萬元にして五年の二倍に相當し、而して大連は八年に於て金二十一億圓の多額に上り全滿洲の半數を占める。

第二節　日本側金融地方別計數

日本側金融地方別計數

斯くの如く逐年著敷發達をなしつゝあるかその發達たるや大連の夫れに負ふ處か大てある、而して金融界か經濟界の反映なる以上、大連か全滿洲の六割を占め他の何地も遠く及はさる程度に頭角を現はせる事實は、軈て大連の經濟界は全滿洲の夫れを左右すると稱するも過言てはあるまい。

今參考の爲め大正七年以後の全滿洲日本側金融の地方別計數を左に揭けやう。

（大連商業會議所調）

第十表　滿洲各銀行營業狀態

一、金銀出納高（單位圓）

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
朝鮮銀行支店	金	一、二九九、四七七、九一四	一、二二五、〇七四、四一五	二、六三二、六三二、九九六	二、六二六、五六六、一一三	一、四六五、九八二、五五五	一、四六四、六〇六、五七八
横濱正金銀行支店	金	一、五六三、九六六、六〇〇	一、五六二、八八四、二〇四	二、二四五、九五四、二三八	二、二四二、八一九、一一八	一、二五五、五八二、四一一	一、二五二、六八〇、一七七
	銀	一、二二二、六五四、七二五	一、三〇六、二八八、六二一	一、四二三、六四三、一七〇	一、四一八、二二一、九七〇	九六、四八八、八六〇	九三、五九一、五三七
正隆銀行	金	五六、四二九、八二二	五二五、九九三、九六一	八一三、七九三、九三九	八一一、七一九、七六〇	五三三、四六五、五五八	五二二、〇〇七、六六五
	銀	一三九、八四四、六七一	一三九、八一三、一四八	七〇、〇〇三、三八七	六五、五三〇、二七五	二四、〇一九、六九八	二二、四五四、一五五
	洋錢	二三八、九六一	三四、九五一	二九五、七三七	二六五、五九五	一、七四四	一、六七三
大連銀行	金	一八八、六三二、七八六	一八八、一七二、九一六	二五〇、九四一、八七三	二四九、四九五、二二四	一九五、六八一、五三四	一九五、一二一、五四四
	銀	三二、七七〇、二八四	三二、七六九、五六三	一六、〇〇七、五〇二	一六、〇〇七、〇二二	四、六六八、七四三	四、六七七、七四四
龍口銀行	金	一二五、〇二三、五五七	一二四、七九三、〇〇九	五三三、七八一、七五三	五三三、二五四、六三三	二三三、六二一、一一九	二三二、一四一、二二七
	銀	九八、六七四、二二二	九八、四九九、八三七	一七六、二四〇、九〇六	一七六、〇七〇、二六二	一一九、四〇〇、六四二	一二九、六七六、八四四
大連商業銀行	金	六、八一九、八四〇	六、七四四、〇四六	一二七、五七三、〇二〇	一二七、五九六、四四七	四三三、六三三、三一五	四三二、六六五、六二四
	銀	三五八、九二三	三五八、九二三	六三六、二八九	六三六、二八九	四六、六四九	四六、六四
満洲銀行	金	—	—	二一、九〇四、五一一	二一、三六〇、九八四	一〇六、〇六〇、五〇〇	一〇五、一六八、二二二
	銀	—	—	一〇、六〇〇、五五九	一〇、五八七、七七六	三三、六〇六、六三七	二二、五六八、五一二
遼東銀行	金	二、八七〇、八一五	二、八四八、四七八	一三六、一八九、〇三九	一三四、九二三、一三六	八七、〇五〇、四三四	八六、五五一、五〇六
	銀	八、五八九、四二四	八、五八四、七二五	二七、九四八、二二三	二七、八四五、五四九	三三、三九一、八四五	三二、五九六、五七七
	洋錢	一、六一九、六四九	一、五四〇、九九一	一、五〇四、九八六	一、四八七、〇八九	一、三七五、三二〇	一、三一一、一六八
東華銀行支店	金	—	—	—	—	二、九六八、五六九	二、八四四、八八四
旅順銀行支店	金	—	—	—	—	三六、七四一、三六四	三六、六五六、八二一
庶民銀行	金	—	—	—	—	二、七四四、五〇〇	二、七一八、二〇〇

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
教育貯金銀行支店	金	—	—	—	—	一五〇、七[illegible]、[illegible]八四	[illegible]
大連計	金	三、七七一、六二二、四二七	三、七六五、五三三、三一九	七、一四一、五五三、六五七	七、一二六、一〇三、六一三	四、二八一、五二一、二四三	四、二七四、〇一〇、八〇[illegible]
	銀	一、五九二、八九二、二五九	一、五八六、三一四、八〇六	一、七三五、〇八〇、〇三五	一、七二八、八八九、三五三	一、一三三、一九三、一三四	一、一三八、二七七、二[illegible]
	洋銭	一、九五八、六二〇	一、八九〇、九四二	一、八〇〇、七三三	一、七八二、六八一	一、三八七、〇五四	一、三三〇、八四[illegible]
貔子窩 貔子窩銀行	金	八七七、七七[illegible]	八[illegible]一、六八一	一、四三七、一一三	一、四〇八、[illegible]九	[illegible]、五一、九[illegible]	[illegible]一[illegible]、七[illegible]
	洋銭	六[illegible]五、三三九	六一九、四九七	八七〇、七四一	八六六、七九[illegible]	[illegible]五五、七[illegible]	一三[illegible]、〇八[illegible]
朝鮮銀行出張所	金	二、六〇七、九五[illegible]	二、五〇三、八四[illegible]	二、九六七、四七九	二、〇一[illegible]、[illegible]六	二、五七六、七[illegible]	二、五九〇、六[illegible]
正隆銀行支店	金	六、一[illegible]、九七四	六、一[illegible]六、[illegible]八	[illegible]七、五五一、六[illegible]一	[illegible]七、五一六、八一八	[illegible]八、七[illegible]	[illegible]、七八〇、七
	銀	[illegible]六、四一[illegible]	[illegible]四、八九七	二四、五六七	三三、七[illegible]	[illegible]八[illegible]	[illegible]三
	洋銭	[illegible]五、七四[illegible]	[illegible]六、〇八四	三三、五五一	一四、[illegible]	[illegible]九、五[illegible]七	一七、七七[illegible]
旅順銀行	金	一、[illegible]八、一六四	一、[illegible]五、一七〇	三、四七五、一六九	三、四五五、六八五	六、〇七三、五四一	六、〇[illegible]、一五一
旅順計	金	三六、九五〇、〇八九	三八、八七四、二九三	五三、九九四、三七九	五三、九八五、八二三	三〇、四五九、六四四	三〇、三九三、六一[illegible]
	銀	二六、四一二	二四、八九七	二四、五六七	三三、七二[illegible]	三〇、八六一	三〇、六[illegible]
	洋銭	二五、七四三	二六、〇八四	三三、五五一	一四、九三二	一九、五九七	一七、七七[illegible]
金州 遼東銀行支店	金	四〇七、〇一七	四〇三、〇三〇	一、〇四八、九[illegible]	一、〇三六、七[illegible]四	四四四、六二一	四三[illegible]、〇[illegible]八
	洋銭	三〇三、七〇九	二九九、四九〇	三四〇、八六八	三〇五、九九五	五八四、四六四	[illegible]
普蘭店 遼東銀行支店	金	五三三、三〇七	五一五、八三六	一、七八四、四三三	一、七〇八、五[illegible]	[illegible]四六、一四[illegible]	[illegible]、八[illegible]
	洋銭	一五九、五九〇	一五八、六九八	二三九、二九八	二六三、九[illegible]	一三六、一二二	一三六、七七[illegible]
遼東銀行支店	金	[illegible]六六、〇五九	[illegible]六三、六四〇	一、八〇〇、二三九	一、七六三、八五八	六九七、八九八	六七[illegible]、五[illegible]
	洋銭	二一四、[illegible]	三〇[illegible]、八一四	四六九、九二一	四三七、二[illegible]四	三八七、六六四	[illegible]
東華銀行	金	一八〇、[illegible]	[illegible]七四、〇四九	[illegible]、[illegible]〇、八五[illegible]	[illegible]、[illegible]九八、六六八	四七八、七[illegible]	四、九七八、四[illegible]

瓦房店計	金	六四六、三二一	六三六、六八九	四、一三二、〇九〇	四、〇六一、五二六	五、六八五、六三二	五、六五七、九五八
	洋銭	三〇四、一三五	三〇二、八一四	四六九、九二一	四三七、三三四	三八七、六九四	三六〇、六三六
大石橋商工銀行支店	金	—	—	四九〇、五四六	四八八、七六〇	一、〇四八、九三一	一、〇四三、九一八
朝鮮銀行支店	金	二一四、六六五、〇七八	二一四、五九三、六一六	二三四、四八六、六二二	二三四、三九六、三六六	一四〇、一一七、六六七	一四〇、二二七、七一三
横濱正金銀行支店	金	五七、六六三、四二三	五七、二八四、一二五	九五、六五八、五六七	九六、五一六、三三三	九七、一三七、七六八	九六、九七八、三三六
	銀	二一四、八五四、四四六	二一四、五八三、九〇五	七四、八九〇、四六七	七三、六一九、〇〇九	五三、七[illegible]、八六六	五三、五八四、五一七
正隆銀行支店	金	四七、五二九、五三一	四七、五六七、六四一	七二、二二七、五三八	七二、二二四、七四五	三九、六九五、四一一	三九、二五四、三七八
	銀	九、九五五、七二三	九、九六三、六二九	四、四〇五、八五六	四、四〇〇、五四三	一、七六四、四二二	一、七六四、三九五
	小洋	八、七一五、一三四	八、七〇六、九〇四	六、四二四、九八二	六、三〇一、一八九	二、一四七、八四一	二、一四八、三二七
營口銀行	金	—	—	九、七四三、四二八	九、七四〇、二三九	二一、六二三、〇八四	二一、六〇〇、一六五
振興銀行	金	—	—	三、三九七、二四二	三、三六二、九五一	三、八五一、七一〇	三、八四四、一八八
	洋銭	—	—	六二、五二三	五八、八九三	一〇二、八八二	九七、五七三
營口計	金	三三〇、一五八、〇三三	三二九、四三五、三八一	四〇六、五一三、三九六	四〇六、二二〇、五九三	二九二、一二八、一一三	二九一、九九四、三七〇
	銀	二三四、八一〇、一六九	二三四、五四七、五三四	七九、二九六、三三三	七八、〇一九、五五二	五六、四八八、二八九	五五、三四八、九三四
	洋銭	八、七一五、一三四	八、七〇六、九〇四	六、四八七、四九五	六、三六〇、〇七七	二、三五〇、七二三	二、二四六、九五二
海城商工銀行支店	金	—	—	一、〇三三、六六六	一、〇二五、二八三	四、二五九、三六七	四、三六五、一一八
鞍山銀行	金	—	—	—	—	三、一一九、三七七	三、〇七六、二一四
南満銀行	金	—	—	—	—	一、九八一、八三三	一、九七一、九三七
	洋銭	—	—	—	—	三二、七七[illegible]	一五、三九五
商工銀行支店	金	—	—	四二〇、五五四	四〇六、五五四	二、八八九、八七九	二、八九六、五三六
鞍山計	金	—	—	四二〇、五五四	四〇六、五五四	七、九八〇、〇九九	七、九四四、七四七
	洋銭	—	—	—	—	三三、七七二	一五、三三五
朝鮮銀行出張所	金	二六、一七三、五三三	二六、一二五、五二五	六一、五九三、六二七	六一、五〇八、六九一	三八、八一五、四一八	三八、七[illegible]四、四一二

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
商工銀行	金	六三六、二三五	六三五、八三六	六、四一〇、五三七	六、四三二、一三八	九、三二七、六五一	九、三二七、[illegible]
遼陽計	金	二六、七九九、七九七	二六、七五九、三五一	六八、〇〇四、一六四	六七、九二九、八二九	四八、一三三、〇六九	四八、一五一、七二四
朝鮮銀行支店	金	三六七、一六六、二五四	三六六、一七八、三三六	八三九、八[illegible]、[illegible]	八[illegible]七、七六九、九五六	六〇七、八四九、六六[illegible]	六[illegible]五、六六八、八五[illegible]
横濱正金銀行支店	金	一二六、五〇[illegible]、[illegible]七[illegible]	一二六、[illegible]七七、[illegible]九〇	一七六、八四[illegible]、[illegible]六〇	一七六、四五一、五一五	二二六、五[illegible]、一七四	二二六、四[illegible]、[illegible]
	銀	一〇[illegible]、八一九、七[illegible]四	一〇三、七八〇、四八六	八五、九八九、四七一	八五、[illegible]四、六七四	三六、九七五、七九四	三六、[illegible]四[illegible]、八[illegible]
正隆銀行支店	金	一二九、九七八、七八〇	一二六、六一六、五〇五	一九五、六七[illegible]、五四一	一九五、五[illegible]、七[illegible]	一〇四、九[illegible]五、[illegible]六四	一〇四、八四[illegible]、[illegible]
	銀	九、九六六、九八一	九、九九九、八九七	七、四五[illegible]、四[illegible]	七、四三[illegible]、[illegible]	五、二二一、四[illegible]	五、二[illegible]、六[illegible]
	洋銭	七、一〇五、三二一	七、一〇三、四七〇	六、八六四、七〇四	六、五〇七、四二[illegible]	二、七七七、[illegible]	二、六一九、一[illegible]
奉天銀行	金	—	—	三六、六八三、三二一	三六、六五一、七五[illegible]	三一、六八四、二一〇	三一、六六[illegible]、七〇[illegible]
滿洲商業銀行支店	金	三一、八五三、六四六	三一、七一四、六一七	九五、六八四、〇三四	九五、五二〇、六〇八	六五、[illegible]六九、八六九	六五、[illegible]
安東銀行支店	金	—	—	—	—	六五、〇七九、〇六五	六五、[illegible]二九、[illegible]
滿洲殖産銀行	金	—	—	—	—	一七、三三二、四六四	一七、[illegible]
奉天計	金	六七三、四八九、六〇〇	六七一、九五二、六一五	一、四四九、七六六、七六七	一、四四六、八一八、三九九	一、〇〇八、七五四、一一七	一、〇〇六、五七二、八七[illegible]
	銀	一〇二、八一六、七〇五	一〇三、七八〇、三八三	八六、七三四、八九四	八六、六七七、六六四	三七、四八八、二〇七	三七、四五五、八八[illegible]
	洋銭	七、一〇五、三二一	七、一〇二、四七〇	六、八六四、七〇四	六、五〇七、四二三	二、七七七、二四七	二、六一九、一五[illegible]
朝鮮銀行出張所	金	六九、一七四、五〇八	六〇、[illegible]、八七一	一一八、〇七[illegible]、〇七〇	一一八、[illegible]九、七[illegible]	七七、八六八、四五四	七八、〇[illegible]八、[illegible]
日華銀行	金	二、八七四、九[illegible]九	三、八五七、[illegible]六九	二[illegible]、九[illegible]八、[illegible]五	[illegible]、九六六、六八七	二六、四[illegible]六、二六四	二六、四[illegible]、八[illegible]
	銀	四〇、[illegible]二一	三九、八九九	一、一一〇、四四九	一、一[illegible]〇、四四[illegible]	一、九八九、七六[illegible]	二、[illegible]八、[illegible]
	洋銭	一、[illegible]、[illegible]七[illegible]	一、二〇六、[illegible]七[illegible]	三[illegible]、五五〇、四[illegible]八	[illegible]、五[illegible]四、九〇七	七、五六〇、〇三八	七、五二九、[illegible]

鐵嶺銀行	金	六、七八七、二一五	六、七六四、三三九	六、〇六三、五五〇	五、六六七、三三三	—	—
通商銀行	金	二、〇五九、八六〇	二、〇四三、三八九	二、三七四、四九三	二、三六七、〇八六	—	—
鐵嶺商業銀行	金	—	—	三、九四五、一九一	三、九一〇、〇三六	一四、五九二、九四八	一四、五八一、一九七
	洋錢	—	—	三五三、九〇一	三五一、五八五	二、五四四、四一〇	二、五三三、五四一
鐵嶺計	金	八一、九四六、五一二	七七、六七六、六六八	一四三、四五六、六〇九	一四二、三三〇、九三七	一三八、八八七、六六六	一三九、〇五四、三七一
	銀	四〇、〇二一	三九、八九九	一、一一〇、四四九	一、一一〇、四四九	二、九八九、七六三	二、九八九、七六三
	洋錢	一、二一三、三七三	一、二〇六、二七二	三、九〇四、三三九	三、八七六、四九二	一〇、一〇四、四三八	一〇、〇四〇、一〇六
朝鮮銀行支店	金	一九、三六一、一五二	一九、三三三、九四三	二三、九〇五、七九〇	二三、九〇八、八六九	九、七〇八、五二五	九、七[illegible]
橫濱正金銀行支店	金	七一、一六九、八一七	七一、一〇三、五八一	九四、四九二、一一三	九四、四六一、〇九一	八〇、[illegible]〇五、五〇[illegible]	八[illegible]
	銀	一四三、七七六、四四二	一四四、八〇九、四一三	一八二、三八八、五〇九	一八二、三八八、〇八四	一二[illegible]	一二[illegible]
開原銀行	金	—	—	六、七一二、六九三	六、七一一、八六三	四一、[illegible]五、七[illegible]	四一、[illegible]
	銀	—	—	四六九、八六四	四六九、八六四	二、[illegible]四一、八二六	二[illegible]
	洋錢	—	—	一五、四〇〇	一五[illegible]	七、四五七、六四九	七、四[illegible]
正隆銀行支店	金	二九、一五三、二七五	二九、一一七、三八五	七三、七五〇、八八五	七三、七[illegible]	三九、五〇〇、四〇七	三九、五[illegible]
	銀	二、〇〇八、三一〇	二、〇〇八、三七三	一、二三三、一一六	一、一三九、九九[illegible]	六七二、八六六	六七〇、[illegible]
	洋錢	一、三七五、四六九	一、三六四、一三九	一、三三三、五五五	一、二〇一、九六八	八三三、[illegible]四	七七[illegible]
開原計	金	一二九、六八四、三五四	一二九、五五四、九〇九	一九七、八六三、四七九	一九七、八〇三、〇〇五	一七〇、九四〇、一五四	一七一、一〇八、〇四三
	銀	一四五、七八四、七五二	一四五、八一七、七八五	一八四、〇八一、五三五	一八四、〇七七、八六一	二六、六四二、三四六	二六、六三九、四七三
	洋錢	一、三七五、四六九	一、三六四、一三九	一、二四八、九五五	一、二二七、三一七	八、二八七、九四三	八、一九四、三四三
朝鮮銀行出張所	金	六八、〇七九、四六[illegible]	六八、〇六五、四三五	六八、七一六、〇一九	六八、七[illegible]五七	六七、二三四、三八[illegible]	六七、一七九、三三〇
正隆銀行支店	金	—	—	七、三三九、五九八	七、三三〇、〇〇七	二五、六〇三、八八一	二五、五[illegible]八、三四四
	銀	—	—	五〇五、九〇六	五〇一、九五六	二、七三一、四九七	二、七三一、四[illegible]三
	洋錢	—	—	一、一七四、一四〇	一、一三八、八五五	八、七八五、三五六	八、六三〇、[illegible]
四平街銀行	金	三、八九四、[illegible]九六	三、八九二、五四六	一九、五六二、六七四	一九、五六一、四六[illegible]	一九、一七三、七三六	一九、一七[illegible]、七[illegible]四

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
四平街計	金	三一、九七三、六五九	三一、九五七、九八一	九五、六〇八、二九一	九五、五八三、七二六	二二、〇〇二、〇九九	二一、九五〇、三八八
	銀	—	—	五〇五、九〇六	五〇一、九五三	二、七三一、四九七	二、七三一、四七三
	洋錢	—	—	一、一七四、一四〇	一、一三八、八三五	八、七八五、三五六	八、六三〇、〇八三
長春銀行支店	金	一三、五五八、一七四	一三、五一六、六五八	一三、一九四、四八一	一三、一六三、六六六	—	—
	銀	三	二	—	—	—	—
	洋錢	一〇九、九三四	一〇七、四八五	二二六、四七八	二二五、一四〇	—	—
安東銀行	金	—	—	二一、八五八、一四〇	二一、八一五、六一八	二一、八四四、六二九	二一、七八二、六七三
公主嶺計	金	一三、五五八、一七四	一三、五一六、六五八	三五、〇五二、六三二	三四、九七八、二八四	二一、八四四、六二九	二一、七八二、六七三
	銀	三	二	—	—	—	—
	洋錢	一〇九、九三四	一〇七、四八五	二二六、四七八	二二六、一四〇	—	—
范家屯　范家屯銀行	金	一、七四一、五八九	一、七三四、五三九	二、二五八、四八六	二、二五二、〇六一	一〇、四二一、二四八	一〇、四一一、八八八
	銀	六二七、八一七	六二八、二七一	一〇八、五一九	一〇八、三七六	二〇、九七八	九〇、五八一
	洋錢	四九七、七六五	四九七、三八一	八九四、六三五	八九一、三三三	四七〇、七二三	四〇五、二二五
朝鮮銀行支店	金	二七五、四七四、九八八	二七四、七五二、六六四	三八三、五一三、九五九	三八一、〇四四、六六九	三四、一七七、六六六	三四、〇五六、七一三
横濱正金銀行支店	金	一七、八三七、二七一	一九七、四〇六、四二一	二〇三、八八一、八五六	二〇三、三三〇、四七七	一三六、三九八、七四九	一五四、一四四、一七一
	銀	二五二、九三六、七六八	二五二、九二三、〇三八	二七九、九二六、一三八	二七九、九二〇、五四四	一五〇、五九八、一五七	一五〇、四四八、二二九
正隆銀行支店	金	三三、五一八、六三七	三三、五九五、六一三	六五、〇一八、〇一三	六四、八〇八、〇二〇	五四、三六〇、四四七	五四、一八一、六六六
	銀	九八一、七五八	九八二、七一八	八七、一七〇	八八六、三四六	二八〇、七八一	二三七、一七一
	洋錢	四三九、一七三	三六二、八六五	三九三、三六九	三三八、七三〇	一三二、六五〇	四五、三一四
長春實業銀行	金	四、三九三、八〇四	四、三八三、四四六	六、七三二、八九七	六、六九九、一四六	一、七三三、三四一	一、七三三、三一三
長春銀行	金	一六、八九八、三六二	一六、八六八、六〇九	一三、四三〇、一七一	一三、四一三、〇七一	—	—
	洋錢	一〇四、四〇五	九一、六九五	一七三、一七一	一六七、六九一	—	—

安東銀行支店	金	—	—	一六、六四一、六一〇	一六、五〇二、三三三	一七、四〇〇、一三〇	一七、四六五、〇五八
長春計	金	五二八、二〇三、〇五二	五二六、九六六、七三九	六六六、二二九、六一五	六六三、六八六、五八七	四四三、〇三七、〇七九	四四二、六〇〇、八八七
	銀	二五三、九八八、五一六	二五三、九四〇、七五六	二八〇、八二三、三一七	二八〇、七九六、六四	一五三、七三八、六三八	一五三、七一八、四四七
	洋銭	五四三、五七[illegible]	四五四、五六〇	五六六、五四	四〇六、四三三	一三一、六五三	四五、三一四
正隆銀行支店	金	一七、六五九、九九五	一七、六〇〇、六七六	四八、七五六、三二一	四八、六一八、五七七	二、〇一〇、九八四	二〇、八七〇、二二三
	銀	一〇、五九二	一〇、六三七	三、一二三	三、一三九	—	—
	洋銭	五二六、三七六	五一八、四六〇	九八八、七一九	九七〇、四八五	一、七三三、三四八	一、六六五、一二三
安東銀行支店	金	一三、六五五、四三〇	一三、六四九、四六九	二一、三三〇、九三一	二一、三六四、三七一	一四、五三一、一九五	一四、五〇〇、三六[illegible]
撫順計	金	四一、三一五、四一五	四一、二七〇、一四五	七〇、〇七七、二三二	六九、八八二、八三八	四五、五四二、一七九	四五、三九七、五七五
	銀	一〇、五九二	一〇、六三七	三、一三九	三、一三九	—	—
	洋銭	五二六、三七六	五二八、四六〇	九八八、七五三	九七二、四八五	一、七三三、三四五	一、六六五、三三九
満洲商業銀行支店	金	—	—	—	—	[illegible]	二、七七〇、六七六
安東銀行支店	金	四、八三八、四六七	四、八〇〇、七〇八	一八、六〇五、〇三六	一八、四五〇、六四四	一〇、八二〇、一七九	一〇、七九六、六二八
本渓湖計	金	四、八八八、四六七	四、八六〇、七〇八	一八、六〇五、〇六六	一八、四五〇、六四四	一三、六三四、一二五	一三、五六七、三〇四
錦州正隆銀行支店	金	七六[illegible]	七六九、四一八	六、七五八、三一七	六、七〇七、〇六五	二、九六八、四[illegible]	二、九五八、一〇七
	洋銭	一、四〇四、四九[illegible]	一、三三六、三三八	五、四二一、四九九	五、四三三、九六一	一、四七五、五[illegible]	一、四二六、六六八
朝鮮銀行支店	金	三、三八一、七六八	三、四四二、六七〇	三、八七七、八七五	三、三四一、七六[illegible]	五、八三三、三九九	五、八六四、八七[illegible]
正隆銀行支店	金	一、五七七、五一四	一、五七三、五八一	九、七五三、四四四	九、七四八、八六三	九、一二三、[illegible]四五	九、一三三、三五五
	洋銭	六三四、八四八	六〇一、五〇六	一、九九一、二九三	一、九七九、〇[illegible]	八〇九、五[illegible]	七[illegible]、七六六
鄭家屯計	金	四、九五九、二八二	五、〇一五、二五一	一三、六三一、三一九	一三、六九一、六三三	二四、九五五、四九七	二四、九八五、二二三
	洋銭	六三四、八四八	六〇一、五〇六	一、九九一、二九三	一、九七九、〇〇二	八〇九、五三九	七三三、七六六
朝鮮銀行出張所	金	三三、六四一、〇六九	三三、五九四、一九三	四八、二四九、五一三	四八、二四七、五九八	三三、一二三、四〇	三三、一四〇、五〇三
満洲商業銀行支店	金	—	—	三九〇、八六[illegible]	三八四、七八[illegible]	四、八八七、一六[illegible]	四、八八八、七八[illegible]

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
吉林計	金	三三、六〇四、〇六九	三三、五九四、一九二	四八、六四〇、四二三	四八、六三三、三八一	三六、九九九、五六九	三七、〇一九、二八五
朝鮮銀行支店	金	八六[illegible]、[illegible]八、四八四	八五八、[illegible]	四[illegible]、七[illegible]、[illegible]	四四[illegible]、五八、[illegible]	[illegible]	[illegible]、[illegible]四[illegible]
哈爾賓正金銀行支店	金	[illegible]、七[illegible]五、〇[illegible]	一六〇、八三九、八[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]、八七、八[illegible]
哈爾賓計	金	一、〇三三、九二三、五〇六	一、〇一六、八六五、〇六七	八三一、〇六四、八八六	八三一、五四一、二〇四	四七九、二九八、五三九	四七八、六六〇、七三三
龍井村朝鮮銀行出張所	金	一六、一六九、〇[illegible]	一六、[illegible]四三、[illegible]	四七、八七〇、四四[illegible]	四七、八六九、一六八	一六、七三六、五五五	一六、六六六、[illegible]
朝鮮銀行支店	金	九七、九[illegible]六、三〇五	九七、八[illegible]九、八九九	八[illegible]、[illegible]七、八[illegible]	[illegible]	[illegible]、八七[illegible]、四〇七	[illegible]、〇〇〇、[illegible]
滿洲商業銀行	金	三九、三[illegible]五、三七[illegible]	三九、[illegible]四五、[illegible]四九	[illegible]、五八七、八[illegible]	[illegible]	四八、[illegible]四[illegible]、七八	四七、八[illegible]、[illegible]
安東銀行	金	[illegible]七、[illegible]九六	[illegible]三四、[illegible]七三	[illegible]	四九、五[illegible]、八[illegible]	一四、九[illegible]四、[illegible]	一四、七六六、六[illegible]
協成銀行	金	—	—	—	—	三六七、〇五一	三一七、七六一
安東計	金	六三九、九〇二、七九八	六三九、四一七、九一四	一、三三四、五七六、四三三	一、一四三、二七四、五一三	五三五、三八七、三三三	五三四、八五五、三三三
總計	金	七、二七四、一〇五、二八二	七、二五四、二六三、五三七	三、五七〇、一九四、八二八	三、二四四、七六五、五二八	七、七一六、五五九、〇七七	七、七〇五、一三〇、〇九一
	銀	二、二三九、六二七、三三六	二、二二五、〇六八、九七	二、三五七、七六八、六八四	二、三五〇、二〇八、二九七	一五二、三九三、六一三	一、四九七、三一二、三五三
	洋	二五、四九三、二九五	二五、三三二、九四[illegible]	三三、六二三、八六四	三三、六六八、九七三	三九、五三九、九二五	三八、四三五、六七五

第十一表 預金貸出高

（單位圓）

行名	種別	預金現在高 大正七年	預金現在高 大正八年	預金現在高 大正九年上半期	貸付金現在高 大正七年	貸付金現在高 大正八年	貸付金現在高 大正九年上半期
朝鮮銀行支店	金	一〇、三五七、九三三	一四、〇三三、一六八	一三、八[illegible]、三六	[illegible]	[illegible]八八、[illegible]	四[illegible]、〇[illegible]、八[illegible]

橫濱正金銀行支店	金	九、九[illegible]六、六[illegible]	一一、九[illegible]、[illegible]七五	一三、三[illegible]七、〇八三	一四、八八九、一三五	一六、七四六、七[illegible]一	一六、〇九二、一〇六
	銀	二、〇[illegible]三、三七八	四、八九[illegible]、三六八	三、三一九、五六三	二、七五〇、八七三	二一、二六五、五八五	四、六六六、一三五
正隆銀行	金	八、〇七[illegible]、〇七五	三、六六一、八四七	一三、九五五、三三五	八、一三六、〇四四	一七、二八七、一一七	一〇〇、六六八、一二三
	銀	三八七、五〇一	五二一、〇〇七	七六六、三三一	八六四、二七六	七四六、四三三	七七一、四七七
大連銀行	金	三、八五[illegible]、三一八	六、[illegible]八七、[illegible]五一	五、八三三、六六七	三、八三五、七[illegible]	九、六八二、七七[illegible]	九、九八六、七七[illegible]
	銀	[illegible]	八一[illegible]、七八五	三八四、[illegible]三	九〇、八五三	五五一、五六五	三三[illegible]、五五〇
龍口銀行	金	六、一三一、[illegible]四	五、六五[illegible]、[illegible]六八	五、三五五、五五五	二、一二〇、〇〇[illegible]	七、六四五、四一[illegible]	六、七三八、五四四
	銀	四五[illegible]、[illegible]一五	七四[illegible]、[illegible]	七[illegible]〇、[illegible]五五	五六〇、[illegible]六八	八六二、六四八	四七、[illegible]五八
大連商業銀行	金	二五、一八[illegible]	一、八四[illegible]、[illegible]四	一、八二[illegible]、四七[illegible]	二六八、八五五	二、九一〇、四三一	[illegible]、五四、八五[illegible]
	銀	[illegible]、〇七六	[illegible]七八	一五四			
滿洲銀行	金	—	三、六九八、四四一	三、七五七、九一七	—	二、三一〇、七七[illegible]	五、一九[illegible]、八[illegible]一
	銀	—	六八四、[illegible]	一五六、一八一	—	三二六、九〇〇	[illegible]
遼東銀行	金	[illegible]	三、五五八、八三二	一、三七五、〇三二	八九三、〇〇〇	四、一七三、七七七	四、〇五八、三[illegible]
	銀	[illegible]	三七三、一二八	一一四、一一六	八、九五三	三六八、三七[illegible]	[illegible]四七、六一四
	洋錢	[illegible]、八七六	一〇一、五四四	三五〇、五八四	一五、六〇五	九九、五九〇	[illegible]、七八六
東華銀行支店	金	—	一〇〇、三四[illegible]	四七九、三六六	—	一三六、八六七	九八四、五八
旅順銀行支店	金	—	—	一、八六[illegible]、七一	—	—	一、六八五、四七[illegible]
敎育貯金銀行	金	八六六、五七[illegible]	四、四七三、二五八	四、[illegible]六、一〇一	一、〇[illegible]、[illegible]四	三、七九五、八〇五	[illegible]、八五一、五[illegible]
東洋拓殖會社	金	—	—	—	—	—	一〇、四[illegible]、七四八
大連計	金	三四、六七六、六七五	六三、一〇四、五八〇	六五、八八七、五五六	六〇、四一六、三〇七	一〇五、八七八、四八五	一三[illegible]、四[illegible]八、九〇五
	銀	二、九〇[illegible]、二九九	七、二九〇、九七一	五一五、九八六	一五、二七五、三三〇	一五、二八六、四三八	六、二〇六、六九三
	洋錢	三三、八七八	一〇一、五四四	三五〇、五八四	一五、六〇五	九九、五九〇	—
貔子窩　貔子窩銀行	金	一五、八一八	三三、〇五[illegible]	三六、〇七三	[illegible]九、三[illegible]三	一八八、四九七	四九五、五二五
	洋錢	一四、一五五	一八、三〇〇	三五、一二〇	一五、〇一一	一八、八八二	七、六七五

行名	種別	預金現在高 大正七年	預金現在高 大正八年	預金現在高 大正九年上半期	貸付金現在高 大正七年	貸付金現在高 大正八年	貸付金現在高 大正九年上半期
朝鮮銀行支店	金	六八一、七三六	六八九、[illegible]四	七七五、[illegible]四四	五[illegible]、[illegible]四九	九七、[illegible]七[illegible]	八八、[illegible]八[illegible]
正隆銀行支店	金 銀 洋錢	一、[illegible]五八、[illegible]八 [illegible]八四 五、四[illegible]四	一、[illegible]五[illegible]、[illegible]七 [illegible]四[illegible] 六、[illegible]	一、[illegible]、〇六八 [illegible]七 [illegible]、[illegible]六八[illegible]	一八、[illegible]九[illegible] — 一〇、[illegible]	[illegible]四、[illegible]六 — 一〇、[illegible]	[illegible]六、[illegible] — 一、[illegible]
旅順銀行	金	二〇〇、三六七	一七六、六[illegible]	一[illegible]九、八[illegible]四	一[illegible]八、[illegible]七	五八、[illegible]	五七、[illegible]
旅順計	金 銀 洋錢	二、一四〇、八五一 一八四 五、四一四	二、一一六、三八三 四[illegible] 九、〇九三	二、〇二八、八六六 七 二、七八[illegible]	一〇、〇〇〇 — —	一〇、〇〇〇 — —	一〇、〇〇〇 — —
金州遼東銀行	金 洋錢	二四、九四七 一四、〇八〇	三一、七三一 五六、七二七	六三、五[illegible]八 一一七、一[illegible]	五一、七二六 八、五七四	一七三、[illegible] 三三、九〇一	一〇、〇五[illegible] 四五、一一〇
普蘭店遼東銀行	金 洋錢	一八、三三[illegible] 九、七四〇	二八、三九七 一四、四八〇	三三、八〇五 二七、二五四	一七五、三三[illegible] 七、七九四	一三四、五四[illegible] 一一、二一四	三〇〇、六一五 一三三、五一五
遼東銀行支店	金 洋錢	二六、八五[illegible] 四[illegible]九	二六、七三八 一、四〇六	二四、三六七 四七、二四八	五七、〇七〇 —	一四、六七七 九〇〇	[illegible]六、六[illegible] [illegible]、八[illegible]
東華銀行	金	七、九[illegible]	一〇[illegible]、[illegible]九	三六、七七七	一一、九九[illegible]	三[illegible]、[illegible]	二五、五[illegible]
瓦房店計	金 洋錢	三五、三九八 四九九	三八、九六七 一、四一六	六一、一八四 四七、二四八	七九、〇六一 —	四〇七、六八七 九〇〇	二九二、一七六 二〇、八三〇
大石橋商工銀行	金	—	三三、一六七	三三、四九六	—	四五、六五五	四四、三〇〇
朝鮮銀行支店	金	三六八、六七八	七四六、四[illegible]	三六八、四二〇	一、三[illegible]五、五四四	五、六七〇、[illegible]七	六、[illegible]七一、[illegible]七
橫濱正金銀行支店	金 銀	一、三九四、七七七 六七一、[illegible]六	一、九三一、〇[illegible] 五[illegible]、八[illegible]四	一、五九七、八八[illegible] 四九、三〇[illegible]	四四三、三〇八 七七五、八[illegible]	八五一、九[illegible] 六[illegible]〇、[illegible]	七一九、[illegible]六 [illegible]八、[illegible]

正隆銀行支店	金	[illegible]	一、[illegible]	四八〇、六六四	一、〇四〇、八八[illegible]	一、六三三、七〇三	[illegible]、四五、六[illegible]
	銀	一九八、六六六	一〇七、〇〇四	三七、[illegible]六八	一二四、三〇七	九七、六一[illegible]	六八、四六[illegible]
	洋錢	[illegible]、七九一	一二六、[illegible]	一三五、八〇一	六一、[illegible]	三七、四七五	一八、二九〇
營口銀行	金	—	四三、〇八八	三六三、七三三	—	六八一、三〇一	七六、〇八六
振興銀行	金	—	四八〇、八八二	四一七、五[illegible]	—	一、一五五、八六五	一、一五七、一五四
	洋錢	—	七、五五五	三、六四〇	—	三、〇四〇	一四、四[illegible]
營口計	金	二、九六八、一〇六	四、六四三、〇〇二	三、一二八、三一九	二、八二〇、七四一	九、九九二、〇六九	一〇、九八九、八二九
	銀	八七〇、〇三三	六三〇、八二八	五三五、〇〇三	九〇〇、一二〇	七一八、二一四	五四九、〇九三
	洋錢	一三三、七九一	[illegible]三、九三七	一三九、四四一	六一、三九五	五九、五一五	三二、六九〇
海城商工銀行	金	—	六五、四一六	四三、四五〇	—	一六八、五九一	一二三、九四四
鞍山銀行	金	—	—	五九、六三五	—	—	四[illegible]、[illegible]
南滿銀行	金	—	—	七、三五六	—	—	六四、一[illegible]
	洋錢	—	—	一〇、七四[illegible]	—	—	[illegible]、四五[illegible]
商工銀行支店	金	—	四一、九〇一	五三、二〇三	—	三六、九一〇	[illegible]
鞍山計	金	—	四一、九〇一	一一九、〇八四	—	三六、九一〇	六三〇、八〇三
	洋錢	—	—	一〇、七四九	—	—	三、四五〇
朝鮮銀行出張所	金	一九〇、三六八	三三〇、三三四	三九七、八九三	六四〇、七[illegible]	一、九七[illegible]、[illegible]四	八三三、[illegible]
遼陽銀行	金	三九、七七七	—	—	五〇、八[illegible]	—	—
商工銀行	金	—	三九〇、九七九	四四三、九九四	—	六七四、[illegible]	八九九、八[illegible]
遼陽計	金	三三〇、三〇五	七二一、一九三	七四一、八八七	六九一、六〇三	二、六四七、六六〇	一、六四一、六二三
朝鮮銀行支店	金	七、八九一、三六[illegible]	一七、一〇五、一〇五	六、八八六、三七[illegible]	二、〇五七、四六七	[illegible]、五六四、八六五	八、一六八、一八七

行名	種別	預金現在高 大正七年	預金現在高 大正八年	預金現在高 大正九年上半期	貸付金現在高 大正七年	貸付金現在高 大正八年	貸付金現在高 大正九年上半期
横濱正金銀行支店	金	一、[illegible]六六、八六[illegible]	[illegible]、二七[illegible]、[illegible]五	一、六七八、五〇三	[illegible]、一〇六、八[illegible]	一、八〇七、六〇二	一、九六九、[illegible]
	銀	[illegible]八、二四八	[illegible]、五五七、九七八	九五、[illegible]	八〇[illegible]、一一六	[illegible]四、[illegible]	一六六、四[illegible]
正隆銀行支店	金	[illegible]四〇、七七八	一、六五七、四八[illegible]	一、三九一、三六四	[illegible]、六七七、七[illegible]	[illegible]、六九一、[illegible]	二、四八七、[illegible]
	銀	一六六	一三二	一三六	四二、[illegible]	[illegible]	[illegible]六、[illegible]
	洋銭	六〇、八〇九	七三、五六八	五六八、五〇九	四、[illegible]	五四、六[illegible]	—
奉天銀行	金	一六[illegible]	六二一、[illegible]	八[illegible]、〇九五	—	二、[illegible]六、[illegible]	一、一六六、一七[illegible]
滿洲商業銀行支店	金	四五〇、[illegible]七〇	一、二六八、五六六	六九九、五[illegible]	七〇、二四八	[illegible]	一、八五二、六七[illegible]
安東銀行支店	金	四九五、四七六	一、一三七、六二	二六五、八[illegible]五	一、二[illegible]、四[illegible]	[illegible]六、八[illegible]	一、一七[illegible]
滿洲殖産銀行支店	金	—	—	九九〇、三[illegible]	—	—	一、一五[illegible]、[illegible]八
東洋拓殖會社支店	金	—	—	—	—	—	二六、七六[illegible]、[illegible]
奉天計	金	二、九〇八、六六八	二四、一七四、〇四四	三、八四一、一一三	一九、〇五三、七三七	三一、七四二、五五二	三〇、九八〇、四〇一
	銀	三八、五二四	二、五三七、六七九	九五、三六二	八七二、[illegible]三	三七三、三三九	一九〇、〇五五
	洋銭	六〇、八〇[illegible]	七三、五六八	五六八、五〇九	四、〇〇〇	五四、六六六	—
朝鮮銀行出張所	金	五二九、五六六	七五六、二七一	五〇〇、九一五	一、六六五、八六七	二、八一〇、一二七	二、二五八、[illegible]
日華銀行	金	二七八、三七一	七九八、[illegible]	二七三、八〇七	五二八、五七一	一、四七八、[illegible]	一、七二一、三七[illegible]
	銀	—	[illegible]	六、七五八	五、[illegible]	三二一、[illegible]	五、
	洋銭	三三、七[illegible]	一二七、[illegible]	四五六、一二六	三八、〇[illegible]	七五、[illegible]四	[illegible]、七
鐵嶺銀行	金	一六八、四〇三	—	—	一四五、八[illegible]	—	—
通商銀行	金	一三一、五[illegible]	—	—	一五七、[illegible]六八	—	—

鐵嶺商業銀行	金	—	[illegible]	一九六、[illegible]	—	六[illegible]一、[illegible]	一、[illegible]八、[illegible]
	洋錢	—	三七、八四[illegible]	一四二、〇一六	—	三一、五[illegible]七	一六八、[illegible]
鐵嶺計	金	一、一〇七、七五七	一、八六五、〇七〇	九七一、二一八	二、四六七、五九八	四、九〇〇、六八三	五、五六九、三[illegible]七
	銀	三一、七九九	六三、三三五	六、七五八	五〇、〇〇〇	三三一、三八六	三五〇、〇〇〇
	洋錢		一四五、〇七四	五九八、一四三	三八、〇三九	一〇七、四六一	二二一、七七二
朝鮮銀行支店	金	二四一、二五四	二六〇、二八三	五二一、三二八	一、一八一、五〇〇	四、六二八、三七五	八七六、六四[illegible]
橫濱正金銀行支店	金	一、一二[illegible]、四六八	二九[illegible]、[illegible]	七七、八[illegible]	一、九八五、四四四	二[illegible]、七四〇、八四	九七六、六[illegible]
	銀	二五三、[illegible]七	六[illegible]、六一[illegible]	四四四、三[illegible]一	三、一五一、一八八	三九七、三八[illegible]	九六[illegible]、[illegible]四[illegible]
正隆銀行支店	金	一九四、八八[illegible]	九四八、七[illegible]	四[illegible]四、七[illegible]	三[illegible]、[illegible]、九[illegible]	三[illegible]〇一、[illegible]	一、九一[illegible]、[illegible]
	銀	一八	五、六四七	七[illegible]	八三、六四[illegible]	七[illegible]、[illegible]六[illegible]	四[illegible]、[illegible]五[illegible]
	洋錢	二八、〇七三	七、六〇五	七一、七[illegible]	—	八、[illegible]六	[illegible]
開原銀行	金	—	一、〇四[illegible]、[illegible]四	二七、四[illegible]	—	一、四二六、〇[illegible]	九五[illegible]、[illegible]
	銀	—	九八[illegible]	一、[illegible]	—	二〇、〇〇〇	
	洋錢	—	七一	二六八、[illegible]	—	—	一五八、[illegible]七四
開原計	金	一、六三九、七一五	五、三四六、九二〇	一、九九六、二八三	六、四九七、八九〇	一一、七九六、三二三	四、七三三、一八[illegible]
	銀	三五三、四三五	六三九、一七九	四五五、四六七	三、三三四、七九三	四〇六五、三五七	一、〇〇五、六[illegible]
	洋錢	二八、〇七三	七、六七六	三三九、三九一	—	八、〇〇〇	一六〇、[illegible]七[illegible]
朝鮮銀行出張所	金	[illegible]、六六六	七七九、六八一	四八八、[illegible]	一、二六九、四六六	三[illegible]〇七、[illegible]	一、五五七、九[illegible]
正隆銀行支店	金	—	四三〇、五三八	二七八、一一八	—	五[illegible]五、[illegible]九七	四五[illegible]、[illegible]四六
	銀	—	五、七七四	二二五、一[illegible]	—	一七[illegible]、[illegible]	四[illegible]、[illegible]
	洋錢	—	一一〇、一四〇	一九七、[illegible]	—	六六、七[illegible]	一六、八[illegible]
四平街銀行	金	七六、四八四	[illegible]九、[illegible]八六	二三六、六三六	一六[illegible]、四六八	一、一[illegible]四、八[illegible]	七[illegible]、[illegible]四五
	洋錢	—	—	—	—	—	五[illegible]、[illegible]六八
四平街計	金	二九八、一一〇	一、三七九、九〇五	一、〇〇三、五六七	一、四七一、九〇四	四、七二七、四四一	二、七〇三、一[illegible]
	銀	—	五、七七四	二二五、一二一	—	一七三、五〇〇	四七、八[illegible]
	洋錢	—	一一〇、一四〇	一九七、五三三	—	六六、七〇〇	六四、六〇〇

行名	種別	預金現在高			貸付金現在高		
		大正七年	大正八年	大正九年上半期	大正七年	大正八年	大正九年上半期
長春銀行支店	金	一三七,五八八	—	—	六四五,五二八	—	—
	洋錢	六,九七六	—	—	—	—	—
安東銀行支店	金	—	三四四,二四四	三六,〇〇〇	—	一,三〇六,〇九六	六五五,七五三
公主嶺計	金	一三七,五八八	三四四,二四四	三六,〇〇〇	六四五,五二八	一,三〇六,〇九六	六五五,七五三
	洋錢	六,九七六	—	—	—	—	—
范家屯、范家屯銀行	金	一九,八〇七	四六,二七五	三一,四九六	三七六,三四三	六五三,六八四	二五二,一二三
	銀	五四	五三	五三	四七四	—	—
	洋錢	五〇二	四,八二六	二九,九〇八	三三九	二,〇〇〇	六,〇〇〇
朝鮮銀行支店	金	八二八,一四五	一,五七四,三三〇	一,六二九,九八二	八,九〇五,一〇七	二,八四四,八六九	四,一九九,八〇〇
横濱正金銀行支店	金	九九〇,七七一	一,六六一,六六一	二,二二〇,八七八	一,三六四,八六〇	六,三三一,七二四	一,二三九,〇五五
	銀	九二四,四八六	二,一五八,三〇七	一,一七〇,〇七七	一,六八三,七一八	二,一〇八,五四四	一四六,五四五
正隆銀行支店	金	四四五,四一八	五七四,三六〇	六五三,六一五	一,九六三,一二四	三,〇七九,七一〇	一,一五七,八〇〇
	銀	五六九	五五,一〇六	二三,五五八	三,〇〇〇	二三,〇〇〇	二三,〇〇〇
	洋錢	四一,六四一	八,八〇四	一八,八九六	—	—	—
長春實業銀行	金	三五,八〇六	二〇二,〇四五	三五三,一三八	二一九,七四四	五〇〇,〇六〇	八一七,八七四
長春銀行	金	二〇〇,一七八	—	—	一,二〇五,一五九	—	—
	洋錢	一〇,八二四	—	—	四,三〇〇	—	—
安東銀行支店	金	—	三六九,八六六	三三三,一七五	—	一,一九五,一七七	一,一七六,九七八
長春計	金	二,四九五,三三五	四,四〇一,二九六	五,一九〇,七八七	一三,六五七,九九三	一八,九三九,六二六	九,七五五,五四二
	銀	九二五,〇五五	二,二一三,四一三	一,一九三,六三五	一,六八六,七一八	二,一三一,五四四	一六九,五四五
	洋錢	五二,四六五	八,八〇四	一八,八九六	四,三〇〇	—	—

正隆銀行支店	金	一六三、四一二	三一七、二四五	五一〇、二七〇	五〇一、三三八	八一五、四〇八	八〇一、[illegible]
	洋錢	一〇、三五五	一三、三〇六	五五、四三五	—	五、七〇〇	—
安東銀行支店	金	一三七、二二五	三六三、一七六	三六七、四一七	四四三、六五五	八七九、二五六	八〇二、九[illegible]
撫順計	金	三〇〇、六三七	六八〇、四二〇	八七七、六八七	九四四、九九三	一、六九四、六六四	一、六〇四、九五三
	洋錢	一〇、三五六	一三、三〇六	五五、四三五	—	五、七〇〇	—
滿洲商業銀行支店	金	—	—	八〇、七三六	—	—	一〇〇、四二一
安東銀行支店	金	二八七、五一六	三九七、六九三	一七三、二六八	一四一、四七七	三七八、一九五	三四四、七六七
本溪湖計	金	二八七、五一六	三九七、六九三	二五四、〇〇四	一四一、四七七	三七八、一九五	四四五、一八八
錦州　正隆銀行支店	金	二四一、八七七	六三二、七三三	四三三、三二八	七四、一一〇	三一五、八五五	七〇〇、八二〇
	洋錢	一五、五六九	一一三、五四七	一六四、七〇一	二三、七四〇	六七、九七〇	七四、三〇〇
朝鮮銀行出張所	金	二九、六七一	一六五、八六二	一〇七、七五二	一四二、五四〇	九二九、〇八一	一、一一九、七三八
正隆銀行支店	金	三一、〇〇〇	八四、二六八	五一、七五四	二七二、二九〇	三五一、二九八	三三九、七三三
	洋錢	一八、五一三	一七、一一七	七六、五五九	二五、一八八	二一、九〇〇	一二、五〇〇
鄭家屯計	金	六〇、六七一	二五〇、一三〇	一五九、五〇六	四一四、八三〇	一、二八〇、三七九	一、四五九、四七一
	洋錢	一八、五一三	一七、一一七	七六、五五九	二五、一八八	二一、九〇〇	一二、五〇〇
朝鮮銀行支店	金	一、四三二、二二五	一、二〇二、四九三	一、〇二六、二六一	二、六〇〇、三一三	二、〇三四、二五六	一、六〇三、六〇三
滿洲商業銀行支店	金	—	三三、四三一	五〇、一七二	—	一一〇、〇〇〇	一二三、七三〇
吉林計	金	一、四三二、二二五	一、二三五、九二四	一、〇七六、四三三	二、六〇〇、三一三	二、一四四、二五六	一、七二七、三三三
朝鮮銀行支店	金	六、七九五、六五五	三、三五八、八三三	七、五五八、六七一	五、一五八、八六八	九、一三七、九四五	五、五一八、六六三
橫濱正金銀行支店	金	一、一六八、四四五	三、六九一、一三三	二、四四七、三一六	一、六六二、九四七	二六六、二〇三	一九五、九五〇
龍口銀行支店	金	—	八〇四、三〇五	六〇六、四四七	—	—	一、九〇〇、六五七

行名	種別	預金現在高 大正七年	預金現在高 大正八年	預金現在高 大正九年上半期	貸付金現在高 大正七年	貸付金現在高 大正八年	貸付金現在高 大正九年上半期
哈爾賓計	金	八、一二四、一〇〇	七、八二四、三六〇	一〇、五八二、四四四	六、八二二、七七五	九、三九四、一四七	七、八〇四、八六六
朝鮮銀行支店	金	八[illegible]、九[illegible]	一、一二〇、三[illegible]	一、九七七、[illegible]	四、五八[illegible]	二、[illegible]八五、三六一	六、七八[illegible]、[illegible]
滿洲商業銀行	金	二、〇〇六、六四九	二、五四一、六六八	二、五[illegible]、[illegible]七	二、二[illegible]七、七九	五、[illegible]、[illegible]四	一、八四六、[illegible]
安東銀行	金	一、二六五、四四六	[illegible]、六四七、〇六四	一、七七六、四九九	[illegible]、八八[illegible]	五、九一[illegible]	一、七八[illegible]
協成銀行	金	—	—	一三、五[illegible]	—	—	一三〇、七一
安東計	金	六、七九六、〇三〇	七、五三八、七二一	六、四一〇、一三三	六、八四三、九一四	二一、五三六、八〇四	一三、六〇三、〇四七
總計	金	一四、七三六、四三二	一[illegible]、六九五、四一八	[illegible]、八二六、三三五	[illegible]、二九四、二七四	三[illegible]、一七[illegible]、九九七	[illegible]、七[illegible]、一一七
	銀	四、九八八、五七三	一三、二六一、六七六	七、七六八、三八九	二〇、一七一、二四八	三三、〇六九、六六八	八、八四一、三三三
	洋錢	四三六、六一	八一六、五八五	二、二七九、三八一	二三、九八五	五五九、四六六	六[illegible]二七

第十二表　爲替受拂高

（單位圓）

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
朝鮮銀行支店	金	一八五、三二〇、四四五	二一七、八〇四、四四六	三七四、四六〇、一一三	四二一、一八六、六七一	一六六、九五五、三四四	三三〇、三三一、八三一
横濱正金銀行支店	金	四四八、六六八、八五六	三三三、八八八、三三[illegible]	六一一、七七六、五五[illegible]	五九八、七四四、九八五	[illegible]、五五五、[illegible]七	三一五、八六六、八一[illegible]
	銀	三六三、三七七、〇三三	三九八、五五二、[illegible]	三八、七四八、六九[illegible]	六八、四〇〇、七一[illegible]	二五四、三三三、八〇四	五二、六九八、四[illegible]
正隆銀行	金	三四、五五[illegible]、七五六	三〇、四八〇、七〇五	五一、四八八、五四	三六、六六〇、一一三	三三、七五一、三一	三、四四四、四一
	銀	二五〇、三六一	一、一一四、八八八	四四、五一一	一九、〇〇八	七七、六一	六六、〇三

大連銀行	金	一四,〇九九,六七七	一三,九五五,五七[illegible]	一八,五八四,六七四	一七,[illegible]五五,[illegible]四	一三,七六三,四三[illegible]	一三,六四五,[illegible]
龍口銀行	金	一,六七四,一一八	一,三三一,四八八	五,五六六,一一八	六,五五〇,五五七	三,[illegible]五九,[illegible]	三,七七〇,八[illegible]
	銀	二五〇,八八[illegible]	一七八,五[illegible]	四〇,〇〇八	一九,三二〇	八一,六三[illegible]	六,六六六
大連商業銀行	金	—	—	一,〇六四,[illegible]	二一三,八[illegible]	八七,三六六	九一,七[illegible]
滿洲銀行	金	—	—	—	—	一,五〇六,一六八	一,五八三,七六[illegible]
遼東銀行	金	—	—	四[illegible],七七[illegible]	五五六,五一[illegible]	一六五,[illegible]	三六五,三八[illegible]
東華銀行支店	金	—	—	七,[illegible]八九	五,[illegible]	四八,[illegible]	[illegible]
旅順銀行支店	金	—	—	—	—	一六八,一四[illegible]	二二五,二四六
大連計	金	六七四,六〇八,二〇[illegible]	六五七,四八八,〇五[illegible]	一,〇三三,二五一,七三[illegible]	一,〇五〇,一一三,六三〇	五七三,〇四九,一〇[illegible]	五八八,二四七,九七[illegible]
	銀	三八二,八八八,二六三	三八〇,九五五,三九[illegible]	三六八,七九九,五[illegible]	三八一,六三一,〇五〇	二五五,一三〇,一〇[illegible]	二五一,七〇四,三三[illegible]
貔子窩 貔子窩銀行	金	—	—	三七,三四四	三五〇	六〇,八〇八	六八,三[illegible]
朝鮮銀行出張所	金	五,三六七,六六六	六,九三一,三六八	四,四[illegible],[illegible]四	五,[illegible],四[illegible]	三,二[illegible]一,六六六	[illegible],[illegible]七,七六[illegible]
正隆銀行支店	金	三,一〇四,三三三	六六八,七[illegible]	四,[illegible]七,七[illegible]	一,八六九,三四三	三,二二四,六六[illegible]	七二一,七六六
	銀	[illegible]七	—	七[illegible]	—	—	—
	洋錢	—	—	—	—	七六	—
旅順銀行	金	—	—	[illegible]	[illegible]九,九九七	[illegible]九,六六六	[illegible]
旅順計	金	八,三七二,九一七	七,五七〇,一八〇	九,二〇四,[illegible]八[illegible]	[illegible],[illegible]五一,[illegible]	四,五五一,八九七	三,九八五,一〇八
	銀	一,〇[illegible]七	—	七三三	—	—	—
	洋錢	[illegible]	—	—	—	七六	—
金州 遼東銀行支店	金	—	—	一四一,九〇[illegible]	一三,七[illegible]	一五三,一二三	五四,〇五五
普蘭店遼東銀行支店	金	—	—	一三,四四[illegible]	八九,二二五	五五,五四〇	六八,[illegible]

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
瓦房店遼東銀行支店	金	—	—	三三二、五二八	一八八、八九〇	一三六、三〇三	五〇、六〇六
大石橋商工銀行支店	金	—	—	四八、六九〇	四一、八九〇	一三二、七〇八	六九、五二四
朝鮮銀行支店	金	二八、六四〇、〇〇六	二〇、六七一、三六四	五六、三六七、九七七	五八、六〇六、三三五	六四、四四七、四六五	二四、〇八八、六六六
横濱正金銀行支店	金	三六、七七二、一六四	三七、八八九、七四六	五六、八四七、一四一	六五、一一一、一六六	四四、五七〇、一五三	五一、〇九九、九八一
	銀	七〇、一二七、四〇六	七六、六四四、三三四	五四、〇七二、一六六	六一、〇五四、一一九	三三、八六九、四三九	三一、八一五、三三六
正隆銀行支店	金	七、〇二二、〇九一	五、六〇三、一一三	八、九七〇、五八八	八、四八七、八一〇	六、二四八、八〇七	二、六七六、〇〇〇
	銀	一、一七六、六八四	一三五、三五六	一、八九五、一一三	一、一七七、一二〇		五三、八四〇
	洋錢	四四、九〇一	一二五、〇八六	六六五、七〇四	九七七、五九一	一〇、五五五	二三、四八六
營口銀行	金	—	—	三四、一一三	三六、七一一	六四、三五五	二四、七一四
營口計	金	七三、四八六、三六一	七四、一二四、三三三	一一八、三三九、六〇八	一三三、二八四、〇七四	七五、三三一、七一二	七八、九九九、七四一
	銀	七一、四〇三、六八七	七六、九六九、五八〇	五四、二五七、二九九	六二、一八一、一〇九	三三、八七三、三五五	三一、八六七、二五六
	洋錢	四四、九二一	一二五、〇八六	六六五、七〇四	九七七、五九一	一〇、五五五	二三、四八六
海城商工銀行	金	—	—	一五二、一三六	三八、七七四	三〇一、八六三	一七〇、七一〇
鞍山銀行	金	—	—	—	—	三三〇、四七八	一一〇、〇五四
商工銀行支店	金	—	—	六四、八一八	一三、八九〇	四〇八、二五二	二四七、九六五
鞍山計	金	—	—	六四、八一八	一三、八九〇	七三八、七三〇	三五八、〇一九
朝鮮銀行出張所	金	七、〇三六、八八八	八、三六五、三三五	七、三〇五、六六九	一六、四五三、一〇七	七、九七四、四六六	九、一八六、六九五
商工銀行	金	一五、三〇八	—	三七四、一一九	一七五、三六八	六四五、五五五	七六〇、六〇八

遼陽計	金	七、〇九二、一八八	八、三六五、三五九	七、六七九、八六[illegible]	一六、六二七、三七五	八、六二九、七九三	九、九五〇、二[illegible]
朝鮮銀行支店	金	七三、四六六、七四八	六八、〇四七、七八六	一六五、四二九、五五七	一九三、八六三、三九五	九一、六〇九、四[illegible]	一〇八、〇五八、七八六
正隆銀行支店	金	二一、一四九、三二六	一〇、七四八、一二三	二五、八二一、八一七	三〇、八五九、〇八四	九、一七四、六六[illegible]	一四、〇五一、五九一
	銀	四三、七三九	五〇〇	一〇、三八八	一、四八五	—	—
	洋錢	七四五、五八六	三七九、八八七	二三〇、六三一	一八二、五九〇	三九、六七五	六四、八六八
奉天銀行	金	—	—	四一〇、四七九	五三八、一九八	三七一、五九八	六九八、九七[illegible]
満洲商業銀行支店	金	三〇一、五一七	一、〇七四、〇四八	二、六二八、一九四	七、九六五、一一九	[illegible]	二、八九八、七四七
安東銀行支店	金	三、一二七、七九四	二、三九一、四七八	六、五九六、一三〇	四、二三九、九三四	三、六六八、〇五九	五、八三八、八[illegible]
奉天計	金	九八、〇四五、三八五	八二、二六一、四三五	二〇〇、八八六、一六七	二三七、四五五、七三〇	一〇六、七八九、七一八	一三一、四六七、五〇六
	銀	四三、七三九	五〇〇	一〇、三八八	一、四八五	—	—
	洋錢	七四五、五八六	三七九、八八七	二三〇、六三一	一八二、五九〇	三九、六七五	六四、八六八
朝鮮銀行出張所	金	三、三四六、七二二	一四、四八六、八五七	三三、一一〇、〇七三	三三、七三〇、一五四	一八、五七六、八八六	一三、五八七、五[illegible]
鐵嶺日華銀行	金	—	—	三、九六九	二〇七	—	—
日華銀行	金	—	—	一、一七二、六三五	七八一、八〇〇	五、二三四、六三八	五、〇九七、八[illegible]
鐵嶺銀行	金	一〇五、九六六	八九、七九一	六一、〇〇九	一三五、六五一	—	—
通商銀行	金	一八、七二五	一七、二〇七	四六、四三九	三九、四〇四	—	—
鐵嶺商業銀行	金	—	—	一三九、五〇九	一三三、二七〇	九〇八、一二六	九〇[illegible]、八六一
	洋錢	—	—	一、七一三	一、一七六	三、一四二	四、四四[illegible]
鐵嶺計	金	三、四七一、四一三	一四、五九三、八五五	三四、五三三、六三四	三四、八二〇、四八六	二四、七七九、六五〇	一九、五八六、二八四
	洋錢	—	—	一、七一三	一、一七六	三、一四二	四、四四三
朝鮮銀行出張所	金	九、一九二、五三九	九、四五〇、七〇〇	一四、〇七四、九八[illegible]	一四、一五七、四九四	七、七[illegible]、一一五	八、二四二、三八[illegible]

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
横濱正金銀行支店	金	一四、〇五八、一三七	一三、三七五、二一〇	一三、三五一、六六[illegible]	一三、七[illegible]、八四[illegible]	一〇、[illegible]	一〇、[illegible]
	銀	二五、三三六、六四五	二四、四六〇、五五五	二七、九七七、五五五	二六、[illegible]、八[illegible]	一[illegible]、六[illegible]	一五、三五六、八[illegible]
正隆銀行支店	金	一、八八一、一六六	[illegible]、八[illegible]、五五七	一、七二九、四六六	六九九、[illegible]	四、四[illegible]、七七六	一、五[illegible]、七[illegible]
	銀	—					—
	洋錢	二、一九〇	[illegible]	—	—	—	—
開原銀行	金	—	—	—	—	六五、六[illegible]	[illegible]
	銀	—	—	—	—	—	[illegible]
開原計	金	二五、一三一、八三九	[illegible]、一六五、五一七	二八、一四[illegible]、三三〇	二八、四五〇、六六〇	二三、三[illegible]、三[illegible]	二〇、八八八、一三四
	銀	二五、三三六、六三五	二四、四四〇、八八一	二七、九九七、八八二	二八、〇一〇、二三三	一三、九八[illegible]、[illegible]五一	一五、四三三、[illegible]
	洋錢	二、一九〇	三、六〇〇	—	—	—	—
朝鮮銀行	金	六、九[illegible]、四四八	七、八[illegible]、四[illegible]	一一、四[illegible]、五五五	六、九[illegible]、八六八	九、三六四、一三五	[illegible]
正隆銀行	金	—	—	三六[illegible]、一三六	五[illegible]、五[illegible]	二、三三八、一[illegible]	一、八八七、六八[illegible]
	銀	—	—	—	一三、四〇〇	八[illegible]、[illegible]四四	二〇三、[illegible]
	洋錢	—	—	—	—	七八九	—
四平街銀行	金	九、四一五	一四、六九一	二四四、四八八	一九〇、六六四	三五〇、八[illegible]	三八六、[illegible]
四平街計	金	六、九六五、八六三	七、八五八、一二〇	一三、〇〇六、一七五	一七、六四〇、〇八四	一一、七八三、三三三	一七、一九〇、[illegible]
	銀	—	—	—	一三、四〇〇	八三、〇四四	二〇三、二〇[illegible]
	洋錢	—	—	—	—	七八九	—
公主嶺銀行	金	七〇、〇六四	六四、一七七	—	—	—	—
長春銀行	金	一、三六五、三七七	九六六、三三八	一、四四八、七六五	一、一五六、三三八	—	—
安東銀行	金	—	—	二、四三七、七一一	三、〇三六、八〇〇	四、一六五、五四四	一、七七八、六四四

公主嶺計	金	二、〇〇六、一三六	一、八三八、〇六五	三、九〇七、四七六	四、三三六、〇三八	四、一七五、五一〇	一、七九八、六〇〇
范家屯 安東銀行	金	—	—	一、〇〇五、二〇六	一、〇七三、四一三	一、四九九、八〇六	一二三、二四七
朝鮮銀行	金	四一、三六一、一六〇	三二八、二一七	七五、八二三、六五八	七三、〇五六、三六二	四三、〇四六、九六〇	四六、一五一、一七四
正金銀行	金	二四、一二七、一〇五	三三、一五〇、一六七	六一、三二七、八〇八	八〇、三三四、四八八	一一、六六四、一三三	一〇、五六八、四〇四
	銀	二六、四八六、三三三	八〇、三四七、四[illegible]	五八、九六三、二七〇	一三四、一六六、六七	二五、四六六、四六六	四四、四三五、三三六
正隆銀行	金	四、八〇二、四四二	一、五三三、六三三	四、一三九、三九八	三、八五六、一七八	四、九七八、三四五	六、一〇四、五六一
	鈔	四、〇〇〇	六、四〇七	—	—	—	三〇四、五[illegible]
	洋錢	—	三、四九	—	—	—	—
長春實業銀行	金	—	—	—	—	二七、〇三二	一〇、六〇〇
長春銀行	金	五一五、六四八	三九三、八〇二	五四六、〇〇九	五七六、九六六	—	—
安東銀行	金	—	—	一、〇八四、一七七	一、〇五四、三六八	一、五五四、九〇四	一、一三七、四九八
長春計	金	七〇、九〇六、二五五	六七、九八八、三八二	一四三、八六〇、一五〇	一五七、八七八、〇〇四	六〇、二五二、一五〇	六三、九六三、二五一
	鈔	二九、四九〇、三九三	八〇、三三三、八八六	五八、九九二、[illegible]	一三四、一九六、六〇七	二五、〇四六、四〇〇	四四、五九九、八二一
	洋錢	—	三、四九	—	—	—	—
正隆銀行	金	二、四三一、一六二	八、六八一、〇〇七	五、六五七、五五六	一〇、四四一、七一四	四、一三七、四三九	五四〇、二八一
	銀	三、〇二八	一三、〇五二	—	—	—	—
	洋錢	一、五八一	四[illegible]	三、三〇〇	二〇〇	—	—
安東銀行	金	一、一六三、二七一	六四八、八〇〇	四、〇二四、四六七	二、五七一、八〇七	二、二四六、〇〇七	九六七、八二六
撫順計	金	三、五九四、四三三	八、九三〇、八一六	九、六八二、二四三	一三、〇一三、五四一	六、三八三、四四三	一、五〇八、一〇三
	銀	三、〇二八	一三、〇五二	—	—	—	—
	洋錢	一、五八一	四〇〇	三、三〇〇	二〇〇	—	—
満洲商業銀行	金	—	—	—	—	三一〇、七六七	一九〇、七〇七
安東銀行	金	六〇一、一五一	六三九、〇九[illegible]	二、七七八、七三二	三、〇七〇、四五九	一、五三四、八二六	一、一七一、三三五

行名	種別	大正七年 受	大正七年 拂	大正八年 受	大正八年 拂	大正九年上半期 受	大正九年上半期 拂
本溪湖計	金	六〇一、一五二	六三九、〇九二	二、七七八、七三一	三、〇七〇、四五六	一、八五七、六二五	一、三六三、三〇七
錦州 正隆銀行支店	金	一三五、〇三〇	三五、〇四一	一、六三七、三〇八	一四二、四七七	六七二、三〇二	三三、一二三
	洋錢	八四、五一六	五四、七四五	一八七、三二三	四六、二五三	五三、七六七	九、三三〇
朝鮮銀行出張所	金	八五七、二一五	六四一、九五八	四、八二五、〇七六	五、三五三、四四一	三、〇八九、七四二	四、三七三、五三五
正隆銀行支店	金	七一、五三五	六八九、〇三〇	六四五、〇一六	一、七五八、五〇一	三八一、六七八	二、一四一、五一一
	洋錢	三、九九九	一三、〇七三	九、七〇〇	九、八五六	五、六六五	四、三九二
鄭家屯計	金	九二八、七八六	九二九、五六八	五、四七〇、〇八九	七、二二三、九〇二	三、四七七、二四〇	六、四二六、〇六六
	洋錢	三、九九九	一三、〇七三	九、七〇〇	九、八五六	五、三三五	四、三五一
朝鮮銀行出張所	金	七、四六九、八五〇	五、一五二、三一八	八、一五一、七七三	九、一六八、八〇四	四、五九五、五五五	六、一八八、六〇六
滿洲商業銀行支店	金	—	—	七一、二六〇	一、五八六	二六三、三二五	二六七、六六六
吉林計	金	七、四六九、八五〇	五、一五二、三一八	八、二二三、〇三三	九、一七〇、三九〇	四、八五八、八六七	六、四四四、二七六
朝鮮銀行支店	金	六四、五六四、九六六	九五、六六六、一四八	五九、〇七八、七〇八	七八、八八八、八九七	二一、九二三、四五五	五八、六八五、四四二
横濱正金銀行支店	金	一六九、〇六六、三五四	一六七、二四七、七八九	一六一、二九八、〇二〇	四五三、六七四、二四〇	三五、二四六、五七七	三一、六四四、六八〇
哈爾賓計	金	二三四、五九一、二四〇	二六二、九一三、九三七	二二一、七三六、七二八	五三一、五六三、一三七	五七、一六九、〇三三	九〇、三三〇、一三一
龍井村朝鮮銀行出張所	金	二、五五〇、九六一	三、〇〇一、七八〇	三、九一九、四七五	四、七三一、九六五	二、七七二、六〇五	一、一六八、七〇七
朝鮮銀行支店	金	三三、一七六、一〇七	三七、〇七五、三五〇	六一、一三三、六八八	六八、四〇三、六二四	三五、六九〇、六三五	三八、二四一、〇五四
滿洲商業銀行	金	一三、四六八、五五九	五、八八一、四五五	一三、五六六、九九四	四、九七四、一七七	一三、六三六、一一一	五、九〇〇、二〇四

安東銀行	金	四、三三五、一四八	四、四四七、八六七	六、四二〇、八三三	八、〇七七、〇一九	三、六六四、三三三
安東計	金	四九、八一九、七八六	四七、三九四、六七三	八一、一一一、八〇五	八一、一五三、八〇六	五一、九六三、九七三
總計	金	一、二八六、七七六、八七一	一、三七三、三一〇、四〇一	一、九五四、九四三、三六六	二、三〇三、八八五、九〇三	一、〇三九、〇五七、七六五
	鈔票	五〇九、一九六、八五一	五四二、七三三、二四〇	五四〇、〇五六、一五四	五九五、〇三三、八六三	三三六、一一四、〇八六
	洋錢	八八二、七八二	五七〇、二八三	四九八、三五九	三三七、六六五	一一三、三四六

安東銀行	金	三、一六五、一八五
安東計	金	四七、三〇八、五四三
總計	金	一、〇九三、一二三、〇三九
	鈔票	三四三、七三六、七一三
	洋錢	一〇五、三六七

註　朝鮮銀行哈爾賓支店中に傅家店滿洲里齊々哈爾智多派出所を包含す

第三節　銀行利子

滿洲に於ける日本側銀行中の三大銀行たる正金、朝鮮、正隆の三銀行の中にも最もよく經濟界と密接なる關係にあるものは朝鮮銀行である。今其大正九年以降に於ける貸付金利子を左掲して以て、一般金利狀態を知るの便に具へる。

第十三表　大正九年度鮮銀大連支店貸附利子

（右行より順次最高、最低、平均とす）

月別	貸付金 不動產	貸付金 證券	貸付金 商品	貸付金 信用	當座貸越	割引手形
一月	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三四 三〇 三二	三〇 二六 三〇
二月	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三三 三〇 三一	三四 三〇 三二	三〇 二六 三〇

月別	貸付金 不動產	貸付金 證券	貸付金 商品	貸付金 信用	當座貸越	割引手形
三月	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三七 三四 三五	三二 二[illegible] 三二
四月	三四 三四 三四	三四 三四 三四	三四 二九 三三	三四 二九 三三	三七 三四 三五	三二 三二 三二
五月	三四 三四 三四	三四 三四 三四	三四 二九 三〇	三八 三四 三四	三七 三四 三五	三四 二九 三〇
六月	三六 三[illegible] 三四	三六 三四 三四	三六 二九 三一	三六 三五 三二	三九 三四 三五	三六 三五 三四
七月	三七 三五 三五	三七 三五 三五	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三九 三四 三五	三五 二九 三三
八月	三七 三五 三五	三七 三五 三五	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三九 三四 三五	三五 二九 三三
九月	三七 三五 三五	三七 三五 三五	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三九 三四 三五	三五 二九 三三
十月	三七 三五 三五	三七 三五 三五	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三九 三四 三五	三五 二九 三三
十一月	三七 三五 三五	三七 三五 三五	三六 三四 三四	三六 三四 三四	三九 三四 三五	三[illegible] 二九 三三

月別	地方別	貸付金 不動産	貸付金 證券	貸付金 商品	貸付金 信用	當座貸越	割引手形
十二月		三七 三三 ｜	三七 三三 ｜	三六 三二 ｜	三七 三三 ｜	三七 二五 三三	三五 二一 ｜

第十四表 大正十年度滿洲鮮銀支店貸付利子 （右行より最高、最低、平均）

月別	地方別	貸付金 不動産	貸付金 證券	貸付金 商品	貸付金 信用	當座貸越	割引手形
一月	大連	三七 三三 三五	三七 三三 三三	三六 三二 三二	三七 三三 三三	三七 二五 三三	三五 二七 三〇
	奉天	三六 三三 三六	三七 三四 三五	三七 三四 三六	三六 二四 三六	三八 三五 三七	三七 三三 三五
	長春	三七 三六 三七	三七 三六 三六	三七 三五 三六	三七 三七 三七	三八 二五 三五	三七 三二 三五
二月	大連	三七 三三 三五	三七 三三 三三	三六 三二 三二	三七 三三 三三	三七 三五 三三	三五 二七 三〇
	奉天	三六 三三 三六	三七 三四 三九	三七 三四 三六	三六 二四 三六	二八 三 三六	三六 三三 三五
	長春	三七 三三 三六	三七 三四 三九	三七 三四 三五	三七 三三 三七	｜ ｜ ｜	三五 三〇 三三

月別	三月			四月			五月	
地方別	大連	奉天	長春	大連	奉天	長春	大連	奉天
貸付金 不動産	三三三 二二三	三三三 六三六	三三三 二二五	三三三 二二三	三三三 四〇四	三三三 二二五	三三三 一〇二	三二三 一八二
貸付金 證券	三二三 二八三	三三三 五三七	三三三 二二五	三二三 二八三	三三三 四〇四	三三三 二二五	三二三 一九二	三三三 一〇二
貸付金 商品	三二三 〇八二	三三三 五三七	三三三 二二四	三二三 〇八二	三三三 三一四	三三三 二二四	二二三 八六〇	三二三 一六二
貸付金 信用	三二三 二八三	三三三 五三六	三三三 二二五	三二三 二八三	三三三 四一四	三三三 二二五	三三三 一〇二	三二三 〇九二
當座貸越	三三三 二〇五	三三三 六二八	三二三 三五五	三三三 二〇五	三三三 三一五	三三三 三一五	三二三 一八三	三二三 〇八七
割引手形	三二三 〇八三	三三三 五六二	三二三 一九四	三二三 〇八三	三二三 三九五	三二三 一九四	二二三 九七〇	三二三 〇七二

	月	六		月
	長春	大連	奉天	長春
	三二三 二九四	三三三 一〇二	三三三 一〇二	三二三 二九四
	三二三 二九四	三二三 一九二	三三三 〇〇一	三二三 二九四
	三二三 二九九	二二三 八六〇	三二三 一八二	三二三 二九四
	三二三 二九四	三三三 一〇二	三二三 〇七一	三二三 二九四
	三三三 一一三	三二三 一八三	三二三 〇八四	三三三 一一三
	三二三 〇八三	二二三 九七〇	三二三 〇八二	三二三 〇八三

（本表單位厘）

第四節　滿洲中央銀行設置問題

一、沿　革

滿洲中央銀行設置の沿革は曩に政友會の提唱に依りて議會に現はれ、後大正六年三月第三十七議會に石本鏆太郎代議士憲政會の同意を得て提案を見たるか、政友會も從來の行懸りもあり、之に同意したるを以て全院一致にて衆議院を通過し貴族院に移されたか、同院の握潰しに會して爾來其儘になつてあつた。

然るに滿蒙銀行法案か否決された大正六年の十一月二十八日、勅令第二一七號により朝鮮銀

行に銀行劵を發行せしむることとし、又勅令第二一八號を以て正金銀行の金劵發行を廢止せしめた。而して朝鮮銀行は俄然其態度を改め滿洲各地に支店を設置して積極的に營業範圍を擴張するに至つた。次て東洋拓殖會社も滿洲に進出し來り拓殖資金を融通供給し、正金銀行其他の既設銀行の活動と相俟つて滿洲に於ける金融機關は稍備はるに至り、從つて滿洲中央銀行問題は一時聲を潛めた。

然しなから本店を朝鮮に有する鮮銀は不徹底なる支店經營にして、對滿洲財界策には幾多の缺陷ありとの非難生し、殊に鮮銀は時局以來空前の膨脹を來せる財界の好況時代に乘して銀行劵を濫發し、大正八年十二月末には實に一億六千萬圓の多額の金劵を發行し、大正九年三月財界破綻の端を開くや、直ちに濫發金劵の回收に努め、僅々三四箇月間に約七千萬圓を回收し、同年七月末現在には其發行流通高は九千三百萬圓に緊縮した、爲めに滿洲財界は愈々混亂を來したと噂さるゝに至つた。鮮銀に對する非難の是非は吾人の圖り知らさる處てあり、又夫れか肯定さるゝにしても鮮銀の斯うした態度はその自營擁護上必要てあつたらうか、併し之か爲めに滿洲には滿洲中央銀行を設置しなければ拓殖の理想を實現し得ないと云ふ感念を一般に抱かしめたやうてある。

當時滿洲中央銀行設置問題は漸く朝野の有力者間に論議されるに至つた、滿洲中央銀行法案を政府案として議會に提出せしむへく在滿の發起者は奔走せりとも傳へられ第四十三特別議會には提案の機を失ひたるより改めて第四十四議會に提案すへしと謂ふことてあつた。

然るに大正十年三月八日第四十四議會に於て政友會代議士吉野小一郎、松野鶴平等の滿洲關係代議士三十餘名連署を以て建議案に非すして滿洲に於ける施政方針に關する質問書として議會に提出された。其第七項には滿洲中央銀行に對し左の如く質議して居る。

所謂滿蒙經營に關し現在金融上の任務を有する我特殊會社は、横濱正金銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖會社の三者なり、而も是等各會社は何れも組織權限資力並に其方針に付多大の缺陷を有し、是等政府の特殊會社にして其對滿業務上に聯絡統一を缺く、政府は此際實狀に適當せしむ可き滿蒙本位中樞的金融機關を特設することに考慮の要を認めさるや云々。

之に對する政府の答辯は次の如くてあつた。

滿蒙に於ては金融機關として既に横濱正金銀行、朝鮮銀行、東洋拓殖會社各活動し相當效果を擧け居れり、從つて將來益努力して滿蒙の需要に應するやう指導する意なり、差當り之等の機關を放棄して、滿蒙本位の中樞金融機關を急設するとは思考せす云々。

右答案に據れば、政府は既設金融機關をして、充分に其機能を發揮せしめ、以て滿蒙の金融需要に應せしむれば、敢て新に滿蒙本位の中樞金融機關を設置するの必要を認めないと謂ふに存する。中樞金融機關とは所謂滿洲中央銀行を意味するのである。

二、設立の理由

中央銀行設立の理由とする處は、近時滿洲の財界は頓に著しき發達を遂け、對支對露の取引頻繁となり又對外貿易も殷盛を極めて來た、而して其貿易取引は獨り日本內地に止まらす天津、上海、香港及歐米各港との取引盛んにして、又爲替の取引複雜を極め、加ふるに滿洲に於ける通貨は金本位、銀本位、銅本位、鑄造地金等各種各樣の通貨市場に流通して頗る煩雜を極め其統一を見ない、謂つて滿洲に於ける日本金融機關の狀況を見るに、鮮銀、正金の支店銀行に三四の地方的手銀行あるに止まり、其活動や滿洲產業の開發、邦商の勢力伸張を期待するに足らす、殊に鮮銀は朝鮮本位にして滿洲本位ならす、金券を發行するも滿洲財界の如何に顧慮する處なく鮮銀自營上の經濟營政策によつて、或時は紙幣を增發し或時は一時に緊縮して市場の金券を回收するを常とし、爲めに財界の混亂を惹起する。故に鮮銀を以て滿洲の財界を托するに足らぬ、況んや正金の支店銀行を以て滿洲財界を背負はすに足らす、玆に滿洲に於ける富源を開

發し、邦商の勢力を伸張し、我植民經營の基礎を確立せんとせは、先つ滿洲中央銀行を創立し金劵、銀劵を發行して通貨の統一圓滑を圖り、拓殖資金の供給を十分にして植民經營の發達を期するにあると云ふにある。

然れとも既述の如く政府は滿洲中央銀行設立の意志なきものの如くてあるか、張作霖か哈爾賓に東三省銀行を創立して東三省通貨の統一を圖らんとするあり、其他外國銀行の滿洲進出か漸く事實化せんとする今日、我經濟的勢力の伸張よりするも滿洲中央銀行問題は今後更に再燃すへきものてあらう。

第四章　投資機關及質屋業

第一節　東洋拓植株式會社

正金銀行對外貸付

滿洲に於ける邦人の發展上長期低利に貸出すへき資金を必要とする見解の下に、明治四十三年五月より滿洲各地に支店及出張所を有する横濱正金銀行をして此任に當らしむるに決し、同四十三年五月大藏大臣より同行に對し之に關する特別機關の設置を命した。依て同行は同年七月特種貸附の業務を開始し、其資金として政府は日本銀行をして金三百萬圓を正金銀行に融通せしめ、更に大正二年七月二百萬圓を增額せしめた、即ち當時正金の特種貸付資金は內五十萬圓を滿洲以外の支那に振向くることとした結果四百五十萬圓を限度とした。

然るに滿洲に於ける經濟的地步の向上と通貨及金融機關の實況とに照し、政府は滿洲に於ける特種銀行機關の必要を認め、正金銀行には單に其本來の機能たる爲替業務を主宰して專ら貿易金融を圖らしむることゝし、銀行劵發行業務並國庫事務は朝鮮銀行に委讓し、一面東拓の營業地域を滿洲に擴張して所謂特貸は大正六年十一月十日現在を以て之を同會社に引續かしむる

ことゝし三者共其機能を分つて鼎立させた。

仍て大正六年十月東拓は社業を擴張すると共に大連奉天に支店を設置し、正金銀行より金二百二十五萬圓相當銀塊（一萬七千三百七貫六百九十三匁三一、壹匁拾三錢の割）、銀二十二萬四千圓（七年二月二十八日）及百五十八萬一千餘圓の債權を讓受けたか、其後償還せられたる金額も少からす、現在ては左の如くてある。

第十五表　特別貸付金年別　（關東廳財務課調）（單位　圓）

期別	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年
六月末	二、四二七、八六五	二、四九八、五〇五	二、二九五、七六七	二、〇五〇、〇一三	三、九〇五、九六六	一八、〇八四、六四四	四五、一六一、五〇四
十二月末	二、六三四、八三二	二、四一一、八五三	二、三二五、三〇八	三、八八一、一一五	八、二五二、六六七	四三、〇〇一、五一三	三四、二九八、四一〇

備考　一、利率は年七步、期限は最長八年最短三年てある

二、本貸付金は大正六年十月以前は正金銀行の取扱に係るものてある

東拓會社の斯低利貸付

而して又一方東拓會社は同社の資金を以て滿蒙方面に對する長期低利の資金の供給を開始したか、當時滿蒙に於ける商界の活躍企業の勃興と相俟て此種資金の需要大に增加し、大正七年三月末同社に於て土地、建物、商租權其他不動產上の權利、工場財產は動產又は有價證券を擔

保さし貸出したる額既に二百十六萬圓に上りたるか、爾來事業資金の需要愈々多きを加へ同社に對する借入の申込は異常の輻輳を見るに至りたるを以て大正八年三月末に於ける貸付額は早くも一千三百九十六萬圓に上り、前年度末に比し一躍六倍半に達するの激増を告けた、今之を用途別に其貸付口數及金額を記すれは

第十六表　東拓貸付口數及金額（東洋拓植株式會社第十二期營業報告に據る）

使途	大正八年度		大正七年度		増減	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
市街經營資金	一、〇五五	一六、三〇八、九四七・五三円	四二七	五、五二一、二七〇・八〇円	六二八	一〇、七八七、六七六・七三円
農事資金	一三〇	三、六一二、九七二・三五	八二	二、四八八、六六五・一九	四八	一、一二四、三〇七・一六
鑛業資金	八	六二一、五五三・七〇	—	—	八	六二一、五五三・七〇
工業及製造資金	一三四	四、三八五、九二七・六九	八一	一、一〇九、一二〇・〇三	五三	三、二七六、八〇七・六六
運輸交通資金	七	二、九三三、五〇〇・〇〇	—	—	七	二、九三三、五〇〇・〇〇
雜資金	三〇四	四、六一七、一六九・三二	二一二	四、九四六、三三六・〇六	九二	減 三二九、一六六・七四
計	一、六三八	三二、四八〇、〇七〇・五八	八〇二	一三、九六六、三七九・〇八	八三六	一八、五一三、六九一・五〇

右の外同社後援の下に設せられたる會社は左の如くてある。

第十七表　東拓後援會社

イ、株券の引受

會社名	設立年月	本店	資本金	總株數	東拓引受株 株數	東拓引受株 拂込金
東亞土木會社	大正九年一月	大連	五,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇	一五,〇〇〇
貔子窩銀行	大正六年一月	關東州貔子窩	一,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	五,〇〇〇	六二,五〇〇

ロ、債券の引受

會社名	前年度末現在高	大正八年度引受高	大正八年度償還高	大正八年度現在高
東省實業會社	五七五,一九五	七五〇,〇〇〇	—	一,三二五,一九五
北滿電氣會社	—	六〇〇,〇〇〇	—	六〇〇,〇〇〇

其他奉天信託株式會社を初め長春銀行、安東銀行、松花銀行の如き間接投資、滿蒙毛織會社の株式引受、若くは輕便鐵道、開墾會社、製鐵事業等の各種企業資金を供給し、大正八年六月哈爾賓支店を出し兩滿の業域を北滿に擴張せんとする等、東拓不動産金融の活動は滿蒙の開拓上多大の便宜を與へつゝある。

第二節 貯金會社

貯金會社

滿洲に於ける貯金會社は銀行と相併て小商人に對する金融機關として其活動常に見るべきものがある、如斯は新殖民地に常に見るの現象にして又輕視し得ざる金融機關なるか、滿洲に於ては各地を通し此種のもの相當多數に達し近年の企業投資狀態を見るに尙此方面の投資巨額に達しつゝある。

滿洲に於ける貯金會社は左の如くである。

第十八表 滿洲に於ける貯金會社 （大正十年一月現在 關東廳財務課調）

地名	商號	設立年度	公稱資本額	拂込資本額	貸付金	備考
大連	大連信託株式會社	大正六年二月	一,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二,三三五,四四〇.〇〇円	
	大連貯金株式會社	同 六、六	一,〇〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	三,〇九八,八五五.九五	
	滿洲貯金信託株式會社	同 六、六、一七	二,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一,四〇八,六五五.八〇	
	滿洲殖産株式會社	同 六、七	五,〇〇〇,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇	一,〇八〇,一四九.三〇	
	滿洲ビルブローカー株式會社	同 九、一、二五	二,〇〇〇,〇〇〇	—	—	
	蓬萊信託株式會社	同 八、九、一五	五〇〇,〇〇〇	一二五,〇〇〇	一一七,五六一.六〇	

連	大連共信株式會社	同八、	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	一〇四、三三五・一五	
	不動貯金株式會社	同九、三、一三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三〇七、三四七・一九	
小崗子	西崗信託株式會社	同八、九、二三	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	四三〇、八七六・八四	
	華東信託株式會社	同八、一〇、一六	一、五〇〇、〇〇〇	三七五、〇〇〇	四四三、四五〇・三〇 小洋 一三、一三〇・〇〇	
沙河口	沙河口共濟株式會社	同八、三、一	一、〇〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二四四、六四七・〇〇	
	滿洲貯金信託株式會社支店	同九、四、一六	—	—	二三四、九二八・一九	
旅順	旅順殖產株式會社	同八、一〇、八	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三一三、三八五・九七	
	滿洲貯金株式會社支店	同九、三、二五	—	—	三三七、九三九・四八	
營口	營口證券信託株式會社	—	—	—	—	
	南滿信託株式會社	同八、二、二三	五〇〇、〇〇〇	一二五、〇〇〇	三五八、四四三・八六	
	大海信託株式會社	同九、一、六	一五〇、〇〇〇	三七、五〇〇	一七〇、五七六・〇四	
遼陽	遼鞍信託株式會社	同七、八、一八	五〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一、〇六七、八四〇・九二	
鞍山	同支店	同八、七、一八	—	—	八〇、〇四九・一七	

地名	商號	設立年度	公稱資本額	拂込資本額	貸付金	備考
撫順	撫順信託株式會社	同　五、八、一七	一、〇〇〇、〇〇〇	二八七、五〇〇	六〇八、七五五・四六	
奉天	奉天信託株式會社	—	二、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	—	
開原	開原實業信託株式會社	同　八、七、二三	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三七、五七七・四〇	
四平街	滿業貯金株式會社	同　六、一一、二五	五〇、〇〇〇	七、五〇〇	二一、七六四・〇〇	
昌圖	南滿農通貯金株式會社	同　[illegible]、一〇、[illegible]	三〇、〇〇〇	七、五〇〇	六八、八九九・一六	
本溪湖	奉天信託支店	同　六、七、[illegible]	—	—	一八一、九四四・〇五	

質屋業

第三節　質屋業

滿洲に於て外人の經營する質屋業は日本人のみなれども大連初め沿線各地に其數甚だ多きに達して居る。由來新殖民地に於ては金融機關の不備より最初は質屋業及貯金會社等の金融機關

の發達すへきか通常にて滿洲に於ても殆と各地に存在し、其流質等に對する習慣は大體日本内地の例に依るも、最初利子甚た高率なりしも近年漸く低下し高きは月五分より最低三分にて流質期限に三箇月或は四箇月を普通とする。尙此外、放錢子錢と稱する支那人相手にて日貸業をなするものあるも其數多くない。

今大正八年度に於ける各地質屋戸數及貸出額を示せは左の如くてある。（關東廳第十四統計書に據る）

第十九表　質屋業者貸付金（關東廳第十四統計）

地方		營業者數	前年繰越高 金額	貸出高 金額	受戻高 金額	流出高 金額	年末現在 金額
			円	円	円	円	円
旅順	日本人	一〇	七、五六六	五五、二六五	四二、八五七	六、五四三	二五、四六三
	支那人	八	三一、七五五	三二、五四五	二四、六五一	六、七七六	四、二九四
大連	日本人	四三	二五五、〇九八	一、〇九三、六六一	九三〇、六五〇	[illegible]	三六八、一五四
	支那人	七五	六〇、五[illegible]	一、〇四[illegible]	六七、八六九	五、[illegible]	四六、八五六
金州	支那人	六	六、四七二	三三、九〇[illegible]	二〇、三五六	三、三六五	六、六五九
普蘭店	支那人	五	一、四七〇	四、五四五	三、一三〇	一、一八[illegible]	一、七〇[illegible]
貔子窩	支那人	五	三、三〇[illegible]	二〇、〇三三	一五、五五六	五、二一四	三、五七[illegible]
瓦房店	日本人	三	九七四	三二、〇九六	二六、五五五	[illegible]	一一、七四[illegible]
	支那人	九	七、六[illegible]〇	一五、八七七	八、八七[illegible]	六、[illegible]	一三、四[illegible]

地方		營業者數	前年繰越高 金額	貸出高金額	受戻高 金額	流出高 金額	年末現在 金額
大石橋	日本人	二三	一一、一四九	七一、六四五	五九、一一四	一一、五六六	一一、二〇四
	支那人	[illegible]	一、五〇六	二三、九一七	一九、五三二	四七六	四、二五六
遼陽	日本人	七	六、六五九	二五、四九九	一八、八六四	一、〇一六	一〇、一七六
鞍山	日本人	一六	四、六八五	一三九、〇三八	一二七、六八九	八、一八八	八、四四六
奉天	日本人	一五	三六、六五七	三七一、五三六	三六九、二二四	四〇、七〇五	九八、一七六
本溪湖	日本人	一五	八、五八五	二〇、五一一	二三、一六一	五、五七〇	一〇、一七七
撫順	日本人	一一	七、九三〇	四三三、七四五	三七、八八一	一、八三八	一〇、九五五
鐵嶺	日本人	八	一、一八二	五、七七〇	六、一七七	八一	一、五七四
開原	日本人	一六	七三、七〇三	四一八、九六八	四一七、二六七	七、一四一	八、一六四
	支那人	[illegible]	三三、九〇七	二三、三五六	一八、八七七	一、五五五	七、一一五
長春	日本人	二〇	一二六、一一三	三八九、八三三	三一〇、七七八	五五、二〇〇	一四九、九七七
	支那人	五	三一九、六八一	一、三三九、九九三	九九七、一八一	九五、七四四	四五六、七四一
四平街	日本人	四	一六、四四一	五三、二三二	六六、九六四	四、八一六	一六、四四三
	支那人	五	一〇、四一七	二二、八一一	一六、八二一	六、九四八	一〇、四一七
公主嶺	日本人	七	二〇、〇四五	四〇、七四〇	三四、八七六	一、五六六	一三、四三一
	支那人	二	七〇、九一五	三六、八三六	二七六、五八六	六、六〇七	一五、五五六
安東	日本人	一	二三	六七七	五一六	七	二〇七
	支那人	四	一、七八三	二三、五七一	二、二七七	六、八八一	七、二二五
總計	日本人	一四七	六九九、一五四	三、二八三、二三六	一、七三八、九一四	三五一、九五四	八九一、六〇一
	支那人	一一七	六九〇、七九七	三、八七一、五四六	二、一八七、八一一	四一一、三二〇	九七一、[illegible]
大正七年	日本人	一一八	五〇八、五六一	一、八〇〇、一二九	一、四〇一、五八〇	一五六、三〇五	七五〇、九〇五
	支那人	一一一	三二〇、三六九	一、七一三、〇八七	一、〇四七、六九一	二〇七、三五三	七七八、四二〇

大正六年	日本人	二三三	三三五、〇五八	一、三七一、四七二	一、〇二七、五六七	一五九、二七一	五〇九、六九三
	支那人	一九〇	三〇四、五二〇	一、〇八七、七六八	八九七、七八四	一七三、六六九	三二〇、八〇五
大正五年	日本人	五〇三	二五六、七四三	一、一三八、三五五	八五四、九〇六	一三四、七六三	三三五、二三六
	支那人	一六七	二六〇、九一三	八八八、六五八	六六三、〇四一	一四三、九一三	三一四、六一六

第二十表　貸金業者貸付金

地方		營業者數	前年繰越高 金額	貸出高 金額	戻入高 金額	年末現在高 金額
旅順	日本人	四	二、一五〇円	一三、一〇五円	一〇、四八七円	一、六六八円
	支那人	八	九、三七八	七、八六五	四、三五七	一三、三九九
大連	日本人	二二	三、七八三、七一三	三二、五〇八、〇九六	一六、〇九四、一四四	二〇、一九三、三〇五
	支那人	四二	四、五四五	五、六〇〇	五、七〇七	四、六九五
瓦房店	日本人	一	八〇〇	二、五八五	一、五二〇	一、七〇〇
遼陽	日本人	三	一六、二五六	一五、九七〇	一八、五八六	一三、六六〇
鞍山	日本人	二	三、二五七	一九、〇八六	一四、一八八	七、三八八
奉天	日本人	四	一八、六〇〇	一四三、九五九	五九、四二七	一〇三、〇六九
撫順	日本人	一七	九九、九七四	一七二、〇五四	一六五、一四九	一〇二、五九〇
長春	日本人	四	八五、一八五	一一八、八四〇	一〇二、一〇五	九五、一七〇
公主嶺	日本人	三	一七、四〇三	七五、五四一	五一、四四八	四一、四九六

地方		營業者數	前年繰越高 金額	貸出高 金額	戻入高 金額	年末現在高 金額
總計	日本人	二六〇	四、〇三六、二三[illegible]	三、〇六八、三二三	二六、五三七、〇三[illegible]	一〇、五三〇、九[illegible]
	支那人	三	一三、九三三	一三、四五三	一三四、三六	一六〇、九四
大正七年	日本人	一七七	七〇六、九九〇	一、三四〇、六八[illegible]	一、三八五、三六八	七七七、三六六
	支那人	一七	六[illegible]、〇三四	一七、三四〇	七一、一四九	五八、五七八
大正六年	日本人	二三	七三〇、八五四	一、三九五、三七八	一、三五七、三三七	七五八、八九五
	支那人	[illegible]	八、五八	八、[illegible]	[illegible]、[illegible]七	六、[illegible]四
大正五年	日本人	[illegible]	五五〇、[illegible]	一、五七〇、六六八	一、三八六、六二[illegible]	七〇八、六六[illegible]
	支那人	九	一四、一四	五四、四七四	七四、六六六	八四、〇〇八

本表は銀行以外に貸金を以て營業せる者の貸附金なり營業戶數は年末の現在にして金額欄支那人の分は銀兩建なり

第四 錢舖

邦人の經營に係る錢舖は從來の如く直接帖子の發行等を全く爲さず、錢鈔取引所の會員として日々貨幣の賣買仲介業を營み、顧客の求めに應じ處要貨幣の調達を爲すものなれば、間接直接に商金融及通貨に對し關係あり、邦人經營のもの近年漸次增加を示して居るのは時代の必要に應じたものである。今大連錢鈔取引所に於ける各錢舖の取引高を示すと左の如くである。錢鈔取引關係の參考にもなるから此處に掲載する。

第二十一表　大正九年下半期出來高及受渡高順位表（自大正九年六月一日至同十一月三十日）

商號	順位	總計	金對金受渡高	銀對金賣買高	俄對銀受渡高	俄對銀賣買高
仁來	一	千円 一八二、一四五	千円 一、〇〇〇	千円 一八〇、一四五	千円 —	千円 —
泰來	二	一三九、〇一〇	三、三九五	一三七、四一五	一〇〇	一〇
蓄儲	三	一三五、〇四〇	二三五	一三二、八〇五	—	—
和順盛	四	一一八、一三〇	九一五	一一七、一〇五	五〇	五
福和盛	五	一〇三、〇〇五	一、八四五	一〇一、一六〇	—	—
雙聚福	六	九二、〇二五	一、九六〇	八九、七八五	一四〇	一四〇
和盛泰	七	九一、七七〇	六、九七五	八四、七七五	一〇	一
益發合	八	八九、二一〇	一、七三五	八七、四七五	—	—
泰記	九	八二、九九五	二、〇七五	八〇、九〇〇	一〇	一〇
永盛	一〇	八〇、五五〇	—	八〇、五五〇	—	—
義升福	一一	七四、七七〇	八六五	七三、九〇五	—	—
裕生德	一二	七三、九四〇	一八〇	七三、七六〇	—	—
萬源棧	一三	七二、〇一〇	一二〇	七一、七七〇	一〇	一〇
新和豐	一四	七〇、三六〇	四四〇	六九、八八〇	二〇	二〇

商號	順位	總計	金銀金受渡高	銀對金賣買高	俄對銀受渡高	俄對銀賣買高
廣來	一五	七〇、一二〇	一、八九五	六八、一六五	三〇	三〇
厚記	一六	六五、八二五	一、一三〇	六四、四七五	一一〇	一一〇
瑞昌	一七	六五、三八〇	一、五三〇	六三、八五〇	―	―
新泰	一八	五七、六一〇	三五	五七、五七五	―	―
同盛春	一九	五一、三九五	八一〇	五〇、五八五	―	―
東聚公	二〇	四六、五二〇	七〇	四六、四五〇	―	―
裕豐成	二一	四五、三二五	六〇五	四四、四五〇	一五〇	一二〇
同和	二二	四〇、九一〇	一五五	四〇、七五五	―	―
錦盛長	二三	四〇、〇一〇	一〇	三九、八四〇	一〇〇	六〇
協源湘	二四	三八、九八〇	八〇	三八、八四〇	三〇	三〇
和昌	二五	三七、一七〇	二一〇	三六、九六〇	―	―
源發盛	二六	三五、四二五	三五〇	三五、〇七五	―	―
山田	二七	三四、九二〇	四〇	三四、八八〇	―	―
福順	二八	三三、八二〇	九五〇	三二、七五〇	六〇	六〇
雙盛泰	二九	三四、〇〇〇	二三五	三三、七二五	二〇	二〇
會豐義	三〇	三三、五一五	―	三三、五一五	―	―
怡盛	三一	三三、一三五	三六五	三二、六一〇	八〇	八〇

源成棧	三二	三二、八一〇	一〇〇	三二、三九〇	一七〇	一五〇
同豐	三三	三二、七九〇	六五	三二、五〇五	一二〇	一二〇
天和盛	三四	三〇、七一〇	六八〇	三〇、〇一〇	一〇	一〇
三井	三五	三〇、一一五	四、八七五	二五、二四〇	—	—
益豐順	三六	二八、七九〇	一〇	二八、七四〇	二〇	[illegible]
天合德	三七	二八、六九〇	二六〇	二八、三三〇	—	—
裕記	三八	二七、〇八五	六四五	二六、四〇〇	—	—
益泰祥	三九	二五、九一〇	—	二五、八七〇	二〇	[illegible]
寶來	四〇	一六、八二〇	三〇	一六、七九〇	—	—
恒泰和	四一	一五、三二五	二三〇	一五、〇八五	—	—
永順	四二	一三、三七〇	二〇	一三、三五〇	—	—
政記	四三	一二、七七五	九五〇	一二、六四五	九〇	九〇
鼎新昌	四四	一一、四五〇	一一〇	一一、〇三〇	一六〇	—
福順義	四五	一〇、七八〇	九七〇	九、八一〇	—	—
東永茂	四六	一〇、五三〇	三六五	一〇、一九五	—	—
協和盛	四七	一〇、四〇〇	二五五	一〇、一三五	二〇	—
復益棧	四八	九、七二〇	二〇	九、七〇〇	—	—
安惠棧	四九	八、三二〇	[illegible]	八、[illegible]	—	—

商號	順位	總計	金對金受渡高	銀對金賣買高	俄對銀受渡高	俄對銀賣買高
聚誠和	五〇	六,二八〇	一五五	六,一二五	—	—
同聚茂	五一	六,二〇〇	六五	六,一三五	—	—
義祥	五二	六,一三〇	三三〇	五,七八〇	一〇	一〇
萊永春	五三	四,二八〇	一一〇	四,〇三〇	七〇	七〇
裕興益	五四	三,一一〇	五五	三,〇五五	—	—
洪發合	五五	二,七六五	一五	二,七五〇	—	—
東興號	五六	二,五一〇	—	二,五一〇	—	—
東茂泰	五七	一,八四〇	四〇	一,八〇〇	—	—
界源	五八	九九〇	九〇	九〇〇	—	—
鈴木	五九	四〇〇	—	四〇〇	—	—
福來	六〇	三一〇	一〇	三〇〇	—	—
天興福	六一	二〇〇	二五	一七五	—	—
龍口	六二	一二〇	一〇	一一〇	—	—
滿洲特産	六三	一二〇	—	一二〇	—	—
久保田	六四	一二〇	—	一二〇	—	—

以下畧業

福豐厚	—	六、四四〇	一〇五	六、一九五	八〇	六〇
富來	—	一〇〇	—	一〇〇	—	—
以下無商內						
日清	—	—	—	—	—	—
厚記東	—	—	—	—	—	—
禮發合	—	—	—	—	—	—
合計	—	二、五四・〇一〇	四二・一一〇	二、五〇八・六八〇	一・六八〇	一・五四〇

第五章　郵便爲替及貯金

第一節　郵便爲替

其一、局所別（關東廳第十四統計に據る）

第二十二表

地名	振出 内國爲替金額	振出 外國爲替金額	振出 合計金額	拂渡 内國爲替金額	拂渡 外國爲替金額	拂渡 合計金額
旅順	一、〇九九、五七七円	一、二四七円	一、一〇〇、八二四円	四〇五、四八九円	八九九円	四〇六、三八八円
大連	六、八二四、八一九	四、六六七	六、八二九、四八六	[illegible]	[illegible]	三、七一五、三二六
柳樹屯	一一、四九三	—	一一、四九三	二七、〇六五	—	二七、〇六五
金州	七六、六八二	—	七六、六八二	五七、七八一	一九	五七、八〇〇
普蘭店	七四、九七七	—	七四、九七七	三九、三三一	—	三九、三三一
貔子窩	一三三、八五四	—	一三三、八五四	四一〇、九七六	—	四一〇、九七六
瓦房店	二三三、九六一	—	二三三、九六一	一三三、七六〇	—	一三三、七六〇
熊岳城	七〇、一七五	—	七〇、一七五	一一一、五三四	—	一一一、五三四
蓋平	四四、八一〇	—	四四、八一〇	六一、五二六	一八〇	六一、七〇六
大石橋	二四二、四〇一	—	二四二、四〇一	一二六、六三四	二九	一二六、六六三

牛莊	四五四,〇四一	二三,七七二	四七七,八一三	二〇一,〇二九	三六	二〇一,〇六五
海城	一二一,六三四	—	一二一,六三四	一八〇,〇三九	—	一八〇,〇三九
鞍山	七九三,八三九	—	七九三,八三九	三三六,三六七	—	三三六,三六七
立山	三四六,五一六	—	三四六,五一六	八三,〇九五	一六一	八三,二五六
遼陽	五六七,三五一	一六四	五六七,五一五	一八九,二二〇	二七九	一八九,四九九
煙臺	二五一,七七六	—	二五一,七七六	七一,一四四	—	七一,一四四
蘇家屯	二九,七四七	—	二九,七四七	六,五三九	—	六,五三九
奉天	二,五四四,六九八	一,六五七	二,五四六,二九五	一,五八六,五五三	二五九	一,五八六,八一二
鐵嶺	三八四,一六七	—	三八四,一六七	一六五,三一三	五〇	一六五,三六三
開原	三七八,四七九	—	三七八,四七九	一六七,八八六	—	一六七,八八六
昌圖	五七,五〇二	—	五七,五〇二	一六,一五〇	一九	一六,一六九
四平街	四二六,一九三	—	四二六,一九三	二三八,八一七	一九	二三八,八三六
公主嶺	三八九,七〇三	—	三八九,七〇三	二八八,七四四	一〇〇	二八八,八四四
范家屯	三六,六三七	—	三六,六三七	九,四七一	—	九,四七一
長春	一,八二二,六六八	六五六	一,八二三,三二四	五九四,〇七六	七六三	五九四,八三九
吉林	三三六,九五七	一,六〇六	三三八,五六三	五五七,七八五	二二五	五五八,〇一〇
哈爾賓	一,五七八,〇九九	—	一,五七八,〇九九	三三六,二三三	—	三三六,二三三
新民府	一五,二五〇	—	一五,二五〇	二三,八〇四	—	二三,八〇四

地名	振出 内國爲替金額	振出 外國爲替金額	振出 合計金額	拂戻 内國爲替金額	拂戻 外國爲替金額	拂戻 合計金額
撫順	一、二六三、四一三	一二四	一、二六三、五三七	一四六、[illegible]	七〇	一四六、[illegible]
本溪湖	四八二、六〇六	一、〇七四	四八三、六八〇	一六四、〇三六	五二	一六四、〇八八
橋頭	八二、四〇四	―	八二、四〇四	五一、一四四	―	五一、一四四
連山關	六八、三二八	―	六八、三二八	四四、六[illegible]	―	四四、六[illegible]
鷄冠山	五三、〇三七	―	五三、〇三七	三八、一〇六	―	三八、一〇六
鳳凰城	四六、六六九	―	四六、六六九	三八、六五七	―	三八、九[illegible]
安東	四、六[illegible]	[illegible]	四、二九〇、一〇九	一、一二[illegible]	[illegible]	一、一二一、四[illegible]
大東溝	二一、一四六	―	二一、一四六	[illegible]	―	二〇、一〇一
總計	五、[illegible]	三三、五五六	五、五三七、六八〇	二、五五一、六九〇	五、六二九	二、五五七、三一九
大正七年度	一六、[illegible]	一〇、四四九	一六、四三〇、九八三	七、六三五、三三八	六、[illegible]	七、六四一、四[illegible]
同　六年度	一一、三三三、八〇六	一〇、六七七	一一、三四四、四八三	五、三三六、七八四	七、四七一	五、三四四、二五五
同　五年度	九、[illegible]	九、四七[illegible]	九、一二三、四[illegible]	四、〇五七、六六七	六、二一四	四、〇六三、八八一
同　四年度	六、六八四、八二四	七、一七五	六、六九一、九九九	二、九八八、二七〇	四、一三一	二、九九二、四〇一
同　三年度	五、九五三、八六一	一七、三三一	五、九七一、一九二	二、五五二、八一八	六四、一四四	二、六一六、九六二

一、内國爲替には支那各地を包含し又郵便取立金を合算した

月次	振出 内國為替金額	振出 外國為替金額	振出 合計金額	拂渡 内國為替金額	拂渡 外國為替金額	拂渡 合計金額
四月	一、三六七、二二九円	二、〇七六円	一、三六九、三〇五円	七五三、一二七円	二三六円	七五三、三六三円
五月	一、六五九、四七五	三、二三五	一、六六二、七一〇	七九四、七八七	三四三	七九五、一三〇
六月	一、七三〇、九〇二	二、七七二	一、七三三、六七四	七四九、〇三七	六一一	七四九、六四八
七月	一、六七五、五八一	五、六四五	一、六八一、二二六	八〇二、〇七八	三五七	八〇二、四三五
八月	一、六三七、〇八七	一、二八四	一、六三八、三七一	八八九、八〇七	二八四	八九〇、〇九一
九月	一、七六九、五六五	一、二六〇	一、七七〇、八二五	九九七、三三〇	五九五	九九七、九二五
十月	二、〇五八、三〇三	一、六五六	二、〇五九、九五九	一、〇二七、六六四	八五九	一、〇二八、五二三
十一月	二、四三九、四四七	二、八〇六	二、四四二、二五三	九三一、二二七	二五〇	九三一、四七七
十二月	三、五三二、六一八	四、五七二	三、五三七、一九〇	一、二七八、〇六一	二〇四	一、二七八、二六五
一月	二、三三〇、一五五	三、〇八四	二、三三三、二三九	九七四、〇〇四	六四五	九七四、六四九
二月	二、四〇二、〇七五	六、六九九	二、四〇八、七七四	一、〇七四、〇五六	六七七	一、〇七四、七三三
三月	二、六三六、六三三	二、四五一	二、六三九、〇八四	一、二八〇、一七四	三四四	一、二八〇、五一八
總計	二五、四九九、五五〇	三七、五三〇	二五、五三七、〇八〇	一一、五五一、六九〇	五、六二九	一一、五五七、三一九

備考　本表は前表の事實を月別として再掲した

第二節　郵便貯金及郵便振替貯金

第二十四表　其一　局所別　（同上）

局所別		郵便貯金 預入金額	郵便貯金 拂戻金額	郵便貯金 年度末現在金額	郵便振替貯金 拂込金額	郵便振替貯金 拂渡金額
旅順	旅順	一九〇、五九一円	一六四、〇二五円	三三六、五七八円	三六五、六一一円	一九、四八六円
旅順	新旅順	一六六、七二五	一六三、三三六	一三四、八九九	一九六、五一二	四五、四七一
旅順	鮫島町	八六、六〇九	七〇、四四五	九五、二三六	一四八、五八九	一一、三六六
大連	大連	四二九、八二六	五一七、三五一	三八八、六六六	二、九五二、四六三	八、九四四、二六六
大連	西廣場	四四五、三二〇	四二二、八三九	二三六、二四四	一六五、〇〇〇	九六、七六八
大連	埠頭	一八九、三三一	一五六、八二七	一一四、九四七	一一七、六八三	二二、四五〇
大連	兒玉町	一〇一、七八五	八八、六七九	七六、〇七七	五四、七七九	二、六六四
大連	吾妻橋	[illegible]	一二一、一五三	二六六、九五五	三六〇、二七五	二三、一一五
大連	浪速町	一九七、四九一	一七九、一五一	七七、九八六	二六六、六七四	一一、七六一
大連	信濃町	三〇五、六二七	八〇、四四四	二二五、三六六	三七〇、〇二三	六〇、〇〇六
大連	若狹町	四〇六、九三二	三六一、三〇三	一八六、一五五	二七九、一六八	七、一〇一
大連	小崗子	七九、一八七	六八、四八六	二四、五六七	二四、九七八	一五、四七〇
大連	沙河口	三六八、三三五	三三五、一一四	二六三、二六六	一〇二、〇三三	四五、六九七
柳樹屯	柳樹屯	一九、三五九	一六、六六七	二三、九八三	二三、五一二	一一、七七六

金州	三八、四四八	三一、七一九	二四、七〇八	六六〇、三六八	二九六、九七七
普蘭店	五三、四四[illegible]	四一、二七四	三七、六八四	二五四、七二二	一五八、一六[illegible]
貔子窩	四一、三六一	二六、三二四	二五、八八五	五九〇、二二一	二七〇、二二〇
瓦房店	一二五、二六三	九六、七五五	七六、〇八[illegible]	二五七、三三八	八七、〇〇三
熊岳城	九五、六六一	八三、二六八	二四、二〇七	一六四、〇七八	三三、八八〇
蓋平	一五、九九七	一一、三四一	一六、三七三	五九、五一六	七、四五三
大石橋	一三〇、〇〇七	一〇四、五六五	八七、三三一	二六五、六五一	一一〇、六八三
牛莊（牛莊）	二五、六八三	二五、一三八	四、〇〇五	三四二、八六八	六八、九七九
牛莊（營口新市街）	七五、一一八	六三、一一[illegible]	七、〇六四	一八六、三三五	四九、六四三
海城	六九、一六四	五四、一四〇	四一、八九三	二四七、〇九八	一四〇、一四八
鞍山	三六一、五一三	一六二、一四五	六四、六六六	五九六、四〇六	六五、三九八
立山	一〇五、三三四	九六、三八三	三四、四五七	二一六、八〇一	三三、一八〇
遼陽（遼陽）	二一〇、七六四	一五八、九三五	一六四、一二一	五六〇、三六〇	八三、一四七
遼陽（遼陽城）	四、〇八四	三、五七一	九、〇一〇	三五八、七一五	一六、六〇〇
煙臺（煙臺）	一一、七一七	九、三三一	一六、三八五	一七、四三三	三三、三〇五
煙臺（煙臺炭坑）	一〇、三七六	五、五七一	一〇、三三九	三一、一六四	一六八
蘇家屯	二七、七七五	一五、八三三	一四、五三九	三四、五九三	三〇、九三三
奉天	四九八、三八四	四三八、七四〇	二四六、七三三	九八二、六六四	三六七、八八四

局所別		郵便貯金 預入金額	郵便貯金 拂戻金額	郵便貯金 年度末現在金額	郵便振替貯金 拂込金額	郵便振替貯金 拂渡金額
奉天	十間房	七四、〇六六円	五九、三四三円	五五、二二二円	六、五五五円	四、四一五円
	大北門	一〇、一三六	一〇、三三六	一七、四二一	二六、一一六	一七、五七一
	大西關	四八、六六八	三八、二二一	三六、三二五	四七、七二一	六〇、三六六
	奉天分室	八、〇七七	六、八一七	六、二四〇	一七、三二七	五、四四一
鐵嶺	鐵嶺	一五、二七一	二六、一七一	六五、六六一	一六、一七一	二六、四四一
	西門	八、〇五七	一三、二〇七	一八、一一一	一九、一七四	五、八一一
開原	開原	八、五六六	六、八六五	二四、七六一	一二、七七四	一、五五五
	開原城	四、九七	一、九四一	八、七七六	二、四七七	四
	開原分室	九、二二五	二、九三〇	六、五九三	四、五七五	一、八〇
昌圖	昌圖	二八、三六四	二〇、三八七	二六、三二四	三六、八三七	二〇、三五二
	昌圖城	六、一四七	一、〇〇〇	三、三三七	四、三五三	六六
四平街	四平街	一一、六二一	一〇、五一一	六五、七七一	一四四、七二一	四六、五四一
	四平街分室	一二、五六六	一三、六七七	一二、一五一	四四、六六四	八、〇七
公主嶺		一七、一七九	二七、九五四	一四〇、八七四	七四、六六一	二八、六六四
范家屯		九、三四三	七、九五六	四、二五一	二七、一六六	八
長春		六七、四八八	六七、三五八	一八、三四〇	二六八、四二九	一一、六六一

長春	長春城	七、六八九	五、一一五	一二、三三七	五七、七一三	六三二
長春	長春東	一五四、九一三	一三五、六八一	六三、九八〇	七二一、二四一	九、四一八
長春	長春分室	一三、八一九	一〇、〇七三	一、六六六	四、九五七	九七三
吉林		五三、二三八	四一、一五四	六八、三六三	一四九、八二三	七、四八〇
哈爾賓	第一出張所	二四二、七七六	一七六、三三六	六三、七五五	六二九、一八三	三七、七八三
哈爾賓	第二出張所	三九、九七〇	二五、三〇六	九、五五三	六四、八一九	六二一
新民府		一二、〇七七	七、一三七	六、一三一	一九、六二四	一、三八三
撫順	撫順	四四〇、五四八	三六八、四四六	六六五、四七三	一、二四四、三四五	八四、五五四
撫順	撫順分室	六、二三六	一、九五二	三、六六六	三、二九五	二三三
本溪湖		一九二、一七三	一四二、〇三六	一二八、九九三	五四五、七六八	六二、八二三
橋頭		五七、一三六	三六、四二八	三三、九二三	八一、九〇〇	三八、八五五
連山關		六五、二五一	五四、三六六	二六、三四四	一〇三、三二五	三六、七七三
鶏冠山		四八、六一五	三七、四六〇	一四、一一四	四四、四五六	四、八〇八
鳳凰城		一七、八六一	一四、四〇二	一四、七六七	三八、五五七	二三、六一七
安東縣	安東縣	二五一、〇八〇	二一〇、三六九	一四八、二二六	一、七一四、八六八	一六六、七八〇
安東縣	安東縣舊市街	六、一四六	一、九九四	七、七六九	六七、八六八	九二〇
大東溝		三、一二〇	五、四四六	三、七八五	四、五一六	一七五
發停局		—	—	六八、九八四	—	—

局所別	郵便貯金 預入金額	郵便貯金 拂戻金額	郵便貯金 年度末現在金額	郵便振替貯金 拂込金額	郵便振替貯金 拂渡金額
行賞貯金	—	—	[illegible]	—	—
他管區ヨリ移轉	—	—	三六〇、〇五〇	—	—
總計	七、八七七、三二六	六、七四九、六五六	五、二六八、八二三	三、七四八、八八四	一三、三六八、二六一
大正七年度	[illegible]	四、一五六、[illegible]	四、[illegible]	六、九四九、六七七	[illegible]
同 六年度	三、八六四、[illegible]	三、二五九、六二五	[illegible]	三、八[illegible]五、八六四	三、七六四、[illegible]
同 五年度	[illegible]	三、八五一、八六六	三、八〇〇、[illegible]	[illegible]	[illegible]
同 四年度	[illegible]	[illegible]	三、四四六、六七九	八、三二〇、八五三	六、三二三、五八[illegible]
同 三年度	[illegible]	[illegible]	二、二四六、六八二	八、七〇四、四〇〇	八、九八四、七[illegible]

第二十五表 其二 月別（同上） 大正八年度

月次	郵便貯金 預入金額	郵便貯金 拂戻金額	郵便貯金 年度末現在金額	郵便振替貯金 拂込金額	郵便振替貯金 拂渡金額
	円	円	円	円	円
四月	五[illegible]三、六一九	四六一、〇九〇	四、四一五、五九七	一、五三三、二九〇	一、[illegible]四、[illegible]
五月	五六八、六五六	四六六、[illegible]	四、四五[illegible]、一七[illegible]	一、六四一、六[illegible]	九[illegible]五、〇四[illegible]

六月	七一九、一六八	四〇八、六六九	四、七一三、三二三	一、七〇四、九九三	八三七、五九〇
七月	六三一、〇四三	四三九、八一七	四、八五一、四一八	一、五三三、〇八八	八三六、九九五
八月	五七五、五四四	四五七、七八三	四、九五五、〇五四	一、四〇四、七七五	八〇五、三七五
九月	六〇一、五〇三	五七一、八〇四	四、九三七、二六八	一、四五四、九七一	八三五、三四六
十月	五七五、八五三	六四八、七五三	四、八六九、八六六	一、六八五、六五四	七七〇、〇二二
十一月	六八二、三八三	五八〇、六〇〇	四、八八五、五八七	一、七九〇、三八三	八六九、三七一
十二月	八四一、六八五	七〇一、三二一	五、〇二五、八三四	二、三六七、一六一	一、一五〇、一一三
一月	九〇一、五八八	五四四、一八一	五、三五九、七六四	二、四八三、一五四	一、四五四、〇一一
二月	五八八、六六一	七二六、六六五	五、二六七、六六四	一、九一二、八〇六	一、七七五、一五五
三月	六四五、八〇七	六六六、七七八	五、二六八、八一一	一、九五三、〇四四	七四四、一六六
總計	七、八八七、三二六	六、七四九、六五六	―	三、七四八、八八四	三、三二八、六八一

一、本表は前表を月別さして再掲せるものである

第二十六表　郵便貯金者職業別　（大正八年度末現在）

職業	人員	金額	一人平均金額	職業別千分比例 人員	職業別千分比例 金額
農業	九〇円	五、六八二円	三七・四五円	七・七円	九・九円

職業	人員	金額	一人平均金額	職業別千分比例 人員	職業別千分比例 金額
商業	[illegible]	[illegible]	[illegible]・[illegible]	[illegible]	[illegible]
工業	八、[illegible]	二七七、[illegible]	[illegible]	六[illegible]	[illegible]
諸業者ノ被雇職工一般ノ使役人	四、[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
漁獵者船夫	[illegible]	七[illegible]、[illegible]四	五[illegible]	[illegible]	四・七
官吏及軍人	四七、[illegible]	一、九九七、七[illegible]	四[illegible]	[illegible]	[illegible]
學校生徒	四、六[illegible]	[illegible]、七[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
社寺其ノ他公共團體	[illegible]	[illegible]	[illegible]	四・四	[illegible]
雜業	五、九九九	[illegible]四、七[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
無職業	[illegible]	四[illegible]	七[illegible]・八四	四・七	七・[illegible]
職業不詳	八[illegible]	四七、[illegible]〇	五[illegible]・八四	七・[illegible]	[illegible]
總計	二七、[illegible]	五、[illegible]八、八三三	[illegible]・八三	1,000.0	1,000.0
大正七年度	[illegible]、九七七	四、[illegible]	四[illegible]	—	—
同六年度	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—
同五年度	[illegible]、五六八	[illegible]、八[illegible]、[illegible]	[illegible]・[illegible]	—	—
同四年度	[illegible]、九[illegible]	二、四四六、[illegible]	[illegible]	—	—
同三年度	[illegible]、四[illegible]	二、[illegible]四[illegible]、[illegible]	[illegible]	—	—

第三節　支那郵便貯金

一、沿革

支那に於ける郵便貯金は民國七年交通部の起草實行によるものてある、最初北京、天津、太原、開封、濟南、漢口、南昌、上海、安慶、杭州並に汽船直達の各開港場は合計六十九個處に設けたか、民國八年末更に八十一個處に增加し、民國十年現在にては全國三百三十個處の多きに及ひ、其預金額は一、一八一、〇二六元•七七、預金者總數一一一、二三二人に達する。其數を他國に比すれは尙徑庭あるを免れぬか、之を民國八年度の預金總額二〇〇、五八六元、預金者總數六、六六六人に比すれは其發達の顯著なるを知るへく、以て將來を囑望すへきものかあらう。

二、滿洲に於ける現況

最近の統計を欠くか故に今民國八年末統計によれは左の如くてある。

第二十七表　預金者種別表

地名	男	女	兒童	團體	學校	總計
東三省	一九	二	七	二	一	三〇
全國總計	一、八五七	一五七	二八九	一六	一	二、三二〇

第二十八表　預金者職業別表

地名	政客	郵政員	學生	商人	軍人	教員	農民	匠人	無職業者	雜人	總計
東三省	—	二	一	一	一	—	—	一	九	七	一二〇
全國總計	三六	三〇〇	三八七	三八	九八	一五七	一〇	二〇	三八	一五六	二、三三〇

三、貯金方法

1. 年利五厘、毎年十二圓算入し、六月と十二月二回利息を付す、當時の利息を算定して預金者に通告し、預金者に現錢を交付するか又は預金中に繰入れさす。
2. 預金額は個人は利息合計二千元、團體は三千元を逹通し得ぬ、又五錢及十錢切手を貼附する郵便切手貯金臺帳を交付する、本帳は一元に達すれは郵便局に持參し現金一元として預入し得る。
3. 貯金は何時にても拂戻すことか出來る、但し引出額三百元に達するものは三日以前に通告を要する。
4. 各地の貯金利子は必しも一致せぬ、民國八年末に於ける各地利率は左の如くてある

第二十八表　各地貯金利率表

金額	十元以上	十一元—五十元	五十一元—百元	百一元—五百元	五百元—一千元	總數
北京	五	一三	四二	四〇	—	100
直隷	六	一五	三〇	四三	六	100
山西	一	一〇	三六	五三	—	100
河南	三	一二	五〇	三五	—	100
山東	五	二〇	三六	三九	—	100
湖北	六	一二	四七	三五	—	100
江西	三	三七	六〇	—	—	100
江蘇	五	一五	三五	四五	—	100
上海	六	一〇	二五	五九	—	100
安徽	三	九	四七	四一	—	100
浙江	一四	二七	三七	二二	—	100
東三省	一四	一五	五三	一八	—	100
總數利率平均算總計一〇七、五二六元	四	一[illegible]	三[illegible]	四[illegible]	—	—

貨幣及金融 終

度量衡

第一章　度量衡に關する法規

第一節　沿　革

支那度量衡制發達の沿革

支那に於ける度量衡の制は早くも尙書舜典中に律と相並稱せられ、其後夏殷を經て周に至り其制漸く備はり、漢晋隋唐宋元明等の各朝亦何れも之に關する制かあり、淸に至つても大淸會典に律呂正義に之を述ふる精細てあると云ふものの、其實は只僅に税賦の徵收に官府か法定の標準を恪守したに過きすして、民間には極めて複雜にして劃一なき多樣多種の度量衡慣用され、剩へ當に民間に行れはさるのみならす、官府と雖も之を恪守するもの稀にして、各官府何れも隨意に作製した數種の度量衡を有し、自己の利益によつて分別使用するを常とした。

故に淸代に於ても光緒末年度量衡劃一の必要を認め、之か制度を制定して一般に頒布したか、未た其實施を見すして民國に革つたのてある。次て民國に入るに及ひ四年一月六日法律第一

號を以て、權度法を、同第二號を以て權度營業特許法を公布し、同年二月十五日敎令第五號を以て權度法施行細則を、敎令第六號を以て官用權度器具頒發條例を公布、茲に從來概ね根據不確實なる上、約數に從つたか故に其差の多かつた支那度量衡をして、兎も角始めて營造庫平制と萬國權度通例との正確なる比較を與へ、支那度量衡の完備を見るに至つた譯てある。

旣に民國四年九月一日より之を京師區域（民四、六、二四第一一二四號權度法及其附屬法令施行同期令）に實施し、漸次他省に及ほすの方針を以て著々其施設に從ひつゝあるも、因襲の久しき、容易に新法實施の運に至らす、それまては從來の制度習慣に依るへきものにして、現在に於ける滿蒙の度量衡も亦舊慣に依據すへきてあらう。

第二節　度量衡の標準

支那現頒布權度法

支那現頒布の權度法に據れは之を次の二種に分つ

甲、營造尺庫平制　長度は營造尺の一尺を以て單位とし、重量は庫平の一兩を以て單位とし、容量は三一・六立方寸を一升とし以て單位とする。

乙、萬國權度通制　長度は一公尺（メーヘル）を以て單位とし、重量は一公斤（キロクラム）を以て單位とし、容量は一立

方公寸を一公升として單位とする。

而して甲乙兩制の比較規定は左の如くてある。

一尺＝〇・三二公尺　一公尺＝三・一二五尺

一斤＝〇・五九六八一六公斤　一公斤＝一・六七五五八三斤

一升＝一・〇三五四六八八公升　一公升＝〇・九六五七四六・一升

未た一般的に之か實施を見るに至らぬものの兎に角制定された新法の內容を述ふる爲めに農商部編「中外權度比較表」を基礎とし名稱定位及換算率を示せは。

備考　但し其計算標準及再換算等に依り我國の換算率と少異あるを以て第四章と比較對照ありたし

（一）支那現行度量衡

單位	支那營造尺庫平制	萬國權度通則	摘要
長度	毫＝〇・〇〇〇一尺 釐＝〇・〇〇一尺（一〇毫） 分＝〇・〇一尺（一〇釐）	公釐＝〇・〇〇一公尺 公分＝〇・〇一公尺（一〇公釐） 公寸＝〇・一公尺（一〇公分）	（一）康熙帝の作へた律呂正義に據れは清朝の度には營造尺及律尺の二かある。 （二）營造尺は一黍の長さを一分とし十箇の黍粒を平面上に縱に列へたるを一寸としたもので縱黍尺とも謂ふ。 （三）律尺は一黍の幅を一分とし十箇の黍粒を平面上に横に列へたるを一寸としたもので横黍尺とも謂ふ。

單位	支那營造尺庫平制	萬國權度通則	摘要
長度	寸＝〇・一尺（一〇分） 尺＝單位 步＝五尺 丈＝一〇尺（二步） 引＝一〇〇尺（一〇丈） 里＝一八〇〇尺（一八〇丈）	公尺（メートル）＝單位 公丈（デカメートル）＝一〇公尺（メートル） 公引（ヘクトメートル）＝一〇〇公尺（メートル）（一〇公丈（デカメートル）） 公里（キロメートル）＝一〇〇〇公尺（メートル）（一〇公引（ヘクトメートル））	
地積	毫＝〇・〇〇一畝 釐＝〇・〇一畝（一〇毫） 分＝〇・一畝（一〇釐） 畝＝單位（六〇〇〇方尺） 頃＝一〇〇畝	公釐（センチアール）＝〇・〇一公畝（アール） 公畝（アール）＝單位（一〇〇方公尺（メートル）） 公頃（ヘクタール）＝一〇〇公畝（アール）	（一）土地の丈量には現時尚清朝制定の步弓尺を用ゐる。

容量

勺＝〇・〇一升	公撮（ミリリットル）＝〇・〇〇一公升（リットル）
合＝〇・一升（一〇勺）	公勺（センチリットル）＝〇・〇一公升（一〇公撮（ミリリットル））
升＝單位（三一・六立方寸）	公合（デシリットル）＝〇・一公升（一〇公勺（センチリットル））
斗＝一〇升	公升（リットル）＝單位
斛＝五〇升（五斗）	公斗（デカリットル）＝一〇公升
石＝一〇〇升（一〇斗）	公石（ヘクトリットル）＝一〇〇公升（一〇公升（デカリットル））
	公秉（キロリットル）＝一〇〇公升（一〇公石（ヘクトリットル））

（一）清朝量の標準には戸部量及嘉量の二制がある、戸部量は所謂倉斛にして嘉量は漢制に則つたものである。

（二）戸部量は戸部より式を定め工部は鐵を以て之を鑄造し布政使司木斛を造り所屬に頒して倉糧を出納したもので、現行の營造尺量器は即ち是である。

（三）嘉量は新代式に則る圓制と唐の張元收造の方制の二種かあるか何れも普通用ひない、尚嘉量の一斛（十斗）は戸部量二斗七升二合四勺に相當する。

重量

毫＝〇・〇〇〇〇一兩	公絲（ミリグラム）＝〇・〇〇〇〇〇一公斤（キログラム）
釐＝〇・〇〇一兩（一〇毫）	公毫（センチグラム）＝〇・〇〇〇〇一公斤（キログラム）（一〇公絲（ミリグラム））
分＝〇・〇一兩（一〇釐）	公釐（デシグラム）＝〇・〇〇〇一公斤（キログラム）（一〇公毫（センチグラム））
錢＝〇・一兩（一〇分）	公分（グラム）＝〇・〇〇一公斤（キログラム）（一〇公釐（デシグラム））
兩＝單位	公錢（デカグラム）＝〇・〇一公斤（キログラム）（一〇公分（グラム））
斤＝一六兩	公兩（ヘクトグラム）＝〇・一公斤（キログラム）（一〇公錢（デカグラム））

（一）古代の制は本黄鐘の重より起り、一龠千二百黍を容る重さを十二銖とし、二十四銖を兩、十六兩を斤、三十斤を鈞、四鈞を石とした。

（二）清朝は標準を庫平とし戸部に藏した其庫平は

（イ）海關の測定
一兩＝五七五・八二グレーン＝九・五〇一六九六匁

（ロ）一八五八年英清通商條約
一兩（海關兩）＝五八一・四七グレーン＝一〇・〇四七八〇一六匁

單位	支那營造尺庫平制	萬國權度通則	摘要
重量	攝氏四度の純水一立方寸の重量は〇・八七八四七五兩とす	公斤（キログラム）を單位 公衡（ミリアグラム）一〇公斤（キログラム） 公石（クインタル）一〇〇公斤（キログラム）（一〇公衡（ミリアグラム）） 公鐓（トン）一〇〇〇公斤（キログラム）（一〇公石（クインタル）） 攝氏四度の純水一立方寸の重量は一公斤（キログラム）とす	（三）海關は銀を秤量するには之に準ずるも皆物の秤量は 一擔一一〇〇斤一三三封度三分ノ一 六〇・四五三キロクラムを用ゐる （四）現行制は庫平なる天秤に關する規定のみで捍秤、戥（捍秤の小なるもの）につきては殆ど規定する所ないか民間に使用さるゝものは殆んど捍秤戥のみで天秤は金銀其他の高價物を秤るに過ぎぬ。

（二） 營造尺庫平制と各國度量衡比較

支那營造尺庫平制		萬國權度通制	英國	米國	日本	露國
長度	一毫	〇・〇〇〇三二メートル 〇・〇三二ミリメートル	〇・〇〇一二五九インチ	〇・〇〇一二五九八インチ	一・〇五六〇〇〇毛	〇・一二五九八四トチカ
	一釐	〇・〇〇〇三二メートル 〇・三二ミリメートル	〇・〇一二五九八六インチ	〇・〇一二五九八四インチ	一・〇五六〇〇〇厘	一・二五九八四三トチカ

分	〇・〇〇三二メートル 〇・三二センチメートル	〇・一二五九八五六インチ	〇・一二五九八四〇インチ	一・〇五六〇〇〇〇分	一・二五九八四二リニア
寸	〇・〇三二メートル 〇・三二デシメートル	一・二五九八五六三インチ	一・二五九八四〇〇インチ	一・〇五六〇〇〇寸	〇・七一九九一〇ウエルショク
尺	〇・三二メートル	〇・三四九九五六六ヤード 一・〇四九八六九九フート	〇・三四九九五五六ヤード 一・〇四九八六六七フート	一・〇五六〇〇〇尺	〇・四四九九四四アルシン
歩	一・六メートル	一・七四九七八三ヤード	一・七四九七七八ヤード	五・二八〇〇〇〇尺	二・二四九七一九アルシン
丈	三・二メートル	三・四九九五六六ヤード	三・四九九五五五六ヤード	一・〇五六〇〇〇丈	一・四九九八一三サーゼン
引	〇・三二デカメートル 三二メートル 〇・三二ヘクトメートル	三四・九九五六六二ヤード	三四・九九五五五六ヤード	一七・六〇〇〇〇間	一四・九九八一二五サーゼン
里	五七六メートル 〇・五七六キロメートル	〇・三五七九一〇一六マイル	〇・三五七九〇九〇九マイル	五・二八〇〇〇〇町 〇・一四六六六七里	〇・五三九九三ウエルスト

地積					
毫	〇・〇〇六一四四アール 〇・六一四四センチアール	六・六一三三五八六七平方フート	六・六一三三一九九七平方フート	一・八五八五六〇合	三一〇・九六二二五平方ウエルショク
釐	〇・〇六一四四アール 六・一四四センチアール	六六・一三三五八六七平方フート	六六・一三三一九九七平方フート	一・八五八五六〇歩	三一・〇九六二二平方ウエルショク
分	〇・六一四四アール	七三・四八一七六三二平方ヤード	七三・四八一三三三〇平方ヤード	〇・六一九五二〇畝	一二一・四六九六三平方アルシン

七

	支那營造尺庫平制	萬國推度通制	英國	米國	日本	露國
	畝	六・一四四アール	〇・一五二〇二八四四エイカー 七三四・八一七六三平方ヤード	〇・一五一八二〇九四エイカー 七三四・八一三三平方ヤード	六・一九五二〇〇畝	一三四・九六六二六平方サゼン
	頃	六一四・四アール 六・一四四ヘクタール	一五・二〇二八四三六エイカー	一五・一八二〇九三六エイカー	六・一九五二〇〇町	五・六二三五九四テシヤチン
容量	勺	〇・〇一〇三五四七リットル 一・〇三五四六八八センチリットル	〇・〇七二八八八七ヂル 二・九一五五五四〇液量ドラム	〇・〇一八八〇六二乾量ピント 〇・〇二一八八四液量ピント 二・八〇一一三八三液量ドラム	〇・五七四〇一五勺	〇・〇〇三一五七ガルネツ 〇・〇〇八四一八九チヤールカ
	合	〇・一〇三五四六九リットル 一・〇三五四六八八デシリットル	〇・七二八八八七ヂル 三・六四四四二六液量オンス	〇・一八八〇六二四乾量ピント 〇・二一八八三八液量ピント 三・五〇一四一〇四液量オンス	〇・五七四〇一五合	〇・〇三一五七一ガルネツ 〇・八四一八九一チヤールカ
	升	一・〇三五四六八八リットル	〇・二二七七七六ガロン 一・八二二二一三ピント	〇・〇二九三八四八ブッセル 〇・二七三五四八ガロン 三五・〇一四一〇四三液量オンス	〇・五七四〇一五升	〇・三一五七〇九ガルネツ 八・四一八九〇五チヤールカ
	斗	一〇・三五四六八八リットル 一・〇三五四六八八デカリットル	二・二七七七二ガロン	〇・二九三八四七六ブッセル 二・七三五四八一ガロン	〇・五七四〇一五斗	三・一五七〇九〇ガルネツ 八・四一八九〇五シユトツフ

斛	五一・七七三四四リットル 五・一七七三四四デカリットル	一・四二三六〇八ブッセル	一・四六九二三八ブッセル 一三・六七七四〇四ガロン	二・八七〇〇七三斗	一・九七三一八一チエトウエリク 四・二〇九四五三ウエドロ
石	一〇三・五四六八八リットル 一・〇三五四六八八ヘクトリットル	二・八四七二一六ブッセル	二・九三八四七六ブッセル 二七・三五四八〇八ガロン	〇・五七四〇一五石	三・九四六三六二チエトウエリク 八・四一八九〇五ウエドロ
重量　毫	〇・〇〇三七三〇一グラム 〇・三七三〇一センチグラム	〇・〇五七五六四二グレーン	〇・〇五七五六四二グレーン	〇・九九四六九三毛	〇・〇八三九四五ドリ 〇・〇五九九六一グレーン
釐	〇・〇三七三〇一グラム 〇・三七三〇一公厘	〇・五七五六四二三グレーン	〇・五七五六四二三グレーン	〇・九九四六九三厘	〇・八三九四五二ドリ 〇・五九九六〇九グレーン
分	〇・三七三〇一公分	五・七五六四二三三グレーン 〇・二三九八五一〇ペイニーウエト 〇・二八七八二一一スクループル	五・五七六四二三三グレーン 〇・二三九八五一〇ペンニーウエト 〇・二八七八二一一薬用スクループル	〇・九九四六九三分	八・三九四五二〇ドリ 五・九九六〇八六グレーン
錢	三・七三〇一公分 〇・三七三〇一公錢	二・一〇五二六ドラム 二・三九八五〇九六ペンニーウエト 〇・九五九四〇三八ドラム	二・一〇五二〇六ドラム 二・三九八五〇九六ペンニーウエト 〇・九五九四〇三八薬用ドラム	〇・九九四六九三匁	〇・八七四四二九ゾロトニク
兩	三七・三〇一公分 〇・三七三〇一公兩	一・三一五七五四オンス 一・一九九二五四八トロイオンス	一・三一五七五四オンス 一・一九九二五四八トロイオンス 一・一九九二五四八薬用オンス	九・九四六九三匁	八・七四四二九二ゾロトニク 一・二四九一八五オンス

	支那營造尺庫平制	萬國推度通制	英國	米國	日本	露國
重量	斤	五九六・八二六公分 〇・五九六八二六公斤	一・三二五七五四ポンド 一・五九九〇〇六四トロイポンド	一・三二五七五四ポンド 一・五九九〇〇六四トロイポンド	〇・九九四六九三斤	一・四五七三八三フント 一・六六五五七九薬用フント

(三) 萬國權度通制ト各國度量衡比較

萬國權度通制		支那營造尺庫平制	英國	米國	日本	露國
長度	公厘(ミリメートル) Millimetre	〇・〇〇三一二五尺 三・一二五厘	〇・〇〇一〇九三六ヤード 〇・〇三九三七〇インチ	〇・〇〇一〇九三六ヤード 〇・〇三九三七〇インチ	三・三〇〇〇〇厘	三・九三七〇一〇八トチカ
	公分(センチメートル) Centimetre	〇・〇三一二五尺 三・一二五分	〇・〇一〇九三六一ヤード 〇・三九三七〇一インチ	〇・〇一〇九三六一ヤード 〇・三九三七〇〇インチ	三・三〇〇〇〇〇分	三・九三七〇一〇八リニア
	公寸(デシメートル) Decimetre	〇・三一二五尺 三・一二五寸	〇・一〇九三六一四ヤード 三・九三七〇一一インチ	〇・一〇九三六一一ヤード 三・九三七〇〇〇インチ	三・三〇〇〇〇寸	二・二四九七一九ウェルショク
	公尺(メートル) Metre	三・一二五尺	一・〇九三六一四三ヤード 三・二八〇八四三フート	一・〇九三六一一ヤード 三・二八〇八三三フート	三・三〇〇〇〇〇尺	二二・四九七一八八ウェルショク 一・四〇六〇七四アルシン
	公丈(デカメートル) Decametre	三一・二五尺	一〇・九三六一四三ヤード	一〇・九三六一一ヤード	三・三〇〇〇〇〇丈	四・六八六九一四サーゼン

		三・一二五丈	三二・八〇八四三フート	三二・八〇八三三フート	五・五〇〇〇〇〇間	
	公引（ヘクトメートル） Hectometre	三一二・五尺 三・一二五引	一〇九・三六一四三ヤード 三二八・〇八四三フート	一〇九・三六一一ヤード 三二八・〇八三三フート	五五・〇〇〇〇〇〇間 〇・九一六六六七町	四六・八六九一四一サーゼン
	公里（キロメートル） Kilometre	三一二五尺 一・七三六一一里	一〇九三・六一四三ヤード 〇・六二一三七三マイル	一〇九三・六一一ヤード 〇・六二一三七〇マイル	五五〇・〇〇〇〇〇〇間 九・一六六六七里	〇・九三七三八三ヴエルスト
地積	公釐（センチアール） Centiare	〇・〇〇一六二七六畝 〇・一六二七六〇四厘	一・一九六〇平方ヤード 一〇・七六三九平方フード	一・一九五九八五平方ヤード 一〇・七六三八七平方フート	三・〇二五〇〇〇合	一九・七七〇四四八平方アルシン
	公畝（アール） Are	〇・一六二七六〇四畝	〇・〇二四七一エイカー 一一九・六〇平方ヤート	〇・〇二四七一〇四エイカー 一一九・五九八五平方ヤード	三〇・二五〇〇〇〇歩 一・〇〇八三三三畝	二一・九六七二六四平方サーゼン
	公頃（ヘクタール） Hectare	一六・二七六〇四一七畝 〇・一六二七六〇四頃	二・四七一一エイカー	二・四七一〇四エイカー	一・〇〇八三三三町	〇・九一五二九九デシアチン
容量	公撮（ミリリツトル） Millitre	〇・〇〇〇九六五七升 〇・〇九六五七四六一勺	〇・〇〇七〇四ギル 〇・〇八四四七〇四〇液量スクループル 一六・八九四〇八〇ミーニン	〇・〇〇〇〇二八ブッセル 〇・〇〇一八一六乾量ピント 〇・〇〇〇二六四ガロン 〇・〇〇二一一三液量ピント 一六・二三一一〇ミーニン	〇・〇五五四三五二勺	〇・〇〇〇三〇五ガルネツ 〇・〇〇八一三〇五三チャールカ
	公勺（センチリツトル） Centilitre	〇・〇〇九六五七五升	〇・〇七〇三九ギル	〇・〇〇〇二八四ブッセル	〇・五五四三五二勺	〇・〇〇三〇四九ガルネツ

萬國權度通制	支那從造尺庫平制	英國	米國	日本國	露國
容量	〇・九六五七四六一勺	二・八一五六八〇〇液量ドラム	〇・〇一八一六三乾量ピント		〇・〇八一三〇一三チヤールカ
			〇・〇〇二六四二ガロン		
			〇・〇二一一三四液量ピント		
			二・七〇五一八二七液量ドラム		
公合（デシリツトル）Decilitre	〇・〇九六五七四六升	〇・七〇三九二ギル	〇・〇〇二八三八ブツセル	〇・〇五五四三五二合	〇・〇三〇四八九カルネツ
	〇・九六五七四六一合	三・五一九六〇〇液量オンス	〇・一八一六一九ピント		〇・〇八一三〇五三シエトツフ
			〇・〇二六四一八ガロン		
			〇・一〇五六七一液量クオルト		
			三・三八一四七八液量オンス		
公升（リツトル）Litre	〇・九六五七四六一升	一・七五九八〇〇ピント	〇・〇二八三七八ブツセル	〇・五五四三五二升	〇・〇三八一二一チエトウエーリク
		〇・二一九九七五ガロン	一・八一六一九二ピント		〇・三〇四八九五ガルネツ
			〇・二六四一七八ガロン		〇・〇八一三〇五ウエドロ
			三三・八一四七八液量オンス		〇・〇八一三〇五三シユトツフ
公斗（デカリツトル）Decalitre	九・六五七四六一升	二・一九九七五ガロン	〇・二八三七八ブツセル	〇・五五四三五二斗	〇・三八一二一八チエトウエリク
	〇・九六五七四六一斗		二・六四一七八ガロン		〇・八一三〇五三ウエドロ
公石（ヘクトリツトル）Hectlitre	九六・五七四六一四升	二・七四九六九ブツセル	二・八三七八ブツセル	〇・五五四三五二石	三・八一二一八四チエトウエリク

	公乘(キロリットル) Kilolitre	〇・九六五七四六一石 九六五・七四六一四三升 九・六五七四六一四石	二七・四九六九ブッセル	二六・四一七八ガロン 二八・三七八ブッセル 二六四・一七八ガロン	五・五四三五三石	八・一三〇五三五ウエドロ 三八・一一八三七チエトウエリク 八一・三〇五三五二ウエドロ
重量	公絲(ミリグラム) Milligramme	〇・〇〇〇〇二六八兩 〇・二六八〇八九三毫	〇・〇一五四三二四グレーン	〇・〇一五四三二四グレーン	〇・二六六六六七毛	〇・〇二二五〇ドリ 〇・〇一六〇七五グレーン
	公毫(センチグラム) Centigramme	〇・〇〇〇二六八一兩 二・六八〇八九三毫	〇・一五四三二三六グレーン	〇・一五四三二三六グレーン	二・六六六六六七毛	〇・二二五〇四八ドリ 〇・一六七四九グレーン
	公釐(デシグラム) Decigramme	〇・〇〇二六八〇九兩 二・六八〇八九三厘	一・五四三二三五六グレーン	一・五四三二三五六グレーン	二・六六六六六六厘	二・二五〇四八一ドリ 一・六〇七四八七グレーン
	公分(グラム) Gramme	〇・〇二六八〇八九兩 二・六八〇九三分	〇・〇三二一五〇七四トロイオンス 一五・四三二三五六三グレーン 〇・七七一六一七八スクループル	一五・四三二三五六三グレーン 〇・〇三二一五〇七四トロイオンス 〇・七七一六一七八薬用スクループル	二・六六六六六七分	〇・二三四四三五ゾロトニク 一六・〇七四八六六グレーン
	公錢(デカグラム) Decagramme	〇・二六八〇八九三兩 二・六八〇八九三錢	五・六四三八三三二ドラム 二・五七二〇五九四ドラーム	五・六四三八三三二ドラム 二・五七二〇五九四薬用ドラム	二・六六六六六七匁	二・三四四三五一ゾロトニク 二・六七九一四四ドラーム
	公兩(ヘクトグラム) Hectogramme	二・六八〇八九三兩	三・五二七三九五七五オンス 三・二一五〇七四二トロイオンス	三・五二七三九五七五オンス 三・二一五〇七四二トロイオンス	二六・六六六六七匁	〇・二二四一九三フント 三・三四八九三オンス
	公斤(キログラム) Kilgoamme	二六・八〇八九三七兩	二・二〇四六二三四一ポンド	二・二〇四六二三四一ポンド	〇・二六六六六七貫	二・四四一九二八フント

	萬國權度通制	支那營造尺庫平制	英國	米國	日本	露國
重量		一・六七五五五八三斤	二・六七九二三八五トロイポンド	二・六七九二三六五藥用ポンド		二・七九〇七七五藥用フント
	公衡(ミリアグラム) Myriagramme	一六・七五五五八二九斤	二二・〇四六二二三四ポンド	二二・〇四六二二三四ポンド	二・六六六六六七貫	〇・六一〇四八二プード
	公石(クインタル) Quintal	一六七・五五五八二九斤	一・九六八四一二六ハンドレッドウエイト	二・二〇四六二二三ショートハンドレッドウエイト 一・九六八四一二六ロングハンドレッドウエイト	二六・六六六六六七貫	六・一〇四八二六プード
	公鐓(トン) Tonne; millier	一六七五・五五八二九斤	〇・九八四二〇六四トン	一・一〇二三一一二ショート、トン 〇・九八四二〇六四ロング、トン	二六六・六六六六六七貫	六一・〇四八二一プード

(四) 各國度量衡ト支那度量衡比較

	英國度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
長度	因制(インチ) Inch	〇・七九三七四九寸	二五・四〇〇〇公釐
	亨德(ハンド) Hand	〇・三一七五〇〇尺	〇・一〇一六〇〇公尺
	令克(リンク) Link	〇・六二八六四九尺	〇・二〇一一六七八公尺
	幅地(フート) Foot	〇・九五二四九九尺	〇・三〇四八〇〇公尺
	依亞(ヤード) Yard	二・八五七四九七尺	〇・九一四三九九公尺

米國度量衡	支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
因制(インチ) Inch	〇・七九三七五一六寸	二・五四〇〇〇五公分
令克(リンク) Link	六・二八六五一二六寸	二〇・一一六八四公分
幅地(フート) Foot	〇・九五二五〇一九尺	〇・三〇四八〇〇六公尺
依亞(ヤード) Yard	二・八五七五〇五七尺	〇・九一四四〇一八公尺

	花當(ファーゾム)	Fathom	五・七一四九四尺	一・八二八八〇公尺
	樂德(ロッド)	Rod	一五・七一六二三尺	五・〇二九一九公尺
	址因(チエイン)	Chain	六二・八六四九三尺	二〇・一一六七八公尺
	富阿郎(ファロング)	Furlong	六二八・六四九三四尺	二〇一・一六七八公尺
	買爾(マイル)	Mile	二・七九三九九七里	一・六〇九三四公里
	海里(ノット)	Sea mile	三・二一五〇五二里	一・八五一八七公里
地積	平方因制(インチ)	Square Inch	〇・六三〇〇三七七平方寸	六・四五一六平方公分
	平方幅地(フート)	Sq. Foot	〇・九〇七二五四三平方尺	九・二九〇三平方公寸
	平方依亞(ヤード)	Sq. Yard	一・三六〇八一四毫	〇・八三六一二六平方公尺
	平方布耳(ポール)	Sq. Pole	四・一一六六六二釐	二五・二九三平方公尺
	路得(ルード)	Rood	一・六四六六六四九畝	一〇・一一七公畝
	愛克(エイカー)	Acre	六・五八六六六〇畝	〇・四〇四六八公頃
	平方買爾(マイル)	Sq. Mile	五二・一五四六六三頃	二五九・〇〇公頃
容量 乾量	及爾(チル)	Gill	一・三七一九五二〇合	一・四二〇六一公合
	品脫(ピント)	Pint	五・四八七八〇七九合	〇・五六八二四五公升
	瓜脫(クオルト)	Quart	一・〇九七五六一六升	一・一三六四九公升

	花當(ファゾム)	Fathom	五・七一五〇一一四尺	一・八二八八〇三六公尺
	樂德(ロッド)	Rod	一五・七一六二八一尺	五・〇二九二一〇公尺
	址因(チエイン)	Chain	六二・八六五一二四尺	二〇・一一六八四〇公尺
	買爾(マイル)	Mile	二・七九四〇〇五六里	一・六〇九三四七二公里
	海里(ノット)	Sea Mile	三・二一七四四五五里	一・八五三二四八七公里
	平方因制(インチ)	SquareInch	〇・六三〇〇四一六平方寸	六・四五一六二六平方公分
	平方令克(リンク)	Sq. Link	三九・六二〇二四〇平方寸	四〇四・六八七三平方公分
	平方幅地(フート)	Sq. Foot	〇・九〇七二五九九平方尺	九二九・〇三四一平方公分
	平方依亞(ヤード)	Sq. Yard	一・三六〇八八九七毫	〇・八三六一三〇七平方公尺
	平方樂德(ロッド)	Sq. Rod	四・一一六六九一六釐	二五・二九二九五平方公尺
	平方址因(チエイン)	Sq. Chain	〇・六五八六七〇七畝	四・〇四六八七公畝
	愛克(エイカー)	Acre	六・五八六七〇六六畝	〇・四〇四六八七公畝
	平方買爾(マイル)	Sp. Mile	四二・一五四九三頃	二五八・九九九八公頃
乾量	乾量品脫(ピント)	Drry Pint	五・三一七三八三合	〇・五五〇五九九公升
	乾量瓜脫(クオルト)	Dry Quart	一・〇六三四七六六升	一・一〇一一九八公升
	潑客(ペック)	Peck	八・五〇七八一二七升	八・八〇九五八公升

英國度量衡			支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
容量 液量	加倫（ガロン）	Gallon	四・三九〇二四六三升	四・五四五九六三一公升
	潑客（ペクト）	Peck	八・七八〇四九二六升	九・〇九一九三公升
	蒲式耳（ブッセル）	Bushel	三・五一二一九七〇斗	三・六三六七七公斗
	瓜他（クオルダー）	Quarter	二・八〇九七五七六石	二・九〇九四一六公石
	卡爾獰耶（チャルドロン）	Chaldron	一二・六四三九一石	一三・〇九二三七公石
容量 藥量	米寗（ミーニ）	Minim	〇・〇〇五七一六五勺	〇・〇五九一九二公撮
	液量司克路祁（スクルーブル）	Fluid Scruple	〇・一一四三九三勺	一・一八三四公撮
	液量打蘭（ドラム）	Fluid Dram	〇・三四二七八八勺	三・五五一五三公撮
	液量溫司（オス）	Fluid Ounce	二・七四三九〇四勺	二・八四一二三公勺
	品脫（ピンド）	Pint	五・四八七八〇七九合	〇・五六八二四九公升
	加崙（ガロン）	Gallon	四・三九〇二四六三升	四・五四五九六三一公升
重量 普	克冷（グレーン）	Grain	一・七三六一八九八釐	〇・〇六四七五八九公分
	打蘭（ドラム）	Dram	四・七五〇一二八四七分	一・七七一八四五四公分
	溫司（オンス）	Ounce	七・六〇〇二〇五五五錢	二八・三四九五二六七公分
	磅（ポンド）	Pound	〇・七六〇〇二〇五五五斤	〇・四五三五九二四三公分

米國度量衡			支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
	蒲式耳（ブッヤル）	Bushel	三・四〇三一二五一斗	三・五二三八三公斗
液量	及爾（ヂル）	Gill	一・一四二二九七合	一一八・二九六公撮
	液量品脫（ピント）	Liquid Pint	四・五六九五八七合	〇・四七三一六七公升
	液量瓜脫（クオルト）	Liquid Quart	〇・九一三九一七四升	〇・九四六三三三公升
	加倫（ガロン）	Gallon	三・六五五六六九八升	三・七八五三三三公升
藥量	米寗（ミーニン）	Minim	〇・〇〇五九四九九八勺	〇・〇六一六一〇三公撮
	液量打蘭（ドラム）	Lrnid Dram	〇・三五六九九〇勺	三・六九六六一公撮
	液量溫司（オンス）	Nraid Ounce	二・八五五九一九勺	二九・五七二九一公撮
	加倫（ガロン）	Gallon	三・六五五六六九七升	三・七八五三三三公升
重量	克冷（グレーン）	Giain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九九公分
	打蘭（ドラム）	Dram	四・七五〇一二八四七分	一・七七一八四五四公分
	溫司（オンス）	Ounce	七・六〇〇二〇五五五錢	二八・三四九五二六七公分
	磅（ポンド）	Pound	〇・九七六〇〇二〇〇五五五斤	〇・四五三五九二四二七七公斤

種別	名稱	英名	換算	公制換算
通秤			一三・一六〇三八九兩	
	斯冬（ストーン）	Stone	一・〇六四〇二八七八斤	六・三五〇二九四公斤
	瓜他（クオルクー）	Quarter	三・二八〇五七五斤	一二・七〇〇五八八公斤
	亨套來懷脫（ハンドレツトウエイト）	Hundred Weight	八五・一三三〇三斤	五〇・八〇二三五一九公片
	噸（トン）	Ton	一七〇二・四四六〇四片	一・〇一六〇四七〇〇公鐵　一〇一六・〇四七〇四公斤
金銀秤	克冷（グレーン）	Grain	一・七三七一八九八釐	〇・〇六四七九八九公分
	本尼懷脫（ペンニーウエイト）	Penny Weight	四・一六九二五五六分	一・五五五一七四〇公分
	脫來溫司（トロイオンス）	Troy Ounce	八・三三八五一一三錢	三一・一〇三四八一公斤
	脫來磅（トロイポンド）	Troy Pound	一〇・〇〇六二三五兩　〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤
藥用秤	克冷（グレーン）	Grain	〇・一七三七一八九八分	〇・〇六四七九八九公分
	司克路步（スクループル）	Scruple	三・四七四三七九七分	一・二九五九七八四公分
	套（トラーム）	Drachm	一・〇四二三一三九錢	三・八八七九三五一公分
	脫來溫司（トロイオンス）	Troy Ounce	〇・八三三八五一一三兩	三一・一〇三四八一公分
	脫來磅（トロイポンド）	Troy Pound	〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤

種別	名稱	英名	換算	公制換算
通秤			一三・一六〇三八九兩	
	短亨套來懷脫（ハンドレツトウエイト）	Short Hundred Weight	七六・〇〇二〇五五斤	四五・三五九二四三八公斤
	長亨套來懷脫（ハンドレツトウエイト）	Long Hundred Weight	八五・一三三〇三三斤	五〇・八〇二三五一九公斤
	短噸（トン）	Short Ton	一五二〇・〇四一一斤	〇・九〇七一八四八六公鐵　九〇七・一八四八五四公斤
	長噸（トン）	Long Ton	一七〇二・四四六〇四四斤	一・〇一六〇四七〇四公斤　一〇一六・〇四七〇三八公斤
金銀秤	克冷（グレーン）	Grain	一・七三七一八九八厘	〇・〇六四七九八九公分
	本尼懷脫（ペンニーウエイト）	Penny Weight	四・一六九二五五六分	一・五五五一七四〇公分
	脫來溫司（トロイオンス）	Troy Ounce	八・三三八五一一三錢	三一・一〇三四八一公分
	脫來磅（トロイポンド）	Troy Pound	一〇・〇〇六二三五兩　〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤
藥用秤	克冷（グレーン）	Grain	〇・一七三七一八九八分	〇・〇六四七九八九公分
	藥用司克路步（スクループル）	Apothecaries Scruple	三・四七四三七九七分	一・二九五九七八四公分
	藥用打蘭（ドラム）	Ads' Dram	一・〇四二三一三九錢	三・八八七九三五一公分
	藥用溫司（オスス）	Aps' Ounce	〇・八三三八五一一三兩	三一・一〇三四八一公分
	藥用磅（ポンド）	Aps' Pound	〇・六二五三八八三四斤	〇・三七三二四一七公斤

	日本度量衡	支那度量衡		露國度量衡		支那度量衡	
		營造尺庫平制	萬國權度通制			營造尺庫平制	萬國權度通制
長度	毛	〇・九四六九七〇毫	〇・〇三〇三〇三公釐	託赤克(トチカ)	Totchka	七・九三七五毫	〇・二五四公釐
	厘	〇・九四六九七〇釐	〇・三〇三〇三〇公釐	利尼亞(リニア)	Linia	七・九三七五釐	二・五四公釐
	分	〇・九四六九七〇分	三・〇三〇三〇三公釐	維耳索克(ウエルショク)	Vershok	一・三八九〇六二五寸	四四・四五公釐
	寸	〇・九四六九七〇寸	三・〇三〇三〇三公分				
	尺	〇・九四六九七〇尺	〇・三〇三〇三〇公尺	阿耳申(アルシン)	Archine	二・二二二五釐	〇・七一一二公尺
			三・〇三〇三〇三公寸				
	丈	〇・九四六九七〇丈	三・〇三〇三〇三公尺				
	間	一・一三六三六四歩	一・八一八一八一公尺	薩仁(サーゼン)	Sagene	六・六六七五尺	二・一三三六公尺
	町	三・四〇九〇九一引	一〇九・〇九〇九〇九公尺				
	里	六・八一八一八一里	三・九二七二七三公里	維耳斯他(ウエルスト)	Verst	一・八五二〇八三里	一・〇六六八公里
			三九二七・二七二七二七公尺				
地積	勺	〇・〇五三八〇五毫	〇・〇三三〇五八公釐	平方維耳索克(ウエルショク)	Sq. Vershok	〇・〇〇三二一五八毫	〇・〇〇一九七六公釐
	合	〇・五三八〇五一毫	〇・三三〇五七九公釐	平方阿耳申(アルシン)	Sq Archine	〇・八二三二五一〇毫	〇・五〇五八〇五公釐
	歩(坪)	〇・五三八〇五一釐	〇・〇三三〇五八公畝	平方薩仁(サーゼン)	Sq. Sagene	七・四〇九二五九毫	四・五五二四九公釐
			三・三〇五七八五公釐				

	畝	一・六一四一五三分	〇・九九一七三六公畝
	段	一・六一四一五三畝	九・九一七三五公畝
	町	〇・一六〇二一五頃	〇・九九一七三六公頃
			九九・一七三五四公畝
容量	勺	一・七四二二六勺	一・八〇三九〇七公勺
	合	一・七四二二六合	一・八〇三九〇七公合
	升	一・七四二二六升	一・八〇三九〇七公升
	斗	一・七四二二六斗	一・八〇三九〇七公斗
			一八・〇三九〇六八公升
	石	一・七四二二六石	一・八〇三九〇七公石
		三・四八四二三二斛	一八〇・三九〇六八四公升
重量	毛	一・〇〇五三三五毫	三・七五〇〇〇〇公絲
	厘	一・〇〇五三三五釐	三・七五〇〇〇〇公釐

	節斜節納（デシヤン）	Dessiatina	〇・一七七八二三三頃	一・〇九二五四公頃
	平方維耳斯他（ウエルスト）	Sq. Verst	一八・五三三一四八頃	一一三・八〇六二三四公頃
乾量	格耳悩次（ガルネツ）	Garnety	三・一六七四七四升	三・二七九八二公升
	赤特維里克（チエトウエリク）	Tchetverik	二・五三三九七九斗	二六・二三八五六七公升
	額司米納（オスミナ）	Osmina	一・〇一三五九二石	一・〇四九五四三公石
	赤特維耳齊（チエトウエルツ）	Tchetvert	二・〇二七一八四石	二・〇九九〇八五公石
	拉司他（ラスト）	Last	二四・三二六二〇三石	二五・一八九〇二五公石
液量	查耳略（チヤールカ）	Tcharka	一・一八七八〇三合	〇・一二二九九三公升
	士託夫（シユトツフ）	Schtoff	一・一八七八〇三升	一・二二九九三公升
	維得羅（ウエドロ）	Vedro	一一・八七八〇二九升	一二・二九九三九公升
	布推里喀（酒瓶）（ボツトルカ）	Boutylka (Bottle of Wines)	〇・七四二三七七升	〇・七六八七〇八公升
	布推里喀（瓶）（ボツトルカ）	Boutylka (Bottle)	〇・五九三九〇一升	〇・六一四九六六公升
衡	多利（ドリ）	Doli	一・一九一〇五三釐	〇・四四四三四九四公釐
	作洛特尼克（ゾロトニク）	Zolotnik	一・一四三六〇三錢	四・二六五七五四

日本度量衡		支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
重量	分	一・〇〇五三三五分	三・七五〇〇〇〇公厘
	匁	一・〇〇五三三五錢	三・七五〇〇〇〇公分
	貫	一〇〇・五三三五兩	三・七五〇〇〇〇公斤
	斤	一・〇〇五三三五斤 一六・〇八五三六〇兩	〇・六〇〇〇〇〇公斤

露國度量衡			支那度量衡 營造尺庫平制	支那度量衡 萬國權度通制
通秤	分特(フント)	Funt	一〇・九七八五九二兩	〇・四〇九五一二公斤 四〇九・五一二四一公分
	普特(プード)	Pood	二七・四四六四七斤	〇・〇一六三八〇公噸 一六・三八〇四九六公斤
藥用秤	格倫(グレーン)	Medical Grain	一・六六七七五五厘	六二・二〇八九一六公絲
	得拉赫馬(ドラーム)	M'l Drachme	一・〇〇〇六五三錢	三・七三二五三五公分
	溫司亞(オンス)	M'l Ounce	八・〇〇五二二三錢	二九・八六〇二八〇公分
	分特(フント)	M'l Funt	九・六〇六二六七兩	三五八・三二三五九公分

第三節　度量衡の作製檢査竝處罰

度量衡作製及檢査に關する法規

支那度量衡の作製及檢査に關する權度法規定に據れは、權度の原器は農商部にて保管し、原器に準して副原器四揃を製造し農商部內務、財政、教育の各部に夫々一揃つゝ保管することし、農商部は副原器に依りて地方の標準器を製造し各地方に頒つて以て權度の檢定製造の用に供す

へく、副原器は十年一同原器と、地方標準器は五年一同副原器と、夫々照合檢定すと定められてある。

權度副一の必要上全國公私用の權度器具は法令に準して檢定烙印せるものに非れは販賣使用得す（第十四條）、營業上使用の權度器具は各其程序により檢査を受けねはならす、違反者は罪狀により百圓乃至五十圓以下の罰金に處せられる又人民にして權度器具の製造を業となさんとする者は農商部の特許を請ふへく、同しく修理若くは販賣を爲さんとする者は其地方官署の特許を受くへきてあり、若し右資格者にして權度法に違背するの行爲ある時は、營業を取消し又は停止し得る事とし、如上目的の必要上農商部に隷屬して權度檢定所及權度製造所を設置の筈てある。

權度營業特許法は民國四年一月七日法律第二號を以て公布せられ、權度の製造營業者は農商部に、販賣修理營業者は地方行政長官に各々特許狀の拂下を出願し、後者は同時に農商部に具案轉達すへく、年限は特許狀下附の日より十五年とし、其保證金國債券又は農商部認定の有價證劵も左の如く定めた。

專業	度器製造者	一〇〇圓	量器製造者	一〇〇圓
	衡器製造者	二〇〇	度量衡器修理者	三〇
兼業	度量衡器製造者	三〇〇	量衡器製造者	二五〇
	度衡器製造者	二五〇	度量器製造者	一五〇

而して並に權度營業の特許を受け得さる者、及有特許者の特許を取消すへき場合等に關し、規定かあるo

第二章　滿蒙現時の度量衡制度竝慣習

上述の如く滿蒙は未た新法實施の運に至らす、依然從來の制度習慣に依るへきか故に、滿蒙の度量衡は畢竟するに舊慣に依據したものに外ならぬ。

第一節　度の制度及慣習

度の種類

一、種類

官　尺　營造尺に準據作製せるもの

木　尺　官尺に擬して民間の隨意に造りたる者にて多く土木建築の用にす古の所謂車工尺

拐　尺　形によりて名く木尺と同率普通長枝に目盛なく短技にのみあり土木建築用

蘇　尺　概ね皮革を度る、但し關東州にては官尺と稱する

裁　尺　裁衣尺、衣尺又は小尺と云ふ、洋布及支那綢緞等の大幅布疋を度る

布　尺　大尺と云ふ、清水布、大尺布等小幅土布を度る

五尺桿子 丈尺繩子　家屋の建築、材木土地の丈量用、官尺と同比てある

其他窄尺、紅尺、木京尺、京裁尺、老裁尺磚尺等あるも一小地方にのみ行はれる。

二、比率

此等各種の度の營造尺に對する比率、並に此等相互の比率は、各地區々にして一定の標準かない（滿蒙主要地方度量衡比較表參照）

三、製造檢査及課税

較勘烙印を行ふへき規定はあるか、實際に於ては此事なく、隨つて民間の隨意製造販賣に委して居る外、製造使用とも課税せぬ。

第二節　量の制度及慣習

一、種類（凡そ桝を用ふるは、單に穀物類に限り、酒醬油等には之を用ゐぬ）

量の種類

（イ）容量の性質による區別

斛管子 ― 箭とも云ふ、從來量の標準器として斛或は管子なるものかあつたか、現時之を保存し居る官衙かないらしい。然し猶舊慣に依り、某地の一斗は幾斛或は幾管と稱する、斛或は管子並之と各地方の桝の容積の關係は判然せぬか、斛と管子との比較は、管子は斛の殆と二分の一に當り、各其數により各地の一斗量の標準を定める。

熱河屬地方にては斗口を稱するに十六五《シーツウウー》(熱河の如し)、十八五《レーパーウー》(林西の如し)を以てする、是れ北京市斗の一六・五升、或は一八・五升に當ることを意味するもので、之を謂斛《ウエイホー》と云ふ。謂斛の一斛は實地踏の査經[illegible]に基き、數地方の平均數を見るに、約我〇・六三一升に當る。

官斗(公斗)
私斗(市斗)

官斗は、財政廳或は其所轄官府又は此等の委任を受けた商務總會の檢査烙印を受けた桝て、之を受けさるを私斗と稱する。然れども官斗と云ふも各地とも其容積一定せす、單に其地方に於て使用する一般市斗の財政廳、其他所轄商務會等の檢査烙印を受けた桝に過ぎぬ有樣てあるから、從つて各地に行はれる市斗の容積異るに隨ひ、官斗も亦大小あるを免れぬ。

官斗にして既に然りてあるから、市斗の地方毎に其斗量を異にし、複雜を極むること、尺度重量に比し更に甚しきものかある。

售粮斗

瀋陽、撫順縣下等に行はるゝ五升桝て、容積は官斗と差異かないか、其斗帖稅か官斗の半額てあり、且つ官斗の賣買何れにも使用し得るに對し、此斗は單に賣渡に限り使用すへきてある。

雙印斗
單印斗

公主嶺四平街に於ける稱呼て、前者は較準互に烙印二個を捺し、後者は一個を捺すのて其名かある。而して雙印斗は官斗てあり單印斗は上述の售粮斗と同樣に使用される。

正斗
副斗(稍斗)

正斗たる官斗一個につき無稅て副斗一個(遼陽、大石橋、營口)、或は二個(鐵嶺)を使用し得ることゝし、副斗の容量は正斗と同樣てある。

河運斗

鐵嶺に行はるゝもので、同地には公斗事務所なる農商組合あり、公斗を保管し、農民か地方より粮穀を運ひ來るときは、公斗事務所より斗夫を派して斗量せしむるを以て、粮店に官斗の必要ない樣てはあるか、水運にて馬蜂溝より積出す際の斗量用として、各戸とも官斗と同容積の五升を用ゐる、河運斗の名は仍て來るものてある。

河載斗
地載斗

共に營口に行はるゝ一斗桝の謂て、前者は營口に入り來る穀物を量るに用ゐ、後者は販賣の際に用ゐられ、河載斗は地載斗より二合大てある、何れも官斗として財政廳の烙印を受ける

會　斗　遼陽に行はるゝもので、權行官にて檢査の上賣買にて販賣し、根幹小賣店にて賣渡の際にのみ使用する、課税かない。

買儈牙・賣儈牙斗　又出斗進斗とも稱し、所謂賣桝買桝である。買儈斗は賣儈斗に比し大きいと稱せられるものではあるか、斯の如きは甚だ稀にして、唯儈者の技術と手加減に依り惡手段を應用するに外ならぬ。

鹽　官　斗　灘斗とも稱し、專ら鹽を量るに用ゐらるゝ小口式の一斗桝である、民國二年十二月鹽稅條例實施後、斗量を廢して斤量に依ることになれる故、鹽官斗は今は使用されまい。

(ロ)容量の大小による區別　桝を容器の大小により區別せは、大淸會典の戶部量に一斛、一斗、一升の三種あるも、滿蒙には一斛(五斗)桝を見ない、又官斗も瓦房店、大石橋、營口、四平街等に一斗桝を用ふる外は、五升桝を標準斗とし居てるらしい、一升桝及五合桝は中央に斗梁即ち隔を設け、五合及二合五勺を量るに用ゐる。

(ハ)容量の形狀による區別　桝を形狀により區別せは、正方形のもの、小口斗(上口小にして下底大なる桝)、大口斗(上口大にして下底小なる桝)の三種かある、會典には正方形は一斗桝及一升桝に限るか、滿蒙の實際には五升桝に多く、大口斗は康熙四十三年に使用を禁止されたか、滿蒙には其使用多く、小口斗か一斗或は五升等の大形桝に用ひらるゝに對し、大口斗は一斗、五升等より一升五合等の小形にも之を用ひる。

三、作　製

量器の作製

前述の如く、度量衡較一の義も官用以外のものは民間の自由製造に委し、單に較勘烙印を要したのみであつた故、民間にて隨意に作製し、烙印は又嚴格に實行されなかつたから、民間使用の度量器は統一なきに至つた。但し牙店牙紀等の營業は人民の生活に關すること大に、且つ

其等營業に必要な斗秤は課稅の好目的物なるを以て、牙店牙紀の使用する度量器は必す較準烙印を經へしと規定した、即ち牙店牙紀は同業者二名の保證を以て、商務總會を經て財政廳に斗秤使用免許を願出る。然るときは、同廳は斗秤帖稅を徵し斗秤帖を給する、それと同時に牙店牙紀は財政廳若くはその委任官府に、木匠をして作らしめた桝の檢査を請ひ、容量精確なるときは財政廳若くはその委任官府は官斗の證として烙印し、容積大なるときは內部に木片を釘付けにして其容積を均しくする、その木片を俗に斗瘤子と稱する。

斗瘤子

桝の緣邊は薄き鐵板を以て包み、胴に「督轅官斗」の四字の燒印をなすを普通とするか、或は蝶番の如き鐵片を附するものあり、又は桝の上緣に鐵鋲を隙間もなく打ち付くる所もあり、開原、鐵嶺奉天の如き是てある。但し各地を通して、一升桝以下のものには鐵板を打ちつけたものは稀てある。

四、賦稅

量器の賦稅

度量衡器中量器及衡器に對し、斗秤稅なる各自の下に、官斗又は官秤の使用免許狀を與ふる爲め課稅するか、均しく滿蒙と云ふも其額は同してない

(一)奉天省　前淸時代には之を舖商斗秤帖稅と牙帖斗秤帖稅の二とし、前者は一般商人の有

する斗帖或は秤帖に課する稅とし、年額八兩、後者は牙行の有する斗帖或は秤帖に課する稅とし、年額四兩を徵したか、民國四年奉天省整頓牙店牙紀斗秤帖稅章程の頒布と共に、初めて官斗を請求するときには保斗錢と稱し、桝及燒印手數料共約四元を納付すへく爾後は每年左の割にて稅捐局に納附し、尙各項帖の有效期間は領帖後滿一箇年とし、期限滿了せは再ひ新帖と交換すへく變更された。

斗帖稅	一枚に付	大銀元	二十四元	帖稅辨公費	大銀元	二元四角
秤帖稅	同	同	二十四元	同	同	二元四角

然るに其後商界側よりの輕減運動の結果民國六年一月より同六月迄、斗秤帖稅を大洋十八元、外に辨公金一割、即ち合計十九元八角を納むることに決定したか、今尙右稅額を繼續中である。

又右章程に據れは、斗帖或は秤帖一枚に付、官斗或は官秤一箇を使用し得る規定てはあるか、官斗は實際に於ては斗帖一枚に付二箇或は三箇を使用し居る地方もあり（鐵嶺は三個、開原遼陽大石橋營口は二個を使用す）正斗副斗の稱は專ら此地方に行はれる。

售糧斗又は單印斗の稅額は官斗の半にして、一箇年九元外に辨公金九角を納める、又奉天城內外には五行會なるものありて、各關に代表者を設置し、官斗に關する問題の起つた時は先、つ五行會にて各受持區を取纏め、財政廳に提出する等一種の組合を組織して居る。

（二）黒龍江省　光緒十一年以來之を徴收したが民國三年十一月大洋銀率に改め左の如く之を徴收する。

(1) 斗秤課	一面斗に付	毎年	大洋	五元
	一桿秤に付	同	同	五元
(2 半斗課	容量の斗一面に付	毎年	大洋	二元五角

商家の斗秤は、毎年一回商務會（地方に由り税局或は縣公署）に至り、標準斗秤に照し檢定を受く（此際檢定料として一斗秤に付小洋五角內外を徴し之を商務會雜收入と爲す所がある）ることとし、現在桝は一斗及五升の兩種、秤は百斤以上のものに限り斗秤税を課し、各徴收局は使用商民より毎年七月に於て之を徴收し、新に出願する者に對しては其都度之を徴收するの規定をとつて居る。

（三）吉林省　本省には斗秤課とて秤量器の賣上額に課税し毎桿一箇年銀一兩五錢を税捐徴收局にて徴して居る外（附課税徴收暫行章程）、他省の如く未た斗秤税を課せぬ。

五、糧穀を秤量する慣習

滿洲地方にて穀物の相場は、該地方の一斗を單位とし評價取引すれど、支那桝の大小一定せず、且海外輸出に際しては、噸又は擔等斤量を標準とするを以て、附屬地內に在りては其地の一斗を支那秤にて幾斤即ち日本秤にて幾斤と定めて取引するに至つた。今左に沿線の主なる地

方に付、穀物一斗の斤量を列記すれば

滿洲農産物各地斤量一覽表（穀物毎一斗に付日本斤の斤量を示す）

	大豆（黄豆） 支那斤	大豆（黄豆） 斤	小豆 斤	綠豆（靑豆） 斤	高粱 斤	粟（小米） 斤	小麥 斤	大麥 斤	米（粳子） 斤	胡麻（芝麻） 斤	麻實（小麻子） 斤	荏（蘇子）	蕎麥 斤
普蘭店	四〇・〇	三七・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瓦房店	四〇・〇	三七・〇	—	—	三七・〇	四一・〇	—	—	—	—	—	—	—
蓋平	三六・〇	三三・〇	—	—	三三・〇	三七・〇	—	—	三七・〇	—	—	—	—
海城	三五・〇	三三・〇	—	—	三三・〇	三五・〇	—	—	三五・〇	—	—	—	—
遼陽	三〇・〇	二七・〇	三〇・〇	—	二八・〇	三〇・〇	—	—	三〇・〇	二三・〇	—	—	—
本溪	三九・〇	二七・〇	三一・〇	—	二八・〇	三一・〇	二八・〇	二〇・〇	三一・〇	二三・〇	一九・〇（大麻一八・〇）	一九・〇	二五・〇
撫順	三三・〇	二九・〇	—	—	—	三一・〇	—	—	—	—	—	—	—
鐵嶺	三三・〇	二七・〇	三三・〇	三一・〇	二八・〇	三二・〇	三一・五	—	三〇・五	—	二二・〇	二二・〇	—
開原	三四・〇	三一・〇	三五・〇（三六・〇）	—	三二・〇	三五・〇（谷子三〇・〇）	三三・〇	二四・〇	三四・〇	二四・〇	—	二三・〇	—
昌圖	三八・〇	三五・〇	三七・〇	—	三五・〇	三九・〇（谷子二六・〇）	三六・〇	二八・〇	三九・〇	—	—	—	二七・〇
雙廟子	四〇・〇	三七・〇	—	四二・〇	三八・五	四二・〇	—	三七・〇	—	—	二九・〇	二七・〇	—
四平街	四一・〇	三八・〇	四四・〇	四三・五	三九・〇	四二・〇（谷子二九・〇）	三九・〇	—	四三・〇	—	二八・〇	二七・五	二七・〇
郭家店	—	—	—	—	三九・〇	四〇・〇	—	—	四一・〇	—	—	二八・〇	—

公主嶺	四三・〇	三八・五	四二・〇	四四・五	四〇・〇	四三・〇	三八・〇	二七・五	四一・〇	三二・〇	二七・〇（大醸二六・〇）	二七・〇
范家屯	四三・〇	三八・五	—	—	三八・五	四〇・〇	四〇・五	—	—	—	二五・五	二五・〇
長春	二九・〇	三五・五	三九・〇	四〇・〇	三六・〇	三七・〇	三五・五	—	三九・〇	二九・〇	二七・〇	二五・五
蘇家屯	三二・〇	二九・〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（最終列：公主嶺 —、范家屯 —、長春 二八・〇、蘇家屯 —）

第三節　衡の制度及慣習

衡の種類

一、種類

官秤市、秤

官秤は牙店或は牙紀の使用する秤にして、財政廳或はその所轄官府、又は委任を受けたる商務總會の檢査烙印を受くへきものにして、普通二百斤掛乃至三百斤掛の大秤である。前清時代には旗衙門城守尉官秤を司り、秤戶税を徴して商民に貸與し之を秤戶と稱した、秤戶は一定貨物の賣買あるとき、官秤を用ゐて重量をはかり、使用料を徴し仲買業をも兼業した（遼陽鐵嶺の官秤局は其遺物か）、官秤を以て秤量すへき物は糧石、麻、煙草、果物、棉花、魚類等である。

市秤は官秤以外の桿稱に對する稱呼であるか、普通小秤にのみ云はれる。

天平

金銀等の貴金屬に衡るに用ゐられ多く地名を以て名ける瀋平（奉天に行はる）吉平（吉林に行はる）營平（主に營口に行はれ營平百兩に付二兩一錢三分小）蘇平 蘇平の十八兩は曹平の十六兩に當る）等是である。

稱

秤量の大小により、大稱小稱の區別かあり、大は石炭薪炭綿布等より小は蔬菜果物魚類に至るまて、總てを衡るに用ふる。大稱は五十斤乃至百斤以上て、奉天省整頓牙店牙紀斗秤税章程の所謂官秤であり、小は俗に稱と稱し、三十五斤を最大とする。

戥　子（稱の最小なるもので、五十兩內外を最大斤量とし、日本の所謂分秤である。天平と同じく貴金屬（金戥と稱す）、或は藥品（丸戥と稱す）等の高價物を衡るに用ゐられる。

磅　秤（重秤とも稱し、滿洲に於ては我が臺秤に對する稱呼にして、重量の大なるものを衡り、主として特産物商間に用ゐられる。

司　碼　秤（司秤とも稱し、釐秤にして廣東省に多く行はれ、從來滿蒙地方には殆んど其用がなかつたが、民國二年十二月鹽税條例實施と共に、鹽を計算するに斛を用ゐずして、司碼秤を用ふることとなりて以來、鹽取引の單位とされる（但し鹽店にては司碼秤を用ゐず市秤にて秤る）。滿洲各鹽務分局配付の本秤は財政部の較準を經たもので、滿洲に於ける衡器中最も精確なものである。鹽税條例に據るに

司碼秤一六兩・八＝一斤　　百斤＝一擔　　十六擔＝英一噸＝二百七十一貫

絲平火號平（共に蠶絲の賣買に用ゐらるゝもので火號秤の百斤は絲平の九十斤に相當する、主に蓋平地方に行はれる以上の外釣子秤、盤子秤、簸箕秤等其形狀に依り各種あるが、此等各種衡器の比率は司碼秤を除くの外は何れも區々にして一定せぬことは度量器と異らない。

二、作　製

衡器は多く專問的に之を製造するも唯慣習的に製造するのみで學理上に就ては何等の知識すら持たぬ。

三、稅　賦

度量器と同じく製造修理販賣に何等課税を要せぬか官秤のみは使用者に秤帖税を課すること官斗と同様である即ち牙店牙紀等は其營業の種類により必す官秤を使用するを要し其税率は官

斗と同してある（量の部参照）。

第四節　滿蒙に於ける特殊慣習

一、鐵嶺に於ける公斗事務所

鐵嶺公斗事務所

公斗事務所は俗に公斗局或は公斗行と稱し、農產物取引に際し斗量の公平を期せんか爲め、農商民合議の上設立せられたものである。其目的の爲め、公斗（五斤桝）六十個を具ひ、毎年秋期斗斛の交換に際し、稅捐局の檢查烙印を受け、而して穀物賣買の契約成り斗量を請ふものあるときは、直に斗夫を派して斗量せしむる方法を採り、公平なる斗量を期して居る。

尚此地には、既述の如く河運斗なる一慣用斗かある、是は馬蜂溝より穀物を營口に輸出する者は、出產稅納付濟の者なるを以て、公斗事務所の手を經る事なくして自ら斗量するか、此際用ふる公斗を河運斗と俗稱するのてあるか、其容積も公斗と同一てあり、檢查、納稅等も異りはない。

二、開原に於ける公斗

開原の公斗

開原附屬地內にて穀物取引に使用する桝は、開原地方事務所の定めた標準に照し、同地方事務所にて作製の上檢印を捺し、糧店の希望に應し、實費を以て給附する制度かある。公斗又は

官斗は即ち此桝で、容積五升、方形で、外面の稜邊及上緣邊は薄き鐵板にて包み、上緣には隙間もなく鋲釘を打つてある。故に檢査當時の官斗は公正なものである、此地に於ける公斗所有者も亦、斗帖税を支那官府に納むることは他地方と同樣である。

鐵嶺遼陽の官秤

三、鐵嶺遼陽に於ける官秤

滿蒙で官秤を使用するは上記二地であるが、鐵嶺にて桿、遼陽に四十三桿あり、何れも二百斤乃至三百斤掛のもので、官秤局之れを保管する。官秤局は公斗事務局と異り、牙紀(仲買)を業とするもので、貨物賣買の周旋を爲し又其請ひに應して之を秤量する。

吉林地方の斗量

四、吉林地方の斗量

吉林地方の斗量を稱するに、此斗目(斗量の大小を稱する成法)は四十七斤(同賓縣の如し)とか、四十三斤(方正縣の如し)、又は六斤(樺甸地方の如し)、三十六斤(延吉縣の如し)とか稱することがある。是れ小米(脱穀せる粟)四十七斤、或は四十三斤を以て其地方の一斗となすの謂にして、其丈けの容積を有する桝を造つて使用しつゝあるも、原より嚴格に立積を計算したるものでないから、其容積の不同なるは言を俟たぬ。然れども同地の斤斗は實地踏査の經驗に基き、數地方の平均數を見るに約我〇三五五升に當る。

五、熱河地方に於ける謂斛

熱河地方の謂解

熱河屬地方に於ては斗口を稱するに、十六五（熱河の如し）、十八五（林西の如し）、を以てする、是れ北京市斗の一六・五升或は一八・五升に當るを意味するものにして、之を謂斛と稱する、謂斛の一斛は實地踏査の經驗に基き、數地方の平均數を見るに約我〇・六三一升に當る。

間島鮮人の度量衡

六、間島に於ける鮮人の度量衡

間島地方には移住鮮人か多數なる關係より、朝鮮舊來の度量衡と支那在來法とか併用されて居る。曩に明治四十年に統監府派出所設置當時の如きは、鮮人をして隆熙三年（一、九一〇年明治四十三年）の制度に從り、其度量衡の實行を奬めたか、派出所撤退後再ひ併用の舊に複した。左に鮮人の度量衡を表示すれは

名稱	單位	我國に換算	摘要
度			
尺度 分 寸＝一〇分 尺＝一〇吋 丈＝一〇丈			
針尺	一・〇尺	一・尺六八	
營造尺	一・〇	一・〇四五	
布帛尺	一・〇	一・五七五	

名稱	單位	我國に換算	摘要
里程　歩＝六周尺　里＝三六〇歩	一歩	三尺・九六	里程は山地と平地とに依り長短がある、通常鮮十里は平地にて我一里五町乃至一里町、山地にて一里十町乃至一里十五町に當る
	一里	三丁・五七・三尺	
	一〇里	一里・三・三六間	
地積　勺　合＝一〇勺　把＝一〇合　束＝一〇把　負＝一〇束　結＝一〇〇負	一把	一坪・一〇九	地積の單位は通常日耕の名稱を用ひる、而して牛耕が基準とするに依り、其一日耕は長さ百田尺、幅四十田尺（一田尺は我曲尺三尺一寸六分）の長六形の地積にして、我三反六畝二十九歩五に相當する一結は十日耕に等しい、
量　合　升＝一〇合　斗＝一〇升　石＝一五斗	一升	〇升・三五六—（〇斗・四二）	元來鮮一斗は我約三升八合、同一
	一斗	三・六八—五・三六	石は約五斗七升に當るを本則とす

衡		
厘 分 錢 兩 斤	一〇厘＝一分　一〇分＝一錢　一〇錢＝一兩　一六兩＝一斤	
薬品衡	一斤	一〇五匁
物品衡	一斤	一四〇
金銀衡	同	一一〇

一錢は約我一匁に當る

光貨及毛强貨

七、光貨及毛强貨

奉天省内では五升枡で量る際、被量物の性質に依り、量り方に光貨、毛强貨の二種がある。光貨は芒穀なき穀類を言ひ、之を量るには「四面見鐵」と稱してスリ切りに搔取り、毛强貨は芒穀を有する穀類(例へば粳替参)にして、之を量るときは「高一指」と稱し、枡の縁より指一本だけ高さに搔く慣習がある。

滿蒙首要地方度量衡比較

第五節　滿蒙首要地方度量衡比較表

今滿蒙首要地支那人の用ふる、尺、斤斗を本邦の尺、匁、斗に換算比較し以て參考に資すれば

地方	大尺一尺 △杆尺一尺	裁尺一尺 △蘇尺一尺	木尺一尺	一斗	一斤
大連	尺 —	尺 一・一四〇	尺 —	斗 一・六五三	匁 一五二・〇
旅順	—	一・二五三 △一・〇三三	—	一・六六七	一三三・三
金州	尺 —	尺 一・一三二	尺 —	斗 一・七〇八	匁 一五六・〇
普蘭店	一・八四〇	一・一四〇	—	一・六八〇	一四二・〇

地方	大尺一尺（△杆尺一尺）	裁尺一尺（△蘇尺一尺）	木尺一尺	一斗	一斤
瓦房店	一•五〇〇	一•一五〇	一•〇四〇	一•六三〇	一六二•七三
復州	—	一•一四〇（△一•〇三〇）	—	一•五三〇	一六二•七三
安東	—	一•一三〇（△一•〇二三）	大一•一六八 小一•〇二五	（一•七五〇 一•八三〇）	一五五•〇
鳳凰城	—	一•一四〇	—	一•五〇〇	一五〇•〇
岫巖	—	一•一五〇（△一•〇二〇）	—	一•五三〇	一五六•〇
莊河	—	一•一五〇	一•〇四〇	一•六〇〇	一五四•三
[illegible]台	—	一•一五〇	—	一•四六〇	一五四•三
寬甸	—	一•一五〇	一•〇四〇	一•七五〇	一五五•〇
大孤山	—	一•一五〇	—	一•五七五	一四一•〇
青堆子	—	一•〇四五	—	一•七一五	一四四•〇
奉天	一•七五〇	一•一四〇	一•〇五〇	（一•三三〇 一•三二〇）	一四八•八
蘇家屯	—	一•一五〇	—	一•三五〇	一六〇•〇
撫順	—	一•一三〇	—	一•三〇〇	一四八•〇
本溪湖	一•八七五	一•一二五	—	一•四五〇	一四三•〇
城廠	一•四六一	一•一五二	一•〇四〇	一•四〇五	一四四•二
興京	一•七五〇	一•一四〇	—	一•三〇〇	一四九•〇

地方	大尺一尺（△杆尺一尺）	裁尺一尺（△蘇尺一尺）	木尺一尺	一斗	一斤
遼陽	—	一•一五〇	—	（一•四七〇 一•二九〇）	一五四•三
海城	—	一•一五四	—	一•四六八	一五四•三
蓋平	—	一•一四〇	—	一•六六四	一五四•三
熊岳城	—	一•一四〇	—	一•七五〇	一五三•〇
騰鰲堡	—	一•一三〇	—	一•五四〇	一四七•[illegible]
遼中	一•七五〇	一•一五〇	—	一•九一九	一五四•三
台安	一•七五〇	一•一五〇	—	一•九一九	一四八•八
黑山	—	一•一五一	—	一•八四〇	一四九•八
新民	一•七〇〇	一•一三〇	—	一•五七三	一五五•五
彰武	二•二一八	一•一五〇	一•〇三〇	一•九五一	一四四•〇
哈拉套街	一•六二五	一•一四五	一•〇一五	一•九五〇	一四二•〇
營口	二•〇七五	一•一五四（△一•〇二〇）	一•〇四〇	市斗一•四五五 河斗一•四〇五	一四五•[illegible]
大石橋	—	一•一二〇	—	一•四〇〇	一四八•[illegible]
雙臺子	—	一•一四〇	—	一•五〇〇	一四〇•八
北鎮	—	一•一五三	—	一•五七三	一五五•五

義州	—	一・一五〇	—	一・八八〇	一五五・〇
清河門	二・〇三五	一・一三五	一・〇三五	一・八八〇	一四三・〇
錦州	二・一〇〇	一・一五〇	一・〇五〇	一・五七三	一五五・〇
錦西	二・一〇〇	一・一四八	一・〇六〇	一・五七三	一五五・五
興城	—	一・一五〇	一・〇二〇	一・七二〇	—
綏中	—	一・一五三	一・〇二〇	一・八一〇	一五九・五
輯安	—	一・一五〇	—	一・四六二	一五四・三
通化	一・七五〇	一・一四〇	—	一・六七〇	一四六・〇
帽兒山	—	一・一五〇	一・〇四〇	一・五八〇	一五四・三
鐵嶺	一・五五〇	一・一五四	—	一・三四三	一四六・六
法庫	—	一・一五	—	一・三六〇	一三八・〇
康平	二・〇六〇	一・一五三	一・〇六〇	一・六五〇	一五二・九
開原	二・〇七五	一・一五四	—	（一・五二〇）（一・四三〇）	一五六・〇
大疙瘩	—	一・一五四	—	一・七九〇	一五四・三
掏鹿	一・八八	（一・四七〇）（〇・九[illegible]）	一・〇四〇	一・七八〇	一四〇・〇
大肚川	一・七五〇	一・一五〇	—	一・九八〇	一四八・〇
海龍	—	一・一五〇	—	二・〇〇〇	一五四・三
朝陽鎮	—	一・一五〇	—	一・九八〇	一四八・〇
輝南	—	一・一五〇	—	一・五八〇	一三八・〇
柳河	一・七五〇	一・一四〇	—	一・九二〇	一四九・〇
北山城子	—	一・一四〇	—	二・一〇〇	一四五・〇
昌圖	二・一二五	一・一五〇	—	一・六六〇	一四七・〇
雙廟子	△一・〇八三	一・二八五	—	一・七八八	一四〇・〇
四平街	—	一・一五〇	—	（一・八二〇）（一・八三[illegible]）	一四六・三四
八面城	—	一・一五〇	—	一・八六〇	一四五・〇
梨樹	—	一・一五〇	—	一・八六〇	一四五・〇
郭家店	一・七三〇	一・一五〇	一・〇四五	一・八〇〇	—
公主嶺	—	—	—	（一・八〇〇）（一・七〇〇）	一四〇・〇
懷德	一・七二〇	一・一五三	一・〇四五	一・七[illegible]五	一四六・〇
鄭家屯	一・八四[illegible]	一・一四七	一・〇五〇	（一・九一九）（一・九四[illegible]）	一四一・九
白音打來	—	—	—	二・一〇〇	—
開通	一・八三五	一・一五〇	—	二・一〇〇	一四五・〇
洮南	一・九二〇	一・一四五	—	二・〇〇〇	一四五・〇

地方	大尺一尺（△杆尺一尺）（尺）	裁尺一尺（△蘇尺一尺）（尺）	木尺一尺（尺）	一斗（斗）	一斤（匁）
洮安	一・七二〇	一・一五〇	—	二・六〇〇	一四三・〇
安廣	一・六七〇	一・一五〇	一・〇五〇	一・八〇〇	一四九・〇
鎮東	一・七二五	一・一五〇	—	一・三〇〇	一三四・〇
突泉	—	一・一四五	—	二・〇〇〇	一四五・〇
長春	一・六六三	一・一五〇	一・〇四五	（一・六三〇、一・五〇〇）	一四七・二
伊通	—	一・一一〇	—	一・六三〇	一五九・〇
長嶺	一・七三〇	一・〇五〇	一・一五〇	一・七八〇	一四三・〇
農安	（一・七二〇、一・七三〇）	一・一六〇	一・〇四九	一・八〇〇	（一三五・〇、一五〇・〇）
德惠	一・六六〇	△（一・一五九、一・一三〇）	—	一・七八〇	一四六・〇
吉林	—	上布尺（一・一六一、一・〇二〇）	一・〇五〇	一・六八〇	一五三・六
局子街	—	（一・一四四、一・一六〇）	（一・〇一〇、一・〇四〇）	（一・三〇〇、一・四〇〇）	一四六・七
琿春	—	（一・一四四、一・一六〇）	（一・〇一〇、一・〇四〇）	二・一三〇	一四六・七
伯都訥	一・七二〇	一・一五〇	一・〇五〇	一・五一〇	一三三・〇
楡樹	—	—	—	一・七七〇	—
雙城	—	一・一四〇	一・〇四五	一・五三〇	一三九・〇

地方	大尺一尺（△杆尺一尺）（尺）	裁尺一尺（△蘇尺一尺）（尺）	木尺一尺（尺）	一斗（斗）	一斤（匁）
阿什河	—	一・二〇〇	一・〇八〇	一・五五〇	一四〇・〇
哈爾賓	—	—	—	一・六三〇	—
賓州	△一・〇三四	一・一六〇	一・〇七〇	一・五三〇	一四〇・八
同賓	△一・〇三四 △〇・九九五	一・一六〇	一・〇七〇	一・五三〇	一三四・〇
方正	△〇・九九五	一・一五六	一・〇四〇	一・六四九	一四六・〇
三姓	△〇・九八六	一・一三七	一・〇三五	二・二二〇	一四五・〇
佳木斯	△〇・九九八	一・一五二	二・四二〇	—	一五〇・一
樺川	△〇・九九八	一・一五〇	一・〇三五	二・四二〇	一五〇・一
富克錦	△〇・九九八	一・一五〇	一・〇三八	二・四五〇	一四四・〇
甯古塔	△〇・九四三	一・一四七	一・〇三三	二・〇五九	一四七・〇
三岔口	△〇・九四三	一・一四七	一・〇五一	二・一三〇	一四七・二
穆稜河	△〇・九一〇	四・一二一	一・〇四〇	二・一三〇	一四三・〇
峰蜜山	△〇・九二三	一・一三七	一・〇二四	二・一三〇	一四五・六
呼蘭	—	一・一五〇	一・〇四五	一・五三〇	一四四・〇

巴彦	—	一・一九〇	一・〇六〇	一・六五〇	一三四・八
木蘭	—	一・一五一	一・〇五〇	一・六五〇	一三四・八
青岡	—	一・一五〇	一・〇四五	一・六五	一四四・〇
蘭西	—	一・一五一	一・〇四五	一・五三〇	一四四・〇
綏化	—	一・一八〇	一・〇八〇	一・四〇〇	一三六・〇
海倫	—	一・一八〇	一・〇五〇	一・六二〇	一三六・〇
餘慶街	—	一・一八〇	一・〇六〇	一・五〇〇	一二九・六
齊齊哈爾	—	一・二五〇	一・〇五〇	二・三四〇	—
大賚	一・七二五	一・一五〇	一・一四〇	一・七〇〇	一三六・〇
朝陽	一・七三四	一・一四〇	—	一・四九〇	一三五・〇
塔子溝	一・九五五	一・一二六	—	一・五一四	一四一・七
平泉	一・九八一	一・一二三	—	二・三九二	一四八・一
熱河	×(一・九八五 〇・九九一)	一・一〇四	一・〇三八	一・〇三九六	一四八・四
黄姑屯	一・五〇〇	一・一〇四	—	一・一六七	一四八・一
灤平	×(一・六二一 〇・九〇八)	一・一二〇	—	一・一九五	一三五・一
豐寧	×(一・八九〇 一・〇〇一)	一・一一一	—	一・一九五	一三五・三
園場	一・六三三	一・〇九二	—	三・三八五	一三八・〇
錐子山	一・六一二	一・〇五四	—	三・三三六	一三九・七三
赤峰	×(一・六三三 〇・九九六)	一・一一二	—	二・八〇八	一四〇・〇
建平	一・六七三	一・〇九六	—	一・八六〇	一四四・〇
烏丹城	一・六五六	一・一一七	—	二・八四四	一三九・四
林西	一・六〇二	一・〇九〇	一・〇四七	一・二六二	一三六・六
經棚	—	—	—	(一・二四〇 一三六)	—
阜新	二・〇六五	一・一二五	一・〇五〇	一・八〇〇	一四七・〇
小庫倫	一・六二五	一・一五〇	一・〇四〇	一・四八〇	一四〇・〇
張家口	—	一・一三〇	—	小斗〇・五二〇	一五三・〇

備考

各地度量衡比較數は調査者に依て之を異にし、又同一地方と雖、商舗毎に之を異にして、一致する所がない、右表に掲げたのは、實地調査當時最寄の商舗二三に就き比較した數であるが故に、嚴格なる意味に於て、果して其地の標準數なり否や、未た考證を經さるを以て不明なるも、後日更に研究したる後訂正することにする。

第三章　滿蒙慣用地積

支那に於ける地積の單位は官尺と木尺に分れる、官尺は從前の部尺又は營造尺を指、し新定權度法亦之を用ふる。木尺とは滿洲地方大工用尺にして、民間土地の丈量に用ゐらるゝものを指す。

丈量單位及我反別比較

今丈量單位及我反別比較換算を表示すれば

	官尺を用ふるもの	木尺を用ふるもの
一　尺	一・〇五六尺	一・〇四尺
步　＝五尺	五・二八〇尺	五・二〇尺
弓　＝五尺	二七・八七八四平方尺＝〇・七七四四坪	二七・〇四平方尺＝〇・七五一一坪
丈　＝一〇尺	一〇・五六〇尺＝一一一・五一三六平方尺＝三・〇九七六坪＝三・〇九八步	一〇・四〇尺＝一一〇八・一六平方尺＝三・〇〇四四尺＝三・〇〇四步
毫　＝〇・〇〇一畝		
釐　＝〇・〇一畝		
分　＝〇・一畝		
畝　＝六、〇〇〇方尺＝二四〇弓＝（六・一四四アール）＝六〇方丈	一八五・八五六坪＝六・五八五六（畝步合均厘）	一八〇・二六六坪＝六・〇・二六六（畝步合均厘）

晌（又ハ日）＝一〇畝＝六〇、〇〇〇方尺＝二、四〇〇弓＝六〇〇方丈	一、八五八・五六坪＝六・一・二八・五六 反畝歩合勺	一、八〇二・六＝六・〇・二一・六六 反畝歩合勺
頃＝一〇晌＝一〇〇畝＝二、四〇〇〇弓＝六、〇〇〇方丈＝六〇〇、〇〇〇方尺＝〇・一八三平方里	一、八五八・五六〇坪＝六・一・九・一五・六〇 町反畝歩合勺	一八、〇二六・六六＝六・〇・〇・二六・六六 町反畝歩合勺
方地方尺＝四五〇畝＝四五晌＝四・五頃＝二七・〇〇〇方丈＝一〇八、〇〇〇		＝二七・〇三・二七 町反畝歩
一井＝三六方（多く用ひられず）		

然れども之を標準とせる時際上の尺度慣例は、滿蒙各地方に依り必ずしも其軌を一にせず、甚た煩雜を極むる、左に滿蒙慣用地積稱呼並相互比較表を表示すれは

滿蒙慣用地積稱呼並相互比較

地積稱呼 ＼ 比較單位		方丈	畝（小畝）	天（日）小畝六畝	天（日）小畝十畝	頃（小畝）	畝（中畝）	晌（天）（中畝）	畝（大畝）	天（日）（大畝）	方里
小畝	一畝＝二四〇弓	六〇	一・〇	〇・一六六	〇・一	〇・〇一	〇・八三三	〇・〇八三三	〇・六六六	〇・〇六六	〇・〇〇一八五
	一天（日）六畝の場合＝一四四〇弓	三六〇	六・〇	一・〇	〇・六	〇・〇六	五・〇	〇・五	四・〇	〇・四	〇・〇一一
	一天（日）十畝ノ場合二、四〇〇弓	六〇〇	一〇・〇	一・六六六	一・〇	〇・一	八・三三三	〇・八三三	六・六六六	〇・六六六	〇・〇一八五
	單縄地＝一、四四〇弓	三六〇	六・〇	一・〇	〇・六	〇・〇六	五・〇	〇・五	四・〇	〇・四	〇・〇一一
	雙縄地＝二、八八〇弓	七二〇	一二・〇	二・〇	一・二	〇・一二	一〇・〇	一・〇	八・〇	〇・八	〇・〇二二
	一頃＝一〇〇畝＝二四、〇〇〇弓	六、〇〇〇	一〇〇・〇	一六・六六六	一〇・〇	一・〇	八三・三三三	八・三三三	六六・六六六	六・六六六	〇・一八五
	一方六畝の場合＝四〇天＝五七、六〇〇弓	一四、四〇〇	二四〇・〇	四〇・〇	二四・〇	二・四	二〇〇・〇	二〇・〇	一六〇・〇	一六・〇	〇・四四

區分	地積稱呼	方丈	畝（小畝）	日（天）（小畝大畝）	天（日）（小畝十畝）	頃（小畝）	畝（下畝）	晌（中畝）	畝（天）（大畝）	天（日）（大畝）	方里
	一方十畝の場合—二四天 五七六〇〇弓	四・四〇	二四・〇	四〇・〇	二四・[illegible]	二・四	二〇・[illegible]	二〇・[illegible]	三六・〇	三六・[illegible]	[illegible]
中畝	一畝＝二八八弓	七二	一・二	〇・三	〇・一二	〇・〇一二	一・〇	〇・二	〇・八	〇・〇八	〇・〇〇三
中畝	一晌（天）一〇畝 二八八〇弓	七〇	一二・〇	二・〇	一・二	〇・一二	一〇・〇	[illegible]	八・〇	〇・八	[illegible]
中畝	一方 四五晌 一二九六〇〇弓	三、四〇〇	五四〇・〇	九〇・〇	五四・[illegible]	五・四	四五〇・〇	四五・[illegible]	三六〇・[illegible]	三六・[illegible]	[illegible]
中畝	一區 四方	一三九、六〇〇	一、二五〇・〇	三六〇・〇	二一五・〇	二一・五	一、八〇〇・[illegible]	一八〇・[illegible]	一、四四〇・[illegible]	一四四・[illegible]	四・〇
中畝	一井 九區	一、一六六、四〇〇	一九、四四〇・〇	三、二四〇・〇	三二四・[illegible]	三二・四	一六、二〇〇・〇	一、六二〇・〇	一二、九六〇・〇	一、二九六・[illegible]	三六・〇
大畝	一畝＝三六〇弓	九〇	一・五	〇・二五	〇・一五	〇・〇一五	一・二五	〇・一二五	一・〇	〇・一	〇・〇〇三六
大畝	一天（日）一〇畝 三六〇〇弓	九〇〇	一五・〇	二・五	一・五	〇・一五	一二・五	一・二五	一〇・〇	一・〇	〇・〇三六

滿蒙の諸慣用地積

備考

（一）小畝の一畝一頃は支那標準地積に同してある、故に原則として小畝か其基礎になり居るものの如く、農安地方にては小畝を大畝に換算するに〇・六六六六の率を用ひ、又中畝に換算するには〇・八六七三の率を用ひ、換算を容易ならしめる。

（二）歩は支那法にては長度五尺を意味し面積を意味せぬか滿洲地方の民間にては弓と同しく

面積を意味し、又は大人歩行の際に於ける一歩、即ち約二尺五寸の長さを表はし、二歩を以て一弓となすことがある。

（三） 弓は法規上にては面積五尺平方、即ち二十五平方尺を表はす、然れども民間にては歩と混用し、單に長度五尺、又は耕地一壠の幅を有する壠長五尺を表はすことがある。

（四） 丈は長度及面積を量るに用ゐられ、長度は十尺、面積は十尺平方即ち一百平方尺を表はす、土地丈量に當りては概ね宅地の面積を量るに用ゐられる。

（五） 地方に依りて大、中、小畝の區別の同しくないことがある。同一地方に於て二種以上の耕地面積丈量法あるとき、便宜大中小の各を冠して區別するから、即ち奉天省昌圖、梨樹の二縣にては大中小畝併用せられ、吉林省長春縣にては中畝を以て大畝と稱して居る。

（六） 小畝は主として舊年の開墾地に行はれ、奉天省開原縣以南の耕地は悉く此法に據る、該地方民間に於て往々二百四十弓なる數字に代ふるに、七百二十弓なる數字を以てするものなれども、是れ一弓の三分の一の幅を有する壠長延數を謂ふものにて、面積に於て二百四十弓と合する。

（七） 中畝は昌圖以北の蒙古土地、吉林、黑龍江二省の新開地に行はれる、俗間七百二十弓を

以て中畝一畝となすは、一弓の五分の二の幅を有する壠長延數を謂ふものにして、面積に於て二百八十八弓に同してある。

（八） 大畝は從來開墾せる蒙古王地中蒙古人の私有地に行はれる、昌圖、梨樹地方の七里界の耕地は此算法を用ふる、俗に一萬零八百弓なる數字を以て十畝の面積を表すは前述小畝の場合と同しく壠長延弓數てある、故に其十分の一を三て除するときは三百六十弓に合する。

（九） 晌、天、日は同一意味に用ひらるゝも、概して晌は蒙古王地、吉林黑龍江兩省の新開地方に於て中畝の十畝を表すに用ひられ、日は奉天の官旗地、天は同舊墾民地に用ひらるゝ場合か多い。

（十） 小畝六畝を一天地又は、一日地と稱するは奉天省内の官旗地に多く、民地亦此法に依るものもある、海龍縣地方の、一部にては比較的新開地なるも六畝を一天とするものあり、又官旗地の一日は俗間時として七畝八畝、若くは一繩半即ち九畝を表すことありて一定せぬ。

（十一） 小畝十畝を一天とするは、奉天省内の舊墾民地及大凌河盤蛇驛、養息牧、圍場、東邊、葦塘、龍崗官山餘地等の新開地に行はれ、蒙古王地たる法庫、康平、昌圖、梨樹地方の内にも此法か行はれる、又撫順地方ては土地を一等二等三等に分ち、一等地は一天地を六畝、二等地

は十一畝、三等地は十八畝、として居る。

（十二） 中畝十畝を一晌とするは、蒙古王地吉林、黒龍江地方の新開地に行はれ、奉天省内の舊墾地には此算法を用ふるものかない。

（十三） 大畝十畝を一天地とするは、昌圖の東北部及蒙古人の私有地に行はる、又稀に吉林、黒龍江地方の舊墾地に此法を用ふるものかある。

（十四） 繩は丈量に用ふる繩長三十八直弓平方、即ち一千四百四十四弓を一繩とせるに基く、其面積は六畝四弓に當るも、普通六畝として計算する、奉天省の官旗地を量るに用ひ、民地に用ふるを聞かぬ、雙繩は一繩を倍加したものを云ふ。

（十五） 頃は從來小畝地、即ち舊墾地の丈量に用ひられたか、現在之を用ふるは熱河管内のみにして、滿洲に於ては殆と之を用ひぬ、但し權度法か普及すれは漸次之を用ふるに至るてあらう

（十六） 小畝二百四十畝を以て一方とするは、東三省内の新開墾地たる圍場（東西流水地方）、大凌河盤蛇驛、養息牧等の牧廠地、龍崗官山餘地及蒙古賓圖王地方に行はれる

（十七） 中畝四十五晌を以て一方とするは、蒙古王地、吉林、黒龍江等の新間地方に行はれる、又東三省中大畝を以て方を算するものかない。

（十八）　區及井は、蒙古王地、吉林、黑龍江等の大段新開放に用ひられる。

（十九）　晌は、大區域の面積にも之を用ふれども、天及日は之を用ひぬ。

（二十）　畝數は、官尺を以て標準とすべきものなれど、民間に於ては便宜上、長短大差なき木尺を以てするものが多い故に、大地積計算の際差異を生ずる場合がある。

（二十一）　農安附近にては、大畝は土地の質入、抵當、賃貸等の契約に用ひられ、小畝は主として土地の賣買に用ひられる。

（二十二）　朝哈爾哈旗下等にては全く丈量法を用ひず、一筆の土地を呼ふに一段地、又は一塊地の語を以てするものがある。故に等しく一段地と稱するも大小あり、小は二三畝より、大は一頃乃至五頃以上に亘る、蓋し地味不良氣候不順の爲め凶歉頻次するより、地積法を他の地方と同一ならしめ得ざる事情もあること思はれる。

（二十三）　地積の丈量法は壠を單位とする場合がある。一壠の幅とは民間にて五壠一弓、又は三壠一弓等の成語あるが如く、二弓即ち十弓の間隔に五條の壠を作るもの（壠幅二尺）、又は一弓即ち五尺の土地に三條の壠（壠幅一尺六寸七分）を作るもの、若くは小壠とて稀れに一尺二寸の壠幅を有する等各地とも慣習一定し、同一耕地内に於ける壠幅、壠數及其方向等は殆んど開墾後一定して、

永久變更せさるを普通とする。

（二十四）　蓋平地方にては俗間耕地一天地の面積を表はすに一萬二千缺なる數額を以てするものかある、一缺とは步行に依る一步即ち二尺五寸に同しく、同地方は耕地一壟の幅は一尺二寸を常とするを以て一萬二千缺は面積千四百四十弓に當り二百四十畝を一畝とせは六畝を以て一天地となすに該當して居る。

第四章　支那及各國度量衡比較表

凡例

（一）、各國の度量衡に關しては各國法律に於て其單位と爲すへき基礎數を定めありと雖、逆算或不整除數の關係とに因り計算し行くに從ひ多少の差を生する結果、各書載する所一樣てはない、（實例を略す）、若し之を各國相互間任意の單位に間接換算するときは、徒々其差を大ならしめ、從來各書所載の比較表にては實用に適せさるものかある、依て余は先つ各國の長度、面積、容量、重量に關する單位數を求め其數を標準として各國の度量衡別に從ひ、相互の比較單位を定め別に本表を作製した。

（二）、日本度量衡と米突制、日本尺、升、貫と英碼、封度「ガロン」との比較、及支那度量衡と米突制との比較は各該國法律の定むる所に依り、英、佛、露相互間の比較は各該國の法律所定を調査する暇なかりしを以て姑く「ブロックホイス」氏著「各國貨幣及度量衡比較」並「スウォーリン」氏編「ルスキーカレンダル」に據ることとした。

（三）、本表は支那、日本、英國（並米國）、佛國（並獨逸）、露國の五箇國相互度量衡の比較換算に

な便らしむる様排列した、其標準度量衡單位は、日本は尺、平方尺、立方寸、升、匁(貫)、支那は尺、平方尺、立方寸、升、兩(海關兩)、英國は呎、平方呎、立方吋、「ガロン」(米ガロン)封度、佛國は「メートル」、平方「メートル」、立方「センチメール」、「リットル」、「グラム」、露國は「サージエン」、平方「サージエン」、立方「ウエルショク」、「ウエードロ」、「ガルネツ」「フント」等を以てする。

(四)、數字の右側に——印を爲せるは循環小數の符號とす。

(五)、第一章の「度量衡の標準」は民國六年八月農商部編を譯したもので、支那法定の換算率である、然れども其計算標準及再換算等に依り、我國の換算率と少異あるを免れぬ、本表と對照して其差を知られたい。

「甲」度　尺

(一)各國尺度稱呼一覧表

日本	英國(米國)	佛國(獨逸)	露國	支那
分=〇・一寸 寸=一〇分	インチ(吋)〇・〇八三| 呎=〇・〇二七|碼	ミリメートル(粍) センチメートル(糎)=	ウエルショク=〇・〇 六二五アルシン(=	毫=〇・〇〇〇一尺 釐=〇・〇〇一尺=一

日本	英國(米國)	佛國(獨逸)	露國	支那
尺＝一〇寸(三三尺＝ 一〇米突、一二、五〇 〇尺＝三七、七一九 碼)＝〇・一六間＝鯨 尺〇・八尺 丈＝一〇尺＝一・六間 間＝六尺＝〇・六 丈＝〇・〇一六町 町＝六〇間＝三六〇尺 ＝〇・〇二七里 里＝三六町＝二、一六 〇間＝一二、九六〇 尺(＝三・九二七米 突) 鯨尺＝一尺＝一・二五尺 尋＝六尺	フート(呎)＝一二吋＝ ＝〇・三三碼(＝〇・三 〇四八米突) ヤード(碼)＝三呎＝三 六吋＝〇・四五鎖 フアーゾム (コンモン)＝六呎 (ノーテカル)＝六・ 〇八六呎 ポール＝二・四分ノ一 フアーゾム＝五二分 ノ一碼＝一六・二分 ノ一呎 チエーン(鎖)＝四ポー ル二二碼＝六六呎＝ 〇・〇一二五哩	一〇ミリメールト デシメートル(粉)＝一 〇センチメートル＝ 一〇〇ミリメートル メートル(米突)＝一〇 デシメートル＝一〇 〇センチメートル＝ 一、〇〇〇ミリメー トル＝〇・〇〇一キ ロメートル デカメートル(籵)＝一 〇メートル＝〇・〇 一キロメートル ヘクトメートル(粨)＝ 一〇〇メートル＝〇 ・一キロメートル	一・七五吋) ストツパ＝八ウエルシ ヨク アルシン＝二ス トツパ＝一六ウエル シヨク＝〇・三三サー ジエン(＝二八吋＝ 〇・七一一二メート ル)(三二メートル＝ 四五アルシン) サージエン＝三アルシ ン＝四八ウエルショ ク＝〇・〇〇二ウエ ルスト(＝七呎) ウエルスト(露里)＝五 〇〇サージエン＝一 、五〇〇アルシン	〇毫 分＝〇・〇一尺＝一 〇釐 寸＝〇・一尺＝一〇 分 尺＝一〇寸＝〇・二 步(＝〇・三二メー トル) 步(弓)＝五尺 丈＝二步＝一〇尺 引＝一〇丈＝二〇步＝ 一〇〇尺 里＝一八引＝一八〇 丈＝三六〇步(弓) ＝一、八〇〇尺

海里＝六十分ノ一度＝一九・九七五町

ファーロング＝一〇鎖＝二二〇碼＝六六〇呎
マイル（哩）＝八ファーロング＝八〇鎖＝一・七六〇碼＝五・二八〇呎＝〇・八六八〇五五六浬
ノット（海里浬）＝六十分ノ一度＝六、〇八〇呎（英國海軍省…六、〇八〇呎＝一・一五一五哩）
二・六六呎＝一・一五
（鐵道用）リンク＝百分ノ一鎖＝七・九二吋
（米測地用）鎖＝一〇〇呎

キロメートル（粁）一、〇〇〇メートル

（二）各國尺度比較一覽表

各國尺度比較單位は日本尺、呎、米突、サージェン、支那尺とし其比較標準數を求むること左の如し。

（イ）日本一尺＝佛〇・三〇三米突＝英〇・九九四 一九三 九〇七 五七九 七三呎＝支那〇・九四六九尺＝露〇・一四二 〇二七 七〇一 八二八 一九「サージェン」

（ロ）支那一尺＝佛〇・三二米突＝日本一・〇五六尺＝英一・〇四九 八六八 七六六 四〇四 二呎＝露〇・一四九 九八一 二五二 三四三 四五「サージェン」

（ハ）佛一米突＝日本三・三尺＝英三・二八〇 八三九 八九五 〇一三 一呎＝露〇・四六八 六九一 四一三 五七 三三「サージェン」＝支那三・一二五尺

（ニ）英一呎＝佛〇・三〇四 八米突＝日一・〇〇五 八四尺 ＝露〇・一四二八五七「サージェン」＝支那〇・九五二五尺

（ホ）露「一サージェン」＝英七呎＝佛二・一三三六「メートル」＝日七・〇四〇 八八尺＝支那六・六六七五尺

國名	日本			
單位／比較國名	英（米）	佛（獨）	露	支那
一分	〇・一一九三〇三二六八吋	三・〇三ミリメートル	〇・〇六八一七三二九七ウエルショク	〇・九四六九分
一寸	一・一九三〇三二六八九吋 〇・〇九九四一九三九〇呎	三・〇三センチメートル	〇・六八一七三二九六九ウエルショク 〇・〇四二六〇八三一〇アルシン 〇・〇一四二〇二七〇サージェン	〇・九四六九寸
一尺	〇・九九四一九三九〇七呎 一一・九三〇三二六八九〇吋 〇・三三一三九七九六九碼	〇・三〇三メートル 三〇・三〇三センチメートル	〇・一四二〇二七〇二サージェン 〇・四二六〇八三一〇五アルシン 六・八一七三二九六八八ウエルショク	〇・九四六九尺 〇・一八九三尺歩（弓）
鯨尺一尺	一・二四二七四二三七四呎	〇・三七八メートル	〇・五三二六〇三八八一アルシン 〇・一七七五三四六二七サージェン	一・一八三七二尺
一間	五・九六五一六三四四九呎 一・九八八三八七八一五碼	一・八一八メートル	〇・八五二一六六二〇サージェン 二・五五六四九八六三三アルシン	五・六八一呎 一・一三六歩（弓）
一丈	三・三一三九七九六九一碼 九・九四一九三九〇七五呎	三・〇三メートル	一・四二〇二七〇一八サージェン 四・二六〇八三一〇五五アルミン	九・四六九尺 一・八九三歩（弓）
一町	三五七・九〇九八〇六七二八呎 一一九・三〇三二六八九碼 五・四二三八七五八九鎖	一〇九・〇九メートル 〇・一〇九〇メートル	五一・一二九九七二六五八サージェン 一五三・三八九八九三九七四アルミン 〇・一〇三五九九五四ウエルスト	三四〇・九〇九尺 六八・〇一八歩（弓） 〇・一八九三里

國名	單位＼比較國名	英（米）	佛（獨）	露	支那
日本	一較	一二、八八四・七五三〇四三呎 四、二九四・九一七六八〇碼 一九五・二三五三一鎖 二・四四〇二九四哩 二・一二八二七六浬	三九二七・二七メートル 三・九二七キロメートル	五五二二・〇三六一八三〇八アルシン 一八四〇、六七九〇一五六九サージェン 三・六八一三五八〇三ウェルスト	一二二七二・七二尺 二四五四・五四歩（弓） 六・八一八里

國名	單位＼比較國名	日本	英	佛	露
支那	一分	一・〇五六分	〇・一二五九八四二五二吋	三・二ミリメートル	〇・〇七一九九一〇〇一ウェルショク
	一寸	一・〇五六寸	一・二五九八四二五一九吋 〇・一〇四九八六八七六呎	三・二センチメートル	〇・七一九九一〇〇一ウェルショク 〇・〇四四九九四三七六アルシン 〇・〇一四九九八一二五サージェン
	一尺	一・〇五六尺 （鯨）〇・八四四八尺 〇・一七六間	一・〇四九八六八七六呎 一二・五九八四二五一九六吋 〇・三四九九五六二五五碼	三二・〇センチメートル 〇・三二メートル	〇・一四九九八一二五二サージェン 〇・四四九九四三七五七アルシン 七・一九九一〇〇一一二ウェルショク
	一歩（弓）	五・二八尺 〇・八八間	五・二四九三四三八三二呎 一・七四九七八一二七七碼	一・六メートル	二・二四九七一八七八九アルシン 〇・七四九九〇六二六二サージェン

一丈	一〇・五六尺 一・七六間	一〇・四九八六八七六六四呎 三・四九九五六二五五四碼	三・〇三メートル	四・四九九四三七五七〇アルシン 一・四九九八一二五二三サージエン
一引	一〇五・六尺 一七・六間 〇・二九三町	一〇四・九八六八七六六呎 三四・九九五六二五五四碼 一・五九〇七一〇二八鎖	三二・〇メートル	四四・九九四三七五七〇三アルシン 一四・九九八一二五二三四サージエン
一里	一、九〇〇・八尺 三一六・八間 五・二八町 〇・一四六六里	一八八九・七六三七七九五二呎 六二九・九二一二五九八四碼 二八・六三二七八四五二鎖 〇・三五七九〇九八七哩 〇・三一〇六八〇四八八浬	五七六・〇メートル 〇・五七六キロメートル	八〇九・八九八七六二六五アルシン 二六九・九六六二五四二三サージエン 〇・五三九九三二五一ウエルスト

國名	比較單位／國名	日本	英	露	支那
佛國 (獨國)	一ミリメートル	〇・三三分	〇・〇三九三七〇七九吋	〇・〇二二四九七一八八ウエルショク	〇・三一二五分
	一センチメートル	〇・三三寸 三・三分	〇・三九三七〇七九吋 〇・〇三二八〇八九六呎	〇・二二四九七一八七八ウエルショク 〇・〇一四〇六〇七四二アルシン	三・一二五分 〇・三一二五寸
	一メートル	三・三尺 二・六四尺 〇・五五間	三・二八〇八九九五呎 三九・三七〇七九〇吋 一・〇九三六一三二九八碼	二二、四九七一八七八五一ウエルショク 一・四〇六〇七四二四一アルシン 〇・四六八六九一四一三サージエン	三・一二五尺 〇・六二五弓(歩)

國名	比較國名／單位	日本	英	露	支那
佛國（獨國）	一キロメートル	三、三〇〇・〇尺 五五〇・間 九・一六六町 〇・二五四六二九里	三、二八〇・八三九九五呎 一、〇九三・六一三三九八三四碼 四九・七〇九六九五六八鎖 〇・六二一三七一二九哩 〇・五三九九七五八五浬	一、四〇六・〇七四二四七三アルシン 四六八・六九一四一三五七三サージエン 〇・九三七三八二八二七ウエルスト	三一二五・〇尺 六二五・〇歩（弓） 三一・二五引 一・七三六一一里

國名	比較國名／單位	日本	佛	露	支那
英國（米國）	一吋	〇・八三八一八寸	二・五四センチメートル 〇・〇二五四メートル	〇・五七一四二八五七一ウエルショク 〇・〇三五七一四二八五アルシン	一・七九三七五寸
	一呎	一・〇〇五八四尺 〇・一六七六四間	〇・三〇四八メートル	〇・一四二八五七サージエン 〇・四二八五七一アルシン	〇・九五二五尺 〇・一九〇五歩（弓）
	一碼	三・〇一七五二尺 〇・五〇二九二間	〇・九一四四メートル	〇・四二八五七一サージエン 一・二八五七一四二八五アルシン	二・八五七五尺 〇・五七一五歩（弓）
	一鎖	六六・三八五四四尺 一一・〇六四二四間 〇・一八四四〇四町	二〇・一一六八メートル 〇・〇二〇一一六八キロメートル	九・四二八五七一四二八サージエン 二八・二八五七一四二八五アルシン 〇・〇一八八五七一四ウエルスト	六二・八六五尺 一二・五七三歩（弓） 〇・〇三四九一九四四里

國名	單位＼比較國名	日本	英	佛	支那
	一哩	五、三一〇・八三五二尺 八八五・一三九二間 一四・七五二三町 〇・四〇九七八六里	一、六〇九・三四四メートル 一・六〇九三四四キロメートル	二、二六二・八五七一四三アルシン 七五四・二八五七一四サージェン 一・五〇八五七一ウエルスト	五、〇二九・二尺 一〇〇五・八四〇步(弓) 二・七九四里
	一浬	六、一一五・二六四尺 一、〇一九・二一〇六六間 一六・九八六八四町 〇・四七二七九二里	一、八五三・一八四メートル 一・八五三一八四キロメートル	二、六〇五・七一四二八五アルシン 八六八・五七一四二八サージェン 一・七三七一四三ウエルスト	五、七九一・二尺 一、一五八・二四步(弓) 三・四九五二一里
露國	一ウェルショク	一・四六六八五寸	一・七五吋 〇・一四五八三呎	四・四四五〇センチメートル 〇・〇四四四五メートル	一・三八九〇六二五寸
	一アルシン	二・三四六九六尺 〇・三九一一六間	二・三三呎 〇・七七碼	〇・七一一二メートル 七一・一二センチメートル	二・二二二五尺 〇・四四四五步(弓)
	一サージェン	七・〇四〇八八尺 一・一七三四八間	七・〇呎 二・三三碼	二・一三三六メートル	六・六六七五尺 一・三三三五步(弓)
	一ウェルスト	三、五二〇・四四尺 五八六・七四間	三、五〇〇呎 一、一六六・六六碼	一、〇六六・八メートル 一・〇六六八キロメートル	三、三三三・七五尺 六六六・七五步(弓)

國名 \ 比較國名 單位	日本	佛	露	支那
	九・七七九町 〇・二七二六三八八里	五三・〇三鎖 〇・六六二八七九哩 〇・五七五六四浬		一・八五二〇八三三里（尺）

（備考）（一）一海里は六、〇八二・六六呎なれども英國海軍省に於ては六、〇八〇呎＝一・一五一五哩と規定す之を我國の尺度に換算するに前者に從へは一六・九九五町、後者に從へは一六・九八七町となれども我國に於ては之を一六・九七五町と規定す

（二）支那各地方に依り異る尺度は「滿蒙首要地方度量衡比較表」を參照せられたい

「乙」面積

（二）各國面積稱呼一覽表

日本	支那	英國（米國）	佛國（獨逸）	露國
平方寸 平方尺＝三十六分ノ一 步＝一〇〇平方寸 句＝〇・〇一步＝〇・三	平方寸 平方尺＝一〇〇平方寸 ＝〇・〇四弓 弓＝五尺平方＝二五平	平方吋 平方呎＝一四四平方吋 平方碼＝九平方呎 パルチ＝三〇・二五平	平方ミリメートル 平方センチメートル＝ 一〇〇平方ミリメー トル	平方ウェルショク＝〇 ・〇〇三九〇六二五 平方アルシン（＝三 ・〇六二五平方吋）

六平方尺
合＝〇・一歩＝三・六平歩（坪）
方尺＝六尺平方＝一平方淵＝三六平方尺（＝三・三〇五七八五平方メートル）（四アール＝一二一歩）
畝＝三〇歩＝一、〇八〇平方尺
段＝一〇畝＝三〇〇歩＝一〇、八〇〇平方尺
町＝一〇段＝一〇〇畝＝三、〇〇〇歩＝一〇八、〇〇〇平方尺、＝九九・一七三五五アール）
平方里＝一、五五五・二町＝一五、五五二段＝一五五、五二〇畝＝四、六六五、六〇〇

方尺＝〇・二五方丈
方丈＝一〇〇平方尺＝四弓
毫＝〇・〇〇一畝
毫＝〇・〇〇一畝
釐＝〇・〇一畝
分＝〇・一畝
畝＝六、〇〇〇方尺＝二四〇弓（＝六・一四四アール）＝六〇方丈
頃＝一〇〇畝＝二四、〇〇〇弓＝六、〇〇〇方丈＝六〇〇、〇〇〇方尺＝〇、一八三平方里
平方里＝五四〇畝　五・四頃＝三二、四〇〇方丈＝一二九・六〇〇弓

方碼＝二七二二五平方呎
ルード＝四〇パルチ＝一、二一〇平方碼＝一〇、八九〇平方呎＝二・五平方鎖
平方鎖＝四八四平方碼＝四、三五六平方呎＝一六パルチ＝〇・四ルード
エーカー＝一〇平方鎖　四ルード＝一六〇パルチ＝四、八四〇平方碼　四三、五六〇平方呎
平方哩　六四〇エーカー　六、四〇〇平方鎖　二、五〇六〇ルード＝一〇二、四〇〇パルチ＝三、〇九七、六〇〇平方碼＝

平方メートル＝〇・〇一アール＝一〇・〇〇〇平方センチメートル
ミリアール＝〇・一平方メートル〇・〇〇一アール
センチアール＝一〇ミリアール＝〇・〇一アール＝一平方メートル
デシアール＝一〇センチアール＝〇・一アール＝一〇平方メートル
アール＝一〇デシアール＝一平方デカメートル＝一〇〇平方メートル
デカール＝一〇アール＝一、〇〇〇平方メートル

平方アルシン＝二・五六平方ウエルショク（＝七八四平方吋＝五・四四平方呎）
平方サージエン＝九平方アルシン＝三・三〇四平方ウエルショク（＝四九平方呎）
デシヤーチン＝二・四〇〇平方サージエン＝二一、六〇〇平方アルシン＝〇・〇〇九六平方ウエルスト
平方ウエルスト＝一〇四・一六六デシヤーチン＝二五〇、〇〇〇平方サージエン＝二、二五〇、〇〇〇平方アルシン

國	面積
日本	歩＝一二九六平方町 平方町＝三、六〇〇歩＝一二〇畝＝一二段＝一・二町
支那	
英國（米國）	二七、八七八、四〇〇平方呎
佛國（獨逸）	ヘクタール＝一〇デカール＝一〇〇アール＝一〇、〇〇〇平方メートル キロアール＝一〇ヘクタール＝一〇〇デカール＝一、〇〇〇アール＝一〇〇、〇〇〇平方メートル 平方キロメートル＝一〇キロアール＝一〇〇ヘクタール＝一〇、〇〇〇アール
露國	

（二）各國面積比較表

各國面積の比較標準單位は、日本尺、呎、メートル、サージエン、支那尺の平方とし其比較標準數を左の如く計算する。

（イ）日本一平方尺＝佛〇・〇九一 八二七 三六四 五五四 六三七…平方メートル＝英〇・九八八

四二一 五二二五 八七八 六五二…平方呎＝支那〇・八九六 七五一 六一六 九七八 八七九…平方尺＝露〇・〇二〇 一七一 八六八 〇八七 五七四…平方サージエン

(ロ)支那一平方尺＝佛〇・一〇二 三平方メートル＝英一・一〇〇 九八四 四一四 一八〇 〇七六…平方呎＝日本一・一一五 一三六平方尺＝露〇・〇二二 四九四 三七六 一五四 五〇九…平方サージエン

(ハ)佛一平方米突＝日本一〇・八九平方尺＝英一〇・七六三 九一〇 三〇〇 九四四 七九〇…平方呎＝露〇・二一九 六七一 二一九 三二五 〇六五…平方サージエン＝支那九・七六五 六二平方尺

(ニ)英一平方呎＝佛〇・〇九二 九〇三 〇四平方メートル＝日本一・〇二七 一四一 四一〇 五六平方尺＝露〇・〇二〇 四〇八 一六三 二六五 二六平方サージエン＝支那〇・九〇七 二五六 二五平方尺

(ホ)露一平方サージエン＝英四九・平方呎＝佛四・五五二 〇三三 六一平方メートス＝日本四九・五七三 九九一 二七四 四平方尺＝支那四四・四五五 五五六 二五平方尺

國別	日本			
比較國名 / 單位	英（米）	佛（獨）	露	支那
一平方寸	一・四二三三二六九九七平方吋	九・一八二七三六四五〇平方センチメートル	〇・四六四七五九八三八平方ウエルショク 〇・〇〇一八一五四六八平方アルシン	〇・八九六七五一六一七平方寸
一平方尺	一四二・三三二六九九七二六平方吋 〇・九八八四二一五二五平方呎 〇・一〇九八二四六一四平方碼	〇・〇九一八二七三六四平方メートル	四六・四七五九八三八七平方ウエルショク 〇・一八一五四六八一二平方アルシン 〇・〇二〇一七一八六八平方サージエン	八九・六七五一六一六九七平方寸 〇・八九六七五一六一七平方尺 〇・三五八七〇〇六四弓
一歩（坪）	三五・五八三一七四九三平方呎 三・九五三六八六一平方碼	三・三〇五七八九一二四平方メートル 〇・〇三三〇五七八九一アール	六・五三三六八五二六平方アルシン 〇・七二六一八七二五一平方サージエン	三三・六八三〇五八二一平方尺 一・二九一三三三八弓
一畝	一、〇六七・四九五二四八平方呎 一一八・六一〇五八三平方碼 三・九二一〇一一パルチ	九九・一七三五五三七平方メートル 〇・九九一七三五五九アール	一九六・〇七〇五五七平方アルシン 二一・七八五六一七平方サージエン	九六八・四九一七四六三七平方尺 三八・七三九六六九八五三弓 九・六八四九一七四六三方丈
一段	一〇、六七四・九五二四八平方呎 一、一八六・〇五八三二平方碼 〇・九八〇〇五三ルード 〇・二四五〇六三エーカー	九九一・七三五五三七平方メートル 九・九一七三五五九アール	一、九六〇・七〇五五七八平方アルシン 二一七・八五六一七五平方サージエン 〇・〇九〇七七三デシヤーチン	九、六八四・九一七四六三平方尺 三八七・三九六六九弓 一・六一四一五三（小）畝 一・三四五一二七（中）畝 一・〇七六一〇二（大）畝
一町	一〇六、七四九・五二四七九平方呎 一一、八六一・〇五八三一平方碼	九、九一七・三五五三七二平方メートル 九九・一七三五五アール	一九、六〇七・〇五五七八平方アルシン 二、一七八・五六一七五平方サージエン	九六、八四九・一七四六三平方尺 三、八七三・九六六九八五弓

單位	日本	英（米）	佛（獨）	露
	九・八〇五三ルード 二・四五〇六三二エーカー 〇・〇〇三八二九平方哩	〇・九九一七三五ヘクタール 〇・〇〇九九一七平方キロメートル	〇・九〇七七三四デシヤーチン 〇・〇〇八七〇四二平方ウエルスト	二・六九〇二五五（小六）天地 一・六一四一五三（小十）天地 一・三四五一二七（中）晌 一・〇七六一〇二（大）天地 〇・〇二九八九一七方里
一方里	一八、四四六、三一七・八八四平方碼 一五、二四四・八九〇八一三ルード 三、八一一・二二三七〇三エーカー 五・九五五一三五平方哩	一五四一三三四・七一〇七四三アール 一、五四一・三四七一〇七ヘクタール 一五・四一三四七一平方キロメートル	三、三八八・〇九九・二三八九七八平方サージエン 一、三三八・三七四六七四デシヤーチン 一三・五五一三九六平方ウエルスト	六、〇三四、七九三・四五五六二四弓 二、五一〇・三三〇六〇六（小十）天地 二、〇九一・九四二一七二（中）晌 二五一・〇三三〇六頃 四六、四八七六〇三方里

國名	比較國名／單位	日本	英（米）	佛（獨）	露
支那	一平方尺	一・一二五一三六平方寸	一・五八五四一七五五六平方吋	一〇二・四平方センチトール	〇・四六四七六五九八五平方ウエルシヨク
木尺ノ場合ト官尺ノ場合ニ依テ少異アリ、下ニ示ス木尺ハ尺一尺ハ	一平方尺	一二一・五一三六平方寸 一・一二五一三六平方尺	一五八・五四一七五五六四一平方吋 一・一〇〇九八四四平方呎 〇・一二二三三一六一一平方碼	〇・一〇二四平方メートル	四六・四七六五九八五六一平方ウエルシヨク 〇・一八一五四六八一八平方アルシン 〇・〇二三四九四三七六平方サージエン
	木一平方尺	一・〇八一六方尺	〇・九七九五四八八一七平方呎 〇、一〇八八三八七五七平方碼	〇・〇九九三二平方メートル	〇・一七六一〇〇四一四平方アルシン

國名 / 單位	比較國名 日本	英（米）	佛（獨）	露
一　弓	二七・八七八四平方尺 〇・七七四四坪	二七・五二四六二〇三平方呎 三・〇五八二九一二平方碼	二・五六平方メートル	四・五三八六七四七平方アルシン 〇・五〇四二九六七一九平方サージエン
一　弓（木尺）	二七・〇四平方尺 〇・七五一一坪	二六・六九八八八一平方呎 二・九六六五四三一平方碼	二・四八三三平方メートル	四・四〇二五一〇二五平方アルシン 〇・四八九一六七八一七平方サージエン
一方丈	一一一・五一三六平方尺 三・〇九七六坪	一一〇・〇九八四一四平方呎 一二・二三三一六一平方碼	一〇・二四平方メートル	一八・一五四六八八一平方アルシン 二・〇一七一八六八七五平方サージエン
一方丈（木尺）	一〇八・一六方尺 三・〇〇四四坪	九七・九五四四八一七平方呎 一〇・八八三八七五七平方碼	九・九三二八平方メートル	一七・六一〇四一四五平方アルシン 一・九五六六七二七九平方サージエン
一　畝	六、六九〇・八二六方尺 一八五・八五六坪 六・一九五二畝	六、六〇五・九〇八八九平方呎 七三三・九八九八七六平方碼 二四・二六三四六六九パルチ	六一四・四平方メートル 六・一四四アール	一、〇八九・二八一二平方アルシン 一二一・〇三一二二平方サージエン
一　畝（木尺）	一八〇・二八坪 六・〇〇九畝	七一一・九七〇三五一平方碼 二三・五三六三九パルチ	五九五・九六八平方メートル 五・九五九六八アール	一、〇五六・六〇三四八九平方アルシン 一一七・四〇〇二九八平方サージエン
一　畝（中畝）	二三七・〇七二坪 七・四三四四畝	八八〇・七八七八五一平方碼 二九・一一六九五パルチ	七三七・二八平方メートル 七・三七二八アール	一、三〇七・一三七九五平方アルシン 一四五・二三七四五平方サージエン
一中畝（木尺）	二二六・三二九九坪	八五四・三六四四二平方碼	七一五・一六一六平方メートル	一、二六七・九二三九八平方アルシン

（木尺ハ我一・〇四尺ニシテ、一平方官尺一・〇三一平方木尺、一平方木尺〇・九七平方官尺トス）

	七・二〇六六畝	二六・二四三四四八パルチ	七・一五一六一六アール	一四〇・八八〇三三一平方サージェン
一畝（大畝）	二七八・七八四坪 九・二九二八畝	一、一〇〇・九五九一九平方碼 三六・三九五三六八パルチ	九二一・六平方メートル 九・二一六アール	一、六二三・一三一三六九平方アルシン 一八〇・三四六八一八平方サージェン
一畝（木尺）（大畝）	二七〇・三九九坪 九・〇一三三畝	一、〇六七・九五五三六平方碼 三五・三〇四三一四パルチ	八九三・九五二平方メートル 八・九三九五二アール	一、五八四・九〇三七六八平方アルシン 一七六・一〇〇四一四平方サージェン
一天地（大小畝）	一、一一五・一三六坪 三・七一七一三段 〇・三七一七一三町	四、四〇三・九三九二五六平方碼 三・六三九六一九ルード 〇・九〇九〇三エーカー	三、六八八・四平方メートル 〇・三六八六四ヘクタール	七二六・七三六七二五平方サージェン 〇・三〇二五七八デシャーチン
一天地（木尺）（六小畝）	一、〇八一・五六六坪 三・六〇五三三段 〇・三七一七三畝	四、二七一・八二一〇七平方碼 三・五三〇四三一ルード 〇・八八一三〇三九エーカー	三、五七五・八〇八平方メートル 〇・三五七五八ヘクタール	七〇四・四〇一六五七平方サージェン 〇・二九三五〇一デシャーチン
一天地（十小畝）	一、八五八・五六坪 六・一九五三段	七、三三九・八九八七六平方碼 六・〇六六三一ルード 一・五一六五八エーカー	六、一四四・〇平方メートル 〇・六一四四ヘクタール	一、二一〇・三二一二四平方サージェン 〇・五〇四二九六デシャーチン
一天地（木尺）（十小畝）	一、八〇二・六六坪 六・〇〇八八段	七、一一九・七〇三五一平方碼 五・八八四〇五二ルード 一・四七一〇一三エーカー	五、九九一・六八平方メートル 〇・五九五九九七ヘクタール	一、一七四・〇〇二九八四平方サージェン 〇・四八九一六七九平方デシャーチン
一晌（中畝）	二、二三〇・二七二坪	八、八〇七・八七五三平方碼	七、三七二・八平方メートル	一、四五二・三七四五平方サージェン

比較國名／單位國名	日本	英（米）	佛（獨）	露
	七・四三四二四段 〇・七四三四二四町	七・二七九五六ルード 一・八一九八九一エーカー	〇・七三七二八ヘクタール	〇・六〇五一五六デシヤーチン
（木尺） （中畝） 一晌	二、一六三・九九坪 七・二一〇六六段	八、五四三・六四四二平方碼 七・〇六〇八六三ルード 一・七六五エーカー	七、一五一・六一六平方メートル 〇・七一五一六六ヘクタール	一、四〇八・八〇三三一平方サージエン 〇・五八七〇〇一デシヤーチン
（大畝） 一天地	二、七八七・八四坪 九・二九二八段	一一、〇〇九・五九九一九五平方碼 九・〇九八八四二ルード 二・二七四七一〇エーカー	九、二一六・一平方メートル 〇・九二一六ヘクタール	一、八〇三・四六八一八平方サージエン 〇・七五一四四五デシヤーチン
（木尺） （大畝） 一天地	二、七〇三・九九坪 九・〇一三三段	一〇、六七九・五五二六平方碼 八・八二六〇七八ルード 二・二〇六五一九エーカー	八、九三九・五二平方メートル 〇・八九三九五ヘクタール	一、七〇一・〇〇四一四平方サージエン 〇・七〇三七五一デシヤーチン
一頃	一八、五八五・六坪 六・一九五二町 〇・〇一四六五二方里	七三、三九八・九八七六平方碼 一五・一六五〇八三エーカー 〇・〇二三六九五方哩	六一、四四〇・〇平方メートル 六・一四四ヘクタール 〇・〇六一四四平方キロメートル	一三、八〇三・一二二四七平方サージエン 五・〇四二九六七デシヤーチン 〇・〇四八四一二平方ウエルスト
（木尺） 一頃	一八、〇三六・六六坪 六・〇〇八八町	七一、二九七・〇三五一平方碼 一四・七一〇一三一エーカー 〇・〇二三〇八四五方哩	五九、五九六・八平方メートル 五・九五九六八ヘクタール 〇・〇五九五九平方キロメートル	一三、七四〇・〇二九八二九平方サージエン 四・八九一六七九デシヤーチン 〇・〇四六九八六平方ウエルスト

國名	單位＼比較國名	日本	佛（獨）	露	支那
	一方里	一〇〇、三六〇・二四坪 三三・四五四〇八町 〇・〇二一五一一方里	八一・八九一四五〇三エーカー 〇・一二七九五九三九方哩	三三・一七七六ヘクタール 〇・三三一七七六平方キロメートル	二七・三三四〇三二八デシャーチン 〇・二六一四四六六平方ウエルスト
	（木尺）一方里	七九、三五三・九九坪 二六・四五一三三町 〇・〇二〇八六六三方里	七九・四三四七〇六八エーカー 〇・一二四一一六七方哩	三二・一八二二七ヘクタール 〇・三二一八二二七平方キロメートル	二六・四一五〇六七デシャーチン 〇・二五三五八四六平方ウエルスト
英國	一平方吋	〇・七〇二五七九二六四平方寸	六・四五一六平方センチメートル	〇・三二六六三二平方ウエルスト 〇・〇〇一二七五一平方アルシン	〇・六三〇〇三九平方寸
	一平方呎	一・〇一一七一四一平方尺	九二九・〇三〇平方センチメートル 〇・〇九二九〇三〇四平方メートル	四七・〇二〇四平方ウエルショク 〇・〇二〇四〇八一六三平方サージエン 〇・一八三六七三四六九平方アルシン	〇・九〇七二五六二五平方尺
	一平方碼	九・一〇五四二七二六九平方尺 〇・二五二九二八五三三坪	〇・八三六一二七三六平方メートル	一・六五三〇六一二二四平方アルシン 〇・一八三六七三四六九平方サージエン	八・一六五三〇六二五平方尺 〇・三二六六一二二五弓
	一パルチ	七・六五一〇八八一九坪 〇・二五五〇三六二七畝	二五・二九二八五二六平方メートル 〇・二五二九二八五二アール	五〇・〇〇五一〇二平方アルシン 五・五五六一二二四平方サージエン	二四七・〇〇〇五一四平方尺 九・四八〇〇二五弓
	一ルード	三〇六・〇四三五二七坪	一〇・一一七一四一アール	二、〇〇〇・二〇四〇八二平方アルシン	三九五・二〇四四五二八弓

比較國名／單位／國名		一エーカー	一平方哩
日本	一・〇二〇一四五段	一、二二四・一七四一二坪 四・〇八〇五八〇段 〇・四〇八〇五八町	二六一・一五七一四二町 〇・一六七九一五方里
佛（獨）	〇・一〇一一七二ヘクタール	四〇・四六八〇五六四アール 〇・四〇四六八九ヘクタール	二五八、九〇九・八八五一アール 二五八・九九八八五ヘクタール 二・五八九九八八平方キロメートル
露	二二二・二四四八九八平方サージエン	八八八・九七九五九平方サージエン 〇・三七〇四八デシヤーチン	二三七・〇六一三二四デシヤーチン 二・二七五七八七七平方ウエルスト
支那	一・六四六六八五畝 一・三七二三二四（中）畝 一・〇九七七九（大）畝	一、五七九・〇四二九弓 一・〇九六九五七（小六）天地 〇・五四八二七八（中）晌 〇・六五七九四七（小十）天地 〇・四三八六六三（大）天地	四二・一七八三二頃 七・七九七七四四六九方里

比較國名／單位／國名	一平方センチメートル	一平方メートル
	佛國（獨逸）	
日本	〇・一〇八九平方寸	一、〇八九・〇平方寸 一〇・八九平方尺 〇・三〇二五坪
英（米）	〇・一五五平方吋	一、五五〇・〇〇三一八三平方吋 一〇・七六三九一〇三平方呎 一・一九五九九平方碼
露	〇・〇五〇六一二三四八平方ウエルショク	五〇六・一二三四八九三四平方ウエルショク 〇・二一九六七一二二九平方サージエン 一・九七七〇四〇九七三平方アルシン
支那	〇・〇九七六五六二五平方寸	九七六・五六二五平方寸 九・七六五六二五平方尺 〇・三九〇六二五弓

國名	單位＼比較國名	日本	英（米）	佛（獨）	支那
	一アール	一、〇八九・〇平方尺 三〇・二五坪 一・〇〇八三畝	一、〇七六・三九一〇三平方呎 一一九・五九九〇〇三平方碼 三・九五三六八六パルチ	一九七・七〇四〇九七三平方アルシン 二一・九六七一二九平方サージエン	九七〇・五六二五平方弓 三九・〇六二五弓 〇・一六二七六(小)畝 〇・一三五六三(中)畝 〇・一〇八五〇六(大)畝
	一ヘクタール	三、〇二五〇・〇坪 一・〇〇八三町	一一、九五九・九〇〇三平方碼 三九五・三六八六パルチ 九・八八四二一五ルード 二・四七三五五三エーカー	一九、七七〇・四〇九七三九平方アルシン 二、一九六・七一二一九三平方サージエン 〇・九一五二九六七デシヤーン	三、九〇六・二五弓 二・七一二六七三(小六)天地 一・六二七六〇四(小十)天地 一・三五六三〇三(中)晌 一・〇八五〇六九(大)天地
	一平方キロメートル	一〇〇・八三三町 〇・〇六四八三五四方里	二四七・一〇五三七八エーカー 〇・三八六一〇二七平方哩	九一・五二九六七デシエーチン 〇・八七八六八四平方ウエルスト	一六・二七六〇四一頃 三・〇一四〇八二七方里
露國	一平方ウエルシヨク	二・一五一六四八九三平方寸	三・〇六二四九九平方吋 〇・〇二一二六七三六一平方呎	一九・七五七〇九平方センチメートル	一・九二九四四平方寸
	一平方アルシン	五・五〇八三二二五六平方尺	五・四四平方呎	〇・五〇五七八一五二平方メートル	四・九〇九五六二九平方尺
	一平方サージエン	四九・五七三九九一二七四平方尺 一・三七七〇五五三坪	四九・〇平方呎 五・四四平方碼	四・五五二〇三六一平方メートル	四四・四五五五六二五平方尺 一・七七八二二二五弓

比較國名 / 單位	日本	英(米)	佛(獨)	支那
一デシヤーチン	三、三〇四・九三七五一坪 一・一〇一六四町	一三、〇六六・六六平方碼 二・六九九七二四五エーカー	一〇、九二四・八八〇六六平方メートル 一〇九・二四八八アール 一・〇九二四八八ヘクタール	四、二六七・七二四弓 二・九六三七〇七五(小六)天地 一・七七八〇三三六(小十)天地 一・四八一八五一八七五(中)晌 一・一八五四八一五(大)天地
一平方ウエルスト	二四・七五四六九町 〇・〇七三七八七七方里	二八一・三三一三エーカー 〇・四三九四〇八平方哩	一一、三八〇・〇八四アール 一・一三八〇〇八平方キロメートル	一八・五三一四八頃 三・四四八七三一方里

(丙) 立積及斗量

(一) 各國立積及斗量稱呼一覽

國名	稱呼
日本	立方寸 立方尺＝一、〇〇〇立方寸＝〇・〇〇四六二九立方間＝一五・四二六升 立尺間＝二一六立方尺
英國(米國)	立方吋 立方呎＝一七二八立方吋＝六・二二七八六ガロン＝〇・〇三六六立方碼 立方碼＝二七立方呎＝
佛國(獨逸)	立方センチメートル 立方メートル＝一、〇〇〇、〇〇〇立方センチメートル＝一、〇〇〇リツトル ミリリツトル＝一立方
露國	立方ウエルショク＝〇・三七〇三七〇立方アルシン＝〇・〇〇〇〇〇九〇四二二五立方サージエン 立方アルシン＝四〇九
支那	立寸方 立方尺＝一、〇〇〇立方寸 勺＝〇・〇一升 合＝〇・一升＝一〇勺 升＝一〇合＝一〇〇

=三三・三一九石 勺=〇・一合=〇・〇一 升 合=一〇勺=〇・一升 升=一〇合 =六四・八二七立方 寸(一三三一升=二 四〇一リツトル)(五 〇・〇〇〇ガロン 一〇四九二三升) 斗=一〇升=〇・一石 石=一〇斗=一〇〇升 =六・四八二七立方 尺=〇・〇三〇〇一 二五立方間	一六八・一五二ガロ ン ジル=三十二分ノ一ガ ロン パイント=四ジル=八 分ノ一ガロン=二〇 (液量)オンス=三四 ・六八三立方吋 クオルト=二パイント 四分ノ一ガロン ガロン=四クオルト= 八パイント=二七七 四六二八七九四立方 吋=〇・一六〇五六 九立方呎=一六〇 (液量)オンス ペツク=二ガロン ブツセル=四ペツク= 八ガロン=一・二八 四五五立方呎 クオルター=八ブツセ ル	センチメートル センチリツトル=一〇 ミリリツトル=〇・ 〇一リツトル デシリツトル=一〇セ ンチリツトル リツトル=一〇デシリ ツトル=〇・一立方 メートル(=〇・二二 九ヶ七五ガロン) デカリツトル=一〇リ ツトル ヘクトリツトル=一〇 デカリツトル=一 〇〇リツトル キロリツトル=一〇へ クトリツトル=一、 〇〇〇リツトル=一 立方米突	六立方ウェルショク =〇・〇三六六立方 サージエン 立方サージエン=二七 立方アルシン　(三 四三立方呎) ガルンツ(=三・二七九 八リツトル) チエドウエリク=八ガ ルンツ チエトウエルツ=八チ エトウエリツク=六 四ガルネツシカーリ ク チヤールカ=二シカー リク=〇・〇ウエドロ シトツフ=一〇チヤー ルカ ウエードロ=一〇シト ツフ(=一二・二九八 五リツトル) (葡萄酒)瓶量=十六分	勺=三一・六五立方寸 (一一・〇三五四六八八 リツトル) 斗=一〇升=〇・一石 解　五斗　五〇升　〇 ・五石=石一〇斗=一 〇〇升石

日本	
英國（米國）	（液量）ドラム （液量）オンス＝八ドラム＝一・七三四一立方吋 パイント＝二〇（液量）オンス （前項ノパイントニ同シ） （米）ガロン　一二八（米液量）オンス＝二三一立方吋＝〇・一三三六八立方呎　〇八三三一一ガロン＝一三三、二〇七（液量オンス （米）ブッセル＝八ガロン （船積）噸＝四〇立方呎
佛國（獨逸）	
露國	ノ一ウエードロ （ウオーツカ麥酒）瓶量二十分ノ一ウエードロ
支那	

（二）各國立積及斗量比較表

凡そ各國度量衡を比較するに、立積及斗量は最も困難なるものに屬する、長度よりして體積を求むる爲不盡除及切捨等の關係に因り計算者毎に其數を異にする、故に餘る前項各國尺度比較表を標準として別に立積を計算し、又斗量は前表に基き

(1)日本一三三二升＝佛二四〇一リットル　(2)米五〇〇〇ガロン＝日本一〇四九二三升

(3)英〇・八三三二一ガロン＝米一ガロン　(4)支那一升＝佛一・〇三五四六八八〇リットル

(5)露一ガルネツ＝佛三・二七九八リットル　(6)露一ウェードロ＝佛一二・二九八五リットル

(7)佛一リットル＝英〇・二一九九七五ガロン

の七件を標準として直接又は間接に各國斗量比較標準を左の如く計算した。

日本一升＝一・八〇三 九〇六 八三六 九六四 六八八リットル＝米〇・四七六 五三九 九三八 八一二 二七一ガロン＝英〇・三九七 〇一〇 一八八 四二ガロン・支那一・七四二 一一六 〇七〇 四八三升＝露〇・一四六 六七六 九七九 八三三 六ウェードロ＝〇・五一三 三五三 三九六 一八二ガルネツ

支那一升＝一・〇三五 四六八 八リットル＝日本〇・五七四 〇一四 五六五 〇四九升＝露〇・〇八四 一九三 九〇九 八二六 四ウェードロ＝〇・三二一五 七一〇 九五七 九八五ガルネツ

=米〇・二七三 五四〇 八五六 七ガロン=英〇・二二七 八八九 六二三 一二五ガロン

露一ガルネツ=三・二七九 八リツトル=米〇・五〇五 九一一 五八ガロン=英〇・四二一 四八ガロン=日本一・八一八 一六四 八四四 九升=支那三・一六七 四五四 二升

一ウエードロ=一二・二九八 五リツトル=英二・七〇五 六ガロン=米三・二四七 五九〇三五ガロン=日本六・八一七 七〇二 四〇四 一八八升=支那一一・八七七 二二八 九四二升

佛一リツトル=日本〇・五五四 三五二 三五三 一八六 一七二 四升=支那〇・九六五 七四六一四三 一九六 二〇二 五升=英〇・二一九 九七五ガロン=米〇・二六四 四〇七 六二九ガロン=露〇・三〇四 八九ガルネツ=露〇・〇八一 三〇五ウエードロ

英一ガロン=米一・二〇〇 三二一 七ガロン=日本二・五一八 六八升=佛四・五四五 九六三一リツトル=露〇・三六九六一ウエードロ=露一・三八六ガルネツ=支那四・三八七 七九四 二五升

米一ガロン=日本二・〇九八 四六升=英〇・八三三 一一ガロン=佛三・七八七 二九リツトル=露〇・三〇七 九二五 七八七ウエードロ=一・一五四 六九〇 四六ガルネツ=支那三・六五五 八五三 六五八 九升

日本	英（米）	佛（獨）	露	支那
一立方寸	一、六九八立方吋	二七・八二六九立方センチメートル	〇・三二六八四二一立方ウニルショク	〇・八四九二七八立方寸
一立方尺	〇・九八二六八立方呎 〇・〇三六九八立方碼	〇・〇二七八二六立方メートル	〇・〇七三二三立方アルシン 〇・〇〇二八六三四五立方サールジエン	〇・八四九二七八立方尺
一立方間	七・八六二九立方碼	六・〇一〇五立方メートル	一六・七〇八四九九立方アルシン 〇・六二八八三二七八立方サージエン	一八三・三五七八八八立方尺
一合	一・三七〇四三六ジン 〇・三一七六一パイント 六・三二一六二（液量）オンス	〇・一八〇三九六八リツトル	〇・〇五一三三三四ガルネツ 一・四六七六八九チヤールカ	一・七四二一六合
一升	〇・三九七〇一〇三ガロン 〇・四七六五三九九三八（米）ガロン	一・八〇三九六八四リツトル	〇・一四六七六九八ウエードロ 〇・五一三三三九六ガルネツ 〇・〇〇六四一六九一七四チエトウエリク	一・七四二一六升
一石	三九・七〇一〇三ガロン 四・九六二六七ブツセル 四七・六五三九九四（米）ガロン 五・一九六七四九（米）ブツセル	一・八〇三九六八ヘクトリツトル	六・四一六九一七四チエトウエリク 〇・八〇二一一四六八一五チエトウエルツ 一四・六七六九七九九ウエードロ	一・七四二一六石

國名：支那 單位＼比較國名	日本	英（米）	佛（獨）	露
一立方寸	一•一七七八三六立方寸	一•九九九六一四立方吋	三二•七六八立方センチメートル	〇•三七一二〇八立方ウエルシヨク
一立方尺	一•一七七五八三六立方尺 〇•〇〇五四五一七六立方間	一•一五七二〇五立方呎 〇•〇四二八五八八立方碼	〇•〇三二七六八立方メートル	〇•〇九二〇九〇八八立方アルシン 〇•〇〇三三七三七八立方サージエン
一合	〇•五七四〇二四六五五合	〇•七二九一六七九四ジル 〇•一八二二一六九八パイント 三•六四四六二三三九七（液量）オンス	〇•一〇三五四六八八リツトル	〇•〇三二七一九六八ガルネツ 〇•八四九三九九八チヤールカ
一升	〇•五七四〇二四六五五升	〇•二二七八八九六三ガロン 〇•二七三五四〇八五七（米）ガロン	一•〇三五四六八八リツトル	〇•〇八四一九九一ウエドロ 〇•三二五七一〇九五八ガルネツ 〇•〇三九四六三九九五チエトウエリク
一石	〇•五七四〇二四六五五石	二二•七八八九六三ガロン 二•八四八六二ブツセル 二七•三五四〇八五七（米）ガロン 二•四一九二〇七（米）ブツセル	一•〇三五四六八八ヘクトリツトル	三•九四六三九九七四八チエトウエリク 〇•四八三三九九三四チエトウエルク 八•四一九三九〇九八ウエードロ

國名 單位＼比較國名	日本	支那	佛（獨）	露
英國（米） 一立方吋	〇•五八八八七立方寸	〇•五〇〇九三五立方寸	一六•三八七一立方センチメートル	〇•一八六五八九立方ウエルシヨク 〇•〇〇〇〇四五五三九立方アルシン

一立方呎	一・〇二一六二立方尺	〇・八六四四三七八二六立方尺	二八・三一六八平方デシメートル 〇・〇二八三一六八立方メートル	二三・四二六立方ウエルショク 〇・〇七八七一七三立方アルシン 〇・〇〇二九一五四五立方サージエン
一立方碼	二七・四七五八〇方尺 〇・一二七五〇立方間	二三・三三九二六四七立方尺	〇・七六四五五五メートル	二一・二五二六立方アルシン 〇・〇七八七一七三立方サージエン
一ジル	〇・七八七〇八七五合	一・二七二一八五七合	〇・一四二〇六一三四七リットル	一・一五五〇三チヤールカ 〇・四三三一二五ガルネツ
一(液量)オンス	〇・一五七四一七五合	〇・一五四三七二四合	〇・二八四一三〇六九リットル	〇・二三一〇〇六チヤールカ 〇・〇〇八六六二五ガルネツ
一パイント	三・一四八三五合	五・四八四七四六合	〇・五六八二四五四リットル	四・六二〇一二チヤールカ 〇・一七三二五ガルネツ
一クオート	六・二九六七合	一・〇九六九四八升	一・一三六四九一リットル	〇・九二四〇二五シトツフ 〇・三四六五ガルネツ
一ガロン	二・五一八六八升	四・三八七七九四升	四・五四五九六三一リットル	〇・三六九六二ウエドロ 一・三八六ガルネツ
一(米)ガロン(二三三八ガロン)	二・〇九六四升	三・六五九五八五三七升	三・七八七二九リットル	〇・三〇七九五七八七ウエドロ 一・一五四六九ガルネツ
一ブツセール	〇・二〇一四九四四石	〇・三五一〇一六四石	三六・三六七七リットル	二・九五六八ウエドロ

國名＼比較國名／單位		一（米）ブッシェル	一（船積）
日本		〇・一六七八七六五石	四〇・七〇四八立方尺
支那		〇・二九二四六八二九石	三四・三七七三五立方尺
佛（獨）	〇・三六三六七七ヘクトリットル	三〇・二九八三二リットル 〇・三〇二九八三二ヘクトリットル	一・一三三六七二平方メートル
露	一・三六六チエトウエリク 〇・一七二五チエトウエルツ	二・四六三四〇六ウエドロ 一・二五四六一チエトウエリク 〇・二四四三六チエトチエルツ	三・一四八六八立方アルシン

國名 佛國（獨逸）＼比較國名／單位	一立方センチメートル	一立方メートル	一センチリットル	一リットル
日本	〇・〇三五九三七立方寸	三五・九三七立方尺 〇・一六六三七五立方間	〇・〇〇五五四三五合	〇・五五四三五二三升
英（米）	〇・〇六一〇二七立方吋	三五・三一四七立方呎 一・三〇七九四立方碼	〇・〇七〇三九二ジル 〇・三五一九六（液量）オンス 〇・〇一七五九八パイント	〇・二一九九七五ガロン 〇・二六四一七六（米）ガロン
露	〇・〇一一三八六四立方ウエルショク	二・七七九八七立方アルシン 〇・一〇二九八方立サージエン	〇・〇〇三〇四八九ガルネツ 〇・〇八一三〇五チヤールカ	〇・三〇四八九ガルネツ 〇・〇八一三〇五ウエードロ 〇・〇三八一一チエトウエリク
支那	〇・〇三五七七八立方寸	三〇・五七七八一五立方尺	〇・〇〇六五七四六四合	〇・九六五七四六二四升

比較國名／單位	日本	英（米）	佛（獨）	支那
一ヘクトリットル	〇・五五四三五三五石	二二・〇〇七五ガロン 二・七四九六八七五ブッセル 二六・四一七六二九（米）ガロン 三・三〇五〇九五（米）ブッセル	三・八一二一三五チエトウエリク 〇・四七六三八チエトウエリツ 八・一三　五ウエドロ	〇・六五七四六一四三石

露國

比較國名／單位	日本	英（米）	佛（獨）	支那
一立方ウエルショク	三・一五六一四六八立方寸	五・三五九三七五立方吋	八七・八二四四立方センチメートル	二・六六一七四立方寸
一立方アルシン	一二・一七七九一立方尺	一二・七〇三七立方呎	〇・三五九七三立方メートル	一〇・九七八〇五四三立方尺
一立方サージエン	三四九・〇四五五三五立方尺 一・六一五九四七七立方間	三四三・〇立方碼	三九・七三二立方デシメートル 九・七一二六八立方メートル	二九一・四〇七四六立方尺
一ガルネツ	一・八二八一六四八升	〇・五〇九二一五八（米）ガロン 〇・四二一四八ガロン	三・二七六リットル	三・一六七四四升
一チエトウエリク	一・四五四五三二九斗	三・三七一八四ガロン 四・〇四八〇一三（米）ガロン	二六・二三八四リットル 〇・二六二三八四ヘクトリットル	二・五三一九三斗
一チエトウエルツ	一・一六三六二五五石	五・七七二六四（米）ガロン 四・〇四八〇一三（米）ブッセル	二・〇九九〇七ヘクトリットル	二・〇七七七石
一チヤールカ	〇・六八一七七合	〇・八六五七一三ジル	〇・一二三〇八五リットル	一・一八七七三九合

單位 ＼ 比較國名	日本	英（米）	佛（獨）	支那
		四・三六八九六(液量)オンス 〇・二二六四四八パイント		
一ウエトドロ	六・八一七七升	二・七〇五六ガロン 三・二四七五九(米)ガロン 〇・三三八二ブッセル 〇・四五九四八八(米)ブッセル	一二・二九八五リツトル 〇・一二二九八五ヘクトリツトル	一一・八七七二九升 〇・一一八七七二九石

備考

(一)支那の斗量は同國權度條例に制定する所に據る、然れども支那に於ては地方毎に皆斗量を異にし複雜を極むること尺度重量に比して更に甚しい、其滿蒙主要地方に於ける斗量と本邦との比較は第二章第五節に蒐錄した、參照せられたい。

(二)吉林省地方の斗量を稱するに此地の斗口(斗量の大小を稱する成語)は四十七斤(同賓縣の如し)とか四十三斤(方正縣の如し)とか稱することがある、是れ小米の四十七斤或は四十三斤を以て其地方の一斗と爲すの謂にして其たけの容積を有する桝を造りて使用しつつあるも、原より嚴格に立積を計算せしものに非ざるを以て其容積不同なるは言を俟たない、然れども同地の斤斗は實地

踏査の經驗に基き數地方の平均數を見るに約我〇・三五五升に當る。

（三）熱河屬地方に於ては斗口を稱するに十六五（熱河の如し）十八五（林西の如し）を以てする、是れ北京市斗の一六・五升或は一八・五升に當ることを意味するものにして之を謂斛と稱する、謂斛の一斛は實地踏査の經驗に基き數地方の平均數を見るに約我〇・六三一升に當る

（丁）重量

一　各國重量稱呼一覽表

日本	英國（米國）	佛國（獨逸）	露國	支那
分	グレーン	ミリグラム	ドリア	毫
匁＝一〇分	ドラム＝二七・三四四グレーン＝十六分ノ一オンス	センチグラム＝一〇ミリグラム	ゾロトニク＝九六ドリア	釐＝一〇毫＝〇・〇〇一兩
斤＝一六〇匁＝〇・一六貫（＝一六〇〇グラム＝〇・〇〇〇六佛噸）	オンス＝一六ドラム＝四三七・五グレーン＝十六分ノ一ポンド	デシグラム＝一〇センチグラム	ロット＝三ゾロトニク＝〇・〇三一二五フント	分＝〇・〇一兩
貫＝一、〇〇〇匁＝六・二五斤（＝三・七五キログラム）	ポンド＝一六オンス＝七、〇〇〇グレーン	グラム＝一〇デシグラム＝一〇〇センチグラム	フント＝三二ロット＝九六ゾロトニク＝〇・〇二五プード（＝四〇九・五二四一グラム）	錢＝〇・一兩
		デカグラム＝一〇グラム		兩＝一〇錢（＝三七・三〇一グラム）＝〇・〇六二五斤
				斤＝一六兩

國名	單位
日本	（三七八貫三二二五ポンド）
英國（米國）	ストーン＝一四ポンド クオルター＝二ストーン＝二八ポンド ハンドレッドウエート＝四クオルター＝八ストーン＝一一二ポンド 噸＝二〇ハンドレッドウエート＝八〇クオルター＝二二四〇ポンド （米）噸＝二〇〇〇ポンド
佛國（獨逸）	ヘクトグラム＝一〇デカグラム＝一〇〇グラム キログラム＝一〇ヘクトグラム＝一、〇〇〇グラム （佛）噸＝一、〇〇〇キログラム
露國	プード＝四〇フント＝三八四〇ゾロトニク ウエルウイチ＝一〇プード＝四〇〇フント （露）トン＝六ウエルーウイチ＝六〇プード
支那（海關斤）	カンダリン（分）＝一〇リ（厘） メース（錢）＝一〇カンダリン ダリンテール（兩）＝一〇メース カッテー（斤）＝一六テール（＝三七・七八三グラム） ピカル（擔）＝一〇〇カッテー（＝三・七七八三キログラム） 海關慣用ピカル＝一三三・三分ノ一ポンド

二　各國重量比較表

各國の重量の比較の單位は匁、グラム、兩、ポンド、フント、とし左の如し

日本一匁＝英〇・〇〇八二六七一九三一二二六九ポンド＝佛三・七五グラム＝支那〇・一

〇〇 五三三 四九七 七六一 兩＝露〇・〇〇九 一五七 二三一 六四五 三一フント

佛一グラム＝日本〇・二六六匁＝支那〇・〇二六 八〇八 九三二 七三六 三兩＝英〇・〇〇二二〇四 五八五 五三七 九一ポンド露＝〇・〇〇二 四四一 九二八 四三八 七四フント

英一ポンド ＝佛〇・四五三 六キログラム＝露一・一〇七 六四〇 二六八 八二フント ＝日本一二〇・九六匁＝支那一二・一六〇 五三一 八八九 二兩

支那一兩＝佛三七・三〇一 グラム＝日本九・九四六 九三三匁 ＝英〇・〇八二 二三三 二四五一〇五 八二ポンド＝露〇・〇九一 〇八六 三七二 六九三 八九フント

露一フント＝英〇・九〇二 八二〇 二〇ポンド＝佛四〇九・五一二 四一グラム＝日本一〇九・二〇三 三九三 三匁＝支那一〇・九七八 五九〇 六五四 四兩

國名	比較國名／單位	英（米）	佛（獨）	露	支那
日本	一匁	〇・〇〇八二六七一九三五ポンド 〇・一三二二七五オンス	三・七五グラム	〇・〇〇九一五七三二フント 〇・八七八〇四三八ゾロトニク	〇・一〇〇五三四六兩 〇・〇九九二三〇二二（海關）テイル
	一斤	一・三二二七五〇八九ポンド 〇・〇一一八一〇三七九ハンドレッドウエート 〇・〇〇〇五九〇五一七九（英）噸	六〇〇・〇〇グラム 〇・六キログラム 〇・〇〇〇六（佛）トン	一・四六五一五七〇三フント 〇・〇三六六二八九三六プード 〇・〇〇〇六〇二〇四八三二（露）トン	一六・〇八五五九四三兩 一・〇〇五三四七八斤 一五・八六二四四一六（海關）テイル

國名 支那 / 比較國名 單位	英(米)	佛(獨)	露	支那
	〇・〇〇〇六六一三七五四五(米)噸			〇・九九二〇八(海關)カッテー 〇・〇〇九九二〇八(海關)ピカル
一貫	八・二六七二九三二二六九ポンド 〇・〇七三八一四三四三ハンドレッドウェート 〇・〇〇三六九〇七一三(英)噸 〇・〇〇四一三三九六五(米)噸	三・七五キログラム 〇・〇〇三七五(佛)トン	九・一五七三三六四五フント 〇・二二八九三〇九一プード 〇・〇〇三八〇一五五三(露)噸	一〇〇・五三四九七六兩 六・二八三四六斤 九九・二〇八三三六八(海關)テイル 六・二〇〇一八九四三(海關)カッテー 〇・〇六二〇〇一八九(海關)ピカル

國名 支那 / 比較國名 單位	日本	英(米)	佛(獨)	露
一兩	九・九四六九三三匁 〇・〇六二一六八三三斤	一・三一五七三九三三オンス 〇・〇八二二三三四五一ポンド	三七・三〇グラム	八・七四二六二七七八ゾロトニク 〇・〇九一〇八六三七七フント
(海關)一テイル	一〇・〇七五四六六匁 〇・〇六二七一六六斤	一・三三三八〇四三三オンス 〇・〇八三三一〇一六四五ポンド	三七・七八グラム	八・八九七二六四六二ゾロトニク 〇・〇九二六七三八二フント
一斤	一五九・一五〇三三匁 〇・九九四六九三三斤 〇・一五九一五〇九三三貫	二一・〇五七一〇七四七オンス 一・三一五七三九一三ポンド 〇・〇一一七四七〇六ハンドレッドウエート 〇・〇〇〇五八七三六八(英)噸	五九六・八一六グラム 〇・五九六八一六キログラム 〇・〇〇〇五九六八一六(佛)トン	一三九・八〇八六六四五ゾロトニク 一・四九七三八九六三フント 〇・〇三六四三四四九プード 〇・〇〇〇三六〇七一四三五(露)トン

		〇・〇〇〇六六五七八六五五六(米)噸		
(海關)一カツテー	一六一・二〇七四六六匁 一・〇〇七五四六六斤 〇・一六一二〇七四六六貫	二一・三三二四八六七七オンス 一・三三三〇八(四三)三八ポンド	六〇四・五三六グラム 〇・六〇四五三六キログラム	一四一・七一六五五五ゾロトニク 一・四七六二一四一五フント
(海關)一ピカル	一〇〇・七五四六六斤 一六・一二〇七四六六貫	一三三・三八〇四三三八ポンド 一・一九〇〇〇三七七九ハンドレットウエート 〇・〇五九〇〇一八九(英)噸 〇・〇六六六四〇三三三(米)噸	六〇・四五三六キログラム 〇・〇六〇四五三六(佛)トン	一四七・六二一四一五フント 三・六九〇五三五三八プード 〇・〇六一五八九二二(露)トン

國名	單位 比較國名	日本	佛(獨)	露	支那
英國	一オンス	七・五六匁 〇・〇四七二五斤	二八・三五グラム	六・六四五八四二六一三ゾロトニク 〇・〇六九二二七五一七フント	〇・七六〇〇二二四三兩 〇・七五〇三二七四五六海關テイル
	一ポンド	一二〇・九六匁 〇・七五六斤 〇・一二〇九六貫	四五三・六グラム 〇・四五三六キログラム (或は四五三・五九二四三グラム)	一〇六・三三四六五八〇六ゾロトニク 一・一〇七六四〇三六九フント 〇・〇二七六九一〇〇七プード	一二・一六〇五二八八九兩 一二・〇〇五二九八二五四(海關)兩 〇・七六〇〇三三四三斤 〇・七五〇三三七四五二(海關)カッテー
	一ハンドレットウエート	一三・五四七五二貫 八四・六七二斤	五〇・八〇二三キログラム 〇・〇五〇八〇二三(佛)噸	一二四・〇五七二一〇二〇八フント 三・一〇一三九一七五プード	八五・一二三七一三斤 八四・〇三七七四(海關)カッテー

比較國名／單位	日本	佛（獨）	露	支那
一（英）噸	二七〇・九五四貫 一、六九三・四四斤	一・〇一六〇四（佛）噸	二、四八二・二四〇三フント 六二・〇二七八五五プード 一・〇一三七九七六（露）トン	一、七〇三・四七四四六四斤 一、六八〇・七九八五（海關）カッテー 一六・八〇七九九七（海關）ピカル
一（米）噸	二四一・九二貫 一、五一二・〇斤	〇・九〇七二（佛）噸	二、二三五・三八〇三七フント 五五・三八〇一三四四プード 〇・九二三〇三五五七（露）トン	一、五二〇・〇六六四八六斤 一、五〇〇・六七四九〇六（海關）カッテー 一五・〇〇六七四九（海關）ピカル

國名 佛國（獨逸） 比較國名／單位	日本	英（米）	露	支那
一グラム	〇・二六六匁	〇・〇三五二七三九六オンス 〇・〇〇二二〇四六二五ポンド	〇・二三四四二五三〇二ソロトニク 〇・〇〇二四四一二六八四フント	〇・〇二六八九二兩 〇・〇二六四六三二五七（海關）テイル
一キログラム	二六六・六六匁 一・六六六斤 〇・二六六六貫	三五・二七三九六八六オンス 二・二〇四六二五六ポント	二三四・四二五三〇二ソロトニク 二・四四一九六四九フント 〇・〇六一〇四八二六プード	二六・八八二七二六兩 二六・四六三二五七（海關）テール 一・六七五五五八二九六斤 一・六五四一八三〇九六（海關）カッテー
一（佛）噸	一、六六六・六六斤 二六六・六六貫	二、二〇四・六五八五三七六ポンド 一九・六八三七九九四五ハンドレッドウエート 〇・九八四一八〇七（英）噸 一・一〇三三九一七七（米）噸	二、四四一・二六四九六フント 六一・〇四八二三五七プード 一・〇一二七四七〇六（露）トン	一、六七九・五九六八二三六斤 一、六五四・一八三〇六（海關）カッテイ 一六・五四一八三〇九六（海關）ピカル

國名	單位 ＼ 比較國々	日本	英（米）	佛（獨）	支那
露國	一ゾロトニク	一・一三七五三五三三四七匁	〇・一五〇四七〇〇三三オンス	四・二六五七五四二七グラム	〇・一一四三六〇三二九兩 〇・一一二九〇一四一八（海關）テイル
	一フント	一〇九・二〇三二一三匁 〇・六八二五二一三〇八斤 〇・一〇九二〇三二一貫	一四・四四五一三三二オンス 〇・九〇二八二〇二〇ポンド	四〇九・五一二四一グラム 〇・四〇九五一二四一キログラム	一〇・九七五八〇六五兩 一〇・八三八五三六二四（海關）テイル 〇・六八六一六二九一六斤 〇・六七七四〇八五〇七（海關）カッテー
	一プード	二七・三〇〇八四八三三斤 四・三六八一三五七三三貫	三六・一一二八八ポンド 〇・三二二四〇二八六ハンドレットウエート 〇・〇一六一二〇一七八九（英）噸 〇・〇一八〇五六四〇四（米）噸	一六・三八〇四九六四キログラム 〇・〇一六三八〇五（佛）噸	二七・四四六四七六六斤 二七・〇九六三四〇三（海關）カッテー 〇・二七〇九六三四（海關）ピカル
	一トン（露）	一、六三八・〇五〇八九九斤 二六二・〇八八一四四九九貫	二、一六六・七六八四ポンド 一九・三四六一四七ハンドレットウエート 〇・九六七三〇七（英）噸 一・〇八三三八四（米）噸	九八二・八二九七八四キログラム 〇・九八二八二九七八（佛）噸	一、六四六・七八八九六斤 一、六二五・七八〇四一七（海關）カッテー 一六・二五七八〇四（海關）ピカル

備考

（一）支那海關の斤量一兩は三七・七八三グラムである（一九一七年カストム、レポート所載）故に各國との比較標準數量は左の如し

支那（海關）一兩＝一・〇一二 九二一 九〇五 五七八 九三八 九…兩＝英〇・〇八三 三〇〇 二六四 五五ポンド＝露〇・〇九二 二六三 三八二 二〇一 二八六 六…フント＝日本一〇・〇七五 四六六 匁＝佛三七・七八三グラム

支那一兩＝支那（海關）〇・九八七 四四六 七三五 三〇四 二三七…兩

日本一匁＝支那（海關）〇・〇九九 一三九 〇三〇 七八一 〇三九 一…兩

佛一グラム＝支那（海關）〇・〇二六 四六六 九二九 五七〇 一五九 五九…兩

英一ポンド＝支那（海關）一二・〇〇五 三九九 二五三 六三二 五八六…兩

露一フント＝支那（海關）一〇・八三八 五三六 一一四 〇四五 九九九四…兩

（二）右表に掲けたるは嚴格なる意味に於て比較したる數字なれとも實際に於ては計算の手數を省略する爲め地方の慣例に依り略算法を用ふ即ち左の如し

（イ）支那海關に於ては慣例として一三三ポンド三分の一を以て一ピカル（擔）に、一五ピカル（＝一五〇〇カッテー）を以て一（米）噸に、一六・八ピカル（一六八〇カッテー）を以て一（英）噸に換算す

（ロ）大連關に於ては日本斤一〇〇斤を以て一ピカル（擔）に、一五ピカル（日本斤一、五〇

〇斤）を以て一（米）噸に計算す（因に海關斤一五ピカルを一（米）噸に換算するを其儘襲用せるものであらう）

（ハ）日本に於ては普通一、五一二斤を以て一（米）噸に一、六八〇斤（二六八八貫）以て一（英）噸に換算す（因に海關斤一六八〇カッテーを以て一（英）噸とするを其儘襲用せしものならむか）

（ニ）日本に於ては露國重量に對し普通、一布度を四・三六貫或は二七斤、一（米）噸を五五・四プード、に換算する

（ホ）（佛）噸は日本斤一六六六・六斤と換算する場合と一六六六・七斤と換算する場合とに依て數量を異にするか故に一萬斤を以て六（佛）噸と換算し以て差を少からしむるを普通とする、

以上の慣例に從ひ轉々換算するときは其間に大差を生することあり、注意することを要する。

（三）支那の重量に關しては支那政府制定の標準量と海關使用の重量と二種のみを舉けたれとも、地方と慣習と調査者とに依り尚數樣の計算標準あり參考の爲め左にブロックホ

イス氏著各國貨幣及度量衡比較表所載を示す

滿洲各地方の重量と本部重量との比較表は第五節に示した

（イ）廣東兩普通五八〇グレーン（三七・五八四グラム＝一〇・〇八匁）條約上ノ廣東兩五八三・三三グレーン（＝三七・八グラム一〇・〇八匁）、廣東海關兩五七九・八四グレーン（＝三七・五七三六三グラム＝一〇・〇一九六三五二匁）

（ロ）上海曹平一兩五六・五六三七五グレーン（＝三六・六五三三一グラム＝九・七七四二一六匁）

（ハ）ブロツクホイス氏は同一八九五年カストムレポート所載として庫平（支那政府標準重量）を五七五八二グレーン（＝三七・三一三六クラム＝九・九五〇一六九六匁）海關平を五八一・四七グレーン（＝三七・六八七九二五六クラム一〇〇四七八〇一六匁）とした

（四）上海海關慣例として一擔を我一六・一二〇八貫と換算するも砂糖に限り一擔を我一五・五六八貫、米に限り一擔を我一五・三四一貫と換算する。

度　量　衡　終

保險

第一章　關東州及附屬地に於ける保險事業

關東州には保險業法及附屬法令か行はれて居るも、日本內地に於て主務官廳の許可を受けたる保險業者に對して簡易なる手續の下に營業をさせんかため、明治四十三年勅令第二百九十四號を以て內地に於て免許を受けたる保險業者か關東州內に支店又は代理店を設けて、其免許を受けたる保險事業を營む場合には保險業法に依る免許及許可の規程は之を適用せすして一定の條件を具備したる屆出を爲すに依りて營業することか出來る。此勅令に依り營業して居るもの大正八年末現在にて州內六十一社ある。附屬地及其以外の保險事業に就いては之を羈束する特別の法令か無く關東都督、警務署、帝國領事、支那官憲等適宜の取締をなすのみ、年末現在附屬地に百三十社あり、附屬地以外に九十三社ある、左に此等保險會社營業狀況累年比較を上くる。

第一節　保險會社營業累年比較

關東州內

（大正八年十二月末日現在）

地方別		年次	會社數	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 件數	本年契約高 金額	年末現在 件數	年末現在 金額
旅順	生命	大正八年	一一	一五、[illegible]円	一〇、〇四六円	一八六	九九、九[illegible]円	六九九	六[illegible]、八〇七円
		大正七年	一〇	一四、一八九	六、一六六	九九	[illegible]	五六七	五八八、八〇[illegible]
		大正六年	一〇	三三、三一九	三、一五〇	一八二	三三三、五〇〇	五九[illegible]	五七九、[illegible]
		大正五年	九	一五、五一〇	二、四九八	二二〇	一八一、七〇〇	五[illegible]	四六六、[illegible]
		大正四年	九	一三、四〇六	一、一七三	一五八	一三九、一〇〇	三九五	三〇三、七〇〇
		大正三年	五	九、七七七	一、〇〇[illegible]	三九	四〇、九〇〇	三二一	二六六、九〇〇
	火災海上及運送	大正八年	一	三八五	—	一〇	四一、五〇〇	一九	一三〇、四〇〇
		大正七年	一	三〇四	—	四	三二、八〇〇	一九	七七、九〇〇
		大正六年	一	三三六	—	六	三七、五〇〇	三二	六三、三〇〇
		大正五年	—	—	—	—	—	—	—
		大正四年	—	—	—	—	—	—	—
		大正三年	—	—	—	—	—	—	—
	生命	大正八年	一六	二〇三、四六四	六五、九六八	一、一四一	二、〇五二、六七九	五、八〇三	七、四八四、三二七
		大正七年	一五	一四四、六四八	八九、五七五	一、二〇六	一、八九七、〇三三	五、九九九	七、一一三、〇八七
		大正六年	一六	一〇二、一四三	二〇、〇〇〇	一、一七三	一、五四六、五〇〇	四、九九五	五、四二三、六〇[illegible]
		大正五年	一七	一四四、三九[illegible]	三三、七七〇	一、三六一	一、一六六、三九九	四、三[illegible]	四、三〇三、[illegible]九

大連	大正四年	一四	一〇六、六八七	一七、八二四	一、四三三	一一、一九七、二〇〇	三、六四六	三、七八八、二〇〇
	大正三年	一三	一一七、三二四	二一、三〇五	一、七六六	一、七三八、六〇〇	三、七三三	四、〇四九、八〇〇
海上火災及運送	大正八年	三八	一、〇六〇、一四〇	二七二、九六三	六七、二七一	四七一、四〇六、六七二	二七、六一六	二〇六、六九〇、三六五
	大正七年	三五	七三九、一一〇	六八六、五二七	二〇、五〇四	二四〇、二六二、八三五	一一、七三九	五六、七三九、七三二
	大正六年	三六	五九二、六七五	二六二、九五八	一五、六二二	一四五、二九七、〇〇八	一一、一五三	五七、〇四八、一六二
	大正五年	三三	六八四、三〇〇	九三、九五八	一三、九八九	九二、七五一、五八八	六、一四三	三一、三二〇、七九一
	大正四年	二八	三三一、七五〇	二一、八九八	一〇、二七七	六一、八三二、九五七	四、六八八	一九、一七六、二八六
	大正三年	二七	一三八、七六六	三一、九八九	八、六五七	四六、七八三、五七五	四、三〇三	一八、九一四、六八九
其他	大正八年	二	八、九七六	—	五	一、二〇〇	三六八	一七五、一〇〇

鐵道附屬地內（大正八年十二月末日現在）

年次	會社數	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 口數	本年契約高 金額	年末現在高 口數	年末現在高 金額
大正八年	一三	四四四、五三八円	一三三、九二二円	九、五〇六	一一三、八〇八、一七三円	二一、一五八	六七、八五六、一九六円
大正七年	一七	二九七、〇二三	五〇、六八〇	六、一〇三	三三、七四九、九六二	七、三三六	一七、六五五、九三二
大正六年	九七	一七五、五九〇	六、七九七	四、一七八	一〇、一八六、八五八	五、〇八七	七、八一九、五七〇
大正五年	五八	七三、〇三四	一七一、六九四	一、五九四	五、四五一、七九一	二、一六四	四、九六四、五四一
大正四年	三三	三六、八三九	四五、七〇二	四一六	一、四〇七、四三六	一、〇三九	一、七九六、八〇六
大正三年	一九	六八、四〇六	六四	三〇八	七八〇、六八〇	七九	一、七七九、[illegible]

鐵道附屬地外

（大正八年十二月末日現在）

年次	會社數	收入保險料	支拂保險金	本年契約高 口數	本年契約高 金額	年末現在高 口數	年末現在高 金額
大正八年	[illegible]	一 円	一 円	一	元、[illegible]八[illegible] 円	一	一 円
大正七年	一〇二	三八三、三五七	一三一、三三〇	八、〇一二	七一、九〇三、〇四四	一	三五、九〇七、三六〇
大正六年	八六	三七一、七五八	四〇七、七八七	六、三七三	三五、八四七、九六六	一	二四、九六六、三一[illegible]
大正五年	八七	四三二、八四一	四四、八一九	三、七四一	一六、〇五〇、二四三	一	一四、七九九、九六三
大正四年	五三	一四〇、四九三	二七、〇〇〇	二、三五三	三三、三一七、四三五	一	四、七六六、一〇八
大正三年	四六	二五〇、四九七	一八、九六六	二、四七六	二六、九四三、[illegible]	一	[illegible]、[illegible]四〇、六六九

第二節　大正八年度に於ける保險狀態

關東州內の本年末現在の保險會社數は六十一社あり其の中州內に於て開業したるもの未た一も無く內地及外國の保險會社か其支店又は代理店を設けたるもの生命保險三十社、損害保險二十九社其他二社て前年に比し十社を增加し、保險契約高は前年に比へて二億三千百三十五萬〇五百拾九圓の增額を示して居る、附屬地內の保險會社數は現在百三十社あり、前年に比し十三社の增加をなし、其の保險契約高は一億一千三百八十萬八千百七十二圓て、前年に比へて八千

〇〇五萬八千二百十一圓の增額を示し、附屬地外は前年に比し八社を減增し、保險契約高に於て却つて七百十三萬七百六十圓の額となる、前年來何れも著しき進展を示し居るは蓋し財界好況の爲めてある。

此等保險會社の保險契約高の前年に比較せは左の如し

關東州內

（大正八年十二月末日現在）

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
旅順			
帝國生命保險株式會社	一一、四〇〇円	一三、〇〇〇円	三六、五〇〇円
明治生命保險株式會社	一、六八〇	四、五〇〇	三、二〇〇
横濱生命保險株式會社	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一七、五〇〇
日華生命保險株式會社	五、一〇一	—	—
太平生命保險株式會社	一七、四〇〇	六、三〇〇	七、〇〇〇
八千代生命保險株式會社	四、五〇〇	—	—
共濟生命保險株式會社	九、五〇〇	一、二〇〇	一八、三〇〇
有隣生命保險株式會社	六、五〇〇	三、五〇〇	一、五〇〇
日本生命保險株式會社	一一八、七〇〇	四七、〇〇〇	四三、〇〇〇

	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
旅順	大正生命保險株式會社	一、一四四円	四、五〇〇円	七、〇〇〇円
	東海生命保險相互會社	—	一、〇〇〇	五、〇〇〇
	千代田生命保險相互會社	一三、〇〇〇	九、五〇〇	七四、五〇〇
	横濱火災海上運送信用保險株式會社	四二、五〇〇	三二、八〇〇	三、五〇〇
	計	二三三、四二五	一三五、三〇〇	二一七、〇〇〇
大連	帝國生命保險株式會社	一五、五〇〇	七一五、二〇〇	三四五、一〇〇
	東海生命保險相互會社	五四、七八九	一一四、七〇〇	四六、五〇〇
	共濟生命保險株式會社	五六五、〇〇〇	九一、二〇〇	一五四、九〇〇
	大同生命保險株式會社	二二九、〇〇〇	一五七、〇〇〇	四三九、〇〇〇
	日本生命保險株式會社	四〇三、九九〇	二七〇、二〇二	一〇〇、〇〇〇
	東洋生命保險株式會社	二、五〇〇	一、五〇〇	—
	萬歳生命保險株式會社	—	—	—
	千代田生命保險株式會社	一二六、〇〇〇	六二、〇〇〇	五一、〇〇〇
	大正生命保險株式會社	七三、五〇〇	九八、〇〇〇	八八、〇〇〇
	共保生命保險株式會社	一七、五〇〇	一五八、〇三〇	一九七、〇〇〇
	明治生命保險株式會社	四一七、一〇〇	九七、六〇〇	六一、〇〇〇

連

徴兵生命保險株式會社	—	五三、三〇〇	一二、八〇〇
有隣生命保險株式會社	二六、〇〇〇	六、五〇〇	—
福德生命保險株式會社	四九、五〇〇	三八、〇〇〇	—
日本徴兵生存保險株式會社	一、二〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
太陽生命保險株式會社	一九、八〇〇	四六、一〇〇	四四、七〇〇
横濱生命保險株式會社	—	四二、〇〇〇	五、〇〇〇
明治火災保險株式會社	四八、三七七、一〇一	一三、三三一、八九〇	一六、〇四三、九九一
東京火災保險株式會社	三四、七〇二、四九〇	一七、六六三、三五〇	一四、二七六、四四九
日本火災保險株式會社	三二、九八四、六三五	一三、九〇〇、七七〇	一二、一五六、七二一
蓬萊生命保險相互會社	五二、〇〇〇	—	—
共同火災保險株式會社	三一、四〇四、一九五	一〇、八一三、八二〇	九、四七四、八四五
千代田火災保險株式會社	二二、八二八、七八六	六、九七二、九三〇	一、一六三、六八九
横濱火災海上運送信用保險株式會社	—	一七、三〇七、九一〇	一七、六一八、八一一
東京海上運送火災保險株式會社	—	九九、七七九、七七六	三九、二四七、九四〇
神戸海上火災運送保險株式會社	—	八、七三五、八五五	七、四七六、四六九
ゼ、サン火災保險會社	三、四一五、六一〇	五、四三三、一三九	八〇八、一七七
ゼ、ローヤル火災保險會社	五七一、〇四八	三二一、〇〇〇	三五九、四七〇
豐國火災保險株式會社	八、六〇一、三四〇	三、〇四六、三六〇	九四五、七二〇

大

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
ゼ、ノールウ井ツチ、ユニオン火災保險會社	五、〇六〇、六二〇	—	五、六三二、五一〇
ニユージーランド保險會社	四、四五四、三〇〇	九、六七八、七六〇	七六二、〇〇〇
ゼ、アデン、アッシユランス保險會社	一、九二三、四二〇	一、七一七、六七〇	七七五、三六〇
香港火災保險會社	二九二、四三〇	四〇一、〇〇〇	二二九、二〇〇
三菱海上火災保險株式會社	四六〇、九八二	—	—
ゼ、ヨークシヤ火災保險會社	—	—	三一、五〇〇
フ井ニックス海上火災保險會社	一、三〇一、四二〇	七、五三五、八二五	七、七一〇、九四六
廣東海上保險會社	四三三、四七二	四四一、七五〇	三〇五、二〇〇
日本共立火災保險株式會社	五、〇四〇、〇五〇	—	—
ゼ、ユニヤン保險會社	一二、〇九一、〇八六	一、〇八六、五二五	四九四、三八五
東洋海上保險株式會社	二、一〇八、三九四	六五、九四〇	八七四、一六五
帝國海上運送火災保險株式會社	二、八四八、〇〇〇	一、七二七、四五〇	二、一〇二、四九九
日本海上保險株式會社	二四、〇二八、〇〇〇	八、二六二、六九七	二、四六八、〇六一
大阪火災保險株式會社	三四、七七二、九六二	五、〇六三、九九〇	四一八、八〇〇
扶桑海上保險株式會社	四、〇八四、四八〇	—	—
福壽火災保險會社	一、八九二、〇〇〇	一五八、〇五〇	—

會社名		大正八年	大正七年	大正六年
連	大正海上火災保險株式會社	一、九七一、七五七	—	—
	ツコッチニオ保險會社	—	六、七九六、三六六	—
	ノースブリチン、エンド、ユーヤンタイル火災保險株式會社	一五、二五一、七〇五	—	—
	計	—	二四〇、三一七、六二五	一四六、九二三、五〇八
	總計	四七三、四六〇、五五一	二四二、二一四、六五七	一四七、一四〇、五〇八
普蘭店	東海生命保險相互會社	一六、〇〇〇	—	—
	蓬萊生命保險相互會社	一〇、五〇〇	—	—
	計	二六、五〇〇	—	—
州內保險業者 六一				

鐵道附屬地內

（大正八年十二月末日現在）

會社名		大正八年	大正七年	大正六年
大石橋	大正生命保險株式會社	二〇、〇〇〇円	一九、五〇〇円	八、五〇〇円
	太平生命信險株式會社	一〇、〇〇〇	二三、〇〇〇	二、〇〇〇
	東海生命保險相互會社	八、五〇〇	一一、〇〇〇	六、〇〇〇

	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
大石橋	養老生命保險株式會社	七、〇〇〇円	—円	—円
	日本徵兵生存保險會社	—	二、六〇〇	一、〇〇〇
	明治生命保險株式會社	二六、七〇〇	一一、二五〇	—
	共濟生命保險株式會社	一二、〇〇〇	一四、五〇〇	—
	計	八四、二〇〇	七一、九五〇	一七、五〇〇
遼	明治生命保險株式會社	六、四八〇	二〇、四〇〇	三、〇〇〇
	日本生命保險株式會社	六七六、〇〇〇	一三、〇〇〇	七七、五〇〇
	共保生命保險株式會社	二二、〇〇〇	—	—
	共濟生命保險株式會社	—	一、〇〇〇	五〇〇
	蓬萊生命保險株式會社	—	—	七、〇〇〇
	英國サン火災保險會社	一五三、五〇〇	—	—
	東洋生命保險株式會社	三、〇〇〇	六、五〇〇	七、五〇〇
	スコッチュニオン保險會社	三八四、八〇〇	—	—
	帝國生命保險株式會社	一三、五〇〇	三、五〇〇	二五、〇〇〇
	日清生命保險株式會社	三三、〇〇〇	—	—
	豐國火災保險株式會社	一、一八五、七三〇	二七一、四六五	三三、〇〇〇

遼陽	日本共立火災保險株式會社	一、〇四六、七〇〇	—	—
	日本徵兵保險株式會社	—	二〇、一〇〇	—
	福壽火災保險株式會社	三三、四〇〇	—	—
	計	三、三五八、一一〇	三三五、四六五	一五三、五〇〇
鞍山	東海生命保險相互會社	—	一、四六五、六九二	—
	帝國生命保險株式會社	一四、〇〇〇	—	—
	大同生命保險株式會社	—	六、〇〇〇	—
	大正生命保險株式會社	六、〇〇〇	—	—
	蓬萊生命保險株式會社	—	二、〇〇〇	—
	日清生命保險株式會社	七、〇〇〇	—	—
	東洋生命保險株式會社	—	八、〇〇〇	—
	共保生命保險株式會社	一〇、八〇〇	—	—
	計	三七、八〇〇	一、四八一、六九二	—
奉天	帝國生命保險株式會社	六九、〇〇〇	一九、四〇〇	一一五、四〇〇
	日本海上保險株式會社	一、四四三、三〇〇	—	—
	有隣生命保險株式會社	九、〇〇〇	五、五〇〇	五二、〇〇〇
	共立火災保險株式會社	三二三、〇〇〇	—	—

	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
奉天	東海生命保險相互會社	四五、〇〇〇	二七、五〇〇	四三、〇〇〇
	日本徵兵保險相互會社	八九、五〇〇	—	—
	太平生命保險株式會社	三八、〇〇〇	一五、〇〇〇	—
	計	二、〇一六、八〇〇	六七、四〇〇	二一〇、四〇〇
本溪	英國ニュージーランド保險會社	—	五、七〇〇	—
	豐國火災保險株式會社	三八、〇〇〇	五、五五〇	一六、九〇〇
	横濱火災海上運送信用保險株式會社	三六、二〇〇	四二、三五〇	四五、八〇〇
	共同火災保險株式會社	二八〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、六〇〇
	東洋生命保險株式會社	一七、五〇〇	七七、五〇〇	二〇、〇〇〇
	日本生命保險株式會社	一、五〇〇	—	四、〇〇〇
	太平生命保險株式會社	一、五〇〇	三、五〇〇	八、〇〇〇
	帝國生命保險株式會社	五六、二〇〇	一〇、〇〇〇	一二三、一〇〇
	横濱生命保險株式會社	—	八、〇〇〇	八、〇〇〇
	東海生命保險相互會社	一二、五〇〇	六、八〇〇	二七、〇〇〇
	大同生命保險株式會社	六、五〇〇	五、五〇〇	二、四六〇
	大正生命保險株式會社	一、〇〇〇	二、〇八五	—

湖	共保生命保險株式會社	—	—	—
	日本徴兵保險株式會社	—	一二、三〇〇	—
	計	四五〇、九〇〇	一九九、二三五	二八五、八六〇
撫順	東洋生命保險株式會社	九二、五〇〇	五〇〇	
	共保生命保險株式會社	三二、〇〇〇	八、〇〇〇	、五〇〇
	帝國生命保險株式會社	一三、七〇〇	三一、九六〇	九、三〇〇
	明治生命保險株式會社	一二四、〇〇〇	一三五、三〇〇	四、七〇〇
	太平生命保險株式會社	—	四八、〇〇〇	六二、三〇〇
	東海生命保險相互會社	六、〇〇〇	九、〇〇〇	三、五〇〇
	日本生命保險株式會社	七〇四、九〇〇	七六、一〇〇	六八、二〇〇
	共濟生命保險株式會社	二三、〇〇〇	二〇、五〇〇	二三、〇〇〇
	英國スコッチシユユニオン會社	九〇、一〇〇	—	—
	大正生命保險株式會社	四、三〇〇	一、〇〇〇	二五、〇〇〇
	日本徴兵生存保險株式會社	一二、〇〇〇	一、二〇〇	七、九〇〇
	英國ニユージーランド保險會社	一四三、六二〇	五一、三二〇	四八、七九〇
	福壽火災保險株式會社	八、〇〇〇	—	—
	豊國火災保險株式會社	二〇八、一〇〇	三五、五五〇	六三、四〇〇

	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
撫順	三井會社火災保險部	八一〇、四八〇円	七七三、四三〇円	五二八、二五五円
	横濱生命保險株式會社	一三四、五〇〇	三、〇〇〇	—
	大同生命保險株式會社	二五九、〇〇〇	三九、五〇〇	—
	計	二、六六六、二〇〇	一、二三四、三六〇	八四五、八四五
鐵嶺	東洋生命保險株式會社	四八、〇〇〇	三九、五〇〇	一、〇〇〇
	大同生命保險株式會社	一〇、〇〇〇	一九、八〇〇	七六、五〇〇
	福德生命保險株式會社	—	—	—
	共濟生命保險株式會社	五、〇〇〇	一九、五〇〇	—
	計	六三、〇〇〇	七八、八〇〇	七七、五〇〇
開	英國ニユージーランド火災保險株式會社	—	—	九九九、六〇〇
	英國スユッチユニオン火災保險株式會社	—	一、五一三、〇〇〇	—
	サン火災保險株式會社	—	五七六、三〇〇	五六八、八二〇
	ノールウイッチ火災保險株式會社	—	九五、〇〇〇	九九、〇〇〇
	明治火災保險株式會社	二、六三九、九〇〇	六三五、〇〇〇	三一、六〇〇
	東京火災保險株式會社	二、九九四、三〇〇	八六五、〇〇〇	三二、五〇〇

原			
日本火災保險株式會社	二、九八九、九〇〇	三六四、〇〇〇	三二、〇〇〇
横濱火災保險株式會社	二、二九〇、八九五	五、〇〇〇	五二、〇〇〇
共同火災保險株式會社	二、六〇一、八〇〇	三六四、〇〇〇	―
東海生命保險相互會社	―	二、〇〇〇	―
日華生命保險株式會社	五〇、〇〇〇	―	―
蓬莱生命保險株式會社	―	―	―
日本生命保險株式會社	―	―	一五、五〇〇
帝國生命保險株式會社	―	二八、五〇〇	一六、二〇〇
東洋生命保險株式會社	―	―	―
大正生命保險株式會社	―	二、〇〇〇	―
共濟生命保險株式會社	―	一四、五〇〇	四四、〇〇〇
日本徴兵保險株式會社	―	―	七、三〇〇
大同生命保險株式會社	一〇〇、八〇〇	三、〇〇〇	―
共保生命保險株式會社	三一、五〇〇	―	―
日清生命保險株式會社	―	五、〇〇〇	―
横濱生命保險株式會社	―	二六、〇〇〇	
中國金星水火保險有限公司	―	七七八、五〇〇	―
香港福安水火保險有限公司	―	九五五、九〇〇	―

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
開原			
神戸海上火災保險會社	九、一九九、二〇〇円	—円	—円
英國太古火災保險株式會社	—	三九二、五〇〇	—
大坂海上火災保險會社	二、二〇四、一七〇	—	—
ニユージーランド保險株式會社	五、三七九、〇〇〇	一、六六二、八八一	—
三井會社火災保險部	四、二五〇、〇〇〇	三、一四四、五九〇	—
東京海上火災保險會社	二、〇五四、三〇〇	—	—
共同火災保險株式會社	—	二五六、〇〇〇	—
千代田火災保險株式會社	一、九七八、二〇〇	二九二、〇〇〇	—
計	三八、七六三、九六五	一一、九八〇、六七一	一、八九四、七二〇
長			
日本生命保險株式會社	九一、〇〇〇	六九、〇〇〇	一三八、五〇〇
帝國生命保險株式會社	六一、五〇〇	七二、〇〇〇	—
明治生命保險株式會社	四九、〇〇〇	二七、六〇〇	四七、五〇〇
共濟生命保險株式會社	一〇〇、五〇〇	三一、五〇〇	二九、八〇〇
東洋生命保險株式會社	三、〇〇〇	二三、八〇〇	一三一、三〇〇
大同生命保險株式會社	六五、二〇〇	五、〇〇〇	—
太平生命保險株式會社	—	—	一五、〇〇〇

春	東京火災保險株式會社	一〇、四七九、八九〇	三、五八三、三〇六	三〇、、五〇一
	共同火災保險株式會社	六、一六〇、九七〇	二、二二三、一四三	二六六、九四一
	明治火災保險株式會社	一一、二六三、五一九	二、〇七〇、七二九	二〇一、〇一五
	千代田火災保險株式會社	三、一二九、九九〇	六九二、七七六	一九六、七八八
	日本火災保險株式會社	九、七七八、四五〇	二、四三三、九五五	二三〇、三八五
	ノルエッチユニオン火災保險會社	—	—	—
	横濱火災海上保險株式會社	五、九五五、三二〇	一、六三六、五〇九	三七七、八八五
	神戸海上火災保險株式會社	三、五〇〇、四九〇	七五九、八二五	一八五、五九五
	東京海上火災保險株式會社	四、三一〇、二二〇	一、〇一三、二〇三	一九九、〇五四
	大阪海上火災保險株式會社	二、一七〇、四六九	六三〇、〇四一	二二、三五六
	太平養老保險株式會社	七五、〇〇〇	五〇〇〇	—
	千代田生命保險相互會社	一〇〇、〇〇〇	一、七〇〇	—
	徴兵保險株式會社	一二、八〇〇	九、三〇〇	—
	計	五七、五〇七、三一八	一五、二八三、六三七	二、三五〇、六一五
四平街	大正生命保險株式會社	—	—	—
	東海生命保險相互會社	—	—	六、〇〇〇
	東洋生命保險株式會社	九、〇〇〇	—	—

地區	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
四平街	横濱生命保險株式會社	—	—	二二、五〇〇
	日清生命保險株式會社	三六、〇〇〇	—	—
	帝國生命保險株式會社	—	—	二一、〇〇〇
	太平生命保險株式會社	二九、五〇〇	一、三三〇〇	三二、五〇〇
	共保生命保險株式會社	—	—	一六、〇〇〇
	明治生命保險株式會社	—	六〇、二〇〇	二二、五〇〇
	大同生命保險株式會社	—	四、〇〇〇	四、〇〇〇
	徴兵保險株式會社	九、九〇〇	—	—
	日本生命保險株式會社	—	—	一一七、五〇〇
	日本徴兵保險株式會社	一二、〇〇〇	—	—
	計	九六、四〇〇	七七、五〇〇	二四二、〇〇〇
公	太平生命保險株式會社	八、八〇〇	一〇、五〇〇	—
	帝國生命保險株式會社	七一、〇〇〇	—	—
	東海生命保險株式會社	一、〇〇〇	四九、〇〇〇	七、〇〇〇
	東洋生命保險株式會社	二一、〇〇〇	一七、〇〇〇	二三、〇〇〇
	日清生命保險株式會社	三九、〇〇〇	—	—

主嶺

大正生命保險株式會社	一七、五〇〇	三四、五〇〇	二二、五〇〇
豐國火災保險株式會社	八〇、〇〇〇	—	—
大同生命保險株式會社	—	一、〇〇〇	—
明治火災保險株式會社	二四九、九七五	—	—
蓬萊生命保險株式會社	一七、〇〇〇	八四、八〇〇	—
千代田火災保險株式會社	二六二、一〇〇	—	—
横濱火災保險株式會社	三〇五、三二五	九四八、六一〇	二四、五五〇
東海火災保險株式會社	四一三、八五〇	—	—
英國ニユージーランド保險會社	八八七、五〇〇	一七一、一六〇	八〇九、三五二
大阪火災保險株式會社	二一六、五二五	—	—
東京火災保險株式會社	三二八、五二五	—	—
サン保險會社	二、〇〇〇	五八、六五〇	七、七一六
日本火災保險株式會社	三三二、八五〇	—	—
神戸海上火災保險株式會社	一九五、四〇〇	三三、〇〇〇	一七、八〇〇
共同火災保險株式會社	二四二、一〇〇	—	—
共保生命保險株式會社	—	一六、五〇〇	—
英國スコツチシユユニオン會社	二六、二八五	—	—
横濱生命保險株式會社	二二、五〇〇	一四、五〇〇	—

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
計	三、七四〇、二三五	一、五〇八、二二〇	九[illegible]、九一八
安東			
千代田生命保險株式會社	一四、〇〇〇	—	一七〇、〇〇〇
大阪火災海上運送保險株式會社	二、四四四、一九六	三四〇、三四〇	一九、〇〇〇
東洋海上火災保險株式會社	二、一一九、八一二	一、〇九〇、六四〇	三、[illegible]〇八、〇〇〇
東京火災保險株式會社	二四五、二三六	—	—
計	四、八二三、二四四	一、四三〇、九八〇	三、[illegible]九七、〇〇〇
總計	一一三、八〇八、一七二	三三、七四九、九六一	一〇、一八六、八五八

鐵道附屬地外

（大正八年十二月末日現在）

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
營			
明治生命保險株式會社	七、四〇〇	一二、五〇〇	一二三、〇〇〇
帝國生命保險株式會社	五三、四〇〇	四〇〇〇	一〇、八五〇
日本生命保險株式會社	—	九六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
有隣生命保險株式會社	—	八〇〇	—
東洋生命保險相互會社	—	—	一二、〇〇〇

ロ

萬歳生命保險株式會社	—	一、三〇〇	二、〇〇〇
大正生命保險株式會社	五、〇〇〇	一九、〇〇〇	一、五〇〇
横濱生命保險株式會社	二、〇〇〇	—	一、〇〇〇
東洋海上保險株式會社	五四七、〇七五	—	—
太平生命保險株式會社	四三、七〇〇	—	—
神戸海上運送火災保險株式會社	—	一、一五四、四一〇	三二〇、七九〇
豊國火災保險株式會社	一、一七、八四六	六八、〇〇〇	—
共保生命保險株式會社	四、五〇〇	—	—
東京海上保險株式會社	一、一六九、一四九	六一三、〇〇〇	—
日本海上保險株式會社	—	一八、八二七、四〇一	—
大阪海上保險株式會社	五五、〇〇〇	一二、九九五	—
明治火災保險株式會社	五五六、一四九	二、三七六、八五〇	一、二三六、九二〇
日本火災保險株式會社	五五六、一五〇	一、三二七、八六〇	九三、〇〇〇
共同火災保險株式會社	五五六、一五〇	一、一六二、七五〇	五七八、一七〇
東京火災保險株式會社	五五六、一四九	一、一八七、〇〇〇	八三六、八八〇
横濱火災保險株式會社	五五二、一四九	六五九、一五〇	—
千代田火災保險株式會社	五五六、一四九	四三六、三五〇	—
神戸火災保險株式會社	五五六、一四九	八三四、四五〇	—

地名	會社名	大正八年	大正七年	大正六年
營口	大阪火災保險株式會社	五五六、一四九	四五三、九五〇	—
	教育保險株式會社	—	—	二〇〇
	日本徵兵生存保險株式會社	—	—	二一、三〇〇
	徵兵保險株式會社	九〇〇	一六、八〇〇	一二、〇〇〇
	日華生命保險株式會社	一〇、二〇〇	—	—
	計	七、五二四、六六四	—	—
遼陽	東海生命保險相互會社	—	一、〇〇〇	—
	大正生命保險相互會社	二四、五〇〇	—	—
	橫濱生命保險株式會社	—	二九、〇〇〇	二三、〇〇〇
	共保生命保險株式會社	三、〇〇〇	七、五〇〇	一七、五〇〇
	計	二七、五〇〇	—	—
奉	大正生命保險株式會社	—	一六、〇〇〇	—
	東洋生命保險株式會社	—	二八、五〇〇	二八、〇〇〇
	有隣生命保險株式會社	—	五、〇〇〇	—
	日本生命保險株式會社	二七九、六〇〇	四八四、四〇〇	一七九、八〇〇

天

共濟生命保險株式會社	—	五五、三〇〇	—
共保生命保險株式會社	八五、〇〇〇	四三、〇〇〇	一七、五〇〇
東海生命保險相互會社	—	—	—
日清生命保險株式會社	三〇、五〇〇	六八、〇〇〇	—
常盤保險株式會社	—	二九、〇〇〇	—
明治生命保險株式會社	—	一八八、五〇〇	一一三、一〇〇
千代田生命保險相互會社	三九、〇〇〇	一四二、三六二	五六六
大同生命保險株式會社	—	—	一八、四〇〇
日本徵兵生存保險株式會社	—	—	三、〇〇〇
豐國火災保險株式會社	九六三、二三〇	—	—
英國サン火災保險會社	一五〇、八〇〇	一、二七九、六六八	二四七、二二七
明治火災保險株式會社	四、八九一、九一九	三、〇五七、六〇〇	一、六四九、八八九
東京火災保險株式會社	四、五二二、一三〇	二、七六五、八〇〇	一、四二九、四〇三
共同火災保險株式會社	四、一一三、七一四	二、六六五、四〇〇	一、五一一、四九一
日本火災保險株式會社	四、三五四、八九一	一、四五九、五二〇	一、一三四、九〇八
橫濱火災保險株式會社	三、二七六、二〇三	九八四、二七〇	八六七、六五〇
千代田火災保險株式會社	二、一九一、〇八二	一、八六三、二一〇	六九八、四〇六
大阪海上保險株式會社	二、二〇九、二四二	—	—

會社名		大正八年	大正七年	大正六年
奉天	帝國火災保險株式會社	—	—	二〇、九〇〇
	東京海上火災保險株式會社	三、一四二、四七八	一五三、二八六	四五九、九〇〇
	神戸海上火災保險株式會社	一、九九四、一二八	一、二五九、一〇〇	四二七、〇三八
	三井火災保險株式會社	〇一七	—	—
	徵兵保險株式會社	二〇、七〇〇	一〇、三〇〇	二、五〇〇
	福壽保險會社	—	六、五〇〇	—
	スコンチユーオ保險會社	—	一、四五二、〇〇〇	—
	計	三二、二六四、六三四	—	—
鐵	明治生命保險株式會社	三〇、五〇〇	三九、八〇〇	一四、〇〇〇
	東海生命保險株式會社	—	六、四〇〇	—
	蓬萊生命保險相互會社	—	—	—
	太平生命保險株式會社	三二、六〇〇	—	—
	共濟生命保險株式會社	—	—	七、五〇〇
	大正生命保險株式會社	一、〇〇〇	三、五〇〇	一、〇〇〇
	有隣生命保險株式會社	三六、八〇〇	—	—
	帝國生命保險株式會社	六、五〇〇	二六、〇〇〇	七、〇〇〇

嶺

共保生命保險株式會社	—	九、〇〇〇	五、八〇〇
徵兵保險株式會社	—	—	—
英國絲安火災保險會社	一八四、四〇〇	一、一五七、〇〇〇	一五六、九〇〇
英國ニユージーランド火災保險會社	—	八二、五〇〇	四〇九、〇〇〇
明治火災保險株式會社	八九一、一五〇	一、二三四、六七四	一、〇〇五、五九八
東京火災保險株式會社	一、一六一、六五〇	九三〇、七九四	八五〇、三〇〇
共同火災保險株式會社	八九七、六〇〇	七八二、〇七四	五六六、三五〇
日本火災保險株式會社	一、二二九、三五〇	七四七、一一四	八一五、二〇〇
橫濱火災保險株式會社	九八八、一五〇	七二六、五三四	五八〇、〇〇〇
東京海上火災保險株式會社	七二四、六〇〇	一九九、九四二	四二二、六〇〇
神戶火災保險株式會社	五四六、二〇〇	二四五、八〇〇	三一三、六〇〇
千代田火災保險株式會社	八一一、四〇〇	二六一、〇二七	四二一、四〇〇
大阪海上火災保險株式會社	七〇六、六〇〇	一〇四、六〇〇	四〇、〇〇〇
スコツチユニオン火災保險會社	四七一、八〇〇	一、九二七、八〇〇	—
計	八、七二〇、三〇〇	—	—
愛國生命保險株式會社	—	—	—
富士生命保險株式會社	三二、〇〇〇	一〇、五〇〇	—

安

會社名	大正八年	大正七年	大正六年
共保生命保險株式會社	九九、〇〇〇	一、〇〇〇	五、五〇〇
大同生命保險株式會社	二、一〇〇	二五、〇〇〇	二三、〇〇〇
帝國生命保險株式會社	一三五、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四二、五〇〇
徵兵生命保險株式會社	六、七〇〇	—	—
太平生命保險株式會社	一五、〇〇〇	—	一三、五〇〇
日本生命保險株式會社	三七五、四〇〇	三二九 七〇〇	一、四〇〇
東海生命保險株式會社	五二、〇〇〇	六、五〇〇	一二、三〇〇
明治生命保險株式會社	五一、五〇〇	一六八、二〇〇	一二一、九八〇
日清生命保險株式會社	八一、一〇〇	—	五、〇〇〇
大正生命保險式式會社	四八、〇〇〇	一六、五〇〇	—
東京火災保險株式會社	—	一、三七〇、一二一	八七八、〇二九
横濱火災保險株式會社	—	一、七四六、五七四	七二七、三〇六
共同火災保險株式會社	一、三四六、二五三	一、四三一、六四九	八七三、四六五
英國サン火災保險會社	六、九三一、四二六	九〇〇、〇〇〇	二一〇、〇六〇
豐國火災保險株式會社	三、六六〇、三〇〇	八六四、七八九	五九四、四七〇
英國ニユージーランド保險會社	三二一、〇〇〇	四、〇六四	一六七、七七〇

東

千代田火災保險株式會社	九一六、四〇一	五三八、九七六	三七一、九二四
日本火災保險株式會社	一、四九二、七六六	一、〇九三、一二一	六五二、三〇八
明治火災保險株式會社	二、二四六、八五二	一、七七三、八八二	五八一、二三〇
神戸海上運送火災保險株式會社	—	—	二八、九六二
明治海上運送火災保險株式會社	—	三九〇、三四八	—
東京海上保險株式會社	一、三三九、〇一九	一、一〇〇、〇七六	六六一、五八五
神戸海上保險株式會社	七六〇、一四二	二四〇、四九七	一九八、七八八
日本海上保險株式會社	一、八二七、一六一	—	一、三七四、五七六
横濱海上保險株式會社	九七三、四六四	七三五、五七一	五〇八、三〇四
大阪海上保險株式會社	八七五、七〇三	一八〇、六〇八	五七、八四一
スコッチ、ユニオン、エンドナショナル保險會社	四、九二五、四〇〇	二、四五九、三六七	—
ニウジーランド海上保險會社	九〇一、一六〇	六六二、一六〇	—
計	三〇、四九六、七〇九	—	—
總計	七九、〇三三、八〇七	七一、九〇二、〇四四	二五、八四七、九九

第二章　滿洲に於ける保險業（支那側）

滿蒙に於ける保險業は人智の未た開けない爲め其業の何たるを理解されて居らぬ又少數の人

間に理解されても會社其物を信用せぬ商人にて多少新思想に觸れたものは外國人の信用ある會社と契約する有様にて支那人自ら設立經營しある會社は極めて少いのである、唯特種の地方及状況にある遼河と營口、鴨綠江と安東の如き處に於て水險即ち洪水に對する保險かあるのは稀らしい事である。

今滿蒙に於ける同事業の最近統計を見れば次の如し。

地方別	名稱	種類		設立年月	註冊年月	資本金	拂込資本金	積立金	一年間ノ財況 收入 保險費	利息	其他	支出 保險賠償金	營業費	其他	總計現在契約狀況 件數	金額	擬決件數
奉天	華洋人壽保險分公司	人壽保險	民	一、九	—	—	—	—	一〇、〇〇〇円	—	—	二、〇〇〇円	三、四〇〇円	—	五五	五、〇〇〇円	·
奉天	金星人壽保險分公司	人壽保險	民	三、二	—	—	—	—	三〇、〇〇〇	—	—	五、〇〇〇	三、〇〇〇	—	七七	六、〇〇〇	·
營口	華安水火保險有限分公司	水火保險	官	一、三	—	—	—	—	一五、〇〇〇	—	—	—	四、一〇〇	—	八	三、〇〇四、五七五	—
營口	金星東三省分公司	水火保險	民	四、五	—	—	—	—	三七、〇〇〇	七八〇円	—	—	七、二〇〇	—	一八五	一、四九九、〇〇〇	—
營口	福安保險分公司	人壽水火保險	官	二、七	—	—	—	—	四一、五〇〇	四七〇	—	—	八、〇〇〇	—	八	一、四七八、九四九	—

安東省 安東	大有昌公司	水險	光三四、	—	—	—	—	八,000	—	—	—	二,000	—	三七	二00,000	—
安東省 安東	合記公司	水險	民三、五	—	—	—	—	三,000	—	—	—	三,五00	—	四五	二四0,000	—
計	七							二四,五00	一,二五0	—	八,000	三一,000	—	七0九	五,四三五,五三	五
吉林省 濱江	福安保險分公司	水火人壽	光三六、二	—	—	—	—	四四,000	三五,000	六,000	三五,000	一00,七00	八八,000円	—	—

第三章 鏢局

鏢局は又鑣局とも云ひ Piaochü と發音す。

紅胡子（馬賊）に對し貨物船車輸送の保險を爲すもので文化の程度低く保險機關の極めて不完全なる滿蒙地方に於て自然の必要に迫られて生れたる保險制度で鏢は本と Bridle and trappings 字義の意てある鏢局の親方なるものは各々其紅胡子の有する『繩張り』内に於ける何れも有力者で紅胡子とは懇親の間柄にあり且常に意思の疏通を計る事に努め彼等を優遇し保護する代償として鏢局子にて保險を附したる船車に對しては危害を加へさる事を約束するものである。

鏢局子の起原は五六十年前の事で法庫門、營口、寛城子、通江口等に起り其後商業の中心地

たる諸所に出來たもので尤も盛大なりしは二十前前後て現在に於ては東支南線に沿ふて南下する特產物の馬車輸送を初め新邱炭坑附近等有名てはあるか其保險か薄弱なるため漸次衰微し來り從つて鏢局の數も少くなつたのてある。

其の理由は往時の紅鬍子は各團體間にも連絡あり統一あつたものなるか現今は全く其等を欠けたると小强盜草賊叢出せる爲從つて鏢局子の高率の保險も余り効果かなくなつたからてある加ふるに漸次交通の發達と共に鏢局子の保險の必要も從つて少くなりしと兩々相俟つて益々不振を來すに至つたのてある。

保鏢費即ち保險金は一定したものかない隨時隨所に相手方により貨物の品種によりて異なるか大體次如きものてある。

一、元寶銀(馬蹄銀)一錠(五十三兩五匁)に對し　四　吊

二、貨　物　一件(百二十斤)に對し　二角又は三角

人には保險を附せさる樣てある。

鏢を附したる證左としては該荷馬車上に小旗を樹て危害を避ける目標とし以て他との混同を防ぐのてある。

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02956 5496